

委員の異動
十一月二十二日
村沢 牧君
喜屋武眞榮君
補欠選任
大淵 絹子君
下村 泰君

出席者は左のとおり。

委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君

委員

井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君
木宮 和彦君
北 修二君
沓掛 哲男君
野沢 太三君
森山 眞弓君
吉村剛太郎君
会田 長栄君
大淵 絹子君
上山 和人君
清水 澄子君

国務大臣

政府委員

参考人

菅野 久光君	谷本 義君	三上 隆雄君	井上 哲夫君	河本 英典君	小島 慶三君	都築 譲君	星川 保松君	刈田 貞子君	浜四津敏子君	和田 教美君	林 紀子君	下村 泰君	西野 康雄君	河野 洋平君	武村 正義君	与謝野 馨君	大河原太一郎君	橋本龍太郎君	外務大臣 大藏大臣 文部大臣 農林水産大臣 通商産業大臣	外務省経済局長 外務省条約局長 大蔵省関税局長 文部大臣官房長 文化庁次長 農林水産大臣官房長 特許庁長官 特許庁特許技監 特許庁総務部長 常任委員会専門員 宮崎県西都市長	原口 幸市君 折田 正樹君 鏡味 徳房君 佐藤 慎一君 林田 英樹君 高橋 政行君 高島 章君 油木 肇君 森本 修君 大島 弘輔君 黒田 昭君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	------------------------------	--	--

本日、会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)
○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○糖系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(矢田部理君) ただいまから世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十二日、喜屋武眞榮君及び村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として下村泰君及び大淵

絹子君が選任されました。

○委員長(矢田部理君) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、糖系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、以上八案件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野外務大臣。

○国務大臣(河野洋平君) ただいま議題となりました世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この協定は、昭和六十一年九月に開始された関税及び貿易に関する一般協定の第八回目の多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドの結果、平成六年四月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会合において作成されたものであります。

この協定は、世界貿易機関を設立し加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止すること等を目的とするものであります。

我が国がこの協定を締結することは、我が国が世界の主要な貿易国であることにかんがみ、多角的貿易体制の発展に寄与するとともに、我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこととなるという見地から極めて有意義であると認められま

す。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(矢田部理君) 次に、与謝野文部大臣。

○国務大臣(与謝野文部大臣) このたび、政府から提出いたしました著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、知的所有権の貿易関連の側面に關する協定を含む世界貿易機関を設立するマラケシュ協定、いわゆる世界貿易機関協定の締結に伴い必要となる国内法の整備を図ることを目的とするものであります。

世界貿易機関協定については、今国会において別途その締結について御承認をお願いしているところであり、その附属書として含まれる知的所有権の貿易関連の側面に關する協定は、知的所有権の国際的保護のための基準及びその確保のための手段を定めるものであり、著作権に關しては、著作権に關する基本条約であるベルヌ条約の保護内容の遵守、コンピュータ・プログラム及びデータベースの著作権による保護、レコード等の貨物に關する権利の付与、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護等について規定されております。

世界貿易機関協定の締結により我が国が負うこととなる義務は、他の締約国における著作権者や実演家等の権利者に対し、協定に従って所定の保護を与えることであり、今回の著作権法等の一部改正の趣旨は、同協定上の保護義務を果たすために必要な規定の整備を行うことにあります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、著作権法の改正事項としては、世界貿易機関の加盟国の実演、レコード及び放送を、著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放

送に加えることとあります。

現行の著作権法は、外国の著作物、実演、レコード及び放送について、ベルヌ条約や実演家等保護条約など既存の著作権または著作隣接権に關する条約により我が国が保護の義務を負うものを保護の対象としておりますが、このたび、我が国が世界貿易機関協定を締結することに伴い、世界貿易機関の加盟国の実演、レコード及び放送を新たに保護の対象として加えることとしております。なお、世界貿易機関の加盟国の著作物については、現行の著作権法を改正するまでもなく保護の対象となります。

このほか、世界貿易機関の加盟国の著作物についてベルヌ条約の締約国のものと同等に保護期間の相互主義を適用することや、レコード保護条約に係るレコードについての複製権の制限に關する経過措置を廃止することなど、所要の規定の整備を図ることとしております。

第二に、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律の改正であります。

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律は、万国著作権条約の締約国の著作物に關する特例を定めるものでありますが、ベルヌ条約の締約国のものと同等に世界貿易機関の加盟国の著作物については、同法を適用しないこととするものであります。

最後に、施行日等とあります。

この法律の施行日については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

また、世界貿易機関の加盟国の実演等は、国内の実演等と同様、現行著作権法が施行された昭和四十六年以後のものから保護を与えることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くだ

さるようお願いいたします。

○委員長(矢田部理君) 次に、大河原農林水産大臣。

○国務大臣(大河原太一郎君) ただいま議題となりました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

便宜、主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律案から御説明申し上げます。

主要な食糧である米穀及び麦は、主食としての役割を果たすとともに、我が国農業における重要な農産物としての地位を占めております。食糧管理法は、このような米穀等の重要性にかんがみ、昭和十七年に制定されて以来今日に至るまで、社会的・経済的実態の変化を踏まえた所要の改善を図りつつ、主食を安定的に供給するという機能を一貫して担ってきたところであります。

しかしながら、近年、米穀の生産・流通・消費をめぐる諸情勢は大きく変化しており、生産者の創意工夫の発揮、消費者ニーズへの的確な対応、流通の合理化等の要請が高まっているほか、最近の米穀の不正規流通に見られるように、現行の食糧管理制度が実態と乖離し、その機能を十分に發揮することができなくなっている点も指摘されております。また、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、新たな国際的規律のもとで国民に対する食糧の安定的供給を確保していくことが重要な課題となっております。

このような状況のもとで、新たな米管理システムのあり方について各般の議論が展開されてきたが、先般の農政審議会において取りまとめられた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」においては、食糧管理制度の抜本的な見直しを行い、現下の諸課題にこたえ得る新たな法体系を整備する必要があるとされたところであります。

す。

このため、今後とも米穀の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を生かした稲作生産の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等が図られるよう、食糧管理法を廃止するとともに、新たな制度を構築するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、計画制度を中心に生産調整や中期的観点に立った備蓄の運営等を位置づけ、全体需給の調整を図ることとあります。

政府は、米穀の需給の的確な見通しを定め、これに基づき、計画的にかつ整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、その適切な買入れ、輸入及び売り渡しを行うこととし、農林水産大臣はこれに必要な基本計画を策定することとしております。

第二に、自主流通米及び政府米を計画流通米として位置づけ、その安定流通を確保することを基本としつつ、流通の規制を緩和することとあります。

米穀の生産者に關しては、現行の政府への売り渡し義務を廃止し、消費者の必要とする数量の米穀が計画のかつ安定的に出荷されるよう、その売り渡し先を特定するとともに、計画出荷米以外のものは、その数量の届け出を要件として自由に販売できることとしております。また、自主流通米及び政府米の適正かつ円滑な流通を確保するため、その出荷取り扱い及び販売を行う業者については、現行の指定・許可制にかえて登録制とするほか、自主流通米を計画的に流通させる主体として自主流通法人を法律上位置づけることとしております。これにあわせて、その流通ルートについても、流通実態に沿うよう多様化・弾力化するこ

としております。

第三に、自主流通米の価格形成の場を制度化すること等により、需給実勢が反映される適切な価格の形成を図ることとあります。

入札を通じて自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成が図られるよう、その機能を担う自主流通米価格形成センターを法律上位置づけるとともに、政府米の買入れ価格については、自主流通米価格の動向等を反映させるほか、生産条件等を参酌し、再生産の確保を旨として定めることとしております。

第四に、民間流通による自主流通米を主体とする制度のもとで、政府が、政府米の操作を通じて、備蓄の運営及びミニマム・アクセスの運用を行うこととあります。政府は、備蓄の円滑な運営を図るため生産調整実施者から政府米を買い入れるとともに、政府により輸入された米穀等の売買差額が国際約束に従って農林水産大臣が定めた額の範囲内となるよう、売り渡しを行うこととしております。

最後に、麦等についてであります。国際約束に従って、政府以外の者が関税相当量を支払えば輸入することができるものとするほか、政府により輸入された麦等の売買差額について米穀等の場合と同様の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要内容であります。

続きまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国酪農は、農業の発展、国民食生活の改善等に重要な役割を果たしてきており、今後とも、その健全な発達を図っていくことが重要な課題となっております。

このような中で、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、すべての乳製品の国境措置が関税化されることとなっておりますが、新

た国際的規律のもとで今後とも我が国酪農が期待される役割を果たし得るような存立基盤を確保し得るようになるため、合意内容を踏まえて、畜産振興事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、これらの者が輸入する指定乳製品等の買入れ及び売戻しの業務を新たに事業団が行うこととしております。

第二に、事業団が行う指定乳製品等の輸入について、現行の価格高騰時の輸入のほかに、国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等の輸入を行うこととしております。

第三に、事業団の指定乳製品等の売り渡しについて、価格高騰時及び農林水産大臣の指示する方針による場合に行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要内容であります。

続きまして、酪産物価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

養蚕業は、中山間地域等の重要な作目であり、また、製糸業も伝統的な地場産業として地域経済において重要な地位を占めております。

しかしながら、近年、従事者の高齢化、輸入製品との競争の激化等により、その生産量は大幅に減少し、極めて厳しい状況に直面しております。

定事業団が行う生糸の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにするとともに、事業団が生糸の価格の安定を図るため、引き続き、生糸の輸入を行うことができることとしております。

第二に、事業団以外の者が輸入する生糸について、事業団が買入れ及び売戻しを行いその価格を調整するとともに、実需者が需給上必要な量を輸入する場合には、生糸価格の安定に支障のない範囲内でその輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの対価の差額を減額することとしております。

第三に、輸入に係る生糸の買入れ及び売戻し戻りの対価の差額を事業団の蚕糸振興資金に充てることとし、蚕糸業の経営の安定に活用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要内容であります。

最後に、農産物価格安定法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

甘しょでん粉及び馬鈴しょでん粉は、我が国の畑作物生産において基幹的地位を占めるいも類の主要な需要先であり、また、北海道、南九州の地域経済において重要な地位を占めております。

このようないもでん粉の重要性にかんがみ、従来から農産物価格安定法に基づく価格安定制度を基軸として、でん粉の輸入割り当て制度等により、でん粉の需給と価格の安定を図ってきたところであります。

しかしながら、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、でん粉の国境措置が関税化されること及びその他のアクセス改善措置が実施されることとなっており、近年、でん粉需要が停滞傾向にあることと相まって、今後、国内需給が緩和し、農産物価格安定法に基づく政府買入れ

れを行った場合に、政府の保管する期間が従来より長期化し、国内需給に悪影響を与える等、本制度の運用に支障を来すことが懸念されます。

このことを踏まえ、新たな国際的規律のもとにおいても、本制度の効果的な運用を確保するため、同法の政府が買入れた農産物等の売り渡しに係る規定を整備することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、これら四法案につきまして慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(矢田部理君) 次に、橋本通商産業大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、工業所有権制度の国際的調和を図り、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の確実な実施を確保するとともに、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処するため、特許法その他の工業所有権関係法律について所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許権の存続期間を出願日から二十年とするものであります。これまで特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年または出願日から二十年のいずれか短い期間で終了しておりましたが、これをマラケシュ協定に対応し、出願日から二十年に一本化するものであります。

第二は、外国語書面により特許出願をすることのできる制度を創設することとあります。本制度により外国語書面の提出日が出願日として認定され、また、二カ月以内に提出する翻訳文に誤訳があった場合には、一定期間、その訂正を行うことが可能となります。

第三は、特許後に異議申し立てを行う制度を採

用することであり、これは、これまで特許付与前に進んでいた異議申し立てを特許付与後に進め、迅速な権利付与を促進するものであります。

第四は、ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の保護強化の要請にたいし、これらの表示を含む商標については、原産地についての誤認混同が生じるかどうかを問わず、商標登録ができない商標とすることであり、

第五は、その他制度の国際的調和を図るために必要な事項について、所要の改正を行うこととあります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(矢田部理君) 次に、武村大蔵大臣。

○国務大臣(武村正義君) 関税率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施等のため、関税率及び関税制度について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第でございます。

以下、その内容につき御説明を申し上げます。

第一は、農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置であります。

農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目について、関税率を引き上げるとともに、関税割当て制度等及び特別緊急関税を導入するなど所要の改正を行うこととしております。

第二は、個別品目の関税率等の改正であります。

牛肉及び豚肉について関税率を引き下げるとともに、緊急措置を導入するなどのほか、一部の熱帯産品等について特惠税率を引き下げるなど所要の改正を行うこととしております。

第三は、関税率体系の見直しであります。現在、実行税率となっている関税率水準を原則として基本税率とすることにより関税率体系の見直しを行うこととしております。

第四は、特殊関税制度の整備であります。相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税について課税期間の上限の設定等の制度の整備を行うなど所要の改正を行うこととしております。

その他、知的財産権侵害物品の水際取り縮まりの充実、罰金水準の調整、輸入禁制品の追加等を行うための所要の改正を行うこととしております。

以上が、法律案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(矢田部理君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

各案件の質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(矢田部理君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております八案件の審査のため、本日の委員会に参考人として宮崎県西都市長黒田昭君、鹿児島建設株式会社常任顧問溝口道郎君、北海道農民連盟書記長信田邦雄君、農民運動全国連合会代表委員小林節夫君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(矢田部理君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(矢田部理君) 速記を起ししてください。

○委員長(矢田部理君) それでは、ただいまから世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件外七法律案の審査のた

め、参考人の方々から御意見を承ることといたします。

まず、午前中は、宮崎県西都市長黒田昭君、鹿児島建設株式会社常任顧問溝口道郎君、北海道農民連盟書記長信田邦雄君の三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。議題となっております各案件につき忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度御意見を述べた後、その後、委員の質疑にお答えをいただきます。

それでは、黒田参考人からお願いいたします。

○参考人(黒田昭君) ただいま御紹介をいただきました宮崎県西都市長の黒田と申します。

まず、意見を申し上げる前に、私の市の概況について御説明をしておきたいと思っております。

人口三万七千人弱、市土の面積は四百三十八平方キロ、農地の面積が四千二百二十ヘクタール、農家三千三百戸、農家は二八・六％であります。専業率が三八・一％。大体年間の粗生産額は二百八十億から二百五十億ぐらいのところであり

ます。

このようなところの市長を仰せつかっておりますので、そのようなことで今から申し上げる意見をお酌み取りいただければと思っております。

私は、長い間、農家とともに米の自由化に反対をしてまいりました。今回のガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意の受け入れには強いショックを受けた者の一人であります。もちろん農家の皆さん方は私以上に直接的な大きな打撃を受けたわけであり、農業を基幹とする地域は、農業者の生産意欲の減退、そしてまた、来るであろうと思われる農産物の価格の低迷等、非常に不安であります。大きく地域の活性化が低下するのではないかと懸念を抱いております。

しかしながら、この影響を最小限に食い止めて農業者の不安を払拭して、農業、農村の持つ重要な役割、すなわち国民の食糧を安定的に確保するということ、また国土保全を確実にしていく、こういうようなことに対して、国際化に対応する農業の確立のために先ごろ政府から「新しい食料・農業・農村政策の方向」が示されておりますので、これに向かつて一生懸命努力していかなくてはならない、そのように覚悟を決めておるところであります。

そのようなときに、今回、国で決定されましたこのウルグアイ・ラウンド対策としての六兆百億という予算は、非常に積極的なものとして評価をいたしておるところであります。今後、その具体化に向けて確実な予算措置が必要と考えられます。また、この場合、地方公共団体の果たす役割は極めて重要と受けとめております。その責任が十分果たせるように地方財政措置について特段の御配慮をお願いしたいと思うわけであります。

現在、対策の具体的な内容について検討がされていると聞いておりますけれども、特定の事業が非常に加速をいたしましてして他の事業が減速されるといようなことになりますると、これはどうにもならないわけでありまして、既存事業の実施に影響のないような予算措置、予算の編成というものをぜひお願いしたい、そのように思っています。

次に、若干中身に入りまして申し上げたいと思

います。

六兆百億円の中で最も重点が置かれておりますのは農業農村整備事業の推進であると考えております。この点につきましては、新聞等マスコミでこまめな必要があるのかという御意見

もあるようであり、我々が国は地形や地理的制約に加えて農地の整備など農村の基礎的条件の整備が欧米諸国に比べて非常に非効率にしている状況にあります。これを農業者だけの責任にするというのは無理ではなからうか。水田の整備率から申し上げても、三ノアルの水田の整備率は五〇％、一ヘクタールになりますとまだわずかに三ノアルの整備率であります。畑の整備につきましてはもっと低く、畑地かんがい整備がしてある率は一五％。農道にいたしまして五六％というような整備の状況であります。

こういうようなことから考えますと、生産性の高い農業のためにはその前提となります生産基盤の整備がどうしても必要である、そのように考えております。生産性を高めることによる農産物の安定供給や適正な価格によって消費者の需要にこたえることができるはずであります。

特にこの際、条件の悪い中山間地域の対策について御配慮いただきたいのであります。国土の中で最も広い地域であるこの中にあって、農林業を営むことによって国土を保全しつつ地域経済において重要な役割を果たしております。

私の町で言いますと、野菜が中心の町であります。ピーマンは年間六十億から七十億を売っております。これが仮に一割価格が下がるということになりますと、六億から七億の所得が減つてくるわけであり、この所得はストリートに市内の第三次産業への影響を及ぼす。極めて直接的な影響があるわけであり、そのようなことで、この振興は地域社会の活性化に最も直接的な影響を持つものと考えております。

ところが、この地域の下水道、生活道、農道、このような生活環境の整備水準は都市に比べて極めて低く、その格差は拡大しつつあります。そして、その結果が大きく過疎化を促進させておる、こういうふうな状況であります。地域社会の活性化のためにはどうしても一定の定住人口が不可欠でありますので、今回のこの対策によって生産基盤の整備と生活環境の一体的な整備をすることが

必要であり、特にそうすることが効率的に事業を進めることになる、そのように考えております。

次は非公共事業についてであります。農業構造改善事業等によって生産の効率化と付加価値を高めるためにはどうしても流通施設等の施設整備の積極的な推進が必要と考えます。また、農地の流動化対策、利用集積対策等によりまして規模の拡大を図ると同時に、資質の高い農業者を育成しなければならぬと思っております。そうすることによって国際化に対応できる農家群を形成するということができればいいと思っております。今後この点で十分努力をしていきたい、そのように思っています。現在、農業経営基盤強化法に関連します構造改善目標を設定いたしまして、この目標に向かって農家を誘導すべく取り組んでおるところであります。

次に、融資事業についてであります。畜産農家を初めといたしまして、多額の負債を抱え苦しんでおります。農家負債につきましては、論議がなされましたように、個人の責任に負うところもありますけれども、牛肉等の輸入自由化、長期にわたる円高等によりまして、農家の責任の届かないところによってその返済が予定どおりにならない面もあるわけであり、御理解をいただきたいと思っております。

しかし、融資事業の中心は、何といたしまして今後積極的に営農に取り組もうとする農家、また新規に農業を始めようとする者に対する資金の援助でなければならぬと思っております。

以上、概括的に申し上げましたが、具体的なことにつきましては質問によってお答えをいたします。私も農山村に居住する者は、国土の最も広い面積を有しております。そして最も自然条件に恵まれていておられます。その中であって、消費者に理解される農林業を営み、そして都市と共生できる農山村となるよう懸命の努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後一層の御理

解と御配慮を賜りたいと思っております。以上で私の意見を終わります。

○委員長(矢田部理君) ありがとうございます。次に、溝口参考人にお願いたします。

○参考人(溝口道郎君) ただいま御紹介いただきました溝口道郎と申します。私は、昨年二月外務省を退官いたしました。現在鹿島建設の常任顧問を務めさせていただいております。

ウルグアイ・ラウンド交渉につきましては、かつて外務省の特別補佐官というのに任命されまして、これは現在、国際貿易大使というふうな名前が変わっております。そのポストでウルグアイ・ラウンドの準備交渉を三年間担当させていただきました。また、プンタデルエステの会議には倉成外務大臣のお供をして参加させていただきました。その後主として海外勤務をいたしましたので、交渉の詳細な経緯につきましては必ずしもよく承知いたしていません。しかし、その前には外務本省あるいはジュネーブでガットを担当しました期間がかなりございますので、本日はこのような国政の場にお招きいただいたものと拝察いたしております。甚だ未熟者でございますが、できるだけのことをお願いいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、ウルグアイ・ラウンド交渉は、七年余りの交渉の結果、今春、妥結をいたしました。世界経済にとりまして日本にとりましても大変慶賀すべきことだと存じます。

この交渉の結果が我が国の利益になるところは次のような点があると存じます。

第一に、交渉が不成功に終わりました場合を考えますと、ガットに象徴されます多角的自由貿易体制の信憑性が地に落ち、保護貿易措置が世界各地で横行するという最悪の事態となかなかねえませんでした。欧州は地域主義に走り、またアメリカは所得意の一方的措置に訴えることになりましたのであります。これは貿易立国であり自由貿易に

より今日の繁栄を築きました我が国として慄然とするような事態でございます。幸いラウンドが成功し、このような事態が回避されたことは喜ばしい限りでございます。

第二に、ガットは今回、世界貿易機関、WTOとして初めて正式の国際機関として国際的に認知され、その上、内容的にもサービス、知的所有権などを対象とするように範囲を広げました。また、紛争処理を初めもろもろの貿易ルールも強化されました。戦後すぐに生まれましたがガットが一九九〇年代の世界経済の現状により合致する形に生まれ変わることにしまして、主要貿易国としての我が国の受ける利益は極めて大きいものがあると思えます。

第三に、世界百十数国の関税や非関税障壁が下がることは、大輸出国である我が国にとって大きな利益となります。我が国から直接海外に輸出する場合のみならず、海外に設けられました多数の日系企業の第三国への輸出にとりましても大きなメリットがあると存じます。

第四に、我が国自身の関税や非関税障壁が下がることになり、国の施策となつております規制緩和や内外価格差の是正にとりましても大きな貢献があることが期待されます。もちろん、ただいまお話のございました農業を初め若干の産業部門では外国産品の輸入増大の可能性がございます。多くの問題を提起することもあるかと思えます。しかし、これも個々の生産者や企業のリストラの努力、あるいは当該産業部門全体の構造改善努力により、また必要がありますれば政府の支援努力などによりまして克服されるものと期待いたします。これらの努力が成功すれば日本経済全体の体質の強化に資するものと考えます。

第五に、ラウンドの成功は、輸出の推進を原動力として急速な経済成長を遂げることに成功しましたアジア諸国にとりまして極めて大きな利益となると思えます。アジアの発展は経済的に日本の直接的な利益にもなります。のみならず、戦後一貫してアジアの発展と繁栄を政治や外交の基本

目標としてきました我が国にとりまして、政治的、外交的にも重要な意味を持つものと考えます。

以上のような理由によりまして、ウルグアイ・ラウンドの結果は全体として見ますれば、我が国の政治や経済にとり、また国民や企業にとり、多くの利益をもたらすものと考えます。したがって、私といたしましては、参議院のWTO特別委員会におきましてWTO関連の諸協定が速やかに先生方の御承認を得られるよう切望いたします次第でございます。

簡単でございますが、私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(矢田部理君) ありがとうございます。次に、信田参考人をお願いいたします。信田参考人。

○参考人(信田邦雄君) WTO特別委員会に所属する諸先生方、大変御苦勞まででございます。御紹介をいただきました北海道農民連盟書記長を仰せついております信田でございます。

私は、北見で、家内とそして息子夫婦とともに、孫が二人おりますけれども、働く方は四人でございますけれども、三十六ヘクタールの耕地を耕作しております現役の専業農家でございます。私は、みずから農業というよりも百姓ということとで、その百姓という言葉は愛している一人でありまして、農業をしておりますと、百姓という、いわゆる自然と一緒にいることによって何か農業をやっているということが実感としてあるということとで、百姓という言葉は大事にして、みずからは米を十一ヘクタール、畑作物、野菜、施設園芸等を二十五ヘクタールで合計三十六ヘクタールをつくって、一年間大体粗収入三千五百万円ぐらいを上げております。しかし、厳しいオホーツク海的环境下でございますから、所得率は大体二〇から二五％ぐらいで、特に野菜など入っておりますので所得率は年々大きく揺れ動くという状況の中で農業を、いわゆる百姓を行っているわけでありま

す。

私は、百姓のほかに、北海道農民連盟という組織の書記長と、北見における七千ぐらいの盟友を抱えまして北見地区農民連盟の委員長も兼ねて仰せついておりますところでございます。

実は、若干、北海道農民連盟について御紹介申し上げますけれども、北海道農民連盟は、北海道九万農民のうちの七万を私も組織いたしましたし、みずから負担金を納める自主財源を基本として、まして、自由意思を結集して農民のあらゆるニーズにこたえる運動を現在五十年にわたる歴史を持って行っているものであります。今日の北海道農業があるのも私も農民の意思による運動の結果の結果ではないか、こういうふうに思っています。

私はきょう、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業部門についてあるいはそれにかかわる問題につきまして意見を述べさせていただきますけれども、こういう機会を与えていただきました関係者の皆さんに敬意を申し上げます。ということとは、私も特に農民の現場の声を聞いていただいてあらゆる対策をされるのが基本であろうと思ひ、大変ありがたいと思っております。

北海道農民連盟というか道の農民全体、道民を挙げて私もウルグアイ・ラウンド関係に関する運動を七年前、特にこれは私どものためにならないうこととで阻止運動を行ってきたわけでありまして、それは日本農業を守るという国民的な闘いであつたという位置づけを私はしておりますし、信じております。もちろん私もジュネーブの方へ行つてガット本部に強く阻止行動を行ってき

ました。しかしながら政府は、三回の国会決議をほごにして昨年十二月十五日に農業部門も含めたウルグアイ・ラウンドを受け入れたわけでありまして、本年四月には正式調印をしたという状況でございます。そのことにより全面的な農産物の自由化時代に突入したと私も思っていますし、農業と農政

は大きく転換を迫られる時代に入った、こういうふうには認識をしております。

私たちは、大変不満という立ちの中で、そしてまた批准阻止の声が高まる中で、北海道農民連盟といたしましては万全の事後対策を期すことの方がいいのではないかと、そういうことで批准阻止もあり得るという立場の中で事後対策行動の運動をこれまで強力に進めてきたところでございます。すなわち、そのことは農政の大改革を強く求める運動であつたわけでありまして。

そんな中で政府は、緊急農業農村対策本部といたしましてウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱を示しました。御案内のとおりであります。あわせて、合計七兆二千二百億に及ぶ農業関連対策の別枠予算を示したわけでありまして、このことにつきましては、一部の国民やマスコミから強い批判がありました。しかし、当時の細川総理が深夜に国民に向けて、農業者の皆さんに不安を与えない万全の対策ということを国民に訴えてこの合意案の受け入れについて理解を求めたことを考えると、私は、マスコミ、一部の国民の皆さんから批判を受ける理由は全くない、こういうふうには信じているところであります。

しかし、もしこの政府が示しました対策大綱や対策費が真に農業のためにあるいは地域のためにならないとするならば、これは国民的な合意を得られないばかりか将来の日本農業を破滅の道に迫るやうなことになる、こういうふうには危惧している一人であります。

時あたかも世界のガット加盟国は今、一斉にWTO設立協定法案の審議に入っているわけでありまして、我が国も衆参に特別委員会が設立され、活発な議論が行われているなかでありますし、当然ながらそういう中で世界の貿易がこれから完全自由化の方向に向かい、日本経済も今、前者がおっしゃられましたように、そういう中で世界に重要な役割を果たしていくわけであろうと思ひます。とりわけ新たに自由化の方向を強めたいわゆる農産物貿易による日本農業は、極めてい

意味で大きな影響を受けるのではないかと、こういうふうには私は思っております。

したがって、専業農家として、農業を愛する農民の一人といたしまして、頑張っている北海道の仲間や日本の仲間の皆さん、そして家へ帰れば息子夫婦の姿を見ていて、ぜひともきょうは農民の立場で意見を述べてみたい、こういうふうに思っております。

それで、私も最も重要に思っている第一といたしまして、まず世界の先進国のように農業部門に対してもきちっと国内で法律をつくっていただくことが極めて重要である、こういうふうに考えている一人であります。したがって、その中で農政審などで審議されました新しい農業基本法の早期制定が最も急がれるのではないかと、こういうふうに考えております。

先般、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱とそれに対する七兆二千二百億に及ぶ総事業予算が農民に期待されて示されたわけでありまして、これが国民の合意を得るために、あるいはまた確実な政策として地域に根差した実行がされるために、私たちといたしましては、対策大綱を特別暫定措置法として時限立法化してこれを国民に示し、理解をされることが本当であらう、ただ単につかみ金をばらまいたようにとられるようなやり方はこれからは正しくないのではないかと、こういうふうには農民の一人としても本心に思っているところであります。立法府であります国会がその責任を持つことは当然の使命であらうと思ひますし、そのことによつてこそ国民の本当の理解が得られるのではないかと。ぜひそのように先生方のお力をおかりしたいと思ひます。

さらに、国だけでそうやっていただけではだめでありますので私も地方でも活動しておりますけれども、農業農村活性化特別措置法をぜひつくっていただきまして、これは議員立法で結構でございますから、そういう中からさらに地域条例や地域の活性化条例を制定して各市町村が責任を

持つて、やはり国の出したものをまた地方でさ
ちつとさせて本当の意味で地域の独自性を生かし
て、農民に根差した地方の産業を発展させてい
くことが極めて重要であると思うわけでありま
す。

さらに、私は北海道に住んでおりますから、北
海道は役割はこれから大きいと思っております。日
本の食糧自給率が下がっていく中で、やはり北海
道農業地帯が担うのは私どもとしても責任を持
たざるを得ない。だとすれば、やはりその責任を果
たすためには国として地域立法を制定して、昔の
マルサ法のようなものをつくって農業地帯をき
ちんと守っていくという、そのことが極めて重要
であり、国民的理解を私は得られるものと、こう
いうふうに考えているわけであります。

次に、ガットの合意によって関連して農政審
議で議論されました新食糧法につきましては、私
どもとして極めて関心があります。したがいまし
て、次の点について御検討いただきたいと思いま
す。

主要食糧の定義につきましては、どうも中身が
弱まってきておりますので、偽装的な調製品類が
どんどん入ってきて実質的なアクセス分すら侵さ
れて、いわゆる関税化でないと云っているうちに
それ以上の自由化にさせられる可能性があります
ので、厳格な定義づけの規制をしていただきたい
。

二つ目には、基本計画を定めるわけでありま
すが、この点につきましてはやはり審議会に諮
り、その中に農民、生産者も入って決めていくと
いうことが極めて重要でありますので修正願いた
い。

三つ目には、政府米の買い入れにつきましては
全量買い入れにしたいだかないとやはりこれは
中長期的な価格変動の中で不安なものになり
ますので、買い入れ申込者に対しては全量買い入
れを行うようにしていただきたい、政府米の価
格につきましては再生産を確保するということが
なっておりますけれども、やはり所得が確保されな

いと農民は孫子の代までつないでやっていくこと
が不可能になりますので、再生産と所得を守ると
いうように修正を願いたい。

生産調整につきましては、水田機能を残して
いつでも米をつくれることを条件にいたしまし
て、その助成金は所得が補てんされる額として
いただきたい。特にこの点につきましては、水田機
能すなわちダムや多面的な機能を持つ水田はその
まま残しながら、いつでもつくったり休んだり
できる方向が極めて重要であろう、こういうふう
に思います。その価値観に対する助成額とした方が
いいんではないか、こういうふうにご検討してい
ます。

また、輸入米の安全性は消費者の強い希望で
ございますから、この規定については国民の信頼を
得るようなところできちっとした規定を図ってい
くと同時に、検査規格等が最近うわさされてい
るようでありまして、やはり国が責任を持った、買
入の立場でも信頼できる全国統一的な規格が極
めて重要でありますので、そういうことがもしな
いでしたらば消費者と生産者の双方の信頼を
失いますので、検査につきましても極めて国が重
要な役割を果たす必要があると思っております。

次に、私どもが主産地でありまして麦も食糧法に
触れますので、今回ガットでマークアップとして
認められている外米の輸入差益につきましても、
自給率がほとんどなくなっている国産麦につ
きまして、あるいは畑作振興にぜひ目的的な財源
として対応していただきたい、こういうふう
に思っております。

それから次に、農産物価格安定法が一部改正さ
れるわけでありまして、この点につきましては当
然改正しなければならぬと思つて、それを反対す
るわけじゃありませんけれども、ガットの合意に
よって畑作地帯が最も影響を受けます。あるいは
酪農地帯が最も影響を受けるわけでありまして、
主要なものにつきまして私どもはぜひ振興を図
っていただきたい。

特に芋でん粉につきましては私ども輪作体系の
基本でありまして、国土を守る、土地を維持する
ために極めて重要でありますのでこの対策を強化
していただきたいし、それに伴うでん粉工場の合
理化が今求められておりますが、もちろん合理化
に反対はいたしませんけれども、合理化に伴う諸
負担については国がこれを負担していただきたい
、こういうふうな思いをいたします。

酪農関係では、北海道の重要な農業でございま
すので、乳製品の関税化により既に大きな不安を
酪農家が抱いて酪農を投げようとしておりますの
で、ぜひ新たな法体系などを整備して価格安定を
図つて、そして財源措置を裏づけとしてつくつて
いただきたい、こういうふうな思いをわけであり
ます。

次に、今回のWTOで極めて重要なのは関税定
率法であるかと、こういうふうにご検討されて
います。この改正に伴いまして私どもは三点につ
いて大きな影響を受けるのではないかと考えてお
ります。

一つは、雑豆等の関税化に伴うアクセスの数量
を限定していただかないと、これ以上拡大され
るともう北海道には雑豆等などはなくなつてしま
う、こういう状況になります。さらに現行の関税
率を内外価格差に相当する水準として維持するた
めに、関税制り当て制度を導入すると同時に、円
高による為替変動などの影響を受けない措置をぜ
ひ講じていただきたい。

これはアメリカなどは既に高い補助率の設定を
した輸出補助金の策定でさらにダンピングが可
能な状況にありますし、国際市況が下落した場合、
この関税定率法は、実質的にも自由競争になつ
てしまふ可能性が強く、国産農業が壊滅的な打撃
を受けることを想定するわけでありまして、

さらに、あらゆる関税の中で調製品等々これま
でに低関税で入つておりましたものなどが関税率
体系の見直しでさらに下がりますと、国内の産業
が国産を使つての操業ができなくなる。そういう
わけでぜひ、国内の産業が空洞化いたしますので

その産業を守るための、農業だけでなく、産業を
守ることをきちんと早目にしたいだかないと、
逃げてしまった産業を取り返すことはできない
ではないか。こういう意味で、ぜひ関税定率法
に基づく国内対策を総合的に急いでいただきたい
。

さらに、私どももいたしましては、関連対策に
極めて重要なものを申し上げたいと思つていま
す。

特に北海道農民連盟としては、今、世界の潮流
として、また今回のガットの関税化の農業合意が
示す本来の農産物の状況を見ますと、価格制度か
らこれは転換をしなければならぬということ
を意味するものと、ガットの協定は。そういう
ふうに思っております。もつと端的に言えば、価格
政策だけでは国内農業を守っていくことは無理に
なつてきているということをガットではもう既に
約束したと言つていいのではないかと、こういう
ふうに思っております。

したがって、農業と食糧の多面的な機能と特殊
性、または消費者と生産者が価格で対立してい
るようなことはもうやめて、日本型のデカップリン
グ政策を早急に確立しなければならぬ。そして
農民には総合的な所得補償を講じて、国土、環境
と地方、地域を守っていくことが将来二十一世紀
に向けたものである、こういうふうにご検討され
ております。すなわち都市と農村、生産者と消費者、
これが共生できるような新たな所得政策が制度化
されるべきである、もはや価格政策だけでは農業
は守れないことをぜひ先生方に御認識をいただ
きたいと思つています。

もう一つは、国際化対応の農業は必至であり、
一定の規模拡大は私どもとしてもこれはしてい
かなければならぬ、そのことがこれからの農業を
守っていくことにならう、こういうふうな思
つております。あくまでも一定ではあります、土地
は流動化します。売買しなければ規模拡大できま
せんから、そういう場合にぜひ譲渡所得に対する
現行行われております特別控除八百万円を特に北
海道的には三千万ぐらいにしたいだかなければ

規模拡大は無理だ、こういうことに現実なっておりますので、そういうふうな税制の改正、さらに税率、得た所得に対する税制の軽減措置、あるいはまた新農政で求めておきますところのいわゆる組織経営体を多く求めようとするならば、農地保有合理化法人等すべての農地を売った場合についても特例措置の軽減税率をしなければ動かないし、新農政は恐らく絵にかいたもちになつてしまふのではないかと私も現場では思つているところであります。

三点目は現行の消費税でありますけれども、消費税については極めていろいろな問題がありますけれども、私も政府管掌作物をつくっている北海道の主産地といましては、今、内税になつておりますが、非常にこれが透明性がないということでも農民に不信感を持たれております。したがって、ぜひこれを取り除くために外税にしたいだきたいと思つております。

次に、若干時間をオーバーして恐縮でございますけれども、ぜひお聞きをいただきたい負債対策でございます。

今回の大綱の中で、先生方の御努力でこの面につきましてもつけていただきましたことを感謝申し上げますけれども、北海道は土地購入や規模拡大等々で多額の負債を持っています。大蔵省はこれに対して負債対策は後ろ向き政策だと言つていますけれども、北海道においても負債がなければ農業を続けることに希望を持てます。この負債対策をぜひきちんとやっていただきたいと思つております。

そんな中で、最後に申し上げますけれども、特にこの新しい農業政策、ガット後の農業に最も求められるのは担い手対策であろうと私は思つております。特に北海道においても担い手が非常に少なくなつて、御案内のとおり、全国三千余ある市町村で一市町村〇・五人であつたり、専業地帯でも農協の新規採用職員より少ない、あるいはまたゼロの後継者、これはぜひ解消をしていただきたい。そういう意味で、担い手対策が日本の農業を

左右すると思つておりますので、特に大切なのは後継者に対する、いわゆる新規就農じゃなくて後継者に対する、私の息子も今やつていますけれども、そういう人たちがやめないうちにしていこうという新しい農業政策をきちんとしていただきたいし、あわせて新規就農者等後継者に対する抜本的な対策として、私は官民あわせたいわゆる返還しなくてもいいような奨学資金制度、教育をしていって返さなくてもいいような方向を官民ともに求めていく必要がある。

さらに重要なのは、担い手が確実に定着するためにぜひ各ブロックごとに後継者の育成研修センター、情報を交換し合つて意欲を持ってやつていけるようなそういう研修センターをぜひ御検討いただき、急いで建設をいただいて、各地区で意見交換をしながらやっていけるようにしていただきたいことを最後に、私の農地からの声、そしてまた北海道の地域性と専業農業地帯の組織的な願いといしまして、歴史的な転換を図る農業、農政に対しての希望を述べさせていただきます。私の考え方を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長(矢田部理君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○須藤良太郎君 自民党の須藤良太郎でございます。

きょうは、お三人の参考人の方々、本当に急なお話しをお聞きいただきましてまことにありがとうございます。ただいまはまた、本当に貴重なお話をいただきまして感謝しておりますのでございます。早速お尋ねをいたしたいと思つております。まず最初に溝口参考人にお伺いしたいと思つております。お話しにもありましたけれども、溝口さんは長年ガットに関与され、しかもウルグアイ・ラウンド

の命名にも関係されたということでございまして大変造詣の深いお方と、こういうふうにしておるわけでございます。時間があればいろいろお伺いしたいわけでありますけれども、当面する二、三の問題についてお伺いしたいと思います。

第一は、まずガットの歴史を振り返りますと、国際貿易に関する国際機関、いわゆるITOの設立を目指した一九四八年のハバナ憲章、これが交渉参加国により署名されながら米国の批准を得られなかつたというために発効しなかつたわけでありまして。このため、ガット一般協定が不完全な形のまま国際貿易に関するルールとして機能してきたという経緯があるように聞いておるわけでございます。

そこで、今回のWTO協定がこれまでのガット一般協定及びハバナ憲章と比べてどういう点で新しいのか、またどう改善されておるのか、この点と、WTO協定においてもまだ解決を見ていない点があるのかどうか。そしてもう一つは、御承知のように、今、米国では中間選挙後にいろいろウルグアイ・ラウンド法案をめぐるさまざまな動きがあるわけでありますけれども、今回のこのWTO協定が半世紀近く前のハバナ憲章の二の舞となるようなことがないのかどうか。この点について御見解を聞かせていただきたいと思つております。

○参考人(溝口道郎君) 大変難しい御質問をいただきました。まして、ハバナ憲章に基づく、流れましたITOでございますが、今回決まりましたWTOと大変似ているところもございまして。

ガットと違ひまして正式な国際機関として事務局とか組織が非常に詳細に決められております。しかし反面、今回のWTOと違ひます点は、世界経済がやはり一九四〇年代から今日まで五十年の間に變化しております。例えばかつては関税が一番中心的な貿易障害で、関税を低くすることが大事だという認識がございました。これは戦争前の経験にも基づいてそういう考えがあつたのは当然だと思つておりますが、その後、戦後ずっと見てまい

りますと、関税がだんだん下がつてきますと今度はそのかわりにいろいろな非関税障壁が問題になりまして、それに対してガットで漸次アンチダンピングとか相殺関税とかそういうルールを、アンチダンピング、相殺関税程度はITOにもございしますが、そういうルールを非常に詳細に決めました。

また、いろいろなスタンダードですとかほかの規定もすっかりしたものができております。それから今度WTOでは非常に立派な紛争処理の仕組みもできて、そういう点で非関税障壁の面、あるいはさらには非関税障壁からさらに進みまして国内政策ですね。関税とか非関税障壁は、先生御承知のとおり、波打ち際の措置が多いのでございしますが、農業政策とかかなり今度かなり国内政策に立ち入った規定もいろいろWTOに盛り込まれております。その点で、五十年の歳月の間に考え方がITOに比べてWTOは非常に詳細精緻な貿易関係のルールができていっていると思つて。また、貿易の実態がサービスや知的所有権にも拡大しておりますので、そういう面も今度のWTOでカバーしている点、全くITOと趣を異にしております。

それから未解決の点でございますが、もちろんなおたくさんございまして、例えば直接投資なんかは今度のWTOにも取り扱われておりますが、ほんの表面をなでた程度で本格的ないろいろな取り決めはまだ今後の交渉にゆだねられていっていると思つて。OECDでもいろいろ研究は行われております。この間のAPECでも投資のガイドラインができたようでございますが、そういう動きが今後進んでいくと思つております。

また、いろいろな地域主義の蔓延につきましても今度のWTOではあまり直接には取り入れられておりません。ITO、ガットができた後、戦後、欧州共同体を初めいろいろな地域のあがができました。これはガットの中では非常に例外的なものだということであらわれておりますが、今日は例外的なものじゃなくて非常に世界貿易の中心的な

役割を果たしておりますので、そういう点、今後の次の交渉で、そういう地域主義をどういうふう

に評価して、どういふふうな規制するところは規

制していくかという問題はまた問題になってくるか

と思います。

第二の御質問は、ITOはアメリカの議会で結

局承認される見通しがないのでアメリカは批准し

なかった、これが今回のWTOについても起こる

可能性があるのではないかと御指摘でございます

ますが、アメリカ議会の下院は十一月二十九日、

上院は十二月一日に何か表決をする予定だそうで

ございますが、やはりそれは表決の見通しを断定

しない国はアメリカとカナダぐらいでございます

た。したがって、そのときITOの中に原則

は関税以外の輸入制限はしてはいけないというふ

うになっていながら、その原則の例外が、ヨー

ロッパは交渉上手でございますので、国際収支理

由があるときは輸入制限をしようといふとか、そ

いられたというふうに感じるわけでありま

す。一方、世界の食糧需給を中長期で見ますと、こ

れはもう確実に足らなくなることは明らかである

わけでございます。食糧輸入に相当不安を持つ途

上国も多いわけでありまして、もちろん日本と

しても守るべき農業分野のことはやなぎやなり

う面がないとは言えないのでございまして、どう

しても日本が工業品で世界市場を制覇いたしまし

たのでそういう日本が農業面で何もしないのは農

業輸出国にとっては非常に不公平であるという、

いろんな議論が出てきて、日本も何かをせざる

を得ないということで今回のことになったと存

じます。

しかし、依然として基本的には日本がそういう

国内農業を守っていくというところはほかの国も否

定しております。これは当然のこととして、日

本は今後も食糧安全保障の観点からあるいは環

境政策の観点から農業を保護していくことは堂々

とやめていくべきだと思います。しかし、どうし

ても余りにも農産物の価格が国際価格と乖離する

とか、やはり最低限の国際経済との連動と申しま

すか、合理化と申します、国際化と申します

か、そういう規律も受け入れていく必要があると

思います。そういうために今度のWTOの協定

はよい機会であるかと考えます。

ただ、これは私見でございますが、今までは米

の問題とか問題がございまして、ややもすれば日

本は農業交渉では受け身でやってまいりました。

これは私ども交渉者としては非常に残念でござい

まして、今後はもっと積極的に交渉していかな

はないかと存じます。

例えば日本はミカンの輸出とか今度リンゴの輸

出も始まったようでございますが、これは農林省

がいろいろ御研究になっておられて大変結構なこ

とだと思っておりますが、今後は価格は高くてもい

品質の物はやっぱり売れるわけでございます。海外

で日本料理のブームもございまして、日本料理

関係の加工食品なども非常に売れていくと思いま

すので、今後交渉においていろんな輸出面の相手

から譲許をとることも交渉する必要があると思

います。

また、アメリカやオーストラリアに対して穀物

とか何かの安定供給を約束させる。かつてアメリ

カが大豆の禁輸を行って日本は非常に困ったこと

がございまして、こういうことをしないように安

全

九

【参議院】

定供給の約束をしるという、いろんな交渉でもって攻勢に出ていいんではないかと思ひます。

食糧援助につきましては、これは日本はアジア諸国の農業開発をお手伝いする。かんがいとかダムとか発電所とかインフラの整備とか、農業のいろんな技術援助を通じて援助しております。やはりそういうことが主たる道だと思ひます。余剰食糧の援助というのは、本当に緊急の災害の場合とか何か例外的なものでないかと私は存じます。

○須藤良太郎君 どうもありがとうございます。

次に、黒田参考人にお伺いしたいと思ひます。

米を守ることは日本農業を守る最後のとりでというところでみんな頑張ってきたわけでありましてけれども、こういう結果になったわけでありまして、一番心配されるのは、今、既にぐんぐん日本の農業は衰退している、そういう中でこの自由化がさらに拍車をかける、こういうことが一番心配されるわけでありまして。

そういう中で、市長さんは、先ほどお話しありましたように、本当にみんな農家に取り囲まれて頑張っておられるわけでありまして、今回の協定受け入れについて本当の生の声を、先ほど若干聞きましたけれども、簡単にいいですからひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(黒田昭君) まず私も、自由貿易で国が成り立っているというこの基本を否定するものではないわけでありまして、少なくとも米については、基本的な主食でありますから、これだけはやはり日本の国の中で自給されるべきではないか、両院ともそういう立場に立って決議がされたものと、そういうふうに理解をいたしております。それがこのような形になったわけでありまして、まず国の農政に対する大きな不信というのがそこから起きてきた、それが大きく農家の動揺のもとになっておる、こういうような感じがいたします。

それからもう一つは、やはり高度経済成長期に農村の若者がいっぱい出ていきました。その大きな穴が今、農業をやっている人たちの高齢化になっておる。六十歳以上が四〇%にもなろうとしている状況の中、ここで後継者ができて大きく入れかわらなければならぬ時期に至っております。そういうときにこのような状況になったということが大きく農村の動揺のもとになっている、そのように受けとめております。

○須藤良太郎君 黒田さん、また信田さんからもお話がありましたけれども、とにかく国内万全対策が出されたわけですが、これを見ておきますと、この対策が出る前はマスコミ等も相当同情的に見ていたわけでありまして、一度六兆とか七兆という話で出ますと途端に非難を始める、難癖をつける、こういうことで大変遺憾に思っております。

そういう中で私は、今度の対策の予算的にも政策的にも相当大きい部分、生産基盤、農業農村整備に予算がついておるわけでありまして、これは体質強化のためには絶対に必要だ。特にヨーロッパ等ではもう九割以上基盤整備等は終わっております、むしろ価格政策に金をかけておるわけですから、日本の場合は五割未満、こういうことからすると相当急がなきゃいかぬわけでありまして、そういう面でも今回の国内対策、これをどういうふうにとめておられるか。殊にいろいろ問題ありますこの農業農村整備、これについてどういう考えを持っておられるか、簡単に聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(黒田昭君) まず農業の実態をもう少し理解してほしいと思ひますが、農業というのは全体的にいいますと極めて個別的な経営になっております。そういうようなことから、ややもすれば農業は個人の経営の範疇において考えられる、こういうようなものもなくなってきているのではないかと思われませんか。

を守っておる、伝統的な農村文化にいたしまして、また非常に広い地域を守っておるこの国土保全という立場からいいますと、極めて総体として重要な役割を農村、農家は持つておる、そのように思っております。そういうような農業に対して経済効率の面から批判をしてもらうというのは甚だ遺憾でありまして、私ももう少し農村の実態というものをマスコミを通じて国民に理解をしてもらう必要があるんじゃないか、そのように思っております。

そういうような面と、それから先ほど申し上げましたけれども、農業生産基盤、いかにもこれが何か農業のためじゃなくて建設業のためのものではないかというように一部の批判もありましたけれども、そうじゃなくて、やはり私はこの基盤整備というのは農業経営を論ずる以前のものであるというふうな理解をしております。条件が整備された上において初めて論議になっておりますいろいろな経営の合理化というのができるわけでありまして、そうやって初めて私どもは国際的に対抗できる農業というものに日本の農業がなり得る、そのように思っております。それから、そういう面からいうとまだまだ基盤整備ができておる、それをもう少し欧米先進国並みにはして、そして平等の立場に立つて、農家の皆さん頑張ってくれというのを言わなければならぬんじゃないか、そのように思っております。

○須藤良太郎君 私もうやりしつかりした農地の基盤に立つて初めて農家の創意工夫、努力が生かされていく大きな可能性を持った農業に向かえるのじゃないか、こういうふうな思っております。

それはそれといたしまして、先ほどもお話しありましたが、これから事業が相当拡大する、しかも事業の公益性なり公共性が非常に大きい、こういうことで地方公共団体に負担をお願いする面がますます大きくなっている。そういう面でも、市長さんはどんなふうにいわれる地方財源

の問題を考慮しておられるか、簡単にお願いいたします。

○参考人(黒田昭君) 今の農業農村整備事業というのは、農村全体をどのように整備していくか、生産基盤ももちろんでありますけれども生活環境についても同時に行っていく、それが効率的ではないかと先ほど申し上げたわけでありまして。

今、農村の実情というのは非常に混住化が進んでおります。かつては農業集落は農家が七〇%、八〇%でありましたので、農業対策というのは地元負担、農家の負担では賄えたわけでありまして、農業生産基盤であつてもその利益を不特定多数のものが受益する、道路につきましてもまた農業集落排水等につきましても、まさにこれは農村に住む人全体が利益を受ける、こういうような状況になっております。

そうなりますと、結局、不特定多数から負担金を取るというのはなかなか困難でありますので、それをかわりまして公益的な性格と位置づけて私ども行政がそれを負担していく、地方公共団体が負担をしなければならぬ、そういうような状況になっておるわけでありまして、農村の生産環境はもろろんでありますけれども生活環境も整えていって、先ほど申し上げました都市と農村が共生できるようなやはり農村の雰囲気づくりというのをしなければならぬのではないかと、そのように思っております。

○須藤良太郎君 次に、信田参考人にお伺いしたいと思ひます。

先ほど、大変厳しい、その中にもまた意欲的なお話も伺いましたわけでありまして、私も、私には、もう四十年前になります、三十年代の前半に六年ほど石狩平野の、あのとき原野も多かったわけでありまして、そこで働かせていただいたわけでございます。いすれにしても、北海道というのは雄大といえますか、非常に豊かな土地資源、水資源、こういう中で、しかも戦後、農家の人の努力もありました国の投資もあつて相当基盤

もできておると思います。そういうことからいたしますと、どうしても今後最大の食糧基地として北海道にはぜひ頑張っていたきたい、こういうふうな期待をしておるわけでありませう。

お話しのように、いろいろ問題があるわけですが、一つは私は、今度のこの信田先生もおっしゃる農政の最大の転機において重要なのは、やはり農業の位置づけ、再生をどうするんだ、こういうものが余りしつかりしないうちに対策が出されたということは事実だと思っておるわけでありませう。そういう意味で私は、日本の農業の再生ということを突き詰めていくと、やはりそれは食糧自給力を向上させる、強化する、こういうことに落ちつくんじゃないか、こういうふうな思っておられる、この点が若干というか相当はやけている面があるというふうな思っておるわけでありませう。この点について信田参考人の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(信田邦雄君) 先生から大変北海道に御期待をいただけるお言葉をいただきました。ありがとうございます。あわせて期待というよりも私どもが責任を持つという姿勢も北海道の農民として見せることが極めて私は大事だと思ひます。当然そのことからまた行政なり国民の理解を得ていくということであろうというふうな常々感じていますし、私もそういう意味でいろんな取り組みをさせていただいておるわけでありませう。

北海道においてこれまで多額の国費を投じまして基盤整備等々行つて、今日、皆さんが御通りになりましたら、ああいいところだなと思うような景観も含めた開発等々がなされてきて、私もこれは日本の国として一定のすばらしい効果であるというふうな思ひます。

しかし、今日の国際的な潮流の中で、価格引き下げあるいは経済効率追求とかあらゆる競争原理が入ってきたところによつて、完成しないうちに農民が負債等々で北海道の未完成の中での破壊のようなものが起きたために、私も先

どのような意見を述べなきやならない状況になっていることをまず御理解をいただきたいと思ひます。

したがって、そういう観点から申しますと、先生がおっしゃられるように、国が早く新しい時代の農業基本法をつくつてそこに国民の理解を得た自給率をきちつと明示しながら専業地帯の方向づけを中長期的に行うとするならば、北海道はそれの部分をうまくでき上がつて、こういうふうな私は思ひます。

特に今回、対策の財源として出てきた中に新たに基盤整備等々も重要な役割と金額があるわけでありませうが、私も若干そこは戸惑つております。ということとは、金だけつぎ込めば農業がよくなるといふんでなくて、いわゆる農家負担を持つとすればそれは必ず生産者負担の方に置きかえない限り所得が減るわけでありませうから、そこら辺の整合性をきちつとして、基盤整備等々をさらにする場合については農家負担がないという条件の中で農家は最大限生産性向上に向けた努力を自分からできるところをきちつとやる、そういう方向づけがなされるならば、非常に効率的な対策として中長期的にそれは成果を持つて北海道の食糧基地としての完成がなされるんじゃないか、こういうふうな考へております。

○須藤良太郎君 どうもありがとうございます。終わります。

○菅野久光君 三人の参考人の方におかれましては、短い期間の中の私どもの要請に對しまして本当に貴重な御意見をいただきました。心から感謝を申し上げます。

まず初めに、戦後四十六年にわたつて世界貿易を律してきたガットすなわち関税及び貿易に関する一般協定が、WTOすなわち世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に移行することになりました。このことによつて特に農業分野においては大きな影響を受けることが予測されますので、政府

は国内農業を守るために総理を長とする緊急農業農村対策本部を設置して対策に当たつてきております。

このほど、九五年から二〇〇〇年までの六年間でウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として総事業費六兆百億円、さらに地方単独施策として一兆二千億円、計七兆二千億円を決定いたしました。事業の内容等についてはもう御存じのことと思ひますが、このことについては率直な感想なり御意見をまずお三人の方から順次お聞かせいただきたい、このように思ひます。

○参考人(黒田昭君) このたびの対策につきまして六兆百億円、それに単独施策といつまして一兆二千億円、これは非常に莫大な予算である、そのようにまず思ひます。こういうことが直ちに閣議で決定されて今審議されておることについてつきまして、非常にありがたき感謝を申し上げておるところであります。これだけの対策を講じていただくならば、私はこれにこたえるべく農村としては頑張らなければならない、そのように思ひます。

具体的な方策等につきましては、先ほど来述べてまいりましたが、御質問にお答えしたいと思ひます。

○参考人(溝口道郎君) 貿易交渉の約束に對して国内に對するインパクトを緩和する措置をとるといふのは各国の当然の権利でございます。今回決まりました対策は大変結構なことだと思ひます。

○参考人(信田邦雄君) 先生がおっしゃられるように、ガットが今度WTOになつていくわけでありませうが、まずこの辺で私は若干、もう既に終わったことですが、私も申し上げたいんですけれども、元来、貿易と関税によつて世界の先進国が発展していきつたという中に食糧が入つていくというところ、これ自体が世界の人類として本当にどうなのか、このところを私は若干いまだに不満に思ひます。

しかし、先進国は食糧を含めて世界全体を担つ

ていくという役割の中から当然こういう協議がなされ合意がなされたという中で、やはりそれはそれなりに世界の先進国が自国として負うべき責任をそれぞれ自分の国に合つたようにどうするかということでは、世界の約束として自国でやれということであるというふうには私は考えるときに、日本がこれまでいわゆるガットで言われた国内支持などの削減に先取りをしてきたなどが判明したときに、やはりそれを取り返すという意味じゃございませぬけれども、そういうことを反省しながら国内対策に万全な対策をするということは当然である。六兆百億円がなされることはむしろ国民の合意でなければならぬというふうな考えると、あわせて、先ほど申し上げましたように、この金額についてはぜひ実効ある使い方、国民から批判されないような本當の意味での対策になることを望んで、私はこの対策をされた関係者に敬意を表したいと思ひます。

以上でございます。

○菅野久光君 次に、溝口参考人にひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

アメリカでは、WTO協定は条約として議会で批准するのではなくて、国内法である実施法の成立でもつて大統領が協定を実施する義務あるいは権限が生じるというふうにも聞いておりますし、また米國議會の実施法案はWTO協定より優先にあるとの意見もあるなど、法案の内容だとかあるいは協定の解釈や実施に関する国内法の規制力についても私もひとつとつてはちょっと不明な点があるわけですね。

さらに今度は、米國議會でWTO協定に對して異論や条件づきの必要性などの意見があつたり、今度の選挙によつて多数を占めた共和党議員からもさまざまな見解が出されていくようでありませうけれども、最近のアメリカの議會の動きあるいは異論や意見の内容と動機などについて御説明をいただければ大変ありがたいと思ひます。

○参考人(溝口道郎君) 私も余り法律的なことには必ずしも明らかでございませぬけれども、聞いて

おりますことによりますと、一つは、確かに先生の御指摘のとおり、条約としてではなくて国内法として国会に今回の協定を提出してある。

これは何か一つにはファストトラック授權といいますが、前に議会で上下両院でファストトラックを行政に認めるという授權がされておりますので、そのこともありますので手続を簡素化して、国内法というか、行政取り決め並みの何かエグゼクティブ・アドミニストレーティブ・アグリメントとかいって、何か議院が授權した行政取り決めということやや簡略な扱いができるようになっておると聞いております。これは今までケネディ・ラウンドにしても東京ラウンドにしてもその合意はすべてアメリカはそういう同じような形で議会にかけておるようでございます。

それから国内法、確かにアメリカはそういうややはかの国と違った取り扱いをしているようでございますが、今回は例えばアンチダンピングでサセメントクロース等がございまして、五年でしたか、ダンピング防止税をかけてから五年の後には必ずやめなくちゃいかぬということが今度のWTOの一連の合意で決まりましたが、アメリカの国内法では違っておりますので、そういう今までの法律を改正して五年にするというのが今度の議会に提出している法案に出てくるようでございます。

そういうふうな今までのアメリカの国内法で違っているのは全部修正するというのが具体的に明記されておりますので、実際上は全く差し支え、不便が起らないというふう聞いております。

それから共和党内で反対があるんじゃないかという御指摘でございますが、確かにジェシー・ヘルムズ上院議員のように、ヘルムズ議員はこの表決ではどのように出てくるかわかりませんが、かなり激しい方もおるようでございますが、しかしドールさんなどは一定の条件、国内手当てが認められれば支持するとか、今度下院議長になるらしいんですがキングリッチ下院議員もこれを支持すると言っているようでございます。したがって

して、共和党内の大勢はやはりこの法案を支持するのではないかと推測いたしております。

いずれにしても、今のところは議会で年内に表決にかけようというクリントン政権は動きを示しております。年内であれば旧議会で民主党がまだ多数の議会でございまして、民主党の多数の方が大丈夫なのか新しい議会の方が大丈夫なのか、その点はまた見解の分かれるところだと存じます。

○菅野久光君 引き続き溝口参考人にお伺いいたしますが、WTO協定は世界貿易の自由化ということ、工業製品だけでなく農産物、サービス、知的所有権なども自由化するという原則に立っております。これらはいずれも先進国に有利な側面が強いというふうに思われますが、途上国に対してはどのような配慮がなされているのか。南北問題の解決あるいは南北格差の解消が世界的歴史的に課題となっておりますが、WTO協定はそれにどのように寄与することができるとお考えか、承りたいと思います。

○参考人(溝口道郎君) いろんな約束に先進国、先進国とは書いてございせんが、一般、それから発展途上国、それから後発途上国という大体三つのカテゴリーになってございまして、例えばいろんな義務の実施が、一つ一つは全部あれですが、各協定に共通な事項はその協定によって生ずる義務を、例えば先進国は工業品関税は五年間でやる、農産品の約束は六年間でやるという場合、発展途上国は十年とか後発途上国は十五年とかいうように実施の期間が長くなっております。

それから大体今、ガットというのにはIMFなんかと違っていて一國一票という考え方でございまして、大きな国も小さな国も多少なりとも形式的には平等になっておりますので何か決定するときには、今、ガット百数十カ国の大部分は発展途上国でございまして、発展途上国の頭越しに何かを決めるというのはほとんど不可能な状態になっております。むしろアメリカあたりに言わすと、発展途上国といっても韓国とかシンガポールはもう先

進国に近いのではないかと、そういう国を途上国というところで義務免除をするのはおかしいという逆の不満もあるぐらいなんですけれども、したがってそういう形式的に違う待遇をしております。

これはなお十分である、サービスなんかでは門戸開放するのは途上国にとって非常に不利であるということ、これも経過期間が長くなっておりますし約束も少し薄くなっておりますが、それでも途上国にとっては不利であるという声も確かにございます。

しかし同時に、全体とすれば世界貿易が発展し投資がふえれば途上国も経済発展にとってプラスである。その証拠には、最近先進国よりもアジアを中心とした諸国はむしろ成長率が高いというような声から、南米やアフリカまでも自由貿易はいい点もあるという認識が、昔と違ってそういう新たな見方が出てきているのは非常に結構だと思えます。したがって、発展途上国の多くは交渉に参加いたしましたし、そのほとんどはこの協定を受諾するのではないかと考えます。

○菅野久光君 次に、信田参考人にお伺いをいたしたいと思っております。

時間が短いため、いろいろなことをもつとおっしゃられたかったのではないかなというふうな推測をいたしますが、特に声を大にしておっしゃられた中に関税率の問題がございまして、これは現行関税率を内外価格差に相当する水準として維持するために関税相当制度を導入するというものになっていくわけですが、内外価格差というものが円高によって為替の変動があるというふうなこともございまして、また輸出国のダンピングの問題があったりあるいは相場が低迷するとうようなことで実質的にこのことが効力を発しないのではないかと、あるいは御心配があるのではないかと、あるいは思うんですが、その辺のところをもうちょっとお話しただければ、このように思います。

○参考人(信田邦雄君) 限られた時間でございまして、私も法律で定められたものとこれから影響を受けるであろうということまですべて言い尽くせなくて先生に御理解をいただけたのかと思いますし、当然私も深く言っていないのであつたのではないかと。

御指摘いただきましたように、農家の現場では、今回ウルグアイ・ラウンドで合意された関税に関するものについてはさまざまありますけれども、それを分析して自分の経営にどうなるかというのを即判断しかねる非常に難しい状況に今、追い込まれております。

しかし、政府等々のそれぞれの努力で今日の諸対策はなされているようでありまして、どうもその諸対策と別な方向でこの関税化の影響いわれる自由化の影響も既に出てきているのではないかと、あるいはその対策が業界を含めていっていること、動いてしまっているのではないかと。この対策をしてもらわないと困るということをおもひとして、ぜひ諸先生方にお聞きをいただいて、これからお力をおかしたきたいと思っております。

そういう中で、関税化になったんだからそれですべて大丈夫だ、関税率で調整すれば輸入も入ってこないし大丈夫なんだと思っておるとこれは大きな間違いでありまして、私どもの考えとしては、例えばアメリカが合意になった輸出補助金の関係も大変高い率のときの基準年度を設定して合意になっている。特にECなどの合意によって今回のガットになっている。そうしますと、今出している輸出補助金は低輸出補助金だ。だとすれば、もし日本に売るとするならばさらに輸出補助金をつけてもまだそれはガットに違反しないという状況にある。こうなれば実質的に関税をかけてもそれ以上に安く入ってしまうわけですから、私どもとしてはガット合意後のダンピング輸出とみなさざるを得ない。そういうこともまずあるということをおもひます。

さらに今日の円高を見ますと、関税率の引き下

け以上にどんどん円高になりますと実質的に輸入価格がどんどん下がっていつてしまう。こういうことになっていきますし、あるいはまた日本の農産物にかかわる業界が、実は開発援助、技術援助等々をして、野菜を含めた農業の関連産業が海外に進出していきます。そこに援助をしましてコストの部分をその日本の企業が持つとすれば、これはコストは安いわけですから出てくるものは安く出てきますから、いわゆる開発輸入としてどんどん日本に戻ってくる。こうしますと、量は少ないですけれども、それが大きな影響を与えてくることは既にこれは現実として政府の方では御承知になつていてと思いますけれども、多くの問題が出ています。特に野菜などは、私も野菜をたくさんつくっていますけれども、ゴボウなどはもう中国にあれしただめだと、将来ゴボウをつくつてもだめだよ。

例えば一品ずつそういう言い方になつてきている開発輸入の問題もありますし、世界の輸出入業者が、大きなメジャーがあるんでしようけれども、彼らが故意に世界の価格操作をしたならば、これはもう既に世界の輸出価格が下がった中に関税をかけても、それは大幅な国内との価格差ができるわけでありますから、これも関税で保護されるなどというところは夢物語になると、こんなようなことを私も多く心配しておるために、国内的な対策が極めて重要であるということをはっきり申し上げました。

したがって、私もとしては、そういう国際的なことを先生方もあるいは行政も一気に世界の中で動かすことは極めて不可能であろうと思つたので、国内対策を関税に伴つたものやると同時に、日本の農業を別個に考えて日本国内としていかに重要であるかということを中心に置いた対策を立てていくべきだ。それが私もが言つてゐる、総合的な新たな所得補償で農業、地方、いわゆる一次産業を守つていくということを提案したところでございます。

今、私もが申し上げたようなことで、ガット

で決まつた六年間で影響がないというその前提で物を考えるんでなくて別な視点で考えていただくならば、新たな所得補償がいかに大事になつてくるかというのを御理解いただいて、ぜひ先生方のお力をおかしたいただきたいものと、こういうふうにご覧いただいております。

○菅野久光君 今、最後の方で所得補償の問題がございましたが、これは黒田参考人と信田参考人にもお伺いしたいと思つています。

いよいよ自由化ということで価格の問題が農家の方々にとっては大変重要な問題になつてくるわけですが、農家の所得補償というものがきちつとなされなければ、担い手が集まつたりあるいは後継者が後継者として農業をやるといふ意欲がわいてこないのではないかと。

どうすることが農家の所得を補償することになるかということで、農産物の価格をそれに見合うだけ上げることが一番いいわけですが、現状としてはそれもなかなか難しいということを含めて私どももこのことについては非常に頭が痛いわけでございますが、これからの価格政策の問題についてはこうあるべきではないかというふうなことの御意見をいただければ大変ありがたいというふうに思ひます。

○参考人(黒田昭君) 最近、宮崎県内で約千戸の農家に無作為にアンケート調査がされました。九百八十五の回答を得たところでありますが、この中で、自由化に対する行政への期待をどこに持つかという、複数の回答であります。それで一番多かったのは農産物の価格安定対策を充実してほしいというものが二六％。二番目が国土保全、過疎地域を守つてほしいというのを認めていただいて財政支援をしてほしい、これが一六％。それから規模拡大には低利融資が欲しい、これが一四％。それから生産基盤の負担軽減をしてほしい、これが一〇％。まだずつとありますけれども、一〇％以上の希望のあつたものであります。こういうふうなところから見ますと、やはり農産物の価格安定対策というのは極めて重要なものではないか、

そのように思ひます。

そのためにどうするかということですが、一方ではやはり土地整備整備等を積極的にやっていくことによつてコストを削減していくということ、そして条件がよくなりますので高品質の作物を導入することによつて国際競争力をつけていくというふうなやり方、これも選択の一つの道であると思つておるんです。

それからもう一つは、先ほどの信田参考人のお話のように、やはり所得補償的なものについてはいつでもついて回らなければならぬから、なかなかこれは現実問題としては難しい。私は、その方法として一つは間接的な補償というのがあるのではないのかと。

一つを申し上げますと農村地域における国民健康保険であります。非常に所得が低いところ、しかも高齢化率の高いところにおいては、一般の国民健康保険の制度ではなくても少し過疎地域に対する対策があつていいんじゃないのか。それが間接的には保険料を安くすることによつて補償することが出来る。また、山間地域における子弟の教育については、高校のときから既に大学に出るぐらいの学費を要するわけですね。ですからこの地域に住んでる方について特別な奨学金、先ほど言われたように、返還なしの奨学金であればなおいいわけでありまして、その奨学金を与えることによつて教育をする、それがいわゆる所得を補償するといふ形になるという間接的な所得の補償方式があるのではないかとすることがあります。

それからもう一つは、先ほど来話も出ておりますが、農業の多面的な価値、食糧の安全保障というふうな意味合いから国民の合意を得て、そして国内農業の保護路線というものを構築していく、こういうふうな方法があるんでなかなうか。全体的にはこのようないことが主流になつていくべきではなからうか、そのように思つております。

○参考人(信田邦雄君) 先生の御質問でまず申し

上げたいんですが、食糧をまず消費者としてどう考えるのか、もう一つは農業経営ですね、農家を国民としてどうするのか、ここに一回立ち返つてお考えをいただく必要があるのではないかと思ひます。

そのうち食糧をどうするかということについては、消費者はやはりいろいろな関心を持たれてゐるんじゃないか。安全で安定的に、しかもできれば安い方がいい、中身もわかつた方がいいと大変欲張りでございます。私はいつも消費者に言つてゐるんですが、そんなものは北海道農業なら手品師でない限りできない、そういうふうないつも申し上げてゐるんですが、しかしそれは間違ひでありまして、やはり消費者のニーズにこたえていく必要があると思ひます。

安全であることはもちろんでありますし、安定的に、去年のように米のパニックが起きるようなことをしてはならないし、そうかといつて農家の所得を確保するためにべらぼうに高くてもこれは不満が残る。こういう矛盾の中でどういうふうにして食糧を消費者が確保していくのか、農家のためではなくて消費者のためにどうなのかということをはきちつと踏まえていかなければならないのではないかと思ひます。

そういうときに、やはり食糧を生産する人の立場を消費者はどういうふうにか考えるのか、ここであらうと思ふんですね。いや、もう消費者は、生産者はどうでもいいんだ、機械から出てきてもスーパから出てきてもおれは食べればいいんだというのであれば話は易しい話でありまして、そうではないんでないかなと私は常日ごろ思つてゐますし、国民の特に良識ある賢い消費者の皆さんは非常に心配されてゐるように思つてゐます。

したがって、価格政策と食糧、これは要するに消費者が価格だけで物を判断した場合、農家とはイコールにならないのではないかと思つてゐます。消費者の皆さんは価格は安い方がいいわけでありまして、生産者は安ければ所得が得られな

私も三十六町も経営面積を持っています。家内と結婚して二十何年、三十年近い中で急激にふやしたため、土地購入とあわせてどうなるかといえますと、三十馬力のトラクターを五十馬力に、なきやならない、五十馬力のトラクターを百馬力に、なきやならない。そうしたら皆さんは前のやつを使えるんでないかと思うでしょうが、大間違いであります。息子などはクラーつきぐらいのトラクターでないかと乗らないわけでありませうから、これはもう前のが全部償還が終わっていないのに新たに投資するわけです。そして借金を払う

ると思つたら価格は下がるし、所得率はそういうことですから極めて落ちますよ。面積がふえただけで上がないんですよ。そんなことで苦しんでいます。

したがって、意欲はあるにしろ負債の重圧でやめようかというところを選択させないために、後ろ向きでなく前向きの方に向けた新たな対策、しかし二度と今、先生のおっしゃられるようなことを繰り返さない関係者の決意も踏まえて新たな政策が必要である、こういうふうな考えております。

○北澤俊美君 次に、黒田参考人にお聞きをしたいと思います。

参考人は、お隣におります上杉先生からよく聞きをしますと、大変に耕地整備、基盤整備を先進的におやりになっておられると。先ほど来お話を聞いておりましてその自負が言葉の端々にうかがわれるわけでありました。

私は、今度六兆百億の対策費を予定しておるわけでありまして、今度これだけの国家財源を拠出していくときに相当スタートの段階できちんとした考えを持たなければならぬ、こう思っているんです。それは今日までの農政が猫の目農政だと言われながら、どうしても国民の理解をなかなか得られなかった。これは社会の状況の流れの中で都市近郊農業がほとんど農家としての実体をなさないう中で、それを全部平等にしていた。農家平等主義というものがはびこってしまった。僕はここに大きな原因があるというふうに思っています。

もう私からくどくど申しませんが、大変な努力をして耕地整備をされた都市近郊の農家が公共事業の代替地に優先されたり、今日の社会情勢の中で福祉施設あるいはまた地方都市が箱物行政をする中で用地を求めていくと全部これが農地なんですね。大半はその投資したものの返還が中途のところで農地から違うものになってしまうという現状、こういうところに国家の貴重な財源がどんどん入っている。しかも、それがその目的を達成する

る半分よりもっと前、三分の一ぐらいの期間のところでもやられるというところに国民の理解が得られない農政があったというふうに思っていますね。

そこで、長年苦勞された黒田参考人が、今度六兆百億というものが提出されていくときにその歯どめといいますか、都市近郊、先ほど中山間地のことも言われましたが、これはちよつと置きますけれども、都市近郊農地について農業投資をどういうふうなやつにしたいかというふうな考えがありましてお聞きをさせていただきたいと思っております。

○参考人(黒田昭君) 私ども中山間地域の整備を進めておりますので、いわゆる都市近郊の整備について確かにそういうような競合がある、これをうまく制度化しようというやり方に緑農住の計画というのがあります。住宅もそういう公共用地等が必要であるならそれも事業の中に入れて、そして農業部分とそういう部分を一体的に整備しようではないか、こういうようなやり方で進めた時期もあるわけでありまして、なかなか土地の価格の問題等があります。農業側に区分をされたところは土地はなかなか上がらない、都市の方に決められたところは直ちに値段が上がる、こういうようなことがありまして、計画は立てましたけれども、なかなか事業の実行に移らなかつた。

それで、一般的な基盤整備の中で今、都市近郊においてもやられていくわけでありまして、おっしゃるようにはありますけれども、一つの手続としては、国家投資については大概の場合に補助金返還というのにはないことになっていますが、土地改良区その他自己負担の分については決済金という形で処理をして、そしてそれはやむを得ず他の目的に利用しなければならぬときには整理をして、それがそうなることによつてほかの人に負担がしわ寄せにならないような形で処理はしているわけでありまして、そういう面からいいますと、土地改良事業が公

共用施設の造成に貢献をしているというふうな見方もできないことではないんじゃないのか、このように思っております。

(理事稲村裕夫君退席、委員長着席)

○北澤俊美君 再び溝口参考人にお聞きしたいんですが、このWTO機構がきちんとされた後、来年また大阪でAPECが開かれるわけでありまして、このAPECの方では、我々がウルグアイ・ラウンドの中でアメリカに対して持つておいたような感情を逆にAPECの諸国が日本に対して持つておかないかという懸念があるわけでありまして、けれども、私はそのときに我が国が臨むべき立場、どういう態度で臨むかということは大変重要なことだというふうに思っております。

最近ところどころで、福田ドクトリンが大変に生き生きとして今よみがえつてきているんじゃないかというふうなことを言われるんですけれども、これは三つの条件をお出しになつておりまして、特に最後のところで平等に同じ立場でということ強調されておりますけれども、この辺について、もう時間がございませぬから簡単に一言御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(溝口道郎君) APECでは、表決をいたしませんでコンセンサスを決めるということになっております。そういう点では福田ドクトリンの平等というものが貫かれていっていると思います。

日本といたしましては、例えばオーストラリアとかアメリカとかややもすると途上国を強引に引つ張つていくという傾向がございまして、日本はやはりいつもそうなんです、ちよつと中間にありまして、アジア諸国、特にASEANのマレーシアとかインドネシアとか非常に東洋的と申しますか、非常に慎重な国もありますので、そこを全体の意見がまとまるようにということとでコンセンサスづくりをいつも第一にするという方針でやっております。私も多少関係したことがございまして、そういうふうなやつに承知しております。

○北澤俊美君 どうもありがとうございます。○立木洋君 早速ですが、時間が限られているものですから質問させていただきますが、最初に溝口参考人にお願ひいたしたいと思っております。

今回のマラケシュ協定について、これで私は本当に国際的な貿易秩序のあり方が正しく進むんだらうかという大きな懸念を持っています。私、先般の東京ラウンドのときもこの国会で審議をさせていただいたんですけれども、大体それぞれの国の発展段階が違ふんですね。それからまた、それぞれの国における産業の分野の構成にしろその強弱にしろ、それぞれ異なっているわけですね。そういう中ではやはり貿易の自由を広げていくということはもちろん賛成なんですけれども、しかし一方では、それぞれの国の主権を十分に尊重するということを兼ね合わせて進められないと、本當の意味での国際的な貿易の正しい秩序のあり方、公正公平なあり方ということが前進が望まれないのではないのかというふうに考えているわけですね。

現行のガットの 경우도、参考人十分御承知のように、結局それぞれの国において国民の生活やあるいは国の経済にとつて極めて不利益にある問題に関してはそれを留保するという権利がありました。しかし今回の場合には、マラケシュ協定では一括方式なんです。それから前回の場合は、結局ガットに加入する以前にあった国内法が優先して、ですから祖父条項と言われる条項がありまして、その問題についても当然その国のあり方というものが留意されたわけなんですけれども、それも今回は撤廃された。

そういうふうになってきますと、こういう仕組みが極めて大きく変わった、そうすると今の状況の中では発展途上国なんかの問題が将来どうなっていくのか。あるいは日本なんかのような先進国であっても、先ほど来お話をいたしましたように、農業の分野だとか、あるいはこれはまだ出されておられませんけれども、中小企業やなんかにおけるさつきもお話があった繊維の分野だとかいろ

私が国会へ来た理由というのは、重度障害者でありますとか難病でありますとかこういうった方々の声が国会に届いていない、何とかして直接届けてくれというような後援をいただいでこへ来たものですから、こういう問題は余りよく理解していません、私自身が。ほかの委員の方とダブるかもわかりませんが、黒田、溝口、信田各参考人につづつ伺わせていただきます。

まず黒田参考人には、農村における高齢化対策

として今後どういうことをすべきかということをお願いしたいと思えますけれども、今後、経済の成長はかつての高度成長していたときのようなぐあいはないかと思えます。二度とあいうことにはならないと思えます。そうしますと、定年退職者が農業に専従するという高齢者農家がふえているということも聞いております。したがって、この高齢社会における農村の役割はどういうものか、これを伺いたいと思えます。

それから溝口参考人には、日本では障害者雇用については割り当て制度というのがあります。アメリカは絶対に障害者の就職を断つてはいけないうことになっておりますけれども、日本の場合は断ることもできるようなんですね。ですから納付金制度なんというのがあります。企業がそうしたマイノリティーの人々に対する雇用のコストをどういう形で出しているのか、こういう点についていざ日米間にこの問題は出てくるのじゃないかというふうな危惧しているんですけれども、これをどういうふうにお考えでしょうか。

それから福田参考人には、農業に市場原理を適用すれば国際競争力を持つように成長するという意見が学者の間にあるのですけれども、これをどうお思いになりますか。それから土地に制約がありますから、こういった土地に制約のある農業に市場メカニズムは十分機能するのでしょうか。

この点をお一人ずつに伺いたいと思えます。

○参考人(黒田昭君) 農村における高齢化対策であります。私も西都市は過疎地でありまして、既に六十五歳以上の比率が二〇％に達しました。まさに超高齢化社会と言ってもいいんじゃないか、そのように思います。そういうようなときに、国が出されたゴールドプランに従いまして老人保健福祉計画をこのほど作成したところであります。これに従って今後の高齢者対策をやっていくわけですが、この計画に盛ったものを全部やるという話になりましたら到底今の地方財政の中ではやっていけない。何とかこれに対する国の財政措置がなければ農村における老人保健

福祉計画というのは実行ができない、私はそのように思っております。

もう一つは、高齢者対策としての農業というのはどうかという御質問でありましたが、私どもは経営としての高齢者の農業というのは考えられない。副的な作業として参加するということはある得るわけでありまして、経営の主体者としてはもう少し若い人たちが中心になるべきであろう。むしろ生きがいとか健康とか、そういうような意味合いで農業の持つ役割というのは非常に大きいというふうな思っております。ですから、高齢者の生きがい等について農業の立場から十分対応していかなければならない。その点では我々の地域というのは非常に恵まれているのではないかと、そのように思っております。

○参考人(溝口道郎君) 過去におきましてアメリカは日本に対して、例えば日本の労賃が低い、だから日本の企業はダンピング輸出をしているとか、あるいはその後、労賃が上がりましたら、日本は環境対策が不十分である、したがってこれも一種のダンピング輸出なので日本製品を輸入制限すべきだと、時代とともにそういうようないろいろな要求をしてきました。私の知る限り、今までは少なくとも日本の福祉政策が不十分だから日本に対して制裁をするとか輸入制限をするということと言ったことはないかと存じます。

それに関連いたしまして、WTOでも来年以降どういうことをするかということについて、アメリカは労働問題を取り上げたいと。そしてこれは発展途上国から見ると、労賃が低いとか労働三権がない国に対しては輸入制限をしてもよろしいというところをアメリカは主張するんじゃないかという非常に警戒をしております。同様に、アメリカとかヨーロッパは環境問題をやはりWTOでやろうと。それにつきましても発展途上国は非常に警戒をしております。環境対策が不十分な国に対して何か輸入制限をすることの準備ではないかと非常に警戒しております。

今までの福祉政策まで立ち入ったそういう提案はございません。

○参考人(信田邦雄君) 先生から御指摘の市場原理の関係なんですけれども、もう御案内のとおり、先に不可能と言っておきますけれども、日本では今日の円高における経済、さらにまた土地の価格、そしてまた賃金、そして農業においては特にコストになる部分、いわゆる肥料、農業その他生産資材はすべてなんですけれども、それは日本で生産したものを今使っているわけですからすべてそれはもう不可能に近い、国際的な中で不可能に近いわけですが、日本の中の市場原理では別で、世界的な中で市場メカニズムに入りますと、それはもう農業はひとまりもないというのが実情ではないかと思えます。

ただ、今の価格の中で、若干の人々、意欲的に早く大規模化その他に取り組んだ場合、今の価格体系の中ではその人たちは若干このメカニズムに乗っての恩恵は受けるでしょう。しかし、それは本来望むものではないわけですから、どんな価格、所得が下がっていった中で日本の中の市場原理での農業というものは不可能に近い。

北海道においても大体同様でございます。一部の農家が今、大規模にやっている部分で負債など償却をしていた人で今はこのメカニズムで若干恩恵を受けている人がいるという状況で、内地を含めた日本全体となれば無理と、こういうふうには思っております。

○下村泰君 ありがとうございます。

○西野康雄君 新党・護憲リベラルの西野でございます。お忙しい中、参考人の皆さん、ありがとうございます。

まず溝口参考人にお伺いをいたします。手前どもの方にもいろいろファクスが送られてまいります。WTOに関するアメリカの態度というものの、例えば「ドール議員、WTOの監視機関の設立を提案」というふうなことで、「WTOが厳しい貿易紛争処理の規定によって、アメリカの貿易関連法の修正を求める権限を持つことを危惧する十から十五人の共和党上院議員の意見を代

弁している。」「アメリカの貿易規定に対するマインナス影響への対応が強化できるとともに、WTOの紛争処理委員会に対してアメリカ国内の行政手続の遅いとWTO規定の厳密な解釈を喚起できるとしている。」というふうなことでWTOの監視機関の設立を提案しております。

先ほど溝口参考人、またいろいろ議員が、こういうふうなことは日本のプラスにもなるんだ、日本の利益にもなるんだ、こういう趣旨の御発言をなさっておりますけれども、それはアメリカという国の利益が損なわれない、あるいは日本の利益がアメリカの利益にもつながる場合のみにWTOというものが有効に機能するのではないだろうか。ですから、この検討監視機関の設立の中に「WTOからの脱退を勧告することもある。」、こういうふうな文言が入っております。

アメリカという国、大豆の禁輸措置でも先ほどおっしゃっていましたが、あれもアメリカの大豆生産者が出荷をストップしているにもかかわらずあのときの大統領は何を言ったかという、日本の商社が買い占めをしているからだというところで、記憶にもございましょうけれども、商社の大豆担当係長とか課長あたりが随分とアメリカの畜産業者に締め上げられました。僕は、アメリカという国は基本的に信用してはならない国ではないだろうか。アメリカの利益そのものが一番大事なもの、日本の利益だとかそういうものはしんしゃくしてないんじゃないか。このWTOの運用というのを見たときにもそういうふうな面がうかがえるのではないだろうか。WTOとアメリカの出方みたいなものを少しお聞かせ願えればと思います。

○参考人(溝口道郎君) アメリカの議会の表決で今一つ心配なのは、WTO自体についてはドール議員を含め大多数の方は賛成、支持の立場にあると聞いておりますが、ただ、一つ小さな問題起こっているようでございまして、何か関税を下げるとそれだけ財政収入が減る、向こう五年間で百三十億ドルの収入が減る。それは財政均衡法に基

づくと問題であるという何か別の観点から言い
かりがついていて……

○西野康雄君 三百十億ドルではないでしょう
か。

○参考人(溝口道郎君) そうですか、三百億ドル
ですか。失礼しました。訂正いたします。

ただ、何か十年になると多くなる。その
観点から手続的におかしいということで反対する
議員が出る可能性があるということで非常に心配
されておりますが、WTO自体が悪いという人は
非常に少数だと聞いております。

それから日本の立場はあくまでも自由貿易が国
の根幹だからこれを支持するというところでござい
ますし、またアメリカ市場も日本にとって重要
な、日本の二五、六%以上の市場ですから、アメ
リカ市場を開いたものにしておくことは日本の利
益になります。また、世界各地でアメリカの企業
と協力して投資するなり貿易することも重要であ
りますので、ぜひとも日本としては、WTOを支
持するのみならず、アメリカがWTOに入ってから
の有力メンバーであることも日本の利益になると
考えます。

○西野康雄君 先ほどおっしゃったのは百三十億
ドルじゃなくて、サーモンド上院議員がドル議
員に表決の延期を要請したときに、「アメリカの
九四年国家予算決定を侵害するうえ、さらに三百
十億ドルの赤字を加算する」という、この部分で
はないだろうか、こう思っております。

さらに溝口参考人にお伺いをいたしますが、大
和総研の理事長の宮崎勇さんが、WTOは下手す
ると経済発展が進んでいる国により有利になつて
しまう、こういうふうな御趣旨の発言をなさつて
おられます。経済発展の段階がいろいろ違つてお
ります。そういう中で、同一政策を同一時点で要
するに用意ができませんから、そうするとそう
いうふうなことがかなり起きてくる。APERCの
中でもかなりそういうふうなものが起きてくる可
能性があるのではないだろうか。そういうときに
日本はどう対処するのか、あるいはそういう可

能性というものを御否定なさいますか、それとも
肯定なさるでしょうか、どちらでしょうか。

○参考人(溝口道郎君) 私は、どちらかというと
発展途上国の方が得をする。今、貿易の拡大の
率が先進国はほとんどなのに、中国とか韓国とか
ASEAN諸国はすごい勢いで貿易が伸びており
ます。そのためにまた繁栄をしております。し
たがってWTOの結果はだれが得をしてだれが損
をするという評価は難しいんですが、発展途上
国はやっぱり非常に大きな利益を受けると思いま
す。

○西野康雄君 ありがとうございます。

○委員長(矢田部理君) 以上で三名の参考人の
方々に対する質疑は終わりました。

参考人の方々に、貴重な御意見をお述べいた
だきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げま
す。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十四分開会

○委員長(矢田部理君) ただいまから世界貿易機
関設立協定等に関する特別委員会を再開いたしま
す。

休憩前に引き続き、世界貿易機関を設立するマ
ラケシュ協定の締結について承認を求める件外
七法律案を議題とし、参考人の御意見を承りま
す。

午後は、農民運動全国連合会代表常任委員小林
節夫君に御出席をいただいております。

この際、参考人に一言ごあいさつ申し上げま
す。

参考人には、御多忙のところ当委員会に御出席
をいただきまして、まことにありがとうございます。
議題となつております各案件につき忌憚のな
い御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考
にいたしたいと存じますので、よろしくお願いを

いたします。

なお、会議の進め方につきまして申し上げます
ます、十五分で御意見をお述べいただき、その
後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じま
す。

それでは、小林参考人をお願いいたします。

○参考人(小林節夫君) 小林です。私は、長野で
稲作をしておる農民として、WTO協定に反対の
立場から意見を陳述させていただきます。

米の輸入自由化というのは、三度にわたる国会
決議、それから各党が公約をしてやらないとい
うことを言ってきたわけです。これが公約違反であ
り国会の決議に反するものであることは、この間
のWTO委員会の方で総理も大蔵大臣も農林大臣
も認めたところであります。

非常に私たち農民として意外であり、かつ怒り
を覚えるのは、例えば河野外相は、昨年細川内閣
が受け入れを表明したときに党としての糾弾声明
を読み上げた人でありまして、それからその後、畑
農林大臣に対して問責決議案を読み上げたのは今
の大河原農林大臣だったんです。それが今、こ
ごとく正反對の態度をとっているというこの事実
は、民主主義の原理からしてもあるいは私たちの
願いからする問題としても、絶対に私たちは許す
ことができない、そういう気持ちを持つわけであ
ります。

さて、一体WTOでどういう被害が予想される
かという問題です。これは牛肉・オレンジの自由
化、その結果で証明済みだと思えます。

例えば酪農について言いますと、もともと非常
に多くの数千円という負債を抱えている酪農
民、これの副収入として非常に多くの位置を占め
ていた子牛の価格が暴落するというようなことが
起きました。日本で最大の酪農地帯と言われる北
海道の別海町では、こうした状況の中で産まれた
子が売れない、そして売れないどころかもつとい
けば赤字になるというように川に捨ててしま

うというようなことで、町や農協から自棄するよ
うにというような要望も出たくらいです。

その後このことはなくなりまして、もうした
ならば今度は各地で廃牛を山に捨てる、一頭一万
円にもならないような肉、ホルスタインをそうい
うふうにして山に捨ててしまふというやり方、こ
ういう状況がある。その状況というのは今でも変
わっておられないし、そして今では毎週一戸ずつ酪
農地帯で酪農をやめていくという、そういう事態
が相次いであります。

この上、乳製品が輸入自由化されたらどうなる
か。全面的な崩壊であることは明らかです。国民
はやがて乳を飲むことができなくなる。一昨日の
委員会の答弁を聞いておりましたと、対策をとつ
てから大丈夫だということを言っておりましたけれ
ども、例えば一時的に輸入を制限するというよう
な事態、そういうことが一度でもとられたのか。

それは余りにも事実上適用できないようなやり
方。しかも、そういう事態が昨年起こつても、つ
いには発動しなかったという事実があります。そ
ういう事態の中で、これからも大丈夫だという大
河原農林水産大臣のあの答弁をどうして信用でき
るのでしょうか。

さて、稲作について言えばどうか。これは若手
の自治労連が調査したことです。かなり綿密な調
査であります。米が輸入自由化されたらどうす
るか。そうしたら自由化されても稲作を続ける
という農民、これは五四・六%にすぎないわけ
です。それ以外の多くは自家用の飯米をつくるだけ
だ、こういうふうな言ひがおります。農民の多く
は自由化はやめてほしい、減反をやめて米を増産
させたい、そういうふうなことを要望として持つ
ているわけです。このように農民はお米をつくるこ
とをあきらめる方がかなりあるという中で、こ
れでは食糧の確保も思うに任せない、そういうこ
とは明らかです。

そして、そういう量の問題だけではなくして、

WTO協定に加わるならば食糧の安全性にも大変大きな問題が出てくる。

第一は、国際基準に合わせるということで日本の基準よりも数倍もの残留農薬が許されるということになる。あるいは添加物、日本で今、認めていないものが七十九種類あると言われております。その食品添加物が認められるようにならざるを得ない。

第二の問題として、輸出国の方で安全だと言え、日本で根拠のない限り、今までよりふえたからといってこれをただ拒否することはできない。

ついでこの問題になりました、今でも問題になっているオーストラリア産牛肉です。大変な問題になりました。文部省でも給食用に使用するのを注意しろと、こういう警告すら出したところがあります。ところが先日、井出厚生大臣は、いや、しかしそれは継続的に食べない限り大丈夫だということに答えております。今でもこういう態度です。ましてWTO協定が結ばれたらどうなるのか。普通ならばこういうような厚生大臣は罷免さるべき、それほどに重大な問題だと思っております。ですから私たちは、今の大臣がそのような態度をとることについて大きな不安を覚えるを得ないわけです。それが反対の理由であります。

では事後対策はどうなのか、こういう問題であります。六年間で六兆円の事後対策をとるから大丈夫だ、そう言うけれども、しかし私はこれはごまかしだと思えます。

第一は、通常の予算、そのほかに別枠としてこの六兆円が計上されるんだと、今までそう言われてきましたけれども、総理や大蔵大臣は何と言っているかという、一昨日、昨日の中では別枠ではないということ言明しています。それは全く私たちの今まで聞いてきたこととは違う問題であります。

第二に、この六兆円というのは水増しであって実際に国が支出するのはその半分にもならない。使い道はどうか。その半分の三兆五千五百億円と

いうものが公共事業に使われる。農業予算ではないんではないか。

第三に、対象になる農民はどうかという問題です。ラウンド後も農業を続けるという考えの者に對してこの事後対策なるものがすべて適用されるというならまだ話はわかります。そうではなくして、実際に今言われているところでは、新規に投資をして規模拡大する者と認定された者が対象になるだけというわけでありまして。それは一市町村にしてみれば十人足らずです。日本じゅうで全部やってみたら三万です。

そして、さらに規模拡大が唯一の切り札であるかのように言いますけれども、これまで新政策では、例えば年間八百万円の所得が補償されるようになるんだ、だから規模拡大やれと、こういうふうなことを指導してきました。実際、各県の計画というのを見ますとほとんどが八百万円を年間の所得だということをやっていますが、その計算の根拠は何かと言えれば現行の米価であり、現行の農産物の価格でやっている。今度の六年間に三〇%引き下げるといのが農水省の考えであります。そうしてこれからもどんどん引き下げるといふ方向であるにもかかわらず、一体これでいいのか。

米で言うならば一俵一万六千円のものが一萬三百円になる、そして十年後には半値だ、こういうふうなことが行われる。どうしてこの規模拡大をやっているのか。本当に担おうとする者に対してこれはごまかしではないか。しかも、それ以外の農民に対してあるいは中山間地域に対してほとんど対策が講じられないということになればこれはどういふことになるのか。例えば国内で出回っているお米の量は、いわば政府の言うところの切り捨てに該当するところの五ヘクタール未満の農家が売っているものが九二%です。農林省の統計で明らかです。そういうふうな状況の中で食糧が足りるわけがないということを私は言いたいわけですね。後継者がおられないで、しかもこのような米価について言うならばさらに引き下げられ

る。

新食糧法がその対策の一つとして出されました。しかしこれは、新食糧法案というのは食糧制度を廃止し米を輸入自由化するためのものであり、大企業に悪徳商法の自由を保障するものであります。

悪徳商法といえ、皆さんは信じるかどうか知らないけれども、これは私たちの事務所のある池袋に、あきたこまちと中国米を大特価で売るといふ、こういう事態が出てくるわけです。あきたこまちに中国米をまぜれば、まぜてもわからない、そういうことを隠々しくうたてて売っている。そういうふうなことが今日、米が余っている状況の中で行われているわけです。政府がブレンドをやれという中でそういうことが行われているわけです。大企業に悪徳商法を奨励するやり方です。

新食糧法、これは農民に対しては減反を強化して米価を引き下げるといふものです。何かつけたりにいろいろと言っておりますけれども、例えば再生産を補償すると言っています。しかし、中心は自主流通センターで決め、そしてたたくだけたいて国際価格に限りなく近寄せるといふためのものです。それでは消費者にはどうかといったならば、今言ったようなにせ銘柄米あるいは外米の押しつけということにならざるを得ない。今、世界でも米が足りない、食糧がやがて足りなくなるといふときに、こういうふうな国内の状況でどうしてこの米のバニクがまた続いてこないか、そういうことがやがては体制的なものに構造的なものにならぬか、そういうことを憂えるわけですね。そういう意味で私たちは反対するわけであり

ます。

こういうWTO協定、事後対策も結局、世界的に見るならば、ただ競争力、競争原理、効率と、そういうことだけで貫いている。これがガットで決められた、議論された内容です。しかし、そういう問題は世界の食糧と農業を危くするものであって、これはもう衆議院の委員会を聞いても皆

ひとしく二十一世紀は食糧問題が重大だということと言っている。にもかかわらず、今の状況の中でどうして私たちはそれを認めることができるか。こういうふうな世界的に効率でやり、そして日本の国内でも、あるいは国際稲研究所、ここの米の七割の増産が必要だと言っているときに、このような態度をとり、日本の農民の生産意欲を失わせ、それで果たして今後もやっていけるのか。私は、こういう中で、こういうやり方は世界的規模でも日本の中でも必ず破綻するものだと思います。

今、こういう問題で、公約、国会決議、こういうふうなものを無視するというやり方、これは歴史の法廷で必ず裁かれるだろうし、私たちはそういう点でこのことを確信するとともに、決してこういうふうな乱暴なやり方に屈しない、あくまでも国民の食糧と健康を守るといふ立場から日本の農業を守り稲作を守る、そのために総力を挙げてやっていきたい、それが私の決意であり、私の意見であります。

以上であります。

○委員長(矢田部理君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚清次郎君 自由民主党の大塚でございます。

ただいま小林さんから農業現場の長い御経験、あるいは農政問題について非常に御造詣深い中から、いろいろ今度のWTO問題を中心にして御意見を聴取いたしました。

やっぱり私も、今回のWTOの条約に至る経過等につきましては、いろいろこれは国政に携わる者としても努力不足な面は多々あり、おしかりはもう当然かと、こう思うわけでござい

ます。

そこで、お尋ねする前に、実はこれは東京ラウンドが終わりましたときに、ひとつこの次はとい

うことで何を指してウルグアイ・ラウンドが始められたかという点、輸出補助金が貿易歪曲の元凶だ、これは何とかカットしないといかぬというところからの国際的な合意の中でこのマルチ交渉が行われたという経緯があるわけでございます。

それで、日本は議院内閣制という一つの政治形態でございますので、アメリカ等と違ひまして非常にこの種の外交問題による国際条約、契約ということは、総理大臣、国会議員という、政府、議会とある面じゃかわりがある、そういう面では非常にやりにくい点もあります。利点もあるかもしれませんが、むしろそういうことからいたしまして、三度にわたる国会決議を無視して政府が一方的にはドゥーニー調整案を去年の暮れ受け入れたということがおしかりを受ける一つなのではなからうかと思ひます。

したがって、参議院も良識の府としてこれに對してひとつ、自由民主党は畑農林大臣の問責決議案を出しましたが、不幸にいたしまして採決でそれが通らなかったということがあるわけでございます。そういうものを背負いながら、そういう経緯を背景のもとに今度の批准という問題になったわけでございます。

そこで、こうなればもう最小限、ひとつ牛・かんのとき以上の国内対策をしつかりしたものを立ててやる以外はない、外交の継続性あるいはいわゆる国際信義の問題、こういうものもこれあり、今の事態に至つておるわけでございます。したがって、目下、WTOと国内対策とそれから関連国内法、この三点セットの中でひとつこれはやっていかざるを得ないということで今、論議が衆議院であり、ここで事前審査が始まろうとしておるわけでございます。

一つお伺いしておきたいのは、実は先ほどおっしゃいましたいわゆる競争原理、経済的な競争原理。特に世界の食糧供給国の中では、アメリカのように企業的な経営、日本は家族経営、全く対照的でございます。それが同一視されておるという

ことがある。だから競争原理が働きますとやっぱりそこに非常な乖離が出てくるわけですね。これがこのガット・ウルグアイ・ラウンドの中に盛り込まれてはいない。表書きではありますけれども、内容は、それから国土保全に対する問題、最近非常にやかましくなつております環境についての問題あるいは安全性についての問題、いわゆる鉱工業製品と同一ような序列で扱われている、しかも自由競争原理の中で。

これについて、今後もしラウンドがウルグアイ・ラウンドの後にまた起こるとすればどういふような貿易体制がいいのか、その辺をひとつ学のあるところでお聞かせいただきたい、こう思つております。

○参考人(小林節夫君) お答えする前に、外交の継続性のことを言われましたが、あれは例えれば羽田前外務大臣が調印に行ったと言われておりましてたけれども、あれは文言の確認だけだった、したがってそこで受け入れを約束したわけではないというところをたしか国会で河野外相が答弁したはずで、

私が言いたいのは、三度にわたる国会決議を無視して政府が受け入れること自体が大問題だと。さらに今度はそれを追認することならば議会の自殺行為ではないかということあります。そして、国際的な信頼とかあるいはいろんなお話がありますが、国際的な信頼で言うならばアメリカはどうだったのか。今度の場合でも例えば輸出補助金は、今おっしゃるとおり、輸出補助金が東京ラウンドで問題になったと言われましたが、輸出補助金の制度そのものはちゃんと残したのではない。額を削つただけのものだ。国境措置は制度の問題だという点では全然違ふと思つてわけであり

ます。

その意味で、実際には輸出補助金は残した、しかも日本が新規にやろうとすればそれが禁止されている。そんな不平等なばかな話はないし、アメリカがウエーバーの問題をこれでも行使するとい

う可能性が十分ある。国内法で九月二十七日に、WTOよりも国内法が優先するというような法律案を出す。そういうこと自体これが信義に反するものではないか。アメリカやECが行つたあの賢いやり方や、あの信義を我々が疑わざるを得ない状況というものがあるということを一言申し上げたいと思ひます。

さて、もしやるとするならば、まず私はその前にやらないのが一番いい、今度批准しないのはい。まだしてしまつたんじゃないから、これからまず第一に批准に反対すべきであると思ひます。それから私たちが今、そういう点で六年後を待たずして再交渉してほしいと思ふのは、日本の国の経済主権、各国の経済主権をきちんと守るようにしてほしい。いろんな問題はその上であり

ます。

○大塚清次郎君 時間が参りましたので、これで。貴重な御意見として承つておきたいと思ひます。

○上山和人君 参考人、大変御苦労までござい

ます。私は、日本社会党・護憲民主連合の上山和人でございます。

先ほど小林さんのお話をお伺いしております。ウルグアイ・ラウンド交渉合意の農業に対する影響を中心にお述べになりながら、総じてWTO関連法案に反対の趣旨の御意見だったと理解いたしました。

見だけを特に聞かせたいと思ひますので、どうぞよろしく御意見を申し上げます。

○参考人(小林節夫君) WTO全体について私はよく存じません。しかし、例えばフランス自身がこんなものは反対だというものを除外したではないか、自国にとつて不利なものを除外したのは当然だ。しかも塩飽審議官、交渉に当たつたあの塩飽さん自身が、日本はこの農業問題について言うならば米の問題で加わるべきではなかつたということをはっきり言つております。

それから今、農業問題というふうに言われたことについて言うならば、農業問題だけではなくして、例えば衛生植物検疫措置の問題についての協定があります。これは農業協定ではありません。しかし、その文言を見るならば非常に重大だと思ひます。

例えば衛生植物検疫措置の適用に関する協定、その第十三条には、「加盟国は、自国の領域内の非政府機関及び自国の領域内の関連団体が構成員である地域機関がこの協定の関連規定に従うことを確保するため、利用し得る受当手段を講ずる。更に、加盟国は、当該地域機関、非政府機関又は地方政府機関がこの協定に反する態度で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような手段を講じてはならない。つまり輸出国の方で安全だと言つたことについてこちらの方で、例えば政府だけではなくして地方自治体、さらには非政府機関といふことが生協や婦人団体、消費者団体が検査をして、そしてこれは危険だからいかぬというようなことを言つてはならないと、そういうことを言つておる人ではないか。非常に重大な問題です。ですから私はこれは単なる農業問題だけではなくと思ひます。

それから農業問題と農業問題とおっしゃいますけれども、実際問題として、先ほどの委員の方もおっしゃいましたが、環境問題についても非常に大きな問題がある。その意味では何も一括してやるというのではない。ましてアメリカでもそのように言つております。だから私たちは再交渉をせ

よと。しかも、私が非常に疑問に思うのは、訳文が十月二十一日にやっとできた。それは日本に關する文書だけだった。各国の文書はまだ翻訳すらされていない。今後もある気がない。どうしてそれで世界のWTO協定の全貌を私が見ることができましよう。議員の皆さんだって恐らくそうではないか。なぜかと言うならば、元農林大臣をやった人がその文書を見て、ああこんなにあるのか、いやそれは知らなかった、おれも欲しいなど言つたそうです。それも何と十一月十七日のことですよ。

そういう状況の中で、あれほど膨大なものをしかもアメリカがそういうようないろんなウエーバーやその他の問題についてあれこれいろんなことを言っているんだから、そしてヨーロッパにおいては、ある種の畜産物については今度は関税化だと言ったけれども、実はラウンドが始まるときの基準年次からどんどん上げておいて、そしてその後下げたといつても事実上関税が前より高くなっているというものすらある。非常にずるいやりでやってきた。そういうふうなことを我々がちよつと仄聞するだけでもそういう大問題がある。ならば各国のものも翻訳した上で、それをちゃんと調べた上で、それでどうだというふうにすべきじゃないでしょうか。私がどうしてもそれを知ることができましよう。

以上であります。

○上山和人君　それでは、もうあと時間が四分しかないんです。せつかくでございますから、これから私どもはこの関連法案の審議することになるわけでございまして、それに先立って今、参考人から貴重な御意見をお伺いしているところでございますから、どうかそういう趣旨で御意見をお伺いできればと思いますので、もう一つだけ、もう時間がございませんが。

参考人はいろんなことを今お話をし、大変参考になる御意見をお聞かせいただきましたが、WTOについてこれからどうあつてほしい、つまり詰めて申し上げるとWTOの理想像とでもいいま

しょうか、WTOというのはこんな姿であってほしい、そういうものについてどのようにお考えでしょうか。

○参考人(小林節夫君) こういうWTOはない方がいい、これが最善の策だと思えます。

○上山和人君　そうおっしゃるとなかなか後はもう御質問ができなくなるんですけれども、私どもの方の御意見を申し上げる場ではないんですけれども、私どもはやつぱり人口とか食糧問題とか環境問題とかあるいは労働問題等を含めて、これからはそういうものに重点を置いた国際機関になるように、我が国が国際的なイニシアチブを発揮してそういうものになるようにできたらな、そんなふうに思っていることをちょっとつけ加えまして、御意見は大変参考になりますが、もう一つだけ農業に対する影響との関連でお尋ねいたしたいんです。

今、地球上で約八億人とも言われる飢餓に苦しんでいる人たちがいることを御存じだと思いますけれども、こういうものとWTOとの関係につきましてどのようなようにお考えでしょうか。

○参考人(小林節夫君) 世界に八億の飢えた人がある、それからまた二〇二五年には人口が八十五億になってそれ以上はどうやっても生産が間に合わないという事態があることは私も承知しております。そういうこととWTOとの関連で言うならば、やはりそれぞれの国で農業がやっているように世界の人口を養えるようなそれだけの環境や農業、そういうことを考えて総体的にやっていくべきだろうと思います。

ところが今あるのは、とにかく国際価格で安い、日本で言うならば国際価格が高い、そういうことだけであります。けれども、私はもし日本のそれが高いと言うならば、では私たちの扱っているトラクターはどうなのかと。私たちが買うときは一馬力十万円です。けれども輸出されるのは幾らか。二万円か三万円です、馬力当たり。三十馬力のトラクターを買えば、私たちは最低でも三万五万出さなきゃ買えないんです。ところが輸出され

るところを見ると幾らか。六十万ぐらいです。そういうふうな問題があります。

例えば碓安にしてもそうです。肥料にしても私たちが買うときには七百五十円からします。輸出されるのはどうか。少し前、二年ほど前の統計で百四、五十円です。そういう高いものを売つておきながら日本の農民のものを高い高いと言う。

十八年前の米価で、そしてそういうことを私た
ちを要求しているわけですが、そういうふうなこ
とをやっているならば、それを下げる下げる、国
際並みにしろということであれば、大企業そのも
のに対する規制はどうなっているのかということ
も言いたいし、そういうことを全く抜きにしてた
だ世界的に比べて、あるいは自由貿易の恩恵にあ
ずかっているからと言うけれども、自由貿易にあ
ずかっているのはトヨタであつて、トヨタの輸出
額と農産物の輸出額とそう余り変わらないとい
うこういう事態、これこそつとグローバルに見る
べきではないか。

そういう上に立つて、私はやはり各国がそれぞれ自主的に、例えば食糧援助してそのためにその農業をつぶすということでなくして、本当に自主的な農業が発展できるように、競争力の原理ではなくしてそれぞれの国がやはり地域で自分たちの食糧を一番近いところで自分たちが自給するということ、これがやっぱり本来のあるべき形であらうというふうに私は思います。

○上山和人君 時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○星川保松君 私も山形県の農村の出身でありますので、小林さんが先ほどからWTOに対するいろんな御心配をお述べになりまして、私もいろいろ心配な面はあるわけであります。

我が国はいわゆる資源のない国でありまして、世界じゅうから資源を買い集めてきて、またエネルギーを買ってきて、いろいろと加工をして製品にしてこれを世界じゅうに売って国を立てておる貿易立国だと言われておるわけでございます。そういう中で、貿易を自由にしようということ

でこのWTOがつくられるわけでありませうけれども、そこで問題が出てくるのは、貿易を自由にした場合に、貿易というのは売り手と買い手があるわけでありまして、売り手に立っている国々それは大いに自由化を進めるべきだということになると思いますが、売るものない買い手に立っている国々はこれでは困るということになって、そこで利害相反してくるんじゃないかと思ひます。

我が国を考へてみた場合は、いわゆる工業製品は世界じゅうに売っておりますけれども、農業の分野では何も売っておりません。農業の分野では何も売っておりません。飼料を初め大変な農産物を買つておるわけであり。したがつて、我が国の場合は農業と工業、商業との売り手と買い手の立場の相違から問題が生じてくるのではないか、こう思うわけでございます。そうなりますと、商工業の方は大いに貿易自由化すべきであるということになりました。農業の分野としては買わされるだけありますからこれは大変困るという事態が生じてくるのではないか、こう思うわけでございます。ですから、ただ日本にとって貿易の自由化はいいことだ、日本にとってメリットがあるというような言い方は私はちよつと乱暴ではないか、こう思つてゐるわけです。

そういうことで、先ほどから小林さんがおっしゃいますように、農業では米づくりの皆さんも畜産農家も酪農家もそれぞれみな大変な打撃を受けるということなわけであります。世界の百二十五カ国もこのWTOでいこうということになった場合に、日本が各国の皆さんと歩調を合わせていくということになれば、これはやはり打撃を受ける農業の分野においてしっかりした対策を国で打ち出さなければならぬのではないか、こう思うわけですが、この私の考えに対して小林さんはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(小林節夫君) 工業製品を売ってようやく立国していると言うけれども、それは非常に日本が過度な輸出をして、そして黒字大国になって

いることで問題になっていることは御承知のとおりです。それはやはり長時間過密労働、非常な低賃金で使っているという、そういうもとの現象であって、そういうふうなことは先刻決まっていますことである。

そして、特に私は、失礼でありますけれども、ここで申し上げたい問題があります。それは星川さんが山形の選挙区で公約されたところに、「私は農民運動に携わったことがあり、農家の方々の気持ちはよくわかります。まず私は米の自由化に反対します。国民の主食である米の安定供給を円滑にするため、食糧制度の根幹を維持し、生産者と消費者の合意による、安全、安価で安定した食糧供給構造をつくらなくてはなりません」とあります。

私は、この前の参議院選挙と昨年のあの受け入れから今日に至るまでの事態、根本的に変わっているとは思いません。貿易構造、例えば日本が貿易立国であるということも何も何も急に始まったことではない、前から決まっていることです。

私はやはりその意味では、各国が歩調を同一にするというけれども、まだ調印した国はたしか二十数カ国だというふう聞いております。なぜ十分審議をしないで十二月の今回の臨時国会の中で仕上げてしまおうとするのかということに私は非常に疑問を感じるわけです。どういう対策を立てるべきかというけれども、私はこういうふうなガットの問題はやり直すべきだと、それ以外にない。私は何でも一方的に自分の国のエゴだけを貫き通せばいいということを言っているのではありません。

しかし、日本が資源のない国だからというけれども、実際に資源がないとはどういうことなのか。例えば石油を持っているアラブの諸国の人たちが日本の大臣から、あなたの国は資源があつていいですねと言われたときに、その国の人たちは何と言ったかといったら、何を言っているんだ、自分たちのところは何の作物もできない、一

番豊かな資源を持っているのはあなたの方じゃないかと言われたそうですが、そういう赤面するようなことを私たちは言っているのではないと思ふんです。

その意味で、私はやはり工業の製品を売っていくことも大事だと思ひます。だからといって、農業を犠牲にしなきゃならぬといけれども、農業で全部受け入れて、米を例えば全部自由化してみたいところでは貿易の黒字を消すことになるのか、全然問題にならないと思ふんです。その意味からしても、私はやはり公約どおり皆さんが実行してくださることが一番最善だろうと思ひます。

以上です。

○星川保松君 私たちはいろいろな考えを持ってきょうまで運動はしてきておるわけでありましてけれども、私たちの意向どおり世界や日本の経済が動いていくということにはならないわけなんです。そして今、現時点における世界の経済情勢、それから国内の情勢といふものを踏まえてそれそれ私たちは対応していかなければいけないのではなからうかといふふうに考えておるわけです。そういう場合に、たゞWTOもない方がいいです。それは願うのは結構ですけども、それでなくならない場合どうするかといふことをやはり対応策として考えていかなければならないんじゃないか、こう思っているわけです。

それから国内対策についても、小林さんはこれはまあやしの対策だ、そう御指摘なさるのもわからなくはないわけではございません。果たしてこれからのような具体策を出していけばこの日本の農業の自由貿易下における打撃を少なくすることができるかといふ、その足元のことも我々は考えていかなければならないと思ふんですね。そういうことで、国内対策は無意味だと言ってしまうそれまででありますけれども、そうおっしゃらずに、こういうふうなすべしといふこともいろいろ小林さんから提言がなされればそれは非常に皆さんの参考になることではないかと、

こう思いますので、ひとつそのことについての御提言がありましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(小林節夫君) 私は、やはり第一に必要なのは、やる気のある農民があつたらやつてほしいと思ふんです。ぜひそれを本当の意味で農業が振興するように対象にしてほしいと思ふんです。

農家が農業をやる気をなくしたと言ふけれども、そういう問題について農林省がよく言いますが、私は非常に大きな怒りを覚えます。なぜならば、農業だけでやっていけないということ、高度成長以来ずっと兼業農家がふえた。その兼業農家がふえたときに農業はどうしたか。もうからない農業に農業外から金を出してつぎ込んでそして機械化をし、農業を維持しようとしたんです。幾ら農民でも、それがもうかつてどれがもうからないかは百も承知の上です。それでも農外収入から農業につき込むというのは、農業をやっていた、ひたすら続けたといふこの熱意があつたからじゃないかと思ふんです。

それを過剰投資だとかなんとか言う前に、過剰投資ならば、高かったら安いものにしたらいんじゃないか。大企業がつくっている生産資材は安くしているんじゃないかと思ふんです。そういうことは抜きにして、全然別個なんです。

それは別に置いても、農民がやる気がないと言ふならば、なぜそれに対してやる気が起きるようなことをしないのか。私たちは、例えば米価で言えば、農産物で言えば、世間並みの労賃をくれと、そういうことを言うておるわけです。それからまた、環境保護で言えば無償の環境保護の役割を果たしているわけです。

私は長野ですけれども、急傾斜地域で、そこで石垣を反ごとに仕切つてやれるように小さな田んぼが次から次へと段々にあります。もしそういう田んぼをなくしたらどうなるのか。環境保護だつて重大ではないか。効率は悪いかもしれないけれども、例えば今度の基盤整備の問題にしても二十

一世紀事業にしても、なぜそういうところを全く相手にしないのか、そういうところを相手にしてほしいと思ふんです。

例えば長野県の飯山市の北の方に栄村というところがあります。そこは非常に効率の悪い山村、まさに山間の農業です。そこで一反歩、例えば十アールが十数枚の田んぼだとそれをせいぜい三、四枚にしてほしい、そういうふうな土地改良をやるうと。それを県が融資をし村が補助をして、しかもいわゆる農水省がやっているような営圃場整備というふうな一律のやり方でなくして、その地域に合ったやり方をしている。

それで、そこでは普通ならば長野県土地改良区連合会が設計すれば十アール当たり単価が百二十万円もかかるところで、それほど不便なところがない。したがって、農民の自己負担といふものは十数万円であつて、六十過ぎの者がやっても数年で返せるという範囲のものです。そういうふうな自主的な地域に合ったやり方、なぜそういうものをやってくれないのか。これはまさに関連対策事業であるとするならば、中山間の事業とするならば、そういう地域に合ったやり方が幾らもあるはずです。そういう要求はたくさん出ているはずで、ですからそれでやるならば農業を放棄しなくて済むし、環境を守ることもできるわけです。

だから私はそういう意味で、政府の認定するような十ヘクタール、二十ヘクタールというふうな、大きな規模のものだけを、しかも新規投資をし規模拡大をするものだけを認定するに限るようなそういうやり方ではだめだと。私が反対しているのは、そういうことではなくしてむしろそういうところにもっと光を当てたらどうかと、そういうところで自主的な土地改良ができるようにし、そういうところでも環境保護に役立つような農業はできないか、考え方の問題としてはそういう問題があります。

あるいは価格の問題でもそうです。いろんなやり方があります。そういう意味で私たちは、

までなぜ減反を強制するのか。それは結局のところはミニマムアクセスでもって四十万トンから八十万トン、そして六年以降はさらにそれをふやせ、あるいは完全自由化しろ、そういうふうな問題であると思います。

そういう意味で言うならば、今やられているのは、例えば食料自給率で言うならば、今でさえ危ないのにこれから要りもしない外米をどんどん入れるというようなことで、これによって下がる。それからこれまでいろいろやってきたものもカレントアクセスでこれが義務づけられている、そういうことになればいや応なしに下がらざるを得ないと思います。

そういう今の政府の方針からいって、自給率を上げるなどということは全く夢物語というか、たわ言というかごまかしというか、何と言っているかわからない状況だと思っています。その意味では、今のような状況のもとで減反を強制し、そして罰則を加えてまで減反をさせるというのは、自給率を下げるための強力な手段で、以外の何物でもないというふうに思います。

こういうふうなやり方、公約を守らず、そして国会決議を踏みにじった、民主主義を根本から踏みにじったという、こういうやり方は私はやはり歴史に長くとどめられるべきだと思います。

○林紀子君 どうもありがとうございます。
○委員長(矢田部理君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人には、貴重な御意見を述べていただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十分散会

十一月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

一、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

一、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

一、農産物価格安定法の一部を改正する法律案

一、特許法等の一部を改正する法律案

一、関税定率法等の一部を改正する法律案

一、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

平成六年十一月二十九日印刷

平成六年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D

第三百一十一回
会

参議院世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会会議録第二号 (その二)

(本号(その一)参照)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

この協定の締結国は、

貿易及び経済の分野における締結国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高水準の実質所得及び有効需要並びにこれらの着実な増加を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、他方において、経済開発の水準が異なるそれぞれの締結国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し、

更に、成長する国際貿易において開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため、積極的に努力する必要があることを認め、

関税その他の貿易障害を政策的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、前記の目的の達成に寄与することを希望し、

よって、関税及び貿易に関する一般協定、過去の貿易自由化の努力の結果及びウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉のすべての結果に立脚する統合された二層水統性のある多角的貿易体制を進展させることを決意し、

この多角的貿易体制の基礎を成す基本原則を維持し及び同体制の基本目的を達成することを決意して、次のとおり協定する。

第一条 機関の設立

この協定により世界貿易機関(WTO)を設立する。

第二条 世界貿易機関の権限

1 世界貿易機関は、附属書に含まれている協定及び関係文書に関する事項について、加盟国間の貿易関係

を規律する共通の制度上の枠組みを提供する。

2 附属書一、附属書二及び附属書三に含まれている協定及び関係文書(以下「多角的貿易協定」という)は、この協定の不可分の一部を成し、すべての加盟国を拘束する。

3 附属書四に含まれている協定及び関係文書(以下「複数国間貿易協定」という)は、これらを承諾した加盟国についてはこの協定の一部を成し、当該加盟国を拘束する。複数国間貿易協定は、これらを受諾していない加盟国の義務又は権利を創設することはない。

4 附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「千九百九十四年のガット」という)は、国際連合貿易雇用会議準備委員会第二期の終了時に採択された最終議定書に附属する千九百四十七年十月二十日付けの関税及び貿易に関する一般協定がその後訂正され、改正され又は修正されたもの(以下「千九百四十七年のガット」という)と法的に別個のものである。

第三条 世界貿易機関の任務

1 世界貿易機関は、この協定及び多角的貿易協定の実施及び運用を円滑にし並びにこれらの協定の目的を達成するものとし、また、複数国間貿易協定の実施及び運用のための枠組みを提供する。

2 世界貿易機関は、附属書に含まれている協定で取り扱われる事項に係る多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。同機関は、また、閣僚会議の決定するところに従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及びこれらの交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる。

3 世界貿易機関は、附属書二の紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(以下「紛争解決了解」という)を運用する。

4 世界貿易機関は、附属書三の貿易政策検討制度を運用する。

5 世界貿易機関は、世界的な経済政策の策定が一層統一のとれたものとなるようにするため、適当な場合には、国際通貨基金並びに国際復興開発銀行及び同銀行の関連機関と協力する。

第四条 世界貿易機関の構成

1 すべての加盟国の代表で構成する閣僚会議を設置するものとし、同会議は、少なくとも一年に一回会合する。閣僚会議は、世界貿易機関の任務を遂行し、そのために必要な措置をとる。閣僚会議は、加盟国から要請がある場合には、意思決定につきこの協定及び関連する多角的貿易協定に特に定めるところに従い、多角的貿易協定に関するすべての事項について決定を行う権限を有する。

2 すべての加盟国の代表で構成する一般理事会を設置するものとし、同理事会は、適当な場合に会合する。

閣僚会議の会合から会合までの間においては、その任務は、一般理事会が遂行する。一般理事会は、また、この協定によって自己に与えられる任務を遂行する。一般理事会は、その手続規則を定め、及び7に規定する委員会の手続規則を承認する。

3 一般理事会は、紛争解決了解に定める紛争解決機関としての任務を遂行するため、適当な場合に会合する。紛争解決機関に、議長を置くことができるものとし、同機関は、その任務を遂行するために必要と認める手続規則を定める。

4 一般理事会は、貿易政策検討制度に定める貿易政策検討機関としての任務を遂行するため、適当な場合に会合する。貿易政策検討機関に、議長を置くことができるものとし、同機関は、その任務を遂行するために必要と認める手続規則を定める。

5 物品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会及び知的財産の貿易に関する理事会の一般的な指針に基づいて活動する。物品の貿易に関する理事会は、附屬書Aの多角的貿易協定の実施に関するものをつかさどる。サービスの貿易に関する理事会は、サービスの貿易に関する一般協定(以下「サービス貿易一般協定」という。)の実施に関するものをつかさどる。貿易関連知的所有権理事会は、知的財産の貿易に関する協定(以下「貿易関連知的所有権協定」という。)の実施に関するものをつかさどる。これらの理事会は、それぞれの協定及び一般理事会によって与えられる任務を遂行する。これらの理事会は、一般理事会の承認を条件として、それぞれの手続規則を定める。これらの理事会の構成員の地位は、すべての加盟国の代表に開放する。これらの理事会は、その任務を遂行するため、必要に応じて会合する。

6 物品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会及び貿易関連知的所有権理事会は、必要に応じて補助機関を設置する。これらの補助機関は、それぞれの理事会の承認を条件として、それぞれの手続規則を定める。

7 閣僚会議は、貿易及び開発に関する委員会、国際収支上の目的のための制限に関する委員会及び予算、財政及び運営に関する委員会を設置する。これらの委員会は、この協定及び多角的貿易協定によって与えられる任務並びに一般理事会によって与えられる追加的な任務を遂行する。また、閣僚会議は、適当と認める任務を有する追加的な委員会を設置することができる。貿易及び開発に関する委員会は、その任務の一部として、定期的な、多角的貿易協定の後発開発途上加盟国のための特別な規定を検討し、適当な措置について一般理事会に報告する。これらの委員会の構成員の地位は、すべての加盟国の代表に開放する。

8 複数国間貿易協定に定める機関は、これらの協定によって与えられる任務を遂行するものとし、世界貿易機関の制度の中で活動する。これらの機関は、その活動について一般理事会に定期的に通報

する。

第五条 他の機関との関係

1 一般理事会は、世界貿易機関の任務と関連する任務を有する他の政府機関との効果的な協力のために、適当な取決めを行う。

2 一般理事会は、世界貿易機関の取扱い事項に関係のある非政府機関との協議及び協力のために、適当な取決めを行うことができる。

第六条 事務局

1 事務局長を長とする世界貿易機関事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

2 閣僚会議は、事務局長を任命し、並びに事務局長の権限、任務、勤務条件及び任期を定める規則を採用する。

3 事務局長は、閣僚会議が採択する規則に従い、事務局員を任命し、並びにその任務及び勤務条件を決定する。

4 事務局長及び事務局員の責任は、専ら国際的な性質のものとする。事務局長及び事務局員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又は世界貿易機関外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局員及び事務局員は、国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。同機関の加盟国は、事務局長及び事務局員の責任の国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が任務を遂行するに当たってこれらの者を左右しようとはしてはならない。

第七条 予算及び分担金

1 事務局長は、予算、財政及び運営に関する委員会に対し世界貿易機関の年次予算見積り及び会計報告を提出する。予算、財政及び運営に関する委員会は、事務局員が提出した年次予算見積り及び会計報告を審査し、一般理事会に対しこれらに関する勧告を行う。年次予算見積りについては、一般理事会の承認を得なければならない。

2 予算、財政及び運営に関する委員会は、次の事項に関する規定を含む財政規則を一般理事会に提案する。財政規則は、実行可能な限り千九百四十七年のガットの規則及び慣行に基づくものでなければならない。

(a) 世界貿易機関の経費を加盟国間で割り当てるための分担率

(b) 分担金を滞納している加盟国についてとる措置

3 一般理事会は、過半数の加盟国を含む三分の二以上の多数による議決で財政規則及び年次予算見積りを採択する。

4 各加盟国は、一般理事会が採択した財政規則に従い、世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う。

第八条 世界貿易機関の地位

1 世界貿易機関は、法人格を有するものとし、その任務の遂行のために必要な法律上の能力を各加盟国によって与えられる。

2 世界貿易機関は、その任務の遂行のために必要な特権及び免除を各加盟国によって与えられる。

3 2と同様に、世界貿易機関の職員及び加盟国の代表は、同機関に関連する自己の任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を各加盟国によって与えられる。

4 世界貿易機関、その職員及びその加盟国の代表に対して加盟国が与える特権及び免除は、千九百四十七年十一月二十一日に国際連合総会が採択した専門機関の特権及び免除に関する条約に定める特権及び免除と同様のものとする。

5 世界貿易機関は、本部協定を締結することができる。

第九条 意思決定

1 世界貿易機関は、千九百四十七年のガットの下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行（注1）を維持する。コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となつてゐる事項は、別段の定めがある場合を除くはか、投票によって決定する。世界貿易機関の各加盟国は、閣僚会議及び一般理事会の会合において一の票を有する。欧州共同体が投票権を行使する場合には、同共同体は、世界貿易機関の加盟国であるその構成国の数と同数の票を有する（注2）。閣僚会議及び一般理事会の決定は、この協定又は関連する多角的貿易協定に別段の定めがある場合を除くはか、投じられた票の過半数による議決で行う。（注3）

注1 いずれかの内部機関がその審議のために提出された事項について決定を行う時その会合に出席しているいずれかの加盟国もその決定案に正式に反対しない場合には、当該内部機関は当該事項についてコンセンサス方式によって決定したものとみなす。

注2 欧州共同体及びその構成国の有する票数は、いかなる場合にも同共同体の構成国の数を超えないものとする。

注3 一般理事会が紛争解決機関として会合する場合に、その決定は、紛争解決了解第二条4の規定にのみ従つて行ふ。

2 閣僚会議及び一般理事会は、この協定及び多角的貿易協定の解釈を採択する排他的権限を有する。附屬書一の多角的貿易協定の解釈については、閣僚会議及び一般理事会は、当該協定の実施に関することをつかさどる理事会の勧告に基づいてその権限を行使する。解釈を採択する決定は、加盟国の四分の三以上の多数による議決で行う。この2の規定は、改正に関する次条の規定を害するように用いてはならない。

3 閣僚会議は、例外的な場合には、この協定又はいずれかの多角的貿易協定によって加盟国に課される義務を免除することを決定することができる。その決定は、この3に別段の定めがない限り、加盟国の四分

の三（注）による議決で行う。

(a) この協定に関する免除の要請は、審議（コンセンサス方式による意思決定の慣行に従う。）のため、閣僚会議に提出される。閣僚会議は、その要請を審議するために、九十日を超えない範囲でその期間を定める。その期間内にコンセンサスに達しない場合には、免除の決定は、加盟国の四分の三（注）による議決で行う。

(b) 附屬書一A、附屬書一B又は附屬書一Cの多角的貿易協定及びこれらの協定の附屬書に関する免除の要請は、審議（その期間は、九十日を超えないものとする。）のため、まず、物品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会又は貿易関連的所有権理事会にそれぞれ提出する。当該理事会は、審議の期間の終了に当たつて、閣僚会議に報告を提出する。

注 経過期間又は段階的な実施のための期間が設けられてゐる義務であつて、その免除を要請する加盟国が当該期間の終了までに履行しなかつたものに関する免除の決定は、コンセンサス方式によってのみ行う。

4 閣僚会議による免除の決定には、その決定を正当化する例外的な事情、免除の適用に関する条件及び免除が終了する日を示すものとする。免除の期間が一年を超える場合には、当該免除の開始後一年以内に、及びその後は当該免除が終了するまで毎年、閣僚会議の審査を受ける。閣僚会議は、審査において、免除を正当化する例外的な事情が引き続き存在するかしないか及び免除に付された条件が満たされているかいないかを検討する。閣僚会議は、毎年の審査に基づき、免除を延長し、変更し又は終了させることができる。

5 複数国間貿易協定に関する決定（解釈及び免除に関する決定を含む。）については、当該協定の定めるところによる。

第十条 改正

1 世界貿易機関の加盟国は、この協定又は附屬書一の多角的貿易協定を改正する提案を、閣僚会議に提出することによって行うことができる。第四条5に規定する理事会も、自己が実施に関することをつかさどる附屬書一の多角的貿易協定を改正する提案を閣僚会議に提出することができる。改正案を加盟国に対し受諾のために送付することについての閣僚会議の決定は、同会議が一層長い期間を定めない限り、提案が正式に同会議に提出された後九十日の間にコンセンサス方式によって行う。2、5又は6の規定が適用される場合を除くはか、当該決定には、3又は4のいずれの規定が適用されるかを明示するものとする。コンセンサスに達した場合には、閣僚会議は、直ちに改正案を加盟国に対し受諾のために送付する。定められた期間内にコンセンサスに達しない場合には、閣僚会議は、加盟国の三分の二以上の多数による議決で、改正案を加盟国に対し受諾のために送付するかしないかを決定する。2、5又は6の規定が適用される場合を除くはか、3の規定が改正案について適用される。ただし、閣僚会議が加盟国の四分の三以上の多数

による議決で4の規定が適用されると決定する場合は、この限りでない。

2 この条及び次に掲げる規定の改正は、すべての加盟国が受諾した時に効力を生ずる。

この協定の第九条

千九百九十四年のガットの第一条及び第二条

サービス貿易一般協定第一条1

貿易関連知的財産権協定第四条

3 この協定又は附属書一A及び附属書一Cの多角的貿易協定の改正(2及び6に掲げる規定の改正を除く。)であつて、加盟国の権利及び義務を変更する性質のものは、加盟国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。関係会議は、加盟国の四分の三以上の多数による議決で、この3の規定に基づいて効力を生じた改正が、それぞれの場合について関係会議の定める期間内に当該改正を受諾しなかった加盟国が世界貿易機関から脱退し又は関係会議の同意を得て加盟国としてとり得る性質のものである旨を決定することができる。

4 この協定又は附属書一A及び附属書一Cの多角的貿易協定の改正(2及び6に掲げる規定の改正を除く。)であつて、加盟国の権利及び義務を変更しない性質のものは、加盟国の三分の二が受諾した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

5 2の規定が適用される場合を除くほか、サービス貿易一般協定の第一部から第三部までの規定及び同協定の各附属書の改正は、加盟国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した加盟国について効力を生じ、その後は、その他の加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。関係会議は、加盟国の四分の三以上の多数による議決で、前段の規定に基づいて効力を生じた改正が、それぞれの場合について関係会議の定める期間内に当該改正を受諾しなかった加盟国が世界貿易機関から脱退し又は関係会議の同意を得て加盟国としてとり得る性質のものである旨を決定することができる。サービス貿易一般協定の第四部から第六部までの規定及び同協定の各附属書の改正は、加盟国の三分の二が受諾した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

6 この条の規定にかかわらず、貿易関連知的財産権協定の改正であつて同協定第七十一条2の要件を満たすものは、関係会議が採択することができるものとし、その後の正式な受諾の手続を要しない。

7 この協定又は附属書一の多角的貿易協定の改正を受諾する加盟国は、関係会議が定める受諾の期間内に受諾書を世界貿易機関事務局長に寄託する。

8 世界貿易機関の加盟国は、附属書一及び附属書二の多角的貿易協定を改正する提案を、関係会議に提出することによって行うことができる。附属書二の多角的貿易協定の改正を承認する決定は、コンセンサス

方式によって行うものとし、当該改正は、関係会議が承認した時にすべての加盟国について効力を生ずる。附属書三の多角的貿易協定の改正を承認する決定は、関係会議が承認した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

9 関係会議は、いずれかの貿易協定の締約国である加盟国の要請に基づき、当該協定を附属書四に追加することをコンセンサス方式によってのみ決定することができる。関係会議は、いずれかの複数国間貿易協定の締約国である加盟国の要請に基づき、当該協定を附属書四から削除することを決定することができる。

10 複数国間貿易協定の改正については、当該協定の定めるところによる。

第十一条 原加盟国

1 この協定が効力を生ずる日における千九百四十七年のガットの締約国及び欧州共同体であつて、この協定及び多角的貿易協定を受諾し、かつ、千九百九十四年のガットに自己の譲許表が附属され及びサービス貿易一般協定に自己の特定の約束に係る表が附属されているものは、世界貿易機関の原加盟国となる。

2 国際連合が後発開発途上国として認める国は、個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズ又は行政上及び制度上の可能性と両立する範囲において、約束及び譲許を行うことを要求される。

第十二条 加入

1 すべての国又は対外通商関係その他この協定及び多角的貿易協定に規定する事項の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域は、自己と世界貿易機関との間において合意した条件によりこの協定に加入することができる。加入は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとする。

2 加入に関する決定は、関係会議が行う。関係会議は、世界貿易機関の加盟国の三分の二以上の多数による議決で、加入の条件に関する合意を承認する。

3 複数国間貿易協定への加入については、当該協定の定めるところによる。

第十三条 特定の加盟国の間における多角的貿易協定の不適用

1 いずれかの加盟国が加盟国となった時に、当該いずれかの加盟国又はその他のいずれかの加盟国が、これらの加盟国の間におけるこの協定並びに附属書一及び附属書二の多角的貿易協定の適用に同意しなかった場合には、これらの協定は、これらの加盟国の間においては適用されない。

2 1の規定は、千九百四十七年のガットの締約国であつた世界貿易機関の原加盟国の間において適用することができる。ただし、千九百四十七年のガット第三十五条の規定が、当該締約国の間において、当該締約国についてこの協定の効力発生前に適用され、かつ、効力発生時に有効であつた場合に限り。

3 1の規定は、いずれかの加盟国と前条の規定に従つて加入したその他のいずれかの加盟国との間においては、加入の条件に関する合意が関係会議によって承認される前にこれらの加盟国のいずれかが同会議に

対し1に規定する協定の適用に同意しない旨を通報した場合に限り、適用する。

4 関係会議は、加盟国の要請に基づいて、特定の事案におけるこの条の規定の運用を検討し、適当な勧告を行うことができる。

5 複数国間貿易協定の締結国の間における当該協定の不適用については、当該協定の定めるところによる。

第十四条 受諾、効力発生及び寄託

1 この協定は、第十一条の規定に基づき世界貿易機関の原加盟国となる資格を有する千九百四十七年のガットの締結国及び欧州共同体が署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。受諾は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとする。この協定及び多角的貿易協定は、ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書の3に従って関係が決定する日に効力を生ずるものとし、関係が別段の決定を行う場合を除くほか、効力を生じた日の後二年間受諾のために開放しておく。この協定が効力を生じた後の受諾は、受諾の日以後三十日目に効力を生ずる。

2 この協定が効力を生じた後にこの協定を受諾する加盟国は、この協定が効力を生じた日に受諾したならば実施すべき多角的貿易協定上の譲許及び義務（この協定が効力を生じた日に開始する期間に係るもの）を実施する。

3 この協定が効力を生ずるまでの間、この協定及び多角的貿易協定の原本は、千九百四十七年のガットの締結国の事務局長に寄託する。同事務局長は、この協定を受諾した政府及び欧州共同体に対し、この協定及び多角的貿易協定の認証原本並びにこの協定の受諾に関する通告書を送付する。この協定が効力を生じたときは、この協定及び多角的貿易協定並びにこれらの改正は、世界貿易機関事務局長に寄託する。

4 複数国間貿易協定の受諾及び効力発生については、当該協定の定めるところによる。複数国間貿易協定は、千九百四十七年のガットの締結国の事務局長に寄託する。この協定が効力を生じたときは、複数国間貿易協定は、世界貿易機関事務局長に寄託する。

第十五条 脱退

1 加盟国は、この協定から脱退することができる。脱退は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとし、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六箇月を経過した時に、効力を生ずる。

2 複数国間貿易協定からの脱退については、当該協定の定めるところによる。

第十六条 雑則

1 世界貿易機関は、この協定又は多角的貿易協定に別段の定めがある場合を除くほか、千九百四十七年の

ガットの締結国及び千九百四十七年のガットの枠組みの中で設置された機関が従う決定、手続及び慣行を指針とする。

2 実行可能な範囲において、千九百四十七年のガットの事務局は、世界貿易機関の事務局となるものとし、かつ、千九百四十七年のガットの締結国の事務局長は、第六条2の規定に従って関係会議が事務局長を任命する時まで、世界貿易機関の事務局長としての職務を遂行する。

3 この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、この協定の規定が優先する。

4 加盟国は、自国の法令及び行政上の手続を附属書の協定に定める義務に適合したものとすることを確保する。

5 留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。多角的貿易協定の規定についての留保は、これらの協定に定めがある場合に限り、その限度において付することができる。複数国間貿易協定の規定についての留保は、当該協定の定めるところによる。

6 この協定は、国際連合憲章第11条の規定に従って登録する。

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

注釈

この協定及び多角的貿易協定において用いられる「国」には、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域を含む。この協定及び多角的貿易協定において「国」を含む表現（例えば、「国内制度」、「内国民待遇」）は、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

附属書の一覧表

附属書一

附属書一 A 物品の貿易に関する多角的協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定

農業に関する協定

衛生植物検疫措置の適用に関する協定

繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定

貿易の技術的障害に関する協定

貿易に関連する投資措置に関する協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定

船積み前検査に関する協定

原産地規則に関する協定

輸入許可手続に関する協定

補助金及び相殺措置に関する協定

セーフガードに関する協定

附属書一B サービスの貿易に関する一般協定

附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

附属書二

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

附属書三

貿易政策検討制度

附属書四 複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

国際諸農産品協定

国際牛肉協定

附属書一

附属書一A 物品の貿易に関する多角的協定

附属書一Aに関する解釈のための一般的注釈

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の規定と世界貿易機関を設立する協定(附属書一Aの協定において「世界貿易機関協定」という。)附属書一Aのその他の協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該その他の協定の規定が優先する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定

1 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(千九百九十四年のガット)は、次のものにより構成される。

- (a) 国際連合貿易雇用会議準備委員会第一期の終了の時に採択された最終議定書(暫定的適用に関する議定書を除く。)に附属する千九百九十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定(世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を生じた法的文書により訂正され、改正され又は修正されたもの)
- (b) 世界貿易機関協定の効力発生の日前に千九百九十七年のガットの下で効力を生じた次に掲げる法的文書

(i) 関税譲許に関する議定書及び確認書

(ii) 加入議定書(暫定的適用に関する規定(当該加入議定書の日付の日有効な法令に反しない最大限度において千九百九十七年のガット第一部の規定を暫定的に適用する旨定める規定を含む。)及び暫定的適用の撤回に関する規定を除く。)

(iii) 義務の免除に関する決定(千九百九十七年のガット第二十五条の規定に基づいて行われたもの)であって、世界貿易機関協定の効力発生の日に効力を有しているもの(但

注 この規定の対象となる義務の免除については、千九百九十三年十二月十五日の文書(文書番号MTN/F.A.第二部の十一ページ及び十二ページの脚注7並びに千九百九十四年三月二十一日の文書(文書番号MTN/P.A.一訂正6)に掲げる。関係会議は、その第一回の会合においてこの規定の対象となる義務の免除に関するリストを改定する。その改定されたリストにおいては、千九百九十三年十二月十六日から世界貿易機関協定の効力発生の日前までに千九百九十七年のガットに基づいて決定される義務の免除を追加し、かつ、世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を失う義務の免除を削除する。

(iv) その他千九百九十七年のガットの締約国間が行った決定

(c) 次に掲げる了解

(i) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十一条(b)の解釈に関する了解

(ii) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解

(iii) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際收支に係る規定に関する了解

(iv) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解

(v) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく義務の免除に関する了解

(vi) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十八条の解釈に関する了解

(vii) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書

2 注釈

(a) 千九百九十四年のガットの規定中「締約国」とあるのは「加盟国」と、「低関税締約国」及び「先進締約国」とあるのはそれぞれ「開発途上加盟国」及び「先進加盟国」と、「書記局長」とあるのは「世界貿易機関事務局長」と読み替えるものとする。

(b) 千九百九十四年のガットの第十五条の1、2及び8の規定、第三十八条の規定、附属書I（注釈及び補足規定）の「第十二条について」及び「第十八条について」の規定並びに第十五条の2、3、6、7及び9における特別為替取極に関する規定中「締約国」を「共同して行動する締約国をいう」とあるのは「世界貿易機関」と読み替えるものとする。千九百九十四年のガットが定める締約国のその他の任務については、閣僚会議が割り振る。

(c) (i) 千九百九十四年のガットの条約文は、英語、フランス語及びスペイン語を正文とする。

(ii) 千九百九十四年のガットのフランス語による条約文は、文書番号M.T.N.・T.N.C.―四一の文書の附属書Aの規定に従って訂正される。

(iii) ガット基本文書選集（B.I.S.D.）第四巻に含まれている条約文が文書番号M.T.N.・T.N.C.―四一の文書の附属書Bの規定に従って訂正されたものを、千九百九十四年のガットのスペイン語による正文とする。

3 (a) 千九百九十四年のガット第二部の規定は、加盟国が千九百四十七年のガットの締約国となる前に制定した特定の義務的法令であつて、外国で製造され又は改造された船舶を国内の水域内及び排他的経済水域内のいずれかの点の間において商業目的のために使用し、又はその使用のために販売し若しくは賃貸することを禁止するものに基づいて当該加盟国がとる措置については、適用しない。このような免除は、当該法令の千九百四十七年のガット第二部の規定に適合しない規定が継続して存在する場合又は即時に更新される場合及び当該規定が改正される場合に適用する。ただし、改正については、千九百四十七年のガット第二部の規定との適合性を減少させないものに限る。このような免除は、当該法令に基づいてとられる措置であつて、世界貿易機関協定の効力発生の日前に通報され、かつ、特定されるものについて適用する。当該法令は、その後千九百九十四年のガット第二部の規定との適合性を減少させるように改正される場合には、この(a)の規定の対象とはならない。

(b) 閣僚会議は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後五年以内に、及びその後は(a)に規定する免除が効力を有している間は二年ごとに、当該免除の必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかしないかを検討する。

(c) (a)に規定する免除の対象となる措置をとる加盟国は、対象となる船舶の実際の及び予想される引渡しに関する五年間の移動平均から成る詳細な統計並びに当該船舶の使用、販売、賃貸又は修繕に関する追加の情報を毎年提出する。

(d) 加盟国は、(a)に規定する免除の対象となる措置をとる他の加盟国の領域において製造された船舶の使用、販売、賃貸又は修繕に対し相互的なかつ均衡のとれた制限を課することを正當化するように当該措置が運用されていると認める場合には、そのような制限を導入することができる。ただし、当該制限を導入する加盟国は、閣僚会議に対して事前に通報を行わなければならない。

(e) (a)に規定する免除は、当該免除が対象とする法令の特定の側面に関する解決（分野別の協定の枠組みその他の場において交渉されるもの）に影響を及ぼすものではない。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第一条1(b)の解釈に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

1 第二条1(b)の規定に基づく法的な権利及び義務の透明性を確保するため、関税譲許品目に課される同条1(b)に規定する「その他の租税又は課徴金」の性質及び水準については、当該「その他の租税又は課徴金」が課される関税品目ごとに、千九百九十四年のガットに附属する譲許表に記録する。譲許表に記録することとは、「その他の租税又は課徴金」の法的性質を変更するものではないと了解する。

2 第二条の規定の適用上、「その他の租税又は課徴金」に係る適用の日は、千九百九十四年四月十五日とする。したがって、「その他の租税又は課徴金」については、同日に適用される水準で譲許表に記録する。譲許に関するその後の再交渉又は新たな譲許に関する交渉において対象となる関税品目については、新たな譲許が譲許表に記録される日を当該関税品目の「その他の租税又は課徴金」に係る適用の日とする。特定の関税品目に関する譲許が千九百四十七年のガット又は千九百九十四年のガットに最初に記録された文書の日付についても、ルースリーフ式の譲許表6欄に引き続き記録する。

3 「その他の租税又は課徴金」は、すべての関税譲許について記録されるものとする。

4 関税品目が既に譲許の対象となつていた場合には、該当の譲許表に記録する「その他の租税又は課徴金」の水準は、当該譲許を最初に譲許表に記録した時の水準を超えるものであってはならない。加盟国は、「その他の租税又は課徴金」が当該関税品目の最初の譲許の時に存在しなかったことを理由として、他の加盟国に対し、「その他の租税又は課徴金」の存在について及び「その他の租税又は課徴金」の記録される水準の適合性について異議を申し立てることができる。ただし、その異議の申立ては、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年間又は千九百九十四年のガットに当該譲許表を附属させる文書を世界貿易機関事務局長に寄託する日が世界貿易機関協定の効力発生の日より遅い場合には当該寄託する日の後三年間にするものとする。

5 「その他の租税又は課徴金」を譲許表に記録することは、当該「その他の租税又は課徴金」の千九百九十

四年のガットに基づく権利及び義務との適合性に影響を及ぼすものではない。ただし、4の規定により影響を受けるものは、この限りでない。すべての加盟国は、「その他の租税又は課徴金」の千九百九十四年のガットに基づく義務(4の規定により影響を受けるものを除く)との適合性について、いつでも異議を申し立てる権利を保持する。

6 この了解の適用に当たっては、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十一条及び第二十三条の規定が適用される。

7 千九百九十四年のガットに譲渡表を附属させる文書を、世界貿易機関協定の効力発生の日までは千九百四十七年のガットの締結国間の事務局長に、その後は世界貿易機関事務局長に寄託する時に当該譲渡表に記録されない「その他の租税又は課徴金」は、その後当該譲渡表に追加されないものとし、また、適用の日に実施されている水準よりも低い水準で記録される「その他の租税又は課徴金」は、当該実施されている水準に回復されないものとする。ただし、追加又は変更がその寄託の日から六箇月以内に行われる場合は、この限りでない。

8 千九百九十四年のガット第二条1(b)の規定の適用上、それぞれの「その他の租税又は課徴金」に係る適用の日に関する2の規定は、千九百八十年三月二十六日に行われた適用の日に関する決定(ガット基本文書選集(BISD) 追録第二十七巻二十四ページ)に代わる。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解

加盟国は、

第十七条が、同条1に規定する国家貿易企業の活動に関する加盟国の義務として、国家貿易企業の活動を、民間貿易業者による輸入又は輸出に影響を及ぼす政府の措置に関して千九百九十四年のガットが定める無差別待遇の一般原則に適合させることを定めていることに留意し、

更に、国家貿易企業に影響を及ぼす政府の措置に関する千九百九十四年のガットに基づく義務に従うことに留意し、

この了解が同条に規定する実質的な規律の適用を妨げないことを認めて、ここに、次のとおり協定する。

1 加盟国は、国家貿易企業の活動の透明性を確保するため、5の規定に基づいて設置される作業部会が行う検討のために、作業のための次の定義に従って、物品の貿易に関する理事会に対しこれらの企業を通報する。その通報は、政府又は次に定める企業が直接又は最終的に消費するための産品であって、再販売するため又は販売のための物品の生産に使用するためのものではないものの輸入については、適用しない。

「政府又は非政府の企業(販売に従事する機関を含む。)であって、購入及び販売を通じ輸入又は輸出の水準又は仕向け先に影響を及ぼす排他的又は特別な権利又は特権(法令又は憲法上の権限を含む。)を付与されたもの」

2 各加盟国は、この了解の規定を考慮して、物品の貿易に関する理事会に対する国家貿易企業についての通報に関する自国の方針について検討する。各加盟国は、その検討を行うに当たり、通報した企業の運営及びその運営の国際貿易への影響を明確に評価することが可能となるように最大限に可能な透明性を確保する必要性を考慮を払うべきである。

3 通報については、千九百九十四年五月二十四日に採択された国家貿易に関する質問表(ガット基本文書選集(BISD) 追録第九巻百八十四ページ及び百八十五ページ)に従って行う。この場合において、加盟国は、1に規定する企業によって輸入又は輸出が実際に行われたか行われなかったかを問わず、当該企業を通報する。

4 他の加盟国が通報義務を十分に履行していないと信ずるに足る理由がある場合には、加盟国は、当該他の加盟国にその問題を提起することができる。問題の満足すべき解決が得られない場合には、当該問題を提起した加盟国は、5の規定に基づいて設置される作業部会における検討のため、物品の貿易に関する理事会に対して対抗的に通報することができるとし、同時に、その旨を当該他の加盟国に通報する。

5 物品の貿易に関する理事会のために通報及び対抗的な通報を検討することを目的として、作業部会を設置する。同理事会は、作業部会の検討を踏まえ、通報の妥当性及び追加の情報の必要性に関して勧告を行うことができる。ただし、この勧告は、第十七条4(c)の規定の適用を妨げるものではない。作業部会は、受領した通報を踏まえ、3に規定する国家貿易に関する質問表及び1の規定に従って通報される国家貿易企業の範囲の妥当性を検討する。作業部会は、また、政府と企業との関係及びこれらの企業が行う活動の類型について、第十七条の目的に資する例示表を作成する。事務局は、作業部会のため、国家貿易企業の国際貿易に関する運営に関して一般的な背景を説明する文書を作成する。作業部会の構成国の地位は、希望するすべての加盟国に開放する。作業部会は、世界貿易機関協定の効力発生の日から一年以内に、及びその後は少なくとも一年一回会合する。作業部会は、毎年物品の貿易に関する理事会に報告を行う。(注 注 この作業部会の活動については、千九百九十四年四月十五日に採択された通報手続に関する附帯決定の三に定める作業部会の活動と調整する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際收支に係る規定に関する了解

加盟国は、

千九百九十四年のガットの第十二条及び第十八条B並びに千九百七十九年十一月二十八日に採択された国際収支上の目的のためにとられる貿易上の措置に関する宣言（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十六巻二百五ページから二百九ページまで。この了解において「千九百七十九年の宣言」という。）の規定を認識し、これらの規定を明確にするために、（き）

ここに、次のとおり協定する。

注 この了解の規定は、千九百九十四年のガットの第十二条及び第十八条Bの規定に基づき加盟国の権利及び義務を要することを要するものではない。紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二條及び第二十三條の規定は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の適用から生ずる問題について、適用することができる。

措置の適用

1 加盟国は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の撤廃の時期についての予定を可能な限り速やかに公表する約束を確認する。加盟国は、国際収支の状況の変化を考慮し、適当な場合には、当該予定を変更することができるものと了解する。加盟国は、予定を公表しない場合には、その理由を正当とする根拠を示す。

2 加盟国は、貿易の流れを乱す影響が最も少ない措置を優先してとる約束を確認する。このような措置（この了解において「価格を基礎とする措置」という。）は、輸入課徴金、輸入供託金その他輸入される物品の価格に影響を及ぼすこれらと同様の貿易上の措置をいうものと了解する。加盟国は、第二条の規定にかかわらず、自国の譲許表に記載されている水準を超えて、国際収支上の目的のためにとられる価格を基礎とする措置をとることができるものと了解する。更に、当該加盟国は、この了解に定める通報のための手続に従い、価格を基礎とする措置が譲許税率を超える額を個々に明示する。

3 加盟国は、危機的な国際収支の状況が存在するため価格を基礎とする措置により対外支払の状況の急速な悪化を阻止することができない場合を除くほか、国際収支上の目的のための新たな数量制限を課することとを避けるよう努める。加盟国は、数量制限を課する場合には、価格を基礎とする措置が国際収支の状況に対処するために妥当な手段ではない理由を正当とする根拠を示す。数量制限を維持している加盟国は、その後の累次の協議において、数量制限が対象とする範囲及び数量制限の制限的效果を著しく減少させる上でいかなる進展があったかを示す。加盟国は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置に關しては、同一の產品について二種類以上のものをとることできないことを了解する。

4 加盟国は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置を輸入の全般的な水準を管理するためにもとることができること及び当該措置が国際収支の状況に対処するために必要な限度を超えてはならないことを確認する。加盟国は、付随する保護主義的な効果を最小限にするため、透明性を確保するよう

に制限を運用する。輸入加盟国の当局は、制限の対象とする產品を決定するに当たって用いる基準を正当とする十分な根拠を示す。加盟国は、第十二条3及び第十八条10に定めるところにより、特定の重要な產品の場合には、一律に課される課徴金その他国際収支上の目的のためにとられる措置の適用を除外し又は制限することができる。「重要な產品」とは、基本的な消費に必要な產品又は加盟国の国際収支の状況を改善する努力に資する產品（例えば、生産のために必要な資本財又は投入物）をいうものと了解する。加盟国は、数量制限を運用するに当たり、避けることができない場合に限り裁量的な輸入許可制度を用いるものとし、同制度を段階的に廃止する。輸入可能な数量又は価額を決定するに当たって用いる基準については、正当とする十分な根拠を示す。

国際収支上の目的のための制限に関する協議のための手続

5 国際収支上の目的のための制限に関する委員会（この了解において「委員会」という。）は、国際収支上の目的のためにとられるすべての輸入制限的な措置を審査するために協議を行う。委員会の構成国の地位は、希望するすべての加盟国に開放する。委員会は、次の諸規定に定めるところにより、千九百七十九年四月二十八日に承認された国際収支上の目的のための制限に関する協議のための手続（ガット基本文書選集（BISD）追録第十八巻四十八ページから五十三ページまで。この了解において「通常の協議手続」という。）に従う。

6 新たな制限を課し又は既存の制限の實質的な強化により当該制限の全般的な水準を引き上げる加盟国は、これらの措置をとった時から四箇月以内に委員会との協議を開始する。当該措置をとった加盟国は、適宜、協議が第十二条4(a)又は第十八条12(a)の規定に従って行われるよう要請することができる。要請が行われない場合には、委員会の議長は、そのような協議を行うよう当該加盟国を招請する。協議において審査することができる事項には、特に、国際収支上の目的のための新たな種類の制限的な措置の導入、制限の水準の引上げ又は制限の対象とする產品の範囲の拡大を含むものとする。

7 国際収支上の目的のために課されるすべての制限は、第十二条4(b)又は第十八条12(b)の規定に従い委員会が行う定期的な審査を受ける。この場合において、協議の頻度は、協議を行う加盟国との合意によって変更することができるものとし、また、当該審査は、一般理事會が特別の審査手続を勧告するときは、これに従う。

8 後発開発途上加盟国又は従前の協議において委員会に提出した予定に従って自由化のための努力を継続している開発途上加盟国は、千九百七十二年十二月十九日に承認された簡易な手続（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十巻四十七ページから四十九ページまで。この了解において「簡易な協議手続」という。）に従って協議を行うことができる。簡易な協議手続は、開発途上加盟国の貿易政策に関する検討が協議と同一の暦年に予定されている場合にも用いることができる。この場合において、通常の協議手続を用

いるべきであるかないかについての決定は、千九百七十九年の宣言の8に定める事項に基づいて行われるものとする。後発開発途上加盟国の場合を除くは、簡易な協議手続を連結して三回以上用いることはできない。

通報及び文書

9 加盟国は、一般理事会に対し、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の導入又はその措置の適用に当たって加えた変更及び1の規定に従って公表された措置の撤廃の時期についての予定の変更を通報する。重要な変更については、その公表の前に又はその公表の後三十日以内に一般理事会に通報する。各加盟国は、法令、政策に関する文書又は公告のすべての変更を含む包括的な通報を、毎年、加盟国による審査のために事務局に対して行う。通報には、可能な限り、措置の種類、措置の運用に当たって用いる基準、対象産品及び影響を受ける貿易の流れに関する関税品目ごとの十分な情報を含める。

10 委員会には、いずれかの加盟国の要請に基づき、通報を検討することができる。その検討の対象は、通報によって提起される特定の問題の明確化又は第十二条4(a)若しくは第十八条12(a)に規定する協議の必要性の有無に限定する。加盟国は、他の加盟国の輸入制限的な措置が国際収支上の目的のためにとられたものであると信ずるに足る理由を有する場合には、委員会に注意を喚起することができる。委員会の議長は、当該輸入制限的な措置に関する情報の提供を要請し、当該情報をすべての加盟国が入手することができるようにする。委員会の構成国は、協議において適当な明確化を求める権利を寄与することなく、委員会と協議を行う加盟国の検討に資するため、事前に質問を提出することができる。

11 委員会と協議を行う加盟国は、次の情報その他適当と認める情報を記載した協議のための基本文書を作成する。簡易な協議手続に従う場合には、協議を行う加盟国は、基本文書に記載されるべき事項に関する重要な情報を記載した文書を提出する。

(a) 国際収支の状況及び見直しに関する概要(健全かつ永続的な基礎の上に国際収支の均衡を回復するためにとられる国内政策上の措置及び国際収支の状況に関係する国内的及び対外的な要因についての考察を含む)。

(b) 国際収支上の目的のために課される制限、当該制限の法的根拠及び当該制限に付随する保護主義的効果を減ずるためにとられる措置に関する十分な記述

(c) 前回の協議の後、委員会の結論を踏まえて輸入制限を緩和するためにとられた措置

(d) 残存する制限の撤廃及び段階的な緩和に関する計画

12 事務局は、委員会における協議を促進するため、事実上即して背景を説明する文書(協議の計画中の様々な側面を取り扱うもの)を作成する。開発途上加盟国の場合には、事務局が作成する当該文書には、背景及び分析に関する資料(協議を行う加盟国の国際収支の状況に関連する対外的な貿易の環境及び国際

収支の状況についての当該加盟国の見直しに関するもの)を含める。事務局の技術援助部門は、開発途上加盟国の要請に基づき、協議のための文書の作成を援助する。

国際収支上の目的のための制限に関する協議の結論

13 委員会には、一般理事会に対し協議に関して報告する。通常の協議手続が用いられた場合には、報告には、協議の計画中の様々な事項についての委員会の結論並びに当該結論の基礎となる事実及び理由を示すべきである。委員会には、その結論に、第十二条及び第十八条12(a)の規定、千九百七十九年の宣言並びにこの了解の実施を促進することを目的とする勧告案を含めるよう努める。国際収支上の目的のためにとられる制限的な措置の撤廃の時期についての予定が示された場合において、一般理事会は、加盟国が当該予定に従っているときは千九百九十四年のガットに基づく義務を遵守しているものとみなすよう勧告することができる。一般理事会が具体的な勧告を行う場合には、加盟国の権利及び義務については、当該勧告に照らして評価する。一般理事会が行う具体的な勧告の案を委員会が提示しない場合には、委員会の結論には、委員会において表明された様々な見解を記録すべきである。簡易な協議手続が用いられた場合には、委員会の報告には、委員会における議論の主要な要素の要約及び通常の協議手続に従う必要性の有無についての決定を含める。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解

加盟国は、

千九百九十四年のガット第二十四条の規定を考慮し、

関税同盟及び自由貿易地域が、千九百四十七年のガットが作成されて以来その数及び重要性において大幅に増大し並びに今日世界貿易の相当な部分を占めることを認め、

関税同盟を組織し及び自由貿易地域を設定する協定の締結国の経済の一層密接な統合によって可能となる世界貿易の拡大への貢献を認め、

構成関税地域間における関税その他の制限的な通商規則の撤廃がすべての貿易に及ぶ場合にはそのような貢献が増加し、他方において、貿易の主要な分野が当該撤廃の対象から除外される場合にはそのような貢献が減少することを認め、

これらの協定の目的は、構成関税地域間の貿易を促進することであって、これらの関税地域と他の加盟国との間の貿易に対する障害を引き上げることにあるべきでないこと、及びこれらの協定の締結国が協定の作成又は拡大に際し他の加盟国の貿易に悪影響を及ぼすことを最大限可能な限り避けるべきであることを再確認し、

新たに作成され又は拡大された協定を評価するための基準及び手続を明確化することにより、第二十四条の規定に従って通報された協定を検討し及び第二十四条に規定するすべての協定の透明性を改善することについての物品の貿易に関する理事会の役割の実効性を補強する必要性を確信し、

第二十四条12の規定に基づく加盟国の義務に関する共通の理解の必要性を認めて、ここに、次のとおり協定する。

1 第二十四条の規定に適合する関税同盟、自由貿易地域及び関税同盟を組織し又は自由貿易地域を設定するための中間協定は、特に、同条の5から8までの規定を満足するものでなければならない。

第二十四条5

2 関税同盟の組織前及び組織後に適用されている関税及びその他の通商規則の全般的な水準に関する第二十四条5(a)の規定に従って行う判断は、関税及び課税金に関しては、加重平均関税率及び徴収された関税の全般的な評価に基づく。この評価については、当該関税同盟によって提供される過去の代表的な期間の輸入統計（関税品目分類に従い、かつ、世界貿易機関の原産地規則に基づき国別に区分された価額及び数量によるもの）に基づいて行う。事務局は、ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において関税に関する提案の評価に使われた方法に従って、加重平均関税率及び徴収された関税を算定する。その算定のために考慮される関税及び課税金は、実行税率とする。数量化及び総額の算定が困難であるその他の通商規則の水準の全般的な評価については、個別の措置、規制、対象産品及び影響を受ける貿易の流れに関する検討が必要とされることがあることを認識する。

3 第二十四条5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締結国である加盟国が十年では十分でないとする場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。

第二十四条6

4 第二十四条6の規定は、関税同盟を組織する加盟国が譲渡税率を引き上げること提案する場合に従う手続を定めるものである。この点に関し、加盟国は、第二十八条に定められ、かつ、千九百八十年十一月十日に採択された「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」(ガット基本文書通集(BISD)追録第二十七巻二十六ページから二十八ページまで)及び千九百九十四年のガット第二十八条の解釈に関する了解によって詳細に定められる手続が、関税同盟の組織又は関税同盟を組織するための中間協定の締結に際して関税譲渡の修正又は撤回が行われる前に開始されなければならないことを再確認する。

5 第二十四条6に規定する交渉は、相互に満足すべき補償的調整を図るため、誠実に行われる。これらの交渉において、関税同盟を組織するに際し同一の関税品目について当該同盟を構成する他の関税地域が行った関税の引下げに対し、同条6の規定に従って妥当な考慮が払われるものとする。そのような引下げ

が必要な補償的調整を提供するために十分でない場合には、当該同盟は、補償（他の関税品目の関税の引下げの形をとることができる）を提供する。その補償の提供は、当該関税品目の譲渡の修正又は撤回について交渉する権利を有する加盟国によって考慮されるものとする。補償的調整が受入れ可能なものでない場合には、交渉は、継続されるべきである。そのような努力にもかかわらず、千九百九十四年のガット第二十八条の解釈に関する了解によって詳細に定められる第二十八条に規定する補償的調整に関する交渉において、交渉の開始から妥当な期間内に合意を達成することができない場合には、当該同盟は、譲渡を修正し又は撤回することができる。この場合において、影響を受ける加盟国は、同条の規定に従って実質的に等価値の譲渡を撤回することができる。

6 千九百九十四年のガットは、関税同盟の組織又は関税同盟を組織するための中間協定の締結の結果生ずる関税の引下げにより利益を受ける加盟国に対し、当該同盟を構成する関税地域に対して補償的調整を行う義務を課するものではない。

関税同盟及び自由貿易地域に関する検討

7 第二十四条7(a)の規定に従って行われるすべての通報については、千九百九十四年のガットの関連規定及び1の規定に照らして作業部会が検討する。作業部会は、その検討の結果についての報告を物品の貿易に関する理事会に提出する。同理事会は、加盟国に対し、適当と認める勧告を行うことができる。

8 作業部会は、中間協定に関し、自己の報告において、関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定に至るまでの時間的枠組みの案及びその組織又はその設定を完了するために必要な措置について適当な勧告を行うことができる。作業部会は、必要な場合には、当該協定に関し追加的な検討を行うことができる。

9 中間協定の締結国である加盟国は、物品の貿易に関する理事会に対し、当該協定に含まれる計画及び日程の実質的な変更を通報するものとし、理事会は、要請がある場合には、当該変更を検討する。

10 第二十四条7(a)の規定に従って通報される中間協定が同条5(c)の規定に反して計画及び日程を含まない場合には、作業部会は、その報告において、計画及び日程を勧告する。中間協定の締結国である加盟国は、その勧告に従って当該協定を修正する用意がないときは、状況に応じ、当該協定を維持し又は当該協定の効力を生じさせてはならない。勧告の実施に関するその後の検討のため、措置がとられるものとする。

11 地域的な取極に関する報告に係る千九百四十七年のガットの締結国の千九百四十七年のガットの理事会への指示(ガット基本文書通集(BISD)追録第十八巻三三八ページ)において同締結国が定めているように、関税同盟及び自由貿易地域を構成する関税地域は、関係取極の実施に関し、定期的に物品の貿易に関する理事会に報告する。当該取極に関する重要な変更及び進展については、これらが生じたときに報告すべきである。

紛争解決

12 紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、関税同盟、自由貿易地域又は関税同盟を組織し若しくは自由貿易地域を設定するための中間協定に関する第二十四条の規定の適用から生ずる問題について、適用することができる。

第二十四条12

13 各加盟国は、千九百九十四年のガットに基づき、千九百九十四年のガットのすべての規定を遵守する完全な責任を有しており、また、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関によるその遵守を確保するために利用することができる適切な措置をとる。

14 紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、加盟国の領域内の地域又は地方の政府又は機関によりとられる措置であつて千九百九十四年のガットの規定の遵守に影響を及ぼすものについて、適用することができる。紛争解決機関が千九百九十四年のガットの規定が遵守されていない旨の裁定を行う場合には、責任を有する加盟国は、その遵守を確保するために利用することができる適切な措置をとる。そのような遵守を確保することができなかった場合には、代償及び譲許その他の義務の停止に関する規定を適用する。

15 各加盟国は、自国の領域においてとられた措置で千九百九十四年のガットの実施に影響を及ぼすものについて他の加盟国がした申立てに好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のための機会を十分に与えることを約束する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく義務の免除に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

1 義務の免除のための要請又は既存の義務の免除の延長のための要請には、加盟国がとらうとする措置、加盟国が達成しようとする具体的な政策上の目的及び加盟国が千九百九十四年のガットに基づく義務に適合する措置をとるならばその政策上の目的を達成することができない理由を記載する。

2 世界貿易機関協定の効力発生の日に有効な義務の免除は、1及び同協定第九条に定める手続に従つて延長されない限り、当該免除が終了する日又は当該効力発生の日から二年が経過する日のいずれか早い日に終了する。

3 加盟国は、千九百九十四年のガットに基づき自国に与えられた利益が次に掲げるいずれかの結果として無効にされ又は侵害されていると認める場合には、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条の規定を適用することができる。

(a) 義務を免除された加盟国がその免除の条件を遵守しなかったこと。

(b) 義務の免除の条件に適合する措置をとったこと。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十八条の解釈に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

1 譲許に關係する輸出(譲許を修正し又は撤回する加盟国の市場への当該譲許の対象となる産品の輸出)が自国の輸出全体に対し最も高い比率を有する加盟国は、当該譲許の修正又は撤回について、第二十八条1に規定する直接に交渉したことから生ずる権利又は同条1に規定する主要供給国としての利害關係を有しない場合には、当該譲許について主要供給国としての利害關係を有するものとみなす。この1に定める基準が中小の輸出加盟国への交渉する権利の再配分を確保する上で十分に機能したかにかつて決定するため、この1の規定については、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年以内に物品の貿易に関する理事會が検討する。この1の規定が十分に機能しなかったと決定される場合には、十分な資料が入手可能であるかないかを踏まえ、譲許に關係する輸出と問題となっている産品のすべての市場への輸出との比率に基づく基準の採用を含め、可能な改善が検討されるものとする。

2 加盟国は、自国が1の規定に基づく主要供給国としての利害關係を有すると認める場合には、譲許を修正し又は撤回することを提案する加盟国に対し、自国の主張をこれを立証する証拠と共に書面により通報し、かつ、同時に事務局に通報すべきである。この場合において、千九百八十年十一月十日に採択された「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」(ガット基本文書選集(BISD)追録第二十七卷二十六ページから二十八ページまで)の4を適用する。

3 いずれの加盟国が主要供給国としての利害關係(1又は第二十八条1に規定するもの)又は実質的な利害關係を有するかについて決定するに当たっては、譲許の対象となる産品の最惠國待遇の下で行われる貿易についての考慮する。ただし、譲許の対象となる産品の貿易であつて取決めに基かない特惠待遇の下で行われていたものが、譲許の修正若しくは撤回のための交渉の際に又は当該交渉の終了時にそのような特惠待遇から生ずる利益を受けなくなり最惠國待遇の下での貿易となる場合には、当該貿易を考慮する。

4 新たな産品(二年間の貿易統計を入手することができない産品)に関する関税譲許が修正され又は撤回される場合には、当該産品が属している又は以前に属していた関税品目について直接に交渉したことから生ずる権利を有する加盟国は、当該産品に関する譲許について直接に交渉したことから生ずる権利を有するものとみなす。主要供給国としての利害關係及び実質的な利害關係についての決定並びに補償の算定に当たっては、特に、譲許の対象となる産品についての輸出加盟国における生産能力、投資及び輸出の伸び

の予測並びに輸入加盟国における当該産品の需要の見通しを考慮する。この4の規定の適用上、「新たな産品」は、現行の関税品目から細分化したことにより創設される関税品目に属する産品を含むものと了解する。

5 加盟国は、自国が4の規定に基づく主要供給国としての利害関係又は実質的な利害関係を有すると認める場合には、譲許を修正し又は撤回することを提案している加盟国に対し、自国の主張をこれを立証する証拠と共に書面により通報し、かつ、同時に事務局に通報すべきである。この場合において、2に規定する「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」の4を適用する。

6 関税割当てが適用数量に制限のない関税譲許に代わる場合には、提供される補償の額については、譲許の修正によって実際に影響を受ける貿易の額を超えるものとすべきである。補償の算定のための基礎については、将来の貿易の見通しが当該関税割当ての水準を超える額を用いるべきである。将来の貿易の見通しの算定は、次のいずれか大きい方に基づくべきであると了解する。ただし、いかなる場合にも、加盟国の補償についての責任は、譲許の完全な撤回によって課される責任を超えてはならない。

(a) 直近の代表的な三年間の平均年間貿易量に、当該貿易量に同一の時期の輸入の平均年間成長率又は十パーセントのいずれか高い方を乗じたものを加えたもの

(b) 直近の年における貿易量にその十パーセントを加えたもの

7 加盟国は、修正され又は撤回される譲許について主要供給国としての利害関係を有する場合（1又は第二十八条1のいずれの規定が適用される場合であるかを問わない）には、補償の譲許が行われた品目について直接に交渉する権利を与えられる。ただし、他の方法による補償が関係加盟国によって合意される場合は、この限りでない。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書

加盟国は、

ウルグアイ・ラウンドに関する関係宣言に従って千九百九十七年のガットの枠組みにおいて交渉を行い、ここに、次のとおり協定する。

1 この議定書に附属する加盟国の譲許表は、世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生じた日から、千九百九十四年のガットに附属する当該加盟国の譲許表となる。後発開発途上国に対する優遇措置に関する関係決定に基づいて提出される譲許表は、この議定書に附属するものとみなす。

2 各加盟国が同意した関税の引下げについては、加盟国の譲許表に別段の定めがある場合を除くほか、五回の均等な税率の引下げによって実施する。加盟国の譲許表に別段の定めがある場合を除くほか、一回目

の引下げについては世界貿易機関協定が効力を生ずる日に実施し、二回目以降の引下げについては同協定が効力を生ずる年の翌年一月一日に実施するものとし、また、最終税率は、同協定が効力を生じた日の後四年以内に適用する。同協定が効力を生じた後にこれを受諾する加盟国は、自国の譲許表に別段の定めがある場合を除くほか、自国について同協定が効力を生ずる日以前に実施することとされていたすべての税率の引下げ及び第二段の規定に従い翌年一月一日に実施する義務を負うこととなる税率の引下げを、自国について同協定が効力を生ずる日に実施し、また、残余のすべての税率の引下げを第二段の規定に従って実施する。引下げの各段階における引下げ後の税率の端数については、切り上げ又は切り捨て、小数点以下一位までとすべきである。農業に関する協定第二条に定める農産品に関する関税の段階的な引下げについては、譲許表の関連する部分に定めるところに従って実施する。

3 この議定書に附属する譲許表に定める譲許及び約束の実施は、要請があったときは、加盟国による多角的な検討の対象となる。このことは、世界貿易機関協定附属書一Aの協定に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

4 いずれの加盟国も、この議定書に附属する自国の譲許表が1の規定により千九百九十四年のガットの譲許表となった後は、自国の譲許表に定める譲許であつて、その譲許表が千九百九十四年のガットの譲許表となっていない他のウルグアイ・ラウンドの参加国が主要供給国である産品に関する譲許については、いつでも当該譲許の全部又は一部を停止し又は撤回することができる。ただし、当該譲許の停止又は撤回の措置をとるに先立ち、加盟国は、その停止又は撤回につき書面による通報を物品の貿易に関する理事会に行うものとし、また、要請があったときは、その譲許表が千九百九十四年のガットの譲許表となつており、かつ、当該産品について実質的な利害関係を有する加盟国と協議を行わなければならない。譲許がこの4の規定により停止され又は撤回された場合にも、当該譲許については、主要供給国である加盟国の譲許表が千九百九十四年のガットの譲許表となつた日から実施する。

5 (a) この議定書に附属する譲許表に定める譲許の対象となつていない各産品に関し、千九百九十四年のガット第二条1の(b)及び(c)において言及されている千九百九十四年のガットの日付については、この議定書の日付とする。ただし、農業に関する協定第四条2の規定の適用は妨げられない。

(b) この議定書に附属する譲許表に関し、千九百九十四年のガット第二条6(a)において言及されている千九百九十四年のガットの日付については、この議定書の日付とする。

6 譲許表第二部に定める非関税措置に関する譲許の修正又は撤回を行う場合には、千九百九十四年のガット第二十八条の規定及び千九百八十年十一月十日に採択された「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」(ガット基本文書選集(BISD) 追録第二十七巻二十六ページから二十八ページまで)を適用する。このことは、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

7 この議定書に附属する譲許表のいずれかの産品についての待遇が、世界貿易機関協定の効力発生前に千九百四十七年のガットの譲許表に定められていた当該産品についての待遇よりも不利なものとなる場合には、当該譲許表を附属させた加盟国は、千九百四十七年又は千九百九十四年のガット第二十八条の関連規定の定めるところにより必要とされる適切な措置をとったものとみなす。この7の規定は、エジプト、ペルー、南アフリカ及びウルグアイのみに適用する。

8 この議定書に附属する譲許表は、各譲許表に定めるところにより、英語、フランス語又はスペイン語を正文とする。

9 この議定書の日付は、千九百九十四年四月十五日とする。

千九百九十四年の開税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表

ウルグアイ・ラウンド

第三十八表 日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

千九百九十四年四月十五日

第三十八表の日本国の譲許表に関する注釈

1 この譲許表は、次の部分から構成される。この譲許表に定める譲許及び約束については、2から7までの規定及びこの譲許表の関連部分の注釈に従って実施する。

(a) 第一部 最恵国関税率表

第一節 農産品

第一A節 関税

第一B節 関税割当て

第二節 その他の産品

第一部第二節の附属書

(b) 第二部 特惠関税率表

(c) 第三部 非関税譲許表

(d) 第四部 農産品についての補助の制限に関する約束

第一節 国内助成（助成合計総量）に関する約束

第二節 輸出補助金に係る予算上の支出及び数量の削減に関する約束

第三節 輸出補助金の交付の範囲の制限に関する約束

(e) 第三十八表の日本国の譲許表の附属書

2 世界貿易機関協定が千九百九十五年四月一日以前に日本国について効力を生ずる場合には、第一部第一節に定める関税の引下げその他の市場アクセスに関する約束については、その節に別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十五年四月一日に開始し、千九百九十五年四月一日から実施する。

同協定が千九百九十五年四月二日以後に日本国について効力を生ずる場合には、第一部第一節に定める関税の引下げその他の市場アクセスに関する約束については、日本国政府が決定する千九百九十五年中に開始する実施期間を通じて実施する。

3 第一部第二節に定める関税の引下げについては、その節に別段の定めがある場合を除くほか、次のとおり実施する。

(a) 世界貿易機関協定の効力発生の日に同協定が日本国について効力を生ずる場合には、日本国政府は、同日に、一回目の引下げとして3欄に定める基準税率（以下この注釈において「基準税率」という。）から4欄に定める譲許税率（以下この注釈において「最終税率」という。）までの総引下げ幅の五分の一に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後、総引下げ幅の五分の四に相当する税率を四等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年、千九百九十八年及び千九百九十九年の一月一日に引き下げる。

(b) 世界貿易機関協定の効力発生の後に同協定が日本国について効力を生ずる場合には、日本国政府は、日本国政府が決定する千九百九十五年十二月三十一日より遅くない日に一回目の引下げとして基準税率から最終税率までの総引下げ幅の五分の二に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後、総引下げ幅の五分の三に相当する税率を三等分したものをそれぞれ千九百九十七年、千九百九十八年及び千九百九十九年の一月一日に引き下げる。

4 (a) 1 (e)に掲げる第三十八表の日本国の譲許表の附属書の規定に従い、世界貿易機関協定が日本国について効力を生ずる日に千九百九十四年のガットに基づく譲許として当該附属書の対象となる産品の関税を撤廃する。

(b) 「P」を付した関税率表番号には、当該附属書の(3)から(6)までのいずれかに該当する産品を含む。

(c) 当該附属書の対象となる産品が分類されている関税率表番号に対応する第一部第二節の最終税率が「無税」となっていない場合には、当該附属書の規定が優先する。

5 従価税につき2及び3の規定並びに第一部の第一A節及び第二節の注釈に従って引下げを実施した後の税率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する（〇・〇五パーセントは、〇・一

パーセントとする。従量税につき2及び3の規定並びに第一部の第一A節及び第二節の注釈に従って引下げを実施した後の税率に二銭(百分の一円をいう)未満の端数があるときは、これを四捨五入する(〇・五銭は、一銭とする)。

6 ウルグアイ・ラウンドに関する関係宣言に従って行われたウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉のいずれかの参加国が日本国の関心品目についての譲許若しくは約束の実施又は税率の段階的な引下げを遅延させ、停止し又は撤回する場合に、日本国政府は、妥協な措置をとる権利を留保する。当該多角的貿易交渉のいずれかの参加国がその譲許又は約束の全般的な実施を中断し又は著しく遅延させる場合にも、日本国政府は、その中断又は遅延に対応する措置をとる権利を留保する。

7 この譲許表における品目の名称及び分類システムは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(千九百八十六年六月二十四日に作成された同条約の改正議定書によって改正され、千九百九十二年一月一日に同条約第十六条の規定に従って改正されたもの)の附属書に掲げる統一システムの品目表に基づく。

第一部 最恵国関税率表

第一節 農産品

第一A節 関税

第一部第一A節に関する注釈

1 農産品に関する協定附属書五の規定に基づく措置がとられる農産品は、2欄の「S T 附属書五」という記号によって指定されている。

2 農産品に関する協定第五條の規定に基づく措置をとることができる農産品は、6欄の「SSC」という記号によって指定されている。

3 一個の星印(*)を付した基準税率及び譲許税率は、関税と日本国政府又はその代行機関が徴収する額との合計を示す。

4 二個の星印(**)を付した基準税率及び譲許税率は、関税と調整金との合計を示す。

5 5欄に三個の星印(***)を掲げた農産品に関する譲許税率は、譲許表に関する注釈2の規定による一回目の引下げを実施する日から適用する。

6 統一システムの第一〇・一〇三項、第二〇・二〇三項、第三〇・二〇六項、第四〇・二〇一〇項又は第一六・〇二一項の農産品で、分岐点価格(注)を掲げているものに関しては、それぞれの分岐点価格について、2欄に掲げる額から、毎年、対応する従量税率の毎年の引下げの額と同じ額を引き下げる。

注「分岐点価格」とは、従価税が課せられることとなる物品の課税価格(保険料及び運賃込のもの)のうち最低のものをいう。

7 四個の星印(****)を付した譲許税率に関しては、関税の段階的な引下げは、次のとおり実施する。

二〇〇八・二〇 パイナップル(砂糖を加えたものうち気密容器入りのもので、容器と同一の重量が一〇キログラム以下のもに限り、細片にし、破砕し又はバルブ状にしたものを除く) 基準税率 譲許税率 二九・八% 一キログラムにつき三三・四円

二〇〇八・二〇 パイナップル(砂糖を加えたもの以外のもので、気密容器入りのもので、容器と同一の重量が一〇キログラム以下のもに限り、細片にし、破砕し又はバルブ状にしたものを除く) 七・三% 一キログラムにつき三三・四円

一九九五年 一キログラムにつき三八円
一九九六年 一キログラムにつき三七円
一九九七年 一キログラムにつき三六円
一九九八年 一キログラムにつき三五円
一九九九年 一キログラムにつき三四円
二〇〇〇年 一キログラムにつき三三円

8 2欄において一個の星印及び1から17までの番号による記号(例えば(*)1)を付した農産品に関する一回目の引下げに関しては、日本国政府は、基準税率から次の表に定める各記号に対応する税率(以下「表の税率」という)までの引下げの実施と同時にその表の税率から対応する譲許税率までの引下げ幅の六分の一に相当する税率の引下げを実施し、それらの引下げの後、表の税率から対応する譲許税率までの引下げ幅の六分の五に相当する税率を五等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年、千九百九十八年、千九百九十九年及び二千年に引き下げる。日本国政府は、(*)14を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント(その率が一キログラムにつき一十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)から二千年における二十九・八パーセント(その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)までの引下げを毎年均等に分割して実施する。

記号	税率
*1	六%
*2	一〇%
*3	一一・五%
*4	二〇%
*5	二二・五%
*6	二五%
*7	二七%
*8	二八%
*9	三〇%

- 10 日本国政府は、六個の星印(*****)を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント(その率がキログラムにつき二十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)から二十年における二十九・八パーセント(その率がキログラムにつき二十三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)までの引下げを毎年均等に分割して実施する。
- 11 日本国政府は、七個の星印(******)を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント(その率がキログラムにつき二十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)から二十年における二十九・八パーセント(その率がキログラムにつき二十三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)までの引下げを毎年均等に分割して実施する。

9 日本国政府は、五個の星印(*****)を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント(その率がキログラムにつき二十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)から二十年における二十九・八パーセント(その率がキログラムにつき二十三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)までの引下げを毎年均等に分割して実施する。

10 日本国政府は、六個の星印(*****)を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント(その率がキログラムにつき二十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)から二十年における二十九・八パーセント(その率がキログラムにつき二十三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)までの引下げを毎年均等に分割して実施する。

11 日本国政府は、七個の星印(******)を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント(その率がキログラムにつき二十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)から二十年における二十九・八パーセント(その率がキログラムにつき二十三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)までの引下げを毎年均等に分割して実施する。

品名	税率	実施年			
		二〇〇一年	二〇〇二年	二〇〇三年	二〇〇四年
ビール	一・九%	無税	無税	無税	無税
おどろき又はおどろき味の粉りかすから得た蒸留酒	一・九%	無税	無税	無税	無税
アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りしたものを除く)	一・九%	無税	無税	無税	無税
その他のもの	一・九%	無税	無税	無税	無税
ワイスキー	一・九%	無税	無税	無税	無税
バーボンワイスキー(容器には内容品がバーボンワイスキーであることを表示するラベルが張り付けられてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る)	一・九%	無税	無税	無税	無税
その他のもの	一・九%	無税	無税	無税	無税
ワイスキー	一・九%	無税	無税	無税	無税
バーボンワイスキー(容器には内容品がバーボンワイスキーであることを表示するラベルが張り付けられてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る)	一・九%	無税	無税	無税	無税
その他のもの	一・九%	無税	無税	無税	無税

品名	税率	実施年			
		二〇〇一年	二〇〇二年	二〇〇三年	二〇〇四年
その他のもの	八・四%	無税	無税	無税	無税
アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りしたものを除く)	八・四%	無税	無税	無税	無税
その他のもの	八・四%	無税	無税	無税	無税
エチルアルコール及び蒸留酒のうちフルーフランデー	八・四%	無税	無税	無税	無税
アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りしたものを除く)	八・四%	無税	無税	無税	無税
その他のもの	八・四%	無税	無税	無税	無税

品名	税率	実施年			
		二〇〇一年	二〇〇二年	二〇〇三年	二〇〇四年
純粋な糖類(糖類の精製品)	八・四%	無税	無税	無税	無税
サブリッド糖、サブリッド系糖、アラブ糖、アングロアラブ糖又はアラブ系糖の馬(以下この項において「純粋な糖類」という)以外のもの	八・四%	無税	無税	無税	無税
その他のもの	八・四%	無税	無税	無税	無税
純粋な糖類(糖類の精製品)	八・四%	無税	無税	無税	無税
サブリッド糖、サブリッド系糖、アラブ糖、アングロアラブ糖又はアラブ系糖の馬(以下この項において「純粋な糖類」という)以外のもの	八・四%	無税	無税	無税	無税
その他のもの	八・四%	無税	無税	無税	無税

品名	税率	備考	税率
〇・〇三・三〇 豚の肉（生鮮のもの及び冷凍し又は冷凍したものに に限る）	九・三%	五〇%	〇・〇三・三〇
〇・〇三・二九 生鮮のもの及び冷凍したもの			
枝肉及び半丸枝肉	七・五%	無税	〇・〇三・二九
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき五五三 円以下のもの	一キログラムに つき四二四円	一キログラムに つき三六一円	〇・〇三・二八
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・二七
骨付きのもの肉及び骨間並びにこれらを分割 したものを（骨付きのものに限る）	七・五%	無税	〇・〇三・二六
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき七三八 円以下のもの	一キログラムに つき五七四円	一キログラムに つき四八二円	〇・〇三・二五
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・二四
骨付きのもの肉及び骨間並びにこれらを分割 したものを（骨付きのものに限る）	七・五%	無税	〇・〇三・二三
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき七三八 円以下のもの	一キログラムに つき五七四円	一キログラムに つき四八二円	〇・〇三・二二
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・二一
骨付きのもの肉及び半丸枝肉	七・五%	無税	〇・〇三・二〇
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき五五三 円以下のもの	一キログラムに つき四二四円	一キログラムに つき三六一円	〇・〇三・一九
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・一八
骨付きのもの肉及び骨間並びにこれらを分割 したものを（骨付きのものに限る）	七・五%	無税	〇・〇三・一七
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき七三八 円以下のもの	一キログラムに つき五七四円	一キログラムに つき四八二円	〇・〇三・一六
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・一五
骨付きのもの肉及び半丸枝肉	七・五%	無税	〇・〇三・一四
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき五五三 円以下のもの	一キログラムに つき四二四円	一キログラムに つき三六一円	〇・〇三・一三
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・一二
骨付きのもの肉及び骨間並びにこれらを分割 したものを（骨付きのものに限る）	七・五%	無税	〇・〇三・一一
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき七三八 円以下のもの	一キログラムに つき五七四円	一キログラムに つき四八二円	〇・〇三・一〇
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・〇九
骨付きのもの肉及び半丸枝肉	七・五%	無税	〇・〇三・〇八
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき五五三 円以下のもの	一キログラムに つき四二四円	一キログラムに つき三六一円	〇・〇三・〇七
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・〇六
骨付きのもの肉及び骨間並びにこれらを分割 したものを（骨付きのものに限る）	七・五%	無税	〇・〇三・〇五
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき七三八 円以下のもの	一キログラムに つき五七四円	一キログラムに つき四八二円	〇・〇三・〇四
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・〇三
骨付きのもの肉及び半丸枝肉	七・五%	無税	〇・〇三・〇二
いのししのもの			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき五五三 円以下のもの	一キログラムに つき四二四円	一キログラムに つき三六一円	〇・〇三・〇一
その他のもの	五%	四・三%	〇・〇三・〇〇

品名	税率	備考	品名	税率	備考
○二〇四	5%	つき五十六円	○二〇四	4.3%	つき四八二円
羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
○二〇四・一〇	無税	無税	○二〇四・一〇	無税	無税
子羊の枝肉及び半九枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			子羊の枝肉及び半九枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
○二〇四・二〇	無税	無税	○二〇四・二〇	無税	無税
枝肉及び半九枝肉			枝肉及び半九枝肉		
○二〇四・三〇	無税	無税	○二〇四・三〇	無税	無税
その他の骨付き肉			その他の骨付き肉		
○二〇四・四〇	無税	無税	○二〇四・四〇	無税	無税
骨付きでない肉			骨付きでない肉		
○二〇四・五〇	7.5%	無税	○二〇四・五〇	無税	無税
馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
○二〇六	無税	無税	○二〇六	無税	無税
食用のくす肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉で、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			食用のくす肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニの肉で、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
○二〇六・一〇	9.2%	50%	○二〇六・一〇		
牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
○二〇六・二〇	1.5%	21.8%	○二〇六・二〇	1.5%	21.8%
ほか肉及び頭肉			ほか肉及び頭肉		
○二〇六・三〇	1.5%	21.8%	○二〇六・三〇	1.5%	21.8%
肝臓			肝臓		
○二〇六・四〇	1.5%	21.8%	○二〇六・四〇	1.5%	21.8%
舌			舌		
○二〇六・五〇	9.2%	50%	○二〇六・五〇	9.2%	50%
その他のもの			その他のもの		
○二〇六・六〇	1.5%	21.8%	○二〇六・六〇	1.5%	21.8%
はほ肉及び頭肉			はほ肉及び頭肉		
○二〇六・七〇	1.5%	21.8%	○二〇六・七〇	1.5%	21.8%
臓器			臓器		
○二〇六・八〇	1.5%	21.8%	○二〇六・八〇	1.5%	21.8%
その他のもの（*6）			その他のもの（*6）		
○二〇六・九〇	7.5%	無税	○二〇六・九〇	7.5%	無税
豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
○二〇六・一〇〇	1.0%	8.5%	○二〇六・一〇〇	1.0%	8.5%
いのししのもの			いのししのもの		
○二〇六・二〇〇	5%	4.2%	○二〇六・二〇〇	5%	4.2%
その他のもの			その他のもの		

品名	数量	単価	合計	備考
豚肉(冷凍したものに限る)	〇〇六・四一	七五%	無税	
肝臓	〇〇六・四九	一〇%	八・五%	
その他のもの		七・五%	無税	
いのししのもの		一〇%	八・五%	
その他のもの		七・五%	無税	
鹿肉		一〇%	八・五%	
その他のもの		七・五%	無税	
課税価格が一キログラムにつき七・八円以下のもの				
その他のもの				
〇〇六・八〇		五%	四・二%	
その他のもの(生鮮のもの及び冷凍したものに限る)				
〇〇六・九〇		七・五%	無税	
その他のもの(冷凍したものに限る)				
〇〇七		七・五%	無税	
肉及び食用のくす肉で、第〇一・〇五項の畜さんのもの(生鮮のもの及び冷凍又は冷凍したものに限る)				
〇〇七・一〇		一四%	一・九%	
分割してない家さん(生鮮のもの及び冷凍したものに限る)				
〇〇七・二一		五%	三%	
鶏(ガルス・ドメスティクス)		一四%	一・九%	
七面鳥		五%	三%	
その他のもの		一六%	九・六%	
〇〇七・二二		一四%	一・九%	
鶏(ガルス・ドメスティクス)				
七面鳥		五%	三%	
あひる、がちょう及びはろはろ鳥		一六%	九・六%	
家さんの分割した肉及びくす肉(肝臓を含めるとし、生鮮のもの及び冷凍したものに限る)				
〇〇七・二三		五%	三%	
がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓				
〇〇七・三三		一〇%	八・五%	
鶏(ガルス・ドメスティクス)のもの				
〇〇七・三九		一四%	一・九%	
骨付きのもの		五%	三%	
七面鳥のもの		一六%	九・六%	
その他のもの		一〇%	八・五%	
〇〇七・四一		一四%	一・九%	
鶏(ガルス・ドメスティクス)のもの				
〇〇七・四二		五%	三%	
あひる、がちょう又ははろはろ鳥のもの		一六%	九・六%	
〇〇七・四三		一〇%	八・五%	
家さんの肝臓(冷凍したものに限る)				
〇〇七・五〇		一四%	一・九%	
その他の肉及び食用のくす肉(生鮮のもの及び冷凍又は冷凍したものに限る)				
〇〇八		一六%	九・六%	

〇四〇・一〇	脂肪分が全重量の $\frac{50}{100}$ 以下のも 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をし たもの	二五%及び一キ ログラムにつき 六三円	二二・三%及び 一キログラムに つき五四円	SSC
〇四〇・二〇	その他のもの 脂肪分が全重量の $\frac{50}{100}$ を超え六%以下のも 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をし たもの	二五% 二五%及び一キ ログラムにつき 一三四円	二二・三%及び 一キログラムに つき二四円	SSC
〇四〇・三〇	その他のもの 脂肪分が全重量の六%を超えるもの 減菌し、冷凍し又は保存に適合する処理をし たもの及び脂肪分が全重量の二三%以上の クリーム（減菌し、冷凍し又は保存に適合す る処理をしたものを除く）、 脂肪分が全重量の四五%以下のもの	二五%及び一キ ログラムにつき 七四七円 二五%及び一キ ログラムにつき 一、四二一元	二二・三%及び 一キログラムに つき一、一九九 円	SSC
〇四〇・四〇	その他のもの ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は 砂糖その他の甘味料を加えたものに限る）、 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全 重量の二三%以下のものに限る）、 砂糖を加えたもの	二五% 二五%及び一キ ログラムにつき 四六六円 二五%及び一キ ログラムにつき 四六六円	二二・三% 二二・三%及び 一キログラムに つき二九六円	SSC
〇四〇・五〇	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用のもの その他のもの	一キログラム につき四六六円 一五%及び一キ ログラムにつき 四六六円	一キログラム につき二九六円 二二・三%及 び一キログラム につき二九六円	SSC
〇四〇・六〇	その他のもの 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全 重量の二三%を超えるものに限る）、 砂糖その他の甘味料を加えていないもの 脂肪分が全重量の五%を超えるもの 脂肪分が全重量の二三%以下のもの	二五%及び一キ ログラムにつき 七二〇円 二五%及び一キ ログラムにつき 七二〇円	二二・三%及び 一キログラムに つき二二二円 二二・三%及 び一キログラム につき二二二円	SSC

ヨーグルト	冷凍し、保存に應ずる処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（「ローズンヨーグルト」を除く。）	三・五％及び一キログラムにつき 一・〇七六四	二九・八％及び 一キログラムにつき 九一・五四	500G
その他のもの	フロースヨーグルト 砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が一〇キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）（*10）	四六・五％ 四六・五％ 二五％	二六・三％ 二九・八％ 二一・三％	500G
その他のもの	その他のもの（*10）			500G
その他のもの	冷凍し、保存に應ずる処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの 脂肪分が全重量の一・五％以下のもの	*二五％及び一キログラムにつき 四六・六四	*二九・八％及び 一キログラムにつき 二九・六四	500G
その他のもの	脂肪分が全重量の一・五％を超え二・六％以下のもの	*二五％及び一キログラムにつき 六八・五四	*二九・八％及び 一キログラムにつき 二九・八四	500G
その他のもの	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないかは砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	*二五％及び一キログラムにつき 二一・〇四 三	*二九・八％及び 一キログラムにつき 二九・八四	500G
その他のもの	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないかは砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 減菌し、冷凍し、保存に應ずる処理をし、濃縮若しくは乾燥をして又は砂糖その他の甘味料を加えたもの 脂肪分が全重量の五％以下のもの	二五％	二一・三％	500G

○四〇八	生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの その他のもの	二〇％ 二五％	一七％ 二二・二％	
○四〇八・一一	燃料でない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に達する処理をしたものに属するものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない） 卵黄	二五％	一八・八％	
○四〇八・一二	乾燥したもの その他のもの	二五％ （全の率）二〇％ （その率が一キログラムが二キログラムにつき六〇四の 従量税率より低いときは、当該 従量税率）	（全の率）二二・二％ （その率が一キログラムが二キログラムにつき六〇四の 従量税率より低いときは、当該 従量税率）	
○四〇八・九一	乾燥したもの その他のもの	二五％ （全の率）二二・二％ （その率が一キログラムが二キログラムにつき六〇四の 従量税率より低いときは、当該 従量税率）	（全の率）二二・二％ （その率が一キログラムが二キログラムにつき六〇四の 従量税率より低いときは、当該 従量税率）	
○四〇九・〇〇	天然はちみつ	三〇％	二五・五％	
○四〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く） あなつばめの巢 その他のもの	二一・五％ 一五％	一・五％ 九％	
○五〇二・〇〇	人髪（加工してないものに属するものとし、洗ってあるかないかを問わない）及びそのくず 厚毛、いのししの毛、あなまの毛その他ラシ製造用の獣毛及びこれらのくず 製毛及びいのししの毛並びにこれらのくず その他のもの	無税	無税	***
○五〇二・一〇	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して腐敗してあるかないかを問わない）	無税	無税	***
○五〇二・九〇	動物（魚を除く）の腸、ぼこり又は胃の全形のもの及び断片 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに属するものとし、縫を縫えてあるかないかを問わない）並びに鳥の繭毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに属する）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	無税	無税	***
○五〇三・〇〇		無税	無税	***
○五〇四・〇〇		無税	無税	***
○五〇五		無税	無税	***

○五〇五・一〇	綿毛及び植物屑の羽毛	その他のもの
○五〇五・九〇	骨及びホーン・コア（加工していないもの及び脱脂し、単に整え、乾燥処理又は脱脂したものに限る。）	ものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五〇六・一〇	オセイン及び糖処理した骨	その他のもの
○五〇六・九〇	ライボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーン（へア、角、枝角）及びめづめ及びくず（加工していないもの及び単に整えなものを除く。）	ものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五〇七・一〇	アイボリー並びにその粉及びくず	その他のもの
○五〇七・九〇のうち	ペット（くずを含む。）以外のもの	アンパークリス、海産骨、シベツト、じや香及びカンタリス、胆汁、乾燥してあるかないかを問わない。）並びに製造用品の製用後の粉その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷凍し又は冷凍したもの並びに、時的な保存に導く処理をしたものに限る。）
○五一一・一〇	じや香及びじや膏	その他のもの
○五一一・二〇	動物性生産品（他項に該当するものを除く。）及び第一類又は第二類の動物性生産品でないもののうち食用に適さないもの	牛の精液
○五一一・九〇	その他のもの	その他のもの
○五一一・二〇	蜜糖、動物の精液、膽、脂、原皮くず及び乾燥した血	その他のもの
○五一一・一〇	りん革、塊革、塊根、球革、冠根及び根茎（伏眠し、生長又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第二・三項のものを除く。）	りん革、塊革、塊根、球革、冠根及び根茎（伏眠し、生長又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根
○五一一・二〇	りん革、塊革、塊根、球革、冠根及び根茎（伏眠し、生長又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根	その他のもの
○五一一・一〇	根を有しない挿穂及び根茎	根を有しない挿穂及び根茎
○五一一・二〇	樹木及び灌木、食用の果実又はナッツのものに	その他のもの

[illegible]

〇六〇・二・三〇	鮮きのものとし、糖を煮し、てあるやうにいかを用いたない。	無税	無税	***
〇六〇・二・四〇	しゃくかけ、つじその他のつじと属の植物(茶を木してあるかないかを問わない。)	無税	無税	***
〇六〇・二・九一	ばら、糖を木してあるかないかを問わない。	無税	無税	***
〇六〇・三	その他のもの	無税	無税	***
〇六〇・三・九一	きのこ類糸	無税	無税	***
〇六〇・三・一〇	その他のもの	無税	無税	***
〇六〇・四	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に煮するものに限る。)	無税	無税	***
〇六〇・四・一〇	生鮮のもの	無税	無税	***
〇六〇・四・九一	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないものに限る。)	無税	無税	***
〇七〇・一	鮮きのもの	無税	無税	***
〇七〇・一・一〇	その他のもの	無税	無税	***
〇七〇・一・九〇	ばれいしよ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	無税	***
〇七〇・二・二〇	種ばれいしよ	無税	無税	***
〇七〇・三	その他のもの	無税	無税	***
〇七〇・三・一〇	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	無税	***
〇七〇・三・二〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜	無税	無税	***
〇七〇・三・三〇	生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	無税	***
〇七〇・三・四〇	たまねぎ及びシャロット	無税	無税	***
〇七〇・三・五〇	たまねぎ	無税	無税	***
〇七〇・三・六〇	シャロット	無税	無税	***
〇七〇・三・七〇	にんにく	無税	無税	***
〇七〇・三・八〇	リーキその他のねぎ属のもの	無税	無税	***
〇七〇・三・九〇	キャベツ、カリフラワー、コールラビ、ケール	無税	無税	***
〇七〇・四	その他これらに類するあらゆる属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	無税	***
〇七〇・四・一〇	カリフラワー	無税	無税	***
〇七〇・四・二〇	キャベツ	無税	無税	***
〇七〇・四・三〇	その他のもの	無税	無税	***
〇七〇・四・四〇	レタス(ラクトカ・サダイワ)及びチコリー	無税	無税	***
〇七〇・五	(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	無税	***
〇七〇・五・一〇	レタス	無税	無税	***
〇七〇・五・二〇	結球レタス	無税	無税	***
〇七〇・五・三〇	その他のもの	無税	無税	***

品名	数量	単価	合計
その他のもの (野菜栽培用のものに限り、 「である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの	一〇%	六%	
カッサパ羊、アロート、サレップ、剪羊、か んしよその他これらに類するでん物又はイネリン を多量に含有する根及び塊茎 (生鮮のもの及び乾 燥したものに限るものとし、切つてあるかないか 又はベレット状にしてあるかないかを問わない)、 並びにサゴヤしの類	一キログラムに つき四七円	一キログラムに つき三五四円	
カッサパ羊	無税	無税	
飼料用のもの	無税	無税	
注 税関の監督の下で飼料の原料として 使用するものに限る。			
その他のもの	二五%	二五%	
智又はミールのベレット	一五%	九%	
かんしよ	一五%	二一・八%	
その他のもの	一五%	九%	
ココヤしの実	六%	三%	
ブラシルナット及びカシュナット	六%	三%	
カシュナット	無税	無税	
その他のナット (生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを 問わない)。	六%	三%	
アモンド	無税	無税	
税付きのもの	無税	無税	
スイートアモンド	四%	二・四%	
殻を除いたもの	無税	無税	
ビターアモンド	四%	二・四%	
スイートアモンド	一〇%	六%	
税付きのもの	一〇%	六%	
殻を除いたもの	二〇%	一〇%	
税を除いたもの	二〇%	一〇%	
くり (カスターナ属のもの)	一六%	九・六%	
ビスタチオナット	九%	無税	
その他のもの	無税	無税	
びんろう子	無税	無税	

マカデミアナット	〇八〇三・〇〇	二二%	五%
ペカン	〇八〇四・二〇	九%	四・五%
その他のもの	〇八〇四・二〇	二〇%	二%
バナナ(フランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八〇四・二〇	四〇%	二〇%
生鮮のもの	〇八〇四・二〇	五〇%	二五%
毎年四月一日から同年九月二〇日までに入されるもの	〇八〇四・二〇	六%	三%
毎年一月一日から翌年三月二日までに入されるもの	〇八〇四・二〇	無税	無税
乾燥したもの	〇八〇四・二〇	無税	無税
なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴ、及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八〇四・二〇	無税	無税
いちじく	〇八〇四・二〇	無税	無税
パイナップル	〇八〇四・二〇	無税	無税
生鮮のもの	〇八〇四・二〇	二〇%	一七%
乾燥したもの	〇八〇四・二〇	二二%	七・二%
アボカド	〇八〇四・二〇	六%	三%
生鮮のもの	〇八〇四・二〇	一〇%	三%
乾燥したもの	〇八〇四・二〇	六%	三%
グアバ、マンゴ、及びマンゴスチン	〇八〇四・二〇	六%	三%
かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八〇四・二〇	六%	三%
オレンジ	〇八〇五・一〇	二六・六%	一六%
毎年六月一日から同年十二月三〇日までに入されるもの(※4)	〇八〇五・一〇	二六・六%	一六%
毎年一月一日から翌年五月二日までに入されるもの(※12)	〇八〇五・一〇	五・一%	三二%
マンダリン、タンジェリン及びみかん類	〇八〇五・一〇	二六・六%	一七%
これらに類するかんきつ類の交雑種(※5)	〇八〇五・一〇	二六・六%	一七%
レモン(キトリス・リモン及びキトリス・リモン)及びライム(キトリス・アウランティフォリア)	〇八〇五・一〇	五%	無税
グレイプフルーツ	〇八〇五・一〇	二二%	一〇%
毎年六月一日から同年十二月三〇日までに入されるもの	〇八〇五・一〇	二二%	一〇%
毎年一月一日から翌年五月二日までに入されるもの	〇八〇五・一〇	二五%	一〇%
その他のもの	〇八〇五・一〇	二〇%	一七%
ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八〇五・一〇	二〇%	一七%
生鮮のもの	〇八〇五・一〇	二〇%	一七%
毎年一月一日から翌年二月末日までに入されるもの	〇八〇五・一〇	一三%	七・八%

毎年三月一日から同年一月三日までに入されるもの	〇八〇六・二〇	一〇%	一七%
乾燥したもの	〇八〇六・二〇	二%	一・二%
パイナップル及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	〇八〇七・二〇	一〇%	六%
メロン(すいかを含む。)	〇八〇七・二〇	四%	二%
パイナップル	〇八〇八・二〇	二〇%	一七%
りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	〇八〇八・二〇	八%	四・八%
なし及びマルメロ	〇八〇八・二〇	八%	四・八%
あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
プラム及びスロー(生鮮のものに限る。)	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
あんず	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
さくらんぼ	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
桃(ネクタリンを含む。)	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
プラム及びスロー	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
ストロベリー	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローザンベリー	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
ブラックベリー	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
ブラックベリー、ホワイター、レッドクラベリー、及びグーズベリー	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
クラベリー、ビルベリーその他のバクニウム属の果実	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
その他のもの	〇八〇九・二〇	八%	六・四%
キウイフルーツ	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
ドラゴン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごんし	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
その他のもの	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
ストロベリー	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
砂糖を加えたもの	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
その他のもの	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローザンベリー、ブラックベリー、ホワイター、レッドクラベリー及びグーズベリー	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
砂糖を加えたもの	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
その他のもの	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
その他のもの	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
砂糖を加えたもの	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
パイナップル	〇八〇九・二〇	一〇%	六%
パイナップル、アボカド、グアバ、ドラゴン、ビルンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ	〇八〇九・二〇	一〇%	六%

[illegible]

〇九二・〇・三〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 破砕し又は粉砕したもの うごみ	三・五%	無税	***
〇九一・〇・四〇	小売用の香粉入りにしたもの その他のもの 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 破砕し又は粉砕したもの 月けい樹の葉及びタイム 小売用の香粉入りにしたもの その他のもの 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 破砕し又は粉砕したもの カレー	六% 無税 三・五% 六% 無税 三・五% 六% 無税 二・二%	二・六% 無税 無税 三・六% 無税 七・二%	*** *** *** *** *** ***
〇九二・〇・五〇	その他の香辛料	六%	三・六%	***
〇九一・〇・九二	この類の注(ハ)の混合物 小売用の香粉入りにしたもの その他のもの その他のもの 小売用の香粉入りにしたもの その他のもの 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 破砕し又は粉砕したもの	六% 三・五% 六% 六% 無税 三・五% 無税	三・六% 無税 二・六% 無税	*** *** *** *** *** ***
〇九一・〇・九九	小麦及びメスリン デュラム小麦 その他のもの	無税 無税 三・五%	無税 無税 無税	*** *** ***
一〇〇一	一〇〇一・二〇 一〇〇一・九〇	*** ***	*** ***	*** ***
一〇〇二・〇・〇〇	ライ麦 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら雑用に處するようしたもの その他のもの 大麦及び裸麦	七% 七% 七% 四・二% ***	無税 無税 無税 無税	*** *** *** *** ***
一〇〇四・〇・〇〇	オート 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら雑用に處するようしたもの その他のもの その他のもの 雑用のもの 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら雑用に處するようしたもの その他のもの	無税 一〇% 無税 無税 八・五% 無税	無税 無税 無税 無税	*** *** *** *** *** ***
一〇一五	一〇一五・一〇	***	***	***
一〇二五	一〇二五・一〇	***	***	***
一〇三〇	一〇三〇・一〇	***	***	***
一〇四〇	一〇四〇・一〇	***	***	***
一〇五〇	一〇五〇・一〇	***	***	***
一〇六〇	一〇六〇・一〇	***	***	***
一〇七〇	一〇七〇・一〇	***	***	***
一〇八〇	一〇八〇・一〇	***	***	***
一〇九〇	一〇九〇・一〇	***	***	***
一一〇〇	一一〇〇・一〇	***	***	***
一一一〇	一一一〇・一〇	***	***	***
一一二〇	一一二〇・一〇	***	***	***
一一三〇	一一三〇・一〇	***	***	***
一一四〇	一一四〇・一〇	***	***	***
一一五〇	一一五〇・一〇	***	***	***
一一六〇	一一六〇・一〇	***	***	***
一一七〇	一一七〇・一〇	***	***	***
一一八〇	一一八〇・一〇	***	***	***
一一九〇	一一九〇・一〇	***	***	***
一二〇〇	一二〇〇・一〇	***	***	***
一二一〇	一二一〇・一〇	***	***	***
一二二〇	一二二〇・一〇	***	***	***
一二三〇	一二三〇・一〇	***	***	***
一二四〇	一二四〇・一〇	***	***	***
一二五〇	一二五〇・一〇	***	***	***
一二六〇	一二六〇・一〇	***	***	***
一二七〇	一二七〇・一〇	***	***	***
一二八〇	一二八〇・一〇	***	***	***
一二九〇	一二九〇・一〇	***	***	***
一三〇〇	一三〇〇・一〇	***	***	***
一三一〇	一三一〇・一〇	***	***	***
一三二〇	一三二〇・一〇	***	***	***
一三三〇	一三三〇・一〇	***	***	***
一三四〇	一三四〇・一〇	***	***	***
一三五〇	一三五〇・一〇	***	***	***
一三六〇	一三六〇・一〇	***	***	***
一三七〇	一三七〇・一〇	***	***	***
一三八〇	一三八〇・一〇	***	***	***
一三九〇	一三九〇・一〇	***	***	***
一四〇〇	一四〇〇・一〇	***	***	***
一四一〇	一四一〇・一〇	***	***	***
一四二〇	一四二〇・一〇	***	***	***
一四三〇	一四三〇・一〇	***	***	***
一四四〇	一四四〇・一〇	***	***	***
一四五〇	一四五〇・一〇	***	***	***
一四六〇	一四六〇・一〇	***	***	***
一四七〇	一四七〇・一〇	***	***	***
一四八〇	一四八〇・一〇	***	***	***
一四九〇	一四九〇・一〇	***	***	***
一五〇〇	一五〇〇・一〇	***	***	***
一五一〇	一五一〇・一〇	***	***	***
一五二〇	一五二〇・一〇	***	***	***
一五三〇	一五三〇・一〇	***	***	***
一五四〇	一五四〇・一〇	***	***	***
一五五〇	一五五〇・一〇	***	***	***
一五六〇	一五六〇・一〇	***	***	***
一五七〇	一五七〇・一〇	***	***	***
一五八〇	一五八〇・一〇	***	***	***
一五九〇	一五九〇・一〇	***	***	***
一六〇〇	一六〇〇・一〇	***	***	***
一六一〇	一六一〇・一〇	***	***	***
一六二〇	一六二〇・一〇	***	***	***
一六三〇	一六三〇・一〇	***	***	***
一六四〇	一六四〇・一〇	***	***	***
一六五〇	一六五〇・一〇	***	***	***
一六六〇	一六六〇・一〇	***	***	***
一六七〇	一六七〇・一〇	***	***	***
一六八〇	一六八〇・一〇	***	***	***
一六九〇	一六九〇・一〇	***	***	***
一七〇〇	一七〇〇・一〇	***	***	***
一七一〇	一七一〇・一〇	***	***	***
一七二〇	一七二〇・一〇	***	***	***
一七三〇	一七三〇・一〇	***	***	***
一七四〇	一七四〇・一〇	***	***	***
一七五〇	一七五〇・一〇	***	***	***
一七六〇	一七六〇・一〇	***	***	***
一七七〇	一七七〇・一〇	***	***	***
一七八〇	一七八〇・一〇	***	***	***
一七九〇	一七九〇・一〇	***	***	***
一八〇〇	一八〇〇・一〇	***	***	***
一八一〇	一八一〇・一〇	***	***	***
一八二〇	一八二〇・一〇	***	***	***
一八三〇	一八三〇・一〇	***	***	***
一八四〇	一八四〇・一〇	***	***	***
一八五〇	一八五〇・一〇	***	***	***
一八六〇	一八六〇・一〇	***	***	***
一八七〇	一八七〇・一〇	***	***	***
一八八〇	一八八〇・一〇	***	***	***
一八九〇	一八九〇・一〇	***	***	***
一九〇〇	一九〇〇・一〇	***	***	***
一九一〇	一九一〇・一〇	***	***	***
一九二〇	一九二〇・一〇	***	***	***
一九三〇	一九三〇・一〇	***	***	***
一九四〇	一九四〇・一〇	***	***	***
一九五〇	一九五〇・一〇	***	***	***
一九六〇	一九六〇・一〇	***	***	***
一九七〇	一九七〇・一〇	***	***	***
一九八〇	一九八〇・一〇	***	***	***
一九九〇	一九九〇・一〇	***	***	***
二〇〇〇	二〇〇〇・一〇	***	***	***

一〇五・九〇	その他のもの	無税	無税	***	2000
	飼料用のもの	無税	無税	***	2000
	注 税関の監督の下で飼料の原料として 使用するものに限る。				
	その他のもの	無税	無税	***	2000
	糖裂種のもの (通常の気圧の下で加熱に より糖漿するものに限る。)	無税	無税	***	2000
一〇六	米	一キログラムに つき一五円	五〇% (その率 が一キログラム につき二四の 従量税率より低 いときは、当該 従量税率)	***	2000
一〇六・一〇	もみ (S.T. 附属書五)	無税	無税	***	2000
一〇六・二〇	玄米 (S.T. 附属書五)	無税	無税	***	2000
一〇六・三〇	精米 (研磨してあるかないかはつや出して あるかないかを問わない。)(S.T. 附属書五)	無税	無税	***	2000
一〇六・四〇	碎米 (S.T. 附属書五)	無税	無税	***	2000
一〇七・〇〇	グレーンシムルガム	無税	無税	***	2000
	薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のため の処理) により専ら糖蜜用に適用するようにし たもの	無税	無税	***	2000
	その他のもの	無税	無税	***	2000
	注 税関の監督の下で飼料の原料として 使用するものに限る。				
一〇八	そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の 穀物	五%	三%	***	2000
一〇八・一〇	そば	無税	無税	***	2000
	薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のため の処理) により専ら糖蜜用に適用するよう にしたもの	無税	無税	***	2000
	その他のもの	一五%	九%	***	2000
一〇八・二〇	ミレット	無税	無税	***	2000
一〇八・三〇	カナリシード	無税	無税	***	2000
一〇八・九〇	その他の穀物	無税	無税	***	2000
	薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のため の処理) により専ら糖蜜用に適用するよう にしたもの	五%	無税	***	2000
	その他のもの	無税	無税	***	2000
二〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	五%	三%	***	2000

品名	税率	品名	税率
米のもの(5)T 附屬(五)	二〇%	米のもの(5)T 附屬(五)	二〇%
その他のもの	二〇%	その他のもの	二〇%
その他の加工穀物(例へば、穀を除き、真珠形に加工し、専ら切り又は細く切いたもの)	二〇%	その他の加工穀物(例へば、穀を除き、真珠形に加工し、専ら切り又は細く切いたもの)	二〇%
大麦又は裸麦のもの	二〇%	大麦又は裸麦のもの	二〇%
オートのもの	二〇%	オートのもの	二〇%
とうもろこしのもの	二〇%	とうもろこしのもの	二〇%
コーンフレークの製造に使用するもの	二五%	コーンフレークの製造に使用するもの	二五%
その他のもの	二五%	その他のもの	二五%
その他の穀物のもの	二五%	その他の穀物のもの	二五%
小麦又はライ小麦のもの	二五%	小麦又はライ小麦のもの	二五%
米のもの(5)T 附屬(五)	二〇%	米のもの(5)T 附屬(五)	二〇%
その他のもの	二〇%	その他のもの	二〇%
穀物の胚芽(金形のもの及びロールにかけ、フレイク状にし又はひいたものに限る)	二〇%	穀物の胚芽(金形のもの及びロールにかけ、フレイク状にし又はひいたものに限る)	二〇%
ばれいしょの粉、ミール、フレイク、粒及びペレット	二〇%	ばれいしょの粉、ミール、フレイク、粒及びペレット	二〇%
粉及びミール	二五%	粉及びミール	二五%
フレイク、粒及びペレット	二五%	フレイク、粒及びペレット	二五%
乾燥した豆(第〇七・一二項のものに限る)、サゴヤシ又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る)の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	二五%	乾燥した豆(第〇七・一二項のものに限る)、サゴヤシ又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る)の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	二五%
乾燥した豆(第〇七・一二項のものに限る)の粉及びミール	二五%	乾燥した豆(第〇七・一二項のものに限る)の粉及びミール	二五%
サゴヤシ又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る)の粉及びミール	二五%	サゴヤシ又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る)の粉及びミール	二五%
カッサバ芋の粉及びミール	二五%	カッサバ芋の粉及びミール	二五%
飼料用のもの	二五%	飼料用のもの	二五%
注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	二五%	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	二五%
その他のもの	二五%	その他のもの	二五%
第八類の物品の粉及びミール	二五%	第八類の物品の粉及びミール	二五%
飼料用のバナナの粉及びミール	二五%	飼料用のバナナの粉及びミール	二五%
注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	二五%	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	二五%
その他のもの	二五%	その他のもの	二五%
小麦(いつてあるかないかを問わない)	二五%	小麦(いつてあるかないかを問わない)	二五%
いつてないもの	二五%	いつてないもの	二五%

品名	数量	単価	税額	備考
二〇八・二 でん粉及びイヌリン	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇八・二 小までん粉	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇八・二 とうもろこしでん粉 (コーンスターチ)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇八・三 ばれいしでん粉	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇八・四 マニオカ (カッサバ) でん粉	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇八・九 その他のでん粉	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇八・二〇 イヌリン	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・〇 小麦グルテン (乾燥してあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・〇 大豆 (割ってあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・〇 落花生 (いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・一〇 穀付きのもの	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・一〇 採油用のもの	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・一〇 注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・一〇 その他のもの	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・二〇 穀を除いたもの (割ってあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・二〇 採油用のもの	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・二〇 注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・二〇 その他のもの	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 コブラ	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 亜麻の種 (割ってあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 菜種 (割ってあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 ひまわりの種 (割ってあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 その他の採油用の種及び果実 (割ってあるかないかを問わない)	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 油やしの実及びパーム核	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 綿実	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・三〇 ひまの種	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・四〇 マスタードの種	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・五〇 サフラワーの種	一キログラム	一五八円	一五八円	
二〇九・六〇 その他のもの	一キログラム	一五八円	一五八円	

二〇七・九一	けしの種	無税	無税	無税
二〇七・九二	シャナツト	無税	無税	無税
二〇七・九三	その他のもの	無税	無税	無税
二〇八・一〇	採油用の種又は果実の粉及びミール(マースクードの粉及びミールを除く)	無税	無税	無税
二〇八・九〇	大豆のもの	七%	四・二%	四・二%
二〇九	その他のもの	七%	四・二%	四・二%
	推用種の種、果実及び脂肪			
	ビートの種			
二〇九・一一	てん菜の種	無税	無税	無税
二〇九・一二	その他のもの	無税	無税	無税
二〇九・一三	飼料用種物の種(ビートの種を除く)	無税	無税	無税
二〇九・一四	クリサン(アルファルフ)の種	無税	無税	無税
二〇九・一五	クロバー(トリフォリウム属のもの)の種	無税	無税	無税
二〇九・一六	フェスクの種	無税	無税	無税
二〇九・一七	ケスナツキブルーグラス(ホア・プラテン	無税	無税	無税
二〇九・一八	スィース)の種	無税	無税	無税
二〇九・一九	ライクラス(ロリウム・ムルティフォルム及び	無税	無税	無税
二〇九・二〇	ロリウム・ペレシ)の種	無税	無税	無税
二〇九・二一	ナモシーの種	無税	無税	無税
二〇九・二二	その他のもの	無税	無税	無税
二〇九・二三	園芸用草花の種	無税	無税	無税
二〇九・二四	その他のもの	無税	無税	無税
二〇九・二五	野菜の種	無税	無税	無税
二〇九・二六	その他のもの	無税	無税	無税
二〇九・二七	ホップ 生鮮のもの及び乾燥したものに限るもの	無税	無税	無税
二〇九・二八	とし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたもの	無税	無税	無税
二〇九・二九	であるかないかを問わない)及びルプリン	無税	無税	無税
二〇九・三〇	ホップ(粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く)	無税	無税	無税
二〇九・三一	ホップ(粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る)及びルプリン	無税	無税	無税
二〇九・三二	ホップ	無税	無税	無税
二〇九・三三	ルプリン	無税	無税	無税
二〇九・三四	主として香料用、医薬用、殺虫用、殺菌用その他	無税	無税	無税
二〇九・三五	これらに類する用途に供する種物及びその部分	無税	無税	無税
二〇九・三六	(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したもの	無税	無税	無税
二〇九・三七	に限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたもの	無税	無税	無税
二〇九・三八	であるかないかを問わない)	無税	無税	無税
二〇九・三九	甘草	無税	無税	無税
二〇九・四〇	おたねにんじん	無税	無税	無税
二〇九・四一	その他のもの	無税	無税	無税
二〇九・四二	コカ葉、ヤホランジ葉、パチュリ葉、セン	無税	無税	無税
二〇九・四三	ナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コ	無税	無税	無税
二〇九・四四	ロシント実、コルヒクム、トンカ豆、ス	無税	無税	無税
二〇九・四五	トロファンツス、プラシタゴアシリウム	無税	無税	無税
二〇九・四六	の種、キナ成、コンズラング成、カスカラ	無税	無税	無税

二二二	サクラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ、セネガ根、連翹、甘藷、コロネボ根、海葱、ヤラバ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白朮、キューベ根、セメンシナ、その他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花及び大實	無税	無税	無税
二二二	除虫薬	無税	無税	無税
二二二	大麻草、けしごら及びはとむぎ	二〇%	二〇%	二〇%
二二二	その他のもの	五%	二・五%	二・五%
二二二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、製粉してあるかないかを問わない)、並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー、キコリウム、インテュアス、蜜糖サティウム)の核でないものを除くものとし、他の項に該当するものを除く)	無税	無税	無税
二二二	ローカストビーン(種を含む)	無税	無税	無税
二二二	あんず、桃又はプラムの核及び仁	五%	三%	三%
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	さとうきび	無税	無税	無税
二二二	てん菜	無税	無税	無税
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	こんにやく(アモルファラ、ス、切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない)	一・五%	九%	九%
二二二	チコリーの根	五%	三%	三%
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	穀物のわら及び殻(切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く)	無税	無税	無税
二二二	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の苜蓿、ルーサン、アルファルファ、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルービン、ベツナその他これらに類する飼料用植物(ペレット状にしてあるかないかを問わない)	無税	無税	無税
二二二	ルーサン(アルファルファ)のミール及びペレット	無税	無税	無税
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	ラック	無税	無税	無税
二二二	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	無税	無税	無税
二二二	シードラック	二〇%	一七%	一七%
二二二	セラックその他の精製ラック	無税	無税	無税
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	アラビアゴム	無税	無税	無税

二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	植物性の液汁及びエキス、ベクテン質、ベクテン酸塩、ベクテン酸塩並びに糖質その他の植物性原料から得た粘着物質及びシクナール(変性させてあるかないかを問わない)	無税	無税	無税
二二二	植物性の液汁及びエキス	無税	無税	無税
二二二	生あん	無税	無税	無税
二二二	甘草のもの	無税	無税	無税
二二二	ホップのもの	無税	無税	無税
二二二	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	一〇%	六%	六%
二二二	除虫菊エキス	無税	無税	無税
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	飲料のもの	二七・五%	二七・五%	二七・五%
二二二	植物性の一種原料から得たもの	二七・五%	二七・五%	二七・五%
二二二	その他のもの	二七・五%	二七・五%	二七・五%
二二二	アルコール分が五〇%以上のもの(生油、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカインを除く)	一〇%	六%	六%
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	ベクテン質、ベクテン酸塩及びベクテン酸塩植物性原料から得た粘着物質及びシクナール(変性させてあるかないかを問わない)	五%	三%	三%
二二二	ローカストビーン若しくはその種又はグアシートから得た粘着物質及びシクナール(変性させてあるかないかを問わない)	無税	無税	無税
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	主として植物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とうもろこし、オシロイ、ラフィア及びライム樹皮)	一〇%	八・五%	八・五%
二二二	竹	無税	無税	無税
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	いぐさ、七葉いぐさ、エペルス、ナゲティフオルミ、及び草(キユベルス、エクスアルタス)	一〇%	八・五%	八・五%
二二二	その他のもの	五%	三%	三%
二二二	主として植物として使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタールヘア及びイールグラス、支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない)	無税	無税	無税
二二二	カボック	無税	無税	無税
二二二	その他のもの	無税	無税	無税
二二二	ベジタールヘア	無税	無税	無税

四〇二・九	その他のもの	無税	無税	無税
四〇三	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料 (例えは、ほうきもちし、ビブサバ、カウチ グラス及びメキシカンファイバー、東わてあるか ないかを問わない。)	無税	無税	無税
四〇三・一〇	ほうきもちし(ワルグム・グルガレ産種テク ニウム)	二・五%	無税	無税
四〇三・九〇	その他のもの	無税	無税	無税
四〇四	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	無税	無税	無税
四〇四・一〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性家 材料	無税	無税	無税
四〇四・二〇	コットンリントー	無税	無税	無税
四〇四・九〇	その他のもの	無税	無税	無税
五〇一・一〇	除虫菊	五%	無税	無税
五〇一・二〇	除虫菊をナット(殻をむくもの)とし、粉 砕してあるかないかを問わない。及び種 水(注)	無税	無税	無税
五〇一・三〇	その他のもの	一〇%	六%	無税
五〇二・一〇	ラードその他の脂肪(粗のもの及び溶出したもの に限るもの)とし、圧搾又は溶剤抽出により得たも のであるかないかを問わない。)	無税	無税	無税
五〇二・二〇	脂肪	無税	無税	無税
五〇三・一〇	脂肪が一二を越えるもの	無税	無税	無税
五〇三・二〇	その他のもの	無税	無税	無税
五〇四	牛、羊又はやぎの脂肪(粗のもの及び溶出したも のに限るもの)とし、圧搾又は溶剤抽出により得た ものであるかないかを問わない。)	七・五%	六・四%	無税
五〇五	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン 、オレオ油及びクロール油(乳化、混合その他の 調製をしてないものに限る。)	無税	無税	無税
五〇五・一〇	ウールグリース及びこれらから得た脂肪性物質(ラ ノリンを含む。)	五%	四・三%	無税
五〇五・二〇	ウールグリース(粗のものに限る。)	二%	一・二%	無税
五〇五・九〇	その他のもの	五%	三%	無税
五〇六・一〇	その他の動物性油脂及びその分別物(化学的な変 性加工をしてないものに限るもの)とし、精製して あるかないかを問わない。)	七・五%	六・四%	無税
五〇七	大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をして ないものに限るもの)とし、精製してあるかないか を問わない。)	七・五%	六・四%	無税
五〇七・一〇	粗油(ガム質を除いてあるかないかを問わな い。)	七・五%	六・四%	無税
五〇七・二〇	精製が〇・六を越えるもの	七・五%	六・四%	無税

一五〇七・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八・一〇	落花生油及びその分別物(化学的な変性加工をし てないものに限るもの)とし、精製してあるかない かを問わない。)	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八・二〇	粗油	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八・三〇	精製が〇・六を越えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八・四〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇九	オリブ油及びその分別物(化学的な変性加工をし てないものに限るもの)とし、精製してあるかない かを問わない。)	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇九・一〇	パージン油	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇九・二〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇九・三〇	オリブのみから得たその他の油及びその分別物 (第一五・〇九項の油及びその分別物を混合した ものを含む、化学的な変性加工をしてないもの に限るもの)とし、精製してあるかないかを問わ ない。)	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をし てないものに限るもの)とし、精製してあるかない かを問わない。)	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・一〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・二〇	パームステアリン	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・三〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・四〇	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びこれ らの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び 分別物に限るもの)とし、精製してあるかないかを 問わない。)	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・五〇	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分 別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・六〇	粗油	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・七〇	精製が〇・六を越えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一一・八〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円七〇銭

一五二・一九	その他のもの	一キログラムにつき二〇四七〇	一キログラムにつき二〇四四〇
一五二・二二	綿実油及びその分別物 糠油(ゴシポールを除いてあるかないかを問わない) 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用 するもの その他のもの	免税 一キログラムにつき八四五〇銭	免税***
一五二・二九	その他のもの 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用 するもの その他のもの	免税 一キログラムにつき一七四〇銭	免税***
一五三・一一	粗油 やし(コブラ)油、パーム核油及びパーム油並び にこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない 油及び分別物に限るものとし、精製してあるか ないかを問わない) やし(コブラ)油及びその分別物	九%(その率が四・五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が四・五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が四・五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が四・五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率)	免税***
一五三・一九	その他のもの	一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が四・五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が四・五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率)	免税***
一五三・二二	粗油 パーム核油及びパーム油並びにこれらの分別物 パーム核油 パーム油 酸価が〇・六を超えるもの その他のもの	八% 一キログラムにつき一七四〇 一キログラムにつき二〇四七〇 一キログラムにつき二〇四七〇 一キログラムにつき二〇四七〇	四% 無税 無税 無税
一五三・二九	その他のもの パーム核油及びその分別物 パーム油及びその分別物 パーム油及びその分別物	八% 一キログラムにつき一七四〇 一キログラムにつき二〇四七〇 一キログラムにつき二〇四七〇	四% 無税 無税 無税
一五四	菜種油及びパーム核油並びにこれらの分別物(化学	一キログラムにつき二〇四七〇	無税

一五四・一〇	粗油 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七四〇	一キログラムにつき二〇四九〇
一五四・一九	その他のもの	一キログラムにつき一七四〇	一キログラムにつき二〇四九〇
一五四・二〇	その他のもの	一キログラムにつき一七四〇	一キログラムにつき二〇四九〇
一五四・二一	粗油 菜種油及びその分別物 その他の分別物(化学的な変性加工をしてない ものに限るものとし、精製してあるかないかを 問わない)	一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率)	一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率)
一五四・二二	粗油 菜種油及びその分別物 その他の分別物(化学的な変性加工をしてない ものに限るものとし、精製してあるかないかを 問わない)	一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率)	一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率) 一〇%(その率が五%(その 一キログラムにつき一四の 従量税率より低い 従量税率)とすは、当該 税率)
一五四・二九	その他のもの ひまし油及びその分別物 桐油及びその分別物 ごま油及びその分別物 酸価が〇・六を超えるもの その他のもの	九% 一キログラムにつき一七四〇 一キログラムにつき二〇四七〇 一キログラムにつき二〇四七〇 一キログラムにつき二〇四七〇	四・五% 無税 無税 無税 無税

一五・六〇	本ホバ油及びその分別物	七・五%	無税	無税	***
一五・五〇	その他のもの				
一五・四〇	オイチシ油及びその分別物	無税	無税	***	
一五・三〇	カメリヤ油及びその分別物	五%	無税	***	
一五・二〇	漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	五%	無税	***	
一五・一〇	その他のもの				
一五・〇〇	酸価が〇・六を超えものの				
一四・九〇	その他のもの				
一四・八〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエフライジン化したものに属するものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）				
一四・七〇	動物性油脂及びその分別物	五%	四%		
一四・六〇	植物性油脂及びその分別物	五%	三・五%		
一四・五〇	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）				
一四・四〇	マーガリン（凝状マーガリンを除く。）	二五%	二九・八%		
一四・三〇	その他のもの				
一四・二〇	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	七・五%	六・四%		
一四・一〇	植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	一キログラムにつき二五・七〇銭	一キログラムにつき二五・二〇銭		
一四・〇〇	脂型油	四・八%	二・九%		
一三・九〇	その他のもの				
一三・八〇	ショートニング	一五%	二一・八%		
一三・七〇	その他のもの	二五%	二一・三%		
一三・六〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（オイル油化、酸化、脱水、硫黄、吹込み又は真鍮若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに属するものとし、他の項に該当するものを除く。）				
一三・五〇	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際を生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	五%	二・五%		
一三・四〇	アシッドオイルで油脂の精製の際を生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸				

一五九・二二	オレイン酸	五%	二・五%
一五九・二三	トール油脂肪酸	五%	二・五%
一五九・二九	その他のもの	五%	二・五%
一五九・二〇	工業用の脂肪性アルコール	五%	二・五%
一五二・一〇	グリセリン（純粋であるかないかを問わない）、 グリセリン水及びグリセリン溶液	一〇%	五%
一五〇・九〇	及びグリセリン鹽類	一〇%	五%
一五二	その他のもの（合成グリセリンを含む）、 植物性ろう（トリグリセリドを除く）、みつろう その他の昆虫ろう及び蝋ろう、精製してあるか いか又は着色してあるかないかを問わない、 植物性ろう	五%	無税
一五二・一〇	カルナバろう	五%	無税
一五二・一九〇	その他のもの	五%	無税
一五二・一九〇	みつろう	一五%	二・八%
一五二・二〇〇	その他のものうち 臘ろう以外のもの	七・五%	四・五%
一五二・二〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物 性のろうの処理の際に生ずる殘留物	七・五%	四・五%
一六〇・一〇	デグラス	七・五%	四・五%
一六〇・一〇	その他のもの	無税	無税
一六〇・一〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くす肉 又は血から製造したものに限る）、及びこれらの 物品をもととした調製食料品	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他の調製をし又は保存に運ずる処理をした 肉、くす肉及び血	二五%	一〇%
一六〇・二〇	均質調製品（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	動物の肝臓のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛又は豚のもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	第〇・一〇五項の家きんのもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	七面鳥のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	馬、ばう又は胃の全形のもの及び断 片（単に水煮したものに限る）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚の くす肉を含むもの（*）	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇	その他のもの	二五%	一〇%
一六〇・二〇			

[illegible]

[illegible]

果糖（化学的に純粋なものに限る） その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限る）	一七〇・一五〇 一七〇・一六〇	につき三九四八につき二五四の〇銭の従量税率 より低いときは、当該 従量税率 （従量税率） 九％
香料又は着色料を加えたもの	三・五％（その率二九・八％（そ が一キログラムの率が一キログ ラムにつき二七四のラムにつき三三 従量税率より低 円の従量税率よ いときは、当該 り低いときは、 従量税率） 当該従量税率）	三・五％（その率二九・八％（そ が一キログラムの率が一キログ ラムにつき二七四のラムにつき三三 従量税率より低 円の従量税率よ いときは、当該 り低いときは、 従量税率） 当該従量税率）
その他のもの	一七〇・一九〇	その他のもの 砂糖を加えたもの 砂糖 分ろつ糖（****） その他のもの 砂糖水 分ろつ糖のもの（*14） その他のもの（*11）
砂糖を加えたもの	一七〇・一九〇	砂糖 分ろつ糖（****） その他のもの 砂糖水 分ろつ糖のもの（*14） その他のもの（*11）
砂糖	一七〇・一九〇	砂糖 分ろつ糖（****） その他のもの 砂糖水 分ろつ糖のもの（*14） その他のもの（*11）
分ろつ糖（****）	一七〇・一九〇	分ろつ糖（****） その他のもの 砂糖水 分ろつ糖のもの（*14） その他のもの（*11）
その他のもの	一七〇・一九〇	その他のもの 砂糖水 分ろつ糖のもの（*14） その他のもの（*11）
砂糖水	一七〇・一九〇	砂糖水 分ろつ糖のもの（*14） その他のもの（*11）
分ろつ糖のもの（*14）	一七〇・一九〇	分ろつ糖のもの（*14） その他のもの（*11）
その他のもの（*11）	一七〇・一九〇	その他のもの（*11）

品名	数量	重量	備考
米	一〇・〇	一〇・〇	米
小麦	一〇・〇	一〇・〇	小麦
大豆	一〇・〇	一〇・〇	大豆
砂糖	一〇・〇	一〇・〇	砂糖
食塩	一〇・〇	一〇・〇	食塩
その他	一〇・〇	一〇・〇	その他
合計	一〇・〇	一〇・〇	合計

[illegible]

[illegible]

二〇五	スイートコーン ヤングコーン その他のもの	二・五%	七・五%
二〇五	調製し又は保存に連する処理をしたその他の野菜 (冷凍しないものに限るものとし、食酢又は酢 酸により調製し又は保存に連する処理をしたもの を除く)	一五%	九%
二〇五・一〇	均質調製野菜 砂糖を加えたもの	二八%	一六・八%
二〇五・二〇	ばれいしょ マッシュポテト及びポテトフレーク その他のもの	一六%	一三・六%
二〇五・三〇	サワークラウト 砂糖を加えたもの	一〇%	二・二%
二〇五・四〇	えんどう・ビズ・サティズム 砂糖を加えたもの	二・四%	二・四%
二〇五・五〇	その他のもの さや付きのもの その他のもの 気密容器入りのもの(容器ともの一個の 重量が一〇キログラム以下のものに限 る)	二・四%	二・四%
二〇五・五二	さや付きのもの さやを除いたもの 砂糖を加えたもの	二・四%	二・四%
二〇五・五九	気密容器入りのもの(トマトピュー レ)その他のトマトの調製品及び豚の 肉又はラードその他の脂肪を含有する ものに限る)	二・四%	二・四%
二〇五・五九	その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの(容器ともの一個 の重量が一〇キログラム以下のものに 限る)	二・四%	二・四%

二〇五・六〇	アスパラガス 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重 量が一〇キログラム以下のものに限る)	二・五%	二・五%
二〇五・七〇	オリブ 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重 量が一〇キログラム以下のものに限る)	二・五%	二・五%
二〇五・八〇	スイートコーン(ゼア・マウス・ホウライ) 砂糖を加えたもの	二・五%	二・五%
二〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの	二・五%	二・五%
二〇六・〇〇	豆(さや付きのものを除く) 気密容器入りのもの(容器ともの一個 の重量が一〇キログラム以下のものに 限る)	二・五%	二・五%
二〇六・一〇	ヤングコーン 豆(さや付きのものを除く)	二・五%	二・五%
二〇六・二〇	その他のもの さや付きのもの その他のもの 気密容器入りのもの(容器ともの一個 の重量が一〇キログラム以下のものに 限る)	二・五%	二・五%
二〇六・三〇	にんにくの粉 その他のもの 砂糖を加えたもの	二・五%	二・五%
二〇六・四〇	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他 物の部分(ドレーンしたもの、グラッセのもの及 びクリスタライズしたものに限る)	二・五%	二・五%
二〇六・五〇	マロングラッセ その他のもの	二・五%	二・五%
二〇六・六〇	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果糖文 はナットのピューレ及び果糖又はナットのペー スト(加熱による調理をした調製品に限るもの とし、砂糖その他の甘味料を加えてあかいかを 問わない)	二・五%	二・五%
二〇六・七〇	均質調製果実 砂糖を加えたもの(※12)	二・五%	二・五%

二〇七・九一	その他のもの（*6） かんきつ類の果実	二二・二%	二二・三%
二〇七・九二	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレー		
二〇七・九三	砂糖を加えたもの	二八%	一六・八%
二〇七・九四	その他のもの	二〇%	二二%
二〇七・九五	フルーツビュレー及びフルーツペース		
二〇七・九六	砂糖を加えたもの（*12）	五二・一%	三四%
二〇七・九七	その他のもの（*6）	三三・二%	二二・二%
二〇七・九八	ジャム及びフルーツゼリー		
二〇七・九九	砂糖を加えたもの	二八%	一六・八%
二〇七・一〇〇	その他のもの	二〇%	二二%
二〇七・一〇一	フルーツビュレー及びフルーツペース		
二〇七・一〇二	砂糖を加えたもの（*12）	五三・一%	三四%
二〇七・一〇三	その他のもの（*6）	三三・二%	二二・二%
二〇七・一〇四	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に連する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く）		
二〇七・一〇五	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない）		
二〇七・一〇六	落花生		
二〇七・一〇七	砂糖を加えたもの	二七・五%	二二%
二〇七・一〇八	ピーナツバター	二八%	二三・八%
二〇七・一〇九	その他のもの		
二〇七・一一〇	その他のもの	二二・五%	一〇%
二〇七・一一一	ピーナツバター	二五%	二二・二%
二〇七・一一二	その他のもの		
二〇七・一一三	その他のもの（混合したものを含む）	二五%	二二%
二〇七・一一四	砂糖を加えたもの		
二〇七・一一五	パルプ状のもの	三五%	二二%
二〇七・一一六	その他のもの		
二〇七・一一七	カシューナット及びその他の種のいっ		
二〇七・一一八	ナット	三二・四%	一一%
二〇七・一一九	その他のもの	二八%	一六・八%
二〇七・一二〇	パルプ状のもの	二〇%	一〇%
二〇七・一二一	その他のもの		
二〇七・一二二	アーモンド（いっしたものに限る）及	一〇%	五%
二〇七・一二三	びマカダミアナット	二〇%	五%
二〇七・一二四	その他のもの		
二〇八・一〇	ココヤシの実、ブラジルナット、 パラダイスナット、ヘーゼルナッ ト及びカシューナット	二〇%	一〇%
二〇八・一一	その他のもの		
二〇八・一二	いっしたもの	二〇%	二二%
二〇八・一三	きんなん	二〇%	五%
二〇八・一四	その他のもの	二〇%	二二%
二〇八・一五	その他のもの		
二〇八・一六	バイナツプル		
二〇八・一七	砂糖を加えたもの		
二〇八・一八	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く）	三九・八%	二五・五%
二〇八・一九	その他のもの	二五%	四六・八%
二〇八・二〇	その他のもの（*16）	七%	
二〇八・二一	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く）	七・七%	二五・五%
二〇八・二二	その他のもの（*9）	七・七%	二五・五%
二〇八・二三	かんきつ類の果実	七・七%	二五・五%
二〇八・二四	砂糖を加えたもの	四六・五%	二九・八%
二〇八・二五	パルプ状のもの（*10）	二八%	二二・八%
二〇八・二六	その他のもの		
二〇八・二七	その他のもの	三三・二%	二二・二%
二〇八・二八	パルプ状のもの（*6）	二〇%	一七%
二〇八・二九	その他のもの		
二〇八・三〇	砂糖を加えたもの		
二〇八・三一	パルプ状のもの	二五%	二五%
二〇八・三二	気密容器入りのもの	二五%	二五%
二〇八・三三	その他のもの	二五%	二五%
二〇八・三四	その他のもの	二五%	二五%
二〇八・三五	気密容器入りのもの	一八%	一〇・八%
二〇八・三六	その他のもの	二五%	二五%
二〇八・三七	パルプ状のもの		

[illegible]

の含有量が全重量の10%以下のもの (※7) その他のもの(※11)	三・五・九% 四六・五% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率	三・三% 二九・八% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率
その他のもの(※11)	三・五・九% 二九・八% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率	三・三% 二九・八% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率
その他のもの(※7) レモンジュース ライムジュース その他のもの(※5) その他のもの(※9) パイナップルジュース 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む) の含有量が全重量の10%以下のもの(※7) その他のもの(※11)	一〇% 二〇% 二九・九% 三九・八% 三・五・九% 二九・八% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率	六% 二% 一九・一% 二五・五% 三・三% 二九・八% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率
その他のもの(※7) トマトジュース 砂糖を加えたもの(※10) その他のもの(※8) おとうジュース(おとう搾汁を含む) 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む) の含有量が全重量の10%以下のもの(※7) その他のもの(※11)	二九・九% 三九・八% 四六・五% 三三・二% 二二・三% 二九・八% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率	一九・一% 二五・五% 二九・八% 二二・三% 二九・八% その率がキログラムにつき三・五四九〇銭の従價税率より低いときは、当該従價税率

二〇〇九・七〇	二〇〇九・八〇	二〇〇九・九〇
その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（*5） その他のもの（*9） りんごジュース 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む）の含有量が全重量の一〇%以下のもの（*7） その他のもの（*13）	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（*5） その他のもの（*10） その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く） 果汁 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む）の含有量が全重量の一〇%以下のもの（*7） その他のもの（*11）	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの ブルリンジュース その他のもの（*5） その他のもの（*9） 野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの 混合ジュース 混合果汁
一九・九% 一九・一% 三九・八% 二五・五% 三五・九% 二一・三%	二九・九% 一九・一% 二九・八% 二五・五% 三五・九% 二一・三%	二九・九% 一九・一% 二九・八% 二五・五% 三五・九% 二一・三%

品名	含有量が全重量の10%以下のもの	含有量が全重量の10%以上のもの	含有量が全重量の50%未満のもの	含有量が全重量の50%以上のもの
砂糖を加えたもの	二五・九%	二・三%		
しよ糖(天然に含有するものを含む)の含有量が全重量の10%以下のもの(※7)	四六・五%	二九・八%		
その他のもの(※1)	その率がキログラムにつき三五四〇の従四の従量税率より低いときは、当該従量税率)			
その他のもの	二九・九%	一九・一%		
しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの(※5)	三九・八%	二五・五%		
その他のもの(※9)	二一・五%	八・一%		
混合野菜ジュース	九%	五・四%		
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
コーヒ―、茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとにした調製品				
コーヒ―、茶又はマテをもとにした調製品並びにこれらをもとにした調製品				
その他のコーヒ―代用物(はったものに換る)並びにそのエキスを、エッセンス及び濃縮物				
コーヒ―のエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとにした調製品並びにコーヒ―をもとにした調製品				
コーヒ―のエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとにした調製品	三〇%	二四%		
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
インスタントコーヒ―	一七・五%	八・八%		
その他のもの	二五%	一五%		
コーヒ―をもとにした調製品				
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの	三五%及び一キログラムにつき七九・八%及び一キログラムにつき七九・九%			
乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	三五%及び一キログラムにつき七九・八%及び一キログラムにつき七九・九%			
その他のもの	三五%及び一キログラムにつき七九・八%及び一キログラムにつき七九・九%			
その他のもの	一、二六・二円	一、五九円		

二二〇・二〇	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	二八%		
二二〇・二〇	その他のもの	二八%	一九・六%		
二二〇・二〇	その他のもの(※10)	四六・五%	二九・八%		
二二〇・二〇	茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとにした調製品並びに茶又はマテをもとにした調製品	二五%	一五%		
二二〇・二〇	茶又はマテのエキスを、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとにした調製品	二〇%	一〇%		
二二〇・二〇	インスタントティー	一六%	八%		
二二〇・二〇	その他のもの				
二二〇・二〇	茶又はマテをもとにした調製品				
二二〇・二〇	ミルクの天然の成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの				
二二〇・二〇	乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	三五%及び一キログラムにつき	二九・八%及び	SSG	
二二〇・二〇	その他のもの	七九・九%及び	二九・八%及び	SSG	
二二〇・二〇	その他のもの	三五%及び一キログラムにつき	二九・八%及び	SSG	
二二〇・二〇	その他のもの	二六・三%及び	二九・八%及び	SSG	
二二〇・二〇	その他のもの				
二二〇・二〇	その他のもの				
二二〇・二〇	その他のもの(※10)	三五%	二二%		
二二〇・二〇	その他のもの	二八%	一九・八%		
二二〇・二〇	その他のもの	四六・五%	二九・八%		
二二〇・二〇	その他のもの	二五%	一五%		
二二〇・二〇	ナポリその他のコーヒー代用品(「いたもの」に限定)並びにそのエキスを、エッセンス及び濃縮物	一〇%	六%		
二二〇・二〇	濃縮物				
二二〇・二〇	酵母(活性のものであるかを問わない)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限定)並びに二二〇・二〇二項のワクチンを除く)並びに調製したベーキングパウダー	一七・五%	一〇・五%		
二二〇・二〇	酵母(不活性のものに限定)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限定)	六・四%	三・八%		
二二〇・二〇	酵母	無税	無税		
二二〇・二〇	その他のもの	一七・五%	一〇・五%		
二二〇・二〇	調製したベーキングパウダー				
二二〇・二〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	無税	無税		

二二〇・三・一〇	トマトケチャップその他のトマトソース	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	トマトケチャップ(※6)	三三・二%	二二・三%		
二二〇・三・一〇	その他のトマトソース(※4)	二六・六%	一七・七%		
二二〇・三・一〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	二六・六%	一七・七%		
二二〇・三・一〇	小売用の容器入りしたもの	二五%	九%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二・五%	七・五%		
二二〇・三・一〇	その他のもの				
二二〇・三・一〇	ソース	二五%	二二・八%		
二二〇・三・一〇	マヨネーズ	二五%	二二・八%		
二二〇・三・一〇	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	二五%	二二・八%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	インスタントカレーその他のカレー調製品	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	スーパ、アロース、スーパ用又はアロース用の調製品及び均質混合調製食品	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	スーパ、アロース及びスーパ用又はアロース用の調製品	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	野菜のもの(「気密容器入り」のものに限定)	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	均質混合調製食品	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	アイスクリームその他の氷菓(「ココアを含有する」か「しないか」を問わない)	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	砂糖を加えたもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	アイスクリーム(※8)	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	アイスクリーム(※8)	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	アイスクリーム(※10)	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	アイスクリーム(※6)	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	その他のもの	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	調製食品(他の項に該当するものを除く)	二二%	七・二%		
二二〇・三・一〇	たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質	二二%	七・二%		

「たんばく質補助物(たんばく質の含有量が全重量の八〇%以上で、その成分のうち植物性たんばく質の重量が最大のもの(小売用の容器入りしたもの(一個の正味重量が五〇グラム未満のものに限り)を除く)及びミルクの天然の成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品)」		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		二・八% 三・五%	一・六・八% 二・一%	
その他のもの		二・八%	一・六・八%	
その他のもの		二・八%	一・六・八%	
たんばく質補助物(たんばく質の含有量が全重量の八〇%以上で、その成分のうち植物性たんばく質の重量が最大のもの(小売用の容器入りしたもの(一個の正味重量が五〇グラム未満のものに限り)を除く)に限り)		一・六・六% 二・一・五% 二・五%	一・〇・六% 一・〇・六% 一・五%	
その他のもの		二・五%	一・五%	
その他のもの		二・五%	一・五%	
ミルクの天然の成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
米(小麦(ライ小麦を含む)又は大麦(裸麦を含む)のいずれかの含有量が全重量の二〇%を超える調製食品)		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
米の含有量が全重量の二〇%を超えるもの(「S.T.」附属書五)		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
小麦(ライ小麦を含む)の含有量が全重量の二〇%を超えるもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG

大麦(裸麦を含む)の含有量が全重量の三〇%を超えるもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
糖木(着色料又は香料を加えたものに限り)		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
分みつ糖のもの(「***」)		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
チューイングガム		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
こんにやく		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
砂糖を加えたもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
ビタミンをもちた栄養補助食品		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
乳糖、乳たんばく又は乳脂肪を含有するもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
「S.T.」の含有量が全重量の五〇%未満のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
乳糖、乳たんばく又は乳脂肪を含有するもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
その他のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG
各成分のうち第二二・二・二〇号の物品の重量が最大のもの		三・五%及び一・キログラムにつき二・九・八%及び一・三・五九四	円	SSG

[illegible]

三〇七	その他のもの エチルアルコール（変性させてないものでアル コール分が八〇%以上のもにに限る。）及び変性 アルコール（アルコールのいかんを問わない。） エチルアルコール（変性させてないものでアル コール分が八〇%以上のもにに限る。） アルコール分が九〇%以上のもの その他のもの	一リットルにつ き三七円	一リットルにつ き四十四圓
二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わ ない） アルコール分が九〇%以上のもの その他のもの	三三% 一リットルにつ き四十四圓八〇銭	二七・二% 一リットルにつ き三八円一〇銭
二〇六	エチルアルコール（変性させてないものでアル コール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留 酒、リキニールその他のアルコール飲料並びに飲 料製造に使用する種類の調製品でアルコールを主 含有するもの 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコ ールを含有するもの	三三% 一リットルにつ き四十四圓八〇銭	二七・二% 一リットルにつ き三八円一〇銭
二〇八・二〇	果汁をもととした調製品（アルコール分が 一%未満のものに限る。）（*11）	四六・五%を二九・八%全 の率が一キログラムにつき三五グラムにつ き四九圓の従量税、同の従量税率 税率より低いといは きは、当該従量 税率	二七・二% 一リットルにつ き三八円一〇銭
二〇八・二〇	その他のもの おどろ湯又はおどろ湯ちみの押りがすがら得 た蒸溜酒	一〇% 一リットルにつ き三八五円	一% 一リットルにつ き一五四円
二〇八・二〇	アルコール分が五%以上のもの（二リッ トル未満の容器入りにしたものを除く） その他のもの	一リットルにつ き四五五円	一リットルにつ き一八一円
二〇八・二〇	ウイスキー バーボンウイスキー（各条には内容品が バーボンウイスキーであることを表示する ラベルが張り付けであり、かつ、当該内容 品が原産地の政府又は政府代行機関により 真正なものであると証明されているものに 限る。）	二四・五%	*** ** *

ライウイスキー(容器には内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限り。)	九・八%	二八%	二一・二%	二一〇九・〇〇	食糧及び貯蔵から得た食料代用物	の率が一キログラムにつき三	の率が一キログラムにつき三
	***	***	***	二一〇九・〇〇	肉、くす肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水生無脊椎動物の肉、ミール及びベレット(食用に適しないものに限り)並びに製脂かす	五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率	五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	肉又はくす肉の肉、ミール及びベレット並びに製脂かす	二一・二%	二一・二%
アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りしたものを除く。)	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	以上の以外のもの	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふすま、ぬかその他のかすの処理に生ずるものに限り。製粉その他の処理に生ずるものに限り。)	二一・二%	二一・二%
ラム及びクワイア	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	とつものものの	二一・二%	二一・二%
ジン及びジュネヴァ	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	米のものの	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	小麦のものの	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	その他の穀物のものの	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	豆のものの	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類する	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	かす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び製造又は無留の際に生ずるかす(ベレット状であるか否かを問わない。)	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類する	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	かす	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	製造又は無留の際に生ずるかす	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	大豆油かす(製粉してあるか又はベレット状であるか否かを問わない。)	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	落花生油かす(製粉してあるか又はベレット状であるか否かを問わない。)	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	その他の植物性の油かす(製粉してあるか又はベレット状であるか否かを問わないものとし、第三三・〇四項又は第三三・〇五項のものを除く。)	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	綿実油かす	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	亜麻仁油かす	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	ひまわり油かす	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	菜種油かす	二一・二%	二一・二%
その他のもの	二一・二%	二一・二%	二一・二%	二一〇九・〇〇	やし(コブラ)油かす	二一・二%	二一・二%

三〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす	無税	無税	***
三〇六・九〇	その他のもの	無税	無税	***
三〇七・〇〇	ばどう油かす及びアーブル	無税	無税	***
三〇八	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税	無税	***
三〇八・一〇	かじ又はとりの糞	無税	無税	***
三〇八・九〇	その他のもの	無税	無税	***
三〇九	飼料用に供する種類の調製品	無税	無税	***
三〇九・一〇	大用又は畜用の飼料（小売用にしたものに限る。）	無税	無税	***
	乳糖の含有量が全重量の二〇％以上のもの	一キログラムにつき、七〇円に	一キログラムにつき、五九四五	
	その他のもの	無税	無税	***
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税	無税	***
	その他のもの	一五％	無税	***
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	無税	無税	***
	その他のもの	無税	無税	***
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した種類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	一五％	無税	
三〇九・九〇	その他のもの	一キログラムにつき六〇円	一キログラムにつき三六円	
ののうち	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	五％	三％	
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの			

	ホワイトグァイル用子牛の育成に使用するもの	無税	無税	***
	その他のもの	無税	無税	***
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもとにしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）及びアルファルファ、結球たんばく質、飼料	無税	無税	***
	その他のもの	無税	無税	***
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税	無税	***
	その他のもの	無税	無税	***
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	一五％	無税	
	その他のもの	無税	無税	***
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した種類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	一五％	無税	
	大、猫その他これらに類する飼料又は愛がん用の動物			

[illegible]

三〇・一・三	モノのもの				五・八%	無税	***
三〇・一・四	ライムのもの				二・二%	無税	***
三〇・一・九	その他のもの				三・二%	無税	***
三〇・二・一	精油（かんきつ類の果実のものを除く）						
三〇・二・二	ゼラニウムのもの				三・七%	無税	
三〇・二・三	ジャスミンのもの				五・八%	無税	
三〇・二・四	ラベンダー又はランパンジンのもの				三・二%	無税	
三〇・二・五	ペパーミント（メント・ヒベリク）のもの				三・七%	無税	
	その他のミントのもの				一・五%	無税	
	ペパーミント油（メント・アルヴエン スイスのものに限る）				三・二%	無税	
	政令で定める試験方法による純マン トールの含有量が全重量の六五%を超 えるもの				一・五%	無税	
	その他のもの				一・五%	無税	
	その他のペパーミント油				一・五%	無税	
	その他のもの				三・七%	無税	
三〇・二・六	ベチベルのもの				二・四%	無税	
三〇・二・九	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シター 油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、 小ういきょう油、大ういきょう油、ブチ グレン油、ローズマリー油、ローズワッ ド油、びやくだん油、イランイラン油、 けい葉油、ジンジャグラス油、パルマ ローザ油、タイム油、牛樟油及びレモン グラス油				無税	無税	***
	その他のもの				二・四%	無税	
	パチュリ油				三・七%	無税	
	芳油				三・七%	無税	
	その他のもの				五・八%	無税	
三〇・二・三〇	レジノイド				三・二%	無税	
三〇・二・三〇	その他のも				四・七%	無税	
三〇・二・九〇	カゼイン及びカゼイナーその他のカゼイン誘導 体並びにカゼینگルー				無税	無税	***
三〇・二・一〇	カゼイン				六・四%	無税	***
三〇・二・一〇	その他のもの				五・四%	無税	***
三五〇・一	アルブミン（二以上のホエイたんばく質の凝縮物 を含むものとし、ホエイたんばく質の含有量が乾 燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限 る。）及びアルブミンアトその他のアルブミン誘 導体				一・〇%	八%	
三五〇・一〇	卵白				四・九%	二・九%	
三五〇・二・一〇	その他のもの						
三五〇・二・九〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む）、のシート状 のものを含むものとし、表面加工をしてあるか否 いか又は着色してあるかないかを問わない。）ゼ						

四三〇・一〇	ミンクのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	一五%	三・五%	無税	***
四三〇・二〇	うさぎのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	三・五%	無税	無税	***
四三〇・三〇	子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中蘭羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	無税	無税	無税	***
四三〇・四〇	ビーバーのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	二・一%	無税	無税	***
四三〇・五〇	マスカットのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	二・一%	無税	無税	***
四三〇・六〇	きつねのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	二・一%	無税	無税	***
四三〇・七〇	あざらしのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	二・一%	無税	無税	***
四三〇・八〇	その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾節又は足部が付いているかないかを問わない。)	二・一%	無税	無税	***
四三〇・九〇	その他のもの 頭部、尾節、足部その他の切片で毛皮業者の使用に達するもの 子羊又はうさぎのもの うさぎ又はミンクのもの うさぎのもの ミンクのもの その他のもの 鹿(鹿糸に達するものに限る。)	三・五% 無税 三・五% 三・五% 三・五% 三・五% 三・五% 三・五%	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税	*** *** *** *** *** *** *** ***
五〇〇・一〇	生糸(よつてないものに限る。)	無税	無税	無税	***
五〇〇・二〇	野蚕のもの	無税	無税	無税	***
五〇〇・三〇	絹のくす(繰糸に達しない絹糸及び反毛した繰糸を含む。)	無税	無税	無税	***
五〇〇・四〇	カード及びコームのいずれでもないもの	無税	無税	無税	***

五〇二・一九〇	羊毛（カードし又はコムしたものを除く） 贈付のもの（フリースウオッシュしたものを含む）	無税	無税	***
五〇二・二二	剪毛したものの その他のもの	無税	無税	***
五〇二・二九	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る）	無税	無税	***
五〇二・三〇	その他のもの	無税	無税	***
五〇二・三〇	織髪毛及び粗織毛（カードし又はコムしたものを除く）	無税	無税	***
五〇二・二〇	織髪毛	無税	無税	***
五〇二・二〇	粗織毛	無税	無税	***
五〇二・一〇	羊毛、織髪毛又は粗織毛のくす（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く）	無税	無税	***
五〇三・一〇	羊毛又は織髪毛のノイル	無税	無税	***
五〇三・二〇	羊毛又は織髪毛のその他のくす	無税	無税	***
五〇三・三〇	粗織毛のくす	無税	無税	***
五〇三・〇〇	実綿及び織綿（カードし又はコムしたものを除く）	無税	無税	***
五〇二・一〇	綿のくす（糸くす及び反毛した繊維を含む） 糸くす	無税	無税	***
五〇二・一九一	その他のもの	無税	無税	***
五〇二・一九九	反毛した繊維	無税	無税	***
五〇三・〇〇	その他のもの	無税	無税	***
五〇三・〇〇	綿（カードし又はコムしたものに限る）	無税	無税	***
五〇三・〇〇	粗織毛（精紡したものを除く）並びにそのトウ及びくす（糸くす及び反毛した繊維を含む）	無税	無税	***
五〇二・一〇	單麻（生もの及びレッティングしたものに限る）	無税	無税	***
五〇二・二二	單麻（破葉、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く）	無税	無税	***
五〇二・二九	破葉し又はスカッチングしたもの その他のもの	無税	無税	***
五〇二・三〇	精練したもの	四・九%	無税	***
五〇二・三〇	その他のもの	無税	無税	***
五〇二・三〇	亞麻のトウ及びくす	無税	無税	***
五〇二・三〇	大麻（カナビス・サティワ、精紡したものを除く）並びにそのトウ及びくす（糸くす及び反毛した繊維を含む）	無税	無税	***
五〇二・一〇	大麻（生もの及びレッティングしたものに限る）	無税	無税	***
五〇二・九〇	その他のもの	無税	無税	***

第一部第一B節に関する注釈

(※1) 乳製品に関しては、3欄及び4欄に掲げる割当数量には、1欄に掲げる物品について、国

際航海に従事する船舶及び国際航空に従事する航空機の航行中における消費の用に供される数量（脱脂粉乳について一トン、全粉乳について〇・三トン、無糖れん乳について八十五トン、加糖れん乳について十三トン及びバターについて二十九トン）並びに加工貿易の用に供される数量（脱脂粉乳について一万九百四十トン並びにバター及びバターオイルについて千二百六十三トン）が含まれる。これらのアクセス機会に係る条件については、従来の条件と同等のものを実施期間中において維持する。

(*2) 3欄及び4欄に掲げる割当数量は、1欄に掲げる物品であつて輸入差益を徴収する制度の対象とならないものに係る数量である。

(※3) 飼料の原料として輸入される脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイについては、一定の手続に従うことにより、関税を免除する。

(※4) 7欄に掲げる数字は、1欄に掲げる物品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。(例えば、「第〇四〇二・一〇号のうち」に分類される物品の「キログラムの全乳換算数量は、六・四八キログラムである。」)

(*5) 3 欄及び 4 欄に掲げる割当数量には、1 欄に掲げる物品について、国際航海に従事する船舶の航行中における消費の用に供される十一トンが含まれる。

(＊6) 3 欄及び4 欄に掲げる割当数量には、小麦について、加工貿易の用に供される四十三万トン並びに小麦粉について、国際観光ホテルにおける消費及び国際航海に従事する船舶の航行中における消費の用に供される百七十二トンが含まれる。これらのアクセス機会に係る条

(*7) 3 欄及び 4 欄に掲げる割当数量には、大麦及び裸麦について、加工貿易の用に供される三件については、従来の条件と同等のものを実施期間中において維持する。

千トンが含まれる。これらのアクセス機会に係る条件については、従来の条件と同等のものを実施期間中において維持する。

(＊8) 3欄及び4欄に掲げる割当数量には、米の粉、ひき割りしたもの及びミールについて、繊維の浸染の用に供される三千トンが含まれる。これらのアクセス機会に係る条件については、従来条件と同等のものを実施期間中において維持する。

2 正文(英語)において1欄に掲げる「SMP」とは、脱脂粉乳をいう。

3 1欄において「脂肪分」とは、関係する物品の乳脂肪分が当該物品の全重量に占める比率をいう。

4 「トン」とは、メートル・トンをいう。

品名	関税率表番号					その他の条件
脱脂乳(学校等給食用のものに限る。)	2	(*)	7、二六四ト	(*)	七、二六四ト	(*)
脱脂乳(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%以下のものに限る。)			無税		無税	
脱脂乳(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%を超え五%以下のものに限る。)			無税		無税	
脱脂乳(学校等給食用のものを除く。)			八五、八七八 トン		八五、八七八 トン	(*)
脱脂乳(砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五%以下のものに限る。)			三五%		三五%	
脱脂乳(飼料用のものに限る。)(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%以下のものに限る。)		(*)	無税	(*)	無税	
脱脂乳(飼料用のものを除く。)(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%以下のものに限る。)			二五%		二五%	
脱脂乳(飼料用のものに限る。)(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%を超え五%以下のものに限る。)		(*)	無税	(*)	無税	
脱脂乳(飼料用のものを除く。)(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%を超え五%以下のものに限る。)			二五%		二五%	
粉乳		〇・三トン	〇・三トン	(*)	(*)	
粉乳(砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%を超え三〇%以下のものに限る。)		〇・四〇・二・二	三〇%		三〇%	

粉乳(砂糖を加えてないもので、脂肪分が三〇%を超えるものに限る。) 粉乳(砂糖を加えたもので、脂肪分が五%を超え三〇%以下のものに限る。) 粉乳(砂糖を加えたもので、脂肪分が三〇%を超えるものに限る。)	〇四〇・二・二 〇四〇・二・九 〇四〇・二・九	三〇% 三〇% 三〇%	三〇% 三〇% 三〇%	(※2) 最終精糖数量は、日本国の一八九五会計年度から適用する。
無糖れん乳 無糖れん乳(脂肪分が七・五%を超えるものに限る。) 無糖れん乳(脂肪分が七・五%以下、二五%以下のものに限る。)	〇四〇・二・九 〇四〇・二・九 〇四〇・二・九	一、五八五ト 三〇% 二五%	一、五八五ト 三〇% 二五%	(※2) 最終精糖数量は、日本国の一八九五会計年度から適用する。
加糖れん乳 加糖れん乳(脂肪分が八%を超えるものに限る。) 加糖れん乳(脂肪分が八%以下、二九%以下のものに限る。)	〇四〇・二・九 〇四〇・二・九 〇四〇・二・九	二、三二ト 三〇% 三〇%	二、三二ト 三〇% 三〇%	(※2) 最終精糖数量は、日本国の一八九五会計年度から適用する。
ホエイ及び調製ホエイ(飼料用のものに限る。) ホエイ及び調製ホエイ(脂肪分が五%以下のものに限る。) ホエイ及び調製ホエイ(脂肪分が五%を超えるものに限る。)	〇四〇・四・一〇 〇四〇・四・一〇 〇四〇・四・一〇	一、八五〇ト (※3) 無税 (※3) 無税	四、五〇〇ト (※3) 無税 (※3) 無税	(※2) 最終精糖数量は、日本国の一八九五会計年度から適用する。
ホエイを調製した物品(乳幼児用調製粉乳の製用のものに限る。) ホエイを調製した物品(砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%以下のものに限る。) ホエイを調製した物品(砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%を超えるものに限る。) ホエイを調製した物品(砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%を超えるものに限る。) ホエイを調製した物品(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%以下のものに限る。) ホエイを調製した物品(砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%を超えるものに限る。)	二、二二ト 〇四〇・四・一〇 〇四〇・四・一〇 〇四〇・四・一〇 〇四〇・四・一〇 〇四〇・四・一〇	二、二五ト 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%	二、二五ト 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%	(※2) 最終精糖数量は、日本国の一八九五会計年度から適用する。
ホエイを調製した物品(砂糖を加えてないもので、脂肪分が三〇%以下のものに限る。) ホエイを調製した物品(砂糖を加えてないもので、脂肪分が三〇%を超えるものに限る。)	〇四〇・四・九〇 〇四〇・四・九〇	一〇% 一〇%	一〇% 一〇%	(※2) 最終精糖数量は、日本国の一八九五会計年度から適用する。

[illegible]

[illegible]

もど、ビタミンをもととした案のうち、 養殖助食品及び粗物性たんぱく質を加水分解したもの（脂肪分が三〇%を超えるものに限る。） その他の調製品（脂肪分が三〇%を超えるものに限る。）	のうち	二二%	ミルクの天然の組成成分を含有するもの
一般の用途に供される指定乳製品 脱脂乳（砂糖を加えてないので、脂肪分が一・五%以下のものにのみ限る。）	〇・四〇・二・一〇	二・三七・二・〇 二・二〇 （※）二・一〇 （※）二・一〇 二・五%	（※）全乳換算数量 （※）4・六・四八 1 罐の物品に關する特内税率は、日本国政府又はその代行機關が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三五八円を超えるい額の範圍内で輸入差益（千九百九十四年のガット条十七条4(b)についての注釈に定めらるるもの）を徴取することができることを条件として適用する。
脱脂乳（砂糖を加えてないも〇四〇・二・一〇の、脂肪分が一・五%以下のうちのものに限る。）	〇・四〇・二・一〇	二・五%	（※）4・六・四八 1 罐の物品に關する特内税率は、日本国政府又はその代行機關が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三五八円を超えるい額の範圍内で輸入差益（千九百九十四年のガット条十七条4(b)についての注釈に定めらるるもの）を徴取することができることを条件として適用する。
等 脱脂乳（砂糖を加えてないので、脂肪分が一・五%以下のものにのみ限る。）	〇・四〇・二・一〇	二・五%	（※）4・六・四八 1 罐の物品に關する特内税率は、日本国政府又はその代行機關が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三五八円を超えるい額の範圍内で輸入差益（千九百九十四年のガット条十七条4(b)についての注釈に定めらるるもの）を徴取することができることを条件として適用する。

固形状の脱脂乳（脱脂粉乳を除く。）（砂糖を加えてないものうち、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	二五％	二五％
脱脂粉乳（砂糖を加えてないものうち、脂肪分が一・五％を超え五％以下のものに限る。）	二五％	二五％
脱脂粉乳（砂糖その他の甘味料を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え五％以下のものに限る。）	三五％	三五％

定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊４）六・四八 1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二五八円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のカット第十七条4（b）についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき九四引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊４）六・八四 1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二八六円を超えない額の範囲内	年一キログラムにつき一〇四引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊４）六・八四 1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二八六円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のカット第十七条4（b）についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。
--	--

粉乳その他の固形状の物品（砂）〇四〇・二一九 幣を加えたもので、脂肪分が五 %を超え三〇%以下のものに属 る。）		三〇%
粉乳その他の固形状の物品（砂）〇四〇・二一九 幣を加えたもので、脂肪分が三のうち 〇%を超えるものに限る。）		三〇%
		三〇%
		三〇%
制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有してい た枠内課税税率に、当該時点において発 取されていた輸入差益の額を越えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による枠内 関税を課する。		(※) 八、九〇
一欄の物品に関する枠内税率は、日本 国政府又はその代行機関が当該物品の日 本国内における販売について一キログラ ムにつき五三・四円を超えない額の範囲内 で輸入差益一千九百九十四年のガット第 十七条4(b)についての注釈に定めるとも の(2)を徴収することができることを条件 として適用する。		(※) 一三一、三四三
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎 年一キログラムにつき一四円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た枠内課税税率に、当該時点において発 取されていた輸入差益の額を越えない範 围内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による枠内 関税を課する。		一欄の物品に関する枠内税率は、日本 国政府又はその代行機関が当該物品の日 本国内における販売について一キログラ ムにつき九八四円を超えない額の範囲内 で輸入差益一千九百九十四年のガット第 十七条4(b)についての注釈に定めるとも の(2)を徴収することができることを条件 として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎 年一キログラムにつき一五四円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た枠内課税税率に、当該時点において発 取されていた輸入差益の額を越えない範 围内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による枠内		

加糖れん乳(脂肪分が八%を超え るものに限る。)	〇四〇・二・九九 のうち	三〇%	三〇%
加糖れん乳(脂肪分が八%以下 のものに限る。)	〇四〇・二・九九 のうち	三〇%	三〇%
バターミルクパウダーその他の〇四〇・三・九〇 固形状の物品(砂糖を加えたもの のうち、脂肪分が一・五%以下の ものに限る。)		三三・五%	三三・五%

関税を課する。
(*) 六・六九
一欄の物品に関する特内税率は、日本
国政府又はその代行機関が当該物品の日
本国内における販売について一キログラ
ムにつき四七四円を超えない額の範囲内
で輸入差益(千九百九十四年のガット第
十七条4(b)についての注釈に定めるも
の)を徴収することができることを条件
として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎
年一キログラムにつき二四引き下げる。
当該物品について輸入差益を徴収する
制度が廃止される場合には、当該制度が
廃止される時点において効力を有してい
た特内税率に、当該時点において徴
収されていた輸入差益の額を超えない範
囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同
等の水準のアクセス機会を与える目的で
定める税率を加えて得た税率による特内
関税を課する。
(*) 三・六五
一欄の物品に関する特内税率は、日本
国政府又はその代行機関が当該物品の日
本国内における販売について一キログラ
ムにつき三三・五円を超えない額の範囲内
で輸入差益(千九百九十四年のガット第
十七条4(b)についての注釈に定めるも
の)を徴収することができることを条件
として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎
年一キログラムにつき六四引き下げる。
当該物品について輸入差益を徴収する
制度が廃止される場合には、当該制度が
廃止される時点において効力を有してい
た特内税率に、当該時点において徴
収されていた輸入差益の額を超えない範
囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同
等の水準のアクセス機会を与える目的で
定める税率を加えて得た税率による特内
関税を課する。
(*) 六・四八
一欄の物品に関する特内税率は、日本
国政府又はその代行機関が当該物品の日
本国内における販売について一キログラ
ムにつき三三・五円を超えない額の範囲内
で輸入差益(千九百九十四年のガット第
十七条4(b)についての注釈に定めるも

バターミルクパウダーその他の〇四〇・三・九〇 固形状の物品(砂糖を加えたもの のうち、脂肪分が一・五%を超え るものに限る。)	三三・五%	三三・五%
バターミルクパウダーその他の〇四〇・三・九〇 固形状の物品(砂糖を加えたもの のうち、脂肪分が一・五%を超え るものに限る。)	三三・五%	三三・五%

の)を徴収することができることを条件
として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎
年一キログラムにつき九四引き下げる。
当該物品について輸入差益を徴収する
制度が廃止される場合には、当該制度が
廃止される時点において効力を有してい
た特内税率に、当該時点において徴
収されていた輸入差益の額を超えない範
囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同
等の水準のアクセス機会を与える目的で
定める税率を加えて得た税率による特内
関税を課する。
(*) 八・五七
一欄の物品に関する特内税率は、日本
国政府又はその代行機関が当該物品の日
本国内における販売について一キログラ
ムにつき五四四円を超えない額の範囲内
で輸入差益(千九百九十四年のガット第
十七条4(b)についての注釈に定めるも
の)を徴収することができることを条件
として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎
年一キログラムにつき二四引き下げる。
当該物品について輸入差益を徴収する
制度が廃止される場合には、当該制度が
廃止される時点において効力を有してい
た特内税率に、当該時点において徴
収されていた輸入差益の額を超えない範
囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同
等の水準のアクセス機会を与える目的で
定める税率を加えて得た税率による特内
関税を課する。
(*) 一三・四三
一欄の物品に関する特内税率は、日本
国政府又はその代行機関が当該物品の日
本国内における販売について一キログラ
ムにつき九八四円を超えない額の範囲内
で輸入差益(千九百九十四年のガット第
十七条4(b)についての注釈に定めるも
の)を徴収することができることを条件
として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎
年一キログラムにつき三三・五引き下げる。
当該物品について輸入差益を徴収する
制度が廃止される場合には、当該制度が
廃止される時点において効力を有してい

バターミルクパウダーその他の○四〇・三・九〇 固形状の物品(砂糖を加えてなるもの、脂肪分が一・五%以下のものに限る。)	二五%	二五%
バターミルクパウダーその他の○四〇・三・九〇 固形状の物品(砂糖を加えてなるもの、脂肪分が一・五%以下のものに限る。)	二五%	二五%

た特内課税税率に、当該時点において徴収されていまだ輸入差益の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

(*) 六・四八
1欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三五四円を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実務期間中に毎年一キログラムにつき九四円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていまだ輸入差益の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

(*) 八・五七
1欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五四二円を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実務期間中に毎年一キログラムにつき一四四円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていまだ輸入差益の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

固形状の物品(砂糖を加えてなるもの、脂肪分が二%を越えるものに限る。)	二五%	二五%
ホエイ及び調製ホエイ(砂糖を○四〇・四・一〇加えたもので、脂肪分が五%をのちろろえらるものに限る。)	二五%	二五%

1欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三五四円を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実務期間中に毎年一キログラムにつき九四円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていまだ輸入差益の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

(*) 九・七三
1欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六四八円を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

ホエイ及び調製ホエイ(砂糖を〇・四〇・四・一〇加えてないもので、脂肪分が五のう	二五%	二五%	として適用する。 当該輸入差額の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一六四引き下げる。 当該物品について輸入差額を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差額の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。 (*) 六・八四 一 糖の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三八六円を越えない額の範囲内で輸入差額(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができ、これを条件として適用する。 当該輸入差額の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一〇四引き下げる。 当該物品について輸入差額を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差額の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。 (*) 九・七三 一 糖の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六四八円を越えない額の範囲内で輸入差額(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができ、これを条件として適用する。 当該輸入差額の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一六四引き下げる。 当該物品について輸入差額を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差額の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。
ホエイ及び調製ホエイ(砂糖を〇・四〇・四・一〇加えてないもので、脂肪分が五のう	二五%	二五%	
バター(脂肪分が八五以下の〇・四〇・五・〇〇のものに限る)	三五%	三五%	取られていた輸入差額の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。 (*) 四・一二・三四 一 糖の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき九一五円を越えない額の範囲内で輸入差額(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができ、これを条件として適用する。 当該輸入差額の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四四引き下げる。 当該物品について輸入差額を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差額の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。 (*) 一五・〇五 一 糖の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき一、一七円を越えない額の範囲内で輸入差額(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができ、これを条件として適用する。 当該輸入差額の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一八四引き下げる。 当該物品について輸入差額を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差額の額を越えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。
バター及びバターオイル(脂肪分が八五を越えるものに限る)	三五%	三五%	
乾燥した豆	二五%	二五%	(*) 五

小麦、メスリン及びライ小麦並びにこれらの加工品及び調製品	〇七・三・一〇	〇・一	〇・一
	のうち	一〇%	一〇%
デユラム小麦	〇七・三・三三	〇・一	〇・一
	のうち	一〇%	一〇%
	〇七・三・三三	〇・一	〇・一
	のうち	一〇%	一〇%
	〇七・三・三九	〇・一	〇・一
	のうち	一〇%	一〇%
	〇七・三・五〇	〇・一	〇・一
	のうち	一〇%	一〇%
	〇七・三・九〇	〇・一	〇・一
	のうち	一〇%	一〇%
メスリン	一〇〇・一・九〇	二・〇%	二・〇%
	のうち	二・〇%	二・〇%

(注) 小麦換算数量
1 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五三円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四三〇銭引き下げる。

1 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五三円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四三〇銭引き下げる。

小麦、デユラム小麦を除く	一〇〇・一・九〇	無税	無税
	のうち	無税	無税
ライ小麦	一〇〇・八・九〇	無税	無税
	のうち	無税	無税

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五三円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四三〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五三円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四三〇銭引き下げる。

小麦粉及びメスリン粉(グルテン10.00 ミン酸モノトリウム製造用のもの に限る)	22.5%	22.5%
小麦粉及びメスリン粉(グルテン10.00 ミン酸モノトリウム製造用のもの を除く)	25%	22.5%
ライ小麦粉 のうち	22.5%	22.5%

定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

小麦のひき割りしたもの及び ミール	22.5%	22.5%
ライ小麦のひき割りしたもの及び ミール	22.5%	22.5%

七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

小麦のブレント	二〇・二二	二五%	二五%
ライ小麦のブレント	二〇・二二	二〇%	二〇%

制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

1. 穀物の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(ロ)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四四〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

1. 穀物の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(ロ)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四四〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

ロールにかけ又はフレック状にした小麦	二一〇四・一九のうち	二五%	二五%
その他の加えをした小麦(例え二一〇四・一九は、穀を磨き、高形状に成形のうちの)	二五%	二五%	

制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

1. 穀物の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(ロ)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四四〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

1. 穀物の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七十四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(ロ)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四四〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

その他の加工をしたライ小麦(二〇・四・二九) (例えば、穀を砕き、真珠形にのち とろろし、薄く切り又は粗くひ いたもの)	二〇%	二〇%	を徴収することができることを条件とし て適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎 年一キログラムにつき一四九〇銭引き下 げる。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た特内課税税率に、当該時点において徴 収されていた輸入差益の額を加えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による特内 課税を課する。 1. 穀の物品に関する特内税率は、日本 国政府又はその代行機関が当該物品の日 本国内における販売について一キログラ ムにつき七四円を超えない額の範囲内で 輸入差益(千九百九十四年のガット第十 七条イ(ii)についての注釈に定めるもの) を徴収することができることを条件とし て適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎 年一キログラムにつき一四九〇銭引き下 げる。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た特内課税税率に、当該時点において徴 収されていた輸入差益の額を加えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による特内 課税を課する。 1. 穀の物品に関する特内税率は、日本 国政府又はその代行機関が当該物品の日 本国内における販売について一キログラ ムにつき一七円を超えない額の範囲内 で輸入差益(千九百九十四年のガット第 十七条イ(ii)についての注釈に定めるも の)を徴収することができることを条件 として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎 年一キログラムにつき二四九〇銭引き下 げる。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た特内課税税率に、当該時点において徴 収されていた輸入差益の額を加えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による特内 課税を課する。
小麦、ライ小麦	二〇・八・二二	二五%	小麦又はライ小麦の調製食品(米、 (米、小麦、ライ小麦、大麦若 しくはライ小麦の粉、ひき割りした もの、ミール若しくはペレット 又は小麦粉の一以上を含有する もので、これらの物品の含有量 の合計が全重量の八五%を超え るものに限り)(ペーカリー製 品製造用のものに限り。)) 一九〇・二・二〇 二五% 二五%
小麦、ライ小麦、大麦若しくは 小麦の粉、ひき割りしたもの、 ミール若しくはペレット又はで ん物の一以上を含有するもので、 これらの物品の含有量の合計が 全重量の八五%を超えざるもの に限り)(ペーカリー製品製造用 のものに限り。))	一九〇・二・二〇	二五%	廃止される時点において効力を有してい た特内課税税率に、当該時点において徴 収されていた輸入差益の額を加えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による特内 課税を課する。 1. 穀の物品に関する特内税率は、日本 国政府又はその代行機関が当該物品の日 本国内における販売について一キログラ ムにつき七四円を超えない額の範囲内で 輸入差益(千九百九十四年のガット第十 七条イ(ii)についての注釈に定めるもの) を徴収することができることを条件とし て適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎 年一キログラムにつき一四九〇銭引き下 げる。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た特内課税税率に、当該時点において徴 収されていた輸入差益の額を加えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を与える目的で 定める税率を加えて得た税率による特内 課税を課する。

小麦又はライ小麦の調整食品(一九〇一・一九〇二) (米、小麦、ライ小麦、大麦若のうちの しくは小麦の粉、ひき割したもの、 ミール若しくはペレット 又はその粉の以上を含むもの、 もので、これらの物品の含有量の 合計が全重量の八五%を超える ものに限り)(青見食用又は ベーカー製食品製造用のものを 除く)	二五%	二五%
小麦でん粉の調整食品(米、一九〇一・一九〇二) 小麦、ライ小麦、大麦若のうちの しくは小麦の粉、ひき割したもの、 ミール若しくはペレット又はで ん粉の以上を含むもの、 これらの物品の含有量の合計が 全重量の八五%を超えるものに 限り)(青見食用又はベーカー 製食品製造用のものを除く)	二五%	二五%
小麦又はライ小麦の含有量の二二・〇六・九〇 計が全重量の二〇%を超えるものうち の調整食品	一九二%	一九二%

小麦及びライ小麦の含有量の二二・〇六・九〇 計が全重量の二〇%を超えるものうち の調整食品	二五%	二五%
小麦及びライ小麦の含有量の二二・〇六・九〇 計が全重量の二〇%を超えるものうち の調整食品	二五%	二五%

大麥及び裸麥並びにこれらの加工品及び調製品	一、三三六、五〇〇トン	一、三三六、五〇〇トン	無税	無税	(*) 大麥換算数量 1 噸の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二四四を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき九〇銭引き下げらる。
大麥及び裸麥	一〇〇、三〇〇	無税	無税	無税	当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を越えない額の範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
大麥粉及び裸麥粉	二一〇、二・九〇のうち	二五%	二五%	二五%	1 噸の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六八一円を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四五〇銭引き下げらる。

大麥又は裸麥のひき割りしたものと及びミール	二一〇、三・一九のうち	二〇%	二〇%	二〇%	等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1 噸の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六八一円を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四五〇銭引き下げらる。
大麥又は裸麥のベレット	二一〇、三・二九のうち	二〇%	二〇%	二〇%	当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を越えない額の範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
ロールにかけ又はフレック状にした大麥及び裸麥	二一〇、四・一一のうち	二〇%	二〇%	二〇%	1 噸の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六八一円を越えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四五〇銭引き下げらる。

輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円七〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を加えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。 1 欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき八五円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二円一〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を加えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。 1 欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五〇銭引き下げる。	大豆又は大豆の製食品（大豆、小豆、ライ豆、大豆若しくはそのうち、大豆の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はこれらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り）（ペーカリー製品製造用のものに限り。）	一九〇一・一九〇二	二五%	二五%
大豆又は大豆の製食品（大豆、小豆、ライ豆、大豆若しくはそのうち、大豆の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はこれらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り）（ペーカリー製品製造用のものに限り。）	大豆又は大豆の製食品（大豆、小豆、ライ豆、大豆若しくはそのうち、大豆の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はこれらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り）（ペーカリー製品製造用のものに限り。）	一九〇一・一九〇二	二五%	二五%

大豆又は大豆の製食品（大豆、小豆、ライ豆、大豆若しくはそのうち、大豆の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はこれらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り）（ペーカリー製品製造用のものに限り。）	大豆又は大豆の製食品（大豆、小豆、ライ豆、大豆若しくはそのうち、大豆の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はこれらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り）（ペーカリー製品製造用のものに限り。）	一九〇一・一九〇二	二五%	二五%
大豆又は大豆の製食品（大豆、小豆、ライ豆、大豆若しくはそのうち、大豆の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はこれらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り）（ペーカリー製品製造用のものに限り。）	大豆又は大豆の製食品（大豆、小豆、ライ豆、大豆若しくはそのうち、大豆の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はこれらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り）（ペーカリー製品製造用のものに限り。）	一九〇一・一九〇二	二五%	二五%

穀物の大及び小の含有量の合計が二〇六・九〇 金重量の三〇％を超える調製食のうち 料品	二五％	二五％	穀物の大及び小の含有量の合計が二〇六・九〇 金重量の三〇％を超える調製食のうち 料品
ST 附屬書五 米並びにこれを加工し及び又はは 調製した物品 もみ	一〇六・一〇	三九・〇〇 〇トン(三) 〇一八・〇〇 無税	一〇六・一〇

米	一〇六・一〇	無税	米(新米)であるか又は はつち出しであるかないかを 問わない。
米	一〇六・一〇	無税	米(新米)であるか又は はつち出しであるかないかを 問わない。

国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超える額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超える額の範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

1 欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超える額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた特内課税税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超える額の範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による特内課税を課する。

1 欄の物品に関する特内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超える額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

砂米	一〇六・四〇	無税	無税
米粉	一一〇・二〇	二五%	二五%
米のひき割りしたもの及びミール	一一〇・二一・四	二五%	二五%

等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

一欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴取することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴取する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴取されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

一欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴取することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴取する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴取されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

一欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴取することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴取する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴取されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

米のベレット	一一〇・二二九	二五%	二五%
その他の加工した米（例えは、穀を除去、其形状に拘束し、薄く切り又は粗く切したもの）	一一〇・四・二九	二五%	二五%

廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴取されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

一欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴取することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴取する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴取されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

一欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴取することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴取する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴取されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

一欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴取することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴取する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内課税税率に、当該時点において徴取されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を得る目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

粒状の米であらかじめ加熱によ る調理その他の調製をしたもの のうち	一九〇四・九〇	二五%	二五%	定める税率を加えて得た税率による枠内 関税を課する。 1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本 国政府又はその代行機関が当該物品の日本 国内における販売において一キログラ ムにつき一九二四を越えない額の範囲内 で輸入差益(千九百九十四年のガット第 十七条4(b)についての注釈に定めるも の)を徴収することができることを条件 として適用する。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た枠内税率に、当該時点において徴 収されていた輸入差益の額を越えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を有する目的で 定める税率を加えて得た税率による枠内 関税を課する。 1. 欄の物品に関する枠内税率は、日本 国政府又はその代行機関が当該物品の日本 国内における販売において一キログラ ムにつき一九二四を越えない額の範囲内 で輸入差益(千九百九十四年のガット第 十七条4(b)についての注釈に定めるも の)を徴収することができることを条件 として適用する。 当該物品について輸入差益を徴収する 制度が廃止される場合には、当該制度が 廃止される時点において効力を有してい た枠内税率に、当該時点において徴 収されていた輸入差益の額を越えない範 囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同 等の水準のアクセス機会を有する目的で 定める税率を加えて得た税率による枠内 関税を課する。
米の含有量が全重量の二〇%を二〇六・九〇 超える調製食品 のうち	二五%	二五%		
でん粉及びイリオン並びにこれら の調製食品 のうち	二五%	二五%	二五%	
とうもろこしでん粉(コシンス ターチ)	二〇八・二二	二五%	二五%	
ばれいしでん粉	二〇八・二三	二五%	二五%	
マニオカ(カッサバ)でん粉	二〇八・二四	二五%	二五%	
その他のでん粉	二〇八・一九	二五%	二五%	
イヌリン	二〇八・二〇	二五%	二五%	
でん粉(小麦でん粉を除く)の 調製食品(砂糖を加えたものに限る)のうち	一九〇一・二〇	二五%	二五%	

る。	一九〇一・九〇	二五%	二五%	最終割当数量は、日本国の一九五金 計年度から適用する。
でん粉(小麦でん粉を除く)の 調製食品(砂糖を加えないものに 限る)のうち	一九〇一・二〇	一六%	一六%	
とうもろこしでん粉	一九〇一・九〇	一六%	一六%	
落花生	二二〇・一〇	一〇%	一〇%	
こんにやく芋	二二二・九九	二六セトン (一) 四〇%	二六セトン (一) 四〇%	(二) 荒粉換算数量
蕎麦及び生米	五〇〇・〇〇	七九八トン (一) 一キログラムにつき一四〇 円	七九八トン (一) 一キログラム につき一四〇 円	(二) 生米換算数量
生米	五〇〇・二〇	七・五%	七・五%	

第一節 その他の産品
第一部第一節に関する注釈

- この節に掲げる各産品について4欄に定める譲許税率(以下この注釈において「最終税率」という)は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十九年一月一日から適用する。
- この節において一個の星印(*)を付した最終税率は、譲許表に関する注釈3に従って一回目の引下げを実施する日から適用する。
- (a) 譲許表に関する注釈3(a)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の5、6、8及び11に規定する一回目の引下げを譲許表に関する注釈3(a)に規定する一回目の引下げの実施の日を実施し、その後の各年についての引下げをそれぞれ一月一日に実施する。
- (b) 譲許表に関する注釈3(b)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の5、6、8及び11に規定する一回目の引下げ及び千九百九十六年一月一日に実施するこ

とされている引下げを譲許表に関する注釈3(b)に規定する一回目の引下げの実施の日と同時に実施し、その後の各年についての引下げをそれぞれ一月一日に実施する。

4(a) 譲許表に関する注釈3(a)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の7、9、10及び12に規定する千九百九十五年についての税率を譲許表に関する注釈3(a)に規定する一回目の引下げの実施の日から適用し、その後の各年についての税率をそれぞれ一月一日から適用する。

(b) 譲許表に関する注釈3(b)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の7、9、10及び12に規定する千九百九十六年についての税率を譲許表に関する注釈3(b)に規定する一回目の引下げの実施の日から適用し、その後の各年についての税率をそれぞれ一月一日から適用する。

5 第四二類、第四三類及び第六四類の産品の最終税率並びに第九一類において二個の星印(**)を付した最終税率に関しては、日本国政府は、一回目の引下げとして3欄に定める基準税率(以下この注釈において「基準税率」という。)から最終税率までの総引下げ幅の八分の二に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後、総引下げ幅の八分の七に相当する税率を七等分したものをそれぞれ千九百九十六年から二十二年までの間の各年の一月一日に引き下げる。

6 第四七類から第六三類までの産品の最終税率並びに第二九類及び第九五類において二個の星印(**)を付した最終税率に関しては、日本国政府は、一回目の引下げとして基準税率から最終税率までの総引下げ幅の十分の一に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後、総引下げ幅の十分の九に相当する税率を九等分したものをそれぞれ千九百九十六年から二十四年までの間の各年の一月一日に引き下げる。

7 三個の星印(***)を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。

一九九五年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一九九六年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一九九七年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一九九八年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一九九九年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇〇年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇一年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇二年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇三年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇四年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇五年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇六年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇七年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇八年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇九年	二・一％(その率がキログラムにつき六八八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

8 第二八類から第二九類までにおいて一個の星印及び1から29までの番号による記号(例えば*)を付した最終税率、第二八類から第三九類までにおいて二個の星印及び1又は2の番号による記号(例えば**)を付した最終税率並びに第七二類及び第七三類において一個の星印及び1から6までの番号による記号(例えば*)を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。

(a) 第二八類から第三九類までにおいて一個の星印及び1から29までの番号による記号を付した最終税率
一回目の引下げに関しては、日本国政府は、基準税率から第一表に定める各記号に対応する税率(以下「第一表の税率」という。)までの引下げの実施と同時にその第一表の税率から対応する最終税率までの引下げ幅の五分の一に相当する税率の引下げを実施し、それらの引下げの後、第一表の税率から対応する当該最終税率までの引下げ幅の五分の四に相当する税率を四等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年、千九百九十八年及び千九百九十九年の一月一日に引き下げる。

(b) 第二八類から第三九類までにおいて二個の星印及び1又は2の番号による記号を付した最終税率並びに第七二類及び第七三類において一個の星印及び1から6までの番号による記号を付した最終税率
一回目の引下げに関しては、日本国政府は、基準税率から第二表に定める各記号に対応する税率(以下「第二表の税率」という。)までの引下げの実施と同時にその第二表の税率から対応する最終税率までの引下げ幅の十分の一に相当する税率の引下げを実施し、それらの引下げの後、第二表の税率から対応する当該最終税率までの引下げ幅の十分の九に相当する税率を九等分したものをそれぞれ千九百九十六年から二十四年までの間の各年の一月一日に引き下げる。

第一表

第二八類から第三九類までの次の各記号(一個の星印及び1から29までの番号)に対応する税率

記号	税率
1	一・六％
2	二・三％
3	二・五％
4	二・九％
5	三・一％
6	三・二％
7	三・八％
8	三・九％
9	四・一％
10	四・二％
11	四・三％
12	四・六％
13	四・八％
14	四・九％
15	五％

*16	五・二%
*17	五・三%
*18	五・四%
*19	五・五%
*20	五・六%
*21	五・八%
*22	六%
*23	六・二%
*24	六・四%
*25	六・六%
*26	六・七%
*27	八・四%
*28	八・五%
*29	九・六%

第二表

(a) 第二八類から第三九類までの次の各記号(二個の星印及び1又は2の番号)に対応する税率

記号	税率
*1	一一・二%
*2	一二・八%

(b) 第七二類及び第七三類の次の各記号(一個の星印及び1から6までの番号)に対応する税率

記号	税率
*1	三・九%
*2	四・六%
*3	五・二%
*4	五・八%
*5	六・三%
*6	六・六%

9 第二八類から第三九類までにおいて一個の星印及び30から34までの番号による記号(例えば*30)を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。

*30	一九九五年	一キログラムにつき一四六〇銭
	一九九六年	一キログラムにつき一四五三銭
	一九九七年	一キログラムにつき一四四五銭
	一九九八年	一キログラムにつき一四三八銭
	一九九九年	五・五%
*31	一九九五年	一キログラムにつき一〇四六七銭
	一九九六年	一キログラムにつき一〇四一四銭
	一九九七年	一キログラムにつき九四六一銭
	一九九八年	一キログラムにつき九四八八銭
	一九九九年	一キログラムにつき八四五五銭
	二〇〇〇年	一キログラムにつき八四二二銭
	二〇〇一年	一キログラムにつき七四四九銭

*32	二〇〇二年	一キログラムにつき六四九六銭
	二〇〇三年	一キログラムにつき六四四三銭
	二〇〇四年	五・五%
	一九九五年	一個につき八銭
	一九九六年	一個につき七銭
	一九九七年	一個につき七銭
	一九九八年	一個につき六銭
	一九九九年	四・四%

*33 一九九五年 一キログラムにつき一〇四九九銭

一九九六年 一キログラムにつき一四四八八銭

一九九七年 一キログラムにつき一四四七七銭

一九九八年 一キログラムにつき一四四七六銭

一九九九年 一キログラムにつき一四四七五銭

二〇〇〇年 一キログラムにつき一四四七四銭

二〇〇一年 一キログラムにつき一四四七三銭

二〇〇二年 一キログラムにつき一四四七二銭

二〇〇三年 一キログラムにつき一四四七一銭

二〇〇四年 六・五%

*34 一九九五年 一キログラムにつき一四四六六銭

一九九六年 一キログラムにつき一四四五五銭

一九九七年 一キログラムにつき一四四四四銭

一九九八年 一キログラムにつき一四四三三銭

一九九九年 一キログラムにつき一四四二二銭

二〇〇〇年 一キログラムにつき一四四一一銭

二〇〇一年 一キログラムにつき一四四〇〇銭

二〇〇二年 一キログラムにつき一四三八九銭

二〇〇三年 一キログラムにつき一四三八八銭

二〇〇四年 六・五%

記号	一九九五年	一九九六年	一九九七年	一九九八年	一九九九年
*1	七%	六・五%	五・九%	五・四%	四・八%
*2	七%	六・八%	六・五%	六・三%	六%
*3	七%	六・八%	六・五%	六・三%	六%
*4	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
*5	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
*6	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
*7	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
*8	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
*9	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
その他	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
かんがけし又はやすりがけしたもの	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
その他	七%	六・五%	六・三%	六・一%	五・五%
側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	九%	八・三%	七・五%	六・八%	六%

10 第四四類において一個の星印及び1から13までの番号による記号(例えば*1)を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。ただし、産品が特定されている場合には、当該産品のみの対象とする。

その他のもの	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
※10	二・三%	二・三%	八%	七・八%	六%
※11	八・八%	八・一%	七・四%	六・七%	六%
※12	二・六%	二・三%	七・五%	六・八%	六%
ワニス塗料、プリント、薄付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	九%	八・三%	七・五%	六・八%	六%
側面にさねはき加工、薄付けその他これらに類する加工をしたもの	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
その他のもの	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
その他のもの	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
厚さが六ミリメートル未満のもの	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
その他のもの	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
※13	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
集積材	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%
その他のもの	二・六%	二・三%	八%	七・一%	六%

- 11 第七四類において二個の星印(**)を付した最終税率に関しては、日本国政府は、一回目の引下げとして基準税率から一キログラムにつき十一円九十六銭の従量税率までの引下げ幅の四分の一に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後、当該引下げ幅の四分の三に相当する税率を三等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年及び千九百九十八年の一月一日に引き下げ、一キログラムにつき十一円九十六銭の従量税率から最終税率までの引下げを千九百九十九年の一月一日に実施する。
- 12 第七八類において二個の星印(**)を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。
- | | |
|-------|------|
| 一九九五年 | 五・八% |
| 一九九六年 | 五% |
| 一九九七年 | 四・三% |
| 一九九八年 | 三・五% |
| 一九九九年 | 二・八% |
- 13 この節の附属書の品名欄に掲げる産品に対しては、民間航空機又は航空用地上訓練装置の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造の過程で使用されるものであって機体又は装置の一部を構成することとなるものである場合には、世界貿易機関協定が日本国について効力を生ずる日から千九百九十四年のガットに基づく譲許として免税待遇を与える。この節の1欄に付された一個の星印(*)は、その星印が付された産品にはこの節の附属書の品名欄に掲げる産品を含むことを示す。
- 14 千九百九十四年のガットに基づく譲許としての免税待遇は、民間航空機の修理に対しても与える。
- 15 5、6及び8の規定に従って引下げを実施した後の税率の端数の処理については、この譲許表に関する注釈5の規定を適用する。
- 16 基準税率で「B」を付したものは、千九百九十四年のガットのマラケシュ議定書の日付の日において千九百四十七年のガットに基づいて譲許されていたことを意味し、「U」を付したものは、同日において千九

百四十七年のガットに基づいて譲許されていたものではないことを意味する。

関税率番号	品名	基準税率(①又は②)	譲許税率	原産国	その他の
1	その他の肉及び食用のくす肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る)	三・五%	無税		
2	その他の肉	無税	無税		
3	魚(生きているものに限る)	無税	無税		
4	観賞用の魚	二・五%	一・七%		
5	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
6	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
7	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
8	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
9	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
10	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
11	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
12	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
13	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
14	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
15	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
16	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
17	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
18	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
19	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
20	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
21	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
22	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
23	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
24	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
25	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
26	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
27	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
28	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
29	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
30	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
31	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
32	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
33	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
34	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
35	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
36	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
37	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
38	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
39	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
40	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
41	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
42	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
43	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
44	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
45	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
46	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
47	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
48	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
49	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
50	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
51	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
52	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
53	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
54	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
55	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
56	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
57	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
58	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
59	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
60	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
61	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
62	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
63	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
64	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
65	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
66	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
67	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
68	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
69	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
70	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
71	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
72	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
73	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
74	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
75	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
76	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
77	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
78	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
79	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
80	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
81	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
82	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
83	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
84	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
85	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
86	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
87	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
88	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
89	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
90	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
91	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
92	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
93	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
94	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
95	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
96	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
97	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
98	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
99	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		
100	その他の魚(生きているものに限る)	二・五%	一・七%		

〇三〇二・一九	け(フコ・フコ)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二〇	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇二・二一	ひらめ・かれい類(かれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコファルミダエ科又はこれら科のもの、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二二	ハリバット(レイノハルドティウス・ヒボグロソイデス・ヒボグロソス・ヒボグロソス及びヒボグロソス・ステノレピス)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二三	ブレイス(プレウロネクサス・アラサス)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二四	ソール(ソレノ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二五	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇二・二六	まぐろ(トウメス属のもの)及びかつお(エウティマス(カツオメス・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二七	びんながまぐろ(トウメス・アラランガ)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二八	きはだまぐろ(トウメス・アルパカレス)	B	五%	三・五%
〇三〇二・二九	かつお	B	五%	三・五%
〇三〇二・三〇	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇二・三一	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇二・三二	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇二・三三	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇二・三四	ハドック(ノラングラムス・アイグレイヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇二・三五	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレンス)	B	五%	三・五%
〇三〇二・三六	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇二・三七	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇二・三八	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇二・三九	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇二・四〇	にしん(タルペア属のもの、たたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの、より(セリオラ属のもの、さば(スコムベル属のもの、いわし(エトルメウス属又はエンクラウリス属のもの、あじ(トラクトス属又はアカプテルス属のもの、さんま(コラビス属のもの、バラクーダ(かまきり又はくちあま)科のもの、キンダク	B	五%	三・五%
〇三〇二・四一	リンパ及びしらの以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇二・四二	肝臓、卵及びしら	B	五%	三・五%
〇三〇二・四三	にしん(タルペア属のもの)の卵	B	五%	三・五%
〇三〇二・四四	にしん(タルペア属のもの)又はたたら(分	B	五%	三・五%
〇三〇二・四五	ドウス属、テラグラ属又はメルシウス属	B	五%	三・五%

〇三〇三・一〇	魚(冷凍したものに限るものとし、無〇三・〇四	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一	項の魚のフィレその他の魚肉を除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二	太平洋まぐろ(オンコルヒンクス属のもの、肝	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三	臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四	その他のまぐろ科のもの(肝臓、卵及びしらを	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五	除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六	ます(サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七	リ、サルモ・クラキ、サルモ・アグアボニ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八	タ及びサルモ・ギラ)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九	大西洋まぐろ(サルモ・サラル)及びドナウ	B	五%	三・五%
〇三〇三・二〇	け(フコ・フコ)	B	五%	三・五%
〇三〇三・二一	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・二二	ひらめ・かれい類(かれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコファルミダエ科又はこれら科のもの、肝臓、卵及びし	B	五%	三・五%
〇三〇三・二三	らを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・二四	ハリバット(レイノハルドティウス・ヒボグ	B	五%	三・五%
〇三〇三・二五	ロソイデス、ヒボグロソス・ヒボグロソス及	B	五%	三・五%
〇三〇三・二六	びんながまぐろ(トウメス・アラランガ)	B	五%	三・五%
〇三〇三・二七	きはだまぐろ(トウメス・アルパカレス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・二八	かつお	B	五%	三・五%
〇三〇三・二九	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・三〇	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・三一	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・三二	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・三三	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・三四	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・三五	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・三六	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・三七	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・三八	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・三九	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・四〇	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・四一	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・四二	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・四三	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・四四	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・四五	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・四六	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・四七	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・四八	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・四九	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・五〇	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・五一	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・五二	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・五三	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・五四	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・五五	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・五六	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・五七	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・五八	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・五九	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・六〇	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・六一	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・六二	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・六三	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・六四	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・六五	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・六六	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・六七	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・六八	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・六九	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・七〇	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・七一	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・七二	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・七三	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・七四	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・七五	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・七六	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・七七	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・七八	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・七九	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・八〇	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・八一	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・八二	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・八三	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・八四	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・八五	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・八六	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・八七	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・八八	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・八九	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・九〇	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・九一	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・九二	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・九三	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・九四	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・九五	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・九六	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・九七	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・九八	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・九九	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇〇	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇一	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇二	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇三	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇四	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇五	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇六	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇七	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇八	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一〇九	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一〇	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一一	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一二	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一三	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一四	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一五	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一六	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一七	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一八	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・一一九	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二〇	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二一	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二二	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二三	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二四	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二五	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二六	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二七	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二八	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一二九	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三〇	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三一	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三二	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三三	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三四	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三五	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三六	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三七	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三八	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一三九	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四〇	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四一	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四二	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四三	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四四	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四五	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四六	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四七	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四八	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一四九	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五〇	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五一	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五二	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五三	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五四	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五五	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五六	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五七	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五八	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一五九	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六〇	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六一	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六二	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六三	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六四	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六五	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六六	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六七	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六八	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一六九	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七〇	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七一	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七二	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七三	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七四	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七五	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七六	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七七	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七八	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一七九	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八〇	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八一	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八二	ス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八三	さめ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八四	うなぎ(アンギルラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八五	その他のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八六	バラクーダ(かまきり又はくちあま)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八七	にしん(タルペア・ハレングス及びタルペ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八八	アサスイ、肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一八九	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九〇	ク及びガドウス・マクローファルス、肝臓、卵	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九一	及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九二	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九三	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サル	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九四	ディナ・ビルカルドウス及びサルディニアス	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九五	属又はサルディネラ属のもの)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九六	サルディニアス属以外のもの	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九七	ハドック(メラングラムス・アイグレイ	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九八	ヌス)	B	五%	三・五%
〇三〇三・一九九	コールフィッシュ(ホルキウス・ヴィレン	B	五%	三・五%
〇三〇三・二〇〇	ス	B	五%	三・五%

〇二〇三・七八	及びアディンタルクス・ブシタクトゥス ヘイク(アルシウス属又はワプキス属 のもの)	B	五%	三・五%
〇二〇三・七九	その他のもの にしん(クルペア属のもの)及びたら (ガドゥス属又はテラグラ属のもの) バラクータ(かます科又はくらたかま す科のもの、キングクリップ及びたい しん)	B B	六% 六% 三% 三%	六% 六% 二・八%
〇二〇三・七九	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガ ドゥス属又はテラグラ属のもの)、さ ば(セリオラ属のもの)、さば(スコム ベル属のもの)、いわし(エトルメウス 属又はエンクラリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属の もの)、さんま(コラビス属のもの)、パ ラクータ(かます科又はくらたかま す科のもの、キングクリップ、たい及び しん)以外のもの	B B	五%	三・五%
〇二〇三・八〇	肝臓、卵及びしん	B	六%	四%
〇二〇四	にしん(クルペア属のもの)の卵 たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメル シウス属のもの)の卵	B B	六% 六%	六% 三・五%
〇二〇四・一〇	その他のもの 魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷凍し 又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻 んであるかないかを問わない) 生鮮のもの及び冷凍したもの フィレのうち	B B	五%	三・五%
〇二〇五・一〇	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガ ドゥス属、テラグラ属又はメルシウス 属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、 さば(スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディニア属又は エンクラリス属のもの)、あじ(トラ クルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま(コラビス属のもの)以外 のもの	B	五%	三・五%
〇二〇五・一〇	その他のものうち バラクータ(かます科又はくらたかま す科のもの)、キングクリップ及びたい しん	B B	三%	二・五%
〇二〇五・二〇	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガ ドゥス属、テラグラ属又はメルシウス 属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、 さんま(コラビス属のもの)、バラク ータ(かます科又はくらたかます科の もの、キングクリップ、たい及びさん ま)以外のもの	B	五%	三・五%
〇二〇五・二〇	冷凍したフィレ にしん(クルペア属のもの)、たら(ガ ドゥス属、テラグラ属又はメルシウス 属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、 さば(スコムベル属のもの)、いわし(エ トルメウス属、サルディニア属又はエン クラリス属のもの)、あじ(トラクルス 属又はデカプテルス属のもの)及びさん ま(コラビス属のもの)以外のもの	B	五%	三・五%
〇二〇四・九〇	その他のもの にしん(クルペア属のもの)及びたら(ガ ドゥス属、テラグラ属又はメルシウス 属のもの) バラクータ(かます科又はくらたかま す科のもの、キングクリップ及びたい しん)以外のもの	B B	六% 三%	六% 二・五%
〇二〇五・一〇	魚(乾燥し、塩漬し又は塩水漬けたものに限 る)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製 する際に加糖による調理をしてあるかないかを問 わない)、並びに魚の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る)	B	五%	三・五%
〇二〇五・二〇	肝臓、卵及びしん(乾燥し、くん製し、塩漬 し又は塩水漬けたものに限る) にしん(クルペア属のもの)の卵(くんぶ かすのものを除く)	U	一五%	一〇%
〇二〇五・二〇	たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメル シウス属のもの)の卵	B	二%	八・四%

[illegible]

[illegible][illegible]

二二二	魚のくず、水化用の魚粉及びアルテミア サリナ等の卵 その他のもの	B B	二・五%	無税	一・七%
二二三	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及び びさとうきび(生鮮のもの及び乾燥したものに限 るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。) 並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他 他の植物性生産品(チコリー、キコリウム・イン テュアス、蜜柑サリウム)の核でいてないものを 含むものとし、他の項に該当するものを除く。 海藻その他の藻類	B B	二・五%	無税	一・七%
二二四	食用の海藻その他の藻類(生鮮のもの及び 乾燥したものに限る)のうち 長方形(正方形を含む)の紙状に抄製 したもので一枚の面積が四二〇平方センチ メートル以下のもの以外のものであつ てあまのり属のもの及びこれを交えたも の以外のものうち ひじき(ヒジキ・フスイ・オノミス) わかめ(ワカゲ・フナ・ヒナ・タイフイ グ)	U U	一五%	一〇・五%	一〇・五%
二二五	その他のもの ふりの属、あまのり属、あおのり属、ひ とぐさ属、ところこん属又はこんぶ 属のもの その他のもの	U U	無税	三・五%	無税
二二六	植物性の液汁及びエキス、ベクテン質、ベクテニ ン酸塩、ベクテン酸塩並びに寒天その他植物性原 料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあ るかないかを問わない。) 植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変 性させてあるかないかを問わない。) 寒天	U	一キログラムにつき 一六〇円	一キログラムにつき 一二円	
二二七	魚又は海産哺乳動物の油脂及びその分別物(化学 的な変性加工をしていないものに限るものとし、精 製してあるかないかを問わない。) 魚の肝油及びその分別物 魚の油脂及びその分別物(肝油を除く。)	U B	五%	三・五%	
二二八	海産哺乳動物の油脂及びその分別物 魚油 その他のもの	B B	無税	無税	三・五%
二二九	植物性ろう(トリグリセリドを除く)、みつろ	B B	五%	無税	三・五%

一六〇三・九〇	その他の昆虫ろう及び蜂ろう(精製してあるか ないか又は着色してあるかないかを問わない。) その他のもの みつろ以外のもののうち	B	七・五%	五・三%
一六〇四・一〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水 産無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のものの以外のも 魚、魚類又は保存に連する処理をしたものに限 る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア 代用物	B	一五%	九・六%
一六〇四・二一	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものと し、細かく切り刻んだものを除く。)	B	一五%	九・六%
一六〇四・二二	さけ	B	一五%	九・六%
一六〇四・二三	いわし	B	一五%	九・六%
一六〇四・二四	まぐろ、はがつお(サメ属のもの)及びか つお	B	一五%	九・六%
一六〇四・二五	さば	B	一五%	九・六%
一六〇四・二六	かたくちいわし	B	一五%	九・六%
一六〇四・二七	その他のもの その他の調製をし又は保存に連する処理をした 魚	B	一五%	九・六%
一六〇四・二八	にしん(ケルペラ属のもの)のもの たら(ガドウス属、テラグラ属又はメル ルシウス属のもの)のもの その他のもの その他のもの	B	一六%	一一%
一六〇四・二九	キャビア及びその代用物 甲殻類、軟体動物及びその他の水産無脊椎動物調 製し又は保存に連する処理をしたものに限る。)	B B B U	一〇%	六・四%
一六〇五・一〇	気密容器入りのも(くん製したものを除 く。)	B B	七・五%	五%
一六〇五・二〇	シュリンプ及びブロン くん製したものと及び単に水若しくは塩水で 煮又はその後に冷凍し、冷凍し、塩漬し、 塩水漬けし若しくは乾燥したもの その他のもの	B B	一五%	四・八%
一六〇五・三〇	ロブスター くん製したものと及び単に水若しくは塩水で 煮又はその後に冷凍し、冷凍し、塩漬し、 塩水漬けし若しくは乾燥したもの その他のもの	B B	七・五%	五・三%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類 その他のもの	B B	七・五%	四・八%

二五〇・二〇〇	魚又は海産哺乳動物のソリユブル	無税	無税
二五〇・二〇〇	硫黄(精製) 沈降炭酸及びコロイド硫黄を除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	粗のもの及び精製してないもの	五・八%	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	五・八%	無税
二五〇・二〇〇	天然炭素	無税	無税
二五〇・二〇〇	粉状又はフレーク状のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	けい砂	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	石英(天然の砂を除く)及びけい岩(精製してあるかないかを問うておくことその他の方法により其形状(正方形を含む)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない)	無税	無税
二五〇・二〇〇	石英	無税	無税
二五〇・二〇〇	けい岩	無税	無税
二五〇・二〇〇	粗のもの及び精製したものの	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない)	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンドドクレイを除く)並びにムライト、シャモット及びダイナースアース	無税	無税
二五〇・二〇〇	ベントナイト	無税	無税
二五〇・二〇〇	デカライジングアース及びフリーザーアース	無税	無税
二五〇・二〇〇	耐火粘土	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他の粘土	無税	無税
二五〇・二〇〇	アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	無税	無税
二五〇・二〇〇	ムライト	無税	無税
二五〇・二〇〇	シャモット及びダイナースアース	無税	無税
二五〇・二〇〇	白亜	二・一%	無税
二五〇・二〇〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウム	無税	無税
二五〇・二〇〇	カルシウム並びにりん酸塩を含む白亜	無税	無税
二五〇・二〇〇	粉砕してないもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	粉砕したもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の硫酸バリウム(重晶石)及び天然の炭酸バリウム(毒重石、焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の硫酸バリウム(重晶石)	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の炭酸バリウム(毒重石)	無税	無税
二五〇・二〇〇	けい土その他これに類するけい土質の土(見	無税	無税
二五〇・二〇〇	魚又は海産哺乳動物のソリユブル	無税	無税
二五〇・二〇〇	硫黄(精製) 沈降炭酸及びコロイド硫黄を除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	粗のもの及び精製してないもの	五・八%	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	五・八%	無税
二五〇・二〇〇	天然炭素	無税	無税
二五〇・二〇〇	粉状又はフレーク状のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	けい砂	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	石英(天然の砂を除く)及びけい岩(精製してあるかないかを問うておくことその他の方法により其形状(正方形を含む)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない)	無税	無税
二五〇・二〇〇	石英	無税	無税
二五〇・二〇〇	けい岩	無税	無税
二五〇・二〇〇	粗のもの及び精製したものの	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他のもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない)	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンドドクレイを除く)並びにムライト、シャモット及びダイナースアース	無税	無税
二五〇・二〇〇	ベントナイト	無税	無税
二五〇・二〇〇	デカライジングアース及びフリーザーアース	無税	無税
二五〇・二〇〇	耐火粘土	無税	無税
二五〇・二〇〇	その他の粘土	無税	無税
二五〇・二〇〇	アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	無税	無税
二五〇・二〇〇	ムライト	無税	無税
二五〇・二〇〇	シャモット及びダイナースアース	無税	無税
二五〇・二〇〇	白亜	二・一%	無税
二五〇・二〇〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウム	無税	無税
二五〇・二〇〇	カルシウム並びにりん酸塩を含む白亜	無税	無税
二五〇・二〇〇	粉砕してないもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	粉砕したもの	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の硫酸バリウム(重晶石)及び天然の炭酸バリウム(毒重石、焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く)	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の硫酸バリウム(重晶石)	無税	無税
二五〇・二〇〇	天然の炭酸バリウム(毒重石)	無税	無税
二五〇・二〇〇	けい土その他これに類するけい土質の土(見	無税	無税

[illegible]

二六六・一〇	貴金屬類(精製を含む)	無税	無税	二六六・一〇	銀錠(精製を含む)	無税	無税
二六六・九〇	その他のもの	無税	無税	二六六・九〇	その他のもの	無税	無税
二六七・一〇	アンチモン鉱(精製を含む)	無税	無税	二六七・一〇	アンチモン鉱(精製を含む)	無税	無税
二六七・九〇	その他のもの	無税	無税	二六七・九〇	その他のもの	無税	無税
二六八・〇〇	粒状スラグ(スラグサンド、鉄鋼製造の際に生ずるものに限る)	無税	無税	二六八・〇〇	粒状スラグ(スラグサンド、鉄鋼製造の際に生ずるものに限る)	無税	無税
二六九・〇〇	スラグ、ドロス(粒状スラグを除く)、スケールその他のもの(鉄鋼製造の際に生ずるものに限る)	無税	無税	二六九・〇〇	スラグ、ドロス(粒状スラグを除く)、スケールその他のもの(鉄鋼製造の際に生ずるものに限る)	無税	無税
二七〇・〇〇	灰及び燐灰物(金屬又はその化合物を含むものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く)	無税	無税	二七〇・〇〇	灰及び燐灰物(金屬又はその化合物を含むものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く)	無税	無税
二六〇・〇一	亜鉛を主成分とするもの	無税	無税	二六〇・〇一	亜鉛を主成分とするもの	無税	無税
二六〇・一九	ハードジンクスベター	無税	無税	二六〇・一九	ハードジンクスベター	無税	無税
二六〇・二〇	その他のもの	無税	無税	二六〇・二〇	その他のもの	無税	無税
二六〇・三〇	鉛を主成分とするもの	無税	無税	二六〇・三〇	鉛を主成分とするもの	無税	無税
二六〇・四〇	銅を主成分とするもの	無税	無税	二六〇・四〇	銅を主成分とするもの	無税	無税
二六〇・五〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税	無税	二六〇・五〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税	無税
二六〇・九〇	パラジウムを主成分とするもの	無税	無税	二六〇・九〇	パラジウムを主成分とするもの	無税	無税
二六二・〇〇	その他のもの	無税	無税	二六二・〇〇	その他のもの	無税	無税
二七〇・〇一	その他のスラグ及び灰(進草の灰(ケルズ)を含む)	無税	無税	二七〇・〇一	その他のスラグ及び灰(進草の灰(ケルズ)を含む)	無税	無税
二七〇・一九	石炭及び褐炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	無税	二七〇・一九	石炭及び褐炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	無税
二七〇・二〇	石炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く)	無税	無税	二七〇・二〇	石炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く)	無税	無税
二七〇・二一	無煙炭	無税	無税	二七〇・二一	無煙炭	無税	無税
二七〇・二二	煙炭	無税	無税	二七〇・二二	煙炭	無税	無税
二七〇・二九	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八%以下のもの	無税	無税	二七〇・二九	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八%以下のもの	無税	無税
二七〇・三〇	その他の石炭	無税	無税	二七〇・三〇	その他の石炭	無税	無税
二七〇・三〇	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八%以下のもの	無税	無税	二七〇・三〇	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八%以下のもの	無税	無税
二七〇・三〇	その他のもの	無税	無税	二七〇・三〇	その他のもの	無税	無税
二七〇・三〇	純炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	無税	二七〇・三〇	純炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	無税
二七〇・三〇	重炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く)	無税	無税	二七〇・三〇	重炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く)	無税	無税
二七〇・三〇	重炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く)	無税	無税	二七〇・三〇	重炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く)	無税	無税
二七〇・三〇	重炭(凝結させたものを除く)	無税	無税	二七〇・三〇	重炭(凝結させたものを除く)	無税	無税
二七〇・三〇	泥炭(ビートルターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない)	無税	無税	二七〇・三〇	泥炭(ビートルターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない)	無税	無税
二七〇・四・〇〇	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない)	無税	無税	二七〇・四・〇〇	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない)	無税	無税

二七二・一〇	ベトロラム	三・七%	二二・五%
二七二・二〇	パラフィンろう(油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る)	四%	二二・七%
二七二・九〇	その他のもの	四%	二二・七%
二七二・三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は炭素質の残留物	無税	
二七二・一一	焼いてないもの	無税	
二七二・一二	石油アスファルト	二%	無税
二七二・二〇	その他の石油又は炭素質の残留物	無税	
二七二・三〇	潤滑油を原料により精製する際に生ずる副生抽出物(流動点が温度三度以下のものに限る)	五・八%	三・九%
二七二・四	天然ビチューメン、天然アスファルト、炭素質、油質、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	無税	
二七二・四・一〇	炭素質、油質、タールサンド	無税	
二七二・四・九〇	その他のもの	無税	
二七二・五・〇〇	炭素質、油質、タールサンド、天然アスファルト、炭素質、タール、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチを主としてしたものに限る(例として、マスカック及びカトバック)	一・九%	無税
二八〇・一	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	五・二%
二八〇・一・一〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・一・二〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・一・三〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・二・〇〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・三・〇〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・一〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・二〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・三〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・四〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・五〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・六〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・七〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・八〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二七二・一〇	ベトロラム	三・七%	二二・五%
二七二・二〇	パラフィンろう(油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る)	四%	二二・七%
二七二・九〇	その他のもの	四%	二二・七%
二七二・三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は炭素質の残留物	無税	
二七二・一一	焼いてないもの	無税	
二七二・一二	石油アスファルト	二%	無税
二七二・二〇	その他の石油又は炭素質の残留物	無税	
二七二・三〇	潤滑油を原料により精製する際に生ずる副生抽出物(流動点が温度三度以下のものに限る)	五・八%	三・九%
二七二・四	天然ビチューメン、天然アスファルト、炭素質、油質、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	無税	
二七二・四・一〇	炭素質、油質、タールサンド	無税	
二七二・四・九〇	その他のもの	無税	
二七二・五・〇〇	炭素質、油質、タールサンド、天然アスファルト、炭素質、タール、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチを主としてしたものに限る(例として、マスカック及びカトバック)	一・九%	無税
二八〇・一	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	五・二%
二八〇・一・一〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・一・二〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・一・三〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・二・〇〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・三・〇〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・一〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・二〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・三〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・四〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・五〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・六〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・七〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税
二八〇・四・八〇	炭素質、油質、タールサンド	三・七%	無税

[illegible]

二八五・六〇	アルミニウムの酸化物及び酸化ジルコニウム	二酸化アルミニウム	その他のもの	二・一%	* 無税
二八五・七〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	五・一%	その他のもの	* 無税	
二八五・八〇	アンチモンの酸化物	三・七%	三酸化アンチモン（純粋価格がキログラムにつき一九九円未満のものに限る。）	* 12 二・九%	* 無税
二八五・九〇	その他のもの	キログラムにつき 七・二%	その他のもの	* 28 五・五%	* 21 四・八%
	酸化ベリリウム	七・二%	水銀の酸化物	* 無税	
	酸化第一すず及び酸化第二すず	五・八%	その他のもの	* 21 四・八%	* 8 三・二%
	ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニ酸塩その他のふっ素酸塩	四・九%	アンモニウム又はナトリウムのもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八六	ふっ化物	五・八%	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩（ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（八連水）を除く）	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八六・一一	アンモニウム又はナトリウムのもの	四・九%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八六・一二	アルミニウムのもの	四・九%	塩化アンモニウム	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八六・一九	その他のもの	四・九%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八六・二〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩（ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（八連水）を除く）	四・九%	塩化アンモニウム	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八六・三〇	その他のもの	四・九%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八六・九〇	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、ふっ化物及びふっ素酸化物	二・一%	その他のもの	* 無税	* 無税
二八七	その他のもの	* 無税	その他のもの	* 無税	* 無税
二八七・一〇	塩化アンモニウム	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・二〇	その他の酸化物	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三〇	マグネシウムのもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三二	アルミニウムのもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三三	鉄のもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三四	コバルトのもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三五	ニッケルのもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三六	亜鉛のもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三七	すずのもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三八	バリウムのもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・三九	その他のもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
	水銀の酸化物	* 21 四・八%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
	塩化酸化物及び塩化水酸化物	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
	銅のもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
	その他のもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
	臭化物及び臭化酸化物	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
	ナトリウム又はカリウムの臭化物	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
	その他のもの	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%
二八七・五九	臭化アンモニウム	* 8 三・二%	その他のもの	* 8 三・二%	* 8 三・二%

二八七・六〇	その他のもの	一次亜硫酸塩、二次亜硫酸塩、硫酸カルシウムとして取引する物品、亜硫酸塩及び次亜硫酸塩、硫酸行上二次亜硫酸カルシウムとして取引する物品、その他のカルシウムの次亜硫酸塩	二八八・一〇	二八八・一〇	四・九%	* 8 三・三%	五・八%	* 12 三・九%	四・九%	* 8 三・二%	四・九%	二八八・九〇	硫酸塩、過硫酸塩、臭素酸、過臭素酸、よう素酸及び過よう素酸	二八九	硫酸塩	ナトリウムのもの	二八九・一一	その他のもの	二八九・一九	臭素酸	二八九・九〇	その他のもの	二八〇・一〇	硫酸塩及び多硫化物	二八〇・二〇	ナトリウムの硫化物	二八〇・三〇	硫化亜鉛	二八〇・九〇	硫化のドミウム	その他のもの	三硫化アンチモン	本銀の硫化物	その他のもの	二八二	亜二チオン酸塩及びスホキシル酸塩	ナトリウムのもの	二八二・一〇	その他のもの	二八二・九〇	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	ナトリウムの亜硫酸塩	その他の亜硫酸塩	チオ硫酸塩	硫酸塩、みょうばん及びペルオキ硫酸塩(過硫酸塩)	ナトリウムの硫酸塩	硫酸二ナトリウム	その他のもの	二八三・一一	その他の硫酸塩	マグネシウムのもの	アルミニウムのもの	クロムのもの	ニッケルのもの	銅のもの	亜鉛のもの	バリウムのもの	その他のもの	みょうばん	ペルオキ硫酸塩(過硫酸塩)	亜硫酸塩及び硝酸塩	二八三・四〇	二八三・四〇	二八四
二八七・六〇	その他のもの	一次亜硫酸塩、二次亜硫酸塩、硫酸カルシウムとして取引する物品、亜硫酸塩及び次亜硫酸塩、硫酸行上二次亜硫酸カルシウムとして取引する物品、その他のカルシウムの次亜硫酸塩	二八八・一〇	二八八・一〇	四・九%	* 8 三・三%	五・八%	* 12 三・九%	四・九%	* 8 三・二%	四・九%	二八八・九〇	硫酸塩、過硫酸塩、臭素酸、過臭素酸、よう素酸及び過よう素酸	二八九	硫酸塩	ナトリウムのもの	二八九・一一	その他のもの	二八九・一九	臭素酸	二八九・九〇	その他のもの	二八〇・一〇	硫酸塩及び多硫化物	二八〇・二〇	ナトリウムの硫化物	二八〇・三〇	硫化亜鉛	二八〇・九〇	硫化のドミウム	その他のもの	三硫化アンチモン	本銀の硫化物	その他のもの	二八二	亜二チオン酸塩及びスホキシル酸塩	ナトリウムのもの	二八二・一〇	その他のもの	二八二・九〇	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	ナトリウムの亜硫酸塩	その他の亜硫酸塩	チオ硫酸塩	硫酸塩、みょうばん及びペルオキ硫酸塩(過硫酸塩)	ナトリウムの硫酸塩	硫酸二ナトリウム	その他のもの	二八三・一一	その他の硫酸塩	マグネシウムのもの	アルミニウムのもの	クロムのもの	ニッケルのもの	銅のもの	亜鉛のもの	バリウムのもの	その他のもの	みょうばん	ペルオキ硫酸塩(過硫酸塩)	亜硫酸塩及び硝酸塩	二八三・四〇	二八三・四〇	二八四

二八三四・一〇	亜硝酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三四・二一	硝酸塩	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三四・二二	カリウムのもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三四・二九	ビスマスのもの	B	無税	
	その他のもの	B	無税	
二八三五・一〇	硝酸カルシウム	B	四・九%	* 12 三・九%
	硝酸バリウム	B	四・九%	* 8 三・二%
	その他のもの	B	無税	
二八三五・二一	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩、ホスホン酸塩、重りん酸塩、りん酸塩及びポリりん酸塩)	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・二二	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)及びホスホン酸塩(重りん酸塩)	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・二四	りん酸塩	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・二五	三アンモニウムのもの	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・二六	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・二七	三ナトリウムのもの	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・二八	カリウムのもの	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・二九	オルトリン酸水素カルシウム(りん酸一カルシウム)	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・三〇	カルシウムのその他のりん酸塩	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・三一	その他のもの	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・三二	ポリりん酸塩	B	七・七%	* 20 四・七%
二八三五・三三	三りん酸ナトリウム(トリポリりん酸ナトリウム)	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三五・三九	その他のもの	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三六・一〇	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び過炭酸塩アンモニウムとして取り扱う物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三六・二〇	炭酸アンモニウムとして取り扱う物品	B	四・九%	* 8 三・二%
	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三六・三〇	炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)	B	四・九%	* 12 三・九%
二八三六・四〇	カリウムの炭酸塩	B	五・八%	* 12 三・九%
二八三六・五〇	炭酸カルシウム	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三六・六〇	炭酸バリウム	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三六・七〇	炭酸鉛	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三六・九一	その他のもの	B	六・六%	* 無税
二八三六・九二	リチウムの炭酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三六・九三	炭酸ストロンチウム	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三六・九四	炭酸ビスマス	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三七・一〇	その他のもの	B	六・五%	* 16 四・三%
二八三七・一一	シアン化物、シアン酸化物及びシアン酸塩	B	六・五%	* 16 四・三%
	ナトリウムのもの	B	六・五%	* 16 四・三%

二八三七・一九	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三七・二〇	シアン酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三七・二一	シアン酸塩及びチオシアン酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三七・二二	シアン酸塩及びチオシアン酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三七・二九	シアン酸塩及びチオシアン酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一〇	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一一	ナトリウムのメタけい酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一二	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一三	カリウムのもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一四	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一五	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩(過ほう酸塩)	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一六	ほう酸塩(二ナトリウム(過ほう酸塩)として取り扱う物品)	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一七	無水物	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一八	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・一九	ペルオキソほう酸塩(過ほう酸塩)	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・二〇	オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・二一	アルミニウム酸塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・二二	クロム酸塩(重塩又は結晶のものに限る)	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・二三	二クロム酸ナトリウム	B	四・九%	* 13 四・四%
二八三九・二四	二クロム酸カリウム	B	四・九%	* 13 四・四%
二八三九・二五	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩	B	四・九%	* 13 四・四%
二八三九・二六	マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	B	四・九%	* 13 四・四%
二八三九・二七	モリブデン酸塩	B	四・九%	* 12 三・九%
二八三九・二八	タンゲステン酸塩(ワニウム酸塩)	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・二九	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・三〇	その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩(ジ化物を除く)	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・三一	けい酸の塩及び過塩	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・三二	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・三三	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない)、コロイド状貴金属及び貴金属のアルガム	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・三四	コロイド状貴金属	B	四・九%	* 8 三・二%
二八三九・三五	銀化合物	B	四・九%	* 5 二・五%
二八三九・三六	銅化合物	B	四・九%	* 5 二・五%
二八三九・三七	その他のもの	B	四・九%	* 5 二・五%
二八三九・三八	その他の化合物及びアルガム	B	四・九%	* 5 二・五%
二八三九・三九	放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	B	四・九%	* 5 二・五%
二八三九・四〇	天然ワラン及びその化合物並びに天然ワラン又はその化合物を含有する合金、デイスパシーショ	B	四・九%	* 5 二・五%

二八四四・二〇	ウラン三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、テイスパーシオン（サーメットを含む）、陶磁製品及び混合化合物	U	無税	無税	二八四八・九〇	その他の金属又は非金属のもの	四・九%	* 8 三・二%	二八四九	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない）	B	四・九%	* 8 三・二%
二八四四・三〇	ウラン三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、テイスパーシオン（サーメットを含む）、陶磁製品及び混合化合物	U B	無税	無税	二八四九・一〇	カルシウムのも	三・七%	* 5 一・五%	二八四九・九〇	けい素のもの	B B B	四・九%	* 8 二・二%
二八四四・四〇 P	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、テイスパーシオン（サーメットを含む）、陶磁製品及び混合化合物に放射性残留物	B	三・七%	* 無税	二八五〇・〇〇	その他のもの	三・七%	* 5 二・五%	二八五〇・一〇	水素化合物、窒素化合物、アジ化合物及びはう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く）	B B B	三・七%	* 5 二・五%
二八四四・五〇	使用済みの原子炉用燃料棒（カトリッジ）	U	無税	無税	二九〇一	飽和のもの	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・一〇	非環式炭化水素	B	四・九%	* 8 三・二%
二八四五・一〇	核分裂性同位元素のもの	B U	無税	無税	二九〇一・二〇	不飽和のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・二一	プロペン（プロピレン）	B	五・八%	* 12 無税
二八四六・一〇	その他のもの	U	無税	無税	二九〇一・二二	エチレン	五・八%	* 12 無税	二九〇一・二三	ブテン（ブチレン）及びその異性体	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四六・二〇	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	B B	三・七%	* 無税	二九〇一・二四	ブター・三・ジエン及びイソブレン	五・八%	* 12 無税	二九〇一・二五	イソブレン	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四六・三〇	セリウム化合物	B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・二六	その他のもの	五・八%	* 2 無税	二九〇一・二七	環式炭化水素	B	五・八%	* 2 無税
二八四六・四〇	その他のもの	B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・二八	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテラペン炭化水素	四・九%	* 8 無税	二九〇一・二九	ベンゼン	B B B	五・八%	* 8 無税
二八四六・五〇	組製の濃化希土（希土類金属の化合物の製造原料に使用する種類のものに限る）及び硫酸ランタン	B B	無税	無税	二九〇一・三〇	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・三一	トルエン	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四六・六〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・三二	ケシレン	三・七%	* 5 無税	二九〇一・三三	オルト・キシレン	B B B	三・七%	* 5 無税
二八四六・七〇	濃化水素（炭素により固形化してあるかないかを問わない）	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・三四	メタ・キシレン	二・二%	* 無税	二九〇一・三五	パラ・キシレン	B B B	二・二%	* 無税
二八四六・八〇	りん化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん酸を除く）	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・三六	キシレン異性体の混合物	一・六%	* 無税	二九〇一・三七	エチルベンゼン	B B B	一・六%	* 無税
二八四六・九〇	銅のもの（りん銅、りん含有量が全重量の一	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・三八	クメン	八%	* 24 無税	二九〇一・三九	その他のもの	B B B	八%	* 24 無税
二八四七・一〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・四〇	ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン	二%	* 無税	二九〇一・四一	ラセン	B B B	二%	* 無税
二八四七・二〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・四二	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・四三	炭化水素のハロゲン化誘導体	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四七・三〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・四四	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・四五	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四七・四〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・四六	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・四七	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四七・五〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・四八	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・四九	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四七・六〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・五〇	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・五一	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四七・七〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・五二	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・五三	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四七・八〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・五四	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・五五	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四七・九〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・五六	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・五七	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税
二八四八・一〇	その他のもの	B B	四・九%	* 8 三・二%	二九〇一・五八	その他のもの	五・八%	* 12 無税	二九〇一・五九	その他のもの	B B B	五・八%	* 12 無税

二九〇三・二一	非環式炭化水素の還元性誘導体(飽和のものに限る)	クロロメタン(還元メチル)及びクロロエタン(還元エチル)	四・六%	三・一%
二九〇三・二二	ジクロロメタン(還元メチル)	四・六%	三・一%	
二九〇三・二三	クロロホルム(トリクロロメタン)	五・八%	三・一%	
二九〇三・二四	四塩化炭素	五・八%	三・一%	
二九〇三・二五	一・二・ジクロロエタン(還元エチル)	五・八%	三・一%	
二九〇三・二六	一・二・ジクロロプロパン(還元プロパン)	四・六%	三・一%	
二九〇三・二七	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇三・二八	非環式炭化水素の還元性誘導体(不飽和のものに限る)	四・六%	三・一%	
二九〇三・二九	還元ビニル(クロロエチレン)	五・八%	三・一%	
二九〇三・三〇	トリクロロエチレン	五・八%	三・一%	
二九〇三・三一	テトラクロロエチレン(ペルクロロエチレン)	五・八%	三・一%	
二九〇三・三二	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇三・三三	非環式炭化水素の還元性誘導体(臭素化誘導体及び不飽和誘導体)	四・六%	三・一%	
二九〇三・三四	臭素化誘導体	四・六%	三・一%	
二九〇三・三五	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇三・三六	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る)	四・六%	三・一%	
二九〇三・三七	プロモクロロメタン	四・六%	三・一%	
二九〇三・三八	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇三・三九	飽和環式炭化水素、不飽和環式炭化水素又はシクロペンテン炭化水素のハロゲン化誘導体	五・八%	三・一%	
二九〇三・四〇	一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン	五・八%	三・一%	
二九〇三・四一	その他のもの	無税	三・一%	
二九〇三・四二	オクタクロロテトラヒドロメタノインダン(クロロペンテン)	無税	三・一%	
二九〇三・四三	ジプロモエチルジプロモシクロヘキサ	四・六%	三・一%	
二九〇三・四四	ン、テトラプロモシクロオクタジエン及びヘキサプロモシクロドデカン	四・六%	三・一%	
二九〇三・四五	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇三・四六	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%	三・一%	
二九〇三・四七	クロロベンゼン、オルト・ジクロロベンゼン及びパラ・ジクロロベンゼン	四・六%	三・一%	
二九〇三・四八	ヘキサクロロベンゼン及びDDT(一・一・一・トリクロロ-二・二・二・ビス(パラ)クロロフェニル)エタン	五・八%	三・一%	
二九〇三・四九	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇三・五〇	ペンタプロモエチルベンゼン及びデカプロモエチルベンゼン	四・六%	三・一%	
二九〇三・五一	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇三・五二	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	三・一%	

二九〇四・一〇P	ニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない)	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	四・六%	三・一%
二九〇四・二〇	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	四・六%	三・一%	
二九〇四・九〇P	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	三・一%	
二九〇五・一一	飽和一個アルコール	四・九%	無税	
二九〇五・一二	メタノール(メチルアルコール)	四・九%	無税	
二九〇五・一三	プロパノール(プロピルアルコール)	四・六%	三・一%	
二九〇五・一四	及びプロパノール(イソプロピルアルコール)	四・六%	三・一%	
二九〇五・一五	ブタノール(ブチルアルコール)	四・六%	三・一%	
二九〇五・一六	その他のアタノール	四・六%	三・一%	
二九〇五・一七	ペンタノール(ペンチルアルコール)及びその異性体	四・六%	三・一%	
二九〇五・一八	オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体	四・六%	三・一%	
二九〇五・一九	二・エチルヘキシルアルコール(二・エチルヘキサノール)	四・六%	三・一%	
二九〇五・二〇	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇五・二一	ドデカン(ドデシルアルコール)、ヘキサデカン(ヘキサデシルアルコール)及びオクタデカン(オクタデシルアルコール)	四・六%	三・一%	
二九〇五・二二	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇五・二三	不飽和一個アルコール	四・六%	三・一%	
二九〇五・二四	アルキルアルコール	四・六%	三・一%	
二九〇五・二五	非環式アルコール	四・六%	三・一%	
二九〇五・二六	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇五・二七	二個アルコール	四・六%	三・一%	
二九〇五・二八	エチレングリコール(エタンジオール)	四・六%	三・一%	
二九〇五・二九	プロピレングリコール(プロパン-1,2-ジオール)	四・六%	三・一%	
二九〇五・三〇	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇五・三一	その他の多価アルコール	四・六%	三・一%	
二九〇五・三二	二・エチル-1,1-(ヒドロキシメチル)プロパン-1,3-ジオール(トリメチロールパン)	四・六%	三・一%	
二九〇五・三三	ペンタエリトリール	四・六%	三・一%	
二九〇五・三四	その他のもの	四・六%	三・一%	
二九〇五・三五	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	三・一%	

二九〇四・一〇	ニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないか問わない)	四・六%	三・一%
二九〇四・一一	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	四・六%	三・一%
二九〇四・一二	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	四・六%	三・一%
二九〇四・一三	その他のもの	四・六%	三・一%
二九〇四・一四	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	三・一%
二九〇四・一五	飽和一元アルコール	四・九%	三・一%
二九〇四・一六	メタノール(メチルアルコール)	四・九%	三・一%
二九〇四・一七	プロパノール(プロピルアルコール)	四・六%	三・一%
二九〇四・一八	及びプロパノール(イソプロピルアルコール)	四・六%	三・一%
二九〇四・一九	ブタノール(ブチルアルコール)	四・六%	三・一%
二九〇四・二〇	その他のもの	四・六%	三・一%
二九〇四・二一	ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体	四・六%	三・一%
二九〇四・二二	オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体	四・六%	三・一%
二九〇四・二三	ニ・エチルヘキシルアルコール(二・エチルヘキサノール)	四・六%	三・一%
二九〇四・二四	その他のもの	四・六%	三・一%
二九〇四・二五	ドデカン(ドデシルアルコール)及びその異性体	四・六%	三・一%
二九〇四・二六	ヘキサデカン(ヘキサデシルアルコール)及びその異性体	四・六%	三・一%
二九〇四・二七	その他のもの	四・六%	三・一%
二九〇四・二八	不飽和一元アルコール	四・六%	三・一%
二九〇四・二九	アリールアルコール	四・六%	三・一%
二九〇四・三〇	非環式テルペンアルコール	四・六%	三・一%
二九〇四・三一	その他のもの	四・六%	三・一%
二九〇四・三二	二価アルコール	四・六%	三・一%
二九〇四・三三	エチレングリコール(エタングリコール)	四・六%	三・一%
二九〇四・三四	プロピレングリコール(プロパン-二-ジオール)	四・六%	三・一%
二九〇四・三五	その他のもの	四・六%	三・一%
二九〇四・三六	その他の多価アルコール	四・六%	三・一%
二九〇四・三七	二・エチル-二(ヒドロキシメチル)プロパノール(トリメチロール)	四・六%	三・一%
二九〇四・三八	ペンタエリトリール	四・六%	三・一%
二九〇四・三九	その他のもの	四・六%	三・一%
二九〇四・四〇	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	三・一%

品名	数量	単価	合計	備考
ジプロモネオペンチルアルコール(二- ジプロモメチル-三プロパン- ジオール)	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	5.8%	無税	12.3.9%	
飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール モノール	5.8%	無税	12.3.9%	
シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサ ノール及びジメチルシクロヘキサノール	5.8%	無税	12.3.9%	
ステロイド及びイノシトール	5.8%	無税	12.3.9%	
テルヒネオール	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
ボルネオール	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
芳香族アルコール及びその誘導体	5.8%	無税	12.3.9%	
ベンジルアルコール	5.8%	無税	12.3.9%	
フェニール及びフェニールアルコール	5.8%	無税	12.3.9%	
石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
クレゾール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
オクチルフェニール及びニルフェニール並 びにこれらの異性体並びにこれらの塩	5.8%	無税	12.3.9%	
キシレノール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
ナフトール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
多環フェニール	5.8%	無税	12.3.9%	
レゾルシノール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
ヒドロキノン(キノール)及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
四・四・イソプロピリデンジフェニール(ビ スフェノールA)又はジフェニールプロパン 及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
フェニールアルコール	5.8%	無税	12.3.9%	
フェニール又はフェニールアルコールのハロゲン 化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及 びニトロソ化誘導体	5.8%	無税	12.3.9%	
ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩 スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及	5.8%	無税	12.3.9%	
ジプロモネオペンチルアルコール(二- ジプロモメチル-三プロパン- ジオール)	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	5.8%	無税	12.3.9%	
飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール モノール	5.8%	無税	12.3.9%	
シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサ ノール及びジメチルシクロヘキサノール	5.8%	無税	12.3.9%	
ステロイド及びイノシトール	5.8%	無税	12.3.9%	
テルヒネオール	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
ボルネオール	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
芳香族アルコール及びその誘導体	5.8%	無税	12.3.9%	
ベンジルアルコール	5.8%	無税	12.3.9%	
フェニール及びフェニールアルコール	5.8%	無税	12.3.9%	
石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
クレゾール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
オクチルフェニール及びニルフェニール並 びにこれらの異性体並びにこれらの塩	5.8%	無税	12.3.9%	
キシレノール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
ナフトール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
多環フェニール	5.8%	無税	12.3.9%	
レゾルシノール及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
ヒドロキノン(キノール)及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
四・四・イソプロピリデンジフェニール(ビ スフェノールA)又はジフェニールプロパン 及びその塩	5.8%	無税	12.3.9%	
その他のもの	5.8%	無税	12.3.9%	
フェニールアルコール	5.8%	無税	12.3.9%	
フェニール又はフェニールアルコールのハロゲン 化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及 びニトロソ化誘導体	5.8%	無税	12.3.9%	
ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩 スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及	5.8%	無税	12.3.9%	

二九四・一九P	他のもの 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテラペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る） しょう油	5・8%	*12・三・九%
二九四・二二	融点が七五度未満のもの 融点が七五度以上のもの シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	8・二%	*無税 *25・五・四%
二九四・二三	イオノン及びメチルイオノン	5・8%	*12・三・九%
二九四・二九P	その他のもの	六・六%	*17・四・四%
二九四・三〇P	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る）	五・八%	*12・三・九%
二九四・四一	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド 四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン― オン（ジアセトンアルコール） その他のもの	五・八%	*12・三・九%
二九四・四九P	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	五・八%	*12・三・九%
二九四・五〇P	キノン	五・八%	*12・三・九%
二九四・六一	アントラキノン	五・八%	*12・三・九%
二九四・六九P	その他のもの	五・八%	*12・三・九%
二九四・七〇P	ハロゲン化誘導体 スルホン化誘導体 ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和非環式モノカルボン酸並びにその無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 並び並びにその塩及びエステル と酸	五・八%	*12・三・九%
二九五・一一	と酸の塩	六・四%	四・三%
二九五・一二	と酸のエステル	六・四%	四・三%
二九五・一三	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	六・四%	四・三%
二九五・二二	酢酸	三%	二%
二九五・二三	酢酸トリウム	五・八%	*12・三・九%
二九五・二四	酢酸コバルト	五・八%	*12・三・九%
二九五・二五	無水酢酸	六・四%	四・三%
二九五・二九P	その他のもの	五・八%	*12・三・九%
二九五・三二	酢酸のエステル	五・六%	三・七%
二九五・三三	酢酸エチル	五・六%	三・七%
二九五・三三	酢酸ヒル	五・六%	三・七%
二九五・三三	酢酸ノルマルブチル	五・六%	三・七%
二九五・三四	酢酸イソブチル	五・六%	三・七%
二九五・三五	酢酸―エトキシエチル	五・八%	*12・三・九%
二九五・三九P	その他のもの	五・八%	*12・三・九%
二九五・四〇	モノクロロ酢酸 ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%	四・三%

二九・五・五〇 P	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	B	六・四%	四・三%
二九・五・六〇 P	酪酸及び酪酸並びにこれらの塩及びエステル	B	六・四%	四・三%
二九・五・七〇 P	バリン酸及びバリン酸並びにこれらの塩及びエステル	B	六・四%	四・三%
二九・五・九〇 P	その他のもの	B	五・八%	* 8 三・三%
	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにこれらの酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	B	五・八%	* 12 三・三%
	その他のもの	B	六・四%	* 12 三・三%
二九・六	不飽和環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	B	六・四%	四・三%
二九・六・一一	アクリル酸及びその塩	B	六・四%	四・三%
二九・六・一二	メタクリル酸及びその塩	B	五・八%	* 12 三・三%
二九・六・一三	メタクリル酸のエステル	B	五・八%	* 12 三・三%
二九・六・一四	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	B	六・四%	* 8 三・三%
二九・六・一五 P	その他のもの	B	六・四%	四・三%
二九・六・一六 P	飽和環式モノカルボン酸、不飽和環式モノカルボン酸及びシクロヘキサンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	B	六・四%	四・三%
二九・六・一七	その他のもの	B	六・四%	四・三%
二九・六・一八	安息香酸並びにその塩及びエステル	B	六・四%	* 21 四・一%
二九・六・一九	過酸化ベンゾイル及び過酸化ベンゾイル	B	六・四%	四・三%
二九・六・二〇	フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	B	六・四%	四・三%
二九・六・二一	その他のもの	B	六・四%	四・三%
二九・六・二二	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	B	六・四%	四・三%
二九・六・二三	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	B	六・四%	四・三%
二九・六・二四	その他のもの	B	六・四%	四・三%
二九・六・二五	アジピン酸並びにその塩及びエステル	B	五・八%	* 12 三・三%

二九・七・一三 P	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	B	四・六%	三・一%
二九・七・一四	無水マレイン酸	B	五・八%	* 12 三・三%
二九・七・一五 P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・七・一六 P	飽和環式ポリカルボン酸、不飽和環式ポリカルボン酸及びシクロヘキサンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	B	四・六%	三・一%
二九・七・一七	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・七・一八	オレトフル酸ジブチル	B	四・六%	三・一%
二九・七・一九	オレトフル酸ジブチル	B	四・六%	三・一%
二九・七・二〇	オレトフル酸ジブチル	B	四・六%	三・一%
二九・七・二一	オレトフル酸ジブチル	B	四・六%	三・一%
二九・七・二二	オレトフル酸ジブチル	B	四・六%	三・一%
二九・七・二三	オレトフル酸ジブチル	B	四・六%	三・一%
二九・七・二四 P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・七・二五	無水フタル酸	B	四・六%	三・一%
二九・七・二六	テレフタル酸及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九・七・二七	テレフタル酸ジメチル	B	四・六%	三・一%
二九・七・二八	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・七・二九 P	テトラプロモ無水フタル酸	B	四・六%	三・一%
二九・八	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一	カルボン酸(他の酸基官能基を有するものに限る)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	B	四・六%	三・一%
二九・八・二	アルコール官能基のカルボン酸(他の酸基官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	B	四・六%	三・一%
二九・八・三	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・四	グリコン酸並びにその塩及びエステル	B	四・六%	三・一%
二九・八・五	フェニルグリコン酸(マンデル酸)並びにその塩及びエステル	B	四・六%	三・一%
二九・八・六	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・七	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・八	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・九	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一〇	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一一	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一二	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一三	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一四	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一五	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一六	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一七	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一八	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九・八・一九	その他のもの	B	四・六%	三・一%

二九一・八・二二	それらの誘導体	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	サリチル酸及びその塩	B		
二九一・八・二二P	オルトアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	サリチル酸の他のエステル及びその塩	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸基官能基を有するものを除く)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	B		
二九一・八・二二P	デヒドロコロール酸(三・七・一一トリケトコロール酸)	B	無税	無税
二九一・八・二二P	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェイトを含む)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	その他の無機酸のエステル(ハロゲン化ホスホン酸エステルを除く)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	チオリン酸エステル(ホスホロチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	アミン官能化合物	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	B		
二九一・八・二二P	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	ジエチルアミン及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	B		
二九一・八・二二P	エチレンジアミン及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	B		
二九一・八・二二P	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	アニリン及びその塩	B		

二九一・八・二二P	アニリン	B	八・二%	*25五・四%
二九一・八・二二P	アニリン誘導体及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	一ナフチルアミン、テルファ一ナフチルアミン及び二ナフチルアミン(ベータ一ナフチルアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	オルトーフエニレンジアミン、メターフエニレンジアミン、パラーフエニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	B	五・三%	三・五%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	酸基官能のアミノ化合物	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸基官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	モノエタノールアミン及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	ジエタノールアミン及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	トリエタノールアミン及びその塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	アミノアルコール	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	アミノナフトールその他のアミノフェニール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸基官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%
二九一・八・二二P	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	アニジン、ジアニジン及びフェネチン並びにこれらの塩	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン(二種類以上の酸基官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	アミノ酸及びそのエステル(二種類以上の酸基官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	グルタミン酸及びその塩	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	グルタミン酸ソーダ	B	五・八%	*12三・九%
二九一・八・二二P	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%

二九三・四九P	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
二九三・五〇P	アミノアルコールフェニール、アミノ酸フェニール及び酸塩基を有するその他のアミノ化合物	B	五・八%	*12三・九%
二九三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリビド	B	五・八%	*12三・九%
二九三・一〇P	コリン及びその塩	B	五・八%	*12三・九%
二九三・二〇P	レシチンその他のホスホアミノリビド	B	一〇%	*24六%
二九三・九〇P	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
二九四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	B		
二九四・一〇P	非環式アミド(非環式カルバマートを含む)及びその誘導体並びにこれらの塩	B		
	二―アクリルアミド―メチルプロパン	B	四・六%	*無税
	スルホン酸	B	四・六%	*無税
	オキサミド	B	四・六%	*無税
	その他のもの	B	四・六%	*無税
二九四・二二P	環式アミド(環式カルバマートを含む)及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	*三・一%
二九四・二九P	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	*三・一%
二九五	その他のもの	B	四・六%	*三・一%
	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む)及びイミン官能化合物	B		
二九五・一一	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	B	五・八%	*12三・九%
二九五・一九P	サッカリン及びその塩	B		
	その他のもの	B		
	エチレンビスプロモモノホルナンジカルボキシミド及びエチレンビステトラプロモフルイミド	B	五・八%	*無税
	その他のもの	B	五・八%	*無税
二九五・二〇P	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	三・七%	*無税
	クロルヘキシジン及びその塩	B	三・七%	*無税
二九六	その他のもの	B	三・七%	*無税
	ニトリル官能化合物	B		
二九六・一〇	アクリロニトリル	B	六・四%	四・三%
二九六・二〇	―シアノグアニジン(ジシアンジアミド)	B	四・六%	三・一%
二九六・九〇P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九七・〇〇P	ジアン化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	B	五・八%	*12三・九%
二九八・〇〇P	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	B	五・八%	*12三・九%
二九八・一〇	その他の官能基を有する化合物	B		
二九九・一〇	イソシアナート	B	四・六%	三・一%
二九九・九〇P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九九・一〇	有機硫黄化合物	B		
二九九・一〇	ジチオカルボナート(全サントゲン酸塩)	B	五・八%	*無税
二九九・二〇P	チオカルバマート及びジチオカルバマート	B	六・六%	*17四・四%
二九九・三〇P	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	B	六・六%	*17四・四%

二九三・四〇P	メチオニン	B	五・八%	*12三・九%
二九三・九〇P	その他のもの	B	四・六%	*無税
二九三・〇〇P	その他のオルガノインオルガニック化合物	B	四・六%	*三・一%
二九三	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る)	B		
	非環式フラン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	B	四・六%	三・一%
二九三・二二	テトラヒドロフラン	B	四・八%	*無税
二九三・二二	二―フルアルデヒド(フルフラール)	B	四・六%	*無税
二九三・二二	フルフルアルコール及びテトラヒドロフルフルアルコール	B	四・六%	三・一%
二九三・一九P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九三・二二	ラクトン	B		
二九三・二二	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	B	六・六%	*17四・四%
二九三・二二P	その他のラクトン	B	八・二%	*無税
二九三・二二P	サントニン	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る)並びに炭酸及びその塩	B		
二九三・二二P	非環式ピラゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	フェナゾン(アンチピリン)及びその誘導体	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	非環式イミダゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	B		
二九三・二二P	ヒダントイン及びその誘導体	B		
二九三・二二P	三―アプロモ―クロロ五―ジメチルヒダントイン	B	四・六%	*無税
二九三・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	非環式ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	B		
二九三・二二P	ピリジン及びその塩	B	二%	*無税
二九三・二二P	その他のもの	B	二%	*無税
二九三・二二P	ピコリン	B		
二九三・二二P	O―O―ジエチル―O―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―ホスホロチオエート(クロルピロス)	B	無税	無税
二九三・二二P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	B	四・六%	三・一%
二九三・二二P	ビリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない)又はピペラジン環を有する化合物並びに炭酸及びその塩	B	四・六%	三・一%

二九三六・二二	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・二三	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・二四	D-リバンチン酸及びD-リバンチン酸 (ビタミンB ₂ 又はビタミンB ₂)並びにこれらの誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・二五	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・二六	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・二七	ビタミンC及びその誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・二八	ビタミンC及びその誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・二九	その他のビタミン及びその誘導体	B	四・九%	* 無税
二九三六・九〇	その他のもの(天然のものを濃縮したものを含む)	B	四・九%	* 無税
二九三七	ホルモン(天然のものと及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	B	四・九%	* 無税
二九三七・一〇	腸下腺体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	B	五・八%	* 無税
二九三七・二二	腸腎皮質ホルモン及びその誘導体 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、アレドニゾン デヒドロコルチゾン、及びアレドニゾロン デヒドロヒドロコルチゾン 副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	B	五・八%	* 無税
二九三七・二三	その他のもの	B	五・八%	* 無税
二九三七・二九	その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	B	五・八%	* 無税
二九三七・九一	インスリン及びその塩	B	六・六%	* 無税
二九三七・九二	エストロゲン及びプロゲステロン	B	五・八%	* 無税
二九三七・九九	その他のもの	B	五・八%	* 無税
二九三八	グリコッド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エテール、エステルその他の誘導体	B	五・八%	* 無税
二九三八・一〇P	ルチンド(ルチン)及びその誘導体	B	五・八%	* 二・二%
二九三八・九〇P	その他のもの	B	五・八%	* 十二・三・九%
二九三九	植物アルカロイド(天然のものと及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	B	五・八%	* 無税
二九三九・一〇	アヘンアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	B	五・八%	* 無税
二九三九・二二	キナールカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	B	五・八%	* 無税
二九三九・二九	キニートン及びその塩	B	無税	* 無税
二九三九・三〇	カフェイン及びその塩	B	八・二%	* 無税
二九三九・四〇	エフェドリン類及びその塩	B	八・二%	* 無税

二九三九・五〇	デオフィリン及びアミノフィリン（デオフィリン・エナレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九三九・六〇	タイマセールのアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	B	無税	* 無税	三〇〇一・九〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九三九・七〇	ニコチン及びその塩	B	七・七%	* 無税	三〇〇一・九〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九三九・九〇	その他のもの	B	無税	* 無税	三〇〇一・九〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	ニコチン、コカイン、塩酸コカイン、硫酸コカイン及びテオブロミン	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	コカインアルカロイド、一フェニル一クロロ一メチルアミノプロパン、一フェニル一クロロ一ジメチルアミノプロパン、一フェニル一トリメチルアミノプロパン及びこれらの塩	B	八・二%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	ペラドンナ素の左旋性アルカロイド	B	四・九%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	その他のもの	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四〇・〇〇 F	糖類 化学的に純粋なものに限るものとし、乳糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く）並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第一九二七項から第一九三九項までの物品を除く）	B	一〇%	* 24 六%	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	B	一〇%	* 24 六%	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	ソルボース	B	二〇%	* 26 五%	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一	その他のもの	U	二一・八%	* 六 五%	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一・一〇	抗生物質	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	ペニシリン及びその誘導体（ペニシリン酸構造を有するものに限る）並びにこれらの塩	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一・二〇	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	ストレプトマイシン	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一・三〇	その他のもの	B	四・一%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一・四〇	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・一%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一・五〇	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・一%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一・九〇	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・一%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
二九四一・一〇〇 P	その他のもの	B	三・五%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
三〇〇一・一〇	その他の有機化合物	B	四・一%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	その他の有機化合物	B	五・八%	* 12 三・九%	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	農薬 農薬の原料（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかいかを問わない）及び農薬の誘導体又はその分結物の抽出物で農薬法用のものに並びに（ペリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く）	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税
	農薬の原料（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかいかを問わない）	B	五・八%	* 無税	三〇〇一・二〇	その他のもの	B	三・七%	* 無税

[illegible]

[illegible]

三三〇・四・三 P	漆基材料及びこれをもとにした調製品	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・四・四	建築材料及びこれをもとにした調製品	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・四・五	建築の染料（顔料）としてそのまゝ使用する（こと）がでるものを含む）及びこれをもとにした調製品	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・四・一六	反応染料及びこれをもとにした調製品	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・四・一七	顔料及びこれをもとにした調製品	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・四・一九 P	その他のもの（第三二〇四・一 号から第三二〇四・一 九号までのうち 二以上の号の着色料を含むし物も含む）	五・二%	三・五%	B
三三〇・四・二〇	着色料口利として使用する種類の合成した有機物	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・四・九〇 P	その他のもの	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・五・〇〇	レーキ顔料及びこれの注3の調製品でレーキ原料をもとにしたもの	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・六・一〇	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二〇三項から第三二〇五項までのものを除く）、及びルミノファとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるか否かを問わない）、二酸化チタンをもとにした顔料及び調製品	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・六・二〇	二酸化チタンの含有量が乾態状態において全重量の八〇%以上のもの	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・六・三〇	その他のもの	四・八%	三・二%	B
三三〇・六・四一	クロム化合物をもとにした顔料及び調製品	三・九%	二・六%	B
三三〇・六・四二	カドミウム化合物をもとにした顔料及び調製品	三・九%	二・六%	B
三三〇・六・四三	その他の着色料及び調製品	三・九%	二・六%	B
三三〇・六・四四	ウルトラマリン及びこれをもとにした調製品	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・六・四五	ウルトラマリンブルー（特許資）	三・九%	二・六%	B
三三〇・六・四六	その他のもの	六・六%	*17 四・四%	B
三三〇・六・四七	酸化亜鉛をもとにしたリトボンその他の染料及び調製品	五・八%	*12 三・九%	B
三三〇・六・四八	リトボン	三・九%	二・六%	B
三三〇・六・四九	その他のもの	五・八%	*12 三・九%	B
三三〇・六・五〇	（ヘキサシアノ鉄酸塩）（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもとにした顔料及び調製品	三・七%	*5 二・五%	B
三三〇・七・一〇	その他のもの	三・七%	*5 二・五%	B
三三〇・七・二〇	ルミノファとして使用する種類の無機物	四・九%	*8 三・三%	B
三三〇・七・三〇	調製染料、調製乳白剤、調製の具、ほうろく、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパ、液状スターその他これらに類する調製品（織造に使用する種類のものに限る）、及びガラスフリットその他のガラスで物状、粒状又はフレック状のもの	四・九%	*3 二・二%	B
三三〇・七・四〇	調製染料、調製乳白剤、調製の具その他これらに類する調製品	四・九%	*3 二・二%	B
三三〇・七・五〇	ほうろく、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパその他これらに類する調製品	三・二%	二・二%	B

三二五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（凝縮してあるかないかは形状のものであるかないかを問わない）	四・九%	* 8三・三%
三二四・九〇	その他のもの		
三二五・一一	印刷用インキ	五・八%	* 12三・九%
三二五・一九	黒色のもの	五・八%	* 12三・九%
三二五・九〇	その他のもの	五・八%	* 12三・九%
三三〇・一一	香気性物質の混合体及び一以上の香気性物質をもととした混合体（アルコール溶液を含むものとし、工業において原料料として使用する種類のものに限る。）		
三三〇・一〇	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	七・八%	* 23無税
三三〇・一〇	アルコール分が一〇%以上のもの		
三三〇・一〇	その他のもの	六・六%	* 17無税
三三〇・一〇	香水類及びオーデコロン類	五・三%	無税
三三〇・一〇	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	五・三%	無税
三三〇・四・一〇	唇のメーキャップ用の調製品	七・二%	* 21無税
三三〇・四・二〇	眼のメーキャップ用の調製品	七・二%	* 21無税
三三〇・四・三〇	マニキュア用又はペディキュア用の調製品	八・二%	* 25無税
三三〇・四・九一	その他のもの		
三三〇・四・九一	パウダー（彫形にしたものを含む。）	七・二%	* 21無税
三三〇・五・一一	その他のもの	七・二%	* 21無税
三三〇・五・二〇	頭髪用の調製品	七・二%	* 21無税
三三〇・五・二〇	シャンプー	七・二%	* 21無税
三三〇・五・三〇	パーマネット用の調製品	五・八%	無税
三三〇・五・九〇	ヘアラック	五・八%	無税
三三〇・六	その他のもの	五・八%	無税
三三〇・六・一〇	口腔衛生用の調製品（義歯着用用のペースト及び粉を含む。）	四・九%	* 無税
三三〇・六・一〇	歯磨き	五・八%	* 無税
三三〇・七	その他のもの		
三三〇・七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	七・二%	* 26四・八%

[illegible]

三三〇・二・一一	石油又は腰背油を含有するもの	六・六%	*13
三三〇・二・一二	紡織用纖維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	四・八%	*14
三三〇・二・一三	その他のもの	三・二%	*14
三三〇・二・一四	紡織用纖維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	六・六%	*13
三三〇・二・一五	その他のもの	四・六%	*14
三三〇・二・一六	人造ラバー及び調製ラバー	六・六%	*13
三三〇・二・一七	化学的に変性させたニトロタンラバーのもの	五・八%	*2
三三〇・二・一八	ポリエチレングリコールのもの	五・八%	*12
三三〇・二・一九	その他のもの	五・八%	*2
三三〇・二・二〇	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金具用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペーパースト及び粉並びにこれらに關する調製品（この項の調製品を免す込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウエディング、フェルト、不燃布、プラスチックフィルム及びセルラーパーを含むものとし、第三四・四項のものを除く）	五・八%	*12
三三〇・二・二一	履物用又は車体の磨き料、クリームその他これらに關する調製品	五・八%	*12
三三〇・二・二二	本製の家具、床その他の木製品、維持用の磨き料、クリームその他これらに關する調製品	五・八%	*12
三三〇・二・二三	車体用の磨き料その他これに關する調製品（プラスチックポリッシュを除く）	五・八%	*12
三三〇・二・二四	擦り磨き用のペーパースト、皆その他の調製品	五・八%	*12
三三〇・二・二五	その他のもの	三・七%	*8
三三〇・二・二六	ろす及びこれに關する物品	四・九%	*8
三三〇・二・二七	モテリングペーパースト（児童用のものを含み）、齒科用のワックス及び印章材（セメントにし、小売用の包装にし又は板状、島状、棒状その他これらに關する形状にしたものに限る）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスチックをもととしたその他の齒科用の調製品	五・八%	*12
三三〇・二・二八	調製磨き料その他の調製磨き料、他の項に該当するものを除く）及び磨き料又は接着剤としての使用に適する物品（磨き料又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る）	五・八%	*12
三三〇・二・二九	磨き料又は接着剤としての使用に適する物品	五・八%	*12

三七〇・二一〇	エックス線用のもの	B	八・二%	* 25 無税
三七〇・二二〇	インスタントプリントフィルム	B		
	感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用纖維製のもの	B B	二・七%	* 無税
	その他のもの	B	四・九%	* 無税
三七〇・二三一	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）	B	三七%	* 無税
三七〇・二三二	カラー写真用のもの（ポリクローム）	B	三七%	* 無税
三七〇・二三三	その他のもの（ヘロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）	B	三七%	* 無税
三七〇・二三九	その他のもの	B	三七%	* 無税
	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	B		
三七〇・二四一	幅が六・一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	B	四%	* 無税
三七〇・二四二	幅が六・一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	B	三七%	* 無税
三七〇・二四三	幅が六・一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの	B	三七%	* 無税
三七〇・二四四	幅が一〇五ミリメートルを超え、六・一〇ミリメートル以下のもの	B	三七%	* 無税
	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	B		
三七〇・二五一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	B	三七%	* 無税
三七〇・二五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	B	四%	* 無税
三七〇・二五三	幅が一六ミリメートルを超え、五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	B	三七%	* 無税
三七〇・二五四	幅が一六ミリメートルを超え、五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）	B	三七%	* 無税
三七〇・二五五	幅が一六ミリメートルを超え、五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	B	三七%	* 無税
三七〇・二五六	幅が一六ミリメートルを超え、五ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	B	三七%	* 無税
三七〇・二六一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	B	三七%	* 無税

三七〇・一九三	メートルを越えるもの	B	三・七%	* 無税
三七〇・一九四	幅が一六ミリメートルを越え五五ミリメートル以下で、長さ三〇メートル以下のもの	B	三・七%	* 無税
三七〇・一九五	幅が一六ミリメートルを越え五五ミリメートル以下で、長さ三〇メートルを越えるもの	B	三・七%	* 無税
三七〇・二〇〇	幅が三三ミリメートルを越えるもの	B	三・七%	* 無税
三七〇・二〇一	感光性の写真用紙、板紙及び紡織用紙(露光してないものに限る)	B	三・七%	* 無税
三七〇・二〇二	ロール状のもので、幅が一六〇ミリメートルを越えるもの	B	三・七%	* 無税
三七〇・二〇三	カラー印刷紙	B	三・七%	* 無税
三七〇・二〇四	その他のもの(カラー写真用紙のもの(ポリグラフ)に限る)	B	六・六%	* 17 無税
三七〇・二〇五	その他のもの	B	三・七%	* 無税
三七〇・二〇六	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用紙(露光したもので、現像してないものに限る)	B	六・六%	* 17 無税
三七〇・二〇七	映画用フィルム	B	六・六%	* 無税
三七〇・二〇八	幅が三三ミリメートル以上のもの	B	六・六%	* 無税
三七〇・二〇九	その他のもの	B	六・六%	* 無税
三七〇・二一〇	写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く)	B	六・六%	* 無税
三七〇・二一一	オフセット用のもの	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一二	マイクروفيلم	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一三	その他のもの	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一四	映画用フィルム(露光し、かつ現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するが有しないかを問わない)	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一五	幅が三三ミリメートル以上のもの	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一六	幅が四〇ミリメートル以下のもの	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一七	その他のもの	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一八	幅が一〇ミリメートル以下のもの	B	七・二%	* 無税
三七〇・二一九	その他のもの	B	七・二%	* 無税
三七〇・二二〇	写真用の化学調製品(ワニス、膠着剤、接着剤を除く)	B	七・二%	* 無税

三八〇・二〇一	の他にこれらに類する調製品を除く)及び写真用の物品で適合しないもの(使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る)	B	五・八%	* 12 無税
三八〇・二〇二	感光性の乳剤	B	五・八%	* 無税
三八〇・二〇三	その他のもの	B	五・八%	* 無税
三八〇・二〇四	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素を主とした調製品(ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る)	B	五・八%	* 無税
三八〇・二〇五	人造黒鉛	B	五・八%	* 無税
三八〇・二〇六	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	B	五・八%	* 無税
三八〇・二〇七	電解用の炭素ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	B	五・八%	* 無税
三八〇・二〇八	その他のもの	B	五・八%	* 無税
三八〇・二〇九	活性炭及び活性化した天然の動物性生産品並びに炭素(炭素炭を含む)	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一〇	その他のもの	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一一	トル油(精製してあるか否かを問わない)	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一二	木材パルプの製造の際に生ずる廃液(リグニンスルホン酸を含むものとし、濃縮し、糖質を除き又は化学的に処理したものであるか否かを問わず、第三八・〇三項のトル油を除く)	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一三	ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油(蜜質その他の方法により針葉樹から得たものに限る)、ジペンテン(粗のものに限る)、重硫酸テレピンその他のパラジメン(粗のものに限る)及びバイン油(アルファアールテルピネオールを主成分とするものに限る)	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一四	ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一五	バイン油	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一六	その他のもの	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一七	ロジン及び樹脂並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一八	ロジン又は樹脂の塩	B	五・八%	* 無税
三八〇・二一九	エステルガム	B	五・八%	* 無税
三八〇・二二〇	その他のもの	B	五・八%	* 無税
三八〇・二二一	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにアルワービスピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂又は植物性ピッチを主成分とするもの	B	五・八%	* 無税
三八〇・二二二	殺虫剤、殺菌剤、殺藻剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調節剤、消臭剤その他これらに類する物質	B	五・八%	* 無税

三八〇八・一〇	品(小売用の形状若しくは包装に、製剤にし又は製品にしたもの(例えは、硫黄を含ませた希しん及びろうそく並びには取り紙)に限る)	B	五・八%	*14三・九%
三八〇八・二〇	殺菌剤	B	五・八%	*14三・九%
三八〇八・三〇	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調節剤	B	五・八%	*14三・九%
三八〇八・四〇P	消毒剤	B	五・八%	*14三・九%
三八〇八・九〇	その他のもの	B	五・八%	*14三・九%
三八〇九	仕上剤、促進剤、硬化剤その他の物品及び調製品(建築工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)	B	五・八%	*14三・九%
三八〇九・九一	その他のもの	B	五・八%	*14三・九%
三八〇九・九二	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	B	四・七%	*10三・二%
三八〇九・九三	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	B	五・八%	*12三・九%
三八一〇	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	B	五・八%	*12三・九%
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	B	五・八%	*12三・九%
三八一〇・九〇	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
三八一一	アンチノック剤、硬化防止剤、ガム硬化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(重油油(ガソリンを含む)用又は軽油油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る)	B	五・八%	*12三・九%
三八一一・一一	アンチノック剤	B	五・八%	*12三・九%
三八一一・一九	船舶化合物を主としたもの	B	五・八%	*12三・九%
三八一一・二二	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
三八一一・二九	潤滑油の添加剤	B	四・六%	*12三・九%
三八一一・九〇	石油又は炭素油を含有するもの	B	四・六%	*12三・九%
三八一二	その他のもの	B	五・八%	*12三・九%
三八二二・一〇	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に該当するものを除く)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	B	六・六%	*17四・四%
三八二二・二〇	調製したゴム加硫促進剤	B	六・六%	*17四・四%
三八二二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	B	六・六%	*17四・四%
三八二二・四〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止	B	六・六%	*17四・四%

三八一三・〇〇	潤滑油の調製品及び硬化した物並びに硬化した物	B	六・六%	*17四・四%
三八一四・〇〇	消火剤用の調製品及び硬化した物並びに硬化した物	B	六・六%	*17四・四%
三八一五	消火剤	B	五・八%	*12三・九%
三八一五・一一	有機の配合剤及び配合シナリ(他の項に該当するものを除く)並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	B	五・八%	*12三・九%
三八一五・一二	反応開始剤、反応促進剤及び調製除去剤(他の項に該当するものを除く)	B	五・八%	*12三・九%
三八一五・二二	担体付き触媒	B	五・八%	*12三・九%
三八一五・二二	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	活性物質として白金又はその化合物を使用したもの	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	白金触媒	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	その他のもの	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	自動車の排気ガス浄化用のもの	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	その他のもの	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	鉄触媒	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	その他のもの	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	鉄触媒及び白金触媒	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	シリカ・アルミナ触媒	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	その他のもの	B	三・二%	二・二%
三八一五・二二	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(第二八・一〇一項の物品を除外)	B	四・九%	*8三・三%
三八一五・二二	混合アルキルベンゼン	B	四・九%	*8三・三%
三八一五・二二	混合アルキルナフタレン	B	四・九%	*8三・三%
三八一五・二二	元素を電子工業用にドーパ処理したもの(同様状、ウェハー状その他これらに類する形状にしたものに限る)及び化合物を電子工業用にドーパ処理したもの	B	四・九%	*8三・三%
三八一五・二二	けい素を電子工業用にドーパ処理したもの	B	四・九%	*8三・三%
三八一五・二二	同様状、ウェハー状その他これらに類する形状にしたもの	B	四・九%	*8三・三%
三八一五・二二	その他のもの	B	四・九%	*8三・三%
三八一五・二二	液状ブレーキ油その他の液圧伝動用の調製液、石油又は炭素油を含有しないもの及び石油又は炭素油の含有量が全重量の七〇未満のものに限る)	B	三・八%	二・六%
三八二〇・〇〇	潤滑不凍液及び調製不凍液	B	三・八%	二・六%
三八二二・〇〇	微生物用の調製培養剤	B	三・七%	*5二・五%

三九〇五・九〇P	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九〇六・一〇	ポリビニルアセチルエーテルのもの(塊(不規則な形のものに類する)、粉(モルディン、パウダーを含む)、粒、フレークその他これらに類する形状のものに類する)	B	四・一%	二・八%
三九〇六・九〇P	ポリメタクリル酸メチル	B	五・一%	*9 三・四%
三九〇七・一〇P	塊(不規則な形のものに類する)、粉(モルディン、パウダーを含む)、粒、フレークその他これらに類する形状のものに類する	B	四・一%	二・八%
三九〇七・二〇P	ポリアセチル	B	四・一%	二・八%
三九〇七・三〇P	ポリシロキシフェニレン・オキシド	B	四・一%	*無税
三九〇七・四〇	エポキシ樹脂	B	四・一%	二・八%
三九〇七・五〇	ポリカーボネート	B	四・一%	*無税
三九〇七・六〇P	テトラプロモビスフェノールAポリカーボネート	B	四・一%	二・八%
三九〇七・七〇	その他のもの	B	四・一%	*無税
三九〇七・八〇	アルキド樹脂	B	四・一%	二・八%
三九〇七・九〇	塊(不規則な形のものに類する)、粉(モルディン、パウダーを含む)、粒、フレークその他これらに類する形状のものに類する	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇〇	その他のもの	B	四・一%	*12 三・九%
三九〇七・一〇一	ポリエチレンテレフタレート	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇二	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇三	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇四	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇五	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇六	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇七	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇八	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一〇九	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一〇	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一一	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一二	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一三	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一四	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一五	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一六	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一七	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一八	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一一九	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二〇	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二一	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二二	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二三	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二四	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二五	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二六	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二七	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二八	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一二九	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三〇	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三一	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三二	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三三	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三四	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三五	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三六	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三七	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三八	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一三九	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四〇	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四一	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四二	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四三	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四四	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四五	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四六	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四七	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四八	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一四九	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五〇	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五一	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五二	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五三	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五四	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五五	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五六	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五七	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五八	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一五九	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六〇	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六一	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六二	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六三	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六四	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六五	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六六	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六七	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六八	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一六九	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七〇	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七一	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七二	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七三	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七四	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七五	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七六	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七七	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七八	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一七九	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八〇	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八一	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八二	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八三	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八四	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八五	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八六	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八七	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八八	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一八九	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九〇	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九一	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九二	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九三	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九四	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九五	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九六	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九七	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九八	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九〇七・一九九	ポリアミド(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
三九〇七・二〇〇	ポリアミド(二次製品に限る)	B	四・一%	二・八%

三九一	石油樹脂、クマロン、インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く)	B	四・一%	二・八%
三九二	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン、インデン樹脂及びポリテルペン	B	四・一%	二・八%
三九三	その他のもの	B	四・一%	二・八%
三九四	セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く)	B	四・一%	二・八%
三九五	酢酸セルロース	B	四・一%	二・八%
三九六	可塑化していないもの	B	四・一%	二・八%
三九七	可塑化したもの	B	四・一%	二・八%
三九八	ニトロセルロース(コロジオンを含む)	B	四・一%	二・八%
三九九	セルロースエーテル	B	四・一%	二・八%
四〇〇	カルボキシメチルセルロース及びその塩	B	四・一%	二・八%
四〇一	その他のもの	B	四・一%	二・八%
四〇二	天然の重合体(例えば、アルギン酸、及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たんばく質及び天然ゴムの化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く))	B	四・一%	二・八%
四〇三	アルギン酸並びにその塩及びエステル	B	四・一%	二・八%
四〇四	その他のもの	B	四・一%	二・八%
四〇五	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体(一次製品に限る)	B	四・一%	二・八%
四〇六	プラスチックのくず	B	四・一%	二・八%
四〇七	エチレンの重合体のもの	B	四・一%	二・八%
四〇八	スチレンの重合体のもの	B	四・一%	二・八%
四〇九	塩化ビニルの重合体のもの	B	四・一%	二・八%
四一〇	その他のプラスチックのもの	B	四・一%	二・八%
四一一	プラスチックの繊維で断面の最大寸法がミリメートルを超えるもの、プラスチックの繊維及びプラスチックの形状(表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く)	B	四・一%	二・八%
四一二	エチレンの重合体のもの	B	四・一%	二・八%
四一三	塩化ビニルの重合体のもの	B	四・一%	二・八%
四一四	その他のプラスチックのもの	B	四・一%	二・八%
四一五	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手(プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)	B	四・一%	二・八%
四一六	硬化したたんばく質又はセルロース系材料製の人造ガット(ワセーシキング)	B	四・一%	二・八%
四一七	硬化したたんばく質製のもの	B	四・一%	二・八%
四一八	その他のもの	B	四・一%	二・八%
四一九	管及びホース(硬質のものに限る)	B	四・一%	二・八%
四二〇	エチレンの重合体のもの	B	四・一%	二・八%

三九一七・二二	プロピレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九一七・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九一七・二九	その他のプラスチック製のもの	B	五・九%	*18 三・九%
三九一七・三二	その他のプラスチック製のもの	B		
三九一七・三三	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース(管径が二・六メガパスカル以上のものに限る)	B	五・八%	*12 三・九%
三九一七・三三	その他のもの(継手なしのものに限るものと、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く)	B	六・六%	*18 四・四%
三九一七・三三	その他のもの(継手付きのものに限るものと、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く)	B	五・八%	三・九%
三九一七・三九	塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九一七・四〇	継手	B	五・八%	*18 四・四%
三九一八	プラスチック製の圧入物(接着性を有するかわらないかを問わないものとし、ロール状又はダイヤル状のものに限る)並びにこの類の注りのプラスチック製の蓋面被覆材及び天井被覆材	B	四・六%	三・一%
三九一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	B	六・六%	*17 四・四%
三九一八・九〇	その他のプラスチック製のもの	B		
三九一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるか否かを問わない)	B	四・二%	*7 二・八%
三九一九・一〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	B	四・二%	*7 二・八%
三九一九・九〇	その他のもの	B	四・二%	*7 二・八%
三九二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多層性のもの並びに補強、層間で接着し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く)	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・四一	塩化ビニルの重合体製のもの	B	六・三%	*15 四・二%
三九二〇・四二	硬質のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九二〇・五一	軟質のもの	B	七・八%	*23 五・二%
三九二〇・五九	ポリメタクリル酸メチル製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・五九	その他のもの	B		
三九二〇・五九	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの	B		

三九二〇・六一	ポリカーボネート製のもの	B	五・二%	三・五%
三九二〇・六二	ポリエチレンテレフタレート製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・六三	その他の不飽和ポリエステル製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・六九	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	B	五・二%	三・五%
三九二〇・七一	再生セルロース製のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九二〇・七二	バルカナイズドファイバー製のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九二〇・七三	酢酸セルロース製のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九二〇・七九	その他のセルロース誘導体製のもの	B	四・六%	三・一%
三九二〇・九一	その他のプラスチック製のもの	B	五・八%	三・九%
三九二〇・九二	ポリビニルアルコール製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・九三	アミノ樹脂製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・九四	フェノール樹脂製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二〇・九四	その他のプラスチック製のもの	B	五・六%	*18 三・七%
三九二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	B		
三九二一・二一	多層性のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二一・二二	スチレンの重合体製のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九二一・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二一・二四	ポリウレタン製のもの	B	五・八%	*12 三・九%
三九二一・二九	再生セルロース製のもの	B	六・七%	*18 四・五%
三九二一・九〇	その他のプラスチック製のもの	B	六・一%	*17 四・一%
三九二一・九〇	その他のもの	B		
三九二一・一〇	プラスチック製の溶槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便器、便器用の便い、水洗用の水槽	B	七・二%	*21 四・八%
三九二一・二〇	便座及び便器用の便い	B	七・二%	*21 四・八%
三九二一・九〇	その他のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九二一・三〇	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の、また、キャップその他これらに類する物品	B	五・八%	三・九%
三九二一・三〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	B	五・八%	三・九%
三九二一・三二	袋(円すい状のものを含む)	B	五・八%	三・九%
三九二一・三二	エチレンの重合体製のもの	B	五・八%	三・九%
三九二一・三二	その他のプラスチック製のもの	B	五・八%	三・九%
三九二一・三二	紙、プラスチックその他これらに類する製品	B	五・八%	三・九%
三九二一・四〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	B	四・九%	*8 三・三%
三九二一・五〇	袋、また、キャップその他これらに類する物品	B	五・八%	三・九%
三九二一・九〇	その他のもの	B	五・八%	三・九%
三九二一・九〇	プラスチック製の食器用品、自家用品その他の家庭用品及び化粧用品	B	五・八%	三・九%
三九二一・一〇	食器用品及び自家用品	B	五・八%	三・九%

三九四・九〇	その他のもの	B	五・八%	三・九%
三九五・一〇	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く)	B		
三九五・二〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器(容積が二〇リットルを超えるものに限る)	B	五・八%	三・九%
三九五・三〇	戸及び扉並びにこれらの枠並びに戸の裏面、よろい戸、日付け(ベネチアンブラインドを含む)、その他これらに類する製品及びこれらの部分品	B	五・八%	三・九%
三九五・九〇	その他のもの	B	七・二%	*21 四・八%
三九六・一〇	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く)から成る製品	B	七・二%	*21 四・八%
三九六・二〇	事務用品及び学用品	B	七・二%	*21 四・八%
三九六・三〇	衣類及び衣類附属品(手袋を含む)	B	七・二%	*21 四・八%
三九六・四〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	B	七・二%	*21 四・八%
三九六・五〇	小機その他の装置品	B	七・二%	*21 四・八%
三九六・六〇	その他のもの	B	七・二%	*21 四・八%
四〇〇・一〇	自動車用のシヤシバね及びそのばね板	B	五・八%	三・九%
四〇〇・二〇	その他のもの	B	五・八%	三・九%
四〇〇・三〇	天然ゴム、パラ、グタペルカ、グアエール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る)	B	五・八%	三・九%
四〇〇・四〇	天然ゴムのラテックス(トリバールカナイズしてあるかないかを問わない)	B	五・八%	三・九%
四〇〇・五〇	その他の形状の天然ゴム	B	五・八%	三・九%
四〇〇・六〇	スモークドシート	B	五・八%	三・九%
四〇〇・七〇	技術的補修付をした天然ゴム(TSNR)	B	五・八%	三・九%
四〇〇・八〇	その他のもの	B	五・八%	三・九%
四〇〇・九〇	パラ、グタペルカ、グアエール、チクルその他これらに類する天然ゴム	B	五・八%	三・九%
四〇一・一〇	合成ゴム、油から製造したフタックス及び第四〇〇一項の物品とこの項の物品との混合物(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る)	B	五・八%	三・九%
四〇一・二〇	スチレン・ブタジエンゴム(SBR)及びカルボキシル化スチレン・ブタジエンゴム(XSBR)	B	五・八%	三・九%
四〇一・三〇	ラテックス	B	五・八%	三・九%
四〇一・四〇	その他のもの	B	五・八%	三・九%
四〇一・五〇	ブタジエンゴム(BR)	B	五・八%	三・九%
四〇一・六〇	インブテン・インブレンゴム(アチルゴム又はIIR)及びヘローイ・ブテン・インブレンゴム(CIIR及びBIIR)	B	五・八%	三・九%
四〇一・七〇	インブテン・インブレンゴム(ブチルゴム又はIIR)	B	五・八%	三・九%

四〇二・三九	その他のもの	B	無税	無税
四〇二・四〇	クロロブレンゴム(クロロブタジエンゴム又はCGR)	B	無税	無税
四〇二・四一	ラテックス	B	無税	無税
四〇二・四二	その他のもの	B	無税	無税
四〇二・四三	アクリロニトリル・ブタジエンゴム(NBR)	B	無税	無税
四〇二・四四	ラテックス	B	無税	無税
四〇二・四五	その他のもの	B	無税	無税
四〇二・四六	インブレンゴム(IIR)	B	無税	無税
四〇二・四七	エチレン・プロピレン・非共役ジエンゴム(EPDM)	B	無税	無税
四〇二・四八	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物	B	無税	無税
四〇二・四九	その他のもの	B	無税	無税
四〇二・五〇	ラテックス	B	無税	無税
四〇二・五一	その他のもの	B	無税	無税
四〇二・五二	再生ゴム(二次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る)	B	三・七%	無税
四〇二・五三	ゴム(硬質ゴムを除く)のくず並びにこれらから得た粉及び粒	B	三・七%	無税
四〇二・五四	配合ゴム(加硫しないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る)	B	三・七%	無税
四〇二・五五	カーボンブラック又はシリカを配合したもののデイスパージョン(第四〇・五・一〇号のものを除く)及び溶液	B	三・七%	無税
四〇二・五六	その他のもの	B	三・七%	無税
四〇二・五七	板、シート及びストリップ	B	三・七%	無税
四〇二・五八	その他のもの	B	三・七%	無税
四〇二・五九	天然ゴムのもの	B	三・七%	無税
四〇二・六〇	その他のもの	B	三・七%	無税
四〇二・六一	加硫しないゴムで、その他の形状のもの(例えは、棒、管及び形状、及び製品にしたもの、例えは、四角及びリン)	B	三・七%	無税
四〇二・六二	ゴムタイヤ更替用のキャメルバックストリップ	B	三・七%	無税
四〇二・六三	その他のもの	B	三・七%	無税
四〇二・六四	余及びびも(加硫したゴムのものに限る)	B	三・七%	無税
四〇二・六五	板、シート、ストリップ、棒及び形状(加硫したゴム(硬質ゴムを除く)のものに限る)	B	三・七%	無税
四〇二・六六	セルラーバーのものの	B	三・七%	無税
四〇二・六七	板、シート及びストリップ	B	三・七%	無税
四〇二・六八	その他のもの	B	三・七%	無税
四〇二・六九	セルラーバー以外のゴムのもの	B	三・七%	無税
四〇二・七〇	板、シート及びストリップ	B	三・七%	無税
四〇二・七一	その他のもの	B	三・七%	無税
四〇二・七二	管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製ののものに限るものとし、継手(例えは、ジョイント、エルボー及びフランジ)を取り付けてある	B	三・七%	無税

四〇〇九・一〇	他の材料により補強しないもの及び他の材料と組み合わせていないもの（継手なしのものに限る。）	B	四・六%	二・三%
四〇〇九・二〇	金具のみにより補強し又は金具のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	B	四・六%	二・五%
四〇〇九・三〇	紡錘用織物のみにより補強し又は紡錘用織物のみを組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	B	四・六%	二・五%
四〇〇九・四〇	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	B	四・六%	二・五%
四〇〇九・五〇*	継手付きのもの	B B	四・六%	二・五%
四〇一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。)	B B	四・六%	無税
四〇一〇・一〇	断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	B	四・九%	無税
四〇一〇・九一	その他のもの 幅が二〇センチメートルを超えるもの	B B	四・九%	一・九%
四〇一一	乗用自動車（新品のものに限る。） 兼用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの	B B	四・九%	一・九%
四〇一二・一〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 航空機に使用する種類のもの	B B B	無税	無税
四〇一二・二〇	モーターサイクルに使用する種類のもの	B B B	四・二%	無税
四〇一二・三〇*	公称の幅が一〇・六ミリメートルを超えるもの	B	無税	無税
四〇一二・四〇	その他のもの	B	無税	無税
四〇一二・五〇	自転車に使用する種類のもの	B B B	四・二%	無税
四〇二一・九一	その他のもの 杉、松、樺その他これに類するトレッドを有するもの	B B B	四・二%	無税
四〇二一・九九	自動車の使用するための（公称の幅が一〇・六ミリメートルを超えるものに限る。）	B B	四・二%	無税
四〇二二	その他のもの 自動車の使用するための（公称の幅が一〇・六ミリメートルを超えるものに限る。）	B B	無税	無税
四〇二二・一〇*	その他のもの ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、タフシオンタイヤ、交換性タイヤ、トレッド及びタイヤフラップ	B B	四・二%	無税
四〇二二・二〇	再生タイヤ 空気タイヤ（中古のものに限る。） 自動車に使用する種類のもの（公称の幅が	B	四・二%	無税

四〇二・二・九〇	その他のもの	五・八%	無税
四〇二・三・一〇	その他のもの	四・二%	無税
四〇三・一〇	ゴム製のインナーチューブ	六・五%	無税
四〇三・二〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレシーングラキを含む）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	四・二%	無税
四〇三・三〇	自転車に使用する種類のもの	六・五%	無税
四〇四・一〇	その他のもの	四・二%	無税
四〇四・二〇	衛生用又は医療用の製品（指套を含み、加硫したゴム（寝装ゴムを除く）、製のものに限るものとし、寝装ゴム製の取付具を有するが有しをいかを問わない）	四・二%	無税
四〇四・三〇	コンドーム	四・二%	無税
四〇四・四〇	その他のもの	四・二%	無税
四〇四・五〇	衣類及び衣類附品（手袋を含み、加硫したゴム（寝装ゴムを除く）、製のものに限るものとし、用途を問わない）	四・二%	無税
四〇五・一〇	手袋	四・二%	無税
四〇五・二〇	外科用のもの	四・二%	無税
四〇五・三〇	その他のもの	四・二%	無税
四〇五・四〇	その他のもの	四・二%	無税
四〇五・五〇	その他の製品（加硫したゴム（寝装ゴムを除く）、製のものに限るもの）	四・二%	無税
四〇六・一〇	セルラーパーティ製のもの	五・八%	無税
四〇六・二〇	その他のもの	五・八%	無税
四〇六・三〇	床用敷物及びマット	三・四%	無税
四〇六・四〇	滑しゴム	三・四%	無税
四〇六・五〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール	三・四%	無税
四〇六・六〇	防振材（膨らませることができてもかたないかを問わない）	三・四%	無税
四〇六・七〇	その他の製品（膨らませることができてもものに限る）	三・四%	無税
四〇六・八〇	その他のもの	三・四%	無税
四〇六・九〇	寝装ゴム（例えば、エポナイ、くずを含むもの	三・四%	無税
四〇七・一〇	形状を問わない）及びその製品	三・四%	無税
四〇七・二〇	牛又は馬製の動物の革（毛が付いていないものに	四・二%	無税
四〇七・三〇	限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く）	四・二%	無税

四〇四・一〇	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方 フィート（二・六平方メートル）以下のものに限 る。）	U	無税	
	なめしたものと再びなめしたものと（これ らを超える加工をしていないものに限るもの とし、スプリットしてあるかないかを問わ ない。）			
	クロムなめしたものと			
	その他のもの			
	各年度において政府で定める数量（以 下この項において「共通の限度数量」 （第一種のもの）という。）以内のもの	U	一五%	二二%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
	パーナメント仕上げをしたもの	B	七・五%	六%
	その他のもの			
	染色し、着色し又は模様付けしたもの 染色し又は着色したもの（本革革及び ローラーレザーを除く。）			
	各年度において政府で定める数量 （以下この項において「共通の限度 数量（第二種のもの）という。）以 内のもの	B	二〇%	一六%
	注 各年度において政府で定める 数量（共通の限度数量（第二種 のもの）は三・四二〇〇〇 平方メートルを下らない数量と する。）			
	その他のもの	B	六〇%	三〇%
	共通の限度数量（第二種のもの）以 内のもの	U	二〇%	一六%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
	その他のもの			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	一五%	二二%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
四〇四・二二	その他の牛革及び馬類の動物の革（なめしたも の及び再びなめしたもので、これらを超える加 工をしていないものに限るものとし、スプリット してあるかないかを問わない。）			
	牛革（植物性前なしをしたものに限る。）			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	一五%	二二%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
四〇四・三三	牛革（その他の前なしをしたものに限る。）			
	クロムなめしたものと			
	その他のもの			

四二〇四・二九	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	一五%	二二%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
	クロムなめしたものと			
	その他のもの			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	無税	無税
	その他のもの	U	一五%	二二%
	その他の牛革及び馬類の動物の革（パーナ メント仕上げをしたものと及びなめした後加工した ものに限る。）			
	フルグレン及びグレンスプリット			
四二〇四・三二	パーナメント仕上げをしたもの	B	七・五%	六%
	その他のもの			
	染色し、着色し又は模様付けしたもの 染色し又は着色したもの（本革革及び ローラーレザーを除く。）			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	B	二〇%	一六%
	その他のもの	B	六〇%	三〇%
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	二〇%	一六%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
	その他のもの			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	一五%	二二%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
	その他のもの			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	B	七・五%	六%
	その他のもの	B	六〇%	三〇%
	その他のもの			
	パーナメント仕上げをしたもの	B	七・五%	六%
	その他のもの			
	染色し、着色し又は模様付けしたもの 染色し又は着色したもの（本革革及び ローラーレザーを除く。）			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	B	二〇%	一六%
	その他のもの	B	六〇%	三〇%
	その他のもの			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	一五%	二二%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
	その他のもの			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	二〇%	一六%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
	その他のもの			
	共通の限度数量（第一種のもの）以 内のもの	U	一五%	二二%
	その他のもの	U	六〇%	三〇%
四二〇五	牛革（毛が付いていないものに限るものとし、第 二種のもの）	U	六〇%	三〇%

四〇五・一一	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五〇%
四〇五・一二	植物性面なめしをしたもの	無税	五〇%
四〇五・一三	その他の前なめしをしたもの	無税	五〇%
四〇五・一四	その紐のもの	無税	五〇%
四〇五・一五	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇五・一六	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇五・一七	その他のもの	六%	七五%
四〇五・一八	染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇%	六〇%
四〇五・一九	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇五・二〇	その他のもの	無税	六〇%
四〇六・一一	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇六・一二	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇六・一三	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇六・一四	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇六・一五	その他のもの	無税	五五%
四〇六・一六	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇六・一七	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇六・一八	その他のもの	六%	七五%
四〇六・一九	染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇%	六〇%
四〇六・二〇	共通の限度数量以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・一一	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・一二	その他の動物の革(毛が付いていないものに限る ものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の 革を除く。)	無税	五五%
四〇七・一三	その紐のもの	無税	五五%
四〇七・一四	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・一五	その他のもの	六%	七五%
四〇七・一六	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・一七	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・一八	その他のもの	六%	七五%
四〇七・一九	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・二〇	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・二一	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・二二	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・二三	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・二四	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・二五	その他のもの	無税	五五%
四〇七・二六	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・二七	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・二八	その他のもの	六%	七五%
四〇七・二九	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・三〇	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・三一	その他のもの	六%	七五%
四〇七・三二	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・三三	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・三四	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・三五	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・三六	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・三七	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・三八	その他のもの	無税	五五%
四〇七・三九	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・四〇	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・四一	その他のもの	六%	七五%
四〇七・四二	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・四三	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・四四	その他のもの	六%	七五%
四〇七・四五	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・四六	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・四七	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・四八	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・四九	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・五〇	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・五一	その他のもの	無税	五五%
四〇七・五二	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・五三	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・五四	その他のもの	六%	七五%
四〇七・五五	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・五六	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・五七	その他のもの	六%	七五%
四〇七・五八	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・五九	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・六〇	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・六一	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・六二	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・六三	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・六四	その他のもの	無税	五五%
四〇七・六五	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・六六	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・六七	その他のもの	六%	七五%
四〇七・六八	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・六九	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・七〇	その他のもの	六%	七五%
四〇七・七一	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・七二	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・七三	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・七四	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・七五	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・七六	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・七七	その他のもの	無税	五五%
四〇七・七八	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・七九	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・八〇	その他のもの	六%	七五%
四〇七・八一	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・八二	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・八三	その他のもの	六%	七五%
四〇七・八四	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・八五	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・八六	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・八七	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・八八	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・八九	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・九〇	その他のもの	無税	五五%
四〇七・九一	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・九二	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・九三	その他のもの	六%	七五%
四〇七・九四	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・九五	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・九六	その他のもの	六%	七五%
四〇七・九七	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・九八	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・九九	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・一〇〇	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・一〇一	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・一〇二	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・一〇三	その他のもの	無税	五五%
四〇七・一〇四	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・一〇五	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・一〇六	その他のもの	六%	七五%
四〇七・一〇七	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・一〇八	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・一〇九	その他のもの	六%	七五%
四〇七・一〇	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・一一	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・一二	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・一三	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・一四	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・一五	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・一六	その他のもの	無税	五五%
四〇七・一七	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・一八	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・一九	その他のもの	六%	七五%
四〇七・二〇	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・二一	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・二二	その他のもの	六%	七五%
四〇七・二三	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・二四	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・二五	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・二六	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・二七	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・二八	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・二九	その他のもの	無税	五五%
四〇七・三〇	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・三一	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・三二	その他のもの	六%	七五%
四〇七・三三	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・三四	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・三五	その他のもの	六%	七五%
四〇七・三六	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・三七	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・三八	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・三九	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・四〇	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・四一	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・四二	その他のもの	無税	五五%
四〇七・四三	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・四四	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・四五	その他のもの	六%	七五%
四〇七・四六	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・四七	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・四八	その他のもの	六%	七五%
四〇七・四九	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・五〇	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・五一	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・五二	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・五三	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・五四	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・五五	その他のもの	無税	五五%
四〇七・五六	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・五七	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・五八	その他のもの	六%	七五%
四〇七・五九	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・六〇	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・六一	その他のもの	六%	七五%
四〇七・六二	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・六三	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・六四	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・六五	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・六六	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・六七	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・六八	その他のもの	無税	五五%
四〇七・六九	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・七〇	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・七一	その他のもの	六%	七五%
四〇七・七二	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・七三	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・七四	その他のもの	六%	七五%
四〇七・七五	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・七六	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・七七	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・七八	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・七九	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・八〇	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・八一	その他のもの	無税	五五%
四〇七・八二	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・八三	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・八四	その他のもの	六%	七五%
四〇七・八五	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・八六	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・八七	その他のもの	六%	七五%
四〇七・八八	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・八九	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・九〇	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・九一	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・九二	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・九三	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・九四	その他のもの	無税	五五%
四〇七・九五	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・九六	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・九七	その他のもの	六%	七五%
四〇七・九八	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・九九	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・一〇〇	その他のもの	六%	七五%
四〇七・一〇	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・一一	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・一二	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・一三	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・一四	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・一五	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・一六	その他のもの	無税	五五%
四〇七・一七	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・一八	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・一九	その他のもの	六%	七五%
四〇七・二〇	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・二一	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・二二	その他のもの	六%	七五%
四〇七・二三	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・二四	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・二五	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・二六	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・二七	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・二八	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・二九	その他のもの	無税	五五%
四〇七・三〇	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・三一	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・三二	その他のもの	六%	七五%
四〇七・三三	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・三四	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・三五	その他のもの	六%	七五%
四〇七・三六	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・三七	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・三八	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・三九	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・四〇	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・四一	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・四二	その他のもの	無税	五五%
四〇七・四三	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後 加工したもの	六%	七五%
四〇七・四四	パーチメント仕上げをしたもの	六%	七五%
四〇七・四五	その他のもの	六%	七五%
四〇七・四六	染色し、着色し又は模様付けしたもの	八%	一〇%
四〇七・四七	植物性面なめしをしたもの	六%	七五%
四〇七・四八	その他のもの	六%	七五%
四〇七・四九	羊毛及びやぎ革について、各年度にお いて政府で定める数量(第四一〇六・ 二〇号において「共通の限度数量」と いう。)以内のもの	一六%	三〇%
四〇七・五〇	その他のもの	無税	六〇%
四〇七・五一	やぎ革 毛が付いていないものに限るものとし、 第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く)	無税	五五%
四〇七・五二	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを 超える加工をしないものに限るものとし、ス プリットしてあるかないかを問わない。)	無税	五五%
四〇七・五三	植物性面なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・五四	その他の前なめしをしたもの	無税	五五%
四〇七・五五	その他のもの	無税	

[illegible]

四〇二・二二	テントレザリ製のもの 携帯用化粧道具入れ（貴金屬、これを張り若しくはめつきた金、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの、うち、課税価格が一個につき六〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	二〇%	一六%
四〇二・二一	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のものの 携帯用化粧道具入れ（貴金屬、これを張り若しくはめつきた金、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの、うち、課税価格が一個につき六〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	一〇%	八%
四〇二・一九	その他のもの ハンドバッグ（鞆手が付いていないものを含むものとし、肩ひが付いているかないかを問わない） 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの、うち、課税価格が一個につき六〇〇円を超えるもの 革製又はバテントレザリ製のもの その他のもの	五・一%	四・一%
四〇二・一八	外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの、うち、課税価格が一個につき六〇〇円を超えるもの 革製又はバテントレザリ製のもの その他のもの	一七・五%	一四%
四〇二・一七	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの、うち、課税価格が一個につき六〇〇円を超えるもの その他のもの	一〇%	八%
四〇二・一六	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの、うち、課税価格が一個につき六〇〇円を超えるもの その他のもの	一〇%	八%
四〇二・一五	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・一四	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・一三	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・一二	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・一一	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・一〇	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇九	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇八	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇七	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇六	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇五	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇四	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇三	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇二	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%
四〇二・〇一	ボケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンボジションレザリ製又はバテントレザリ製のもの	一〇%	八%

品名	数量	単価	合計
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	100	1.00	100
財布（黄金、これを張り若しくはめつきた金、黄、半、真珠、さん）	100	1.00	100
（二）やうげ又はべつこを、使用したもの、の、製、価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	100	1.00	100
その他のもの	100	1.00	100
その他のもの	100	1.00	100
外面が革製、コンボジションレザー製又はパテントレザー製のもの	100	1.00	100
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	100	1.00	100
その他のもの	100	1.00	100
アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さん、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	100	1.00	100
木製のもの	100	1.00	100
その他のもの	100	1.00	100
衣類及び衣類付属品（革製又はコンボジションレザー製のものに限る。）	100	1.00	100
衣類	100	1.00	100
毛皮をトリミングとして使用したものと及び黄金、これを張り若しくはめつきた金、黄、半、真珠、さん、やうげ又はべつこを使用したもの	100	1.00	100
その他のもの	100	1.00	100
手袋、ミット及びビニール	100	1.00	100
特に運動用に製造したもの	100	1.00	100
毛皮付きのもの及び黄金、これを張り若しくはめつきた金、黄、半、真珠、さん、やうげ又はべつこを使用したもの	100	1.00	100
その他のもの	100	1.00	100
毛皮付きのもの及び黄金、これを張り若しくはめつきた金、黄、半、真珠、さん、やうげ又はべつこを使用したもの	100	1.00	100

[illegible]

四四〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	七・五%
四四〇一	のこくす及び木くす(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	五%
四四〇一・一〇	薪材	無税
四四〇一・二〇	のこくす及び木くす(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない)	無税
四四〇三	木材(粗のものに属するものとし、皮又は辺材をはいてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない)	無税
四四〇三・一〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	無税
四四〇三・二〇	針葉樹以外のもの	無税
四四〇三・三〇	針葉樹以外のもの	無税
四四〇三・三二	桐(さき属のもの)のもの	二・五%
四四〇三・三三	ふたはがき科のもの	無税
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	その他のもの(次の熱帯産木材のものに属も)	無税
四四〇三・三三	タークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	無税
四四〇三・三三	粗く角に又は太酸落としたもの	無税
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセイヤ、イエローメランチ及びアラン	無税
四四〇三・三三	粗く角に又は太酸落としたもの	無税
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス	無税
四四〇三・三三	クルイの又はカプールのもの	無税
四四〇三・三三	粗く角に又は太酸落としたもの	無税
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	オクメ、オベチエ、サペリ、シボ、アカジョ	無税
四四〇三・三三	アフリカ、マレ及びイロコ	無税
四四〇三・三三	ティアマ、マンソニア、イロンパ、ジベツ、リンバ及びアソベ	無税
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	オーク(コナ属のもの)のもの	無税
四四〇三・三三	ビーチ(アナ属のもの)のもの	無税
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	桐(さき属のもの)のもの	二・五%
四四〇三・三三	粗く角に又は太酸落としたもの	二・五%
四四〇三・三三	その他のもの	無税
四四〇三・三三	粗く角に又は太酸落としたもの	無税

品名	税率
トナリシケンバツ	無税
チークのもの	無税
かんながけし又はやすりがけしたもの	無税
その他のもの	無税
ふたばがき料のもの	一〇%
その他のもの	無税
オクメ、オベチエ、サペリ、シボ、アカジョ	無税
アフリカ、マコレ、イロコ、ティアマ、マン	無税
ソニア、イロンパ、ジベツ、リンバ及びアゾ	無税
ベ	無税
バボン、マホグニー（スウィエテニア属のもの）、インプイナ及びバルサ	無税
その他のもの	無税
かりん、つげ、たがやさん（カスイア・スイアメデ、紅木、したん又はこたんのもの）	二・五%
網（きり目のもの）のもの	一〇%
ふたばがき料のもの	六%
リグナムバイタのもの	無税
かんながけし又はやすりがけしたもの	無税
その他のもの	無税
薄板及び合板用单板	無税
いかも聞わない。）並びにその他の木材（難にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はワインガージョイントしたものであるかないかを問わない。）針葉樹のもの	無税
インセンシグダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	無税
その他のもの	無税
合板用单板	一五%
その他のもの	一五%
熱帯産木材、オークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボルリンパ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホグニー（スウィエテニア属のもの）、ブラシリアンローズウッド及びポアドローズワメルに属する。）のもの	一五%
合板用单板	一五%
その他のもの	一五%
かりん、つげ、たがやさん、カスイア・スイアメデ、紅木、したん又はこたんのもの、チークのもの	八%

四四〇・一〇	木製の小櫃その他の養育品	B		四四%	無税
四四〇・九〇	その他のもの				
四四二	寄せる木又は敷居した木材	U		一〇%	一〇%
四四二・一〇	その他のもの	B		四%	二七%
四四二・二〇	衣類用ハンガー	B		五八%	三九%
四四二・九〇	その他のもの	B		五八%	無税
	マッチの軸木				
	その他のもの	B		五七%	三八%
	かりん、つげ、たがやさん（カシア）、スィアムア、紅木、したん又はこくたん（しごこくたんを除く）のもの	B		一〇%	一〇%
	竹製のくし	B		五八%	三九%
	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	B		五八%	二九%
四五〇	その他のもの	B			
四五〇・一〇	天然コルク（組のもの及び単に調製したものに限る。）コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉碎したコルク	B		無税	無税
四五〇・二〇	天然コルク（組のもの及び単に調製したものに限る。）	B		無税	無税
四五〇・三〇	その他のもの	B		三七%	無税
四五〇・四〇	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む）の塊状、板状、シート又はストリップ状のものに限るとし、巻のブランケットで角が鋭いものを含む）天然コルクの製品	B		四八%	無税
四五〇・五〇	検査	B		四八%	無税
四五〇・六〇	その他のもの	B		四八%	無税
四五〇・七〇	縫業コルク（縫業剤を使用してあるかないかを問わない）及びその製品	B		四八%	無税
四五〇・八〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない）、及び円柱（中空でないものに限るとし、四邊を含む）	B		四八%	無税
四五〇・九〇	その他のもの	B		四八%	無税
四五〇・一〇〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する産物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、紙物、すだれその他の養育製品であるかないかを問わない）	B		四%	二七%
四六〇・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない）	B		四%	二七%

[illegible]

四七〇六・一〇	コットンリントーパルプ	無税
四七〇六・九一	その他のもの	無税
四七〇六・九二	機械パルプ	二・二%
四七〇六・九三	化学パルプ	二・二%
四七〇七	セミグミカルパルプ	二・二%
四七〇七・一〇	古紙	無税
四七〇七・二〇	さらでないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のものその他の紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く）	無税
四七〇七・三〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例へば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	無税
四七〇七・九〇	その他のもの（区分けしてない古紙を含む）	無税
四八〇一・一〇	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る）	無税
四八〇二	幅が八〇センチメートルを超えるロール状のもの	三・一%
	その他のもの	五・八%
	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の織布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一項又は第四八・三項の紙を除く）並びに手すきの紙及び板紙	四・二%
四八〇二・一〇	手すきの紙及び板紙	無税
四八〇二・二〇	写真感光紙、熱感紙又は感電紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	五・二%
四八〇二・三〇	カーボン原紙	五・二%
四八〇二・四〇	登録原紙	五・二%
	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る）	無税
四八〇二・五一	重量が二平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	六・六%
四八〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上の一五〇グラム以下のもの	無税
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき二五〇グラムを超えるもの	五・八%
四八〇二・六〇	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る）	五・八%
四八〇三・一〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッティンク及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む）	無税

四八〇四・四	のシート状のものに張るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものがあるかないかを問わない。 クラフト紙及びクラフト板紙(並布してないもの) でロール状又はシート状のものに限るものとし、 第四八〇四・二項又は第四八〇三項のものを除く。 クラフトライナー さらしてないもの	B	四・二%	無税
四八〇四・二	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・一九	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・二	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・二九	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・三	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・三九	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四二	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四三	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四四	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四五	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四六	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四七	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四八	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・四九	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五二	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五三	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五四	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五五	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五六	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五七	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五八	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税
四八〇四・五九	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの その他のもの	B B	三・五% 二・五%	無税

四八〇五	その他の紙及び板紙(並布してないものでロール状又はシート状のものに限る) 段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る) 多層紙の紙及び板紙 各層をさらしたものの 外層の一方のみをさらしたものの ジュートライナー その他のもの 三層以上のもので、両外層のみをさらしたものの その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・一〇	ジュートライナー及び中しん原紙 その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・二二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・二四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・二六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・二八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・三〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・三二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・三四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・三六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・三八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・四〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・四二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・四四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・四六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・四八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・五〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・五二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・五四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・五六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・五八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・六〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・六二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・六四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・六六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・六八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・七〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・七二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・七四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・七六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・七八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・八〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・八二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・八四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・八六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・八八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・九〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・九二	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・九四	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・九六	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・九八	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税
四八〇五・一〇〇	ジュートライナー その他のもの	B	二・五%	無税

[illegible]

四八〇・一二	無税 紙製コート紙	四一%
四八〇・二九	その他のもの	B
四八〇・三二	クラフト紙及びクラフト板紙(筆記用、印刷用) その他のグラファイト用に供する種類のものを除く)	B
四八〇・三三	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が「平方メートルにつき一五〇グラム以下」のもの	無税
四八〇・三六	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が「平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
四八〇・三九	その他のもの	B
四八〇・四一	その他の紙及び板紙	B
四八〇・九九	その他のももの	B
四八一	紙、紙、セルロースワッティング及びセルロース纖維のウェブ(ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施す又は印刷したものに限るものとし、第四八・一〇三項、第四八・一〇四項、第四八・一〇五項又は第四八・一〇六項の物品を除く)	無税
四八一・一〇	タイル、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	二・五%
四八一・一一	セルフアドヒージブのもの	B
四八一・一二	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	B
四八一・二二	セルフアドヒージブのもの	B
四八一・二九	その他のもの	B
四八一・三二	プラスチック(接着剤を除く)を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	三・九%
四八一・三三	さらしたもので重量が「平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	三・九%
四八一・三九	その他のもの	B
四八一・四〇	ろう、パラフィン、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	無税
四八一・九〇	ワックス、パラフィン又は油により処理した紙及び板紙	無税
四八一・九〇	た紙及び板紙	二・五%
四八一・九〇	その他のもの	B
四八一・九〇	その他の紙、板紙、セルロースワッティング及びセルロース纖維のウェブ	無税
四八一・九〇	製紙用パルプ製のフィルタープラック、フィルターストラップ及びフィルタープレート	無税
四八一・九〇	製造または用紙紙、特定の大きさで切り、小冊子	二%

四八二・一〇	小冊子又は同様のもの	B	五・八%	無税
四八二・二〇	ローラ状のもの(幅が五センチメートル以下のものに限る)	B	五・八%	無税
四八二・三〇	その他のもの	B	五・八%	無税
四八二・四〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びガラスペーパー	B	三・一%	無税
四八二・四一	インクレーンペーパー	B	三・一%	無税
四八二・四二	壁紙その他これに類する壁面被覆材(プラスチックを被覆し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けを施し、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る)	B	三・四%	無税
四八二・四三	壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は縫つてあるかないかを問わない)	B	五・七%	無税
四八二・四四	その他のもの	B	三・一%	無税
四八二・四五	紙又は紙質をもととした所載(特定の大きさに切つてあるかないかを問わない)	B	四・二%	無税
四八二・四六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び複写紙(箱入りしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く)並びに複写紙及び複写紙のオフセットペーパー(箱入りしてあるかないかを問わない)	B	四・二%	無税
四八二・四七	カーボン紙その他これに類する複写紙、セルフコピーペーパー	B	四・二%	無税
四八二・四八	その他のもの	B	四・二%	無税
四八二・四九	紙製又は紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	B	四・二%	無税
四八二・五〇	通信用カード	B	四・二%	無税
四八二・五一	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	B	四・二%	無税
四八二・五二	製紙用パルプ製、紙製、セルロースワッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、ティッシュクロス、ナフキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類付属品	B	四・二%	無税
四八二・五三	トイレットペーパー	B	四・二%	無税
四八二・五四	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	B	三・六%	無税
四八二・五五	ティッシュクロス及びナフキン	B	三・六%	無税
四八二・五六	生用用のナフキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品	B	二・一%	無税
四八二・五七	タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	B	三・六%	無税
四八二・五八	その他のもの	B	三・六%	無税
四八二・五九	衣類及び衣類付属品	B	三・二%	無税
四八二・六〇	紙製、紙製、セルロースワッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は紙製の書類、レタートレイその他これらに類する製品で事務用、商店等において使用する種類のもの	B	五・四%	無税
四八二・六一	段ボール製の箱及びケース	B	五・四%	無税
四八二・六二	紙製又は紙製の折畳み式の箱及びケース(段ボール製のものを除く)	B	五・四%	無税
四八二・六三	袋(底の幅が四センチメートル以上のものに限る)	B	五・七%	無税
四八二・六四	その他の袋(四角い形のものを除く)	B	五・七%	無税
四八二・六五	その他の包装容器(レコード用ジャケットを含む)	B	五・四%	無税
四八二・六六	書類、レタートレイ、持納箱その他これらに類する製品で事務用、商店等において使用する種類のもの	B	三・八%	無税
四八二・六七	紙製又は紙製の帳簿、会計帳簿、簿記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、簿記帳、帳取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、磁気式の事務用印刷機、挿入式カードセットその他の文房具及び事務用品、アルバム(見本用又は取集用のものに限る)並びにブックカバー	B	四・二%	無税
四八二・六八	帳簿、会計帳簿、簿記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	B	四・二%	無税
四八二・六九	バインダー(ブックカバーを除く)、書類挟み及びファイルカバー	B	四・二%	無税
四八二・七〇	磁気式の事務用印刷機及び挿入式カードセット	B	四・二%	無税
四八二・七一	挿入式カードセットその他の文房具及び事務用品	B	四・二%	無税
四八二・七二	アルバム(見本用又は取集用のものに限る)	B	四・二%	無税
四八二・七三	その他のもの	B	四・二%	無税
四八二・七四	紙製又は紙製のラベル(印刷してあるかないかを問わない)	B	四・二%	無税
四八二・七五	印刷したもの	B	四・二%	無税
四八二・七六	その他のもの	B	四・二%	無税
四八二・七七	製紙用パルプ製、紙製又は紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻機に使用してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない	B	四・二%	無税

[illegible]

五〇七	天然ぐす	一〇・五%	六・九%
五〇七・二〇	絹織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二・五%	一〇%
	その他のもの	一〇%	八%
五〇七・二〇	その他の織物（絹又はそのぐす・絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）		
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二・五%	二・五%
	その他のもの	一〇%	一〇%
五〇七・九〇	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二・五%	二・五%
五〇四・〇〇	羊毛 織物又は粗織物のぐす（反毛した繊維に限る。）	一〇%	一〇%
五〇五	羊毛 織物及び粗織物（カードし又はコムしたものの（ハ塊状のコムした羊毛を含む。）に限る。）	無税	無税
五〇五・一〇	羊毛（カードしたものに限る。）	無税	無税
五〇五・二二	羊毛のトップその他の羊毛（コムしたものに限る。）	無税	無税
五〇五・二九	小舞状のもの（コムしたものに限る。）	無税	無税
	その他のもの	三・五%	無税
	ローピング	無税	無税
五〇五・三〇	その他のもの	三・五%	無税
	織物毛（カードし又はコムしたものに限る。）	無税	無税
	ローピング	無税	無税
	その他のもの	三・五%	無税
五〇五・四〇	粗織毛（カードし又はコムしたものに限る。）	三・五%	無税
	ローピング	無税	無税
五〇六	その他のもの	無税	無税
	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	四%	二・七%
五〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	四%	二・七%
五〇六・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	四%	二・七%
五〇七	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	四%	二・七%
五〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	四%	二・七%
五〇七・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	四%	二・七%
五〇八	紡毛糸及び紡毛糸（織物毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	三・七%	二・五%
五〇八・一〇	紡毛糸	三・七%	二・五%
五〇八・二〇	羊毛製又は織物毛製の糸（小売用にしたものに限る）	三・七%	二・五%

[illegible]

五二・一三〇	その他のもの その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る) 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・一九〇	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・二一〇	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・二一九	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・二二〇	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%

五二・一三〇	その他のもの その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る) 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・一九〇	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・二一〇	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・二一九	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%
五二・二二〇	その他のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・三%

合成品若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率が一・九% (その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率) は、当該従量税率)
五〇五・二 二二・五アセテート繊維以上七・四二九アセテート繊維未満のもの (メートル式番手二四を越え四三以下のもの) 合成品若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率が一・九% (その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率) は、当該従量税率)
五〇五・三 一九・二アセテート繊維以上二・一五六アセテート繊維未満のもの (メートル式番手四三を越え五二以下のもの) 合成品若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの (マーセライズしたものを除く)	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率が一・九% (その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率) は、当該従量税率)
五〇五・四 二・二五アセテート繊維以上二・一三二アセテート繊維未満のもの (メートル式番手五を越え八〇以下のもの) 合成品若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率が一・九% (その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率) は、当該従量税率)

五〇五・二 二二・五アセテート繊維以上七・四二九アセテート繊維未満のもの (メートル式番手二四を越え四三以下のもの) 合成品若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの (マーセライズしたものを除く)	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率が一・九% (その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率) は、当該従量税率)
五〇五・三 一九・二アセテート繊維以上二・一五六アセテート繊維未満のもの (メートル式番手四三を越え五二以下のもの) 合成品若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの (マーセライズしたものを除く)	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率が一・九% (その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率) は、当該従量税率)
五〇五・四 二・二五アセテート繊維以上二・一三二アセテート繊維未満のもの (メートル式番手五を越え八〇以下のもの) 合成品若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率が一・九% (その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率) は、当該従量税率)

五〇五・二二	一三三・五六デシテックス以上一四二・九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え二二以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	B 八・四% B 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)
五〇五・二三	一九二・三デシテックス以上二二二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの(マーセライズしたものを除く)	B 八・四% B 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)
五〇五・二四	二二五デシテックス以上二九二・三デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの(マーセライズしたものを除く)	B 八・四% B 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)

五二〇五・二二	二二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの(マーセライズしたものを除く)	B 八・四% B 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)
五二〇五・二三	二二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの(マーセライズしたものを除く)	B 八・四% B 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)
五二〇五・二四	二二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白していないもの(マーセライズしたものを除く)	B 八・四% B 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 二・八%(その率一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	B B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)	五〇五・三二 構成する単糸が三・一五六デシテックス以上 七・四二九デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手一四を超え四三 以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの その他のもの	B B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)	五〇五・三三 構成する単糸が二・二五デシテックス以上 二・二二九デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下の もの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの その他のもの	B B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)	五〇五・三四 構成する単糸が二・二五デシテックス以上 二・二二九デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下の もの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの その他のもの	B B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)
---	--	--	--	---	--	---	--

五〇五・三五 構成する単糸が二・二五デシテックス未満の もの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超 えるもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの その他のもの	B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)	五〇五・四一 マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コーム した繊維製のものに限る) 構成する単糸が七・四二九デシテックス以 上のもの(構成する単糸がメートル式番手一 四以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの その他のもの	B B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)	五〇五・四二 構成する単糸が三・一五六デシテックス以 上七・四二九デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手一四を超え四三 以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの その他のもの	B B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)	五〇五・四三 構成する単糸が二・二五デシテックス以上 二・二二九デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下の もの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの その他のもの	B B 八・四% 五・六% 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率) 二・八% (その率 が二・四%の従量 税率より低いとき は、当該従量税率)
---	--	--	--	--	--	---	--

五〇五・四三	構成する単糸が一九二・三デシテックス以上三三・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)	が一千グラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率は、当該従量税率
五〇五・四四	構成する単糸が二五デシテックス以上一九二・三デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの)	B 二・八%(その率二・三%(その率が一千グラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)
五〇五・四五	構成する単糸が二五デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの)	B 八・四%

五〇六・一	他の繊維を混ぜたもの	B 二・八%(その率二・三%(その率が一千グラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)
五〇六・二	綿糸(綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものと、綿糸及び小売用にしたものを除く)単糸(コームした繊維製のものを除く)七四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの)	B 八・四%
五〇六・三	一九二・三デシテックス以上三三・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの)	B 二・八%(その率二・三%(その率が一千グラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率)
五〇六・四	二五デシテックス以上一九二・三デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの)	B 八・四%

超え八〇以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の(一〇%)を超えるもの その他のもの	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%
---	---	---	---	---

その他のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の(一〇%)を超えるもの その他のもの	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%	二・八%(その率が一・九%(その率がキログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)は、当該従量税率) 五・六%
--	---	---	---	---

五〇六・三三 構成する単糸が一九・二デシテックス以上二・二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四二を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五〇六・三四 構成する単糸が二・二五デシテックス以上一九・二・二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 二・八％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 五・六％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五〇六・三五 構成する単糸が二・二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 二・八％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 五・六％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五〇六・四一 マルチアルヤーン及びゲルヤーン（コームした繊維製のものに限る） 構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの	B B 二・八％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 五・六％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五〇六・四二 構成する単糸が二・二五デシテックス以上二・二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四二を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	B 二・八％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五〇六・四三 構成する単糸が二・二五デシテックス以上二・二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 二・八％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 五・六％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五〇六・四四 構成する単糸が二・二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 二・八％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 五・六％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五〇六・四五 マルチアルヤーン及びゲルヤーン（コームした繊維製のものに限る） 構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの	B B 二・八％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 五・六％（その率が一千ログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

五〇七・一〇	綿糸(小売用したものに限るものとし、縫糸を除く) 綿糸の重量が全重量の八五%以上のもの 一個の重量が二五グラム以下のも その他のも 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B 二・八%(その率が一キログラムにつき二四の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 四・四%	B 二・八%(その率が一キログラムにつき二四の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 四・四%	B 二・八%(その率が一キログラムにつき二四の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 四・四%	B 二・八%(その率が一キログラムにつき二四の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 四・四%
五〇七・九〇	その他のもの 一個の重量が二五グラム以下のも その他のも 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B 四・四%	B 四・四%	B 四・四%	B 四・四%
五〇八	縫織物(綿糸の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇グラム以下のもに限る) 漂白してないもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇グラム以下のも 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B 八・四%	B 八・四%	B 八・四%	B 八・四%
五〇八・一一	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇グラム以下のも 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%

五〇八・一二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%
五〇八・一三	三枚織り又は四枚織り(破れ針文織りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%	B 五・六%(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) B 八・四%
五〇八・一九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B 八・四%	B 八・四%	B 八・四%	B 八・四%

その他のもの	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	その他のもの	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	その他のもの	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	その他のもの	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%
--------	---	---	--------	--	---	--------	---	---	--------	---	---

三枚綴り又は四枚綴り(破れ紙文綴りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 先染めしたもの	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 先染めしたもの	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 先染めしたもの	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 先染めしたもの	B 五・六%(その率三・七%(その率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率) B 八・四%
---	---	---	---	--	---	--	---	--	---	--	---

その他のもの ポプリン	その他のもの	五〇八・三二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの 先染めしたもの	その他のもの ポプリン	その他のもの
B 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率) 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	B 五・六% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一四一銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率) 三・七% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	五〇八・三二	B 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率) 三・七% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	B 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率) 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	B 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率) 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)

五〇八・三三	三枚織り又は四枚織り(被れ針文織りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	五〇八・三九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	五〇八・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの ギンガム及びポプリン	その他のもの
B 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	B 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	五〇八・三九	B 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率) 三・七% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	五〇八・四一	B 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)	B 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率) 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税併用の税率より低いときは、当該従価税併用の税率)

五〇八・四二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの ギンガム及びポプリン	当該従価税従量併用の税率 八・四％ 五・六％	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)
五〇八・四三	三枚繰り又は四枚繰り(縦れ斜文織りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 五・六％	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)
五〇八・四九	その他の繊維 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 五・六％	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)

五〇八・五一	なせんしたもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの うけつ染めのもの	当該従価税従量併用の税率 八・四％ 五・六％	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)
五〇八・五二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇％を超えるもの その他のもの うけつ染めのもの	八・四％ 五・六％	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)	五・六％(その率三・七％(その率が四・四％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率) 四・四％(その率が二・九％及び一平方メートルにつき二四・五二銭の従価税従量併用の税率より低いときは、当該従価税従量併用の税率)

五〇九	その他のもの ポプリン	B 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率
五〇八・五三	三枚綴り又は四枚綴り(縦れ斜文綴りを 含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率
五〇八・五九	その他の繊維 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率
五〇九	繊維物(線の重量が全重量の八五％以上で、重量 が一平方メートルにつき二〇グラムを超えるもの に限る) 漂白してないもの	B B 八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率

五〇九・一一	平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率
五〇九・一二	三枚綴り又は四枚綴り(縦れ斜文綴りを 含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率
五〇九・一九	その他の繊維 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率
五〇九・二二	漂白したもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの その他のもの	B B 八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率) 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き二四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、 当該従価従量併用 の税率)	税率

五〇九・三二	三枚綴り又は四枚綴り(破れ針文綴りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)
五〇九・三二	三枚綴り又は四枚綴り(破れ針文綴りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)
五〇九・三二	三枚綴り又は四枚綴り(破れ針文綴りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)
五〇九・三二	三枚綴り又は四枚綴り(破れ針文綴りを含む)のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)

五〇九・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)
五〇九・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)
五〇九・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)
五〇九・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	より低いときは、 当該従価率 の税率	八・四% 五・六%	五・六%(その率 三・七%の率 より低いときは、 当該従価率 の税率)

五〇九・四九 その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)
--	--	--	--	--

五〇九・五九 その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの その他のもの	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の従 価従量併用の税率 より低いときは、当 該従価従量併用の 税率)
--	--	--	--	--

五二〇・一九	その他の繊維 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のもの	平方メートルにつき平方メートルにつき一四・五一銭の従価 価税率 より低いときは、 当該従価税率の 税率	七・四〇%
五二〇・二二	漂白したもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のもの の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	八・四〇% 五・六〇% その率 が四・四〇%及び一 平方メートルにつき 平方メートルにつき 一四・五一銭の従 価税率 より低いときは、 当該従価税率の 税率	七・四〇%
五二〇・二三	三枚縫織り又は四枚縫織り(破れ斜文織りを含む)のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のもの の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ	八・四〇% 五・六〇% その率 が四・四〇%及び一 平方メートルにつき 平方メートルにつき 一四・五一銭の従 価税率 より低いときは、 当該従価税率の 税率	七・四〇%

五二〇・一九	その他の繊維 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のもの	平方メートルにつき平方メートルにつき一四・五一銭の従価 価税率 より低いときは、 当該従価税率の 税率	七・四〇%
五二〇・二二	漂白したもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のもの の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	八・四〇% 五・六〇% その率 が四・四〇%及び一 平方メートルにつき 平方メートルにつき 一四・五一銭の従 価税率 より低いときは、 当該従価税率の 税率	七・四〇%
五二〇・二三	三枚縫織り又は四枚縫織り(破れ斜文織りを含む)のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のもの の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ	八・四〇% 五・六〇% その率 が四・四〇%及び一 平方メートルにつき 平方メートルにつき 一四・五一銭の従 価税率 より低いときは、 当該従価税率の 税率	七・四〇%

五二〇・三三	三枚綴り又は四枚綴り(縦れ斜文綴りを 含む)のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二〇・三九	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二〇・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B B	五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 八・四% 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率)

五二〇・四二	三枚綴り又は四枚綴り(縦れ斜文綴りを 含む)のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二〇・四九	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二〇・五一	なせんしたの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B B	五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 八・四% 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率)	五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率) 五・六% (その率 が四・四%及び一 四・五%の間の 値に従って算出 される) 又は、当 該従価率算出の 税率)

これらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 八・四% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一四・一銭の従価量併用の税率より低いときは、当該従価量併用の税率)	五二〇・五二 三枚綴り又は四枚綴り(破れ斜文綴りを含む)のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 一一・二% 七・四%	五二〇・五九 その他の繊維 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 一一・二% 七・四%	五二二 経緯物の重量が全重量の八五%未満のもので、遺田繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇グラムを超えないもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 一一・二% 七・四%	五二二・一九 その他の繊維 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 一一・二% 七・四%
--	--	--	-------------------------------	--	-------------------------------	---	-------------------------------	--	-------------------------------

五二二・二九	その他の織物	B	八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の 従量併用の税率 より低いときは、 当該従量併用の 税率)	B	八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の 従量併用の税率 より低いときは、 当該従量併用の 税率)
五二二・三二	三枚織り又は四枚織り(破れ斜文織りを 含む)のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二％ 七・四％	B	八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の 従量併用の税率 より低いときは、 当該従量併用の 税率)
五二二・二二	漂白したもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二％ 七・四％	B	八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の 従量併用の税率 より低いときは、 当該従量併用の 税率)

五二二・三二	三枚織り又は四枚織り(破れ斜文織りを 含む)のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二％ 七・四％	B	八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の 従量併用の税率 より低いときは、 当該従量併用の 税率)
五二二・三二	漂白したもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミ、合成繊維又はアセテート繊維のも の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の二〇％を超えるもの(経緯糸のうち いずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維 又はアセテート繊維のものを除く) その他のもの	B	一一・二％ 七・四％	B	八・四％ 五・六％(その率 が四・四％及び一 平方メートルにつ き一四・五二銭の 従量併用の税率 より低いときは、 当該従量併用の 税率)

五二二	その他の繊維物 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 漂白してないもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミール、合成纖維又はアセテート纖維のもの の 合成纖維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミール、合成纖維又はアセテート纖維のものを除く） その他のもの	B	八・四％ 五・六％（その率三・七％（その率が四・四％及び一・九％及び一平方メートルにつき一四・五錢の従價從量併用の税率より低いときは、当該從價從量併用の税率） B	五・六％（その率三・七％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五錢の従價從量併用の税率より低いときは、当該從價從量併用の税率） B
五二二・一一	その他の繊維物 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 漂白してないもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミール、合成纖維又はアセテート纖維のもの の 合成纖維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミール、合成纖維又はアセテート纖維のものを除く） その他のもの	B	一・一二％ 七・四％ B	五・六％（その率三・七％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五錢の従價從量併用の税率より低いときは、当該從價從量併用の税率） B
五二二・一二	漂白したもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミール、合成纖維又はアセテート纖維のもの の 合成纖維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミール、合成纖維又はアセテート纖維のものを除く） その他のもの	B	一・一二％ 七・四％ B	五・六％（その率三・七％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五錢の従價從量併用の税率より低いときは、当該從價從量併用の税率） B

五二二・一四 量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)
五二二・一四 異なる色の糸から成るもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)
五二二・一五 なせんしたもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)
重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)

五二二・二二 漂白してないもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)
五二二・二三 漂白したもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)
五二二・二三 漂白したもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く)その他のもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)
重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B B 八・四% 五・六% 五・六%(その率三・七%の率が四・四%及び一が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価償還率併用の税率より低いときは、当該従価償還率併用の税率)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

品名	重量	割合	備考
その他の織物（「クヌチャード加工をしたホリ エステル」の長繊維の重量が全重量の八五％以上 のものに限る。）	100%	六・六%	
漂白してないものと及び漂白したものと	100%	八・八%	
その他のもの	100%	五・七%	
特定合成繊維のみから成るもの並びに	100%	七・一%	
特定合成繊維及びアセテート繊維のみ	100%	八・八%	
から成るもの	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
漂白したものと	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
特定合成繊維のみから成るもの並びに	100%	八・八%	
特定合成繊維及びアセテート繊維のみ	100%	八・八%	
から成るもの	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
異なる色の糸から成るもの	100%	八・八%	
絹の重量が全重量の（一〇％を超えるもの）	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
特定合成繊維のみから成るもの並びに	100%	八・八%	
特定合成繊維及びアセテート繊維のみ	100%	八・八%	
から成るもの	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
なせんしたものと	100%	八・八%	
絹の重量が全重量の（一〇％を超えるもの）	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
特定合成繊維のみから成るもの並びに	100%	八・八%	
特定合成繊維及びアセテート繊維のみ	100%	八・八%	
から成るもの	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
その他の織物（「クヌチャード加工」をしてない ポリエステル」の長繊維の重量が全重量の八五％ 以上のものに限る。）	100%	八・八%	
絹の重量が全重量の（一〇％を超えるもの）	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
特定合成繊維のみから成るもの並びに	100%	八・八%	
特定合成繊維及びアセテート繊維のみ	100%	八・八%	
から成るもの	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
漂白してないものと及び漂白したものと	100%	八・八%	
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重 量の八五％以上のものに限る。）	100%	八・八%	
絹の重量が全重量の（一〇％を超えるもの）	100%	八・八%	
漂白してないものと及び漂白したものと	100%	八・八%	
その他のもの	100%	八・八%	
特定合成繊維又はこれとアセテート織	100%	八・八%	

[illegible]

[illegible][illegible]

五五〇五	人造纖維のくす(ノール、糸くず及び反毛した纖維を含む)	一〇%	六・六%
五五〇六	合成纖維のもの	四三%	無税
五五〇六・一〇	再生纖維又は半合成纖維のもの	無税	無税
五五〇六・二〇	合成纖維の短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る)	一〇%	六・六%
五五〇六・三〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	一〇%	六・六%
五五〇六・四〇	ポリエステルもの	一〇%	六・六%
五五〇七・〇〇	合成纖維又はこれとアセテート纖維を含む せたまの重量が全重量の五〇%を超える もの	一〇%	六・六%
五五〇八	再生纖維又は半合成纖維の短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る)	五二%	三・五%
五五〇八・一〇	アセテート纖維又はこれと合成纖維を合わせ たまの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
五五〇八・二〇	その他のもの	一〇%	六・六%
五五〇九	人造纖維の短繊維のものに属するものと、 小売用にしたものであるかないかを問わない	一〇%	六・六%
五五〇九・一〇	合成纖維の短繊維のもの	一〇%	六・六%
五五〇九・二〇	再生纖維又は半合成纖維の短繊維のもの	一〇%	六・六%
五五〇九・三〇	アセテート纖維又はこれと合成纖維を含む せたまの重量が全重量の五〇%を超える もの	一〇%	六・六%
五五〇九・四〇	その他のもの	一〇%	六・六%
五五〇九・五〇	合成纖維の紡績糸、縫糸及び小売用にしたものを 除く	六%	四%
五五〇九・六〇	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が 全重量の八五%以上のもの	一〇%	六・六%
五五〇九・七〇	絹糸	一〇%	六・六%
五五〇九・八〇	マルチアルヤーン及びケープアルヤーン	一〇%	六・六%
五五〇九・九〇	ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	一〇%	六・六%
五五〇九・一〇〇	絹糸	一〇%	六・六%
五五〇九・一〇一	マルチアルヤーン及びケープアルヤーン	一〇%	六・六%
五五〇九・一〇二	その他の紡績糸(合成纖維の短繊維の重量が全 重量の八五%以上のものに限る)	一〇%	六・六%
五五〇九・一〇三	絹糸	一〇%	六・六%
五五〇九・一〇四	マルチアルヤーン及びケープアルヤーン	一〇%	六・六%
五五〇九・一〇五	その他の紡績糸(合成纖維の短繊維の重量が全 重量の八五%以上のものに限る)	一〇%	六・六%

五五〇九・四一	マルチプルヤーン及びケーアルヤーン	一〇%	六・六%
五五〇九・五一	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）		
	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
五五〇九・五一	その他のもの	六%	四%
	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの		
五五〇九・五三	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
	その他のもの	六%	四%
五五〇九・五九	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
	その他のもの	六%	四%
五五〇九・六一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
	その他のもの	六%	四%
五五〇九・六二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
	その他のもの	六%	四%
五五〇九・六九	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
	その他のもの	六%	四%
五五〇九・九一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%
	その他のもの	六%	四%

[illegible]

五五二三・二二	その他のもの ポリエステル短繊維のもの(三枚縫織り又は四枚縫織り(破れ斜文織りを含む))のものに限る。	B	一〇%	七・一%
五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	ポリエステル短繊維のその他の織物 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・一九	その他の織物 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	ポリエステル短繊維のもの(平織りのものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	ポリエステル短繊維のもの(三枚縫織り又は四枚縫織り(破れ斜文織りを含む))のものに限る。	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%

五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	ポリエステル短繊維のその他の織物 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%
五五二三・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二二・五% 一〇%	八・八% 七・一%

[illegible]

五五・四・二二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のものに限る。)	B	二・五%	八・二%
五五・四・二二	漂白したもの ポリエステル短繊維のもの(平織りのもの に限る。) 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの ポリエステル短繊維のもの(二枚織り又は 四枚織り(破れ耐文織りを含む。))のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの ポリエステル短繊維のもの(二枚織り又は 四枚織り(破れ耐文織りを含む。))のもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの ポリエステル短繊維のもの(二枚織り又は 四枚織り(破れ耐文織りを含む。))のもの	B B	二・五% 一〇%	八・二% 六・六%
五五・四・二二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二・五% 一〇%	八・二% 六・六%
五五・四・二二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二・五% 一〇%	八・二% 六・六%

五五・四・三二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二・五% 一〇%	八・二% 六・六%
五五・四・三二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二・五% 一〇%	八・二% 六・六%
五五・四・三二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二・五% 一〇%	八・二% 六・六%
五五・四・三二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のものに限る。)	B B	二・五% 一〇%	八・二% 六・六%

[illegible]

五五・二九 その他のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B B 二・五% 一〇% 八・二% 六・六%
五五・九一 その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B B 二・五% 一〇% 八・二% 六・六%
五五・九二 その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は綿羊毛のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B B 二・五% 一〇% 八・二% 六・六%
五五・九二 その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は綿羊毛のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B B 二・五% 一〇% 八・二% 六・六%
五五・九九 その他のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B 一〇% 六・六%
五五・一〇 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の綿物 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B B 二・五% 一〇% 八・二% 六・六%
五五・一一 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の綿物 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B B 二・五% 一〇% 八・二% 六・六%
五五・一二 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の綿物 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 細の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。) その他のもの	B B 二・五% 一〇% 八・二% 六・六%

五五・一六・二三	異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの	B	六%	四%
五五・一六・二四	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
五五・一六・二二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
五五・一六・二二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B B	一〇% 六%	七・一% 四・三%
五五・一六・二三	(アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B	二・五%	八・二%
五五・一六・二四	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維若しくは合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
五五・一六・二二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維若しくは合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
五五・一六・二二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維若しくは合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%

五五・六・三二	絹の重量が全重量の二〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 漂白したもの	B	二・五%	八・八%
五五・六・三三	異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 異なる色の糸から成るもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
五五・六・三四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの なせんしたもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの なせんしたもの	B B	二・五% 六%	八・二%

五五・六・四二	を越えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重 量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は 大部分が綿のもの 漂白してないもの及び漂白したもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 漂白したもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
五五・六・四三	異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 異なる色の糸から成るもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%
五五・六・四四	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの なせんしたもの	B B	二・五% 六%	八・二%
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一 方がこれらの繊維のものに限る) その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を 合わせたものの重量が全重量の五〇%を 超えるもの、経緯糸のうちいずれか 一方がこれらの繊維のもの及び絹の重 量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 漂白したもの	B B	一〇% 六%	六・六% 四%

[illegible]

五六〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの	B	八・四%	五・六%
五六〇二・九〇	その他のもの	B	八・四%	五・六%
五六〇三・〇〇	不織布(染みませ、塗布し、被覆し又は積層したもの)であらうか否かを問わない。 芳族族ポリアミド繊維製のもの(電気絶縁用のものに限る)。	B	七%	無税
五六〇四	その他のもの	B	六・四%	四・三%
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る)並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染みませ、塗布し又は被覆したものに限る)。	B	四・九%	三・三%
五六〇四・二〇	強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染みませ又は塗布したものに限る)。	B	四%	二・七%
五六〇四・九〇	その他のもの	B	四・九%	三・三%
	ゴムを染みませ又は塗布したもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	四・九%	三・三%
	綿製のもの	B	二・八%	一・九%
	その他のもの	B	二・八%	一・九%
	金糸を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粒状の金糸と結合したもの及び金糸で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるか否かを問わない)。	B	七%	四・七%
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を主に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を主に使用したジンプヤーンを除く)、シニールヤーン(フロックシニールヤーンを含む)及びルーアウエルヤーン	B	八%	五・三%
五六〇七	その他のもの	B	一〇%	六・六%

五六〇七・一〇	若しくは被覆したものであらかんを問わない。 第五二・〇三項のジュートその他の紡織用繊維製のもの	B	一〇%	無税
五六〇七・二九	サイヤルその他のアグリーフ属の紡織用繊維製のもの	B	六%	無税
五六〇七・三〇	結束用又は包装用のひも	B	六%	四%
五六〇七・四一	その他のもの	B	三・七%	二・五%
五六〇七・四九	アバカ(マニラ麻又はムサ・タクステイリス)その他の硬質繊維製のもの	B	八%	五・二%
五六〇七・五〇	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの	B	八%	五・二%
五六〇七・九〇	結成用又は包装用のひも	B	四・九%	三・三%
五六〇八・一〇	その他のもの	B	八%	五・二%
五六〇八・二一	結成用又は包装用のひも	B	八%	五・二%
五六〇八・九〇	その他のもの	B	九・六%	六・三%
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、網又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く)、要麻製、ラミー製、大麻製、ジュートその他紡織用繊維製、マニラ麻製、サイヤル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	B	四・九%	三・三%
五六〇一	その他のもの	B	八%	五・三%
五六〇二・一〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであらかんを問わない)。	B	四・九%	三・三%
五六〇二・九〇	羊毛製又は織物毛製のもの	B	二・二%	七・九%

品名	数量	単価	合計
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・33	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・34	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・35	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・36	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・37	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・38	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・39	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%
添加系が合成纖維又はアセテート纖維のもの	5801・40	10%	6・6%
その他のもの		6%	4%
その他のもの		5・2%	3・5%

五八〇六・四〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る組織物類(ボルドック)	B	八%	五・三%
五八〇七	紡織用繊維から成るラベル、パッチその他のこれらに類する物品(反物又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものと、ししゅうしたものを除く。)	B	八%	五・三%
五八〇七・一〇	織つたもの	B	八%	五・三%
五八〇七・九〇	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%
五八〇八	組ひも及び装飾用トリミング(そのままだ特定の用途に供しないものに限るものと、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたものと及びメリヤス織み又はクロセ織みのものを除く。)並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	B	一〇%	六・六%
五八〇八・一〇	組ひも(そのままだ特定の用途に供しないものに限る。)	B	一〇%	六・六%
五八〇八・九〇	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五八〇九・〇〇	全農糸又は第五六・一〇五項の全農糸を交えた糸の織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものと、他の項に該当するものを除く。)	B	七%	四・七%
五八一〇	ししゅう布(モチーフを含む。)	B	二・四%	一四・二%
五八一〇・一〇	その他のししゅう布	B	二・四%	一四・二%
五八一〇・九一	織製のもの	B	二・四%	一四・二%
五八一〇・九二	人造繊維製のもの	B	二・四%	一四・二%
五八一〇・九三	その他の紡織用繊維製のもの	B	二・四%	一四・二%
五八一〇・九九	織製その他の方法により紡織用繊維の(一)以上の層と非織造材料とを重合させた反物状のキルティングした物品(第五八・一〇項のししゅう布を除く。)	B	二・四%	一四・二%
五八一・一〇〇	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は層化したもの	B	五・二%	三・五%
	その他のもの	B	五・二%	三・五%
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(絹製のものを除く。)	B	二・五%	八・二%
	絹糸系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	五・六%(その率三・七%の率が一四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価)及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価	六・六%
	織製のもの	B	五・六%(その率三・七%の率が一四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価)	六・六%
	その他のもの	B	五・六%(その率三・七%の率が一四・四%及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価)	六・六%
	その他のもの	B	八%	五・三%
五九〇一	書籍装丁その他これに類する用途に供する種類	B	八%	五・三%

五九〇一・一〇	紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、面用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	B	四・九%	三・三%
五九〇一・二〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの	B	四・九%	三・三%
五九〇二	その他のもの	B	六%	四%
五九〇二・九〇	タイヤードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)	B	五・二%	三・五%
五九〇二・一〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	B	五・二%	三・五%
	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は層化したもの	B	八・七%	五・八%
	その他のもの	B	八・七%	五・八%
	特定合成繊維のみから成るものと並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八・七%	五・八%
	注「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニレン繊維及びビニロン繊維をいう。	B	八・七%	五・八%
五九〇二・二〇	ポリエステル製のもの	B	一〇%	六・六%
五九〇二・九〇	その他のもの	B	五・二%	三・五%
五九〇三	紡織用繊維の織物類プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は層化したものと、第五九・一〇(二)項のものを除く。	B	五・二%	三・五%
五九〇三・一〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は層化したもの	B	五・二%	三・五%
五九〇三・二〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は層化したもの	B	五・二%	三・五%
五九〇三・九〇	その他のもの	B	五・二%	三・五%
五九〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの(特定の形状に切つてあるかないかを問わない。)	B	五・二%	三・五%
五九〇四・一〇	リノリウム	B	五・二%	三・五%
五九〇四・九一	その他のもの	B	五・二%	三・五%
五九〇四・九二	ニードルルームフェルト又は不織物を基布とするもの	B	五・八%	三・九%
五九〇五	その他の紡織用繊維を基布とするもの	B	五・八%	三・九%
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の表面被覆材	B	五・八%	三・九%
五九〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類(第五九・一〇二項のものを除く。)	B	八%	五・三%
五九〇六・一〇	接着テープ(幅が二〇センチメートル以下のもの)	B	八%	五・三%

六〇〇・一・三〇	綿製又は人造纖維製のもの その他のもの	八・二%	五・四%
	綿が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	八%	五・三%
	模様編みの組織を有するもの		
	綿製のもの		
	ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの		
	その他のもの	一九・六%	七・八%
	その他のもの	一九・六%	九・八%
	ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの		
	その他のもの	二二%	五・六%
	その他のもの	二二%	七・九%
	綿製又は人造纖維製のもの	八・二%	五・四%
	その他のもの	八%	五・三%
	その他の織物（たてりやス織みのものに限るものとし、ガルシメリヤス機により編んだものをまじむ）		
六〇〇・一・四一	羊毛製又は織物毛製のもの	二二%	七・九%
六〇〇・一・四二	綿製のもの	一九・六%	九・八%
六〇〇・一・四三	人造纖維製のもの	二二%	七・九%
六〇〇・一・四九	その他のもの	二二%	七・九%
六〇〇・一・九一	羊毛製又は織物毛製のもの		
	模様編みの組織を有するもの	二二%	七・九%
	その他のもの	八%	五・三%
六〇〇・一・九二	綿製のもの		
	模様編みの組織を有するもの	一九・六%	九・八%
	その他のもの	八・四%	五・六%
六〇〇・一・九三	人造纖維製のもの		
	模様編みの組織を有するもの	二二%	九・六%
	その他のもの		
	合成纖維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の五%を超えるもの	一〇%	六・六%
	その他のもの	六%	四%
六〇〇・一・九九	その他のもの		
	模様編みの組織を有するもの	二二%	七・九%
	その他のもの	八%	五・三%
六〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アフラックスキージャケットをまじむ、ウインドサーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（フリヤス織み又はクロセ織みのものに限るものとし、第六一・一〇三項のものを除く）		
六〇一・一〇	羊毛製又は織物毛製のもの		

六二〇・二〇	織製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・三〇	人造織製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・九〇	その他の紡織用織製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・二〇	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロース、アシラック（スキージャケットを含む）、ウインドンヤーク、ウインドンジャケットその他これらに類する製品（ペリヤス織み又はクロセ織みのものにも係るものとし、第六一・〇四項のものを除く。） 羊毛製又は織製毛製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・二〇	総製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・二〇	人造織製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・二九〇	その他の紡織用織製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・三〇	男子用のスリーブ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く）（ペリヤス織み又はクロセ織みのものに係るもの） スーツ 羊毛製又は織製毛製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの 及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六二〇・三二	合成繊維製のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％

六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの の及び模倣品の組織を有するもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・二一	アンサンブル 羊毛製又は織物製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・二二	結製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・二三	合成繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・三一	ジャネット及びブレザー 羊毛製又は織物製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・三二	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・三三	合成繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びジョーズ 羊毛製又は織物製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇三・四二	結製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％

六二〇四・二二	アンサンブル 羊毛製又は織物製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・三三	合成繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びジョーズ 羊毛製又は織物製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・四二	結製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・四三	合成繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・四四	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・四九	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キョロツスカ、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びジョーズ（水着を除く）（ペリヤス編み又はクロセ編みのものに限る） スーツ 羊毛製又は織物製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣品の組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％ 一〇・九％ 一〇・九％

六〇四・三二	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	八・四％ 八・四％
六〇四・三三	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・三三	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・三九	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・四一	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・四二	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・四三	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・四四	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・五一	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・五二	羊毛製又は繊維毛製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％

六〇四・五三	合成繊維製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・五九	合成繊維製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・六一	合成繊維製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・六二	合成繊維製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・六三	合成繊維製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇四・六九	合成繊維製のもの の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇五・一〇	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） その他のもの	B B	一六・八％ 一四％	一〇・九％ 一〇・九％
六〇五・二〇	男子用のシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B B	一六・八％ 一四％ 一一・二％	一〇・九％ 一〇・九％ 七・四％
六〇五・九〇	男子用のシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ の及び模様織込みの組織を有するもの その他のもの	B B B	一六・八％ 一四％ 一一・二％	一〇・九％ 一〇・九％ 七・四％

六〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス (メリヤス織み又はクロセ織みのものに限る) 縫製のもの	一六・八%	一〇・九%
六〇六・一〇	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ボロシャツその他これらに類するシャツ	一一・一%	七・四%
	ツ		
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び襷織織みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%
	その他のもの	一四%	九・一%
六〇六・二〇	人造繊維製のもの ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ボロシャツその他これらに類するシャツ	一一・一%	七・四%
	ツ		
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び襷織織みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%
	その他のもの	一四%	一〇・九%
六〇六・九〇	その他のもの その他の紡織用繊維製のもの ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ボロシャツその他これらに類するシャツ	一一・一%	七・四%
	ツ		
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び襷織織みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%
	その他のもの	一四%	一〇・九%
六〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス織み又はクロセ織みのものに限る)	一一・一%	七・四%
	パンツ、ズボン下及びブリーフ		
	縫製のもの	一一・一%	七・四%
六〇七・一	人造繊維製のもの	一一・一%	七・四%
六〇七・二	その他の紡織用繊維製のもの	一一・一%	七・四%
六〇七・一九	ナイトシャツ及びパジャマ	一一・一%	七・四%
六〇七・二一	縫製のもの	一一・一%	七・四%
六〇七・二二	人造繊維製のもの	一一・一%	七・四%
六〇七・二三	その他の紡織用繊維製のもの	一一・一%	七・四%
六〇七・二九	その他のもの	一一・一%	七・四%
六〇七・九一	縫製のもの バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ししゅうしたもの、レースを使用したもの		

[illegible]

六〇八・九九	その他のもの その他の紡織用繊維製のもの ネグリジェ、バスローブ、ドレッシング ガウンその他これらに類する製品 しゅうしたものの、レースを使用した もの及び模倣編みの組織を有するもの その他のもの その他のもの	B B B	一一・二%	七・四%
六〇九	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌 着（メリヤス類又はクロセ編みのものに限る） 縫製のもの 異なる色の糸から成るものと及ばないした もの	B B B	一一・二%	八・四% 八・四% 七・四%
六一〇九・一〇	しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣編みの組織を有するもの その他のもの その他のもの その他のもの	B B B	一六・八% 一四% 一一・一%	一〇・九% 一〇・九% 七・四%
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 異なる色の糸から成るものと及ばないした もの	B B B	一六・八% 一四% 一一・一%	一〇・九% 一〇・九% 七・四%
六一〇	しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣編みの組織を有するもの その他のもの その他のもの ジャージー、フルオーバー、カーディガン、ベス トその他これらに類する製品（メリヤス類又は クロセ編みのものに限る） 羊毛製又は織物製のもの	B B B	一六・八% 一四% 一一・二%	一〇・九% 一〇・九% 七・四%
六一〇・一〇	しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣編みの組織を有するもの その他のもの その他のもの	B B	一六・八% 一四%	一〇・九% 一〇・九%
六一〇・二〇	しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣編みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八% 一四%	一〇・九% 一〇・九%
六一〇・三〇	しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣編みの組織を有するもの その他のもの トレナー その他のもの 人造繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの の及び模倣編みの組織を有するもの その他のもの	B B B	一六・八% 一四% 一四%	一〇・九% 一〇・九% 九・一%
六一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの しゅうしたものの、レースを使用したもの	B B	一六・八% 一四%	一〇・九% 一〇・九%

[illegible]

[illegible]

[illegible][illegible]

六〇四・六三	その他のも 合成繊維製のもの	B	一四%	九・一
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%
	その他のもの	B	一四%	九・一
六〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの	B	二〇%	一〇%
	毛皮付きのもの	B	一四%	九・一
	その他のもの	B	一四%	九・一
六〇五	男子用のシャツ	B	二・二%	七・四
六〇五・一〇	羊毛髪又は織髪毛製のもの	B	二・二%	七・四
六〇五・二〇	縫製のもの	B	二・二%	七・四
六〇五・三〇	人造繊維製のもの	B	二・二%	七・四
六〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	二・二%	七・四
六〇六・一〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	B	二・二%	九%
	綿織のくすを含む、製のもの	B	二〇%	一〇%
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%
	その他のもの	B	一四%	一〇%
六〇六・二〇	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャ ツその他これらに類するシャツ	B B	二・二%	九・一
	羊毛髪又は織髪毛製のもの	B	二〇%	一〇%
	毛皮付きのもの	B	二・二%	七・四
	その他のもの	B	二・二%	七・四
六〇六・三〇	綿製のもの	B	二〇%	一〇%
	毛皮付きのもの	B	二・二%	九・一
	その他のもの	B	二・二%	七・四
六〇六・四〇	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャ ツその他これらに類するシャツ	B B	二・二%	七・四
	人造繊維製のもの	B	二〇%	一〇%
	毛皮付きのもの	B	二・二%	九・一
	その他のもの	B	二・二%	七・四
六〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	二〇%	一〇%
	毛皮付きのもの	B	二・二%	九・一
	その他のもの	B	二・二%	七・四
六〇七	男子用のシグレットその他これに類する肌着 パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、バ ジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他 これらに類する製品	B B	二・二%	七・四

[illegible][illegible]

[illegible]

六三〇四	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く) ベッドスプレッド	B	八%	五・二%
六三〇四・一一	メリヤス織み又はクロセ織みのもの ししゅうしたもので、レースを使用したもの の及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八% 一四% 一〇・九%	九・一%
六三〇四・一九	その他のもの 縫製のもの 重麻製又はラミー製のもの その他のもの ししゅうしたもので、レース製のもの及び レースを使用したもの その他のもの	B B B B B	一一・二% 一一・二% 一四・七% 八%	七・四% 七・九%
六三〇四・九一	その他のもの メリヤス織み又はクロセ織みのもの ししゅうしたもので、レースを使用したもの の及び模様織みの組織を有するもの その他のもの	B B	一六・八% 一四%	一〇・九% 九・一%
六三〇四・九二	縫製のもの(メリヤス織み又はクロセ織みの ものを除く) 合成繊維製のもの(メリヤス織み又はクロセ 織みのものを除く)	B B	一一・二% 八%	七・四% 五・二%
六三〇四・九三	その他の紡織用繊維製のもの(メリヤス織み 又はクロセ織みのものを除く) 亜麻製又はラミー製のもの その他のもの	B	一一・二%	七・九%
六三〇四・九九	ししゅうしたもので、レース製のもの及び レースを使用したもの その他のもの	B B	一四・七% 八%	六・四% 五・二%
六三〇五	包装に使用する種類の袋 第五三・〇三項のシートの他の紡織用繊維 織製のもの 使用したもの その他のもの	B B	無税 二〇%(その半が 一キログラムにつ き二四の従量税 率、低いときは、 当該従量税率)	無税 無税
六三〇五・二〇	縫製のもの 人造繊維材料製のもの ポリエステル又はポリプロピレンのストリッ プ又はこれに類するものから製造したもの その他のもの	B B B	六% 四・九% 八%	四% 三・二% 五・二%
六三〇五・三九	その他の紡織用繊維製のもの ターボリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、 セイルボード用又はランドクラフト用のものに限 る)	B B	四・九%	三・二%

六三〇六・一一	る)並びにキャンプ用品 ターボリン及び日よけ	B	八・四%	五・六%
六三〇六・一二	縫製のもの 合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの	B B B	八・四% 六% 六%	四% 四%
六三〇六・一九	テント	B	八・四%	五・六%
六三〇六・二二	縫製のもの 合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの	B B B	八・四% 六% 六%	四% 四%
六三〇六・二九	帆	B	六%	四%
六三〇六・三三	合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの	B B	六%	四%
六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの 空気マットレス	B B	六%	四%
六三〇六・四一	縫製のもの その他の紡織用繊維製のもの	B B	八・四%	五・六%
六三〇六・四九	その他のもの 縫製のもの その他の紡織用繊維製のもの	B B	六%	四%
六三〇六・九一	その他の紡織用繊維製のもの その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、 製品にしたものに限る)	B B	八・四%	五・六%
六三〇六・九九	その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、 製品にしたものに限る)	B B	六%	四%
六三〇七・一〇	床掃除用の布、洗濯用の布、ぞうきんその他 これらに類する清掃用の布 縫製のもの その他のもの 救急用衣及び救命帯 縫製のもの その他のもの	B B B B B B	九・八% 七% 九・八% 七% 七%	六・五% 四・七% 六・五% 四・七%
六三〇七・九〇	その他のもの 縫製のもの その他のもの	B B	九・八% 七%	六・五% 四・七%
六三〇八・〇〇	縫製と糸から成るセット(浴用品を有するが有し ないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、 ししゅうを施したテーブルクロス又はナフキンそ の他これらに類する紡織用繊維製品を作るための もので、小売用の包装をしたものに限る)	B B	八・七%	五・八%
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品 ばら及びくず(ひも、網若しくはケーブル又はこ れらの製品のものに限る)(紡織用繊維のものに 限る)	B B	八・七%	五・八%
六三〇一〇・一〇	縫製したもの その他のもの	B B	無税	無税
六三〇一〇・九〇	防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はガラス チック製のものに限るものとし、縫合、リベット 締め、くぎ打ち、ねじ締め、ブラク止めその他こ れらに類する方法により甲を底に固定し又は組み 立てたものを除く)	B B	無税	無税
六四〇一・一〇	履物(保護用の金属製トイキャップを有するも の)	B B	無税	無税

[illegible][illegible]

六四〇三・五一

その他の履物（本底が革製のものに限る。）
くるぶしを覆うもの

室内用履物
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの

体操用、競技用その他これらに類する
用途に供する履物

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

六四〇三・五九

その他のもの
スリッパその他の室内用履物

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの
体操用、競技用その他これらに類する
用途に供する履物

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの
中底の長さが一九センチメートル
以下のもの

その他のもの

その他の履物

六四〇三・九一

くるぶしを覆うもの
本底がゴム製又はコンボジションレザー
製の履物（室内用履物を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する
用途に供する履物
その他のもの

共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの
体操用、競技用その他これらに類する
用途に供する履物

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの

本底がゴム製又はコンボジションレザー
製の履物（スリッパその他の室内用履物
を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する
用途に供する履物

その他のもの
共通の限度数量以内のもの
その他のもの

その他のもの
中底の長さが一九センチメートル
以下のもの

その他のもの

その他のもの

スリッパ及び体操用、競技用その他
これらに類する用途に供する履物
その他のもの
共通の限度数量以内のもの

	その他のもの	U	六〇%	その率が 一足につき四八 一足につき四三 〇〇円の従量税率 より低いときは、 当該従量税率	当該従量税率
履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	B	一〇%	八%	
スポーツ用の履物及びサニッシュューズ、パスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズの他これらに類する履物	その他のもの	U	三〇%	二四%	
甲に毛皮を使用したもの（スリッパを除く。）	共通の限度数量以内のもの	U	三〇%	二四%	
その他のもの	その他のもの	U	三〇%	二四%	
地下及びキャンパスシューズ	その他のもの	B	一〇%	六七%	
その他のもの	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	B	一〇%	八%	
甲に毛皮を使用したもの	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	U	三〇%	二四%	
共通の限度数量以内のもの	その他のもの	U	三〇%	二四%	
その他のもの	本底が革製のもの、甲に毛皮を使用したものを除く。）	U	三〇%	二四%	
キャンパスシューズ	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	U	三〇%	二四%	

共通の限度数量以内のもの	B	二・六%	その他のもの	B	一七・三%
甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く）	B	六〇% その率が 一足につき四・八 〇〇円の従量税率 より低いときは、 当該従量税率	その他のもの	B	三〇% その率が 一足につき四・三 〇〇円の従量税率 より低いときは、 当該従量税率
共通の限度数量以内のもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
甲が革製又はコンボジョシネラー製のものの（甲が革製のもの（甲がコンボジョシネラー製のものに限る）	U	六〇% その率が 一足につき四・八 〇〇円の従量税率 より低いときは、 当該従量税率	その他のもの	U	三〇% その率が 一足につき四・三 〇〇円の従量税率 より低いときは、 当該従量税率
甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く）	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
共通の限度数量以内のもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
その他のもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
本底がゴム製、プラスチック製又はコンボジョシネラー製のもの（甲がコンボジョシネラー製のものに限る）	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
その他のもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
甲が紡織用繊維製のもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
その他のもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンボジョシネラー製のもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
甲に毛皮を使用したもの	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%
甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びス	U	三〇%	その他のもの	U	二・六%

[illegible]

六八〇二・一〇	その部分及び島の綿毛並びにこれらの製品(この項には、第六〇五・〇五項の物品並びに加工した羽織及び羽織を含む。)	五・八%	三・九%
六八〇二・一〇	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	一〇%	六・六%
六八〇二・一〇	プラスチック製のもの	五・八%	三・九%
六八〇二・一〇	その他の材料製のもの	無税	無税
六八〇三・〇〇	人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限り)及び羊毛、獣毛その他の紡績用繊維(かつらその他のこれに類する物品の製造用に製されたものに限り)	無税	無税
六八〇四	人髪	三・二%	無税
六八〇四・一一	その他のもの	無税	無税
六八〇四・一九	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かつらその他のこれらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡績用繊維製のものに限り)及び人髪製品(他の項に該当するものを除く)	四・八%	無税
六八〇四・二〇	合成繊維材料製のもの	四・八%	無税
六八〇四・二〇	かつら(完成品に限る)	四・八%	無税
六八〇四・二〇	その他のもの	四・八%	無税
六八〇四・九〇	人髪製のもの	四・八%	無税
六八〇一・〇〇	その他の材料製のもの	四・八%	無税
六八〇一	紡績用の石、緑石及び敷石(天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く)	一・九%	無税
六八〇二・一〇	加工した石(緑石又は敷石の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第六八・〇一〇項の物品を除く)、天然石(スレートを含む)、製のモザイクキューブその他のこれに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む)の板、細片及び粉)	無税	無税
六八〇二・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む)であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一定が七センチメートル未満の正方形により包含することができるとに限り)並びに人工的に着色した板、細片及び粉	無税	無税
六八〇二・二二	その他の石(緑石又は敷石の石及びその製品(単に切り又はのこりでひいたもので、表面が平らなものに限る))	無税	無税
六八〇二・二二	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税	無税
六八〇二・二三	その他の石(緑石)	無税	無税
六八〇二・二九	花こう岩	無税	無税
六八〇二・二九	その他の石	無税	無税
六八〇二・二九	その他のもの	無税	無税
六八〇二・二九	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税	無税
六八〇二・二九	その他の石(緑石)	無税	無税

六八〇二・九三	花こう岩	無税	無税
六八〇二・九三	その他の石	無税	無税
六八〇三・〇〇	スレート(加工したものに限る)、スレート製品及び複合スレート製品	三・二%	無税
六八〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールその他これらに類する物品(粉砕用、研磨用、磨光用又は切断用のものに限り)のとし、フレム付きのもの(を除く)及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、複合天然石製又は人造の研磨材料製又は陶磁製のもの(この項の物品については、他の材料の部分品を有するかないかを問わない)	四・二%	二・二%
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン(製粉用、製粉用又はパルプ用のものに限り)	四・二%	二・二%
六八〇四・二二	その他のもの	二・七%	一・五%
六八〇四・二二	その他のミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールその他これらに類する物品	四・二%	二・二%
六八〇四・二二	複合天然石製又は天然のグラインドストーン製のもの	四・二%	二・二%
六八〇四・二二	その他の複合天然石製又は天然のグラインドストーン製のもの	二・七%	一・五%
六八〇四・二二	その他のもの	二・七%	一・五%
六八〇四・二二	天然石製のもの	四・九%	二・六%
六八〇四・二二	手研ぎ用砥石	六・五%	三・五%
六八〇五・一〇	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡績用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品(特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない)	六・五%	三・五%
六八〇五・一〇	紡績用繊維の織物のみに付着させたもの	六・五%	三・五%
六八〇五・一〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	六・五%	三・五%
六八〇五・一〇	その他の材料に付着させたもの	六・五%	三・五%
六八〇六	スラグワール、ロックワールその他これらに類する鉱物性ワール及びはく離させたパーミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する鉱物性ワール(これらの相互の混合物を含むものとし、パルク状、シート状又はロール状のものに限る)	四・二%	無税
六八〇六・一〇	はく離させたパーミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに	四・二%	無税

[illegible]

[illegible]

七〇三・二一	根ガラス(金属の網又は糊を入れたものを除く)色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものその他のもの	B	四・二%	無税
七〇三・一九	板ガラス(金属の網又は糊を入れたものに限る)	B	四・八%	無税
七〇三・二〇	薄型ガラス	B	四・二%	無税
七〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く)板ガラス(色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る)	B	四・二%	無税
七〇四・一〇	その他のもの	B	四・二%	無税
七〇四・九〇	厚さが四ミリメートル以下のもの	B	三・二%	無税
七〇五	その他のもの フロー—板ガラス及び厚さ板ガラス 吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く) 金属の網又は糊を入れてないガラスで吸収層又は反射層を有するもの	B	四・八%	無税
七〇五・一〇	金属の網又は糊を入れてないその他のガラス色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を磨いたもの	B	七・九%	四・二%
七〇五・二二	厚さが四ミリメートル以下のもの	B	七・九%	四・二%
七〇五・二九	その他のもの	B	五・八%	四・二%
七〇五・三〇	金属の網又は糊を入れたもの	B	七・九%	四・二%
七〇六・〇〇	ガラス—第七〇・〇項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、繰加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、持付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く)	B	七・九%	無税
七〇七	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る)強化ガラス	B	一・九%	無税
七〇七・一一	車間用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に準ずる寸法及び形状のもの	B	六・六%	無税
七〇七・一二	自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に準ずる寸法及び形状のもの	B	六・六%	無税
七〇七・一九	その他のもの	B	六・六%	無税
七〇七・二九	合わせガラス	B	六・六%	無税
七〇八・〇〇	車間用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に準ずる寸法及び形状のもの	B	六・六%	無税
七〇九	その他のもの	B	一・九%	無税
七〇九	断熱用複層ガラス	B	一・九%	無税
七〇九	ガラス鏡(持付きであるかないかを問わないもの)	B	一・九%	無税

七〇・九・一〇	バックミラー（車両用のものに限る。）	四・八%	無税
七〇・九・九二	その他のもの	四・八%	無税
七〇・九・九二	枠付きでないもの	四・八%	無税
七〇・一〇	枠付きのもの	四・八%	無税
七〇・一〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）	四・二%	無税
七〇・一〇・九〇	保存用ジャー及び燈、よたその他のこれらに類する物品	四・九%	無税
七〇・一	アンブル	四・九%	無税
七〇・一・一〇	その他のもの	四・九%	無税
七〇・一・二〇	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陸軍用管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	四・九%	無税
七〇・一・九〇	電灯用のもの	四・九%	無税
七〇・二・一〇	陸軍用管用のもの	四・九%	無税
七〇・二・二〇	その他のもの	四・九%	無税
七〇・二・三〇	魔法瓶その他の真空管管用のガラス製の瓶	四・二%	無税
七〇・二・四〇	ガラス製品（食器用、合所用、化粧用、事務用室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	五・八%	三・一%
七〇・三・一〇	ガラスセラミックス製のもの	五・八%	三・一%
七〇・三・二〇	コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	五・八%	三・一%
七〇・三・二二	給ガラス製のもの	五・八%	三・一%
七〇・三・二九	その他のもの	五・八%	三・一%
七〇・三・三二	食器用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	七・二%	三・九%
七〇・三・三三	給ガラス製のもの	七・二%	三・九%
七〇・三・三三	線膨脹係数が温度二〇度から二〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき、一〇〇・〇〇〇分の五厘のもの	七・二%	三・九%
七〇・三・三九	その他のもの	七・二%	三・九%
七〇・三・三九	その他のガラス製品	七・二%	三・九%
七〇・三・三九	鉛ガラス製のもの	七・二%	三・九%
七〇・四・〇〇	その他のもの	四・五%	無税
七〇・五	ガラス製の番号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	四・五%	無税
七〇・五	時計用ガラスその他これらに類するガラス及び鏡用（視力矯正用であるか否かを問わない。）のガラス（画面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用中の球面ガラス及びそのセグメント	四・五%	無税

七〇五・一〇	視力矯正眼鏡用のガラス	三六%	無税	七〇九・三二	トレス、ボードその他これらに類する織つてない物品	四・六%	無税
七〇五・九〇	その他のもの	三六%	無税	七〇九・三三	薄いシート（ボイル）	四・六%	無税
七〇六	ガラス製の鏡像用ブロック、スラブ、レンガ、タイルその他の建築又は装飾に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、鏡その他これらに類する形状の多量ガラス			七〇九・三九	その他のもの	四・六%	無税
七〇六・一〇	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない）、ステンドグラスその他これに類するガラス	四・二%	無税	七〇九・九〇	その他のガラス製品（加工してあるかないかは格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む）	一・七%	無税
七〇六・九〇	その他のもの	四・二%	無税	七〇一・一〇	天然真珠	三・七%	無税
七〇七	ステンドグラスその他これに類するガラス	一・九%	無税	七〇一・二二	養殖真珠	三・七%	無税
七〇七・一〇	その他のもの	五・八%	三・一%	七〇一・二二	加工してないもの	三・七%	無税
七〇七・二〇	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない）	四・九%	無税	七〇一・二三	加工したもの	三・七%	無税
七〇七・七〇	石英ガラス製のもの		無税	七〇二・一〇	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く）		無税
七〇七・九〇	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三三・〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一・〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る）製のもの	三・六%	無税	七〇二・二二	差別してないもの		無税
七〇八	その他のもの	三・六%	無税	七〇二・二九	工業用のもの		無税
七〇八・一〇	ガラス製のピース、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く）、ガラス製の服（人体用のものを除く）、ランプ加工をしたガラス製の小鏡その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く）、並びにガラス製のマイクロスファイア（直径が一ミリメートル以下のものに限る）	三・六%	無税	七〇二・三二	加工してないもの及び単にびき、クリープし又はブルーチしたもの		無税
七〇八・二〇	ガラス製のピース、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する細貨	一〇%	八%	七〇二・三九	食石及び半食石（加工してあるかないかは格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない食石（ダイヤモンドを除く）又は半寶石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む）	二・五%	無税
七〇八・九〇	ガラス製のマイクロスファイア（直径が一ミリメートル以下のものに限る）	一〇%	六・六%	七〇二・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く作つたもの		無税
七〇九	その他のもの	一〇%	六・六%	七〇三・九一	その他の加工をしたもの	三・一%	無税
七〇九・一〇	ガラス繊維（ガラスウールを含む）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	四・二%	無税	七〇三・九九	食石又は半食石の寶石及び半寶石（加工してあるかないかは格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の寶石又は半寶石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む）	三・一%	無税
七〇九・二〇	スライパル、ローピング、糸及びチャップドストランド	四・六%	無税	七〇四・一〇	ビュエレクトリッククオーツ		無税
七〇九・三〇	織物（細織物を含む）	五・一%	無税	七〇四・二〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る）		無税

[illegible]

七〇八・三	メートル以下のもの 厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの 厚さが三ミリメートル未満のもの	B	四・九%	*1 無税
七〇八・二四	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点二七五メガパスカル以上のものと及び厚さが三ミリメートル以上のものにあっては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で造いてないものに限る） 四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一・二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B B	四・九%	*1 無税
七〇八・三一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一・二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B B	四・九%	*1 無税
七〇八・三二	その他のもの その他のもの 厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B B	五・八%	*2 無税
七〇八・三三	その他のもの 厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B B	四・九%	*1 無税
七〇八・三四	その他のもの 厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B B	五・八%	*2 無税
七〇八・三五	その他のもの 厚さが三ミリメートル未満のものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B B	四・九%	*1 無税
七〇八・四一	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で造いてないものに限る） 四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一・二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る） その他のもの 厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る） その他のもの 厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る）	B B	四・九%	*1 無税
七〇八・四二	その他のもの 厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る）	B	四・九%	*1 無税
七〇八・四三	その他のもの 厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る）	B	四・九%	*1 無税

[illegible]

七〇九・三一	厚さが三ミリメートル以上のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七〇九・三二	その他のもの	B	B	五・八％	*2 無税
七〇九・三三	厚さが三ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七〇九・三三	その他のもの	B	B	五・八％	*2 無税
七〇九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七〇九・三四	その他のもの	B	B	五・八％	*2 無税
七〇九・四一	厚さが三ミリメートル以上のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七〇九・四二	厚さが三ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七〇九・四三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七〇九・四四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七〇九・九〇	その他のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（グランドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇・一一	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇・一二	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇・二〇	鉛をめっきしたもの（ターフプレートを含む）	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇・三二	亜鉛を電気めっきしたもの 厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇・三三	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇・三九	その他のもの	B	B	五・八％	*2 無税
七二〇・四一	亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）	B	B	四・九％	*1 無税
七二〇・四九	波形にしたもの	B	B	四・九％	*1 無税

七二〇・五〇	ロムの酸化物を設置したものと及びクロムとタ アルミニウムをめくしたもの	B	四・九%	*1 無税
七二〇・六〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラス チックを被覆したもの	B	四・九%	*1 無税
七二〇・七〇	その他のも	B	四・九%	*1 無税
七二〇・九〇	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のも	B	四・九%	*2 無税
七二一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 幅が六〇 〇ミリメートル未満のものに限るものとし、ク ラッドし、めくし又は被覆したものを除く。 厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降 伏点が二七五メガパスカル以上のものと及び厚さ が三ミリメートル以上のものにあつては降伏点 が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延を したものに限るものとし、更に加工したもの を除く） 四角圧延又はクロースドボックスパスによる もの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さ が四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく かつ、巻いてないものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満の もの その他のも	B	四・九%	*1 無税
七二一・二	その他のも（厚さが四・七五ミリメートル 以上のものに限る） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満の もの その他のも	B	四・九%	*2 無税
七二一・二二	その他のも（熱間圧延したものに限るもの とし、更に加工したものを除く） 四角圧延又はクロースドボックスパスによる もの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さ が四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく かつ、巻いてないものに限る） その他のも（厚さが四・七五ミリメートル 以上のものに限る） その他のも	B	四・九%	*1 無税
七二一・二九	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満の もの その他のも	B	四・九%	*2 無税
七二一・三〇	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降 伏点が二七五メガパスカル以上のものと及び厚さ が三ミリメートル以上のものにあつては降伏点 が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延を	B	四・九%	*1 無税

七二一・四一	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二一・四九	その他のもの（注開圧延をしたものに限るものとす、更に加工したものを除く） 炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二一・九〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（ラッドし、めつきし又は酸洗したもの、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る） すずをめぐらしたものの 亜鉛を電気めづきしたもの 厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五メガパスカル以上のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二二・一〇	その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二二・二二	その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二二・二九	その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二二・三〇	その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二二・四〇	その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二二・五〇	その他のもつ（めつきし又は酸洗したものに限る。） クラッドしたもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの その他のもつ	B	B	四・九%	*1 無税
七二二・六〇	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に曲げられたものに限る） 鋳リブ、棒その他異形を圧延工程において付けたもの 非合金鉄鋼のもの その他のもつ（炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限る） 横断面が四角形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る） その他のもつ その他のもつ（炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のものに限る） 横断面が四角形のもの（直径が一四ミリメートル	B	B	四・九%	*1 無税
七二三・三二	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	B	四・九%	*1 無税
七二三・三九	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	B	四・九%	*1 無税
七二三・四一	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	B	四・九%	*1 無税

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七三二・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの 内容積が五〇リットル未満のもの	四・九%	三二
七三二・一二	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る）	四・九%	三二
七三二・二九	その他のもの	四・九%	三二
七三二・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	四・九%	三二
七三二・二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く）	四・九%	三二
七三二・一〇 *	より線、ロープ及びケーブル	四・九%	三二
七三二・九〇 *	その他のもの	四・九%	三二
七三二・〇〇	鉄鋼製の右列並びに鉄鋼の希又は半線をわねじたもの（全列のものであるかないかを問わない）及び線じつった二重線で使用する種類のもの	四・九%	三二
七三二・四	ワイヤロース（ワイヤエンドレスバンドを含む）ワイヤグリル、網及び織 ^ナ 鉄鋼の線から製造したものに限る）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	四・九%	三二
七三二・四・一	ステンレス鋼製のもの	四・九%	三二
七三二・四・一九	その他のもの	四・九%	三二
七三二・四・二〇	ワイヤグリル、網及び織 ^ナ （横断面の最大寸法が三ミリのメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る）	四・九%	三二
七三二・四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び織 ^ナ （網目の交点を溶接したものに限る）	四・九%	三二
七三二・四・四一	その他のもの	四・九%	三二
七三二・四・四二	ステンレス鋼製のもの	四・九%	三二
七三二・四・四九	その他のもの	四・九%	三二
七三二・四・五〇	エキスパンデッドメタル	四・九%	三二
七三二・五	鉄鋼製の網及びその部分品	四・九%	三二
七三二・五・一一	溶接リンクチェーン及びその部分品	四・九%	三二
七三二・五・一二	ローラーチェーン	四・九%	三二
七三二・五・二二	その他の鎖	四・九%	三二
七三二・五・一九	部分品	四・九%	三二
七三二・五・二〇	スクワッドチェーン	四・九%	三二
七三二・五・八一	スクワッド付きチェーン	四・九%	三二
七三二・五・八二	その他のもの（溶接リンクのものに限る）	四・九%	三二
七三二・五・八九	その他のもの	四・九%	三二

七二五・九〇	その他の部分品	B	四・九%	無税
七二六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	B	四・九%	無税
七二七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、面びょう、波くぎ、またくぎ(第八二・〇五項のものを除く)その他これらに類する製品(鋼以外の材料から製造した製品を有するものを含む)	B	四・九%	*1 無税
七二八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーナースクリュー、スクリューワック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む)その他これらに類する製品	B	四・九%	
七二八・一一	コーナースクリュー	B	四・二%	二・八%
七二八・一二	その他の木ねじ	B	四・二%	二・八%
七二八・一三	スクリューワック及びスクリューリング	B	四・二%	二・八%
七二八・一四	セルフタッピングスクリュー	B	四・二%	二・八%
七二八・一五	その他のねじ及びボルト(ナット又は座金付まであるかないかを問わない)	B	四・二%	二・八%
七二八・一六	ナット	B	四・二%	二・八%
七二八・一九	その他のもの	B	四・二%	二・八%
七二八・二二	ねじを切つてない製品	B	四・二%	二・八%
七二八・二二	ばね座金その他の止め座金	B	四・二%	二・八%
七二八・二三	その他の座金	B	四・二%	二・八%
七二八・二三	リベット	B	四・二%	二・八%
七二八・二四	コッター及びコッターピン	B	四・二%	二・八%
七二八・二四	その他のもの	B	四・二%	二・八%
七二八・二九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く)及び鉄鋼製の手錠針、手錠針、ボドキン、クロセ補綴手錠針、しゅう用穴あけ手錠針その他これらに類する物品	B	四・二%	二・八%
七二九・一〇	縫針、かぎり針及びしゅう針	B	三・七%	無税
七二九・一〇	安全ピン	B	三・七%	無税
七二九・一〇	その他のピン	B	三・七%	無税
七二九・一〇	その他のもの	B	三・七%	無税
七三〇・一〇	鉄鋼製のばね及びばね板	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	板ばね及びそのばね板	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	自動車のシヤシばね及びそのばね板	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	その他のもの	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	コイルばね	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	自動車のシヤシばね	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	その他のもの	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	自動車のシヤシばね	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	その他のもの	B	七・二%	無税
七三〇・一〇	鉄鋼製のストロブ、レンジ、炬、調理用加熱器(セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む)、肉焼き器、火鉢、ガスコンロ、皿洗め器その他これらに類する物品(家庭用	B	四・九%	三・二%

七三三・一〇	のものに限るものとし、電気式のものを除く)及びこれらの部分品(鉄鋼製のものを除く)	B	五・八%	無税
七三三・一〇	調理用加熱器及び皿洗め器	B	五・八%	無税
七三三・一〇	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料用のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	液体燃料用のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	固体燃料用のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他の燃料	B	四・九%	無税
七三三・一〇	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料用のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	液体燃料用のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	固体燃料用のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他の燃料	B	四・九%	無税
七三三・一〇	セントラルヒーティング用のラジエーター(電気加熱式のものを除く)及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するヒーター及び温風分配器(新設又は調節した空気を供給することのできるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く)並びにこれらの部分品(の項の物品は、鉄鋼製のものを除く)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	ラジエーター及びその部分品	B	四・九%	無税
七三三・一〇	鉄鋼製のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(鉄鋼製のものを除く)、鉄鋼のワール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラフその他これらに類する製品	B	四・九%	無税
七三三・一〇	鉄鋼のワール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラフその他これらに類する製品	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	鉄鋼製のもの(ほうろう引きのものを除く)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	鉄鋼製のもの(ほうろう引きのものを除く)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	ステンレス鋼製のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他の鉄鋼製のもの(ほうろう引きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	衛生用品及びその部分品(鉄鋼製のものを除く)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	B	四・九%	無税
七三三・一〇	浴槽	B	四・九%	無税
七三三・一〇	鉄鋼製のもの(ほうろう引きをしてあるかないかを問わない)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他のもの	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他の部分品(鉄鋼製のものを除く)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	その他の鉄鋼製品(鉄鋼製のものを除く)	B	四・九%	無税
七三三・一〇	非可鍛鉄製のもの	B	四・九%	無税

	七三六・二一	その他もの 粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	B B	五・八%	無税
	七三六・一九	その他のもの その他の鉄鋼製品	B B	五・八%	無税
	七三六・二〇*	鐵鋼の線から製造したものを除く） 特殊機用のグラインディングボールその他これに類する製品	B B B	五・八% 五・八% 五・八%	無税 無税 無税
	七三六・九〇	その他のもの エンドレスコンベヤベルト（巻いた未完成のコンベヤベルトで両側にリップットの穴を有するものを含む） 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿精錬したもの） セメントカッパー（沈殿精煉） 粗粒及び電解精製用陽極銅	B B B B B B B B	四・九% 五・八% 	無税 無税 無税 無税
七四〇・一一	七四〇・一二	課税価格が一キログラムにつき四九〇円以下のもので、 課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	B B	七・二%	三%
七四〇・一三	七四〇・一四	精製銅又は鍍合金の塊 精製銅 陰極銅及びその切断片	B	七・二%	無税
七四〇・一一	七四〇・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの を超えらるもの	B き二円	* 三%	無税
七四〇・一二	七四〇・一三	ワイヤー 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの を超えらるもの	B き二円	** 三%	無税
中四〇三・二三	中四〇三・二四	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの を超えらるもの	B き二円	*	無税
		課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えらるもの	B き二円	** 二%	無税

品名	単位	価格	備考
その他のも			
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二円	* * 二%
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二円	無税
銅合金			
銅・亜鉛合金(黄銅)	B	一キログラムにつき二円	無税
銅・すず合金(青銅)	B	一キログラムにつき二円	* * 二%
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二円	* * 二%
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二円	無税
銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(青白)	B	一キログラムにつき二円	* * 二%
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二円	* * 二%
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二円	無税
その他の銅合金(第七四・〇五項のマスターアロイを除く)	B	一キログラムにつき二円	無税
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二円	* * 二%
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二円	無税
鋼のイ			
鋼のマスターアロイ	B	一キログラムにつき二円	無税
鋼の管及びフレイク	B	無税	無税
粉(薄片状のものを除く)	B	六%	二%
粉(薄片状のものに限る)及びフレイク	B	七・二%	三%
鋼の棒及び形材	B	七・二%	三%
精製鋼のもの	B	七・二%	三%
鋼合金のもの	B	七・二%	三%
鋼・亜鉛合金(黄銅)のもの	B	七・二%	三%
鋼・ニッケル合金(白銅)又は鋼・ニッケル・亜鉛合金(青白)のもの	B	五・八%	三%
その他のもの	B	七・二%	三%
精製鋼のもの	B	七・二%	三%

七四一四・一〇	鋼製のくぎ、びょう、面びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く）、その他これらに類する製品（鋼製の頸部を有する鉄鋼製のものを含む）及び鋼製のねじ、ボルト、ナット、スクリュー、フック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む）、その他これらに類する製品（くぎ、びょう、面びょう、またくぎその他これらに類する製品	四・九%	無税	七四一四・一〇
七四四・九〇	機械用ワイヤエンドレスバンド	五・八%	無税	七四四・九〇
七四五	その他のもの			
七四一五・一〇	鋼製のくぎ、びょう、面びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く）、その他これらに類する製品（鋼製の頸部を有する鉄鋼製のものを含む）及び鋼製のねじ、ボルト、ナット、スクリュー、フック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む）、その他これらに類する製品（くぎ、びょう、面びょう、またくぎその他これらに類する製品	五・八%	無税	七四一五・一〇
七四一五・二一	その他のもの（ねじを切つたものを除く）	五・八%	無税	七四一五・二一
七四一五・二九	座金、ばね座金を含む。	五・八%	無税	七四一五・二九
七四一五・三二	その他のもの	五・八%	無税	七四一五・三二
七四一五・三三	その他のもの（ねじを切つたものに限る）	五・八%	無税	七四一五・三三
七四一五・三九	木ねじ	五・八%	無税	七四一五・三九
七四一六・〇〇	その他のねじ、ボルト及びナット	五・八%	無税	七四一六・〇〇
七四一七・〇〇	鋼製のねば	五・八%	無税	七四一七・〇〇
七四一八	鋼製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く）、食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品（鋼製のものに限る）、鋼製の瓶洗い、ポリッシングバンド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（鋼製のものに限る）	五・八%	無税	七四一八
七四一八・一〇	食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品並びに類洗、ポリッシングバンド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品	五・一%	無税	七四一八・一〇
七四一八・二〇	その他の鋼製品	五・一%	無税	七四一八・二〇
七四一九・一〇	鋼製のねじ、ボルト、ナット、スクリュー、フック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む）、その他これらに類する製品（くぎ、びょう、面びょう、またくぎその他これらに類する製品	五・八%	無税	七四一九・一〇
七四一九・九一	その他のもの	五・八%	無税	七四一九・九一
七四一九・九九	その他のもの	一・〇%	無税	七四一九・九九
七五〇・一	食金属をめづきしたもの	五・八%	無税	七五〇・一
七五〇・一〇	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製の中間生産物	五・八%	無税	七五〇・一〇
七五〇・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製の中間生産物	五・八%	無税	七五〇・二〇
七五〇・二〇	焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八%以上のものに限る）	五・八%	無税	七五〇・二〇

[illegible]

七五〇・六二〇	ニッケル合金のもの	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	七・二%	三%
七五〇・七	その他のもの		七・二%	三%
七五〇・七二一	ニッケル（合金を除く）のもの	管	七・二%	三%
七五〇・七二二	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	六・五%	三%
七五〇・七二〇	管用継手	その他のニッケル製品	六・五%	三%
七五〇・八〇〇	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・一	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・二〇	アルミニウム合金	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・一〇〇	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・三	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・一〇	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・三二〇	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・四	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・四二〇	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・四二二	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・四二九	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・五	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・五二一	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・五二九	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・六	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・六二一	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%
七六〇・六二二	アルミニウム（合金を除く）のもの	アルミニウム（合金を除く）のもの	五・八%	三%

[illegible]

[illegible][illegible]

八〇三・三〇	タンタルの塊（単に修飾して得た棒を含む）、 くす及び粉	五・八%	無税	三%
八〇三・九〇	その他のもの	五・八%	無税	三%
八〇四	フレーク	七・二%	三%	二%
八〇四・一一	マグネシウムの塊 マグネシウムの含有量が全重量の九九・八% 以上のもの	六・五%	三%	二%
八〇四・一九	課税価格が一キログラムにつき六七〇円 を超えるもの	六・五%	無税	三%
八〇四・二〇	その他のもの	六・五%	三%	二%
八〇四・三〇	課税価格が一キログラムにつき六七〇円 を超えるもの	六・五%	無税	三%
八〇五	コバルトのマットその他のコバルト製錬の中間生 産物並びにコバルトの塊、くす及び粉	七・二%	二%	三%
八〇五・一〇	その他のもの	七・二%	二%	三%
八〇五・九〇	ビスマス及びその製品（くすを含む）、 カドミウム及びその製品（くすを含む）、 カドミウムの塊、くす及び粉	六・一%	無税	三%
八〇六	その他のもの	六・一%	無税	三%
八〇七・一〇	チタン及びその製品（くすを含む）、 チタンの塊、くす及び粉	五・一%	三%	二%
八〇八	その他のもの	五・一%	三%	二%
八〇八・一〇	ジルコニウム及びその製品（くすを含む）、 ジルコニウムの塊、くす及び粉	六・五%	三%	二%
八〇八・九〇*	その他のもの	六・五%	三%	二%
八〇九・一〇	その他のもの	四・八%	無税	三%
八〇九・九〇	アンチモン及びその製品（くすを含む）、 マンガン及びその製品（くすを含む）、 ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、 ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レ ニウム及びタリウム（くすを含む）並びにこれ らの製品（くすを含む）、 ベリリウム	六・五%	無税	三%
八二二・二一	塊、くす及び粉	五・五%	三%	二%

八二二・一九	その他のもの	B	五・八%	無税
八二二・二〇	クロム	B	五・一%	三%
八二二・二一	クロムの塊、くす及び粉	B	六・五%	三%
八二二・二二	その他のもの	B	無税	無税
八二二・二三	ゲルマニウム	B	四・八%	無税
八二二・二四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・二五	パナジウム	B	三・七%	二・五%
八二二・二六	その他のもの	B	五・一%	三%
八二二・二七	インジウム	B	六・五%	三%
八二二・二八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・二九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三〇	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三一	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三二	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三三	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三五	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三六	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三七	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・三九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四〇	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四一	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四二	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四三	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四五	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四六	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四七	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・四九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五〇	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五一	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五二	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五三	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五五	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五六	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五七	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・五九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六〇	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六一	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六二	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六三	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六五	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六六	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六七	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・六九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七〇	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七一	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七二	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七三	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七五	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七六	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七七	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・七九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八〇	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八一	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八二	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八三	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八五	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八六	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八七	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・八九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九〇	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九一	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九二	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九三	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九四	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九五	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九六	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九七	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九八	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・九九	その他のもの	B	六・五%	三%
八二二・一〇〇	その他のもの	B	六・五%	三%

八二二・一九	その他のもの	B	三・六%	無税
八二二・二〇	やすり、ブライヤー(切削用ブライヤーを含む)、	B	三・六%	無税
八二二・二一	やつと、ツイーザー、金鋸、切削用ばさみ、パイ	B	三・六%	無税
八二二・二二	ブロッカー、ボルトクリッパー、せん孔ポンチそ	B	三・六%	無税
八二二・二三	の他これらに類する手工具	B	三・六%	無税
八二二・二四	やすりその他これに類する手工具	B	三・六%	無税
八二二・二五	ブライヤー(切削用ブライヤーを含む)、やつ	B	三・六%	無税
八二二・二六	と、ツイーザーその他これらに類する手工具	B	三・六%	無税
八二二・二七	金鋸、切削用ばさみその他これに類する手工具	B	三・六%	無税
八二二・二八	パイブロッカー、ボルトクリッパー、せん孔ポ	B	三・六%	無税
八二二・二九	ンチその他これらに類する手工具	B	三・六%	無税
八二二・三〇	スパナ及びレンチ(トルクレンチを含む、手回	B	三・六%	無税
八二二・三一	しのものに類するものとし、クランプ固しを除く)並	B	三・六%	無税
八二二・三二	びに互換性スパナソケット(ハンドル付きであ	B	三・六%	無税
八二二・三三	るかないかを問わない)	B	三・六%	無税
八二二・三四	スパナ及びレンチ(手回しのものに類する)	B	三・六%	無税
八二二・三五	調整式でないもの	B	三・六%	無税
八二二・三六	調整式のもの	B	三・六%	無税
八二二・三七	互換性スパナソケット(ハンドル付きである	B	三・六%	無税
八二二・三八	かないかを問わない)	B	三・六%	無税
八二二・三九	手工具及び手工具、ダイヤモンド切りを言	B	三・六%	無税
八二二・四〇	むものとし、他の項に該当するものを除く、	B	三・六%	無税
八二二・四一	トランプ並びに力、クランプその他これら	B	三・六%	無税
八二二・四二	に類する物品(加工機械の附属品及び部品を除	B	三・六%	無税
八二二・四三	く)、金鋸、可搬式及び並びにフレーム付き	B	三・六%	無税
八二二・四四	グライディングホイールで手回し式又は足踏み	B	三・六%	無税
八二二・四五	式のもの	B	三・六%	無税
八二二・四六	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	B	三・六%	無税
八二二・四七	ハンマー	B	三・六%	無税
八二二・四八	かんざし、のり、丸の棒その他これらに類する刃	B	三・六%	無税
八二二・四九	工具(木工用のものに類する)	B	三・六%	無税
八二二・五〇	ねじ固し	B	三・六%	無税
八二二・五一	その他の手工具及び手工具(ダイヤモンドガラ	B	三・六%	無税
八二二・五二	ス切りを含む)	B	三・六%	無税
八二二・五三	家庭用のもの	B	三・六%	無税
八二二・五四	その他のもの	B	三・六%	無税
八二二・五五	トランプ	B	三・六%	無税
八二二・五六	万力、クランプその他これらに類する物品	B	三・六%	無税
八二二・五七	金鋸、可搬式及び並びにフレーム付きグライ	B	三・六%	無税
八二二・五八	ディングホイールで手回し式又は足踏み式	B	三・六%	無税
八二二・五九	のもの	B	三・六%	無税
八二二・六〇	手工具又は手工具のセット(この項の二以上の	B	三・六%	無税
八二二・六一	号の製品をセットにしたものに類する)	B	三・六%	無税
八二二・六二	手工具又は手工具のセット(第八二・二〇二項から	B	三・六%	無税
八二二・六三	第八二・二〇五項までの二以上の項の製品を小売用	B	三・六%	無税
八二二・六四	のセットにしたものに類する)	B	三・六%	無税
八二二・六五	手工具(動力駆動式であるかないかを問わない)	B	三・六%	無税

[illegible]

ハ三〇・四九*	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	五・一%	二七・七%
ハ三〇・一五〇	その他のも	五・一%	二七・七%
ハ三〇・一六〇*	ドアクローザー	五・一%	二七・七%
ハ三〇・三〇〇	単金鋼製の金庫、金庫室の扉及び主要品保管ロッカー並びに単金鋼製のキャンシシボックスその他これに類する物品	四・八%	無税
ハ三四・〇〇	単金鋼製の書櫃整理機、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用の家具を除く)	五・八%	三二・一%
ハ三〇五	単金鋼製の書類と込込み用金具、クリップ、レタコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル(例えは、事務用、いす張り用又は植込用のもの)	四・八%	無税
ハ三〇五・一〇	ストリップ状ステープル	四・八%	無税
ハ三〇五・二〇	その他のも(部品の品を含む)	四・八%	無税
ハ三〇五・九〇	単金鋼製のベル、ゴングその他これらに類する物品(電気式のものを除く)	四・八%	無税
ハ三〇六	ベル、ゴングその他これらに類する物品	四・八%	無税
ハ三〇六・一〇	小像その他の裝飾品	四・八%	無税
ハ三〇六・二一	貴金屬をのめつしたものの	一〇・一%	三一・一%
ハ三〇六・二九	その他のも	五・八%	三一・一%
ハ三〇六・三〇	類縁その他これに類するフレイム及び鏡	五・八%	三一・一%
ハ三〇七	単金鋼製のフレキシブルチューブ(継手があるかないかを問わぬ)	三・六%	無税
ハ三〇七・一〇*	鉄鋼製のもの	四・二%	無税
ハ三〇七・九〇*	その他単金鋼製のもの	四・二%	無税
ハ三〇八	単金鋼製の留金、留金付きフレイム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る)	五・八%	無税
ハ三〇八・一〇	管リベット、ふたまたりベット、ピース及びスパンゲル	五・八%	無税
ハ三〇八・二〇	フック、アイ及びアイレット	五・八%	無税
ハ三〇八・三〇	管リベット及びふたまたりベット	五・八%	無税
ハ三〇八・九〇	その他のも(部分品を含む)	一〇・一%	五二・二%
ハ三〇九	ピース及びスパンゲル(貴金屬をのめつしたものに限る)	五・八%	三二・一%
ハ三〇九・一〇	その他のも	五・八%	三二・一%
ハ三〇九・二〇	単金鋼製の栓及びふた、王冠、ねじふた及び生水口用の栓を含む)、瓶用口金、ねじ式たるぎ、たる栓用カバー、シールその他これらに類する他装用の附屬品	四・九%	二六・六%
ハ三〇九・三〇	王冠	四・九%	二六・六%

八三〇・九・九〇	その他のも		四・八%	二・五%
八三一・〇・〇〇	単金屬製のサインプレート、ネームプレート、アドレシプレートその他これらに類するプレート及び標子、文字その他の部素（第九四・〇五項のものを除く。）	B	四・八%	無税
八三二	単金屬又は金屬炭化物製の機械、實板、アーク溶接機その他これらに類する物品（金屬又は金屬炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又ははんだに充てんしたものに限る。）並びに單金屬物を連結させて製造した金屬吹付用の線及び棒			
八三二・一・一〇	単金屬製の被覆アーク溶接機（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	B	四・九%	三・二%
八三二・二・一〇	單金屬製の線（しんに充てんしたもので電氣アーク溶接に使用するものに限る。）	B	四・九%	三・二%
八三二・三・一〇	單金屬製の被覆した棒及びしんに充てんした棒（共によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用したものに限る。）	B	四・九%	三・二%
八三二・一・九〇	その他のも（複合品を含む。）	B	五・八%	三・九%
八四〇	原子炉、原子炉用燃料要素（カトリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	B	六・五%	無税
八四〇・一・一〇	同位体分離用機器及びその部分品	B	七・二%	無税
八四〇・二・一〇	核分裂要素（カトリッジ式で未使用のものに限る。）	B	六・五%	無税
八四〇・三・一〇	原子炉の部分品	B	六・五%	無税
八四〇・四・一〇	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も發生することができるとセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	B	四・二%	無税
八四〇・一・一一	蒸気発生ボイラー	B	四・二%	無税
八四〇・二・一一	水管ボイラー（蒸気の發生量が毎時四五トンを超えらるものに限る。）	B	四・二%	無税
八四〇・三・一一	水管ボイラー（蒸気の發生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	B	四・二%	無税
八四〇・四・一一	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	B	四・二%	無税
八四〇・一・一二	過熱水ボイラー	B	四・二%	無税
八四〇・二・一二	部分品	B	四・二%	無税
八四〇・三・一二	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	B	五・七%	無税
八四〇・四・一二	ボイラー	B	四・九%	無税
八四〇・三・一〇	部分品	B	四・九%	無税
八四〇・四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例へば、エコマイザ、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸汽原動機用復水器	B	四・九%	無税
八四〇・四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項	B	四・九%	無税

八四〇・九・九	自動車用のもの その他のもの	無税	B
八四〇	液体タービン及び水車並びにこれらの関連機 液体タービン及び水車	無税	B
八四〇・〇・一	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	五・七%	B
八四〇・〇・二	出力が一、〇〇〇キロワットを超えるもの	五・七%	B
八四〇・〇・三	〇〇キロワット以下のもの	五・七%	B
八四〇・〇・九〇	出力が一、〇〇〇キロワットを超えるもの	五・七%	B
八四一	部分品（調速機を省く） ターボジェット、ターボプロペラその他のガス タービン	四・二%	B
八四一・一・一	ターボジェット	無税	B
八四一・一・二	推力が一、二〇〇キロワット以下のもの	五・五%	B
八四一・一・三	出力が一、二〇〇キロワットを超えるもの	五・五%	B
八四一・一・四	その他のガスタービン	五・五%	B
八四一・一・五	出力が一、二〇〇キロワット以下のもの	四・八%	B
八四一・一・六	出力が一、二〇〇キロワットを超えるもの	四・八%	B
八四一・一・七	出力が一、二〇〇キロワットを超えるもの	四・八%	B
八四一・一・八	部分品	五・五%	B
八四一・一・九	ターボジェット又はターボプロペラのもの	四・二%	B
八四二・一・〇	その他のもの	四・八%	B
八四二・一・一	液体原動機	無税	B
八四二・一・二	直線運動式（リンダー式）のもの	五・七%	B
八四二・一・三	その他のもの	五・七%	B
八四二・一・四	直線運動式（リンダー式）のもの	四・八%	B
八四二・一・五	その他のもの	四・八%	B
八四二・一・六	部分品	四・八%	B
八四二・一・七	液体原動機のもの	五・七%	B
八四二・一・八	その他のもの	五・七%	B
八四二・一・九	航空機用のもの	五・五%	B
八四三	液体ポンプ（給油付であるか否かを問わない） 及び液体エレベーター	無税	B
八四三・一・一	ポンプ（計測付のもの及び計測を取り付ける ように設計したものに限る）	四・二%	B
八四三・一・二	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は 修理場において使用する種類のものに限る）	五・七%	B
八四三・一・三	その他のもの	五・七%	B
八四三・一・四	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く）	五・七%	B

八四二・二〇	その他のもの	無税	無税
八四二・二〇	ハンドポンプ(第八四二・二一号又は第八四二・二二号の物品を除く)	無税	無税
八四二・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ(ピストン式内燃機関用のものに限り)	無税	無税
	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリーポンプ(油圧ポンプを除く)	五・七%	無税
八四二・四〇	その他のもの	三・六%	無税
八四二・五〇	コンクリートポンプ	三・六%	無税
	その他の往復式ポンプ	無税	無税
	油圧ポンプ	無税	無税
八四三・六〇	その他のもの	無税	無税
	その他の往復式ポンプ	無税	無税
	油圧ポンプ	無税	無税
	かき取り能力差用のもの(ギヤ式又はベーン式のもので第八七・〇三項の乗用自動車用のものに限り)	三・六%	無税
	その他のもの	無税	無税
	その他のもの	無税	無税
	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリーポンプ	五・七%	無税
	リニューポンプ	三・六%	無税
八四三・七〇	その他のもの	三・六%	無税
	その他の遠心ポンプ	無税	無税
	その他のもの	三・六%	無税
	その他のポンプ及び液体エレベーター	三・六%	無税
八四三・八二	液体エレベーター	四・二%	無税
八四三・九二	部分品	三・六%	無税
八四三・九二	ポンプのもの	四・二%	無税
八四四・一〇	液体エレベーターのもの	無税	無税
八四四・二〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード・ファンを自蔵するものに限り、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない	三・六%	無税
八四四・三〇	真空ポンプ	三・六%	無税
八四四・四〇	手持式又は足踏式のもの	三・六%	無税
	圧縮機(冷媒用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限り)	三・六%	無税
	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの(往復式のものを除く)	五・七%	無税
	その他のもの	無税	無税
	気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限り)	無税	無税
	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの(往復式のものを除く)	五・七%	無税
	その他のもの	無税	無税

八四四・五二	ファン	四%	無税
八四四・五九	卓上用、床用、壁用、天井用又は屋外用のファン(出力が二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限り)	四%	無税
	その他のもの	三・六%	無税
	自動用排気タービン送給機	三・六%	無税
	その他のもの	四・二%	無税
八四四・六〇	ピストン式圧縮点大内燃機関用排気タービン送給機	無税	無税
八四四・八〇	その他のもの	無税	無税
	フールド(水平面の最大傾斜が二〇センチメートル以下のものに限り)	無税	無税
	その他のもの	無税	無税
	気体圧縮機(重量が一、〇〇〇キログラム以下のものに限り)	無税	無税
	往復式のもの	五・七%	無税
	その他のもの	三・六%	無税
八四四・九〇	部分品	三・六%	無税
	ファン(第八四四・五一号のものに限り)	三・六%	無税
	又は自動用排気タービン送給機のもの	無税	無税
八四四・一〇	その他のもの	無税	無税
	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を調整する機構を有するものに限り、湿度のみを単独で調節することができないものを除く)	無税	無税
	窓又は壁に取り付けるもの(二体構造のものに限り)	四%	無税
	定格消費電力が三キロワット以下のもの	無税	無税
八四四・一八	その他のもの	無税	無税
	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの	無税	無税
	自動用排気タービン及び定格消費電力が三キロワット以下のもの	三・六%	無税
八四四・二二	その他のもの	無税	無税
	その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限り)	無税	無税
	自動用排気タービン及び定格消費電力が三キロワット以下のもの	二%	無税
八四四・三三	その他のもの	三・六%	無税
八四四・四〇	パッケージ型のもの(圧縮式のものに限り)	無税	無税
八四四・五〇	その他のもの	無税	無税
八四四・六〇	冷却ユニットを自蔵しないもの	四%	無税
八四四・七〇	部分品	無税	無税

八四一六	炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る)及びメカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出口その他これらに類する機械を含む)	B	四・二%	無税
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	B	四・二%	無税
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む)	B	四・二%	無税
八四一六・三〇	メカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出口その他これらに類する機械を含む)	B	四・二%	無税
八四一六・四〇	部分品	B	四・二%	無税
八四一七	炉(発熱炉を含む、工業用又は理化学用のものに限り、電石又は電石を原料とするものに限る)	B	四・二%	無税
八四一七・一〇	炉(電石又は電石を原料とするものに限る)	B	四・二%	無税
八四一七・二〇	ベーカーオーブン(ビスケットオーブンを含む)	B	四・二%	無税
八四一七・三〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八四一七・四〇	部分品	B	四・二%	無税
八四一七・五〇	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷凍用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない)及びヒートポンプ(第八四一五項のエアコンディショナーを除く)	B	四・二%	無税
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部電源を有するものに限る)	B	二・七%	無税
八四一八・二〇	圧縮式のもの	B	二・七%	無税
八四一八・三〇	吸収式のもの(電気式のものに限る)	B	二・七%	無税
八四一八・四〇	その他のもの	B	二・七%	無税
八四一八・五〇	直立式冷凍庫(容量が九〇リットル以下のものに限る)	B	二・七%	無税
八四一八・六〇	その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備品(冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る)	B	二・七%	無税
八四一八・七〇	その他の冷凍用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	B	二・七%	無税
八四一八・八〇	圧縮式のもの(電熱素子が熱交換器であるものに限る)	B	無税	無税
八四一八・九〇	その他のもの	B	無税	無税
八四一八・一〇〇	冷蔵庫及び冷凍庫	B	二・七%	無税
八四一八・二〇〇	アイスクリームフリーザー及び製氷機	B	二・七%	無税
八四一八・三〇〇	その他のもの	B	二・七%	無税
八四一八・四〇〇	冷凍用又は冷凍用の機器(容量が一〇〇キログラム以下のものに限る)	B	三・六%	無税
八四一八・五〇〇	その他のもの	B	無税	無税

八四一九・九一	冷凍用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	B	三・六%	無税
八四一九・九二	その他のもの	B	三・六%	無税
八四一九・九三	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸気、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを除く、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く)	B	六・六%	無税
八四一九・九四	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く)	B	六・六%	無税
八四一九・九五	瞬間湯沸器	B	六・六%	無税
八四一九・九六	その他のもの	B	六・六%	無税
八四一九・九七	医療用又は理化学用の滅菌器	B	六・六%	無税
八四一九・九八	乾燥機	B	六・六%	無税
八四一九・九九	農産物のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・〇〇	木材用、紙パルプ用、紙用又は紙板用のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・〇一	その他のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・〇二	蒸留用又は精留用の機器	B	六・六%	無税
八四二〇・〇三	熱交換装置	B	六・六%	無税
八四二〇・〇四	気体液化装置	B	六・六%	無税
八四二〇・〇五	その他の機器	B	六・六%	無税
八四二〇・〇六	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	B	六・六%	無税
八四二〇・〇七	その他のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・〇八	部分品	B	六・六%	無税
八四二〇・〇九	カレンジャーその他のロール機	B	六・六%	無税
八四二〇・一〇	部分品	B	六・六%	無税
八四二〇・一一	シリンダー	B	六・六%	無税
八四二〇・一二	その他のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・一三	遠心分離機(遠心式脱水機を含む)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	B	六・六%	無税
八四二〇・一四	遠心分離機(遠心式脱水機を含む)	B	六・六%	無税
八四二〇・一五	クリーム分離機	B	六・六%	無税
八四二〇・一六	衣類脱水機	B	六・六%	無税
八四二〇・一七	その他のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・一八	液体のろ過機及び清浄機	B	六・六%	無税
八四二〇・一九	水のろ過用又は清浄用のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・二〇	飲料(水を除く)のろ過用又は清浄用のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・二一	内蔵機器の潤滑油又は燃料油のろ過機	B	六・六%	無税
八四二〇・二二	自動車のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・二三	その他のもの	B	六・六%	無税
八四二〇・二四	その他のもの	B	六・六%	無税

八四二・三二*	自動車用のもの その他のもの	B B	四・二%	無税
八四二・三九*	気体のろ過機及び清浄機 内燃機関の吸気用のろ過機 その他のもの	B B	無税	無税
八四二・三九	部分品	B	無税	無税
八四二・三九	遠心分離機(遠心式脱水機を含む)のもの その他のもの	B	四・二%	無税
八四二・三九	自動車用のもの その他のもの	B B	四・二%	無税
八四二・三九	目洗機、清浄用又は乾燥用の機械(振動その他の容 器に使用するものに限る)、充てん用、封口用、 封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械 (瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限 る)、その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス 注入機	B B	無税	無税
八四二・三九	温洗機	B	無税	無税
八四二・三九	家庭用のもの その他のもの	B B	四・九%	無税
八四二・三九	清浄用又は乾燥用の機械(振動その他の容 器に使用するものに限る)	B	三・九%	無税
八四二・三九	充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又は ラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の の容器に使用するものに限る)及び飲料用の 炭酸ガス注入機	B	三・九%	無税
八四二・三九	その他の包装機械	B	三・九%	無税
八四二・三九	部分品	B	三・九%	無税
八四二・三九	重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を 含むものとし、重量が五〇ミigram以内のはかり を除く)及び分銅	B B	四・二%	無税
八四二・三九	重量測定機器(九用用はかりを含む)及び家 庭用はかり	B B	四・二%	無税
八四二・三九	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり 定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決 めた量の材料を送り出すためのはかり(「ホッ パースケールを含む」)	B B	四・二%	無税
八四二・三九	その他の重量測定機器	B	四・二%	無税
八四二・三九	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの 最大ひょう量が三〇キログラムを超えるもの	B	四・二%	無税
八四二・三九	〇〇キログラム以下のもの	B	四・二%	無税
八四二・三九	その他のもの	B	四・二%	無税
八四二・三九	分銅及び重量測定機器の部分品	B	四・二%	無税
八四二・三九	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉 用のものに限るものとし、手動式であるかないか を問わない)、消火器(消火剤を充てんしてある かないかを問わない)、スプレーガンその他これ に類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これ	B B	四・二%	無税

八四四・四〇*	れに類する噴射用機器 消火器(消火剤を充てんしてあるかないかを問 わない)	B B	四・二%	無税
八四四・四〇	スプレーガンその他これに類する機器	B B	四・二%	無税
八四四・四〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射 用機器	B	四・二%	無税
八四四・四〇	その他の機器	B	無税	無税
八四四・四〇	農業用又は園芸用のもの	B	無税	無税
八四四・四〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八四四・四〇	ニューマチックマシン	B	無税	無税
八四四・四〇	その他のもの	B B	四・二%	無税
八四四・四〇	部分品	B	四・二%	無税
八四四・四〇	プリーツワッフル、ホイスト(スキップホイスト を除く)、ウインチ、キャブスタン及びジャッキ プリーツワッフル及びホイスト(スキップホイ スト及び車両持ち上げに使用する種類のホイスト を除く)	B B	四・九%	無税
八四四・四〇	電動機により作動するもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	ウインチ(地下で使用するために特に設計した ものに限る)及び坑口地上装置	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他のウインチ及びキャブスタン	B	四・九%	無税
八四四・四〇	電動機により作動するもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	ジャッキ及び車両持ち上げに使用する種類のホイ スト	B	四・九%	無税
八四四・四〇	部分品	B	四・九%	無税
八四四・四〇	鋸付け式ジャッキ装置(修理場において使用 する種類のものに限る)	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他のジャッキ及びホイスト(油圧式のもの に限る)	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	デリックス、クレーン(ケーブルクレーンを含む)、 移動式リフティングフレイム、ストラッドルキャ リヤ及びクレーンを装備した作業トラック	B B	四・九%	無税
八四四・四〇	天井クレーン、トランスポートクレーン、ガ ントリクレーン、橋型クレーン、移動式リフ ティングフレイム及びストラッドルキャリヤ	B	四・九%	無税
八四四・四〇	固定した支持脚に取り付けた天井クレーン	B	四・九%	無税
八四四・四〇	タイヤ付き移動式リフティングフレイム及び ストラッドルキャリヤ	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	クワークレーン	B	四・九%	無税
八四四・四〇	門形ジブクレーン	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他の機械(自走式のものに限る)	B	四・九%	無税
八四四・四〇	タイヤ付きのもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四・四〇	その他の機械	B	四・九%	無税

八四二六・九一	道路走行車両に整備するために設計したもの	B	四・九%	無税
八四二六・九二	その他のもの	B	四・九%	無税
八四二七	フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷役用の機器を装備したその他の作業トラック	B	四・九%	無税
八四二七・一〇	自走式トラック(電動機により動作するものに限る)	B	四・八%	無税
八四二七・二〇	その他の自走式トラック	B	四・八%	無税
八四二七・九〇	その他のトラック	B	四・九%	無税
八四二八	その他の持ち上げ用、荷役用、積込用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェイ)	B	四・九%	無税
八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイス	B	四・九%	無税
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	B	四・九%	無税
八四二八・三〇	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ(貨物用のものに限る)	B	四・九%	無税
八四二八・三二	地下で使用するために特に設計したもの	B	四・九%	無税
八四二八・三三	その他のもの(パケット型のものに限る)	B	四・九%	無税
八四二八・三三*	その他のもの(ベルト型のものに限る)	B	四・九%	無税
八四二八・三九*	その他のもの	B	四・九%	無税
八四二八・四〇	エスカレーター及び移動式歩道	B	四・九%	無税
八四二八・五〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の牽引車、貨車牽引装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	B	四・九%	無税
八四二八・六〇	ロープウェイ、いすりフト、スキーの引き機及びケーブルカー用けん引装置	B	四・九%	無税
八四二八・九〇*	その他の機械	B	四・九%	無税
八四二九	ブルドーザー、アンクルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突進用機械及びロードローラー(自走式のものに限る)	B	四・二%	無税
八四二九・一一	ブルドーザー及びアンクルドーザー	B	四・二%	無税
八四二九・一二	無限軌道式のもの	B	四・二%	無税
八四二九・一九	その他のもの	B	四・二%	無税
八四二九・二〇	地ならし機	B	四・二%	無税
八四二九・三〇	スクレーパー	B	四・九%	無税
八四二九・四〇	突進用機械及びロードローラー	B	四・二%	無税
八四二九・五二	突進用機械	B	四・二%	無税
八四二九・五二	ロードローラー	B	四・二%	無税
八四二九・五二	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	B	四・二%	無税
八四二九・五二	フロントエンド型ショベルローダー	B	四・二%	無税
八四二九・五二	上面構造が三六〇度回転するもの	B	四・二%	無税
八四二九・五九	その他のもの	B	四・二%	無税
八四三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突進用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	B	四・二%	無税

八四三〇・一〇	くい打ち機及び除雪機	B	四・二%	無税
八四三〇・二〇	くい抜き機及びくい抜き機	B	四・二%	無税
八四三〇・三二	コイルカッター、削り機及びトンネル掘削機	B	四・九%	無税
八四三〇・三九	自走式のもの	B	三・七%	無税
八四三〇・四二	その他のもの	B	無税	無税
八四三〇・四九	その他のせん孔用又は掘削用の機械	B	四・二%	無税
八四三〇・五〇	自走式のもの	B	無税	無税
八四三〇・六二	その他の機械(自走式のものを除く)	B	無税	無税
八四三〇・六九	突進用機械	B	四・二%	無税
八四三一	スクレーパー	B	四・二%	無税
八四三一・一〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八四三一・二〇	第84三二・五項から第84三三・三項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	B	四・九%	無税
八四三一・二二	第84三二・五項の機械のもの	B	四・八%	無税
八四三一・二二	第84三二・七項の機械のもの	B	四・八%	無税
八四三一・二二	第84三二・八項の機械のもの	B	四・九%	無税
八四三一・二二	昇降機、スキップホイス又はエスカレーターのもの	B	四・九%	無税
八四三一・二九	その他のもの	B	四・九%	無税
八四三一・四二	第84三二・六項、第84三二・九項又は第84三三・三項の機械のもの	B	三・六%	無税
八四三一・四二	パケット、ショベル、グラフ及びグリッパ	B	三・六%	無税
八四三一・四三	ブルドーザー又はアンクルドーザーのブレード	B	三・六%	無税
八四三一・四九	第84三三・四一又は第84三三・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	B	三・六%	無税
八四三一・四九	その他のもの	B	四・九%	無税
八四三一・五〇	第84三二・六項の機械のもの	B	三・六%	無税
八四三一・五〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八四三一・五二	農業用、園芸用又は林業用の機械(登乗用又は耕作用のものに限る)及び芝生用又は運動場用のローラー	B	四・二%	無税
八四三一・五二	ハロー、スカリアファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	B	四・二%	無税
八四三一・五二	ディスクハロー	B	四・二%	無税
八四三一・五二	その他のもの	B	四・二%	無税
八四三一・五二	掘削機、掘付け機及び移植機	B	四・二%	無税
八四三一・五二	肥料散布機	B	四・二%	無税
八四三一・五二	その他の機械	B	四・二%	無税
八四三一・五二	部分品	B	四・二%	無税
八四三一・五二	掘削機及び掘削機(わらう又は収束用のローラーを含む)、草刈機並びに果実その他の農産物の清浄用、分選用又は格付け用の機械(第84三・	B	四・二%	無税

八四四二・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品	B	四・二%	無税
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調整をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン	B	四・二%	無税
八四四三	印刷機及び印刷補助機	B	四・二%	無税
八四四三・一一	オフセット印刷機	B	四・二%	無税
八四四三・二二	巻紙式のもの	B	四・二%	無税
八四四三・三二	枚葉式で事務所用のもの(シートサイズが縦二二センチメートル、横二六センチメートル以下のものに限る)	B	六%	無税
八四四三・三九	その他のもの	B	六%	無税
八四四三・四〇	自動枚葉式のもの	B	四・二%	無税
八四四三・五〇	凸版印刷機(フレキソ印刷機を除く)	B	四・二%	無税
八四四三・六〇	巻紙式のもの	B	四・二%	無税
八四四三・七〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八四四三・八〇	フレキソ印刷機	B	四・二%	無税
八四四三・九〇	グラビア印刷機	B	四・二%	無税
八四四四・〇〇	その他の印刷機	B	四・二%	無税
八四四四・一〇	印刷補助機	B	六%	無税
八四四四・二〇	部分品	B	四・二%	無税
八四四四・三〇	人差し棒用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	B	四・二%	無税
八四四四・四〇	紡糸機、延伸機並びに紡糸機、合糸機、ねん糸機その他の紡糸用機械の糸の製造機械並びに糸機	B	四・二%	無税
八四四四・五〇	糸巻機(よこ糸巻機を含む)及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡糸用機械の糸を準備する機械	B	四・二%	無税
八四四四・六〇	紡糸補助機	B	四・二%	無税
八四四四・七〇	カード	B	四・九%	無税
八四四四・八〇	コーマ	B	四・九%	無税
八四四四・九〇	織造機及び組紡機	B	四・九%	無税
八四四五・〇〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四五・一〇	精密機	B	四・九%	無税
八四四五・二〇	合糸機及びねん糸機	B	四・九%	無税
八四四五・三〇	糸巻機(よこ糸巻機を含む)及び糸機	B	四・九%	無税
八四四五・四〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四五・五〇	織機	B	四・九%	無税
八四四五・六〇	織機が三〇センチメートル以下のもの	B	四・九%	無税
八四四五・七〇	織機が三〇センチメートルを超えるもののシャトル式のものに限る	B	四・九%	無税
八四四五・八〇	力織機	B	四・九%	無税
八四四五・九〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四五六・〇〇	織機が三〇センチメートルを超えるもののシャトル式のものに限る	B	四・九%	無税

八四四七	トル式のもの(を除く)	B	四・九%	無税
八四四七・一一	縫製、ステッチボタニングマシン、タフティンク用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、しりとり、トリミング、組む又は縫製の製造機械	B	四・九%	無税
八四四七・二二	丸縫機	B	四・九%	無税
八四四七・三二	シリンドラーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	B	四・九%	無税
八四四七・四二	シリンドラーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	B	四・九%	無税
八四四七・五二	平型縫製及びステッチボタニングマシン	B	四・九%	無税
八四四七・六二	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四七・七二	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機)並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針)	B	四・九%	無税
八四四八・〇二	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機	B	四・九%	無税
八四四八・一二	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋織断機、写形機、紋彫り機及び織成機	B	四・九%	無税
八四四八・二二	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四八・三二	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	B	四・九%	無税
八四四八・四二	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	B	四・九%	無税
八四四八・五二	針布	B	四・九%	無税
八四四八・六二	紡糸準備機械のもの(針布を除く)	B	四・九%	無税
八四四八・七二	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	B	四・九%	無税
八四四八・八二	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四八・九二	織機又はその補助機械の部分品及び付属品	B	四・九%	無税
八四四九・〇二	シャトル	B	四・九%	無税
八四四九・一二	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	B	四・九%	無税
八四四九・二二	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四九・三二	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	B	四・九%	無税
八四四九・四二	シンカー、針その他の物品(縫目の構成に使用するものに限る)	B	四・九%	無税
八四四九・五二	メリヤス針	B	四・九%	無税
八四四九・六二	その他のもの	B	四・九%	無税
八四四九・七二	フェルト又は不織布(成形したものを含む)の	B	四・九%	無税

八四五〇	製造用又は仕上げ用の機械(フエルト帽子の製造機械を含む)及び帽子の製造用の型	B	四・九%	無税
八四五〇・二	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で二〇キログラム以下のもに限り、全自動のもの)	B	四・九%	無税
八四五〇・二二	その他のもの(連心式脱水機を自給するものに限り、)	B	四・九%	無税
八四五〇・一九	その他のもの	B	四・九%	無税
八四五〇・二〇	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で二〇キログラムを超えるものに限り、)	B	四・九%	無税
八四五〇・九〇	部分品	B	四・九%	無税
八四五一	洗淨用、洗淨用、絞用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物又は製品に使用するために限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く)、織物類その他の支持物にペーストを積層する機械(リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限り)、及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、切斷用又はピンキング用の機械	B	六%	無税
八四五・二〇	ドライクリーニング機	B	六%	無税
八四五・二二	乾燥機	B	六%	無税
八四五・二二	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で二〇キログラム以下のもに限り、	B	六%	無税
八四五・二九	その他のもの	B	六%	無税
八四五・三〇	アイロンがけ用機械及びプレス(フュージングプレスを含む)	B	六%	無税
八四五・四〇	洗淨用、漂白用又は染色用の機械	B	六%	無税
八四五・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、切斷用又はピンキング用の機械	B	四・九%	無税
八四五・八〇	その他の機械	B	四・九%	無税
八四五・九〇	洗淨用(ドライクリーニング用のものを除く)、絞用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するために限り、)	B	六%	無税
八四五・九〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四五・九〇	部分品	B	四・九%	無税
八四五・九〇	洗淨用、洗淨用、絞用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するために限り、)	B	六%	無税
八四五・九〇	その他のもの	B	四・九%	無税

八四五二	ミシン(第八四・四〇項の製本ミシンを除く)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した器具、台及びカバー	B	四・九%	無税
八四五二・一〇	家庭用ミシン	B	四・九%	無税
八四五二・二二	その他のミシン	B	四・九%	無税
八四五二・二九	単針直縫縫いのもの	B	六%	無税
八四五二・三〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四五二・四〇	ミシン針	B	三・七%	無税
八四五二・九〇	ミシンの器具、台及びカバー並びにこれらの部分品	B	四・九%	無税
八四五三	部分品	B	四・九%	無税
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械(ミシンを除く)、原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	B	六・八%	無税
八四五三・二〇	履物の製造機械及び修理機械	B	六・八%	無税
八四五三・八〇	その他の機械	B	六・八%	無税
八四五三・九〇	部分品	B	六・八%	無税
八四五四	錠、取、インゴット用鋳型及び鋳造機、冶金又は金属製造に使用する種類のものに限り、)	B	六・八%	無税
八四五四・一〇	錠、取、インゴット用鋳型及び鋳造機	B	四・二%	無税
八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取、	B	四・二%	無税
八四五四・三〇	鋳造機	B	四・二%	無税
八四五四・四〇	部分品	B	四・二%	無税
八四五四・五〇	金属圧延機及びそのロール	B	四・二%	無税
八四五五・一〇	管圧延機	B	四・二%	無税
八四五五・二二	その他の圧延機	B	四・二%	無税
八四五五・二二	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	B	四・二%	無税
八四五五・三〇	冷間圧延のもの	B	四・二%	無税
八四五五・三〇	圧延機用ロール	B	四・二%	無税
八四五五・九〇	その他の部分品	B	四・二%	無税
八四五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズママークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械	B	四・二%	無税
八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	B	無税	無税
八四五六・二〇	超音波によるもの	B	六・八%	無税
八四五六・三〇	放電によるもの	B	無税	無税
八四五六・九〇	その他のもの	B	無税	無税
八四五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションの	B	無税	無税

八四五七・一〇	マシニングセンター	B	無税	無税	無税
八四五七・二〇	ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る)	B	無税	無税	無税
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン	B	無税	無税	無税
八四五八	旋盤(金属切削用のものに限る)	B	無税	無税	無税
八四五八・一一	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四五八・一九	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四五八・九一	普通旋盤(ベッド上の送りが、〇・〇〇〇ミリメートル以上のものに限る)、単軸自動旋盤(棒材用のものに限る)及び自動ならい旋盤	B	五・四%	無税	無税
八四五八・九二	その他の旋盤	B	無税	無税	無税
八四五八・九三	数値制御式のもの	B	四・六%	無税	無税
八四五八・九四	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四五九	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウエイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く)	B	無税	無税	無税
八四五九・一〇	ウエイタイプユニットヘッド機	B	無税	無税	無税
八四五九・一一	その他のボール盤	B	無税	無税	無税
八四五九・一二	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・一三	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・一四	その他の中ぐりフライス盤	B	無税	無税	無税
八四五九・一五	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・一六	その他の中ぐり盤	B	無税	無税	無税
八四五九・一七	ひざ形フライス盤	B	無税	無税	無税
八四五九・一八	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・一九	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・二〇	万能工具フライス盤及びならいフライス盤	B	無税	無税	無税
八四五九・二一	その他のもの	B	四・二%	無税	無税
八四五九・二二	その他のフライス盤	B	無税	無税	無税
八四五九・二三	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・二四	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・二五	プラノミラー	B	五・四%	無税	無税
八四五九・二六	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四五九・二七	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	B	無税	無税	無税
八四六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上り用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサマイトを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く)	B	無税	無税	無税

八四六〇・一一	平面研削盤(軸の位置決めが〇・〇ミリメートル以内の精度でできるものに限る)	B	無税	無税	無税
八四六〇・一二	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・一三	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・一四	その他の研削盤(軸の位置決めが〇・〇ミリメートル以内の精度でできるものに限る)	B	無税	無税	無税
八四六〇・一五	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・一六	その他のもの	B	三・二%	無税	無税
八四六〇・一七	ねじ研削盤	B	無税	無税	無税
八四六〇・一八	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・一九	工具研削盤	B	無税	無税	無税
八四六〇・二〇	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・二一	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・二二	ホーニング盤及びラップ盤	B	無税	無税	無税
八四六〇・二三	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・二四	平面研削盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属、焼結した金属炭化物又はサマイトを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)	B	五・四%	無税	無税
八四六〇・二五	形削り盤	B	五・四%	無税	無税
八四六〇・二六	形削り盤及び立削り盤	B	無税	無税	無税
八四六〇・二七	ブローチ盤	B	五・四%	無税	無税
八四六〇・二八	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	B	無税	無税	無税
八四六〇・二九	金切り盤及び切断機	B	無税	無税	無税
八四六〇・三〇	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・三一	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベントレーティングマシン、フラットニングマシン、ストレートニングマシン、フォールディングマシン、スプレッドニングマシン、フラットニングマシン、プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る)	B	無税	無税	無税
八四六〇・三二	鍛造機及びダイスタンピングマシン(プレスを含む)並びにハンマー	B	無税	無税	無税
八四六〇・三三	ベントレーティングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスを含む)	B	無税	無税	無税
八四六〇・三四	数値制御式のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・三五	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・三六	形削り盤(プレスを含むものとし、パンチング機、歯切り盤、研削盤を組み合わせた機械を除く)	B	無税	無税	無税
八四六〇・三七	その他のもの	B	無税	無税	無税
八四六〇・三八	パンチングマシン及びノッチングマシン(パンチングマシン)	B	無税	無税	無税

八四六二・四一	ナンク機及び切斷機を組み合わせた機械並びにプレスを含む	無税
八四六二・四九	数値制御式のもの	無税
八四六二・九一	その他のもの	無税
八四六二・九二	その他のもの	無税
八四六二・九三	液圧プレス	無税
八四六二・九四	その他のもの	無税
八四六二・九六	その他の加工機械(金属、熔結した金属、炭化物質又はサニメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る)	無税
八四六二・一〇	引抜き機(棒、管、型材、線その他これらに類する物品用のものに限る)	無税
八四六二・二〇	ねじ製造機	無税
八四六二・三〇	線の加工機械	無税
八四六二・九〇	ばね成形機(数値制御式のものを除く)	三・二%
八四六二・九〇	その他のもの	無税
八四六二・九〇	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	無税
八四六二・一〇	研削盤及び研削盤	四・二%
八四六二・二〇	その他のもの	四・二%
八四六二・九〇	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを除く)	四・二%
八四六二・一〇	二以上の加工機能を有する機械(それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る)	六%
八四六二・九一	その他のもの	無税
八四六二・九二	平削り盤及びフライス盤並びにソールダー(切削加工を行うものに限る)	六%
八四六二・九三	研削盤及び研削盤	六%
八四六二・九四	ペンディングマシン及び組立て用機械	六%
八四六二・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	六%
八四六二・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	六%
八四六二・九六	その他のもの	六%
八四六二・一〇	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動送り装置、ヘッド、側出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む)並びに手持工具用ツールホルダー	四・二%
八四六二・二〇	工具保持具	四・二%
八四六二・三〇	側出台その他の特殊な附属装置(加工機械用の)	無税

八四六六・九一	ものに限る)	四・二%	無税
八四六六・九二	その他のもの	四・二%	無税
八四六六・九三	第八四・六四項の機械に使用するもの	四・二%	無税
八四六六・九四	第八四・六五項の機械に使用するもの	四・二%	無税
八四六六・九四	第八四・六六項から第八四・六八項までの機械に使用するもの	四・二%	無税
八四六六・九四	第八四・六六項又は第八四・六八項の機械に使用するもの	四・二%	無税
八四六七・一〇	手持工具(ニューマチックツール又は電気式でない駆動機を駆動するものに限る)	四・二%	無税
八四六七・一一	ニューマチックツール	四・二%	無税
八四六七・一二	回振工具(回振駆動式工具を含む)	四・二%	無税
八四六七・一三	その他のもの	四・二%	無税
八四六七・一四	その他の工具	四・二%	無税
八四六七・一五	その他のもの	三・六%	無税
八四六七・一六	その他のもの	三・六%	無税
八四六七・一七	その他のもの	三・六%	無税
八四六七・一八	その他のもの	三・六%	無税
八四六七・一九	ニューマチックツールのもの	三・六%	無税
八四六七・二〇	その他のもの	三・六%	無税
八四六七・二一	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断に使用することができるといふかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く)及びガス式の表面処理用機器	三・六%	無税
八四六七・二二	手持式ソーサ	四・二%	無税
八四六七・二三	その他のガス式の機器	四・二%	無税
八四六七・二四	その他の機器	四・二%	無税
八四六七・二五	部分品	四・二%	無税
八四六七・二六	タイプライター及びワードプロセッサ	四・二%	無税
八四六七・二七	自動タイプライター及びワードプロセッサ	四・二%	無税
八四六七・二八	その他のタイプライター電動式のものに限る)	四・二%	無税
八四六七・二九	重量(ケースの重量を除く)が二キログラム以下のもの	四・九%	無税
八四六七・三〇	その他のもの	四・九%	無税
八四六七・三一	その他のタイプライター(電動式のものを除く)	四・九%	無税
八四六七・三二	重量(ケースの重量を除く)が二キログラム以下のもの	四・二%	無税
八四六七・三三	その他のもの	四・二%	無税
八四六七・三四	計算機及び会計機、郵便料金計算機、切符発行機その他これらに類する計算機を有する機械並びに金融記録機	四・二%	無税
八四六七・三五	電子式計算機(外部の電源を必要としないものに限る)	四・九%	無税
八四六七・三六	その他の電子式計算機	四・九%	無税
八四六七・三七	印字機を有するもの	四・九%	無税
八四六七・三八	その他のもの	四・九%	無税
八四六七・三九	その他の計算機	三・六%	無税

八四七〇・四〇	会計機	B	無税	
八四七〇・五〇	金銀登録機	B	無税	
八四七〇・九〇	その他のもの	B	無税	
八四七一	自動データ処理機及びこれを構成するユニット並びに電式又は光式の読取機、データを送信媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く)	B	四・九%	無税
八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機	B	四・九%	無税
八四七一・二〇	デジタル式自動データ処理機(少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつていないものを問わない)	B	四・九%	無税
八四七一・九一	その他のもの	B	四・九%	無税
八四七一・九二	デジタル式処理装置(記憶装置、入力装置及び出力装置のうち又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを問わない)とし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるものを問わない	B	四・九%	無税
八四七一・九三	入力装置及び出力装置(システムを構成する他の装置とともに提示するものであるものを問わない)及び同一のハウジングに記憶装置を収納しているものを問わない	B	六%	無税
八四七一・九四	記憶装置(システムを構成する他の装置とともに提示するものであるものを問わない)	B	六%	無税
八四七一・九五	その他のもの	B	四・二%	無税
八四七二・一〇	その他の事務用機器(例えば、電子機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分選機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆用リール、穴あけ機及びステープル打ら機)	B	四・二%	無税
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機	B	無税	
八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	B	無税	
八四七二・四〇	その他のもの	B	無税	
八四七二・五〇	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に準ら又は主として使用する部分品及び附屬品(カバリ、接合用テープその他これらに類する物品を除く)	B	無税	
八四七二・六〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附屬品	B	四・二%	無税
八四七二・七〇	第八四・七〇項の機械の部分品及び附屬品	B	無税	
八四七二・八〇	第八四・七〇・一〇号、第八四・七〇・二二号又は	B	無税	
八四七二・九〇	は第八四・七〇・二九号の電子式計算機のもの	B	四・九%	無税
八四七三・一〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四七三・二〇	自動データ処理機又はこれを構成する機	B	四・九%	無税
八四七三・三〇	その他のもの	B	四・九%	無税
八四七三・四〇	第八四・七二項の機械の部分品及び附屬品	B	四・二%	無税
八四七三・五〇	選別機、ふるい分け機、分離機、洗淨機、破砕機、粉砕機、混合機及び攪拌機(固体系、粉状又はペースト状の土質、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限り、凝結機及び成形機(固体系、粉状又はペースト状の土質、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限り)並びに動物用砂型の造型機)	B	四・二%	無税
八四七三・六〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗淨機	B	四・二%	無税
八四七三・七〇	破砕機及び粉砕機	B	四・二%	無税
八四七三・八〇	混合機及び攪拌機	B	四・二%	無税
八四七三・九〇	コンクリート又はモルタルの混合機	B	四・二%	無税
八四七四・一〇	鉱物性物質とビニレンとの混合機	B	四・二%	無税
八四七四・二〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八四七四・三〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	B	四・二%	無税
八四七四・四〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	B	四・二%	無税
八四七四・五〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	B	四・二%	無税
八四七四・六〇	部分品	B	四・二%	無税
八四七四・七〇	物品の自動販売機(例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料品用のもの、両替機を含む)	B	四・二%	無税
八四七四・八〇	自動販売機	B	四・二%	無税
八四七四・九〇	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	B	四・八%	無税
八四七五・一〇	その他のもの	B	四・八%	無税
八四七五・二〇	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く)	B	四・八%	無税
八四七五・三〇	射出成形機	B	四・二%	無税
八四七五・四〇	押出成形機	B	四・二%	無税
八四七五・五〇	吹込み成形機	B	四・二%	無税
八四七五・六〇	真空成形機及びその他の熱成形機	B	四・二%	無税
八四七五・七〇	その他の機械(成形用機械に限る)	B	四・二%	無税
八四七五・八〇	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	B	四・二%	無税

八四七七・五九	その他のもの	四・二%	無税	雑税
八四七七・八〇	その他の機械	四・八%	無税	雑税
八四七七・九〇	部分品			
八四七七・一〇	第八四七七・一〇号から第八四七七・五九号までの機械のもの及び第八四七七・八〇号の圧搾機のもの	四・二%	無税	雑税
八四七八	その他のもの	無税	無税	
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	九%	無税	
八四七八・九〇	部分品			
八四七九	機械類固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。	無税	無税	
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	四・二%	無税	
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	四・二%	無税	
八四七九・三〇	プレス、木材その他の木質材料製のパネティグルボート又は建築用繊維板の製造用のものに限るもの、その他の木材又はコルクの処理用機械	四・五%	無税	
八四七九・四〇	網又はケーブルの製造機械	四・二%	無税	
八四七九・八二	その他の機械類	四・五%	無税	
八四七九・八二	金属の処理用のもの（電鍍の槽機械を含む）	無税	無税	
八四七九・八二	混合用、選別用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	無税	無税	
八四七九・八九*	その他のもの	無税	無税	
八四七九・九〇*	部分品			
八四八〇	金属製造用鋳造機、鍛造機、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く）	四・二%	無税	
八四八〇・一〇	金属製造用鋳造機	四・二%	無税	
八四八〇・二〇	鍛造機	四・二%	無税	
八四八〇・三〇	鋳造用パターン	五・八%	無税	
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型	四・二%	無税	
八四八〇・四九	射出式又は圧縮式のもの	四・二%	無税	
八四八〇・五〇	その他のもの	四・二%	無税	
八四八〇・六〇	ガラスの成形用の型	四・二%	無税	
八四八〇・七一	鉱物性材料の成形用の型	四・二%	無税	
八四八〇・七九	ゴム又はプラスチックの成形用の型	四・二%	無税	
八四八〇・八二	射出式又は圧縮式のもの	四・二%	無税	
八四八〇・八二	その他のもの	四・二%	無税	
八四八〇・八二	コック、弁その他これらに類する物品、減圧弁及び温度調整弁を含むものとし、實、かん筒、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	四・二%	無税	
八四八〇・八二	減圧弁	無税	無税	

八四八・二〇	油圧駆動装置用又は空気圧駆動装置用の弁	無税	無税
八四八・三〇	逆止弁	無税	無税
八四八・四〇	安全弁及び逃がし弁	無税	無税
八四八・八〇	その他の物品	無税	無税
八四八・九〇	部分品	無税	無税
八四八・二〇	玉軸受及びころ軸受	六・六%	無税
八四八・三〇	玉軸受	六・六%	無税
八四八・四〇	円すいころ軸受、コーンと円すいころを組み合わせたものを含む	六・六%	無税
八四八・五〇	球面ころ軸受	六・六%	無税
八四八・六〇	針状ころ軸受	六・六%	無税
八四八・七〇	その他の四角ころ軸受	六・六%	無税
八四八・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む）	六・六%	無税
八四八・九〇	部分品	六・六%	無税
八四八・九一	玉、針状ころ及びころ	六・六%	無税
八四八・九二	その他のもの	六・六%	無税
八四八・九三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む）、伝動機、カムシャフト及びクランクシャフトを含む）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリーン、はずみ車、フリーフリーブロックを含む）、クランク及び軸継手（自在継手を含む）、伝動機（カムシャフト及びクランクシャフトを含む）及びクランク	四・二%	無税
八四八・一〇	自動車用のもの	四・二%	無税
八四八・二〇	その他のもの	四・二%	無税
八四八・三〇	クランクシャフト	四・二%	無税
八四八・四〇	その他のもの	無税	無税
八四八・五〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る）	四・二%	無税
八四八・六〇	自動車用のもの	四・二%	無税
八四八・七〇	その他のもの	無税	無税
八四八・八〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く）及び滑り軸受	四・二%	無税
八四八・九〇	自動車用のもの	四・二%	無税
八四八・一〇〇	その他のもの	無税	無税
八四八・二〇〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付ギヤ、イル、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く）、ボールスクリーン並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む）	四・二%	無税
八四八・三〇〇	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇・〇〇回以上回転することができないものを除く）及び逆転機並びに無段変速機	四・二%	無税
八四八・四〇〇	その他のもの	無税	無税

[illegible]

[illegible][illegible]

八五〇八	手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）	三・六%	無税
八五〇八・一〇	ドリル	三・六%	無税
八五〇八・二〇	その他工具	三・六%	無税
八五〇八・八〇	部分品	三・六%	無税
八五〇八・九〇	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	二・六%	無税
八五〇九・一〇	真正式掃除機	二・一%	無税
八五〇九・二〇	床敷き機	二・一%	無税
八五〇九・三〇	台所用アイスボウサー	二・一%	無税
八五〇九・四〇	食糧用グラインダー、食物用ミサー及び果汁	二・一%	無税
八五〇九・八〇	その他機器	二・一%	無税
八五〇九・九〇	部分品	二・一%	無税
八五一一〇〇	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	四・八%	無税
八五一一〇〇	バリカン	四・八%	無税
八五一一〇〇	部分品	四・八%	無税
八五一一〇〇	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は		
八五一一〇〇	始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用		
八五一一〇〇	磁石発電機、直流磁石発電機、イクニシヨンコイル		
八五一一〇〇	、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並び		
八五一一〇〇	びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機		
八五一一〇〇	（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉		
八五一一〇〇	器		
八五一一〇〇	点火プラグ	三%	無税
八五一一〇〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ		
八五一一〇〇	車式磁石発電機	四・八%	無税
八五一一〇〇	ディストリビューター及びイクニシヨンコイル	四・一%	無税
八五一一〇〇	スターター及び始動充電発電機	四・八%	無税
八五一一〇〇	その他の発電機	四・八%	無税
八五一一〇〇	部分品	四・一%	無税
八五一一〇〇	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九		
八五一一〇〇	項の物品を除く。）ウインドスクリーンワイパー		
八五一一〇〇	及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する		
八五一一〇〇	種類のものに限る。）	四・一%	無税
八五一一〇〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する		
八五一一〇〇	種類のものに限る。）	四・一%	無税
八五一一〇〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	三%	無税
八五一一〇〇	音響信号機器	三%	無税
八五一一〇〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	三%	無税
八五一一〇〇	部分品	三%	無税
八五一一〇〇	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例え		
八五一一〇〇	ば、電池及び磁石発電機）により機能するように		
八五一一〇〇	設計したものに限るものとし、第八五・二二項の		
八五一一〇〇	照明用機器を除く。）	三%	無税

八五・三・一〇	ランプ	B	四・八%	無税
八五・三・九〇	工業用又は化学用の電気炉、電磁誘導式又は誘導式のものを含む。及び工業用又は化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘導式のものに限る。）	B	四・八%	無税
八五・四・一〇	抵抗加熱炉	B	無税	無税
八五・四・二〇	電磁誘導式又は誘導式の炉	B	無税	無税
八五・四・三〇	その他の炉	B	無税	無税
八五・四・四〇	その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘導式のものに限る。）	B	無税	無税
八五・四・九〇	部分品	B	無税	無税
八五・五・一〇	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器、電気式（電気加熱ガスを含む）、レーザーその他の電子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができ、かまいた物を加熱、溶接、ろう付け又ははんだ付け用の機器、ろう付け用又ははんだ付け用の機器	B	無税	無税
八五・五・二〇	はんだごて及びはんだ付けガン	B	四・二%	無税
八五・五・三〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八五・五・四〇	金庫用抵抗溶接機器	B	四・二%	無税
八五・五・五〇	全自動式又は半自動式のもの	B	四・二%	無税
八五・五・六〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八五・五・七〇	アーク溶接機器、プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金庫用のものに限る。	B	四・二%	無税
八五・五・八〇	全自動式又は半自動式のもの	B	四・二%	無税
八五・五・九〇	その他の機器	B	四・二%	無税
八五・六・一〇	超音波式機器	B	無税	無税
八五・六・二〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八五・六・三〇	部分品	B	無税	無税
八五・六・四〇	超音波式機器のもの	B	無税	無税
八五・六・五〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八五・六・六〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電気式の調理機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手持ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	B	四・二%	無税
八五・六・七〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	B	三・一%	無税
八五・六・八〇	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	B	三・一%	無税
八五・六・九〇	電気式ラジエーター	B	三・一%	無税
八五・七・一〇	その他のもの	B	三・一%	無税

八五・一六・三二	電熱式の調理用機器及び手持ドライヤー	B	三・一%	無税
八五・一六・三三	ヘアドライヤー	B	三・一%	無税
八五・一六・三三	その他の調理用機器	B	三・一%	無税
八五・一六・四〇	手持ドライヤー	B	三・一%	無税
八五・一六・四〇	電気アイロン	B	三・一%	無税
八五・一六・五〇	マイクロナーブアン	B	三・一%	無税
八五・一六・六〇	その他のオーブン並びにトースター、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	B	三・一%	無税
八五・一六・七〇	その他の電熱機器	B	三・一%	無税
八五・一六・七〇	コーヒーマーカ及びティーメーカー	B	三・一%	無税
八五・一六・七〇	トースター	B	三・一%	無税
八五・一六・七〇	その他のもの	B	三・一%	無税
八五・一六・八〇	電熱用抵抗体	B	三・一%	無税
八五・一六・九〇	部分品	B	三・一%	無税
八五・一七・一〇	有線電話又は有線電信用の電気機器（有線機送通信機器を含む）	B	三・一%	無税
八五・一七・二〇	電話機	B	無税	無税
八五・一七・三〇	テレフリンター	B	無税	無税
八五・一七・四〇	電話用又は電信用の交換機	B	無税	無税
八五・一七・五〇	その他の有線機送通信機器	B	無税	無税
八五・一七・六〇	その他の機器	B	無税	無税
八五・一七・七〇	電信用のもの	B	無税	無税
八五・一七・八〇	部分品	B	無税	無税
八五・一八・一〇	マイクホン及びそのスタンド、拡声機（エンクロージャー）に取り付けてあるか、かき聞かせるもの、マイクホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波数増幅器並びに電気式音響増幅装置	B	四・二%	無税
八五・一八・二〇	マイクホン（エンクロージャー）に取り付けてあるか、かき聞かせるもの	B	四・二%	無税
八五・一八・三〇	単一型拡声機（エンクロージャー）に取り付けられたものに限る。	B	四・二%	無税
八五・一八・四〇	複数型拡声機（同一のエンクロージャー）に取り付けられたものに限る。	B	四・二%	無税
八五・一八・五〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八五・一八・六〇	マイクホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン	B	四・二%	無税
八五・一八・七〇	可聴周波数増幅器	B	四・二%	無税
八五・一八・八〇	電気式音響増幅装置	B	四・二%	無税
八五・一八・九〇	部分品	B	四・二%	無税
八五・一九・一〇	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音響再生機（音響装置を自蔵するものを除く。）	B	四・二%	無税
八五・一九・二〇	硬貨又はディスクを挿入することにより動作するレコードプレーヤー	B	四・二%	無税

八五九・二二	その他のレコードプレーヤー	B	九%	無税
八五九・二九	拡声器を有しないもの	B	九%	無税
八五九・三二	その他のもの	B	九%	無税
八五九・三九	自動レコード交換機構を有するもの	B	九%	無税
八五九・四〇	その他のもの	B	九%	無税
八五九・四一	トランスクリーピングマシン	B	四・二%	無税
八五九・九一	その他の音声再生機	B	四・二%	無税
八五九・九九	カセット式のもの	B	四・二%	無税
八五〇・〇〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八五〇・〇一	磁気テープレコーダーその他の録音機(音声再生装置を自備するかしないかを問わない)	B	四・二%	無税
八五〇・〇二	ディクテーションマシン(外部電源によらなければ作動しないものに限る)	B	四・二%	無税
八五〇・〇三	留守番電話装置	B	四・二%	無税
八五〇・〇四	その他の磁気テープレコーダー(音声再生装置を自備するものに限る)	B	四・二%	無税
八五〇・〇五	カセット式のもの	B	四・二%	無税
八五〇・〇六	その他のもの	B	四・二%	無税
八五〇・〇七	ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチューナーを自備するかしないかを問わない)	B	四・二%	無税
八五〇・〇八	磁気テープ式のもの	B	四・二%	無税
八五〇・〇九	その他のもの	B	四・二%	無税
八五〇・一〇	第八五・一九項から第八五・二二項までの機器の部分品及び付属品	B	四・二%	無税
八五〇・一一	ピックアップカートリッジ	B	四・二%	無税
八五〇・一二	その他のもの	B	四・二%	無税
八五〇・一三	録音その他これに類する記録用の媒体(記録してないものに限るものとし、第二十七項の物品を除く)	B	四・二%	無税
八五〇・一四	磁気テープ	B	四・二%	無税
八五〇・一五	幅が四ミリメートル以下のもの	B	無税	無税
八五〇・一六	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	B	無税	無税
八五〇・一七	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	B	無税	無税
八五〇・一八	磁気ディスク	B	無税	無税
八五〇・一九	その他のもの	B	無税	無税
八五〇・二〇	音声録用レコード製造用のレコードプランク	B	一・七%	無税
八五〇・二一	ク	B	無税	無税
八五〇・二二	その他のもの	B	無税	無税
八五〇・二三	レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他これに類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤及びマスターを含む)に限るものとし、第二十七項の物品を除く)	B	無税	無税
八五〇・二四	音声録用レコード	B	無税	無税
八五〇・二五	一回転数が一分間につき四〇回以下のもの	B	無税	無税
八五〇・二六	一回転数が一分間につき四〇回以上のもの	B	無税	無税

八五二・二二	その他のもの	B	六〇銭	無税
八五二・二九	磁気テープ	B	六〇銭	無税
八五二・三〇	幅が四ミリメートル以下のもの	B	一・七%	無税
八五二・三一	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	B	一・七%	無税
八五二・三二	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	B	一・七%	無税
八五二・三三	その他のもの	B	一・七%	無税
八五二・三四	無線電用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機(受信機、録音装置又は音声再生装置を自備するかしないかを問わない)	B	一・七%	無税
八五二・三五	及びテレビジョンカメラ	B	一・七%	無税
八五二・三六	送信機	B	無税	無税
八五二・三七	送信機(受信機を自備するものに限る)	B	無税	無税
八五二・三八	テレビジョンカメラ	B	無税	無税
八五二・三九	レコーダー、航行用無線機及び無線遠隔制御機	B	五・一%	無税
八五二・四〇	レコーダー	B	六%	無税
八五二・四一	船舶用のもの	B	六%	無税
八五二・四二	航空機用のもの(機上又は地上用のもの)	B	六・五%	無税
八五二・四三	その他のもの(機上又は地上用のもの)	B	六・五%	無税
八五二・四四	その他のもの	B	無税	無税
八五二・四五	航行用無線機	B	無税	無税
八五二・四六	航空機用のもの(機上又は地上用のもの)	B	無税	無税
八五二・四七	その他のもの(機上又は地上用のもの)	B	無税	無税
八五二・四八	無線遠隔制御機	B	無税	無税
八五二・四九	航空機用のもの(機上又は地上用のもの)	B	無税	無税
八五二・五〇	その他のもの(機上又は地上用のもの)	B	無税	無税
八五二・五一	無線電用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機	B	五・一%	無税
八五二・五二	機上又は地上用のもの	B	五・一%	無税
八五二・五三	その他のもの	B	無税	無税
八五二・五四	無線電用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機	B	無税	無税
八五二・五五	機上又は地上用のもの	B	無税	無税
八五二・五六	その他のもの	B	無税	無税
八五二・五七	ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信用を受信することができ、外部電源によらずに作動するものに限る)	B	四%	無税
八五二・五八	無線電話又は無線電信用を受信することができ、外部電源によらずに作動するものに限る)	B	四%	無税
八五二・五九	その他のもの	B	四%	無税
八五二・六〇	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信用を受信することができ、外部電源によらずに作動するものに限る)	B	四%	無税
八五二・六一	録音装置又は音声再生装置と結合して使用するもの	B	四%	無税

八五二七・二九	その他のもの	B	四%	無税
八五二七・三一	その他のラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電報も受信することが出来るものを含む)	B	四%	無税
八五二七・三二	録音装置又は音響再生装置と結合してあるもの	B	四%	無税
八五二七・三三	時計と結合してあるもの(録音装置又は音響再生装置と結合してあるものを除く)	B	四%	無税
八五二七・三九	その他のもの	B	四%	無税
八五二七・九〇*	その他の機器	B	無税	無税
八五二八	テレビジョン受信機(ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を具備するかしないかを問わない)	B	四%	無税
八五二八・一〇	カラーのもの	B	四%	無税
八五二八・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	B	四%	無税
八五二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に事又は主として使用する部分品	B	無税	無税
八五二九・一〇*	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	B	無税	無税
八五二九・九〇*	その他のもの	B	無税	無税
八五三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、陸軍施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管理用の電気機器(第八六・〇八項のものを除く)	B	四・二%	無税
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	B	四・二%	無税
八五三〇・八〇	その他の機器	B	四・二%	無税
八五三〇・九〇	部分品	B	四・二%	無税
八五三一	電気式の音響信号又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示灯、遠隔警報機及び火災警報機、第八五・二二項又は第八五・三〇項のものを除く)	B	無税	無税
八五三一・一〇*	遠隔警報機、火災警報機その他これらに類する機器	B	無税	無税
八五三一・二〇*	表示灯(液晶ディスプレイ又は発光ダイオードを具備するものに限る)	B	無税	無税
八五三一・八〇*	その他の機器	B	無税	無税
八五三一・九〇	部分品	B	無税	無税
八五三一・一〇	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	B	四・二%	無税
八五三一・二〇	固定式コンデンサー(五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、毎周電力が〇・五キロボール以上のものに限る(電力用コンデンサー))	B	四・二%	無税
八五三一・二一	その他の固定式コンデンサー	B	無税	無税
八五三一・二二	タンタルコンデンサー	B	無税	無税
八五三一・二三	アルミニウム電解コンデンサー	B	無税	無税
八五三一・二四	セラミックコンデンサー(単層のものに限る)	B	無税	無税
八五三一・二五	セラミックコンデンサー(多層のものに限る)	B	無税	無税
八五三一・二六	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	B	無税	無税

八五三二・二九	その他のもの	B	無税	無税
八五三二・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	B	無税	無税
八五三二・三〇	部分品	B	無税	無税
八五三二・九〇	電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗器を除く)	B	二・九%	無税
八五三三	固定式炭素抵抗器(後述抵抗器を含む)	B	二・九%	無税
八五三三・一〇	その他の固定式抵抗器	B	二・九%	無税
八五三三・二二	容量が二〇ワット以下のもの	B	二・九%	無税
八五三三・二九	その他のもの	B	二・九%	無税
八五三三・三二	他の可変抵抗器(ポテンショメーターを含む)	B	二・九%	無税
八五三三・三九	容量が二〇ワット以下のもの	B	二・九%	無税
八五三三・四〇	その他のもの	B	二・九%	無税
八五三三・九〇	その他の可変抵抗器(ポテンショメーターを含む)	B	二・九%	無税
八五三四・〇〇	部分品	B	無税	無税
八五三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、遮断器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱、使用電圧が一・〇〇ボルトを超えるものに限る)	B	無税	無税
八五三五・一〇	ヒューズ	B	無税	無税
八五三五・二二	自動遮断器	B	無税	無税
八五三五・二九	使用電圧が七・二五キロボルト未満のもの	B	無税	無税
八五三五・三〇	その他のもの	B	無税	無税
八五三五・三〇	断続機及び開閉スイッチ	B	無税	無税
八五三五・四〇	遮断器、電圧リミッター及びサージ抑制器	B	無税	無税
八五三五・九〇	その他のもの	B	無税	無税
八五三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱、使用電圧が一・〇〇ボルト以下のものに限る)	B	無税	無税
八五三六・一〇	ヒューズ	B	無税	無税
八五三六・二〇	自動遮断器	B	無税	無税
八五三六・三〇	電気回路保護用のその他の機器	B	無税	無税
八五三六・四〇	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	B	無税	無税
八五三六・四九	その他のもの	B	無税	無税
八五三六・五〇	その他のスイッチ	B	三・六%	無税
八五三六・六一	電熱閉鎖器及びマイクロスイッチ	B	無税	無税
八五三六・六九	その他のもの	B	無税	無税
八五三六・九〇	その他の機器	B	無税	無税
八五三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル(電熱制御用のものを除く)、コンソール、機、キャビネット	B	無税	無税

八五三七・一〇	その他の物品(第九〇項の機器を自産するものを 含む。第八五・三五項又は第八五・三六項の機器 を二以上具備するものに限るものとし、第八五・ 一七項の交換機を除く。)	三・八%	無税	無税
八五三七・二〇	使用電圧が、一〇〇ボルト以下のもの	三・八%	無税	無税
八五三八	使用電圧が、一〇〇ボルトを超えるもの	三・八%	無税	無税
八五三八・一〇	第八五・二七項の物品の部、パネル、コン ソール、機、キャビネットその他の物品(機器 を装着しないものに限る)	無税	無税	無税
八五三八・九〇	その他の物品	無税	無税	無税
八五三九	ファイラメント電球及び放電管(シールドビームラ ンプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む)並 びにアーク灯	無税	無税	無税
八五三九・一〇	シールドビームランプ	三・四%	無税	無税
八五三九・二〇	自動車のもの	三・四%	無税	無税
八五三九・二二	その他の物品	三・四%	無税	無税
八五三九・二二	その他のファイラメント電球(紫外線ランプ及び 赤外線ランプを除く)	三・四%	無税	無税
八五三九・二二	タンクステンハロゲン電球	三・四%	無税	無税
八五三九・二二	その他の物品(出力が二〇ワット以下のもの で、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるもの に限る)	三・四%	無税	無税
八五三九・二九	その他の物品	三・四%	無税	無税
八五三九・三二	放電管(紫外線ランプを除く)	三・四%	無税	無税
八五三九・三二	熱陰極管光放電管	四・八%	無税	無税
八五三九・三九	その他の物品	四・八%	無税	無税
八五三九・四〇	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯 部分品	四・八%	無税	無税
八五三九・九〇	自動車用シールドビームランプのもの	三・四%	無税	無税
八五四〇	その他の物品	四・八%	無税	無税
八五四〇・一一	熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式 のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流 管、陰極管及びテレビジョン用陰極管)	四・八%	無税	無税
八五四〇・二二	テレビジョン受信用陰極管(ビデオモニター 用陰極管を含む)	四・八%	無税	無税
八五四〇・二二	カラーのもの	四・八%	無税	無税
八五四〇・二二	白黒その他のモノクロームのもの	四・八%	無税	無税
八五四〇・二二	テレビジョン用陰極管、イメージ交換管、イ メージ増倍管その他の光電管	四・八%	無税	無税
八五四〇・三〇	その他の物品	四・八%	無税	無税
八五四〇・三〇	その他の陰極管	四・八%	無税	無税
八五四〇・三〇	マイクロ波管(例えば、磁電管、クライストロ ン、進行波管及びカルシノトロン、格子制御式 のものを除く)	四・八%	無税	無税
八五四〇・四一	磁電管	無税	無税	無税
八五四〇・四二	クライストロン	無税	無税	無税
八五四〇・四九	その他の物品	無税	無税	無税
八五四〇・八二	受信用及び増倍管	無税	無税	無税
八五四〇・八九	その他の物品	無税	無税	無税
八五四〇・九一	部分品	無税	無税	無税
八五四〇・九一	陰極管の部	無税	無税	無税
八五四〇・九一	その他の物品	無税	無税	無税
八五四〇・九一	ダイオード、トランジスタその他これらに類す る半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電 池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを 問わない)、を含む)、発光ダイオード及び圧電 結晶素子	無税	無税	無税
八五四〇・一〇	ダイオード(半導体ダイオード及び発光ダイオ ードを除く)	四・二%	無税	無税
八五四〇・二二	トランジスタ(半導体トランジスタを除く)	四・二%	無税	無税
八五四〇・二九	定格消費電力が一ワット未満のもの	四・二%	無税	無税
八五四〇・二九	その他の物品	四・二%	無税	無税
八五四〇・三〇	サイリスタ、ゲイアック及びトライアック(光 電性デバイスを除く)	四・二%	無税	無税
八五四〇・四〇	光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又 はパネルにしてあるかないかを問わない))を 含む)及び発光ダイオード	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	発光ダイオード	六・五%	無税	無税
八五四〇・四一	光電池(モジュール又はパネルにしてある かないかを問わない)	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	その他の物品	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	その他の半導体デバイス	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	圧電結晶素子	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	部分品	無税	無税	無税
八五四〇・四一	集積回路及び超小形組立	無税	無税	無税
八五四〇・四一	モノリシック集積回路	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	ダイジナル式のもの	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	その他の物品	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	ハイブリッド集積回路	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	その他の物品	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	部分品	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	電気機器、固有の機能を有するものに限るものと し、この類の他の項に該当するものを除く)	四・二%	無税	無税
八五四〇・四一	電子加速器	三・六%	無税	無税
八五四〇・四一	信号発生器	無税	無税	無税
八五四〇・四一	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機 器	無税	無税	無税
八五四〇・四一	その他の機器	無税	無税	無税
八五四〇・四一	部分品	無税	無税	無税
八五四〇・四一	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含 む)	無税	無税	無税

[illegible]

八六〇七・九一	その他のもの	四・九%	無税
八六〇七・九二	機関車	四・九%	無税
八六〇八・〇〇	その他のもの	四・九%	無税
八六〇九・〇〇	信号機、安全用又は交通等制御の機械式装置(電 気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、 道路用、内陸水路用、駐車施設用、港施設用又は 航空用のものに限る。)及び鉄道又は軌道の線 路用装置並びにこれらの部分品	四・二%	無税
八七〇一	コンテナ(常体積適用のものを含むものとし、一 以上の輸送方式による運送を行うために特に設計 し、かつ、装荷したものに限り、)	四・九%	無税
八七〇一・二〇	トラック(第八七・〇九項のトラックを除く)	四・二%	無税
八七〇一・二〇	歩行機式トラック	四・二%	無税
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラック	五・八%	無税
八七〇一・三〇	無軌道式トラック	無税	無税
八七〇一・九〇	その他のもの	無税	無税
八七〇二	農産物のもの	無税	無税
八七〇二	その他のもの	四・二%	無税
八七〇二・一〇	一〇人以上の人員(運転手を含む)の輸送用の 自動車	無税	無税
八七〇二・二〇	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエン ジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載した もの	三・三%	無税
八七〇二・九〇	その他のもの	三・三%	無税
八七〇三	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン 及びレーシングカーを含む、主として人員の輸送 用に設計したものに限り、)第八七・〇二 項のものを除く	無税	無税
八七〇三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカー その他これに類する車両	三・三%	無税
八七〇三・二二	その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関 (往復動機関に限る)を搭載したものに限り、)	無税	無税
八七〇三・三二	シリンダー客機が、一、〇〇〇立方センチメー トル以下のもの	無税	無税
八七〇三・三三	シリンダー客機が、一、〇〇〇立方センチメー トルを超過し、五、〇〇〇立方センチメートル以 下のもの	無税	無税
八七〇三・三三	シリンダー客機が一、五〇〇立方センチメー トルを超過し、三、〇〇〇立方センチメートル以 下のもの	無税	無税
八七〇三・三三	シリンダー客機が三、〇〇〇立方センチメー トルを超過するもの	無税	無税
八七〇三・三三	その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエン ジン)を搭載したものに限り、)	無税	無税
八七〇三・三三	シリンダー客機が一、五〇〇立方センチメー	無税	無税

八七〇三・三三	トル以下のもの	無税	無税
八七〇三・三三	シリンダー客機が一、五〇〇立方センチメー トルを超過し、三、〇〇〇立方センチメートル以 下のもの	無税	無税
八七〇三・三三	シリンダー客機が一、五〇〇立方センチメー トルを超過するもの	無税	無税
八七〇三・三三	その他のもの	三・三%	無税
八七〇三・三三	貨物自動車	無税	無税
八七〇三・三三	ダンプカー(不普通走行用に設計したものに限 る)	無税	無税
八七〇三・三三	その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエン ジン)を搭載したものに限り、)	無税	無税
八七〇三・三三	車両総重量が五トン以下のもの	無税	無税
八七〇三・三三	運搬車を有する原動機付きシャシ、無限 軌道式貨物自動車及びシャトルカー	二・三%	無税
八七〇三・三三	その他のもの	無税	無税
八七〇三・三三	車両総重量が五トンを超過し、一〇トンを超過す るもの	無税	無税
八七〇三・三三	運搬車を有する原動機付きシャシ、無限 軌道式貨物自動車及びシャトルカー	三・三%	無税
八七〇三・三三	その他のもの	無税	無税
八七〇三・三三	車両総重量が五トンを超過するもの	無税	無税
八七〇三・三三	その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関を 搭載したものに限り、)	無税	無税
八七〇三・三三	車両総重量が五トン以下のもの	無税	無税
八七〇三・三三	車両総重量が五トンを超過するもの	無税	無税
八七〇三・三三	その他のもの	無税	無税
八七〇三・三三	特殊用途自動車(例えば、救急車、クレーン車、 消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、 散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員 又は貨物の輸送用に設計したものを除く、)	無税	無税
八七〇三・三三	クレーン車	無税	無税
八七〇三・三三	せん孔ドリット車	無税	無税
八七〇三・三三	コンクリートミキサー車	無税	無税
八七〇三・三三	その他のもの	無税	無税
八七〇三・三三	原動機付きシャシ(第八七・〇一項から第八七・ 〇五項までの自動車用のものに限り、)	五・七%	無税
八七〇三・三三	車体(運搬車を有するものとし、第八七・〇一項か ら第八七・〇五項までの自動車用のものに限り、)	無税	無税
八七〇三・三三	第八七・〇三項の車両用のもの	無税	無税
八七〇三・三三	その他のもの	無税	無税
八七〇三・三三	部分品及び付属品(第八七・〇一項から第八七・ 〇五項までの自動車用のものに限り、)	無税	無税
八七〇三・三三	パンパー及びその部分品	無税	無税
八七〇三・三三	車体(運搬車を有する)のその他の部分品及び	三・三%	無税

八七〇八・二二	シートベルト	B	三・二%	無税
八七〇八・二九	その他のもの	B	三・二%	無税
八七〇八・三三	プレーキ及びサードブレーキ並びにこれらの部分品	B	三・二%	無税
八七〇八・四〇	ブレーキライニング(取り付けたものに限る)	B	三・二%	無税
八七〇八・四〇	その他のもの	B	三・二%	無税
八七〇八・五〇	ギヤボックス	B	三・二%	無税
八七〇八・六〇	駆動軸(駆動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するものではない)	B	三・二%	無税
八七〇八・七〇	非駆動軸及びその部分品	B	三・二%	無税
八七〇八・八〇	車輪並びにその部分品及び付属品	B	三・二%	無税
八七〇八・八〇	懸架装置用ショックアブソーバー	B	三・二%	無税
八七〇八・九一	その他の部分品及び付属品	B	三・二%	無税
八七〇八・九二	消音装置及び排気管	B	三・二%	無税
八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品	B	三・二%	無税
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	B	三・二%	無税
八七〇八・九四	その他のもの	B	三・二%	無税
八七〇八・九四	自走式作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持ち上げ又は荷役用の機器を装備したものを除く)及び鉄道の駅のプラットフォームにおいて使用する種類のトラック並びにこれらの部分品	B	三・二%	無税
八七〇九・一一	電気式のもの	B	四・八%	無税
八七〇九・一九	その他のもの	B	四・八%	無税
八七〇九・九〇	部分品	B	四・八%	無税
八七〇九・〇〇	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武装を装備しているものではない)	B	四・八%	無税
八七一	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるもの、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるものではない)及びサイドカー	U	二・一八%	八・四%
八七一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・四〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超え一五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・六〇	シリンダー容積が一五〇〇立方センチメートルを超え二五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・七〇	シリンダー容積が二五〇〇立方センチメートルを超え四〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・八〇	シリンダー容積が四〇〇〇立方センチメートルを超え六〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・九〇	シリンダー容積が六〇〇〇立方センチメートルを超え一五〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・一〇	シリンダー容積が一五〇〇〇立方センチメートルを超え二五〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・二〇	シリンダー容積が二五〇〇〇立方センチメートルを超え四〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・三〇	シリンダー容積が四〇〇〇〇立方センチメートルを超え六〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・四〇	シリンダー容積が六〇〇〇〇立方センチメートルを超え一五〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・五〇	シリンダー容積が一五〇〇〇〇立方センチメートルを超え二五〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・六〇	シリンダー容積が二五〇〇〇〇立方センチメートルを超え四〇〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・七〇	シリンダー容積が四〇〇〇〇〇立方センチメートルを超え六〇〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・八〇	シリンダー容積が六〇〇〇〇〇立方センチメートルを超え一五〇〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七一・九〇	シリンダー容積が一五〇〇〇〇〇立方センチメートルを超え二五〇〇〇〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る)付きのもの	B	五%	無税
八七二・一〇	機械式駆動機構を有しないもの	B	三・二%	無税
八七二・二〇	その他のもの	B	三・二%	無税
八七二・三〇	部分品及び付属品(第八七・一一項から第八七・一二項までの車両のものに限る)	B	三・二%	無税
八七二・四〇	モーターサイクル(モペットを含む)のもの	B	四・八%	無税
八七二・五〇	その他のもの	B	四・八%	無税
八七二・六〇	身体障害者用又は病人用の車両のもの	B	三・二%	無税
八七二・七〇	その他のもの	B	四・八%	無税
八七二・八〇	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	B	四・八%	無税
八七二・九〇	リム及びスポーク	B	四・八%	無税
八七三・一〇	ハブ(コスターブレーキハブ及びハブブレーキを除く)及びフリーホイール	B	四・八%	無税
八七三・二〇	ブレーキ(コスターブレーキ及びハブブレーキを含む)及びその部分品	B	四・八%	無税
八七三・三〇	サドル	B	四・八%	無税
八七三・四〇	ペダル及びギヤクラック並びにこれらの部分品	B	四・八%	無税
八七三・五〇	その他のもの	B	四・八%	無税
八七三・六〇	乳母車及びその部分品	B	三・二%	無税
八七三・七〇	トラクター及びセミトラクター並びにこれらの車両(機械式駆動機構を有するものを除く)並びにこれらの部分品	B	五・七%	無税
八七三・八〇	トラクター及びセミトラクター(往復用又はキャンピング用、キャバン型のものに限る)	B	五・七%	無税
八七三・九〇	農業用のトラクター及びセミトラクター(積込機、耕起機又は荷卸機付きのものに限る)	B	五・七%	無税
八七四・一〇	貨物輸送用のその他のトラクター及びセミトラクター	B	四・二%	無税
八七四・二〇	タンクトラクター及びタンクセミトラクター	B	四・二%	無税
八七四・三〇	その他のもの	B	四・二%	無税
八七四・四〇	その他のトラクター及びセミトラクター	B	四・二%	無税
八七四・五〇	その他の車両	B	四・二%	無税
八七四・六〇	部分品	B	四・二%	無税

[illegible]

九〇二・一一	対録レンズ	B	四・二%	無税
九〇二・一九	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	B	四・二%	無税
九〇二・二〇	その他のもの	B	四・二%	無税
九〇二・九〇*	フィルター	B	四・二%	無税
九〇三	その他のもの	B	四・二%	無税
九〇三・一一	眼鏡のフレーム及びその部分品	B	七%	無税
九〇三・一九	フレーム	B	七%	無税
九〇三・九〇	プラスチック製のもの	B	四・七%	無税
九〇四・一〇	その他の材料製のもの	B	四・七%	無税
九〇四・九〇	金銀製のもの	B	四・七%	無税
九〇五	その他のもの	B	四・七%	無税
九〇五・一〇	部分品	B	四・九%	無税
九〇五・八〇	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	B	七%	無税
九〇五・九〇	サングラス	B	四・七%	無税
九〇六・二〇	その他のもの	B	五・二%	無税
九〇六・三〇	双眼鏡	B	五・二%	無税
九〇六・四〇	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	B	五・二%	無税
九〇六・五〇	その他のもの	B	五・二%	無税
九〇六・六〇	眼鏡、眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く）及びその支持具	B	五・二%	無税
九〇六・七〇	その他の機器	B	四・二%	無税
九〇六・八〇	部分品及び付属品（支持具を含む）	B	四・二%	無税
九〇六・九〇	写真機（映写機を除く）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八・三九項の装置を除く）	B	四・二%	無税
九〇六・一〇	複製に使用する複製の写真機	B	五・七%	無税
九〇六・二〇	文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフィルムに記録するものに限る）	B	五・七%	無税
九〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検査用に特に設計した写真機及び法適用又は鑑定の比較カメラ	B	五・七%	無税
九〇六・四〇	内臓の医学的検査用のもの（エックス線用のものを除く）	B	二・二%	無税
九〇六・五〇	水中用のもの及び法適用又は鑑定の比較カメラ	B	五・七%	無税
九〇六・六〇	その他のもの	B	四・二%	無税
九〇六・七〇	インスタントプリントカメラ	B	五・七%	無税
九〇六・八〇	その他の写真機	B	五・七%	無税
九〇六・九〇	一眼レフレックスのもの（幅が三・五ミリのフィルム以下のフィルムを使用するものに限る）	B	五・七%	無税
九〇七・一〇	その他のもの（幅が三・五ミリのフィルム未満のフィルムを使用するものに限る）	B	五・七%	無税
九〇七・二〇	その他のもの（幅が三・五ミリのフィルム未満のフィルムを使用するものに限る）	B	五・七%	無税
九〇七・三〇	その他のもの（幅が三・五ミリのフィルム未満のフィルムを使用するものに限る）	B	五・七%	無税

九〇六・五九	その他のもの	B	五・七%	無税
九〇六・六〇	写真用のせん光器具及びせん光電球	B	五・七%	無税
九〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの、電子式のものに限る）	B	五・七%	無税
九〇六・六二	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	B	四・八%	無税
九〇六・六九	その他のもの	B	五・七%	無税
九〇六・九〇	部分品及び付属品	B	五・七%	無税
九〇六・九一	写真機用のもの	B	五・七%	無税
九〇六・九二	その他のもの	B	五・七%	無税
九〇六・九三	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自乗するかしないかを問わない）	B	五・七%	無税
九〇七・一一	撮影機	B	五・七%	無税
九〇七・一二	幅が一・六ミリのフィルム未満のフィルム又はダブル八ミリのフィルムを使用するもの	B	四・七%	無税
九〇七・一三	その他のもの	B	四・七%	無税
九〇七・一四	映写機	B	四・七%	無税
九〇七・一五	幅が一・六ミリのフィルム未満のフィルムを使用するもの	B	四・七%	無税
九〇七・一六	その他のもの	B	四・七%	無税
九〇七・一七	部分品及び付属品	B	四・七%	無税
九〇七・一八	撮影機用のもの	B	五・七%	無税
九〇七・一九	映写機用のもの	B	五・七%	無税
九〇七・二〇	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く）	B	四・七%	無税
九〇七・二一	スライド映写機	B	四・七%	無税
九〇七・二二	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフィルムのリダー（複写することのできるかできないかを問わない）	B	四・七%	無税
九〇七・二三	その他の投影機	B	四・七%	無税
九〇七・二四	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く）	B	四・七%	無税
九〇七・二五	部分品及び付属品	B	四・七%	無税
九〇七・二六	投影機用のもの	B	四・七%	無税
九〇七・二七	その他のもの	B	四・七%	無税
九〇七・二八	映写式複写機（光学的光学複写機及び複写式のものに限る）及び映写式複写機	B	四・七%	無税
九〇七・二九	静電式の映写式複写機	B	四・七%	無税
九〇七・三〇	原本の映像を映写面に直接複写する方式（直写式）のもの	B	四・七%	無税
九〇七・三一	原本の映像を映写面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの	B	四・七%	無税
九〇七・三二	その他の映写式複写機	B	四・七%	無税
九〇七・三三	光学的光学複写機	B	四・七%	無税
九〇七・三四	複写式のもの	B	四・七%	無税
九〇七・三五	感熱式複写機	B	四・七%	無税
九〇七・三六	部分品及び付属品	B	四・七%	無税

九〇一〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	無税	無税	無税
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る）及び現像したフィルムをロール状の写用紙の紙に自動的に露光する機器	無税	無税	無税
九〇一〇・二〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	無税	無税	無税
九〇一〇・三〇	映写用又は投影用のスクリーン	無税	無税	無税
九〇一〇・九〇	部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一一	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む）	無税	無税	無税
九〇一一・一〇	又顕微鏡用顕微鏡	無税	無税	無税
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る）	無税	無税	無税
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	無税	無税	無税
九〇一一・九〇	部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く）及び顕微鏡	無税	無税	無税
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く）及び顕微鏡	無税	無税	無税
九〇一二・二〇	部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一二・九〇	液体アパイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く）、レーザー（レーザーダイオードを除く）	無税	無税	無税
九〇一三	レーザー（レーザーダイオードを除く）の項に該当するものを除く	無税	無税	無税
九〇一三・一〇	武器用望遠鏡、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	無税	無税	無税
九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く）	無税	無税	無税
九〇一三・八〇	その他の機器	無税	無税	無税
九〇一三・九〇	部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一四	顕微鏡その他の他の映写用機器	無税	無税	無税
九〇一四・一〇	レーザー	無税	無税	無税
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く）	無税	無税	無税
九〇一四・四〇	電気式のもの	無税	無税	無税
九〇一四・八〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一四・九〇	部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一五	土地測量（写真測量を含む）用、水陸測量用、海洋測量用、水陸測量用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く）及び測距儀	無税	無税	無税
九〇一五・一〇	測距儀	無税	無税	無税
九〇一五・二〇	陸路機及び測距儀	無税	無税	無税
九〇一五・三〇	水陸機	無税	無税	無税
九〇一五・四〇	写真測量用機器	無税	無税	無税
九〇一五・八〇	その他の機器	無税	無税	無税
九〇一五・九〇	部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一六・一〇	はかり（容量が五〇ミリアグラム以内のものに限るものとし、分動を附属させてあるかないかを問わない）	無税	無税	無税
九〇一七	電気式はかり並びにその部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一七・一〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一七・二〇	製図機、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算機）並びに手持ち式の測量用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス、この類の他の項に該当するものを除く）	無税	無税	無税
九〇一七・三〇	写図台及び写図機（自動式であるかないかを問わない）	無税	無税	無税
九〇一七・四〇	その他の製図機、けがき用具及び計算用具	無税	無税	無税
九〇一七・五〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	無税	無税	無税
九〇一七・六〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一七・七〇	電気式のもの	無税	無税	無税
九〇一七・八〇	その他の機器	無税	無税	無税
九〇一七・九〇	部分品及び付属品	無税	無税	無税
九〇一八	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む）	無税	無税	無税
九〇一八・一〇	診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む）	無税	無税	無税
九〇一八・二〇	心電計	無税	無税	無税
九〇一八・三〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一八・四〇	超音波診断装置	無税	無税	無税
九〇一八・五〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一八・六〇	獣医用のもの	無税	無税	無税
九〇一八・七〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一八・八〇	外科用又は外科手術に使用する機器	無税	無税	無税
九〇一八・九〇	注射針、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	無税	無税	無税
九〇一九・一〇	注射針（針を付けたてあるかないかを問わない）	無税	無税	無税
九〇一九・二〇	歯科用のもの	無税	無税	無税
九〇一九・三〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一九・四〇	金製製の針及び縫合用の針	無税	無税	無税
九〇一九・五〇	歯科用のもの	無税	無税	無税
九〇一九・六〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一九・七〇	歯科用のもの	無税	無税	無税
九〇一九・八〇	その他のもの	無税	無税	無税
九〇一九・九〇	その他の機器（歯科用のものに限る）	無税	無税	無税

九〇一八・四一	歯科用エンジン(同一の台の上に他の歯科用機器を取り付けてあるか否かを問わない)	B	無税
九〇一八・四九	その他のもの	B	無税
	歯科用のいす	B	四・八%
	その他の歯科用の電気機器(単に電動機により作動するものを除く)並びにその部分品及び付属品	B	五・八%
	その他のもの	B	無税
九〇一八・五〇	その他の機器(眼科用のものに限る)	B	三・九%
九〇一八・九〇	その他の機器	B	無税
	外科用のもの(電気機器(単に電動機により作動するものを除く)及び歯子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び付属品を除く)	B	無税
	その他のもの	B	三・九%
九〇一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的療法療法用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器、機械療法用、マッサージ用又は心理学的療法療法用の機器	B	四・九%
九〇一九・一〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器	B	無税
九〇一九・二〇	人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	B	無税
九〇二〇・〇〇*	その他の呼吸治療用機器及びガスマスク(機械式部分及び交換式フィルターがいずれも有しない保護用マスクを除く)	B	四・九%
九〇二二	整形外科用機器(徐業づえ、外科用ベルト及び脱脂器を含む)、補綴器その他の器具又は不完全な補綴器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る)、人造の人体の部分及び副本その他の歯科治療器具	B	無税
九〇二二・一一	人造歯冠	B	無税
九〇二二・一九	その他のもの	B	無税
九〇二二・二二	義歯及び歯用の取付用品	B	無税
九〇二二・二九	義歯	B	四・四%
九〇二二・三〇	その他のもの	B	無税
九〇二二・四〇	補綴器(部分品及び付属品を除く)	B	無税
九〇二二・五〇	心臓起搏用ペースメーカー(部分品及び付属品を除く)	B	四・四%
九〇二二・九〇	その他のもの	B	無税
九〇三二	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを除く)、医療用又は診断用のものであるかないかを問わない、高電圧発生機、制御装置、スクリーン並びに検査用又は処置用の機	B	無税

九〇三二・一一	いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	B	無税
	エックス線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを除く)、医療用又は診断用のものであるかないかを問わない	B	無税
九〇三二・一九	医療用又は診断用のもの	B	三・四%
	コンピュータ断層撮影装置	B	三・四%
	その他のもの	B	五・八%
	医療用のもの	B	三・四%
	その他のもの	B	三・四%
九〇三二・二二	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを除く)、医療用又は診断用のものであるかないかを問わない	B	四・六%
九〇三二・二九	その他の用途に供するもの	B	四・六%
九〇三二・三〇	エックス線管	B	四・六%
九〇三二・九〇	医療用のもの	B	五・八%
	その他のもの	B	三・四%
	その他のもの(部分品及び付属品を含む)	B	四・六%
	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び付属品	B	四・六%
	その他のもの	B	五・八%
	医療用のもの	B	三・四%
	その他のもの	B	三・四%
九〇三三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	B	四・一%
九〇三四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、引張試験機その他の材料試験機(材料(例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック)の機械的性質を試験するものに限る)	B	無税
九〇三四・一〇	材料試験機(金属を試験するものに限る)	B	無税
九〇四四・八〇	電気式のもの	B	四・一%
	その他のもの	B	無税
九〇四四・九〇	電気式のもの	B	無税
	その他のもの	B	四・一%
九〇四五	部分品及び付属品	B	四・一%
	その他のもの	B	四・一%
九〇五五・一一*	液体封入のもの(直立式のものに限る)	B	四・一%
九〇五五・一九	その他のもの	B	無税

[illegible][illegible]

[illegible]

九一〇五・一九	より作動するもの その他のもの	無税	四・八%	B
九一〇五・二二	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税	四・八%	B
九一〇五・二九	その他のもの	無税	五・六%	B
九一〇五・九一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税	四・八%	B
九一〇五・九九	その他のもの	無税	五・六%	B
九一〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同類電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスタール及びタイムレコーダ）	無税	四・八%	B
九一〇六・一〇	タイムレジスタール及びタイムレコーダ	無税	四・八%	B
九一〇六・二〇	パッキングメーター	無税	四・八%	B
九一〇六・九〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同類電動機を有するものに限る）	無税	四・八%	B
九一〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る）	無税	四・八%	B
九一〇八・一一	電池により作動するもの	無税	四・八%	B
九一〇八・一二	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	無税	五・四%	B
九一〇八・一九	オートエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税	五・四%	B
九一〇八・二〇	自動巻きのもの	無税	五・四%	B
九一〇八・九一	その他のもの	無税	五・四%	B
九一〇八・九二	幅、長さ又は直径が三二・ハミリメートル以下のもの	無税	五・四%	B
九一〇八・九三	その他のもの	無税	五・四%	B
九一〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る）	無税	五・四%	B
九一〇九・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税	五・四%	B
九一〇九・一九*	目覚まし時計のもの	無税	五・四%	B
九一〇九・九〇*	その他のもの	無税	五・四%	B
九一一〇	その他のもの	無税	五・四%	B
九一一〇・一一	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	無税	五・四%	B
九一一〇・一二	携帯用時計のもの	無税	五・九%	B
九一一〇・二一	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）	無税	五・九%	B

九二〇・二	未完成のムーブメントで組み立てたもの	五・四%	無税
九二〇・一九	ラフムーブメント	五・九%	無税
九二〇・九〇	その他のもの	五・四%	無税
九二一	機軸用時計のケース及びその部分品		
九二一・一〇	ケース(貴金属製又は貴金属を鍍した金属製のものに限る)	五・七%	無税
九二一・二〇	ケース(非金属製のものに限るものとし、金又は銀をめくつしてあるか否かを問わない)	五・七%	無税
九二一・八〇	その他のケース	五・七%	無税
九二一・九〇	部分品	五・七%	無税
九二二	時計(機軸用時計を除く)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品		
九二二・一〇	金属製のケース	七・二%	無税
九二二・八〇	その他のケース	七・二%	無税
九二二・九〇	部分品	七・二%	無税
九二三	機軸用時計のバンド及びアレスレット並びにこれらの部分品		
九二三・一〇	貴金属製又は貴金属を鍍した金属製のもの		
	銀製又は白金(イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテチウムを含む)製のもの	七・八%	五・二%
	その他のもの	八・二%	五・四%
九二三・二〇	早金銀製のもの(金又は銀をめくつしてあるかないかを問わない)		
	貴金属をめくつしたものの	五・六%	三・七%
	その他のもの	六・六%	四・四%
九二三・九〇	その他のもの		
	革製又はコンポジションレザー製のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り		
	若しくはめくつした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこつを使用したもの	二・〇%	**一六%
	その他のもの	二・五%	**一〇%
	その他のもの		
	二種類以上の材料(起立て用のみに供する材料(例えば、ひも)を考慮しない)から成るもの	二・五%	**一〇%
	その他のもの	三・四%	**二・七%
九二四	その他の時計の部分品		
九二四・一〇	ばね(ひげぜんまいを含む)	三・二%	無税
九二四・二〇	石	一・九%	無税
九二四・三〇	文字板	五・四%	無税
九二四・四〇	地板及び受け	五・九%	無税
九二四・九〇	その他のもの	五・四%	無税
九二〇	ピアノ(自動ピアノを含む)、ハーブシコードその他の他種のある弦楽器		

九〇一・一〇	アップライトピアノ	四・八%	無税
九〇一・二〇	グランドピアノ	四・八%	無税
九〇一・九〇	その他のもの	四・二%	無税
九〇二	その他の弦楽器(例えば、ギター、バイオリン及びハーブ)		
九〇二・一〇	弓で弾くもの	四・二%	無税
九〇二・二〇	その他のもの	四・二%	無税
九〇二・九〇	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器		
九〇三・一〇	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	四・八%	無税
九〇四	アコーディオンその他これに類する楽器		
九〇四・一〇	アコーディオンその他これに類する楽器	四・八%	無税
九〇四・二〇	ハーモニカ	四・八%	無税
九〇五	その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)		
九〇五・一〇	金管楽器	四・八%	無税
九〇五・二〇	その他のもの	四・八%	無税
九〇五・九〇	打楽器(例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス)		
九〇六・一〇	電気的に音を生じ又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)	三・六%	無税
九〇七	鍵盤楽器(アコーディオンを除く)		
九〇七・一〇	その他のもの	四・一%	無税
九〇七・九〇	オルゴール、オーケストリオン、パーバリアオルガン、機械式鳴鐘、ミニジカルソーその他の楽器(この類の他の項に該当するものを除く)、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号装置	三・六%	無税
九〇八・一〇	オルゴール	四・八%	無税
九〇八・九〇	その他のもの	四・八%	無税
九〇九	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構、及び付属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛)		
九〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	四・二%	無税
九〇九・二〇	オルゴールの機構	四・二%	無税
九〇九・三〇	楽器用の弦	四・二%	無税
九〇九・九一	その他のもの	四・二%	無税
九〇九・九二	ピアノの部分品及び付属品	四・二%	無税
九〇九・九三	第九二・一〇三項の楽器の部分品及び付属品	四・二%	無税
九〇九・九四	第九二・一〇七項の楽器の部分品及び付属品	四・二%	無税
九〇九・九五	その他のもの	四・二%	無税
九〇一・一〇	軍用の武器(けん銃及び第九二・一〇七項の武器を除く)	四・二%	無税
九二〇・一〇	けん銃(第九三・一〇三項又は第九三・一〇四項のもの)	二・八%	八・四%

九四〇一・一〇*	項のものを除く。）及びその部分品 航空機に使用する種類の懸掛け 自動車に使用する種類の懸掛け 自転車懸掛け（高さを調節することが出来るもの に限る。）	無税	四・八%	B
九四〇一・二〇	革張りのもの	無税	五・四%	B
九四〇一・三〇	とう製のもの	無税	五・七%	B
九四〇一・四〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九四〇一・五〇	懸掛け（寝台として兼用することが出来るもの に限るものとし、座面用又はキャンプ器具用の ものを除く。） とう、オーグア、竹その他これらに類する材料 製の懸掛け	無税	四・八%	B
九四〇一・六〇	とう製のもの	無税	五・七%	B
九四〇一・七〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九四〇一・八〇	その他の懸掛け（木製フレームのものに限る。） アップホルスターのもの	無税	五・四%	B
九四〇一・九〇	革張りのもの	無税	四・八%	B
九四〇二・一〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九四〇二・二〇	その他の懸掛け（金属製フレームのものに限る。） アップホルスターのもの	無税	四・八%	B
九四〇二・三〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九四〇二・四〇	その他の懸掛け	無税	四・八%	B
九四〇二・五〇	大理石製のもの	無税	四・八%	B
九四〇二・六〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九四〇二・七〇	部分品	無税	四・八%	B
九四〇二・八〇	革製のもの	無税	四・八%	B
九四〇二・九〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九四〇三・一〇	医療用又は農用用の備付品（例えば、手術台、検 査台、病院用機付きベッド及び歯科用いす）及び 理髪用いすその他これに類するいすで回転し、 傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの 並びにこれらの部分品	三・八%	四・八%	B
九四〇三・二〇	貴料用又は理髪用のいすその他これに類するい す及びこれらの部分品	無税	四・八%	B
九四〇三・三〇	その他のもの	無税	四・八%	B
九四〇三・四〇	その他の家具及びその部分品	無税	四・八%	B
九四〇三・五〇	事務所において使用する種類の金属製家具	無税	四・八%	B
九四〇三・六〇	その他の金属製家具	無税	四・八%	B
九四〇三・七〇	事務所において使用する種類の木製家具	無税	四・八%	B
九四〇三・八〇	台所において使用する種類の木製家具	無税	四・八%	B
九四〇三・九〇	座席において使用する種類の木製家具	無税	四・八%	B
九四〇四・一〇	その他の木製家具	無税	四・八%	B
九四〇四・二〇	棚付き家具（食器棚及び本棚を除く、掛け 若しくは壁に取り付けて又は一方の上面他 方を載せて使用するように設計したもの）	無税	四・八%	B

九四〇三・七〇*	プラステック製家具	その他の材料(とう、オーガ、竹その他これらに類する材料を含む)製の家具	五・七%	無税	無税
九四〇三・八〇	大理石製のもの	その他のもの	五・七%	無税	無税
九四〇三・九〇	部分品	器具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら、スプリング付きのもの、何らかの材料を結核とし又は内部に入れたもの及びセムラーラバー製又は多層性のプラスチック製のものに限るものとし、設置してあるか否かを問わない)及びマットレスサポート	四・八%	無税	無税
九四〇四・一〇	マットレス	セムラーラバー製又は多層性プラスチック製のもの(被覆してあるかないかを問わない)	四・八%	無税	三・二%
九四〇四・二二	その他の材料製のもの	その他の材料製のもの	五・七%	無税	三・八%
九四〇四・二九	その他のもの	ランブその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く)	五・七%	無税	三・八%
九四〇四・三〇	大理石製のもの	大理石製のもの	五・七%	無税	三・八%
九四〇四・九〇	その他のもの	その他のもの	五・七%	無税	三・八%
九四〇五・一〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランブ	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランブ	四・八%	無税	無税
九四〇五・二〇	木製のもの	木製のもの	四・八%	無税	無税
九四〇五・三〇	大理石製のもの	大理石製のもの	四・八%	無税	無税
九四〇五・四〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	四・八%	無税	無税
九四〇五・四〇	電気式のランブその他の照明器具	電気式のランブその他の照明器具 他の号に該当するものを除く	四・八%	無税	無税
九四〇五・四〇	サーチライト及びスポットライト	サーチライト及びスポットライト	四・八%	無税	無税
九四〇五・四〇	その他のもの	その他のもの	四・八%	無税	無税
九四〇五・四〇	大理石製のもの	大理石製のもの	四・八%	無税	無税
九四〇五・四〇	その他のもの	その他のもの	四・八%	無税	無税

九四〇五・五〇	非常式式のランプその他の照明器具	無税	三・九%	二・八%
九四〇五・五〇	大理石製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレート	無税	四・八%	無税
九四〇五・六〇	その他これらに準ずる物品	無税	五・五%	無税
九四〇五・九一	ガラス製のもの	無税	四・九%	無税
九四〇五・九二	木製のもの	無税	七・二%	四・八%
九四〇五・九二	鋼製、ゴールドビークラススチン製、ぼう	無税	三・九%	無税
九四〇五・九九	その他のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	部分品	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	ガラス製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	プラスチック製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	大理石製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	木製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	車輪付きがん具、幼児が乗るために設計したもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	に限る、例えば、三輪車、スクーター及び足踏み	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	式自動車、及び人形用乳母車	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	人形（人間を模したものに限る）	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	人形（服を着せてあるかないかを問わない）	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	部分品及び附屬品	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	衣類、衣類附屬品、履物及び帽子	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する類	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	乗用模型（作動するかしないかを問わない）及び	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	バスル	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	電氣式鉄道車両（線路、信号機その他の附屬品	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	を含む）	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	半金属製又はプラスチック製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	縮尺模型の組立セキット（作動するかしないかを	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	問わないものとし、第九五〇三・一〇号のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	を除く）	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	半金属製又はプラスチック製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他の組立セキット及び組立がん具	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	半金属製又はプラスチック製のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	がん具（人間以外の生物又は動物を模したもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	に限る）	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	動物をしたもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	紡織用繊維の織物製又はプラスチック製	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	のもの	無税	四・八%	無税
九四〇六・〇〇	その他のもの	無税	四・八%	無税

九五〇六・六一	スキーその他のスキー用具	二・四%	無税
九五〇六・二二	スキーの締め具	二・四%	無税
九五〇六・一九	その他のもの	二・四%	無税
九五〇六・二二	水上スキー、サフボード、セイルボードその他水上運動用具	無税	無税
九五〇六・二九	セイルボード	無税	無税
九五〇六・三二	その他のもの	無税	無税
九五〇六・三三	ゴルフクラブその他のゴルフ用具	無税	無税
九五〇六・三九	クラブ（完成品に限る）	無税	無税
九五〇六・四〇	ボール	無税	無税
九五〇六・五一	その他のもの	四・八%	無税
九五〇六・五九	卓球用具	無税	無税
九五〇六・六二	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ラケットを張つてあるかないかを問わない）	四・八%	無税
九五〇六・六三	テニスラケット（ラケットを張つてあるかないかを問わない）	無税	無税
九五〇六・六四	その他のもの	四・八%	無税
九五〇六・六五	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く）	無税	無税
九五〇六・六六	テニスボール	四・八%	三・二%
九五〇六・六七	空気入れ式のもの	四・八%	三・二%
九五〇六・六八	その他のもの	四・八%	三・二%
九五〇六・六九	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む）	四・八%	無税
九五〇六・七〇	その他のもの	四・八%	無税
九五〇六・七一	身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具	四・八%	無税
九五〇六・七二	その他のもの	無税	無税
九五〇六・七三	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びた網、捕虫網その他これらに類する網並びにとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く）	無税	無税
九五〇六・七四	その他のこれに類する釣具用具	無税	無税
九五〇七・一〇	釣りざお	四・八%	三・二%
九五〇七・二〇	釣り針	四・八%	三・二%
九五〇七・三〇	釣針はりすを付けたるかないかを問わない）	四・八%	三・二%
九五〇七・三〇	釣針用リール	四・八%	三・二%
九五〇七・三〇	その他のもの	四・八%	三・二%
九五〇八・〇〇	図板、木具、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	四・八%	無税
九六〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんこ、真珠光沢を有する貝類その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る）及び製品（これらの材料が製造したものに限るものとすし、産地により得た製品を含む）	四・八%	無税
九六〇一・一〇	アイボリー（加工したものに限る）及びその製品	四・八%	無税

九六〇一・九〇	その他のもの その他のもの ベッコウ又はさんこの加工品及び製品 真珠状を有する貝殻の加工品及び製品(宝 タンの製造に連する形状にしたものに限 る)	B	七・五%	五%
九六〇二・〇〇	その他のもの 植物性又は動物性の彫刻用又は工用材料(加 工したものに限る)及び製品(これらの材料か ら製造したものに限る)成形品、彫刻品及び細 工品(ろう、ステアリン、天然ゴム、天然レジン 又はモテリングペーストから製造したものに限 る)他の項に該当しないその他の成形品、彫刻 品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加 工したものに限るものとし、第二五・〇三項のゼ ラチンを除く)及び硬化させてないゼラチンの 製品	B B	四・八% 五・一%	無税 無税
九六〇三・一〇	ゼラチンカプセル その他のもの ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として 使用するブラシを含む)、動力駆動式でない手動 床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又は ブラシの製造用に結束し又は磨きにした物品、ペ イントパッド、ペイントローラー並びにスクイー ジー(ローラースクイージーを除く) ほうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を 結束したものに限るものとし、柄を有するが有 しないかを問わない)	B B	三・七% 五・八%	二・五% 三・九%
九六〇三・二〇	その他のもの 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つ め用ブラシ、まげ用ブラシその他化粧用ブラ シ(器具の部分品を構成するブラシを含むもの とし、身体に直接使用するものに限る)	B	三・七%	二・五%
九六〇三・二二	歯ブラシ(歯磨用ブラシを含む)	B	一〇%	六・六%
九六〇三・二九	その他のもの 美容用又は化粧用の筆その他これに類するブラ シで化粧用のもの	B	一〇%	六・六%
九六〇三・三〇	美容用、ワニス用その他これらに類する用途に 供するブラシ(第九六〇三・三〇号のブラシを 除く)、ペイントパッド及びペイントローラー	B	一〇%	六・六%
九六〇三・五〇	その他のブラシ(機械類又は車両の部分品を構 成するものに限る)	B	四・九%	三・三%
九六〇三・九〇	その他のもの 羽毛ダスター ほうき又はブラシの製造用に結束し又は磨 きにした物品 床掃除機	B B B	八・二% 三・二% 無税	五・四% 二・二% 無税

九六〇四・〇〇	その他のもの 手・よい トラベルセット(化粧用、洗面用、装束用又は靴 若しくは衣服の清掃用のものに限る)	B B	一〇%	六・六%
九六〇五・〇〇	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー 及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタ ン・モールドを含む)並びにボタンのブランク プレスファスナー、スナップファスナー及びプ レススタッド並びにこれらの部分品	B	一〇%	六・六%
九六〇六・一〇	ボタン プレスファスナー、スナップファスナー及びプ レススタッド並びにこれらの部分品	B	八%	五・二%
九六〇六・二二	ボタン プレスファスナー、スナップファスナー及びプ レススタッド並びにこれらの部分品	B	八%	五・二%
九六〇六・二二	ボタン プレスファスナー、スナップファスナー及びプ レススタッド並びにこれらの部分品	B	八%	五・二%
九六〇六・二九	ボタン プレスファスナー、スナップファスナー及びプ レススタッド並びにこれらの部分品	B	八%	五・二%
九六〇六・三〇	ボタンの部分品(ボタン・モールドを含む)及 びボタンのブランク	B	四・九%	二・二%
九六〇七・一〇	スライドファスナー及びその部分品	B	四・二%	二・一八%
九六〇七・二二	スライドファスナー	B	四・二%	二・一八%
九六〇七・二九	スライドファスナー	B	四・二%	二・一八%
九六〇七・二〇	その他のもの 部分品 ボールペン、フェルトペンその他の書写性のペン 先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペ ン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペン シルホルダーその他これらに類するホルダー並び にこれらの部分品(キャップ及びクリップを含む ものとし、第九六・〇九項の物品を除く)	B B B	四・二% 四・二% 四・二%	二・一八% 二・一八% 二・一八%
九六〇八・一〇	ボールペン 軸又はキャップに貴金属、これを張り有し くはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、 さんご、ゼウゲ又はベッコウを使用したも の その他のもの	B B	無税 七・五%(その率五%の率が一 が一本につき四本につき一四・五 八九銭の従量税率より 低いときは、当該 当該従量税率)	無税 三・九%
九六〇八・二二	フェルトペンその他の書写性のペン先を有する ペン及びマーカー 万年筆その他のペン 軸又はキャップに貴金属、これを張り有 しくはめつきた金属、貴石、半貴石、 真珠、さんご、ゼウゲ又はベッコウを使	B	五・八%	三・九%

九六〇八・三九	用したもの その他のもの	B	八・二%	無税
九六〇八・四〇	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金銀、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの シャープペンシル 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金銀、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B B	八・二%	無税
九六〇八・五〇	その他のもの	B	八・二%	無税
九六〇八・六〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの ボールペン用中しん(ポイント)及びインク貯蔵部から成るものに限る)	B B	七・五%	五・四%
九六〇八・九一	その他のもの ペン先及びニブポイント その他のもの	B B	七・五%	五・四%
九六〇九・一〇	鉛筆第九六・〇八項のシャープペンシルを除く、クレヨン、鉛筆のしん、バステル、図画用木炭、デライスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク、鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る)	B B	四・二%	無税
九六〇九・二〇	鉛筆のしん(色を問わない)	B	四・二%	無税
九六〇九・九〇	その他のもの	B	四・八%	無税
九六一〇・〇〇	石炭、黒板その他これらに類する板(筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するを有しないかを問わない)	B	四・八%	無税
九六一一・〇〇	目印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印検又は押押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る)並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	B	四・八%	無税
九六一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができたる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない)及びインキパッド(インキを付けたものか又は箱に入れてあるかないかを問わない)	B	四・二%	無税

九六二二・一〇	リボン	B	四・二%	無税
九六二二・二〇	インキパッド	B	四・二%	無税
九六二三	たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない)及びその部分品(増大石及びしんを除く)	B	六・四%	二・六%
九六三三・一〇	携帯用ライター(ガス燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く)	B	六・四%	二・六%
九六三三・二〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く)	B	六・四%	二・六%
九六三三・三〇	貴金属、これを張り若しくはめつきた金銀、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	八・二%	五・一%
九六三三・四〇	その他のもの	B	六・四%	四・二%
九六三三・五〇	卓上用ライター	B	五・一%	三・四%
九六三三・六〇	その他のライター	B	五・一%	三・四%
九六三三・七〇	携帯用パイプ(パイプボールをきき、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品)	B	五・一%	三・四%
九六四一・一〇	パイプの製造用に組く成形した又は根の塊、パイプ及びパイプホル	B B	五・一%	三・四%
九六四一・二〇	その他のもの	B	五・一%	三・四%
九六四一・三〇	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く)及びこれらの部分品	B B	五・一%	三・四%
九六四一・四〇	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品	B	五・一%	三・四%
九六四一・五〇	理髪用ゴム製又はプラスチック製のもの	B	五・一%	三・四%
九六四一・六〇	その他のもの	B	五・一%	三・四%
九六四一・七〇	本製のもの	B	四・二%	二・七%
九六四一・八〇	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は工芸用の材料製のもの	B	五・一%	三・四%
九六四一・九〇	鉄鋼製のもの	B	三・七%	二・五%
九六五〇・一〇	アルミニウム製のもの	B	三・七%	二・五%
九六五〇・二〇	その他の単金属製のもの(貴金属をめつきたものを除く)	B	三・七%	二・五%
九六五〇・三〇	その他のもの	B	三・七%	二・五%
九六五〇・四〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	B B	六・四%	四・二%
九六五〇・五〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	B	五・一%	三・四%
九六五〇・六〇	化粧用のパフ及びパッド	B	五・一%	三・四%
九六五〇・七〇	魔法瓶その他の真空容器(ゲージス入りのものを除く)及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く)	B	五・一%	三・四%

第一部第二節の附屬書

この節に関する注釈13に規定する産品の表

注 この附属書において「関税率表番号のうち」とは、当該番号に対応して品名欄に掲げる産品には統一システムの下における当該番号の産品のすべてを含むものではないことを意味する。

九六・一八・〇〇		マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドウ用の展示用品で作動するもの	B	四・八%		無税
九七一		書画(肉筆のものに限るものとし、手作筆で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。)及びカラージュエリーその他これに類する装飾板	B			
九七二・一〇 九七三・一〇		版画	B B B			
九七二・一〇 九七三・一〇		その他のもの	B B B			
九七三・〇〇 九七四・〇〇		銅版画、木版画、石版画その他の版画彫刻、塑像、鍍金その他これらに類する物品(材料を問わない。)	B			
九七四・〇〇 九七五・〇〇		郵便切手、収入印紙、郵便料金を納付の印刷、加日カバー、切手付き書類等その他これらに類する物品(使用したもの並びに使用してないもののうち仕向国において通用及び発行のいずれもしていないものに限る。)	B			
九七五・〇〇 九七六・〇〇		取集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。)	B B			
九七六・〇〇		こつとう(製作後一〇年を超えたものに限る。)				

品名	関係事項番号 のつち
硬質の管及びホース（継手付きのものでエチレンの重合体製のものに限る。）	三九七・二一
硬質の管及びホース（継手付きのものでプロピレンの重合体製のものに限る。）	三九七・二二
硬質の管及びホース（継手付きのもので塩化ビニルの重合体製のものに限る。）	三九七・二三
硬質の管及びホース（継手付きのものでその他のプラスチック製のものに限る。）	三九七・二四
プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので破壊圧が七・六メガパスカル以上のものに限る。）	三九七・三一
プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので他と異なり、他の材料により増強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	三九七・三二
プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので他の材料により増強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	三九七・三三
管及びホースの継手（プラスチック製のものに限る。）	三九七・三四
その他のプラスチック製品	三九八・九〇
加硫したゴム（セララーパイプ及び硬質ゴムを除く。）の形材（特定の大きさに切ったものに限る。）	四〇八・二九

四〇九・五〇	加硫したゴム（硬質ゴムを除く）、製の及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四〇一・一三〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇二・一	ゴム製の空気タイヤ（再生したものに限る。）
四〇二・二二〇	ゴム製の空気タイヤ（中古のものに限る。）
四〇六・一〇	その他の加硫したゴム（硬質ゴムを除く）、製品（セルララバー製のものに限る。）
四〇六・九三	加硫したゴム（セルララバー及び硬質ゴムを除く）、製のガスケット、ワッシャーその他のシール
四〇六・九四	その他の加硫したゴム（セルララバー及び硬質ゴムを除く）、製品
四〇七・〇	硬質ゴム製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四八三・三〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（軟質又は板状製のものに限る。）
六八二・九〇	その他の非金屬製品
六八三・一〇	フレキシビリング及びアレイをパッド（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもとした摩擦材料
六八三・九〇	クラック用その他これに類する用途に供するその他の製品（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をも
七〇七・二一	ととした摩擦材料のものに限る。）
七〇四・三一	風防ガラス（含わせガラスのものに限る。）
七〇四・三九	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き
七三〇・四一	し、継目があるもの、管鉄製のの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇・四二	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るもの
七三〇・四四	と）、継目があるもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇・四九	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧
七三〇・五一	延をしたものに限るものとし、継目があるもの及びステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇・五九	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、
七三〇・六〇	継目があるもの、ステンレス鋼製のの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇・六三	鉄製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、管鉄製
七三〇・六四	のもの及び円形の横断面を有するものを除く。）
七三〇・六五	鉄製又は非合金鋼製の導液管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するもの
七三〇・六六	に限る。）
七三〇・六八	ステンレス鋼製の導液管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するもの
七三〇・六九	合金鋼製の導液管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇・七〇	合金属製の導液管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るもの
七三〇・七一	とし、ステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇・七二	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものとし、円形の横断面を有するもの
七三〇・七三	を除く。）
七三〇・七四	鉄鋼製のり縄、ロープ及びケーブル（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三〇・七五	鉄鋼製組ひも、スリングその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを
七三〇・七六	除く。）
七三〇・七七	動力駆動式の送風機を有するエアローター及び送風分配器（鉄鋼製のものに限るものとし、電気加熱式のもの及
七三〇・七八	び部分品を除く。）
七三〇・七九	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
七三〇・八〇	その他の衛生用品（鉄鋼製のものに限る。）
七三〇・八一	鉄鋼の継かた製品（鉄鋼製のものに限る。）
七三〇・八二	鋼製のり縄、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をした
七三〇・八三	ものを除く。）

八四一・五・八二	エアコンディショナー（動力駆動ファン並びに温度及び湿度を變化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自棄するものに限るものとす、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四一・五・八三	エアコンディショナー（動力駆動ファン並びに温度及び湿度を變化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自棄するものに限るものとす、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四一・五・九〇	エアコンディショナー（動力駆動ファン並びに温度及び湿度を變化させる機構を有するものに限るものとす、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四一・八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四一・八・三〇	横置き形冷凍庫（容量が八〇リットル以下のもに限る。）
八四一・八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇リットル以下のもに限る。）
八四一・八・六二	圧縮機が冷凍用機器（蒸餾機が熱交換器であるものに限る。）
八四一・八・六九	圧縮機が冷凍用の器（家庭用冷蔵庫及び第八四一・八・一〇号、第八四一・八・二〇号、第八四一・八・四〇号又は第八四一・八・六二号のものを除く。）
八四一・九・五〇	熱交換装置
八四一・九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
八四一・九・九〇	部分品（第八四一九・五〇号の熱交換装置のものに限る。）
八四二・二・一九	遠心分離機
八四二・二・二二	水のろ過機及び清浄機
八四二・二・三三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
八四二・二・三三	水及び飲料以外の液体のろ過機及び清浄機（第八四二・二・二三号のものを除く。）
八四二・二・三二	内燃機関の吸気用のろ過機
八四二・二・三九	気体のろ過機及び清浄機（内燃機関の吸気用のろ過機を除く。）
八四二・四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
八四二・五・二二	ブリーチンククル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとす、スキャップホイストを除く。）
八四二・五・二二	ブリーチンククル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとす、スキャップホイストを除く。）
八四二・五・三二	ワイナチ及びキャブシステム（電動機により作動するものに限る。）
八四二・五・三二	ワイナチ及びキャブシステム（電動機により作動するものに限る。）
八四二・五・四二	ジャッキ（差圧式のものに限る。）
八四二・五・四九	ジャッキ（差圧式のものを除く。）
八四二・六・九二	その他のクレーン
八四二・八・一〇	昇降機及びスキップホイスト
八四二・八・一〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四二・八・三三	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとす、ベルト型のものを除く。）
八四二・八・三九	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとす、ベルト型のものを除く。）
八四二・八・九〇	その他の持上り用、荷役用、積込用又は荷卸し用の機械
八四二・八・九〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四二・七・二〇	デジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納してあるものに限るものとす、入力装置と出力装置とが一体となっているかないかを問わない。）
八四二・七・九二	デジタル式処理装置（装置装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納してあるものに限るものとす、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四二・七・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四二・七・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）

[illegible]

ハ五〇・二・一〇 発電機（ヒストン式火花二火内燃機関とセットにしたものに限る。）

ハ五〇・二・一〇 発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）

ハ五〇・二・四〇 ローターコイルパーター

ハ五〇・四・一〇 放電管用安定器

ハ五〇・四・三三 トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）

ハ五〇・四・三三 トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）

ハ五〇・四・三三 トランスフォーマー（容量が一六キロボルトアンペアを超え二〇キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）

ハ五〇・四・四〇 スタティックコンバーター

ハ五〇・四・四〇 インダクター（放電管用安定器を除く。）

ハ五〇・四・五〇 鉛蓄電池（ヒストンエンジンに使用する種類のものに限る。）

ハ五〇・七・一〇 鉛蓄電池（その他の鉛蓄電池）

ハ五〇・七・二〇 ニッケル・カドミウム蓄電池

ハ五〇・七・四〇 ニッケル・鉄蓄電池

ハ五〇・七・八〇 その他の蓄電池

ハ五〇・七・九〇 部分品（蓄電池のものに限る。）

ハ五一一・一〇 点火プラグ

ハ五一一・二〇 点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはすき式磁石発電機

ハ五一一・三〇 デイストリビューター及びイグニッションコイル

ハ五一一・四〇 スターター及び始動発電機

ハ五一一・五〇 その他の発電機（火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火式又は始動に使用する種類のその他の電気機群及びこれらの内燃機関に使用する種類の閉閉器）

ハ五一一・八〇 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火式又は始動に使用する種類のその他の電気機群及びこれらの内燃機関に使用する種類の閉閉器

ハ五一一・八〇 電熱用抵抗体（単に絶縁物と接触点とを取り付けたもので沸水の防止用又は除去用のものに限る。）

ハ五一一・八〇 マイクロホン及びそのスタンド

ハ五一一・八二 単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）

ハ五一一・八二 複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）

ハ五一一・八二 拡声器（エンクロージャーに取り付けたものを除く。）

ハ五一一・八二 マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの（ヘッドホン及びイヤホン）

ハ五一一・八四 可聴周波増幅器

ハ五一一・八五 電気式音響増幅装置

ハ五一一・九〇 磁気式テープレコーダーその他の録音器（音響再生装置を自乗するものを除く。）

ハ五一一・一〇 ビデオの記録用又は再生用の機器（磁気テープ式のものに限る。）

ハ五一一・二〇 第八五二・一〇・九〇号の製品の部分組立品（二以上の部品を固定し又は接続したものに限る。）

ハ五一一・二〇 無線電話用又は無線電用の送信機器（受信機器を自乗するものを除く。）

ハ五一一・二〇 無線電話用又は無線電用の送信機器（受信機器を自乗するものに限る。）

ハ五一一・二〇 レーダー

ハ五一一・六九 航行用無線機器

ハ五一一・六九 無線遠隔制御機器

ハ五一一・七〇 無線電話用又は無線電用の受信機器（ラジオ放送用受信機器を除く。）

ハ五一一・九〇 アンテナ及びアンテナ反射器（第八五二・三五号から第八五二・二七号までの機器に専ら又は主として使用するもので、計したものに限る。）

ハ五一一・九〇 第八五二・二六項の機装の部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したもので、民間航空機用に設計したものに限る。）

ハ五一一・一〇 送電電報機、火災警報機その他これらに類する機器

八五二・二〇 表示燈、油温デバイスは発光ダイオードを有するものに限る。)

八五二・二一 電気式の通信号用又は可視信号用の機器 (第八五三・一一〇号又は第八五三・一二〇号のものを除く。)

八五二・二二 シールドコーティング、電気式シシクロ口及び電気式変換器並びに電気抵抗体を使用した暴り除去装置 (航空機用のものに限り。)

八五四・九〇 フライトレコダーの部分組立品 (二以上の部分品又は部品を固定又は接続したものに限り。)

八五四・三〇 点火用配線セットその他の配線セット (航空機に使用するものに限る。)

八八〇・九〇 クライダー及びバングラタイダー

八八〇・九一 原動機を有しない航空機、ブライヤー及びバングラタイダーを除く。)、気球及び無人船

八八〇・一二 ヘリコプター (自重が二、〇〇〇キログラム以下のもに限り。)

八八〇・二一 ヘリコプター (自重が二、〇〇〇キログラムを超えるものに限り。)

八八〇・二二 飛行機その他の原動機を有する航空機 (自重が一、〇〇〇キログラム以下のものに限り。)

八八〇・二三 飛行機その他の原動機を有する航空機 (自重が二、〇〇〇キログラムを超え二五、〇〇〇キログラム以下のものに限り。)

八八〇・四〇 飛行機その他の原動機を有する航空機 (自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるものに限り。)

八八〇・四一 プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

八八〇・三〇 増設装置及びその部分品

八八〇・三三 飛行機又はヘリコプターの部分品 (第八八三・一一〇号又は第八八三・一二〇号のものを除く。)

八八三・九〇 その他の部分品 (第八八・一〇項又は第八八・二〇項の物品のものに限る。)

八八五・二〇 航空用地盤、調整装置及びその部分品

九〇〇・九〇 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品 (材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)

九〇〇・一九 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品 (材料を問わず、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用する場合に限るものとす。対物レンズ、フィルター及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)

九〇一・四一 磁針盤

九〇一・四二 空中航行用の機器 (羅針盤を除く。)

九〇一・四三 部分品及び附属品 (羅針盤又は空中航行用の機器、羅針盤を除く。のものに限る。)

九〇一・四四 呼吸用機器及びガスマスク (機械式分岐及び文書式フィルターのいずれも有しない保護用マスク並びに部分品を除く。)

九〇二・一一 温度計 (液体封入のもので直読式のものに限定するものとし、その他の機器を組み合わせたものを除く。)

九〇二・一二 その他の温度計 (その他の機器を組み合わせたものを除く。)

九〇二・一五 気圧計 (その他の機器を組み合わせたものを除く。)

九〇二・一六 その他の電気式又は電子式機器 (第九〇・二五のものに限る。)

九〇二・一七 部分品及び附属品 (第九〇・二五・一一号、第九〇・二五・一九号、第九〇・二五・二〇号又は第九〇・二五・八〇号のものに限る。)

九〇二・一八 液体の流量又は液位の測定用又は検査用の機器

九〇二・一九 液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器

九〇二・二〇 液体又は気体の質量の測定用又は検査用の機器 (第九〇・二六・一一〇号又は第九〇・二六・一二〇号の機器を除く。)

九〇二・二一 部分品 (第九〇・二六・一一〇号、第九〇・二六・一二〇号又は第九〇・二六・一八〇号の機器のものに限る。)

九〇二・二二 積算回転計 (電気式又は電子式のものに限り。)

九〇二・二三 速度計及び回転速度計

九〇二・二四 部分品及び附属品 (積算回転計、速度計又は回転速度計のものに限る。)

九〇二・二五 電圧、電流、電阻、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・二六 マルチメーター (電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。))

九〇二・二七 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・二八 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・二九 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三〇 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三一 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三二 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三三 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三四 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三五 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三六 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三七 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三八 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・三九 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四〇 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四一 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四二 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四三 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四四 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四五 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四六 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四七 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四八 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・四九 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五〇 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五一 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五二 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五三 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五四 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五五 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五六 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五七 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五八 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・五九 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六〇 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六一 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六二 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六三 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六四 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六五 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六六 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六七 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六八 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・六九 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七〇 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七一 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七二 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七三 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七四 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七五 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七六 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七七 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七八 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・七九 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八〇 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八一 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八二 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八三 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八四 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八五 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八六 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八七 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八八 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・八九 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・九〇 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・九一 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・九二 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・九三 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・九四 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・九五 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録装置を有しないものに限る。)

九〇二・九六 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器 (記録

[illegible]

第二部 特恵関税率表

該当するものはない。

第二部 非関税譲許表

品名	課許	関税率表番号

第四部 農産品についての補助の制限に関する約束（農業に関する協定第三条）

二八四四・四〇	シアノコバラミン ^(五)
二八四四・四〇	エチオダイズド油 ^(五)
二八四四・四〇	くえん酸第二鉄 ^(五) 注射液
二八四四・四〇	ワイアリノゲン ^(五)
二八四四・四〇	フルデオキシシグルコース ^(五)
二八四四・四〇	フルオロ多巴 ^(五)
二八四四・四〇	くえん酸カリウム ^(五)
二八四四・四〇	金コロイド ^(五)
二八四四・四〇	イオペンタゲアン ^(五)
二八四四・四〇	よ化人血清アルブミン ^(五)
二八四四・四〇	ヨードセチル酸 ^(五)
二八四四・四〇	ヨードコレステロール ^(五)
二八四四・四〇	イオフエキミン ^(五)
二八四四・四〇	イオマゼニール ^(五)
二八四四・四〇	イオメチン ^(五)
二八四四・四〇	マクロサルブ ^(五)
二八四四・四〇	マクロサルブ ^(五)
二八四四・四〇	マルソロール ^(五)
二八四四・四〇	ローズベンガルナトリウム ^(五)
二八四四・四〇	サツモマブ
二八四四・四〇	セノメチオニン ^(五)
二八四四・四〇	クロム酸ナトリウム ^(五)
二八四四・四〇	よ化ナトリウム ^(五)
二八四四・四〇	よ化ナトリウム ^(五)
二八四四・四〇	よ化ヒアル酸ナトリウム ^(五)
二八四四・四〇	イオトラム酸ナトリウム ^(五)
二八四四・四〇	リンドネートリウム ^(五)
二八四四・四〇	ヒキサートテクネチウム ^(五)
二八四四・四〇	セキサミビテクネチウム ^(五)
二八四四・四〇	シボキキシムテクネチウム ^(五)
二八四四・四〇	チボキキシムテクネチウム ^(五)
二八四四・四〇	トルピンピドン ^(五)
二八四四・四〇	キセン ^(五)
二八四四・四〇	フルグラニン
二八四四・九〇	ポロガクタイトナトリウム ^(五)
二八四四・九〇	ジラスコルパ ^(五)
二八四六・九〇	ガドペン ^(五)
二八四六・九〇	ガドペンロール
二八四六・九〇	ガドペンアミド
二八四六・九〇	ガドベナミド
二八四六・九〇	ガドベネテド酸
二八四六・九〇	ガドリッド酸
二八四六・九〇	ガドリッドール
二九〇二・一九	シクロプロパン

二九〇・二九〇	テマロチン
二九〇・三二〇	トリクワロエチレン
二九〇・三二二	ノルフロラン
二九〇・三三〇	クリオフルラン
二九〇・三四〇	ハロタン
二九〇・三四〇	ベルフルアロン
二九〇・三四〇	ペフルラン
二九〇・五一一	リンドン
二九〇・三・五九	プロモシクレン
二九〇・三・五九	ペルフルナフエン
二九〇・三・六二	クロフエノタン
二九〇・三・六九	アロバレストロール
二九〇・三・六九	塩化ヒエオジウム
二九〇・三・六九	フルレフトフェン
二九〇・三・六九	ミトタン
二九〇・四・一〇	エタアレン
二九〇・四・一〇	ジブナートエチル
二九〇・四・一〇	ジアネラートナトリウム
二九〇・四・一〇	ジブナートナトリウム
二九〇・四・九〇	ジメチオタールナトリウム
二九〇・四・九〇	メチオタールナトリウム
二九〇・五・二九	メチルペンチノール
二九〇・五・三九	ゲムカジオール
二九〇・五・三九	ブラウナートール
二九〇・五・四九	マンノスルファン
二九〇・五・五〇	プロノポール
二九〇・五・五〇	アスルファン
二九〇・五・五〇	クロロブタンノール
二九〇・五・五〇	デアロポール
二九〇・五・五〇	エトロルビノール
二九〇・五・五〇	ロアロジール
二九〇・五・五〇	ミトラクトノール
二九〇・五・五〇	トレオスルファン
二九〇・六・一一	ラセメントール
二九〇・六・一一	ボランジオール
二九〇・六・一九	カシジポトリール
二九〇・六・一九	シシパノール
二九〇・六・一九	シヒドロタキスチロール
二九〇・六・二九	レボダノール
二九〇・六・二九	ドレチネル
二九〇・六・二九	フェニペンタジオール
二九〇・六・二九	フルメンノール
二九〇・六・二九	メタクリコドール
二九〇・六・二九	フェナグリコドール

二九〇六・二九	プロクロノール
二九〇七・一九	アミルメタクレソール
二九〇七・一九	シクロメノール
二九〇七・一九	プロボフェール
二九〇七・一九	キシボルノール
二九〇七・一九	ベンゼストロール
二九〇七・一九	ジエネストロール
二九〇七・一九	ジエチルスチルベストロール
二九〇七・一九	ゲロキノール
二九〇七・一九	ヘキセストロール
二九〇七・一九	マゾプロコール
二九〇七・一九	メテストロール
二九〇八・一〇	ビプロカトール
二九〇八・一〇	ビクロチモール
二九〇八・一〇	ビフルラノール
二九〇八・一〇	クロロクレソール
二九〇八・一〇	クロロキシレノール
二九〇八・一〇	シクリオメノール
二九〇八・一〇	クロホクトール
二九〇八・一〇	クロリンダノール
二九〇八・一〇	クロロフエン
二九〇八・一〇	ジクロロフエン
二九〇八・一〇	ジクロロキシレノール
二九〇八・一〇	エノフェラスト
二九〇八・一〇	ヘキサクロフエン
二九〇八・一〇	ペンタフルラノール
二九〇八・一〇	テルフルラノール
二九〇八・一〇	ドベシル酸カルシウム
二九〇八・一〇	ジクレレン
二九〇八・一〇	ベルシル酸
二九〇八・一〇	スルトシル酸
二九〇八・九〇	ニクロホラン
二九〇八・九〇	ニトロクロフエン
二九〇九・一九	デスフルラン
二九〇九・一九	エンフルラン
二九〇九・一九	フルロチル
二九〇九・一九	フルロキセン
二九〇九・一九	インフルラン
二九〇九・一九	メトキシフルラン
二九〇九・一九	ロフルラン
二九〇九・一九	セボフルラン
二九〇九・二〇	アリフルラン
二九〇九・二〇	クロロトリアニセン
二九〇九・二〇	エントスホン
二九〇九・二〇	エトフェンプロクス
二九〇九・二〇	ハロプロジン
二九〇九・三〇	プロノストリエン

二九〇九・四九	バチロール
二九〇九・四九	クロラロドール
二九〇九・四九	クロルフェネシン
二九〇九・四九	ジフアロール
二九〇九・四九	フェエアロール
二九〇九・四九	フエノシノール
二九〇九・四九	フロベリン
二九〇九・四九	グアイエトリン
二九〇九・四九	グアイフェネシン
二九〇九・四九	メフェネシン
二九〇九・四九	ナプロキソール
二九〇九・四九	ニレストリオール
二九〇九・四九	ベトリクロラール
二九〇九・四九	テルアアロール
二九〇九・四九	トロキシクロリノール
二九〇九・五〇	フラメノール
二九〇九・五〇	メキノール
二九〇九・五〇	モノベンゾン
二九〇九・五〇	スルホガヤコール
二九〇九・五〇	トリクロサン
二九〇九・五〇	ジエルドリン
二九〇九・五〇	エトクルシド
二九一〇・一九	グルタール
二九一〇・一九	デプレノン
二九一〇・一九	ボルネロン
二九一〇・一九	デランテロン
二九一〇・一九	プロメスタン
二九一〇・二〇	コリメシクリン
二九一〇・二〇	ジファシノン
二九一〇・三〇	フルインダロール
二九一〇・三〇	フェニンジオン
二九一〇・三〇	キセニベントン
二九一〇・四九	アルファアドロン
二九一〇・四九	アルファキサロン
二九一〇・四九	アマジノン
二九一〇・四九	ペノルテロン
二九一〇・四九	ブドチタン
二九一〇・四九	クロアレドノール
二九一〇・四九	コレストロン
二九一〇・四九	コルトドクソン
二九一〇・四九	シクロアレグノール
二九一〇・四九	ジメアレグネン
二九一〇・四九	エルトノロン
二九一〇・四九	エンドリノン
二九一〇・四九	ホルメスタン
二九一〇・四九	グスタジエノール
二九一〇・四九	インアレドニデン

二九・四・四九	ノメグストロール
二九・四・四九	オキセンドロン
二九・四・四九	オキシソプレド
二九・四・四九	レナノロン
二九・四・四九	リオアロヌチル
二九・四・四九	トレンボロン
二九・四・四九	キセニドロキサル
二九・四・五〇	アニシンジオン
二九・四・五〇	アボベンゾン
二九・四・五〇	ブタントロン
二九・四・五〇	シオチロネル
二九・四・五〇	クロフェノキシド
二九・四・五〇	シクロパロン
二九・四・五〇	シオキシベンゾン
二九・四・五〇	ジトラノール
二九・四・五〇	エキシホン
二九・四・五〇	フロプロピオン
二九・四・五〇	ケトキサル
二九・四・五〇	メトカルコン
二九・四・五〇	メキセノン
二九・四・五〇	ナフメトン
二九・四・五〇	ナフトノン
二九・四・五〇	オクタベンゾン
二九・四・五〇	オキソアロストール
二九・四・五〇	オキシベンゾン
二九・四・五〇	パロキシプロピオン
二九・四・五〇	キンボロン
二九・四・五〇	テラフェロン
二九・四・六九	アバルバクオン
二九・四・六九	ダントロン
二九・四・六九	ダスアスピジン
二九・四・六九	デトセノン
二九・四・六九	イデベノン
二九・四・六九	メナテトレノン
二九・四・六九	メノクソン
二九・四・六九	バルバクオン
二九・四・六九	テトロキノン
二九・四・六九	ユビテカレン
二九・四・七〇	アリルドン
二九・四・七〇	アトバクオン
二九・四・七〇	プロミンジオン
二九・四・七〇	クロリンジオン
二九・四・七〇	ドキシベタソール
二九・四・七〇	フルインジオン
二九・四・七〇	フルメドロキノン
二九・四・七〇	ハロコルトロン
二九・四・七〇	ヒドロマシノン

二九・四・七〇	イソプロミンジオン
二九・四・七〇	重亜硫酸メナジオンナトリウム
二九・四・七〇	ニテカボン
二九・四・七〇	ニビメドン
二九・四・七〇	スリソベンゾン
二九・四・七〇	トルカボン
二九・五・二九	塩基性酢酸亜鉛
二九・五・二九	アセプロロール
二九・五・二九	アセフルラノール
二九・五・二九	アナアララスト
二九・五・二九	シクロフェニル
二九・五・二九	フェナブテン
二九・五・二九	ロナバレン
二九・五・二九	トリアセチン
二九・五・五〇	オレストライト
二九・五・五〇	トリパルミチン
二九・五・五〇	ヨードトリル
二九・五・五〇	オクタン酸
二九・五・九〇	バルプロ酸ピボキシル
二九・五・九〇	バルプロ酸セミナトリウム
二九・五・九〇	バルプロ酸
二九・六・一五	トリオレイン酸ソルビタン
二九・六・一九	ドコキセント
二九・六・一九	ガモレン酸
二九・六・一九	ゲファルナート
二九・六・一九	イコサベント
二九・六・一九	モルファルナート
二九・六・二〇	シクロト酸
二九・六・二〇	フェニフルスリン
二九・六・二〇	ロキサナスト
二九・六・二〇	ベルメトリン
二九・六・二〇	フェノトリン
二九・六・二九	ブチアフェン
二九・六・二九	シクロプロフェン
二九・六・二九	クリダナク
二九・六・二九	エカベト
二九・六・二九	エスフルヒプロフェン
二九・六・二九	フェルビナク
二九・六・二九	フェンクローラク
二九・六・二九	フェネストレル
二九・六・二九	フルプロフェン
二九・六・二九	フルルヒプロフェン
二九・六・二九	ヘキサプロフェン
二九・六・二九	イブフェナク
二九・六・二九	イオフェンジラート
二九・六・二九	イソプロフェン

二九一六・三九	メキソプロフェン
二九一六・三九	ナフカプロ酸
二九一六・三九	ペルレチン
二九一六・三九	テトリプロフェン
二九一六・三九	キセナリピン
二九一六・三九	キセナフシン
二九一六・三九	キセニヘキセン酸
二九一七・一三	アゼライン酸
二九一七・一九	ドクサトナトリウム
二九一七・一九	こはく酸ヒドロキシジオンナトリウム
二九一七・二〇	トカンフィル
二九一七・二四	フクロフィン
二九一八・一一	シクラクタイト
二九一八・一六	グルカルドレートカリウム
二九一八・一七	シクランデレート
二九一八・一九	アセブル酸
二九一八・一九	アルファアプロストール
二九一八・一九	アタプロスト
二九一八・一九	グルコヘプトナトカルシウム
二九一八・一九	サウラートカルシウム
二九一八・一九	フェリクラーカルシウムナトリウム
二九一八・一九	カルボプロスト
二九一八・一九	ケノデオキシコール酸
二九一八・一九	シクロキシル酸
二九一八・一九	シプロステン
二九一八・一九	シクロプロスト
二九一八・一九	シクロプロチロール
二九一八・一九	デロキソロン
二九一八・一九	シノプロスト
二九一八・一九	フェンシプロチロール
二九一八・一九	イペリン
二九一八・一九	イロプロスト
二九一八・一九	ラタノプロスト
二九一八・一九	ロタラベン
二九一八・一九	メグルトール
二九一八・一九	メチネプロスト
二九一八・一九	ナキサプロステン
二九一八・一九	ノクロプロスト
二九一八・一九	ブレウロムリン
二九一八・一九	ブラバスタチン
二九一八・一九	プロスタレン
二九一八・一九	ロサプロストール
二九一八・一九	ヘキサシクロナトリウム
二九一八・一九	トレトカン酸
二九一八・一九	ウルソデオキシコール酸
二九一八・二二	グアセチサル

二九一八・二二	サラフィアラート
二九一八・二三	ホモサラート
二九一八・二三	サルサラート
二九一八・二三	スルプロサル
二九一八・二九	クロリンチン酸
二九一八・二九	シナリン
二九一八・二九	ジフルニサル
二九一八・二九	ジビロセチル
二九一八・二九	フルフェニサル
二九一八・二九	ゲンチシン酸
二九一八・二九	ヒドロキシトルイル酸
二九一八・二九	イオフェノ酸
二九一八・二九	フェニオドールナトリウム
二九一八・二九	ゲンチシン酸ナトリウム
二九一八・二九	テルプフィシン
二九一八・二九	トリフルサル
二九一八・三〇	アクロクス酸
二九一八・三〇	デヒドロコール酸
二九一八・三〇	フェンブフェン
二九一八・三〇	フロランチロン
二九一八・三〇	ヘキサシロン
二九一八・三〇	イタノキソン
二九一八・三〇	ケトプロフェン
二九一八・三〇	レキソフェナク
二九一八・三〇	ロキソプロフェン
二九一八・三〇	メトアブ
二九一八・三〇	メトアブエン
二九一八・三〇	ビベカルブ
二九一八・三〇	デヒドロコール酸ナトリウム
二九一八・三〇	アセチロサート
二九一八・三〇	アシトレチン
二九一八・三〇	アダバレン
二九一八・三〇	アルクロフェナク
二九一八・三〇	アルプロスタシル
二九一八・三〇	クロフィアラートアルミニウム
二九一八・三〇	アニサクリル
二九一八・三〇	アルバプロスタチル
二九一八・三〇	バケプロフェン
二九一八・三〇	バキシトジン
二九一八・三〇	ベクロアラート
二九一八・三〇	プロメアル酸
二九一八・三〇	アタプロスト
二九一八・三〇	クロフィアラートカルシウム
二九一八・三〇	カンレノ酸
二九一八・三〇	カルベノキソロン
二九一八・三〇	シカプロスト
二九一八・三〇	シクロキソロン

二九八・九〇	メタレキストリル	二九八・九〇	オキシシタナク
二九八・九〇	メタプレシ	二九八・九〇	オクスブレノアトカリウム
二九八・九〇	メキシプロスチル	二九八・九〇	バルモキシル酸
二九八・九〇	ミソプロストリル	二九八・九〇	ペンアロキサン
二九八・九〇	ナフエノピン	二九八・九〇	フエノアチオシル
二九八・九〇	ナプロキセン	二九八・九〇	カンレノ酸カリウム
二九八・九〇	オルプロスチル	二九八・九〇	レミアロストリル
二九八・九〇	オキシシタナク	二九八・九〇	シフワイブライト
二九八・九〇	オクスブレノアトカリウム	二九八・九〇	シフワイブライト
二九八・九〇	バルモキシル酸	二九八・九〇	グルカスパルドラトナトリウム
二九八・九〇	ペンアロキサン	二九八・九〇	テルフワイブロー
二九八・九〇	フエノアチオシル	二九八・九〇	チロアプロ酸
二九八・九〇	カンレノ酸カリウム	二九八・九〇	チラトリコル
二九八・九〇	レミアロストリル	二九八・九〇	トレビアントン
二九八・九〇	シフワイブライト	二九八・九〇	トリモプロスチル
二九八・九〇	シフワイブライト	二九八・九〇	ツカレソール
二九八・九〇	グルカスパルドラトナトリウム	二九八・九〇	ウノプロスチン
二九八・九〇	テルフワイブロー	二九八・九〇	ペラレソール
二九八・九〇	チロアプロ酸	二九八・九〇	ビラロストリル
二九八・九〇	チラトリコル	二九八・九〇	アトリノシトリル
二九八・九〇	トレビアントン	二九八・九〇	プロモフェノホス
二九八・九〇	トリモプロスチル	二九八・九〇	クロルフェニンホス
二九八・九〇	ツカレソール	二九八・九〇	ジクロロホル
二九八・九〇	ウノプロスチン	二九八・九〇	フルホサル
二九八・九〇	ペラレソール	二九八・九〇	ホスフェストリル
二九八・九〇	ビラロストリル	二九八・九〇	ホスホサル
二九八・九〇	アトリノシトリル	二九八・九〇	フイチン酸
二九八・九〇	プロモフェノホス	二九八・九〇	トリクロホス
二九八・九〇	クロルフェニンホス	二九八・九〇	アロモホス
二九八・九〇	ジクロロホル	二九八・九〇	フエニクロホス
二九八・九〇	フルホサル	二九八・九〇	クロニトラト
二九八・九〇	ホスフェストリル	二九八・九〇	クロレタート
二九八・九〇	ホスホサル	二九八・九〇	四硝基エリトリル
二九八・九〇	フイチン酸	二九八・九〇	六硝基エニトリル
二九八・九〇	トリクロホス	二九八・九〇	硫酸ナジオリナトリウム
二九八・九〇	アロモホス	二九八・九〇	四硝基ペンタエリトリル
二九八・九〇	フエニクロホス	二九八・九〇	ベントリニトリル
二九八・九〇	クロニトラト	二九八・九〇	アロパチルニトライト
二九八・九〇	クロレタート	二九八・九〇	
二九八・九〇	四硝基エリトリル	二九八・九〇	
二九八・九〇	六硝基エニトリル	二九八・九〇	
二九八・九〇	硫酸ナジオリナトリウム	二九八・九〇	
二九八・九〇	四硝基ペンタエリトリル	二九八・九〇	
二九八・九〇	ベントリニトリル	二九八・九〇	
二九八・九〇	アロパチルニトライト	二九八・九〇	

二九二〇・九〇	エタスルファートナトリウム
二九二〇・九〇	硫酸テトラチルナトリウム
二九二〇・九〇	ウルスルコール酸
二九二一・二二	エタンシラート
二九二一・一九	ブチナミン
二九二一・一九	クロルメチン
二九二一・一九	デクタフル
二九二一・一九	ジマンチン
二九二一・一九	ジプロブチン
二九二一・一九	ヘタフル
二九二一・一九	イプロヘブチン
二九二一・一九	イソメトヘブチン
二九二一・一九	オクタミルアミン
二九二一・一九	オクトドリ
二九二一・一九	ベルフルアミン
二九二一・一九	タウリン
二九二一・一九	ツアミノヘブチン
二九二一・一九	異化ヘキサジメトリン
二九二一・一九	トリクロルメチン
二九二一・三〇	トリエンチン
二九二一・三〇	アマンタジン
二九二一・三〇	シクロペンタミン
二九二一・三〇	ジメカミン
二九二一・三〇	レボプロピルヘキサドリン
二九二一・三〇	メカミルアミン
二九二一・三〇	メマンチン
二九二一・三〇	アロピルヘキサドリン
二九二一・三〇	リマンタジン
二九二一・三〇	ソマンタジン
二九二一・四五	クロルナフアジン
二九二一・四五	セルトラリン
二九二一・四五	タメトラリン
二九二一・四五	アルフェタミン
二九二一・四五	アルベリン
二九二一・四五	アンフェベントレクス
二九二一・四五	アンフェタミン
二九二一・四五	アミトリプチリン
二九二一・四五	ペンソツフェタミン
二九二一・四五	ペンソツタミン
二九二一・四五	ブチナフィン
二九二一・四五	ブチシラート
二九二一・四五	ブトリプチリン
二九二一・四五	クロルフェニルミン
二九二一・四五	クロペンゾレクス
二九二一・四五	クロルチルミン
二九二一・四五	シクロペンザプリン
二九二一・四五	シベナミン

二九二一・四九	デメルベリン
二九二一・四九	デキサメフェタミン
二九二一・四九	デキサフェニフルラミン
二九二一・四九	ジベメチン
二九二一・四九	ジイソプロミン
二九二一・四九	ジメファダ
二九二一・四九	ジメタンフェタミン
二九二一・四九	ドロブレニラミン
二九二一・四九	エチシクリン
二九二一・四九	エチフェルミン
二九二一・四九	エチランフェタミン
二九二一・四九	フェンカンフアミン
二九二一・四九	フェンジン
二九二一・四九	フルオトラセン
二九二一・四九	ガンフェキシン
二九二一・四九	ヘブタベリン
二九二一・四九	イグメジン
二九二一・四九	インタトラリン
二九二一・四九	インドリリン
二九二一・四九	イントリプチリン
二九二一・四九	レフェタミン
二九二一・四九	レバンフェタミン
二九二一・四九	レボフェニフルラミン
二九二一・四九	リトラセン
二九二一・四九	マブナリン
二九二一・四九	メフェノレクス
二九二一・四九	メフェンテルミン
二九二一・四九	モフェギリン
二九二一・四九	ナフチフィン
二九二一・四九	ノルトリプチリン
二九二一・四九	オクトリプチリン
二九二一・四九	オルデタミン
二九二一・四九	バルギリン
二九二一・四九	ベントレクス
二九二一・四九	フェンプロメタミン
二九二一・四九	フェンテルミン
二九二一・四九	ブレイベリン
二九二一・四九	ブレイニラミン
二九二一・四九	ブトリプチリン
二九二一・四九	セレギリン
二九二一・四九	シブトラミン
二九二一・四九	チルゼナフィン
二九二一・四九	テロジン
二九二一・四九	トルプロバミン
二九二一・四九	トラニルシプロミン

二九二・四九	トリメキシリン
二九二・五九	アミラミン
二九二・五九	アブリンジン
二九二・五九	アロムヘキシン
二九二・五九	フェクレミン
二九二・二一	オレイン酸モノエタノールアミン
二九二・一九	アセチルメサドール
二九二・一九	アタフエノキサート
二九二・一九	アジフェニン
二九二・一九	アリマドール
二九二・一九	アルファセチルメサドール
二九二・一九	アルファメサドール
二九二・一九	アンブロキソール
二九二・一九	アミプロベリン
二九二・一九	アミテロール
二九二・一九	アプロフェン
二九二・一九	アルノロール
二九二・一九	アブリジン
二九二・一九	アサコステロール
二九二・一九	ベナクチジン
二九二・一九	ベナブリジン
二九二・一九	ベンシ克蘭
二九二・一九	ベンフルオレックス
二九二・一九	ベータセチルメサドール
二九二・一九	ベータメサドール
二九二・一九	ビフェメラン
二九二・一九	ボルナプリン
二九二・一九	プロマジン
二九二・一九	プロフェナドリン
二九二・一九	ブチタマート
二九二・一九	ブチドリン
二九二・一九	アトペンジン
二九二・一九	カラミフェン
二九二・一九	セリクラミン
二九二・一九	クロルフェノキサミン
二九二・一九	シロバミン
二九二・一九	シンフェニン
二九二・一九	シンナマベリン
二九二・一九	シンナメドリン
二九二・一九	クレノプロール
二九二・一九	クレンブテロール
二九二・一九	クロファチノール
二九二・一九	クロフェニシ克蘭
二九二・一九	クロフェニタミン
二九二・一九	クロミフェン
二九二・一九	クロルギリン

二九二・一九	クロルプレナリン
二九二・一九	クリズナトール
二九二・一九	シプロテアト
二九二・一九	ダボキセチン
二九二・一九	デラムシ克蘭
二九二・一九	デキスプロキシファン
二九二・一九	デキストロフェニン
二九二・一九	デキストロプロキシフェン
二九二・一九	ジメフェブタノール
二九二・一九	ジメブタノール
二九二・一九	ジフェンヒドラミン
二九二・一九	ドロブリン
二九二・一九	ドロフェニン
二九二・一九	エデトール
二九二・一九	エルカイン
二九二・一九	エンブラミン
二九二・一九	エンクロミフェン
二九二・一九	エタシブトール
二九二・一九	エトロレックス
二九二・一九	エトロキサミン
二九二・一九	フェブアラジノール
二九二・一九	フレブテロール
二九二・一九	フルドレックス
二九二・一九	フルナミン
二九二・一九	フルオキセチン
二九二・一九	ハロファントリン
二九二・一九	ハロナミン
二九二・一九	ヘブタミノール
二九二・一九	ヘキサブテロール
二九二・一九	ヘキシルカイン
二九二・一九	インプロスルファン
二九二・一九	インダノレックス
二九二・一九	トシル酸イミラミン
二九二・一九	ラウリキサミン
二九二・一九	レバセチルメサドール
二九二・一九	レボプロボキシフェン
二九二・一九	レボプロチリン
二九二・一九	マブテロール
二九二・一九	マンノムスチン
二九二・一九	メクロフェノキサート
二九二・一九	メクロキサミン
二九二・一九	メグルミン
二九二・一九	メプリルカイン
二九二・一九	メキシレチン
二九二・一九	モキサプリンジン
二九二・一九	モキサスチン

二九二・一九	ミララクト
二九二・一九	ミルチカイン
二九二・一九	ナモキシラート
二九二・一九	ネキセリジン
二九二・一九	ニフェナロール
二九二・一九	ニソキセチン
二九二・一九	ノルアシメサドル
二九二・一九	オラフルル
二九二・一九	オルフェナドリン
二九二・一九	オキサプロチリン
二九二・一九	フェノキシベンズアミン
二九二・一九	フェニルトロキサミン
二九二・一九	ブレノペリン
二九二・一九	プロアジフェン
二九二・一九	プロネタロール
二九二・一九	プロパノカイン
二九二・一九	プロキシアテン
二九二・一九	ラセフェミン
二九二・一九	ラムシ克蘭
二九二・一九	リトロスルファン
二九二・一九	サフィンゴール
二九二・一九	セプロキセチン
二九二・一九	セタジンドール
二九二・一九	ステパチジル
二九二・一九	タモキシフェン
二九二・一九	トフェナシン
二九二・一九	トモキセチン
二九二・一九	トレミフェン
二九二・一九	トレカドリン
二九二・一九	トレブチラン
二九二・一九	トロールニトラート
二九二・一九	トロマンタジン
二九二・一九	トロメタモール
二九二・一九	ツロブテロール
二九二・一九	ズグリボース
二九二・一九	ズクロミフェン
二九二・一九	アレンドモール
二九二・一九	アミノキシトリフェン
二九二・一九	ピアラミコール
二九二・一九	プロランフェタミン
二九二・一九	デソシン
二九二・一九	ドブタミン
二九二・一九	ドバミン
二九二・一九	ドベキチン
二九二・一九	ゲベフリン
二九二・一九	ヒドロキシアンフェタミン
二九二・一九	イボパミン

二九二・二九	レブドプタミン
二九二・二九	ロメトラリン
二九二・二九	メトキシフェタミン
二九二・二九	ミトクロミン
二九二・二九	オキシドパミン
二九二・二九	フロレドリン
二九二・二九	シメチン
二九二・二九	トルテロジン
二九二・二九	トリモキサミン
二九二・二九	ベトラブチン
二九二・二九	アンフェブタモン
二九二・二九	アンフェブタモン
二九二・二九	カチノン
二九二・二九	コトリブチリン
二九二・二九	デキスナフェノドン
二九二・二九	ドリニデン
二九二・二九	イソメサドン
二九二・二九	ケタミン
二九二・二九	レボメサドン
二九二・二九	メタンフェアラモン
二九二・二九	メサドン
二九二・二九	ナフェノドン
二九二・二九	ノルメサドン
二九二・二九	リジン
二九二・二九	グルタミン酸
二九二・二九	アセクロフェナク
二九二・二九	アラニン
二九二・二九	アラプロクライト
二九二・二九	アルミノプロフェン
二九二・二九	アミネブチン
二九二・二九	アミノカプロン酸
二九二・二九	アモキセカイン
二九二・二九	アラプロフェン
二九二・二九	アスパラギン酸
二九二・二九	バクロフェン
二九二・二九	ベンゾカイン
二九二・二九	ベンゾナタート
二九二・二九	ベトキシカイン
二九二・二九	ブタカイン
二九二・二九	ペンタターカルシウム三ナトリウム
二九二・二九	カミロフィン
二九二・二九	セタベン
二九二・二九	セトラキサート
二九二・二九	クロランブシル
二九二・二九	クロプロカイン
二九二・二九	クロフェナム酸
二九二・二九	タロルメカイン

二九二・四九	デキスチリジン
二九二・四九	ジクロフェナク
二九二・四九	エデト酸二コバルト
二九二・四九	エデト酸
二九二・四九	エワロルニチン
二九二・四九	エンフェナム酸
二九二・四九	フェンクロニン
二九二・四九	フルフェナム酸
二九二・四九	ガベンチン
二九二・四九	グリシン
二九二・四九	イオパノ酸
二九二・四九	イソブタンベン
二九二・四九	イソロイシン
二九二・四九	ロイシン
二九二・四九	ロイシノカイン
二九二・四九	ロベンザリット
二九二・四九	メクロフェナム酸
二九二・四九	メフェナム酸
二九二・四九	メルファラン
二九二・四九	メタメルファラン
二九二・四九	オルニチン
二九二・四九	パジマート
二九二・四九	ペンテト酸
二九二・四九	フェニルアラニン
二九二・四九	プレフェナマート
二九二・四九	プロカイン
二九二・四九	リソカイン
二九二・四九	サルコリン
二九二・四九	エデト酸ナトリウムカルシウム
二九二・四九	フェレタートナトリウム
二九二・四九	テトラカイン
二九二・四九	チリジン
二九二・四九	トルフェナム酸
二九二・四九	トキキサム酸
二九二・四九	ワフェナマート
二九二・四九	バリチン
二九二・四九	ビガトリン
二九二・四九	ザラレチン
二九二・五〇	アダプロール
二九二・五〇	アドレナリン
二九二・五〇	アリフェドリン
二九二・五〇	アルアラフェニン
二九二・五〇	アルブレノロール
二九二・五〇	アマホロン
二九二・五〇	アンアカイン
二九二・五〇	アメタントロン
二九二・五〇	アンフェナク

二九二・五〇	精製アミノエチル
二九二・五〇	アミトリプチリノキシド
二九二・五〇	カンシル酸アモキシシラミン
二九二・五〇	アルブタミン
二九二・五〇	アトリムスチン
二九二・五〇	バメタン
二九二・五〇	ベルラフェニン
二九二・五〇	ベタキソロール
二九二・五〇	ビソプロロール
二九二・五〇	ビトルチロール
二九二・五〇	ホルナプロロール
二九二・五〇	ブロンフェナク
二九二・五〇	ブフェニオド
二九二・五〇	ブノロール
二九二・五〇	ブフェニン
二九二・五〇	ブアラノロール
二九二・五〇	ブタミラート
二九二・五〇	ブタキサミン
二九二・五〇	ブトワイロロール
二九二・五〇	ブトパミン
二九二・五〇	シクロプロロール
二九二・五〇	シナモロール
二九二・五〇	シラマール
二九二・五〇	クリロパミン
二九二・五〇	クロミフェノキシド
二九二・五〇	クロラノロール
二九二・五〇	コルチロール
二九二・五〇	コルバドリン
二九二・五〇	シクロペントレート
二九二・五〇	デコミノール
二九二・五〇	デンブレキシン
二九二・五〇	デナベリン
二九二・五〇	デノパミン
二九二・五〇	デタノサル
二九二・五〇	デチレノール
二九二・五〇	デトロチロニン
二九二・五〇	デキスホスセリン
二九二・五〇	デキスアプロノロール
二九二・五〇	デキスセコペリン
二九二・五〇	デキストロチロキシシナトリウム
二九二・五〇	ジェチフェン
二九二・五〇	ジフェメリン
二九二・五〇	ジフェチロール
二九二・五〇	ジメノキヤドル
二九二・五〇	ジメトワリン
二九二・五〇	ジオキセチドリン

二九二・五〇	ジオキシフェドリン
二九二・五〇	ジビペフラン
二九二・五〇	ジブラフェノン
二九二・五〇	ジバブテロール
二九二・五〇	ドロキシフェン
二九二・五〇	ドロキシジバ
二九二・五〇	エシプラミジル
二九二・五〇	エグズ酸
二九二・五〇	エリコロール
二九二・五〇	エスモロール
二九二・五〇	エタフェノン
二九二・五〇	エタンテロール
二九二・五〇	エチレフラン
二九二・五〇	ビバル酸エチレフラン
二九二・五〇	エチロキサート
二九二・五〇	エトフェナマート
二九二・五〇	エキサプロロール
二九二・五〇	フェドトジン
二九二・五〇	フェナルコミン
二九二・五〇	フェナミサル
二九二・五〇	フェノテロール
二九二・五〇	フルソキシロール
二九二・五〇	ホルフェニメクス
二九二・五〇	ホソバミン
二九二・五〇	カンクレフェン
二九二・五〇	グアフェカイノール
二九二・五〇	グアイアクタミン
二九二・五〇	ヘキソベンジン
二九二・五〇	ヘキソプレナリン
二九二・五〇	ヒドロキシプロカイン
二九二・五〇	ヒドロキシテトラカイン
二九二・五〇	イブテロール
二九二・五〇	イドロプロノロール
二九二・五〇	インテノロール
二九二・五〇	イブキシミン
二九二・五〇	イソエタリン
二九二・五〇	イソプレナリン
二九二・五〇	イソクサフリン
二九二・五〇	ケトカイン
二九二・五〇	ケトカインール
二九二・五〇	レボベタキソロール
二九二・五〇	レボブノロール
二九二・五〇	レボドバ
二九二・五〇	レボモプロロール
二九二・五〇	リロプリストン
二九二・五〇	リサジマート

二九二・五〇	メベベリン
二九二・五〇	メジホキサミン
二九二・五〇	メドリルアミン
二九二・五〇	メフラミジル
二九二・五〇	メサラジン
二九二・五〇	メタテロール
二九二・五〇	メトキサミン
二九二・五〇	メチルドバ
二九二・五〇	メチアラノロール
二九二・五〇	メチプレナリン
二九二・五〇	メチロシン
二九二・五〇	メトプロロール
二九二・五〇	ミナキソロン
二九二・五〇	ミネペンタート
二九二・五〇	ミトキサントロン
二九二・五〇	モプロロール
二九二・五〇	モキシシリト
二九二・五〇	ナドロール
二九二・五〇	ナフエトロール
二九二・五〇	ナミンテロール
二九二・五〇	ニスアテロール
二九二・五〇	ノルアドリン
二九二・五〇	ノルフェネフリン
二九二・五〇	オナプリストン
二九二・五〇	オルシプレナリン
二九二・五〇	オキサプレキシ
二九二・五〇	オキセラジン
二九二・五〇	オクスフェニシ
二九二・五〇	オキシフェントレックス
二九二・五〇	オキシロフリン
二九二・五〇	オクスプレノロール
二九二・五〇	オキシブアロカイン
二九二・五〇	オキシブチニン
二九二・五〇	オキシフェドリン
二九二・五〇	バクリノロール
二九二・五〇	パノミフェン
二九二・五〇	パレトキシカイン
二九二・五〇	バルゲベリン
二九二・五〇	バルゴロール
二九二・五〇	ペンブトロール
二九二・五〇	ペントキシベリン
二九二・五〇	フェニレフラン
二九二・五〇	ビベンフリン
二九二・五〇	プレナルテロール
二九二・五〇	プロシノロール
二九二・五〇	プロバフェノン
二九二・五〇	プロボキシカイン

二九三・九〇	塩化ベンゾキシニウム
二九三・九〇	塩化ベンゼンニウム
二九三・九〇	ヒドロキシナフトエ酸ベネニウム
二九三・九〇	臭化ヒンジニウム
二九三・九〇	トリル酸アレチリウム
二九三・九〇	カルバコール
二九三・九〇	カルニチン
二九三・九〇	還元カルアロニウム
二九三・九〇	塩化ゼルコニウム
二九三・九〇	還元セトヘソニウム
二九三・九〇	臭化セリモニウム
二九三・九〇	アムソノ酸クロルワニノクチウム
二九三・九〇	臭化シクロニウム
二九三・九〇	りん酸クロルワイリウム
二九三・九〇	クロルアルケイリウム
二九三・九〇	臭化デカメトニウム
二九三・九〇	臭化チラトニウム
二九三・九〇	臭化ジボニウム
二九三・九〇	臭化ドデカロニウム
二九三・九〇	臭化ドミフエン
二九三・九〇	エデルホシシ
二九三・九〇	塩化エドロホニウム
二九三・九〇	臭化エメアロニウム
二九三・九〇	トリル酸ミリウム
二九三・九〇	ガラムトリエチオジド
二九三・九〇	塩化ハロベニウム
二九三・九〇	臭化ヘキサフルロニウム
二九三・九〇	臭化ニキサメトニウム
二九三・九〇	塩化ラウラルコニウム
二九三・九〇	レボカルニチン
二九三・九〇	よう化メペソニウム
二九三・九〇	エチル硫酸メセトロニウム
二九三・九〇	メチル硫酸メフェニドラミウム
二九三・九〇	塩化メタコリン
二九三・九〇	臭化メチルベナクチジウム
二九三・九〇	塩化メチルペンゼトニウム
二九三・九〇	よう化メトシニウム
二九三・九〇	リチナホシシ
二九三・九〇	塩化ミミスタルコニウム
二九三・九〇	過塩素酸ニトリコリン
二九三・九〇	塩化オクタホニウム
二九三・九〇	オキシタイン
二九三・九〇	還元オキジベントニウム
二九三・九〇	臭化オキシフェノニウム
二九三・九〇	臭化ベクトニウム
二九三・九〇	臭化ベクタトニウム
二九三・九〇	塩化フラリウム
二九三・九〇	臭化プロテコニウム

二九三・九〇	よう化プロロニウム
二九三・九〇	よう化スチロニウム
二九三・九〇	塩化スキサメトニウム
二九三・九〇	塩化スキセトニウム
二九三・九〇	臭化テトラドニウム
二九三・九〇	臭化テトリルアンモニウム
二九三・九〇	メチル硫酸トリコニウム
二九三・九〇	塩化トリクロロニウム
二九三・九〇	よう化トリジヘキセチル
二九三・九〇	トリル酸トリキソニウム
二九三・九〇	よう化トリキシクリウム
二九四・一〇	アカンプロサート
二九四・一〇	アセカルプロマール
二九四・一〇	アセグルタミド
二九四・一〇	アセセウラム酸
二九四・一〇	アセチルロイシン
二九四・一〇	アセキサム酸
二九四・一〇	ビソルシク
二九四・一〇	プロマクリリド
二九四・一〇	プロミソバール
二九四・一〇	アトクタミド
二九四・一〇	カルジアミド
二九四・一〇	カブリド
二九四・一〇	カルボクロラール
二九四・一〇	カルプロマール
二九四・一〇	カルソプロドール
二九四・一〇	カルムスチン
二九四・一〇	セデフィンゴール
二九四・一〇	クロプロバミド
二九四・一〇	クロテタミド
二九四・一〇	デアノールアセグルマート
二九四・一〇	ジクロラール尿酸
二九四・一〇	エクチル尿酸
二九四・一〇	エルムスチン
二九四・一〇	エミルカマート
二九四・一〇	グルタウリン
二九四・一〇	臭化ヘキサカルバコリン
二九四・一〇	ホバンチン酸
二九四・一〇	イプロタミド
二九四・一〇	イソスバグルム酸
二九四・一〇	レボグルタミド
二九四・一〇	メブタメート
二九四・一〇	メクロラール尿酸
二九四・一〇	メプロバメート
二九四・一〇	ミラセミド
二九四・一〇	ネプタムスチン
二九四・一〇	ニソバマート

二九四・一〇	バルミドロール
二九四・一〇	ペンタカマイン
二九四・一〇	ペンタバマート
二九四・一〇	ペプスタチン
二九四・一〇	ビメラウチド
二九四・一〇	ビメガビン
二九四・一〇	スバグルム酸
二九四・一〇	タヒラウチド
二九四・一〇	チバマート
二九四・一〇	ウレタシ
二九四・一〇	バルデタミド
二九四・一〇	バルジプロミド
二九四・一〇	バルノクタミド
二九四・一〇	バルプロミド
二九四・一〇	カルアチロール
二九四・一〇	セリアプロール
二九四・一〇	クランフェメル
二九四・一〇	フレストロール
二九四・一〇	ハロカルバン
二九四・一〇	ロムスチン
二九四・一〇	ロジル尿酸
二九四・一〇	ルフェタロン
二九四・一〇	レカイナム
二九四・一〇	セムスチン
二九四・一〇	タリノロール
二九四・一〇	トリクロカルバン
二九四・一〇	アセアトロール
二九四・一〇	アセカイニド
二九四・一〇	アセドベン
二九四・一〇	アセトアミノサロール
二九四・一〇	アクトリット
二九四・一〇	アダメキシ
二九四・一〇	アジヒオドン
二九四・一〇	アアラニン
二九四・一〇	アクロミド
二九四・一〇	アレストラムスチン
二九四・一〇	アリペンドール
二九四・一〇	アロクラミド
二九四・一〇	アロキシスタチン
二九四・一〇	臭化アンペノニウム
二九四・一〇	アンフセタミド
二九四・一〇	アメルトリド
二九四・一〇	アニラマート
二九四・一〇	アルクロフェニン
二九四・一〇	アスパルタム
二九四・一〇	アテノロール
二九四・一〇	アトリド

二九四・二九	アビザホン
二九四・二九	バンブアロール
二九四・二九	バタノアブリド
二九四・二九	ベクラミド
二九四・二九	ベノリラート
二九四・二九	ベンチロミド
二九四・二九	ベンズマレセン
二九四・二九	ベタミプロン
二九四・二九	ベサフィアラート
二九四・二九	ビフエアラート
二九四・二九	プロマドリ
二九四・二九	プロマミド
二九四・二九	プロモアブリド
二九四・二九	プロモキサニド
二九四・二九	プロソタミド
二九四・二九	プロバネキシン
二九四・二九	プロキシクラム酸
二九四・二九	アセチン
二九四・二九	アクトサミド
二九四・二九	アチフチン
二九四・二九	ブナミオシル
二九四・二九	アラマート
二九四・二九	ブタニリカイン
二九四・二九	ブチルフェニン
二九四・二九	ベンズアミドサリチル酸カルシウム
二九四・二九	カンドキサトリル
二九四・二九	カンドキサトリラト
二九四・二九	カボペン酸
二九四・二九	カルバリル
二九四・二九	カルバサラートカルシウム
二九四・二九	カルビフェン
二九四・二九	塩化カルカイニウム
二九四・二九	カルファイマート
二九四・二九	カソケファミド
二九四・二九	セタモロール
二九四・二九	セトフェニール
二九四・二九	クロルベタミド
二九四・二九	シニフルミド
二九四・二九	シンロミド
二九四・二九	シントラミド
二九四・二九	シブラザホン
二九四・二九	シチナミド
二九四・二九	クラミドクス酸
二九四・二九	クラノアチン
二九四・二九	クレファミド
二九四・二九	クリノラミド

二九四・二九	クリオキサニド
二九四・二九	クロカンファミド
二九四・二九	クロダカイン
二九四・二九	クロフェキサミド
二九四・二九	クロフイアラート
二九四・二九	クロホレクス
二九四・二九	クロボノン
二九四・二九	クロラセタドール
二九四・二九	クロキサセアラート
二九四・二九	コルフェナマート
二九四・二九	クレソタミド
二九四・二九	クロタミド
二九四・二九	シクラルバマート
二九四・二九	シヘフタミド
二九四・二九	デシメミド
二九四・二九	デラフリル
二九四・二九	奥化デメカリウム
二九四・二九	安息香酸ナトリウム
二九四・二九	デキスロキシグルミド
二九四・二九	ジアセタマート
二九四・二九	ジアセトリール
二九四・二九	ジアンフェネチド
二九四・二九	ジアンフロミド
二九四・二九	ジプロムザン
二九四・二九	ジサドール
二九四・二九	ジカルフェン
二九四・二九	ジクロメチド
二九四・二九	ジエチルトルアミド
二九四・二九	ジレバロール
二九四・二九	ジロキサニド
二九四・二九	ジメバミド
二九四・二九	ジナリン
二九四・二九	ジナザホン
二九四・二九	ジニルミド
二九四・二九	ジフェナン
二九四・二九	ジソフェニン
二九四・二九	塩化ドファミウム
二九四・二九	ドバマンチン
二九四・二九	ズロザホン
二九四・二九	エカバピド
二九四・二九	エクラナミン
二九四・二九	エンブトラミド
二九四・二九	エンシアラート
二九四・二九	エンドミド
二九四・二九	エンプロマート
二九四・二九	エストラムスチン
二九四・二九	エタミバン

二九四・二九	モトレチニド
二九四・二九	ナフチアラミド
二九四・二九	臭化ネオステグミン
二九四・二九	ニクロサミド
二九四・二九	ノニバミド
二九四・二九	オクタカイン
二九四・二九	オルパニル
二九四・二九	オサルミド
二九四・二九	臭化オチロニウム
二九四・二九	オキサリナスト
二九四・二九	オキサナミド
二九四・二九	オキサザホン
二九四・二九	オキセタカイン
二九四・二九	オキシトリブチリン
二九四・二九	オキシクロザニド
二九四・二九	オキシフェナマート
二九四・二九	パフエノロール
二九四・二九	パマトロール
二九四・二九	パラプロバモール
二九四・二九	バルサルミド
二九四・二九	バキサマート
二九四・二九	ペンタラミド
二九四・二九	フェナセチン
二九四・二九	フェネトリド
二九四・二九	フエネトリド
二九四・二九	フエシプロバメート
二九四・二九	アラクトロール
二九四・二九	アリロカイン
二九四・二九	プロカインアミド
二九四・二九	プロシマート
二九四・二九	プロガビド
二九四・二九	プログルミド
二九四・二九	プロバセタモール
二九四・二九	プロバニジド
二九四・二九	プロベタミド
二九四・二九	ドセトリゾ酸プロピル
二九四・二九	カタカイン
二九四・二九	ラホキサニド
二九四・二九	レマセミド
二九四・二九	レソランテル
二九四・二九	ロナクトロール
二九四・二九	サラセタミド
二九四・二九	サランテル
二九四・二九	サレタミド
二九四・二九	サルフルベリン
二九四・二九	サリチルアミド
二九四・二九	サルベリン

二九四・二九	セボアラミド
二九四・二九	アセトリゾ酸ナトリウム
二九四・二九	アミドトリゾ酸ナトリウム
二九四・二九	ジプロトリゾ酸ナトリウム
二九四・二九	メトリゾ酸ナトリウム
二九四・二九	チロパノ酸ナトリウム
二九四・二九	スチラマート
二九四・二九	スラミンナトリウム
二九四・二九	テクロザン
二九四・二九	チアラリド
二九四・二九	チアラミド
二九四・二九	トカイニド
二九四・二九	トラセロール
二九四・二九	トリカイン
二九四・二九	トモグルミド
二九四・二九	トラニラスト
二九四・二九	トリプロムサラン
二九四・二九	トリクラセタモール
二九四・二九	トリゲボロール
二九四・二九	トリメカイン
二九四・二九	トリメトペンズアミド
二九四・二九	ウベニメクス
二九四・二九	ウレフイアラート
二九四・二九	アロニミド
二九四・二九	アルレスタチン
二九四・二九	アミングルチニド
二九四・二九	アモナフィド
二九四・二九	アンホタリド
二九四・二九	ベメグリド
二九四・二九	プロスキシド
二九四・二九	シプロスキシド
二九四・二九	エトスキシド
二九四・二九	フェニミド
二九四・二九	グルチチニド
二九四・二九	メスキシド
二九四・二九	ミチンシド
二九四・二九	ミトナフィド
二九四・二九	ノレキシニド
二九四・二九	フェングルタリニド
二九四・二九	フェンスキシニド
二九四・二九	タグルサミド
二九四・二九	デシカム
二九四・二九	テシニド
二九四・二九	テトラメトリン
二九四・二九	サリドマイド
二九四・二九	アレキシジン
二九四・二九	アンフェクロラー

二九・四・二九	エテルサラート
二九・四・二九	エチンザミド
二九・四・二九	エチナメート
二九・四・二九	カルトリゾ酸エチル
二九・四・二九	エチドカイン
二九・四・二九	エチフェニン
二九・四・二九	エトファミド
二九・四・二九	エトサラミド
二九・四・二九	エキサラミド
二九・四・二九	フェルバマート
二九・四・二九	フェナセチノール
二九・四・二九	フェナクロン
二九・四・二九	フェナフト酸
二九・四・二九	フェナラミド
二九・四・二九	フェノキセジル
二九・四・二九	フェンレチニド
二九・四・二九	フルアラミド
二九・四・二九	フルバニタート
二九・四・二九	フルセトレンクス
二九・四・二九	フルランテル
二九・四・二九	フルサラン
二九・四・二九	フルタミド
二九・四・二九	ホルメトレンクス
二九・四・二九	フォルモテロール
二九・四・二九	フタキシリド
二九・四・二九	ガルチフエニン
二九・四・二九	ハロフエナート
二九・四・二九	ヘキサプロピマート
二九・四・二九	イドロシラミド
二九・四・二九	インデカイニド
二九・四・二九	イオベンザム酸
二九・四・二九	イオビトリドール
二九・四・二九	イオカルム酸
二九・四・二九	イオセタム酸
二九・四・二九	ヨードミド
二九・四・二九	イオデシモール
二九・四・二九	イオシキサノール
二九・四・二九	ヨードキサム酸
二九・四・二九	イオフラトリル
二九・四・二九	イオグリク酸
二九・四・二九	イオグルコール
二九・四・二九	イオグルコミド
二九・四・二九	イオグリニド
二九・四・二九	イオグリカム酸
二九・四・二九	イオヘキソール
二九・四・二九	イオリキサム酸
二九・四・二九	イオメグラム酸

二九・四・二九	イオメプロール
二九・四・二九	イオバミドール
二九・四・二九	イオペントリル
二九・四・二九	イオプロセム酸
二九・四・二九	イオプロミド
二九・四・二九	イオプロン酸
二九・四・二九	イオサルコール
二九・四・二九	イオセファム酸
二九・四・二九	イオセル酸
二九・四・二九	イオシミド
二九・四・二九	イオスメト酸
二九・四・二九	イオタラム酸
二九・四・二九	イオテトル酸
二九・四・二九	イオトリラン酸
二九・四・二九	イオトリシド
二九・四・二九	イオトリゾ酸
二九・四・二九	イオトロラン
二九・四・二九	イオトロクス酸
二九・四・二九	イオベルソール
二九・四・二九	イオキサグル酸
二九・四・二九	イオキシラン
二九・四・二九	イオキシタム酸
二九・四・二九	イオキシトリゾ酸
二九・四・二九	イオゾム酸
二九・四・二九	イオ化イソプロバミド
二九・四・二九	イトブリド
二九・四・二九	ラベタロール
二九・四・二九	リドカイン
二九・四・二九	リドフェニン
二九・四・二九	ロルバマート
二九・四・二九	ロルグルミド
二九・四・二九	ロルザホン
二九・四・二九	ロキシグルミド
二九・四・二九	マブアロフェニン
二九・四・二九	マブアロフェニン
二九・四・二九	メフェキサミド
二九・四・二九	メグリチニド
二九・四・二九	メリナミド
二九・四・二九	メタプロムサラン
二九・四・二九	メタセタモール
二九・四・二九	塩化メタルコニウム
二九・四・二九	メトカルバモール
二九・四・二九	メトクロアミド
二九・四・二九	ミッドリン
二九・四・二九	ミルナシフラン
二九・四・二九	モクタミド

二九一八	〇〇	ベヌレスタット
二九一八	〇〇	ボラジン
二九一八	〇〇	ブワエキサマツ
二九一八	〇〇	アマロジン
二九一八	〇〇	カガロキサミン
二九一八	〇〇	カラセミド
二九一八	〇〇	カルベンジド
二九一八	〇〇	カルビドバ
二九一八	〇〇	セトキシム
二九一八	〇〇	クロモキシシ
二九一八	〇〇	クロボキサミン
二九一八	〇〇	クロキシマート
二九一八	〇〇	アフェタキシ
二九一八	〇〇	デメキシシアチリン
二九一八	〇〇	ジホキサジド
二九一八	〇〇	エウカイニド
二九一八	〇〇	エロキサミド
二九一八	〇〇	フアリントロール
二九一八	〇〇	フェノキシプロバジン
二九一八	〇〇	フルボキサミン
二九一八	〇〇	グアナペンズ
二九一八	〇〇	グアノクロー
二九一八	〇〇	グアノキサペンズ
二九一八	〇〇	ヒドロキシカルバミド
二九一八	〇〇	イブプロキサム
二九一八	〇〇	イドラプリル
二九一八	〇〇	イダログロジド
二九一八	〇〇	マリプアチリン
二九一八	〇〇	メバナジン
二九一八	〇〇	ナドキノロール
二九一八	〇〇	ナホスミン
二九一八	〇〇	ナファタゾン
二九一八	〇〇	ナフロドキシム
二九一八	〇〇	ニステリム
二九一八	〇〇	ノキシシアチリン
二九一八	〇〇	オクタモキシシ
二九一八	〇〇	フェネルルジ
二九一八	〇〇	フェニカルバジド
二九一八	〇〇	フニアラジン
二九一八	〇〇	ホキシム
二九一八	〇〇	ヒマゲジン
二九一八	〇〇	ブロカルバジン
二九一八	〇〇	ロベニン
二九一八	〇〇	シルトラゼン

二九八・〇〇	スチロカイゼン
二九八・〇〇	キシモフロワエン
二九八・九〇	ペンホスホルミン
二九八・九〇	ベンザアリノキシド
二九八・九〇	クルホスマー
二九八・九〇	デホスフアミド
二九八・九〇	フェモロレニン
二九八・九〇	ナフタロホス
二九八・九〇	シクワミン、酸ナトリウム
二九〇・二〇	ジチオカルバナトリウム
二九〇・二〇	フェンカルペミド
二九〇・三〇	ジスルフィラム
二九〇・三〇	スルフィラム
二九〇・三〇	チラム
二九〇・四〇	メチオニン
二九〇・九〇	アセジブゾン
二九〇・九〇	アセジアルホルナトリウム
二九〇・九〇	アセチルステイン
二九〇・九〇	アドラフィニル
二九〇・九〇	アルデスホルホナトリウム
二九〇・九〇	アロクアプレナトリウム
二九〇・九〇	アリルチオ糖素
二九〇・九〇	アルモカサント
二九〇・九〇	アンバゾン
二九〇・九〇	アンパミン
二九〇・九〇	アミダブゾン
二九〇・九〇	アミホスチン
二九〇・九〇	アモスカナート
二九〇・九〇	アンチオリミン
二九〇・九〇	アルギメスナ
二九〇・九〇	ペンシステイン
二九〇・九〇	ベチアチド
二九〇・九〇	ビチナオール
二九〇・九〇	ビチオノロキシド
二九〇・九〇	ビトスカナート
二九〇・九〇	ブシチアニド
二九〇・九〇	プロラミン
二九〇・九〇	カブタミン
二九〇・九〇	カプトジラム
二九〇・九〇	カルボステイン
二九〇・九〇	カルボフェノチオン
二九〇・九〇	カウルセスルホシ
二九〇・九〇	シラスタチン
二九〇・九〇	シナンセリン

二九三〇・九〇	シナプロキセン
二九三〇・九〇	シスチキシン
二九三〇・九〇	クロチカゾン
二九三〇・九〇	システイン
二九三〇・九〇	デシステイン
二九三〇・九〇	ダノステイン
二九三〇・九〇	ダブソン
二九三〇・九〇	ジメチルホルホン
二九三〇・九〇	ジメルカプロール
二九三〇・九〇	ジメスナ
二九三〇・九〇	ジメチルホルホキシド
二九三〇・九〇	ジプロフェン
二九三〇・九〇	ジチオムスチン
二九三〇・九〇	ジトファール
二九三〇・九〇	ジキサントゲン
二九三〇・九〇	ドカルバミン
二九三〇・九〇	エカトリル
二九三〇・九〇	エカトリル
二九三〇・九〇	エカトリル
二九三〇・九〇	エタロテン
二九三〇・九〇	エトカルリド
二九三〇・九〇	フェバンデル
二九三〇・九〇	フェンチクロル
二九三〇・九〇	フロルフェニール
二九三〇・九〇	フロサチル
二九三〇・九〇	フルオレン
二九三〇・九〇	フルチカゾン
二九三〇・九〇	グルキサゾン
二九三〇・九〇	グルコホルホン
二九三〇・九〇	よう化ヘキサソニウム
二九三〇・九〇	イルモホシン
二九三〇・九〇	イムカルボス
二九三〇・九〇	イオスラミド
二九三〇・九〇	イオタスル
二九三〇・九〇	レミドスル
二九三〇・九〇	リナロテン
二九三〇・九〇	ロフルカルバン
二九三〇・九〇	ルプロスチオール
二九三〇・九〇	メシステイン
二九三〇・九〇	メルカブタミン
二九三〇・九〇	メルチアチド
二九三〇・九〇	メスナ
二九三〇・九〇	メタリフル
二九三〇・九〇	メトケファミド
二九三〇・九〇	モデフィニル
二九三〇・九〇	ナグリバン
二九三〇・九〇	ネトビミン
二九三〇・九〇	ニトロスカナート

二九三〇・九〇	ノキシチオリン
二九三〇・九〇	オンチアニル
二九三〇・九〇	オスマジソン
二九三〇・九〇	オキシグルタチオン
二九三〇・九〇	よう化オキシソニウム
二九三〇・九〇	パタモスタット
二九三〇・九〇	ベニシラミン
二九三〇・九〇	ビボプリル
二九三〇・九〇	ブレニステイン
二九三〇・九〇	プロブコール
二九三〇・九〇	リチオメタン
二九三〇・九〇	サルミステイン
二九三〇・九〇	セルフィアラート
二九三〇・九〇	ビチオノアラートナトリウム
二九三〇・九〇	ソラスルホン
二九三〇・九〇	スパチゾン
二九三〇・九〇	スクシマー
二九三〇・九〇	スクシスルホン
二九三〇・九〇	スルフィナロール
二九三〇・九〇	スルホンテロール
二九三〇・九〇	スリンドク
二九三〇・九〇	スロクチル
二九三〇・九〇	スロキシフェン
二九三〇・九〇	スマセチル
二九三〇・九〇	スマロチン
二九三〇・九〇	シルシラタスト
二九三〇・九〇	スリカイニド
二九三〇・九〇	テメホス
二九三〇・九〇	チアンプトシン
二九三〇・九〇	チオアセタゾン
二九三〇・九〇	チオジグリコール
二九三〇・九〇	チアデノール
二九三〇・九〇	チアフィアラート
二九三〇・九〇	よう化チアメトニウム
二九三〇・九〇	チベグリセン
二九三〇・九〇	チベンザート
二九三〇・九〇	チフエナミル
二九三〇・九〇	チフロレクス
二九三〇・九〇	チルドロン
二九三〇・九〇	チオカルリド
二九三〇・九〇	チオクチラート
二九三〇・九〇	チオプロニン
二九三〇・九〇	チオプロバミン
二九三〇・九〇	チオサラン
二九三〇・九〇	チブレノロール
二九三〇・九〇	チプロセシル
二九三〇・九〇	チプロスタニド

二九三〇・九〇	トルシクラー
二九三〇・九〇	トリンダー
二九三〇・九〇	トルメソキシド
二九三〇・九〇	トルナフター
二九三〇・九〇	トルレスター
二九三〇・九〇	キセンチオラー
二九三〇・九〇	ジランテル
二九三〇・九〇	アセタルソール
二九三〇・九〇	アラホスファリン
二九三〇・九〇	アレンドロン酸
二九三〇・九〇	アルサニル酸
二九三〇・九〇	ベルホスシル
二九三〇・九〇	ブタホスファン
二九三〇・九〇	アチドロン酸
二九三〇・九〇	アトナート
二九三〇・九〇	カルバリン
二九三〇・九〇	クロルメロドリン
二九三〇・九〇	クロドロン酸
二九三〇・九〇	ジクロロフェナルシン
二九三〇・九〇	ジシフェロン
二九三〇・九〇	ジフェタルソン
二九三〇・九〇	塩化ジシクニウム
二九三〇・九〇	エチドロン酸
二九三〇・九〇	ホサリラー
二九三〇・九〇	ホスカルネトナトリウム
二九三〇・九〇	ホスコレ酸
二九三〇・九〇	ホセナジド
二九三〇・九〇	ホスホネトナトリウム
二九三〇・九〇	ホスモン酸
二九三〇・九〇	ホテムスチン
二九三〇・九〇	グリコビアルソール
二九三〇・九〇	ヒドラルガフェン
二九三〇・九〇	メドロン酸
二九三〇・九〇	メルカプトメリン
二九三〇・九〇	メルクテラミド
二九三〇・九〇	メルクアブトール
二九三〇・九〇	メルサリル
二九三〇・九〇	ミホバート
二九三〇・九〇	ネオアルスフェナミン
二九三〇・九〇	ネリドロン酸
二九三〇・九〇	ニタルソン
二九三〇・九〇	オキシドロン酸
二九三〇・九〇	オキソフェナルシン
二九三〇・九〇	パミドロン酸
二九三〇・九〇	スルホキシル酸フェナルソン
二九三〇・九〇	ほう酸フェニル第二水素
二九三〇・九〇	クアドロシラン

二九三〇・九〇	ロキサルソン
二九三〇・九〇	チメルホナトナトリウム
二九三〇・九〇	スバルホス酸
二九三〇・九〇	スチバミングルコシド
二九三〇・九〇	スチボサミン
二九三〇・九〇	スルホアルスフェナミン
二九三〇・九〇	タウロセルコール酸
二九三〇・九〇	テトロホスミン
二九三〇・九〇	チアセタルサミドナトリウム
二九三〇・九〇	チオメルサール
二九三〇・九〇	トルホキサン
二九三〇・九〇	トルジムホス
二九三〇・九〇	塩化トリオジウム
二九三〇・九〇	トリクロルホン
二九三〇・九〇	トリバルサミド
二九三〇・九〇	アシフラン
二九三〇・九〇	アンカロー
二九三〇・九〇	ビオレスメトリン
二九三〇・九〇	ブフェトロール
二九三〇・九〇	クロベノシド
二九三〇・九〇	ジクロワリム
二九三〇・九〇	フェナミワリル
二九三〇・九〇	よう化アブゴニウム
二九三〇・九〇	フルフェノレタス
二九三〇・九〇	フリダロン
二九三〇・九〇	フロスタルベストロール
二九三〇・九〇	フルサラン
二九三〇・九〇	よう化フルトレトニウム
二九三〇・九〇	メベノシド
二九三〇・九〇	ナフチドロワリル
二九三〇・九〇	ニドロキシジン
二九三〇・九〇	ニフララデジン
二九三〇・九〇	ニフラトロン
二九三〇・九〇	ニフレタゾン
二九三〇・九〇	ニフルメロン
二九三〇・九〇	ニフロキサジド
二九三〇・九〇	ニフロキシム
二九三〇・九〇	ニフルセミジン
二九三〇・九〇	ニフルソール
二九三〇・九〇	ニヒドラジン
二九三〇・九〇	ニペロチジン
二九三〇・九〇	ニトラフタム
二九三〇・九〇	ニトロフラー
二九三〇・九〇	オルパノキシジン
二九三〇・九〇	ラニチジン
二九三〇・九〇	サルプロトシド
二九三〇・九〇	スピロキサゾン

二九三・一九	トリベノシド
二九三・一九	ペンリナジン
二九三・一九	シロフラミン
二九三・一九	アセグランド
二九三・一九	アセノクマロール
二九三・一九	アクリヘリン
二九三・一九	アフロロール
二九三・一九	アモラノン
二九三・一九	ペンフロシルヘミスクシナート
二九三・一九	ブクモロール
二九三・一九	アホゲニン
二九三・一九	カンレノン
二九三・一九	カルボクロメン
二九三・一九	クロクマロール
二九三・一九	クロフラク
二九三・一九	クロリクロメン
二九三・一九	クマホス
二九三・一九	クメタロール
二九三・一九	ダルバスタチン
二九三・一九	シアルパロン
二九三・一九	ジクマロール
二九三・一九	ドロスピレノン
二九三・一九	エラグ酸
二九三・一九	エスクラミン
二九三・一九	エスプロン
二九三・一九	ビスクマセチートエチル
二九三・一九	フィリピン
二九三・一九	ホストリエシン
二九三・一九	ギバルメン
二九三・一九	グルクロラクソン
二九三・一九	ハロキソン
二九三・一九	ヒメクロモン
二九三・一九	ロメバクトン
二九三・一九	ロシガモン
二九三・一九	ロバスタチン
二九三・一九	メスピレノン
二九三・一九	メテスクレトール
二九三・一九	メバスタチン
二九三・一九	モキサドレン
二九三・一九	オキサリスタット
二九三・一九	オキサマリン
二九三・一九	フェノールフタレイン
二九三・一九	フェンブプロクモン
二九三・一九	プロビオラクソン
二九三・一九	ラムノジギン
二九三・一九	シンバスタチン
二九三・一九	スピロノラクソン

二九三・一九	スピロレノン
二九三・一九	スルマリ
二九三・一九	タレラノール
二九三・一九	タロサート
二九三・一九	テトロナシン
二九三・一九	トリオキシサレン
二九三・一九	パロファン
二九三・一九	ワルファリン
二九三・一九	キシロクマロール
二九三・一九	ゼチノール
二九三・一九	アアルカスト
二九三・一九	アアルボース
二九三・一九	アセバトラート
二九三・一九	アンペノキサン
二九三・一九	アンビクロミル
二九三・一九	アミケリン
二九三・一九	アミオケロン
二九三・一九	アンソキセチン
二九三・一九	アフロスラートナトリウム
二九三・一九	アルテメチル
二九三・一九	アルテスナート
二九三・一九	ベフノロール
二九三・一九	ベナキシピン
二九三・一九	ペンシアノール
二九三・一九	ベンダカロール
二九三・一九	ペンザロン
二九三・一九	ベンズプロマロン
二九三・一九	ベンジオダロン
二九三・一九	ベンズケルシン
二九三・一九	ペラフロスト
二九三・一九	ベルモプロフェン
二九三・一九	ベシゴムシン
二九三・一九	ボナムスチン
二九三・一九	ブクロマロン
二九三・一九	ブアラール
二九三・一九	ブタキサン
二九三・一九	ブチカシン
二九三・一九	ブトクロール
二九三・一九	グルビオナートカルシウム
二九三・一九	カンビノール
二九三・一九	カンナピノール
二九三・一九	クロラロース
二九三・一九	クロモカルブ
二九三・一九	シアニダノール
二九三・一九	シコルトニド

二九三・九〇	シドキセピン
二九三・九〇	シヘプトラン
二九三・九〇	シクロブラム
二九三・九〇	クロリダロール
二九三・九〇	コルホルシン
二九三・九〇	クロモグリク酸
二九三・九〇	デトルヒシン
二九三・九〇	ジドロバルトラー
二九三・九〇	ジメフリン
二九三・九〇	ジメブロン
二九三・九〇	ジオキサジロール
二九三・九〇	ジオキサマート
二九三・九〇	ジオキサチオン
二九三・九〇	ジブログル酸
二九三・九〇	ドセタキセル
二九三・九〇	ドミオドル
二九三・九〇	ドモキシ
二九三・九〇	ドスマルファート
二九三・九〇	ドキサミノール
二九三・九〇	ドキシセピン
二九三・九〇	ドロナビノール
二九三・九〇	エコムスチン
二九三・九〇	エジホロン
二九三・九〇	エフロキサート
二九三・九〇	エボプロステノール
二九三・九〇	エタベンザロン
二九三・九〇	エトモキシ
二九三・九〇	エチプロストン
二九三・九〇	エキセバノール
二九三・九〇	フェニソレクス
二九三・九〇	果糖第一鉄
二九三・九〇	フラバミン
二九三・九〇	フラボド酸
二九三・九〇	フラボジロール
二九三・九〇	フルラドリン
二九三・九〇	フラクリン酸
二九三・九〇	フラプロフェン
二九三・九〇	フルクロプロフェン
二九三・九〇	フロブフェン
二九三・九〇	フロブエナク
二九三・九〇	ガラムスチン
二九三・九〇	グルコサミン
二九三・九〇	グルクロナミド
二九三・九〇	グアベンキサン
二九三・九〇	グアイメサル
二九三・九〇	グアナデル
二九三・九〇	グアノキサン

二九三・九〇	ホマリラミン
二九三・九〇	イプリフラボン
二九三・九〇	イブクロロール
二九三・九〇	イサルステイン
二九三・九〇	イソクロミル
二九三・九〇	イソソルビド
二九三・九〇	糖酸イソソルビド
二九三・九〇	一糖酸イソソルビド
二九三・九〇	イソキサバク
二九三・九〇	ケリン
二九三・九〇	ラクチトール
二九三・九〇	ロイコシアニドール
二九三・九〇	メシナロン
二九三・九〇	メシナロール
二九三・九〇	メドロキサロール
二九三・九〇	メラレンナトリウム
二九三・九〇	メラフロミン
二九三・九〇	メチルクロモン
二九三・九〇	メトリザミド
二九三・九〇	ミトフラキソン
二九三・九〇	ミトボドジド
二九三・九〇	ムラフチド
二九三・九〇	ナビロン
二九三・九〇	ナボクタイト
二九三・九〇	ナチワロシン
二九三・九〇	ネビボロール
二九三・九〇	ニプロキサン
二九三・九〇	ニレプロスト
二九三・九〇	ニフラシロール
二九三・九〇	オルミジン
二九三・九〇	よう化オキサプロバニウム
二九三・九〇	オキセヒナク
二九三・九〇	オキセトロン
二九三・九〇	バクリタキセル
二九三・九〇	バルセサル
二九三・九〇	ベントモキシ
二九三・九〇	ベントリクローラール
二九三・九〇	ベントモン
二九三・九〇	ビランタミン
二九三・九〇	ビルナヒン
二九三・九〇	ボニフィアト
二九三・九〇	ブロフィアストン
二九三・九〇	ブロモキソラン
二九三・九〇	臭化プロバンチリン
二九三・九〇	プロトキロール
二九三・九〇	プロキシクロミル

二九三・九〇	ラニムスチン
二九三・九〇	ラキソフェラスト
二九三・九〇	ロムルチド
二九三・九〇	シリビニン
二九三・九〇	シリクリスチン
二九三・九〇	シリシアニン
二九三・九〇	シトグルシド
二九三・九〇	スピロキセピン
二九三・九〇	スピゾフロン
二九三・九〇	ステリベントール
二九三・九〇	ステレオトジン
二九三・九〇	ステキサノクス
二九三・九〇	タロアラム
二九三・九〇	タフロステン
二九三・九〇	テムルチド
二九三・九〇	テナンフェタミン
二九三・九〇	テルブクロミル
二九三・九〇	テキサクロミル
二九三・九〇	ナオコルチコシド
二九三・九〇	チフラク
二九三・九〇	チメフロン
二九三・九〇	チキサノクス
二九三・九〇	トコフィアラート
二九三・九〇	トビラマート
二九三・九〇	トレベンソミン
二九三・九〇	トレロキシナート
二九三・九〇	バルトラート
二九三・九〇	キサノクス酸
二九三・九〇	アミノフェナゾン
二九三・九〇	シクラミン酸アミノフェナゾン
二九三・九〇	ビスフェナゾン
二九三・九〇	メタミゾールナトリウム
二九三・九〇	メタミゾールナトリウム
二九三・九〇	ジエピロン
二九三・九〇	ファンプロファゾン
二九三・九〇	ニフェナゾン
二九三・九〇	ニフェナゾン
二九三・九〇	プロピフェナゾン
二九三・九〇	ラミフェナゾン
二九三・九〇	ベタゾール
二九三・九〇	プロフェゾラク
二九三・九〇	クロフェゾン
二九三・九〇	ダルブアミノール
二九三・九〇	ダソアリド
二九三・九〇	ジフェナミゾール
二九三・九〇	フェクロアゾン
二九三・九〇	フェアラゾン

二九三・一九	フェゾラミン
二九三・一九	ホメビゾール
二九三・一九	イバジリド
二九三・一九	イソフェゾラク
二九三・一九	ケアゾン
二九三・一九	ロナゾラク
二九三・一九	メリベندان
二九三・一九	メトキシ
二九三・一九	モフェブタゾン
二九三・一九	ムゾリミン
二九三・一九	ナファザトロム
二九三・一九	オキシフェンブタゾン
二九三・一九	フェニルブタゾン
二九三・一九	ビラゾラク
二九三・一九	ブラキサジン
二九三・一九	プロキシフェゾン
二九三・一九	スルフィンピラゾン
二九三・一九	スキシアゾン
二九三・一九	チボキサリン
二九三・一九	トリブゾン
二九三・一九	トリフェゾラク
二九三・一九	クランソリン
二九三・一九	クロダントイン
二九三・一九	エトイン
二九三・一九	ホスフェニトイン
二九三・一九	イミレスタット
二九三・一九	メフエトイン
二九三・一九	ニルタミド
二九三・一九	フェニトイン
二九三・一九	スピリプロスチル
二九三・一九	スビロムスチン
二九三・一九	アブニダゾール
二九三・一九	アルブトイン
二九三・一九	アルクロキサ
二九三・一九	アルジオキサ
二九三・一九	アリコナゾール
二九三・一九	アリニジン
二九三・一九	アンジオチンシンII
二九三・一九	アンジオチンシンAミド
二九三・一九	アンタゾリン
二九三・一九	アラクロナジン
二九三・一九	アルファラシン
二九三・一九	アチパメゾール
二九三・一九	アゾリミン
二九三・一九	バムニダゾール
二九三・一九	ベンクロニジン
二九三・一九	ペンテマゾール

二九三・二九 ペンズニダゾール
二九三・二九 ビボナゾール
二九三・二九 ビサントレン
二九三・二九 ビスフェンチン
二九三・二九 プリモニジン
二九三・二九 プロラコナゾール
二九三・二九 プロコナゾール
二九三・二九 カモナゲレル
二九三・二九 カルビマゾール
二九三・二九 カルニダゾール
二九三・二九 シペンゾリン
二九三・二九 シランキトロン
二九三・二九 シルタゾリン
二九三・二九 シメチン
二九三・二九 シラゾリン
二九三・二九 クリンパゾール
二九三・二九 クロニジン
二九三・二九 クロコナゾール
二九三・二九 クロコナゾール
二九三・二九 グカルバジン
二九三・二九 ダズメゲレル
二九三・二九 ダゾキシベン
二九三・二九 デモコナゾール
二九三・二九 デンジモール
二九三・二九 デリグロドール
二九三・二九 デトミジン
二九三・二九 デキスロフェキシジン
二九三・二九 デキスメデトミジン
二九三・二九 ジメトリダゾール
二九三・二九 ドマゾリン
二九三・二九 ドキセニトイン
二九三・二九 エベルコナゾール
二九三・二九 エコナゾール
二九三・二九 エフェトゾール
二九三・二九 エナルキレン
二九三・二九 エニルコナゾール
二九三・二九 エノキシモン
二九三・二九 エタニダゾール
二九三・二九 エチンチジン
二九三・二九 エトミダート
二九三・二九 エトナム
二九三・二九 フェンフルミゾール
二九三・二九 フェンメトゾール
二九三・二九 フェノバム
二九三・二九 フェノキサゾリン
二九三・二九 フェンチコナゾール

二九三・二九 フェルチレリン
二九三・二九 フェキシニダゾール
二九三・二九 塩化フルタゾニウム
二九三・二九 フルミゾール
二九三・二九 フルニダゾール
二九三・二九 フルトミダート
二九三・二九 フルトニジン
二九三・二九 フルトリマゾール
二九三・二九 ホスホクレアチン
二九三・二九 ギラコダゾール
二九三・二九 グリプアチン
二九三・二九 ゴナドレリン
二九三・二九 ヒスチン
二九三・二九 イバゾシン
二九三・二九 イトラルフォジン
二九三・二九 イマゾダン
二九三・二九 イミダプリル
二九三・二九 イミダカルブ
二九三・二九 イミドリン
二九三・二九 インダナゾリン
二九三・二九 インダニジン
二九三・二九 イプロニダゾール
二九三・二九 イルテマゾール
二九三・二九 イサグリドール
二九三・二九 イソコナゾール
二九三・二九 レタセロール
二九三・二九 レプロフェキシジン
二九三・二九 リアラゾール
二九三・二九 リントアリド
二九三・二九 ロフェミゾール
二九三・二九 ロンパゾール
二九三・二九 ロサルタン
二九三・二九 メデトミジン
二九三・二九 メフェニジル
二九三・二九 メタサミド
二九三・二九 メチトイン
二九三・二九 メチアミド
二九三・二九 メトミダート
二九三・二九 メトラファゾリン
二九三・二九 メトロニダゾール
二九三・二九 ミコナゾール
二九三・二九 ミダフル
二九三・二九 ミタゾグレル
二九三・二九 ミフェンチン

二九三・二九	ミビマゾール
二九三・二九	ミソニダゾール
二九三・二九	ミバゼロール
二九三・二九	ナフアグレル
二九三・二九	ナフイミド
二九三・二九	ナバメゾール
二九三・二九	ナフアゾリン
二九三・二九	ネマゾリン
二九三・二九	ネチコナゾール
二九三・二九	ニマゾン
二九三・二九	ニトレファゾール
二九三・二九	ニソフエノン
二九三・二九	オクチミバート
二九三・二九	オタルプロフェン
二九三・二九	オモコナゾール
二九三・二九	オンドンセトロン
二九三・二九	オルコナゾール
二九三・二九	オルニダゾール
二九三・二九	オキシコナゾール
二九三・二九	オキシメタゾリン
二九三・二九	オサグレル
二九三・二九	フェナマゾリン
二九三・二九	フェントラミン
二九三・二九	酢酸ブレンヂド
二九三・二九	プロベニダゾール
二九三・二九	プロボキサート
二九三・二九	レミキレン
二九三・二九	ロラフアグレル
二九三・二九	ロミフイジン
二九三・二九	ロニダゾール
二九三・二九	サララジン
二九三・二九	セクニダゾール
二九三・二九	塩化セバゾニウム
二九三・二九	セビモスタット
二九三・二九	ソプロミジン
二九三・二九	スチリマゾール
二九三・二九	スルコナゾール
二九三・二九	スルニダゾール
二九三・二九	テファゾリン
二九三・二九	テリバラチド
二九三・二九	テルニダゾール
二九三・二九	テトリゾリン
二九三・二九	チアマゾール
二九三・二九	チフラミゾール
二九三・二九	チナゾリン
二九三・二九	チニダゾール
二九三・二九	トラゾリン

二九三・二九	トロニジン
二九三・二九	トラマゾリン
二九三・二九	トリクロダゾール
二九三・二九	トリフェナグレル
二九三・二九	トリレチド
二九三・二九	バルコナゾール
二九三・二九	キシロメタゾリン
二九三・二九	ゼチドリン
二九三・二九	ジミドベン
二九三・二九	ゾワイコナゾール
二九三・二九	アセクリジン
二九三・二九	アセベロン
二九三・二九	アコニアジド
二九三・二九	アクリバスタチン
二九三・二九	アレブリド
二九三・二九	アルフェンタニル
二九三・二九	アリルプロジン
二九三・二九	アルファメアプロジン
二九三・二九	アルタビジン
二九三・二九	アルファアプロジン
二九三・二九	アンバシド
二九三・二九	アミベロン
二九三・二九	アムロジジン
二九三・二九	アナジン
二九三・二九	アニレリジン
二九三・二九	アンピルトリン
二九三・二九	アラニジン
二九三・二九	アルプロミジン
二九三・二九	アステミゾール
二九三・二九	アザシクロノール
二九三・二九	アザタジン
二九三・二九	アゼルニジン
二九三・二九	バミビン
二九三・二九	バルニジン
二九三・二九	ベニジン
二九三・二九	ベンベリドール
二九三・二九	ベンプロベリン
二九三・二九	ベンリキサイト
二九三・二九	ベンゼチジン
二九三・二九	ベンゼチミド
二九三・二九	ベンジンドピリン
二九三・二九	ベンゾクリジン
二九三・二九	ベンズビベリロン
二九三・二九	臭化ベンズピリニウム
二九三・二九	ベルトサミル
二九三・二九	ベタヒスタチン
二九三・二九	ベータメアプロジン

二九三・三九	ベータフロジン
二九三・三九	メチル硫酸ベオニウム
二九三・三九	ベジトラミド
二九三・三九	ビスフアジン
二九三・三九	ビスソミド
二九三・三九	ビエタミベリン
二九三・三九	ビニフィアラート
二九三・三九	ビベリデン
二九三・三九	ビスコジル
二九三・三九	ビスサミル
二九三・三九	ビチバゾン
二九三・三九	アレゾシン
二九三・三九	アリフェンタニル
二九三・三九	プロクレアリド
二九三・三九	プロマゼパム
二九三・三九	プロムベリドル
二九三・三九	プロンフェニラミン
二九三・三九	プロベラモール
二九三・三九	ブジピン
二九三・三九	ブピコミド
二九三・三九	ブピバカイン
二九三・三九	ブタニキシン
二九三・三九	ブタベリン
二九三・三九	ブチナゾシン
二九三・三九	ブトヒアリン
二九三・三九	ブトキシラート
二九三・三九	カバスチン
二九三・三九	カンホタミド
二九三・三九	カルバセラン
二九三・三九	カルビノキサミン
二九三・三九	カレバサチン
二九三・三九	カルフェンタニル
二九三・三九	カルモキシロール
二九三・三九	カルベリジン
二九三・三九	カルベロン
二九三・三九	カルヒアミン
二九三・三九	カルボトロン
二九三・三九	塩化セチルピリジニウム
二九三・三九	クロロピタミン
二九三・三九	クロルフェナミン
二九三・三九	シメキソン
二九三・三九	シクロニカイト
二九三・三九	臭化シクロトピウム
二九三・三九	シルニジピン
二九三・三九	シニタアリド
二九三・三九	シンベレン
二九三・三九	シサアリド

二九三・三九	クレボアリド
二九三・三九	クリアカイン
二九三・三九	臭化クリジニウム
二九三・三九	クロカブラミン
二九三・三九	クロフルペロール
二九三・三九	クロニキセル
二九三・三九	クロニキシン
二九三・三九	クロベラスチン
二九三・三九	クロピドール
二九三・三九	クロピモジド
二九三・三九	クロロベロン
二九三・三九	コガソシン
二九三・三九	クロトニアジド
二九三・三九	シクラソシン
二九三・三九	シクリラミン
二九三・三九	シクロメチカイン
二九三・三九	シクリミン
二九三・三九	シプロヘプタジン
二九三・三九	シフロリドル
二九三・三九	臭化タクロニウム
二九三・三九	デニトラセン
二九三・三九	タザドール
二九三・三九	デクレンベロン
二九三・三九	デフェリアロン
二九三・三九	アルバニカイト
二九三・三九	デキサプロンフェニラミン
二九三・三九	デキスクロルフェニラミン
二九三・三九	デキセチミド
二九三・三九	デキシバカイン
二九三・三九	デキスニグルジピン
二九三・三九	ジアモカイン
二九三・三九	ジクロニキシン
二九三・三九	臭化ジコリニウム
二九三・三九	ジフェメトレクス
二九三・三九	ジフェニドール
二九三・三九	ジフェノキシミド
二九三・三九	ジフェノキシシン
二九三・三九	ジヘキシベリン
二九三・三九	ジメホン
二九三・三九	臭化ジメコロニウム
二九三・三九	ジメチンデン
二九三・三九	ジオドン
二九三・三九	ジペロドン
二九三・三九	メチル硫酸ジフェマニル
二九三・三九	ジフェノキシレート
二九三・三九	ジフェニルピラリン
二九三・三九	ジヒパノン

二九三・三九	ジビアロベリン
二九三・三九	ジビリチオン
二九三・三九	ジソアタミド
二九三・三九	ジソビラミド
二九三・三九	臭化ジスチグミン
二九三・三九	ジスアラゾール
二九三・三九	ジチキレン
二九三・三九	塩化ジチルカリニウム
二九三・三九	ドラセトロン
二九三・三九	ドンベリドン
二九三・三九	ドラスチン
二九三・三九	ドキシラミン
二九三・三九	臭化ドロクリジニウム
二九三・三九	ドロベンピン
二九三・三九	ドロベリドール
二九三・三九	ドロキシカイニド
二九三・三九	ドロキシプロピン
二九三・三九	ジクロニン
二九三・三九	ジクロニン
二九三・三九	エバスチン
二九三・三九	エリプロジル
二九三・三九	エミグリタート
二九三・三九	エンカイニド
二九三・三九	エンシキサアリン
二九三・三九	エネフェキシン
二九三・三九	エニクロアラート
二九三・三九	エンピロリン
二九三・三九	エペリソン
二九三・三九	エスパトロバート
二九三・三九	エストラプロニカート
二九三・三九	エチオニド
二九三・三九	エトフィアラート
二九三・三九	エトキセリジン
二九三・三九	ユーカトロピン
二九三・三九	フェロジピン
二九三・三九	フェモキセチン
二九三・三九	メチル硫酸フェンクレキソニウム
二九三・三九	フェノクチミン
二九三・三九	フェンベラート
二九三・三九	フェンビアラミド
二九三・三九	フェンビフラン
二九三・三九	臭化フェンビペリニウム
二九三・三九	フェンタニール
二九三・三九	フェニラミドール
二九三・三九	フェビトリゾール
二九三・三九	フェルビホサートナトリウム
二九三・三九	フェトキシラート
二九三・三九	フラザロン

二九三・三九	フレカイニド
二九三・三九	フルアズロン
二九三・三九	フルアリドン
二九三・三九	フルニキシン
二九三・三九	フルベタミド
二九三・三九	フルビルチン
二九三・三九	フルフラン
二九三・三九	フルスピベロン
二九三・三九	ホスピラート
二九三・三九	フチバジド
二九三・三九	ガビロミン
二九三・三九	ガプロミジン
二九三・三九	ガマゾン
二九三・三九	ゲボトロリン
二九三・三九	グレマンセリン
二九三・三九	グラニセトロン
二九三・三九	グアヤバート
二九三・三九	グアナクリン
二九三・三九	ハロベミド
二九三・三九	ハロベリドール
二九三・三九	ヘプロニカート
二九三・三九	ヘアジン
二九三・三九	ヘキサジン
二九三・三九	ヒドロキシベナジン
二九三・三九	酒石酸ヒドロキシビロジン
二九三・三九	イダベリン
二九三・三九	イフェンプロジル
二九三・三九	イホキセチン
二九三・三九	インタルピン
二九三・三九	インドピン
二九三・三九	インドラミン
二九三・三九	ニコチン酸イノシトール
二九三・三九	イオビド
二九三・三九	イアラグラチン
二九三・三九	イプロニアジド
二九三・三九	イスボグレル
二九三・三九	イソニアジド
二九三・三九	イソニキシン
二九三・三九	ケタゾシン
二九三・三九	ケトベミドン
二九三・三九	ラシジン
二九三・三九	ラムチジン
二九三・三九	ランソアラゾール
二九三・三九	塩化ラビリウム
二九三・三九	ラボルチジン
二九三・三九	ラザベミド

二九三・三九	レミルジピン
二九三・三九	レンペロン
二九三・三九	レブタクリン
二九三・三九	レルカニジピン
二九三・三九	レボカバステン
二九三・三九	レボファセトペラン
二九三・三九	リファイブライト
二九三・三九	リラナフタート
二九三・三九	リトキセチン
二九三・三九	ロダキサプリン
二九三・三九	ロフエンタニル
二九三・三九	ロベラミド
二九三・三九	ロベラミドオキシド
二九三・三九	ロラクシン
二九三・三九	ロルカイニド
二九三・三九	ルワイロニル
二九三・三九	メレチミド
二九三・三九	メルペロン
二九三・三九	薬化メベンゾラート
二九三・三九	メビロキソール
二九三・三九	メビバカイン
二九三・三九	メヒラミン
二九三・三九	メスジピン
二九三・三九	メタニキシン
二九三・三九	メタジド
二九三・三九	メタゾシン
二九三・三九	メタニアジド
二九三・三九	メチルフェニデート
二九三・三九	メチロクロクス
二九三・三九	メチラボン
二九三・三九	メチラジン
二九三・三九	メザコアリド
二九三・三九	ミシニカート
二九三・三九	ミダグリゾール
二九三・三九	ミクリトール
二九三・三九	ミレンペロン
二九三・三九	ミルリノン
二九三・三九	ミルペリン
二九三・三九	ミンドジロール
二九三・三九	ミンドペロン
二九三・三九	塩化ミリビリウム
二九三・三九	モダリン
二九三・三九	モダカイニド
二九三・三九	モジバフアント
二九三・三九	モペロン
二九三・三九	モサプアミン
二九三・三九	モキサゾン

二九三・三九	ミファドール
二九三・三九	ナジフロキサシン
二九三・三九	ナノフィン
二九三・三九	ネビナロン
二九三・三九	ニアラミド
二九三・三九	ニカノタート
二九三・三九	ニカラベン
二九三・三九	ニカルジピン
二九三・三九	ニセリトロール
二九三・三九	ニコボキシル
二九三・三九	ニコクロナート
二九三・三九	ニコワイブライト
二九三・三九	ニコグレラート
二九三・三九	ニコモール
二九三・三九	ニコランジル
二九三・三九	ニコチアゾン
二九三・三九	ニコキサマト
二九三・三九	ニクチンドール
二九三・三九	ニフェジピン
二九三・三九	ニフルム酸
二九三・三九	ニグルジピン
二九三・三九	ニケタミド
二九三・三九	ニルジピン
二九三・三九	ニルバジピン
二九三・三九	ニオメタシン
二九三・三九	ニプロファゾン
二九三・三九	ニソルジピン
二九三・三九	ニトレンジピン
二九三・三九	ニキシル酸
二九三・三九	ノマリジン
二九三・三九	ノルビパノン
二九三・三九	ヌベンゼピン
二九三・三九	塩化オビトキシム
二九三・三九	オクフニシタニル
二九三・三九	オクタヒノール
二九三・三九	オクテニジン
二九三・三九	オホルニン
二九三・三九	オメブラゾール
二九三・三九	オビニアジド
二九三・三九	オテンゼパド
二九三・三九	オキシニアク酸
二九三・三九	オキシベロミド
二九三・三九	オキシラミド
二九三・三九	オキシスラン
二九三・三九	オクスフェネリジン
二九三・三九	オキシクリピン

二九三・三九	パロニジピン
二九三・三九	パニコフリド
二九三・三九	酸化パントロニウム
二九三・三九	パニダゾール
二九三・三九	パニチニカール
二九三・三九	パントプアゾール
二九三・三九	パヌラミン
二九三・三九	酸化パラベンゾラート
二九三・三九	パリドカイン
二九三・三九	パシニアジド
二九三・三九	ペメリド
二九三・三九	ペンビジン
二九三・三九	ペンフルリドール
二九三・三九	ペンタヒペリド
二九三・三九	メチルグル酸ペンタヒペリウム
二九三・三九	ペンタゾシン
二九三・三九	ペンチゾミド
二九三・三九	ペラスチン
二九三・三九	ペルホメジル
二九三・三九	ペルヘキシリン
二九三・三九	ペチジン
二九三・三九	フェナンフロミド
二九三・三九	フェナゾシン
二九三・三九	フェナゾピリジン
二九三・三九	フェンシクリジン
二九三・三九	フェネリジン
二九三・三九	フェニラミン
二九三・三九	フェノペリジン
二九三・三九	ピバキシジン
二九三・三九	ピカフィアラート
二九三・三九	ピセナドール
二九三・三九	ピコペンシド
二九三・三九	ピコドトラジン
二九三・三九	ピコラミン
二九三・三九	ピコノール
二九三・三九	ピコペリン
二九三・三九	ピコアラゾール
二九三・三九	ピコトリン
二九三・三九	ピクメテロール
二九三・三九	ピフェナート
二九三・三九	ピホキシム
二九三・三九	ピケトプロフェン
二九三・三九	ピメクロン
二九三・三九	ピメタシン
二九三・三九	ピメチン
二九三・三九	ピメトレミド
二九三・三九	ピミノジン

二九三・三九	ピモニダゾール
二九三・三九	ピモジド
二九三・三九	ピナシジル
二九三・三九	ピノールカイン
二九三・三九	ピバンペロン
二九三・三九	酸化ヒベンゾラート
二九三・三九	ヒペリドレイト
二九三・三九	ヒペロカイン
二九三・三九	ヒペリロン
二九三・三九	ヒベタナート
二九三・三九	ヒボクタン
二九三・三九	ヒボキシジン
二九三・三九	ヒアラジマドール
二九三・三九	ヒアラドロール
二九三・三九	ヒアラマドール
二九三・三九	よう化ビプロクラリウム
二九三・三九	ビルブテロール
二九三・三九	酸化ビルドニウム
二九三・三九	ビルドカイン
二九三・三九	ビルドキシラート
二九三・三九	ビルドロン酸
二九三・三九	ビルフィアラート
二九三・三九	ビリニダゾール
二九三・三九	ビリスタノール
二九三・三九	ビルトラミド
二九三・三九	ビルメノール
二九三・三九	ビロダビル
二九三・三九	ビロキシモン
二九三・三九	ビロザシル
二九三・三九	ビルチニジン
二九三・三九	ビトフェノン
二九三・三九	ビツキサート
二九三・三九	よう化アラリドキシム
二九三・三九	アラニジピン
二九三・三九	アレクラモール
二九三・三九	アリベカイン
二九三・三九	アリデペロン
二九三・三九	アリジノール
二九三・三九	アリマペロン
二九三・三九	アリソチノール
二九三・三九	アロジピン
二九三・三九	アロベリジン
二九三・三九	アロビネナジン
二九三・三九	アロビホカイン
二九三・三九	アロビラム
二九三・三九	アロビベリン
二九三・三九	アロビリオドン

二九三・三九	プロピベロン
二九三・三九	プロチオナミド
二九三・三九	ピリカルバート
二九三・三九	臭化ビリドスチグミン
二九三・三九	ビリノリン
二九三・三九	ビリチオン重塩
二九三・三九	ビリチノール
二九三・三九	ビタミン
二九三・三九	クアグロシン
二九三・三九	キフェナジン
二九三・三九	臭化キスクリウム
二九三・三九	キヌアラミン
二九三・三九	ラベアラゾール
二九三・三九	レミフェンタニル
二九三・三九	レンザブライド
二九三・三九	レバグリニド
二九三・三九	リゲケレル
二九三・三九	リロピロクス
二九三・三九	リミテロール
二九三・三九	リオジピン
二九三・三九	リセドロン酸
二九三・三九	リスベンゼン
二九三・三九	リスチアノール
二九三・三九	ログレチミド
二九三・三九	ロニフィアラート
二九三・三九	ロビトイン
二九三・三九	ロビパカイン
二九三・三九	ロキサチジン
二九三・三九	ロキシンドール
二九三・三九	ロキソベロン
二九三・三九	サファイロニル
二九三・三九	サリナジド
二九三・三九	サマリジン
二九三・三九	サンピルチン
二九三・三九	セルホタル
二九三・三九	セキフェナジン
二九三・三九	セルチンドール
二九三・三九	シボピルジン
二九三・三九	ビスホスファートナトリウム
二九三・三九	ビスルファートナトリウム
二九三・三九	ソルビニカート
二九三・三九	スピベロン
二九三・三九	スピラミド
二九三・三九	スピルゲチン
二九三・三九	スピリレン
二九三・三九	よう化スチルバジウム

二九三・三九	スホチジン
二九三・三九	スキセメリド
二九三・三九	タミチノール
二九三・三九	テジサミル
二九三・三九	テフエンペラート
二九三・三九	テルシピン
二九三・三九	テピリンドール
二九三・三九	テルフェナジン
二九三・三九	チアル酸
二九三・三九	チカルホジン
二九三・三九	チミベロン
二九三・三九	チモアラゾール
二九三・三九	トルバドール
二九三・三九	トルベリゾン
二九三・三九	トルブロン
二九三・三九	トナソシン
二九三・三九	トランスカイニド
二九三・三九	トラソプロリド
二九三・三九	トレフェンタニル
二九三・三九	トリフロシン
二九三・三九	トリフルベリドール
二九三・三九	トリヘキシフェニジル
二九三・三九	臭化トリメドキシム
二九三・三九	トリメベリジン
二九三・三九	トリメタミド
二九三・三九	トリメチジニウムメトスルファート
二九三・三九	トリベレナミン
二九三・三九	トリブプロリジン
二九三・三九	トロピカミド
二九三・三九	トロキシビド
二九三・三九	よう化トルキシビクリウム
二九三・三九	ウワイアラゾール
二九三・三九	バドカイン
二九三・三九	バミカミド
二九三・三九	バビプロスト
二九三・三九	臭化ベクロニウム
二九三・三九	ベラジド
二九三・三九	ボラソシン
二九三・三九	ザビシアリル
二九三・三九	ザビシアリラート
二九三・三九	ザコプリド
二九三・三九	ジメルジン
二九三・三九	ジンドトリン
二九三・四〇	アバノキル
二九三・四〇	アセキノリン
二九三・四〇	アクチキノール
二九三・四〇	アミノキノール

二九三・四〇	アミノキタリド
二九三・四〇	アミキンシン
二九三・四〇	アモジアキン
二九三・四〇	アモビロキン
二九三・四〇	アムキナート
二九三・四〇	ベシル酸アトラクリウム
二九三・四〇	ベンゾキシキン
二九三・四〇	ビンフロキサシン
二九三・四〇	ビンブリン
二九三・四〇	アレキナル
二九三・四〇	アロキナルドール
二九三・四〇	アロキサルジン
二九三・四〇	アロキシキノリン
二九三・四〇	ブキノラート
二九三・四〇	アトルファノール
二九三・四〇	カルバゾシン
二九三・四〇	セテフロキサシン
二九三・四〇	クロロキン
二九三・四〇	クロルキナルドール
二九三・四〇	シカルベロン
二九三・四〇	シンコカイン
二九三・四〇	シンコフェン
二九三・四〇	シプレファドール
二九三・四〇	シプロキナート
二九三・四〇	クラモキシキン
二九三・四〇	クレトキン
二九三・四〇	クリミタリン
二九三・四〇	クリナフロキサシン
二九三・四〇	クリオキノール
二九三・四〇	クロフエベリン
二九三・四〇	クロキナート
二九三・四〇	クロキシキン
二九三・四〇	クプロキシソリン
二九三・四〇	デブリスソリン
二九三・四〇	デコキナート
二九三・四〇	塩化デカリニウム
二九三・四〇	デキストロメトルファン
二九三・四〇	デキストロルファン
二九三・四〇	ジクロフェンシン
二九三・四〇	ジロドヒドロキシキノリン
二九三・四〇	ジモキシリン
二九三・四〇	ジソシルビン
二九三・四〇	塩化ドキシクリウム
二九三・四〇	ドロタベリン
二九三・四〇	ドロチパノール
二九三・四〇	エスプロキン
二九三・四〇	エタベリン

二九三・四〇	ファモチン
二九三・四〇	フロクタフェニン
二九三・四〇	フロリフェニン
二九三・四〇	フロセキナン
二九三・四〇	グラフェニン
二九三・四〇	グアニソキン
二九三・四〇	塩化ヘダキニウム
二九三・四〇	ヒドロキシクロキン
二九三・四〇	イキンタミン
二九三・四〇	イルロキサシン
二九三・四〇	イソチキミド
二九三・四〇	イトロカイニド
二九三・四〇	イボクアリン
二九三・四〇	ケトルファノール
二九三・四〇	メチル硫酸ラウキシウム
二九三・四〇	酢酸ラウロリニウム
二九三・四〇	レニキンシン
二九三・四〇	レボメソルファン
二九三・四〇	レボトルファン
二九三・四〇	レボフェナシルモルファン
二九三・四〇	レボトルファノール
二九三・四〇	メビキン
二九三・四〇	メフロキン
二九三・四〇	メモナン
二九三・四〇	メラフロキサシン
二九三・四〇	メトホルン
二九三・四〇	塩化ミバクリウム
二九三・四〇	モエキシアリル
二九三・四〇	モエキシアリラト
二九三・四〇	モキサベリン
二九三・四〇	ネオシンコフェン
二九三・四〇	ネキナート
二九三・四〇	ニカフェニン
二九三・四〇	ニカイノブロール
二九三・四〇	ニセベリン
二九三・四〇	ニトロキシソリン
二九三・四〇	ノミフェンシン
二九三・四〇	ノルレボトルファノール
二九三・四〇	オクタベリン
二九三・四〇	オキサムニキン
二九三・四〇	オキシシンコフェン
二九三・四〇	パマキン
二九三・四〇	パバベロリン
二九三・四〇	ペンタキン
二九三・四〇	フェノモルファン
二九三・四〇	ビベクアリン
二九三・四〇	プリマキン

一九三・四〇	プロキノライト
一九三・四〇	塩化ビニルニウム
一九三・四〇	キナカイノール
一九三・四〇	キナルジンブルー
一九三・四〇	キナプリル
一九三・四〇	キナアリラド
一九三・四〇	キンデカミン
一九三・四〇	キネタラート
一九三・四〇	キネコカイン
一九三・四〇	キノシド
一九三・四〇	キンブレナリン
一九三・四〇	キンチオホス
一九三・四〇	ラセメソルファン
一九三・四〇	ラセメルファン
一九三・四〇	ロソキサシン
一九三・四〇	サキナビル
一九三・四〇	ソキノロール
一九三・四〇	テアキン
一九三・四〇	テルベキニル
一九三・四〇	チルプロキノール
一九三・四〇	ナリキノール
一九三・四〇	チキナミド
一九三・四〇	チソクオン
一九三・四〇	トシル酸トレチニウム
一九三・四〇	トレチキノール
一九三・四〇	ペラドリン
一九三・四〇	ベルカスト
一九三・四〇	ピクアリン
一九三・五二	アロバルビタール
一九三・五二	アモバルビタール
一九三・五二	アロバルビタール
一九三・五二	バルベキサクロン
一九三・五二	バルビタール
一九三・五二	バルビタールナトリウム
一九三・五二	ベンゾバルビタール
一九三・五二	アラロバルビタール
一九三・五二	プロロム
一九三・五二	アタルビタール
一九三・五二	カルアバルア
一九三・五二	シクロバルビタール
一九三・五二	ジフェバルバマート
一九三・五二	エチロバルア
一九三・五二	ヘプタバルア
一九三・五二	ヘキノバルビタール
一九三・五二	メタルビタール
一九三・五二	メチツラール
一九三・五二	メトヘキシタール

一九三・五二	メナルフェノバルビタール
一九三・五二	ネアルバルビタール
一九三・五二	ベントバルビタール
一九三・五二	フェノバルビタール
一九三・五二	フェノバルビタールナトリウム
一九三・五二	フェタルビタール
一九三・五二	アラジソン
一九三・五二	アロバルビタールナトリウム
一九三・五二	アロキシバルバル
一九三・五二	セコバルビタール
一九三・五二	タルアタール
一九三・五二	テトラバルビタール
一九三・五二	チアルバルビタール
一九三・五二	チオペンタールナトリウム
一九三・五二	チオペンタールナトリウム
一九三・五二	ビンバルビタール
一九三・五二	アカアラジン
一九三・五二	アセチアミン
一九三・五二	アシクロビル
一九三・五二	アシチマート
一九三・五二	アキチンミド
一九三・五二	アジチレン
一九三・五二	アジトアリム
一九三・五二	アフロクアロン
一九三・五二	アロアリノール
一九三・五二	アルベルチン
一九三・五二	アルタンセリン
一九三・五二	アミフロキサシン
一九三・五二	アミノメトラジン
一九三・五二	アミノアテリンナトリウム
一九三・五二	アミノメトラジン
一九三・五二	アモカルジン
一九三・五二	アンペロジド
一九三・五二	アンアロリウム
一九三・五二	アンピリミン
一九三・五二	アナクレリド
一九三・五二	アニソピロール
一九三・五二	アサタザピン
一九三・五二	アロニキシル
一九三・五二	アルグリノシド
一九三・五二	アチプロシン
一九三・五二	アサアペロン
一九三・五二	アサニタゾール

二九三・五九	アザペロン
二九三・五九	アザプロシ
二九三・五九	アザキソール
二九三・五九	アザチオプリン
二九三・五九	バキロアリン
二九三・五九	バチラビン
二九三・五九	ベラリジン
二九三・五九	ベマリノ
二九三・五九	ベミトラジン
二九三・五九	ベンテリジン
二九三・五九	ベンフォチアミン
二九三・五九	ベンチアミン
二九三・五九	ベンチビミン
二九三・五九	ビフェプロフェン
二九三・五九	ビニゾラスト
二九三・五九	ビスベンチアミン
二九三・五九	ブリンドキム
二九三・五九	プロジモプリム
二九三・五九	プロピリミン
二九三・五九	アカイニド
二九三・五九	アシクロビル
二九三・五九	アクリジン
二九三・五九	アナジシ
二九三・五九	アキネラン
二九三・五九	アキチリン
二九三・五九	アスピロン
二九三・五九	ブタンセリン
二九三・五九	ブテリジン
二九三・五九	ブトリタールナトリウム
二九三・五九	レボホリン酸カルシウム
二九三・五九	カルモフェル
二九三・五九	カルサトリン
二九三・五九	セチリジン
二九三・五九	クロルベシノキサミン
二九三・五九	クロルシクリジン
二九三・五九	シアビロム
二九三・五九	シクラシンドール
二九三・五九	シラドバ
二九三・五九	シルトアラジン
二九三・五九	シネパゼト
二九三・五九	シネパズ酸
二九三・五九	シネパジド
二九三・五九	シンナリジン
二九三・五九	クロワイブル酸シンナリジン
二九三・五九	シンプロアール
二九三・五九	シンプロバジド

二九三・五九	シヌペロン
二九三・五九	シプロフロキサシン
二九三・五九	シプロクアゾン
二九三・五九	クロシニジン
二九三・五九	クロペリドン
二九三・五九	クロロクアロン
二九三・五九	クロザピン
二九三・五九	シクリジン
二九三・五九	ダノフロキサシン
二九三・五九	デビアラゾール
二九三・五九	デクロキシジン
二九三・五九	デルファアラジン
二九三・五九	デスシクロビル
二九三・五九	デキスラソキサ
二九三・五九	シアベリジン
二九三・五九	シアジノン
二九三・五九	塩化ジブプロシドウム
二九三・五九	ジエチルカルバマジン
二九三・五九	ジフロキサシン
二九三・五九	ジフルアナジン
二九三・五九	ジメトリジン
二九三・五九	ジプロクアロン
二九三・五九	ジピリダモール
二九三・五九	ジパフロン
二九三・五九	ドクアラスト
二九三・五九	ドラフラジン
二九三・五九	ドロプロビジン
二九三・五九	エダトレキサト
二九三・五九	エルバニジン
二九三・五九	エルジペリン
二九三・五九	エミテフル
二九三・五九	エナサドレム
二九三・五九	エンシアラジン
二九三・五九	エノキサシン
二九三・五九	エンビアラゾール
二九三・五九	エンロフロキサシン
二九三・五九	エビゾール
二九三・五九	エビロプリム
二九三・五九	エブラジノン
二九三・五九	エプロシノール
二九三・五九	エシアランテル
二九三・五九	エタアラソール
二九三・五九	エタクアロン
二九三・五九	エトドロキシジン
二九三・五九	エトベリドン
二九三・五九	ファムシクロビル
二九三・五九	フェバルバマート

二九三・五九	フェアベリン
二九三・五九	フェナベロン
二九三・五九	フェネトラシル
二九三・五九	フェンアラナスト
二九三・五九	フェニボール
二九三・五九	フレロキサシン
二九三・五九	フロトレニジン
二九三・五九	フルアニソン
二九三・五九	フルシアラジン
二九三・五九	フルシトシン
二九三・五九	フルナリジン
二九三・五九	フルオロウラシル
二九三・五九	フルペルラビン
二九三・五九	フルアラジン
二九三・五九	フルアロクナゾン
二九三・五九	フルクアゾン
二九三・五九	フラアプロフェン
二九三・五九	ガンシクロビル
二九三・五九	ゲピロン
二九三・五九	グレバプロキサシン
二九三・五九	ハロフギノン
二九三・五九	ヘキセチン
二九三・五九	メチル硫酸ヘキサシクリウム
二九三・五九	ホキシル
二九三・五九	ヒドロキシジン
二九三・五九	イデナスト
二九三・五九	イマニキシル
二九三・五九	イミノフェニミド
二九三・五九	インパカルジン
二九三・五九	ヨードチオウラシル
二九三・五九	イペキシジン
二九三・五九	イプロジラミン
二九三・五九	イリナゲロン
二九三・五九	イサキソニン
二九三・五九	ケタンセリン
二九三・五九	ケトトレキサート
二九三・五九	レボセトロン
二九三・五九	レボドロプロピジン
二九三・五九	リドフラジン
二九三・五九	リファリジン
二九三・五九	リキサジノン
二九三・五九	ロブアロフェン
二九三・五九	ロジニキシル
二九三・五九	ロメフロキサシン
二九三・五九	ロメリジン
二九三・五九	ロメトレキソール

二九三・五九	ロブゾラム
二九三・五九	ロルシナドール
二九三・五九	ロルヒアラール
二九三・五九	ロスラジン
二九三・五九	マホアラジン
二九三・五九	マニジピン
二九三・五九	メクロカロン
二九三・五九	メクロジン
二九三・五九	メフェクアラジン
二九三・五九	メルキナスト
二九三・五九	メビアラジン
二九三・五九	メルカプトアリン
二九三・五九	メタカロン
二九三・五九	メトトレキサート
二九三・五九	メチルチオウラシル
二九三・五九	メチオプリム
二九三・五九	メトレンベロン
二九三・五九	メジラミン
二九三・五九	ミランセリン
二九三・五九	ミリベルチン
二九三・五九	ミノキシジル
二九三・五九	ミオアラジン
二九三・五九	ミルタザピン
二九三・五九	ミソラスチン
二九三・五九	モベソキサミン
二九三・五九	モシアラジン
二九三・五九	モビタモール
二九三・五九	モキシフラキン
二九三・五九	モキソニジン
二九三・五九	ナファイベリン
二九三・五九	ナフトヒジル
二九三・五九	ネファゾドン
二九三・五九	ネルゲジン
二九三・五九	ニアアラジン
二九三・五九	ニルアラジン
二九三・五九	ニムスチン
二九三・五九	ニトラクアゾン
二九三・五九	ノナピリミン
二九三・五九	ノルフロキサシン
二九三・五九	ノルフロキサシンスクシニル
二九三・五九	ノサンチン
二九三・五九	オビアラモール
二九三・五九	オラザミド
二九三・五九	オルビフロキサシン
二九三・五九	オルメタプリム
二九三・五九	オロチレン

二九三・五九	オキサンテル
二九三・五九	オキサトミド
二九三・五九	オキシブリン
二九三・五九	オキシセルチン
二九三・五九	オキシフェンサイクリミン
二九三・五九	ペフロキサシン
二九三・五九	ペランセリン
二九三・五九	ペルリノン
二九三・五九	ペミロラスト
二九三・五九	ペンシクロピル
二九三・五九	ペラクロボン
二九三・五九	ペラドキシム
二九三・五九	ペラフェンシン
二九三・五九	ペラキシン
二九三・五九	ペララン
二九三・五九	ペキサントル
二九三・五九	ピペラリン
二九三・五九	ピクロバスター
二九三・五九	ピクロキシジン
二九三・五九	ピペラジン
二九三・五九	異化ビペクロニウム
二九三・五九	ビベミド酸
二九三・五九	ビベラミド
二九三・五九	エデト酸ビペラシカルシウム
二九三・五九	ビボプロマン
二九三・五九	ビボスルファン
二九三・五九	ビブアチコール
二九三・五九	ビキシル
二九三・五九	ビレンペロン
二九三・五九	ビレンゼリン
二九三・五九	ビレポロール
二九三・五九	ビリニクス酸
二九三・五九	ビリニキシル
二九三・五九	ビリクアロン
二九三・五九	ビリトキシム
二九三・五九	ビルリンドール
二九三・五九	ビロラート
二九三・五九	ビロラザミド
二九三・五九	ビロミド酸
二九三・五九	ビルキノゾール
二九三・五九	ブラシカントル
二九三・五九	ブリミドロール
二九三・五九	ブリノキソタン
二九三・五九	ブログルメタシン
二九三・五九	プロピルチオウラシル
二九三・五九	プロクアゾン
二九三・五九	塩化プロスピシウム

二九三・五九	ブミテパ
二九三・五九	ビリノクミン
二九三・五九	ビリミクート
二九三・五九	異化ビリチジウム
二九三・五九	クアジノン
二九三・五九	クアゾジン
二九三・五九	キネゾシン
二九三・五九	キネロラン
二九三・五九	キネザミド
二九三・五九	キバジン
二九三・五九	ラノラジン
二九三・五九	ラソキサン
二九三・五九	レバナスト
二九三・五九	レピジノン
二九三・五九	リバミノール
二九三・五九	リラピン
二九三・五九	メチル硫黄リマゾリウム
二九三・五九	リムカゾール
二九三・五九	リモプロギン
二九三・五九	ロシクロピル
二九三・五九	ロフェロジン
二九三・五九	ロロジン
二九三・五九	ロビジン
二九三・五九	サブプロアチリン
二九三・五九	サワロキサン
二九三・五九	セガンセリン
二九三・五九	セラザピン
二九三・五九	シファアラジン
二九三・五九	シメトリド
二九三・五九	ソアノキサン
二九三・五九	スバルフロキサシン
二九三・五九	スルブチアミン
二九三・五九	スナグレル
二九三・五九	タルメトアリム
二九三・五九	タモラリジン
二九三・五九	タンドスピロン
二九三・五九	タスルジン
二九三・五九	テフルダジン
二九三・五九	テマフロキサシン
二九三・五九	テメラスチン
二九三・五九	テルシアラジン
二九三・五九	テロキサレン
二九三・五九	テトロキソアリム
二九三・五九	トシジラアミン
二九三・五九	チアクリラスト
二九三・五九	チアミナリン
二九三・五九	チオグアニン

二九三・五九	チオベリドン
二九三・五九	チリラザド
二九三・五九	チンブリン
二九三・五九	トリミドン
二九三・五九	トルナベルシン
二九三・五九	トルビアラゾール
二九三・五九	臭化トロンニウム
二九三・五九	トブリジン
二九三・五九	トラビジル
二九三・五九	トラジチリン
二九三・五九	トラゾドン
二九三・五九	トレルナリジン
二九三・五九	トレンジン
二九三・五九	トレンキン
二九三・五九	トリアンビジン
二九三・五九	トリアムチレン
二九三・五九	トリクロフェノールヒペラジン
二九三・五九	トリマゾシン
二九三・五九	トリメタジシン
二九三・五九	トリメトアリム
二九三・五九	トリメトレキサート
二九三・五九	ウメスピロン
二九三・五九	ウラムスチン
二九三・五九	ウラビジル
二九三・五九	バラシクロビル
二九三・五九	バネアリム
二九三・五九	バノキセリン
二九三・五九	ペフロキサシン
二九三・五九	ペロフィン
二九三・五九	ビンチアモール
二九三・五九	ザロスビロン
二九三・五九	ザプリナスト
二九三・五九	ゼナレスタット
二九三・五九	ジペアロール
二九三・五九	ソレンゼピン
二九三・五九	ソレルチン
二九三・五九	ソビクロン
二九三・五九	アルミトリン
二九三・五九	アルトレタミン
二九三・五九	アマノジン
二九三・五九	アニトラザフェン
二九三・五九	クラザニル
二九三・五九	クラズリル
二九三・五九	クロシグアニル
二九三・五九	エンボン酸シクログアニル
二九三・五九	シロマジン
二九三・五九	シクラズリル

二九三・六九	ジヤトリホン
二九三・六九	イルツグラジン
二九三・六九	ラモトリギン
二九三・六九	レトラズリル
二九三・六九	メラドラシン
二九三・六九	メラルソミン
二九三・六九	メトラシホン
二九三・六九	オキソナジン
二九三・六九	パラトリギン
二九三・六九	スピラジン
二九三・六九	スラズリル
二九三・六九	シムクロセン
二九三・六九	チアズリル
二九三・六九	トルトラズリル
二九三・六九	トレタミン
二九三・六九	トロクロセンカリウム
二九三・七九	アジベンゲン
二九三・七九	アドソピン
二九三・七九	アメダリン
二九三・七九	アンフェニドン
二九三・七九	アムリノン
二九三・七九	アニラセタム
二九三・七九	ベナセアリル
二九三・七九	ボメトロール
二九三・七九	ブレホナロール
二九三・七九	カルチオロール
二九三・七九	セバセタム
二九三・七九	シクロピロクス
二九三・七九	シロブアジン
二九三・七九	シロスタミド
二九三・七九	シロスタゾール
二九三・七九	クロバザム
二九三・七九	コフィサチン
二九三・七九	クリルバスタチン
二九三・七九	タニキドン
二九三・七九	ダレンゼピン
二九三・七九	デキシントプロフェン
二九三・七九	デサクアニン
二九三・七九	ジミラセタム
二九三・七九	ドリラセタム
二九三・七九	ドラキノロール
二九三・七九	デュアラセタム
二九三・七九	エタセピン
二九三・七九	エチピコン
二九三・七九	エチラセタム

二九三・七九	エトミドリ
二九三・七九	ファリバミル
二九三・七九	フアントリド
二九三・七九	フエリビリン
二九三・七九	フィナステリド
二九三・七九	フルカルプリル
二九三・七九	イムラセタム
二九三・七九	インドアフェン
二九三・七九	インドリタン
二九三・七九	インドプロフェン
二九三・七九	イオリドン
二九三・七九	ラウロカラム
二九三・七九	レベチラセタム
二九三・七九	リベンザプリル
二九三・七九	リタンセリン
二九三・七九	リノビルジン
二九三・七九	ルロセトロン
二九三・七九	メドリン
二九三・七九	メチアリロン
二九三・七九	メチサゾン
二九三・七九	ナントリノ
二九三・七九	ネブラセタム
二九三・七九	ネフィチセタム
二九三・七九	ニコラセタム
二九三・七九	ノフェカイニド
二九三・七九	ノナチムリン
二九三・七九	オミドリ
二九三・七九	オキシラセタム
二九三・七九	オキシフェニサチン
二九三・七九	ピドベンソン
二九三・七九	ピドラセタモール
二九三・七九	ピドール
二九三・七九	ピラセタム
二九三・七九	ピラキセラート
二九三・七九	ピルフェニドン
二九三・七九	ピロクソン
二九三・七九	ピロトマスト
二九三・七九	プラミラセタム
二九三・七九	アリミドン
二九三・七九	プロカテロール
二九三・七九	ピリナルジオン
二九三・七九	キノトラスト
二九三・七九	ラソバザム
二九三・七九	レバミピド
二九三・七九	ロリシプリン
二九三・七九	ロリアラム
二九三・七九	ロルジラセタム

二九三・七九	ロビニロール
二九三・七九	ロキニメクス
二九三・七九	サチリノン
二九三・七九	セグリチド
二九三・七九	セルアラジン
二九三・七九	スリサチン
二九三・七九	テフロチド
二九三・七九	チリソロール
二九三・七九	トリフルバザム
二九三・七九	ワロステリド
二九三・七九	ウビシニン
二九三・七九	ベスナリノン
二九三・七九	ザチアラジン
二九三・七九	ゾメバザム
二九三・七九	アベカルニル
二九三・七九	アセトリファン
二九三・七九	アシヒモクス
二九三・七九	アコダゾール
二九三・七九	アクリドレタス
二九三・七九	アクリンルシン
二九三・七九	アジモロール
二九三・七九	アジナゾラム
二九三・七九	アガノジン
二九三・七九	アラセプリル
二九三・七九	アルペンダゾール
二九三・七九	アルペンダゾールオキシド
二九三・七九	アリザプリド
二九三・七九	アロラセタム
二九三・七九	アルピデム
二九三・七九	アルアラゾラム
二九三・七九	アルテコナゾール
二九三・七九	アメゼピン
二九三・七九	メチル硫酸アメジニウム
二九三・七九	アンホネル
二九三・七九	アミシボン
二九三・七九	アミロリド
二九三・七九	アミンドカート
二九三・七九	アミノアクリジン
二九三・七九	アミビゾン
二九三・七九	アミスルアリド
二九三・七九	アミキセトリン
二九三・七九	アモガストリン
二九三・七九	アンビジン
二九三・七九	アムトルメチンアシル
二九三・七九	アンドラスト
二九三・七九	アニロバム

二九三・九〇	アニロラク
二九三・九〇	アトカイン
二九三・九〇	アルフェンダサム
二九三・九〇	アルギアレン
二九三・九〇	アルギアレストン
二九三・九〇	アソカイノール
二九三・九〇	アサムリン
二九三・九〇	アザプロバゾン
二九三・九〇	アゼラスチン
二九三・九〇	アゼビンドール
二九三・九〇	アジメキン
二九三・九〇	アジメキノン
二九三・九〇	アジメキンド
二九三・九〇	アジアラミン
二九三・九〇	バマルゾール
二九三・九〇	ベナフエントリン
二九三・九〇	ペンタムスチン
二九三・九〇	ペンタザック
二九三・九〇	ペンタゾール
二九三・九〇	ペンヘバゾン
二九三・九〇	ベノリジム
二九三・九〇	異化ペンジロニウム
二九三・九〇	ペンゾデバ
二九三・九〇	異化ペンジロニウム
二九三・九〇	ペンゾトリプト
二九三・九〇	ペンズキナミド
二九三・九〇	ペンジタミン
二九三・九〇	ペプリシル
二九三・九〇	ピクロフィブライト
二九三・九〇	ピンドリット
二九三・九〇	ピメダリン
二九三・九〇	ピリベロン
二九三・九〇	ビスペンダゾール
二九三・九〇	ビゼレン
二九三・九〇	ボビンドロール
二九三・九〇	ボチアクリン
二九三・九〇	ボキシジン
二九三・九〇	ブレタゼニル
二九三・九〇	ブリナザロン
二九三・九〇	プロメチナミン
二九三・九〇	アシンドロール
二九三・九〇	ブクリカイン
二九三・九〇	アドラジン
二九三・九〇	アフロメシル
二九三・九〇	アフロリン
二九三・九〇	アメカイン
二九三・九〇	アメトリゾール
二九三・九〇	アロジリン

二九三・九〇	ブタクラモール
二九三・九〇	ブチノリン
二九三・九〇	ブトロジン
二九三・九〇	ブゼビドメチオジド
二九三・九〇	カドラジン
二九三・九〇	カルチリドール
二九三・九〇	カマセバム
二九三・九〇	カミベリン
二九三・九〇	カプトアリル
二九三・九〇	カラゾロール
二九三・九〇	カルバダクス
二九三・九〇	カルバマゼピン
二九三・九〇	カルバゾクロム
二九三・九〇	スルホン酸カルバゾクロムナトリウム
二九三・九〇	カルボコン
二九三・九〇	カルアラセバム
二九三・九〇	カルグトシン
二九三・九〇	カルマンタシン
二九三・九〇	カロベリン
二九三・九〇	カルビンドロール
二九三・九〇	カルプロフェン
二九三・九〇	カルタゾラート
二九三・九〇	カルベシロール
二九三・九〇	セロナプリル
二九三・九〇	セルレチド
二九三・九〇	セトヘキサジン
二九三・九〇	クロロジアゼボキシド
二九三・九〇	塩化クロロソナタミン
二九三・九〇	クロルミダゾール
二九三・九〇	シアドクス
二九三・九〇	シアノブタミン
二九三・九〇	シクリンドール
二九三・九〇	シクロペンダゾール
二九三・九〇	シクロアラミン
二九三・九〇	シクロスボリン
二九三・九〇	シラザプリル
二九三・九〇	シラザアリラト
二九三・九〇	シメタシン
二九三・九〇	シメノペンタジン
二九三・九〇	シノキトラミド
二九三・九〇	シノラセバム
二九三・九〇	シノキトクス
二九三・九〇	シララフアミド
二九三・九〇	クラゾラム
二九三・九〇	クレマスチン
二九三・九〇	クレミソール
二九三・九〇	クレンピリン

二九三・九〇	クリマゾラム
二九三・九〇	クロペンゼバム
二九三・九〇	クロダジン
二九三・九〇	クロファジミン
二九三・九〇	クロマクラン
二九三・九〇	クロメタシン
二九三・九〇	クロミプラミン
二九三・九〇	クロナゼバム
二九三・九〇	クロニタゼン
二九三・九〇	クロピラク
二九三・九〇	クロキノジン
二九三・九〇	クロシラミン
二九三・九〇	コルチゾール
二九三・九〇	コルチバゾール
二九三・九〇	クアリミキシン
二九三・九〇	臭化シクロピロニウム
二九三・九〇	シアラゼバム
二九三・九〇	シラダリン
二九三・九〇	ダメトララスト
二九三・九〇	塩化タリブチウム
二九三・九〇	ダゼビニル
二九三・九〇	ダジタミン
二九三・九〇	ダゾキナスト
二九三・九〇	デボキサメト
二九三・九〇	デルメタシン
二九三・九〇	デロラゼバム
二九三・九〇	デモキセバム
二九三・九〇	デンピダゾン
二九三・九〇	デアラミン
二九三・九〇	デスグルガストリン
二九三・九〇	デシアラミン
二九三・九〇	デバゼビド
二九三・九〇	デキスクラモール
二九三・九〇	デキシマフェン
二九三・九〇	デジナミド
二九三・九〇	ジアゼバム
二九三・九〇	ジアジキオン
二九三・九〇	ジベンゼビン
二九三・九〇	ジカルピン
二九三・九〇	ジフタロン
二九三・九〇	ジヒドララジン
二九三・九〇	ジラセブ
二九三・九〇	ジメタクリン
二九三・九〇	ジメモルファン
二九三・九〇	臭化ジメチルピリウム
二九三・九〇	クロラセア酸ニカリウム
二九三・九〇	ドミビゾン

二九三・九〇	トアロビジル
二九三・九〇	ドレブチド
二九三・九〇	ドキセフアゼバム
二九三・九〇	ドラメジロール
二九三・九〇	ドラシドクス
二九三・九〇	ドリベンダゾール
二九三・九〇	ドロマトリゾール
二九三・九〇	デュオメタシン
二九三・九〇	エフルマスト
二九三・九〇	エラントリン
二九三・九〇	エランゼビン
二九三・九〇	エレロイシン
二九三・九〇	エルファゼバム
二九三・九〇	エメタスチン
二九三・九〇	エナラプリル
二九三・九〇	エナラプリラト
二九三・九〇	エンドララジン
二九三・九〇	エンブラゼビン
二九三・九〇	エンピラチン
二九三・九〇	エンピロキシム
二九三・九〇	エビカイニド
二九三・九〇	エビスナチン
二九三・九〇	エプロキシニン
二九三・九〇	ニアスチグミン
二九三・九〇	エプタソシン
二九三・九〇	エリゼビン
二九三・九〇	エサフロキサシン
二九三・九〇	エスタゾラム
二九三・九〇	エタセプリド
二九三・九〇	エタソラト
二九三・九〇	エタクリジン
二九三・九〇	エトヘプタジン
二九三・九〇	カルフルゼア酸エチル
二九三・九〇	ジラセア酸エチル
二九三・九〇	ロワセア酸エチル
二九三・九〇	エチクロプリド
二九三・九〇	よう化エチピリウム
二九三・九〇	エトニタゼン
二九三・九〇	エトプリンドール
二九三・九〇	エトリブタミン
二九三・九〇	フアドゾール
二九三・九〇	塩化フミラプリニウム
二九三・九〇	フアントファロン
二九三・九〇	臭化フアザジニウム
二九三・九〇	フェナモール
二九三・九〇	フェンペンダゾール
二九三・九〇	フェンドサル

二九三・九〇	フェンハルマン
二九三・九〇	フェノールドバム
二九三・九〇	フェプロミド
二九三・九〇	フェキシカイン
二九三・九〇	フレタセバム
二九三・九〇	フレセラスタン
二九三・九〇	フロキサクリン
二九三・九〇	フルベンダール
二九三・九〇	フルシンドール
二九三・九〇	フルコナゾール
二九三・九〇	フルジアセバム
二九三・九〇	フルマゼニル
二九三・九〇	フルメキン
二九三・九〇	フルニトラセバム
二九三・九〇	フルラセバム
二九三・九〇	フルスビリン
二九三・九〇	フルテマセバム
二九三・九〇	フルトラセバム
二九三・九〇	フルトロリン
二九三・九〇	フルバスタチン
二九三・九〇	フルジナミド
二九三・九〇	ホサセバム
二九三・九〇	ホシノアクリル
二九三・九〇	ホシノアクリラト
二九三・九〇	ホスキドン
二九三・九〇	フロネビジル
二九三・九〇	ゲドカルニル
二九三・九〇	ギリソバム
二九三・九〇	グラジオビン
二九三・九〇	グルカメタシン
二九三・九〇	グリコヒロニウム
二九三・九〇	グアナジン
二九三・九〇	グアナチン
二九三・九〇	ハラセバム
二九三・九〇	ヘキセジン
二九三・九〇	酸化ヘキソビロニウム
二九三・九〇	ヒスタビロジン
二九三・九〇	酸化ホミジウム
二九三・九〇	ホモクロルシクリジン
二九三・九〇	ホモヒアラモール
二九三・九〇	ヒドラカルバジン
二九三・九〇	ヒトララジン
二九三・九〇	ヒドロキシインダサート
二九三・九〇	ヒドロキシインダソール
二九三・九〇	ヒドロキシステノゾール
二九三・九〇	イバフロキサシン
二九三・九〇	イブジラスト

二九三・九〇	イクラセバム
二九三・九〇	イコスピラミド
二九三・九〇	イデキシフェン
二九三・九〇	イマフェン
二九三・九〇	イメキソン
二九三・九〇	イミブミン
二九三・九〇	イミブミンノキシド
二九三・九〇	イミキモド
二九三・九〇	イモキシテロール
二九三・九〇	イナベリソン
二九三・九〇	インドカート
二九三・九〇	インドラアフル
二九三・九〇	インドメタシン
二九三・九〇	インドパノロール
二九三・九〇	インドレナート
二九三・九〇	インドキソール
二九三・九〇	インドクオン
二九三・九〇	イントブリシン
二九三・九〇	イントラゾール
二九三・九〇	イブラゾクロム
二九三・九〇	イブリンドール
二九三・九〇	イロラアリド
二九三・九〇	イサンファゾン
二九三・九〇	イサセルタン
二九三・九〇	イソマゾール
二九三・九〇	酸化イソメタミジウム
二九三・九〇	イソブロン
二九三・九〇	カイニン酸
二九三・九〇	ケトイミラミン
二九三・九〇	ケトララク
二九三・九〇	レイオピロール
二九三・九〇	レミノアラソール
二九三・九〇	レロトリル
二九三・九〇	レボナントラドル
二九三・九〇	レボシメンダン
二九三・九〇	リロルジン
二九三・九〇	リシノアフル
二九三・九〇	ロベンダゾール
二九三・九〇	ロタセカル
二九三・九〇	ロフェンダザム
二九三・九〇	ロフェンダミン
二九三・九〇	ロニダミン
二九三・九〇	ロビラセバム
二九三・九〇	ロラセバム
二九三・九〇	ロレクレゾール
二九三・九〇	ロルメタセバム
二九三・九〇	ロシンドール

二九三・九〇	ロソキサンクトン
二九三・九〇	ロトリフェン
二九三・九〇	ロツカイン
二九三・九〇	ルキサペンダゾール
二九三・九〇	マシンドール
二九三・九〇	メベンダゾール
二九三・九〇	メブヒドロリン
二九三・九〇	メカルベナート
二九三・九〇	メクロナゼバム
二九三・九〇	メダセバム
二九三・九〇	メダゾミド
二九三・九〇	メフェセルビン
二九三・九〇	メリザム
二九三・九〇	メニトラゼバム
二九三・九〇	メバクリン
二九三・九〇	メビンドロール
二九三・九〇	メブタジノール
二九三・九〇	メキドクス
二九三・九〇	メタクラゼバム
二九三・九〇	メタクアラミン
二九三・九〇	メタルゴリン
二九三・九〇	メチトヘアタジン
二九三・九〇	メチナミン
二九三・九〇	メトヘアタジン
二九三・九〇	メナシジャート
二九三・九〇	メトラリンドール
二九三・九〇	メツレナバ
二九三・九〇	メゼビン
二九三・九〇	ミタマリ
二九三・九〇	ミダゾラム
二九三・九〇	ミシバン
二九三・九〇	ミロプロフェン
二九三・九〇	ミトキドン
二九三・九〇	ミトゾロミド
二九三・九〇	ミキシジン
二九三・九〇	モノメタクリン
二九三・九〇	モトラゼバム
二九三・九〇	モベルチアール
二九三・九〇	ナホキシジン
二九三・九〇	ナリシクス
二九三・九〇	ナントラドール
二九三・九〇	ナビリムス
二九三・九〇	ナルデテロール
二九三・九〇	ネビドラジン
二九三・九〇	ネコビデム
二九三・九〇	ネレザアリン

二九三・九〇	ネモナブライド
二九三・九〇	ネラミノール
二九三・九〇	ネリソバム
二九三・九〇	ネビラビン
二九三・九〇	ニメタゼバム
二九三・九〇	ニラボリン
二九三・九〇	ニトラクリン
二九三・九〇	ニトラゼバム
二九三・九〇	ニトロミフェン
二九三・九〇	ニバコトル
二九三・九〇	ニ化ノリニウム
二九三・九〇	ノナベロン
二九三・九〇	ノルダゼバム
二九三・九〇	ノルテトラゼバム
二九三・九〇	オクタステン
二九三・九〇	オクトリゾール
二九三・九〇	オラキンドクス
二九三・九〇	オルラジン
二九三・九〇	オルアトアール
二九三・九〇	オキサセアロール
二九三・九〇	オキサグレラート
二九三・九〇	オキサメタシン
二九三・九〇	オキサミゾール
二九三・九〇	オキササルバゾール
二九三・九〇	オキサゼバム
二九三・九〇	オクスカルバゼン
二九三・九〇	オクスドラジン
二九三・九〇	オクスフェンダゾール
二九三・九〇	オキシベンダゾール
二九三・九〇	オキシフンギン
二九三・九〇	オキシトリブタン
二九三・九〇	オキシヒロニウム
二九三・九〇	バルペンタゲール
二九三・九〇	バレアチド
二九三・九〇	バロジロール
二九三・九〇	バセリブチン
二九三・九〇	ペンタガストリン
二九三・九〇	ペンテトラゾール
二九三・九〇	ペンチゲチド
二九三・九〇	硝石酸ペントロニウム
二九三・九〇	ペントアール
二九三・九〇	ペリンドアール
二九三・九〇	ペリンドアリラト
二九三・九〇	ファンキノン
二九三・九〇	フェニタミン
二九三・九〇	ビシロレクス
二九三・九〇	ビルドラジン

二九三・九〇	ビロシカイニド
二九三・九〇	ビモベンダン
二九三・九〇	ビナフィド
二九三・九〇	ビナゼバム
二九三・九〇	ビンカイニド
二九三・九〇	ビンドロール
二九三・九〇	ビキンドン
二九三・九〇	ビリアロスト
二九三・九〇	ビルマグルル
二九三・九〇	ビログリッド
二九三・九〇	ビロヘプチン
二九三・九〇	ビロキサントロン
二九三・九〇	ビルプロフェン
二九三・九〇	臭化ビラルコニウム
二九三・九〇	ビボキセバム
二九三・九〇	メチル硫酸ボルジン
二九三・九〇	ボナルレスタット
二九三・九〇	ニトラゼア酸カリウム
二九三・九〇	アラノサル
二九三・九〇	アラゼバム
二九三・九〇	アラゼバム
二九三・九〇	アレマゼバム
二九三・九〇	アリチフィン
二九三・九〇	臭化アリフィニウム
二九三・九〇	アリノミド
二九三・九〇	アリジジロール
二九三・九〇	プロコゾール
二九三・九〇	プロシクリジン
二九三・九〇	プロジリジン
二九三・九〇	プロファドル
二九三・九〇	プロフラビン
二九三・九〇	プロラゼバム
二九三・九〇	プロヘプタジン
二九三・九〇	プロリン
二九三・九〇	プロリント
二九三・九〇	プロビゼバム
二九三・九〇	プロテルグリド
二九三・九〇	プロザピン
二九三・九〇	ビラジナミド
二九三・九〇	ビロフェンダン
二九三・九〇	ビロパレロン
二九三・九〇	ビロキサミン
二九三・九〇	ビロカイン
二九三・九〇	クアゼバム
二九三・九〇	キリホリン
二九三・九〇	キナゴリド

二九三・九〇	臭化キンドニウム
二九三・九〇	キンドキシ
二九三・九〇	キンビロール
二九三・九〇	ラクロブライド
二九三・九〇	ラミプリル
二九三・九〇	ラミプリラト
二九三・九〇	レモキシプリド
二九三・九〇	レシメトール
二九三・九〇	レチリフィン
二九三・九〇	リタゾロール
二九三・九〇	リルマザホン
二九三・九〇	リロザロン
二九三・九〇	リパゼバム
二九三・九〇	臭化リトロビロニウム
二九三・九〇	ロドカイン
二九三・九〇	ロレタミド
二九三・九〇	ロルガミジン
二九三・九〇	ロリシクリジン
二九三・九〇	メチル硫酸ロキソロニウム
二九三・九〇	サリピテム
二九三・九〇	サルマゼニル
二九三・九〇	セルメタシン
二九三・九〇	セチステチン
二九三・九〇	シグアゾゲン
二九三・九〇	シルチンゼピン
二九三・九〇	シメンタン
二九三・九〇	シンカリド
二九三・九〇	よう化スチルクロニウム
二九三・九〇	ストリノリン
二九三・九〇	スラゼバム
二九三・九〇	スルマゾール
二九三・九〇	スルトアリド
二九三・九〇	スルカスト
二九三・九〇	スリトゾール
二九三・九〇	スロナクリン
二九三・九〇	タクラミン
二九三・九〇	タクリン
二九三・九〇	タラスチン
二九三・九〇	タリムスチン
二九三・九〇	タロキシミン
二九三・九〇	タンアラミン
二九三・九〇	タラゼピド
二九三・九〇	タザドレン
二九三・九〇	タザノラスト
二九三・九〇	テロキサントロン
二九三・九〇	テマゼバム

二九三・九〇	デモドクス
二九三・九〇	デモゾロミド
二九三・九〇	デルグリド
二九三・九〇	デトラベナジン
二九三・九〇	デトラゼバム
二九三・九〇	デトラゾラスト
二九三・九〇	デトリダミン
二九三・九〇	チオチバ
二九三・九〇	チモグトナン
二九三・九〇	よう化チベゾニウム
二九三・九〇	チルスブロスト
二九三・九〇	チラシジン
二九三・九〇	チラバザミン
二九三・九〇	トドララジン
二九三・九〇	トフェトリジン
二九三・九〇	トフィソバム
二九三・九〇	トルメチン
二九三・九〇	トルニダミン
二九三・九〇	トルキンゾール
二九三・九〇	トルフアゼバム
二九三・九〇	トメルカスト
二九三・九〇	トモキシアロール
二九三・九〇	トスフロキサシン
二九三・九〇	トラカゾラート
二九三・九〇	トランドラフリル
二九三・九〇	トランドラフリラト
二九三・九〇	トラベンカイン
二九三・九〇	エシル酸トラジウム
二九三・九〇	トレビバム
二九三・九〇	よう化トレビリウム
二九三・九〇	トリアフンギン
二九三・九〇	トリナジクオン
二九三・九〇	トリナゾラム
二九三・九〇	トリベンジロール
二九三・九〇	トリクラベンダゾール
二九三・九〇	トリクラザート
二九三・九〇	塩化トリシクラモール
二九三・九〇	トリミプラミン
二九三・九〇	トリオキシフェン
二九三・九〇	トリゾキシム
二九三・九〇	トロシミン
二九三・九〇	トロキソラミド
二九三・九〇	トシル酸トロキシビロリウム
二九三・九〇	トリプトファン
二九三・九〇	ツクラゼバム
二九三・九〇	ウルダゼバム
二九三・九〇	ウレデバ

二九三・九〇	バルサルタン
二九三・九〇	ベルナクリン
二九三・九〇	ベリロバム
二九三・九〇	ビミノール
二九三・九〇	ビンコナート
二九三・九〇	ビントペロール
二九三・九〇	ビロキシム
二九三・九〇	ボロゾール
二九三・九〇	キシロバム
二九三・九〇	キシニダミン
二九三・九〇	ザビソラム
二九三・九〇	ザルダベリン
二九三・九〇	ジドメタシン
二九三・九〇	ジルバチロール
二九三・九〇	ジンドキシフェン
二九三・九〇	ジンビロキシム
二九三・九〇	ソフエノプリル
二九三・九〇	ソフエノアリラト
二九三・九〇	ソラゼバム
二九三・九〇	ソリミジン
二九三・九〇	ソルビデム
二九三・九〇	ソメピラク
二九四・一〇	アロナシク
二九四・一〇	アノフルチゾール
二九四・一〇	アミニトロゾール
二九四・一〇	アミノチアゾール
二九四・一〇	アミフエナゾール
二九四・一〇	アンタゾニット
二九四・一〇	アロチノロール
二九四・一〇	アソバラスト
二九四・一〇	ペクロチアミン
二九四・一〇	ベンベノリシン
二九四・一〇	よう化ビジマジウム
二九四・一〇	プロフェジル
二九四・一〇	カンベンダゾール
二九四・一〇	シクリタゾン
二九四・一〇	クロメチアゾール
二九四・一〇	デキセトゾリン
二九四・一〇	エングリタゾン
二九四・一〇	エノキサラスト
二九四・一〇	エベルレスタット
二九四・一〇	エトゾリン
二九四・一〇	ファモチジン
二九四・一〇	ファネチゾール
二九四・一〇	フェンクロズ酸
二九四・一〇	フェンチアザク

一九四・一〇 フェザチオン
 一九四・一〇 ホルミトゾール
 一九四・一〇 グアイステイン
 一九四・一〇 イコデユリン
 一九四・一〇 イタジゲレル
 一九四・一〇 レトステイン
 一九四・一〇 リベシリド
 一九四・一〇 ロチファゾール
 一九四・一〇 メロキシカム
 一九四・一〇 モグイステイン
 一九四・一〇 ネソステイン
 一九四・一〇 ニフラリド
 一九四・一〇 ニフルチアゾール
 一九四・一〇 ニリタゾール
 一九四・一〇 ニタゾキサニド
 一九四・一〇 ニトロタン
 一九四・一〇 ニザチジン
 一九四・一〇 オゾリノン
 一九四・一〇 ペフロマイシン
 一九四・一〇 ペラチゾール
 一九四・一〇 ビドチモド
 一九四・一〇 ビオクリタジン
 一九四・一〇 ビフロザリン
 一九四・一〇 ボジルフエン
 一九四・一〇 よう化アレタマジウム
 一九四・一〇 ラリトリン
 一九四・一〇 レンチテプリル
 一九四・一〇 タゾロール
 一九四・一〇 テパチゾール
 一九四・一〇 テルメステイン
 一九四・一〇 テノニトロゾール
 一九四・一〇 チアベンダゾール
 一九四・一〇 チアゾスルホン
 一九四・一〇 チアゾフリン
 一九四・一〇 チシアシク
 一九四・一〇 チメガジン
 一九四・一〇 チミルジン
 一九四・一〇 チモフィブラート
 一九四・一〇 チモナシク
 一九四・一〇 チオチジン
 一九四・一〇 チオキサマスト
 一九四・一〇 チアプロチモド
 一九四・一〇 チンブロール酸
 一九四・一〇 トログリタゾン
 一九四・一〇 ツパチジン
 一九四・一〇 ザルチジン
 一九四・一〇 ソラミン

一九四・一〇 ゾリアプロフェン
 一九四・一〇 ジマゾール
 一九四・一〇 よう化チチアザニン
 一九四・一〇 エトラバミン
 一九四・一〇 エバンタミン
 一九四・一〇 ホステジェル
 一九四・一〇 フレンチゾール
 一九四・一〇 ハレタゾール
 一九四・一〇 イプサピロン
 一九四・一〇 マノゾール
 一九四・一〇 プラミベキソール
 一九四・一〇 レボスピロン
 一九四・一〇 リルゾール
 一九四・一〇 サベルゾール
 一九四・一〇 スピジミド
 一九四・一〇 タザスプラート
 一九四・一〇 タセアロフェン
 一九四・一〇 チアラミド
 一九四・一〇 チオキシダゾール
 一九四・一〇 ソボルレスタット
 一九四・一〇 アセアロマジン
 一九四・一〇 アセアロメタジン
 一九四・一〇 アセトフェナジン
 一九四・一〇 アリメマジン
 一九四・一〇 アミノプロマジン
 一九四・一〇 アザクロルジン
 一九四・一〇 アザフトジン
 一九四・一〇 プタペラジン
 一九四・一〇 カルフェナジン
 一九四・一〇 クロラシジン
 一九四・一〇 クロルプロエタジン
 一九四・一〇 クロルプロマジン
 一九四・一〇 シクロフェナジン
 一九四・一〇 シアメマジン
 一九四・一〇 ダセマジン
 一九四・一〇 ジエタジン
 一九四・一〇 ジメラジン
 一九四・一〇 ジメトキサート
 一九四・一〇 テュオペロン
 一九四・一〇 エチメマジン
 一九四・一〇 フェネタジン
 一九四・一〇 フェノペリン
 一九四・一〇 フルアシジン
 一九四・一〇 フルフェナジン
 一九四・一〇 フルヒマジン
 一九四・一〇 フルチアジン
 一九四・一〇 フトルメタジン

二九四・三〇	フトルアロバジン
二九四・三〇	フロマジン
二九四・三〇	ホモフェナジン
二九四・三〇	イミクロバジン
二九四・三〇	レボメアロバジン
二九四・三〇	レボメアロバジン
二九四・三〇	よう化メタミウム
二九四・三〇	メタジン
二九四・三〇	メソリダジン
二九四・三〇	メトシラジン
二九四・三〇	メトメアラジン
二九四・三〇	メトアロバジン
二九四・三〇	塩化メチルチオニウム
二九四・三〇	メチアジン酸
二九四・三〇	メトフェナザート
二九四・三〇	メトビマジン
二九四・三〇	モラシジン
二九四・三〇	オキソフルマジン
二九四・三〇	オキソメマジン
二九四・三〇	オキシリダジン
二九四・三〇	パラチアジン
二九四・三〇	ペカジン
二九四・三〇	ペリシアジン
二九四・三〇	ペリメタジン
二九四・三〇	ペルフェナジン
二九四・三〇	フェノチアジン
二九四・三〇	ビバマジン
二九四・三〇	ビベラセタジン
二九四・三〇	プロクロルベラジン
二九四・三〇	プロフェナミン
二九四・三〇	プロマジン
二九四・三〇	プロメタジン
二九四・三〇	テオクル酸プロメタジン
二九四・三〇	プロビオマジン
二九四・三〇	臭化プロビロマジン
二九四・三〇	プロチジン酸
二九四・三〇	ソビタジン
二九四・三〇	スピクロマジン
二九四・三〇	スルホリダジン
二九四・三〇	メチル硫酸チアジナミウム
二九四・三〇	チエチルベラジン
二九四・三〇	チオアロバザート
二九四・三〇	チオリダジン
二九四・三〇	トリフルオメアラジン
二九四・三〇	トリフルアロバジン
二九四・九〇	アカデシン

二九四・九〇	アセフルチアミン
二九四・九〇	アセスルファミ
二九四・九〇	アシビシン
二九四・九〇	ア克蘭タート
二九四・九〇	アロキナトリン
二九四・九〇	アロニン
二九四・九〇	アデメチオニン
二九四・九〇	りん酸アデノシン
二九四・九〇	アドゼレシン
二九四・九〇	アルフゾシン
二九四・九〇	アロメタジオン
二九四・九〇	アルモキサト
二九四・九〇	アロバジン
二九四・九〇	アルトクアリン
二九四・九〇	アミノレクス
二九四・九〇	アミナビル
二九四・九〇	アンレキサノクス
二九四・九〇	アモプロキサン
二九四・九〇	アモロフィン
二九四・九〇	アモキサピン
二九四・九〇	アンピロキシカム
二九四・九〇	アナリチド
二九四・九〇	アナキシロン
二九四・九〇	アンシタピン
二九四・九〇	アンタフェニット
二九四・九〇	アンチエニット
二九四・九〇	アバファアント
二九四・九〇	アブリカリム
二九四・九〇	アプロチニン
二九四・九〇	アラノチン
二九四・九〇	アルスチノール
二九四・九〇	アルチカイン
二九四・九〇	アトシバン
二九四・九〇	アキサモジド
二九四・九〇	アザシチジン
二九四・九〇	アザコナール
二九四・九〇	アザロキサン
二九四・九〇	アザトール
二九四・九〇	アザリピン
二九四・九〇	アザセトロン
二九四・九〇	塩化アザスピリウム
二九四・九〇	アザステン
二九四・九〇	アザチバ
二九四・九〇	アゼベキソール
二九四・九〇	アズモレン
二九四・九〇	バルマシチン
二九四・九〇	バルカイニド

一九四四・九〇	シクレタマシ
一九四四・九〇	シクロワラミ
一九四四・九〇	シホストン
一九四四・九〇	シモキヤン
一九四四・九〇	シメクワル
一九四四・九〇	シメバキザル
一九四四・九〇	シンノキザン
一九四四・九〇	シンノフアラジオン
一九四四・九〇	シノキザン
一九四四・九〇	シブロキジド
一九四四・九〇	シブロキザン
一九四四・九〇	シスコナゾール
一九四四・九〇	シタチピン
一九四四・九〇	シタナジン
一九四四・九〇	シチコゲン
一九四四・九〇	シチオロン
一九四四・九〇	クラドリピン
一九四四・九〇	クラナチフエン
一九四四・九〇	クラブララン
一九四四・九〇	クレンチアゼム
一九四四・九〇	クリダフイエン
一九四四・九〇	クリダノフエン
一九四四・九〇	クロダノレン
一九四四・九〇	クロダキソボン
一九四四・九〇	クロミノレクス
一九四四・九〇	クロペンチキソール
一九四四・九〇	クロビバザン
一九四四・九〇	クロロチピン
一九四四・九〇	クロロチアピン
一九四四・九〇	クロロチアセバム
一九四四・九〇	クロロチアセゾン
一九四四・九〇	クロチキサミド
一九四四・九〇	クロキサゾラム
一九四四・九〇	クロキセピン
一九四四・九〇	クロマゾリン
一九四四・九〇	クロマカリム
一九四四・九〇	クロミトリル
一九四四・九〇	クロノジピン
一九四四・九〇	クロラゾジン
一九四四・九〇	シクレキヤノン
一九四四・九〇	シクロホスファミド
一九四四・九〇	シクロファン
一九四四・九〇	ダルホプリスチン
一九四四・九〇	ダモチピン
一九四四・九〇	ダントロレン

二九四・九〇	タルグリタゾン
二九四・九〇	タロジビン
二九四・九〇	ダゾリシン
二九四・九〇	デシタビン
二九四・九〇	デルモビノール
二九四・九〇	デニブリド
二九四・九〇	デスメチルモラミド
二九四・九〇	デキサミソール
二九四・九〇	デキソキサドロール
二九四・九〇	デキストロモラミド
二九四・九〇	ジアゾキシド
二九四・九〇	ジクロルメザノン
二九四・九〇	ジデノシン
二九四・九〇	ジエタジオン
二九四・九〇	ジエチルチアンアテン
二九四・九〇	ジフェンクロキサジン
二九四・九〇	ジルチアゼム
二九四・九〇	ジメチルチアンアテン
二九四・九〇	ジオキサドロール
二九四・九〇	ジオキサフェチルブチレート
二九四・九〇	ジプロキサドール
二九四・九〇	ジソキサリル
二九四・九〇	ジタゾール
二九四・九〇	ドアラリド
二九四・九〇	ドコナゾール
二九四・九〇	ドネチジン
二九四・九〇	ドスレピン
二九四・九〇	ドタリジン
二九四・九〇	臭化下チホニウム
二九四・九〇	ドキサアラム
二九四・九〇	ドキサゾシン
二九四・九〇	ドキシフルリジン
二九四・九〇	ドクスヒコミン
二九四・九〇	ドロキサシン
二九四・九〇	ドロキシカム
二九四・九〇	デモキシセチン
二九四・九〇	エブセレン
二九四・九〇	エカストロール
二九四・九〇	エクラソラスト
二九四・九〇	エドクスジン
二九四・九〇	エファロキサシン
二九四・九〇	エホニジピン
二九四・九〇	エルゴジピン
二九四・九〇	エルナジピン
二九四・九〇	エルチナク
二九四・九〇	エルトラジン

二九四・九〇	エマカリム
二九四・九〇	エモルファゾン
二九四・九〇	エナドリル
二九四・九〇	エニロスピロン
二九四・九〇	エノシタビン
二九四・九〇	エノリカム
二九四・九〇	エベルアジン
二九四・九〇	エビプロピジン
二九四・九〇	エビチオスタノール
二九四・九〇	エプロベミド
二九四・九〇	エプロパフェン
二九四・九〇	エルドステイン
二九四・九〇	エタスリン
二九四・九〇	エチルメチルチアンアテン
二九四・九〇	エチベンダゾール
二九四・九〇	エチホキシシン
二九四・九〇	エチゾラム
二九四・九〇	エトドラク
二九四・九〇	エトフラジン
二九四・九〇	エトロチフェン
二九四・九〇	エトキサドロール
二九四・九〇	ファナニセリン
二九四・九〇	ファシブロン
二九四・九〇	ファザラビン
二九四・九〇	フェドリラート
二九四・九〇	フェナシアゾール
二九四・九〇	フェンブトラザート
二九四・九〇	フェンメトラミド
二九四・九〇	フェノゾロン
二九四・九〇	フェンスピロン
二九四・九〇	フェンスピリド
二九四・九〇	フェプロシドニン
二九四・九〇	フィアシタビン
二九四・九〇	フィアルリジン
二九四・九〇	フィレナドール
二九四・九〇	フィベキシド
二九四・九〇	フラボキサート
二九四・九〇	フレシノキサシン
二九四・九〇	フロルジピン
二九四・九〇	フロレシル
二九四・九〇	フロクスクワリジン
二九四・九〇	フルアザコルト
二九四・九〇	フルダラビン
二九四・九〇	フルドキシボン
二九四・九〇	フルメトラミド
二九四・九〇	フルメキサドール

一九三三・九〇	フルメザピン
一九三三・九〇	フルミノレクス
一九三三・九〇	フルモキノニド
一九三三・九〇	フルノキサプロフェン
一九三三・九〇	フルバロキサン
一九三三・九〇	フルベンチキソール
一九三三・九〇	フルロシタピン
一九三三・九〇	フルタゾラム
一九三三・九〇	フルチゼノール
一九三三・九〇	フルゾペリン
一九三三・九〇	ホレスクトール
一九三三・九〇	ホミノベン
一九三三・九〇	ホモカイン
一九三三・九〇	ホビルトリン
一九三三・九〇	ホトレタミン
一九三三・九〇	フアラゾール
一九三三・九〇	フアラジン
一九三三・九〇	フアラタドン
一九三三・九〇	フラザボール
一九三三・九〇	フランリドン
一九三三・九〇	薬化フラゾリウム
一九三三・九〇	フレグレラート
一九三三・九〇	フレチジン
一九三三・九〇	フルメトキサドン
一九三三・九〇	フルニジピン
一九三三・九〇	フロダゾール
一九三三・九〇	フルスルチアミン
一九三三・九〇	フルテレン
一九三三・九〇	ガボキサドール
一九三三・九〇	ガロシタピン
一九三三・九〇	ゲムニカト
一九三三・九〇	ハロキサゾラム
一九三三・九〇	薬化ヘテロニウム
一九三三・九〇	ヒカントン
一九三三・九〇	イバシタピン
一九三三・九〇	イカチパント
一九三三・九〇	イタゾキサン
一九三三・九〇	イドクスウリジン
一九三三・九〇	イホスファミド
一九三三・九〇	イラトレオチド
一九三三・九〇	イリパルシル
一九三三・九〇	イロベリドン
一九三三・九〇	イミロキサン
一九三三・九〇	イモラミン
一九三三・九〇	インデロキサジン
一九三三・九〇	イニカロン

一九三三・九〇	イノシン
一九三三・九〇	イオプト酸
一九三三・九〇	イオモリン酸
一九三三・九〇	イアラミジル
一九三三・九〇	イプロチアゼム
一九三三・九〇	イリノテカン
一九三三・九〇	イサモキソール
一九三三・九〇	イソカルボキサジド
一九三三・九〇	イソモルバン
一九三三・九〇	イソチベンジル
一九三三・九〇	イソキサプロロール
一九三三・九〇	イソキシカム
一九三三・九〇	イトラコナゾール
一九三三・九〇	イバリモド
一九三三・九〇	ケタゾラム
一九三三・九〇	ケトコナゾール
一九三三・九〇	ケトチフェン
一九三三・九〇	ラミブジン
一九三三・九〇	ラノコナゾール
一九三三・九〇	ランレオチド
一九三三・九〇	レフルノミド
一九三三・九〇	レチミド
一九三三・九〇	レバミソール
一九三三・九〇	レバグロマカリム
一九三三・九〇	レバシクロセリン
一九三三・九〇	レボフロキサシン
一九三三・九〇	レボアラタドン
一九三三・九〇	レボモラミド
一九三三・九〇	レボキサドロール
一九三三・九〇	リマゾシク
一九三三・九〇	リンシロリド
一九三三・九〇	リンシロミン
一九三三・九〇	ロジベロン
一九三三・九〇	ロルノキシカム
一九三三・九〇	ロルタラミン
一九三三・九〇	ロキサピン
一九三三・九〇	ロキソリビン
一九三三・九〇	ルカントン
一九三三・九〇	ルカルタミド
一九三三・九〇	ルフラドム
一九三三・九〇	ルビチジン
一九三三・九〇	マホスファミド
一九三三・九〇	マイチンシン
一九三三・九〇	マロチラート
一九三三・九〇	マルボフロキサシン
一九三三・九〇	マロキセピン

一九三三・九〇	マザチコール
一九三三・九〇	メジバジン
一九三三・九〇	メラルソニルカリウム
一九三三・九〇	メラルソプロール
一九三三・九〇	メナヒタン
一九三三・九〇	メフエノキサロン
一九三三・九〇	メビキサノクス
一九三三・九〇	メプロチキソール
一九三三・九〇	メセクラゾン
一九三三・九〇	メソカルプ
一九三三・九〇	メスルフェン
一九三三・九〇	メタキサロン
一九三三・九〇	メタフェニレン
一九三三・九〇	メタビリレン
一九三三・九〇	メタスチリドン
一九三三・九〇	メチアピン
一九三三・九〇	メチオキサート
一九三三・九〇	メチキセン
一九三三・九〇	メチゾリン
一九三三・九〇	メトスチレノール
一九三三・九〇	メトキセリン
一九三三・九〇	メトリフジル
一九三三・九〇	メキサゾラム
一九三三・九〇	メテステイン
一九三三・九〇	ミロキサシン
一九三三・九〇	ミナプリン
一九三三・九〇	ミノクロミル
一九三三・九〇	ミルフェンタニル
一九三三・九〇	ミトナミン
一九三三・九〇	ミゾリピン
一九三三・九〇	モベカルプ
一九三三・九〇	モクロベミド
一九三三・九〇	モフエゾラク
一九三三・九〇	モフロベリン
一九三三・九〇	モホキシム
一九三三・九〇	モリナゾン
一九三三・九〇	モリンドン
一九三三・九〇	モルラセダム
一九三三・九〇	モルシドミン
一九三三・九〇	モンチレリン
一九三三・九〇	モビドララン
一九三三・九〇	モキゾン
一九三三・九〇	モランテル
一九三三・九〇	モラゾン
一九三三・九〇	モルクロホン

一九三三・九〇	モルホレクス
一九三三・九〇	モリナミド
一九三三・九〇	モルニフルマート
一九三三・九〇	モロクロマン
一九三三・九〇	モロキシジン
一九三三・九〇	モルフエリジン
一九三三・九〇	モルスクシミド
一九三三・九〇	モサブリド
一九三三・九〇	モタヒゾン
一九三三・九〇	モキシモン
一九三三・九〇	モキシラプリン
一九三三・九〇	モクスニダゾール
一九三三・九〇	ムロカイニド
一九三三・九〇	ナバゼニル
一九三三・九〇	ナヒタン
一九三三・九〇	ナゲイド
一九三三・九〇	ナホキサドール
一九三三・九〇	ナフトキサート
一九三三・九〇	ナミロタン
一九三三・九〇	ナラノール
一九三三・九〇	ナロバルシル
一九三三・九〇	ナキサゴリド
一九三三・九〇	ネドクロミル
一九三三・九〇	ネフルモジド
一九三三・九〇	ネホナム
一九三三・九〇	ネルチネキシ
一九三三・九〇	ネルバカドール
一九三三・九〇	ネサビシル
一九三三・九〇	ニコフラート
一九三三・九〇	ニクチナゼム
一九三三・九〇	ニフラタン
一九三三・九〇	ニフラテル
一九三三・九〇	ニフルグシル
一九三三・九〇	ニフルホリン
一九三三・九〇	ニフリミド
一九三三・九〇	ニフリゾン
一九三三・九〇	ニフルマゾール
一九三三・九〇	ニフルロキン
一九三三・九〇	ニフルビロン
一九三三・九〇	ニフルビリノール
一九三三・九〇	ニフルアラジン
一九三三・九〇	ニフルキナゾール
一九三三・九〇	ニフルチモクス
一九三三・九〇	ニフルトイノール
一九三三・九〇	ニフルヒジン
一九三三・九〇	ニフルジド
一九三三・九〇	ニミタン

二九三・九〇 ニモラゾール
 二九三・九〇 ニトラミソール
 二九三・九〇 ニトロフラントイン
 二九三・九〇 ノベラスチン
 二九三・九〇 ノコダゾール
 二九三・九〇 ノナピン
 二九三・九〇 ノクロメドン
 二九三・九〇 ノクロチキン
 二九三・九〇 ノワエノキソール
 二九三・九〇 オカベリドン
 二九三・九〇 オシルチド
 二九三・九〇 オクタザミド
 二九三・九〇 オグビバム
 二九三・九〇 オフロキサシン
 二九三・九〇 オランザピン
 二九三・九〇 オルビメドン
 二九三・九〇 オルチアブラス
 二九三・九〇 オモナスティン
 二九三・九〇 オルメロキシフェン
 二九三・九〇 オチメラートナトリウム
 二九三・九〇 オキサジメジン
 二九三・九〇 オキサフロザン
 二九三・九〇 オキサバドール
 二九三・九〇 オキサプロジン
 二九三・九〇 オキサジジン
 二九三・九〇 オキサゾラム
 二九三・九〇 オキサゾロン
 二九三・九〇 臭化オキシチホニウム
 二九三・九〇 オクスメチジン
 二九三・九〇 オキソラミン
 二九三・九〇 オキシベンジル
 二九三・九〇 パナジプロン
 二九三・九〇 パラメタジオン
 二九三・九〇 パラキサゾン
 二九三・九〇 パルコナゾール
 二九三・九〇 パロキセチン
 二九三・九〇 ペメドラク
 二九三・九〇 ペモリン
 二九三・九〇 塩化ベンタシニウム
 二九三・九〇 ペンテトレオチド
 二九三・九〇 ペンチアピン
 二九三・九〇 ペンチジソン
 二九三・九〇 ペントスタチン
 二九三・九〇 ペラロブライド

二九三・九〇 ベルホスファミド
 二九三・九〇 ベリソキサル
 二九三・九〇 フェナドキシソール
 二九三・九〇 フェンジメトラジン
 二九三・九〇 フェニメトラジン
 二九三・九〇 フェニチロン
 二九三・九〇 ビカルタミド
 二九三・九〇 ビクロニジン
 二九三・九〇 ビクマスト
 二九三・九〇 ビワフルニン
 二九三・九〇 ビワニキソール
 二九三・九〇 ビワルチキソール
 二九三・九〇 ビメチキン
 二九三・九〇 ビナトリン
 二九三・九〇 臭化ビナベリウム
 二九三・九〇 ビノキセピン
 二九三・九〇 ビバゼタート
 二九三・九〇 ビベロキサン
 二九三・九〇 ビボフェジン
 二九三・九〇 ビボキソラン
 二九三・九〇 ビプロワール
 二九三・九〇 ビラゾフリン
 二九三・九〇 ビレノキシ
 二九三・九〇 ビレベジル
 二九三・九〇 ビロキシカム
 二九三・九〇 ビロシドミン
 二九三・九〇 ビチノシル
 二九三・九〇 ビソチフェン
 二九三・九〇 ブラファイアード
 二九三・九〇 ブラモカイン
 二九三・九〇 ブランルカスト
 二九三・九〇 ブラノプロフェン
 二九三・九〇 ブラバドリン
 二九三・九〇 ブラゾシン
 二九三・九〇 ブレノクシアジン
 二九三・九〇 アレチアシル
 二九三・九〇 プリフェロン
 二九三・九〇 プリフロリン
 二九三・九〇 プロドール酸
 二九三・九〇 プロフェキサロン
 二九三・九〇 プロモラート
 二九三・九〇 プロロキサン
 二九三・九〇 プロチベンジル
 二九三・九〇 プロチキセン
 二九三・九〇 プロチオファート
 二九三・九〇 プロキサソール
 二九三・九〇 プロキシソルファン

二九三四・九〇	ビランテル
二九三四・九〇	ビラダロン
二九三四・九〇	クテゾラスト
二九三四・九〇	キンカルパート
二九三四・九〇	キンファミド
二九三四・九〇	ラセモラミド
二九三四・九〇	ラロキシフェン
二九三四・九〇	ラミキソチジン
二九三四・九〇	ラジノシル
二九三四・九〇	レボキセチン
二九三四・九〇	レクタセバム
二九三四・九〇	レヒリナスト
二九三四・九〇	リバピリン
二九三四・九〇	リボアリン
二九三四・九〇	リファアチン
二九三四・九〇	リルマカリム
二九三四・九〇	リルメニジン
二九三四・九〇	リスベリドン
二九三四・九〇	リタシセリン
二九三四・九〇	ロカスチン
二九三四・九〇	農化ロクロニウム
二九三四・九〇	ロマザリット
二九三四・九〇	ロミフェノン
二九三四・九〇	ルフロキサシン
二九三四・九〇	サガンジピン
二九三四・九〇	塩化サングイナリウム
二九三四・九〇	サベルロナゾール
二九三四・九〇	サビアラゾール
二九三四・九〇	サボキセピン
二九三四・九〇	セクラゾン
二九三四・九〇	セクリニン
二九三四・九〇	セモチアジル
二九三四・九〇	セルタコナゾール
二九三四・九〇	セトベロン
二九三四・九〇	シラチアゼム
二九三四・九〇	シロリムス
二九三四・九〇	スチボカブタートナトリウム
二九三四・九〇	ソリベルチン
二九三四・九〇	ソリピニル
二九三四・九〇	ソリアジン
二九三四・九〇	ソルニジピン
二九三四・九〇	スピクラミン
二九三四・九〇	スピラドリン
二九三四・九〇	スピラフリル
二九三四・九〇	スピラフリラト
二九三四・九〇	スピロゲルマニウム
二九三四・九〇	スピロキサトリン

二九三四・九〇	スタブジン
二九三四・九〇	ステアロニン
二九三四・九〇	スベンドゾール
二九三四・九〇	スフェンタニル
二九三四・九〇	スホスファミド
二九三四・九〇	スルベノクス
二九三四・九〇	スルベンチン
二九三四・九〇	スプロクロン
二九三四・九〇	スプロフェン
二九三四・九〇	スリクロン
二九三四・九〇	タクロリムス
二九三四・九〇	タリベキソール
二九三四・九〇	タルメタシン
二九三四・九〇	タルニフルマート
二九三四・九〇	タルスプラム
二九三四・九〇	タンダミン
二九三四・九〇	タニアロン
二九三四・九〇	タウロリジン
二九三四・九〇	タウロスチン
二九三四・九〇	タウルタム
二九三四・九〇	タジプリノン
二九三四・九〇	テフルチキソール
二九三四・九〇	テガフル
二九三四・九〇	テレンセピン
二九三四・九〇	テモカプリル
二九三四・九〇	テニダブ
二九三四・九〇	テニラピン
二九三四・九〇	テニロキサジン
二九三四・九〇	テニルセタム
二九三四・九〇	テニボシド
二九三四・九〇	テノシクリジン
二九三四・九〇	テノサール
二九三四・九〇	テノシアロール
二九三四・九〇	テノキシカム
二九三四・九〇	テニリドン
二九三四・九〇	テラゾシン
二九三四・九〇	テルコナゾール
二九三四・九〇	テルフラボキサート
二九三四・九〇	テリカラン
二九三四・九〇	テリジドン
二九三四・九〇	テルラキレン
二九三四・九〇	テルリブレシン
二九三四・九〇	テロキシロン
二九三四・九〇	テルタトロール
二九三四・九〇	テトラミソール
二九三四・九〇	テナリジン
二九三四・九〇	クロシル酸デニウム

二九三・四・九〇	チニルジアミン
二九三・四・九〇	臭化メチルチヘキシノール
二九三・四・九〇	チオフラチン
二九三・四・九〇	チアガジン
二九三・四・九〇	チアメニジン
二九三・四・九〇	チアナファク
二九三・四・九〇	チアネプチン
二九三・四・九〇	チアパミル
二九三・四・九〇	チアピリノール
二九三・四・九〇	チアプロフェン酸
二九三・四・九〇	チアプロスト
二九三・四・九〇	チアゼシム
二九三・四・九〇	チパロシン
二九三・四・九〇	チベネラスト
二九三・四・九〇	チアロファン
二九三・四・九〇	チクロトン
二九三・四・九〇	チクロビジン
二九三・四・九〇	よ化チエモニウム
二九三・四・九〇	チエニル酸
二九三・四・九〇	チエノカルビン
二九三・四・九〇	チエノブラミン
二九三・四・九〇	チエノキノール
二九三・四・九〇	チフェモキソ
二九三・四・九〇	チフルアダム
二九三・四・九〇	チフルカルビン
二九三・四・九〇	チレタミン
二九三・四・九〇	チロミン
二九三・四・九〇	チロゼン
二九三・四・九〇	チメロテム
二九三・四・九〇	臭化チメビジウム
二九三・四・九〇	チモロール
二九三・四・九〇	チナピノール
二九三・四・九〇	チノフェドリン
二九三・四・九〇	チノリジン
二九三・四・九〇	チオクロマール
二九三・四・九〇	チオコナゾール
二九三・四・九〇	チオダゾシン
二九三・四・九〇	塩化チオドニウム
二九三・四・九〇	チオビナク
二九三・四・九〇	チオスピロン
二九三・四・九〇	チオキサシン
二九三・四・九〇	チオキサソロン
二九三・四・九〇	チベントシン
二九三・四・九〇	チベジン
二九三・四・九〇	臭化チベトロビウム
二九三・四・九〇	チビンドール

二九三・四・九〇	チアリナスト
二九三・四・九〇	臭化チキジウム
二九三・四・九〇	チソクロミド
二九三・四・九〇	チバニダゾール
二九三・四・九〇	チキサシル
二九三・四・九〇	チザプリン
二九三・四・九〇	チザニジン
二九三・四・九〇	トロキサトン
二九三・四・九〇	トボチカン
二九三・四・九〇	トザリソ
二九三・四・九〇	トラボキソビン
二九三・四・九〇	臭化トランテリニウム
二九三・四・九〇	トラキソノクス
二九三・四・九〇	トリシリジン
二九三・四・九〇	トリフルリジン
二九三・四・九〇	カンシル酸トリメタファン
二九三・四・九〇	トリメタジオン
二九三・四・九〇	トリメトジン
二九三・四・九〇	トリチオジン
二九三・四・九〇	トリトクアリン
二九三・四・九〇	トリキソラン
二九三・四・九〇	トロホスファミド
二九三・四・九〇	トロバテピン
二九三・四・九〇	トロキダゾール
二九三・四・九〇	ツロバファン
二九三・四・九〇	ツアロゾール
二九三・四・九〇	ウラリチド
二九三・四・九〇	ウチバプリル
二九三・四・九〇	バルベリノール
二九三・四・九〇	パニチオリド
二九三・四・九〇	パブレオチド
二九三・四・九〇	ビダラビン
二九三・四・九〇	ビロキサジン
二九三・四・九〇	ホキセルゴリド
二九三・四・九〇	キサモテロール
二九三・四・九〇	キササンチオール
二九三・四・九〇	キシノミリン
二九三・四・九〇	キシラジン
二九三・四・九〇	ザルシタピン
二九三・四・九〇	ザルグリド
二九三・四・九〇	ザルトアロファン
二九三・四・九〇	ザミフェナシン
二九三・四・九〇	ゼバスチン
二九三・四・九〇	ジドブシン
二九三・四・九〇	ジレワトン
二九三・四・九〇	ジノコナゾール

一九三・四・九〇	ソロベロン
一九三・四・九〇	ソニクレーゾール
一九三・四・九〇	ソテピン
一九三・四・九〇	ソキサゾラミン
一九三・四・九〇	ズクロベンチキソール
一九三・五・〇〇	アセタゾラミド
一九三・五・〇〇	アセトヘキサミド
一九三・五・〇〇	アリバミド
一九三・五・〇〇	アルビロアブリド
一九三・五・〇〇	アルチジド
一九三・五・〇〇	アンアジド
一九三・五・〇〇	メシル酸アミチフリン
一九三・五・〇〇	アモスタロール
一九三・五・〇〇	アムサクリン
一九三・五・〇〇	アルガトロバン
一九三・五・〇〇	アルチリド
一九三・五・〇〇	アザボン
一九三・五・〇〇	アゾセミド
一九三・五・〇〇	ベメチジド
一九三・五・〇〇	ベンドロフルメチアジド
一九三・五・〇〇	ペンズチアジド
一九三・五・〇〇	ペンシルスルファミド
一九三・五・〇〇	ベスルバミド
一九三・五・〇〇	ベスニド
一九三・五・〇〇	ブメタニド
一九三・五・〇〇	ブチアサミド
一九三・五・〇〇	ブチジド
一九三・五・〇〇	カルブチミド
一九三・五・〇〇	カルメチジド
一九三・五・〇〇	カルゼニド
一九三・五・〇〇	クロロチアジド
一九三・五・〇〇	クロルプロバミド
一九三・五・〇〇	クロルチアジド
一九三・五・〇〇	クロルチアジド
一九三・五・〇〇	シプロブアブリド
一九三・五・〇〇	クロフエナミド
一九三・五・〇〇	クロバミド
一九三・五・〇〇	クロレキソロン
一九三・五・〇〇	クロルスロン
一九三・五・〇〇	シクロベンチアジド
一九三・五・〇〇	シクロチアジド
一九三・五・〇〇	タルトロバン
一九三・五・〇〇	アルファントリン
一九三・五・〇〇	ジクロフエナミド
一九三・五・〇〇	ジフルミド
一九三・五・〇〇	ジメトチアジン
一九三・五・〇〇	ジネセド
一九三・五・〇〇	ジスレギン

一九三・五・〇〇	ジスルファミド
一九三・五・〇〇	ジトラミド
一九三・五・〇〇	ドフェチリド
一九三・五・〇〇	ドルゾラミド
一九三・五・〇〇	エフロチジン
一九三・五・〇〇	エビチジド
一九三・五・〇〇	エテベネシド
一九三・五・〇〇	エチアジド
一九三・五・〇〇	エチスレギン
一九三・五・〇〇	ファスジル
一九三・五・〇〇	フェンキソ
一九三・五・〇〇	フロスリド
一九三・五・〇〇	フルベアブリド
一九三・五・〇〇	フルメチアジド
一九三・五・〇〇	フロセミド
一九三・五・〇〇	ガロセミド
一九三・五・〇〇	グリアマリド
一九三・五・〇〇	グリベンクラミド
一九三・五・〇〇	グリボルヌリド
一九三・五・〇〇	グリカラミド
一九三・五・〇〇	グリセチニル
一九三・五・〇〇	グリクラジド
一九三・五・〇〇	グリコンクミド
一九三・五・〇〇	グリダザミド
一九三・五・〇〇	グリフルミド
一九三・五・〇〇	グリメピリド
一九三・五・〇〇	グリパラミド
一九三・五・〇〇	グリペンチド
一九三・五・〇〇	グリビジド
一九三・五・〇〇	グリキドン
一九三・五・〇〇	グリサムリド
一九三・五・〇〇	グリシンダミド
一九三・五・〇〇	グリソラミド
一九三・五・〇〇	グリソキセピド
一九三・五・〇〇	グルコシルファミド
一九三・五・〇〇	グリプチアゾール
一九三・五・〇〇	グリフゾール
一九三・五・〇〇	グリクロピラミド
一九三・五・〇〇	グリシクラミド
一九三・五・〇〇	グリヘキサミド
一九三・五・〇〇	グリミジンナトリウム
一九三・五・〇〇	グリオクタミド
一九三・五・〇〇	グリビナミド
一九三・五・〇〇	グリプロチアゾール
一九三・五・〇〇	グリソフゾール
一九三・五・〇〇	ハラソン
一九三・五・〇〇	ヘトラミド

一九三五・〇〇	ヒドロベンチジド
一九三五・〇〇	ヒドロクロチアジド
一九三五・〇〇	ヒドロフルメチアジド
一九三五・〇〇	イブチリド
一九三五・〇〇	インダバミド
一九三五・〇〇	イソスルブライド
一九三五・〇〇	レボスルビリド
一九三五・〇〇	リノトロバン
一九三五・〇〇	ロラブリド
一九三五・〇〇	マフェニド
一九三五・〇〇	マレイスルファチアゾール
一九三五・〇〇	メブチジド
一九三五・〇〇	メフルシド
一九三五・〇〇	メスルファミド
一九三五・〇〇	メスプリン
一九三五・〇〇	メタヘキサミド
一九三五・〇〇	メタゾラミド
一九三五・〇〇	メチクロチアジド
一九三五・〇〇	メチアリド
一九三五・〇〇	メチラン
一九三五・〇〇	メトラン
一九三五・〇〇	モナラジン(ナトリウム)
一九三五・〇〇	ナラトリプタシ
一九三五・〇〇	ニメスリド
一九三五・〇〇	ニトロスルファチアゾール
一九三五・〇〇	パラフルチジド
一九三五・〇〇	パゾキシド
一九三五・〇〇	ペンフルチジド
一九三五・〇〇	フタリルスルファチアゾール
一九三五・〇〇	フタリルスルファチアゾール
一九三五・〇〇	ビボチアジン
一九三五・〇〇	ビレタニド
一九三五・〇〇	ボリチアジド
一九三五・〇〇	プロベネシド
一九三五・〇〇	プロバゾラミド
一九三五・〇〇	プロスルブライド
一九三五・〇〇	キシタゾン
一九三五・〇〇	キスルタジン
一九三五・〇〇	リソナリド
一九三五・〇〇	リトルカスト
一九三五・〇〇	サラゾジン
一九三五・〇〇	サラソスルファチアジミジン
一九三五・〇〇	サラソスルファミド
一九三五・〇〇	サトラニダゾール
一九三五・〇〇	セマチリド
一九三五・〇〇	セゾラミド

一九三五・〇〇	シタリドン
一九三五・〇〇	ソタロール
一九三五・〇〇	ソテレノール
一九三五・〇〇	ステアリルスルファミド
一九三五・〇〇	スクシニルスルファチアゾール
一九三五・〇〇	スクロフェニド
一九三五・〇〇	スクロシカム
一九三五・〇〇	スクラミド
一九三五・〇〇	スルファベンズ
一九三五・〇〇	スルファベンズアミド
一九三五・〇〇	スルファカルバミド
一九三五・〇〇	スルファセコール
一九三五・〇〇	スルファセタミド
一九三五・〇〇	スルファクロルビリダジン
一九三五・〇〇	スルファクリソイジン
一九三五・〇〇	スルファクロミド
一九三五・〇〇	スルファクロゾール
一九三五・〇〇	スルファクロジン
一九三五・〇〇	スルファジアジン
一九三五・〇〇	スルファジアスルホンナトリウム
一九三五・〇〇	スルファジクタミド
一九三五・〇〇	スルファジメトキシ
一九三五・〇〇	スルファジミジン
一九三五・〇〇	スルファエチドール
一九三五・〇〇	スルファフラゾール
一九三五・〇〇	スルファグアナジン
一九三五・〇〇	スルファグアナール
一九三五・〇〇	スルファレン
一九三五・〇〇	スルファロクス酸
一九三五・〇〇	スルファマゾン
一九三五・〇〇	スルファメラジン
一九三五・〇〇	スルファメラジンナトリウム
一九三五・〇〇	スルファメチアゾール
一九三五・〇〇	スルファメトキシサゾール
一九三五・〇〇	スルファメトキシビリダジン
一九三五・〇〇	スルファメトキシジン
一九三五・〇〇	スルファメトキシアジン
一九三五・〇〇	スルファメトロール
一九三五・〇〇	スルファモノメトキシ
一九三五・〇〇	スルファモキソール
一九三五・〇〇	スルファニトラン
一九三五・〇〇	スルファペリン
一九三五・〇〇	スルファフェナゾール
一九三五・〇〇	スルファプロキシリン
一九三五・〇〇	スルファビラゾール

二九三五・〇〇	スルファアピリジン
二九三五・〇〇	スルファキノキサリン
二九三五・〇〇	スルファアサラジン
二九三五・〇〇	スルファアゾミソール
二九三五・〇〇	スルファアスタシナミド
二九三五・〇〇	スルファアシマジン
二九三五・〇〇	スルファアチアゾール
二九三五・〇〇	スルファアチオ酸
二九三五・〇〇	スルファアトラミド
二九三五・〇〇	スルファアトロキサゾール
二九三五・〇〇	スルファアトロゾール
二九三五・〇〇	スルファイソミジン
二九三五・〇〇	スリクリナト
二九三五・〇〇	スルメアブリド
二九三五・〇〇	スロカルビラート
二九三五・〇〇	スロフェメル
二九三五・〇〇	スロセミド
二九三五・〇〇	スロトロパン
二九三五・〇〇	スルビリド
二九三五・〇〇	スルプロストン
二九三五・〇〇	スルチアム
二九三五・〇〇	スルベラブリド
二九三五・〇〇	スマトリブタン
二九三五・〇〇	スメチジド
二九三五・〇〇	タルトリミド
二九三五・〇〇	タムスロシン
二九三五・〇〇	タウロムスチン
二九三五・〇〇	テクロチアジド
二九三五・〇〇	チオヘキサミド
二九三五・〇〇	チオアロベラジン
二九三五・〇〇	チアミジド
二九三五・〇〇	チニスルブリド
二九三五・〇〇	チオチキセン
二九三五・〇〇	チゾレミド
二九三五・〇〇	トラザミド
二九三五・〇〇	トルペンタミド
二九三五・〇〇	トルピラミド
二九三五・〇〇	トラセミド
二九三五・〇〇	トシフェン
二九三五・〇〇	トスルル
二九三五・〇〇	トシルクロラミドナトリウム
二九三五・〇〇	トリクロルチアジド
二九三五・〇〇	トリフルミダート
二九三五・〇〇	トリパミド
二九三五・〇〇	ウレドホス
二九三五・〇〇	パニルジスルファミド

二九三五・〇〇	ペラリアリド
二九三五・〇〇	キシバミド
二九三五・〇〇	シタバミド
二九三五・〇〇	ジシチロール
二九三五・〇〇	ゾニナミド
二九三八・〇〇	ジオスミン
二九三八・〇〇	エトキサゾルトシド
二九三八・〇〇	モノキセルチン
二九三八・〇〇	ルトシド
二九三八・〇〇	トロキセルチン
二九三八・〇〇	アセチルシグトキシシン
二九三八・〇〇	アクトシジン
二九三八・〇〇	デスラノシド
二九三八・〇〇	ジギトキシシン
二九三八・〇〇	ジゴキシシン
二九三八・〇〇	ジソグルシド
二九三八・〇〇	エトボシド
二九三八・〇〇	無晶性タリン
二九三八・〇〇	ギタロキシシン
二九三八・〇〇	ギトホルマート
二九三八・〇〇	ケラシアニン
二九三八・〇〇	ケロシド
二九三八・〇〇	ラナトシドC
二九三八・〇〇	ノフロスシラリン
二九三八・〇〇	メチルジゴキシシン
二九三八・〇〇	ミフラゴシド
二九三八・〇〇	ペンギトキシシン
二九三八・〇〇	ボリサポニン
二九三八・〇〇	アロシラリジン
二九三八・〇〇	シアゴシド
二九三八・〇〇	チクエシド
二九四〇・〇〇	アルファアデクス
二九四〇・〇〇	アミアリロース
二九四〇・〇〇	ベータアデクス
二九四〇・〇〇	ラクタルファアート
二九四〇・〇〇	ラクツロース
二九四〇・〇〇	ニコフラーノース
二九四〇・〇〇	スクラルファアート
二九四〇・〇〇	スクロソファアート
二九四〇・〇〇	グルカロクス
二九四一・〇〇	スチボグルコナートナトリウム
二九四一・〇〇	スクラロクス
二九四一・〇〇	カルビミドカルシウム
二九四一・〇〇	バルミチン酸ナトリウム
二九四一・〇〇	アナゾレンナトリウム
二九四一・〇〇	オルサラジン
二九四一・〇〇	還元メチルロサニリニウム

三〇四・一九	堆化トロニウム
三〇四・二〇	オプタカロチン
三〇四・九〇	ベータスセイン
三〇四・一二	堆化ベンザルコニウム
三〇四・一三	セトマクログロブリン
三〇四・一四	ラウマクログロブリン
三〇四・一五	メロフエゴル
三〇四・一六	ノノキシノール
三〇四・一七	オクトキシノール
三〇七・九〇	アルグルセラーゼ
三〇七・九〇	アンクブラーゼ
三〇七・九〇	アングロド
三〇七・九〇	アニストレブラーゼ
三〇七・九〇	ブリナラーゼ
三〇七・九〇	パトリクソピン
三〇七・九〇	プロメライン
三〇七・九〇	キモババイン
三〇七・九〇	キモトリプシン
三〇七・九〇	デュテブララーゼ
三〇七・九〇	フィアラロシン
三〇七・九〇	ヒアロシターゼ
三〇七・九〇	ヒアルロニダーゼ
三〇七・九〇	カリジノゲナーゼ
三〇七・九〇	ナサルプラーゼ
三〇七・九〇	オクラーゼ
三〇七・九〇	オルプテイン
三〇七・九〇	ペグスバルガーゼ
三〇七・九〇	ベシシリナーゼ
三〇七・九〇	プロメララーゼ
三〇七・九〇	レテブララーゼ
三〇七・九〇	リゾリパーゼ
三〇七・九〇	サルプラーゼ
三〇七・九〇	セラプエターゼ
三〇七・九〇	スフェリカーゼ
三〇七・九〇	シルテプラーゼ
三〇七・九〇	ストレプトドルナーゼ
三〇七・九〇	ストレプトキナーゼ
三〇七・九〇	スジスマーゼ
三〇七・九〇	スチライン
三〇七・九〇	トロンビン
三〇七・九〇	チラクターゼ
三〇七・九〇	ウロキナーゼ
三〇八・四〇	セトリミド
三八三・九〇	堆化アクリフラビニウム
三八三・九〇	ポルフィマートリウム
三八三・九〇	ラウリン酸ソルビタン
三八三・九〇	オレイン酸ソルビタン

三八三・九〇	バルミチ・酸ソルビタン
三八三・九〇	ステアリン・酸ソルビタン
三八三・九〇	セアリン・酸ソルビタン
三八三・九〇	トリステアリン・酸ソルビタン
三九二・九〇	アボラートナトリウム
三九二・九〇	スルホマー
三九〇・四・六一	ポリテマ
三九〇・五・九〇	ポリビドン
三九〇・六・九〇	カルボマー
三九〇・六・九〇	ポリカルボフィル
三九〇・七・二〇	ポリベンザルソール
三九〇・七・二〇	マクロゴール
三九〇・七・二〇	マクロゾールエステル
三九〇・七・二〇	ポリクサレン
三九〇・七・二〇	ポリソキサート
三九〇・七・二〇	チロキサポール
三九〇・七・二〇	ポリエタアン
三九〇・七・六〇	ペグテラート
三九〇・七・九〇	ポリグリコール酸
三九〇・八・一〇	ポリカプラム
三九〇・九・一〇	ポリノキリリン
三九〇・九・四〇	ポリクレブレン
三九二・〇・〇〇	ジメチコン
三九二・〇・九〇	カルベナマー
三九二・一・九〇	フェロポリマレル
三九二・一・九〇	グルソフエロン
三九二・一・九〇	レウシゲルマー
三九二・一・九〇	マレタマ
三九二・一・九〇	ポラプ・藍鉛
三九二・一・九〇	酸化ポリドニウム
三九二・一・九〇	ポリグレファロン
三九二・一・九〇	ポリヘキサエンド
三九二・二・〇〇	ピロキリリン
三九二・二・三二	カルメロース
三九二・二・三九	セルクローラル
三九二・二・三九	ヒプロメロース
三九二・二・三九	メチルセルロース
三九二・二・九〇	セラアラート
三九二・二・九〇	セラセファート
三九二・三・九〇	アセマンナン
三九二・三・九〇	アルデパンナトリウム
三九二・三・九〇	シタフェロン
三九二・三・九〇	コレキストラン
三九二・三・九〇	ダルテルパニナトリウム
三九二・三・九〇	デトラルファート
三九二・三・九〇	デキストラン

ジヒドロクロリド ホスファート
 ジヒドロゲン シトラート
 ジヒドロゲン ホスファート
 ジヒドロキシベンゾアート
 ジマラート
 ジマレアート
 ジマロナート
 ジノシラート
 ジニトラート
 ジニトロベンゾアート
 ジオキシド
 ジホスファート
 ジプロピオナート
 ジソジウム
 ジソジウム ホスファート
 ジスルファート
 ジスルフィド
 ジウンデカノアート
 エシラート
 エンボナート
 エナンタート
 エナンタート
 エシラート
 エストラート
 エシラート
 エタンスルホナート
 一・二・エタンジスルホナート
 エトプロミド
 エチル
 エチル エステル
 エチル ヨージド
 エチルアミン
 エチルアンモニウム
 エチレンタート
 エチルヘキサノアート
 エチルスクシナート
 フェルス シトラート
 フルオリド
 フルオロスルホナート
 ホルマート
 ホルマート ソジウム
 ホスファテックス
 フマラート
 フロアート
 グルカラート
 グルセブタート
 グルコヘブトナート

グルコナート
 グルコシド
 グリコラート
 グリオキシラート
 ゴールド
 ヘミヒドラート
 ヘミスルファート
 ヘフタノアート
 ヘキサセタート
 ヘキサヒドラート
 ヘキサノアート
 ヒアラート
 ヒドラート
 ヒドロプロミド
 ヒドロクロリド
 ヒドロクロリド ジヒドラート
 ヒドロクロリド ヘミヒドラート
 ヒドロクロリド モノヒドラート
 ヒドロクロリド ホスファート
 ヒドロゲン エシラート
 ヒドロゲン フマラート
 ヒドロゲン マラート
 ヒドロゲン マロナート
 ヒドロゲン オキサラート
 ヒドロゲン スクシナート
 ヒドロゲン スルファート
 ヒドロゲン スルフィット
 ヒドロゲン タルトラート
 ヒドロキシド
 ヒドロキシベンゾアート
 二・ヒドロキシエタンスルホナート
 ヒドロキシナフトアート
 ヨーシド
 アイアン クロリド
 イセチオナート
 イセチオナート
 イソフチラート
 イソニコチナート
 イソフタラート
 イソプロピオナート
 イソプロピル
 ラクタート
 ラクトビオナート
 ラウラート
 レフリナート
 リチウム

リシナート
マクネシウム
マフート
マレアート
マロナート
マンデラート
メグルミン
メシラート
メシラート
メタンスルホナート
メチルスルファート
メチル エステル
メチルプロミド
四・四・メチレンビス(二・ヒドロキシ)ナフタレート
メチレンジサリチレート
N-メチルグルカミン
メチルヨージド
メチルスルファート
メチルスルファート
モノヒドレート
モノヒドロクロリド
モノニトレート
N-シクロヘキシルスルファアマト
N-オキシド ヒドロクロリド
ナフアート
ナバジシラート
ナバジシラート
一・五・ナフタレンスルホナート
二・ナフタレンスルホナート
ナフシラート
ニコチナート
ニトレート
ニトロベンゾアート
オレアート
オルトホスファート
オロタート
オキサラート
オキシド
四・オキソベンタノアート
バルミタート
バルミタート ヒドロクロリド
バモアート
バントナート
バントナート スルファート
ペンタヒドレート
ベルクロラート

フェニルプロピオナート
ホスファート
ホスフイット
フタラート
ピクラー
ピクラー
ピバラー
(2)パロイルオキシ)メチル
ビボキシル
ビボキシル ヒドロクロリド
ボクシウム
ボクシウム スルファート
プロピオナート
プロピオナート
プロピオナート
プロピオナート
プロピル
プロピル エステル
ピリジルアセタート
キナート
レシナート
サッカラート
サリチラート
サリチロイルアセタート
ソジウム
ソジウム 三・スルホベンゾアート
ソジウム ヒドラー
ソジウム ヒドロゲン ホスファート
ソジウム メタンスルホナート
ソジウム モノヒドラー
ソジウム ホスファート
ソジウム スクシナート
ソジウム スルファート
ソジウム スルホベンゾアート
ソジウム スルファート
ステアラート
スクシナート
スクシニル
スルファート
スルファイナート
スルファイット
スルホサリチラート
スルホサリチラート
タンナート
タルトアート
チブクラー
チオクラー
チトラヒドラー

[illegible][illegible]

[illegible]

(二九三)・五九
一ナセテル四―(四)ヒドロキシフェニルペラジン
(二九三)・五九
一エチル六・ハジフルオロ―一四シビトロ七―(三)メチル―一ヒペラジニル―四オキソキノリン―三カルボン酸
(二九三)・五九
二四シビトロ四―(四)四ヒドロキシフェニル―一ヒペラジニルフェニル―一
(二九三)・五九
マethylプロピル―三十一―二、四トリシアゾール―三オン
(二九三)・五九
三二(二)クロロエチル―二チタル四日ビリド(二)二ヒリジン四オン
(二九三)・五九
三二(二)クロロエチル―六七八・九ヲトラヒドロ―一メチル四日ビリド(二二)二ヒリジン四オン
(二九三)・五九
モロトドロクロリ
(二九三)・五九
三二(二)クロロエチル―二、四(二、三)イネグリンジオン
(二九三)・五九
四(四)―(二)メチルエチル―一ヒベタジニルフノール
(二九三)・五九
四ナミ―下クロ六・七ジメトキシキナゾリン
(二九三)・五九
五・六ジメトキシ―四ヒバジニアン
(二九三)・五九
N―一ヒリミジル―一ヒバジニルジビトロクロリド
(二九三)・七九
R―三五・四日―四十七セトキシ―三―(二)二縮アチル―ジメチル―シリルオキシエチルアゼチシン―トオン
(二九三)・七九
一(二)六ジクロフエニル―一インドリノン
(二九三)・七九
一カルボエトキシメチルピロリジン―トオン
(二九三)・七九
二日イドル―トオン―一三ジヒドロ―一フェニル三、三二ビス―四ヒリジンメルチル
(二九三)・七九
三・三二ジエチル五―(ヒドロキシメチル)―一四(二、三)ヒリジンジオン
(二九三)・七九
三オキシ四ザナルファ アンンドロステン十七ベターカルボン酸
(二九三)・七九
三オキン四ザナルファンドロスト五エン十七ベターカルボン酸
(二九三)・七九
五クロロオキシインドール
(二九三)・七九
五エチニル―下ピロリジン―一カルボキサミド
(二九三)・七九
メチル―二オキソ四ナザ五ナフルアンドロスト―一エン十七ベターカルボキシラート
(二九三)・七九
一・二・三九ヲトラヒドロ九メチル四日―カルバゾール四オン
(二九三)・七九
一・二シビトロ―一チタルエチニル―一四ペンズイネグール―トオン
(二九三)・九〇
一(四)フルオロフェニルメチル―一日ペンズイネグール―トアミン
(二九三)・九〇
一エチル―一四シビトロ五H―ナツアル―五オン
(二九三)・九〇
一エチル―トアミノメチルピロリジン
(二九三)・九〇
一日チラゾール五―(四)メチル(二)一ヒフェニル―一トリフェニルメチル
(二九三)・九〇
二、四シフルオロ―一(H)―一、四トリシアゾール―一イルアセクワエノン ヒドロクロリド
(二九三)・九〇
二(二)―四シフルオロフェニル―一ニビス―(H)―一、四トリシアゾール―一イル―ト
プロパノール
(二九三)・九〇
二メチルフト五メトキシ ペンズイネグール
(二九三)・九〇
二メチルピラジン―五カルボン酸
(二九三)・九〇
二S―一(三)アセチルチオ―一メチル―一オキソフロピル―トアラロリン
(二九三)・九〇
二アミノピロリジン ジビトロクロリド
(二九三)・九〇
四(四)フロモフェニル―四ヒペリジニル
(二九三)・九〇
五メチルカト―一メチル―一、三、四チラゾール
(二九三)・九〇
セクロロナフチリジン エチルエステル
(二九三)・九〇
ハクトロ―(二)フルオロフェニル―一メチル四日イミダゾ(二)五(二)―一四ペンゾジアゼピン―一カルボン酸
(二九三)・九〇
アントラ(二)c,d ピラゾール六(二)二オン、七・十ジビドロキシ―ト(二)二ヒドロキシエチルアミン(二)エチル―一五(二)一(メチルアミン)エチルアミン
(二九三)・九〇
エチル テトラゾール五―カルボキシラート

一九三三・九〇 イミノジベンジル
 一九三三・九〇 イミノステルベン
 一九三三・九〇 エアラニルエープロリン
 一九三三・九〇 マチル三ナミノ五・六・七ジクロロ一トヒラジノアト
 一九三三・九〇 N-(N)S) 一カルボキシニフエニルプロピル N-トリフルオロアセチル 一トリシルル
 一九三三・九〇 L-エープロリン ユチルエステル
 一九三三・九〇 N-メチル一トビロル酢酸 メチルエステル
 一九三三・九〇 トランズ一四・シクロヘキシル一エープロリン ヒドロクロリド
 一九三三・九〇 トリフルオロアセチル一トリレンジン一エープロリン トリル塩
 一九三三・九〇 (二)アミノチアゾール一四・イル 一トメトキシミノ 酢酸クロリド ヒドロクロリド (Z)
 一九三三・九〇 (二)ホルムアミドチアゾール一四・イル 一トメトキシイミド 酢酸
 一九三三・九〇 (二)ホルミルアミン 一アルファ・オキソ一四・チアゾール 酢酸
 一九三三・九〇 エチル一ト (二)アミノチアゾール一四・イル 一ヒドロキシイミノアセチル
 一九三三・九〇 アセチル一トフエノチアジン
 一九三三・九〇 アミノ一トフエノチアジン
 一九三三・九〇 クロロ一トフエノチアジン
 一九三三・九〇 (H)六・アミノ一ベニシラン酸
 一九三三・九〇 (ニベタ)一六 (フエノキシアセチルアミン)一ベニシラン酸 (四)ニトロフエニル メチルエステ
 一九三三・九〇 ル、一オキシド
 一九三三・九〇 (ニ)セ (エボキシベンタカ (二)十一・十三 トリエニイノ) ナフト (二)一B フランツ 一四
 一九三三・九〇 六・十一 (H)一エトロン 五・十七 十九・二十一 ナトラヒドロキシ 一十三メトキシ 一四・十七
 一九三三・九〇 二・十六 十八・二十 二十二 (アタメチル) 十一ナセター
 一九三三・九〇 (三)六・六 一三・三 ジベシルチラヒドロ 四・四・四・四 (三)四・四 イミタゾール 一四 (二)一
 一九三三・九〇 ジオン
 一九三三・九〇 (六)七 七 一三・三 セトキシメチル 七 (R) 一ホルミルオキシ 一フエニルアセトアミド 一
 一九三三・九〇 ハオキソ一五・チア一ナザビシクロ (四)二・〇 オクト一エニ 一カルボン酸 並びにその塩及
 一九三三・九〇 ビエステル
 一九三三・九〇 (六)七 七 一七 (R) 一アミノフエニルアセトアミド 一三・メチル八・オキソ一五・チア 一
 一九三三・九〇 アザビシクロ (四)二・〇 オクト一エニ 一カルボン酸 ジルバート
 一九三三・九〇 (六)七 七 一七・アミノ一ニクロ一オキソ一四・チア一ナザビシクロ (四)二・〇 オク
 一九三三・九〇 ニ・エニ 一カルボン酸 (四)ニトロフエニル メチルエステル
 一九三三・九〇 七・七 一七・アミノ一ニ (五・メチル 一三・四・チアゾール 一トイル) ナオ メチル 一
 一九三三・九〇 三・セフェム一四・カルボン酸
 一九三三・九〇 (R) 一ト (二)アオキシベンターD エトリドペンチフラノシニ 三・四・七・八 ナトラヒドロイミ
 一九三三・九〇 (四)S) 一四・ペンジル 一オキソ一五・オキソグリジニル メチル P-ニトロペンゼンシルホナ
 一九三三・九〇 ト
 一九三三・九〇 一四・七・十 ナトラアザシクロナカン 一四・七・十二 酢酸
 一九三三・九〇 一四・チア一セナズピロル (四)ノナン 一 (S) 一カルボン酸
 一九三三・九〇 一エニル 一四・ヒドロ 四・オキソ (二)二・二 ジオキソロ (四)五・五 シンリン 一三・カルホニト
 一九三三・九〇 リル
 一九三三・九〇 二・チアフェニルカルボニル クロリド
 一九三三・九〇 二・三 ジチオキシイシン
 一九三三・九〇 二・五・ヒドロ一五・チオキソ 一四・チラゾール 一ノナシスルホン酸 二・ナトリウム塩

二九五・〇〇	七・六ジヒドロ―四―オキシノール	四・五チエノー	(二・三)ペーテ	―チオピラン―	―スルホンアミド―	七・
二九五・〇〇	セリオキシシト	五・六ジヒドロ―四―オキシノール	(二・三)ペーテ	―チオピラン―	―スルホンアミド―	七・
二九五・〇〇	五・クロロ―	二・四―ジスルファモイルアリン				
二九五・〇〇	N―(一)〔四〕アミノスルホニル	フェニル	エチル	五・クロロ―	―メトキシベンズワッド	
二九三八・九〇	アセチルジゴキシン					
二九三八・九〇	カサントラノール					
二九三八・九〇	センノシドA					
二九三八・九〇	センノシドA	カルシウム塩				
二九三八・九〇	センノシドB					
二九三八・九〇	センノシドB	カルシウム塩				
二九四〇・〇〇	二―デオキシ―D―エリトロ―ペントース					
二九四〇・〇〇	D―リボース					
二九四〇・〇〇	デスオキシリボタクトレアーゼ					
二九四〇・〇〇	ファイアークレアーゼ	糖末				
二九四〇・〇〇	ムコ多糖―D―N―アセチルラムヒドロ―					
二九四〇・〇〇	四―(二)―アミノエチルチオメチル―	一―三―チアゾール―	二―イメルメチル	ジメチルアミン―	(トルエン溶液に	
二九四〇・〇〇	にしたものに類する)					
二九四〇・〇〇	四―(六)―ワルオ―	一―メチルインテン―	二―イメルメチル	フェニル	メチル	スルフィド
二九四〇・〇〇	したものの類も)					
二九四〇・〇〇	クラフタン酸カリウム	ミクロ結晶セルロース	(二・二)			
二九四〇・〇〇	クラフタン酸カリウム	(二)酸化けい素	(二・二)			
二九四〇・〇〇	クラフタン酸カリウム	白糖	(二・二)			

市場アクセス、国内助成及び輸出競争の各分野において拘束力のある具体的な約束を達成し並びに衛生植物検疫に係る問題に関する合意に達することを約束し、

先進加盟国が、市場アクセスに関する約束を実施するに当たって、開発途上加盟国が特別の関心を有する

農産品のためのアクセスの機会及び条件の一層の改善(特に、中間検討会合において合意された熱帯農産品の貿易の最大限の自由化)並びに麻薬となる不法な作物からの転作のために特別に重要な産品のためのアクセスの機会及び条件の一層の改善を行うことにより、開発途上加盟国の特別のニーズ及び状況を十分考慮することを合意し、

改革計画の下における約束が、食糧安全保障、環境保護の必要その他の非貿易的関心事項に配慮しつつ、開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇が交渉の不可欠な要素であるという合意に配慮しつつ、また、改革計画の実施が後発開発途上国及び食糧輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に考慮を払いつつ、すべての加盟国の間で衡平な方法によって行われるべきことに留意して、ここに、次のとおり協定する。

第一部

第一条 用語の定義

この協定において、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

- (a) 「助成合計量」とは、基礎農産品の生産者のために農産品について行われる助成又は農産生産者一般のために行われる産品が特定されない助成(附属書二の規定に基づいて削減の対象から除外される施策によって行われる助成を除く)の毎年の水準(貨幣表示されたもの)をいう。この水準は、
- (i) 基準期間中に行われた助成については、加盟国の議許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の関連する表に明記されている。
- (ii) 実施期間中及びその後のいずれかの年に行われる助成については、附属書三の規定に従い、かつ、加盟国の議許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の表において用いられている基礎的データ及び方法を考慮して算定される。
- (b) 国内助成に関する約束との関係において、「基礎農産品」とは、加盟国の議許表及び関連する補助的文書に掲げられている実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階の産品をいう。
- (c) 「予算上の支出」又は「支出」には、現に徴収されなかった収入を含む。
- (d) 「助成同等量」とは、基礎農産品の生産者のために一又は二以上の措置をとることによって行われる助成であって助成合計量の算定方法によって算定することができないもの(附属書二の規定に基づいて削減の対象から除外される施策によって行われる助成を除く)の毎年の水準(貨幣表示されたもの)をいう。この水準は、
- (i) 基準期間中に行われた助成については、加盟国の議許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の関連する表に明記されている。
- (ii) 実施期間中及びその後のいずれかの年に行われる助成については、附属書四の規定に従い、かつ、

加盟国の議許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の表において用いられている基礎的データ及び方法を考慮して算定される。

(e) 「輸出補助金」とは、第九条に規定する輸出補助金その他輸出が行われることに基づいて交付される補助金をいう。

(f) 「実施期間」とは、千九百九十五年に開始する六年間をいう。ただし、第十三条の規定の適用に当たっては、「実施期間」とは、千九百九十五年に開始する九年間をいう。

(g) 「市場アクセスに関する議許」には、この協定に従って行われるすべての市場アクセスに関する約束を含む。

(h) 「助成合計総量」とは、農産生産者のために行われるすべての国内助成の総計(基礎農産品についてのすべての助成合計量、産品が特定されないすべての助成合計量及び農産品についてのすべての助成同等量の総計として算定されるもの)をいう。この総計は、

(i) 基準期間中に行われた助成(すなわち、「基準助成合計総量」並びに実施期間中及びその後のいずれかの年に行うことが認められる助成の限度額(すなわち、「年次議許約束水準及び最終議許約束水準」)については、加盟国の議許表第四部に明記されている。

(ii) 実施期間中及びその後のいずれかの年に実際に行われる助成の水準(すなわち、「現行助成合計総量」)については、この協定(特に第六条の規定)に従い、かつ、加盟国の議許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の表において用いられている基礎的データ及び方法に従って算定される。

(i) (f)において及び加盟国の個別の約束との関係において「年」とは、当該加盟国の議許表において明記されている暦年、会計年度又は市場年度をいう。

第二条 対象産品

この協定は、附属書一に掲げる産品(以下「農産品」という。)について適用する。

第三部

第三条 議許及び約束の収録

1 各加盟国の議許表第四部に定める国内助成及び輸出補助金に関する約束は、補助の制限についての約束を構成するものであり、千九百九十四年のガットの不可分の一部となる。

2 加盟国は、自国の議許表第四部第一節に明記されている約束の水準を超えて国内生産者のための助成(第六条の規定により削減の対象とならないものを除く)を行ってはならない。

3 第九条の2(b)及び4の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、自国の議許表第四部第二節に掲げられている農産品又は二以上の農産品の組合せについて、同節に明記されている予算上の支出及び数量に

関する約束の水準を超えて同条1に規定する輸出補助金を交付してはならず、また、同節に掲げられていない農産品について、当該輸出補助金を交付してはならない。

第三部

第四条 市場アクセス

1 譲許表に定める市場アクセスに関する譲許は、関税の譲許その他譲許表に明記されている市場アクセスに関する約束に係るものである。

2 加盟国は、次条及び附属書五に別段の定めがある場合を除くほか、通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置（注も維持し、とり又は再びとってはならない。）

注 これらの措置には、輸入数量制限、可変輸入税率、最低輸入価格、数量的輸入許可、国家貿易企業を通じて維持される非関税措置、輸出自主規制その他これらに類する通常の関税以外の国境措置（付定の国について承認された千九百九十七年のガットの規定からの逸脱として維持されているものではない）が含まれるが、千九百九十四年のガット又は世界貿易機関協定附属書一Aに含まれている他の多角的貿易協定における国際收支に関する規定その他の農業に特定されない一般的な規定に基づいて維持される措置は含まれない。

第五条 特別セーフガードに関する規定

1 千九百九十四年のガット第二十一条1(b)の規定にかかわらず、加盟国は、次のいずれかに該当する場合には、農産品の輸入について、4又は5のいずれかの規定に基づく措置をとることができる。ただし、当該農産品に關してとられていた前条2に規定する措置が通常の関税に転換されており、かつ、当該農産品がこの条の規定に基づく措置をとることができる譲許の対象として「SSG」という記号によって譲許表において指定されているときに限る。

(a) 当該譲許を与えている加盟国の関税地域に入る当該農産品の輸入量が、いずれかの年において、4に定める発動水準（その時点における市場アクセス機会に關する）を超える場合

(b) 輸入される当該農産品が当該譲許を与えている加盟国の関税地域に入る時の価格（当該貨物の保険料及び運賃込みの輸入価格（内国通貨によって表示されたもの）に基づいて決定される）が、発動価格（当該農産品の千九百八十六年から千九百八十八年までの基準価格（注）の平均に等しい）を下回る場合（当該農産品の千九百八十六年から千九百八十八年までの基準価格（注）の平均に等しい）を下回る場合

注 この(b)の規定に基づく措置をとるために使用される基準価格は、一般的な場合には、当該農産品の単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均とし、これ以外の場合には、当該農産品の品質及びその加工段階に照らして適切な価格とする。当該基準価格は、最初に使用された後、課される追加の関税を他の加盟国が評価することができるようになるために必要な範囲内で、公表され及び入手可能とされるものとする。

2 1に規定する譲許の一部として行われた現行アクセス機会及び最小限度のアクセス機会に關する約束の下で行われる輸入は、1(a)及び4の規定に基づく措置をとるために必要な輸入量の決定に当たって算入す

る。ただし、そのような約束の下で行われる輸入は、1(a)及び4又は1(b)及び5の規定に基づく追加の関税の賦課の対象とされない。

3 1(a)及び4の規定に従って追加の関税が課される前に締結された契約に基づいて輸送の途中にあった農産品の輸入については、当該追加の関税の賦課の対象から除外する。ただし、そのような輸入は、翌年において1(a)の規定を発動するに当たって当該翌年における当該農産品の輸入量に算入することができる。

4 1(a)の規定に従って課される追加の関税は、その賦課が行われた年の終了時までに限って維持するものとし、この措置がとられた年において有効な通常の関税の水準の三分の一を超えない水準でのみ課することができ、発動水準は、市場アクセス機会（データが利用可能な過去三年間における輸入量をこれに対応する国内消費量（注）に占める百分率で表したものを）を基礎として次に定めるところによる。

注 国内消費量が考慮されない場合には、(a)に定める基準発動水準が用いられる。

(a) 産品の市場アクセス機会が十パーセント以下である場合には、基準発動水準を百二十五パーセントとする。

(b) 産品の市場アクセス機会が十パーセントを超え三十パーセント以下である場合には、基準発動水準を百十パーセントとする。

(c) 産品の市場アクセス機会が三十パーセントを超える場合には、基準発動水準を百五パーセントとする。

(a) から(c)までのいずれの場合においても、追加の関税は、いずれかの年において、譲許を与えている加盟国の関税地域に入る当該産品の輸入の絶対量が、(a)から(c)までに定める基準発動水準にデータが利用可能な過去三年間における輸入数量の平均を乗じて得た数量とデータが利用可能な直近の年とその前年との間における当該産品の国内消費の絶対量の変化とを合計して得た数量を超える場合に、課することができる。ただし、この発動水準は、当該輸入数量の平均の百五パーセントを下回ってはならない。

5 1(b)の規定に従って課される追加の関税の額は、次に定めるところによる。

(a) 内国通貨によって表示された貨物の保険料及び運賃込みの輸入価格（以下この5において「輸入価格」という。）と1(b)に定める発動価格との差が発動価格の十パーセント以下である場合には、追加の関税を課してはならない。

(b) 輸入価格と発動価格との差（以下この5において「差」という。）が発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、追加の関税の額は、差が十パーセントを超える部分の額の三十パーセントに相当する額とする。

(c) 差が発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、追加の関税の額は、差が四十パーセントを超える部分の額の五十パーセントに相当する額に、(b)の規定に基づいて認められる追

加の関税の額を加えた額とする。

(d) 差が発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、追加の関税の額は、差が六十パーセントを超える部分の額の七十パーセントに相当する額に、(b)及び(c)の規定に基づいて認められる追加の関税の額を加えた額とする。

(e) 差が発動価格の七十五パーセントを超える場合には、追加の関税の額は、差が七十五パーセントを超える部分の額の九十パーセントに相当する額に、(b)、(c)及び(d)の規定に基づいて認められる追加の関税の額を加えた額とする。

6 腐敗しやすい産品及び季節的な産品については、1から5までに定める条件は、当該産品の個別の特性を考慮した方法で適用する。特に、1(a)及び4の規定の適用に当たっては、一層短い期間を基準とされる期間における対応する期間と対比して使用することができるものとし、1(b)の規定の適用に当たっては異なる期間における異なる基準価格を使用することができる。

7 特別セーフガードの運用は、透明性のある方法で行う。1(a)の規定に基づく措置をとる加盟国は、農業に関する委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかに、いかなる場合にも当該措置をとった時から十日以内に、関連するデータを付して書面により通報する。消費量の変化を4の規定に基づく措置の対象となる個別の関税分類上の品目に配分しなければならない場合には、関連するデータには、その配分のために用いられる情報及び方法を含める。4の規定に基づく措置をとる加盟国は、関心を有する加盟国に対し、当該措置をとる条件について協議する機会を与える。1(b)の規定に基づく措置をとる加盟国は、農業に関する委員会に対し、当該措置を最初にとった時から十日以内に又は、腐敗しやすい産品及び季節的な産品については、いずれかの期間において当該措置を最初にとった時から十日以内に、関連するデータを付して書面により通報する。加盟国は、産品の輸入量が減少しているときは、できる限り1(b)の規定に基づく措置をとらないことを約束する。いずれの場合にも、当該措置をとる加盟国は、関心を有する加盟国に対し、当該措置をとる条件について協議する機会を与える。

8 加盟国は、1から7までの規定に従って措置がとられる場合には、これらの措置に関して、千九百九十四年のガット第十九条の1(a)及び3の規定又はセーフガードに関する協定第八條2の規定に基づく措置をとらないことを約束する。

9 この条の規定は、第二十條の規定によって決定される改革過程の期間中、効力を有する。

第四部

第六條 国内助成に関する約束

1 各加盟国の議定表第四部に定める国内助成の削減に関する約束は、この条及び附屬書二に定める基準に照らして削減の対象とならない国内措置を除くはか、農業生産者のためのすべての国内助成措置に係るものとする。これらの約束は、助成合計総量並びに年次議定約束水準及び最終議定約束水準によって表示されている。

2 農業及び農村の開発を促進する政府の支援措置（直接的なものであるか間接的なものであるかを問わない。）が開発途上国の開発に係る施策の不可分の一部であるという中間検討会合での合意に基づき、開発途上加盟国において農業について一般的に利用可能な投資に係る補助金及び開発途上加盟国の収入の低い又は資源の乏しい生産者にとって一般的に利用可能な農業生産に投入される要素に係る補助金は、国内助成の削減に関する約束の対象から除外される。麻薬となる不法な作物からの転作を奨励するための開発途上加盟国の生産者に対する国内助成についても、同様とする。この2に定める基準を満たす国内助成については、加盟国の現行助成合計総量の算定に含めることを要求されない。

3 加盟国は、いずれの年においても、現行助成合計総量によって表示される農業生産者のための国内助成が自国の議定表第四部に明記されている対応する年次議定約束水準又は最終議定約束水準を超えない場合には、国内助成の削減に関する約束を遵守しているものと認められる。

4 (a) 加盟国は、次の国内助成を現行助成合計総量の算定に含めること及び削減することを要求されない。

- (i) 産品が特定された国内助成（自国の現行助成合計量の算定に含めるべきものに限る。）であって、その総額が当該年における一の基礎農産品の生産総額の五パーセントを超えないもの
- (ii) 産品が特定されない国内助成（自国の現行助成合計量の算定に含めるべきものに限る。）であって、その総額が加盟国の農業生産総額の五パーセントを超えないもの

(b) 開発途上加盟国については、この4に定める百分率は、十パーセントとする。

5 (a) 生産制限計画による直接支払であって次のいずれかに該当するものは、国内助成を削減する約束の対象とならない。

- (i) 一定の面積及び生産に基づいて行われる支払
- (ii) 基準となる生産水準の八十五パーセント以下の生産について行われる支払
- (iii) 一定の頭数について行われる家畜に係る支払

(b) (a)に定める基準を満たす直接支払に係る削減に関する約束の対象からの除外は、加盟国の現行助成合計総量の算定において当該直接支払の価額を除外することによって行う。

第七條 国内助成に関する一般規律

1 各加盟国は、農業生産者のための国内助成措置であって、附屬書二に定める基準を満たすことにより削減に関する約束の対象とならないものについて、当該基準を引き続き満たすことを確保する。

2 (a) 農業生産者のための国内助成措置（修正されたものを含む。）及び後に導入された措置であって、附屬書二に定める基準を満たすこと又はこの協定の他の規定に基づいて削減の対象から除外されることを示

することができないものについては、加盟国の現行助成合計総量の算定に含める。

(b) 助成合計総量に関する約束が加盟国の譲許表第四部に明記されていない場合には、当該加盟国は、前条4に定める該当する百分率を超えて農業生産者に助成を行ってはならない。

第五節

第八節 輸出競争に関する約束

各加盟国は、この協定及び自国の譲許表に明記されている約束に従って行う場合を除くほか、輸出補助金を交付しないことを約束する。

第九節 輸出補助金に関する約束

1 次の(a)から(f)までの類型に該当する輸出補助金は、この協定に基づく削減に関する約束の対象となる。

(a) 政府又はその機関が、企業、産業、農産品の生産者、協同組合その他の農産品の生産者の団体又は販売に従事する機関に対し、輸出が行われることに基づいて直接補助金（現物による支払を含む。）を交付すること。

(b) 政府又はその機関が、農産品の非商業的在庫を、国内市場において買手が負担する同種の産品の比較可能な価格よりも低い価格で、輸出のために売却し又は処分すること。

(c) 政府の措置によって農産品の輸出について行われる支払（当該農産品又はその原料である農産品に対する課徴金による収入から行われる支払を含むものとし、公的助定による負担があるかないかを問わない。）

(d) 輸出農産品についての市場活動のための費用（取扱い及び品質向上その他の加工のための費用並びに国際運送に係る費用を含むものとし、輸出促進及び助言に関する広く利用可能な役務に係る費用を除く。）を軽減するために補助金を交付すること。

(e) 政府によって定められ又は義務付けられる輸出貨物の国内運送に係る料金であって、輸出貨物を国内貨物よりも有利に扱うもの

(f) 農産品が輸出される産品の一部を成していることに基づいて当該農産品に対して交付される補助金

2 (a) (b)に規定する場合を除くほか、加盟国の譲許表に明記されている実施期間中のそれぞれの年についての輸出補助金に関する約束の水準は、1に規定する輸出補助金について、次の額及び数量を示している。

(i) 予算上の支出の削減に関する約束については、農産品又は二以上の農産品の組合せに関してその年に割り当て又は負担することができる当該輸出補助金に係る出費の限度額

(ii) 輸出数量の削減に関する約束については、その年に当該輸出補助金の交付の対象とすることができる農産品又は二以上の農産品の組合せの限度数量

(b) 加盟国は、次の(i)から(ii)までの条件が満たされる場合には、実施期間の二番目の年から五番目の年ま

でのいずれの年においても、自国の譲許表第四部に明記されている農産品又は二以上の農産品の組合せに関する対応する年次約束水準を超えて1に規定する輸出補助金を交付することができる。

(i) 実施期間の開始時からその年までの間における当該輸出補助金に係る予算上の支出の累計額が、当該加盟国の譲許表に明記されている関連する年次支出約束水準が完全に遵守された場合における累計額を基準期間における当該輸出補助金に係る予算上の支出の水準の三パーセントに相当する額を超えて超過しないこと。

(ii) 実施期間の開始時からその年までの間において当該輸出補助金の交付の対象となった輸出数量の累計額が、当該加盟国の譲許表に明記されている関連する年次数量約束水準が完全に遵守された場合における数量の累計を基準期間数量の一・七五パーセントに相当する数量を超えて超過しないこと。

(iii) 実施期間全体における当該輸出補助金に係る予算上の支出の累計額及び当該輸出補助金の交付の対象となった数量の累計が、当該加盟国の譲許表に明記されている関連する年次約束水準が完全に遵守された場合における累計額及び数量の累計を超えないこと。

(iv) 実施期間の終了時において、当該加盟国の輸出補助金に係る予算上の支出及び当該輸出補助金の交付の対象となった数量が、それぞれ、千九百八十六年から千九百九十年までの基準期間における水準の六十四パーセントに相当する額及び七十九パーセントに相当する数量を超えないこと。開発途上加盟国については、これらの百分率は、それぞれ七十六パーセント及び八十六パーセントとする。

3 輸出補助金の交付の範囲の拡大の制限に関する約束は、譲許表に明記されているとおりである。

4 開発途上加盟国は、実施期間中、1の(i)及び(ii)に規定する輸出補助金について約束を行うことを要求されない。ただし、これらの輸出補助金が、削減に関する約束を回避するような方法で用いられない場合に限り。

第十節 輸出補助金に関する約束の回避の防止

1 前条1に規定する輸出補助金以外の輸出補助金は、輸出補助金に関する約束の回避をもたらし又はもたらすおそれのある方法で用いてはならない。また、非商業的取引は、輸出補助金に関する約束を回避するために用いてはならない。

2 加盟国は、輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険の供与に関する国際的に合意された規律の作成に向けて努力すること、及びそのような規律について合意が得られた後は、当該規律に適合する場合に限って輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険を供与することを約束する。

3 削減に関する約束の水準を超えて輸出された数量について輸出補助金が交付されていない旨を主張する加盟国は、当該数量についていかなる輸出補助金（前条に規定するものであるかないかを問わない。）も交付されていないことを証明しなければならない。

4 国際的な食糧援助を供与する加盟国は、次のことを確保する。

(a) 国際的な食糧援助の供与が、受益国に対する農産品の商業的輸出に直接的にも間接的にも関連付けられていないこと。

(b) 資金供与による二国間の食糧援助を含む国際的な食糧援助に係る取引が、国際連合食糧農業機関の「余剰処理の原則及び協議義務」(適当な場合には通常貿易必要量の制度を含む)に従って実施されること。

(c) そのような援助が、可能な限り、完全に贈与の形で又は千九百八十六年の食糧援助規約第四条に定める条件よりも受益国にとって不利でない条件で供与されること。

第十一条 ある産品の一部を成す産品

いかなる場合にも、ある産品の一部を成す一次産品である農産品について支払われる単位当たりの補助金は、当該一次産品である農産品が単独で輸出されたならば支払われるべき単位当たりの輸出補助金を超えてはならない。

第六部

第十二条 輸出の禁止及び制限に関する規律

1 加盟国は、千九百九十四年のガット第二十一条(2)の規定に基づいて食糧の輸出の禁止又は制限を新設する場合に、次の規定を遵守する。

(a) 輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、当該禁止又は制限が輸入加盟国の食糧安全保障に及ぼす影響に十分な考慮を払う。

(b) 加盟国は、輸出の禁止又は制限を新設するに先立ち、農業に関する委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかにそのような措置の性質及び期間等の情報を付して書面により通報するものとし、要請があるときは、輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国と当該措置に関する事項について協議する。輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、要請があるときは、当該他の加盟国に必要な情報を提供すること。

2 この条の規定は、ある食糧の純輸出である開発途上加盟国が当該食糧について1に規定する措置をとる場合を除くほか、開発途上加盟国については適用しない。

第七部

第十三条 妥当な自制

実施期間中、千九百九十四年のガット及び補助金及び相殺措置に関する協定(この条において「補助金協定」という。)の規定にかかわらず、

(a) 附属書二の規定に完全に適合する国内助成措置は、

(i) 相殺関税(注)の対象とならない補助金とする。

注 この条において、「相殺関税」とは、千九百九十四年のガット第六条及び補助金協定第五部の規定の対象となる関税をいう。

(ii) 千九百九十四年のガット第十六条及び補助金協定第三部の規定の対象から除外される。

(iii) 千九百九十四年のガット第二条の規定に基づいて他の加盟国に与えられた関税譲許の利益の無効化又は侵害(千九百九十四年のガット第二十三条(1)(b)の意味における非違反措置によるもの)を根拠としてとられる措置の対象から除外される。

(b) 各加盟国の譲許表に反映されている国内助成措置(第六条の規定に完全に適合するもの(同条5の要件に適合する直接支払を含む。)に限る。)並びに同条4に定める百分率の範囲内の国内助成及び同条2に適合する国内助成は、

(i) 千九百九十四年のガット第六条及び補助金協定第五部の規定に従って損害又はそのおそれの決定が行われる場合を除くほか、相殺関税の賦課の対象から除外される。相殺関税に係る調査の開始については、妥当な自制が示されるものとする。

(ii) 特定の産品についてのこれらの助成が千九百九十二年市場年度中に決定された助成の水準を超えない場合には、千九百九十四年のガット第十六条1又は補助金協定の第五条及び第六条の規定の適用の対象から除外される。

(iii) 特定の産品についてのこれらの助成が千九百九十二年市場年度中に決定された助成の水準を超えない場合には、千九百九十四年のガット第二条の規定に基づいて他の加盟国に与えられた関税譲許の利益の無効化又は侵害(千九百九十四年のガット第二十三条(1)(b)の意味における非違反措置によるもの)を根拠としてとられる措置の対象から除外される。

(c) 各加盟国の譲許表に反映されている輸出補助金(第五部の規定に完全に適合するものに限る。)は、

(i) 千九百九十四年のガット第六条及び補助金協定第五部の規定に従って、数量、価格に及ぼす影響又は結果として生ずる影響に基づいて損害又はそのおそれの決定が行われる場合にのみ、相殺関税の対象となる。相殺関税に係る調査の開始については、妥当な自制が示されるものとする。

(ii) 千九百九十四年のガット第十六条又は補助金協定の第三条、第五条及び第六条の規定の適用の対象から除外される。

第八部

第十四条 衛生植物検疫措置

加盟国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定を実施することを合意する。

第九部

第十五条 特別のかつ異なる待遇

- 1 開発途上加盟国に対する異なるかつ一層有利な待遇が交渉の不可分の一部であるとの認識に従い、約束に関する特別のかつ異なる待遇が、この協定の関連する規定に定められ及び議許表に記載されているところに従って与えられる。
- 2 開発途上加盟国については、削減に関する約束を十年を限度とする期間にわたって実施することが認められる。後発開発途上加盟国は、削減に関する約束を行うことを要求されない。

第十部

第十六条 後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国

- 1 先進加盟国は、「改革計画が後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に係る措置に関する決定」の枠組みの中で定められるような措置をとる。
- 2 農業に関する委員会は、1の決定に関するその後の状況を適宜監視する。

第十二部

第十七条 農業に関する委員会

この協定により農業に関する委員会を設置する。

第十八条 約束の実施についての検討

- 1 農業に関する委員会は、ウルグアイ・ラウンドによる改革計画の下においてその交渉が行われた約束の実施の進捗状況について検討する。
- 2 検討の過程は、加盟国による通報（その内容及び間隔については、今後定められる。）及びこの検討の過程を円滑にするために事務局が準備することを要請されることのある文書に基づいて進められる。
- 3 2の規定によって行われる通報のほか、削減の対象から除外されるものとして扱われる新たな国内助成措置又は既存の措置の修正についても、速やかに通報が行われるものとする。この通報においては、新たな又は修正された措置の詳細及び当該措置が第六条又は附属書一に定める合意された基準に適合することを示す。

- 4 加盟国は、検討の過程において、国内助成に関する約束を遵守することについてのいずれかの加盟国の能力に過度のインフレーション率及び影響に十分な考慮を払う。
- 5 加盟国は、農業に関する委員会において、この協定に基づく輸出補助金に関する約束の枠組みの中で世界の農産品貿易の正常な拡大に参加することについて毎年協議することを合意する。
- 6 加盟国は、検討の過程において、改革計画の下におけるこの協定に規定する約束の実施に関する問題を提起する機会を与えられる。
- 7 加盟国は、他の加盟国によって通報されるべきであったと考える措置について農業に関する委員会の注

意を喚起することができる。

第十九条 協議及び紛争解決

紛争解決手続によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十一条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

第十二部

第二十条 改革過程の継続

加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、実施期間の終了の一年前にその過程を継続するための交渉を開始することを合意する。

- (a) 削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験
- (b) 削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響
- (c) 非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標及び関心事項
- (d) これらの長期目標を達成するために更にいかなる約束が必要であるか。

第十三部

第二十一条 最終規定

1 千九百九十四年のガット及び世界貿易機関協定附属書一Aに含まれている他の多角的貿易協定の規定は、この協定の規定に従うことを条件として適用する。

2 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書一 対象産品

1 この協定は、次に掲げる統一システムの類、項又は号の産品（注）について適用する。

注 (a) に掲げる番号の後の括弧内の品名は、必ずしも厳格的ではない。

- (i) 第一類から第二十四類まで。ただし、魚及び魚製品を除く。
- (ii) 第二九〇五・四三三号（マンニトール）
- 第二九〇五・四四号（ソルビトール）
- 第三三・〇一（糖油）
- 第三五・〇一（項）から第三五・〇五（項）まで（たんばく系物質、変性でん粉、糖着剤）
- 第三八〇九・一〇号（仕上剤）

第三八三・六〇号(ソルビトール(他の号に該当するものを除く。))

第四一・〇一項から第四一・〇三項まで(原皮)

第四三・〇一項(原毛皮)

第五〇・〇一項から第五〇・〇三項まで(生糸及び絹のくず)

第五一・〇一項から第五一・〇三項まで(羊毛その他の獣毛)

第五二・〇一項から第五二・〇三項まで(実綿、綿のくず及びカードし又はコムした綿)

第五三・〇一項(亜麻)

第五三・〇二項(大麻)

2 1の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の対象産品を制限するものではない。

附屬書二 国内助成(削減に関する約束の対象からの除外の根拠)

1 削減に関する約束の対象から除外されるものとして扱われる国内助成措置は、貿易を歪めるような影響又は生産に対する影響が全くないか又はあるとしても最小限であるという根本的な要件を満たすものでなければならぬ。このため、削減に関する約束の対象から除外されるものとして扱われるすべての措置は、次の基本的な基準並びに2から13までに定める政策類型別の基準及び条件に適合するものでなければならぬ。

(a) 当該助成が、公的な資金(現に徴収されなかった政府の収入を含む。)を用いて実施される政府の施策(消費者からの移転を伴わないものに限る。)を通じて行われること。

(b) 当該助成が、生産者に対して価格支持の効果を生じないこと。

政府による役務の提供に係る施策

2 一般的な役務

この分類に属する政策は、農業又は農村に役務又は利益を提供する施策に関する出費(又は現に徴収されなかった収入)を伴う。当該政策は、生産者又は加工業者に対する直接支払を伴うものであってはならない。そのような施策(次に掲げるものが含まれるが、これらに限られるものではない。)は、1に定める一般的な基準及び、次の(a)から(d)までにおいて政策類型別の条件が規定されている場合には、当該条件を満たすものでなければならぬ。

(a) 研究(一般的研究、環境に係る施策に関する研究、特定の産品に関する研究に係る施策等)

(b) 有害動植物及び病気の防除(早期警報制度、検疫並びに有害動植物及び病気の根絶その他の一般的な又は産品の特定された有害動植物及び病気の防除の措置等)

(c) 訓練に関する役務(一般的又は専門的訓練に関する便宜等)

(d) 普及及び助言に関する役務(生産者及び消費者に対する情報又は研究結果の提供を容易にする手段の供与等)

(e) 検査に関する役務(一般的検査に関する役務、特定の産品の衛生、安全、格付又は標準化のための検査等)

(f) 市場活動及び販売促進に関する役務(特定の産品に関する市場についての情報、当該産品に関する助言及び販売促進等。ただし、販売価格の引上げ又は買手に対する直接的な経済的利益の供与のために売手により使用され得る目的の不特定の出費を除く。)

(g) 基盤整備に関する役務(電力網、道路その他の輸送手段、市場及び港湾に係る施設、水の供給施設、ダム及び排水に係る事業、環境に係る施策に関する基盤整備事業等。この役務に係る出費は、いかなる場合においても、設備の提供又は建設にのみ充てられるものとし、農用地における施設(一般的に利用可能な公益事業に係るものを除く。)の提供に係る補助金に該当するものは含まない。当該出費は、投入される要素若しくは運営費に係る補助金に充てられ又は使用料金の割引のために用いられるものであってはならない。)

3 食糧安全保障のための公的備蓄(注1、注2)

国内法令で定める食糧安全保障に係る施策の不可分の一部を成す産品の備蓄の形成及びその保有に関する出費(又は現に徴収されなかった収入)。当該施策の一部を成す産品の民間備蓄に対する政府の援助もこれに含めることができる。

このような備蓄の量及びその形成は、食糧安全保障のみに関してあらかじめ定められた目標に応じたものとする。備蓄の形成及びその処分の過程は、財政的に透明性のあるものでなければならない。政府による食糧の購入は、その時点における市場価格で行うものとし、食糧安全保障のための備蓄からの売却は、産品及び品質に係るその時点における国内市場価格を下回らない価格で行う。

注1 この3の規定の適用上、透明性のある方法で運用され、かつ、公表された客観的な基準又は指針に従って実施される開発途上国における食糧安全保障のための政府の備蓄(食糧安全保障のための食糧の備蓄が管理価格により取得され及び放出される施策を含む。)は、この3の規定に適合するものとみなされる。この場合において、取得価格と外部基準価格との差は、助成会計量に算入される。

注2 この3の規定の適用上、開発途上国において都市及び農村の貧困層の食糧需要を合理的な価格で定期的に満たすことを目的として行われる補助された価格での食糧の供与は、この3の規定に適合するものとみなす。

4 国内における食糧の援助(注)

貧困層に対する国内における食糧の援助の供与に関する出費(又は現に徴収されなかった収入)

食糧の援助を受けるための適格性は、栄養上の目的に関して明確に定められた基準に照らして決定される。この援助は、適格性を有する受益者に対する食糧の直接供与の形態又は当該受益者が市場価格若しくは補助された価格で食糧を購入するための手段の提供の形態で行う。政府による食糧の購入は、その時点における市場価格で行うものとし、援助の資金調達及びその運用は、透明性のあるものとする。

注 この4の規定の適用上、開発途上国において都市及び農村の貧困層の食糧需要を合理的な価格で定期的に満たすことを目的として行われる補助された価格での食糧の供与は、この4の規定に適合するものとなす。

5 生産者に対する直接支払

生産者に対する直接支払（現物による支払及び現に徴収されなかった収入を含む。）による助成であって削減に関する約束の対象から除外されるものとして扱われるものは、1に定める基本的な基準のほか、6から13までに定める直接支払以外の既存の又は新たな類型の直接支払であって削減の対象から除外されるものとして扱われるものは、1に定める一般的な基準のほか、6の(ロ)から(ハ)までに定める基準に適合するものでなければならない。

6 生産に関連しない収入支持

- (a) この支払を受けるための適格性は、定められた一定の基準期間における収入、生産者又は土地所有者であるという事実、要素の使用、生産水準その他の明確に定められた基準に照らして決定される。
- (b) いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。
- (c) いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において行われる生産に係る国内価格又は国際価格に関連し又は基づくものであってはならない。
- (d) いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において使用される生産要素に関連し又は基づくものであってはならない。
- (e) この支払を受けるために、いかなる生産を行うことも要求されてはならない。

7 収入保険及び収入保証に係る施策への政府の財政的な参加

- (a) この支払を受けるための適格性は、農業から得られる収入のみを考慮して、過去三年間における若しくは過去五年間のうち収入が最大及び最小の年を除く三年間における総収入（同一又は同様の施策により受けた支払を除く。）の平均の三十パーセントに相当する価額又は純収入を用いて算定した同等の価額を超える収入の喪失があることに基づいて決定される。この条件を満たす生産者は、支払を受けるための適格性を有する。

- (b) この支払の額は、生産者がこの援助を受けるための適格性を有することとなった年の当該生産者の喪

失した収入の七十パーセント以上の額を補償するものであってはならない。

- (c) この支払の額は、収入にのみ関連するものとする。この額は、生産者により行われる生産の形態若しくは量（家畜の頭数を含む。）を、当該生産に係る国内価格若しくは国際価格又は使用される生産要素に関連するものであってはならない。

- (d) 生産者がこの7の規定に基づく支払及び8の規定（自然災害に係る救済）に基づく支払を同一の年において受ける場合には、これらの支払の総額は、生産者の損失の総額の百パーセント以上であってはならない。

8 自然災害に係る救済のための支払（直接行われるもの又は収穫についての保険に係る事業への政府の財政的な参加により行われるもの）

- (a) この支払を受けるための適格性は、自然災害又はこれに類する災害（病気の発生、有害動植物の大量発生、原子力事故及び当該加盟国の領域における戦争を含む。）が発生し又は発生しつつあることを政府の機関が公式に認めた後にのみ生ずるものとし、過去三年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントを超える生産の損失があることに基づいて決定される。

- (b) 災害の発生に伴って行われる支払は、自然災害による収入、家畜又は土地その他の生産要素に係る損失（獣医による家畜の処置に係る出費を含む。）についてのを行う。

- (c) 支払は、当該損失の補填のための総費用を超える額を補償するものであってはならず、また、将来の生産について特定の形態又は量を要件とし又は指定して行うものであってはならない。

- (d) 災害の発生中に行われる支払の額は、(b)に規定する損失の更なる発生を防止し又は緩和するために必要な水準を超えるものであってはならない。

- (e) 生産者がこの8の規定に基づく支払及び7の規定（収入保険及び収入保証に係る施策）に基づく支払を同一の年において受ける場合には、これらの支払の総額は、生産者の損失の総額の百パーセント以上であってはならない。

9 生産者の廃業に係る施策による構造調整援助

- (a) この支払を受けるための適格性は、市場性のある農産品の生産に従事する者の廃業又は農業以外の職業への転業を容易にするための施策において明確に定められた基準に照らして決定される。

- (b) 支払は、受益者が市場性のある農産品の生産を完全かつ恒久的に廃業することを条件として行う。

10 資源の使用の中止に係る施策による構造調整援助

- (a) この支払を受けるための適格性は、市場性のある農産品の生産についての土地その他の資源（家畜を含む。）の使用の中止のための施策において明確に定められた基準に照らして決定される。

- (b) 支払は、市場性のある農産品の生産について土地の使用を少なくとも三年間中止すること及び、家畜については、とさつ又は完全かつ恒久的に処分することを条件として行う。
- (c) 支払は、当該土地その他の資源を市場性のある農産品の生産を伴う代替的な使用に供することを要件とし又はそのような使用の方法を指定して行うものであってはならない。
- (d) 支払は、引き続き生産の用に供される土地その他の資源を使用して行われる生産の形態若しくは農又は当該生産に係る国内価格若しくは国際価格に関連するものであってはならない。

11 投資援助による構造調整援助

- (a) この支払を受けるための適格性は、生産者の活動に客観的に明らかにされた構造上の不利な状況に応じて経済的及び物理的な構造調整を行うことを援助するための政府の施策において明確に定められた基準に照らして決定される。このような施策に係る適格性は、農用地の再私有化のための明確に定められた政府の施策に基づいて決定することもできる。
- (b) いずれの年におけるこの支払の額も、(e)に規定する場合を除くほか、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量(家畜の頭数を含む)に関連し又は基づくものであってはならない。
- (c) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において行われる生産に係る国内価格又は国際価格に関連し又は基づくものであってはならない。
- (d) 支払は、当該支払に係る投資の実現のために必要な期間についてのみ行う。
- (e) 支払は、受益者に特定の産品を生産しないことを要求する場合を除くほか、受益者に対し特定の農産品の生産を義務付け又は何らかの方法で指定して行うものであってはならない。
- (f) 支払は、構造上の不利な状況についての補償のために必要な額に限定して行う。

12 環境に係る施策による支払

- (a) この支払を受けるための適格性は、明確に定められた環境又は保全に係る政府の施策の一部として決定されるものとし、当該政府の施策に定める具体的な条件(生産方法又は生産に投入される要素に関連するものを含む)が満たされることによって生ずる。
- (b) 支払の額は、政府の施策に従うことに伴う追加の費用又は収入の喪失に限定されるものとする。

13 地域の援助に係る施策による支払

- (a) この支払を受けるための適格性は、不利な地域の生産者のみが有する。そのような地域は、経済上及び行政上の明確な同一性を有する明確に指定された地理的に連続する区域であって、法令において明確に規定される中立的かつ客観的な基準(当該地域の困難が一時的な事情にとどまらない事情から生ずることを示すもの)に照らして不利であると考えられるものでなければならない。

- (b) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量(家畜の頭数を含む)に関連し又は基づくものであってはならない。ただし、当該生産の削減のために行う支払については、この限りでない。
- (c) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において行われる生産に係る国内価格又は国際価格に関連し又は基づくものであってはならない。
- (d) 支払は、適格性を有する地域の生産者のみが受けることができるものとし、当該地域のすべての生産者が受けることができるものとする。
- (e) 生産要素に関連する支払は、当該要素が一定の水準を超える場合には、適時的に行う。
- (f) 支払の額は、所定の地域において農業生産を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失に限定される。

附屬書三 国内助成(助成合計算量の算定)

- 1 第六条の規定に従うことを条件として、助成合計算量は、市場価格支持、削減の対象から除外されない直接支払及び削減に関する約束の対象から除外されないその他の補助金(その他の非除外政策)の対象となる基礎農産品について、産品ごとに算定する。産品が特定されない助成は、産品が特定されない一の助成合計算量(総額が貨幣表示されたもの)として合計する。
- 2 1に規定する補助金は、それぞれ、政府又はその機関による予算上の支出のほか、現に徴収されなかった収入を含む。
- 3 助成には、全国的規模のもの及び地方的規模のものの双方を含める。
- 4 生産者が支払う農業に特定された課徴金又は手数料は、助成合計算量から差し引く。
- 5 6から13までに規定するところにより基準期間について算定した助成合計算量は、国内助成の削減に関する約束の実施のための基準となる水準を構成する。
- 6 基礎農産品のそれぞれについて、個別の助成合計算量(総額が貨幣表示されたもの)を算定する。
- 7 助成合計算量は、関係する基礎農産品について実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階で算定する。農産品の加工業者についての措置は、当該措置が基礎農産品の生産者に利益を与える限度において含める。
- 8 市場価格支持
市場価格支持は、固定された外部基準価格と用いられた管理価格との差に当該管理価格の対象となる生産量を乗じた価額を用いて算定する。買入れ又は貯蔵に係る費用その他この差を維持するために行われる

予算上の支払は、助成合計算に含めない。

9 固定された外部基準価格については、千九百八十六年から千九百八十八年までの期間を基準とし、一般に、純輸出国においては基準期間における関係する基礎農産品の単位当たりの本船渡し価格の平均、純輸入国においては基準期間における関係する基礎農産品の単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均とする。固定された基準価格は、必要に応じて品質の差によって修正することができる。

10 削減の対象から除外されない直接支払

削減の対象から除外されない直接支払であって、価格の差に基づくものは、固定された基準価格と用いられた管理価格との差に当該管理価格の対象となる生産量を乗じた価額又は予算上の支出を用いて算定する。

11 固定された基準価格については、千九百八十六年から千九百八十八年までの期間を基準とし、一般に、支払の額を決定するために用いられた実際の価格とする。

12 削減の対象から除外されない直接支払であって価格以外の要素に基づくものは、予算上の支出を用いて算定する。

13 その他の非除外措置（農業生産に投入される要素に係る補助金及び市場活動に係る費用を軽減する措置その他の措置）

このような措置の価額は、政府の予算上の支出を用いて算定するものとし、予算上の支出を用いた算定が当該補助金の全体を反映しない場合には、補助金を算定する基礎は、補助金の交付を受けた物品又は役務の価格と類似の物品又は役務の代表的な市場価格との差に補助金の交付を受けた物品又は役務の数量を乗じた価額とする。

附属書四 国内助成（助成同等量の算定）

1 第六条の規定に従うことを条件として、助成同等量は、附属書三に規定する市場価格支持が存在する基礎農産品のうち、助成合計算のこの構成要素を算定することができないすべてのものについて算定する。

当該基礎農産品については、国内助成の削減に関する約束の実施のための基準となる水準は、2の規定に従って助成同等量により表示される市場価格支持に係る構成要素及び3の規定に従って評価される直接支払その他の削減の対象から除外されない助成から成る。助成には、全国的規模のもの及び地方的規模のものの双方を含める。

2 1に規定する助成同等量は、市場価格支持の対象となるすべての基礎農産品（実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階のもの）であって、助成合計算の市場価格支持に係る構成要素を算定することができる

ないものについて、産品ごとに算定する。当該基礎農産品については、市場価格支持に係る助成同等量は、用いられた管理価格及び当該管理価格の対象となる生産量を用いて又は、これが実行可能でない場合には、生産者価格を維持するために用いられた予算上の支出に基づいて算定する。

3 1の規定に該当する基礎農産品が、直接支払その他の産品が特定された補助金であって削減に関する約束の対象から除外されないものの対象である場合には、これらの措置に係る助成同等量は、助成合計算の対応する構成要素（附属書三の10から13までに規定するもの）について行う算定を基礎とする。

4 助成同等量は、関係する基礎農産品の実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階における補助金の額に基づいて算定する。農産品の加工業者についての措置は、当該措置が基礎農産品の生産者に利益を与える限度において含める。生産者が支払う農業に特定された課徴金又は手数料は、相当する額を助成同等量から差し引く。

附属書五 第四条2の規定に関する特例措置

第A部

1 第四条2の規定は、一次産品である農産品並びに当該一次産品である農産品を加工し及び（又は）調整した産品（以下「指定産品」という。）であって次の条件を満たすものについては、世界貿易機関協定の効力発生の日から適用されない（以下「特例措置」という。）。

(a) 千九百八十六年から千九百八十八年までの基準期間（以下「基準期間」という。）において、当該指定産品の輸入量が、対応する国内消費量の三パーセント未満であったこと。

(b) いかなる輸出補助金も、基準期間の開始時から当該指定産品について交付されていないこと。

(c) 効果的な生産制限措置が、当該一次産品である農産品についてとられていること。

(d) 当該指定産品が、マラケシュ議定書に附属する加盟国の議定書第一部第一B節において、食糧安全保障、環境保護その他の非貿易的関心事項の要素を反映する特例措置の対象として、「ST 附属書五」という記号によって指定されていること。

(e) 当該指定産品に関する最小限のアクセス機会が、当該加盟国の議定書第一部第一B節において明記されているとおり、実施期間の最初の年の開始時から基準期間における当該指定産品の国内消費量の四パーセントに相当しており、かつ、その後は実施期間の残余の期間において、毎年、基準期間における対応する国内消費量の〇・八パーセントずつ増大されていること。

2 加盟国は、実施期間中のいずれの年の開始時においても、6に定めるところに従い、当該指定産品に関する特例措置の適用を終了させることができる。この場合において、当該加盟国は、その時点において既

に効力を有している最小限度のアクセス機会を維持し、かつ、実施期間の残余の期間において、毎年、最小限度のアクセス機会を、基準期間における対応する国内消費量の〇・四パーセントずつ増大する。その後、この方法によって実施期間の最後の年について得られる最小限度のアクセス機会の水準を、当該加盟国の議許表において維持する。

3 1に規定する特例措置を実施期間の終了後において継続することができるかという問題に関する交渉については、非貿易的関心事項の要素を考慮に入れ、第二十条に規定する交渉の一部として実施期間自体の時間的枠組みの中で完了する。

4 3に規定する交渉の結果、加盟国が引き続き特例措置を適用することができることについて合意される場合には、当該加盟国は、当該交渉において決定される追加的かつ受入れ可能な譲許を与える。

5 実施期間の終了時において特例措置が継続されないこととなる場合には、当該加盟国は、6の規定を実施する。この場合において、実施期間の終了後における当該指定産品に関する最小限度のアクセス機会を、当該加盟国の議許表において、基準期間における対応する国内消費量の八パーセントの水準に維持する。

6 通常の関税以外の国境措置で当該指定産品について維持されているものは、特例措置の適用が終了する年の開始時から第四条2の規定の適用を受ける。当該指定産品は、通常の関税の対象となるものとし、当該通常の関税は、特例措置の適用が終了する年の開始時から及びその後において、実施期間を通じて少なくとも十五パーセントの引上げが毎年均等に分割して実施されていたならば適用されたであろう税率で当該加盟国の議許表において譲許され及び適用されるものとする。この関税は、付録に定める指針に従って算定される関税相当量に基づいて定める。

第B部

7 第四条2の規定は、開発途上加盟国の伝統的な食事における主要な基本食品である一次産品である農産品に關し、1の(a)から(d)までに規定する条件のほか、次の条件が、該当する農産品について満たされる場合には、世界貿易機関協定の効力発生の日から適用されない。

(a) 当該農産品に関する最小限度のアクセス機会が、当該開発途上加盟国の議許表第一部B節において明記されているとおり、実施期間の最初の年の開始時から基準期間における当該農産品の国内消費量の二パーセントに相当しており、かつ、実施期間の五番目の年の開始時において基準期間における対応する国内消費量の二パーセントに相当するように毎年均等に分割して増大されていること。当該農産品に関する最小限度のアクセス機会が、実施期間の六番目の年の開始時から基準期間における対応する国内消費量の二パーセントに相当しており、かつ、十番目の年の開始時まで基準期間における対応する国内消費量の四パーセントに相当するように毎年均等に分割して増大されていること。その後、この方法によって当該十番目の年について得られる最小限度のアクセス機会の水準が、当該開発途上加盟国の

議許表において維持されること。

(b) この協定の対象となる他の産品について適当な市場アクセス機会が提供されていること。

8 7に規定する特例措置を実施期間の開始時から十番目の年の終了後において継続することができるかという問題に関する交渉は、当該十番目の年自体の時間的枠組みの中で開始しかつ完了する。

9 8に規定する交渉の結果、加盟国が引き続き特例措置を適用することができることについて合意される場合には、当該加盟国は、当該交渉において決定される追加的かつ受入れ可能な譲許を与える。

10 7に規定する特例措置が実施期間の開始時から十番目の年を超えて継続されないこととなる場合には、当該農産品は、通常の関税(付録に定める指針に従って算定される関税相当量に基づいて定められるもの)の対象となるものとし、当該通常の関税は、当該加盟国の議許表において譲許されるものとする。その他の点については、6の規定が、この協定に基づいて開発途上加盟国に与えられる関連する特別のかつ異なる待遇に照らして修正された上で適用される。

附屬書五の付録 この附屬書の6及び10に規定する特定の目的のための関税相当量の算定の指針

1 関税相当量(従価税率又は従量税率のいずれの税率により表示されるものであるかを問わない。)の算定は、国内価格と国際価格との実際の差を用いて透明性のある方法で行う。使用するデータは、千九百八十六年から千九百八十八年までのものとする。関税相当量は、

(a) 原則として、統一システムの四桁番号の水準において設定する。

(b) 適当な場合には、統一システムの六桁番号の又はより詳細な水準において設定する。

(c) 加工され及び(又は)調製された産品については、一般的な場合には、一次産品である農産品に係る特定の関税相当量に、加工され及び(又は)調製された産品において当該一次産品である農産品が価額において又は物理的に占める割合のうちいずれか適当なものを乗することによって設定する。必要な場合には、その時点において産業に対して保護を与えている追加の要素が考慮される。

2 国際価格は、一般的な場合には、輸入国における実際の単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均とする。単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均が利用可能又は適当でない場合には、国際価格は、次の(a)又は(b)のいずれかとする。

(a) 近隣国における適当な単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均

(b) 適当な主要輸出国における単位当たりの本船渡し価格の平均に輸入国が負担する保険料、運賃その他の関連費用の見積りを加えることによって調整した価格から推定される価格

3 国際価格は、一般に、価格に関するデータに係る期間と同一の期間についての市場における為替相場

年次平均を用いて内国通貨に換算する。

4 国内価格は、一般的な場合には、国内市場における代表的な卸売価格とし、十分なデータが利用可能でない場合には、当該卸売価格の見積りとする。

5 当初の関税相当量については、必要な場合には、品質又は品種の違いを考慮に入れるために、適当な係数を用いて調整することができる。

6 これらの指針に従って得られる関税相当量が負の数値である場合又はその時点における課税率よりも低い場合には、当初の関税相当量は、その時点における課税率の水準とし又は当該産品についての各国の申出に基づいて設定することができる。

7 1から6までに定める指針に従って得られたであろう関税相当量の水準について調整が行われる場合には、関係する加盟国は、要請があるときは、適当な解決策について交渉するため、十分な協議の機会を与える。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定

加盟国は、

いかなる加盟国も、同様の条件の下にある加盟国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件として、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するために必要な措置を採用し又は実施することを妨げられるべきでないことを再確認し、

すべての加盟国において、人及び動物の健康並びに植物の衛生状態が向上することを希望し、

衛生植物検疫措置が二国間の協定又は議定書に基づいてしばしば適用されることに留意し、

衛生植物検疫措置の貿易に対する悪影響を最小限にするため、その企画、採用及び実施に当たっての指針となる規則及び規律の多数国間の枠組みを定めることを希望し、

この点に關し、国際的な基準、指針及び勧告が重要な役割を果たすことができることを認め、

加盟国が人、動物又は植物の生命又は健康に關する自国の適切な保護の水準を変更することを求められることなく、食品規格委員会及び国際獣疫事務局を含む関連国際機関並びに国際植物防疫条約の枠内で活動する関連国際機関及び関連地域機関が作成した国際的な基準、指針及び勧告に基づき、加盟国間で調和のとれた衛生植物検疫措置をとることが促進されることを希望し、

開発途上加盟国が、輸入加盟国による衛生植物検疫措置を遵守し及びその結果として市場へ進出するとき特別の困難に直面すること並びに自国の領域内において衛生植物検疫措置を定め及び適用するときに特別

の困難に直面することがあることを認め、また、この点に關する開発途上加盟国の努力を支援することを希望し、

よって、衛生植物検疫措置をとることに關連する千九百九十四年のガットの規定、特にその第二十条(イ)の規定(イ)の適用のための規則を定めることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

注 この協定において千九百九十四年のガット第二十條(イ)というときは、同條の註釋を含む。

第一条 一般規定

1 この協定は、国際貿易に直接又は間接に影響を及ぼすすべての衛生植物検疫措置について適用する。衛生植物検疫措置は、この協定に従って定められ、適用されるものとする。

2 この協定の適用上、附屬書Aに掲げる用語の意義は、同附屬書の定義に従う。

3 附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。

4 この協定は、その適用範囲外の措置について、貿易の技術的障害に關する協定に基づく加盟国の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条 基本的な権利及び義務

1 加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる権利を有する。ただし、衛生植物検疫措置が、この協定に反しないことを条件とする。

2 加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第五條7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

3 加盟国は、自国の衛生植物検疫措置により同一又は同様の条件の下にある加盟国の間(自国の領域その他の加盟国の領域との間を含む。)において恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。衛生植物検疫措置は、国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用してはならない。

4 衛生植物検疫措置は、この協定の関連規定に適合する場合には、衛生植物検疫措置をとることに關連する千九百九十四年のガットの規定、特にその第二十条(イ)の規定に基づく加盟国の義務に適合しているものと推定する。

第三条 措置の調和

1 加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。

2 衛生植物検疫措置は、国際的な基準、指針又は勧告に適合する場合には、人、動物又は植物の生命又は

健康を保護するために必要なものとみなすものとし、この協定及び千九百九十四年のガットの関連規定に適合しているものと推定する。

3 加盟国は、科学的に正当な理由がある場合又は当該加盟国が第五条の1から8までの関連規定に従い自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を決定した場合には、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される水準よりも高い衛生植物検疫上の保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し又は維持することができる。ただし、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される衛生植物検疫上の保護の水準と異なる衛生植物検疫上の保護の水準をもたらすすべての措置は、この協定の他のいかなる規定にも反してはならない。

注 この3の規定の適用上、「科学的に正当な理由がある場合」には、加盟国が、入手可能な科学的情報のこの協定の関連規定に適合する検討及び評価に基づいて、関連する国際的な基準、指針又は勧告が自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために十分ではないと決定した場合を含む。

4 加盟国は、関連国際機関及びその補助機関、特に食品規格委員会及び国際獣疫事務局並びに国際植物防疫条約の枠内で活動する国際機関及び地域機関において、これらの機関における衛生植物検疫措置のすべての側面に関する国際的な基準、指針及び勧告の作成及び定期的な再検討を促進するため、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。

5 第十二条の1及び4に規定する衛生植物検疫措置に関する委員会(この協定において「委員会」という)は、国際的な措置の調和の過程を監視する手続を作成し、及び関連国際機関とこの点について相互に協力する。

第四条 措置の同等

1 加盟国は、他の加盟国の衛生植物検疫措置が、当該加盟国又は同種の産品の貿易を行っている第三国(加盟国に限る)の衛生植物検疫措置と異なる場合であっても、輸出を行う当該他の加盟国が輸入を行う当該加盟国に対し、輸出を行う当該他の加盟国の衛生植物検疫措置が輸入を行う当該加盟国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成することを客観的に証明するときは、当該他の加盟国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、要請に応じ、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入を行う当該加盟国に与えられる。

2 加盟国は、要請に応じ、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定について、二国間又は多数国間で合意するために協議を行う。

第五条 危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定

1 加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、自国の衛生植物検疫措置を人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいて

とすることを確保する。

2 加盟国は、危険性の評価を行うに当たり、入手可能な科学的証拠、関連する生産工程及び生産方法、関連する検査、試料採取及び試験の方法、特定の病気又は有害動物植物の発生、有害動物植物又は病気の無発地域が存在、関連する生態学上及び環境上の状況並びに検疫その他の処置を考慮する。

3 加盟国は、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価を行い及びこれらに対する危険からの衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置を決定するに当たり、関連する経済的な要因として、次の事項を考慮する。

有害動物植物又は病気の侵入、定着又はまん延の場合における生産又は販売の減少によって測られる損害の可能性

輸入加盟国の領域における防除又は撲滅の費用

危険を限定するために他の方法をとる場合の相対的な費用対効果

4 加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を決定する場合には、貿易に対する悪影響を最小限にするという目的を考慮すべきである。

5 人の生命若しくは健康又は動物及び植物の生命若しくは健康に対する危険からの「衛生植物検疫上の適切な保護の水準」の定義の適用に当たり整合性を図るため、各加盟国は、異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準について恣意的又は不当な区別を設けることが、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすこととなる場合には、そのような区別を設けることを回避する。加盟国は、この5の規定の具体的な実施を促進するための指針を作成するため、第十二条の1から3までの規定に従って委員会において協力する。委員会は、指針の作成に当たり、人の健康に対する危険であって人が任意に自らをさらすものの例外的な性質を含むすべての関連要因を考慮する。

6 第三条2の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため衛生植物検疫措置を定め又は維持する場合には、技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことを確保する。(注)

注 この6の規定の適用上、一の措置は、技術的及び経済的実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の措置であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該一の措置よりも小さいものがある場合を除くほか、必要である以上に貿易制限的でない。

7 加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価の

ために必要な追加の情報を得よう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。

8 加盟国は、他の加盟国が導入し又は維持する特定の衛生植物検疫措置が、自国の輸出を抑制し又は抑制する可能性を有すると信ずる理由がある場合において、当該衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に基づいていないと信じて又は関連する国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しないと信ずる理由があるときは、当該衛生植物検疫措置をとる理由について説明を要求することができるものとし、当該衛生植物検疫措置を維持する加盟国は、その説明を行う。

第六条 有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整
1 加盟国は、自国の衛生植物検疫措置を産品の原産地又は仕向地である地域（一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。）の衛生植物検疫上の特性に対応して調整することを確保する。加盟国は、地域の衛生植物検疫上の特性を評価するに当たり、特に特定の病気又は有害動植物の発生の程度、撲滅又は防除の計画の有無及び関連国際機関が作成する適当な規格又は指針を考慮する。

2 加盟国は、特に、有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域の制度を認める。これらの地域の決定は、地理、生態系、疫学的監視、衛生植物検疫上の防除の有効性等の要因に基づいて行う。

3 自国の領域内の地域が有害動植物又は病気の無発生地域又は低発生地域であると主張する輸出加盟国は、当該地域が有害動植物又は病気の無発生地域又は低発生地域であり、かつ、そのような状況が継続する見込みがあることを輸入加盟国に客観的に証明するため、その主張についての必要な証拠を提供する。このため、要請に応じ、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入加盟国に与えられる。

第七条 透明性の確保

加盟国は、附屬書Bの規定に従い、自国の衛生植物検疫措置の変更を通報するものとし、また、自国の衛生植物検疫措置についての情報を提供する。

第八条 管理、検査及び承認の手続

加盟国は、添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関する国内制度を含む自国の管理、検査及び承認の手続の運用に当たり附屬書Cの規定を遵守するものとし、これらの手続がこの協定の規定に反しないことを確保する。

第九条 技術援助

1 加盟国は、二国間で又は適当な国際機関を通じて、他の加盟国（特に開発途上加盟国）に対する技術援助の供与を促進することに合意する。当該技術援助は、特に、生産工程関連技術、研究及び基礎の整備（国内の規制機関の設立に関するものを含む。）の分野において、助言、信用供与及び贈与の形態によって行う

ことができる。当該技術援助には、当該他の加盟国が、その輸出市場において衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な衛生植物検疫措置に適用し、かつ、これを遵守することができるようにするための技術的な専門知識、訓練及び設備を求めるための技術援助が含まれる。

2 輸入加盟国は、その衛生植物検疫上の要件を開発途上輸出加盟国が満たすために多額の投資が必要な場合には、開発途上加盟国がその関係する産品について市場へ進出する機会を維持し及び拡大することを可能にするような技術援助を与えることを考慮する。

第十条 特別のかつ異なる待遇

1 衛生植物検疫措置の立案及び運用に当たり、加盟国は、開発途上加盟国（特に後発開発途上加盟国）の特別のニーズを考慮する。

2 衛生植物検疫上の適切な保護の水準に照らして新たな衛生植物検疫措置を段階的に導入する余地がある場合には、開発途上加盟国が関心を有する産品については、その輸出の機会が維持されるよう、遵守のための一層長い期間が与えられるべきである。

3 委員会は、開発途上加盟国がこの協定を遵守することができるように、要請に応じ、当該開発途上加盟国の資金上、貿易上及び開発上のニーズを考慮し、この協定に基づく義務を、全部又は一部につき特定し、かつ、一定の期限を付して、免除することを当該開発途上加盟国に認めることができる。

4 加盟国は、関連国際機関への開発途上加盟国の積極的な参加を奨励し、及び促進すべきである。

第十一条 協議及び紛争解決

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決手続によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十一条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

2 科学的又は技術的な問題を含むこの協定に係る紛争において、小委員会は、小委員会が紛争当事国と協議の上選定した専門家からの助言を求めるべきである。このため、小委員会は、適当と認めるときは、いずれか一方の紛争当事国の要請により又は自己の発意に基づいて、技術専門家諮問部会を設置し又は関連国際機関と協議することができる。

3 この協定のいかなる規定も、他の国際的な合意に基づく加盟国の権利（他の国際機関のあつせん若しくは紛争解決又は国際的な合意に基づいて設立するあつせん若しくは紛争解決のための制度を利用する権利を含む。）を害するものではない。

第十二条 運用

1 協議のための定期的な場を設けるため、この協定により衛生植物検疫措置に関する委員会を設置する。委員会は、この協定の実施及びこの協定の目的の達成（特に措置の調和に関するもの）のために必要な任

務を遂行する。委員会は、コンセンサス方式によってその決定を行う。

2 委員会は、特定の衛生植物検疫上の問題について、加盟国間の協定又は交渉を奨励し、及び促進する。委員会は、国際的な基準、指針又は勧告がすべての加盟国において用いられることを奨励し、これに關し、食品添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定のための国際制度と国内制度との間及び国際的な取組方法と国内の取組方法との間の調整及び統合を進めることを目的とする技術的な協議及び研究を支援する。

3 委員会は、この協定の運用のために入手可能な最善の科学上及び技術上の助言を確保することを目的とし、並びに活動における不必要な重複を避けることを確保するため、衛生植物検疫上の保護の分野における関連国際機関、特に食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約事務局との密接な連絡を維持する。

4 委員会は、国際的な措置の調和の過程及び国際的な基準、指針又は勧告の使用を監視する手続を作成する。このため、委員会は、関連国際機関と共に、委員会が貿易に重大な影響があると決定した衛生植物検疫措置に關する国際的な基準、指針又は勧告についての表を作成すべきである。当該表には、国際的な基準、指針又は勧告であつて、加盟国が、輸入のための条件として適用し、又は当該基準に適合する輸入産品の当該加盟国への市場進出の根拠とするものについての当該加盟国による記述を含むべきである。加盟国は、国際的な基準、指針又は勧告を輸入のための条件として適用していない場合には、その理由、特に、当該基準が衛生植物検疫上の適切な保護の水準を与えるために十分に厳格ではないと認めるか認めないかを記述すべきである。加盟国は、輸入のための条件として、国際的な基準、指針又は勧告を使用することを表明した後には自国の立場を変更する場合には、事務局及び関連国際機関にその変更を説明し及び通報すべきである。ただし、附属書Bの手続に基づく通報及び説明を行う場合は、この限りでない。

5 委員会は、不必要な重複を避けるために、適当な場合には、関連国際機関が運用している手続、特に通報手続によって得られた情報を利用することを決定することができる。

6 委員会は、一の加盟国の発意に基づき、特定の国際的な基準、指針又は勧告に關する特定の事項(4の規定に従つて記述された不適用の説明の根拠を含む)の検討のため、関連国際機関又はその補助機関を適當な経路を通じて招請することができる。

7 委員会は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年で及びその後は必要に應じ、この協定の運用及び実施について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、この協定を改正する提案を物品の貿易に關する理事會に提出することができる。

第十三条 実施

加盟国は、この協定上のすべての義務の遵守についてこの協定に基づく完全な責任を負う。加盟国は、中

央政府機関以外の機関によるこの協定の遵守を支援する積極的な手段及び制度を企画立案し、実施する。加盟国は、自国の領域内の非政府機関及び自国の領域内の関連団体が構成員である地域機関がこの協定の関連規定に従うことを確保するため、利用し得る適切な手段を講ずる。更に、加盟国は、当該地域機関、非政府機関又は地方政府機関がこの協定に反する態様で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような手段を講じてはならない。加盟国は、非政府機関がこの協定を遵守している場合にのみ、衛生植物検疫措置を実施するために当該非政府機関の役務が利用されることを確保する。

第十四条 最終規定

後発開発途上加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後五年間、自国の衛生植物検疫措置であつて輸入又は輸入産品に關するものについて、この協定の適用を延期することができる。他の開発途上加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後一年間、自国の衛生植物検疫措置であつて輸入又は輸入産品に關するものについて、この協定の規定(第五条8及び第七条の規定を除く)の適用が技術的専門知識、技術的基盤又は資金の欠如により妨げられる場合には、当該規定の適用を延期することができる。

附属書A 定義(注)

注 この定義の適用上、「動物」には鳥類及び野生動物を、「植物」には樹木及び野生植物を、「有害動物」には雑草並びに「汚染物質」には農薬及び動物用医薬品の残留物並びに異物を含む。

1 「衛生植物検疫措置」とは、次のことのために適用される措置をいう。

- (a) 有害動物、病氣、病気を媒介する生物又は病気を引き起こす生物の侵入、定着又はまん延によって生ずる危険から加盟国の領域内において動物又は植物の生命又は健康を保護すること。
- (b) 飲食物又は飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素又は病気を引き起こす生物によって生ずる危険から加盟国の領域内において人又は動物の生命又は健康を保護すること。
- (c) 動物若しくは植物若しくはこれらを原料とする産品によって媒介される病氣によって生ずる危険又は有害動物の侵入、定着若しくはまん延によって生ずる危険から加盟国の領域内において人の生命又は健康を保護すること。
- (d) 有害動物の侵入、定着又はまん延による他の損害を加盟国の領域内において防止し又は制限すること。

衛生植物検疫措置には、関連するすべての法令、要件及び手続を含む。特に、次のものを含む。

最終産品の規格、
生産工程及び生産方法
試験、検査、認証及び承認の手続

検査（動物若しくは植物の輸送に関する要件又はこれらの輸送の際の生存に必要な物に関する要件を含む。）

関連する統計方法、試料採取の系統及び危険性の評価の方法に関する規則

包装に関する要件及びラベル等による表示に関する要件であつて食品の安全に直接関係するもの

2 「措置の調和」とは、二以上の加盟国による共通の衛生植物検査措置の制定、認定及び適用をいう。

3 「国際的な基準、指針及び勧告」とは、次のものをいう。

(a) 食品の安全については、食品規格委員会が制定した基準、指針及び勧告であつて、食品添加物、動物用医薬品及び農薬の残留物、汚染物質、分析及び試料採取の方法並びに衛生的な取扱いに係る規程及び指針に関するもの

(b) 動物の健康及び人畜共通伝染病については、国際獣疫事務局の主催の下で作成された基準、指針及び勧告

(c) 植物の健康については、国際植物防疫条約事務局の主催の下で同条約の枠内で活動する地域機関と協力して作成された国際的な基準、指針及び勧告

(d) (a)から(c)までの機関等が対象としていない事項については、すべての加盟国の加盟のため開放されている他の関連国際機関が定めて委員会が確認した適当な基準、指針及び勧告

4 「危険性の評価」とは、適用し得る衛生植物検査措置の下での輸入加盟国の領域内における有害動植物若しくは病気の侵入、定着若しくはまん延の可能性並びにこれに伴う潜在的な生物学上の及び経済的な影響についての評価又は飲食物若しくは飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素若しくは病気を引き起こす生物の存在によつて生ずる人若しくは動物の健康に対する悪影響の可能性についての評価をいう。

5 「衛生植物検査上の適切な保護の水準」とは、加盟国の領域内における人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために衛生植物検査措置を制定する当該加盟国が適切と認める保護の水準をいう。

6 「有害動植物又は病気の無発生地域」とは、一の地域（一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。）であつて、特定の有害動植物又は病気が発生していないことを権限のある当局が確認しているものをいう。

注釈 有害動植物又は病気の無発生地域は、特定の有害動植物又は病気が発生することが知られているが当該特定の有害動植物又は病気を封じ込め又は撲滅する地域的防除措置（保護及び監視の実施並びに緩衝地帯の設定等）が適用されている地域（一の国の領域の範囲内であるか二以上の国の領域の一部又は全部を含む地域であるかを問わない。）を取り囲むか、これらの地域によつて取り囲まれるか又はこれらの地域に隣接することがある。

7 「有害動植物又は病気の低発生地域」とは、一の地域（一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。）であつて、特定の有害動植物又は病気が低い水準で発生し、かつ、効果的な監視、防除又は撲滅の措置が適用されていることを権限のある当局が確認しているものをいう。

附属書B 衛生植物検査上の規制の透明性の確保

規制の公表

1 加盟国は、制定されたすべての衛生植物検査上の規制（注を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように速やかに公表することを確保する。）

注 衛生植物検査措置のうち一般的に適用される法令をいう。

2 加盟国は、緊急事態の場合を除くは、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその産品及び生産方法を輸入加盟国の要求に適合させるための期間を与えるため、衛生植物検査上の規制の公表と実施との間に適当な期間を置く。

照会所

3 各加盟国は、利害関係を有する加盟国からのすべての妥当な照会に応じ及び次の事項に関する関連文書を提供する責任を有する一の照会所を設けることを確保する。

(a) 自国の領域内において制定され又は提案された衛生植物検査上の規制

(b) 自国の領域内において運用されている管理及び検査の手段、生産及び検査に係る処置並びに農薬の許容限度の設定及び食品添加物の承認の手段

(c) 危険性の評価の手段及び衛生植物検査上の適切な保護の水準の決定並びにこれらについて考慮に入れる要因

(d) 衛生植物検査措置に係る国際機関及び国際的な制度並びに地域機関及び地域的な制度並びにこの協定の範囲内の二国間及び多数国間の協定及び取極への自国又は自国の領域内の関連機関の加盟及び参加の状況並びに当該協定及び取極の条文

4 加盟国は、利害関係を有する加盟国が文書の写しを要求した場合には、送付に係る費用を除くは、当該写しが自国民（注）に要求される価格と同一の価格で提供されることを確保する。

注 この協定において「自国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現業かつ農産物の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

通報手続

- 5 加盟国は、提案された衛生植物検疫上の規制について、国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しない場合又は当該提案された衛生植物検疫上の規制の内容が国際的な基準、指針若しくは勧告の内容と実質的に同一でない場合において、当該提案された衛生植物検疫上の規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、
 - (a) 特定の規制を導入しようとしている旨を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように早い段階で公告する。
 - (b) 提案された規制が対象とする産品を、当該提案された規制の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該提案された規制に対する修正を行うこと及び意見を考慮することが可能な早い段階で行う。
 - (c) 要請に応じ、提案された規制の写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、国際的な基準、指針又は勧告と実質的に相違する部分を明示する。
 - (d) 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその意見及び討議の結果を考慮する。
 - 6 加盟国は、健康の保護に係る緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、5の(a)から(d)までの通報手続のうち必要と認めるものを省略することができる。ただし、次のことを行うことを条件とする。
 - (a) 特定の規制及びその対象とする産品を、当該規制の目的及び必要性に関する簡潔な記述(緊急の問題の性格についての記述を含む。)と共に事務局を通じて他の加盟国に直ちに通報すること。
 - (b) 要請に応じ規制の写しを他の加盟国に提供すること。
 - (c) 他の加盟国に書面による意見の提出を認めるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその意見及び討議の結果を考慮すること。
 - 7 事務局への通報は、英語、フランス語又はスペイン語によって行う。
 - 8 先進加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、特定の通報が対象とする文書の写し又は、当該文書が長大なものであるときは、当該文書の要約を英語、フランス語又はスペイン語によって提供する。
 - 9 事務局は、通報の写しをすべての加盟国及び関係を有する国際機関に速やかに送付するものとし、開発途上加盟国が特に関心を有する産品に関する通報については、開発途上加盟国の注意を喚起する。
 - 10 加盟国は、5から8までの規定に従い通報手続に関するこの協定の規定を国家的規模において実施する責任を負う単一の中央政府当局を指定する。
- 一般的留意事項
- 11 この協定のいかなる規定も、加盟国に対して次のことを要求するものと解してはならない。

- (a) 自国の言語以外の言語による原案の詳細若しくは写しの提供又は文書の公表。ただし、8の規定が適用される場合を除く。
 - (b) 衛生植物検疫措置に係る法令の実施を妨げることとなるような又は特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示
- 附屬書C 管理、検査及び承認の手続(注)
- 注 管理、検査及び承認の手続には、特に、試料採取、試験及び認証の手続を含む。
- 1 加盟国は、衛生植物検疫措置の実施を確認し及び確保するための手続について、次の(a)から(i)までに規定することを確保する。
 - (a) 手続が、不当に遅延することなく、かつ、輸入産品が同種の国内産品よりも不利でない方法で、行われ、完了すること。
 - (b) 次のことを行うこと。
 - 各手続の処理に要する標準的な期間が公表され、又は要請に応じ処理に要する予想される期間が申請者に通知されること。
 - 権限のある機関が、申請を受理した場合には、書類が不備でないことについての審査を速やかに行い、及びすべての不備について正確かつ十分な方法で申請者に通知すること。
 - 権限のある機関が、必要に応じて是正手段がとられるように、手続の結果を正確かつ十分な方法で申請者にできる限り速やかに伝達すること。
 - 申請に不備がある場合であっても、申請者が要請するときは、権限のある機関が実行可能な限り手続を進めること。
 - 申請者が、その要請により、手続の段階を通知され、及び遅延があればその説明を受けること。
 - (c) 要求される情報が、適切な管理、検査及び承認の手続(添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関するものを含む。)に必要なものに限定されること。
 - (d) 管理、検査及び承認から得られ又はこれらに関連して提供される輸入産品に関する情報の秘密が、国内原産の産品よりも不利でない方法で、かつ、正当な商業上の利益が保護されるような方法で尊重されること。
 - (e) 産品の個々の試料の管理、検査及び承認のための要件が妥当かつ必要なものに限られること。
 - (f) 輸入産品の手続に課されるいかなる手数料も、同種の国内原産の産品又は他のいづれかの加盟国を原産地とする産品に課される手数料との関係において公平なものとし、また、役務の実際の費用よりも高額のものとすべきでないこと。

(四) 手続に用いる施設の場所の選択及び試料の抽出については、申請者、輸入業者若しくは輸出業者又はこれらの代理人に対する不便を最小限にするように輸入産品に係るものと国内原産の産品に係るものとの間において同一の規程が用いられるべきであること。

(五) 適用される規制に照らして産品の管理及び検査が行われた後に当該産品の仕様が変更された場合には、仕様が変更された産品に対する手続が、当該産品が関連する規制に引き続き適合しているという十分な確信が得られるか得られないかを決定するために必要なものに限定されること。

(六) 手続の運用に關し立てられた不服を審査し及び申し立てられた不服が正当とされた場合には是正手続をとるための手続が用意されていること。

輸入加盟国は、食品添加物の使用の承認のための又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定のための制度であつて、承認がなければ産品の自国内における市場への進出を禁止し又は制限するものを運用している場合には、最終的な決定が行われるまでの間、市場への進出を認める根拠として関連する国際的な基準を使用することを考慮する。

2 衛生植物検疫措置が生産の段階における規制について定めている場合には、自国の領域内において生産が行われている加盟国は、当該規制及び規制を行う当局の事務を容易にするために必要な支援を行う。

3 この協定のいかなる規定も、加盟国が自国の領域内において妥当な検査を行うことを妨げるものではない。

繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定

加盟国は、

関係がプンタ・デル・エステにおいて、「繊維及び繊維製品（衣類を含む）」の分野における交渉は、強化されたガットの規則及び規律に基づいて、その部門を究極的にガットに統合することを可能とし、もつて貿易の一層の自由化という目的に貢献するような方法を確立することを目標とする」ことを合意したことを想起し、

また、千九百八十九年四月の貿易交渉委員会の決定において、統合の過程がウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉の終了後に開始されるべきであり、かつ、漸進的な性格を有すべきであることが合意されたことを想起し、

更に、後発開発途上加盟国に特別の待遇が与えられるべきであることが合意されたことを想起して、ここに、次のとおり協定する。

第一条

1 この協定は、繊維及び繊維製品（衣類を含む。以下「繊維製品等」という。）の部門を千九百九十四年のガットに統合する経過期間中に加盟国により適用される規定を定める。

2 加盟国は、供給の小さい加盟国にとって意義のある市場進出の機会の増大及び繊維製品等の貿易の分野に新たに加わった加盟国にとって商業上重要な貿易の機会の増大を図るため、次条18及び第六條6(b)の規定を利用することを合意する。（注）

注 後発開発途上加盟国も、その輸出について、可能な限りこの規定による利益を受けることができる。

3 加盟国は、千九百八十六年以後、繊維製品の国際貿易に関する取極（この協定において「MFA」という。）の有効期間を延長する議定書を受諾していない加盟国の状況につき適当な考慮を払い、この協定の規定を適用するに当たり、これらの加盟国に対し可能な限り特別の待遇を与える。

4 加盟国は、綿の生産輸出加盟国と協議の上、当該生産輸出加盟国の特別の利益がこの協定の実施に当たり反映されるべきであることを合意する。

5 加盟国は、繊維製品等の部門の千九百九十四年のガットへの統合を促進するため、継続的かつ自律的な産業調整及び自国の市場における競争の増進を考慮すべきである。

6 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、世界貿易機関協定及び多角的貿易協定に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

7 この協定の適用の対象となる繊維製品等は、附属書に掲げる。

第二条

1 MFA第四条の規定に基づいて維持されている二国間取極の範囲内のすべての数量制限又は同第七条若しくは同第八条の規定に基づいて通報されているすべての数量制限であつて、世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に有効なものは、当該数量制限を維持している加盟国により、世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、第八条に規定する繊維・繊維製品監視機関（この協定において「TMB」という。）に対し、規制水準及び伸び率並びに弾力性に係る規定を含め詳細に通報されるものとする。加盟国は、千九百四十七年のガットの締結期間で維持されている当該数量制限であつて、世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に有効なものについては、世界貿易機関協定の効力発生の日からこの協定により規律されることを合意する。

2 TMBは、すべての加盟国に対し、1に規定するTMBへの通報を参考のために送付する。いずれの加盟国も、その送付の後六十日以内に、当該通報に關し適当と認める見解につきTMBの注意を喚起することが出来る。この見解は、他の加盟国に対し、参考のために送付される。TMBは、関係加盟国に対し、適当な場合には、勧告を行うことができる。

3 1の規定に基づいて通報される制限の十二箇月の期間が世界貿易機関協定の効力発生の日の直前の十二

箇月の期間と一致していない場合には、関係加盟国は、当該制限の期間を協定年(注)に一致させるための措置及びこの条の規定を実施するために当該制限の調整された基準となる水準を設けるための措置につき、相互に合意すべきである。関係加盟国は、合意に達するため、いずれか一方の関係加盟国の要請により、直ちに協議を開始することを合意する。当該措置については、特に、近年の季節ごとの貨物量の推移を考慮に入れる。この協議の結果は、TMBに通報されるものとし、TMBは、関係加盟国に対し適当と認める勧告を行う。

注「協定年」とは、世界貿易機関協定の効力発生の日から始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月ごとの期間をいふ。

4 1の規定に基づいてTMBに通報された制限は、世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に各加盟国が適用していた制限の全体を構成するものとみなす。この協定の規定又は千九百九十四年のガットの関連する規定(注)に基づく場合を除くほか、産品又は加盟国に着目した新たな制限は、これを導入してはならない。世界貿易機関協定の効力発生の日から六十日以内に通報されない制限は、直ちに終了する。

注「千九百九十四年のガットの関連する規定」というときは、千九百九十四年のガットに統合されていない産品については、第十九条の規定を含まない。ただし、附属書3の規定に明記されている産品については、この限りでない。

5 世界貿易機関協定の効力発生の日前にMFA第三条の規定に基づいてとられた一方的措置であつて、MFAに基づいて設置された繊維監視機関(この協定において「TSB」という。)により既に審査が行われたものは、当該一方的措置に定められた期間、引き続き効力を有することができる。ただし、その期間は、十二箇月を超えてはならない。TSBがそのような審査を行う機会を有しなかった当該一方的措置は、MFA第三条の規定に基づいてとられた措置に関する規則及び手続に従つてTMBが審査する。世界貿易機関協定の効力発生の日前にMFA第四条の規定に基づいて締結された取極の下でとられた措置であつて、TSBが審査する機会を有しなかった紛争の対象であるものは、当該審査に適用されるMFAの規則及び手続に従つてTMBが審査する。

6 各加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日に、統一システム番号又は産品の分類に従い、附属書に掲げる産品の千九百九十年における各加盟国の総輸入量の十六パーセントを下回らない輸入量を占める産品を千九百九十四年のガットに統合する。統合される産品には、トップ及び糸、織物、衣類並びにその他の仕上げられた繊維製品等の四の群のそれぞれの産品を含む。

7 関係加盟国は、6の規定に基づいてとる措置の詳細を次の規定に従つて通報する。

(a) 世界貿易機関協定の効力発生の日のいかに問はず、1の規定に該当する制限を維持している加盟国は、千九百九十四年四月十五日の閣僚決定により定められた日以前に6の規定に基づいてとる措置の詳細をガット事務局に通報する。同事務局は、他の参加国に対し、その通報を参考のため直ちに送付する。

その通報は、21の規定の適用上、TMBが設置された時にTMBに提供される。

(b) 第六条1の規定に従い同条の規定を利用する権利を保持した加盟国は世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、前条3の規定の対象となる加盟国は世界貿易機関協定の効力発生の日の後十二箇月以内に、6の規定に基づいてとる措置の詳細をTMBに通報する。TMBは、他の加盟国に対し、その通報を参考のため送付し、21に定めるところに従つてその通報の審査を行う。

8 残存産品、すなわち、6の規定により千九百九十四年のガットに統合されることとならない産品は、統一システム番号又は産品の分類により次のとおり三段階で統合される。

(a) 世界貿易機関協定の効力発生の後三十七番目の月の初日に、附属書に掲げる産品の千九百九十年における各加盟国の総輸入量の十七パーセントを下回らない輸入量を占める産品が統合される。加盟国によって統合される産品には、トップ及び糸、織物、衣類並びにその他の仕上げられた繊維製品等の四の群のそれぞれの産品を含む。

(b) 世界貿易機関協定の効力発生の後八十五番目の月の初日に、附属書に掲げる産品の千九百九十年における各加盟国の総輸入量の十八パーセントを下回らない輸入量を占める産品が統合される。加盟国によって統合される産品には、トップ及び糸、織物、衣類並びにその他の仕上げられた繊維製品等の四の群のそれぞれの産品を含む。

(c) 世界貿易機関協定の効力発生の後百二十一番目の月の初日に、繊維製品等の部門が千九百九十四年のガットに統合され、この協定に基づくすべての制限が撤廃される。

9 第六条1の規定に従い同条の規定を利用する権利を保持しない旨の意図を通報した加盟国は、この協定の適用上、繊維製品等を千九百九十四年のガットに統合しているものとみなす。よつて、当該加盟国は、6から8まで及び11の規定を遵守することを免除される。

10 この協定のいかなる規定も、6及び8の規定に基づく統合の計画を提出した加盟国が当該計画に定める日前に産品を千九百九十四年のガットに統合することを妨げるものではない。ただし、そのような統合は、協定年の初めに実施されるものとし、また、その詳細は、すべての加盟国に送付するためその実施の少なくとも三箇月前にTMBに通報される。

11 8の規定に基づく統合のそれぞれの計画は、その実施の少なくとも十二箇月前にTMBにその詳細が通報される。TMBは、すべての加盟国に当該計画を送付する。

12 8に規定する残存産品に関する制限の基準となる水準は、1に規定する規制水準とする。

13 この協定の第一段階、世界貿易機関協定の効力発生の日から同協定が有効な三十六番目の月(同月を含む。)までの間においては、世界貿易機関協定の効力発生の日前十二箇月間を対象とする有効なMFAの下での二国間取極に基づくそれぞれの制限の規制水準は、各制限に定める伸び率を十六パーセント増加さ

せられたものを下回らない伸び率により毎年増加する。

14 物品の貿易に関する理事会又は紛争解決機関が第八条12の規定に基づき別段の決定を行う場合を除くほか、残余のそれぞれの制限の規制水準は、この協定の第二段階及び第三段階においては、それぞれ次の(a)及び(b)に定める伸び率を下回らない伸び率により毎年増加する。

(a) 第二段階(世界貿易機関協定が有効な三十七番目の月から八十四番目の月(両月を含む)までの間)においては、第一段階におけるそれぞれの制限に係る伸び率を二十五パーセント増加させた伸び率

(b) 第三段階(世界貿易機関協定が有効な八十五番目の月から百二十番目の月(両月を含む)までの間)においては、第二段階におけるそれぞれの制限に係る伸び率を二十七パーセント増加させた伸び率

15 この協定のいかなる規定も、加盟国が、この条の規定に基づいて維持しているいずれかの制限を経過期間中のいずれかの協定の初めに撤廃することを妨げるものではない。ただし、その撤廃が、実施される少なくとも三箇月前に関係輸出加盟国及びTMBに対し、通報されている場合に限り、事前の通報の期間中は、規制を受けている加盟国との合意により三十日まで短縮することができる。TMBは、その通報をすべての加盟国に送付する。この15に定める制限の撤廃を検討するに当たり、関係加盟国は、他の加盟国からの類似の輸出品の取扱いについて考慮する。

16 この条の規定に基づいて維持されるすべての制限に適用される弾力性に係る規定、すなわち、振替、繰越し及び繰入れは、世界貿易機関協定の効力発生の日の前十二箇月間を対象とするMFAの下での二箇月間取極に定められているものと同一とする。振替、繰越し及び繰入れを組み合わせて使用することに対しては、いかなる数値的上限も設定してはならず、また、これを維持してはならない。

17 この条の規定の実施に関連して必要と認められる運営管理上の措置は、関係加盟国間で合意される。当該措置は、TMBに通報される。

18 世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に自国の輸出品が制限を受けている加盟国であって、その制限の対象となっている量が、千九百九十一年十一月三十一日の時点において輸入加盟国によって課された制限(この条の規定に基づいて通報されたものに限り)の対象となっていない数量の一・二パーセント以下であったものについては、13及び14に規定する伸び率の一段階早めの適用により又はこれと少なくとも同等の、基準となる水準及び増加並びに弾力性に係る規定の異なる組合せについての相互に合意される変更により、世界貿易機関協定の効力発生の日に及びこの協定の有効期間中、当該加盟国の輸出品の市場進出の機会のある改善を行う。このような改善措置は、TMBに通報される。

19 この協定の有効期間中、特定の産品がこの条の規定に基づき千九百九十四年のガットに統合された直後の一年の期間のいずれかの時点において当該産品に関し千九百九十四年のガット第十九条の規定に基づくセーフガード措置を加盟国がとる場合には、20の規定に従うことを条件として、セーフガードに関する協

定により解釈される千九百九十四年のガット第十九条の規定が適用される。

20 関係輸入加盟国は、19に規定するセーフガード措置を関税以外の手段を用いてとる場合において、輸出加盟国(その特定の産品の輸出が当該措置をとる直前の一年の期間のいずれかの時点においてこの協定に基づく制限を受けていた輸出加盟国に限る。)の要請があるときは、千九百九十四年のガット第十三条2(d)に定める方法で当該措置をとる。関係輸出加盟国は、当該措置を管理する。当該措置の対象となる輸出について適用される規制水準は、最近の代表的な期間における水準、すなわち、原則として、統計が入手可能である最近の代表的な三年間における関係加盟国からの平均輸出水準を下回ってはならない。更に、当該措置が一年を超えてとられる場合には、適用される規制水準は、適用期間中一定の間隔で漸進的に緩和される。この20の規定が適用される場合には、当該関係輸出加盟国は、千九百九十四年のガット第十九条3(a)の規定に基づき実質的に等価値の譲許その他の義務を停止する権利を行使してはならない。

21 TMBは、この条の実施について検討する。TMBは、いずれかの加盟国の要請がある場合には、この条の規定の実施に関するいかなる問題についても審査する。TMBは、関係加盟国の参加を招請した後三十日以内に、当該関係加盟国に対し、適切な勧告又は認定を行う。

第三条

1 繊維製品等に関する制限(「MFA」に基づいて維持され、かつ、前条の規定の適用の対象となる制限を除く。)を維持している加盟国は、当該制限が千九百九十四年のガットの規定に合致しているかいないかを問わず、世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、(a)TMBに対し当該制限を詳細に通報するか又は(b)当該制限が世界貿易機関の他のいずれかの内部機関に既に通報されている場合には、その通報をTMBに提出する。これらの通報には、可能な限り、当該制限が千九百九十四年のガット上正当とされることについての情報(当該制限の根拠となる千九百九十四年のガットの規定を含む。)を含めるべきである。

注「制限」とは、すべての一方的な数量制限及び二箇月間取極並びにこれらと同様の効果を有する他の措置をいう。

2 1の規定に該当する制限(千九百九十四年のガットの規定に基づき正当とされるものを除く。)を維持する加盟国は、次のいずれかの措置をとる。

(a) 世界貿易機関協定の効力発生の後一年以内に当該制限を千九百九十四年のガットの規定に適合させ、TMBに対し、参考のためにこれを通報する。

(b) 世界貿易機関協定の効力発生の日の後六箇月以内に当該制限を維持する加盟国がTMBに提出する計画に従い、当該制限を段階的に撤廃する。当該計画は、この協定の有効期間内にすべての制限が段階的に撤廃されることを定めるものでなければならない。TMBは、当該計画につき関係加盟国に対して勧告を行うことができる。

3 この協定の有効期間中、加盟国は、千九百九十四年のガットの規定に基づいてとられた繊維製品等に関する新たな制限の導入又は既存の制限の変更について世界貿易機関の他のいずれかの内部機関に提出された通報を、当該制限の導入又は変更の実施の後六十日以内にTMBに対し、参考のために提出する。

4 加盟国は、制限の千九百九十四年のガットに基づく正当性について又はこの条の規定にかかわらず通報されなかった可能性のある制限について、TMBに対し、参考のために逆通報を行うことができる。加盟国は、千九百九十四年のガットの関連する規定及び適当な世界貿易機関の内部機関の手續に基づき、当該逆通報についての対応を求めることができる。

5 TMBは、すべての加盟国に対し、この条の規定に基づいて行われた通報を参考のために送付する。

第四条

1 第一条に規定する制限及び第六条の規定に基づいて適用される制限は、輸出加盟国が管理する。輸入加盟国は、第二条の規定に基づいて通報された制限又は第六条の規定に基づいて適用される制限を超える量の貨物を受け入れる義務を負わない。

2 加盟国は、この協定に基づいて通報され又は適用されている制限の実施又は管理において、慣行、規則、手続及び繊維製品等の分類の変更その他の変更(統一システムに関連するものを含む)を導入することが、この協定に基づく関係加盟国間の権利及び義務の均衡を損ない、加盟国の利用し得る市場進出の機会に望ましくない影響を及ぼし、当該市場進出の機会の十分な利用を妨げ、又はこの協定に基づく貿易に混乱をもたらすべきでないことを合意する。

3 制限の一部を構成する産品を第一条の規定に基づき統合するため通報する場合に、加盟国は、当該制限の水準のいかなる変更もこの協定に基づく関係加盟国間の権利及び義務の均衡を損なってはならないことを合意する。

4 加盟国は、2及び3に規定する変更が必要な場合には、当該変更を行う加盟国が、その影響を受ける加盟国に対し当該変更の実施前に通報すること及び、可能な限り、適切かつ衡平な調整について相互に受諾可能な解決を図るため、その影響を受ける加盟国と協議を開始することを合意する。加盟国は、更に、当該変更の実施前に協議することが実行可能でない場合には、当該変更を行う加盟国が、その影響を受ける加盟国の要請により、可能な場合には六十日以内に、適切かつ衡平な調整について相互に満足すべき解決を図るため、その影響を受ける関係加盟国と協議することを合意する。相互に満足すべき解決が得られない場合には、いずれの関係加盟国も、第八条に規定する勧告を求めるために当該問題をTMBに付託することができる。世界貿易機関協定の効力発生前に導入された変更に関する紛争をTMBが審査する機会を有しなかった場合には、当該紛争は、当該審査に適用されるMFAの規則及び手続に従ってTMBが審査する。

第五条

1 加盟国は、積替え、仕向地変更、原産国又は原産地に関する虚偽の申告及び公文書の偽造による阻害行為が繊維製品等の部門を千九百九十四年のガットに統合することを目的とするこの協定の実施の妨げとなることを合意する。したがって、加盟国は、そのような阻害行為を取り組み及びこれに対処するために必要な法令又は行政手続を定めるべきである。更に、加盟国は、阻害行為から生ずる問題に取り組むため、自国の法令及び手続に従って十分に協力することを合意する。

2 加盟国は、積替え、仕向地変更、原産国若しくは原産地に関する虚偽の申告又は公文書の偽造によりこの協定の実施が阻害されており、そのような阻害行為に取り組むための若しくはこれに対処するためのいかなる措置もとられていないか又は十分な措置がとられていないと信ずる場合には、相互に満足すべき解決を求めて、関係加盟国と協議すべきである。その協議は、速やかに、かつ、可能な場合には三十日以内に、行うべきである。相互に満足すべき解決が得られない場合には、いずれの関係加盟国も、勧告を求めるために当該問題をTMBに付託することができる。

3 加盟国は、自国の法令及び手続に従って、自国の領域内における阻害行為を防止し、調査し及び、適当な場合には、法律上又は行政上の措置をとることを合意する。加盟国は、この協定の実施を阻害する行為又は申し立てられた当該行為の事案において、輸入地、輸出地及び場合により積替え地に係る関連事実を立証するため、自国の法令及び手続に従って十分に協力することを合意する。自国の法令及び手続に従って行われる当該協力には、規制を維持している加盟国に対する当該規制に係る輸出の増加をもたらす阻害行為を調査し並びに書類、通信、報告書その他の入手可能な関連情報を交換し並びに要請があったときに、個々の事例について、工場、訪問及び工場との連絡のための便宜を供与することを合意されることがある。加盟国は、阻害行為又は申し立てられた阻害行為の事案に係る状況(事案に係る輸出者又は輸入者のそれぞれの役割を含む)を明らかにするよう努めるべきである。

4 調査の結果阻害行為が行われた十分な証拠がある場合(例えば、真の原産国又は原産地及び当該阻害行為の状況に関する証拠が入手可能である場合)には、加盟国は、当該阻害行為に取り組むため必要な範囲内で適当な措置がとられるべきであることを合意する。このような措置には、物品の輸入を許可しないこと又は、物品が輸入された場合には、真の原産国又は原産地の実状及び関与に十分に留意して、当該真の原産国又は原産地を反映するよう規制水準についての量の調整を行うことを含むことができる。物品の積替えに加盟国の領域が関係していることについての証拠がある場合には、当該措置には、当該加盟国に関する規制の導入を含めることができる。いずれの措置も、関係加盟国間で相互に満足すべき解決を得るため当該措置並びにそれとされる時期及び範囲について協議が行われた後にとることができるものとし、当該措置は、当該時期及び範囲と共に、十分かつ正当な理由を付して、TMBに通報される。関係加盟国

は、協議の上その他の救済措置について合意することができる。いずれの合意も、TMBに通報されるものとし、TMBは、通告と認める報告を関係加盟国に行うことができる。相互に満足すべき解決が得られなかった場合には、関係加盟国は、迅速な審査及び報告を求めるため当該解決が得られなかった問題をTMBに付託することができる。

5 加盟国は、阻害行為の事案には、一以上の国又は場所を通過して輸送され、通過地域においてその輸送される物品に対しいかなる変更も行われない事案が含まれることに留意する。加盟国は、当該通過地域においてこのような輸送についての管理を行うことが一般的には実行可能でないことに留意する。

6 加盟国は、商品についての繊維組成、数量、品名又は種類に関する虚偽の申告もこの協定の目的を妨げることを合意する。加盟国は、いかなる虚偽の申告も阻害を目的として行われたことの証拠がある場合には、当該虚偽の申告に關係する輸出者又は輸入者に對し自国の法令及び手続に従って適当な措置がとられるべきであることを合意する。加盟国は、その虚偽の申告によりこの協定の実施が阻害されており、そのような阻害行為に取り組むための若しくはこれに對処するためのいかなる行政上の措置もとられていないか又は十分な措置がとられていないと信ずる場合には、相互に満足すべき解決を求めて、関係加盟国と速やかに協議すべきである。その解決が得られなかった場合には、加盟国は、報告を求めるため当該解決が得られなかった問題をTMBに付託することができる。この6の規定は、申告において不注意による誤りがあった場合において、加盟国が技術的な調整を行うことを妨げることを意図するものではない。

第六条

1 加盟国は、経過期間中、特定の経過的なセーフガードの制度（この協定において「経過的セーフガード」という。）を適用することが必要となることを認める。第二条の規定に基づき千九百九十四年のガットに統合されている産品を除くほか、いずれの加盟国も、附屬書に含まれる産品について経過的セーフガードを適用することができる。第一条の規定に該當する制限を維持していない加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、TMBに對し、この条の規定を利用する権利を保持することを希望するかもしれないかを通報する。千九百八十六年以後MFAの有効期間を延長する議定書を受諾していない加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の後六箇月以内にその通報を行う。経過的セーフガードは、この条の規定及びこの協定に基づく統合の過程の効果的な実施に反しない範囲内で、可能な限り限定的に適用されるべきである。

2 経過的セーフガードは、特定の産品が、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与える現実のおそれがあるような増加した数量で自国の領域内に輸入されていることの証明がなされた加盟国（注）が決定する場合に、この条の規定に基づき適用することができる。重大な損害又はその現実のおそれは、当該特定の産品の総輸入量の増加した数量により生じたことが明白でなければならぬ。

ならず、技術上の變化、消費者の嗜好の變化等の要因によって生じたものであつてはならない。

注 関税同盟は、一の単位として又は一の構成国のために経過的セーフガードを適用することができ、関税同盟が一の単位として経過的セーフガードを適用する場合には、この協定に基づく重大な損害又はその現実のおそれの決定のためのすべての要件は、当該関税同盟全体に存在する条件に基づくものとする。経過的セーフガードが一の構成国のために適用される場合には、重大な損害及びその現実のおそれの決定のためのすべての要件は、当該構成国に存在する条件に基づくものとし、また、当該セーフガードの適用は、当該構成国に限定する。

3 2に規定する重大な損害又はその現実のおそれの決定に当たり、加盟国は、生産高、生産性、操業度、在庫、市場占拠率、輸出、資金、雇用、国内価格、利潤、投資等の関連する経済指標の變化に反映される特定の産業の狀態に特定の産品の輸入が与える影響を検討する。これらの経済指標はいずれも、単独でも又は他の経済指標との組み合わせによつても、必ずしも決定的な判断の基準となるものではない。

4 この条の規定に基づく経過的セーフガードは、個々の加盟国に對して適用されるものとする。2及び3に規定する重大な損害又はその現実のおそれの原因となつている加盟国の特定は、当該加盟国からの輸入の急激な、かつ、著しい量の増加（現実の増加であるか差し迫つた増加（注）であるかを問わない。）を基礎として、かつ、他の輸入源からの輸入と對比した当該加盟国の輸入水準、市場占拠率並びに商取引の同様な段階における輸入価格及び国内価格を基礎として行ふ。これらの要因はいずれも、単独でも又は他の要因との組み合わせによつても、必ずしも決定的な判断の基準となるものではない。この協定に基づいて既に規制されている特定の産品の輸出を行つていない加盟国からの当該輸出について経過的セーフガードを適用してはならない。

注 このような差し迫つた増加は、測定可能なものでなければならず、申立て、推測又は例えは輸出に生産能力があることから生ずる、単なる可能性に基づいてその存在を決定してはならない。

5 経過的セーフガードを適用するに当たり、重大な損害又はその現実のおそれの決定の有効期間は、7に規定する最初の通報の日から九十日を超えないものとする。

6 経過的セーフガードの適用に当たり、輸出加盟国の利益について次のとおり特別の考慮を払ふ。
(a) 後発開発途上加盟国は、できる限りすべての要素において、及び少なくとも總体的条件において、(b)から(d)までのいずれかに該當する加盟国に与えられる待遇より相当に有利な待遇が与えられる。

(b) 自国の繊維製品等の総輸出量が他の加盟国の繊維製品等の総輸出量に比較して少なく、かつ、自国の繊維製品等の輸入加盟国における輸入量が当該輸入加盟国の繊維製品等の総輸入量に占める割合の非常に小さい輸出加盟国は、8、13及び14に規定する経済的條件の決定に当たり、異なる、かつ、一層有利な待遇が与えられる。これらの供給国である加盟国については、第一条の2及び3の規定に従ひ、将来当該供給国の貿易が發展する可能性及び当該供給国からの商業的に成り立つ輸入量を認めることの必要

性を十分に考慮する。

(c) 羊毛の生産国である開発途上加盟国であつて、その経済及び繊維製品等の貿易が羊毛の部門に依存し、その繊維製品等の総輸出がほぼ全部羊毛製品から成つており、かつ、その繊維製品等の貿易量が輸入加盟国の市場において比較的小さいものから輸入される羊毛製品については、割当て水準、伸び率及び弾力性を考慮する際に、当該開発途上加盟国の輸出上のニーズに特別な考慮を払う。

(d) 繊維製品等を加工及びその後の再輸入のために他の加盟国に輸出した加盟国による当該製品等の再輸入については、当該他の加盟国の繊維製品等の総輸出においてこの種の形態の貿易が相当な比率を占める場合には、一層有利な待遇が与えられる。ただし、当該加工及びその後の再輸入が当該再輸入を行う加盟国の法律及び慣行に従い、かつ、十分な管理及び証明手続に従うことを条件とする。

7 経済的セーフガードを適用しようとする加盟国は、当該セーフガードにより影響を受けることとなる加盟国との協議を求め、協議の要請に際しては、できる限り最新の事実関係に関する特定のかつ関連のある情報であつて特に次の事項に関するものを併せて提供する。

(a) 当該セーフガードを適用する加盟国が重大な損害又はその現実のおそれがあることについて決定するための根拠となる3に定める経済指標

(b) 当該セーフガードを適用する加盟国が関係加盟国に対して当該セーフガードを適用するための根拠となる4に定める要因

この7の規定に基づいて行われる要請に関し、当該情報は、特定の生産部門及び8に規定する期間にできる限り密接に関連するものとする。当該セーフガードを適用する加盟国は、当該関係加盟国からの製品の輸入について規制されるべき特定の水準も明示する。その水準は、8に規定する水準を下回ってはならない。協議を要請している加盟国は、同時に、TMBの議長に対し、協議の要請を3及び4に示されている関連する事実関係に関するすべてのデータ及び提案した規制水準と共に通報する。同議長は、TMBの構成員に対し、当該協議の要請について、その要請を行っている加盟国、問題となっている製品及びその要請を受けている加盟国を明示して通報する。関係加盟国は、その要請に速やかに対応するものとし、その協議は、遅滞なく行われ、原則として、その協議の要請が受領された日の後六十日以内に終了する。

8 協議において関係加盟国からの特定の製品の輸出に関し規制が必要な状態にあることが相互に了解される場合には、その規制水準は、協議の要請が行われた月の二箇月前に終了した十二箇月の期間の当該関係加盟国からの実際の輸出又は輸入の水準を下回らない水準に定める。

9 合意された経済的セーフガードの詳細は、当該合意が得られた日から六十日以内にTMBに通報される。TMBは、その合意がこの条の規定に従つて正当であるかないかを決定する。TMBは、その決定を行うため、7に定めるところによりTMBの議長に提出された事実関係に関するデータを関係加盟国に

よつて提出された他の関連情報と共に利用する。TMBは、関係加盟国に対し、適当と認める勧告を行うことができる。

10 協議の要請が受領された日から六十日の期間が満了した時までに加盟国間で合意が得られなかった場合には、経済的セーフガードを適用することを提案した加盟国は、この条の規定に従い、協議のための六十日間の後三十日以内に、輸入日又は輸出日を基準とする規制を適用し、同時に、TMBに当該合意が得られなかった問題を付託することができる。いずれの加盟国も、六十日の期間の満了前にTMBにその問題を付託することができる。いずれの場合においても、TMBは、速やかにその問題(重大な損害又はその現実のおそれの決定及びその原因に関する問題を含む)の審査を行い、三十日以内に関係加盟国に対し適当な勧告を行う。TMBは、その審査を行うため、7に定めるところによりTMBの議長に提出された事実関係に関するデータを関係加盟国によつて提出された他のあらゆる関連情報と共に利用する。

11 遅延すれば回復し難い損害を与えるような極めて異常かつ危惧的な事態が存在する場合には、10の規定に基づき経済的セーフガードは、その適用後五執務日以内に協議の要請及びTMBに対する通報を行うことを条件として、暫定的に適用することができる。協議により合意が得られなかった場合には、TMBは、当該協議の終了時に、その旨の通報を受ける。ただし、いかなる場合にも遅くとも当該セーフガードの実施の日から六十日以内に通報を受ける。TMBは、速やかに当該問題を審査し、三十日以内に関係加盟国に対し適当な勧告を行う。協議により合意が得られた場合には、関係加盟国は、協議の終了時に、その旨をTMBに通報する。ただし、いかなる場合にも遅くとも当該セーフガードの実施の日から九十日以内に通報する。TMBは、関係加盟国に対し適当と認める勧告を行うことができる。

12 加盟国は、この条の規定に従つて適用された経済的セーフガードを(a)三年を超えない期間(延長することではない。)又は(b)当該セーフガードに係る産品が千九百九十四年のガットに統合されるまでの期間のいずれか短い期間、維持することができる。

13 経済的セーフガードが一年を超えて引き続き効力を有する場合には、その後の年における水準は、TMBに対し別段の正当化が行われない限り、最初の一年における特定された水準を年六パーセントを下回らない伸び率で増加させたものとする。当該セーフガードに係る産品に対する規制水準は、繰入れ若しくは繰越し又はこれらの組合せにより、二の連続する年のうちいずれかの一年において十パーセントを限度として超過することができる。ただし、繰入れによるものについては、五パーセントを超えないものとする。繰入れ、繰越し及び14に規定するものを組み合せて使用することに対しては、いかなる数量的上限も設定してはならない。

14 この条の規定に従い加盟国が他の加盟国からの二以上の産品を規制している場合には、この条の規定に基づいて合意されたこれらの産品のいずれかについての規制水準は、七パーセントを限度として超過する

ことができる。ただし、規制の対象となっている輸出品の総量が合意された共通の計算単位を基礎としてこの条の規定に基づいて規制されているすべての産品の水準の合計を超えない場合に限る。これらの産品に対する規制の適用期間が相互に一致していない場合には、この14の規定は、比例配分を基礎として、重複している期間について適用する。

15 世界貿易機関協定の効力発生の日の前十二箇月の間MFAに基づき規制されていた産品又はこの協定の第一条若しくはこの条の規定に基づき過去において規制されていた産品について、この条の規定に基づき経過的セーフガードが適用される場合には、新たな規制の水準は、8に規定する水準とする。ただし、その新たな規制が次に定める日から一年以内に実施される場合には、当該新たな規制の水準は、(i)当該産品が規制されていた過去十二箇月間の規制水準又は(ii)8に規定する規制水準のいずれか高い方の水準を下回らないものとする。

(a) 第二条15に定める過去の規制の撤廃の通報の日

(b) この条の規定又はMFAの規定に従って実施された過去の規制の終了の日

16 第一条の規定に基づく規制を維持していない加盟国がこの条の規定に基づき規制を行うことを決定した場合には、当該加盟国は、(a)繊維の構成及び自国の国内市場の同一部門における競争の双方に関し、確立している関税上の分類、輸出入取引における通常の商慣行に基づく数量の単位等の諸要素について十分に考慮し、及び(b)過度の分類を避けて、適当な措置を講ずる。7又は11に規定する協議の要請には、そのような措置についての十分な情報を含む。

第七条

1 統合の過程の一部として及びウルグアイ・ラウンドの結果として加盟国によって行われた特定の約束に関し、すべての加盟国は、次のことを目的として、千九百九十四年のガットの規則及び規律に従うために必要な措置をとる。

(a) 関税の引下げ及び譲許、関税以外の障害の削減又は撤廃、税関手続、行政手続及び輸入許可手続の簡易化等の措置により繊維製品等の市場進出の機会の改善を達成すること。

(b) ダンピング及びダンピング防止に係る規則又は手続、補助金及び相殺措置、知的財産権の保護等の分野において、繊維製品等に関する公正かつ公平な貿易環境に関する政策の適用を確保すること。

(c) 一般的な貿易政策上の理由に基づき措置がとられる場合には、繊維製品等の部門における輸入に対する差別を回避すること。

当該必要な措置は、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 加盟国は、この協定の実施に関連する1に規定する必要な措置をTMBに通報する。当該措置が既に世

界貿易機関の他の内部機関に通報されている場合には、その通報に言及した要約の提出により、この2の規定に基づく要件が十分満たされるものとする。いかなる加盟国も、TMBに対し逆通報を行うことができる。

3 いかなる加盟国も、他の加盟国が1に規定する必要な措置をとっておらず、かつ、この協定に基づく権利及び義務の均衡が損なわれていると認める場合には、そのような問題を世界貿易機関の関係内部機関に付託し、TMBに通報することができる。世界貿易機関の関係内部機関による当該問題に係るあらゆる認定又は結論は、TMBの包括的な報告書の一部を成す。

第八条

1 この協定の実施を監視し、この協定に基づいてとられたすべての措置及びこれらの措置のこの協定との適合性を審査し、この協定により特に求められている活動を行うため、ここに繊維・繊維製品監視機関(TMB)を設置する。TMBは、一人の議長及び十人の構成員から成る。その構成は、均衡がとれ、かつ、広範に加盟国を代表するものとし、構成員については、適当な間隔で交替が行われるものとする。構成員は、物品の貿易に関する理事会によって指名される加盟国によって任命され、個人の資格でTMBの任務を遂行する。

2 TMBは、その運営手続を策定する。TMBのコンセンサス方式においては、TMBが審査中の未解決の問題に関係する加盟国によって任命された構成員の賛成又は同意が必要とされないことが了解される。

3 TMBは、常設機関とするものとし、この協定により求められている任務を遂行するため、必要に応じて会合する。TMBは、この協定の関連条項に基づき加盟国から提出される通報及び情報並びにこれらを補足する追加的な情報及び必要な詳細な説明であって、加盟国が提出し又はTMBが決定により加盟国に対して提出を求めるものを利用する。TMBは、また、世界貿易機関の他の内部機関への通報及び当該内部機関その他適当と認める情報源からの報告を利用することができる。

4 加盟国は、この協定の実施に影響を及ぼすいかなる問題についても、関係加盟国との間において相互に協議のための機会を十分に確保する。

5 合意による解決がこの協定に定める二国間協議において得られなかった場合には、TMBは、いずれかの加盟国の要請により、そのような問題を十分かつ速やかに検討した後、関係加盟国に勧告を行う。

6 TMBは、一の加盟国がこの協定に基づく自国の利益を害すると認める特定の問題について関係加盟国との間の協議によっても相互に満足すべき解決が得られなかった場合には、当該一の加盟国の要請により、当該問題を速やかに審査する。TMBは、当該問題に関し、当該問題に関係する加盟国にとって適当であると認める見解を述べることができる。また、TMBは、これを11に規定する審査のために用いることができる。

7 TMBは、勧告を行い又は見解を表明する前に、当該勧告又は見解の対象となる問題によって直接に影響を受ける可能性のある加盟国の参加を招請する。

8 TMBは、勧告又は認定を行うよう要請されたときは、この協定において異なる期限が規定されている場合を除くほか、可能な限り三十日以内に当該勧告又は認定を行う。すべての当該勧告又は認定は、直接に關係する加盟国に通報されるものとし、物品の貿易に関する理事会に対しても参考のために通報される。

9 加盟国は、TMBの勧告を完全に受け入れるよう努力する。TMBは、その勧告の実施につき適正な監視を行う。

10 加盟国は、TMBの勧告に従うことができないと認めた場合には、当該勧告を受領した後一箇月以内にその理由をTMBに提出する。TMBは、提出された理由を十分に検討した後、適当と認める新たな勧告を直ちに行う。当該新たな勧告の後問題がなお未解決である場合には、いずれか一方の加盟国は、その問題を紛争解決機関に付託し、千九百九十四年のガット第二十三条2の規定及び紛争解決了解の関連規定を利用することができる。

11 この協定の実施を監視するため、物品の貿易に関する理事会は、統合の過程のそれぞれの段階が終了する前に主要な審査を行う。TMBは、その審査を支援するため、それぞれの段階の終了する少なくとも五箇月前に、同理事会に対し、審査対象の段階におけるこの協定の実施、特に、統合の過程、経過的セーフガードの適用に関する事項並びに第二、第三、第六及び前条にそれぞれ定める千九百九十四年のガットの規則及び規律の適用に関する事項についての包括的な報告書を提出する。当該報告書には、同理事会のためにTMBが適当と認めるあらゆる勧告を含めることができる。

12 物品の貿易に関する理事会は、自己の行った審査を考慮して、この協定に定める権利及び義務の均衡が損なわれないことを確保するため、コンセンサス方式により適当と認める決定を行う。前条に規定する問題に関連して生ずるあらゆる紛争を解決するため、紛争解決機関は、この協定に基づく義務を履行していないことが判明した加盟国について、審査の後の段階の段階に關し、次条に規定する最終期限に影響を与えることなく、第二、第三、第六及び前条に規定する最終期限に影響を与えることができる。

第九条

この協定及びこの協定に基づくすべての制限は、世界貿易機関協定の効力発生の後百一十一番目の月の初日に終了する。当該日には、繊維製品等の部門が千九百九十四年のガットに完全に統合される。この協定は、延長されない。

附屬書 この協定が対象とする産品表

- この附屬書は、商品の名称及び分類についての統一システム(統一システム)の六桁の水準の番号によって特定された繊維製品等を掲げるものである。
 - 第六條に規定する経過的セーフガードは、特定の繊維製品等についてとられるものであって、統一システム番号自体に従ってとられるものではない。
 - 第六條に規定する経過的セーフガードは、次のものに適用しない。
 - 開発途上加盟国の輸出品であって、家内工業の手織りの織物若しくはこのような手織りの織物を用いた家内手工業産品又は伝統的な民芸手工芸品である繊維製品等であるもの。ただし、これらの産品が關係加盟国間で成立した取極に基づいて適正に認証されることを条件とする。
 - 千九百八十二年以前において商業的に相当な量で国際的に取引されていた歴史的な交易対象繊維製品、例えば、袋、じゅうたんの基布、網、かばん、敷物及びじゅうたんであってジュート、コイヤ、サイザル、アバカ(マニラ麻)、マゲル、ヘネケン等の繊維から一般的に製造されるもの
- (c) 純精製の製品
- これらの産品については、セーフガードに関する協定により解釈される千九百九十四年のガット第十九條の規定が適用される。

商品の名称及び分類についての統一システム(統一システム)の品目表の第二部(紡織用繊維及びその製品)に含まれる産品

統一システム番号	品名
第五〇類	絹及び絹織物
五〇一・〇〇	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小糸用にしたものを除く)
五〇二・〇〇	絹紡糸及び絹紡糸(小糸用にしたものを除く)
五〇三・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小糸用にしたものを除く)並びに天然でくす
五〇四・〇〇	絹ノイル織物
五〇五・〇〇	絹ノイル織物(絹又はそのくす(絹ノイルを除く)の重量が全重量の八五%以上のものに限る)
五〇六・〇〇	その他の織物
五〇七・〇〇	羊毛、織物、粗紡糸及び馬毛の糸並びにこれらの織物
五〇八・〇〇	羊毛及び織物(カードし又はコムしたものの(小塊状のコムした羊毛を含む)に限る)のうち、
五〇九・〇〇	羊毛(カードし又はコムしたものに限る)
五一〇・〇〇	羊毛のトップその他の羊毛(コムしたものに限る)で、
五一〇・二五	小塊状のもの(コムしたものに限る)
五一〇・五〇	その他のもの
五一〇・七五	織物(カードし又はコムしたものに限る)
五一〇・八〇	紡毛糸(羊毛製のものに限る)のうち、小糸用にしたものを除く)のうち、
五一〇・八五	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの

五〇六・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの 羊毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）のうち、羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの
五〇七・二〇	羊毛糸及び沖毛糸（織物毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）のうち、羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの
五〇八・二〇	羊毛糸 羊毛糸
五〇九・一〇	羊毛製又は織物毛製の糸（小売用にしたものに限る。）のうち、羊毛又は織物毛の重量が全重量の八五%以上のもの
五一〇・〇〇	その他のもの 粗毛製又は馬毛製の糸
五一一・一〇	紡毛織物（羊毛製又は織物毛製のものに限る。）のうち、羊毛又は織物毛の重量が全重量の八五%以上のもので、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以下のもの
五一一・二〇	その他のもの
五一一・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）
五一一・九〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）
五二二・二一	羊毛製又は織物毛製の糸（小売用にしたものに限る。）のうち、羊毛又は織物毛の重量が全重量の八五%以上のもので、重量が一平方メートルにつき二〇グラム以下のもの
五二二・二九	その他のもの
五二二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）
五二二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）
五二二・九〇	その他のもの
五二三・〇〇	羊毛織物（粗毛製又は馬毛製のものに限る。）
第五二類	綿及び綿織物 綿製の縫糸のうち、小売用にしたものでないもので、綿の重量が全重量の八五%以上のもの その他のもの 小売用にしたもの 綿糸（綿糸重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）のうち、二四・二五六デシテックス以上のもの 二四・二五六デシテックス以上七四・一九デシテックス未満のもの 一九・三二デシテックス以上三二・五六デシテックス未満のもの 二五デシテックス以上一九・三二デシテックス未満のもの 二五デシテックス未満のもの 単糸（二ムとした繊維製のものを除く。）で、七四・一九デシテックス以上のもの 二五・五六デシテックス以上七四・一九デシテックス未満のもの 一九・三二デシテックス以上三二・五六デシテックス未満のもの 二五デシテックス以上一九・三二デシテックス未満のもの 二五デシテックス未満のもの マルチヤーン及びケープヤーン（二ムとした繊維製のものを除く。）で、構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの
五〇五・三一	

[illegible]

五〇八・三二	平織りのもの(重量が二平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限り、)
五〇八・三三	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇八・三九	その他の織物
五〇八・三二	漂白したもので、
五〇八・三三	平織りのもの(重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る、)
五〇八・三三	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇八・三三	その他の織物
五〇八・三九	異なる色の糸から成るもので、
五〇八・四一	平織りのもの(重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る、)
五〇八・四二	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇八・四三	その他の織物
五〇八・四九	平織りのもの(重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限り、)
五〇八・五二	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇八・五三	その他の織物
五〇八・五九	漂白したもので、
五〇九・一一	平織りのもの
五〇九・一二	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇九・一九	その他の織物
五〇九・二二	漂白したもので、
五〇九・二二	平織りのもの
五〇九・二二	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇九・二二	その他の織物
五〇九・二九	異なる色の糸から成るもので、
五〇九・三二	平織りのもの
五〇九・三三	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇九・三九	その他の織物
五〇九・四一	デニム
五〇九・四二	その他の三枚織り又は四枚織りの織物
五〇九・四三	その他の織物
五〇九・四九	漂白したもので、
五〇九・五二	平織りのもの
五〇九・五二	三枚織り又は四枚織りのもの
五〇九・五九	その他の織物
五二〇・一一	総織物(糸の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る、)のうち、
五二〇・一二	漂白したもので、
五二〇・一二	平織りのもの
五二〇・一九	三枚織り又は四枚織りのもの
五二〇・一九	その他の織物

五二〇・二二	漂白したもので、
五二〇・二二	平織りのもの
五二〇・二二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二〇・二九	その他の織物
五二〇・三二	漂白したもので、
五二〇・三二	平織りのもの
五二〇・三二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二〇・三二	その他の織物
五二〇・三九	異なる色の糸から成るもので、
五二〇・四二	平織りのもの
五二〇・四二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二〇・四九	その他の織物
五二〇・五二	平織りのもの
五二〇・五二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二〇・五九	その他の織物
五二一・一一	漂白したもので、
五二一・一一	平織りのもの
五二一・一二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二一・一九	その他の織物
五二一・二二	漂白したもので、
五二一・二二	平織りのもの
五二一・二二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二一・二二	その他の織物
五二一・二九	異なる色の糸から成るもので、
五二一・三二	平織りのもの
五二一・三二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二一・三九	その他の織物
五二一・四二	デニム
五二一・四二	その他の三枚織り又は四枚織りの織物
五二一・四九	その他の織物
五二一・五二	漂白したもので、
五二一・五二	平織りのもの
五二一・五二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二一・五九	その他の織物
五二二・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもので、
五二二・一二	漂白したもので、
五二二・一二	平織りのもの
五二二・一二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二二・一九	その他の織物
五二二・二二	異なる色の糸から成るもので、
五二二・二二	平織りのもの
五二二・二二	三枚織り又は四枚織りのもの
五二二・二二	その他の織物
五二二・二九	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもので、

五二二・二二	漂白してないもの
五二二・二三	漂白したもの
五二二・二四	漂白したもの
五二二・二五	異なる色の糸から成るもの
五二二・二六	なせんしたもの
五二二・二七	その他の植物性紡織用繊維及びその繊維並びに紙糸及びその繊維
五二二・二八	亜麻糸のうち、
五二二・二九	単糸
五二二・三〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五二二・三一	統一システムの第五・三・〇三項のジュートその他の紡織用植物皮繊維の糸のうち、
五二二・三二	単糸
五二二・三三	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五二二・三四	その他の植物性紡織用繊維の糸（コイヤヤーンを除く。）のうち、
五二二・三五	大麻糸
五二二・三六	その他のもの
五二二・三七	亜麻の重量が全重量の八五%以上のもので、
五二二・三八	漂白してないもの及び漂白したもの
五二二・三九	その他のもの
五二二・四〇	亜麻の重量が全重量の八五%未満のもので、
五二二・四一	漂白してないもの及び漂白したもの
五二二・四二	その他のもの
五二二・四三	統一システムの第五・三・〇三項のジュートその他の紡織用植物皮繊維の糸のうち、
五二二・四四	漂白してないもの
五二二・四五	その他のもの
五二二・四六	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸の繊維
五二二・四七	人造繊維の長繊維及びその繊維
五二二・四八	人造繊維の長繊維の糸（小糸用にしたものを除く。）のうち、
五二二・四九	合成繊維の長繊維の糸
五二二・五〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸
五二二・五一	合成繊維の長繊維の糸（縫糸及び小糸用にしたものを除く。）のうち、
五二二・五二	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）
五二二・五三	強力糸（ポリエステルその他のものに限る。）
五二二・五四	テクスチャード加工糸で、
五二二・五五	ナイロンその他のポリアミドのもの（縫成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）
五二二・五六	ナイロンその他のポリアミドのもの（縫成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）
五二二・五七	ポリエステルその他のもの
五二二・五八	その他の糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）で、
五二二・五九	ナイロンその他のポリアミドのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）
五二二・六〇	その他のもの
五二二・六一	その他の糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）で、
五二二・六二	ナイロンその他のポリアミドのもの
五二二・六三	ポリエステルその他のもの
五二二・六四	その他のもの
五二二・六五	その他の糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）で、
五二二・六六	ナイロンその他のポリアミドのもの
五二二・六七	ポリエステルその他のもの
五二二・六八	その他のもの
五二二・六九	その他の糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）で、
五二二・七〇	ナイロンその他のポリアミドのもの
五二二・七一	ポリエステルその他のもの
五二二・七二	その他のもの

五四〇・二六	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、
五四〇・二七	ナイロンその他のポリアミドのもの
五四〇・二八	ポリエステルその他のもの
五四〇・二九	その他のもの
五四〇・三〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（縫糸及び小糸用にしたものを除く。）のうち、
五四〇・三一	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）
五四〇・三二	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）
五四〇・三三	テクスチャード加工糸
五四〇・三四	その他の糸（より数が一メートルにつき二〇以下のものに限る。）
五四〇・三五	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき二〇を超えるものに限る。）
五四〇・三六	アセテートのもの
五四〇・三七	その他のもの
五四〇・三八	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、
五四〇・三九	ビスコースレーヨンのもの
五四〇・四〇	アセテートのもの
五四〇・四一	その他のもの
五四〇・四二	合成繊維の単繊維（六デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）
五四〇・四三	及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）のうち、
五四〇・四四	単繊維
五四〇・四五	その他のもの
五四〇・四六	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
五四〇・四七	人造繊維の長繊維の糸（小糸用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）のうち、
五四〇・四八	合成繊維の長繊維の糸
五四〇・四九	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸
五四〇・五〇	合成繊維の長繊維の糸（縫糸及び小糸用にしたものを除く。）のうち、
五四〇・五一	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）の繊維
五四〇・五二	強力糸（ポリエステルその他のものに限る。）
五四〇・五三	ストリップその他これに類する物品の繊維
五四〇・五四	統一システムの第一・二・〇三項のジュート
五四〇・五五	その他の植物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・五六	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・五七	異なる色の糸から成るもの
五四〇・五八	なせんしたもの
五四〇・五九	その他の植物（テクスチャード加工をしたポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・六〇	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・六一	異なる色の糸から成るもの
五四〇・六二	なせんしたもの
五四〇・六三	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・六四	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・六五	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・六六	異なる色の糸から成るもの
五四〇・六七	なせんしたもの
五四〇・六八	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・六九	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・七〇	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・七一	異なる色の糸から成るもの
五四〇・七二	なせんしたもの
五四〇・七三	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・七四	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・七五	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・七六	異なる色の糸から成るもの
五四〇・七七	なせんしたもの
五四〇・七八	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・七九	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・八〇	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・八一	異なる色の糸から成るもの
五四〇・八二	なせんしたもの
五四〇・八三	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・八四	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・八五	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・八六	異なる色の糸から成るもの
五四〇・八七	なせんしたもの
五四〇・八八	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・八九	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・九〇	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・九一	異なる色の糸から成るもの
五四〇・九二	なせんしたもの
五四〇・九三	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・九四	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・九五	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇・九六	異なる色の糸から成るもの
五四〇・九七	なせんしたもの
五四〇・九八	その他の植物（テクスチャード加工をしてないポリエステル長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇・九九	その他の植物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、
五四〇・一〇〇	漂白してないもの及び漂白したもの

五四〇七・七四	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇七・八二	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が絹のものに限る。）で、漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・八三	漂白したもの
五四〇七・八四	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと その他の織物で、漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・九一	漂白したもの
五四〇七・九二	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇七・九三	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇七・九四	再生纖維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物のうち、強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物 その他の織物（再生纖維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生纖維若しくは半合成繊維の材料のストリップ等、その重量が全重量の八五%以上のものに限る。）で、漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇八・一〇	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・一一	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・一二	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・二三	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・二四	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・三一	漂白してないもの及び漂白したもの その他の織物で、異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・三二	漂白してないもの及び漂白したもの その他の織物で、異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・三三	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
五四〇八・三四	異なる色の糸から成るもの なせんしたものと
四五五類	人造纖維の短繊維及びその織物 合成繊維の長繊維のトウのうち、ナイロンその他のポリアミドのもの ポリエステルもの アクリル又はモダクリルのもの その他のもの 再生纖維又は半合成繊維の長繊維のトウ 合成繊維の短繊維（カイド、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）のうち、ナイロンその他のポリアミドのもの ポリエステルもの アクリル又はモダクリルのもの ポリプロピレンのもの その他のもの 再生纖維又は半合成繊維の短繊維（カイド、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）のうち、ビスコースレーヨンのもの その他のもの 人造纖維のくずのうち、合成繊維のもの 再生纖維又は半合成繊維のもの 合成繊維の短繊維（カイド、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）のうち、ナイロンその他のポリアミドのもの

五五〇六・二〇	ポリエステルのもので
五五〇六・三〇	アクリル又はモダクリルのもの
五五〇六・九〇	その他のもの
五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の状態をしたものに限り）、 縫糸（人造繊維の短繊維のものに限る。）のうち、 合成繊維の短繊維のもの
五五〇八・一〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
五五〇八・二〇	合成繊維の短繊維のもの
五五〇九・一一	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、 単糸
五五〇九・一二	マルチプルヤーン及びケープルヤーン ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、 単糸
五五〇九・二三	マルチプルヤーン及びケープルヤーン アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、 単糸
五五〇九・三二	マルチプルヤーン及びケープルヤーン その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限り）、で、 単糸
五五〇九・四一	マルチプルヤーン及びケープルヤーン その他の紡績糸（ポリエステル短繊維のものに限る。）で、 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの
五五〇九・五一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの
五五〇九・五二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・五九	その他のもの
五五〇九・六一	その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）で、 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの
五五〇九・六二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・六九	その他のもの
五五〇九・九一	その他の紡績糸、 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のもの
五五〇九・九二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・九九	その他のもの
五五一〇・一一	再生繊維又は合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）のうち、 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、 単糸
五五一〇・一二	マルチプルヤーン及びケープルヤーン
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織物毛のものに限る。） その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）
五五一〇・三〇	その他の紡績糸
五五一〇・九〇	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）のうち、 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限り）、 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る）、 再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限り）、 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限り）のうち、 ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、 漂白してないものと及び漂白したもの
五五一一・一〇	
五五一一・二〇	
五五一一・三〇	
五五二二・一一	

五五・二・九	その他のもの
五五・二・二九	アクリル又はセタクリルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のものマ、漂白してないもの及び漂白したもの
五五・二・九二	その他のもの
五五・二・九九	漂白してないもの及び漂白したもの
五五・三・一	その他のもの
五五・三・二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）のうち、漂白してないもの及び漂白したもの
五五・三・二一	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・三・二二	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・三・二九	その他の織物
五五・三・三	ポリエステル短繊維のその他の織物
五五・三・三二	その他の織物
五五・三・三三	異なる色の糸から成るもので、
五五・三・三九	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・三・四一	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・三・四二	ポリエステル短繊維のその他の織物
五五・三・四三	その他の織物
五五・三・四九	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）のうち、漂白してないもの及び漂白したもの
五五・四・一	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・四・二	ポリエステル短繊維のその他の織物
五五・四・三	その他の織物
五五・四・九	異なる色の糸から成るもので、
五五・四・二一	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・四・二二	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・四・二三	その他の織物
五五・四・三	ポリエステル短繊維のその他の織物
五五・四・三二	その他の織物
五五・四・三三	異なる色の糸から成るもので、
五五・四・三九	ポリエステル短繊維のもの（二枚織り又は四枚織りのものに限る。）
五五・四・四	その他の織物
五五・四・三九	なせんしたもので、

[illegible]

[illegible]

第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びバイルのものに限る。）のうち、羊毛製又は織毛製のものを除く。）のうち、
五七〇・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇・一九〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（織物製のものに限るものとし、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）のうち、
五七〇・二〇	羊毛製又は織毛製のものを除く。）のうち、
五七〇・二一〇	ケラムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手縫りの敷物
五七〇・二二〇	ココヤシ繊維（コイヤ）製の床用敷物
五七〇・三二	その他のもの（バイル織物のものに原るものとし、製品にしたものを除く。）で、
五七〇・三三	羊毛製又は織毛製のもの
五七〇・三九	人造繊維材料製のもの
五七〇・四一	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇・四二	その他のもの（バイル織物のものに原るものとし、製品にしたものを除く。）で、
五七〇・四九	羊毛製又は織毛製のもの
五七〇・五一	人造繊維材料製のもの
五七〇・五二	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇・五九	その他のもの（製品にしたものに原るものとし、バイル織物のものを除く。）で、
五七〇・九一	羊毛製又は織毛製のもの
五七〇・九二	人造繊維材料製のもの
五七〇・九九	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇・一〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限る。）のうち、
五七〇・三〇	羊毛製又は織毛製のもの
五七〇・三二	ナイロンその他のポリアミド製のもの
五七〇・三三	その他の人造繊維材料製のもの
五七〇・三九	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇・四〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）のうち、
五七〇・四一	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）
五七〇・四九	その他のもの
五七〇・五〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（統一システムの第五七類のこの号以外の号に該当するものを除く。）のうち、
第五八類	特殊織物、タフタ織物、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布
五八〇・一〇	バイル織物及びフェルト織物（統一システムの第五八・〇一項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）のうち、羊毛製又は織毛製のもの
五八〇・二一	織製のもの
五八〇・二二	よこバイル織物（バイルを切っていないものに限る。）
五八〇・二三	コール天（バイルを切ったものに限る。）
五八〇・二四	その他のよこバイル織物
五八〇・二五	たてバイル織物（バイルを切っていないものに限る。）
五八〇・二六	たてバイル織物（バイルを切ったものに限る。）
五八〇・二七	シニール織物
五八〇・二八	人造繊維製のもので、
五八〇・二九	よこバイル織物（バイルを切っていないものに限る。）
五八〇・三〇	コール天（バイルを切ったものに限る。）

五八〇・一九〇	反物状のキルトシングした物品。統一システム第五八・二〇項のシヤウ布を除く。
五八一・一〇〇	染み込ませ、塗布し、被覆し又は浸漬した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用非織製品、書寫紙等の用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム等を塗布したもの、トレーシングクロス、面用サンパス及びハットファンデーション用バックラムをその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類のうち、当該ガム等を塗布した織物類 その他のもの
五九〇・一一〇	タイヤードフアラック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレイヨンの強力糸のもの）に縫うるものうち、
五九〇・一二〇	ナイロンその他のポリアミド類のもの
五九〇・二二〇	ポリエステル製のもの
五九〇・二九〇	その他のもの
五九〇・三二〇	紡織用繊維の織物類（ガラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は浸漬したものに限るものとし、統一システムの第五九・二〇項のものを除く。）のうち、
五九〇・三三〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は浸漬したもの
五九〇・三六〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は浸漬したもの
五九〇・三九〇	その他のもの
五九〇・四一〇	リノリューム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない）のうち、 リノリューム
五九〇・四二〇	その他のもので、 ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの
五九〇・四九二	その他の紡織用繊維を基布とするもの
五九〇・五〇〇	紡織用繊維の表面被覆材
五九〇・五二〇	ゴム加をした紡織用繊維の織物類（統一システムの第五九・二〇項のものを除く。）のうち、 接着テープ（幅が二センチメートル以下のものに限る。） その他のもので、 メリヤス緞子又はクロセ緞子のもの
五九〇・五九二	その他のもの
五九〇・六〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び調理用の非厚薄その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類
五九〇・六九七	紡織用繊維製のしゝり織り、組込み又は編んだもので、ラップ用、ストロプ用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びにガスマントル及びガスマントル用の織物
五九〇・八〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品
五九〇・九〇〇	自動車用又はコンバイン用のペダル及びペダリング、紡織用縫製機のものに限る。）
五九一・一一〇	紡織用繊維の物品及び器具（食料の用途に供するもので、統一システムの第五九・二項の注のものに限る。）のうち、 紡織用繊維の織物類等、針布に使用する種類のもの及びこれらに類する織物類で技術的用途に供するもの
五九一・二二〇	ふろい目の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）
五九一・二三二	紡織用繊維の織物類等（製造用その他これに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）で、重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの
五九一・二四〇	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの
五九一・二九〇	押油機その他これに類する機械に使用する種類の通布（人装束のものを含む。） その他のもの
第六類	
六〇〇・一一〇	メリヤス織物及びクロス織物 パール織物（メリヤス緞子又はクロセ緞子のものに限る。）のうち、 ロングパール織物 ルーブパール織物で

六〇七・二二	綿製のもの
六〇七・二三	人造繊維製のもの
六〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの
六〇七・三二	ナイトシャツ及びパジャマで、 綿製のもの
六〇七・三三	人造繊維製のもの
六〇七・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六〇七・九二	綿製のもの
六〇七・九三	人造繊維製のもの
六〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六〇八・一一	女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンチ、ナイトドレス、パジャマ、バスローブ、ドレッシング ガウン等のうち、 スリッパ及びペティコートで、 人造繊維製のもの
六〇八・一二	その他の紡織用繊維製のもの
六〇八・一九	ブリーフ及びパンチで、 綿製のもの
六〇八・二二	人造繊維製のもの
六〇八・二三	その他の紡織用繊維製のもの
六〇八・二九	ナイトドレス及びパジャマで、 綿製のもの
六〇八・三二	人造繊維製のもの
六〇八・三三	その他の紡織用繊維製のもの
六〇八・三九	その他のもので、 綿製のもの
六〇八・九二	人造繊維製のもの
六〇八・九三	その他の紡織用繊維製のもの
六〇八・九九	Tシャツ、シングレットその他の肌着のうち、 綿製のもの
六〇九・一一	その他の紡織用繊維製のもの
六〇九・九二	その他の紡織用繊維製のもの
六〇九・九三	その他の紡織用繊維製のもの
六〇九・九九	ブルオーバー、カーディガンその他これらに類する製品のうち、 羊毛製又は織毛製のもの
六一〇・一一	綿製のもの
六一〇・二〇	人造繊維製のもの
六一〇・三〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇・三三	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六一一・一一	その他の紡織用繊維製のもの
六一一・二〇	綿製のもの
六一一・二二	合成繊維製のもの
六一一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一一・九〇	トラックスーツ、スキースーツ及び水着のうち、 綿製のもの
六一一・九二	合成繊維製のもの
六一一・九三	その他の紡織用繊維製のもの
六一一・九九	スキースーツ

六一二・三二	男子用の水着で、 合成繊維製のもの
六一二・三三	その他の紡織用繊維製のもの
六一二・三九	女子用の水着で、 合成繊維製のもの
六一二・四一	その他の紡織用繊維製のもの
六一二・四九	衣類(統一システムの第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス織物又はクロセ織物から 製品にしたものに限る。)
六一三・〇〇	その他の衣類のうち、 綿製のもの
六一四・一〇	羊毛製又は織毛製のもの
六一四・二〇	人造繊維製のもの
六一四・三〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一五・一一	パンティストッキング、タイツその他の下半身のうち、 合成繊維製のもの(構成する単糸が六七デナックス未満のものに限る。)
六一五・一二	合成繊維製のもの(構成する単糸が六七デナックス以上のものに限る。)
六一五・一九	その他の紡織用繊維製のもの
六一五・二〇	女子用の長靴下(構成する単糸が六七デナックス未満のものに限る。)
六一五・二二	その他のもので、 羊毛製又は織毛製のもの
六一五・九二	綿製のもの
六一五・九三	合成繊維製のもの
六一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六一六・一〇	手袋、ミトン及びミットのうち、 プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布又は被覆した手袋
六一六・九二	その他のもので、 羊毛製又は織毛製のもの
六一六・九三	綿製のもの
六一六・九九	合成繊維製のもの
六一七・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一七・二〇	その他の衣類(製品にしたものに限る。)
六一七・二二	その他の衣類(製品にしたものに限る。)
六一七・八〇	ネクタイ
六一七・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
第六類	衣類及び衣類製品(メリヤス織物又はクロセ織物のものを除く。)
六一〇・一一	男子用のオーバーコート、アノラックその他これらに類する製品(統一システムの第六二・〇三項のものを除く。)
六一〇・一二	オーバーコートその他これに類する製品で、 羊毛製又は織毛製のもの
六一〇・二二	綿製のもの
六一〇・二三	合成繊維製のもの
六一〇・二九	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇・九二	アノラックその他これに類する製品で、 羊毛製又は織毛製のもの
六一〇・九三	綿製のもの

六二四・三〇	合成繊維製のもの	六二五・一〇	絹（絹のくずを含む）製のもの
六二四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの	六二五・二〇	人造絹織物のもの
六二四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	六二五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	ネクタイのうち、	六二六・〇〇	手袋、ミトン及びミット
			その他の衣類附用品（着用にしたものに限る）及び衣類又は衣類附用品の部分品（統一システムの第六・一
			二項のものを除く。）のうち、
			附用品
六二七・一〇	部分品		
六二七・九〇	紡織用繊維その他の製品、セツト、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら		
	毛布及びひざ掛けのうち、		
六三〇・一〇	電気毛布		
六三〇・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は織物製のものに限る。）		
六三〇・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（編製のものに限る。）		
六三〇・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）		
六三〇・九〇	その他の毛布及びひざ掛け		
六三〇・一〇〇	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネンのうち、		
	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロス編みのものに限る。）		
	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）で、		
	綿製のもの		
六三〇・二二	人造絹織物のもの		
六三〇・二二	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇・二九	その他のベッドリネンで、		
	綿製のもの		
六三〇・三二	人造絹織物のもの		
六三〇・三二	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇・三九	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロス編みのものに限る。）		
六三〇・四〇	その他のテーブルリネンで、		
	綿製のもの		
六三〇・五一	重麻製のもの		
六三〇・五二	人造絹織物のもの		
六三〇・五三	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇・五九	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリィタオル地その他のテリィ織物で綿製のものに限る。）		
六三〇・六〇	その他のもので、		
	綿製のもの		
六三〇・九一	亜麻製のもの		
六三〇・九二	人造絹織物のもの		
六三〇・九三	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇・九九	カーテン（ドレープを含む。）室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランスのうち、		
	メリヤス織り又はクロス編みのもので、		
	綿製のもの		
六三〇・一一	合成繊維製のもの		
六三〇・一二	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇・一九	その他のもので、		

六三〇三・九二	合成繊維製のもの	六三〇五・三二	人造織物材料製のもので、
六三〇三・九三	その他の紡織用繊維製のもの	六三〇五・三九	ポリエステル又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの
六三〇四・一一	その他の室内用品（統一システムの第九四（四）項のものを除く。）のうち、	六三〇五・九〇	その他のもの
六三〇四・一九	ベッドスプレッドで、	六三〇六・一一	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇四・九一	メリヤス織み又はクロセ織みのもの	六三〇六・二二	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇四・九二	メリヤス織み又はクロセ織みのものを除く。）	六三〇六・二九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇四・九三	合成繊維製のもの（メリヤス織み又はクロセ織みのものを除く。）	六三〇六・三二	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇四・九九	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス織み又はクロセ織みのものを除く。）	六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇五・一〇	包装に使用する種類の袋のうち、	六三〇六・四一	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇五・二〇	統一システムの第五三・一〇三項のジュエリートその他の紡織用軟皮繊維製のもの	六三〇六・四二	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・一〇	縫製のもの	六三〇六・四九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・一一	人造織物材料製のもので、	六三〇六・九一	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・一二	ポリエステル又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの	六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・一九	その他のもの	六三〇七・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・二二	その他の紡織用繊維製のもの	六三〇七・二〇	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・二九	その他の紡織用繊維製のもの	六三〇七・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・三二	その他の紡織用繊維製のもの	六三〇八・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	六三〇九・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・四一	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇六・四二	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇六・四九	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇六・九一	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇七・一〇	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇七・二〇	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇七・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇八・一〇	その他の紡織用繊維製のもの		
六三〇九・一〇	その他の紡織用繊維製のもの		

品名	統一システム 番号
脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品	三〇五・九〇
のうち、プラスチックで塗布し、被覆し又は被覆した織物、メリヤス織物及び不織布を含む製品	三九二・一一
	三九二・一三
	三九二・一九
	四〇二・一二
のうち、かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器で、外面の大部分が紡織用繊維製のもの	四〇二・二三
	四〇二・三三
	四〇二・九九
のうち、服物で、底及び甲が羊毛のフェルト製のもの	六四〇・五・二〇
	六四〇・六・一〇
のうち、履物の甲で、外面の表面の五〇%以上が紡織用繊維製のもの	六四〇・六・九九
フェルト製の帽体並びにフェルト製のプラトウ及びマンション	六五〇・一・〇〇
帽体（組んだもの及びストリッップを組み合わせて作ったものに限り）、	六五〇・三・〇〇
フェルト製の帽子	六五〇・四・〇〇
帽子（組んだもの及びストリッップを組み合わせて作ったものに限り）、	六五〇・五・九〇
帽子（ペリヤス織みのもの及びレースその他の紡織用繊維の織物類から作ったものに限り）、	六六〇・一・一〇
ビーチパラソルその他これに類する傘	六六〇・一・九一
その他の傘で折畳み式のもの	六六〇・一・九九
その他の傘	七〇一・九・一〇
のうち、ガラス纖維の糸	七〇一・九・二〇
のうち、ガラス纖維の織物	八七〇・八・二二
自動車用のシートベルト	八八〇・四・〇〇
落下傘並びにその部分並び及附属品	九一二・三・九〇
携帯用時計のバンド及びブレスレットで、紡織用繊維製のもの	九四〇・四・九〇
のうち、縫製のまぐら及びクッション並びに布団、羽根布団その他これらに類する紡織用繊維製の物品	九五〇・二・九一
人形用の衣類	九六二・一・一〇
のうち、人形縫製の織物のリボン（カートリッジに入れてあるものに限るものと、幅が二〇ミリメートル未満のものを除く）	

貿易の技術的障害に関する協定

加盟國は、ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉に考慮を払い、千九百九十四年のガットの目的を達成することを希望し、国際規格及び国際適合性評価制度が生産の効率を改善し及び国際貿易を容易なものにすることによりその目的の達成に重要な貢献をすることができるとを認め、よつて、国際規格及び国際適合性評価制度の發展を奨励することを希望し、

あわせて、強制規格及び任意規格（これらの規格には、包装に関する要件及び証票、ラベル等による表示に関する要件を含む）並びに強制規格又は任意規格の適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保することを希望し、

いかなる国も、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと及びこの協定の規定に従うことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物又は植物の生命又は健康を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要であり、かつ、適当と認める水準の措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

いかなる国も、自国の安全保障上の重大な利益を保護するために必要な措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

規格の国際的な標準化が先進国から開発途上国への技術の移転に貢献することができると認め、

開発途上国が、強制規格、任意規格及び強制規格又は任意規格の適合性評価手続の作成及び適用に際して特別の困難に直面することがあることを認め、また、開発途上国の努力を支援することを希望して、ここに、次のとおり協定する。

第一条 一般規定

1.1 標準化及び適合性評価手続に関し用いられる一般用語は、当該用語が用いられている文脈を考慮し、かつ、この協定の対象及び目的に照らして、原則として、国際連合及びその関連機関において又は国際標準化機関により採用された定義と同一の意味で使用される。

1.2 もっとも、この協定の適用上、附屬書一に掲げる用語については、同附屬書に定義する意味で使用する。

1.3 工業品及び農産品を含め、すべての産品は、この協定の規定の適用を受ける。

1.4 政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様は、この協定の規定の適用を受けないものとする。もっとも、これらは、政府調達に関する協定の対象とされる範囲内で同協定において取り扱われる。

1.5 この協定の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附屬書Aに定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

1.6 この協定において強制規格、任意規格及び適合性評価手続というときは、これらの改正、これらの対象となる産品の追加及び適合性評価手続の規則の追加を含むものとし、重要でない性格の改正及び追加を除く。

強制規格及び任意規格

第一条 強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用

中央政府機関に関し、

2.1 加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

2.2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に、入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術又は産品の意図された最終用途を含む。

2.3 強制規格は、その制定の契機となった事情若しくは目的が存在しなくなった場合又は事情の変化若しくは目的の変更について一層貿易制限的でない態様で対応することができる場合には、維持されてはならない。

2.4 加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

2.5 他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある強制規格を立案し、制定し又は適用しようとする加盟国は、他の加盟国の要請に応じ、2.2から2.4までに規定する強制規格の正当性について説明する。強制規格が2.2の規定に明示的に示されたいずれかの正当な目的のため立案され、制定され又は適用され、かつ、関連する国際規格に適合している場合には、当該強制規格については、国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないとの推定（反証を許すもの）を行う。

2.6 加盟国は、強制規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自国が強制規格を制定しており又は制定しようとしている産品についての国際規格を適当な国際標準化機関が立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。

2.7 加盟国は、他の加盟国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他の加盟国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他の加盟国の強制規格が自国の強制規格の目的を十分に達成することを当該加盟国が認めることを条件とする。

2.8 加盟国は、適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に著目した産品の要件に基づく強制規格を定める。

2.9 関連する国際規格が存在しない場合又は強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合しない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、加盟国は、次の措置をとる。

2.9.1 特定の強制規格を導入しようとしている旨を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で出版物に公告する。

2.9.2 強制規格案が対象とする産品を、当該強制規格案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該強制規格案を修正すること及び意見を考慮することが可能な適当な早い段階で行う。

2.9.3 要請に応じ、強制規格案の詳細又は写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、関連する国際規格と実質的に相違する部分を明示する。

2.9.4 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

2.10 加盟国は、2.9の柱書きに定める条件の下においても、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、2.9に定める措置のうち必要と認められるものを省略することができる。ただし、強制規格の制定に際し、次の措置をとることを条件とする。

2.10.1 特定の強制規格及びその対象とする産品を、当該強制規格の目的及び必要性に関する簡潔な記述(緊急の問題の性格についての記述を含む。)と共に事務局を通じて他の加盟国に直ちに通報する。

2.10.2 要請に応じ強制規格の写しを他の加盟国に提供する。

2.10.3 他の加盟国に書面による意見の提出を差別することなしに認めるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

2.11 加盟国は、制定されたすべての強制規格を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で公表すること又は他の方法で利用することができるようにすることを確保する。

2.12 加盟国は、2.10に規定する緊急事態の場合を除くほか、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその産品又は生産方法を輸入加盟国の要件に適合させるための期間を与えるため、強制規格の公表と実施との間に適当な期間を置く。

第三条 強制規格の地方政府機関及び非政府機関による立案、制定及び適用
加盟国の領域内の地方政府機関及び非政府機関に関し、

3.1 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関及び非政府機関が前条の規定(2.9.2及び2.10.1に規定する通報の義務を除く。)を遵守することを確保するため、利用し得る適当な措置をとる。

3.2 加盟国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府の強制規格が2.9.2及び2.10.1の規定に従って通報さ

れることを確保する。ただし、当該通報が事前に通報された自国の中央政府機関の強制規格の技術的内容と実質的に同一の技術的内容を有する場合には、当該通報が要求されないことに留意する。

3.3 加盟国は、2.9及び2.10に規定する通報、情報の提供、意見の提出及び討議を含め、他の加盟国との連絡が中央政府を通じて行われることを要求することができる。

3.4 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関又は非政府機関が前条の規定に反する態様で行動すること要求し又は助長するような措置をとってはならない。

3.5 加盟国は、前条のすべての規定の遵守についてこの協定の下で完全な責任を負う。加盟国は、中央政府機関以外の機関が同条の規定を遵守することを支援する積極的な措置及び制度を企画立案し、実施する。

第四条 任意規格の立案、制定及び適用
4.1 加盟国は、中央政府標準化機関が附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規程(この協定において「適正実施規程」という。)を受け入れかつ遵守することを確保する。加盟国は、自国の領域内の地方政府標準化機関及び非政府標準化機関並びに加盟国又は自国の領域内の一若しくは二以上の機関が構成員である地域標準化機関が適正実施規程を受け入れかつ遵守することを確保するため、利用し得る適当な措置をとる。更に、加盟国は、これらの標準化機関が適正実施規程に反する態様で行動すること

を直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。標準化機関の適正実施規程の遵守についての加盟国の義務は、標準化機関が適正実施規程を受け入れていないかを問わず適用する。

4.2 適正実施規程を受け入れかつ遵守している標準化機関は、この協定の原則に従っているものと加盟国により認められる。

第五条 中央政府機関による適合性評価手続
5.1 加盟国は、強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合には、自国の中央政府機関が他の加盟国の領域を原産地とする産品につき次の規定を適用することを確保する。

5.1.1 適合性評価手続は、他の加盟国の領域を原産地とする産品の供給者に対し、同等の状態において国内原産の同種の産品の供給者又は他のいずれかの国を原産地とする同種の産品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で開放されるように、立案され、制定され及び適用される。当該適合性評価手続

の開放は、当該適合性評価手続の規則に従い適合性評価を受けるという供給者の権利を伴うものである。この権利は、当該適合性評価手続により予見される場合には、施設のある場所において適合性評価

の活動が行われるようにすることができること及び適合性評価制度の証書を受領することができることを含む。

5.1.2 適合性評価手続は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように立案され、制定され又は適用されることのないようにする。特に、このことは、不適合により生ずる危険性を考慮に入れつつ、産品が適用される強制規格又は任意規格に適合しているとの十分な確信を輸入加盟国に与えるために必要である以上に適合性評価手続が厳重なものであってはならず又は厳重に適用されてはならないことを意味する。

5.2 加盟国は、5.1の規定を実施する場合には、次の規定を適用することを確保する。

5.2.1 適合性評価手続は、できる限り速やかに、かつ、他の加盟国の領域を原産地とする産品が同様の国内原産の産品に与えられる順序よりも不利でない順序で行われ、完了する。

5.2.2 各適合性評価手続の処理に要する標準的な期間は、公表され、又は要請に応じ処理に要する予想される期間は、申請者に通知される。権限のある機関は、申請を受理した場合には、書類が不備でないことについての審査を速やかに行い、及びすべての不備について正確かつ十分な方法で申請者に通知する。権限のある機関は、必要に応じて是正手段がとられるように、評価の結果を正確かつ十分な方法で申請者にできる限り速やかに伝達する。申請に不備がある場合であっても、申請者が要請するときは、権限のある機関は、実行可能な限り適合性評価の手続を進める。申請者は、その要請により、手続の段階を通知され、及び遅延があればその説明を受ける。

5.2.3 要求される情報は、適合性を評価し及び手数料を決定するために必要なものに限られる。

5.2.4 適合性評価手続から得られ又はこれに関連して提供される他の加盟国の領域を原産地とする産品に関する情報の秘密は、国内原産の産品の場合と同様に、かつ、正当な商業上の利益が保護されるような方法で尊重される。

5.2.5 他の加盟国の領域を原産地とする産品の適合性評価のために課するいかなる手数料も、同様の国内原産の又は他のいづれかの国を原産地とする産品に課することのできる手数料との関係において、申請者の施設が適合性評価を行う機関の施設と異なる場所にあることに起因する通信費、交通費その他の費用を考慮し、公平なものとする。

5.2.6 適合性評価手続に用いる施設の場所の選択及び見本の抽出は、申請者又はその代理人に無用な不便を与えないものとする。

5.2.7 適用される強制規格又は任意規格に産品が適合していることを決定した後には当該産品の仕様を変更された場合には、仕様の変更された産品に対する適合性評価手続は、当該産品が関連する強制規格又は任意規格に引き続き適合しているという十分な確信が得られるか得られないかを決定するために必要なものに限られる。

5.2.8 適合性評価手続の運用に関し申し立てられた不服を審査し及び申し立てられた不服が正当とされた場合

合には、是正手段をとるための手続を用意する。

5.3 5.1及び5.2のいかなる規定も、加盟国が自国の領域内で妥当な抜き取り検査を行うことを妨げるものではない。

5.4 加盟国は、産品が強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合において、国際標準化機関によって発表された関連する指針若しくは勧告が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を中央政府機関が適合性評価手続の基礎として用いることを確保する。ただし、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命又は健康の保護、環境の保全、気候その他の地理的な基本的要因、基本的な技術上又は社会的生産基盤上の問題等の理由により、当該指針若しくは勧告又はこれらの関連部分が当該加盟国にとって適当でない場合は、この限りでない。もっとも、この場合には、要請に応じ、十分な説明を行う。

5.5 加盟国は、適合性評価手続についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、適合性評価手続のための指針又は勧告を適当な国際標準化機関が立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。

5.6 国際標準化機関により発表された関連する指針若しくは勧告が存在しない場合又は適合性評価手続の技術的内容が国際標準化機関により発表された関連する指針若しくは勧告の技術的内容に従っていない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、加盟国は、次の措置をとる。

5.6.1 特定の適合性評価手続を導入しようとしている旨を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で出版物に公告する。

5.6.2 適合性評価手続案が対象とする産品を、当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該適合性評価手続案を修正すること及び意見を考慮することが可能な適当な早い段階で行う。

5.6.3 要請に応じ、適合性評価手続案の詳細又は写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、国際標準化機関により発表された関連する指針又は勧告と実質的に相違する部分を明示する。

5.6.4 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

5.7 加盟国は、5.6の柱書きに定める条件の下においても、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、5.6に定める措置のうち必要と認められるものを省略することができる。ただし、適合性評価手続の制定に際し、次の措置をとることを条件とする。

る。

5.7.1 特定の適合性評価手続及びその対象とする産品を、当該適合性評価手続の目的及び必要性に関する簡潔な記述(緊急の問題の性格についての記述を含む。)と共に事務局を通じて他の加盟国に直ちに通報する。

5.7.2 要請に応じ適合性評価手続の規則の写しを他の加盟国に提供する。

5.7.3 他の加盟国に書面による意見の提出を差別することなしに認めるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

5.8 加盟国は、制定されたすべての適合性評価手続を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることできるように適やかに公表すること又は他の方法で利用することができるようにすることを確保する。

5.9 加盟国は、5.7に規定する緊急事態の場合を除くほか、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその産品又は生産方法を輸入加盟国の要件に適合させるための期間を与えるため、適合性評価手続に関する要件の公表と実施との間に適当な期間を置く。

第六条 適合性評価の中央政府機関による承認

中央政府機関に関し、

6.1 6.3及び6.4の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、他の加盟国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であっても、可能なときは、当該他の加盟国の適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合しているかどうかについて当該他の加盟国の適合性評価手続によって与えられる保証が自国の適合性評価手続によるものと同等であると当該加盟国が認めることを条件とする。特に、次の事項について、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認められる。

6.1.1 輸出加盟国の適合性評価の結果が継続的に信頼できるものであることについて確信が得られるような、輸出加盟国における適合性評価を行う関連する機関の十分かつ永続的な技術的能力。この点に関し、資格認定等により、国際標準化機関によって発表された関連する指針又は勧告の遵守が確認されていることが、十分な技術的能力を示すものとして考慮される。

6.1.2 輸出加盟国において指定される機関により提示された適合性評価の結果の受入れの限度

6.2 加盟国は、自国の適合性評価手続が6.1の規定を実行可能な限り実施することのできるものであることを確保する。

6.3 加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、それぞれの適合性評価手続の結果の相互承認のための合意をすることを目的として交渉するよう奨励される。加盟国は、その合意が6.1の基準を満たすことを要求し、及びその合意により関連する産品の貿易が促進される可能性を有していることを両加盟国が認め

ることを要求することができる。

6.4 加盟国は、自国の領域内又は他のいずれかの国の領域内に存在する適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他の加盟国の領域内に存在する適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認めるよう奨励される。

第七条 地方政府機関による適合性評価手続

加盟国の領域内の地方政府機関に関し、

7.1 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関が前二条の規定(5.5.2及び5.7.1に規定する通報の義務を除く。)を遵守することを確保するため、利用し得る適当な措置をとる。

7.2 加盟国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府の適合性評価手続が5.6.2及び5.7.1の規定に従って通報されることを確保する。ただし、当該通報が事前に通報された自国の中央政府機関の適合性評価手続の技術的内容と実質的に同一の技術的内容を有する場合には、当該通報が要求されないことに留意する。

7.3 加盟国は、5.6及び5.7に規定する通報、情報の提供、意見の提出及び討議を含め、他の加盟国との連絡が中央政府を通じて行われることを要求することができる。

7.4 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関が前二条の規定に反する態様で行動することを要求し又は助長するような措置をとってはならない。

7.5 加盟国は、前二条のすべての規定の遵守についてこの協定の下で完全な責任を負う。加盟国は、中央政府機関以外の機関が前二条の規定を遵守することを支援する積極的な措置及び制度を企画立案し、実施する。

第八条 非政府機関による適合性評価手続

8.1 加盟国は、適合性評価手続を用いる自国の領域内の非政府機関が第五条及び第六条の規定(適合性評価手続案を通報する義務に関する規定を除く。)を遵守することを確保するため、利用し得る適当な措置をとる。更に、加盟国は、当該非政府機関がこれらの条の規定に反する態様で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

8.2 加盟国は、非政府機関が第五条及び第六条の規定(適合性評価手続案を通報する義務に関する規定を除く。)を遵守する場合にのみ自国の中央政府機関が当該非政府機関により用いられる適合性評価手続を認めるものであることを確保する。

第九条 国際制度及び地域制度

9.1 強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合において、実行可能なときは、加盟国は、適合性評価のための国際制度を作成し及び採用し、かつ、これに加盟し又は参加する。

9.2 加盟国は、自国の領域内の関係機関が加盟し又は参加している適合性評価のための国際制度及び地域制

度が第五条及び第六条の規定を遵守することを確保するため、利用し得る必要な措置をとる。更に、加盟国は、これらの制度がこれらの条の規定に反する態様で運用されることを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

9.3 加盟国は、国際適合性評価制度又は地域適合性評価制度が、可能な場合において第五条及び第六条の規定を遵守するときにのみ自国の中央政府機関がこれらの制度を認めるものであることを確保する。

情報及び援助

第十条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報

10.1 各加盟国は、他の加盟国及び他の加盟国の利害関係を有する者からの次の事項に関する必要な照会に応じ並びにこれらに関する関連文書を提供する能力を有する照会所を設けることを確保する。

10.1.1 中央政府機関、地方政府機関、強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関又はこれらの機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関が制定し又は提案した自国の領域内における強制規格

10.1.2 中央政府機関、地方政府機関又はこれらの機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関が制定し又は提案した自国の領域内における任意規格

10.1.3 中央政府機関、地方政府機関、強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関又はこれらの機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関の適合性評価手続又は適合性評価手続案であつて自国の領域内で用いるもの

10.1.4 国際標準化機関、地域標準化機関、適合性評価制度並びにこの協定の範囲内の二国間及び多数国間取極への加盟国又はその領域内の関連する中央政府機関若しくは地方政府機関の加盟及び参加の状況（照会所は、当該適合性評価制度及び当該取極についての適当な情報を提供する能力を有するものとする。）

10.1.5 この協定に基づいて行われる公告の場所又は情報を入手することができる場所に関する情報

10.1.6 10.3に規定する照会所の所在地

10.2 加盟国は、法律上又は行政上の理由により二以上の照会所を設ける場合には、他の加盟国に対し、照会所のそれぞれの責任の分担に関する十分かつ明確な情報を提供することを確保する。更に、加盟国は、誤った照会所に対して行われた照会を速やかに正しい照会所に伝達することを確保する。

10.3 各加盟国は、他の加盟国及び他の加盟国の利害関係を有する者からの次の事項に関する必要な照会に応じ並びにこれらに関する関連文書を提供し並びに当該関連文書の入手が可能な場所に関する情報を提供する能力を有する照会所を設けることを確保するため、利用し得る必要な措置をとる。

10.3.1 非政府標準化機関又は非政府標準化機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関が制定し又は提案した自国の領域内における任意規格

10.3.2 非政府機関又は非政府機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関の適合性評価手続又は適合性評価

手続案であつて自国の領域内で用いるもの

10.3.3 国際標準化機関、地域標準化機関、適合性評価制度並びにこの協定の範囲内の二国間及び多数国間取極への自国の領域内に関連する非政府機関の加盟及び参加の状況（照会所は、当該適合性評価制度及び当該取極についての適当な情報を提供する能力を有するものとする。）

10.4 加盟国は、他の加盟国又は他の加盟国の利害関係を有する者がこの協定の規定に基づいて文書の写しを要求した場合には、送付に係る実費を除くほか、当該写しが自国民又は他の加盟国の国民（注）に要求される価格と同一の公平な価格で提供されることを確保するため、利用し得る必要な措置をとる。

注「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有するか又は現実にかつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

10.5 先進加盟国は、他の加盟国から要請があつた場合には、特定の通報が対象とする文書又は、当該文書が長大なものであるときは、当該文書の要約を英語、フランス語又はスペイン語の翻訳によって提供する。

10.6 事務局は、この協定の規定に基づく通報を受領した場合には、当該通報の写しをすべての加盟国並びに関係する国際標準化機関及び国際適合性評価機関に送付するものとし、開発途上加盟国が特に関心を有する産品に関する通報については、開発途上加盟国の注意を喚起する。

10.7 貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある強制規格、任意規格又は適合性評価手続に関する問題について加盟国が他の国と合意に達した場合には、当該合意の当事国である少なくとも一の加盟国は、当該合意が対象とする産品を事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報には、当該合意の簡潔な記述を含む。関係加盟国は、要請に応じ、類似の合意をするために又はそのような合意に参加させるために他の加盟国と協議を行うよう奨励される。

10.8 この協定のいかなる規定も、加盟国に対して次のことを要求するものと解してはならない。

10.8.1 自国の言語以外の言語による文書の公表

10.8.2 自国の言語以外の言語による原案の詳細又は写し（10.5に規定するものを除く。）の提供

10.8.3 その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると認められる情報の提供

10.9 事務局への通報は、英語、フランス語又はスペイン語によって行う。

10.10 加盟国は、この協定に従い通報手続（附属書二に規定するものを除く。）に関するこの協定の規定を国家的規模において実施する責任を負う単一の中央政府当局を指定する。

10.11 加盟国は、法律上又は行政上の理由により、通報手続に関する責任が二以上の中央政府当局によって分担される場合には、これらの機関のそれぞれの責任の分担に関する十分かつ明確な情報を他の加盟国に提供する。

第十一条 他の加盟国に対する技術援助

11.1 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、強制規格の立案に関し助言を与える。

11.2 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、国内標準化機関の設立及び国際標準化機関への参加に関し、助言を与え、また、相互に合意する条件で技術援助を与えるものとし、自国の標準化機関が同様の助言及び援助を与えるよう奨励する。

11.3 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、次の事項に関し、強制規格を遵守させる権限を有する自国の領域内の機関が助言を与えるようにするため、利用し得る妥当な措置をとるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.3.1 強制規格を遵守させる権限を有する機関又は強制規格に係る適合性評価機関の設立

11.3.2 加盟国の強制規格に最もよく適合することとなる方法

11.4 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、当該要請をした加盟国の領域内で制定された任意規格に係る適合性評価機関の設立に関し、助言が与えられるようにするため、利用し得る妥当な措置をとるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.5 加盟国は、自国の領域内の政府機関又は非政府機関の運用する適合性評価制度への参加を他の加盟国、特に開発途上加盟国の生産者が希望し、これらの国から要請があった場合には、当該生産者のとるべき措置に関し、助言を与えるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.6 国際適合性評価制度又は地域適合性評価制度に加盟し又は参加している加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、これらの制度の加盟国又は参加国としての義務を履行することができるようになるための制度及び法的枠組みの制定に関し、助言を与えるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.7 加盟国は、自国の領域内の機関が国際適合性評価制度又は地域適合性評価制度に加盟し又は参加している場合において、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、当該他の加盟国の領域内の関係機関がこれらの適合性評価制度の加盟者又は参加者としての義務を履行することができるようにするための制度の設定に関し、当該機関が助言を与えるよう奨励する。この場合において、当該他の加盟国からのそのような制度の設定に関する技術援助の要請を考慮すべきである。

11.8 加盟国は、11.1から11.7までの規定により他の加盟国に対し助言及び技術援助を与えるに当たっては、後発開発途上加盟国のニーズを優先させる。

第十二条 開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇

12.1 加盟国は、開発途上加盟国に対し、12.2から12.10までの規定及びこの協定の他の関連規定により、異なるかつ一層有利な待遇を与える。

12.2 加盟国は、この協定の国内における実施及びこの協定上の機関の設置に関する規定の実施に当たり、開発途上加盟国の権利及び義務に関するこの協定の規定に特別の注意を払い、また、開発途上加盟国の開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する。

12.3 加盟国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用に当たり、これらの強制規格、任意規格及び適合性評価手続が、開発途上加盟国からの輸出に不必要な障害をもたらすことのないようにするため、開発途上加盟国の開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する。

12.4 加盟国は、国際規格、指針又は勧告が存在する場合であっても、開発途上加盟国が特別の技術的及び社会経済的条件の下にあるときは、当該開発途上加盟国が開発上のニーズと両立する固有の技術、生産方法及び生産工程を維持することを目的とする特定の強制規格、任意規格又は適合性評価手続を制定することを認める。したがって、加盟国は、開発途上加盟国がその開発上、資金上及び貿易上のニーズと両立しない国際規格を自国の強制規格又は任意規格(これらの規格に係る検査方法を含む)の基礎として用いることを期待すべきではないことを認める。

12.5 加盟国は、開発途上加盟国の特別の問題を考慮して、国際標準化機関及び国際適合性評価制度がすべての加盟国内の関係機関による積極的なかつ代表としての参加を容易にするように組織されかつ運用されることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

12.6 加盟国は、開発途上加盟国の要請に応じ、当該開発途上加盟国が特別の関心を有する商品につき、国際標準化機関が国際規格の立案の可能性を検討すること及び、実行可能なときは、国際規格を立案することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

12.7 加盟国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用が開発途上加盟国からの輸出の拡大及び多様化に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するため、前条の規定により、開発途上加盟国に対し技術援助を与えるものとし、技術援助の条件の決定に当たっては、要請をした加盟国及び特に後発開発途上加盟国の発展段階を考慮する。

12.8 開発途上加盟国が強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用に当たって特別の問題(制度及び社会的生産基盤に関する問題を含む)に直面することのあることが認められ、また、開発途上加盟国の開発上及び貿易上の特別のニーズ並びに技術上の発展の段階がこの協定に基づく義務の十分な履行を妨げるものがあることが認められる。よって、加盟国は、この事実を十分に考慮する。このため、第十三条に規定する貿易の技術的障害に関する委員会(この協定において「委員会」という)は、開発途上加盟国がこの協定を遵守することができるように、要請に応じ、この協定に基づく義務を、全部又は一部につき特定しかつ一定の期限を付して、免除することを認めることができる。委員会は、要請の検討に当たっては、開発途上加盟国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用に関する特別の問題、開発

上及び貿易上の特別のニーズ並びに技術上の発展の段階がこの協定に基づく義務の十分な履行を妨げることをあることを考慮し、また、特に、後発開発途上加盟国の特別の問題を考慮する。

12.9 先進加盟国は、協議の過程において、開発途上加盟国が強制規格、任意規格及び適合性評価手続を企画立案し及び実施する際に直面する特別の困難に留意し、また、開発途上加盟国のこの方向における努力を支援することを希望して、その開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する。

12.10 委員会は、その国内面に対する配慮又は国際的配慮の下に開発途上加盟国に対しこの協定において認められている特別の異なる待遇について、定期的に検討する。

機関、協議及び紛争解決

第十三条 貿易の技術的障害に関する委員会

13.1 この協定により、貿易の技術的障害に関する委員会を設置する。委員会は、各加盟国の代表で構成する。委員会は、議長を選出するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与えるため必要に応じ、少なくとも年一回会合し、また、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行する。

13.2 委員会は、作業部会その他の適当な機関を設置する。これらの機関は、委員会によりこの協定の関連規定に基づいて与えられた任務を遂行する。

13.3 この協定に基づく作業と他の専門的な機関における政府の作業との不必要な重複は避けるべきである。委員会は、このような重複を最小限にするため、この問題を検討する。

第十四条 協議及び紛争解決

14.1 この協定の実施に影響を及ぼす問題に関する協議及び紛争解決は、紛争解決機関の主催の下で行われる。紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十一条及び第二十三条の規定は、これらの協議及び紛争解決について準用する。

14.2 小委員会は、紛争当事国の要請により又は自己の発意に基づいて、専門家による詳細な検討を必要とする技術的な性格を有する事項について援助するための技術専門家部会を設置することができる。

14.3 技術専門家部会は、附属書二に定める手続に従う。

14.4 加盟国は、第三条、第四条及び第七條から第九條までの規定に関して満足すべき結果に他の加盟国が到達していないため自国の貿易上の利益が著しい影響を受けていると認める場合には、紛争解決に関するこの条の規定を用いることができる。この場合において、前段に規定する結果は、これらの条において関係機関を加盟国とみなした場合の結果と同等のものでなければならない。

最終規定

第十五条 最終規定

留保

15.1 この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

検討

15.2 各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生じた日の後速やかに、この協定の実施及び運用を確保するための既存の措置又はそのためにとられた措置を委員会に通報するものとし、これらの措置のその後のいかなる変更も委員会に通報する。

15.3 委員会は、この協定の目的を考慮に入れて、毎年この協定の実施及び運用について検討する。

15.4 委員会は、必要なときは、第十二条の規定の適用を妨げることなく、相互の経済的利益及び権利と義務との間の均衡を確保するためにこの協定に基づく権利及び義務の調整を勧告することを目的として、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年以内に及びその後三年ごとに、この協定（透明性を確保することに関する規定を含む）の実施及び運用について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、この協定を改正する提案を物品の貿易に関する理事會に提出する。

附属書

15.5 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書一 この協定のための用語及びその定義

国際標準化機構・国際電気標準會議指針書第一卷（ISO・IECガイド2）の第六版（千九百九十一年）の「標準化及び関連する活動に関する一般用語並びにこれらの用語の定義」に提示される用語をこの協定で使用する場合には、サービスがこの協定の対象から除かれていることに留意し、同指針書において定義されるこれらの用語の意味と同一の意味を有する。

もっとも、この協定の適用上、次の定義を適用する。

1 強制規格

產品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であつて遵守することが義務付けられているもの（適用可能な管理規定を含む）。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であつて產品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみで作成することができる。

注釈 国際標準化機構・国際電気標準會議指針書第一卷の定義は、個々に完結したものではなく、いくつかの定義の「横上方式」に基づく。

2 任意規格

産品又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であつて遵守することが義務付けられていないもの。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であつて産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのものであつても作成することができる。

注釈 国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第一巻に定義する用語は、産品、工程及びサービスを対象とする。この協定は、産品又は生産工程若しくは生産方法に関する強制規格、任意規格及び適合性評価手続のみを取り扱う。同指針書第二巻に定義する「任意規格」は、義務的な又は任意のものである。この協定の適用上、任意規格は任意の文書として、また、強制規格は義務的な文書として定義されている。国際的な標準化のための機関によって立案される任意規格は、コンセンサス方式によって承認されている。この協定は、コンセンサス方式によって承認されていない文書も対象とする。

3 適合性評価手続

強制規格又は任意規格に関連する要件が満たされていることを決定するため、直接又は間接に用いるあらゆる手続

注釈 適合性評価手続には、特に、試料採取、試験及び検査についての手続、適合性についての評価、確認及び保証、登録、認定及び承認並びにこれらの組合せを含む。

4 国際機関又は国際制度

少なくともすべての加盟国の関係機関が加盟することのできる機関又は制度

5 地域機関又は地域制度

一部の加盟国のみの関係機関が加盟することのできる機関又は制度

6 中央政府機関

中央政府その他この協定に係る活動に関して中央政府の監督の下にある機関（中央政府というときは、中央政府の個別の省庁を含む。）

注釈 欧州共同体については、中央政府機関を規律する規定を適用する。もっとも、欧州共同体の域内において地域機関又は地域適合性評価制度が設立され又は設定される場合には、当該地域機関又は当該地域適合性評価制度は、この協定の地域機関又は地域適合性評価制度に関する規定の適用を受ける。

7 地方政府機関

中央政府以外の政府（例えば、アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ連邦共和国、スイス連邦等の州、地方自治体等）その他この協定に係る活動に関して中央政府以外の政府の監督の下にある機関（中央政府以外の政府というときは、中央政府以外の政府の個別の省庁を含む。）

8 非政府機関

中央政府機関及び地方政府機関以外の機関（強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関を含む。）

附屬書一 技術専門家部会

第十四条の規定に基づいて設置される技術専門家部会については、次に定める手続を適用する。

1 技術専門家部会は、小委員会の権限の下に置かれる。技術専門家部会の付託事項及び詳細な作業手続は、小委員会が決定するものとし、また、技術専門家部会は、小委員会に対して報告を行う。

2 技術専門家部会には、問題となっている分野において専門的な能力及び経験を有する者のみが参加することができる。

3 紛争当事国の国民は、紛争当事国の合意がある場合を除くほか、技術専門家部会の構成員となることはできない。ただし、他の者では遂行することができない特別な科学上の専門知識が必要であると小委員会が認める場合は、この限りでない。紛争当事国の公務員は、技術専門家部会の構成員となることはできない。技術専門家部会の構成員は、政府又は機関の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。したがって、政府又は機関は、技術専門家部会に付託された問題につき、技術専門家部会の構成員に指示を与えてはならない。

4 技術専門家部会は、適当と認めるいかなる者とも協議し、並びにこれらの者に対して情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。技術専門家部会は、いずれかの加盟国の管轄内にある者に対して情報又は助言の提供を要請するに先立ち、当該加盟国の政府にその旨を通報する。加盟国は、技術専門家部会が必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、速やかかつ完全に応ずる。

5 紛争当事国は、技術専門家部会に提供されるすべての関連情報（秘密の性質を有するものを除く。）を取得する機会を有する。技術専門家部会に提供された秘密の情報は、当該情報を提供した政府、機関又は個人の正式の同意を得ないで開示してはならない。当該情報の開示が技術専門家部会に対して要求された場合において、当該情報の技術専門家部会による開示について同意が得られないときは、当該情報を提供した政府、機関又は個人は、当該情報の秘密でない要約を提供する。

6 技術専門家部会は、関係加盟国に対し、その意見を得るために報告案を送付し、適当な場合には、最終

報告において当該意見を考慮に入れる。その最終報告は、小委員会に提出される際に当該関係加盟国にも送付される。

附屬書三 任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規程

一般規定

- A 適正実施規程の適用上、この協定の附屬書一の用語の意義は、同附屬書の定義に従う。
- B 適正実施規程は、世界貿易機関の加盟国の領域内の標準化機関（中央政府機関であるか地方政府機関であるか非政府機関であるかを問わない）、一又は二以上の構成員が世界貿易機関の加盟国である政府地域標準化機関及び一又は二以上の構成員が世界貿易機関の加盟国の領域内に所在する非政府地域標準化機関（適正実施規程においてこれらの標準化機関を「標準化機関」という）の受入れのために開放しておく。
- C 適正実施規程を受け入れ又は適正実施規程の受入れを撤回した標準化機関は、その旨をジュネーブにある国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに通報する。その通報には、関係標準化機関の名称及び所在地並びに現在の及び予定されるその標準化活動の範囲を含める。その通報は、同情報センターに直接若しくは国際標準化機構・国際電気標準会議の国を代表する構成員を通じて又は、可能なときは、国際標準化機構情報ネットワーク（ISONET）に関係する国の構成員若しくは国際支部のいずれか適当なものを通じて、送付することができる。

実体規定

- D 標準化機関は、任意規格に関し、いずれの世界貿易機関の加盟国の領域を原産地とする商品についても同種の国内原産の商品及び他のいずれかの国を原産地とする商品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。
- E 標準化機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす結果となるように任意規格が立案され、制定され及び適用されないことを確保する。
- F 標準化機関は、国際規格が存在するとき又はその仕上りが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。ただし、当該国際規格又はその関連部分が十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。
- G 標準化機関は、任意規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自らが任意規格を制定しており又は制定しようとしている対象事項についての国際規格を国際標準化機関が立案する場合には、適切な方法で、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。ある加盟国の領域内のすべての標準化機

関のための特定の国際標準化活動への参加は、可能なときは、当該国際標準化活動の対象事項について任意規格を制定しており又は制定しようとしている当該加盟国の領域内のすべての標準化機関を代表する一の代表団を通じて行う。

H 加盟国の領域内の標準化機関は、国内の他の標準化機関又は関係する国際標準化機関若しくは地域標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けるよう、及び自己が作成する任意規格につき国内の合意が得られるようあらゆる努力を払う。同様に、地域標準化機関は、関係国際標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けるようあらゆる努力を払う。

I 標準化機関は、適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した製品の要件に基づく任意規格を定める。

J 標準化機関は、少なくとも六箇月に一回、その名称及び所在地、現在立案されている任意規格並びに直前の期間において制定された任意規格を含む作業計画を公表する。立案中の任意規格とは、任意規格を作成することを決定した時から任意規格が制定されるまでのものをいう。特定の任意規格案の表題は、要請に応じ、英語、フランス語又はスペイン語によって提供する。作業計画の存在の通知は、標準化活動に関する、全国的な又は、状況に応じ、地域的な出版物に公表する。

作業計画には、各任意規格について、国際標準化機構情報ネットワークの規則に従い、対象事項に関連する分類、任意規格の作成において到達している段階、基礎として用いた国際規格の典拠を表示する。標準化機関は、当該作業計画の公表の時点で、当該作業計画の存在をジュネーブにある国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに通報する。

通報には、標準化機関の名称及び所在地、作業計画が公表されている出版物の名称及び号、当該作業計画が適用される期間、当該出版物に価格がある場合にはその価格並びに当該出版物の入手方法を含める。その通報は、国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに直接又は、可能なときは、国際標準化機構情報ネットワークに関係する国を代表する構成員若しくは同情報ネットワークの国際支部のいずれか適当なものを通じて、送付することができる。

K 国際標準化機構・国際電気標準会議の国を代表する構成員は、国際標準化機構情報ネットワークの構成員となるために又は他の機関が構成員となることを指名するために及び同情報ネットワークの構成員として可能な最高の種類の構成員となるためにあらゆる努力を払う。他の標準化機関は、同情報ネットワークの構成員と提携するためにあらゆる努力を払う。

L 標準化機関は、任意規格を制定する前に、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置く。ただし、この期間は、安全上、健康上又は環境上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、短縮することができる。

る。標準化機関は、意見の提出期間が開始されるまでに、Jに規定する出版物に意見の提出期間を公告する。その公告には、実行可能な限り、任意規格案が関連する国際規格と相違しているか相違していないかを含める。

M 標準化機関は、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者の要請に応じ、意見を求めるために提示した任意規格案の写しを速やかに提供し又は提供の便宜を図る。この役務の提供のために課する手数料は、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

N 標準化機関は、意見の提出期間中に受領した意見を任意規格の作成のその後の段階において、考慮する。適正実施規程を受け入れた標準化機関を通じて受領した意見については、要請があった場合には、可能な限り速やかに回答する。その回答には、関連する国際規格と相違する必要がある理由についての説明を含める。

O 任意規格が制定された場合には、速やかに公表する。

P 標準化機関は、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者の要請に応じ、自己の最新の作業計画又は制定した任意規格の写しを速やかに提供し又は提供の便宜を図る。この役務の提供のために課する手数料は、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

Q 標準化機関は、適正実施規程を受け入れた他の標準化機関が行う適正実施規程の実施に関する申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。標準化機関は、不服を解決するために客観的な努力を払う。

貿易に関連する投資措置に関する協定

加盟国は、

開帳がプンタ・アル・エステ宣言において「投資措置の貿易に対する制限的及び阻害的な影響に関連するガットの条項の運用について検討した上で、適当な場合には、貿易に対するこのような望ましくない影響を回避するために必要となる追加的な規定を交渉において定めるべきである」ことを合意したことを考慮し、すべての貿易相手国、特に開発途上加盟国の経済成長を拡大させるために、自由な競争を確保しつつ、世界貿易の拡大及び漸進的自由化を促進し並びに国境を越える投資を容易にすることを希望し、開発途上加盟国、特に後発開発途上加盟国の貿易上、開発上及び資金上の特別のニーズを考慮し、一部の投資措置が貿易に対し制限的及び阻害的な影響をもたらすことがあることを認めて、ここに、次のとおり協定する。

第一条 適用範囲

この協定は、物品の貿易に関連する投資措置（この協定において「貿易関連投資措置」という。）についてのみ適用する。

第二条 内国民待遇及び数量制限

1 いかなる加盟国も、千九百九十四年のガットの第三条又は第十一条の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない。ただし、この1の規定は、千九百九十四年のガットに基づく他の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 千九百九十四年のガットの第三条4に規定する内国民待遇についての義務に反する貿易関連投資措置及び千九百九十四年のガットの第十一条1に規定する数量制限の一般的廃止の義務に反する貿易関連投資措置の例示表は、この協定の附属書に含まれる。

第三条 例外規定

千九百九十四年のガットに基づくすべての例外規定は、適当な場合には、この協定について準用する。

第四条 開発途上加盟国

開発途上加盟国は、千九百九十四年のガットの第十八条の規定、千九百九十四年のガットの国際収支に係る規定の解釈に関する了解及び千九百七十九年十一月二十八日に採択された国際収支の権限を目的とした貿易措置に関する宣言（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十六巻二百五ページから二百九ページまで）が、加盟国に対し千九百九十四年のガットの第三条及び第十一条の規定から逸脱することを認めている範囲及び方法で、この協定の第一条の規定から一時的に逸脱することができる。

第五条 通報及び経過措置

1 加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日から九十日以内に、この協定の規定に適合しない貿易関連投資措置であって、現にとられているすべてのものを物品の貿易に関する理事会に通報する。このような貿易関連投資措置（一般的にとられるものであるか個別にとられるものであるかを問わない。）を通報するときは、その概要も通報する。（注）

注 幾微的な制限の下でとられる貿易関連投資措置は、個別にとられるものについて通報する。特定の企業の商品上の利益を害することとなる情報は、開示することを要しない。

2 1の規定に基づいて自己が通報したすべての貿易関連投資措置については、先進加盟国は世界貿易機関協定の効力発生の日から二年以内、開発途上加盟国は当該日から五年以内及び後発開発途上加盟国は当該日から七年以内に、これらを廃止する。

3 物品の貿易に関する理事会は、この協定の規定の実施に当たり特別の困難があることを立証する開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）について、要請に基づき、1の規定に基づいて通報した貿易関連投資措置の廃止に係る経過期間を延長することができる。同理事会は、要請を検討するに当たり、当該開

発給上加盟国の個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズを考慮する。

4 加盟国は、経過期間中、1の規定に基づいて通報したいずれの貿易関連投資措置の条件も、世界貿易機関協定の効力発生の日に適用される条件と比較して、より一層第二十一条の規定に抵触するように変更してはならない。同協定の効力発生の日の前百八十日の期間内に導入された貿易関連投資措置は、2に規定する経過措置による利益を受けない。

5 第二十一条の規定にかかわらず、加盟国は、1の規定に基づいて通報した貿易関連投資措置の対象となっている既存の企業を不利な立場に置かないようにするため、次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合には、経過期間中新規投資に対し当該既存の企業に対するものと同一の貿易関連投資措置をとることができる。

(i) 新規投資に係る製品が当該既存の企業に係る製品と同様のものであること。

(ii) 新規投資と当該既存の企業との間の競争条件を異ならせることを回避する必要があること。

このようにして新規投資に対してとられたすべての貿易関連投資措置は、物品の貿易に関する理事会に通報する。このような貿易関連投資措置の条件は、競争に与える影響において、当該既存の企業に対して適用される条件と同等とするものとし、また、このような貿易関連投資措置は、当該既存の企業に対してとられる貿易関連投資措置と同時に終了する。

第六条 透明性の確保

1 加盟国は、貿易関連投資措置に関し、千九百九十四年のガット第十条の規定、千九百七十九年十一月二十八日に採択された通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解事項に含まれる「通報」に関する約束及び千九百九十四年四月十五日に採択された通報手続に関する閣僚による決定における透明性の確保及び通報に関する義務についての自国の約束を再確認する。

2 各加盟国は、貿易関連投資措置（地域及び地方の政府及び機関がそれらの地域及び地方においてとるものを含む）を見いだすことができる出版物を事務局に通報する。

3 各加盟国は、この協定から生じ、かつ、他の加盟国が提起したいかなる問題に関しても、情報提供の要請に好意的な考慮を払うものとし、その問題に関する協議を行うための適当な機会を与える。千九百九十四年のガット第十条の規定に従い、加盟国は、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような情報の開示を要求されない。

第七条 貿易に関連する投資措置に関する委員会

1 この協定により、貿易に関連する投資措置に関する委員会（この協定において「委員会」という。）を設置する。委員会は、すべての加盟国に開放する。委員会は、議長及び副議長を選出するものとし、少なくとも年に一回会合するほか、いずれかの加盟国の要請に基づいて会合する。

2 委員会は、物品の貿易に関する理事会により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の運用及び

実施に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。

3 委員会は、この協定の運用及び実施を監視し、物品の貿易に関する理事会に対して毎年これを報告する。

第八条 協議及び紛争解決

紛争解決の解決によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十一条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

第九条 物品の貿易に関する理事会による検討

物品の貿易に関する理事会は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後五年以内に、この協定の運用について検討し、適当な場合には、この協定の改正を閣僚会議に提案する。同理事会は、この検討において、この協定に投資政策及び競争政策に関する規定を補足すべきであるか否かを考慮する。

附屬書 例示表

1 千九百九十四年のガット第三条4に規定する内国民待遇についての義務に反する貿易関連投資措置には、国内法令若しくは行政上の決定に基づく義務的な若しくは執行可能な貿易関連投資措置又は利益を得るために従うことが必要な貿易関連投資措置であって、次に掲げるものを含む。

(a) 国内生産の製品又は国内供給源からの製品の企業による購入又は使用を要求するもの。特定の製品、製品の数量若しくは価額又は当該企業により国内で生産される製品の数量若しくは価額に対する比率のいずれかを定めているかを問わない。

(b) 輸入製品の企業による購入又は使用を当該企業により国内で生産される製品で輸出されるものの数量又は価額に関連する量に制限することを要求するもの。

2 千九百九十四年のガット第十一条1に規定する数量制限の一般的廃止の義務に反する貿易関連投資措置には、国内法令若しくは行政上の決定に基づく義務的な若しくは執行可能な貿易関連投資措置又は利益を得るために従うことが必要な貿易関連投資措置であって、次に掲げるものを含む。

(a) 企業の国内生産に使用される製品又は当該国内生産に関連する製品の当該企業による輸入を一般的に制限するか又は当該企業により国内で生産される製品で輸出されるものの数量若しくは価額に関連する量に制限するもの。

(b) 企業が利用することのできる外国為替を当該企業に帰せられる外国為替の流入に関連する量に制限することにより、当該企業の国内生産に使用される製品又は当該国内生産に関連する製品の当該企業による輸入を制限するもの。

(c) 製品の企業による輸出又は輸出のための販売を制限するもの。特定の製品、製品の数量若しくは価額

又は当該企業により国内で生産される製品の数量若しくは価額に対する比率のいずれかを定めているかを問わない。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一部

第一条 原則

ダンピング防止措置は、千九百九十四年のガット第六条に定める条件の下において、かつ、この協定に従って開始し(注)、実施する調査に基づいてのみとすることができ、次の諸規定は、ダンピング防止に関する法令に基づいて措置がとられる場合に限り、同条の規定の適用を規律する。

注 以下「開始する」とは「開始」とは、加盟国が第五條の規定に従って正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう。

第二条 ダンピングの決定

21 この協定の適用上、ある国から他の国へ輸出される製品の輸出価格が輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される製品は、ダンピングされるもの、すなわち、正常の価額よりも低い価額で他の国に導入されるものとみなす。

22 輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の製品の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないために(注)そのような販売によつては適正な比較を行うことができない場合には、ダンピングの価格差については、適当な第三国に輸出される同種の製品の比較可能な価格(代表的な価格である場合に限る)との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての適当な額を加えたものとの比較により決定する。

注 輸出国の国内市場において消費に向けられる同種の製品の販売が対象となる製品の輸入加盟国への販売の五パーセント以上である場合には、そのような販売は、通常、正常の価額の決定に十分な量であるとみなす。もともと、輸出国の国内市場における当該販売の割合が五パーセント未満であっても、その国内販売が適当な比較を行うために十分な量であることが証拠によつて明らかにされる場合には、そのような低い割合を受け入れるべきである。

22.1 単位当たりの生産費(固定費及び変動費)に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の製品の輸出の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間(注)にわたり相当な量(注)で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われていると当局(注)が決定する場合にのみ、価格を理由として当該販売を通常の商

取引には当たらないものとみなし、正常の価額の決定において無視することができる。販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査の対象となった期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす。

注1 長い期間は、通常一年とすべきである。ただし、いかなる場合にも、六箇月未満であつてはならない。

注2 正常の価額を決定するために検討の対象となる取引における販売価格の加重平均が単位当たりの費用の加重平均を下回ること又は単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常の価額を決定するために検討の対象となる取引の二十パーセント以上であることを当局が認める場合には、単位当たりの費用を下回る価格による販売は、相当な量で行われたものとする。

注3 この協定において「当局」とは、適当な上級の当局をいうものと解する。

22.1.1 22の規定の適用上、費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。当局は、費用の適正な配分に関して入手することができるすべての証拠を考慮する。

この証拠には、調査の過程において輸出者又は生産者によって提出されたものを含む。ただし、費用の配分が、特に、無形固定資産及び有形固定資産についての適当な減価償却期間の設定並びに資本的支出その他開発費についての引当金の積立てに関し、輸出者又は生産者によって伝統的に行われてきたものであることを条件とする。立ち上がり段階の操業(注)が調査の対象となった期間中の費用に与える影響又は将来若しくは現在の生産に資する経常外費用が、この22.1.1に規定する費用の配分において反映されていない場合には、費用は、それらに応じて適切に調整される。

注 立ち上がり段階の操業のために行われる調整については、立ち上がり期間の終了時における費用又は、その期間が調査の対象となった期間を超える場合には、調査期間中に当局が合理的に考慮することができる最新の費用を反映させる。

22.2 22の規定の適用上、管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤の額については、調査の対象となる輸出者又は生産者による同種の製品の通常の商取引における生産及び販売に関する実際の情報を基礎とする。その情報を基礎としてこれらの額を決定することができない場合には、当該額については、次のものを基礎として決定することができる。

- (i) 当該輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する製品の生産及び販売に関して負担し及び得た実際の額
- (ii) 調査の対象となる他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同種の製品の生産及び販売に

関して負担し及び得た実際の額の加重平均

(四) その他合理的な方法。ただし、これにより設定される利潤の額が、他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する商品の販売に関して通常得る利潤の額を超えないことを条件とする。

2.3 輸出価格がない場合又は関係当局が輸出者若しくは第三者との間の適合若しくは補償取決めのために輸出価格を基準とすることができないと認める場合において、輸出価格については、輸入された産品が独立した買手に販売されるときは独立した買手に最初に販売される価格に基づいて又は、当該産品が独立した買手に販売されないとき若しくは輸入された時の状態で販売されないときは当局が決定する合理的な基礎に基づいて、決定することができる。

2.4 輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものとする。この比較は、商取引の同一の段階（通常の場合には、工場渡し段階）において、かつ、できる限り同一の時点で行われた販売について行われる。価格の比較に影響を及ぼす差異（販売条件、課税、商取引の段階、量、物理的な特性における差異その他価格の比較に影響を及ぼしている）と立証されたあらゆる差異を含む（注）に対しては、それぞれの場合に於いて妥当な考慮を払う。2.3に規定する場合には、輸入から販売までの間に生じた費用（関税及び内国税を含む）及び利潤に対しても考慮を払うべきである。この場合において、価格の比較に影響が及ぼされるときは、当局は、構成された輸出価格の商取引の段階に相当する商取引の段階で正常の価額を定め、又はこの2.4の規定によって正当とされる妥当な考慮を払う。当局は、関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示すものとし、また、不合理な立証責任を課してはならない。

注 この規定は、一部重複することがあることを了解する。当局は、この2.4の規定に基づいて既に行った調査を重複して行わないことを確保する。

2.4.1 2.4の規定に基づく比較が通貨の換算を必要とする場合には、その換算は、販売の日（注）における為替相場を用いて行われるべきである。ただし、先物市場における外国通貨の取引が輸出のための販売と直接に結び付いている場合には、先物取引における為替相場を用いることを条件とする。為替相場の変動は、無視されるものとし、また、当局は、調査に当たって、調査の対象となった期間中の為替相場の持続的な動向を反映させるよう輸出価格を調整するため、輸出者に対し少なくとも六十日の期間を認める。

注 販売の日とは、通常、契約、注文、注文の確認又は送り状の日付のうち、実質的な販売条件が定められる日をいう。

2.4.2 公正な比較について規律する2.4の規定に従うことを条件として、調査の段階において、ダンピングの価格差の存在については、通常、加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取

引の価格の加重平均との比較を基礎として、又は個々の取引における正常の価額と輸出価格との比較によって認定する。輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっているとき当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合には、加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる。

2.5 産品が原産国から直接に輸入されず、中間国から加盟国に輸入される場合には、当該産品が輸出国から輸入加盟国へ販売される価格については、通常、輸出国における比較可能な価格と比較する。もっとも、例えば、当該産品が輸出国において単に積み替えられる場合、当該産品が輸出国において生産されていない場合又は輸出国に当該産品についての比較可能な価格がない場合には、原産国における価格と比較することができる。

2.6 この協定において「同様の産品」とは、同一の産品、すなわち、検討の対象となる産品とすべての点で同じである産品又は、そのような産品がない場合には、すべての点で同じではないが当該産品と極めて類似した性質を有する他の産品をいうものと解する。

2.7 この条の規定は、千九百九十四年のガット附屬書I（注釈及び補足規定）の「第6条について」の「1について」の2の規定の適用を妨げるものではない。

第三条 損害（注）の決定

注 この協定において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいふ、この条の規定により解釈する。

3.1 千九百九十四年のガット第6条の規定の適用上、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、(a)ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響並びに(b)ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う。

3.2 調査当局は、ダンピング輸入の量については、ダンピング輸入が絶対量において又は輸入加盟国における生産若しくは消費と比較して相対的に著しく増加したか否かを考慮する。調査当局は、ダンピング輸入が価格に及ぼす影響については、ダンピング輸入の価格が輸入加盟国の同種の産品の価格を著しく下回るものであるか又は、ダンピング輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているか否かを著しくダンピング輸入がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているか否かを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.3 二以上の国からある産品の輸入が同時にダンピング防止のための調査の対象である場合において、調

査当局は、(a)各国からの輸入について定められるダンピングの価格差が5%に規定する値であるものより大きく、かつ、各国からの輸入の量が無視することができないものではなく、また、(b)輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定したときのみ、このような輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。

3.4 ダンピング輸入の關係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、資金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又はダンピングの価格差の大きさを含む)についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.5 ダンピング輸入が3.2及び3.4に規定するダンピングの及ぼす影響によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。ダンピング輸入と国内産業に対する損害との因果關係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、ダンピング輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めをダンピング輸入に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、ダンピング価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

3.6 ダンピング輸入の及ぼす影響については、入手することができる資料により、生産工程、生産者の販売、利潤等に基づいて同種の産品の国内生産を他の産品の国内生産と区別することができる場合には、当該同種の産品の国内生産との関連において評価する。そのような区別を行うことができない場合には、ダンピング輸入の及ぼす影響については、必要な情報を入手することができる最小範囲の産品(同種の産品を含む。)の生産について検討することによって評価する。

3.7 実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。ダンピングが損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならぬ(注)。当局は、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たっては、特に、次の要因を考慮すべきである。

注 近い将来においてダンピング価格による産品の輸入が相当に増加すると信ずるに足る確かな理由のあることが一例であるが、これに限らない。

(i) 国内市場へのダンピング輸入の著しい率による増加であって、輸入が相当に増加する可能性を示すもの

(ii) 輸出者の能力の十分な余力又は輸出者の能力の差し迫ったかつ相当な増加であって、輸入加盟国の市場へのダンピング輸出が相当に増加する可能性を示すもの。この点について、追加的な輸出を吸収することができる他の輸出市場の存在に考慮を払う。

(a) 国内価格を著しく押し下げ又は国内価格の上昇を著しく妨げる影響を有する価格であって、追加的な輸入に対する需要を増加させる可能性がある価格で輸入が行われているかいないか。

(b) 調査の対象となる産品の在庫

これらの要因のうち一は、必ずしも決定的な判断の基準とはならず、考慮された要因が、全体として、追加的なダンピング輸出が差し迫っており、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるという結論を導くものでなければならない。

3.8 ダンピング輸入が損害を与えるおそれがある事案に関しては、ダンピング防止措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する。

第四条 国内産業の定義

4.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、

(i) 生産者がダンピングされていると申し立てられた産品の輸出者若しくは輸入者と關係を有する(注)場合又は生産者自身がダンピングされていると申し立てられた産品の輸入者である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないことと解することができる。

注 この4.1の規定の適用上、生産者は、輸出者又は輸入者との間において、(a)両者のいずれか一方の者が他方の者を直接若しくは間接に支配している場合、(b)両者が同一の第三者によって直接若しくは間接に支配されている場合又は(c)両者が共同して同一の第三者を直接若しくは間接に支配している場合にのみ、關係を有するものとみなす。この場合において、生産者が輸出者又は輸入者と關係を有するものであるとみなすためには、その關係による影響が、当該生産者に対して、關係を有しない生産者の行動とは異なる行動をとらせるようなものであることを信じ又は疑うに足る理由があることを条件とする。この4.1の規定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

(ii) 例外的な状況においては、一の加盟国の領域を關係産品の生産について二以上の競争的市場に分割し、各市場内の生産者を別個の国内産業とみなすことができる。もっとも、(a)各市場内の生産者が生産した当該産品の全部又はほぼ全部をそれぞれの市場で販売しており、かつ、(b)その領域の当該市場以外

の場所にある生産者が当該市場に当該産品を実質的に供給していないことを条件とする。このような例外的な状況においては、国内産業全体の相当な部分に損害が生じていないときでも、このような分割された市場にダンピング輸入が集中しており、かつ、当該ダンピング輸入がその市場内の当該生産の全部又はほぼ全部を生産する生産者に損害を与えていることを条件として損害の存在を認定することができる。

42 国内産業が特定の地域、すなわち、41(ii)に規定する市場における生産者をいうものと解される場合には、ダンピング防止税は、最終的な消費のためにその地域に仕向けられる産品についてのみ課する（註）。輸入加盟国の憲法がこのような方法によってダンピング防止税を課することを認めていない場合には、輸入加盟国は、地域についての限定を付することなくダンピング防止税を課することができる。ただし、(a) 第八條の規定により、ダンピング価格による当該地域に対する輸出を停止する機会及びその他の保証を与える機会を輸出者に提供したにもかかわらず、この点に關し適当な保証が速やかに得られず、かつ、(b) ダンピング防止税を当該地域に供給を行う特定の生産者の産品に対してのみ課することができない場合に限る。

注 この協定において「課する」とは、関税又は内國税の協定の又は最終的な關税又は徵收を法令により行うことをいう。

43 二以上の国が千九百九十四年のガット第二十四條(a)に規定する単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された地域全体における産業は、41に規定する国内産業とみなされる。

44 3.6の規定は、この条について準用する。

第五條 調査の開始及び実施

5.1 5.6に規定する場合を除くほか、申し立てられたダンピングの存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

5.2 5.1の申請には、(a) ダンピング、(b) この協定により解釈される千九百九十四年のガット第六條に規定する損害及び(c) ダンピング輸入と申し立てられた損害との間の因果關係についての証拠を含める。関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この5.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができる次の事項に関する情報を含むものとする。

(i) 申請者の身元關係事項並びに当該申請者による同種の産品の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の産品の知られているすべての国内生産者（又は同種の産品の国内生産者の団体）の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の産品の国内生産の量及び価額を記述することによって、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。

(ii) ダンピングされていると申し立てられた産品に関する完全な記述、關係原産国又は關係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元關係事項及び当該産品を輸入していることが知られている者の名簿

(iii) 産品が原産国若しくは輸出国の国内市場において消費に向けて販売される価格に関する情報（又は、適当な場合には、産品が原産国若しくは輸出国から第三国に販売される価格若しくは産品の構成価額に関する情報）及び輸出価格又は、適当な場合には、産品が輸入加盟国の領域内の独立した買手に最初に販売される価格に関する情報

(iv) ダンピングされていると申し立てられた輸入の量の推移、これらの輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響及びこれらの輸入が国内産業に結果として及ぼす影響（国内産業の状態に關係を有する要因及び指標、例えば、3.2及び3.4に規定するものによって示されるもの）に関する情報

5.3 当局は、調査の開始を正当とするための十分な証拠があるかないかを決定するため、申請の際に提供された証拠の正確さ及び妥当性について検討する。

5.4 5.1の調査については、同種の産品の国内生産者が申請について表明した（註1）支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によって又は国内産業のために行われている（註2）と決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産量の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の産品の総生産の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によって又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の産品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

註1 非常に多数の生産者から成る産業であつて、その生産者が加盟国の領域内に広く分布するものについては、当局は、統計上有如な標本輸出の方法を用いて支持及び反対を決定することができる。

註2 加盟国は、特定の加盟国の領域内においては、同種の産品の国内生産者の被用者又はこれらの代表が5.1の調査のため申請を行う又は支持することができるとを認識する。

5.5 当局は、調査を開始する旨の決定が行われない限り、調査の開始を求める申請書を公表しないようにする。もっとも、当局は、適切に作成された申請書を受領した後、調査を開始する前に、關係輸出加盟国の政府に通知する。

5.6 關係当局は、特別な状況において国内産業によって又は国内産業のために行われる調査の開始を求める書面による申請を受領しないで調査を開始することを決定する場合には、調査の開始を正当とする十分な証拠（5.2に規定するダンピング、損害及び因果關係についてのもの）があるときにのみ手続を進める。

5.7 ダンピング及び損害の双方についての証拠は、(a) 調査を開始するかしないかを決定するに当たり同時に

考慮するものとし、(b)その後の調査の過程においても、遅くともこの協定に従って暫定措置がとられる日から、同時に考慮する。

5.8 関係当局は、ダンピング又は損害のいずれか一方についての証拠が事案に関する手続の進行を正当とするために十分でないとする場合には、速やかに5.1の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、ダンピングの価格差が僅少であるものと決定し、又は現実の若しくは潜在的なダンピング輸入の量若しくは損害が無視することのできるものであると決定する場合には、直ちに手続を取りやめる。ダンピングの価格差は、輸出価格に対する百分率によって表示した場合において、二パーセント未満であるときは、僅少であるものとみなす。特定の国からのダンピング輸入の量が輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の三パーセント未満であると認められる場合には、当該ダンピング輸入の量は、通常、無視することのできるものとみなす。ただし、ダンピング輸入の量が単独では輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の三パーセント未満である国からの輸入の量を合計した場合において、当該輸入の量の合計が輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の七パーセントを超えるときは、この限りでない。

5.9 ダンピング防止のための手続は、通関手続を妨げるものであってはならない。

5.10 調査については、特別の場合を除くは、その開始の後一年以内に完結させなければならない。かつ、いかなる場合においても、その開始の後十八箇月を超えてはならない。

第六条 証拠

6.1 ダンピング防止のための調査に利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠を書面により提出する機会を十分に与えられる。

6.1.1 ダンピング防止のための調査に使用される質問書を受領する輸出者又は外国の生産者は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる(注)。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われるべきであり、理由が示される場合には、そのような延長は、実行可能なときはいつでも認められるべきである。

注 輸出者に与えられる期間は、原則として、質問書の受領の日から起算するものとし、このため、質問書は、回答者又は輸出加盟国の適当な外交上の代表者若しくは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、輸出を行う当該関税地域の公式の代表者に送付された日から一週間であらなければならない。

6.1.2 秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、利害関係を有する一の者が書面によって提出した証拠については、調査に参加している利害関係を有する他の者が速やかに入手することができるようにする。

6.1.3 当局は、調査が開始された場合には、5.1に規定する申請書の全文を知られている輸出者(注)及び輸出

加盟国の当局に速やかに提供するものとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする。6.5に規定する秘密の情報の保護に関する要件に対して、妥当な考慮を払う。

注 関係する輸出者の数が特に多い場合には、申請書の全文は、輸出者に代えて輸出加盟国の当局又は関係する貿易業者の団体にのみ提供されるべきであると了解する。

6.2 ダンピング防止のための調査において、利害関係を有するすべての者は、自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられる。このため、当局は、要請があったときは、利害関係を有するすべての者に対し相反する利害を有する者と会合する機会を与えることにより、対立する見解の表明及び反論の提示が行われ得るようにする。その機会を与えるに際しては、秘密保持の必要性及び利害関係を有する者の便宜を考慮しなければならない。利害関係を有するいずれの者も、会合に出席する義務を負わないものとし、また、会合に出席しないことは、その者の立場を害するものではない。利害関係を有する者は、また、正当な理由がある場合には、書面によって提供した情報以外の情報を口頭で提供する権利を有する。

6.3 6.2の規定に基づき口頭で提供された情報は、その後、書面に作成され、6.2に規定するところにより利害関係を有する他の者が入手することができるようにされた場合においてのみ、当局によって考慮される。

6.4 当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての者に対し、それぞれの立場の主張に関係があるすべての情報であつて、6.5に規定する秘密のものではなく、かつ、ダンピング防止のための調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

6.5 いかなる情報も、その性質上(例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として)秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない(注)。

注 加盟国は、特定の加盟国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることを認める。

6.5.1 当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものである。例外的な場合には、当該利害関係を有する者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない。

6.5.2 当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、情報の提供者が当該情報の公表を望まず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、その情報の正確であることが適当な者から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができる。(注)

注 加盟国は、秘密扱いの要請を恣意的に拒否すべきでないことを合意する。

6.6 当局は、6.8に規定する場合を除くほか、利害関係を有する者が提供した情報であって、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

6.7 当局は、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため、必要に応じ、他の加盟国の領域において調査を行うことができる。ただし、当局が関係企業の同意を得ること及び当該他の加盟国の政府の代表者に当局がその旨を通知し、かつ、当該他の加盟国が調査に反対しないことを条件とする。他の加盟国の領域において行う調査については、附属書Iに定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に關係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は6.9の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

6.8 利害関係を有する者が妥協期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない)を行うことができる。この6.8の規定の適用に当たっては、附属書IIの規定を遵守する。

6.9 当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となつて重要な事実であつて、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもつて行われるべきである。

6.10 当局は、原則として、個々の知られていない輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる製品のダンピングの価格差を個別に決定する。關係する輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類がその決定を行うことが実行可能でないほど多い場合には、当局は、その検討の対象を合理的な数の利害関係を有する者若しくは製品に制限し(その制限を行うに当たっては、標本抽出の際に当局が利用することができる情報に基づいて統計上有効な標本を使用する)、又は關係国からの輸出の量のうち合理的に調査することができる範囲で最大の量に制限することができる。

6.10.1 この6.10の規定に基づいて輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類の標本抽出を行う場合には、關係する輸出者、生産者又は輸入者と協議し、かつ、これらの者の同意を得て行うことが望ましい。

6.10.2 当局は、この6.10の規定に基づいて検討の対象を制限する場合においても、標本として当初抽出されな

かつ輸出者又は生産者であつて、必要な情報を調査の過程において検討のための期限内に提供するものについては、ダンピングの価格差を個別に決定する。ただし、ダンピングの価格差を個別に検討することが、当該当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど輸出者又は生産者の数が多い場合は、この限りでない。自発的な対応は、妨げられてはならない。

6.11 この協定の適用上、「利害関係を有する者」には、次のものを含む。

(i) 調査の対象となる製品の輸出者、外国の生産者、輸入者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数が当該製品の生産者、輸出者若しくは輸入者であるもの

(ii) 輸出加盟国の政府

(iii) 輸入加盟国における同種の製品の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数が輸入加盟国の領域において同種の製品を生産しているもの

(iv) 6.11(i)から6.11(iii)までの規定は、加盟国がこれらの規定に規定する国内又は外国の關係者以外のものを利害関係を有する者に含めることを妨げるものではない。

6.12 当局は、調査の対象となる製品の産業上の使用者及び、調査の対象となる製品が一般に小売段階で販売されている場合には、代表的な消費者団体に対し、ダンピング、損害及び因果關係に係る調査に関連する情報を提供する機会を与える。

6.13 当局は、利害関係を有する者(特に小規模な会社)が要請された情報を提供する際に直面する困難について妥協な考慮を払ふものとし、また、実行可能な援助を行う。

6.14 6.1から6.13までに定める手続は、加盟国の当局が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び仮の若しくは最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない)についての手続の迅速な進行又は暫定措置若しくは最終的な措置の適用を妨げることを目的とするものではない。

第七条 暫定措置

7.1 暫定措置は、次の(i)から(iv)までに定める条件が満たされた場合においてのみ、とることができる。

(i) 第五条の規定に従つて調査が開始され、その旨について公告され、並びに利害関係を有する者が情報を提供し及び意見を表明するための十分な機会が与えられること。

(ii) ダンピング及びその結果生ずる国内産業に対する損害について肯定的な仮の決定が行われること。

(iii) 損害が調査中に生ずることを防止するために暫定措置が必要であると關係当局が認めること。

7.2 暫定措置は、暫定的な税又は、一層望ましいものとしては、現金の供託による若しくは債券等による保証の形式をとることができるものとし、税又は保証の額は、暫定的に算定されたダンピングの価格差を超えない範囲で暫定的に算定されたダンピング防止税の額に等しいものとする。評価差止めは、通常の関税及び算定されたダンピング防止税の額が示され、かつ、他の暫定措置と同一の条件に従う限り、妥協な暫

定措置である。

7.3 暫定措置は、調査の開始の日から六十日が経過するまでは、とってはならない。

7.4 暫定措置の適用は、できる限り短い期間に限るものとし、その期間は、四箇月又は、関係する貿易の著しい割合を占める輸出者からの要請により関係当局が決定する場合であっても、六箇月を超えるものであってはならない。当局が、調査の過程において、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税を除去するために十分であるかいかを検討する場合においては、これらの期間については、それぞれ六箇月及び九箇月とすることができる。

7.5 暫定措置の適用に当たっては、第九条の規定を準用する。

第八条 価格に関する約束

8.1 当局は、ダンピングの与える損害が除去されると認める価格の修正又は関係地域に対するダンピング価格による輸出の停止についての満足すべき自発的な約束を輸出者がした場合には、暫定措置をとらず又はダンピング防止税を課することなく、手続を停止し又は取りやめることができる。約束に基づく価格の引上げは、ダンピングの価格差を無くするために必要な範囲を超えるものであってはならない。ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額の価格の引上げが国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、当該価格の引上げの額は、その少ない額であることが望ましい。

注「手続を停止し又は取りやめることができる」とは、8.4に規定する場合を除くは、価格に関する約束の実施と併せて手続を継続することを許すものと解してはならない。

8.2 輸入加盟国の当局は、ダンピング及びダンピングによって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行わない限り、輸出者に対し価格に関する約束を求め又は認めてはならない。

8.3 当局が、現実の又は潜在的な輸出者が極めて多数であることその他の理由（一般的な政策上の理由を含む。）により、約束を認めることが実質的でないとする場合には、申出のあった約束を認める必要はない。この場合において、当局は、実行可能なときは、約束を認めることが適当でないとするに至った理由を輸出者に提示するものとし、また、可能な限り、輸出者に対しその点について意見を表明する機会を与える。

8.4 約束を認めた場合であっても、輸出者が希望し又は当局が決定するときは、ダンピング及び損害の調査は、完結させる。この場合において、ダンピング又は損害について否定的な決定が行われたときは、約束は、自動的に消滅する。ただし、その決定が主として価格に関する約束の存在によるものである場合は、この限りでなく、その場合には、当局は、この協定に合致する要当な期間その約束を維持することを要求することができる。ダンピング及び損害について肯定的な決定が行われた場合には、約束は、その条件及びこの協定に従って存続する。

8.5 輸入加盟国の当局は、価格に関する約束を勧奨することができる。もっとも、いかなる輸出者も約束を

することを強制されない。輸出者が約束を申し出ず又は約束を申し出るようにとの勧奨を受け入れないことは、事業を検討する上でいかなる影響も及ぼすものではない。もっとも、当局は、ダンピング輸入が引き続き行われる場合に損害のおそれが現実のものとなる可能性が大きくないと判断することができる。

8.6 輸入加盟国の当局は、約束が認められた輸出者に対し、約束の履行に関連する情報を定期的に提供すること及び当局が関連資料の確認を行うことを要求することができる。約束の違反があった場合には、輸入加盟国の当局は、この協定に従って迅速な措置（入手可能な最善の情報を用いて暫定措置を直ちにとることを含む。）をとることができる。この場合には、暫定措置がとられた日以前九十日を超えない日以後消費のために輸入された製品につき、この協定に従って肯定的な税を課することができる。ただし、約束の違反があった日以前に輸入された製品については、溯及して課してはならない。

第九条 ダンピング防止税の賦課及び徴収

9.1 ダンピング防止税を課するための要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。ダンピング防止税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダンピング防止税の額は、その少ない額であることが望ましい。

9.2 いずれかの製品についてダンピング防止税を課する場合には、ダンピング防止税については、ダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定された製品の輸入（すべての輸入源からの輸入。ただし、この協定に定める条件による価格に関する約束が認められた輸入源からの輸入を除く。）につき、それぞれの場合において適正な額を無差別に徴収する。当局は、当該製品の供給者を特定する。もっとも、同一の国の複数の供給者が関係している場合において、これらのすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当局は、当該国を特定することができる。当局は、二以上の国の複数の供給者が関係している場合には、関係しているすべての供給者を特定し又は、これが実行可能でないときは、関係しているすべての国を特定することができる。

9.3 ダンピング防止税の額は、第一条の規定に基づいて定められるダンピングの価格差に相当する額を超えるものであってはならない。

9.3.1 ダンピング防止税の額を通知して確定する場合には、ダンピング防止税の最終的な支払額についての決定は、ダンピング防止税の額の最終的な確定についての要請が行われた日の後、できる限り速やかに、通常、十二箇月以内に行われるものとし、いかなる場合においても十八箇月を超えて行われてはならない（注。いかなる過付についても、迅速にかつ通常、この9.3.1の規定に基づいて行われた最終的な支払額の

決定の後九十日以内に行う。当局は、九十日以内に還付を行わない場合において、要請があったときはいつでも説明を行う。

注 関係する商品が司法上の審査手続の対象となる場合には、この9.3.1及び9.3.2に規定する期限を遵守することができないことがあると了解する。

9.3.2 ダンピング防止税の額を予測して確定する場合には、ダンピングの価格差に相当する額を超えて支払われた税額を要請に応じて迅速に還付するための措置をとる。実際のダンピングの価格差に相当する額を超えて支払われた税額の還付についての決定は、ダンピング防止税の対象となる商品の輸入者が証拠によって正当に裏付けられた還付の要請を行った日の後、通常、十二箇月以内に行われるものとし、いかなる場合においても十八箇月を超えて行われてはならない。認められた還付については、通常、決定の日から九十日以内に行うべきである。

9.3.3 当局は、2.3の規定に従って輸出価格を決定した場合に還付を行うべきか行わないか及びどの程度行うべきかを決定するに当たっては、正常の価格の変化、輸入から販売までの間の費用の変化及び輸入された商品が独立した買手に最初に販売される価格の変動であってその後の取引における販売価格に正当に反映されるものを考慮すべきであり、かつ、これらの変化及び変動についての明確な証拠が提出される場合には、支払われたダンピング防止税の額を控除することなく輸出価格を計算すべきである。当局が6.10の後段の規定に基づいて検討の対象を制限した場合には、当該検討の対象に含まれなかった輸出者又は生産者からの輸入に課するダンピング防止税の額は、次のものを超えてはならない。

(i) 標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められたダンピングの価格差
(ii) ダンピング防止税の支払額を予測される正常の価格に基づいて計算する場合には、標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められた正常の価格と個別には検討されなかった輸出者又は生産者の輸出価格との差額

この9.4の規定の適用上、当局は、零及び僅少であるダンピングの価格差並びに6.8に規定する状況の下で定められたダンピングの価格差を考慮しないものとする。当局は、検討の対象に含まれなかった輸出者又は生産者であって、6.10.2の規定により調査の過程において必要な情報を提供したものの輸入者については、個別に税額を決定し、又は個別に正常の価格を適用する。

9.5 産品が輸入加盟国においてダンピング防止税の対象となる場合には、当局は、関係輸出国の輸出者又は生産者であって、調査の対象となった期間中に当該輸入加盟国に当該産品を輸出しなかったものについて、ダンピングの価格差を個別に決定するための検討を速やかに行う。ただし、当該輸出者又は生産者が、当該輸出国の輸出者又は生産者であって当該産品に関してダンピング防止税の対象となるものいづれとも関係を有していないことを示すことができることを条件とする。この検討については、輸入加盟国にお

ける通常の税の確定及び見直しの手続に比べて迅速に開始し及び行う。この検討を行っている間は、そのような輸出者又は生産者からの輸入について、いかなるダンピング防止税も課してはならない。もっとも、当局は、この検討の結果として当該輸出者又は生産者に関してダンピングについて決定する場合に当該検討の開始の日を遡及してダンピング防止税を課することができることを確保するため、評価差止め又は保証の要求を行うことができる。

第十条 遡及

10.1 暫定措置又はダンピング防止税は、それぞれ11又は9.1の規定に基づいて行われた決定が効力を生じた後に消費のために輸入される産品についてのみ課する。ただし、この条に規定する例外が適用される場合は、この限りでない。

10.2 損害の最終的な決定（損害のおそれ及び産業の確立の遅延に係るものを除く。）が行われる場合又は、損害のおそれの最終的な決定の場合であって暫定措置がとられなかったとしたならばダンピング輸入の及ぼした影響により損害の決定が行われたであろうと認められるときは、暫定措置がとられていた期間についてダンピング防止税を遡及して課することができる。

10.3 確定的なダンピング防止税の額が支払われた若しくは支払われるべき暫定的な税の額又は保証のために算定された額を上回る場合には、その差額は、徴収してはならない。確定的なダンピング防止税の額が支払われた若しくは支払われるべき暫定的な税の額又は保証のために算定された額を下回る場合には、その差額を還付し又はダンピング防止税の額を再算定する。

10.4 10.2の場合を除くほか、損害のおそれ又は産業の確立の遅延の決定が行われる場合において、損害がまだ生じていないときは、確定的なダンピング防止税は、損害のおそれ又は産業の確立の遅延の決定が行われた日からのみ課することができる。この場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

10.5 最終的な決定が否定的である場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

10.6 当局は、ダンピングされた産品について、(i)損害を与えたダンピングの事実が過去に存在し、又は輸出者がダンピングを行っていること及びそのダンピングが損害を与えることを輸入者が知っていたか若しくは知っていたはずであり、かつ、(ii)比較的短期間における産品の大量のダンピング輸入によって当該損害が生じており、当該ダンピング輸入が、その時期及び量その他の状況（輸入産品の在庫の急速な積み増し等）に照らして、適用されるべき確定的なダンピング防止税の救済効果を著しく損なうおそれがあると決定する場合には、暫定措置がとられた日以前九十日を超えない日以後消費のために輸入された産品について確定的なダンピング防止税を課することができる。ただし、関係する輸入者が意見を表明する機会を与え

られていることを条件とする。

10.7 当局は、調査の開始の後、10.6に定める条件が満たされていることについて十分な証拠を有している場合には、10.6に定めるところによりダンピング防止税を課税し、徴収するために必要な評価差止め等の措置をとることができる。

10.8 調査の開始の日前に消費のために輸入された産品については、いかなる税も、10.6の規定により課税し、徴収してはならない。

第十一条 ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し

11.1 ダンピング防止税は、損害を与えているダンピングに対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する。

11.2 当局は、ダンピング防止税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は、確定的なダンピング防止税の賦課の日から合理的な期間が経過しているときは、見直しの必要性を裏付ける実証的な情報を提供する利害関係を有する者の要請に基づいて、見直しを行う(注)。利害関係を有する者は、ダンピング防止税の賦課を継続することがダンピングを相殺するために必要であるか若しくはダンピング防止税が撤廃され若しくはその額が変更された場合に損害が存続し若しくは再発する可能性があるか又はこれらの双方について検討することを当局に要請する権利を有する。当局は、この11.2の規定に基づく見直しの結果、ダンピング防止税を維持する正当な理由がないと決定する場合には、直ちにダンピング防止税を撤廃する。

注 9.3に規定するダンピング防止税の最終的な支払額の決定は、この条に規定する見直しを意味するものではない。

11.3 11.1及び11.2の規定にかかわらず、いかなる確定的なダンピング防止税も、その賦課の日、11.2の規定に基づく最新の見直しの日(ただし、当該見直しはダンピング及び損害の双方を対象としていた場合に限る)又はこの11.3の規定に基づく最新の見直しの日から五年以内に撤廃する。ただし、当局が、自己の発意に基づいて又はその撤廃の日に先立つ合理的な期間内に国内産業によって若しくは国内産業のために行われた正当に裏付けられた要請に基づいて当該撤廃の日前に開始した見直しにおいて、ダンピング防止税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして決定する場合は、この限りでない(注)。ダンピング防止税は、この見直しの結果が出るまでの間、効力を有するものとする。ことができる。

注 ダンピング防止税の額を課税し、徴収して決定する場合は、9.3に定める最新の確定のための手続においてダンピング防止税を課税し、徴収すること、それ自体、当局に対して確定的なダンピング防止税の撤廃を求めるものではない。

11.4 証拠及び手続に関する第六条の規定は、この条の規定に基づいて行われる見直しについて準用する。この見直しは、迅速に行うものとし、通常、この見直しの開始の日から十二箇月以内に完結させる。

11.5 この条の規定は、第八条の規定に基づいて認められた価格に関する約束について準用する。

第十二条 公告及び決定の説明

12.1 当局は、第五条の規定に基づいてダンピング防止のための調査を開始することを正当とするために十分な証拠があると認める場合には、自国の産品が当該調査の対象となる加盟国及び調査当局に知られている利害関係を有するその他の者にその旨を通知するものとし、また、その旨を公告する。

12.1.1 調査の開始についての公告は、次の事項に関する適切な情報を含むものとするか、又は公告とは別の報告書(注)によってこれらの情報を入力することができるように行う。

注 当局は、この条に規定する情報及び説明を別の報告書によって提供する場合に、公衆が当該報告書を容易に入手することができることを確保する。

(i) 輸出国の国名及び関係する産品

(ii) 調査の開始の日

(iii) 申請書におけるダンピングの申立ての根拠

(iv) 損害の申立ての根拠となる要因の要約

(v) 利害関係を有する者による意見の提出先

(vi) 利害関係を有する者が意見を表明することができる期限

12.2 仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない)、第八条の規定に基づき約束を認めるための決定、その約束の終了及び確定的なダンピング防止税の撤廃は、公告する。この公告は、事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行う。この公告及び別の報告書はすべて、自国の産品が決定又は約束の対象となる加盟国及び知られている利害関係を有するその他の者に送付されるものとする。

12.2.1 暫定措置の適用についての公告は、ダンピング及び損害に関する仮の決定について十分詳細な説明を記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行うものとし、また、提示された論証の採用又は却下をもたらした事実及び法令に係る事項について言及する。この公告又は別の報告書には、秘密の情報の保護に関する要件に妥当な考慮を払いつつ、特に、次のものを含む。

(i) 供給者の氏名又は、これが実行可能でない場合には、関係供給国の国名

(ii) 通関上十分に明確な産品に関する記述

(iii) 定められたダンピングの価格差並びに第二条の規定に基づく輸出価格及び正常の価額の決定並びにこれらの比較に用いた方法について当該方法を用いた十分な説明

(iv) 第三条に規定する損害の決定に関連して行った検討

(v) 決定に至った主な理由

12.2.2 確定的な税の賦課又は価格に関する約束の承認について肯定的な決定が行われた場合には、調査の完了又は停止についての公告は、秘密の情報の保護に関する要件に十分な考慮を払いつつ、最終的な措置の適用又は価格に関する約束の承認をもたらした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を含むものとするか、又は別の報告書によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。この公告又は別の報告書には、特に、12.2.1に規定する情報、輸出者及び輸入者が提示した関連する論証又は主張を採用し又は却下した理由並びに6.10.2の規定に基づいて行った決定の根拠を含む。

12.2.3 第八条の規定に基づいて約束を認められた後に、調査の完了又は停止についての公告は、その約束のうち秘密でない部分を含むものとするか、又は別の報告書によって当該部分を入手することができるようにして行う。

12.3 この条の規定は、前条の規定に基づく見直しの開始及び元結並びに第十条に規定するダンピング防止税を課税して課するための決定について準用する。

第十三条 司法上の審査

加盟国は、自国の法令にダンピング防止措置に関する規定を有する場合には、特に、最終的な決定及び第十一条に規定する決定の見直しに関する行政上の措置を速やかに審査するため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、当該最終的な決定又は見直しについて責任を有する当局から独立したものである。

第十四条 第三国のためのダンピング防止措置

14.1 第三国のためのダンピング防止措置の申請は、その措置を求める当該第三国の当局が行う。

14.2 14.1の申請は、輸入産品がダンピングされていることを示す価格についての情報及び申し立てられたダンピングが第三国の関係国内産業に損害を与えていることを示す詳細な情報によって裏付けられるものとする。当該第三国の政府は、輸入国の当局が必要とする追加の情報を入手することができるように、その当局にあらゆる援助を与える。

14.3 輸入国の当局は、14.1の申請を検討するに当たり、申し立てられたダンピングが第三国の関係国内産業全体に及ぼす影響を考慮する。すなわち、損害については、申し立てられたダンピングが当該関係国内産業の当該輸入国向けの輸出に及ぼす影響との関連のみにおいて評価してはならず、また、そのダンピングが当該関係国内産業の輸出全体に及ぼす影響との関連のみにおいても評価してはならない。

14.4 事案について手続を進めるか進めないかの決定については、輸入国が行う。輸入国が措置をとる用意があると決定する場合には、その措置について物品の貿易に関する理事会の承認を求めるための同理事会に對する申請については、当該輸入国が行う。

第十五条 開発途上加盟国

先進加盟国は、この協定に基づいてダンピング防止措置をとることを検討する場合には、開発途上加盟国の特別な事情を特に考慮しなければならないことを認める。ダンピング防止税の賦課が開発途上加盟国の重大な利益に影響を及ぼすものである場合には、その賦課に先立ち、この協定に定める建設的な救済措置をとる可能性について検討する。

第一部

第十六条 ダンピング防止措置に関する委員会

16.1 この協定により、各加盟国の代表で構成するダンピング防止措置に関する委員会（この協定において「委員会」という。）を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも毎年一回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいずれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

16.2 委員会は、適当な場合には、補助機関を設置することができる。

16.3 委員会及び補助機関は、その任務を遂行するため、適当と認めるいかなる者とも協議し及びこれらの者から情報を求めることができる。もっとも、委員会又は補助機関は、いずれかの加盟国の管轄内にある者から情報を求めるのに先立ち、当該加盟国にその旨を通知するものとし、当該加盟国及び協議を受ける企業の同意を得る。

16.4 加盟国は、ダンピング防止のためにとられたすべての仮の又は最終的な措置を遅滞なく委員会に報告する。その報告は、事務局において、他の加盟国による閲覧に供する。加盟国は、また、半年ごとに、直前の六箇月の期間にとられたすべてのダンピング防止措置に関する報告を提出する。その半年ごとの報告については、合意された標準的な様式で提出する。

16.5 各加盟国は、委員会に対し、(a)第五条に規定する調査を開始し及び実施する権限を有する当局並びに(b)この調査の開始及び実施を規律する国内手続について通報する。

第十七条 協議及び紛争解決

17.1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に係る協議及び紛争解決には、紛争解決了解を適用する。

17.2 各加盟国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関し他の加盟国がした申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議のための機会を十分に与える。

17.3 加盟国は、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が他の加盟国によって無効にされ若しくは侵害されており又はこの協定の目的の達成が他の加盟国によって妨げられていると認める場合

には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、当該他の加盟国に対し書面により協議を要請することができる。各加盟国は、協議の要請に対し好意的な考慮を払う。

17.4 協議を要請した加盟国が17.3の規定に基づき協議において合意による解決が得られなかったとし、かつ、輸入加盟国の行政当局が最終的な措置として確定的なダンピング防止税を課し又は価格に関する約束を認めた場合には、当該協議を要請した加盟国は、問題を紛争解決機関に付託することができる。協議を要請した加盟国は、また、暫定措置が著しい影響を及ぼしている場合において、当該暫定措置が17.1の規定に反してとられたとするときは、問題を同機関に付託することができる。

17.5 紛争解決機関は、申立てをした国の要請により、次の陳述書等に基づいて問題を検討するため、小委員会を設置する。

(i) 要請を行う加盟国の陳述書であつて、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益がいかに無効にされ若しくは侵害されているかを示し又はこの協定の目的の達成が妨げられていることを示すもの

(ii) 輸入加盟国の当局が適当な国内手続に従って入手した事実

17.6 17.5の問題を検討する場合には、次のとおりとする。

(i) 小委員会は、問題に関する事実の評価に当たっては、当局による事実の認定が適切であつたか否か、たか及び当局による事実の評価が公平かつ客観的であつたかについて決定する。当局による事実の認定が適切であり、かつ、当局の評価が公平かつ客観的であつた場合には、小委員会が異なった結論に達したときも、当該当局の評価が優先する。

(ii) 小委員会は、この協定の関連規定を解釈する国際法上の慣習的規則に従つて解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容し得る解釈を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容し得る解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める。

17.7 小委員会に提供された秘密の情報については、当該情報を提供した者、団体又は当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。秘密の情報の開示が小委員会に対して要求された場合において、小委員会による当該情報の開示が認められないときは、当該情報の秘密でない要約であつて当該情報を提供した者、団体又は当局により開示が認められたものが提供される。

第三部

第十八条 最終規定

18.1 他の加盟国からのダンピング輸出に対するいかなる措置も、この協定により解釈される千九百九十四年のガットの規定による場合を除くほか、とることができない。(注)

注 この18.1の規定は、適用の場合には千九百九十四年のガットの他の関連規定による措置をとることを妨げるものではない。

18.2 この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができる。

18.3 次の18.3.1及び18.3.2の規定に従い、この協定は、調査及び既存の措置の見直しであつて、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する。

18.3.1 9.3に定める還付の手続におけるダンピングの価格差の算定については、最新のダンピングの決定又は見直しに用いた方式を適用する。

18.3.2 既存のダンピング防止措置に11.3の規定を適用するに当たっては、当該措置は、遅くとも各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日にとられたものとみなす。ただし、同日に効力を有する加盟国の法令が既に11.3に規定する条項と同様のものを有する場合を除く。

18.4 各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続を当該加盟国について適用されるこの協定に適合したものとすることを確保するため、すべての必要な一般法的又は個別的な措置をとる。

18.5 各加盟国は、この協定に関連する法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となつた期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。

18.7 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書 I 6.7の規定に基づく現地調査に関する手続

1 調査の開始に当たっては、現地調査の実施に関する意図を輸出加盟国の当局及び関係があると知られている企業に通知すべきである。

2 例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含まようとする場合には、企業及び輸出加盟国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱いに係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。

3 訪問調査を最終的に計画する前に輸出加盟国における関係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。

4 調査当局は、関係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出加盟国の当局に通知すべきである。

- 5 訪問調査を行う前に、関係企業に対し十分前もって通知すべきである。
- 6 質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。当該訪問調査は、(a)輸入加盟国の当局が関係加盟国の代表者にその旨を通知し、かつ、(b)その代表者が訪問調査に反対しない場合にのみ行うことができる。
- 7 現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかかわらず、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出加盟国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。
- 8 輸出加盟国の当局又は企業が行った照会又は質問であって現地調査の成功に不可欠なものについては、可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

附属書 II 6.8 に規定する入手可能な最善の情報

- 1 調査当局は、調査の開始の後でできる限り速やかに、利害関係を有する者から入手することを要する情報の詳細及び利害関係を有する者がその回答において当該情報を記載する際に従うべき方法の詳細を特定すべきである。調査当局は、また、情報が妥当な期間内に提供されない場合には、調査当局が知ることができた事実(調査の開始を求める国内産業の申請書に記載された事実を含む。)に基づいて決定を行うことができる旨を当該利害関係を有する者が認識することを確保すべきである。
- 2 調査当局は、また、利害関係を有する者がその回答を特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)又はプログラム言語を使用して行うことを要請することができる。調査当局は、その要請を行う場合には、特定された媒体又はプログラム言語によって当該利害関係を有する者が回答するための妥当な能力を有しているかいないかを考慮すべきであり、また、当該利害関係を有する者に対し、当該利害関係を有する者が使用しているコンピュータシステム以外のコンピュータシステムを回答のために使用することを要請すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を行うことが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらす場合(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴う場合)には、コンピュータを使用した回答に関する要請に固執すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用している場合において、調査当局が特定した媒体又はプログラム言語を使用しておらず、かつ、

調査当局の要請に応じた回答を提供することが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらすとき(例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴うとき)は、当該特定の媒体又はプログラム言語を使用した回答に関する要請に固執すべきではない。

3 調査当局に提供された情報であって、確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるよう適切に提供され、かつ、場合により、調査当局が要請した媒体又はプログラム言語によって提供されたすべての情報は、決定を行う際に考慮すべきである。調査当局が特定した媒体又はプログラム言語によって利害関係を有する者が回答しない場合であっても、2に定める要件が満たされていると調査当局が認めるときは、当該特定の媒体又はプログラム言語によって回答しないことが調査を著しく妨げているとみなすべきではない。

4 調査当局が特定の媒体(例えば、コンピュータ用磁気テープ)を使用して提供される情報を処理する能力を有しない場合には、情報は、書面の形式その他調査当局が受け入れることができる形式で提供されるべきである。

5 提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。

6 証拠又は情報を採用しない場合には、当該証拠又は情報は情報を提供した利害関係を有する者にその理由を直ちに通知すべきであり、また、調査の期限について妥当な考慮を払いつつ、合理的な期間内に更に説明を行う機会を当該利害関係を有する者に与えるべきである。調査当局は、その説明に満足しない場合には、公表する決定において、当該証拠又は情報は採用しない理由を示すべきである。

7 調査当局は、二次的な情報源からの情報(調査の開始を求める申請において提供されたものを含む。)に基づいて認定(正常の種類に関するものを含む。)を行う場合には、特に慎重に行うべきである。この場合において、調査当局は、当該情報を、実行可能なときは、他の独立した情報源からの情報であって利用することができるもの(例えば、公表された価格表、公的な輸入統計及び関税統計)及び調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報に照らして確認すべきである。もっとも、利害関係を有する者が協力しないために調査当局が関連情報を入手することができない場合には、この状態が当該利害関係を有する者が協力した場合よりも当該利害関係を有する者にとって不利な結果をもたらすことは、明らかである。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定

序説

1 この協定の下における課税価値の決定のための主たる基礎は、第一条に定める「取引価値」である。第

一条は、関税上の価値の一部を構成すると認められる特定の要素が買手により負担される場合であって、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に当該特定の要素が含まれていないときの調整について特に規定する第八条と併せて解釈される。第八条は、また、金銭の形態ではなく特定の物品又は役務の形態で買手から売手に提供されるものの価値を取引価値に含めることについて定めている。第二条から第七条までの規定は、第一条の規定により課税価値を決定することができない場合におけるその決定方法について定めている。

2 第一条の規定により課税価値を決定することができない場合には、通常、第二条又は第三条の規定に基づき課税価値の基礎について合意に達することを目的として、関税当局と輸入者との間で協議が行われるべきである。例えば、輸入貨物について、関税当局が輸入港で直ちに入手し得ない同種貨物又は類似貨物の課税価値に関する情報を輸入者が有しており、他方、輸入者が容易に入手し得ない同種貨物又は類似貨物の課税価値に関する情報を関税当局が有していることがあり得る。関税当局と輸入者との間の協議は、関税上の価値の適切な基礎を決定するための情報の交換(商業上の秘密を害するものではない)を可能にする。

3 第五条及び第六条は、輸入貨物、同種貨物又は類似貨物の取引価値に基づいて課税価値を決定することができない場合において、当該課税価値を決定するための二の基礎について定めている。第五条一の規定による課税価値の決定は、貨物が、輸入国において輸入された時の状態で特殊の関係にない買手に販売されたときの価格に基づいて行われる。輸入者は、輸入後新たな加工を施される貨物について、自ら要請する場合に、第五条の規定に基づいて評価を受ける権利を有する。第六条の規定による課税価値の決定は、積算価値に基づいて行われる。これらの二の方法はいずれもある種の困難を有しているもので、輸入者は、第四条の規定によりこれらの二の方法の適用の順序を選択する権利を与えられる。

4 第七条は、第一条から第六条までのいずれの規定によっても課税価値を決定することができない場合における課税価値の決定方法について定めている。

加盟国は、
多角的貿易交渉に考慮を払い、
千九百九十四年のガットの目的を達成すること及び開発途上国の国際貿易上の一層の利益を確保することを希望し、
千九百九十四年のガットの第七条の規定の重要性を認め、また、その実施に一層の画一性及び確実性を与えるように、同条の規定の適用のための規則を詳細に定めることを希望し、
貨物についての公正、画一的かつ公平な関税評価のための制度であつて恣意的又は架空の課税価値が用いられないようにする制度の必要性を認め、

貨物の関税評価の基礎として、可能な限り、貨物の取引価値が用いられるべきであることを認め、
課税価値が商慣行に適合する簡明かつ公平な規程を基礎として決定されるべきであること及び関税評価手続が供給源による区別なしに一般的に適用されるべきものであることを認め、
関税評価手続がダンピングに対抗するために用いられるべきでないことを認めて、
ここに、次のとおり協定する。

第一部 関税評価に関する規則

第一条

1 輸入貨物の課税価値は、輸入貨物の取引価値、すなわち、貨物が輸入国への輸出のために販売された場合に現実に支払われた又は支払われるべき価格に第八条の規定による調整を加えた額とする。ただし、次のことを条件とする。

- (a) 買手による輸入貨物の処分又は使用につき、次の制限以外の制限がないこと。
- (i) 法令又は当局により輸入国において課税され又は要求される制限
- (ii) 輸入貨物の再販売が認められる地域についての制限
- (iii) 輸入貨物の価格に実質的な影響を与えない制限
- (b) 輸入貨物の販売又は価格に関して輸入貨物の課税価値の決定を不可能とする条件が付されていないこと。
- (c) 買手による輸入貨物の再販売、処分又は使用により得られる収益のいかなる部分も、直接的であるか間接的であるかを問わず、売手に帰属しないこと(第八条の規定により適切に調整を加えることができる場合を除く)。
- (d) 売手と買手とが特殊の関係にないこと又は、売手と買手とが特殊の関係にある場合には、輸入貨物の取引価値が2の規定により関税評価上受諾可能なものであること。
- 2 (a) 輸入貨物の取引価値が1の規定の適用上受諾可能なものであるかないかを決定するに当たっては、売手と買手とが第十五条に定める特殊の関係にあるとの事実のみによって、当該取引価値を受諾できないものとみなしてはならない。そのような事実がある場合には、輸出のための販売に係る状況について検討が行われるものとし、その特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていない場合には、当該取引価値が受諾される。関税当局は、輸入者によって提供される情報に照らし又は他の方法により、当該特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしているとの心証を得た場合には、その理由を輸入者に通知するものとし、また、輸入者は、通知について意見を述べるための適当な機会が与えられる。輸入者が要請する場合には、理由の通知は、書面で行う。
- (b) 特殊の関係にある者の間で輸出のための販売が行われた場合において、輸入貨物の取引価値が次の価

額（当該輸入貨物の輸出と同時に又はほぼ同時に輸出された貨物であつて評価がされたものの価額に限る。）のいずれかに近似していることを輸入者が立証したときは、輸入貨物の取引価額が受諾されるものとす。1の規定により輸入貨物の評価がされる。

(1) 輸入貨物の輸入国への輸出のために同種貨物又は類似貨物が特殊の関係にない買手に販売された場合におけるこれらの取引価額

(b) 第五条の規定により決定された同種貨物又は類似貨物の課税価額

(c) 第六条の規定により決定された同種貨物又は類似貨物の課税価額

この検証を行うに当たっては、取引段階、取引数量及び第八条に規定する要素のほか、特殊の関係にある売手と買手との間の販売にあつては売手により負担される費用に関する立証された差異に妥当な考慮を払う。

(c) (b)に規定する検証は、輸入者の申出により、価額の比較のためにのみ行われるべきものであつて、検証価額を課税価額としてはならない。

第二条

1 (a) 前条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の輸入国への輸出のために販売され、かつ、当該輸入貨物の輸出と同時に輸出された同種貨物の取引価額とする。

(b) この条の規定の適用に当たっては、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のために販売された同種貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、輸入貨物の取引段階と異なる取引段階において及び（又は）輸入貨物の取引数量と異なる取引数量により輸出のために販売された同種貨物の取引価額に取引段階及び（又は）取引数量の差異を考慮に入れて調整を加えた額を用いて課税価額を決定する。ただし、この調整は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠に基づいて行うことができる場合に限るものとし、調整により取引価額が引き上げられることとなるか引き下げられることとなるかを問わない。

2 第八条2に規定する費用が輸入貨物及び同種貨物の取引価額に含まれている場合において、輸送距離及び輸送形態の差異により当該費用につき相当の差異があるときは、当該差異を考慮に入れて調整を行う。

3 この条の規定の適用に当たり、同種貨物の取引価額が二以上ある場合には、最小の取引価額を用いて輸入貨物の課税価額を決定する。

第三条

1 (a) 前二条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の輸入国への輸出のために販売され、かつ、当該輸入貨物の輸出と同時に輸出された類似貨物の取引価額とする。

は、輸入貨物の輸入国への輸出のために販売され、かつ、当該輸入貨物の輸出と同時に輸出された類似貨物の取引価額とする。

(b) この条の規定の適用に当たっては、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のために販売された類似貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、輸入貨物の取引段階と異なる取引段階において及び（又は）輸入貨物の取引数量と異なる取引数量により輸出のために販売された類似貨物の取引価額に取引段階及び（又は）取引数量の差異を考慮に入れて調整を加えた額を用いて課税価額を決定する。ただし、この調整は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠に基づいて行うことができる場合に限るものとし、調整により取引価額が引き上げられることとなるか引き下げられることとなるかを問わない。

2 第八条2に規定する費用が輸入貨物及び類似貨物の取引価額に含まれている場合において、輸送距離及び輸送形態の差異により当該費用につき相当の差異があるときは、当該差異を考慮に入れて調整を行う。

3 この条の規定の適用に当たり、類似貨物の取引価額が二以上ある場合には、最小の取引価額を用いて輸入貨物の課税価額を決定する。

第四条

前三条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、次条の規定により決定する。同条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、第六条の規定により決定する。ただし、輸入者が要請する場合には、次条の規定に先立って第六条の規定を適用する。

第五条

1 (a) 輸入貨物、同種貨物又は類似貨物が輸入された時の状態で輸入貨物の輸入国において販売される場合には、輸入貨物の課税価額は、これらの貨物が、輸入貨物の輸入と同時に、国内の売手と特殊の関係にない国内の買手に最大の合計数量で販売されたときの単価から次の費用等を控除した額に基づいて決定する。

(i) 輸入貨物の輸入国における同種貨物の販売に關し、通常支払われ若しくはその支払が合意される手数料又は通常付加される利酒及び一般経費

(ii) 輸入貨物の輸入国において負担される通常の輸送費及び保険に係る費用並びにこれらの関連費用

(iii) 第八条2に規定する費用（当該費用の控除を適当と認める場合に限る。）

(iv) 輸入又は国内販売を理由として輸入貨物の輸入国で課税される関税及び国内税

(b) 輸入貨物、同種貨物又は類似貨物のいずれもが輸入貨物の輸入と同時に国内において販

売されない場合には、輸入貨物の課税価額は、販売の時点以外の要件については(四)の規定によることを条件として、これらの貨物が、輸入貨物の輸入の後九十日以内の最も早い日に、輸入された時の状態で輸入国において販売されたときの単価に基づいて決定する。

2 輸入貨物、同種貨物又は類似貨物のいずれもが輸入された時の状態で輸入貨物の輸入国において販売されない場合において、輸入者が要請するときは、輸入貨物の課税価額は、輸入貨物が、新たな加工が施された後、国内の売手と特殊の関係にない国内の買手に最大の合計数量で販売されたときの単価に基づいて決定する。この場合には、新たな加工により付加された価額及び(一)(a)に規定する控除に妥当な考慮を払う。

第六条

1 この条の規定による輸入貨物の課税価額の決定は、積算価額に基づいて行う。積算価額は、次の費用等の額の合計額とする。

- (a) 輸入貨物の生産のために必要とされた材料及び組立てその他の加工に係る費用
- (b) 同種貨物が輸入貨物の輸出国の生産者により輸入国への輸出のために販売される場合において、当該同種貨物の価格に通常含まれる利潤及び一般経費の合計額に相当する額
- (c) その他第八条2の規定により加盟国が採用する関税評価の方法において課税価額に含めるべきすべての費用

2 いずれの加盟国も、積算価額の決定のため、自国の領域に居住していない者に対し、商業帳簿その他これに類する記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制してはならない。もっとも、輸入貨物の輸入国の当局は、この条の規定による課税価額の決定のために輸入貨物の生産者により提供された情報について、当該生産者の同意を得て他の国において確認を行うことができる。この場合において、輸入貨物の輸入国の当局が当該他の国の政府に可能な限り速やかに事前の通報をすること及び当該他の国の政府が確認を行うことに反対しないことを条件とする。

第七条

1 前各条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、この協定及び千九百九十四年のガット第七条の原則並びにこれらの一般規定に適合する方法により、輸入貨物の輸入国において入手可能なデータに基づいて決定する。

2 この条の規定による輸入貨物の課税価額の決定は、次の価格等に基づいて行つてはならない。

- (a) 輸入貨物の輸入国において生産された貨物の当該輸入国における販売価格
- (b) 関税評価のために特定の二の価額のうちのいずれか大きい方の価額の採用について定める制度
- (c) 輸出国の国内市場における貨物の価格
- (d) 前条に定める方法により同種貨物又は類似貨物について既に決定された積算価額以外の積算による価

額

(e) 輸入貨物の輸入国以外の国への輸出のために販売される貨物の価格

(f) 最低課税価額

(g) 恣意的な又は架空の価額

3 輸入者が要請する場合には、この条の規定により決定された課税価額及びその決定方法を書面で輸入者に通知する。

第八条

1 第一条の規定による課税価額の決定に当たっては、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に次のものに係る額を加算する。

- (a) 次の費用(買手により負担されるこれらの費用の額が輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない場合には、含まれていない限度においてこれらの額が加算される。)
- (i) 手数料及び仲介料(買付手数料を除く。)
- (ii) 関税評価上輸入貨物と一体を成すものとして取り扱われる容器の費用
- (iii) 包装に係る費用(人件費であるか材料費であるかを問わない。)

(b) 輸入貨物の輸出のための生産及び販売に関連して無償で又は値引きをして直接又は間接に買手により提供された次の物品及び役務の価額であつて、適切にあん分されたもの(これらの価額が輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない場合には、含まれていない限度においてこれらの価額が加算される。)

- (i) 輸入貨物に組み込まれている材料、コンポーネント、部分品及びこれらに類する物
- (ii) 輸入貨物の生産に使用された工具、ダイス、鋳型及びこれらに類する物
- (iii) 輸入貨物の生産過程で消費された物
- (iv) 輸入貨物の生産のために必要とされた技術、考案、工芸、意匠及び設計であつて輸入国以外の国において開発されたもの

(c) 輸入貨物に関連のあるロイヤルティ及びライセンス料であつて輸入貨物の販売条件として買手が直接又は間接に支払わなければならないもの(ロイヤルティ及びライセンス料が輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない場合には、含まれていない限度においてこれらの料金が加算される。)

(d) 輸入貨物の再販売、処分又は使用により得られる収益の額であつて直接又は間接に売手に帰属するもの

2 各加盟国は、自国の法令の制定に当たり、次の費用の額の全部又は一部を課税価額に含めるか含めない

かについて定める。

- (a) 輸入貨物の輸入港又は輸入地までの輸送費用
- (b) 輸入貨物の輸入港又は輸入地までの輸送に伴う積卸しその他の取扱いに要する費用
- (c) 保険に係る費用

3 輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格へのこの条の規定による加算は、客観的かつ数値化されたデータに基づいてのみ行う。

4 この条に規定する場合を除くほか、輸入貨物の課税価額の決定に当たり、現実に支払われた又は支払われるべき価格への加算を行ってはならない。

第九条

1 輸入貨物の課税価額の決定のために通貨の換算が必要な場合において用いられる為替換算率は、輸入貨物の輸入国の権限のある当局が適時に公表する為替換算率とし、当該為替換算率が公表される文書において対象とされる期間における商取引に使用される通貨の時価を可能な限り正確に輸入国の通貨で表示するものでなければならない。

2 為替換算率については、各加盟国の定めるところにより、輸出又は輸入のいずれかの時において有効なものを用いる。

第十条

その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして関税評価のために提供された情報は、関係当局により厳重に秘密のものとして取り扱われる。関係当局は、当該情報を提供した者又は政府の明示的な同意を得ないで、当該情報を開示してはならない。ただし、司法手続において当該情報の開示が要求される場合は、この限りでない。

第十一条

1 各加盟国は、自国の法令において、輸入者又は関税を納付すべき他の者が、不利益を受けることなく輸入貨物の課税価額の決定について不服申立てをする権利を定める。

2 各加盟国は、自国の法令において、司法機関に対し不利益を受けることなく不服申立てをする権利を定める。もっとも、不利益を受けることなく行う第一次的な不服申立ては、関税当局内の機関又は独立の機関に対してすることを定めることができる。

3 不服申立てについての裁定は、不服申立てをした者に通知されるものとし、裁定の理由は、書面で通知される。不服申立てをした者は、更なる不服申立てをする権利について通知される。

第十二条

この協定を実施するための法令、司法上の決定及び一般に適用する行政上の決定は、千九百九十四年の

ガット第十条の規定により輸入国によって公表される。

第十三条

輸入貨物の課税価額の決定過程において、その決定を遅らせる必要が生じた場合には、輸入貨物の輸入者は、必要に応じて、保証人による保証、保証金又は他の適当な保証手段の形態で、輸入貨物に対して課することのできる関税の最高額を担保するために十分な保証を提供することを条件として、輸入貨物を税関から引き取ることができる。このような場合について、各加盟国は、自国の法令において定める。

第十四条

附属書Iは、この協定の不可分の一部を成す。この協定の各条の規定は、当該各条についての注釈に照らし解釈され、適用される。附属書II及び附属書IIIも、この協定の不可分の一部を成す。

第十五条

1 この協定において、

(a) 「輸入貨物の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入貨物の価額をいう。

(b) 「輸入国」とは、輸入を行う国又は関税地域をいう。

(c) 「生産」とは、生育、製造及び採掘を含む。

2 この協定において、

(a) 「同種貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点において輸入貨物と同一である貨物をいう。外見上微細な差異があってもその他の点においてはこの定義に合致する貨物を同種貨物とみなすことは、妨げない。

(b) 「類似貨物」とは、輸入貨物とすべての点においては同一でないが同様の形状及び材質の貨物であって輸入貨物と同一の機能を有し、かつ、輸入貨物との商業上の交換が可能である貨物をいう。貨物の品質、社会的評価及び商標は、当該貨物が類似貨物であるかないかの決定に当たり考慮すべき要素に含まれる。

(c) 「同種貨物」及び「類似貨物」には、輸入貨物の輸入国で開発されたために第八条I(b)(iv)の規定による調整が加えられなかった技術、考案、工芸、意匠又は設計が使用され又は取り入れられている貨物を含めない。

(d) 輸入貨物の生産国において生産された貨物以外の貨物は、「同種貨物」又は「類似貨物」とみなしてはならない。

(e) 輸入貨物の生産者により生産された同種貨物又は類似貨物がない場合に限り、当該生産者以外の者により生産された同種貨物又は類似貨物を考慮に入れる。

3 この協定において「同種貨物」とは、輸入貨物と同一の産業又は産業部門において生産された貨物で

あって輸入貨物と同一の部類に属する貨物をいい、同種貨物及び類似貨物を含む。

4 この協定の適用上、特殊の関係にあるとされる者は、次のいずれかの場合の両者とする。

(a) 両者が相互にそれぞれの事業に係る取締役その他の役員となっている場合

(b) 両者がその行う事業の法的に認められた共同経営者である場合

(c) 両者が雇用者と被用者の関係にある場合

(d) 両者の事業に係る議決権を伴う株式のそれぞれ五パーセント以上が、いずれかの者によって直接又は間接に所有され、管理され又は所持されている場合

(e) 両者のいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合

(f) 両者が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合

(g) 両者が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合

(h) 両者が同一家族の構成員である場合

5 一方の者が、他方の者の総販売代理店、独占販売者又は権利専有者(いかなる名称が付されているかを問わない)であるという点で両者が業務上の関連を有する場合に、両者は、特殊の関係にあるものとみなされる。もっとも、両者が4の規程に該当する場合に限る。

第十六条

輸入者は、書面で要請する場合には、自己の輸入貨物の課税価値の決定方法についての説明を輸入国の関税当局から書面で受ける権利を有する。

第十七条

この協定のいかなる規定も、関税評価のために行われた陳述若しくは申告又は提出された文書が真実を述べたものであるかないか又は正確なものであるかないかについて検討する関税当局の権利を制限し、又はこの権利について疑義を差し挟むものと解してはならない。

第二部 運用、協議及び紛争解決

第十八条 機関

1 各加盟国の代表で構成する関税評価に関する委員会(この協定において「委員会」という。)をこの協定により設置する。委員会は、議長を選出するものとし、いずれかの加盟国による関税評価制度の運用であつてこの協定の実施又はこの協定の目的の達成に影響を及ぼすものに関する事項について協議する機会を加盟国に与えるため、及び加盟国により与えられたその他の任務を遂行するため、通常年一回会合し、また、この協定の関連規定の定めるところにより会合する。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

2 関税協力理事会の主催する関税評価に関する技術委員会(この協定において「技術委員会」という。)を

設置する。技術委員会は、附屬書IIに定める手続規則に従い、同附屬書に規定する任務を遂行する。

第十九条 協議及び紛争解決

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に係る協議及び紛争解決には、紛争解決了解を適用する。

2 加盟国は、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が他の加盟国の措置によって無効にされ若しくは侵害されており又はこの協定の目的の達成が他の加盟国の措置によって妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、当該他の加盟国に対して協議を要請することができる。各加盟国は、協議の要請に対し好意的な考慮を払う。

3 技術委員会は、要請に応じ、協議を行う加盟国に対し、助言及び援助を与える。

4 この協定の規定に係る紛争を検討するために設けられる小委員会は、紛争当事国の要請又は自己の発意により、技術的検討を要する事項を検討するよう技術委員会に対し要請することができる。小委員会は、特定の紛争について技術委員会の付託事項を決定し、及び技術委員会の報告を受け受ける期間を定める。小委員会は、技術委員会の報告を考慮に入れる。技術委員会においてこの4の規定に基づいて付託された事項についてコンセンサスに達することができない場合には、小委員会は、紛争当事国に対し、当該事項についての見解を小委員会に表明する機会を与えるべきである。

5 小委員会に提供された秘密の情報は、当該情報を提供した者、団体又は当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。秘密の情報の開示が小委員会に対して要求された場合において、小委員会による当該情報の開示につき同意が得られないときは、当該情報の秘密でない要約であつてその開示につき当該情報を提供した者、団体又は当局の同意が得られたものが提供される。

第三部 特別のかつ異なる待遇

第二十条

1 千九百七十九年四月十二日に作成された関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締約国でない開発途上加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日から五年以内の期間この協定の規定の適用を延期することができる。当該延期をする開発途上加盟国は、世界貿易機関事務局長にその旨を通報する。

2 千九百七十九年四月十二日に作成された関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締約国でない開発途上加盟国は、1の規定によるほか、第一条2(b)(ii)及び第六条の規定の適用を、この協定の規定(第一条2(b)(ii)及び第六条の規定を除く。)を適用した日から三年以内の期間延期することができる。当該延期をする開発途上加盟国は、世界貿易機関事務局長にその旨を通報する。

3 先進加盟国は、技術援助を要請する開発途上加盟国に対し、相互に合意する条件で技術援助を提供する

ものとし、技術援助に関する計画を立案する。技術援助には、特に、人員の養成、この協定の実施に関する措置に係る準備に対する援助、関税評価方法に関する情報の提供及びこの協定の規定の適用に関する助言を含めることができる。

第四部 最終規定

第二十一条 留保

この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

第二十二条 国内法令

1 各加盟国は、この協定が自国について適用される日以前に、自国の法令及び行政上の手続をこの協定に適合したものとするのを確保する。

2 各加盟国は、この協定に関連を有する法令の変更及びその適用における変更につき、委員会に通報する。

第二十三条 検討

委員会は、この協定の目的を考慮に入れて、この協定の実施及び運用について毎年検討する。委員会は、検討の対象となった期間における進展について物品の貿易に関する理事会に毎年通報する。

第二十四条 事務局

この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。ただし、技術委員会に与えられた任務に必要な役務は、関税協力理事會事務局が提供する。

附屬書 I 解釈のための注釈

一般的注釈

関税評価方法の適用の順序

1 第一条から第七条までの規定は、この協定の下における輸入貨物の課税価額の決定方法について定めている。輸入貨物の課税価額の決定に関するこれらの方法は、適用されるべき順序に従って配列されている。関税評価に関する基本的な方法は、第一条に規定されている。同条に定める条件が満たされる場合にはいつでも、輸入貨物は、同条の規定により評価される。

2 第一条の規定により課税価額を決定することができない場合には、順次第一条以下の条の規定により課税価額の決定を試みるものとし、課税価額の決定を可能にする条の規定により課税価額を決定する。第四条ただし書に規定する場合を除くほか、特定の条の規定により課税価額を決定することができない場合に限り、当該特定の条の次の条の規定によることができる。

3 第五条の規定に先立って第六条の規定を適用することを輸入者が要請しない限り、配列の順序に従って

これらの条の規定を適用する。輸入者がそのような要請を行った場合において、第六条の規定により課税価額を決定することができないと判明したときは、第五条の規定により課税価額の決定（可能である場合に限り）を行う。

4 第一条から第六条までの規定により課税価額を決定することができない場合には、第七条の規定により課税価額を決定する。

一般的に認められている会計原則の使用

1 「一般的に認められている会計原則」とは、次の事項につき、ある国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。

資産又は負債として記録すべき財産又は債務

記録すべき資産及び負債の変化

資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法

開示すべき情報の範囲及び開示の方法

作成すべき財務書類

これらの規程は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

2 この協定の適用上、関税当局は、適用する条に応じ、いずれか適当な国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用する。例えば、第五条に規定する通常の利潤及び一般経費の額の決定に当たっては、輸入国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用するものとする。他方、第六条に規定する通常の利潤及び一般経費の額の決定に当たっては、輸出国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用するものとする。更に、第八条1(b)に規定する工具等であって輸入国において生産されたものの額の決定に当たっては、輸入国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用するものとする。

第一条の規定に関する注釈

現実に支払われた又は支払われるべき価格

1 現実に支払われた又は支払われるべき価格とは、輸入貨物につき、売手に対し又は売手のために、買手により行われた又は行われるべき支払の総額をいう。支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。支払は、信用状又は譲渡可能な証券で行うことができる。支払は、直接的なものであるか間接的なものであるかを問わない。間接的な支払の例としては、売手が負っている債務の全部又は一部を買手が弁済することが挙げられる。

2 買手が自己のために行う活動のうち第八条に規定する調整の対象となる活動以外の活動に係る支払は、売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払とはみなされない。したがって、そのような活動に係る費用は、課税価額の決定に当たり、現実に支払われた又は支払われるべき価格に加算しない。

3 次の費用は、課税価額に含めない。ただし、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格と区別されない場合は、この限りでない。

(a) 工業用プラント、機械又は設備等の輸入貨物の輸入の後に行われる建設、組立て、整備又は技術援助に係る費用

(b) 輸入後の輸送費

(c) 輸入国の関税その他の租税

4 現実に支払われた又は支払われるべき価格は、輸入貨物に係る価格をいい、買手による売手への配当金の移転その他の支払であって輸入貨物と関係のないものは、課税価額には含まれない。

第一条1(a)(ii)の規定に関し、

輸入貨物の価格に実質的な影響を与えない制限は、現実に支払われた又は支払われるべき価格の受諾を不可能にする制限には含まれない。このような制限の例としては、自動車の売手が買手に対しモデリヤーの初日に先立って販売又は展示を行うことを禁止する場合が挙げられる。

第一条1(b)の規定に関し、

1 輸入貨物の販売又は価格に関して輸入貨物の課税価額の決定を不可能にする条件が付されている場合には、取引価額は、関税評価上受諾できないものとする。このような場合の例としては、次の場合が挙げられる。

(a) 輸入貨物の買手が特定の数量の他の貨物をも購入することを条件として、売手が輸入貨物の価格を設定する場合

(b) 輸入貨物の買手が売手に販売する他の貨物の価格に輸入貨物の価格が依存している場合

(c) 輸入貨物の売手が、特定の数量の完成品を受け取ることを条件として、その半製品である輸入貨物を買手に提供する場合その他これに類する特殊な支払の形態を基礎として、輸入貨物の価格が設定される場合

2 もっとも、輸入貨物の生産又は再販売に関連する条件が付されていることにより取引価額の受諾が拒否されてはならない。例えば、第一条の規定の適用上、輸入国で開発された技術及び設計を買手が売手に提供したという事実のみによって、取引価額の受諾が拒否されてはならない。同様に、買手が自己のために輸入貨物の再販売に関連する活動を行う場合には、売手との間に合意があるときでも、当該活動に係る費

用は、課税価額には含まれず、また、当該活動により取引価額の受諾が拒否されてはならない。

第一条2の規定に関し、

1 第一条2(a)及び(b)の規定は、それぞれ取引価額が受諾可能なものであるかないかの決定方法について定めている。

2 第一条2(a)の規定は、売手と買手とが特殊の関係にある場合には、販売に係る状況について検討が行われなければならないこと及び、特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていない場合には、取引価額が課税価額として受諾されなければならないことを定めている。もっとも、売手と買手とが特殊の関係にあるすべての場合において販売に係る状況について検討が行われることが予定されているものではない。検討は、取引価額が受諾可能なものであるかないかについて疑問がある場合においてのみ、必要とされる。取引価額が受諾可能なものであるかないかについて関税当局が疑問を有しない場合には、輸入者に対して追加の情報の提供を要求することなく、当該取引価額が受諾される。このような場合の例としては、関税当局が、売手と買手との間の特殊の関係について従前に検討したことがあること又は売手及び買手について既に詳細な情報を取得していることにより、当該特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていないと認める場合が挙げられる。

3 関税当局は、追加の調査を行うことなしには取引価額を受諾することができない場合には、販売に係る状況を検討するために必要な詳細な追加の情報を提供するための機会を輸入者に与える。この場合において、関税当局は、売手と買手との間の特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしているかないかを決定するため、取引の種々の側面(売手と買手との間の取引関係の実態及び問題となっている輸入貨物の価格の成立の仕組みを含む)を検討する用意をしなければならない。第十五条の規定により特殊の関係にあると認められる売手と買手とが、特殊の関係にはないような状態で取引を行っていることが明らかとなった場合には、輸入貨物の価格は、特殊の関係によって影響を受けていないことが立証されたこととなる。例えば、輸入貨物の価格が、当該輸入貨物の産業における通常の価格設定の慣行又は特殊の関係のない買手に対する販売における売手の価格設定の方法で設定されている場合には、輸入貨物の価格は、特殊の関係によって影響を受けていないことが立証されたこととなる。また、輸入貨物の価格が、すべての費用に利潤(代表的な期間(例えば一年)に同類貨物を販売することにより得られる企業の利潤の総額を反映する単位当たりの利潤)を加えた額を回収するのに十分な価格であることが明らかとなった場合には、輸入貨物の価格は、特殊の関係によって影響を受けていないことが立証されたこととなる。

4 第一条2(b)の規定は、取引価額が、従前に関税当局によって受諾された検証価額に近似しており、したがって、同条の規定の適用上受諾可能なものであることを輸入者が立証するための機会について定めている。同条2(b)に規定する検証に合格した場合には、同条2(a)に規定する影響についての問題を検討する必

要はない。関税当局が、詳細な追加の調査を行うことなく、同条2(b)に規定する検証に合格すると認めるに足る情報を既に取得している場合には、検証に合格するための立証を輸入者に要請してはならない。同条2(b)に規定する「特殊の関係にない買手」は、いかなる場合においても売手と特殊の関係にない買手を意味する。

第一条2(b)の規定に関し、

取引価額が検証価額に近似しているかいないかの決定に当たっては、種々の要素を考慮に入れなければならない。これらの要素には、輸入貨物の種類、産業の種類、輸入貨物の輸入時期及び取引価額と検証価額との差異が商業上重要であるか否かの問題が含まれる。考慮すべき要素は、場合により異なるので、一定の百分率等の基準をすべての場合に一律に適用することは、適当でない。例えば、取引価額が第一条2(b)に規定する検証価額に近似しているかいないかの決定上、特定の種類の貨物については小さな価額の差異であっても承認することができないことがあるのに対し、他の種類の貨物については大きな価額の差異であっても承認することができることがある。

第二条の規定に関する注釈

1 第二条の規定の適用に当たっては、関税当局は、できる限り、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のための販売が行われた同種貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、次の三つの場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る同種貨物の取引価額を用いて課税価額を決定することができる。

- (a) 取引段階は同一であるが、取引数量が異なる場合
- (b) 取引段階は異なるが、取引数量が実質的に同一である場合
- (c) 取引段階及び取引数量のいずれも異なる場合

2 1に規定する三つの場合のいずれかに該当する輸出のための販売があるときは、場合に応じ、次の要素について調整を加える。

- (a) 取引数量
- (b) 取引段階
- (c) 取引段階及び取引数量

3 1に規定する三つの場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る同種貨物の取引価額を用い、必要な調整を行って課税価額を決定することを可能にするため、「及び(又は)」という文言が用いられている。

4 第二条の規定の適用上、同種貨物の取引価額とは、第一条の規定により従前に受諾された課税価額に第二条の1(b)及び2に定める調整を加えた額をいう。

5 取引段階又は取引数量が異なることによる調整(調整により取引価額が引き上げられることになるか引

き下げられることになるかを問わない)は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠(例えば、異なる取引段階又は取引数量に対応する価格を示す有効な価格表)に基づく場合にのみ、行うことができる。

例えば、輸入貨物が十単位で構成されている場合において、取引価額の存在する唯一の同種貨物が五百単位で輸出のために販売されており、かつ、売手が数量による割引をしていると認められるときは、調整は、当該売手の価格表中、十単位の輸出のための販売に適用される価格を用いて行うことができる。すなわち、その他の単位で行われた輸出のための販売を通じて当該価格表が有効なものであることが立証される場合には、輸出のための販売が十単位で行われたことがあることを要しない。このような客観的な手段がない場合には、第二条の規定による課税価額の決定は、適当でない。

第三条の規定に関する注釈

1 第三条の規定の適用に当たっては、関税当局は、できる限り、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のための販売が行われた類似貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、次の三つの場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る類似貨物の取引価額を用いて課税価額を決定することができる。

- (a) 取引段階は同一であるが、取引数量が異なる場合
- (b) 取引段階は異なるが、取引数量が実質的に同一である場合
- (c) 取引段階及び取引数量のいずれも異なる場合

2 1に規定する三つの場合のいずれかに該当する輸出のための販売があるときは、場合に応じ、次の要素について調整を加える。

- (a) 取引数量
- (b) 取引段階
- (c) 取引段階及び取引数量

3 1に規定する三つの場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る類似貨物の取引価額を用い、必要な調整を行って課税価額を決定することを可能にするため、「及び(又は)」という文言が用いられている。

4 第三条の規定の適用上、類似貨物の取引価額とは、第一条の規定により従前に受諾された課税価額に第三条の1(b)及び2に定める調整を加えた額をいう。

5 取引段階又は取引数量が異なることによる調整(調整により取引価額が引き上げられることになるか引き下げられることになるかを問わない)は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠(例えば、異なる取引段階又は取引数量に対応する価格を示す有効な価格表)に基づく場合にのみ、行うことができる。例えば、輸入貨物が十単位で構成されている場合において、取引価額の存在する唯一の類似貨物が五百単位で輸出のために販売されており、かつ、売手が数量による割引をしていると認められるときは、調整は、

当該売手の価格表中、十単位の輸出のための販売に適用される価格を用いて行うことができる。すなわち、その他の単位で行われた輸出のための販売を通じて当該価格表が有効なものであることが立証される場合には、輸出のための販売が十単位で行われたことがあることを要しない。このような客観的な手段がない場合には、第三条の規定による課税価額の決定は、適当でない。

第五条の規定に関する注釈

1 「最大の合計数量で販売されたときの単価」とは、輸入貨物等が、輸入後における最初の取引段階において、国内の売手と特殊の関係がない国内の買手に販売されたときの最大の販売数量に対応する単価をいう。

2 第一の例としては、大きな数量で貨物を購入した者の単価が有利となる次のような価格表により貨物が販売される場合が挙げられる。

販売単位	単 価	販売回数	各単価での総販売数量
一単位以上二〇単位以下	一〇〇	五単位で一〇回及び三単位で五回	六五
二一単位以上二五単位以下	九五	一一単位で五回	五五
二五を超える単位	九〇	三〇単位で一〇回及び五〇単位で一〇回	八〇

特定の単価の下での最大の総販売数量は八十であるので、最大の合計数量で販売されたときの単価は九十となる。

3 第二の例としては、販売が二回に分けて行われる場合、すなわち、一回目の販売では九十五通貨単位の単価で五百単位が販売され、二回目の販売では九十通貨単位の単価で四百単位が販売される場合が挙げられる。この例においては、特定の単価の下での最大の総販売数量は五百であるので、最大の合計数量で販売されたときの単価は九十五となる。

4 第三の例としては、種々の価格で種々の数量が販売される次のような場合が挙げられる。

(a) 販売

販売単位	単 価
四〇単位	一〇〇
三〇単位	九〇
一五単位	一〇〇
五〇単位	九五
二五単位	一〇五
三五単位	九〇
五単位	一〇〇

(b) 単価別の合計

各単価での総販売数量	単 価
六五	九〇
五〇	九五
六〇	一〇〇
二五	一〇五

この例においては、特定の単価の下での最大の総販売数量は六十五であるので、最大の合計数量で販売されたときの単価は九十となる。

5 第五条の規定の適用上、輸入貨物等の単価を設定するに当たっては、1に規定する販売であって、輸入貨物の輸出のための生産及び販売に関連して第八条1(b)に規定する物品及び役務のいずれかを無償で又は値引きをして直接又は間接に提供した者に対して行われた販売は、考慮すべきでない。

6 第五条1に規定する「利潤及び一般経費」は、一体のものとみなされるべきことに留意すべきである。その排除のための数値は、輸入者により又は輸入者のために提供された資料に基づいて決定されるべきである。ただし、当該資料に基づいて得られる数値が輸入国における同類貨物の販売において得られる数値と乖離している場合は、この限りでない。この場合において、利潤及び一般経費の額は、輸入者により又は輸入者のために提供された資料以外の適当な資料に基づいて決定することができる。

7 「一般経費」には、検討の対象となっていない輸入貨物等の国内販売に係る直接又は間接の費用が含まれる。

8 輸入貨物等の国内販売を理由として課される地方税(第五条1(a)(ii)の規定による排除の対象とされないもの)は、同条1(a)(i)の規定により排除しなければならない。

9 第五条1の規定による手数料又は通常の利潤及び一般経費の決定に当たり、特定の貨物が「同類貨物」であるかないかについては、状況に応じて個別に決定されなければならない。この場合においては、必要な資料が入手可能であり、かつ、輸入貨物に最も近似している同類貨物(輸入貨物を含む)の輸入国における販売について検討すべきである。同条の規定の適用上、「同類貨物」には、輸入貨物の輸出から輸入される貨物のほか、輸入貨物の輸出以外の国から輸入される貨物を含む。

10 第五条1(b)の規定の適用上、「最も早い日」とは、輸入貨物、同種貨物又は類似貨物がこれらの貨物の単価を設定するに足る数量で国内において販売されるに至った日をいう。

11 第五条2の規定により輸入貨物の課税価額が決定される場合には、新たな加工により付加された価額についての控除は、加工の費用に関する客観的かつ数値化されたデータに基づいて行われなければならない。一般に受け入れられている産業上の製法、組立方法及び慣習は、控除の額の算定の基礎として認めら

れる。

12 第五条2に定める関税評価方法は、新たな加工が施されたため輸入貨物の同一性が失われた場合には、原則として適用することができない。もっとも、同一性が失われた輸入貨物についても、新たな加工により付加された価値を過大な困難を伴うことなく正確に決定することができる場合がある。他方、輸入貨物の同一性が維持されている場合において、輸入国において販売される貨物に当該輸入貨物が微細な要素として組み込まれているにすぎないためこの関税評価方法を用いることが適当でない場合がある。これらの事情に配慮して、個別の考慮がされなければならない。

第六条の規定に関する注釈

1 この協定において、課税価値は、原則として、輸入国において入手可能な資料に基づいて決定される。もっとも、積算価値の決定のためには、輸入国以外の国から入手せざるを得ない輸入貨物の生産費等についての資料について検討する必要がある場合がある。更に、輸入貨物の生産者は、通常輸入国の当局の管轄外にある。積算価値方式の使用は、一般的に、売手と買手が特殊の関係にある場合において、生産者が輸入国の当局に対して必要な原価計算に関する資料を提供し、かつ、必要とされることのある事後の確認のための便宜を提供する用意があるときに限定される。

2 第六条1(a)に規定する「費用」は、生産者により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿（輸入貨物の生産国において一般的に認められている会計原則に適合する商業帳簿に限る。）に基づいて決定されるべきである。

3 2の「費用」は、第八条1(a)の(i)及び(ii)に規定する費用を含むものとし、同条1(b)に規定する物品及び役務であって、輸入貨物の生産に関連して買手により直接又は間接に提供されたものの価値を同条の規定に関する注釈に従って適切に分析したものを含む。同条1(b)に規定する技術等であって輸入国において開発されたものの価値は、生産者により負担される限度において、「費用」に含まれる。この3に規定する費用並びに物品及び役務の価値は、積算価値の決定に当たり二重に計算されてはならないものと了解される。

4 第六条1(b)に規定する「利潤及び一般経費の合計額に相当する額」は、生産者により又は生産者のために提供された資料に基づいて決定される。ただし、当該資料に示された数値が、輸入貨物の輸出国の生産者が輸入貨物の輸入国への輸出のために同類貨物を販売する際に当該同類貨物の価格に通常含まれる利潤及び一般経費の合計額に係る数値と乖離している場合は、この限りでない。

5 4の「利潤及び一般経費の合計額に相当する額」は、一体のものとなされるべきことに留意すべきである。したがって、生産者の利潤の額が低く、かつ、生産者の一般経費が高い場合においても、生産者の利潤及び一般経費の合計額が全体としては、同類貨物の販売において当該同類貨物の価格に通常含まれる

利潤及び一般経費の合計額と乖離しないことがあり得る。このような状況は、例えば、ある産品を輸入国に進出させる場合において、生産者が当該産品の進出に係る一般経費が高額であることを考慮して利潤を低額又は零にするときに、起こり得る。生産者が、特定の商業上の理由により、貨物の輸出のための販売に際し低い利潤を設定したことを立証できる場合であって、生産者が現実の利潤の額を正當化するに足りる正当な商業上の理由を有しており、かつ、生産者の価格政策が関係産業部門における通常の価格政策を反映したものであるときは、生産者の現実の利潤の額を考慮に入れるべきである。このような状況は、例えば、生産者が、予見し得なかった需要の減少を理由として、価格を一時的に引き下げなければならない場合、又は生産者が輸入国における貨物の生産を補うための貨物を販売している場合で競争力を維持するために利潤を低くしているときに、起こり得る。生産者により又は生産者のために提供された資料に示された数値が、輸入貨物の輸出国の生産者が輸入貨物の輸入国への輸出のために同類貨物を販売する際に当該同類貨物の価格に通常含まれる利潤及び一般経費の合計額に係る数値と乖離している場合には、利潤及び一般経費の合計額に相当する額は、生産者により又は生産者のために提供された資料以外の適当な資料に基づいて決定することができる。

6 積算価値の決定のために生産者により又は生産者のために提供された資料以外の資料が用いられた場合において、輸入者が要請するときは、輸入国の当局は、輸入者に対し、第十条の規定に従うことを条件として、当該用いられた資料の出所、用いられたデータ及びそのデータに基づいて行われた計算について通知する。

7 第六条1(b)に規定する「一般経費」とは、貨物の輸出のための生産及び販売に係る直接的及び間接的な費用であって同条1(a)に規定する費用以外の費用をいう。

8 特定の貨物が「同類貨物」であるかないかについては、状況に応じて個別に決定されなければならない。第六条の規定による通常の利潤及び一般経費の合計額の決定に当たっては、必要な資料が入手可能であり、かつ、輸入貨物に最も近似している貨物（輸入貨物を含む。）の輸入国への輸出のための販売について検討すべきである。同条の規定の適用上、「同類貨物」は、輸入貨物の輸出国から輸入されるものでなければならない。

第七条の規定に関する注釈

1 第七条の規定により決定される輸入貨物の課税価値は、可能な限り、従前に決定された課税価値に基づいたものとすべきである。

2 第七条の規定により用いられる関税評価方法は、第一条から第六条までに定める方法のいずれかとすべきであるが、これらの方法の弾力的な使用は、合理的なものである限り、第七条の規定及びその目的に適合するものと認められる。

3 2に規定する弾力的な使用の例としては、次のものがある。

(a) 同種貨物 輸入貨物の輸出と同時に輸出された貨物でなければならぬとの同種貨物に関する要件は、弾力的に解釈することができる。輸入貨物の輸出以外の国で生産された同種貨物の取引価額も、関税評価の基礎とすることができる。第五条及び第六条に定める方法により従前に決定された同種貨物の課税価額を用いることもできる。

(b) 類似貨物 輸入貨物の輸出と同時に輸出された貨物でなければならぬとの類似貨物に関する要件は、弾力的に解釈することができる。輸入貨物の輸出以外の国で生産された類似貨物の取引価額も、関税評価の基礎とすることができる。第五条及び第六条に定める方法により従前に決定された類似貨物の課税価額を用いることもできる。

(c) 控除方式 貨物が「輸入された時の状態」で販売されたものでなければならぬとの第五条1(a)に規定する要件は、弾力的に解釈することができる。「九十日」に係る要件は、弾力的に運用することができる。

第八条の規定に関する注釈

第八条1(a)(i)の規定に関し、

「買手手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わって業務を行う者に對し買手が支払う手数料をいう。

第八条1(b)(ii)の規定に関し、

1 第八条1(b)(ii)に規定する工具等の価額の輸入貨物へのあん分に当たっては、工具等の価額それ自体及びこれらの価額を輸入貨物にあん分する方法を考慮する。工具等の価額へのあん分は、状況により適当と認められる合理的な方法により、かつ、一般的に認められている会計原則に従って行うべきである。

2 第八条1(b)(ii)に規定する工具等の価額に関し、買手が特殊の關係にない工具等の売手からこれらを特定の価格で取得する場合には、当該特定の価格を工具等の価額とする。工具等が買手又は買手と特殊の關係にある者によって生産されたものである場合には、当該工具等の生産費をその価額とする。工具等が従前に買手によって使用されたことがあるものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、工具等が買手により取得されたものであるか生産されたものであるかを問わず、工具等の価額の算定に当たり使用度に応じて減額修正されなければならない。

3 第八条1(b)(ii)に規定する工具等の価額が決定されたときは、当該価額を輸入貨物にあん分することが要請される。あん分については、種々の可能性が存在する。例えば、買手が工具等の価額の総額に對する関税を一括して納付することを希望する場合には、工具等の価額の総額を最初に到着した輸入貨物にあん分することができる。買手は、また、工具等の価額の総額を最初の輸入貨物の到着の時点で生産された貨物の数量にあん分することを要請することができる。買手は、貨物の総生産量について契約又は他の確たる約束がある場合には、工具等の価額の総額を当該総生産量にあん分することを要請することもできる。用いられるあん分の方法は、買手の提供する資料に基づいて決められる。

4 3の例としては、買手が、生産者に対し輸入貨物の生産に使用すべき鋳型を提供し、かつ、一万単位の貨物を購入することを生産者と契約した場合において、生産者が千単位から成る最初の輸入貨物の到着の時点で四千単位の貨物を生産する場合は挙げられる。この場合において、買手は、関税当局に對し、鋳型の価額を千単位の貨物、四千単位の貨物又は一万単位の貨物のいずれかにあん分することを要請することができる。

第八条1(b)(ii)の規定に関し、

1 第八条1(b)(ii)に規定する技術等について行われる加算は、客観的かつ数値化されたデータに基づくべきである。加算の額の決定に当たっては、買手及び関税当局の負担を最小にするため、できる限り買手の商業帳簿から入手可能なデータを用いるべきである。

2 買手が購入し又は賃借した技術等が、買手によって提供される場合には、加算の額は、購入費又は賃借料とする。権利消滅の状態にある技術等については、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用以外の費用は、加算してはならない。

3 加算の額の計算がどの程度容易に行われるかは、企業の組織、経営慣行及び経理方式によって決まる。

4 例えば、数箇国から種々の産品を輸入する企業が、輸入国以外の国に有する意匠センターの帳簿であって特定の産品に係る費用を正確に示すものを保持している場合がある。この場合には、第八条の規定による調整を直接かつ適切に行うことができる。

5 また、企業が輸入国以外の国に有する意匠センターの経費を産品別に計上することなく、一般経費として計上する場合がある。この場合には、意匠センターの経費を当該意匠センターから利益を受けているすべての産品にあん分し、そのあん分された費用を単位当たりで輸入貨物の価格に加算することにより、第八条の規定による調整を輸入貨物について適切に行うことができる。

6 前記のとおり多様な事例が存在するため、適切なあん分方法の決定に当たっては、事例に応じて異なる要素が考慮される必要がある。

7 技術等の開発が複数の国に關係し、かつ、一定の期間を要するものである場合には、第八条の規定による調整は、輸入国以外の国において当該技術等に現実に付加された価額のみについて行われるべきである。

第八条1(c)の規定に関し、

1 第八条1(c)に規定するロイヤリティ及びライセンス料には、特許権、商標権及び著作権に係る支払額を

含めることができる。もっとも、輸入貨物を輸入国において複製する権利に係る支払額は、課税価額の決定に当たり輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に加算してはならない。

2 輸入貨物を頒布し又は再販売する権利を取得するための買手による支払額は、輸入貨物の輸入国への輸出のための販売の条件とされていない限り、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に加算してはならない。

第八条3の規定に関し、

第八条の規定により行われるべき加算について客観的かつ数値化されたデータがない場合には、第一条に規定する取引価額を決定することができない。この例としては、キログラム単位で輸入され、輸入の後に溶液にされた特定の産品について、輸入国におけるリットル単位での販売価格に基づいてロイヤルティが支払われる場合が挙げられる。ロイヤルティが一部については輸入貨物に基づき、また、一部については輸入貨物と無関係の要素に基づいて支払われている場合（例えば、輸入貨物が輸入国産の材料と混合されたため輸入貨物を区別することが不可能となった場合、又は売手と買手との間の特殊な財政上の取決めとロイヤルティとの区別が不可能な場合）には、ロイヤルティについての加算を試みることは、不適当である。もっとも、ロイヤルティが輸入貨物のみに基づいているため計算が可能な場合には、現実に支払われた又は支払われるべき価格への加算が、可能となる。

第九条の規定に関する注釈

第九条の規定の適用上、「輸入の時」には、輸入申告の時を含めることができる。

第十一条の規定に関する注釈

1 第十一条は、輸入貨物について関税当局が行った関税評価について不服申立てをする権利を輸入者に与えている。輸入者は、不服申立てを、第一次的には関税当局に対して、最終的には司法機関に対して、することができる。

2 「不利を受けることなく」とは、輸入者が不服申立ての権利を行使した事実のみを理由として、輸入者に罰金が科されないこと又は罰金を科するとの脅しがされないことを意味する。通常の裁判費用及び弁護士料の支払は、罰金とは多量でない。

3 第十一条のいかなる規定も、加盟国が不服申立てに先立って関税の全額を納付することを要求することを妨げるものではない。

第十五条の規定に関する注釈

第十五条4の規定に関し、

第十五条の規定の適用上、「者」には、適当な場合には、法人を含む。

第十五条4(e)の規定に関し、

この協定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

附属書II 関税評価に関する技術委員会

1 加盟国によるこの協定の解釈及び適用の統一を技術的に確保するため、第十八条の規定により、関税協力理事会の主催する技術委員会を設置する。

2 技術委員会は、次の任務を有する。

(a) 加盟国の関税評価制度の日々の運用に起因する特定の技術的事項を検討し、及び提示された事実関係を考慮に入れた問題の適切な解決についての勧告的意見を述べること。

(b) 要請に応じ、この協定と関係のある関税評価に関する法令、手続及び慣行を検討し、並びにその検討の結果に関する報告を作成すること。

(c) この協定の運用に関する技術的側面についての年次報告を作成し及び配布すること。

(d) 輸入貨物の関税評価に関する問題につき、加盟国又は委員会の要請する情報及び助言を提供すること。情報及び助言は、勧告的意見、解説又は説明ノートの形式によることができる。

(e) この協定の受諾を国際的に推進するため、要請に応じ、加盟国に技術援助を行うこと。

(f) 第十九条の規定に基づき小委員会により付託される事項の検討を行うこと。

(g) その他委員会により付託される任務を遂行すること。

一般

3 技術委員会は、特定の事項、特に加盟国、委員会又は小委員会により付託された事項に関する作業を受当な期間内に完了するよう努める。第十九条4に定めるところにより、小委員会は、技術委員会の報告を受理する具体的な期間を定めるものとし、技術委員会は、その期間内に報告を提出する。

4 技術委員会は、適当な場合には、その活動につき、関税協力理事會事務局の援助を受けるものとする。

代表

5 各加盟国は、技術委員会に代表を出す権利を有する。各加盟国は、技術委員会における自国の代表として、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を指名することができる。技術委員会に代表を出した加盟国は、この附属書において「技術委員会の構成国」という。技術委員会の構成国の代表は、顧問を同席させることができる。世界貿易機関事務局は、オブザーバーの資格で会合に出席することができる。

6 関税協力理事會の構成国であって世界貿易機関の加盟国でない国は、技術委員会の会合に一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を出すことができる。これらの代表及び代表代理は、技術委員会の会合に

オブザーバーとして出席する。

7 関税協力理事会の事務総局長(この附属書において「事務総局長」という)は、技術委員会の議長の承認を得て、世界貿易機関の加盟国でなく関税協力理事会の構成国でもない国の代表及び貿易に関する政府機関の代表に対し、オブザーバーとして技術委員会の会合に出席するよう招請することができる。

8 技術委員会の会合に対する代表、代表代理及び顧問の指名については、事務総局長に通報する。

技術委員会の会合

9 技術委員会は、必要に応じて(少なくとも年二回)会合する。各会合の日程は、直前の技術委員会の会合において決定する。会合の日程は、技術委員会の構成国でその過半数の同意を得たものの要請により又は緊急の場合には、議長の要請により、変更することができる。技術委員会は、第一段に定める会合とは別に、第十九条の規定に基づき小委員会により付託された事項を検討するため必要に応じて会合する。

10 技術委員会の会合は、別段の決定がある場合を除くほか、関税協力理事会の本部において開催される。

11 事務総局長は、技術委員会のすべての構成国並びに6及び7に規定する国又は機関に対し、技術委員会の各会期の開始日を少なくともその三十日前に通報する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

議題

12 各会期の仮議題は、事務総局長によって提案され、緊急の場合を除くほか、少なくとも当該会期の三十日前に、技術委員会の構成国並びに6及び7に規定する国又は機関に対し配布される。仮議題は、直前の技術委員会の会期中に仮議題に含めることが承認されたすべての事項、議長の発意により仮議題に含められたすべての事項及び事務総局長若しくは委員会により又は技術委員会のいずれかの構成国により仮議題に含めることが要請されたすべての事項から成るものとする。

13 技術委員会は、各会期の冒頭に、議題を決定するものとし、会期中いつでも、議題を変更することができる。

役員及び議事

14 技術委員会は、構成国の代表のうちから、議長及び一人又は二人以上の副議長を選出する。議長及び副議長は、一年間在任するものとし、再選されることができる。議長又は副議長が技術委員会の構成国を代表しなくなった場合には、その資格は、自動的に終了する。

15 議長がいずれかの会合に欠席した場合には、副議長が議長を務める。この場合において、副議長は、議長と同一の権限を有し、同一の義務を負う。

16 議長は、技術委員会の構成国の代表としてではなく、議長として技術委員会の議事に参加する。

17 議長は、この附属書に定める規則により自己に付与された権限を行使するほか、各会合の開会及び閉会を宣言し、討議を指揮し、発言を許し、及びこの規則に従って議事を監督する。議長は、また、発言の内容

容が適当でないと認める場合には、発言者に対し注意を与えることができる。

18 代表団は、いかなる事項の討議中においても緊急動議を提出することができる。この場合において、議長は、直ちに裁定を下す。裁定について異議が提出された場合には、議長は、その裁定を会合の表決に付する。議長の裁定は、否決されない限り有効なものとする。

19 技術委員会の会合の庶務は、事務総局長又は事務総局長により指名された関税協力理事会事務局の職員が行う。

定足数及び投票

20 技術委員会の定足数は、構成国の過半数とする。

21 技術委員会の各構成国は、一の投票権を有する。技術委員会の決定は、出席する構成国の少なくとも三分の二の多数による議決で行う。技術委員会は、特定の事項に関する投票の結果にかかわらず、当該事項につき関連の討議において表明された異なった意見を十分に明らかにする報告を、委員会及び関税協力理事会に対し行うことができる。前記の規定にかかわらず、技術委員会は、小委員会により付託された事項について、コンセンサス方式により決定を行う。小委員会により付託された問題について技術委員会において合意に至らなかった場合には、技術委員会は、当該問題の事実関係を詳細に述べ、かつ、技術委員会の構成国の見解を示す報告を提出する。

言語及び記録

22 技術委員会の公用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。これらの三の言語のいずれかによって行われる演説又は発言は、すべての代表団が翻訳の省略につき合意をした場合を除くほか、直ちに他の公用語に翻訳される。公用語以外の言語で行われる演説又は発言は、翻訳の省略につき合意がされた場合を除くほか、英語、フランス語及びスペイン語に翻訳されるものとし、これらの公用語のいずれかへの翻訳は、当該演説又は発言を行った代表団により提供されなければならない。技術委員会の公文書には、英語、フランス語及びスペイン語のみを用いる。技術委員会による検討のために提出される覚書及び書簡は、いずれかの公用語によらなければならない。

23 技術委員会は、すべての会期の報告及び議長が必要と認める会合の議事録又は議事の要約を起草する。議長又は議長により指名された者は、委員会及び関税協力理事会の各会合において、技術委員会の活動について報告を行う。

附属書 III

1 この協定の適用の延期につき第二十条の規定により開発途上加盟国に対し認められている五年の期間

が、一部の開発途上加盟国にとって現実に不十分であることがあり得る。このような場合に、当該一部の開発途上加盟国は、同条1に規定する期間が満了する前に、当該期間を延長するための要請をすることが出来る。この場合において、要請をした開発途上加盟国がその要請について妥当な理由を明らかにしたときは、他の加盟国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。

2 公定の最低課税価値に基づいて関税評価を行っている開発途上国は、加盟国により合意される条件に従って、限られた範囲内でかつ過渡的な期間内で、当該最低課税価値を引き続き適用するための留保を付することができる。

3 第四条ただし書の規定に基づき輸入者の行う要請に応じて関税評価方法の適用順序を逆にすることが真に困難であると認める開発途上国は、同条ただし書の規定について次の留保を付することができる。

「……………国政府は、関税当局が第五条の規定に先立って第八条の規定を適用することに同意する場合においてのみ第四条ただし書の規定を適用することを定める権利を留保する。」

開発途上国がこの留保を付した場合には、他の加盟国は、第二十一条の規定の適用上、この留保に同意する。

4 開発途上国は、第五条2の規定について次の留保を付することができる。

「……………国政府は、第五条2の規定（同条の規定に関する注釈を含む。）については、輸入者の要請の有無にかかわらず適用することを定める権利を留保する。」

開発途上国がこの留保を付した場合には、他の加盟国は、第二十一条の規定の適用上、この留保に同意する。

5 一部の開発途上国は、総販売代理店、独占販売者及び権利所有者により輸入される貨物に第一条の規定を適用するに当たって困難に直面することがあり得る。開発途上加盟国が同条の規定を適用するに当たって現実に困難に直面した場合において、当該開発途上加盟国が要請したときは、適当な解決を図るため、その問題について検討が行われる。

6 関税当局が協定の規定を適用するに当たり、関税評価のために行われた陳述若しくは申告又は提出された文書が真実を述べたものであるか又は正確なものであるかについて検討することの必要性が第十七条の規定により認められている。また、例えば、輸入貨物の課税価値の決定に関連して、申告された又は文書により提出された貨物の価値の構成要素が十分かつ正確なものであるかにかつての関税当局による確認を目的とする検討が同条の規定により認められている。加盟国は、当該検討を行うに当たり、自国の法令及び手続に従い、輸入者に十分な協力を求める権利を有する。

7 現実に支払われた又は支払われるべき価格とは、買手が売手に対して又は買手が売手の負っている債務を弁済するために第三者に対して、輸入貨物の販売条件として現実に支払った又は支払うべきすべての額

をいう。

船積み前検査に関する協定

加盟国は、

閣僚がウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉においては「世界貿易の一層の自由化及び拡大を実現すること」、「ガットの役割を強化すること」及び「変化する国際的な経済環境へのガット体制の対応を増進させること」を目標とすべきであることを千九百八十六年九月二十日に合意したことに留意し、

多数の開発途上加盟国が船積み前検査を利用していることに留意し、

輸入貨物の品質、数量又は価格を審査するために必要である限りにおいて開発途上国が船積み前検査を利用する必要性を認め、

このような検査の制度が不必要な遅延又は不平等な取扱いをもたらすことのないよう実施されなければならないことに留意し、

この検査がその用語の意義のとおり輸出加盟国の領域において実施されるものであることに留意し、利用加盟国及び輸出加盟国の双方の権利及び義務に関する合意された国際的な枠組みを設定する必要性を認め、

千九百九十四年のガットの原則及び義務が世界貿易機関の加盟国の政府により委任された船積み前検査の機関の活動について適用されることを認め、

船積み前検査の機関の運営及び船積み前検査に関する法令について透明性を確保することが望ましいことを認め、

この協定の下で生ずる輸出者と船積み前検査の機関との間の紛争の迅速、効果的かつ衡平な解決について定めることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 適用範囲及び定義

1 この協定は、加盟国の領域において実施されるすべての船積み前検査の活動（加盟国の政府又は政府機関との契約によるものであるかこれからの委任によるものであるかを問わない。）について適用する。

2 「利用加盟国」とは、自国の政府又は政府機関が船積み前検査の活動の利用について契約し又は委任する加盟国をいう。

3 「船積み前検査の活動」とは、利用加盟国の領域に輸出される貨物の品質、数量、価格（通貨の為替換算率及び支払条件を含む。）又は関税のための分類の審査に関連するすべての活動をいう。

4 「船積み前検査の機関」とは、加盟国が契約し又は委任する主体であつて船積み前検査の活動を実施するものをいう。(注)

注 この4の規定は、加盟国に対し、自国の領域において他の加盟国の政府機関が船積み前検査の活動を実施することを認める義務を負わせるものではないと了解する。

第二章 利用加盟国の義務

無差別待遇

1 利用加盟国は、船積み前検査の活動が無差別な態様で実施されること並びに当該活動の実施に当たって用いられる手続及び規程が客観的であり、かつ、当該活動により影響を受けるすべての輸出者に対して平等に適用されることを確保する。利用加盟国は、自国が契約し又は委任した船積み前検査の機関のすべての検査員により検査が統一的に実施されることを確保する。

政府が課する要件

2 利用加盟国は、自国の法令及び要件に関連する船積み前検査の活動の過程においては、千九百九十四年のガット第三条4の規定が当該活動に関連を有する限りにおいて、同規定が遵守されることを確保する。

検査の場所

3 利用加盟国は、すべての船積み前検査の活動(検査結果の最終証明書の発行及びこれを発行しない旨の通知を行うことを含む)が、貨物の輸出される関税地域において実施されること又は、船積み前検査が貨物の関連産品の複雑な性質にかんがみその輸出される関税地域において実施することができない場合若しくは当事者双方が合意する場合には、当該貨物の製造される関税地域において実施されることを確保する。

規格

4 利用加盟国は、数量及び品質の検査においては、購入契約において売主及び買手が定めた規格について当該検査が実施されること及び、このような規格がない場合には、関連する国際規格(注)が適用されることを確保する。

注 「国際規格」とは、すべての加盟国が加盟することのできる政府機関又は非政府機関であつて、その認められた活動の一の活動が標準化であるものにより制定された規格をいう。

透明性の確保

5 利用加盟国は、船積み前検査の活動が透明性のある態様で実施されることを確保する。

6 利用加盟国は、船積み前検査の機関が輸出者から最初に連絡を受けたときに、検査の要件を満たすために当該輸出者にとって必要なすべての情報の表を当該機関が当該輸出者に提供することを確保する。船積み前検査の機関は、輸出者の要請に応じ、これらの情報を提供する。これらの情報には、船積み前検査の

活動に関する利用加盟国の法令を含めるものとし、検査並びに価格及び通貨の為替換算率の審査のために用いられる手続及び規程、船積み前検査の機関に対する輸出者の権利並びに21の規定に基づき定める不服申立ての手続を含む。追加の手続上の要件又は存在する手続の変更は、検査の日が取り決められた時において関係輸出者がこれらの要件又は変更を通知されていない限り、当該船積みについては、適用しない。もっとも、千九百九十四年のガットの第二十条及び第二十一条に定める種類の緊急事態においては、当該追加の要件又は変更は、当該関係輸出者が通知される前の船積みについて適用することができるものとす。また、この6の適用除外は、輸入に関連する利用加盟国の規則の遵守について輸出者の義務を免除するものではない。

7 利用加盟国は、6の情報を輸出者が適当な態様で入手することができること及びこの情報を入手することができるとしての役割を船積み前検査の機関の維持する船積み前検査の事務所が果たすことを確保する。

8 利用加盟国は、政府(自国の政府を除く)及び貿易業者が知ることができるような態様で、船積み前検査の活動に関連するすべての関係法令を速やかに公表する。

業務上の秘密の情報の保護

9 利用加盟国は、船積み前検査の機関が船積み前検査の過程において得たすべての情報が、公開されていない場合、第三者にとって一般に入手することができない場合又は公に知られていない場合には、当該機関が当該情報を業務上の秘密として取り扱うことを確保する。利用加盟国は、船積み前検査の機関がこのための手続を維持することを確保する。

10 利用加盟国は、9の規定を実施するためにとっている措置に関し、要請により加盟国に対して情報を提供する。この10の規定は、いかなる加盟国に対しても、秘密の情報の開示であつて、船積み前検査の制度の効果を損なうこととなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるもの開示を要求するものではない。

11 利用加盟国は、船積み前検査の機関が業務上の秘密の情報を第三者に対して漏らさないことを確保する。ただし、当該機関が自己と契約し又は自己に委任した政府機関に対してこの情報を提供することのある場合を除く。利用加盟国は、自国が契約し又は委任した船積み前検査の機関から得る業務上の秘密の情報が十分に保護されることを確保する。船積み前検査の機関は、業務上の秘密の情報が、信用状若しくは他の支払の形式のために慣習的に必要とされる情報又は税関の手続上、輸入許可若しくは為替管理上の目的のために慣習的に必要とされる情報である限度において、当該情報を自己と契約し又は自己に委任した政府に対して提供する。

12 利用加盟国は、船積み前検査の機関が輸出者に対し次の事項に関する情報を提供するよう要請しないこ

とを確保する。

- (a) 特許、免許若しくは公開されていない製造工程又は特許出願中の製造工程に関連する製造上の資料
- (b) 強制規格又は任意規格に適合していることを示すために必要な資料以外の未公表の技術上の資料
- (c) 内部価格（製造に係る費用を含む）

- (d) 利益水準

(e) 輸出者とその供給者との間の契約条件。ただし、船積み前検査の機関が検査を実施することができない場合は、この限りでない。この場合において、当該機関は、このために必要な情報のみを要請する。

13 12の情報で船積み前検査の機関が要請することができないものは、特定の事案を例証するため輸出者が自発的に公表することができる。

利益相反

14 利用加盟国は、船積み前検査の機関が9から13までに定める業務上の秘密の情報の保護に関する規定に留意して、次の利益相反を回避するための手続を維持することを確保する。

- (a) 船積み前検査の機関とその関連機関であつてその船積み前検査の機関が検査することとなっているもの（当該関連機関が資金上又は商業上の利害関係を有する機関及び当該船積み前検査の機関に資金上の利害関係を有する機関を含む。）との間の利益相反

- (b) 船積み前検査の機関と他のいずれかの機関（船積み前検査の対象者を含み、その検査について契約し又は委任した政府機関を除く。）との間の利益相反

- (c) 船積み前検査の過程の実施に必要な活動以外の活動に従事する船積み前検査の機関の部署間の利益相反

反

遅延

15 利用加盟国は、船積み前検査の機関が検査に当たり不当な遅延を回避することを確保する。利用加盟国は、船積み前検査の機関及び輸出者が検査の日について合意した場合には、当該機関がその日に検査を実施することを確保する。ただし、当該輸出者及び当該機関が相互の合意により検査の日を繰り延べる場合又は当該機関が当該輸出者若しくは不可抗力（若しくはより合意した検査の日に検査を実施することを妨げた場合は、この限りでない。

注 この規定の適用上、「不可抗力」とは、契約の履行を免除することとなるような抵抗することができない強要又は強制及び予見することができない事態の進展をいう。

16 利用加盟国は、船積み前検査の機関が最終の書類を受領し、かつ、検査を完了した後五執務日以内に検査結果の最終証明書を発行すること又は発行しない理由を明記する詳細な説明書を提供することを確保する。利用加盟国は、後者の場合において、船積み前検査の機関が、輸出者に対し書面での自己の見解を提示

する機会を与えること及び、当該輸出者が要請した場合には、双方に適當な最も早い日に再検査を実施するための措置をとることを確保する。

17 利用加盟国は、輸出者が要請した場合にいつでも、船積み前検査の機関が貨物自体の検査の日前に輸出者と輸入者との間の契約、見積送り状及び可能なときは輸入許可申請書に基づき、価格及び可能なときは通貨の為替換算率の予備的な審査を行うことを確保する。利用加盟国は、貨物が輸入書類又は輸入許可書に合致している場合には、当該予備的な審査に基づき船積み前検査の機関が受け入れた価格又は通貨の為替換算率を取り消されないことを確保する。利用加盟国は、船積み前検査の機関が予備的な審査を行った後に価格若しくは通貨の為替換算率の受入れ又は、この受入れを行うことができない場合には、その詳細な理由のいずれかを書面により直ちに輸出者に通知することを確保する。

18 利用加盟国は、支払の遅延を回避するために船積み前検査の機関が輸出者又は輸出者の指定代理人に対してできる限り速やかに検査結果の最終証明書を交付することを確保する。

19 利用加盟国は、検査結果の最終証明書に誤記がある場合において、船積み前検査の機関が当該誤記を訂正し、かつ、訂正された情報を適當な当事者に対してできる限り速やかに交付することを確保する。

価格の審査

20 利用加盟国は、価格が過大及び過小に見積もられた送り状の作成及び詐欺を防止するため、船積み前検査の機関が次の指針により価格の審査（注）を行うことを確保する。

注 関係詳細に關して船積み前検査の機関が行う役務の提供に關し、利用加盟国は、千九百九十四年のガット及び世界貿易機関協定の附屬書一Aに掲げられている他の多角的貿易協定において受け入れた義務を負う。

- (a) 船積み前検査の機関は、自己が行った輸出者と輸入者との間で合意された契約価格についての不満足認定が(b)から(e)までに定める規程に合致する審査手続に基づいたものであることを証明することができる場合にのみ、当該契約価格を拒否する。

- (b) 船積み前検査の機関は、輸出価格の審査のための価格の比較を、同一の輸出国から同時又はほぼ同時に、競争的なかつ同等の販売条件の下で、商慣行に従い、かつ、適用可能な水準の割引を行って輸出した同種又は類似の貨物の価格に基づいて行う。この比較は、次のことに基づかなければならない。

- (i) 輸入国及び価格の比較のために用いられた国に關する関連の経済的要素を考慮に入れて、比較の有効な基礎となる価格のみを用いること。

- (ii) 船積み前検査の機関が積荷に対して最低価格を恣意的に課するため他の輸入国への輸出のために提供された貨物の価格を援用しないこと。

- (iii) 船積み前検査の機関が(c)に掲げる特定の要素を考慮に入れること。

- (iv) 船積み前検査の機関が審査手続のいずれの段階においても、輸出者に対しその価格を説明する機会

を与えること。

(c) 船積み前検査の機関は、価格の審査を行う場合には、売買契約の条件及び取引に係る一般に適用可能な調整要素について適当な考慮を払う。これらの要素には、売買の商業上の水準及び数量、引渡しの期間及び条件、価格の自動調整事項、品質についての仕様、特別なデザイン特性、特別な船積み又は梱包についての仕様、受注量、スポット販売、季節的影響、ライセンス料又は知的所有権に係る他の使用料並びに契約の一部として提供される役務(慣習的にこれらの役務に係る送り状が別立てにされない場合に限る。)を含むが、これらに限定されない。また、これらの要素には、輸出価格に関連する要素、例えば、輸出者と輸入者との間の契約上の関係を含める。

(d) 運送費の審査は、輸送方法についての、合意された輸出国の価格であって、売買契約に記載されているものにのみ関して行われるものとする。

(e) 次のものは、価格の審査のために用いてはならない。

(i) 輸入国において生産された貨物の当該輸入国における販売価格

(ii) 輸出国以外の国から輸出される貨物の価格

(iii) 生産費

(iv) 恣意的な又は架空の価格又は価額

不服申立ての手続

21 利用加盟国は、船積み前検査の機関が輸出者によって提起される苦情を受け付け及び審査し並びにこれについて決定を行うための手続を定めること並びに当該手続に関する情報が6及び7の規定に従って輸出者に提供されることを確保する。利用加盟国は、次の指針に従って当該手続が定められ及び維持されることを確保する。

(a) 船積み前検査の機関は、船積み前検査に係る管理運営事務所を維持する各都市又は各港において通常の執務時間中に輸出者の不服申立て又は苦情を受け付け及び審査し並びにこれについて決定を行うことができる一人以上の職員を指名する。

(b) 輸出者は、指名された職員に対し、問題となっている特定の取引に関する事実、苦情の性質及び解決案を記載した文書を提出する。

(c) 指名された職員は、輸出者の苦情に好意的な配慮を払うものとし、(b)の文書の受領後できる限り速やかに決定を行う。

特例

22 利用加盟国は、例外的な場合を除くほか、積荷(分割船積みによるものを除く。)の価額が自国の定める最低価額であってそのような積荷に適用されるものを下回るときは、この条の規定の特例として当該積荷

に關し船積み前検査が実施されてはならないことを定める。6の規定に基づいて輸出者に提供される情報には、この最低価額を含める。

第三条 輸出加盟国の義務

無差別待遇

1 輸出加盟国は、船積み前検査の活動に関する自国の法令を無差別に適用することを確保する。

透明性の確保

2 輸出加盟国は、政府(自国の政府を除く。)及び貿易業者が知ることのできるような態様で船積み前検査の活動に関する適用可能なすべての法令を速やかに公表する。

技術援助

3 輸出加盟国は、要請があった場合には、利用加盟国に対し、相互に合意する条件でこの協定の目的を達成するための技術援助を供与することを提案する。(c)

注 この技術援助は、二国間、複数国間又は多数国間で供与することができるものと了解する。

第四条 独立の審査手続

加盟国は、船積み前検査の機関及び輸出者が相互に当事者間の紛争を解決することを促進する。もっとも、第二条21の規定に基づく苦情の提出の後二執務日目の日からいずれの当事者もその紛争を独立の審査に付することができない。このため、加盟国は、次の手続が定められ及び維持されることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(a) この(a)から(h)までに規定する手続は、この協定の適用上、船積み前検査の機関を代表する団体及び輸出者を代表する団体が共同で設置する独立の機関が運用する。

(b) (a)の独立の機関は、次の部から成る専門家の名簿を作成する。

(i) 船積み前検査の機関を代表する団体が指名する委員の部

(ii) 輸出者を代表する団体が指名する委員の部

(iii) (a)の独立の機関が指名する独立の貿易専門家の部

この名簿の専門家の地理的配分は、(a)から(h)までに規定する手続に基づいて提起される紛争を速やかに処理することができるようなものとする。この名簿は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後二箇月以内に作成し、毎年更新する。この名簿は、公に入手可能なものとする。この名簿は、事務局に通報され、すべての加盟国に配布される。

(c) 紛争を提出することを希望する輸出者又は船積み前検査の機関は、(a)の独立の機関に連絡し、小委員会の設置を要請する。(a)の独立の機関は、小委員会の設置について責任を負う。小委員会は、三人の委員で構成する。小委員会の委員の選定は、不必要な支出及び遅延を回避するように行う。第一の委員は、

当該船積み前検査の機関が(b)の名簿の部から選定する。ただし、当該委員は、当該船積み前検査の機関と関係を有しない者とする。第二の委員は、当該輸出者が(b)の名簿の部から選定する。ただし、当該委員は、当該輸出者と関係を有しない者とする。第三の委員は、(a)の独立の機関が(b)の名簿の部から選定する。(b)の名簿の部から選定された独立の貿易専門家については、その選定に対し異議を申し立てることができない。

(d) (b)の名簿の部から選定された独立の貿易専門家は、小委員会の議長として職務を遂行する。その独立の貿易専門家は、小委員会による紛争の迅速な解決を確保するための必要な決定（例えば、事案に関する事実について委員の会合が必要であるかないか及び、これが必要である場合には、問題となつて検査の場所を考慮に入れて当該会合をどこで開催するかについての決定）を行う。

(e) 紛争当事者が合意する場合、(a)の独立の機関は、問題となつて紛争を審査するため、(b)の名簿の部から一人の独立の貿易専門家を選定することができる。当該独立の貿易専門家は、例えば、問題となつて検査の場所を考慮に入れて、紛争の迅速な解決を図るための必要な決定を行う。

(f) 審査は、紛争に係る検査の過程において紛争当事者がこの協定の規定を遵守していたかいなかったかを決定することを目的とする。この手続は、迅速に行われ、及び双方の当事者に対し直接に又は書面により自己の意見を述べる機会が与えられるものとする。

(g) 三人の委員で構成される小委員会の決定は、過半数による議決で行う。紛争に関する決定は、独立の審査を要請した日から八執務日以内に行い、紛争当事者に通知する。この期限は、紛争当事者の合意により延長することができる。小委員会又は独立の貿易専門家は、事案の決定内容に基づき、費用を割り当てる。

(h) 小委員会の決定は、紛争当事者である船積み前検査の機関及び輸出者を拘束する。

第五条 通報

加盟国は、世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生ずる日に、この協定を実施するための自国の法令の写し及び船積み前検査に関するその他の法令の写しを事務局に提出する。船積み前検査に関する法令の変更は、その変更が正式に公表される前に実施してはならない。当該変更は、その公表後速やかに事務局に通報する。事務局は、この情報を入手することができる旨を加盟国に通報する。

第六条 検討

関係会議は、世界貿易機関協定の効力発生の日から二年を経過した後、及びその後は三年ごとに、この協定の目的及びこの協定の運用により得られた経験を考慮に入れて、この協定の規定、実施及び運用について検討する。関係会議は、その検討の結果、この協定の規定を改正することができる。

第七条 協議

加盟国は、要請により、この協定の運用に影響を及ぼす事項に関して他の加盟国と協議する。この場合において、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十一条の規定は、この協定について準用する。

第八条 紛争解決

この協定の運用に関する加盟国間の紛争は、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十三条の規定に従うものとする。

第九条 最終規定

1 加盟国は、この協定の実施のために必要な措置をとる。

2 加盟国は、自国の法令がこの協定の規定に反しないことを確保する。

原産地規則に関する協定

加盟国は、

関係がウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉においては「世界貿易の一層の自由化及び拡大を実現すること」、「ガットの役割を強化すること」及び「変化する国際的な経済環境へのガット体制の対応を増進させること」を目標とすべきであることを千九百八十六年九月二十日に合意したことに留意し、

千九百九十四年のガットの目的を達成することを希望し、

明確な、かつ、予見可能性のある原産地規則及びその適用が国際貿易の流れを促進することを認め、

原産地規則自体が貿易に対する不必要な障害とならないことを確保することを希望し、

原産地規則が千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利を無効にし又は侵害しないことを確保することを希望し、

原産地規則に関する法令及び慣行に透明性を与えることが望ましいことを認め、

原産地規則の作成及び適用について、公平性、透明性、予見可能性、一貫性及び中立性を確保することを希望し、

この協定の下で生ずる紛争の迅速、効果的かつ衡平な解決のための手続及び協議の機構が利用可能であることを認め、

ことを認め、

原産地規則を調和させ及び明確なものとすることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一部 定義及び適用範囲

第一条 原産地規則

1 第一部から第四部までの規定の適用上、「原産地規則」とは、物品の原産国を決定するために加盟国が適用する法令及び一般に適用される行政上の決定をいう。ただし、千九百九十四年のガット第一条一の規定の適用を受けない特恵関税を供与するための自律的な又は合意に基づく貿易制度に関連する原産地規則を除く。

2 1に規定する原産地規則には、次のものの適用に当たり非特恵的な通商政策の手段において用いられるすべての原産地規則を含む。

千九百九十四年のガットの第一条から第三条まで並びに第十一条及び第十三条のいずれかの規定に基づく最恵国待遇

千九百九十四年のガット第六条の規定に基づくダンピング防止税又は相殺関税

千九百九十四年のガット第十九条の規定に基づくセーフガード措置

千九百九十四年のガット第九条の規定に基づく原産地表示の要件

差別的數量制限又は関税割当て

当該原産地規則には、政府調達又は貿易統計のために用いられる原産地規則も含む(注)。

注 この2の規定は、「国内産品」若しくは「国内産業の同種の産品」又はこれらと同様の用語(その適用対象のいかんを問わない)を定義するために用いられる決定を助けるものではない。

第二部 原産地規則の適用を律する規律

第二章 経過期間における規律

加盟国は、第四部に定める原産地規則の調和のための作業計画が完了するまでの間、次のことを確保する。

(a) 一般に適用される行政上の決定を行う場合において、満たされるべき要件を明確に定めること。特に、
(i) 関税上の分類の変更に係る基準を適用するときは、そのような原産地規則及びその例外の対象となる関税品目表の号又は項を明確に特定すること。

(ii) 従価比率に係る基準を適用するときは、従価比率を計算する方法も原産地規則において示すこと。

(iii) 製造作業又は加工作業に係る基準を定めるときは、物品の原産地を決定する製造作業又は加工作業を正確に特定すること。

(b) 自国の原産地規則を、関連する通商政策の措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと。

(c) 原産地規則自体が国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるような結果をもたらさないこと。原産国を決定するための前提として、原産地規則が不当に厳格な要件を課するものでないこと及び製造又は加工に関連のない一定の条件を満たすことを要求するものでないこと。ただし、(a)の規定に適合した従価比率に係る基準の適用上、製造又は加工に直接関連のない費用を含めることができる。

(d) 輸入品及び輸出品について適用する原産地規則が、物品が国内産品であるか否かを決定するために適用する原産地規則よりも厳しいものでないこと及び当該物品の製造者の提携関係にかかわらず、他の加盟国の間で差別的でないこと(注)。

注 政府調達について適用する原産地規則に関しては、この2の規定は、千九百九十四年のガットに基づき加盟国が既に負っている義務以外の義務を生じさせるものではない。

(e) 原産地規則を一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用すること。

(f) 原産地規則が積極的な基準に基づくこと。原産地とならない場合を示す原産地規則(消極的な基準)は、積極的な基準の明確化の一部として又は積極的な基準による原産地の決定が必要でない個別の事例において許容される。

(g) 原産地規則に関連する自国の法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を千九百九十四年のガット第十条一の規定の対象となる法令及び決定と同様に公表すること。

(h) 必要なすべての情報が提出されている場合には、輸出者、輸入者又は正当な事由を有するいずれかの者の要請により、物品について付与することとなる原産地の認定をできる限り速やかに、遅くとも当該認定の要請の後百五十日(日)以内に行うこと。当該認定の要請については、当該物品の貿易が開始される前に受理することとするが、その後のいずれの時点においても受理することができる。当該認定を行う基礎となった事実及び条件(原産地規則を含む)が引き続き同様である場合には、当該認定は、三年間有効とする。ただし、(i)に規定する審査において当該認定に反する決定が行われた場合には、関係当事者が事前に通知されることを条件として、当該認定は、効力を失う。当該認定は、(h)の規定に従うことを条件として、公に入手可能なものとする。

注 世界貿易機関協定の効力発生の日から一年間に行われた要請については、加盟国は、その要請に関する認定をできる限り速やかに行うことが要求される。

(i) 原産地規則を変更し又は新たな原産地規則を導入する場合には、自国の法令が適用されるときを除くほか、当該原産地規則の変更又は新たな原産地規則について通知及び適用(その意味は自国の法令による)を行わないこと。

(j) 原産地の決定に関連してとる行政上のいかなる措置も、この決定を行う当局から独立した司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって当該決定を修正し又は覆すことができるものによって速やかに審査され得ること。

(k) その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして原産地規則の適用のために提供された情報が関係当局により厳重に秘密のものとして取り扱われること。関係当局が、その情報を提供した者又は政府の明示的な同意を得ないで、その情報の内容を開示しないこと。ただし、司法手続において情報の開

示が要求される場合は、この限りでない。

第三条 経過期間後の規律

加盟国は、第四部に定める規則の調和のための作業計画の成果として調和のとれた原産地規則の確立を達成するとして、加盟国の目的を考慮して、当該作業計画の結果の実施に当たり、次のことを確保する。

- (a) 第一条に定めるすべての目的のために原産地規則を平等に適用すること。
- (b) 原産地規則に基づき特定の物品の原産地であると決定される国は、当該物品が完全に生産された国又は、当該物品の生産に二以上の国が関与している場合には、最後の実質的な変更が行われた国のいずれかとすること。
- (c) 輸入品及び輸出品について適用する原産地規則が、物品が国内産品であるか否かを決定するために適用する原産地規則よりも厳しいものでないこと及び当該物品の製造者の提携関係にかかわらず、他の加盟国の間で差別的でないこと。
- (d) 原産地規則を一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用すること。
- (e) 原産地規則に関連する自国の法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を千九百九十四年のガット第十条1の規定の対象となる法令及び決定と同様に公表すること。
- (f) 必要なすべての情報が提出されている場合には、輸出者、輸入者又は正当な事由を有するいずれかの者の要請により、物品について付与することとなる原産地の認定をできる限り速やかに、遅くとも当該認定の要請の後百五十日以内に行うこと。当該認定の要請については、当該物品の貿易が開始される前に受理することとするが、その後のいずれかの時点においても受理することができる。当該認定を行う基礎となった事実及び条件（原産地規則を含む）が引き続き同様である場合には、当該認定は、三年間有効とする。ただし、(b)に規定する審査において当該認定に反する決定が行われた場合には、関係当事者が事前に通知されることを条件として、当該認定は、効力を失う。当該認定は、(i)の規定に従うことを条件として、公に入手可能なものとする。
- (g) 原産地規則を変更し又は新たな原産地規則を導入する場合には、自国の法令が適用されるときを除くほか、当該原産地規則の変更又は新たな原産地規則について通知（その意味は自国の法令による。）を行わないこと。
- (h) 原産地の決定に関連してとる行政上のいかなる措置も、この決定を行う当局から独立した司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって当該決定を修正し又は覆すことができるものによって速やかに審査され得ること。
- (i) その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして原産地規則の適用のために提供された情報が関係当局により嚴重に秘密のものとして取り扱われること。関係当局が、その情報を提供した者又は政

府の明示的な同意を得ないで、その情報の内容を開示しないこと。ただし、司法手続において情報の開示が要求される場合は、この限りでない。

第三部 通報、検討、協議及び紛争解決の手続に関する制度

第四条 機関

- 1 この協定により、各加盟国の代表で構成する原産地規則に関する委員会（この協定において「委員会」という。）を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、第一部から第四部までの規定の実施又はこれらの部に定める目的の達成に関連する事項について協議する機会を加盟国に与えるため必要に依り（少なくとも一年一回）会合し、この協定に基づく任務又は物品の貿易に関する理事会により与えられた任務を遂行する。委員会は、適当な場合には、2に規定する技術委員会に対し、この協定に関連する事項に関する情報及び助言を要請する。委員会は、また、技術委員会に対し、この協定の目的の達成のために適当と認めるその他の作業を要請することができる。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

- 2 附属書Iに定めるところにより、関税協力理事会の主催する原産地規則に関する技術委員会（この協定において「技術委員会」という。）を設置する。技術委員会は、第四部及び附属書Iに定める技術的作業を実施する。技術委員会は、適当な場合には、委員会に対し、この協定に関連する事項に関する情報及び助言を要請する。技術委員会は、また、委員会に対し、この協定の目的の達成のために適当と認めるその他の作業を要請することができる。関税協力理事会事務局は、技術委員会の事務局として行動する。

第五条 原産地規則の変更又は新たな原産地規則の導入のための情報及び手続

- 1 加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生じた日の後九十日以内に、同協定が自国について効力を生じた日に有効な自国の原産地規則並びに原産地規則に関連する司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を事務局に提出する。加盟国は、過失により原産地規則を提出しなかった場合には、その事実が判明した後直ちに当該原産地規則を提出する。事務局が受領した情報であって提供し得るものの一覧表は、事務局が加盟国に送付する。

- 2 第二条に規定する経過期間中に原産地規則（この条の規定の適用上、事務局に提出されていないものを含め、1に規定されたすべての原産地規則を含む。）を変更し（軽微な変更を除く。）又は新たな原産地規則を導入する加盟国は、その意図を、利害関係を有する者が知ることできるように、変更された又は新たな原産地規則の効力発生の少なくとも六十日前に公告する。ただし、当該加盟国について例外的な状況が生じ又は生ずるおそれがある場合は、この限りでない。このような例外的な場合において、当該加盟国は、当該変更された又は新たな原産地規則を可能な限り速やかに公表する。

第六条 検討

- 1 委員会は、この協定の目的を考慮に入れて、毎年第二部及び第三部の規定の実施及び運用について検討

する。委員会は、その検討の対象となつた期間における進展について物品の貿易に関する理事会に毎年通報する。

2 委員会は、第一部から第三部までの規定を検討し、及び必要に応じて、規則の調和のための作業計画の結果を反映させるための改正を提案する。

3 委員会は、技術委員会と協力の上、第九条に定める目的及び原則を考慮して、規則の調和のための作業計画の結果を検討し及びその改正を提案するための仕組みを設ける。この仕組みは、技術の変化の影響を受けた新たな生産工程を考慮するため、原産地規則を一層機能的なものとし又は最新のものとすることが必要な場合をも対象とすることができる。

第七条 協議

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十一条の規定は、この協定について準用する。

第八条 紛争解決

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十三条の規定は、この協定について準用する。

第四部 原産地規則の調和

第九条

目的及び原則

1 閣僚会議は、原産地規則を調和させること及び特に世界貿易の運営に一層の確実性を与えることを目的として、閣僚協力理事会との連携により、次の原則に基づき2に定める作業計画を実施する。

(a) 原産地規則が第一条に定めるすべての目的のために平等に適用されるべきであること。

(b) 原産地規則には、特定の物品の原産地であると決定される国は、当該物品が完全に生産された国又は、当該物品の生産に二以上の国が関与している場合には、最後の実質的な変更が行われた国のいずれかとするべきであること。

(c) 原産地規則が客観的な、理解し易く、かつ、予見可能性のあるものであるべきであること。

(d) 原産地規則を、関連する措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いるべきではないこと。原産地規則自体が国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるような結果をもたらすものであってはならないこと。原産国を決定するための前提として、原産地規則が不当に厳格な要件を課するものであってはならないこと及び製造又は加工に関連のない一定の条件を満たすことを要求するものであってはならないこと。ただし、従価比率に係る基準の適用上、製造又は加工に直接関連のない費用を含めることができる。

(e) 原産地規則が一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用し得るものであるべきであること。

(f) 原産地規則が整合性のあるものであるべきであること。

(g) 原産地規則が積極的な基準に基づくべきであること。消極的な基準は、積極的な基準を明確にするために用いることができる。

作業計画

2(a) 作業計画は、世界貿易機関協定の効力発生の後できるだけ速やかに開始することとし、その開始後三年以内に完了するものとする。

(b) 第四条に規定する委員会及び技術委員会は、この作業を実施するための適当な機関とする。

(c) 委員会は、閣僚協力理事会による詳細な資料の提供が行われるようにするため、1に掲げる原則に基づき次の作業から生ずる解釈及び意見を提供しよう技術委員会に要請する。これらの作業については、規則の調和のための作業計画を適時に完了することを確保するため、統一システム品目表の種々の類又は部によって表示される産品部門ごとに実施する。

(i) 一の国において完全に生産された物品及び軽微な作業又は加工

技術委員会は、次の事項について調和のとれた定義を作成する。

一の国において完全に生産された物品。このような物品について定義を作成する作業は、可能な限り具体的なものとする。

軽微な作業又は加工(ある物品に対しそれ自体では当該物品の原産地を決定しないもの)

この(i)の規定に基づく作業の結果については、委員会からの要請を受けた後三箇月以内に委員会に提出する。

(ii) 実質的な変更(関税分類の変更)

技術委員会は、実質的な変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって、統一システム品目表の号又は項の変更を用いること及び、適当な場合には、実質的な変更基準を満たす統一システム品目表における最小限の変更について検討し、及び詳細に定める。

技術委員会は、この(ii)の規定に基づく作業の結果を少なくとも四半期ごとに委員会に提出するため、統一システム品目表の類又は部を考慮しつつ、産品に従って当該作業を割り当てる。技術委員会は、委員会からの要請を受けた後一年三箇月以内に当該作業を完了する。

(iii) 実質的な変更(補足的な基準)

統一システム品目表を用いることのみによっては実質的な変更を明確に定めることができない場合には、技術委員会は、各産品部門又は個々の産品の部類について(ii)の作業を行った後、次のことを行う。

実質的変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって従価比率（注1）、製造作業又は加工作業（注2）その他の要件を補足的に又は単独で用いることについて検討し、及び詳細に定めること。

注1 従価比率に係る基準を設ける場合には、従価比率を計算する方法も原産地規則において示す。

注2 製造作業又は加工作業に係る基準を設ける場合には、産品の原産地を決定する製造作業又は加工作業を正確に特定する。

自己の提案について必要に応じ説明を行うこと。

この(四)の規定に基づく作業の結果を少なくとも四半期ごとに委員会に提出するため、統一システム品目表の類又は部を考慮しつつ、産品に従って当該作業を割り当てること。技術委員会は、委員会からの要請を受けた後二年三箇月以内に当該作業を完了する。

委員会の役割

3 1に掲げる原則に基づき、

- (a) 委員会は、技術委員会の解釈及び意見を承認するため2(c)の(i)から(iii)までに定める時間的枠組みに従い、当該解釈及び意見を定期的に検討する。委員会は、技術委員会の作業を精査し若しくは入念なものとし又は新たな方法を作成するよう技術委員会に要請することができる。技術委員会を支援するため、委員会は、追加的な作業を要請する理由を提示し、及び適当な場合には代替りの方法を提案すべきである。
- (b) 委員会は、2(c)の(i)から(iii)までに規定するすべての作業が完了した後、その結果を全体の整合性の観点から検討する。

規則の調和のための作業計画の結果及びその後の作業

- 4 閣僚会議は、この協定の不可分の一部として、規則の調和のための作業計画の結果を附属書に定める（注）。閣僚会議は、この附属書の効力発生のための時間的枠組みを定める。

注 閣僚会議は、閣僚分組に関連する紛争解決に関する取決めの行うことについて同時に検討する。

附属書 I 原産地規則に関する技術委員会

任務

1 技術委員会は、次の通常の任務を有する。

- (a) 技術委員会の構成国の要請に応じ、加盟国の原産地規則の日々の運用に起因する特定の技術的事項を検討し、及び提示された事実関係を考慮に入れた問題の適切な解決についての勧告的意見を述べることを。

- (b) 物品の原産地の決定に関する問題につき、加盟国又は委員会の要請する情報及び助言を提供すること。

- (c) この協定の運用に関する技術的側面についての定期的な報告を作成し、及び配布すること。

- (d) 第二部及び第三部の規定の実施及び運用に関する技術的側面を毎年検討すること。

- 2 技術委員会は、委員会が要請するその他の任務を遂行する。

- 3 技術委員会は、特定の事項、特に加盟国又は委員会により付託された事項に関する作業を適切な期間内に完了するよう努める。

代表

- 4 各加盟国は、技術委員会に代表を出す権利を有する。各加盟国は、技術委員会における自国の代表として、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を指名することができる。技術委員会に代表を出した加盟国は、以下、技術委員会の「構成国」という。技術委員会の構成国の代表は、技術委員会の会合において顧問を同席させることができる。世界貿易機関事務局は、オブザーバーの資格で会合に出席することができる。

- 5 閣僚協力理事会の構成国であつて世界貿易機関の加盟国でない国は、技術委員会の会合に一人の代表及び二人又は二人以上の代表代理を出すことができる。これらの代表及び代表代理は、技術委員会の会合にオブザーバーとして出席する。

- 6 閣僚協力理事会の事務総局長（この附属書において「事務総局長」という。）は、技術委員会の議長の承認を得て、世界貿易機関の加盟国でなく閣僚協力理事会の構成国でもない国の代表及び貿易に関する政府間機関の代表に対し、オブザーバーとして技術委員会の会合に出席するよう招請することができる。

- 7 技術委員会の会合に対する代表、代表代理及び顧問の指名については、事務総局長に通報する。

- 8 技術委員会は、必要に応じ（少なくとも毎年一回）会合する。

手続

- 9 技術委員会は、議長を選出するものとし、その手続を定める。

附属書 II 特惠に係る原産地規則に関する共同宣言

- 1 加盟国は、一部の加盟国が非特惠に係る原産地規則と別個の特惠に係る原産地規則を適用していることを認め、ここに次のとおり合意する。

- 2 この共同宣言の適用上、「特惠に係る原産地規則」とは、千九百九十四年のガット第一条一の規定の適用

を受けない特恵関税を供与するための自律的な又は合意に基づく貿易制度の下で、物品が特恵的な待遇を受けるための適格性の有無を決定するため加盟国が適用する法令及び一般に適用される行政上の決定をいう。

3 加盟国は、次のことを確保することを合意する。

- (a) 一般に適用される行政上の決定を行う場合において、満たされるべき要件を明確に定めること。特に、(i) 関税上の分類の変更に係る基準を適用するときは、特恵に係るそのような原産地規則及びその例外の対象となる関税品目表の号又は項を明確に特定すること。
 - (ii) 従価比率に係る基準を適用するときは、従価比率を計算する方法も特恵に係る原産地規則において示すこと。
 - (iii) 製造作業又は加工作業に係る基準を定めるときは、特恵に係る原産地を決定する製造作業又は加工作業を正確に特定すること。
 - (b) 特恵に係る原産地規則が積極的な基準に基づくこと。特恵に係る原産地とならない場合を示す特恵に係る原産地規則(消極的な基準)は、積極的な基準の明確化の一部として又は積極的な基準による特恵に係る原産地の決定が必要でない個別の事例において許可される。
 - (c) 特恵に係る原産地規則に関連する自国の法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を千九百九十四年のガット第十条1の規定の対象となる法令及び決定と同様に公表すること。
 - (d) 必要なすべての情報が提出されている場合には、輸出者、輸入者又は正当な事由を有するいずれかの者の要請により、物品について付与することとなる特恵に係る原産地の認定をできる限り速やかに、遅くとも当該認定の要請の後百五十日(き)以内に行うこと。当該認定の要請については、当該物品の貿易が開始される前に受理することとするが、その後のいずれの時点においても受理することができる。当該認定を行う基礎となった事実及び条件(特恵に係る原産地規則を含む)が引き続き同様である場合には、当該認定は、三年間有効とする。ただし、(i)に規定する審査において当該認定に反する決定が行われた場合には、関係当事者が事前に通知されることを条件として、当該認定は、効力を失う。当該認定は、(ii)の規定に従うことを条件として、公に入手可能なものとする。
- 注 世界貿易機関協定の効力発生の日から一年間に行われた要請については、加盟国は、その要請に関する認定をできる限り速やかに行うことが要求される。
- (e) 特恵に係る原産地規則を変更し又は特恵に係る新たな原産地規則を導入する場合には、自国の法令が適用されるときを除くほか、当該特恵に係る原産地規則の変更又は特恵に係る新たな原産地規則について通知(その意味は自国の法令による。)を行わないこと。
 - (f) 特恵に係る原産地の決定に関連して行政上のいかなる措置も、この決定を行う当局から独立した

司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって当該決定を修正し又は覆すことができるものによって速やかに審査され得ること。

(ii) その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして特恵に係る原産地規則の適用のために提供された情報が関係当局により嚴重に秘密のものとして取り扱われること。関係当局が、その情報を提供した者又は政府の明示的な同意を得ないで、その情報の内容を開示しないこと。ただし、司法手続において情報の開示が要求される場合は、この限りでない。

4 加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生じた日に有効な特恵に係る自国の原産地規則(自国が適用する特恵的な取極、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定であって当該特恵に係る原産地規則に関連するものの一覽表を含む。)を事務局に対し速やかに提出することを合意する。更に、加盟国は、特恵に係る自国の原産地規則の変更又は特恵に係る新たな原産地規則をできる限り速やかに事務局に送付することを合意する。事務局が受領した情報であって提供し得るものの一覽表は、事務局が加盟国に送付する。

輸入許可手続に関する協定

加盟国は、

多角的貿易交渉に考慮を払い、

千九百九十四年のガットの目的を達成することを希望し、

開発途上加盟国の貿易上、開発上及び資金上の特別のニーズに留意し、

自動輸入許可は一定の目的のために有用であること及び自動輸入許可が貿易を制限するために用いられるべきでないことを認め、

千九百九十四年のガットの関連規定によりとられた措置等を実施するために輸入許可を用いることができることを認め、

輸入許可手続に適用される千九百九十四年のガットの規定を認め、

輸入許可手続が千九百九十四年のガットの原則及び義務に反する方法で用いられないことを確保することを希望し、

輸入許可手続の運用が適当でないことが国際貿易の流れを妨げるものがあることを認め、

輸入許可手続、特に非自動輸入許可の手続が透明かつ予見可能な方法で運用されるべきであることを確信し、

非自動輸入許可の手続が関連措置を実施するために絶対に必要とされる限度を超えて事務的に負担となる

べきでないことを認め、

国際貿易における行政上の手続及び慣行を簡易にし、かつ、透明なものにすること並びにこれらの手続及び慣行の公正かつ衡平な実施及び運用を確保することを希望し、協議のための機構を定めること及びこの協定の下で生ずる紛争の迅速、効果的かつ衡平な解決について定めることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 一般規定

1 この協定の適用上、「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であつて、輸入加盟国の関税地域への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く）を提出することを要求するもの（注）をいう。

注 「許可手続」その他これに類する行政上の手続

2 加盟国は、輸入許可制度を実施するための行政上の手続の運用が適当でないことから生ずることのある貿易阻害を防止するため、開発途上加盟国の経済開発上の目的並びに資金上及び貿易上のニーズを念頭に置きつつ、これらの手続がこの協定によって解釈される千九百九十四年のガット（附属書及び議定書を含む）の関連規定に適合することを確保する（注）。

注 この協定のいかなる規定も、輸入許可手続により実施される措置の根拠、適用対象又は運用期間がこの協定の下で問題とされることを意味するものとは解してはならない。

3 輸入許可手続に関する規則は、公平に適用され、かつ、公正かつ衡平な方法で運用されるものとする。

4 (a) 申請書の提出のための手続に関する規則及び情報（申請をする個人、企業及び団体の資格を含む）、申請者が赴くべき行政機関並びに輸入許可の対象とされる商品の表は、第四条の規定に基づいて設置される輸入許可に関する委員会（この協定において「委員会」という。）に通報された刊行物において政府（注）及び貿易業者がこれらを知ることができるような方法で公表する。この公表は、実行可能な限り申請書の受理が開始される日の二十一日前に行うものとし、いかなる場合にも当該開始される日以前に行う。輸入許可手続に関する規則及び輸入許可の対象とされる商品の表についての例外、特別の取扱い及び変更の公表についても同様とする。更に、公表のための刊行物は、事務局が利用することができるようにしておく。

注 この協定の適用上、「政府」には、欧州共同体の権限のある当局を含むものとする。

(b) 書面による意見の提出を希望する加盟国は、要請することにより、その意見について討議する機会を与えられる。関係加盟国は、その意見及び討議の結果に妥当な考慮を払う。

5 申請書及び更新のための文書（適用がある場合）の様式は、可能な限り簡便なものではないなければならない。

輸入許可制度が適正に機能するために真に必要と認められる書類及び情報は、申請の際に要求されることがある。

6 申請及び更新（適用がある場合）の手続は、可能な限り簡便なものではない。申請者は、申請のための適当な期間を与えられる。申請の締切日が設けられる場合には、その期間は、二十一日以上とし、かつ、その期間内に十分な数の申請が受理されなかったときは延長し得るものとすべきである。申請者は、一の申請について、一の行政機関にのみ赴けば足りるものとする。申請者が一の申請について二以上の行政機関に赴くことが真に不可欠である場合にも、四以上の行政機関に赴く必要があつてはならない。

7 いかなる申請も、申請書の基本的な記載内容を変更することとはならない。軽微な書類上の誤りを理由として却下されることはない。書類上又は手続上の脱漏又は誤りであっても不正な意図又は甚だしい怠慢によるものでないことが明らかなるものに対する罰は、単なる警告に相当するものを超えるものであつてはならない。

8 輸入許可を受けた輸入貨物は、運送中に生ずる差異、ばらばらに伴つて生ずる差異その他の通常の商慣行において許容される差異により、その価額、数量又は重量が当該輸入許可に係る価額、数量又は重量とわずかに相違していることを理由として、拒否されることはない。

9 輸入許可を受けた輸入貨物の代金の支払に必要な外国為替については、当該輸入許可を受けた者が輸入許可を要しない貨物の輸入者と同様の条件で入手することができるようにしなければならない。

10 安全保障のための例外については、千九百九十四年のガット第二十一条の規定を準用する。

11 この協定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

第二条 自動輸入許可（注）

注 担保が要求される輸入許可手続であつて輸入に対する制限的效果を有しないものについては、この条の規定を適用する。

1 「自動輸入許可」とは、申請に対する承認がすべての場合に与えられる輸入許可であつて、かつ、2 (a) に定める要件を満たすものをいう。

2 自動輸入許可の手続については、前条及び1の規定のほか、次の(a)及び(b)の規定（注）を適用する。

注 千九百七十九年の輸入許可手続に関する協定の締結国以外の開発途上加盟国であつて(a)及び(b)に定める要件を満たすことが困難であるものは、委員会に通告することにより、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日から二年を超えない期間、(a)の(i)及び(ii)の規定の適用を延期することができる。

(a) 自動輸入許可の手続は、自動輸入許可の対象とされる輸入に対して制限的效果を有することとなるよ

うな方法で運用してはならない。自動輸入許可の手続は、特に(i)から(ii)までに定める要件が満たされない場合には、貿易制限的な効果を有するものとみなす。

(i) 自動輸入許可の対象とされる産品に係る輸入業務に従事するために必要な輸入加盟国における法的要件を満たしている個人、企業及び団体が、自動輸入許可の申請及び取得についてひとしく資格を有すること。

(ii) 自動輸入許可の申請書を、貨物の通関前のいずれの執務日においても提出することができること。

(iii) 自動輸入許可の申請書が、適当な様式により、かつ、完全に記載された上提出された場合には、受理の後行政上可能な限り速やかに、かつ、遅くとも十執務日以内に承認されること。

(b) 加盟国は、他の適当な手続を用いることができない場合においては自動輸入許可の手続が必要となることのあることを認める。自動輸入許可の手続は、その導入を必要とした事情が存続する間、及びその背景にある行政上の目的をより適当な方法によって達成することができない間、維持することができる。

第三条 非自動輸入許可

1 非自動輸入許可の手続については、第一条の規定のほか、次の規定を適用する。「非自動輸入許可」とは、前条1に定める自動輸入許可以外の輸入許可をいう。

2 非自動輸入許可は、輸入制限を課することによって生ずる貿易制限的又は貿易阻害的な効果に加えて、輸入に対する貿易制限的又は貿易阻害的な効果を有するものであってはならない。非自動輸入許可の手続は、適用対象及び適用期間について、その手続によって実施される措置に見合ったものでなければならず、また、当該措置を実施するために絶対に必要とされる限度を超えて事務的に負担となつてはならない。

3 輸入許可手続が数量制限の実施以外のことを目的とする場合には、加盟国は、他の加盟国及び貿易業者が輸入許可の付与又は分配の条件を知ることができるように十分な情報を公表する。

4 加盟国は、個人、企業又は団体が輸入許可手続に係る例外又は特別の取扱いを要請することを可能とする場合には、その事実を当該要請の方法に関する情報及び、可能な限りにおいて、当該要請が検討されることとなる状況の記述とともに第一条4の規定に従つて公表する情報に含める。

5 (a) 加盟国は、特定の産品の貿易について利害関係を有するいずれかの加盟国の要請があつた場合には、次の事項に関するすべての情報を提供する。

- (i) 輸入制限の実施
- (ii) 最近の期間に係る与えられた輸入許可
- (iii) (ii)の輸入許可の供給期間における分配
- (iv) 実行可能なときは、輸入許可の対象とされる産品についての輸入統計(価額又は数量による統計)。

開業途上加盟国は、このために、追加的な行政上又は資金上の負担を求められない。

(b) 輸入許可によつて割当てを実施している加盟国は、第一条4に定める期間内に、かつ、政府及び貿易業者が知ることができるような方法で、割当ての総数量又は総価額、割当ての開始日及び締切日並びにこれらについての変更を公表する。

(c) 輸入制限を実施している加盟国は、割当てを供給期間に配分する場合には、対象となつていない産品の供給について利害関係を有する他のすべての加盟国に対し、その時における割当ての各供給国への配分に係る数量又は価額を速やかに通報するものとし、また、この情報を第一条4に定める期間内に、かつ、政府及び貿易業者が知ることができるような方法で公表する。

(d) 割当てを早急に開始する必要がある場合には、第一条4に規定する情報は、同条4に定める期間内に、かつ、政府及び貿易業者が知ることができるような方法で公表すべきである。

(e) 輸入加盟国における法的及び行政上の要件を満たしている個人、企業又は団体は、輸入許可の申請及び審査についてひとしく資格を有する。申請者は、輸入許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、輸入国の法令又は手続により異議を申し立て又は審査を請求する権利を有する。

(f) 申請の処理に要する期間は、加盟国にとつてやむを得ない理由により不可能である場合を除くほか、申請を先着順に処理する場合には三十日以内でなければならず、また、すべての申請を同時に処理する場合には六十日以内でなければならぬ。後者の場合には、申請の処理に要する期間は、公表された申請期間の最終日の翌日から開始する。

(g) 輸入許可の有効期間は、合理的な期間でなければならず、輸入が行われることを妨げるような短い期間であつてはならない。輸入許可の有効期間は、予見できない一時的な要求を満たすために輸入が必要とされる特別の場合を除くほか、連隔地からの輸入が行われることを妨げるものであってはならない。

(h) 加盟国は、割当てを実施する場合には、与えられた輸入許可により輸入が行われることを妨げてはならず、また、割当ての完全な消化を阻害してはならない。

(i) 加盟国は、輸入許可を与える場合には、経済的に有意の量の産品について輸入許可を与えることが望ましいことを考慮に入れる。

(j) 加盟国は、輸入許可の分配に当たり、申請者の輸入実績を考慮すべきである。このことに関連し、過去に申請者に与えられた輸入許可が最近の代表的な期間において完全に消化されているかいないかを考慮すべきである。加盟国は、輸入許可が完全に消化されていない場合には、その理由を検討し、新規の輸入許可の分配に当たり、その理由を考慮に入れる。経済的に有意の量の産品について輸入許可を与えることが望ましいことを念頭に置きつつ、輸入許可の適当な分配を新規の輸入者に対して確保すること

についても考慮を払う。このことに関連し、開発途上加盟国、特に、後発開発途上加盟国の原産に係る産品を輸入する者に対しては、特別の考慮を払うべきである。

(d) 輸入許可によって実施される割当てが供給国間に配分されない場合には、輸入許可を受けた者（金）は、輸入する産品の供給国を選択することができるものとする。割当てが供給国間に配分される場合には、輸入許可は、供給国を指定して与える。

注「割当てを受けた者」という場合もある。

(1) 第一条8の規定の適用において、輸入の量又は価額が輸入許可に係る量又は価額を超えた場合には、将来の輸入許可の分配においてその超えた分に見合った調整を行うことができる。

第四条 機関

各加盟国の代表で構成する輸入許可に関する委員会をこの協定により設置する。委員会は、議長及び副議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与えるため、必要に応じて会合する。

第五条 通報

1 加盟国は、輸入許可手続を新設し又は変更する場合には、その公表の後六十日以内に委員会に通報する。

2 輸入許可手続の新設の通報には、次の情報を含める。

- (a) 輸入許可手続の対象とされる産品の表
- (b) 資格に関する情報を得るための窓口
- (c) 申請書の提出先である行政機関
- (d) 輸入許可手続を公表する刊行物の日付及び名称
- (e) 輸入許可手続が第二条に定める自動輸入許可又は第三条に定める非自動輸入許可のいずれに係るものであるか
- (f) 自動輸入許可の手続の場合には、その行政上の目的
- (g) 非自動輸入許可の手続の場合には、その手続により実施される措置
- (h) ある程度の確度をもって推定することができる場合には、輸入許可手続の予想される適用期間。推定することができる場合場合には、当該適用期間についての情報が提供されない理由

3 輸入許可手続の変更の通報には、2に掲げる事項のうち変更の生ずるものを示す。

4 加盟国は、委員会に対し、第一条4の規定により要求される情報が公表されることとなる刊行物を通報する。

5 利害関係を有するいずれの加盟国も、他の加盟国が輸入許可手続の新設又は変更を1から3までの規定に従って通報していないと認める場合には、当該他の加盟国の注意を喚起することができる。その後速や

かに通報が行われなかった場合には、当該利害関係を有する加盟国は、当該輸入許可手続の新設又は変更（すべての利用可能な関連情報を含む）を通報することができる。

第六条 協議及び紛争解決

この協定の実施に影響を及ぼす問題に関する協議及び紛争解決については、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の例によるものとする。

第七条 検討

1 委員会は、この協定の目的、権利及び義務を考慮に入れて、必要に応じ、少なくとも二年に一回、この協定の実施及び運用について検討する。

2 事務局は、委員会の検討の基礎とするため、第五条の規定により提供される情報、輸入許可手続に関する年次質問書（金）への回答その他委員会が利用可能な信頼し得る関連情報に基づき事実関係についての報告書を作成する。この報告書には、これらの情報（特に検討の対象となった期間中における変更又は進展を示すもの）その他委員会が合意する情報の概要を含める。

注 当初は千九百七十一年三月二十三日付けの千九百四十七年のガット文書（文書番号L1351）として配布されたもの。

3 加盟国は、輸入許可手続に関する年次質問書に速やかにかつ十分に回答することを約束する。

4 委員会は、検討の対象となった期間における進展について物品の貿易に関する理事会に通報する。

第八条 最終規定

留保

1 この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

国内法令

2 (a) 各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続をこの協定に適合したものとするのを確保する。

(b) 各加盟国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

補助金及び相殺措置に関する協定

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一部 一般規定

第一条 補助金の定義

1.1 この協定の適用上、次の(a)の(1)又は(2)のいずれか及び(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。

(a) (1) 加盟国の領域における政府又は公的機関(この協定において「政府」という。)が資金面で貢献していること。すなわち、

(i) 政府が資金の直接的な移転を伴う措置(例えば、贈与、貸付け及び出資)、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置(例えば、債務保証)をとること。

(ii) 政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと(例えば、税額控除等の財政による奨励)。(注)

注 千九百九十四年のガット第十六条(第十六条の注釈及び補足規定)及びこの協定の附屬書Iから附屬書IIIまでの規定に基づき、いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同様の産品に課される関税若しくは内国税を免除されること又はこれらの関税若しくは内国税が課されたときにその額を越えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない。

(b) 政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること。

(c) 政府が資金調達機関に支払を行うこと、又は政府が民間団体に対し、通常政府に属する任務であつて(1)から(4)までに規定するものの若しくは「以上を遂行すること若しくは政府が通常とする措置と実質上真ならぬもの」とをとることを委託し若しくは指示すること。

(2) 千九百九十四年のガット第十六条に規定する何らかの形式による所得又は価格の支持があること。

(b) (a)の(1)又は(2)の措置によって利益がもたらされること。

1.2 1.1に規定する補助金は、次条の規定に基づいて特定性を有する場合に限り、第二部の規定又は第三部若しくは第五部の規定の適用を受ける。

第二条 特定性

2.1 1.1に規定する補助金が当該補助金を交付する当局(この協定において「交付当局」という。)の管轄の下にある一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団(この協定において「特定企業」という。)について特定性を有するか有しないかを決定するため、次の原則を適用する。

(a) 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有するものとする。

(b) 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付を受ける資格及び補助金の額を規律する客観的な基準又は条件(注2)を定めている場合には、特定性は、存在しないものとする。ただし、当該資格が自動的に付与されるものであり、かつ、当該基準及び条件が厳格に遵守されていることを条件とする。当

該基準又は条件については、確認することができるように、法令その他の公文書に明確に定めなければならない。

注 この協定に規定する「客観的な基準又は条件」とは、中立的であり、特定企業を他のものよりも有利に扱うものではなく、本質的に経済に係るものであり、かつ、一律に適用される基準又は条件(例えば、被用者の数又は企業規模)をいう。

(c) (a)及び(b)に定める原則の適用の結果として特定性が存在しないと認められるにもかかわらず、補助金を実際には特定性を有するものである可能性があると信ずる理由がある場合には、他の要因を考慮することができる。この要因とは、限定された数の特定企業による補助金制度の利用、特定企業による補助金制度の支配的な利用、特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付及び補助金の交付を決定するに当たって交付当局が裁量的な方法をとっていること(注3)をいう。この(c)の規定の適用に当たっては、交付当局の管轄の下にある経済活動の多様性の程度及び補助金制度を適用している期間の長さ等を考慮する。

注 この点に関し、特に、補助金の申請が拒否され又は承認される頻度及びそのような決定の理由に関する情報を考慮する。

2.2 交付当局の管轄の下にある地理的に指定された地域内にある特定企業のみに交付される補助金は、特定性を有するものとする。この協定の適用上、権限を有するすべての段階の政府が行う一般的に適用される税率の決定又は変更は、特定性を有する補助金とはみなさないと了解する。

2.3 次条の規定に該当する補助金は、特定性を有するものとみなす。

2.4 この条に規定する特定性については、実証的な証拠に基づく明確な裏付けによって決定する。

第三部 禁止される補助金

第三条 禁止

3.1 農業に関する協定に定める場合を除くは、第一条に規定する補助金のうち次のものについては、禁止する。

(a) 法令上又は事実上(注1)輸出が行われることに基いて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない)交付される補助金(附屬書Iに掲げるものを除く(注2))

注1 補助金の交付が法的には輸出が行われることに基いたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、この3.1に規定する輸出補助金とはみなされることはない。

注2 輸出補助金には当たらないものとして附屬書Iに規定する措置は、この条の規定又はこの協定の他のいかなる

規定によっても禁止されない。

(b) 輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて(唯一の条件としてであるか)以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。交付される補助金

3.2 加盟国は、3.1に規定する補助金を交付し又は維持してはならない。

第四条 救済措置

4.1 加盟国は、他の加盟国が禁止される補助金を交付し又は維持していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他の加盟国に対し協議を要請することができる。

4.2 4.1の規定に基づく協議の要請には、禁止される補助金の存在及び性格についての入手可能な証拠を付する。

4.3 関係する補助金を交付し又は維持しているとされた加盟国は、4.1の規定に基づく協議の要請を受けた場合には、できる限り速やかに協議に応ずる。協議は、事実関係を明らかにすること及び相互に合意する解決を得ることを目的とする。

4.4 協議の要請から三十日(送)以内に相互に合意する解決が得られなかった場合には、協議の当事者である加盟国は、小委員会を直ちに設置するため、問題を紛争解決機関に付託することができる。もっとも、同機関が小委員会を設置しないことをコンセンサス方式によって決定する場合には、小委員会は、設置されない。

注 この条に定める期間は、合意によって延長することができる。

4.5 小委員会は、設置された場合には、関係する措置が禁止される補助金であるか否かの問題に関し、常設専門家部会(注)の援助を要請することができる。同部会は、その要請を受けた場合には、当該措置の存在及び性格についての証拠を直ちに検討するものとし、また、当該措置をとり又は維持している加盟国に対し、当該措置が禁止される補助金ではないことを立証する機会を与える。同部会は、小委員会が決定する期限内に小委員会に結論を報告する。小委員会は、当該措置が禁止される補助金であるか否かの問題に関する同部会の結論を修正することなく受諾する。

注 第二十四条の規定に基づいて設置する。

4.6 小委員会は、紛争当事国に最終的な報告を送付する。当該報告については、小委員会の構成及び付託事項の確定の日から九十日以内にすべての加盟国に送付する。

4.7 関係する措置が禁止される補助金であると認められる場合には、小委員会は、補助金を交付している加盟国に対し、当該補助金を速滞なく廃止するよう勧告する。この点に関し、小委員会は、当該措置を廃止しなければならぬ期限をその勧告において特定する。

4.8 小委員会の報告は、すべての加盟国への送付から三十日以内に、紛争解決機関によって採択される。た

だし、一の紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を同機関に正式に通報し又は同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

4.9 小委員会の報告について申立てがされた場合には、上級委員会は、紛争当事国が当該申立ての意思を正式に通報した日から三十日以内に決定を行う。上級委員会は、三十日以内に報告を作成することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。この期間は、いかなる場合にも、六十日を超えてはならない。同機関は、上級委員会の報告を、加盟国への送付の後二十日以内に採択し、紛争当事国は、これを無条件で受諾する。ただし、同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注 紛争解決機関の委員会がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

4.10 小委員会が定めた期限(小委員会又は上級委員会の報告の採択の日から起算する。)内に紛争解決機関の勧告が実施されない場合には、同機関は、申立てをした加盟国(この協定において「申立加盟国」という。)に対し、適当な対抗措置をとることを承認する(注)。ただし、同機関が対抗措置に係る申請を却下することをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注 この4.10の規定は、この条に規定する補助金が禁止されているという事実を照らして均衡を失う対抗措置を認めることを意味するものではない。

4.11 紛争当事国が紛争解決了解第二十二(条)に規定する仲裁を要請する場合には、仲裁人は、対抗措置が適当であるか否かを決定する。(注)

注 この4.11の規定は、この条に規定する補助金が禁止されているという事実を照らして均衡を失う対抗措置を認めることを意味するものではない。

4.12 この条の規定に従って紛争を処理するに当たっては、紛争解決了解に従って紛争処理のために適用される期間については、この条に特に定める期間を除くほか、同了解に定める期間の半分の期間とする。

第三部 相殺措置の対象となる補助金

第五条 悪影響

加盟国は、11及び12に規定する補助金によって、他の加盟国の利益に次のいずれの悪影響も及ぼすべきではない。

(a) 他の加盟国の国内産業に対する損害(注)

注 「国内産業に対する損害」の語は、第五節におけるものと同一の意味で用いる。

(b) 他の加盟国に対し千九百九十四年のガットに基づいて直接又は間接に与えられた利益、特に、千九百九十四年のガット第二条の規定に基づく譲許の利益の無効化又は侵害(注)

注 この協定において、「無効化又は侵害」の語は、千九百九十四年のガットの関連規定におけるものと同一の意味で用

いるものとし、無効化又は侵害の存在は、当該関連規定の適用に関する慣行に従って認定する。

(c) 他の加盟国の利益に対する著しい害(注)

注 この規定において「他の加盟国の利益に対する著しい害」の語は、千九百九十四年のガット第十六条1におけるものと同一の意味で用い、著しい害のおそれを含む。

この条の規定は、農業に関する協定第十三条に規定する農産品に関して維持される補助金については、適用しない。

第六条 著しい害

6.1 次のいずれかの場合には、前条(c)に規定する著しい害は、存在するものとみなす。

(a) 補助金の総額が産品の価額の五パーセントを超える場合(注1、注2)

注1 産品の価額に対する補助金の総額の割合は、附属書IVの規定に従って算定する。

注2 民間航空機は、多数国間の特定の規律に服すると見込まれるので、この(a)に定める基準は、民間航空機については、適用しない。

(b) 補助金がいずれかの産業の営業上の損失を補てんするものである場合

(c) 補助金がいずれかの企業の営業上の損失を補てんするものである場合。ただし、当該企業について繰り返されることのない一回限りの措置であって、長期的な解決を図るための時間を与え、かつ、深刻な社会的問題を避けるためにのみとるものを除く。

(d) 債務の直接的な免除(注)、すなわち、政府に対して負っている債務を免除する場合及び債務の返済を補てんする贈与を行う場合

注 加盟国は、民間航空機の製造に対するロイヤルティに係る融資は、実際の融資の水準が予想される販売の水準を下回るために全額返済されない場合には、それ自体、この(a)に定める著しい害を構成するものではないことを認めらる。

6.2 6.1の規定にかかわらず、補助金を交付している加盟国が、当該補助金が6.1に規定する影響のいかなるものもたらさなかったことを立証する場合には、著しい害は、存在するとは認めない。

6.3 前条(c)に規定する著しい害は、次に規定するもののうち一又は二以上に該当する場合には、生ずることがある。

(a) 補助金の効果が、補助金を交付している加盟国の市場への他の加盟国からの同種の産品の輸入を代替し又はその輸入を妨げるものであること。

(b) 補助金の効果が、第三国市場において他の加盟国の同種の産品の輸出を代替し又はその輸出を妨げるものであること。

(c) 補助金の効果が、補助金の交付を受けた産品の価格を同一の市場における他の加盟国の同種の産品の

価格よりも著しく下回らせるものであること又は同一の市場における価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ若しくは販売を著しく減少させるものであること。

(d) 補助金の効果が、当該補助金の交付を受けた特定の一次産品(注)について、当該補助金を交付している国の世界市場における占拠率を当該国が過去三年間に有していた平均的な占拠率よりも増加させるものであり、かつ、その増加が、補助金が交付された期間を通じて一貫したものであること。

注 ただし、多数国間で合意された他の特定の規律が当該産品の貿易に適用される場合は、この限りでない。

6.4 6.3(b)の規定の適用上、輸出を代替すること又は妨げることには、6.1に規定する場合を除くものとし、(i) かるべき代表的な期間であって、関係産品の市場の拡大の傾向を明確に立証するために十分な期間(この期間は、通常の場合には、少なくとも一年とする。)を通じて(ii) 相対的な市場占拠率の変化が補助金の交付を受けていない同種の産品にとって不利となるように生じたことが立証される場合を含む。「相対的な市場占拠率の変化」には、(a) 補助金の交付を受けた産品の市場占拠率が減少したこと、(b) 補助金が存在しなかったとしたならば補助金の交付を受けた産品の市場占拠率が減少したであろうという状況において、当該市場占拠率が一定であること及び(c) 補助金の交付を受けた産品の市場占拠率が、補助金が存在しなかったとした場合の市場占拠率の減少の速度よりも速い速度で減少していることを含む。

6.5 6.3(c)の規定の適用上、価格を下回らせることには、補助金の交付を受けた産品の価格と同一の市場に供給される補助金の交付を受けていない同種の産品の価格との比較によって立証される場合を含む。この比較については、商取引の同一の段階で、かつ、同等な時点で行うものとし、価格の比較に影響を及ぼすその他の要因に妥当な考慮を払う。もっとも、このような直接的な比較を行うことができない場合には、価格を下回らせることについては、単位当たりの輸出価額に基づいて立証することができる。

6.6 自国の市場において著しい害が生じたとし立てる加盟国は、附属書V3の規定に従うことを条件として、紛争当事国の市場占拠率の変化及び関係産品の価格について入手することができるすべての関連情報を次条に規定する紛争当事国及び6.4の規定に基づいて設置される小委員会に提供する。

6.7 6.3の規定の適用上、関係する期間中に次のいずれかの状況が存在する(注)場合には、輸出又は輸入を代替し又は妨げることが著しい害をもたらすことはない。

注 特定の状況がこの6.7に規定されているという事実、それ自体、千九百九十四年のガット又はこの協定において、当該特定の状況にかなる法的地位も与えるものではない。これらの状況は、単発的なもの、突発的なものその他重要でないものであってはならない。

(a) 申立加盟国からの同種の産品の輸出又は関係する第三国の市場への申立加盟国からの輸入の禁止又は制限

(b) 関係産品について、貿易を独占し又は国家貿易を実施している輸入国の政府が、非商業的理由により、

申立加盟国からの輸入を他の国からの輸入に転換することを決定すること。

(c) 自然災害、同盟罷業、輸送上の混乱その他の不可抗力であつて、申立加盟国から輸出することができ
る商品の生産、品質、数量又は価格に相当な影響を与えるものが生じていること。

(d) 申立加盟国からの輸出を制限する取決めが存在すること。

(e) 申立加盟国が輸出することができる関係商品の量を自発的に減少させること（特に、申立加盟国の企
業が自主的に当該商品の輸出を新たな市場に割り当てる場合を含む。）。

(f) 輸入国における基準その他の法的な規制を遵守しないこと。

6.8 6.7に規定する状況が存在しない場合には、著しい害の存在については、小委員会に提供された情報又は
小委員会が入手した情報（附属書Vの規定に従つて提供されたものを含む。）に基づいて決定すべきであ
る。

6.9 この条の規定は、農業に関する協定第十三条に規定する農産品に関して維持される補助金については、
適用しない。

第七条 救済措置

7.1 農業に関する協定第十三条に定める場合を除くほか、加盟国は、第一条に規定する補助金であつて他の
加盟国が交付し又は維持するものが自国の国内産業に対する損害、無効化若しくは侵害又は著しい害をも
たらしていると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他の加盟国に対し協議を要請することができ
る。

7.2 7.1の規定に基づく協議の要請には、(a)補助金の存在及び性格についての入手可能な証拠並びに(ii)国内産
業に対する損害、無効化若しくは侵害又は協議を要請する加盟国の利益に対する著しい害（注）についての
入手可能な証拠を付する。

注 要請が6.1に規定する著しい害をもたらすものとみなされる補助金に関する場合には、著しい害についての入手可能
な証拠は、6.1の条件を満たしているかないかについての入手可能な証拠に限定することができる。

7.3 関係する補助金を交付し又は維持していることとされた加盟国は、7.1の規定に基づく協議の要請を受けた場
合には、できる限り速やかに協議に応ずる。協議は、事実関係を明らかにすること及び相互に合意する解
決を得ることを目的とする。

7.4 協議により六十日（注）以内に相互に合意する解決が得られなかった場合には、協議の当事者である加盟
国は、小委員会を設置するため、問題を紛争解決機関に付託することができる。もっとも、同機関が小委
員会を設置しないことをコンセンサス方式によって決定する場合には、小委員会は、設置されない。小委
員会の構成及び付託事項については、小委員会が設置された日から十五日以内に確定する。

注 この条に定める期間は、合意によって延長することができる。

7.5 小委員会は、問題を検討するものとし、紛争当事国に最終的な報告を送付する。当該報告については、
小委員会の構成及び付託事項の確定の日から百二十日以内にすべての加盟国に送付する。

7.6 小委員会の報告は、すべての加盟国への送付から三十日以内に、紛争解決機関によって採択される（注）。
ただし、一の紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を同機関に正式に通報し又は同機関が当該報告を
採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注 紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

7.7 小委員会の報告について申立てがされた場合には、上級委員会は、紛争当事国が当該申立ての意思を正
式に通報した日から六十日以内に決定を行う。上級委員会は、六十日以内に報告を作成することができな
いと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決
機関に通報する。この期間は、いかなる場合にも、九十日を超えてはならない。同機関は、上級委員会の
報告を、加盟国への送付の後二十日以内に採択し（注）、紛争当事国は、これを無条件で受諾する。ただし、
同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注 紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

7.8 補助金が第五条に規定する他の加盟国の利益に対する悪影響をもたらしたと決定する旨の小委員会又は
上級委員会の報告が採択される場合には、当該補助金を交付し又は維持している加盟国は、当該悪影響を
除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する。

7.9 紛争解決機関が小委員会又は上級委員会の報告を採択した日から六箇月以内に加盟国が補助金の悪影響
を除去し又は補助金を廃止するための適当な措置をとらず、かつ、代償についての合意が存在しない場合
には、同機関は、申立加盟国に対し、存在すると決定された悪影響の程度及び性格に応じた対抗措置をと
ることを承認する。ただし、同機関が対抗措置に係る申請を却下することをコンセンサス方式によって決
定する場合は、この限りでない。

7.10 紛争当事国が紛争解決第二十二條に規定する仲裁を要請する場合には、仲裁人は、対抗措置が、
存在すると決定された悪影響の程度及び性格に応じたものであるかないかを決定する。

第四部 相殺措置の対象とならない補助金

第八条 相殺措置の対象とならない補助金の特定

8.1 次の補助金は、相殺措置の対象とならない補助金とみなす。（注）

注 加盟国が種々の目的のための政府による援助を広く提供していること及びこのような援助がこの条に規定する相殺
措置の対象とならない補助金の取扱いの条件を満たすことができないという事実は、それ自体、加盟国が当該援助を提
供することを制限するものではないことを認める。

(a) 第一条に規定する特定性を有しない補助金

(b) 第二条に規定する特定性を有する補助金であつて、82の(a)、(b)又は(c)に定めるいずれかの条件を満たすもの。

82 第三部及び第五部の規定にかかわらず、次の補助金は、相殺措置の対象とならないものとする。

(a) 企業が行う研究活動又は高等教育機関若しくは研究機関が企業との契約に基づいて行う研究活動に対する援助であつて(注1、注2、注3、産業上の研究(注4)に係るものについては当該研究の費用の七十五パーセント以下であり又は競争前の段階の開発活動(注5)に係るものについては当該活動の費用の五十パーセント以下であるもの(注6、注7)。ただし、当該援助の対象が次の事項に限定されていることを条件とする。

注1 民間航空機は、多数国間の特定の規律に服すると見込まれるので、この(a)の規定は、民間航空機については、適用しない。

注2 第二十四条に規定する補助金及び相殺措置に関する委員会(この協定において「委員会」という)は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後十八箇月以内に、この(a)の規定の適用を改善するために必要なあらゆる変更を行うため、同規定の運用について検討する。委員会は、この変更を行う可能性を検討するに当たり、研究計画の運用に関する加盟国の経験及び他の適当な国際機関の活動に照らして、この(a)に規定する定義を慎重に検討する。

注3 この協定は、高等教育機関又は研究機関が独立して行う基礎的な研究活動については、適用しない。「基礎的な研究」とは、工業上又は商業上の目的と関連を有しない科学上及び技術上の一般的な知識の拡大を目的とする研究をいう。

注4 「産業上の研究」とは、新たな産品、工程若しくは役務の開発又は既存の産品、工程若しくは役務の相当な改善に有用となり得る新たな知識の発見を目的とする計画的な研究又は詳細な調査をいう。

注5 「競争前の段階の開発活動」とは、産業上の研究の成果を新たな、修正された又は改善された産品、工程又は役務のための計画、書写真又は金面に具体化すること(販売を目的とするか使用を目的とするかを問わない)をいい、商業的に使用することができない第一段階の原型を作ることを含む。「競争前の段階の開発活動」には、更に、代わりの産品、工程又は役務の構想及び金面並びに事業の第一段階の実施又は実験的な実施を含む。ただし、これらの事業が工業への適用又は商業上の活用のために転用され又は利用される場合は、この限りでない。既存の産品、生産ライン、製造工程、役務その他進行中の作業の日常的又は定期的な変更は、改善をもたらすものであつても、「競争前の段階の開発活動」には含まれない。

注6 この(a)に規定する相殺措置の対象とならない援助が許容される水準については、個別の事業の存続期間中に要した対象となる費用の総額に照らして設定する。

注7 産業上の研究及び競争前の段階の開発活動の両者にまたがる計画については、相殺措置の対象とならない援助が許容される水準は、この両者に適用される相殺措置の対象とならない援助が許容される水準(この(a)の(i)から(v))

までに規定するすべての対象となる費用に基づいて算定する)の単純平均を超えてはならない。

- (i) 人件費(専ら当該研究活動のために雇用される研究者、技術者その他補助的な要員に関する費用)
- (ii) 専ら当該研究活動のために永続的に使用される(商業的な原則に基づいて処分される場合を除く)器具、装置、土地及び建物に関する費用
- (iii) 専ら当該研究活動のために使用されるコンサルタントの役務及びこれと同等の役務(既成の研究、技術上の知識及び特許を含む。)に関する費用
- (iv) 当該研究活動の結果として直接生ずる追加的な間接費
- (v) その他当該研究活動の結果として直接生ずる運営費(例えば、材料、需品その他これらに類するものに関する費用)

(b) 地域開発の一般的な枠組み(注)に基づいて加盟国の領域内の不利な立場にある地域に対して与えられる援助であつて、対象となる地域内において第二条に規定する特定性を有しないもの。ただし、次のことを条件とする。

注 「地域開発の一般的な枠組み」とは、地域的な補助金制度が国内的に一貫し、かつ、一般に適用される地域開発に関する政策の一部であること及び地域開発のための補助金が当該地域の開発に影響を及ぼさず又は実質的な影響を及ぼさない地理的に孤立した場所に交付されるものではないことをいう。

(i) 不利な立場にある地域は、それぞれが明確に指定された地理的な連続性を有する一地域でなければならない。かつ、他の地域と区別することができる経済的及び行政的な同一性を有していなければならないこと。

(ii) 地域は、当該地域の困難が一時的な状況により生じているものではないことを示す中立的かつ客観的な基準(注)に基づいて不利な立場にあるものとみなされるものであること。この基準については、確認することができるよう、法令その他の公文書に明確に定めなければならない。

注 「中立的かつ客観的な基準」とは、地域開発に関する政策の枠組みにおいて、地域的な不均衡を除去し又は軽減するために適当な程度を越えて特定の地域を有利に取り扱うことのない基準をいう。この点に關し、地域的な補助金制度については、補助金を交付する事業計画ごとに援助の額の上限を設定する。この上限については、援助が提供される地域の開発の程度に応じて差異を設けなければならない。また、投資又は雇用創出に関する費用に着目して設定しなければならない。この上限の範囲内において、援助については、第二条に規定する特定企業による補助金の支配的な利用又は特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付を回避するため、十分幅広く、かつ、均衡のとれた形で分配する。

(iii) 当該基準は、経済的な発展を評価するための指標であつて次の要因の少なくとも一に基づくものを含むこと。

一人当たり若しくは一世帯当たりの所得又は一人当たりの国内総生産（この所得又は国内総生産は、関係する領域についての平均値の八十五パーセントを超えてはならない。）

失業率（この失業率は、関係する領域についての平均値の少なくとも百パーセントでなければならない。）

これらの指標については、三年の期間にわたって算定する。もっとも、これらの指標については、複合的なものとする。及び他の要因を含めることができる。

(c) 既存の施設（を、法令により課される新たな環境上の要件（企業に対し一層大きな制約及び財政的な負担をもたらすもの）に適合させることを促進するための援助。ただし、次のことを条件とする。

注「既存の施設」とは、新たな環境上の要件が課されたとき少なくとも二年間使用されている施設をいう。

(i) 援助が繰り返されることのない一回限りの措置であること。

(ii) 援助の額が新たな環境上の要件に適合するための費用の二十パーセント以下に限定されていること。

(iii) 援助が当該援助を受けた投資に係る施設の更新又は操業に関する費用（企業がすべてを負担しなければならないもの）を負担するものではないこと。

(iv) 援助が、企業が計画する有害なものと及び汚染の削減に直接の関連を有し並びに当該削減の計画と均衡のとれたものであり、かつ、製造の過程において節約することができる費用を負担するものではないこと。

(v) 援助が新たな設備又は生産工程を採用することができるすべての企業にとって利用可能なものであること。

8.3 加盟国は、補助金制度について8.2の規定を適用しようとする場合には、その実施に先立ち第七節の規定に従って委員会に通報する。その通報は、当該補助金制度が8.2の関連規定に定める条件及び基準に適合するものであることを他の加盟国が評価することができるようになるために十分正確なものとす。加盟国は、また、特に、補助金制度ごとの総額及び補助金制度の変更に関する情報を提供することにより、当該通報を毎年改定したものを委員会に提供すること。その他の加盟国は、通報された補助金制度の下における個々の事例に関する情報を要請する権利を有する。（注）

注 通報に関するこの8.3の規定は、秘密の情報（業務上の秘密の情報を含む。）の提供を求めるものではないことを認める。

8.4 事務局は、加盟国の要請に基づき、8.3の規定に基づいて行われた通報を検討するものとし、また、必要な場合には、通報された補助金制度であって検討の対象となっているものに関する追加の情報を補助金を交付している加盟国に対し要請することができる。事務局は、その検討の結果を委員会に報告する。委員

会は、要請に基づき、8.2に定める条件及び基準が満たされていたか否かを決定するため、事務局の検討の結果（又は、事務局による検討が要請されていない場合には、通報それ自体）を速やかに検討する。この8.4に定める手続は、補助金制度に関する通報と委員会の通常会合との間に少なくとも二箇月以上の間隔が存在していることを条件として、遅くとも当該通報の後の最初の委員会の通常会合において完結させる。この8.4に規定する検討の手続は、要請に基づき、通報された補助金制度（その通報については、8.3に定めるところにより毎年改定する。）の重要な変更についても適用する。

8.5 8.4に規定する委員会の決定又は委員会が当該決定を行わないこと及び通報された補助金制度に定める条件についての個々の事例における違反については、加盟国の要請に基づき、拘束力を有する仲裁に付託する。仲裁を行う機関は、問題が当該機関に付託された日から百二十日以内にその結論を加盟国に提示する。この8.5の規定に別段の定めがある場合を除くほか、この8.5の規定に基づき行われる仲裁については、紛争解決了解を適用する。

第九条 協議及び承認された救済措置

9.1 8.2に規定する制度の実施の過程において、当該制度が8.2に定める基準に適合しているという事実にもかかわらず、加盟国は、当該制度が当該加盟国の国内産業に対して回復し難い損害を生ずるような著しい悪影響を及ぼしていることを信ずるに足りる理由がある場合には、補助金を交付し又は維持している加盟国に対し協議を要請することができる。

9.2 関係する補助金を交付し又は維持している加盟国は、9.1の規定に基づき協議の要請を受けた場合には、できる限り速やかに協議に応ずる。協議は、事実関係を明らかにすること及び相互に受け入れることができる解決を得ることを目的とする。

9.3 9.2の規定に基づく協議において当該協議の要請から六十日以内に相互に受け入れることが可能な解決が得られなかった場合には、当該協議を要請した加盟国は、問題を委員会に付託することができる。

9.4 問題が委員会に付託された場合には、委員会は、直ちに事実関係及び9.1に規定する悪影響の証拠を検討する。委員会は、当該悪影響が存在すると決定する場合には、補助金を交付している加盟国に対し、当該悪影響を除去するような方法で制度を修正することを勧告することができる。委員会は、問題が9.3の規定に基づいて委員会に付託された日から百二十日以内にその結論を提示する。委員会は、その勧告が六箇月以内に実施されなかった場合には、協議を要請した加盟国に対し、存在すると決定された当該悪影響の性格及び程度に応じた適当な対抗措置をとることを承認する。

第五節 相殺措置

第十条 千九百九十四年のガット第六条の規定の適用（注）

注 第一節及び第三節の規定は、この節の規定と併せて適用することができる。もっとも、特定の補助金が輸入加盟国の国

内市場に及ぼす影響に關しては、当該補助金について一の経済形態(この部で定める要件が満たされた場合に課すること
ができる相殺関税又は第四條若しくは第七條に規定する対抗措置のいずれか)のみを用いることができる。第三節及びこ
の部の規定は、第四節の規定に従って相殺措置の対象とならないとみなされた措置については、適用してはならない。
もっとも、8.1(a)に規定する措置については、第二條に規定する特定性を有するものであるかないかを決定するために調査
することができる。第三節又はこの部の規定は、また、8.2に規定する補助金であつて8.3に規定する通報が行われていない
制度に基づいて交付されるものについて適用することができ、当該補助金が8.2に定める基準に適合するものであると
認められる場合には、当該補助金は、相殺措置の対象とならないものとして取り扱う。

加盟国は、いずれかの加盟国の領域の産品であつて他の加盟国の領域に輸入されるものに対する相殺関税
(注1)が千九百九十四年のガット第六條の規定及びこの協定に定める条件に適合して課されることを確保す
るため、必要なすべての措置をとる。相殺関税は、この協定及び農業に関する協定に従つて開始し(注2)、実
施する調査に基づいてのみ課することができる。

注1 「相殺関税」とは、千九百九十四年のガット第六條3に定義するとおり、産品の製造、生産又は輸出について直接又は
間接に交付される補助金を相殺する目的で課する特別の関税をいうものと了解する。

注2 以下「開始する」と又は「開始」とは、加盟国が次条の規定に従つて正式に調査を始めるための手続上の措置をとること
をいう。

第十一條 調査の開始及び実施

11.1 11.6に規定する場合を除くほか、申し立てられた補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査は、
国内産業によつて又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

11.2 11.1の申請には、(a)補助金の存在及び、可能なときは、その額、(b)この協定により解釈される千九百九十四
年のガット第六條に規定する損害の存在並びに(c)補助金の交付を受けた産品の輸入と申し立てられた損
害との間に因果関係が存在することについての十分な証拠を含める。関連する証拠によつて裏付けられな
い単なる主張は、この11.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申
請には、申請者が合理的に入手することができる次の事項に関する情報を含むものとする。

(i) 申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の産品の国内生産の量及び価額に関する記述。書
面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の産品の知られているすべての
国内生産者(又は同種の産品の国内生産者の団体)の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生
産者による同種の産品の国内生産の量及び価額を記述することによつて、申請がいずれの産業のために
行われているかを明らかにする。

(ii) 補助金の交付を受けていると申し立てられた産品に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の
国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元関係事項及び当該産品を輸入しているこ

とが知られている者の名簿

(iii) 当該補助金の存在、額及び性格に関する証拠

(iv) 当該補助金の交付を受けた産品の輸入が補助金の効果を通じて国内産業に対する申し立てられた損害
をもたらしたという証拠。この証拠には、補助金の交付を受けていると申し立てられた産品の輸入の量
の推移、これらの輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響及びこれらの輸入が国内産業
に結果として及ぼす影響(国内産業の状態に關係を有する要因及び指標、例えば、15.2及び15.4に規定する
ものによつて示されるもの)に関する情報を含む。

11.3 当局は、申請の際に提供された証拠が調査の開始を正当とするために十分なものであるかないかを決定
するため、当該証拠の正確性及び妥当性について検討する。

11.4 11.1の調査については、同種の産品の国内生産者が申請について表明した注1支持又は反対の程度の検
討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によつて又は国内産業のために行われている(注2)と決定しな
い限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産高の合計
が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の産品の総
生産の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によつて又は国内産業のために」行われたものとみな
す。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によつて生産される同種の産
品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

注1 非常に多数の生産者から成る産業であつて、その生産者が加盟国の領域内に広く分布するものについては、当局
は、統計上有効な標本抽出の方法を用いて支持及び反対を決定することができる。

注2 加盟国は、特定の加盟国の領域内においては、同種の産品の国内生産者の被用者又はこれらの代表が11.1の調査のた
めの申請を行い又は支持することができるとを認める。

11.5 当局は、調査を開始する旨の決定が行われないう限り、調査の開始を求める申請書を公表しないようにす
る。

11.6 関係当局は、特別な状況において国内産業によつて又は国内産業のために行われる調査の開始を求める
書面による申請を受領しないで調査を開始することを決定する場合には、調査の開始を正当とする十分な
証拠(11.2に規定する補助金、損害及び因果関係の存在についてのもの)があるときにのみ手続を進める。

11.7 補助金及び損害の双方についての証拠は、(a)調査を開始するかしないかを決定するに当たり同時に考慮
するものとし、(b)その後の調査の過程においても、遅くともこの協定に従つて暫定措置がとられる日から、
同時に考慮する。

11.8 産品が原産国から直接に輸入されず、中間国から輸入加盟国に輸入される場合については、この協定を
完全に適用するものとし、この協定の適用上、取引が原産国と輸入加盟国との間において行われたものと

みなす。

11.9 関係当局は、補助金又は損害のいずれか一方についての証拠が事案に関する手続の進行を正当とするために十分でないとする場合には、速やかに11.1の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、補助金の額が減少であり、又は補助金の交付を受けた産品の現実の若しくは潜在的な輸入の量若しくは損害が無視することのできるものである場合には、直ちに手続を取りやめる。この11.9の規定の適用上、補助金の額は、産品の価額のパーセント未満である場合には、僅少であるものとみなす。

11.10 調査は、通関手続を妨げるものであってはならない。

11.11 調査については、特別の場合を除くは、その開始の後一年以内に完了させなければならない。かつ、いかなる場合においても、その開始の後十八箇月を超えてはならない。

第十二条 証拠

12.1 相殺関税の賦課のための調査に利害関係を有する加盟国及び当該利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠を書面により提出する機会を十分に与えられる。

12.1.1 相殺関税の賦課のための調査に使用される質問書を受領する輸出者、外国の生産者又は利害関係を有する加盟国は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる(注)。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われるべきであり、理由が示される場合には、そのような延長は、実行可能なときはいつでも認められるべきである。

注 輸出者に与えられる期間は、原則として、質問書の受領の日から起算するものとし、このため、質問書は、回答者又は輸出加盟国の適当な外交上の代表者若しくは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、輸出を行う当該関税地域の公式の代表者に送付された日から一週間後受領されたものとみなす。

12.1.2 秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、利害関係を有する一の加盟国又は一の者が書面によって提出した証拠については、調査に参加している利害関係を有する他の加盟国又は他の者が速やかに入手することができるようにする。

12.1.3 当局は、調査が開始された場合には、11.1に規定する申請書の全文を知られている輸出者(注)及び輸出加盟国の当局に速やかに提供することとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする。12.4に規定する秘密の情報の保護に対して、妥当な考慮を払う。

注 関係する輸出者の数が多い場合には、申請書の全文は、輸出者に代えて輸出加盟国の当局又は関係する貿易業者の団体にのみ提供されるべきであり、その後、当該当局又は当該団体が当該申請書の写しを関係する輸出者に送付すべきであると了解する。

12.2 利害関係を有する加盟国及び者は、また、正当な理由がある場合には、情報を口頭で提供する権利を有する。情報が口頭で提供される場合には、利害関係を有する加盟国及び者は、その後、当該情報を書面に作成するものとする。調査当局のいかなる決定も、当該調査当局が文書による記録として保有している情報及び証拠であって、秘密の情報を保護する必要性に妥当な考慮を払いつつ、調査に参加する利害関係を有する加盟国及び者が入手することができるようにしたものに基いて行うことができる。

12.3 当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての加盟国及び者に対し、それぞれの立場の主張に關係があるすべての情報であって、12.4に規定する秘密のものではなく、かつ、相殺関税の賦課のための調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

12.4 いかなる情報も、その性質上(例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として)秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない(注)。

注 加盟国は、特定の加盟国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることのあることを認める。

12.4.1 当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する加盟国又は者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるよう十分詳細なものである。例外的な場合には、当該利害関係を有する加盟国又は者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない。

12.4.2 当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、情報の提供者が当該情報の公表を望まず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、その情報の正確であることが適当な者から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができる。(注)

注 加盟国は、秘密扱いの要請を差別的に拒否すべきでないことを合意する。加盟国は、更に、調査当局が手続に関連を有する情報のみについて秘密扱いの免除を要請することができることを合意する。

12.5 当局は、12.7に規定する場合を除くは、利害関係を有する加盟国又は者が提供した情報であって、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

12.6 調査当局は、必要に応じ、他の加盟国の領域において調査を行うことができる。ただし、調査当局が当

該他の加盟国にその旨を十分な時間的余裕をもって通知し、かつ、当該他の加盟国が調査に反対しないことを条件とする。更に、調査当局は、企業構内において調査を行うこと及び企業の記録を調べることができる。ただし、(a)当該企業が同意すること及び(b)当該他の加盟国がその旨の通知を受け、反対しないことを条件とする。企業の構内において行う調査については、附属書VIIに定める手続を適用する。秘密の情報保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に關係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は12.8の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

12.7 利害關係を有する加盟国又は者が妥協な期間内に必要な情報入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)を行うことができる。

12.8 当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となつて重要な事実であつて、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害關係を有するすべての加盟国又は者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を保護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

12.9 この協定の適用上、「利害關係を有する者」には、次のものを含む。

(i) 調査の対象となる産品の輸出者、外国の生産者、輸入者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数が当該産品の生産者、輸出者若しくは輸入者であるもの

(ii) 輸入加盟国における同種の産品の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であつて、その構成員の過半数が輸入加盟国の領域において同種の産品を生産しているもの

(i)及び(ii)の規定は、加盟国がこれらの規定に規定する国内又は外国の關係者以外のものを利害關係を有する者に含めることを妨げるものではない。

12.10 当局は、調査の対象となる産品の産業上の使用者及び、調査の対象となる産品が一般に小売段階で販売されている場合には、代表的な消費者団体に対し、補助金、損害及び因果關係に係る調査に關連する情報を提供する機会を与える。

12.11 当局は、利害關係を有する者(特に小規模な会社)が要請された情報を提供する場合に直面する困難について妥協な考慮を払うものとし、また、実行可能な援助を行う。

12.12 12.1から12.11までに定める手続は、加盟国の当局が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び仮の若しくは最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)についての手続の迅速な進行又は暫定措置若しくは最終的な措置の適用を妨げることを目的とするものではない。

第十三条 協議

13.1 13.2に掲げる事項に關して事情を明らかにするため及び相互に合意する解決を得るため、第十一条に規定

する申請が受理された後できる限り速やかに、いかなる場合にも調査が開始される前に、自国の産品が調査の対象となり得る加盟国を協議に招請する。

13.2 更に、事實關係を明らかにするため及び相互に合意する解決を得るため、調査の期間を通じて、自国の産品が調査の対象となつていない加盟国に対し協議を継続するための適当な機会を与える。(注)

注 この13.2の規定により、協議のための適当な機会を与えることなく肯定的な仮の又は最終的な決定を行うことが認められないことが特に重要である。この協議は、第二條、第三條又は第十條に定める手続をとる場合の要となることである。

13.3 協議に關するこの条の規定は、加盟国の当局が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び仮の若しくは最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない。)について手続を迅速に進めること又は暫定措置若しくは最終的な措置をとることを妨げるものではない。ただし、協議のための適当な機会を与える義務に影響を及ぼさないことを条件とする。

13.4 調査を開始しようとする加盟国又は調査を実施している加盟国は、要請があつたときは、自国の産品が調査の対象となる加盟国が秘密でない証拠(調査の開始又は実施に当たつて用いられる秘密の情報に係る秘密でない要約を含む。)を知ることができるようになる。

第十四条 補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定

この部の規定の適用上、調査当局が11.1の規定に従い補助金を受ける者に与えられる利益を計算するために使用する方法是、当該加盟国の国内法令又は実施規則に規定する。また、加盟国は、個々の事例についてこの方法を適用するに当たつて、透明性をもって実施し、かつ、適切に説明する。この方法は、次の指針に適合するものとする。

(a) 政府による出資は、その投資の決定が当該加盟国の領域内の民間投資者の投資に關する通常の慣行(危険資本の提供に關するものを含む。)と適合しないものとみなすことができない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。

(b) 政府による貸付けは、当該貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、これらの二の額の差額とする。

(c) 政府による債務保証は、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、手数料の差を調整した後のこれらの二の額の差額とする。

(d) 政府による物品若しくは役務の提供又は物品の購入は、当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われるものでない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる国における関係する物品又は役務についての市場の一般状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）との関連において決定される。

第十五条 損害（注）の決定

注 この協定において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいふ。この条の規定により解釈する。

15.1 千九百九十四年のガット第六条の規定の適用上、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、
(a) 補助金の交付を受けた製品の輸入の量及び当該輸入が国内市場における同種の製品（注）の価格に及ぼす影響並びに (b) 当該輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う。

注 この協定において「同種の製品」とは、同一の製品、すなわち、検討の対象となる製品とすべての点で同じである製品又は、そのような製品がない場合には、すべての点で同じではないが当該製品と極めて類似した性質を有する他の製品をいうものと解する。

15.2 調査当局は、補助金の交付を受けた製品の輸入の量については、当該輸入が絶対量において又は輸入加盟国における生産若しくは消費と比較して相対的に著しく増加したか否かを考慮する。調査当局は、当該輸入が価格に及ぼす影響については、当該輸入の価格が輸入加盟国の同種の製品の価格を著しく下回るものであるか又は、当該輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかいか若しくは当該輸入がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているかいかを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

15.3 二以上の国からある製品の輸入が同時に相殺関税の賦課のための調査の対象である場合において、調査当局は、(a) 各国からの輸入について定められる補助金の額が11.9に規定する僅少であるものよりも大きく、かつ、各国からの輸入の量が無視することができなく、また、(b) 輸入製品の間の競争の状態及び輸入製品と国内の同種の製品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定したときのみ、このような輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。

15.4 補助金の交付を受けた製品の輸入の国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に係る有するすべての経済的な要因及び指標（生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益若しくは

は操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響又は国内価格に影響を及ぼす要因並びに農業については助成に関する政府の施策に係る負担の増大の有無を含む。）についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

15.5 補助金の交付を受けた製品の輸入が当該補助金の及ぼす影響（注）によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。当該輸入と国内産業に対する損害との因果関係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、当該輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めを当該輸入に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、当該補助金の交付を受けていない同種の製品の輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

注 15.2及び15.4に規定するところによる。

15.6 補助金の交付を受けた製品の輸入の及ぼす影響については、入手することができる資料により、生産工程、生産者の販売、利潤等に基づいて同種の製品の国内生産を他の製品の国内生産と区別することができる場合には、当該同種の製品の国内生産との関連において評価する。そのような区別を行うことができない場合には、当該輸入の及ぼす影響については、必要な情報を入手することができる最小範囲の製品（同種の製品を含む。）の生産について検討することによって評価する。

15.7 実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくものでなければならない。単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。補助金が損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならない。調査当局は、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たっては、特に、次の要因を考慮すべきである。

(i) 補助金の性格及び補助金により生ずることのある貿易上の影響
(ii) 補助金の交付を受けた製品の国内市場への輸入の著しい率による増加であって、輸入が相当に増加する可能性を示すもの

(iii) 輸出者の能力の十分な余力又は輸出者の能力の差し迫ったかつ相当な増加であって、補助金の交付を受けた製品の輸入加盟国の市場への輸出が相当に増加する可能性を示すもの。この点について、追加的な輸出を吸収することができる他の輸出市場の存在に考慮を払う。

(iv) 国内価格を著しく押し下げ又は国内価格の上昇を著しく妨げる影響を有する価格であって、追加的な

輸入に対する需要を増加させる可能性がある価格で輸入が行われているかいないか。

(v) 調査の対象となる産品の在庫

これらの要因のうち一は要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならず、考慮された要因が、全体として、補助金の交付を受けた産品の追加的な輸出が差し迫っており、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるという結論を導くものでなければならない。

15.8 補助金の交付を受けた産品の輸入が損害を与えるおそれがある事案に関しては、相殺措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する。

第十六条 国内産業の定義

16.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、16.2に定める場合を除くほか、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、生産者が補助金の交付を受けていると申し立てられた産品の輸出者若しくは輸入者と関係有する(8)場合又は生産者自身が補助金の交付を受けていると申し立てられた産品若しくは他の国からの同種の産品の輸入者である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。

注 この16.1の規定の適用上、生産者は、輸出者又は輸入者との間において、(a)両者のいずれか一方の者が他方の者を直接若しくは間接に支配している場合、(b)両者が同一の第三者によって直接若しくは間接に支配されている場合又は(c)両者が共同して同一の第三者を直接若しくは間接に支配している場合にのみ、関係を有するものとみなす。この場合において、生産者が輸出者又は輸入者と関係を有するものであるとみなすためには、その関係による影響が、当該生産者に対して、関係を有しない生産者の行動とは異なる行動をとらせるようなものであることを信じ又は疑うに足りる理由があることを条件とする。この16.1の規定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

16.2 例外的な状況においては、一、加盟国の領域を関係産品の生産について二以上の競争的市場に分割し、各市場内の生産者を別個の国内産業とみなすことができる。もっとも、(a)各市場内の生産者が生産した当該産品の全部又はほぼ全部をそれぞれの市場で販売しており、かつ、(b)その領域の当該市場以外の場所にある生産者が当該市場に当該産品を実質的に供給していないことを条件とする。このような例外的な状況においては、国内産業全体の相当な部分に損害が生じていないときでも、このような分割された市場に補助金の交付を受けた産品の輸入が集中しており、かつ、当該輸入がその市場内の当該産品の全部又はほぼ全部を生産する生産者に損害を与えていることを条件として損害の存在を認定することができる。

16.3 国内産業が特定の地域、すなわち、16.2に規定する市場における生産者をいうものと解される場合には、相殺関税は、最終的な消費のためにその地域に仕向けられる産品についてのみ課する。輸入加盟国の憲法

がこのような方法によって相殺関税を課することを認めていない場合には、輸入加盟国は、地域についての限定を付することなく相殺関税を課することができる。ただし、(a)第十八条の規定により、補助金の交付を受けている場合の価格による当該地域に対する輸出を停止する機会及びその他の保証を与える機会を輸出者に提供したにもかかわらず、この点に關し適当な保証が速やかに得られず、かつ、(b)相殺関税を当該地域に供給を行う特定の生産者の産品に対してのみ課することができない場合に限る。

16.4 二以上の国が千九百九十四年のガット第二十四条(8)に規定する単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された地域全体における産業は、16.1及び16.2に規定する国内産業とみなされる。

16.5 15.6の規定は、この条について準用する。

第十七条 暫定措置

17.1 暫定措置は、次の(a)から(c)までに定める条件が満たされた場合においてのみ、とることができる。

(a) 第十一条の規定に従って調査が開始され、その旨について公告され、並びに利害関係を有する加盟国及び者が情報を提供し及び意見を表明するための十分な機会が与えられること。

(b) 補助金が存在しており、かつ、当該補助金の交付を受けた産品の輸入が国内産業に損害を与えていることについて、肯定的な仮の決定が行われること。

(c) 損害が調査中に生ずることを防止するために暫定措置が必要であると関係当局が認めること。

17.2 暫定措置は、現金の供託による又は債券等による保証の形式をとる暫定的な相殺関税とすることができるものとし、現金の供託又は債券等による保証の額は、暫定的に算定された補助金の額に等しいものとする。

17.3 暫定措置は、調査の開始の日から六十日が経過するまでは、とってはならない。

17.4 暫定措置の適用は、できる限り短い期間に限るものとし、その期間は、四箇月を超えるものであってはならない。

17.5 暫定措置の適用に当たっては、第十九条の関連規定を準用する。

第十八条 約束

18.1 次のいずれかのことを内容とする満足すべき自発的な約束を認める場合には、暫定措置をとらず又は相殺関税を課することなく、手続を停止し又は取りやめることができる。(注)

注 「手続を停止し又は取りやめることができる」とは、18.4に規定する場合を除くほか、約束の実施と併せて手続を継続することを許すものと解してはならない。

(a) 輸出加盟国の政府が、補助金の廃止、補助金の制限又は補助金の及ぼす影響に關係する他の措置をとることに同意すること。

(b) 輸出者が、補助金の与える損害が除去されると調査当局により認められる価格の修正に同意すること。約束に基づく価格の引上げは、補助金の額を相殺するために必要な範囲を超えてはならない。補助金の額よりも少ない額の価格の引上げが国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、当該価格の引上げの額は、その少ない額であることが望ましい。

18.2 輸入加盟国の当局は、補助金及び補助金によって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行わない限り、また、輸出者が行う約束については、輸出加盟国の承諾を得ない限り、約束を求め又は認めてはならない。

18.3 輸入加盟国の当局が、現実の又は潜在的な輸出者が極めて多数であることその他の理由（一般的な政策上の理由を含む）により、約束を認めることが実務的でないとする場合においては、申出のあった約束を認める必要はない。この場合において、当局は、実行可能なときは、約束を認めることが適当でないとするに至った理由を輸出者に提示するものとし、また、可能な限り、輸出者に対しその点について意見を表明する機会を与える。

18.4 約束を認めた場合であっても、輸出加盟国が希望し又は輸入加盟国が決定するときは、補助金及び損害の調査は、完結させる。この場合において、補助金又は損害について否定的な決定が行われたときは、約束は、自動的に消滅する。ただし、その決定が主として約束の存在によるものである場合は、この限りではなく、その場合には、関係当局は、この協定に合致する妥当な期間その約束を維持することを要求することができ、補助金及び損害について肯定的な決定が行われた場合には、約束は、その条件及びこの協定に従って存続する。

18.5 輸入加盟国の当局は、価格に関する約束を勧奨することができる。もっとも、いかなる輸出者も約束をすることを強制されない。政府又は輸出者が約束を申し出ず又は約束を申し出るようにとの勧奨を受け入れないことは、事業を検討する上でいかなる影響も及ぼすものではない。もっとも、当局は、補助金の交付を受けた産品の輸入が引き続き行われる場合に損害のおそれが現実のものとなる可能性が大きくなると判断することができる。

18.6 輸入加盟国の当局は、約束が認められた政府又は輸出者に対し、約束の履行に関連する情報を定期的に提供すること及び当局が関連資料の確認を行うことを要求することができる。約束の違反があった場合には、輸入加盟国の当局は、この協定に従って迅速な措置（入手可能な最善の情報を用いて暫定措置を直ちに与えることを含む）をとることができる。この場合には、暫定措置がとられた日前十日を超えない日以後消費のために輸入された産品につき、この協定に従って確定的な税を課することができる。ただし、約束の違反があった日以前に輸入された産品については、適及して課してはならない。

第十九条 相殺関税の賦課及び徴収

19.1 加盟国は、協議を完結させるために必要な努力を払った後、補助金の存在及び額につき並びに当該補助金の交付を受けた産品の輸入が当該補助金の及ぼす影響により損害を与えていることにつき最終的な決定を行った場合には、当該補助金が廃止されない限り、この条の規定により相殺関税を課することができる。

19.2 相殺関税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべき相殺関税の額を補助金の額に等しい額とするか又は補助金の額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。相殺関税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、補助金の額よりも少ない額の相殺関税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、相殺関税の額は、その少ない額であることが望ましい。また、相殺関税の賦課によって自己の利益が望ましくない影響を受けるおそれのある国内の利害関係を有する者が、それが表明する意見を関係当局が十分考慮することができる手段を確立することが望ましい。

注 この19.2の規定の適用上、「国内の利害関係を有する者」には、調査の対象となる輸入産品の消費者及び産業上の使用者を含む。

19.3 いずれかの産品について相殺関税を課する場合には、相殺関税については、補助金の交付を受け、かつ、損害を与えていると認定された産品の輸入（すべての輸入源からの輸入。ただし、補助金を受けることを放棄した輸入源又はこの協定に定める条件による約束が認められた輸入源からの輸入を除く）につき、それぞれの産品において適正な額を無差別に課する。輸出者のうち、その輸出が確定的な相殺関税の対象となり、かつ、調査に協力することを拒否したこと以外理由で実際に調査されなかったものは、調査当局が速やかに相殺関税の額を個別に定めるための迅速な見直しを受ける権利を有する。

19.4 いかなる輸入産品についても、その存在が認定された補助金の額（補助金の交付を受けて輸出された産品の単位当たりの補助金の額）を超える額の相殺関税を課してはならない。（注）

注 この協定において「課す」とは、関税又は内国税の確定的又は最終的な賦課又は徴収を法令により行うことをいう。

第二十条 適及

20.1 暫定措置又は相殺関税は、それぞれ17.1又は19.1の規定に基づいて行われた決定が効力を生じた後に消費のために輸入される産品についてのみ課する。ただし、この条に規定する例外が適用される場合は、この限りでない。

20.2 損害の最終的な決定（損害のおそれ及び産業の確立の現実的な遅延に係るものを除く）が行われる場合又は、損害のおそれの最終的な決定の場合であって暫定措置がとられなかったとしたならば補助金の交付を受けた産品の輸入の及ぼした影響により損害の決定が行われたであろうと認められるときは、暫定措置がとられていた期間について相殺関税を適及して課することができる。

20.3 確定的な相殺関税の額が現金の供託又は債券等による保証の額を上回る場合には、その差額は、徴収し

てはならない。確定的な相殺関税の額が現金の供託又は債券等による保証の額を下回る場合には、超過額を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

20.4 20.2の場合を除くほか、損害のおそれ又は産業の確立の現実的な遅延の決定が行われる場合において、損害がまだ生じていないときは、確定的な相殺関税は、損害のおそれ又は産業の確立の現実的な遅延の決定が行われた日からのみ課することができ、この場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

20.5 最終的な決定が否定的である場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

20.6 当局が、補助金の交付を受けた産品につき、千九百九十四年のガット及びこの協定に反して交付された補助金による利益を受ける産品の比較的短期間における大量の輸入が回復し難い損害を与えていると認定する危機的な事態が存在する場合において、そのような損害の再発を防止するために当該産品の輸入について相殺関税を課及して課する必要があると認められるときは、確定的な相殺関税は、暫定措置がとられた日前十日を超えない日以後消費のために輸入された産品について課することができる。

第二十一条 相殺関税及び約束に係る期間及び見直し

21.1 相殺関税は、損害を与えている補助金に対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する。

21.2 当局は、相殺関税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は、確定的な相殺関税の賦課の日から合理的な期間が経過しているときは、見直しの必要性を裏付ける実証的な情報を提供する利害関係を有する者の要請に基づいて、見直しを行う。利害関係を有する者は、相殺関税の賦課を継続することが補助金を相殺するために必要であるか若しくは相殺関税が撤廃され若しくはその額が変更された場合に損害が存続し若しくは再発する可能性があるか又はこれらの双方について検討することを当局に要請する権利を有する。当局は、この21.2の規定に基づき見直しの結果、相殺関税を維持する正当な理由がないと決定する場合には、直ちに相殺関税を撤廃する。

21.3 21.1及び21.2の規定にかかわらず、いかなる確定的な相殺関税も、その賦課の日、21.2の規定に基づく最新の見直しの日(ただし、当該見直しは補助金及び損害の双方を対象としていた場合に限り)、又はこの21.3の規定に基づく最新の見直しの日から五年以内に撤廃する。ただし、当局が、自己の発意に基づいて又はその撤廃の日に先立つ合理的な期間内に国内産業によって若しくは国内産業のために行われた正当に裏付けられた要請に基づいて当該撤廃の日前に開始した見直しにおいて、相殺関税の撤廃が補助金及び損害の存続又は再発をもたらす可能性がある場合、この限りでない。相殺関税は、この見直しの結果が出るまでの間、効力を有するものとすることができる。

注 相殺関税の額を課及して確定する場合に、最新の確定のための手続において相殺関税を課さないことと認定することは、それ自体、当局に対して確定的な相殺関税の撤廃を求めるものではない。

21.4 証拠及び手続に関する第十二条の規定は、この条の規定に基づいて行われる見直しについて準用する。この見直しは、迅速に行うものとし、通常、この見直しの開始の日から十二箇月以内に完結させる。

21.5 この条の規定は、第十八条の規定に基づいて認められた約束について準用する。

第二十二条 公告及び決定の説明

22.1 当局は、第二十一条の規定に基づいて調査を開始することを正当とするために十分な証拠があると認める場合には、自国の産品が当該調査の対象となる加盟国及び調査当局に知られている利害関係を有するその他の者にその旨を通知するものとし、また、その旨を公告する。

22.2 調査の開始についての公告は、次の事項に関する適切な情報を含むものとするか、又は公告とは別の報告書(注)によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。

注 当局は、この条に規定する情報及び説明を別の報告書によって提供する場合には、公衆が当該報告書を容易に入手することができることを確保する。

(i) 輸出国の国名及び関係する産品

(ii) 調査の開始の日

(iii) 調査の対象となる補助金に関する記述

(iv) 損害の申立ての根拠となる要因の要約

(v) 利害関係を有する加盟国及び者による意見の提出先

(vi) 利害関係を有する加盟国及び者が意見を表明することができる期限

22.3 仮の又は最終的な決定(肯定的であるか否定的であるかを問わない)、第十八条の規定に基づき約束を認めるための決定、その約束の終了及び確定的な相殺関税の撤廃は、公告する。この公告は、事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行う。この公告及び別の報告書はすべて、自国の産品が決定又は約束の対象となる加盟国及び知られている利害関係を有するその他の者に送付されるものとする。

22.4 暫定措置の適用についての公告は、補助金及び損害の存在に関する仮の決定について十分詳細な説明を記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行うものとし、また、提示された論証の採用又は却下をもたらした事実及び法令に係る事項について言及する。この公告又は別の報告書には、秘密の情報の保護に関する要件に妥当な考慮を払いつつ、特に、次のものを含む。

(i) 供給者の氏名又は、これが実行可能でない場合には、関係供給国の国名

- (g) 通関上十分に明確な産品に関する記述
- (h) 定められた補助金の額及び補助金の存在が決定された根拠
- (w) 第十五条に規定する損害の決定に関連して行った検討
- (v) 決定に至った主な理由

22.5 確定的な税の賦課又は約束の承認について肯定的な決定が行われた場合には、調査の完結又は停止についての公告は、秘密の情報の保護に関する要件に十分な考慮を払いつつ、最終的な措置の適用又は約束の承認をもたらした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を含むものとするか、又は別の報告書によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。この公告又は別の報告書には、特に、22.4に規定する情報並びに利害関係を有する加盟国並びに輸出者及び輸入者が提示した関連する論証又は主張を採用し又は却下した理由を含む。

22.6 第十八条の規定に基づいて約束を認めた後に行う調査の完結又は停止についての公告は、その約束のうちの秘密でない部分を含むものとするか、又は別の報告書によって当該部分を入手することができるようにして行う。

22.7 この条の規定は、前条の規定に基づく見直しの開始及び元結並びに第二十条に規定する相殺関税を避けて課するための決定について準用する。

第二十三条 司法上の審査

加盟国は、自国の法令に相殺関税に係る措置に関する規定を有する場合には、特に、最終的な決定及び第二十一条に規定する決定の見直しに関する行政上の措置を速やかに審査するため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、当該最終的な決定又は見直しについて責任を有する当局から独立したものとし、また、行政手続に關与した利害関係を有するすべての者であつて、行政措置によって直接かつ個別に影響を受けているものに対し、審査に關与する機会を提供する。

第六部 機関

第二十四条 補助金及び相殺措置に関する委員会及び補助機関

24.1 この協定により、各加盟国の代表で構成する補助金及び相殺措置に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも二年一回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいづれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

24.2 委員会は、適当な場合には、補助機関を設置することができる。

24.3 委員会は、補助金及び貿易に關係する分野において高い資質を有する独立した五人の者で構成する常設専門家部会を設置する。委員会は、同部会を構成する専門家を選出するものとし、専門家の一人は、毎年交代する。同部会は、45に定めるところにより、小委員会を援助するよう要請されることがある。委員会は、また、補助金の存在及び性格に関する勧告的意見を求めることができる。

24.4 加盟国は、自国が導入しようとしている補助金又は維持している補助金の性格について常設専門家部会と協議することができるものとし、同部会は、この点について勧告的意見を与えることができる。この勧告的意見は、秘密のものとして扱い、第七条に規定する手続において用いることができない。

24.5 委員会及び補助機関は、その任務を遂行するため、適当と認めるいかなる者とも協議し及びこれらの者から情報を求めることができる。もつとも、委員会又は補助機関は、いづれかの加盟国の管轄内にある者から情報を求めるのに先立ち、当該加盟国にその旨を通知する。

第七部 通報及び監視

第二十五条 通報

25.1 加盟国は、千九百九十四年のガット第十六条1の規定の適用を妨げることなく、毎年遅くとも六月三十日までに補助金の通報を行うこと及び当該通報を25.2から25.6までの規定に適合するものとするについて合意する。

25.2 加盟国は、11に規定する補助金（自国の領域内において交付し又は維持しているもの）であつて第二十一条に規定する特性を有するものを通報する。

25.3 通報の内容は、他の加盟国が貿易上の影響を評価し及び通報された補助金制度の運用を理解することができるよう十分明確なものとすべきである。この点に關し、加盟国は、補助金に關する質問表（B）の内容及び形式に影響を及ぼすことなく、自国の通報が次の情報を含むことを確保する。

注 委員会は、ガット基本文書附錄（BISD）附錄第九卷の百九十三ページ及び百九十四ページに規定する質問表の内容及び形式を見直すための作業部会を設置する。

(i) 補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減等）

(ii) 産品の単位当たりの補助金の額又は、これが可能でない場合には、補助金の総額若しくは補助金のための年間の予算額（可能な場合には、前年における産品の単位当たりの補助金の額の平均を示すことができるもの）

(iii) 政策目的又は補助金の目的

(iv) 補助金の交付の期間又は当該補助金に係るその他の期間

(v) 補助金の貿易上の影響を評価することができる統計資料

25.4 25.3に規定する特定の事項を通報に含めない場合には、通報自体にその理由を記載する。

25.5 補助金が特定の産品又は部門に交付されている場合には、産品又は部門ごとに通報を行う。

25.6 加盟国は、千九百九十四年のガット第十六条1及びこの協定に基づいて通報することが求められている措置が自国の領域内に存在しないと判断する場合には、その旨を事務局に書面によって通報する。

25.7 加盟国は、措置の通報が千九百九十四年のガット及びこの協定の下における当該措置の法的地位、この協定の下で当該措置がもたらす影響又は当該措置自体の性格を予断するものではないことを認める。

25.8 いずれの加盟国も、他の加盟国が交付し又は維持している補助金(第四部に規定するものを除く。)の性格及び範囲に関する情報並びに、他の加盟国が特定の措置について通報の要件を満たしていないと認める場合には、その理由の説明をいつでも書面により要請することができる。

25.9 25.8に規定する要請を受けた加盟国は、25.8の情報を受ける限り速やかに、かつ、包括的なものとして提供することとし、また、加盟国から要請があった場合に当該加盟国に対し追加の情報を提供することができるようにしておくものとする。当該要請を受けた加盟国は、特に、自国がこの協定の規定を遵守していることを他の加盟国が評価することができるようにするため、十分詳細な情報を提供する。これらの情報が提供されていないと認める加盟国は、委員会の注意を喚起することができる。

25.10 加盟国は、補助金としての効果を有する他の加盟国の措置について千九百九十四年のガット第十六条1及びこの協定の規定による通報が行われていないと認める場合には、当該他の加盟国の注意を喚起することができる。注意の喚起の後これらの申し立てられた補助金について速やかに通報が行われない場合には、当該加盟国は、自ら当該補助金について委員会に通報することができる。

25.11 加盟国は、相殺関税についてとられたすべての仮の又は最終的な措置を遅滞なく委員会に報告する。その報告は、事務局において、他の加盟国による閲覧に供する。加盟国は、また、半年ごとに、直前の六箇月の期間にとられた相殺関税についてのすべての措置に関する報告を提出する。その半年ごとの報告については、合意された標準的な様式で提出する。

25.12 各加盟国は、委員会に対し、(a)第十一条に規定する調査を開始し及び実施する権限を有する当局並びに(b)この調査の開始及び実施を規律する国内手続について通報する。

第二十六条 監視

26.1 委員会は、三年ごとに開催される特別会合において、千九百九十四年のガット第十六条1及びこの協定の25.1の規定に基づいて行われる新たなかつ完全な通報を検討する。特別会合が開催されない年に行われる通報(改定の通報)については、委員会の通常会合において検討する。

26.2 委員会は、25.11の規定に基づいて提出される報告を通常会合において検討する。

第八部 開発途上加盟国

第二十七条 開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇

27.1 加盟国は、補助金が開発途上加盟国の経済開発計画において重要な役割を果たすことがあることを認める。

27.2 補助金の禁止に関する3.1(a)の規定は、次の国については適用しない。

(a) 附属書VIIに規定する開発途上加盟国

(b) 世界貿易機関協定の効力発生の日から八年間についてその他の開発途上加盟国(ただし、27.4の規定を遵守することを条件とする。)

27.3 補助金の禁止に関する3.1(b)の規定は、開発途上加盟国については世界貿易機関協定の効力発生の日から五年間適用しないものとし、また、後発開発途上加盟国については同日から八年間適用しない。

27.4 27.2(b)に規定する開発途上加盟国は、八年以内に輸出補助金を廃止するものとし、当該輸出補助金の廃止は、漸進的に行われることが望ましい。もっとも、開発途上加盟国は、輸出補助金の水準を引き上げてはならないものとし、また、輸出補助金の交付が自国の開発上のニーズと合致しない場合には、この27.4に定める期間よりも短い期間内に当該輸出補助金を廃止する。開発途上加盟国は、八年の期間を超えて輸出補助金を交付する必要があると認める場合には、当該八年の期間の満了の日より一年前までに委員会と協議するものとし、委員会は、当該開発途上加盟国のすべての関連する経済上、財政上及び開発上のニーズを検討した後、当該八年の期間の延長が正当であるかないかを決定する。委員会がこの延長が正当であると決定する場合には、当該開発途上加盟国は、当該輸出補助金を維持する必要性の有無を決定するため、毎年委員会と協議を行う。当該輸出補助金を維持する必要があると委員会が決定しない場合には、当該開発途上加盟国は、存続している輸出補助金を承認された最後の期間の満了日から二年以内に段階的に廃止する。

注 この27.4の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日に輸出補助金を交付していない開発途上加盟国については、千九百八十六年に交付した輸出補助金の水準に基づいて適用する。

27.5 開発途上加盟国は、いずれかの産品について輸出競争力を得た場合には、当該産品に対する輸出補助金を二年間にわたり段階的に廃止する。もっとも、附属書VIIIに規定する開発途上加盟国であって一又は二以上の産品について輸出競争力を得たものは、当該産品に対する輸出補助金を八年間にわたり漸進的に廃止する。

27.6 開発途上加盟国による産品の輸出が連続した二暦年の間当該産品の世界貿易の三・二五パーセント以上を占めるに至った場合には、当該産品についての輸出競争力が得られたものとする。輸出競争力は、(a)輸出競争力を得た開発途上加盟国による通報又は(b)加盟国の要請により事務局が行う算定に基づいて得られたものとする。この27.6の規定の適用上、産品は、統一システムの品目表の部に従って定められるものとする。委員会は、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年でこの27.6の規定の運用を見直す。

27.7 第四条の規定は、27.2から27.5までの規定に合致する輸出補助金の場合には、開発途上加盟国については適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

27.8 開発途上加盟国が交付する補助金については、当該補助金が6.1の規定に従いこの協定に規定する著しい害を及ぼすと推定してはならない。著しい害は、27.9の規定を適用するに当たっては、6.3から6.8までの規定に従い、実証的な証拠によって裏付けられるものとする。

27.9 開発途上加盟国が交付し又は維持する第三部に規定する相殺措置の対象となる補助金であって6.1に規定するものの以外のものである場合は、第七条の規定に基づいて措置をとることは、認められない。ただし、関税譲許その他千九百九十四年のガットに基づく義務の無効化又は侵害が当該補助金の交付の結果として存在しており、その結果、当該補助金がこれを交付している開発途上加盟国の市場への他の加盟国からの同種の製品の輸入を代替しており又は当該輸入を妨げていると認定される場合及び輸入加盟国の市場において国内産業に対する損害が生じている場合は、この限りでない。

27.10 開発途上加盟国を原産国とする産品に対する相殺関税の賦課のための調査は、関係当局が次のいずれかのことを決定する場合には、速やかに完結させる。

(a) 当該産品に交付されている補助金の全般的な水準が、単位当たりで計算して当該産品の価額の二パーセント以下であること。

(b) 補助金の交付を受けた産品の輸入の量が輸入加盟国における同種の産品の輸入の総量の四パーセント未満であること。ただし、輸入の量が単独では当該輸入の総量の四パーセント未満である開発途上加盟国からの輸入の量を合計した場合において、当該輸入の量の合計が輸入加盟国における同種の産品の輸入の総量の九パーセントを超えるときは、この限りでない。

27.11 27.(b)の対象とされている開発途上加盟国であって世界貿易機関協定の効力発生の日から八年の期間が経過する前に輸出補助金を廃止したものと及び附屬書に規定する開発途上加盟国については、27.(a)に規定する数値は、二パーセントではなく三パーセントとする。この27.11の規定は、輸出補助金の廃止が委員会に通報された日から適用するものとし、当該通報を行った開発途上加盟国が輸出補助金を交付しない限り適用する。この27.11の規定は、同協定の効力発生の日から八年で効力を失う。

27.12 27.10及び27.11の規定は、15.3に規定する僅少であるものの決定を規律する。

27.13 債務の直接的な免除及び社会費用を負担するための補助金の交付（形態のいかんを問わず、政府収入の放棄その他債務の移転を含む）が開発途上加盟国の民営化計画の枠組みの下で行われ、かつ、これらの補助金が当該民営化計画と直接結び付いている場合には、第三部の規定は、当該補助金については適用しない。ただし、当該民営化計画及び当該補助金の双方が限られた期間に適用され、かつ、委員会に通報されていること並びに当該民営化計画が最終的に関係企業の民営化をもたらすものであることを条件とする。

27.14 委員会は、利害関係を有する加盟国の要請があった場合には、開発途上加盟国の特定の輸出補助金が当該開発途上加盟国の開発上のニーズに合致しているかないかを審査するため、当該輸出補助金について検討する。

27.15 委員会は、利害関係を有する開発途上加盟国の要請があった場合には、特定の相殺措置が当該開発途上加盟国に適用される27.10及び27.11の規定に適合しているかないかを審査するため、当該相殺措置について検討する。

第九部 経過措置

第二十八条 既存の制度

28.1 加盟国が世界貿易機関協定に署名する日前に自国の領域において有していた補助金制度であってこの協定に適合しないものについては、次のとおりとする。

(a) 世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生ずる日の後九十日以内に委員会に通報する。

(b) 世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生ずる日から三年以内にこの協定に適合させるものとし、それまでの間は、第二部の規定は、適用しない。

28.2 いかなる加盟国も、28.1に規定する補助金制度の適用範囲を拡大してはならず、また、当該補助金制度の期間の満了の時に当該補助金制度を更新してはならない。

第二十九条 市場経済への移行

29.1 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国は、この移行のために必要な制度及び措置を適用することができる。

29.2 29.1に規定する加盟国は、第三条の規定の適用を受ける補助金制度であって29.3の規定に従って通報するものを世界貿易機関協定の効力発生の日から七年以内に段階的に廃止し又は第三条の規定に適合させる。この場合には、第四条の規定は、適用しない。この期間においては、更に、次のとおりとする。

(a) 6.1の規定の適用を受ける補助金制度については、第七条の規定を適用しない。

(b) 相殺措置の対象となるその他の補助金については、27.9の規定を適用する。

29.3 第二条の規定の適用を受ける補助金制度については、世界貿易機関協定の効力発生の日の後実行可能な限り早い日に委員会に通報する。このような補助金に関する追加的な通報については、同協定の効力発生の日の後二年以内に行うことができる。

29.4 29.1に規定する加盟国は、例外的な事情のある場合において、自国が通報した制度及び措置並びにこれらに係る期限について逸脱することが移行過程のために必要と認められるときは、委員会によってその逸脱を承認されることがある。

第十部 紛争解決

第三十条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

第三十一条 最終規定

第三十二条 暫定的な適用

6.1の規定並びに第八条及び第九条の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年の期間適用する。委員会は、この期間が経過する日の遅くとも百八十日前までに、その後の期間についてこれらの規定を現在のまま又は修正して適用するかしないかを決定するため、これらの規定の運用を検討する。

第三十三条 その他の最終規定

32.1 他の加盟国の補助金に対するいかなる措置も、この協定により解釈される千九百九十四年のガットの規定による場合を除くほか、とることができない。(注)

注 この22.1の規定は、適当な場合には千九百九十四年のガットの他の関連規定による措置をとることを妨げるものではない。

32.2 この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

32.3 32.4の規定に従い、この協定は、調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する。

32.4 既存の相殺措置に21.3の規定を適用するに当たっては、当該措置は、遅くとも各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日にとられたものとみなす。ただし、同日に効力を有する加盟国の法令が既に21.3に規定する条項と同様のものを有する場合を除く。

32.5 各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続を当該加盟国について適用されるこの協定に適合したものとすることを確保するため、すべての必要な一般的又は個別的措施をとる。

32.6 各加盟国は、この協定に関連を有する法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

32.7 委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。

32.8 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書I 輸出補助金の例示表

- (a) 政府が、企業又は産業に対し、輸出が行われることに基づいて直接補助金を交付すること。
- (b) 外貨資金特別割当制度その他これに類する輸出について報奨を与える措置
- (c) 政府によって定められた又は義務付けられる輸出貨物の国内運送に係る料金であって、輸出貨物を国内貨物よりも有利に扱うもの
- (d) 政府又は政府機関が、直接又は政府が義務付ける制度を通じて間接に、輸出される製品の生産に用いるため輸入された又は国産の物品又は役務を提供する場合において、国内消費に向けられる製品の生産に用いるため当該輸入された又は国産の物品又は役務と同様の又は直接に競合する物品又は役務を提供する場合におけるよりも有利な条件で提供すること。ただし、物品については、その条件が輸出者にとり世界市場において商業的に得られる(注1)条件よりも有利な場合に限る。
- (e) 商工業を営む企業が支払う又は支払うべき直接税(注2)又は社会保険負担金につき、輸出に関連させてその額の全部又は一部の免除、軽減又は繰延べを認めること(注3)。
- (f) 直接税の課税標準の計算において、国内消費向けの生産について認められる控除に加え、輸出又は輸出実績に直接に関連させて特別の控除を認めること。
- (g) 輸出される製品の生産及び流通に関し、同種の製品が国内消費向けに販売される場合にその生産及び流通に關して課される間接税(注4)の額を超える額の間接税の免除又は軽減を認めること。
- (h) 輸出される製品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税(注5)につき、同種の製品が国内消費向けに販売される場合において当該同種の製品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税と同様の間接税について認められる免除、軽減又は繰延べに係る額を超えて免除、軽減又は繰延べを認めること。もっとも、前段階の累積的な間接税が輸出される製品の生産において消費される投入物(利用できなかったものに対して通常の考慮を払う)に対して課される場合には、国内消費向けに販売される同種の製品について当該間接税の免除、軽減又は繰延べが認められていないときでも、当該輸出される製品については、当該間接税の免除、軽減又は繰延べを認めることができる(注6)。この点については、附属書IIに規定する生産工程における投入物の消費に関する指針に従って解釈する。
- (i) 輸出される製品の生産において消費される輸入された投入物(利用できなかったものに対して通常の考慮を払う)に対して課される輸入課税(注7)の額を超えて輸入課税の軽減又は払戻しを認めること。もっとも、特別の場合には、企業は、投入物の輸入及びこれに対応する製品の輸出の双方が合理的な期間内(二年を超えないものとする)に行われることを条件として、前段の規定による利益を得るため、輸入される投入物と並びに品質及び特性を同一にする国産物品を当該輸入される投入物に代えて用いることができる。この点については、附属書IIに規定する生産工程における投入物の消費に関する指針及び附属

書面に規定する輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針に従って解釈する。

(i) 政府（又は政府の監督の下にある特別の機関）が、輸出信用保証制度、輸出信用保険制度、輸出される産品に係る費用の上昇に対処する保険制度若しくは保証制度又は外国為替の変動の危険に対処する制度について長期的な運用に係る経費及び損失を補てんするためには不十分な利率によってこれらの制度を運用すること。

(k) 政府（又は政府の監督の下にある若しくは政府の権限の下で活動する特別の機関）が、輸出信用に用いる資金を自ら獲得するために実際に支払わなければならない利率（又は輸出信用に用いる資金と償還期間、他の信用条件及び通貨を同一にする資金を獲得するために国際資本市場において借入れを行ったとしたならば支払わなければならない利率）よりも低い利率で輸出信用を供与すること又は輸出者若しくは金融機関が輸出信用の供与を受けるために負担する費用の全部又は一部を支払うこと。ただし、政府が輸出信用を供与すること及び費用を支払うことが輸出信用の条件について相当な利益を与えるために行われる場合に限る。

もっとも、加盟国が千九百七十九年一月一日において少なくとも十二の原加盟国が参加している公的輸出信用に関する国際的な約束（又は当該約束を継承する約束であってこれらの原加盟国によって採択されるもの）の参加国である場合又は事実上当該約束における利率に関する規定を適用している場合には、これらの規定に合致する輸出信用の供与は、この協定により禁止される輸出補助金とはみなされない。

(l) その他公的協定による負担であって千九百九十四年のガット第十六条に規定する輸出補助金に該当するもの。

注1 「商業的に得られる」とは、国産物品又は輸入された物品のいずれかの選択が、制限されておらず、かつ、商業的考慮に基づいてのみ行われることをいう。

注2 この協定の運用上、

「直接税」とは、賞金、利金、利子、賃料、ロイヤリティその他の所得に対して課される税及び不動産の所有に対して課される税をいう。

「輸入課徴金」とは、関税その他の注2に規定していない課徴金であって輸入に対して課されるものをいう。

「間接税」とは、売上税、個別消費税、取引高税、付加価値税、フランチャイズ税、印紙税、流通税、事業資産税、国境税その他の税であって直接税及び輸入課徴金以外のものをいう。

「前段階の」間接税とは、産品の生産に直接又は間接に用いる物品又は役務に対して課される間接税をいう。

「累積的な」間接税とは、生産の一の段階において課税された物品又は役務が当該生産のその後の段階において用いられる場合に当該生産のその後の段階において税額控除を行う仕組みを有しない多段階にわたる間接税をいう。

税の「軽減」には、税の払戻しを含む。

輸入課徴金の「軽減又は払戻し」には、輸入課徴金の全部又は一部の免除又は繰延べを含む。

注3 加盟国は、例えば、適当な額の利子が徴収される場合には繰延べが輸出補助金に該当しないことを認める。加盟国は、課税上、輸出企業とその支配下にある外国の買手との間、又は輸出企業と当該輸出企業と同一の支配下にある外国の買手との間の取引における産品の価格については全く独立の立場で行動する独立の企業の間において支払われるであろう価格を用いるべきであるとの原則を再確認する。加盟国は、この原則に反するおそれがあり、かつ、輸出取引について直接税の相当な減額をもたらす行政上の措置及び他の措置につき、他の加盟国の注意を喚起することができ、この場合において、加盟国は、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利及び義務（当該注意の喚起により行われることとなる協議に関する権利を含む）を害することなく、適宜、既存の二国間の税務条約その他特定の国際的な制度を利用して意見の相違を解消するよう努める。

(n) の規定は、加盟国が自国又は他の加盟国の企業に外国源泉所得に対する二重課税を防止するための措置をとることを制限するものではない。

注4 (n) の規定は、付加価値税制度及びこれに代わるような国境における税の調整については、適用しない。付加価値税の過度の軽減の問題については、専ら(n)の規定により取り扱う。

附屬書II 生産工程における投入物の消費に関する指針（注）

注 生産工程において消費される投入物とは、生産工程において輸出される産品に組み込まれ、これと一体を成している投入物、生産工程において用いられるエネルギー、燃料及び油並びに輸出される産品を得る過程で消費される燃料をいう。

I

1 間接税払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物（利用できなかったものに対して通常の考慮を払う）に対して課される前段階の累積的な間接税の免除、軽減又は繰延べを認めることができる。同様に、輸入課徴金に係る払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物（利用できなかったものに対して通常の考慮を払う）に対して課される輸入課徴金の軽減又は払戻しを認めることができる。

2 この協定の附屬書Iの輸出補助金の例示表は、同附屬書の(n)及び(i)において「輸出される産品の生産において消費される投入物」について規定している。同附屬書(n)に定めるところにより、間接税払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物に対して実際に課される前段階の累積的な間接税の額を超えて当該間接税の免除、軽減又は繰延べをもたらす場合には、輸出補助金となり得る。同附屬書(i)に定めるところにより、輸入課徴金に係る払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物に対して実際に課される輸入課徴金の額を超えて当該輸入課徴金の軽減又は払戻しをもたらす場合には、輸出

補助金となり得る。同附属書の(ii)及び(iii)の規定は、輸出される製品の生産において消費される投入物の使用に関する認定の際に、利用できなかったものに対して通常の考慮を払わなければならないことを規定している。同附属書(ii)の規定は、適当な場合の代替について規定している。

II

調査当局は、この協定に基づく相殺関税の賦課のための調査の一部として投入物が輸出される製品の生産において消費されたか否かを検討するに当たっては、次の規定に従うべきである。

1 間接税払戻制度又は輸入課徴金に係る払戻制度が、輸出される製品の生産において消費される投入物に対して課された間接税又は輸入課徴金の額を超える額による払戻しによって補助金を交付するものであると申し立てられた場合には、調査当局は、どのような投入物が輸出される製品の生産において消費されているか及び消費される当該投入物の額がいかなるものであるかを確認するための制度又は手続を輸出国の政府が有しているか及び適用しているか否かを最初に決定すべきである。調査当局は、当該制度又は手続が適用されていると決定した場合には、当該制度又は手続が合理的であるか否か、意図された目的上効果的であるか否か及び輸出国における一般的に認められた商業上の慣行に基づくものであるか否かを調べるため、当該制度又は手続を検討すべきである。調査当局は、情報を確認し又は当該制度若しくは手続が効果的に適用されていることを十分に確認するため、12.6の規定に従って実質的な調査を行うことが必要であると認めることができる。

2 1に規定する制度若しくは手続が存在しない場合、当該制度若しくは手続が合理的でない場合又は当該制度若しくは手続が設けられており、かつ、合理的であると認められるが、これが適用されていないか若しくは効果的に適用されていないと認められる場合には、輸出加盟国が、超過して払戻しが行われているか否かを決定するため、実際に消費された投入物に基づいて更に検討する必要がある。調査当局が必要と認める場合には、1の規定に従って、更に検討が行われる。

3 投入物が、生産工程において用いられ、かつ、輸出される製品の中に物理的に存在する場合には、調査当局は、当該投入物が輸出される製品に組み込まれ、これと一体を成しているものとみなすべきである。加盟国は、必ずしも投入物が生産工程に投入された時の形と同じ形で最終的な製品の中に存在する必要があるに留意する。

4 輸出される製品の生産において消費される特定の投入物の額を決定するに当たり、「利用できなかったもの」に対して通常の考慮を払うことに留意し、当該利用できなかったものは、輸出された製品の生産において消費されたものとみなされるべきである。「利用できなかったもの」とは、投入物のうち、生産工程における独立の機能を果たさないもの、非効率等の理由により輸出された製品の生産において消費されないもの又は生産工程に係る製造業者によって回収されず、使用されず若しくは販売されないものをいう。

5 調査当局は、利用できなかったものに対する考慮が「通常の」ものであるか否かを決定するに当たり、適当な場合には、生産工程、輸出国の産業の有する平均的な経験その他の技術的要因を考慮すべきである。利用できなかった投入物の額が間接税又は関税の払戻し又は軽減に含まれることが意図されている場合には、輸出国の当局が当該利用できなかった投入物の額を合理的に計算したか否かが重要な問題であるという点に、調査当局は、留意すべきである。

附属書III 輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針

I

輸入課徴金に係る払戻制度は、製品の生産工程において消費される投入物に対する輸入課徴金の還付又は払戻しを認めることができる。輸出される製品には、輸入される投入物に代わるものとして、国産の投入物であつて当該輸入される投入物と同一の品質及び特性を有するものを用いることができる。附属書Iの輸出補助金の例示表(ii)に定めるところにより、代替物に係る払戻制度は、払戻しが要求されている輸入された投入物に対して最初に課される輸入課徴金の額を超える額による払戻しをもちた場合には、輸出補助金となる。

II

調査当局は、この協定に従って相殺関税の賦課のための調査の一部として代替物に係る払戻制度を検討するに当たっては、次の規定に従うべきである。

1 輸出補助金の例示表(ii)の規定は、国産の投入物が輸入される投入物と並びに品質及び特性を同一にすることを条件として、輸出される製品の生産において、当該国産の投入物を当該輸入される投入物に代えて用いることができることを規定している。払戻しの要求の対象となる投入物の量が輸出される類似の製品(形状を問わない)に用いられる量を超えないこと及び当該輸入される投入物に対して当初に課される輸入課徴金の額を超える額による輸入課徴金の払戻しがないことを輸出加盟国の政府が確保し及び立証することを可能にする確認のための制度又は手続が存在することが重要である。

2 代替物に係る払戻制度が補助金を交付するものであると申し立てられた場合には、調査当局は、輸出国政府が確認のための制度又は手続を有しているか否か及び適用しているか否かを最初に決定すべきである。調査当局は、当該制度又は手続が適用されていると決定した場合には、確認のための手続が合理的であるか否か、意図された目的上効果的であるか否か及び輸出国における一般的に認められた商業上の慣行に基づくものであるか否かを調べるため、当該確認のための手続を検討すべきである。当該手続がこれらの基準を満たすものであり、かつ、効果的に適用されていると決定される場合には、補助金

は、存在しないとみなすべきである。調査当局は、情報を確認し又は当該手続が効果的に適用されていることを十分に確認するため、12.6の規定に従って実質的な調査を行うことが必要であると認めることができる。

3 確認のための手続が存在しない場合、当該手続が合理的でない場合又は当該手続が設けられており、かつ、合理的であると認められるが、これが実際には適用されていないか若しくは効果的に適用されていないと認められる場合には、補助金は、存在し得るものとする。このような場合には、輸出加盟国が、超過して払戻しが行われているかいないかを決定するため、実際の取引に基づいて更に検討する必要がある。調査当局が必要と認める場合には、2の規定に従って、更に検討が行われる。

4 代替物に係る払戻制度は、輸出者に対して払戻しの要求を行う対象として特定の輸入貨物を選択することを認めるものであっても、それ自体、補助金の交付とみなされるべきではない。

5 政府が輸入課徴金に係る払戻制度に基づいて払い戻す金銭に対して利子を支払う場合には、実際に支払った又は支払うべき利子の範囲内で附属書1(i)に規定する輸入課徴金の超過払戻しが存在するものとなすことがある。

附属書IV 産品の価額に対する補助金の総額の割合の計算(6.1(a)) (注)

注 6.1(a)の規定の適用上、この附属書に規定されていない事項又は更に明確にされる必要がある事項に関し、必要に応じ、加盟国間の了解を図るべきである。

1 6.1(a)の規定の適用上、補助金の額については、補助金を交付する政府が負担する費用により計算する。
2 3から5までに規定する場合を除くほか、補助金の全般的な割合が産品の価額の五パーセントを超えているかいないかを決定するに当たっては、当該産品の価額については、販売に係る資料の入手が可能な期間であって補助金が交付されている期間に先立つ直近の十二箇月の期間における補助金を受ける企業(注1)の販売総額として計算する(注2)。

注1 補助金を受ける企業は、補助金を交付する加盟国の領域内の企業とする。

注2 税に關連する補助金の場合には、産品の価額については、補助金を受ける企業の販売総額であって当該税に關連する補償がとられた会計年度におけるものとして計算する。

3 補助金が一の産品の生産又は販売に結び付いている場合には、産品の価額については、販売に係る資料の入手が可能な期間であって当該補助金が交付されている期間に先立つ直近の十二箇月の期間における当該補助金を受ける企業の当該一の産品の販売総額として計算する。

4 補助金を受ける企業が立ち上がり段階にある場合において、補助金の全般的な割合が投資の総額の十五

パーセントを超えるときは、著しい害が存在するものとみなす。この4の規定の適用上、立ち上がり期間は、生産を行う最初の一年間を超えないものとする(注)。

注 立ち上がり段階には、生産が開始されていない場合であっても、補助金から利益を受ける産品の開発又は当該産品の製造施設の建設に対する資金面での約束が既になされている場合を含む。

5 補助金を受ける企業が所在する国の経済にインフレーションが存在する場合には、産品の価額については、当該企業の前暦年における販売総額(又は、補助金が一の産品に結び付いている場合には、当該一の産品の販売額)を補助金の交付される月に先立つ十二箇月の間におけるインフレーションの率によって調整したものと計算する。

6 特定の年の補助金の全般的な割合の決定に当たっては、加盟国の領域内において異なる制度の下で交付される補助金の合計及び異なる当局によって交付される補助金の合計に基づいて計算する。

7 世界貿易機関協定の効力発生の日前に交付される補助金については、その利益が将来の生産に配分される場合には、補助金の全般的な割合に含める。

8 6.1(a)の規定の適用上、この協定の関連規定により相殺措置の対象とならない補助金については、補助金の額の計算に含めない。

附属書V 著しい害に関する情報を収集するための手続

1 すべての加盟国は、7.4から7.6までの規定に定める手続に従って小委員会が検討する証拠の収集に協力する。紛争当事国である加盟国及び関係する第三国である加盟国は、7.4の規定が適用されたときは、この1の規定の実施について責任を有する自己の領域内の機関及び情報提供の要請に応ずるための手続を速やかに紛争解決機関に通報する。

2 7.4の規定に基づき問題が紛争解決機関に付託された場合には、同機関は、要請に基づき、補助金の存在、補助金の額及び補助金を受けた企業の販売総額を確定するために必要な情報並びに補助金の交付を受けた産品が与える悪影響を分析するために必要な情報を補助金を交付している加盟国の政府から入手するための手続を開始する(注1)。この過程には、適当な場合には、情報を収集し及び第七部に定める通報手続を通じて紛争当事国が入手することができる情報を明確なものとし、かつ、詳細なものとするために、補助金を交付している加盟国及び申立加盟国の政府に対して質問書を提示することを含む(注2)。

注1 著しい害の存在が立証されなければならない場合に適用する。

注2 紛争解決機関が情報を収集する過程においては、その性質上秘密である情報又はこの過程に關する加盟国が秘密のものとして提供した情報を保護する必要を考慮する。

3. 第三国の市場における影響については、紛争当事国は、悪影響を分析するために必要な情報であって申立加盟国又は補助金を交付している加盟国から合理的に入手することができないものを、第二国である加盟国の政府に対する質問を含む手段を通じて収集することができる。この場合、この要請は、第三国である加盟国に対して不合理な負担を課さないような方法で行われるべきである。第三国である加盟国は、特に、そのために市場又は価格の分析を特別に行うことを期待されない。提供される情報は、当該第三国が既に入手したものと又は容易に入手することができるもの(例えば、関係する統計機関が既に収集した最新の統計であって公表されていないもの、関係製品の輸入及び申告価額に関する通関資料等)とする。ただし、紛争当事国が自国の負担で詳細な市場の分析を行う場合には、第三国である加盟国の当局は、当該分析を行う者又は企業の作業に対して便宜を与える。また、これらの者又は企業は、政府が通常秘密としている情報以外のすべての情報を入手する機会を与えられる。
4. 紛争解決機関は、情報を収集するための過程を促進するための職務を遂行する代表者を指名する。当該代表者の目的は、紛争の多角的な検討を迅速に行うことを容易にするために必要な情報を適時に収集することを確保することに限られる。当該代表者は、特に、必要な情報を最も効果的に収集する方法を提案すること及び当事国の協力を奨励することができる。
5. 2から4までに定める情報を収集するための過程は、14の規定に基づいて問題が紛争解決機関に付託された日から六十日以内に完結させる。この過程で入手された情報は、第十部の規定により同機関が設置する小委員会に提出される。当該情報は、特に、補助金の額(及び、適当な場合には、補助金を受けた企業の販売総額)、補助金の交付を受けた製品の価格、補助金の交付を受けていない製品の価格、市場に供給する他の供給者の製品の価格、補助金の交付を受けた製品の市場への供給の変動及び市場占拠率の変動に関する資料を含むべきである。当該情報は、また、反証のための証拠及び小委員会が結論を得る過程において適当とみなす補足的な情報も含むべきである。
6. 情報を収集するための過程において補助金を交付している加盟国又は第三国である加盟国が協力しない場合には、申立加盟国は、入手可能な証拠に基づき、当該補助金を交付している加盟国又は第三国である加盟国が協力を行わないという事実及び状況を示すとともに著しい害に関する自国の立場を表明する。補助金を交付している加盟国又は第三国である加盟国の協力がなく情報が入手できない場合には、小委員会は、必要に応じ、その他の方法により入手可能な最善の情報によって記録を完成することができる。
7. 小委員会は、決定を行うに当たり、情報を収集するための過程に関する当事国の協力がなくという事実に基づいて当該当事国に不利な推定を行うべきである。
8. 小委員会は、入手可能な最善の情報又は不利な推定のいずれか一方を用いることを決定するに当たり、情報提供の要請の合理性及び当事国が当該要請に応ずるために協力的かつ適時に払った努力に関し

- て、4の規定に従って指名される紛争解決機関の代表者の助言を考慮する。
 9. 情報を収集するためのいかなる過程も、紛争の適切な解決のために重要と認められる追加の情報であって当該手続を通じて十分に収集されなかったものを小委員会が求めることを制限するものではない。もっとも、小委員会は、特定の当事国の立場を支持する情報であって、情報を収集するための過程において当該当事国が合理的な理由なしに協力しなかった結果として記録に記載されていないものについては、通常、記録を完成するための追加の情報として提供を要請すべきではない。
- 附属書VI 12.6の規定に基づく現地調査に関する手続
1. 調査の開始に当たっては、現地調査の実施に関する意図を輸出加盟国の当局及び関係があると知られている企業に通知すべきである。
 2. 例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含まようとする場合には、企業及び輸出加盟国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱いに係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。
 3. 訪問調査を最終的に計画する前に輸出加盟国における関係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。
 4. 調査当局は、関係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出加盟国の当局に通知すべきである。
 5. 訪問調査を行う前に、関係企業に対し十分前もって通知すべきである。
 6. 質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。当該要請が行われる場合には、調査当局は、当該輸出企業のために当該訪問調査を行うことができる。当該訪問調査は、(a)輸入加盟国の当局が関係加盟国の政府の代表者にその旨を通知し、かつ、(b)その代表者が訪問調査に反対しない場合にのみ行うことができる。
 7. 現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出加盟国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。
 8. 輸出加盟国の当局又は企業が行った照会又は質問であって現地調査の成功に不可欠なものについては、

可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

附屬書Ⅶ 27.2(a)に規定する開発途上加盟国

27.2(a)の規定に基づき3.1(a)が適用されない開発途上加盟国は、次のとおりとする。

(a) 国際連合が後発開発途上国に指定する世界貿易機関の加盟国

(b) 世界貿易機関の加盟国である次の開発途上国（ただし、一人当たりの国民総生産が年額千台衆国ドルに達したときは、27.2(b)の規定に従って他の開発途上加盟国に適用される規定が適用される。）（注）

ボリヴィア、カメルーン、コンゴ、象牙海岸共和国、ドミニカ共和国、エジプト、ガーナ、グアテマラ、ガイアナ、インド、インドネシア、ケニア、モロッコ、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、スリ・ランカ及びジンバブエ

注 開発途上加盟国を他の表に含めるに当たっては、一人当たりの国民総生産に関する世界銀行の最新の資料による。

セーフガードに関する協定

加盟国は、

千九百九十四年のガットに基づく国際貿易体制を改善し及び強化するという加盟国の有する全般的な目的に留意し、千九百九十四年のガットの規律、特にその第十九条（特定の製品の輸入に対する緊急措置）に定める規律を明確なものとし及び強化し、セーフガードに対する多数国間の管理を再び確立し並びにその管理を回避する措置を撤廃する必要があることを認め、

構造調整が重要であること及び国際市場における競争を制限するのではなく促進することが必要であることを認め、

更に、これらの目的のため、すべての加盟国に適用され、かつ、千九百九十四年のガットの基本原則に基づく包括的な協定が必要であることを認めて、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 一般規定

この協定は、セーフガード措置の適用のための規則を定める。セーフガード措置とは、千九百九十四年のガット第十九条に規定する措置をいうものと了解する。

第二条 条件

1 加盟国（注）は、ある産品が、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害を与え又

は与えるおそれがあるような増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない）で、及びそのような条件で、自国の領域内に輸入されていることを当該加盟国が次の規定に従って決定した場合にのみ、当該産品についてセーフガード措置をとることができる。

注 開発同盟は、一の単位として又は一の構成国のためにセーフガード措置をとることができる。開発同盟が一の単位としてセーフガード措置をとる場合には、この協定に基づき重大な損害又はそのおそれの決定のためのすべての要件は、当該開発同盟全体に存在する条件に基づきものとす。セーフガード措置が一の構成国のためにとられる場合には、重大な損害及びそのおそれの決定のためのすべての要件は、当該構成国に存在する条件に基づきものとす。また、当該措置の適用は、当該構成国に限定する。この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガットの第十九条と第二十四条との関係についての解釈に矛盾を与えるものではない。

2 セーフガード措置は、輸入されている産品について、その輸入源のいかなるものを問わず、とられるものとする。

第三条 調査

1 加盟国は、あらかじめ定められ、かつ、千九百九十四年のガット第十条の規定に適合して公表された手続に従い当該加盟国の権限のある当局が調査を行った後、セーフガード措置をとることができる。

この調査には、すべての利害関係を有する者に対する合理的な公告並びに輸入者、輸出者その他の利害関係を有する者が証拠及び自己の見解を提出することができる公聴会その他の適当な方法が含まれるものとする。このような方法には、他の関係者が提出した証拠及び見解について回答する機会並びに自己の見解を提出する機会、特にセーフガード措置の適用が公共の利益に合致するかしないかについて自己の見解を提出する機会が含まれる。権限のある当局は、事実及び法令に係るすべての関連する問題に関して得られた認定の記載及び理由を示した結論の記載のある報告を公表する。

2 いかなる情報も、その性質上秘密であるもの又は秘密の情報として提供されたものは、理由が示される場合には、権限のある当局により秘密として取り扱われる。当該情報については、提供した者の同意を得ないで開示してはならない。秘密の情報を提供した者は、当該情報の秘密でない要約を提出するよう又は、当該情報を提供した者が当該情報を要約することができないとする場合には、その理由を提出するよう要請されることがある。もっとも、権限のある当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、秘密扱いを要請した者が情報を公表せず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、当該情報が正確であることが適当な者から当該権限のある当局に対して十分に立証されない限り、当該情報を無視することができる。

第四条 重大な損害又はそのおそれの決定

1 この協定の適用上、

(a) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(b) 「重大な損害のおそれ」とは、2の規定に従って認められる明らかに差し迫った重大な損害をいう。重大な損害のおそれの存在の決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。

(c) 損害又はそのおそれの決定上、「国内産業」とは、加盟国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

2 (a) 輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあるかないかをこの協定に基づいて決定するための調査においては、権限のある当局は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての要因であつて客観的なかつ数値化されたもの、特に關係産品の輸入の増加率及び増加量(絶対量におけるものであるか相対量におけるものであるかを問わない)、増加した輸入産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用に對する水準の変化を評価する。

(b) (a)に規定する決定は、調査が、關係産品の輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間に因果關係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを輸入の増加に帰してはならない。

(c) 権限のある当局は、前条の規定に従ひ、調査の対象となつた事例の詳細な分析及び検討した要因の關連性について立証したものを速やかに公表する。

第五条 セーフガード措置の適用

1 加盟国は、重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度においてのみセーフガード措置をとる。数量制限が用いられる場合には、当該措置は、輸入量を最近の期間における水準(この水準は、統計が入手可能な最近の代表的な三年の輸入の平均値とする)よりも減するものであってはならない。ただし、重大な損害を防止し又は救済するために異なる水準が必要であるとの明らかな理由がある場合は、この限りでない。加盟国は、これらの目的の達成のために最も適した措置を選択すべきである。

2 (a) 供給期間に割当てを配分する場合には、制限を課する加盟国は、割当ての配分について、關係産品の供給について実質的な利害關係を有する他のすべての加盟国と合意することができる。この方法が事実上実行不可能な場合には、当該制限を課する加盟国は、当該産品の供給について実質的な利害關係を有する加盟国に対し、当該産品の貿易に影響を及ぼした又は及ぼしていると考えられる特別の要因に妥当な考慮を払い、過去の代表的な期間に当該実質的な利害關係を有する加盟国が当該産品の輸入の総数量又は総価額に對して供給した割合に基づいて当該産品の割当てを配分する。

(b) 加盟国は、(a)の規定から逸脱することができる。ただし、第十二条3の協議が第十三条1に定めるセーフガードに關する委員会の主催の下で行われ、かつ、(i)ある加盟国からの輸入が代表的な期間における關係産品の輸入の総増加量に對して均衡を失する比率で増加したこと、(ii)(a)の規定から逸脱する理由が正当化されること及び(iii)その逸脱の条件が当該産品のすべての供給者にとって公平であることが同委員会に對し明確に示されることを条件とする。その逸脱した措置の期間は、第七條1に規定する当初期間を超えて延長されてはならない。その逸脱は、重大な損害のおそれと理由とする場合には、認められない。

第六條 暫定的なセーフガード措置

遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、加盟国は、輸入の増加が重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、暫定的なセーフガード措置をとることができる。当該措置の期間は、二百日を超えるものであってはならず、その期間中第二条から次条まで及び第十二條に定める關連する要件が満たされるものとする。当該措置は、関税引上げの形態をとるべきであり、その後行われる第四条2に規定する調査により輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあると決定されない場合には、その引上げ分は、速やかに払い戻される。当該措置の期間は、次条1から3までに規定する当初期間及び延長期間に算入される。

第七條 セーフガード措置の適用期間及び見直し

1 加盟国は、重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な期間においてのみセーフガード措置をとる。この期間は、2の規定によつて延長されない限り、四年を超えるものであってはならない。

2 1に規定する当初期間は、輸入加盟国の権限のある当局が、第一条から第五条までに定める手続に従ひセーフガード措置が重大な損害を防止し又は救済するために引き続き必要であること及び産業が調整を行つていくという証拠があることを決定したこと並びに次条及び第十二條の關連規定が遵守されていることを条件として、延長することができる。

3 セーフガード措置の適用期間の合計は、暫定的なセーフガード措置の適用期間、セーフガード措置の当初の適用期間及びその延長の期間を含めて、八年を超えるものであってはならない。

4 第十二條1の規定に従つて通報されたセーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該措置をとる加盟国は、当該措置の適用期間中一定の間隔で当該措置を漸進的に緩和する。当該措置をとる加盟国は、当該措置の予定適用期間が三年を超える場合において、当該措置の適用期間の中間時点以前に状況の見直しを行い、適当なときは、当該措置を撤回し又は緩和の進行を速める。2の規定によつて延長された措置は、当初期間の終了時点における措置よりも制限的なものであつ

てはならず、引き続き緩和されるべきである。

5 世界貿易機関協定の効力発生の日の後に与えられたセーフガード措置の対象とされた製品の輸入については、当該措置が与えられた期間と等しい期間が経過するまでセーフガード措置を再度とってはならない。ただし、不適用の期間は、少なくとも二年とする。

6 5の規定にかかわらず、適用期間が百八十日以内のセーフガード措置は、次の条件を満たす場合には、ある製品の輸入について再度とることができる。

(a) 当該製品の輸入についてのセーフガード措置の導入の日から少なくとも一年が経過していること。

(b) セーフガード措置が、当該製品と同一の製品について、当該百八十日以内のセーフガード措置の導入の日の直前の五年間に三度以上とられていないこと。

第八条 譲許その他の義務の水準

1 セーフガード措置をとらうとし又はセーフガード措置の延長を求める加盟国は、第十一条3の規定に従って、自国と当該措置により影響を受ける輸出加盟国との間に千九百九十四年のガットに基づいて存在する譲許その他の義務と実質的に等価の譲許その他の義務を維持するよう努力する。この目的を達成するため、関係加盟国は、当該措置が当該関係加盟国間の貿易に及ぼす悪影響に対する貿易上の補償の適切な方法を合意することができる。

2 第十二条3の協議において三十日以内に合意が得られない場合には、セーフガード措置により影響を受ける輸出加盟国は、当該措置が与えられた後九十日以内に、かつ、物品の貿易に関する理事会が書面による停止の通報を受領した日から三十日の期間が経過した時に、当該措置をとっている加盟国の貿易について、千九百九十四年のガットに基づく実質的に等価の譲許その他の義務であって同理事会が否認しないものの適用を停止することができる。

3 2に規定する停止の権利は、セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果として与えられたものであり、かつ、当該措置がこの協定に適合する場合には、当該措置が与えられている最初の三年間については行使されてはならない。

第九条 開発途上加盟国

1 セーフガード措置は、輸入加盟国によるある製品の輸入において一の開発途上加盟国を原産地とする当該製品の輸入の割合が当該製品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、当該開発途上加盟国を原産地とする当該製品について与えられてはならない。ただし、三パーセントを超えない輸入の割合を有する複数の開発途上加盟国からの輸入の割合の合計が当該製品の総輸入量の九パーセント以下であることを条件とする。(注)

注 加盟国は、この1の規定に基づいてとる行為を直ちにセーフガードに関する委員会に通報する。

2 開発途上加盟国は、第七条3に規定する最長の期間を超えて二年を限度とする期間、セーフガード措置の適用期間を延長する権利を有する。同条5の規定にかかわらず、開発途上加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後に与えられたセーフガード措置の対象とされた製品の輸入について、当該措置が与えられた期間の二分の一の長さの期間が経過した後セーフガード措置を再度とる権利を有する。ただし、不適用の期間は、少なくとも二年とする。

第十条 千九百九十七年のガット第十九条の規定に基づく既存の措置

加盟国は、千九百九十七年のガット第十九条の規定に基づいて与えられたすべてのセーフガード措置であって世界貿易機関協定の効力発生の日に存続していたものを、当該措置が最初に与えられた日の後八年以内の日又は同協定の効力発生の日の後五年以内の日のいずれか遅い日に終了させる。

第十一条 特定の措置の禁止及び撤廃

1 (a) 加盟国は、千九百九十四年のガット第十九条に規定する特定の製品の輸入に対する緊急措置がこの協定に従って適用される同条の規定に適合している場合を除くほか、当該緊急措置をとり又はとらうとしはならない。

(b) 更に、加盟国は、輸出自主規制、市場の秩序を維持するための取決めその他輸出又は輸入の面における同様の措置(注1、注2)をとらうとし、とり又は維持してはならない。これらの措置には、一の加盟国が単独でとる措置及び二以上の加盟国が締結する協定、取決め又は了解に基づいてとられる措置が含まれる。世界貿易機関協定の効力発生の日に与えられているこのような措置は、2の規定に従って、この協定に適合せられ又は段階的に撤廃される。

注1 千九百九十四年のガット及びこの協定の関連規定に適合するセーフガード措置として与えられる輸入割当ては、相互の合意により輸出加盟国が管理することができる。

注2 同様の措置の例には、輸出の抑制、輸出価格又は輸入価格の監視制度、輸出又は輸入の輸入カルテル及び限定的な輸出又は輸入の許可制度であって、保護を提供するものが含まれる。

(c) この協定は、千九百九十四年のガット(第十九条の規定を除く)及びこの協定を除く世界貿易機関協定附屬書Aの多角的貿易協定に従って又は千九百九十四年のガットの枠内で締結された議定書、協定若しくは取決めに従って加盟国がとらうとし、とり又は維持している措置については、適用しない。

2 1(b)に規定する措置の段階的撤廃は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後百八十日以内に関係加盟国がセーフガードに関する委員会に提出する計画に従って実施される。この計画は、同協定の効力発生の日の後四年を超えない期間内に段階的に撤廃され又はこの協定に適合せられる1に規定するすべての措置について定める。ただし、各輸入加盟国(注)当たり一を超えない特定の措置の適用期間については、この限りでない。もっとも、当該特定の措置の適用期間は、千九百九十九年十二月三十一日を超えないもので

あつてはならない。このような例外は、直接に関係する加盟国の間で相互に合意され、同協定の効力発生の日から九十日以内に検討及び受諾のために同委員会に通報される。このような例外に該当するものとして合意された措置は、この協定の附属書に掲げる。

注 欧州共同体に認められる唯一のこのような例外は、この協定の附属書に掲げる。

3 加盟国は、公私の企業が1に規定する措置に相等する非政府措置をとり又は維持するよう奨励し又は支持してはならない。

第十二条 通報及び協議

1 加盟国は、次の場合には、直ちにセーフガードに関する委員会に通報する。

- (a) 重大な損害又はそのおそれ及びこれらの理由に関する調査を開始する場合
- (b) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの認定を行う場合
- (c) セーフガード措置をとり又は延長する決定を行う場合

2 1の(b)及び(c)の通報を行うに当たり、セーフガード措置をとり又は延長しようとする加盟国は、すべての関連する情報をセーフガードに関する委員会に提供する。この情報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠、対象となる産品及びところとする措置の正確な説明、措置を導入しようとする期日、予定適用期間並びに漸進的な緩和のための計画を含む。セーフガード措置の延長の場合には、関係する産品が調整を行っているという証拠も提供する。物品の貿易に関する理事会又はセーフガードに関する委員会は、セーフガード措置をとり又は延長しようとする加盟国に対し、必要と認める追加の情報を要求することができる。

3 セーフガード措置をとり又は延長しようとする加盟国は、特に、2の規定に従って提供される情報を検討し、当該措置に関し意見を交換し及び第八条1に定める目的を達成するための方法について了解に達するため、関係産品の輸出国として実質的な利害関係を有する加盟国との事前の協議のための機会を十分に与える。

4 加盟国は、第六条に規定する暫定的なセーフガード措置をとる前に、セーフガードに関する委員会に通報する。協議は、当該措置がとられた後直ちに開始する。

5 関係加盟国は、この条に規定する協議及び第七条4に規定する中間時点における見直しの結果について、第八条1に規定する補償の方法について並びに同条2の規定に従い停止しようとする譲許その他の義務について、物品の貿易に関する理事会に直ちに通報する。

6 加盟国は、セーフガード措置に関する自国の法令及び行政上の手続並びにこれらの修正をセーフガードに関する委員会に速やかに通報する。

7 第十条又は前条1に規定する措置であつて世界貿易機関協定の効力発生の日に存在するものを維持して

いる加盟国は、同協定の効力発生の日の後六十日以内に当該措置についてセーフガードに関する委員会に通報する。

8 他の加盟国がこの協定に基づいて通報することを要求されているいずれかの法令、行政上の手続及びこの協定の対象となる措置又は行為を通報していない場合には、いかなる加盟国も、これらをセーフガードに関する委員会に通報することができる。

9 いかなる加盟国も、前条3に規定する非政府措置をセーフガードに関する委員会に通報することができる。

10 この協定に規定する物品の貿易に関する理事会に対するすべての通報は、通常、セーフガードに関する委員会を通じて行う。

11 この協定における通報の規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

第十三条 監視任務

1 物品の貿易に関する理事会の権限の下にセーフガードに関する委員会を設置する。同委員会は、参加の希望を表明するすべての加盟国による参加のために開放される。同委員会は、次の任務を有する。

(a) この協定の一般的な実施状況について監視し及び当該実施状況を物品の貿易に関する理事会に毎年報告し並びにこの協定の改善のための勧告を行うこと。

(b) セーフガード措置に関し、影響を受けた加盟国の要請に基づき、この協定の手続上の要件が満たされていないかについて認定し、及びその認定を物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(c) 加盟国が要請する場合には、この協定に基づく協議に当たり加盟国を援助すること。

(d) 第十条及び第十一条1に規定する措置を検討し、これらの措置の段階的撤廃を監視し及び、適当な場合には、物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(e) 停止しようとする譲許その他の義務が「実質的に等価値」であるかないかをセーフガード措置をとる加盟国の要請に基づいて検討し及び、適当な場合には、物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(f) この協定に規定するすべての通報を受領し及び検討し並びに、適当な場合には、物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(g) 物品の貿易に関する理事会が決定するこの協定に関連する他のすべての任務を遂行すること。

2 事務局は、セーフガードに関する委員会がその監視任務を遂行することを補佐するため、通報された情報その他の入手可能な信頼し得る情報に基づき、この協定の実施についての事実関係に関する報告を毎年作成する。

第十四条 紛争解決

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

附屬書 第十一條に規定する例外

関係加盟国	産 品	終 了 期 日
欧州共同体 及び日本	乗用自動車（四輪駆動車及び小型商用車を含む）及び車両総重量五トン以下の小型貨物自動車（四輪駆動車及び小型商用車を含む）並びにこれらの自動車のノックダウンに用いられる部品	千九百九十九年 十二月三十一日

附屬書一B サービスの貿易に関する一般協定

目次

- 第一部 適用範囲及び定義
- 第一條 適用範囲及び定義
- 第二部 一般的な義務及び規律
- 第二條 最恵国待遇
- 第三條 透明性
- 第三條の二 秘密の情報の開示
- 第四條 開発途上国の参加の増大
- 第五條 経済統合
- 第五條の二 労働市場の統合のための協定
- 第六條 国内規制
- 第七條 承認
- 第八條 独占及び排他的なサービス提供者
- 第九條 商慣習
- 第十條 セーフガード措置
- 第十一條 支払及び資金移動
- 第十二條 国際収支の保護のための制限

- 第十三條 政府調達
- 第十四條 一般的例外
- 第十四條の二 安全保障のための例外
- 第十五條 補助金
- 第三部 特定の約束
- 第十六條 市場アクセス
- 第十七條 内国民待遇
- 第十八條 追加的な約束
- 第四部 漸進的な自由化
- 第十九條 特定の約束についての交渉
- 第二十條 特定の約束に係る表
- 第二十一條 特定の約束に係る表の修正
- 第五部 制度に関する規定
- 第二十二條 協議
- 第二十三條 紛争解決及び実施
- 第二十四條 サービスの貿易に関する理事会
- 第二十五條 技術上の協力
- 第二十六條 他の国際機関との関係
- 第六部 最終規定
- 第二十七條 利益の否認
- 第二十八條 定義
- 第二十九條 附屬書
- 第二條の免除に関する附屬書
- この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附屬書
- 航空運送サービスに関する附屬書
- 金融サービスに関する附屬書
- 金融サービスに関する第二附屬書
- 海上運送サービスの交渉に関する附屬書
- 電気通信に関する附屬書
- 基本電気通信の交渉に関する附屬書

サービスの貿易に関する一般協定

加盟国は、

世界経済の成長及び発展にとってサービスの貿易の重要性が増大していることを認め、

透明性及び漸進的な自由化を確保しつつサービスの貿易を拡大することを目的として、また、すべての参加国の経済成長及び開発途上国の発展を促進する手段として、サービスの貿易に関する原則及び規則の多角的枠組みを設定することを希望し、

すべての参加国の利益を互恵的な基礎の上に増進し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保することを目的として引き続き行われる多角的交渉のラウンドを通じ、国家の政策目的に十分な考慮を払いつつ、漸進的かつ早期に一層高い水準のサービスの貿易の自由化を達成することを希望し、

国家の政策目的を実現するため自国の領域内におけるサービスの提供に関して規制を行い又は新たな規制を導入する権利を有すること及びサービスの規制に係る発展の程度に関して国の間に存在する不均衡にかんがみ開発途上国にはこの権利を行使する必要があることを認め、

特に開発途上国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力を強化することにより、開発途上国のサービスの貿易への参加の増大及びサービスの輸出の拡大を促進することを希望し、

後発開発途上国の特別な経済事情並びにこれらの国の開発上、貿易上及び資金上のニーズにかんがみ、後発開発途上国が重大な困難を有することに特に留意して、

ここに、次のとおり協定する。

第一部 適用範囲及び定義

第一条 適用範囲及び定義

1 この協定は、サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置について適用する。

2 この協定の適用上、「サービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(a) いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供

(b) いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの

(c) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの

(d) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの

3 この協定の適用上、

(a) 「加盟国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たつてとる措置

加盟国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(b) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(c) 「政府の権限の行使」として提供されるサービスとは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービスの提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

第二部 一般的な義務及び規律

第二条 最恵国待遇

1 加盟国は、この協定の対象となる措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、他の国の同様のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。

2 加盟国は、1の規定に合致しない措置であつても、「第二条の免除に関する附属書」に掲げられ、かつ、同附属書に定める要件を満たす場合においては、当該措置を維持することができる。

3 この協定の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、加盟国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

第三条 透明性

1 加盟国は、一般に適用されるすべての措置であつてこの協定の適用に関連を有し又は影響を及ぼすものを速やかに、かつ、緊急の場合を除くは遅くとも当該措置が効力を生ずる時までに公表する。サービスの貿易に関連を有し又は影響を及ぼす国際協定であつて加盟国が締結国であるものも公表する。

2 1に規定する情報の公表が実行可能でない場合には、当該情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

3 加盟国は、この協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しい影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更を速やかに、かつ、少なくとも毎年、サービスの貿易に関する理事會に通報する。

4 加盟国は、1に規定する一般に適用される自国の措置又は国際協定に関する特定の情報についての他の

加盟国の要請に対し速やかに対応する。加盟国は、また、これらのすべての事項及び3に規定する通報の義務の対象となる事項に関する特定の情報を要請に応じて他の加盟国に提供するための一又は二以上の照会所を設置する。当該照会所は、世界貿易機関を設立する協定（この協定において「世界貿易機関協定」という。）が効力を生ずる日から二年以内に設置する。個々の開発途上加盟国について、当該照会所を設置する期限に關し、適当と認める猶予について合意することができる。当該照会所は、法令の寄託所であることを要しない。

5 いずれの加盟国も、この協定の運用に影響を及ぼすと認める他の加盟国の措置をサービスの貿易に関する理事会に通報することができる。

第三条の二 秘密の情報の開示

この協定のいかなる規定も、加盟国に対し、その開示が法令の実施を妨げる等公共の利益に反することとなり又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の提供を要求するものではない。

第四条 開発途上国の参加の増大

1 世界貿易における開発途上加盟国の参加の増大については、第三部及び第四部の規定に従い加盟国が行う交渉に基づく次の事項に関連する特定の約束を通じて促進する。

(a) 特に商業的な原則に基づく技術の利用による開発途上加盟国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化

(b) 開発途上加盟国による流通経路及び情報網の利用の改善

(c) 開発途上加盟国が輸出について関心を有する分野及び提供の態様における市場アクセスの自由化

2 先進加盟国及び可能な限り他の加盟国は、自国の市場に関連した次の事項に関する情報の開発途上加盟国のサービス提供者による利用を容易にするため、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から二年以内に連絡所を設置する。

(a) サービスの提供の商業的及び技術的側面

(b) 職業上の資格の登録、承認及び取得

(c) サービスに係る技術の利用可能性

3 1及び2の規定の実施に当たっては、後発開発途上加盟国を特に優先する。後発開発途上国の特別な経済事情並びにこれらの国の開発上、貿易上及び資金上のニーズにかんがみ、交渉に基づく特定の約束を受け入れるに際して後発開発途上国が重大な困難を有することを特に考慮する。

第五条 経済統合

1 この協定は、いずれの加盟国についても、締約国間でサービスの貿易を自由化する協定の締約国である

こと又は当該協定を締結することを妨げるものではない。ただし、当該協定が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限り。

(a) 相当な範囲の分野を対象とすること（注）。

注 この要件は、分野の数、影響を受ける貿易の量及び提供の態様により理解する。この要件を満たすためには、当該協定は、いずれの提供の態様についてもあらかじめ排除することを定めるものであってはならない。

(b) 第十一条、第十二条、第十四条及び第十四条の二の規定により認められる措置を除くほか、(a)の分野において、当該締約国間で第十七条の規定の意味における実質的にすべての差別が次の措置により当該協定の効力発生時に存在しないこと又は合理的な期間において撤廃されることを定めること。

(i) 現行の差別的な措置の撤廃

(ii) 新たな又は一層差別的な措置の禁止

2 1(b)の要件が満たされているか否かを評価するに当たっては、1に規定する協定と関係国間の経済統合又は貿易の自由化の一層広範な進展との関係を考慮することができる。

3 (a) 開発途上国が1に規定する協定の締約国である場合には、分野全体及び個々の分野における当該開発途上国の発展の水準に従い、1に定める要件、特に1(b)の要件を弾力的に適用する。

(b) 6の規定にかかわらず、開発途上国のみが関係する1に規定する協定については、当該協定の締約国の自然人が所有し又は支配する法人に対して一層有利な待遇を与えることができる。

4 1に規定する協定は、当該協定の締約国間の貿易を容易にすることを目的とするものとし、当該協定の締約国でない加盟国に対し、それぞれの分野におけるサービスの貿易に対する障害の一般的水準を当該協定が効力を生ずる前に適用されていた水準よりも引き上げるものであってはならない。

5 加盟国は、1に規定する協定の締結、拡大又は重大な修正を行うに当たり自国の特定の約束に係る表（この協定において「約束表」という。）に定める条件に反するような特定の約束の撤回又は修正を行うとの意図を有する場合には、その意図を当該撤回又は修正の少なくとも九十日前までに通報する。この場合において、第二十一条の2から4までに定める手続を適用する。

6 1に規定する協定のいずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人である他の加盟国のサービス提供者は、当該協定の締約国の領域内で実質的な業務を行っている場合には、当該協定に基づいて与えられる待遇を享受する権利を有する。

7 (a) 1に規定する協定の締約国である加盟国は、当該協定及びその拡大又は重大な修正をサービスの貿易に関する理事会に対して速やかに通報する。当該加盟国は、また、同理事会の要請する関連情報を同理事会に提供する。同理事会は、当該協定又はその拡大若しくは修正について検討するため及びこれがこの条の規定に適合するかしないかについて同理事会に報告するための作業部会を設置することができる。

る。

(b) 1に規定する協定であつて締約国間の差別的撤廃が特定の期間において実施されるものの締約国である加盟国は、その実施につきサービスの貿易に関する理事会に対して定期的に報告する。同理事会は、必要と認める場合には、その報告を検討するための作業部会を設置することができる。

(c) サービスの貿易に関する理事会は、適当と認める場合には、(a)及び(b)に規定する作業部会の報告に基づき1に規定する協定の締約国に対して勧告を行うことができる。

8 1に規定する協定の締約国である加盟国は、当該協定により他の加盟国に与えられる貿易上の利益について補償を求めてはならない。

第五条の二 労働市場の統合のための協定

この協定は、いずれの加盟国についても、締約国間で労働市場の完全な統合(注)を行うための協定の締約国であることを妨げるものではない。ただし、当該協定が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限る。

注 典型的な例として、この統合は、締約国の雇用市場に自由に進出する機会を関係締約国の国民に与え、給与条件その他の雇用及び社会的給付についての条件に関する措置を含む。

(a) 当該協定の締約国の国民に対し、居住及び就労の許可のための要件の適用を免除すること。

(b) サービスの貿易に関する理事会に通報されること。

第六条 国内規制

1 加盟国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 (a) 加盟国は、影響を受けたサービス提供者の要請に応じサービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について速やかに審査し及び正当とされる場合には適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。加盟国は、当該訴訟手続が当該行政上の決定を行う機関から独立していない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を實際に認めるものであることを確保する。

(b) (a)の規定は、加盟国に対し、その憲法上の構造又は法制的性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

3 特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、加盟国の権限のある当局は、国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。加盟国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

4 サービスの貿易に関する理事会は、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関

連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、同理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成する。当該規律は、これらの要件、手続及び基準が特に次の基準に適合することを確保することを目的とする。

(a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準(例えば、サービスを提供する能力)に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) 免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

5 (a) 加盟国は、特定の約束を行った分野において、当該分野に關し4の規定に従つて作成される規律が効力を生ずるまでの間、次のいずれかの態様により当該特定の約束を無効にし又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(i) 4の(a)、(b)又は(c)に規定する基準に適合しない態様

(ii) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該加盟国について合理的に予想され得なかつた態様

(b) 加盟国が(a)に基づく義務を遵守しているかいないかを決定するに当たり、当該加盟国が適用する関係国際機関(注)の国際的基準を考慮する。

注 「関係国際機関」とは、少なくとも世界貿易機関のすべての加盟国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

6 加盟国は、自由職業サービスに關して特定の約束を行った分野において、他の加盟国の自由職業家の能力を確保するための適当な手続を定める。

第七章 承認

1 加盟国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準が全部又は一部について満たされることを認める目的をもって、3に規定する義務に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該いずれかの国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は自主的に行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である加盟国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、関心を有する他の加盟国が当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し又はこれと同等の協定若しくは取決めに對して交渉するための機会を十分に与える。加盟国は、承認を自主的に与える場合には、他の加盟国に対し、当該他の加盟国の領域内で得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

3 加盟国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

4 加盟国は、次のことを行う。

(a) 世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日から十二箇月以内に、承認のための現行の措置をサービスの貿易に関する理事会に通報し、及び当該措置が1に規定する協定又は取決めに基づくものであるかどうかを表明すること。

(b) 1に規定する協定又は取決めの交渉が実質的な段階に入る前に他の加盟国が当該交渉に参加することについての関心を示すための機会を十分に与えるため、当該交渉の開始をできる限り早期にサービスの貿易に関する理事会に対して速やかに通報すること。

(c) 承認のための新たな措置を採用し又は承認のための現行の措置の重大な修正を行った場合には、当該措置をサービスの貿易に関する理事会に対して速やかに通報し、及び当該措置が1に規定する協定又は取決めに基づくものであるかどうかを表明すること。

5 1の承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。加盟国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準並びに自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

第八条 独占及び排他的なサービス提供者

1 加盟国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第二条の規定及び特定の約束に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2 加盟国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該加盟国の特定の約束に基づくものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、加盟国は、当該サービス提供者が自国の領域内で当該約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 サービスの貿易に関する理事会は、加盟国が他の加盟国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該加盟国の要請に応じ、当該サービス提供者を設立し、維持し又は許可した加盟国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 加盟国は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の後に自国の特定の約束の対象となるサービスの提供に關して独占権を与える場合には、当該独占権を与える予定の遅くとも三箇月前までにサービスの貿易に関する理事会に通報する。この場合において、第二十一条の2から4までの規定を適用する。

5 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、加盟国が法令上又は事実上(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用する。

第九条 商慣習

1 加盟国は、サービス提供者の一定の商慣習(前条の規定に該当するものを除く。)が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2 加盟国は、他の加盟国の要請に応じ、1の商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた加盟国は、当該要請に対し十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となつてゐる事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することにより協力する。要請を受けた加盟国は、また、その国内法に従い、かつ、要請をした加盟国による情報の秘密の保護に關し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請をした加盟国に提供する。

第十条 セーフガード措置

1 セーフガード措置の問題につき無差別の原則に基づいて多角的交渉を行う。この交渉の結果は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から三年以内に効力を生ずる。

2 加盟国は、1に規定する交渉の結果が効力を生ずる前の期間において、特定の約束の修正又は撤回を第二十一条1に規定する三年の期間の経過を待つて行うことができない理由をサービスの貿易に関する理事会に示す場合には、同条1の規定にかかわらず、当該約束が効力を生ずる日から一年の期間の経過の後に当該約束を修正し又は撤回するとの自国の意向を同理事会に通報することができる。

3 2の規定は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の後三年で適用されなくなる。

第十一条 支払及び資金移動

1 加盟国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する經常取引のための国際的な資金移動及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もっとも、加盟国は、次条の規定に基づく場合又は同基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第十二条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外資金に關して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、加盟国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限(当該約束に関連する取引のための支払又は資金移動に對するものを含む。)を課し又は維持することができる。経済発展又は経済の移行の過程にある加盟国

の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該加盟国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2 1の制限は、次の(a)から(c)までの要件を満たすものとする。

- (a) 加盟国間で差別しないものであること。
- (b) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。
- (c) 他の加盟国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な制限を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 加盟国は、1の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を採用し又は維持してはならない。

4 1の規定に基づいて採用し若しくは維持する制限又はその変更については、一般理事会に対して速やかに通報する。

5 (a) この条の規定を適用する加盟国は、この条の規定に基づいて採用した制限について、国際収支上の目的のための制限に関する委員会と速やかに協議する。

(b) 関係会議は、関係加盟国に対し適当と認める勧告を行うことができるようにすることを目的として、定期的な協議のための手続(注)を定める。

注 この5の規定に基づく手続は、千九百九十四年のガットの手続と同一であると了解する。

(c) (a)の協議においては、特に次の事項に考慮を払い、関係加盟国の国際収支の状況及びこの条の規定に基づいて採用し又は維持する制限を評価する。

- (i) 国際収支及び対外資金の困難の性質及び程度
- (ii) 協議を行う加盟国の経済及び貿易の対外的な環境
- (iii) 利用可能な代替的な是正措置

(d) (a)の協議においては、1の制限の2の規定(特に当該制限が2(e)の規定に従って漸進的に廃止されるもの)との適合性を取り扱う。

(e) (a)の協議においては、国際通貨基金が提出する外国為替、資金準備及び国際収支に関する統計その他の事実のすべての調査結果を受理するものとし、協議を行う加盟国の国際収支及び対外資金の状況についての同基金の評価に基づいて結論を出す。

6 国際通貨基金の加盟国でないこの協定の加盟国がこの条の規定を適用することを希望する場合には、関係会議は、検討のための手続その他の必要な手続を定める。

第十三条 政府調達

1 第二条、第十六条及び第十七条の規定は、政府機関が政府用として購入するサービスの調達(商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。)を規律する法令及び要件については、適用しない。

2 この協定に基づくサービスの政府調達に関する多角的交渉を世界貿易機関協定が効力を生ずる日から二年以内に行う。

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(d) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、加盟国がその税制の下で通常の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

- (d) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）
- (e) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
- (f) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基礎の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置
- (g) 当該加盟国の課税の基礎を確保するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利益、収支、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置
- (h) この(d)及び(e)に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(m)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づき租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同等の定義及び概念に従って決定する。
- (e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置
- 第十四条の二 安全保障のための例外
- 1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
 - (a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める情報の提供を要求すること。
 - (b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - (i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時による措置
 - (c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。
- 2 サービスの貿易に関する理事会は、1の(b)及び(c)の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける。

第十五条 補助金

- 1 加盟国は、補助金が一定の状況においてサービスの貿易を歪めるような影響を及ぼすことのあることを認める。加盟国は、この貿易を歪めるような影響を回避するために必要な多角的規律を作成することを目的として交渉を行う（注）。この交渉においては、相殺措置の妥当性も取り扱うものとし、また、開発途上国の開発計画に対する補助金の役割を認め、及び加盟国、特に開発途上加盟国が補助金の分野において柔軟

性を必要とすることを考慮する。加盟国は、当該交渉のため、国内のサービス提供者に対して与えるサービスの貿易に関連するすべての補助金に関する情報を交換する。

注 将来の作業計画は、多角的規律についての交渉を行う方法及び期間を定める。

- 2 他の加盟国の補助金によって悪影響を受けていると認める加盟国は、当該他の加盟国に対し、その問題について協議を行うよう要請することができる。その要請に対しては、好意的な考慮を払うものとする。

第二部 特定の約束

第十六条 市場アクセス

- 1 加盟国は、第一条に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の約束表において合意し、特定した制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える（注）。

注 加盟国は、第一項(2)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したことをとする。加盟国は、同条(2)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したことをとする。

- 2 加盟国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず次の措置を維持し又はとってはならない。
 - (a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件、独占又は排他的なサービス提供者のいずれによるものであるかを問わない。）
 - (b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
 - (c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総生産量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 この(c)の規定には、サービスの提供のための輸入を制限する加盟国の措置を含まない。

- (d) 特定のサービスの分野において雇用され又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

- (e) サービスが合併企業等の法定的事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法定的事業体について特定の形態を制限し又は要求する措置

- (f) 外国資本の参加の制限（外国の株式保有比率又は個別の若しくは全体の外国投資の総額の比率の上限

を定めるもの)

第十七条 内国民待遇

1 加盟国は、その約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える^注。

注 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、加盟国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の面での不利を補償することを要求するものと解してはならない。

2 加盟国は、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3 加盟国が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他の加盟国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して当該加盟国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、当該加盟国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第十八条 追加的な約束

加盟国は、第十六条又は前条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置(資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む)に関する約束について交渉することができる。当該約束については、加盟国の約束表に記載する。

第四部 漸進的な自由化

第十九条 特定の約束についての交渉

1 加盟国は、この協定の目的に従い及び漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から五年以内に引き続き交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う。当該交渉は、効果的な市場アクセスを与える手段として、加盟国の措置がサービスの貿易に及ぼす悪影響を軽減し又は除去することを目的とする。この漸進的な自由化の過程は、すべての参加国の利益を互恵的な基礎の上に増進し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保することを目的として進める。

2 自由化の過程は、国家の政策目的並びに分野全体及び個々の分野における個々の加盟国の発展の水準に十分な考慮を払いつつ進める。個々の開発途上加盟国には、より少ない分野を開放し、より少ない種類の取引を自由化し及び自国の発展の状況に従い漸進的に市場アクセスを拡大すること並びに、外国のサービス提供者に対し自国における市場アクセスを認める場合には、第四条に規定する目的を達成するための条件を当該市場アクセスに付することについて適当な柔軟性が認められる。

3 ラウンドごとに、交渉の指針及び手続を定める。サービスの貿易に関する理事会は、当該指針を定めるため、この協定の目的(第四条1に規定するものを含む)に照らして、サービスの貿易の全体の及び分野ごとの評価を行う。当該指針は、前回の交渉の後に加盟国が自主的に行った自由化の取扱い及び同条3の規定に基づく後発開発途上加盟国に対する特別の待遇の態様を定める。

4 漸進的な自由化の過程は、各ラウンドにおいて、この協定に基づいて加盟国が行う特定の約束の一般的水準を引き上げることを目的とする二国間、複数国間又は多数国間の交渉により進める。

第二十条 特定の約束に係る表

1 加盟国は、第三部の規定に基づいて行う特定の約束を約束表に記載する。その約束表は、当該約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束
- (d) 適当な場合には、当該約束の履行のための期間
- (e) 当該約束が効力を生ずる日

2 第十六条及び第十七条の規定の双方に合致しない措置は、第十六条に関する欄に記載する。この場合において、その記載は、第十七条の規定についての条件又は制限でもあり得る。

3 約束表は、この協定に附属するものとし、この協定の不可分の一部を成す。

第二十一条 特定の約束に係る表の修正

1 (a) 加盟国(この条において「修正を行う加盟国」という)は、その約束表における約束が効力を生ずる日から三年の期間の経過の後いずれの時においても、この条の規定に従い、当該約束を修正し又は撤回することができる。

(b) 修正を行う加盟国は、この条の規定に従って約束を修正し又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三箇月前までにサービスの貿易に関する理事会に通報する。

2 (a) この協定に基づく自国の利益が1(b)の規定に従って通報された修正又は撤回の提案によって影響を受け得る加盟国(この条において「影響を受ける加盟国」という)の要請に応じ、修正を行う加盟国は、必要な補償的な調整について合意に達することを目的として交渉を行う。これらの交渉及び合意において、関係加盟国は、当該交渉の前に約束表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

(b) 補償的な調整は、最惠国待遇の原則に基づいて行う。

3 (a) 修正を行う加盟国と影響を受ける加盟国との間で交渉のために与えられる期間の満了までに合意が成

立しなかった場合には、当該影響を受ける加盟国は、その問題を裁定に付することができる。影響を受ける加盟国は、補償を受ける権利を行使することを希望する場合には、裁定に参加しなければならない。

(b) いずれの影響を受ける加盟国も裁定を要請しない場合には、修正を行う加盟国は、提案した修正又は撤回を自由に実施することができる。

4 (a) 修正を行う加盟国は、裁定の決定に従って補償的な調整を行うまでの間自国の約束を修正し又は撤回してはならない。

(b) 修正を行う加盟国が提案した修正又は撤回を実施する場合において裁定の決定に従わないときは、当該裁定に参加した影響を受ける加盟国は、当該決定に適合して実質的に等価の利益を変更し又は撤回することができる。第一条の規定にかかわらず、その変更又は撤回は、当該修正を行う加盟国についてのみ実施することができる。

5 サービスの貿易に関する理事会は、約束表の訂正又は修正のための手続を定める。自国の約束表に記載した約束をこの条の規定に基づいて修正し又は撤回する加盟国は、当該手続に従い自国の約束表を修正する。

第五節 制度に関する規定

第二十二條 協議

1 加盟国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他の加盟国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。紛争解決了解は、当該協議について適用する。

2 サービスの貿易に関する理事会又は紛争解決機関は、1の規定に基づく協議により満足すべき解決が得られなかった問題について、加盟国の要請に応じいずれの加盟国とも協議することができる。

3 加盟国は、自国と他の加盟国との間の二重課税の回避に関する国際協定の対象となる当該他の加盟国の措置に関し、この条又は次条の規定の下で第十七条の規定を援用することができない。いずれかの措置が加盟国間の二重課税の回避に関する国際協定の対象とならないかについて当該加盟国間に意見の相違がある場合には、いずれか一方の加盟国は、その問題をサービスの貿易に関する理事会に付託することができる(注)。同理事会は、その問題を仲裁に付する。仲裁人の決定は、最終的なものとし、加盟国を拘束する。

注 世界貿易機関協定が効力を生ずる日に存在する二重課税の回避に関する協定については、この問題は、当該協定の両当事者の同意がある場合に限り、サービスの貿易に関する理事会に付託することができる。

第二十三條 紛争解決及び実施

1 加盟国は、他の加盟国がこの協定に基づく義務又は特定の約束を履行していないと認める場合には、そ

の問題について相互に満足すべき解決を図るため、紛争解決了解を適用することができる。

2 紛争解決機関は、いずれかの加盟国においてその義務又は特定の約束の履行の停止を正当とするほど重大な事態が存在すると認める場合には、紛争解決了解第二十二條の規定に従い、当該加盟国の義務又は特定の約束の他の加盟国に対する履行を停止することを承認することができる。

3 加盟国は、第三節の規定に基づく他の加盟国の特定の約束に従って自国に与えられることが当然に予想された利益がこの協定の規定に反しない当該他の加盟国の措置の適用の結果無効にされ又は侵害されていると認める場合には、紛争解決了解を適用することができる。当該措置が当該利益を無効にし又は侵害したと紛争解決機関によって決定された場合には、影響を受けた加盟国は、第二十一條2の規定に基づき相互に満足すべき調整(当該措置の変更又は撤回を含むことができる)を行う権利を有する。関係加盟国間で合意が成立しなかった場合には、紛争解決了解第二十二條の規定を適用する。

第二十四條 サービスの貿易に関する理事会

1 サービスの貿易に関する理事会は、この協定の運用を容易にし及びこの協定の目的を達成するために与えられた任務を遂行する。同理事会は、その任務を効果的に遂行するため、適当と認める下部機関を設置することができる。

2 サービスの貿易に関する理事会及び同理事会が別段の決定をしない限りその下部機関への参加は、すべての加盟国の代表に開放する。

加盟国は、サービスの貿易に関する理事会の議長を選出する。

第二十五條 技術上の協力

1 技術上の援助を必要とする加盟国のサービス提供者は、第四条2の連絡所を利用することができる。

2 開発途上国に対する技術上の援助は、世界貿易機関事務局が多角的に提供するものとし、サービスの貿易に関する理事会が決定する。

第二十六條 他の国際機関との関係

一般理事会は、国際連合及びその専門機関並びにサービスに関する他の政府間機関との協議及び協力のための適当な取決めを行う。

第六節 最終規定

第二十七條 利益の否認

加盟国は、次の場合に、サービスの提供又はサービス提供者に対し、この協定の利益を否認することができる。

(a) サービスが非加盟国の領域若しくは自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国の領域から又はこれらの領域内で提供されていることを証明する場合

(b) 海上運送サービスの提供については、そのサービスが次の船舶によって、かつ、次の者によって提供されていることを証明する場合

(i) 非加盟国の法律又は自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国の法律に従って登録されている船舶

(ii) (i)の船舶を運航し又はその船舶の全体若しくは一部を利用する非加盟国の又は自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国の者

(c) 法人であるサービス提供者が他の加盟国のサービス提供者でないこと又は自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国のサービス提供者であることを証明する場合

第二十八条 定義

この協定の適用上、

(a) 「措置」とは、加盟国の措置(法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいすれの形式であるかを問わない)をいう。

(b) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(c) 「サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、加盟国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 加盟国の領域内におけるサービスの提供のための他の加盟国の者の存在(業務上の拠点を含む)に係る措置

(d) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として加盟国の領域内で行われる次のいすれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所を設置又は維持

(iii) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束に関し、加盟国の約束表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野全体(当該サービス分野のすべての小分野を含む)。

(iii) 「他の加盟国のサービス」とは、次のいすれかのサービスをいう。

(i) 他の加盟国の領域から又は領域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他の加盟

国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は船舶を運航し若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することによってサービスを提供する場合に、他の加盟国のサービス提供者が提供するサービス

(ii) 業務上の拠点は自国の存在を通じてサービスが提供される場合には、他の加盟国のサービス提供者が提供するサービス

(iii) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう(注)。

注 サービスが法人によって直接提供されず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通過して提供される場合であっても、サービス提供者(すなわち、当該法人)に対し、当該業務上の拠点を通過してサービスが提供される者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点を及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(iv) 「独占的なサービス提供者」とは、加盟国がその領域の関連市場においてサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し又は設立する者(公私を問わない)をいう。

(v) 「サービス消費者」とは、サービスを受け又は利用する者をいう。

(vi) 「者」とは、自然人又は法人のいすれかをいう。

(vii) 「他の加盟国の自然人」とは、他の加盟国又は当該他の加盟国以外の加盟国の領域内に居住する自然人であって、当該他の加盟国の法律の下で次のいすれかの要件を満たすものをいう。

(i) 当該他の加盟国の国民であること。

(ii) 当該他の加盟国が次に掲げるいすれかの加盟国である場合には、当該他の加盟国において永住する権利を有すること。

1 国民を有しない加盟国

2 世界貿易機関協定の受諾又は加入に際して通報するところに従い、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える加盟国。ただし、いかなる加盟国も、当該永住者に対し、当該他の加盟国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。その通報には、当該他の加盟国が自国の法令に従い自国民に対して負う責任と同一の責任を自国の永住者に対して負うことの保証を含む。

(iii) 「法人」とは、営利目的であるか否か、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法に基づいて適正に設立され又は組織される法定的事業体(社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む)をいう。

(iv) 「他の加盟国の法人」とは、次のいすれかの法人をいう。

(i) 他の加盟国の法律に基づいて設立され又は組織される法人であって、当該他の加盟国又は当該他の加盟国以外の加盟国の領域内で実質的な業務に従事しているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し又は支配する法人

1 他の加盟国の自然人

2 (i) に規定する他の加盟国の法人

(ii) 法人が加盟国の者によって「所有」されるときは、当該加盟国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(iii) 法人が加盟国の者によって「支配」されるときは、当該加盟国の者が当該法人の役員の大過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(iv) 法人が他の者と「提携」するときは、当該法人が当該他の者を支配し若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(v) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

第二十九条 附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第二条の免除に関する附属書

適用範囲

1 この附属書は、この協定が効力を生ずる時に加盟国が第一条の規定に基づく義務から免除される要件を定める。

2 世界貿易機関協定が効力を生ずる日の後に適用される新しい免除については、同協定第九条3の規定に従って取り扱う。

審議

3 サービスの貿易に関する理事会は、免除の期間が五年を超えるすべての免除を審議するものとし、第一回目の審議を世界貿易機関協定が効力を生じた後五年以内に行う。

4 サービスの貿易に関する理事会は、3の審議において次のことを行う。

(a) 免除の必要性を生じさせた条件が引き続き存在しているかないかを審議すること。

(b) 次回の審議を行う日を決定すること。

終了

5 個々の措置に関する第二条1の規定に基づく加盟国の義務の免除は、当該免除に定める日に終了する。

6 免除の期間は、原則として十年を超えてはならない。いかなる場合にも、免除は、引き続き行われる貿易自由化のラウンドにおける交渉の対象となる。

7 免除の期間が満了する時に、加盟国は、第二条1の規定に合致しなかった措置が同条1の規定に合致するようになったことをサービスの貿易に関する理事会に通報する。

この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書

1 この附属書は、サービスの提供に関し、加盟国のサービス提供者である自然人及び加盟国のサービス提供者が雇用する加盟国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この協定は、加盟国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置については、適用しない。

3 加盟国は、第三部及び第四部の規定に従い、この協定に基づきサービスを提供するすべての種類の自然人の移動に適用される特定の約束について交渉することができ、特定の約束の対象とされる自然人については、当該約束の条件に従ってサービスを提供することを認める。

4 この協定は、加盟国がその領域への自然人の入国又は当該領域内における自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が特定の約束の条件に従って加盟国に与えられる利益を無効にし又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする（注）。

注 特定の加盟国の自然人に対しては表証を要求し、他の加盟国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ又は侵害されているとはみなさない。

航空運送サービスに関する附属書

1 この附属書は、航空運送サービス（定期のものであるか不定期のものであるかを問わない）及び航空運送の補助的なサービスの貿易に影響を及ぼす措置について適用する。この協定に基づく特定の約束又は義務は世界貿易機関協定が効力を生ずる日に効力を有する二国間又は多数国間の協定に基づく加盟国の義務を軽減し又は当該義務に影響を及ぼすものではないことが確認される。

2 この協定（紛争解決手続を含む。）は、3に規定する場合を除くほか、次のいずれかの事項に影響を及ぼす措置については、適用しない。

- (a) 運輸権(いかなる方法で与えられるものであるかを問わない)。
- (b) 運輸権の行使に直接関係するサービス。
- 3 この協定は、次の事項に影響を及ぼす措置について適用する。
 - (a) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (c) コンピュータ予約システム(CRS)サービス
- 4 この協定の紛争解決手続は、関係加盟国が義務を負い又は特定の約束を行った場合において、二国間及び他の多数国間の協定又は取決めの紛争解決手続が尽くされたときに限り、適用することができる。
- 5 サービスの貿易に関する理事会は、航空運送の分野におけるこの協定の適用の更なる可能性を検討することを目的として、定期的に、かつ、少なくとも五年ごとに、この分野における進展及びこの附属書の運用について検討する。
- 6 定義
 - (a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
 - (b) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング(市場調査、広告、流通等のすべての分野を含む。)を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。
 - (c) 「コンピュータ予約システム(CRS)サービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、料金及び料金規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を行い又は発券を行うことによってそのシステムが提供するサービスをいう。
 - (d) 「運輸権」とは、いずれかの加盟国の領域から、当該領域に向けて、当該領域内で又は当該領域の上空において、運航し又は有償若しくは貸切りで、旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期のサービスのための権利(運航地点、運航路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配等航空企業を指定するための基準を含む。)をいう。

金融サービスに関する附属書

1 適用範囲及び定義

- (a) この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第一条2に規定するサービスの提供をいう。

- (b) 第一条3(b)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。
 - (i) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動
 - (ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
 - (iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動
 - (c) 加盟国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第一条3(b)の規定の適用上、「サービス」には、当該活動を含む。
 - (d) 第一条3(c)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。
- 2 国内規制
- (a) この協定の他の規定にかかわらず、加盟国は、信用秩序の維持のための措置(投資者、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該加盟国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。
 - (b) この協定のいかなる規定も、加盟国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。
- 3 承認
- (a) 加盟国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための他の国の措置を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができる。
 - (i) 加盟国は、当該他の国との間の協定若しくは取決めに基いて又は自主的に行うことができる。
 - (ii) 加盟国は、当該協定又は取決めの当事者である加盟国は、当該協定又は取決めに基いて、その規制が同様に実施され並びに、適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めに基いて自国の加入について交渉し又はこれと同等の協定若しくは取決めに基いて交渉するための機会を十分に与える。加盟国は、承認を自主的に与える場合には、他の加盟国に対し、当該状況が存在することを明らかにするための機会を十分に与える。
 - (c) 加盟国が信用秩序の維持のための他の国の措置を承認することを検討している場合には、第七条4(b)

の規定は、適用しない。

4 紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争のための小委員会は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとする。

5 定義

この附属書の適用上、

(a) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであつて加盟国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(i) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(ii) 生命保険

(iii) 生命保険以外の保険

(iv) 再保険及び再々保険

(v) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(vi) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(vii) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(viii) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(ix) ファイナンス・リース

(x) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(xi) 保証

(xii) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(A) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(B) 外国為替

(C) 派生商品（先物及びオプションを含む。）

(D) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(E) 譲渡可能な有価証券

(F) その他の譲渡可能な証券及び金融資産（金銀を含む。）

(G) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(H) 資金媒介業

(I) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(J) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証券を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア

(L) (v) から (u) までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し又は提供している加盟国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(c) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(i) 加盟国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は加盟国が所有し若しくは支配する機関であつて主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行している時に限る。

金融サービスに関する第二附属書

1 第二条の規定並びに「第二条の免除に関する附属書」の1及び2の規定にかかわらず、加盟国は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の四箇月後から始まる六十日の期間において、第二条1の規定に合致しない金融サービスに関する措置を同附属書に掲げることができる。

2 第二十一条の規定にかかわらず、加盟国は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の四箇月後から始まる

六十日の期間において、自国の約束表に記載した金融サービスに係る特定の約束のすべて又は一部を改善し、修正し又は撤回することができる。

3 サービスの貿易に関する理事会は、1及び2の規定の適用のために必要な手続を定める。

海上運送サービスの交渉に関する附属書

1 第二条の規定及び「第一条の免除に関する附属書」の規定(最惠国待遇に合致しない措置であって加盟国が維持しようとするものを同附属書に掲げるための要件を含む)は、外航海運、補助サービス並びに港湾施設へのアクセス及びこれの利用について次のいずれかの日に効力を生ずる。

- (a) 海上運送サービスの交渉に関する関係決定4の規定に従って決定される実施の日
- (b) 海上運送サービスの交渉が成功しなかった場合には、(a)の関係決定に規定する海上運送サービスに関する交渉部会の最終報告が行われる日

2 1の規定は、加盟国の約束表に記載されている海上運送サービスに係る特定の約束については、適用しない。

3 第二十一条の規定にかかわらず、加盟国は、1に規定する交渉の終了から1(a)の実施の日の前までに、補償することなく海上運送サービスの分野における自国の特定の約束のすべて又は一部を改善し、修正し又は撤回することができる。

電気通信に関する附属書

1 目的

加盟国は、電気通信サービスの分野の特性並びに特に、この分野が経済活動の一の分野として及び他の経済活動の基礎となる伝送手段としての二重の役割を有することを認め、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に影響を及ぼす措置に関し、この協定の規定に基づいて詳細に定めることを目的として次のとおり合意した。したがって、この附属書は、この協定の注釈及び補足規定を定める。

2 適用範囲

- (a) この附属書は、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に影響を及ぼす加盟国のすべての措置について適用する(注)。

注 この(a)の規定は、加盟国が必要とするすべての措置をとることにより、この附属書の義務が公衆電気通信の伝送網及び

伝送サービスの提供者に関して履行されることを意味するものと了解する。

- (b) この附属書は、ラジオ番組又はテレビジョン番組の有線放送又は無線放送に影響を及ぼす措置については、適用しない。

(c) この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

- (i) 加盟国が、他の加盟国のサービス提供者に対し、当該加盟国の約束表に記載する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し又は提供することを許可すること。

- (ii) 加盟国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し若しくは提供すること又は加盟国がこれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

3 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
- (b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、加盟国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。
- (c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。
- (d) 「企業内通信」とは、会社内で若しくは当該会社とその子会社、支店若しくは、加盟国の国内法令の範囲内において、提携する会社との間で又はこれらの子会社、支店若しくは、加盟国の国内法令の範囲内において、提携する会社の間で行う電気通信をいう。この(d)の規定の適用上、「子会社」、「支店」及び適用のある場合には「提携する会社」とは、加盟国の定義によるものとする。この附属書に規定する「企業内通信」には、関連の子会社、支店又は提携する会社以外の会社に提供される商業的又は非商業的なサービス及び顧客又は潜在的な顧客に提供される商業的又は非商業的なサービスを含む。

- (e) この附属書の項又は号に言及するときは、その細分されたすべての規定を含む。

4 透明性

加盟国は、第三条の規定を適用するに当たり、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、料金その他のサービスの条件、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスとの技術

的インタフェースの仕様、当該アクセス及び利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を有する機関に関する情報、端末その他の機器の接続に適用される条件並びに届出、登録又は免許の要件を含む。

5 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用

(a) 加盟国は、その約束表に記載するサービスの提供に関し、他の加盟国のサービス提供者が合理的なかつ、差別的でない条件で公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用が認められることを確保する。この義務は、特に、(b)から(f)までの規定を通じて履行する。(注)

注「差別的でない」とは、この協定に規定する最恵国待遇及び内国民待遇をいい、分野に特定して用いる場合には、「同様の状況において同様の公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスの他の利用者に与えられる条件よりも不利でない条件」を指すものと了解する。

(b) 加盟国は、他の加盟国のサービス提供者について、当該加盟国内で又は当該加盟国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス(当該伝送網及び伝送サービスには、専用回線を含む。)へのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用を確保するものとし、このため、(c)及び(f)の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(i) 当該サービス提供者が当該伝送網に接続される端末その他の機器であつてサービスの提供に必要なものを購入し又は賃借し及び接続すること。

(ii) 当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(iii) 当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル(電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの)を利用すること。

(c) 加盟国は、他の加盟国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動(当該サービス提供者の企業内通信を含む。)のため並びにいずれかの加盟国の領域内でデータベースに含まれ又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスを利用することができることを確保する。その利用に著しい影響を及ぼす加盟国の新たな又は改正された措置については、この協定の関連規定に従い、通報し、協議に付するものとする。

(d) (c)の規定にかかわらず、加盟国は、通信の安全及び秘密を確保するために必要な措置をとることができ。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別的手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(e) 加盟国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並

びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に条件が課されないことを確保する。

(i) 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

合

(ii) 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

(iii) 自国の約束表における約束に基づいて他の加盟国のサービス提供者がサービスを提供することが認められない場合において、当該サービスを提供しないことを確保するために必要なとき

(f) (e)に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(i) 公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限

(ii) 公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース(インタフェースのプロトコルを含む。)を利用するとの要件

(iii) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び(iv)に規定する目標の達成を促進するとの要件

(iv) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(v) 専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(vi) 届出、登録及び免許

(g) (a)から(f)までの規定にかかわらず、開発途上加盟国は、その発展の水準に従い、国内の電気通信の基盤及びサービスに関する能力を強化し並びに電気通信サービスの国際貿易における自国の参加を増大させるために必要な合理的な条件を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に課することができるものとし、当該条件を自国の約束表に特定する。

6 技術上の協力

(a) 加盟国は、それぞれの国(特に、開発途上国)において効率的な及び進歩した電気通信の基盤が存在することが当該国のサービスの貿易の拡大にとって重要であることを認める。このため、加盟国は、先進国及び開発途上国並びにこれらの国の公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの提供者その他の事業者が、実行可能な限り、国際機関(国際電気通信連合、国際連合開発計画及び国際復興開発銀行を含む。)及び地域的機関の開発計画に参加することを支持し及び奨励する。

(b) 加盟国は、電気通信の分野における開発途上国間の国際的及び地域的協力を奨励し及び支援する。

(c) 加盟国は、実行可能な場合には、関係国際機関と協力して、開発途上国の国内の電気通信サービスの分野の強化を援助するため、国際電気通信サービス並びに電気通信技術及び情報技術の進展に関する情報を当該開発途上国にとって利用可能なものとする。

(d) 加盟国は、後発開発途上国がその電気通信の基礎の発展及び電気通信サービスの貿易の拡大を支援する技術移転、訓練その他の活動を援助するよう電気通信サービスの外国の提供者に奨励する機会について特に考慮する。

7 国際機関及び国際協定との関係

(a) 加盟国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関(国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。)の作業を通じて当該国際的標準を促進することを約束する。

(b) 加盟国は、国内の及び世界的な電気通信サービスの効率的な運用を確保するに当たり、政府間又は非政府の機関又は合意、特に、国際電気通信連合が果たす役割を認め、適当な場合には、この附属書の実施から生ずる問題をこれらの機関と協議するための適当な取決を行う。

基本電気通信の交渉に関する附属書

1 第二条の規定及び「第二条の免除に関する附属書」の規定(最恵国待遇に合致しない措置であって加盟国が維持しようとするものを同附属書に掲げるための要件を含む。)は、基本電気通信について次のいずれかの日に効力を生ずる。

(a) 基本電気通信の交渉に関する関係決定の規定に従って決定される実施の日

(b) 基本電気通信の交渉が成功しなかった場合には、(a)の関係決定に規定する基本電気通信に関する交渉部会の最終報告が行われる日

2 1の規定は、加盟国の約束表に記載されている基本電気通信に係る特定の約束については、適用しない。

日本国の特定の約束に係る表

この約束表は、英語のみを正文とする。

千九百九十四年四月十五日

明確性のための注釈

(i) 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び番号は、サービス分野分類表(千九百九十一年七月十日付のガット・事務局文書M.N.G.NS-1-W-11)及び暫定中央生産物分類(統計文書M第七号、国際連合国際経済社会開発統計部、ニューヨーク、千九百九十一年)によることとする。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

(ii) この約束表に記載する(i)から(iv)までの提供の標準は、それぞれこの協定第一条(ii)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

I 各分野に共通の約束

分 野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げるすべての分野	(4) 次のいずれかの分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。 (ii) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国以外からの加盟国の法人によって雇用されている日本人であって、当該法人が所有又は支配し、かつ、日本国において設立され又は登録された支店又は法人に五年を超えない期間就任するもの。ただし、当該自然人が次のいずれかの活動に従事する場合に限る。 (i) 長として支店を管理する活動 (ii) 役員又は監査役として法人を管理する活動 (iii) 法人の又は二以上の部門を管理する活動 (iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動 (v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動 (b) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国以外からの加盟国の法人によって雇用され又は当該法人の社員である日本人であって、日本国	(3) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4) 市場アクセスに係る制限の適用に規定する分類の自然人に関する措置を除くほか、約束しない。 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。	

に五年を超えない期間経過後、かつ、当該期間の満了時に当該法人に戻るもの。ただし、当該自然人が自然人としてのみ従事することができ、被雇用者として従事することができない次のいずれかの自由職業サービスの活動に従事する場合に限る。

(1) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(2) サービス提供者が弁護士としての資格を有する資格地の法律に関する相談

(3) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(4) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(5) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(6) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(7) 業務連絡（サービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国に業務上の拠点を設置するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九〇日を超えない期間滞在する自然人

(8) (a)及び(b)にいう自然料

II 分野ごとに行う特定の約束			
分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
I 実務サービス A 自由職業サービス (a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス (ハ六)	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3)(i) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認められる。 第三国の法律及び日本国の法律に関する業務は、認めない。 (ii) 「弁理士」との共同事業は、認めない。 の雇用は、認めない。 事業体の名称の使用については、制限しない。 ただし、当該名称に「外国法事務弁理士事務所」という文言を付加しない
(a) サービス提供者が弁理士としての資格を有する資格地の法律に関する相談 (1) 法律に関する相談 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人が必要である。 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人が必要である。 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人が必要である。 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。
(b) サービス提供者が弁理士としての資格を有する資格地の法律に関する相談 (1) 法律に関する相談 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人が必要である。 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人が必要である。 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人が必要である。 (2) サービスは、自然人が必要である。 (3) サービスは、自然人が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する官職地(以下この分野において「官職地」という。)の法律以外の法律に関する法的な意見の表明	一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。	ればならない。 仲裁における代理を認める。ただし、その仲裁において適用される法律が当該サービス提供者が日本国において業務を行う資格を有する法律である場合に限る。
(c) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理		
(d) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動		
(e) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。		

明瞭性のための注釈
サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

(1) サービス提供者が官職地において弁護士としての資格を有すること。 (2) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような官職地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 (3) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 (4) サービス提供者が適正かつ確實に職務を遂行するための計画的・恒久的な準備を有すること。 (5) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。	ない。法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。 (1) サービス提供者が官職地において弁護士としての資格を有すること。 (2) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような官職地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 (3) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 (4) サービス提供者が適正かつ確實に職務を遂行するための計画的・恒久的な準備を有すること。 (5) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。
(a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (ハ六一九・ハ六二二・ハ六三三・ハ六二七) (1) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (4) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (5) サービスは、自然人が提供しななければならない。	(1) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (4) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (5) サービスは、自然人が提供しななければならない。
(a) 日本国の法律により「海事代理人」としての資格を有する海事代理人が提供する法律サービス (1) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (4) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (5) サービスは、自然人が提供しななければならない。	(1) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (4) サービスは、自然人が提供しななければならない。 (5) サービスは、自然人が提供しななければならない。
(b) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス (ハ六二) (1) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (2) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (3) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (4) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (5) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。	(1) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (2) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (3) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (4) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。 (5) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しななければならない。

(d) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスA 建築サービスAは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者が提供するサービス提供が提供しなければならぬサービス提供者とする。 (八六七二、八六七三、八六七四、八六七五、八六七六、八六七七) 注 建築物の建築のために必要サービスを提供する。	(c) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス(八六六)	い。
(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) 業務上の拠点が必要である。 (4) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (5) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (6) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(d) (e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスB 建築サービスBは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者が提供するサービス提供が提供しなければならぬサービス提供者とする。 (八六七二、八六七三、八六七四、八六七五、八六七六、八六七七) 注 建築物の建築のために必要サービスを提供する。	(c) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス(八六六)	要なサービス(建築後のサービスを除く)に類する。
(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) 業務上の拠点が必要である。 (4) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (5) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (6) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(a) 国、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NN、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
B 電子計算機サービス及び 関連のサービス(航空 運送のためのコンピュー タ予約システムのサー ビスを除く) (八四、八四二、八四三、八 四四、八四五、八四六)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
C 研究及び開発のサービ ス (b) 社会科学及び人文科 学の研究及び開発の サービス (八五)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
D 不動産に係るサービス (a) 所有し又は賃借する 不動産(日本国内にあ るもの)に係るサービ ス (八六)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
(a) 所有し又は賃借する 不動産(日本国外にあ るもの)に係るサービ ス (八七)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
(b) 契約に基づき報酬を 受けて行う不動産(日 本国外にあるもの)に 係るサービス (八八)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。

本国内にあるもの)に 係るサービス (八九)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
(b) 契約に基づき報酬を 受けて行う不動産(日 本国外にあるもの)に 係るサービス (九〇)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
E 運輸を伴わない貨物 サービス (c) 運送機器(船舶及び 航空機を除く)に関 する運輸を伴わない 貨物サービス (九一、九二、九三、九四、 九五)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
(d) 機械及び機器 (運送機器を除く) に関する運輸を伴わ ない貨物サービス (九六、九七、九八、九九、 一〇〇)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
F その他の実務サービス (a) 広告サービス (八一)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
(b) 市場調査及び世情調 査のサービス (八二)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。
(c) 経営相談サービス (八三)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記録を除くほか、約束しない。

(4) 経営相談に關連するサービス (六六〇一、八六〇九)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(4) 次に掲げる一九の職業について日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人者の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用關係を成立させるためのサービスに限る。）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) サービス提供者に与えられる許可の限は、制限され得る。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(i) 美術家 (ii) 芸術家 (iii) 科学技術者 (iv) 医師 (v) 歯科医師 (vi) 薬剤師 (vii) 助産師 (viii) 看護婦 (ix) 医療技術者 (x) 歯科医療技術者 (xi) 服飾デザイナー (xii) 映画演劇技術者 (xiii) 弁護士 (xiv) 公認会計士 (xv) 弁理士 (xvi) 経営管理者 (xvii) 生菓子製造技術者 (xviii) 家政婦 (xix) 理容師 (xx) 美容師 (xxi) 書物寄付師 (xxii) 配せん人 (xxiii) モデル (xxiv) 調理士 (xxv) パーティンダー (xxvi) クリーニング技術者 (xxvii) 通訳			

④ マネキン ⑤ 観光バスガイド (セパロ、ハチロ)		
④ 次に掲げる一六の種別の業務について日本国内法において人を提供するサービス(サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係に係る維持しつつ、他の者の指揮の下に労働に従事させるために派遣するサービスに限る。) (i) 電子計算機により機能するシステムの設計若しくは保守又は電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは保守 (ii) 機械、装置若しくは器具(以下「機械等」という)又は機械等により構成される設備の設計又は製造 (iii) 録画、録音等のための機械であつて、放送番組の制作に使用されるもの、操作放送番組の制作における演出 (iv) 電子計算機、タイプライター、レックス又はこれらに準ずる事務用機械の操作 ⑤ 通訳、翻訳又は通 ⑥ 法人の代表者又はこれに準ずる管理的位置にある他の者の秘書の業務 ⑦ 文書、磁気テープ等の分類又はファイリングであつて、高	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。但し、技術的に可能でないため、約束しない。 (3) サービス提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。但し、技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- 度の専門的な知識、技術又は経験が必要とするもの。
- (d) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るために行う市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析。
- (e) 貸付対照表、損益計算書その他の財務に関する書類の作成その他の財務の処理。
- (f) 国際貿易その他の対外取引に関する文書又は契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成。
- (g) 電子計算機、自動車その他の適切な機作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作手法等に関する紹介及び説明。
- (h) 旅行者に同行して行う旅費管理、当該旅費管理に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供(車両、船舶又は航空機内において行う案内のサービスを除く。)又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の乗降場に設けられた旅客の乗降若しくは搭乗の用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎。
- (i) 建築物の清掃。
- (j) 建築物に設けられ

た電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくはエレベーター(以下「建設設備」という。)の運搬、点検又は整備。

(ii) 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内、建築物に附属する駐車場の管理及び建築物の来訪者又は建築物に勤務し若しくは居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備(エレベーターを除く。)であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理。

(八七〇三、八七〇九)

注1 明確性のための注記

労働者については、企業間又は企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。

(i) 科学及び技術に関する組織サービス(石炭、ガス、鉱物又は測量に関するサービスを除く。) (八六五二、八六五三)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記録を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記録を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記録を除くほか、約束しない。
(ii) 日本国内の土地の測量サービス (八六七三、八六七四)	(1) 基本測量(注1)又は公共測量(注2)の測量成果を使用しないであらざる限り、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の観点が必要である。 注1 基本測量とは、すべての測量の基礎となる測量で、測量法(土地測量)の行うものをいう。 注2 公共測量とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び	(1) 制限しない。

(d) 日本国外の土地の測量サービス (八六七〇三、八六七〇四)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を、その費用の一部又は全部を相手又は公共団体が負担し又は負担して使用するものという。基本測量又は公共測量の測量成果を、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の観点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(e) 船舶、航空機その他の運送機器を除く)の保守及び修理のサービス (八六八〇一、八六八〇二、八六八〇三、八六八〇四)	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(f) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇四)	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(g) 写真サービス (八七五〇一、八七五〇二、八七五〇三、八七五〇四)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(d) コンビニサービス (八七六〇一、八七六〇二、八七六〇三、八七六〇四)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(e) 印刷及び出版のサービス (八七六〇五、八七六〇六、八七六〇七、八七六〇八)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(f) 金融サービス (八七六〇九、八七六一〇、八七六一一、八七六一二)	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(g) 翻訳及び通訳のサービス (八七六〇三、八七六〇四、八七六〇五、八七六〇六)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(h) 専門デザイン・サービス (八七六〇七、八七六〇八、八七六〇九、八七六一〇)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(i) 通信サービス C 電気通信サービス 第一種電気通信事業に よって提供される次に掲 げる国内電気通信サービ ス D パケット交換データ 伝送サービス (八七六〇三、八七六〇四、八七六〇五、八七六〇六)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(j) 回線交換データ伝送 (八七六〇七、八七六〇八、八七六〇九、八七六一〇)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(四) テレックス・サービス (七五三) (五) ファクシミリ・サービス (七五九) (六) 専用回線サービス (七五九)	第二種電気通信事業に よって提供される付加価 値サービス。次に掲げる サービスを含む。 (イ) 電子メール・サー ビス (七五三) (ロ) ボイスメール・サ ービス (七五三) (ハ) 情報及びデータペ ーのオンラインでの検 索サービス (七五三) (ニ) 電子データ交換(E D) サービス (七五三) (ホ) 高度ファクシミリ サービス (七五九) (ヘ) コード及びプロコ ルの変換サービス (七五三) (ヘ) 情報及びデータのオ ンラインでの集約サー ビス (八四三)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。
第一種電気通信事業と ない。	電気通信サービスの分 野における特定の約束に は、公衆交換網と接続す る国内専用回線を用いる ことによって提供される 音声伝送サービスを含ま ない。	第一種電気通信事業を 以外の電気通信事業をい う。第一種電気通信事業 とは、電気通信回線設備 を設置して電気通信サー ビスを提供する事業をい う。電気通信回線設備と は、送信の場所と受信の 場所との間を接続する伝 送路設備及びこれと一体 として設置される交換設 備並びにこれらの附属設 備をいう。	第一種電気通信事業を 以外の電気通信事業をい う。第一種電気通信事業 とは、電気通信回線設備 を設置して電気通信サー ビスを提供する事業をい う。電気通信回線設備と は、送信の場所と受信の 場所との間を接続する伝 送路設備及びこれと一体 として設置される交換設 備並びにこれらの附属設 備をいう。

5 教育サービス	C 設置及び組立てのサービス (五二二) D 建築物の仕上げるサービス (五二七) E その他 (五一、五一五、五一八)	A 流通サービス (六二二、六二二〇、六二二〇〇) B 卸売サービス (六二二、六二二〇、六二二〇〇) C 小売サービス (六二二、六二二〇、六二二〇〇) D フランチャイズ・サービス (八九二九)	流通サービスの分野における特定の約束には、石油、米、たばこ、塩又は酒類に関連するサービス及び公共卸売市場において提供されるサービスを含まない。 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食品(野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食品を含む)又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要施設を設けて継続して開場されるものをいう。

6 環境サービス A 汚水サービス (六四〇)	B 廃棄物処理サービス (六四〇)	D 成人教育サービス 成人のための外国語教育サービス(日本国内で設置された学校教育機関によって提供されるサービスを除く。この学校教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、専門学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう)	C 高等教育サービス (九三二、九三三、九三三〇、九三三〇〇、九三三〇〇〇) B 中等教育サービス (九三二、九三三、九三三〇、九三三〇〇、九三三〇〇〇) A 初等教育サービス (九三二、九三三、九三三〇、九三三〇〇、九三三〇〇〇)	日本国内で設置された学校教育機関によって提供される次に掲げる教育サービス(この学校教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校をいう。)(注)が設置しなければならぬ。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人(注)が設置しなければならぬ。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	7 金融サービス 日本国は、金融サービスに関するこの協定の第三節及び金融サービスに関する附属書の規定に加えて「金融サービスに関する約束に関する了解」(以下「了解」という。了解は、この約束表に附随するものとし、この約束表の不可分の一部を成す)に従い、この協定に基づく特定の約束を行う。金融サービスの分野においては、了解に基づく義務をこの協定の第三節及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負うものとする。 日本国は、金融サービスに関する附属書2(a)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の要点的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限(このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの)を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定まる有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該金融サービスの分野に係る特定の約束に關し、サービス提供者が種々の金融的行動を行うことなく日本国以外の加盟国の領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、この協定第一、二、三、四の規定に基づいて提供するサービスであると認めらる。 A 保険及び保険関連のサービス この協定第一、二、三、四の(a)及び(b)に規定するサービスの提供に關して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三節及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束
--	--	---	---

(1) 制限しない。	(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の要点的なものである。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 日本国籍の船舶及び航空機 日本国は、一九九五年に保険制度改革の不可分の一部として、国際海上運送に使用される日本国籍の船舶及び日本国籍の航空機の国境を越える保険取引の実質的な自由化を行うために必要な措置をとる意図を有する。 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を過剰的に再保険する。 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。 (2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の要点的なものである。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 日本国籍の船舶及び航空機 日本国は、一九九五年に保険制度改革の不可分の一部として、国際海上運送に使用される日本国籍の船舶及び日本国籍の航空機の国境を越える保険取引の実質的な自由化を行うために必要な措置をとる意図を有する。 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を過剰的に再保険する。 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供する
-------------------	---

B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	(1) 投資一任に係るサービスについては、業務上の観点が必要である。 (2) 外国通貨で表示された日本国債、外における預金契約又は信託契約であって、これらの契約の合計額が一億四千万円を超えるもの及び日本国通貨で表示された日本国外における預金契約又は信託契約については、許可が必要である。	(3) 保険の仲立人として業務上の拠点を設置することは、認められない。 日本国は、一九九五年に保険制度改革の不可分の一部として、保険仲立制度を導入するために必要な措置をとる意図を有する。 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を差別的に再保険する。 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 外国生命保険会社は、日本国通貨で表示された保険契約の責任準備金及び支払準備に相当する額を日本国内において日本国通貨建てで保有することが必要である。 各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
--	---	--	---

(3) 投資信託の委託サービスの業務上の拠点については、日本国内で設立された法人でなければならぬ。 次の制限については、了解に基づく現状維持の義務を約束しない。 (a) 子会社又は支店の設置のために必要な免許については、外国のサービス提供者に与えない。 (b) 免許を与えられたサービス提供者が現行の業務を拡大し又は新たな活動を行うための認可及び資格については、外国のサービス提供者に与えない。	(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 市場アクセスに係る制限の欄に記載する(a)及び(b)の制限については、了解に基づく現状維持の義務を約束しない。 各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。	(3) 日本国は、厚生大臣によって認定された厚生年金基金（以下「基金」という。）に限り、ニュー・マナー基金とニュー・マナー以外の資産の区分を維持することにあり、投資一任契約を行う会社が適用することのできる基金の資産の範囲を拡大する意図を有する。 注「ニュー・マナー」とは、厚生大臣が基金の運用方法を拡大して投資一任サービスを提供するのの適当であると認定した日以後に当該基金が積立した基金の資産よりなして構成さ	次の資本取引に係るサービスについては、日本国内の外国為替公認銀行を通じて提供を受けることができ、当該外国為替公認銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。 (a) 小切手、手形等の支払手段の取引 (b) 外国為替の取引 (c) 現物取引が行われる外国為替取引を伴う派生商品（例えば、通貨の現物オプション）の取引 (d) 相殺、居住者が非居住者のために行う他の居住者に対する支払、居住者が非居住者のために行う他の居住者による支払の受領等の特殊な方法による決済 (e) スワップ (f) 債権買取り 金融又は証券の先物又はオプションの取引サービスについては、業務上の拠点が必須である。ただし、日本国の関係法に基づき大臣の指定に従って金融機関に提供されるサービスを除く。
---	--	--	---

8 健康に関連するサービス 及び社会事業サービス A 病院サービス (九二二)	(4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	れる側をいう。
9 観光サービス及び旅行に 関連するサービス A ホテル及び飲食店の サービス(仕出しサービ スを除く) (六四二、六四二、六四二 九四、六四二、六四二、六 四三、六四三)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束 しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国の資本の参加に関し制限 がないことを除くほか、約束し ない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束 しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国の資本の参加に関し制限 がないことを除くほか、各分野 に共通の約束において記載した 研究及び開発に係る補助金を含 め、約束しない。 (4) 約束しない。	
仕出しサービス (六四三)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	
B 旅行業サービス (七四七)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	
C 観光客の案内サービス (七四七)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束 しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束 しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における 記載を除くほか、約束しない。	

10 振興、文化及びスポーツのサービス A 興行サービス（演劇、生演劇及びサーカスのサービスを含む） (九六二九)	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	証書を除くほか、制限しない。
B 通信社サービス (九六二)	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	証書を除くほか、制限しない。
C 図書館及び記録保管所のサービス (九六三二、九六三三)	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	証書を除くほか、制限しない。
D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス (九六四) 遊園地及び海水浴場のサービス (九六四九)	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	証書を除くほか、制限しない。
11 運送サービス A 海上運送サービス (a) (b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む）	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能である。

(む) (七二二七二二) 海上運送サービスの分野における特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に到着する運送を対象とする国内運送サービスを含まない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	能となる。 (i) 水先サービス (ii) 押し船及び引き船のサービス (iii) 食料供給、給油及び給水のサービス (iv) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (v) ポートキャプテン・サービスの (vi) 航行補助サービス (vii) 離岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（例、給水及び電気の供給を含む） (viii) 必置の修理サービス (ix) びよう泊及び係留のサービス
A 海上運送の補助的なサービス (a) 押し船及び引き船のサービス (七二二四) (i) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七二二五) (ii) 海上運送の代理店サービス	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七二二五) (ii) 海上運送の代理店サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に到着する運送を対象とする国内運送サービスを含まない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	内陸水路における運送サービス (e) 押し船及び引き船のサービス (七二二四) (f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七二二五)
内陸水路における運送サービス (e) 押し船及び引き船のサービス (七二二四) (f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七二二五)	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C 航空運送サービス (a) 航空運送サービスに関する附属サービスに規定する航空機の修理及び保守のサービス	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に与えられる許可の数は、制限される。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(e) 航空運送サービスに関する附屬書(6)に規定する航空運送サービスの販売及びマーケティング (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(e) 航空運送サービスに関する附屬書(6)に規定するコンピュータ予約システム(CRS)サービス (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	E 鉄道運送サービス (d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス(八六八) (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	鉄道運送機器に関する運搬者を伴う貨物サービス (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	F 道路運送サービス (b) 貨物運送サービス(七二二) (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数のサービスの事業の数又はサービスの産出量を制限する緊急調整措置 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス(八二一、八六八) (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。
--	---	--	---	--	---

G パイプライン輸送サービス (b) 燃料以外の物品の輸送サービス(七二九) (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	H すべての形態の運送の補助的なサービス (b) 倉庫サービス(石油を除く)(七四〇) (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(d) 日本国内の通関業務サービス (1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない(注)。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
--	---	--	--

(我が国以外の特定の約束に係る表及び第二表の免除に係る表は省略)

金融サービスに係る約束に関する了解

ウルグアイ・ラウンドの参加国は、金融サービスに関し、サービスの貿易に関する一般協定(以下「協定」という。)に基づく特定の約束を協定第三部に定める方法に代わる方法に基づいて行うことができる。この方法については次の了解に従って適用することが合意された。

(i) 当該方法は、協定の規定に抵触しないものとする。

(ii) 当該方法は、協定第三部に定める方法に従って特定の約束を記載する加盟国の権利を書き加えるものとする。

(iii) 当該方法に基づいて行われた特定の約束は、最惠国待遇に基づいて適用する。

(iv) 加盟国が協定に基づいて約束する自由化の程度について、予断を生ぜしめない。

関心を有する加盟国は、次に規定する方法に適合する特定の約束を、交渉に基づき、かつ、特定した条件及び制限を付して自国の約束表に記載する。

A 現状維持

次のB及びCの約束に対して課される条件及び制限は、当該約束に適合しない現行の措置に限る。

B 市場アクセス

独占権

1 協定第八条の規定に加えて、次の規定を適用する。

加盟国は、金融サービスに係る自国の約束表に現行の独占権を掲げるものとし、当該独占権を撤廃し又は当該独占権の範囲を縮小するよう努める。この1の規定は、金融サービスに関する附属書1(b)の規定にかかわらず、同附属書1(b)に規定する活動について適用する。

公的機関が購入する金融サービス

2 加盟国は、協定第十三条の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の領域内で金融サービスを購入し又は取得するに当たり、当該領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し最惠国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。

国境を越える取引

3 加盟国は、非居住者である金融サービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ本人として又は仲介により若しくは仲介者として次のサービスを提供することを許可する。

(a) 次の事項に関連する危険に対する保険

(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。

(ii) 国際間の運送中の貨物

(b) 再保険及び再々保険並びに金融サービスに関する附属書5(a)(ii)に規定する保険の補助的なサービス

(c) 金融サービスに関する附属書5(a)(iv)に規定する金融情報の提供、金融情報の移転及び金融データ

の処理並びに同附属書5(a)(vi)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）

4 加盟国は、自国の居住者が他の加盟国の領域内で次の金融サービスを購入することを許可する。

(a) 3(a)に規定する金融サービス

(b) 3(b)に規定する金融サービス

(c) 金融サービスに関する附属書5(a)(v)から(vi)までに規定する金融サービス

業務上の拠点

5 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者に対し、自国の領域内で業務上の拠点を設け又は拡張する権利（既存の企業の取得により業務上の拠点を設け又は拡張する権利を含む。）を与える。

6 加盟国は、5の規定に基づく自国の義務を回避せず、かつ、協定に定めるその他の義務に適合する場合、業務上の拠点を設け又は拡張することを許可するための条件及び手続を課することができる。

新たな金融サービス

7 加盟国は、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、新たな金融サービスを当該領域内で提供することを許可する。

情報の移転及び処理

8 いかなる加盟国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この8の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び助定の秘密を保護する加盟国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が協定の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

人員の一時的な入国

9(a) 加盟国は、自国の領域内に業務上の拠点を設けている他の加盟国の金融サービス提供者の次の人員が自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者のサービスの開設、管理又は営業にとって重要な専有の情報を有している上級の管理職

(ii) 金融サービス提供者の業務上の専門家

(b) 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者の業務上の拠点に関連する次の人員が自国の領域内で資格者として利用可能であることを条件として、自国の領域へ一時的に入国することを許可す

る。

- (i) 金融サービス提供者の会計、電子計算機サービス又は電気通信サービスの専門家
- (ii) 保険数理又は法律の専門家

差別的でない措置

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

- (a) 金融サービス提供者が当該加盟国の領域内で当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置

- (b) 金融サービス提供者の活動が当該加盟国の領域全体に拡張することを制限する差別的でない措置

- (c) 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、当該措置

- (d) 他の加盟国の金融サービス提供者が業務を行い、競争し又は当該加盟国の市場に進出する能力に對し、協定の規定を尊重する措置であつても悪影響を及ぼす他の措置

ただし、この10の規定に基づいてとられる措置は、当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を不当に差別しないものとする。

- 11 加盟国は、10の(a)及び(b)に規定する差別的でない措置に關し、市場への進出の機會の現在の程度及び他のすべての加盟国の金融サービス提供者が自国の領域内での一階級として既に享受している利益を限定し又は制限しないよう努める。ただし、この約束が当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を結果として不当に差別することとならないことを条件とする。

C 内国民待遇

- 1 加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に對し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この1の規定は、加盟国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

- 2 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者が自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し若しくはこれらを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たりこれらの組織若しくは団体に對し直接若しくは間接に特権若しくは利益

を与えている場合には、当該組織又は団体が自国の領域内に居住している他の加盟国の金融サービス提供者に對し内国民待遇を与えることを確保する。

D 定義

この方法の適用上、

- 1 「非居住者である金融サービス提供者」とは、加盟国の領域へ他の加盟国の領域内に所在する事業所から金融サービスを提供する当該加盟国以外の加盟国の金融サービス提供者をいう。この場合において、当該金融サービス提供者が金融サービスを提供する当該加盟国の領域内に業務上の拠点を有する有しないかを問わない。

- 2 「業務上の拠点」とは、金融サービスを提供するための加盟国の領域内の企業をいい、子会社（その全部又は一部が所有されているもの）、合併企業、組合、個人企業、フランチャイズ経営、支店、代理店、代表事務所その他の組織を含む。

- 3 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に關連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であつて、金融サービス提供者によつて当該加盟国の領域内では提供されていないが他の加盟国の領域内では提供されているものをいう。

附屬書一C 知的所有権の貿易關連の側面に関する協定

目次

- 第一部 一般規定及び基本原則
- 第二部 知的所有権の取得可能性、範圍及び使用に關する基準
 - 第一節 著作權及び關連する權利
 - 第二節 商標
 - 第三節 地理的表示
 - 第四節 意匠
 - 第五節 特許
 - 第六節 集積回路の回路配置
 - 第七節 開示されていない情報の保護
 - 第八節 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制
- 第三部 知的所有権の行使

第一節 一般的義務

第二節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

第三節 暫定措置

第四節 国境措置に関する特別の要件

第五節 刑事上の手続

第四部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

第五部 紛争の防止及び解決

第六部 経過措置

第七部 制度上の措置及び最終規定

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

加盟国は、

国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し、

このため、(a)千九百九十四年のガット及び知的所有権に関する関連国際協定又は関連条約の基本原則の適用可能性、(b)貿易関連の知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する適当な基準及び原則の提供、(c)国内法制の相違を考慮した貿易関連の知的所有権の行使のための効果的かつ適当な手段の提供、(d)政府間の紛争を多数国間で防止し及び解決するための効果的かつ迅速な手続の提供並びに(e)交渉の成果への最大限の参加を目的とする経過措置に関し、新たな規則及び規律の必要性を認め、

不正商品の国際貿易に関する原則、規則及び規律の多数国間の枠組みの必要性を認め、

知的所有権が私権であることを認め、

知的所有権の保護のための国内制度における基本的な開発上及び技術上の目的その他の公的政策上の目的を認め、

後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することを可能とするために、国内における

法令の実施の際の最大限の柔軟性に関するこれらの諸国の特別のニーズを認め、

貿易関連の知的所有権に係る問題に関する紛争を多数国間の手続を通じて解決することについての約束の強化を達成することにより緊張を緩和することの重要性を強調し、

世界貿易機関と世界知的所有権機関(「WIPO」という)その他の関連国際機関との

間の相互の協力関係を確立することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一部 一般規定及び基本原則

第一条 義務の性質及び範囲

1 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を選定することができる。

2 この協定の適用上、「知的所有権」とは、第一部の第一節から第七節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

3 加盟国は、他の加盟国の国民(注1)に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては、「他の加盟国の国民」とは、世界貿易機関のすべての加盟国が千九百六十七年のパリ条約、千九百七十一年のベルヌ条約、ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう(注2)。ローマ条約の第五条3又は第六条2の規定を用いる加盟国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会(貿易関連知的所有権理事会)に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

注1 この協定において「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

注2 この協定において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約をいい、千九百六十七年のパリ条約とは、パリ条約の千九百六十七年七月十四日のストックホルム改正条約をいい、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい、「千九百七十一年のベルヌ条約」とは、ベルヌ条約の千九百七十一年七月二十四日のパリ改正条約をいい、「ローマ条約」とは、千九百六十二年十月二十六日にローマで採択された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい、「集積回路についての知的所有権に関する条約」(「PPI C条約」とは、千九百八十九年五月二十六日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい、「世界貿易機関協定」とは、世界貿易機関を設立する協定をいう。

第二条 知的所有権に関する条約

1 加盟国は、第二部から第四部までの規定について、千九百六十七年のパリ条約の第一条から第十二条まで及び第十九条の規定を遵守する。

2 第一部から第四部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

い。

第三章 内国民待遇

1 各加盟国は、知的所有権の保護(註)に關し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、千九百六十七年のパリ条約、千九百七十一年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に關する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についての適用する。ベルヌ条約第六条及びローマ条約第十六条1(b)の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に對し、これらの規定に定めるような通告を行う。

註 この条及び次条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範圍、維持及び行使に關する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に關する事項を含む。

2 加盟国は、司法上及び行政上の手続(加盟国の管轄内における送達住所の選定又は代理人の選任を含む。)に關し、1の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反しない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に對する偏装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

第四章 最惠国待遇

知的所有権の保護に關し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特權又は免除は、他のすべての加盟国の国民に對し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特權又は免除は、そのような義務から除外される。

(a) 一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法扶助又は法の執行に關する國際協定に基づくもの

(b) 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める千九百七十一年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c) この協定に規定していない実演家、レコード製作者及び放送機関の権利に關するもの

(d) 世界貿易機關協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に關する國際協定に基づくもの。ただし、当該國際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に對し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

第五章 保護の取得又は維持に關する多数國間協定

前二条の規定に基づく義務は、知的所有権の取得又は維持に關してWIPOの主催の下で締結された多数國間協定に規定する手続については、適用しない。

第六章 消尽

この協定に係る紛争解決においては、第三条及び第四条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に關する問題を取り扱うために用いてはならない。

第七章 目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに權利と義務との間の均衡に資するべきである。

第八章 原則

1 加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び繁榮を保護し並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

2 加盟国は、權利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の國際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適當な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

第二節 知的所有権の取得可能性、範圍及び使用に關する基準

第一節 著作權及び関連する權利

第九條 ベルヌ条約との關係

1 加盟国は、千九百七十一年のベルヌ条約の第一条から第二十一条まで及び附屬書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第六条の二の規定に基づいて与えられる權利又はこれから派生する權利については、この協定に基づく權利又は義務を有しない。

2 著作權の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は數學的概念自体には及ぶではない。

第十條 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物

1 コンピュータ・プログラム(ソース・コード)のものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。は、千九百七十一年のベルヌ条約に定める文學的著作物として保護される。

2 素材の選択又は配列によつて知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物(機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない)は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んでならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作權を害するものであってはならない。

第十一條 貸与權

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に

対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作人及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。

第十二条 保護期間

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりと少なくとも五十年とする。著作物の製作から五十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりと少なくとも五十年とする。

第十三条 制限及び例外

加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第十四条 実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

1 レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達に当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。

2 レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

3 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、千九百七十一年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

4 第十一条の規定（コンピュータ・プログラムに係るものに限る。）は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、千九百九十四年四月十五日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

5 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりと

から少なくとも五十年とする。3の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりと少なくとも二十年とする。

6 1から3までの規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が定める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、千九百七十一年のベルヌ条約第十八条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

第二節 商標

第十五条 保護の対象

1 ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2 1の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が千九百六十七年のパリ条約に反しないことを条件とする。

3 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはない。出願は、意図された使用が出願日から三年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

4 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げにはならない。

5 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

第十六条 与えられる権利

1 登録された商標の権利者は、その承諾を得ないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

2 千九百六十七年のパリ条約第六条の二の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認

識されているものであるか否かを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。

3 千九百六十七年のパリ条約第六条の二の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

第十七条 例外

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第十八条 保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも七年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

第十九条 要件としての使用

1 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも三年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生ずる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。

2 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

第二十条 その他の要件

商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるものではない。

第二十一条 使用許諾及び譲渡

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われなにかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

第三節 地理的表示

第二十二條 地理的表示の保護

1 この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示をいう。

2 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の産地以外の地理的産地を産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b) 千九百六十七年のパリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する使用

3 加盟国は、職権により(国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含む又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

4 1から3までの規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

第二十三條 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護

1 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。(注)

注 加盟国は、これらの法的手段を確保する義務に關し、第四十二條第一段の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

2 一 のぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含む又は特定する地理的表示から構成される商標の登録であって、当該一 のぶどう酒又は蒸留酒と産地を異にするぶどう酒又は蒸留酒についてのものは、職権により(加盟国の国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、拒絶し又は無効とする。

3 二以上のぶどう酒の地理的表示が同一の表示である場合には、前条4の規定に従うことを条件として、それぞれの地理的表示に保護を与える。各加盟国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止の確保の必要性を考慮し、同一である地理的表示が相互に区別されるような実質的条件を定める。

4 ぶどう酒の地理的表示の保護を促進するため、ぶどう酒の地理的表示の通報及び登録に関する多数国間の制度であって、当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするものの設立について、貿易関連知的所有権理事会において交渉を行う。

第二十四条 国際交渉及び例外

1 加盟国は、前条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。4から8までの規定は、加盟国が交渉の実施又は二国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

2 貿易関連知的所有権理事会は、この節の規定の実施について検討する。一回目の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から二年以内に行う。この節の規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による二国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

3 この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

4 加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a)千九百九十四年四月十五日以前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

5 次のいずれかの日の前に、商標が善意に出版され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

- (a) 第六部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日
- (b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日

6 この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この節の規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この節の規定の適用を要求するものではない。

7 加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日より登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後五年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が善意で行われたものでないことを条件とする。

8 この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に及ぼすものではない。

9 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

第四節 意匠

第二十五条 保護の要件

1 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んでいないことを定めることができる。

2 加盟国は、意匠の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる。

第二十六条 保護

1 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入すること防止する権利を有する。

2 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。た

だし、保護されている意匠の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

3 保護期間は、少なくとも十年とする。

第五節 特許

第二十七條 特許の対象

1 2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性(注)のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。第六十五條4、第七十條8及びこの条の3の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

注 この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

2 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

- (a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法
- (b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から四年後に検討されるものとする。

第二十八條 与えられる権利

1 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

- (a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利(注)

注 輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第六条の規定に従う。

- (b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目

的とする輸入を防止する権利

2 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第二十九條 特許出願人に関する条件

1 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求することができる。

2 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。

第三十條 与えられる権利の例外

加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

第三十一條 特許権者の許諾を得ない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)(注)を認める場合には、次の規定を尊重する。

注 「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

- (a) 他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。
- (b) 他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。
- (c) 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d) 他の使用は、非排他的なものである。

(e) 他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

(f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(g) 他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうな場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

(h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

(i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(k) 加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b)及び(f)に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

(l) 他の特許（次の(i)から(m)までの規定において「第一特許」という。）を侵害することなしには実施することができない特許（これらの規定において「第二特許」という。）の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。

(1) 第二特許に係る発明には、第一特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

(m) 第一特許権者は、合理的な条件で第二特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

(n) 第一特許について許諾された使用は、第二特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

第三十二条 取消し又は消滅

特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる。

第三十三条 保護期間

保護期間は、出願日から計算して二十年の期間が経過する前に終了してはならない。（注）

注 特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については、保護期間を当該制度における出願日から計算することを定めることができるものと了解する。

第三十四条 方法の特許の立証責任

1 第二十八条1(b)に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命ずる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

(a) 特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

(b) 同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

2 加盟国は、1の(a)又は(b)のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り、侵害したと申し立てられた者に対し1に規定する立証責任を課することを定めることができる。

3 反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

第六節 集積回路の回路配置

第三十五条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係

加盟国は、集積回路の回路配置（この協定において「回路配置」という。）について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第二条から第七条まで（第六条(3)の規定を除く）、第十二条及び第十六条(3)並びに次条から第三十八条までの規定に従って保護を定めることに合意する。

第三十六条 保護の範囲

次条1の規定に従うことを条件として、加盟国は、保護されている回路配置、保護されている回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品（違法に複製された回路配置が現に含まれている場合に限る。）の輸入、販売その他の商業上の目的のための頒布が権利者（注）の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を違法とする。

注 この節の規定において「権利者」とは、集積回路についての知的所有権に関する条約に定める「権利者」と同一の意味を有するものと了解する。

第三十七条 権利者の許諾を必要としない行為

1 前条の規定にかかわらず、加盟国は、同条に規定するいずれかの行為を行ない又は命ずる者が、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品を取得した時において、当該集積回路又は当該製品が違法に複製された回路配置を組み込んでいたことを知らず、かつ、知ることがで

きる合理的な理由を有しなかった場合には、当該集積回路又は当該製品に関する当該行為の遂行を違法としてはならない。加盟国は、当該者が、回路配置が違法に複製されたものであることを十分に説明する通知を受領した後も手持ちの又はその受領以前に注文された在庫について当該行為を行うことができること及び、この場合において、当該回路配置について自由に交渉された利用許諾契約に基づいて支払われる合理的な利用料と同等の金額を権利者に支払わなければならないことを定める。

2 第三十一条の(a)から(d)までに定める条件は、回路配置の強制利用許諾又は権利者の許諾を得ない政府による又は政府のための使用の場合について準用する。

第三十八条 保護期間

1 保護の条件として登録を要求する加盟国においては、回路配置の保護期間は、登録出願の日又は世界における最初の商業的利用の日から十年の期間の満了する前に終了してはならない。

2 保護の条件として登録を要求しない加盟国においては、回路配置の保護期間は、世界における最初の商業的利用の日から少なくとも十年とする。

3 1及び2の規定にかかわらず、加盟国は、回路配置の創作後十五年で保護が消滅することを定めることができる。

第七節 開示されていない情報の保護

第三十九条

1 千九百六十七年のパリ条約第十条の二に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を2の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを3の規定に従って保護する。

2 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商業慣習に反する方法(注により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

注 この2の規定の適用上、「公正な商業慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立として、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること。

(b) 秘密であることにより商業的価値があること。

(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的

な措置がとられていること。

3 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学製品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。

第八節 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制

第四十条

1 加盟国は、知的所有権に関する実施許諾等における行為又は条件であつて競争制限的なものが貿易に悪影響を及ぼし又は技術の移転及び普及を妨げる可能性のあることを合意する。

2 この協定のいかなる規定も、加盟国が、実施許諾等における行為又は条件であつて、特定の場合において、関連する市場における競争に悪影響を及ぼすような知的所有権の濫用となることのあるものを自国の国内法令において特定することを妨げるものではない。このため、加盟国は、自国の関連法令を考慮して、このような行為又は条件(例えば、排他的なグラント・バック条件、有効性の不平等条件及び強制的な一括実施許諾等を含むことができる。)を防止し又は規制するため、この協定の他の規定に適合する適当な措置をとることができる。

3 加盟国は、当該加盟国の国民又は居住者である知的所有権の保有者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反する行為を行っていると信ずる理由を有している当該他の加盟国が、当該法令の遵守を確保することを望む場合には、要請に応じ、当該他の加盟国と協議を行う。この場合において、いずれの加盟国も、自国の法令に基づく措置をとり及び完全に自由に最終決定を行うことを妨げられない。要請を受けた加盟国は、要請を行った加盟国との協議に対し、十分かつ好意的な考慮を払い、適当な機会を与える。当該要請を受けた加盟国は、国内法令に従うこと及び当該要請を行った加盟国による秘密の保護についての相互に満足すべき合意がされることを条件として、当該事業に関連する公に入手可能な秘密でない情報その他当該要請を受けた加盟国により入手可能な情報を提供することにより協力する。

4 加盟国は、自国の国民又は居住者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反すると申し立てられて手続に服している場合には、要請に基づき、3に定める条件と同一の条件に基づいて当該他の加盟国と協議を行う機会を与えられる。

第二節 知的所有権の行使

第一節 一般的義務

第四十一条

1 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む）がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

2 知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

3 本案についての決定は、できる限り、書面によって行い、かつ、理由を示す。この決定は、少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

4 手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

5 この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

第二節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

第四十二条 公正かつ公平な手続

加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者（注）に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁理人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は、その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては、現行の憲法上の要請に反しない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

注 この部の規定の適用上、「権利者」には、権利を主張する法的地位を有する個人及び団体を含む。

第四十三条 証拠

1 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、かつ、他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合においては、司法当局は、適当な事案において秘密の情報の保護を確保することを条件として、他方の当事者にその特定された証拠の提示を命ずる権限を有する。

2 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として、提供された情報（情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む）に基づいて、暫定的及び最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない）を行う権限を司法当局に与えることができる。

第四十四条 差止め命令

1 司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を適時直ちに防止することを命ずる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

2 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については、当該使用を明示的に定める第二部の規定に従うことを条件として、加盟国は、この部の他の規定にかかわらず、当該使用に対する救済措置を、第三十一条(b)の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては、この部に定める救済措置が適用され、又は、当該救済措置が国内法令に抵触する場合には、官言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

第四十五条 損害賠償

1 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができると合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。

2 司法当局は、また、侵害者に対し、費用（適当な弁理人の費用を含むことができる）を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができると合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命ずる権限を司法当局に与えることができる。

第四十六条 他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反しない限り、廃棄することを命ずる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命ずる権限を有する。

有する。このような申立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くは、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

第四十七条 情報に関する権利

加盟国は、司法当局が、侵害の重大さと均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物又は侵害サードの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物又は侵害サードの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有することを定めることができる。

第四十八条 被申立人に対する賠償

1 司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合に、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。司法当局は、また、申立人に対し、費用(適当な弁護人の費用を含むことができる。)を被申立人に支払うよう命ずる権限を有する。

2 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し、加盟国は、当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第四十九条 行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

第三節 暫定措置

第五十条

1 司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有する。

(a) 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること(輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む)。

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること。

2 司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破壊される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3 司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同

等の保証を提供することを命ずる権限を有する。

4 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられなくなつた場合には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

5 暫定措置を実施する機関は、申立人に対し、関連物品の特定に必要な情報を提供するよう要求することができる。

6 1及び2の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、合理的な期間(国内法令によって許容される場合は、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは、二十日又は三十一日のうちいずれか長い期間を超えないもの。内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし、4の規定の適用を妨げるものではない。

7 暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作为によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれなかったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

8 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

第四節 国境措置に関する特別の要件(注)

注 加盟国は、関税同盟を構成する他の加盟国との国境を越える物品の移動に関するすべての管理を実質的に廃止している場合には、その国境においてこの節の規定を適用することを要求されない。

第五十一条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品(注1)が輸入されるおそれがあると疑うに足る正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申し立てを提出することができる手続(注2)を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

注1 この協定の適用上、

(a) 「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品(包装を含む)であつて、輸入国の法令上、

商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であつて、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となつたであらうものをいう。

注2 権利者によつて若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

第五十二条 申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したかしくなかつたか及び、権限のある当局によつて決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

第五十三条 担保又は同等の保証

1 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

2 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報を用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに従い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によつて停止された場合において、第五十五条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限り、当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には、担保が解除されることを了解する。

第五十四条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第五十一条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

第五十五条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日（適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとつ

たことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するか決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第一段から第二段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従つて物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第五十条の規定を適用する。

第五十六条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

税関当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従つて解放された物品の留置によつて生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適當な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

第五十七条 点検及び情報に関する権利

秘密の情報の保護を害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同様の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷受人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

第五十八条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを同様の証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

(a) 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。

(b) 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に關して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第五十五条に定める条件を準用する。

(c) 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適當な救済措置に対する責任を免除する。

第五十九条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第四十六条に規定する原則に従つて侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

第六十条 少量の輸入

加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。

第五節 刑事上の手続

第六十一条

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

第四部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

第六十二条

1 加盟国は、第二部の第二節から第六節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は、この協定に合致するものとする。

2 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

3 千九百六十七年のパリ条約第四条の規定は、サービスマークについて準用する。

4 知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに、加盟国の国内法令が定める場合には、行政上の取消し及び異議の申立て、取消し、無効等の当事者間手続は、第四十一条の2及び3に定める一般原則により規律される。

5 4に規定する手続における最終的な行政上の決定は、司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし、退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については、これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として、当該審査の機会を与える義務を負わない。

第五節 紛争の防止及び解決

第六十三条 透明性の確保

1 この協定が対象とする事項(知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止)に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が実質的でない場合には、公に

利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

2 加盟国は、この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに賛同するために1に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は、その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし、また、当該法令についての共通の登録制度の設立に関するWIPOとの協議が成功する場合に、当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において、同理事会は、千九百六十七年のパリ条約第六条の3に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について、必要となる措置を検討する。

3 各加盟国は、他の加盟国からの書面による要請に応じて、1に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は二国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信ずるに足りる理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは二国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

4 1から3までの規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

第六十四条 紛争解決

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二條及び第二十三條の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

2 千九百九十四年のガット第二十三條1の(b)及び(c)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年間、この協定に係る紛争解決については、準用しない。

3 2に規定する期間の間、貿易関連知的所有権理事会は、千九百九十四年のガット第二十三條1の(b)及び(c)に規定する種類の苦情であつてこの協定に従つて申し立てられるものの範囲及び態様を検討し、並びに承認のため閣僚会議に勧告を提出する。この勧告の承認又は2に規定する期間の延長は、閣僚会議がコンセンサス方式によつてのみ決定する。承認された勧告は、その後の正式な受諾手続なしにすべての加盟国について効力を生ずる。

第六節 経過措置

第六十五条 経過措置

1 2から4までの規定に従うことを条件として、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後一年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

2 開発途上加盟国は、1に定めるところによりこの協定を適用する日から更に四年の期間、この協定（第三條から第五條までの規定を除く。）の適用を延期することができる。

3 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であつて、知的所有権制度の構造的な改革を行い、かつ、知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも、2に規定する延期の期間を享受することができる。

4 開発途上加盟国は、2に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において、この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によつて保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には、第二節第五節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に五年の期間延期することができる。

5 1から4までに規定する経過期間を援用する加盟国は、当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることはならないことを確保する。

第六十六條 後発開発途上加盟国

1 後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、前條1に定めるところによりこの協定を適用する日から十年の期間、この協定（第三條から第五條までの規定を除く。）を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。

2 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

第六十七條 技術協力

この協定の実施を促進するため、先進加盟国は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のために、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、技術協力及び資金協力を提供する。その協力には、知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援（人材の養成を含む。）を含む。

第七節 制度上の措置及び最終規定

第六十八條 知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会

貿易関連知的所有権理事会は、この協定の実施、特に、加盟国のこの協定に基づく義務の遵守を監視し、及び加盟国に対し、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項について協議の機会を与える。同理事会は、加盟国により与えられる他の任務を遂行し、特に、紛争解決手続において加盟国が要請する支援を提供する。その任務を遂行するに当たつて、同理事会は、適当と認める者と協議し、情報の提供を求めることができる。

WIPPOと協議の上、同理事会は、その一回目の会合から一年以内に、WIPPOの内部機関と協力するための適当な取決めを作成するよう努める。

第六十九條 国際協力

加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易を排除するため、相互に協力することを合意する。このため、加盟国は、国内行政機関に連絡先を設け、これを通報し、及び侵害物品の貿易に関して情報を交換することができるように準備する。加盟国は、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品の貿易に関して、税関当局間で情報の交換及び協力を促進する。

第七十條 既存の対象の保護

1 この協定は、加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し、当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くは、この協定は、加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であつて、当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し、当該加盟国について義務を生じさせる。この2から4までの規定について、既存の著作物についての著作権に関する義務は、千九百七十一年のベルヌ条約第十八條の規定に基づいてのみ決定されるものとし、また、既存のレコードに関するレコード製作者及び表演家の権利に関する義務は、第十四條6の規定に従つて準用される同条約第十八條の規定に基づいてのみ決定される。

3 加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなつて保護の対象については、保護を復活する義務を負わない。

4 保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であつて、当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは、加盟国は、この協定を適用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし、その場合には、加盟国は、少なくとも、衡平な報酬の支払を定める。

5 加盟国は、この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については、第十一條及び第十四條4の規定を適用する義務を負わない。

6 加盟国は、この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によつて与えられた場合には、権利者の許諾を得ない使用について、第三十一條の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第二十七條1の要件を適用することを要求されない。

7 加盟国において登録が保護の条件となつてゐる知的所有権の場合には、当該加盟国がこの協定を適用す

る日に係属中の保護の出願については、この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には、新たな事項を含まない。

8 加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第二十七条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農薬用の化学品の特許の保護を認めていない場合には、当該加盟国は、

(a) 第六部の規定にかかわらず、同協定の効力発生の日から、医薬品及び農薬用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

(b) (a)の特許出願について、出願日又は、優先権が利用可能であり、かつ、主張される場合には、当該優先権に係る出願の日はこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして、この協定を適用する日に当該基準を適用する。

(c) (a)の特許出願であって、(b)の基準を満たすものについて、特許の付与の日以後、第三十二条の規定に従い(a)の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

9 加盟国において、ある物質が8(a)の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には、第六部の規定にかかわらず、当該加盟国において販売の承認を得た日から五年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし、世界貿易機関協定が効力を生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ、特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

第七十一条 検討及び改正

1 貿易関連知的所有権理事会は、第六十五条2に規定する経過期間が満了した後この協定の実施について検討する。同理事会は、この協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、当該経過期間の満了の日から二年後及びその後も同一の間隔で検討を行う。同理事会は、また、この協定の修正又は改正を正当化する関連する新たな進展を考慮して検討を行うことができる。

2 他の多数国間協定で達成され、かつ、効力を有する知的所有権の一層高い保護の水準であって、世界貿易機関のすべての加盟国により当該協定に基づき受け入れられたものに適合するための改正は、貿易関連知的所有権理事会のコンセンサス方式によって決定された提案に基づき、世界貿易機関協定第十条6の規定に従い閣僚会議が行動するために閣僚会議に付することができる。

第七十二条 留保

この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

第七十三条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供

を要求すること。

(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げることを。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 加盟国が国際平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

附属書一

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一条 適用対象及び適用

1 この了解に定める規則及び手続は、附属書一に掲げる協定(この了解において「対象協定」という。)の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争について適用する。この了解に定める規則及び手続は、また、世界貿易機関を設立する協定(この了解において「世界貿易機関協定」という。)及びこの了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決(その他の対象協定に基づく権利及び義務にも係るものとして行われるものであるかないかを問わない。)について適用する。

2 この了解に定める規則及び手続の適用は、対象協定に含まれている紛争解決に関する特別又は追加の規則及び手続(附属書二に掲げるもの)の適用がある場合には、これに従う。この了解に定める規則及び手続と同附属書に掲げる特別又は追加の規則及び手続とが抵触する場合には、同附属書に掲げる特別又は追加の規則及び手続が優先する。二以上の対象協定に定める規則及び手続に関する紛争において、検討される当該二以上の対象協定に定める特別又は追加の規則及び手続が相互に抵触する場合であって、紛争当事国が小委員会の設置から二十日以内に規則及び手続について合意することができないときは、次条1に定める紛争解決機関の議長は、いずれかの加盟国の要請の後十日以内に、紛争当事国と協議の上、従うべき規則及び手続を決定する。議長は、特別又は追加の規則及び手続が可能な限り用いられるべきであり、かつ、この了解に定める規則及び手続は抵触を避けるために必要な限度において用いられるべきであるという原則に従う。

第二章 運用

1 この了解に定める規則及び手続並びに対象協定の協議及び紛争解決に関する規定を運用するため、この了解により紛争解決機関を設置する。ただし、対象協定に係る運用について当該対象協定に別段の定めがある場合には、これによる。同機関は、小委員会を設置し、小委員会及び上級委員会の報告を採択し、裁定及び勧告の実施を継続的に監視し並びに対象協定に基づく譲許その他の義務の停止を承認する権限を有する。対象協定のうち複数国間貿易協定であるもの下で生ずる紛争に関し、この了解において「加盟国」とは、当該複数国間貿易協定の締約国である加盟国のみをいう。同機関がいずれかの複数国間貿易協定の紛争解決に関する規定を運用する場合には、当該協定の締約国である加盟国のみが、当該紛争に関する同機関の決定又は行動に参加することができる。

2 紛争解決機関は、世界貿易機関の関連する理事会及び委員会に対し各対象協定に係る紛争における進展を通報する。

3 紛争解決機関は、その任務をこの了解に定める各期間内に遂行するため、必要に応じて会合する。

4 この了解に定める規則及び手続に従って紛争解決機関が決定を行う場合には、その決定は、コンセンサス方式による（注）。

注 紛争解決機関がその審議のために提出された事項について決定を行う時にその会合に出席しているいずれの加盟国もその決定案に正式に反対しない場合には、同機関は、当該事項についてコンセンサス方式によって決定したものとみなす。

第三章 一般規定

- 1 加盟国は、千九百四十七年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定の下で適用される紛争の処理の原則並びにこの了解によって詳細に定められ、かつ、修正された規則及び手続を遵守することを承認する。
- 2 世界貿易機関の紛争解決制度は、多角的貿易体制に安定性及び予見可能性を与える中心的な要素である。加盟国は、同制度が対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し並びに解釈に関する国際法上の慣習の規則に従って対象協定の現行の規定の解釈を明らかにすることに資するものであることを認識する。紛争解決機関の勧告及び裁定は、対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずることはできない。
- 3 加盟国が、対象協定に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が他の加盟国がとる措置によって侵害されていると認める場合において、そのような事態を迅速に解決することは、世界貿易機関が効果的に機能し、かつ、加盟国の権利と義務との間において適正な均衡が維持されるために不可欠である。
- 4 紛争解決機関が行う勧告又は裁定は、この了解及び対象協定に基づく権利及び義務に従って問題の満足すべき解決を図ることを目的とする。

5 対象協定の協議及び紛争解決に関する規定に基づいて正式に提起された問題についてのすべての解決（仲裁判断を含む）は、当該協定に適合するものでなければならず、また、当該協定に基づきいずれかの加盟国に与えられた利益を無効にし若しくは侵害し、又は当該協定の目的の達成を妨げるものであってはならない。

6 対象協定の協議及び紛争解決に関する規定に基づいて正式に提起された問題についての相互に合意された解決は、紛争解決機関並びに関連する理事会及び委員会に通報される。いずれの加盟国も、同機関並びに関連する理事会及び委員会において、当該解決に関する問題点を提起することができる。

7 加盟国は、問題を提起する前に、この了解に定める手続による措置が有益なものであるかないかについて判断する。紛争解決制度の目的は、紛争に関する明確な解決を確保することである。紛争当事国にとって相互に受け入れることが可能であり、かつ、対象協定に適合する解決は、明らかに優先されるべきである。相互に合意する解決が得られない場合には、同制度の第一の目的は、通常、関係する措置がいずれかの対象協定に適合しないと認められるときに当該措置の撤回を確保することである。代償に関する規定は、当該措置を直ちに撤回することが実行可能でない場合に限り、かつ、対象協定に適合しない措置を撤回するまでの間の一時的な措置としてののみ、適用すべきである。紛争解決手続を利用する加盟国は、この了解に定める最後の解決手段として、紛争解決機関の承認を得て、他の加盟国に対し対象協定に基づく譲許その他の義務の履行を差別的に停止することができる。

8 対象協定に基づく義務に違反する措置がとられた場合には、当該措置は、反証がない限り、無効化又は侵害の事実を構成するものと認められる。このことは、対象協定に基づく義務についての違反は当該対象協定の締約国である他の加盟国に悪影響を及ぼすとの推定が通常存在することを意味する。この場合において、違反の疑いに対し反証を挙げる責任は、申立てを受けた加盟国の側にあるものとする。

9 この了解の規定は、世界貿易機関協定又は対象協定のうち複数国間貿易協定であるものに基づく意思決定により対象協定について権威のある解釈を求める加盟国の権利を害するものではない。

10 調停及び紛争解決手続の利用についての要請は、対立的な行為として意図され又はそのような行為とみなされるべきでない。紛争が生じた場合には、すべての加盟国は、当該紛争を解決するために誠実にこれらの手続に参加する。また、ある問題についての申立てとこれに対抗するために行われる別個の問題についての申立てとは、関連付けられるべきでない。

11 この了解は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に対象協定の協議規定に基づいて行われた協議のための新たな要請についてののみ適用する。世界貿易機関協定が効力を生ずる日前に千九百四十七年のガット又は対象協定の前身であるその他の協定に基づいて協議の要請が行われた紛争については、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の直前に有効であった関連する紛争解決に係る規則及び手続を引き続き適用す

る。(注)

注 この11の規定は、小委員会の報告が採択されず又は完全に実施されなかった紛争についても適用する。

12 11の規定にかかわらず、対象協定のいずれかに基づく申立てが開発途上加盟国により先進加盟国に対してされる場合には、当該開発途上加盟国は、次条から第六条まで及び第十二条の規定に代わるものとして、千九百六十六年四月五日の決定(ガット基本文書選集(BISD) 追録第十四巻十八ページ)の対応する規定を適用する権利を有する。ただし、小委員会が、同決定の7に定める期間がその報告を作成するため不十分であり、かつ、当該開発途上加盟国の同意を得てその期間を延長することができる場合、この限りでない。次条から第六条まで及び第十二条に定める規則及び手続と同決定に定める対応する規則及び手続とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、後者が優先する。

第四条 協議

1 加盟国は、加盟国が用いる協議手続の実効性を強化し及び改善する決意を確認する。
2 各加盟国は、自国の領域においてとられた措置であつていづれかの対象協定の実施に影響を及ぼすものについて他の加盟国がした申立てに好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のための機会を十分に与えることを約束する。(注)

注 加盟国の領域内の地域又は地方の政府又は機関によつてとられる措置に関する他の対象協定の規定がこの2の規定と異なる規定を含む場合には、当該他の対象協定の規定が優先する。

3 協議の要請が対象協定に従つて行われる場合には、当該要請を受けた加盟国は、相互間の別段の合意がない限り、当該要請を受けた日の後十日以内に当該要請に対して回答し、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、当該要請を受けた日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。当該加盟国が当該要請を受けた日の後十日以内に回答せず又は当該要請を受けた日の後三十日以内若しくは相互に合意した期間内に協議を開始しない場合には、当該要請を行った加盟国は、直接小委員会の設置を要請することができる。

4 すべての協議の要請は、協議を要請する加盟国が紛争解決機関並びに関連する理事会及び委員会に通報する。協議の要請は、書面によつて提出され、並びに要請の理由、問題となつてゐる措置及び申立ての法的根拠を示すものとする。

5 加盟国は、この了解に基づいて更なる措置をとる前に、対象協定の規定に従つて行つた協議において、その問題について満足すべき調整を行うよう努めるべきである。

6 協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていづれの加盟国の権利も害するものではない。

7 協議の要請を受けた日の後六十日の期間内に協議によつて紛争を解決することができない場合には、申立てをした紛争当事国(この了解において「申立国」という)は、小委員会の設置を要請することができる。協議を行つてゐる国が協議によつて紛争を解決することができなかつたと共に認める場合には、申立

国は、当該六十日の期間内に小委員会の設置を要請することができる。

8 緊急の場合(腐敗しやすい物品に関する場合等)には、加盟国は、要請を受けた日の後十日以内に協議を開始する。要請を受けた日の後二十日以内に協議によつて紛争を解決することができなかった場合には、申立国は、小委員会の設置を要請することができる。

9 緊急の場合(腐敗しやすい物品に関する場合等)には、紛争当事国、小委員会及び上級委員会は、最大限可能な限り、手続が速やかに行われるようあらゆる努力を払う。

10 加盟国は、協議の間、開発途上加盟国の特有の問題及び利益に特別の注意を払うべきである。

11 協議を行つてゐる加盟国以外の加盟国が、千九百九十四年のガット第二十二條1、サービス貿易一般協定第二十二條1又はその他の対象協定の対応する規定(注)によつて行われてゐる協議の要請の送付の日以後十日以内に、協議を行つてゐる加盟国及び紛争解決機関に対し、その協議に参加することを希望する旨を通報することができる。その通報を行つた加盟国は、実質的な利害関係に関する自国の主張が十分な根拠を有することについて協議の要請を受けた加盟国が同意する場合には、協議に参加することができる。この場合において、両加盟国は、同機関に対しその旨を通報する。協議への参加の要請が受け入れられなかつた場合には、要請を行つた加盟国は、千九百九十四年のガットの第二十二條1若しくは第二十三條1、サービス貿易一般協定の第二十二條1若しくは第二十三條1又はその他の対象協定の対応する規定により協議を要請することができる。

注 対象協定の対応する協議規定は、次に掲げるところである。

農業に関する協定	第十九条
衛生植物検疫措置の適用に関する協定	第二十一條1
繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定	第二十八條4
貿易の技術的障害に関する協定	第三十四條1
貿易に関する投資措置に関する協定	第三十八條
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六條の実施に関する協定	第三十七條2
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七條の実施に関する協定	第三十九條2
船舶の検査に関する協定	第七條
原産地規則に関する協定	第七條
輸入許可手続に関する協定	第六條
補助金及び相殺措置に関する協定	第三十條
セーフガードに関する協定	第十四條

各締約国貿易協定の範囲のある内容機関が指定し、かつ、紛争解決機関に通報した当該協定の対応する協議規定

第五条 あつせん、調停及び仲介

- 1 あつせん、調停及び仲介は、紛争当事国の合意がある場合において任意に行われる手続である。
- 2 あつせん、調停及び仲介に係る手続の過程（特にこれらの手続の過程において紛争当事国がとる立場）は、秘密とされ、かつ、この了解に定める規則及び手続に従って進められるその後の手続においていずれの当事国の権利も害するものではない。
- 3 いずれの紛争当事国も、いつでも、あつせん、調停又は仲介を要請し並びに開始し及び終了することができる。あつせん、調停又は仲介の手続が終了した場合には、申立国は、小委員会の設置を要請することができる。
- 4 あつせん、調停又は仲介が協議の要請を受けた日の後六十日の期間内に開始された場合には、申立国は、当該六十日の期間内においては、小委員会の設置を要請することができない。紛争当事国があつせん、調停又は仲介の手続によって紛争を解決することができなかったことを共に認める場合には、申立国は、当該六十日の期間内に小委員会の設置を要請することができる。
- 5 紛争当事国が合意する場合には、小委員会の手続が進行中であっても、あつせん、調停又は仲介の手続を継続することができる。
- 6 事務局長は、加盟国が紛争を解決することを奨励するため、職務上当然の資格で、あつせん、調停又は仲介を行うことができる。

第六条 小委員会の設置

- 1 申立国が要請する場合には、小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において、小委員会を設置する。（注）
- 注 申立国が要請する場合には、紛争解決機関の会合は、その要請から十五日以内にこの目的のために開催される。この場合において、少なくとも会合の十日前に通知が行われる。
- 2 小委員会の設置の要請は、書面によって行われる。この要請には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明示するとともに、申立ての法的根拠についての簡潔な要約（問題を明確に提示するために十分なものを）を付する。申立国が標準的な付託事項以外の付託事項を有する小委員会の設置を要請する場合には、書面による要請には、特別な付託事項に関する案文を含める。

第七条 小委員会の付託事項

- 1 小委員会は、紛争当事国が小委員会の設置の後二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次の付託事項を有する。

「（紛争当事国が引用した対象協定の名称）の関連規定に照らし（当該国の名称）により文書（文書番号）によって紛争解決機関に付された問題を検討し、及び同機関が当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うこと。」

- 2 小委員会は、紛争当事国が引用した対象協定の関連規定について検討する。
- 3 小委員会の設置に当たり、紛争解決機関は、その議長に対し、1の規定に従い紛争当事国と協議の上小委員会の付託事項を定める権限を与えることができる。このようにして定められた付託事項は、すべての加盟国に通報される。標準的な付託事項以外の付託事項について合意がされた場合には、いずれの加盟国も、同機関においてこれに関する問題点を提起することができる。

第八条 小委員会の構成

- 1 小委員会は、次に掲げる者その他の十分な適格性を有する者（公務員であるか否かを問わない。）で構成する。
 - 小委員会の委員を務め又は小委員会において問題の提起に係る陳述を行ったことがある者
 - 加盟国又は千九百四十七年のガットの締約国の代表を務めたことがある者
 - 対象協定又はその前身である協定の理事会又は委員会への代表を務めたことがある者
 - 事務局において勤務したことがある者
 - 国際貿易に関する法律又は政策について教授し又は著作を発表したことがある者
 - 加盟国の貿易政策を担当する上級職員として勤務したことがある者
 - 小委員会の委員は、委員の独立性、多様な経歴及び広範な経験が確保されるように選任されるべきである。
- 2 紛争当事国又は第十条に定める第三国である加盟国の国民（注）は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、当該紛争に関する小委員会の委員を務めることはできない。

注 加盟国又は共同市場が紛争当事国である場合には、この3の規定は、当該加盟国又は共同市場のすべての構成国の国民について適用する。

- 3 事務局は、小委員会の委員の選任に当たって参考となるようにするため、1に規定する資格を有する公務員及び公務員以外の者の候補者名簿を保持し、適当な場合には、その名簿から委員を選ぶことができるようにする。その名簿には、千九百八十四年十一月三十日に作成された公務員以外の者である委員の登録簿（ガット基本文書選集（BISD）追録第三十一巻九ページに規定するもの）並びに対象協定に基づいて作成されるその他の登録簿及び候補者名簿を含めるものとし、世界貿易機関協定が効力を生ずる時におけるこれらの登録簿及び候補者名簿の氏名を継続して掲載する。加盟国は、第一段の候補者名簿に掲げる

ために公務員及び公務員以外の者の氏名を定期的に提案し、並びに国際貿易及び対象協定の分野又はその対象とする問題に関するこれらの者の知識についての関連情報を提供することができる。これらの氏名は、紛争解決機関が承認した時に当該候補者名簿に追加される。当該候補者名簿には、掲載される者について、対象協定の分野又はその対象とする問題における経験又は専門知識の具体的分野を記載する。

5 小委員会とは、三人の委員で構成する。ただし、紛争当事国が小委員会の設置の後十日以内に合意する場合に、小委員会は、五人の委員で構成することができる。加盟国は、小委員会の構成について速やかに通報を受ける。

6 事務局は、紛争当事国に対し小委員会の委員の指名のための提案を行う。紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くは、指名に反対してはならない。

7 小委員会の設置の日の後二十日以内に委員について合意がされない場合には、事務局長は、いずれか一方の紛争当事国の要請に基づき、紛争当事国と協議の後、紛争解決機関の議長及び関連する理事会又は委員会の議長と協議の上、紛争において問題となっている対象協定に定める関連する特別又は追加の規則及び手続に従い、自らが最も適当と認める委員を任命することによって、小委員会の構成を決定する。同機関の議長は、当該要請を受けた日の後十日以内に、このようにして組織された小委員会の構成を加盟国に対して通報する。

8 加盟国は、原則として、自国の公務員が小委員会の委員を務めることを認めることを約束する。

9 小委員会の委員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。したがって、加盟国は、小委員会に付託された問題につき、小委員会の委員に指示を与えてはならず、また、個人として活動するこれらの者を左右しようとはしない。

10 紛争が開発途上加盟国と先進加盟国との間のものである場合において、開発途上加盟国が要請するとき、小委員会は、少なくとも一人の開発途上加盟国出身の委員を含むものとする。

11 小委員会の委員の旅費、滞在費その他の経費は、予算、財政及び運営に関する委員会の勧告に基づいて一般理事会が採択する基準に従い、世界貿易機関の予算から支弁する。

第九条 複数の加盟国の申立てに関する手続

1 二以上の加盟国が同一の問題について小委員会の設置を要請する場合には、すべての関係加盟国の権利を考慮した上、これらの申立てを検討するために単一の小委員会を設置することができる。実行可能な場合には、このような申立てを検討するために単一の小委員会を設置すべきである。

2 単一の小委員会は、別々の小委員会が申立てを検討したならば紛争当事国が有したであろう権利がいかなる意味においても侵害されることのないように、検討を行い、かつ、認定を紛争解決機関に提出する。一の紛争当事国が要請する場合には、小委員会は、自己の取り扱う紛争について別々の報告を提出する。

いずれの申立国も、他の申立国の意見書を手入することができるものとし、かつ、他の申立国が小委員会において意見を表明する場合には、当該小委員会に出席する権利を有する。

3 同一の問題に関する申立てを検討するために二以上の小委員会が設置される場合には、最大限可能な限り、同一の者がそれぞれの小委員会の委員を務めるものとし、そのような紛争における小委員会の検討の日程については、調整が図られるものとする。

第十條 第三国

1 問題となっている対象協定に係る紛争当事国その他の加盟国の利害関係は、小委員会の手続において十分に考慮される。

2 小委員会に付託された問題について実質的な利害関係を有し、かつ、その旨を紛争解決機関に通報した加盟国（この了解において「第三国」という。）は、小委員会において意見を述べ及び小委員会に対し意見書を提出する機会を有する。意見書は、紛争当事国にも送付され、及び小委員会の報告に反映される。

3 第三国は、小委員会の第一回会合に対する紛争当事国の意見書の送付を受ける。

4 第三国は、既に小委員会の手続の対象となっている措置がいずれかの対象協定に基づき自国に与えられた利益を無効にし又は侵害すると認める場合には、この了解に基づく通常の紛争解決手続を利用することができる。そのような紛争は、可能な場合には、当該小委員会に付される。

第十一條 小委員会の任務

小委員会の任務は、この了解及び対象協定に定める紛争解決機関の任務の遂行について同機関を補佐することである。したがって、小委員会は、自己に付託された問題の客観的な評価（特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用の可能性及び当該協定との適合性に関するもの）を行い、及び同機関が対象協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つその他の認定を行うべきである。小委員会は、紛争当事国と定期的に協議し、及び紛争当事国が相互に満足すべき解決を図るための適当な機会を与えるべきである。

第十二條 小委員会の手続

1 小委員会は、紛争当事国と協議の上別段の決定を行う場合を除くは、附属書三に定める検討手続に従う。

2 小委員会の手続は、その報告を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、小委員会の検討の進行を不当に遅延させるべきでない。

3 小委員会の委員は、紛争当事国と協議の上、適当な場合には第四条の九の規定を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には小委員会の構成及び付託事項について合意がされた後一週間以内に、小委員会の検討の日程を定める。

4 小委員会は、その検討の日程を決定するに当たり、紛争当事国に対し、自国の意見を準備するために十

分な時間を与える。

5 小委員会は、当事国による意見書の提出について明確な期限を定めるべきであり、当事国は、その期限を尊重すべきである。

6 各紛争当事国は、意見書を事務局に提出するものとし、事務局は、当該意見書を速やかに小委員会及びその他の紛争当事国に送付する。申立てを受けた当事国が最初の意見書を提出する前に自国の最初の意見書を提出する。ただし、小委員会が、3の検討の日程を定めるに当たり、紛争当事国と協議の上、紛争当事国がその最初の意見書を同時に提出すべきである旨を決定する場合は、この限りでない。最初の意見書の提出について順序がある場合には、小委員会は、申立てを受けた当事国の意見書を当該小委員会が受理するための具体的な期間を定める。一回目以降の意見書は、同時に提出される。

7 紛争当事国が相互に満足すべき解決を図ることができなかった場合には、小委員会は、その認定を報告書の形式で紛争解決機関に提出する。この場合において、小委員会の報告には、事実認定、関連規定の適用の可能性並びに自己が行う認定及び勧告の基本的な理由を記載する。紛争当事国間で問題が解決された場合には、小委員会の報告は、当該問題に関する簡潔な記述及び解決が得られた旨の報告に限定される。

8 小委員会の検討期間（小委員会の構成及び付託事項について合意がされた日から最終報告が紛争当事国に送付される日まで）は、手続を一層効率的にするため、原則として六箇月を超えないものとする。緊急の場合（高敷しやすい物品に関する場合等）には、小委員会は、三箇月以内に紛争当事国に対しその報告を送付することを目標とする。

9 小委員会は、六箇月以内又は緊急の場合は三箇月以内に報告を送付することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。小委員会の設置から加盟国への報告の送付までの期間は、いかなる場合にも、九箇月を超えない。

10 当事国は、開発途上加盟国がとった措置に係る協議において、第四条の7及び8に定める期間を延長することに同意することができる。当該期間が満了した場合において、協議を行っている国が協議が終了したことについて合意することができないときは、紛争解決機関の議長は、当該協議を行っている国と協議の上、当該期間を延長するかしないか及び、延長するときは、その期間を決定する。更に、小委員会は、開発途上加盟国に対する申立てを検討するに当たり、開発途上加盟国に対し、その立論を準備し及び提出するために十分な時間を与える。第二十條及び第二十一條4の規定は、この10の規定の適用によって影響を受けるものではない。

11 一又は二以上の当事国が開発途上加盟国である場合には、小委員会の報告には、紛争解決手続の過程で当該開発途上加盟国が引用した対象協定の規定であって、開発途上加盟国に対する異なるかつ一層有利な待遇に関するものについていかなる考慮が払われたかを明示するものとする。

12 小委員会は、申立国の要請があるときはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、8及び9、第二十條並びに第二十一條4に定める期間は、その検討が停止された期間延長されるものとする。小委員会の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該小委員会は、その設置の根拠を失う。

第十三条 情報の提供を要請する権利

1 各小委員会は、適当と認めるいかなる個人又は団体に対しても情報及び技術上の助言の提供を要請する権利を有する。この場合において、小委員会は、いずれかの加盟国の管轄内にある個人又は団体に対して情報又は助言の提供を要請するに先立ち、当該加盟国の当局にその旨を通報する。加盟国は、小委員会が必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、速やかかつ完全に応ずるべきである。提供された秘密の情報は、当該情報を提供した個人、団体又は加盟国の当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。

2 小委員会は、関連を有するいかなる者に対しても情報の提供を要請し、及び問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。小委員会は、一の紛争当事国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家検討部会からの書面による助言的な報告を要請することができる。専門家検討部会の設置のための規則及び同部会の手続は、附属書四に定める。

第十四条 秘密性

1 小委員会の審議は、秘密とされる。

2 小委員会の報告は、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて起草されるものとし、その起草に際しては、紛争当事国の出席は、認められない。

3 小委員会の報告の中で各委員が表明した意見は、匿名とする。

第十五条 検討の中間段階

1 小委員会は、書面及び口頭陳述による反論を検討した後、その報告案のうち事実及び陳述に関する説明部分を紛争当事国に送付する。当事国は、小委員会が定める期間内に、自国の意見を書面により提出する。

2 小委員会は、紛争当事国からの意見の受理に係る定められた期間の満了の後、中間報告（説明部分並びに小委員会の認定及び結論から成る。）を当事国に送付する。当事国は、小委員会が加盟国に最終報告を送付する前に中間報告の特定の部分を検討するよう要請することができる。その要請は、小委員会が定める期間内に、書面によって行われる。小委員会は、当事国の要請がある場合には、その書面の中で明示された事項に関し、当事国との追加的な会合を開催する。要請のための期間内にいずれの当事国も要請を行わなかった場合には、中間報告は、小委員会の最終報告とみなされ、速やかに加盟国に送付される。

3 小委員会の最終報告の認定には、検討の中間段階で行われた陳述における議論を含める。中間段階での

検討は、第十二条8に定める期間内に行う。

第十六条 小委員会の報告の採択

1 小委員会の報告は、加盟国にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が加盟国に送付された日の後二十日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない。

2 小委員会の報告に対して異議を有する加盟国は、小委員会の報告を検討する紛争解決機関の会合の少なくとも十日前に、当該異議の理由を説明する書面を提出する。

3 紛争当事国は、紛争解決機関による小委員会の報告の検討に十分に参加する権利を有するものとし、当該紛争当事国の見解は、十分に記録される。

4 小委員会の報告は、加盟国への送付の後六十日以内に、紛争解決機関の会合において採択される(注)。ただし、紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を同機関に正式に通報し又は同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を通報した場合には、小委員会の報告は、上級委員会による検討が終了するまでは、同機関により採択のために検討されてはならない。この4に定める採択の手続は、小委員会の報告について見解を表明する加盟国の権利を害するものではない。

注 紛争解決機関の会合が1及びこの4に定める要件を満たす期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

第十七条 上級委員会による検討

常設の上級委員会

1 紛争解決機関は、常設の上級委員会を設置する。上級委員会は、小委員会が取り扱った問題についての申立てを審理する。上級委員会は、七人の者で構成するものとし、そのうちの三人が一の問題の委員を務める。上級委員会の委員は、順番に職務を遂行する。その順番は、上級委員会の検討手続で定める。

2 紛争解決機関は、上級委員会の委員を四年の任期で任命するものとし、各委員は、一回に限り、再任されることができる。ただし、世界貿易機関協定が効力を生じた後直ちに任命される七人の者のうちの三人の任期は、二年で終了するものとし、これらの三人の者は、くじ引で決定される。空席が生じたときは、補充される。任期が満了しない者の後任者として任命された者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた者で構成する。上級委員会の委員は、いかなる政府とも関係を持してはならず、世界貿易機関の加盟国を広く代表する。上級委員会のすべての委員は、いつでも、かつ、速やかに勤務することが可能でなければならず、また、世界貿易機関の紛争解決に関する活動その他関連する活動に常に精通し

ていなければならない。上級委員会の委員は、直接又は間接に自己の利益との衝突をもたらすこととなる紛争の検討に参加してはならない。

4 紛争当事国のみが、小委員会の報告について上級委員会への申立てをすることができる。第十条2の規定に基づき小委員会に提起された問題について実質的な利害関係を有する旨を紛争解決機関に通報した第三国は、上級委員会に意見書を提出することができるものとし、また、上級委員会において意見を述べることが出来る。

5 紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を正式に通報した日から上級委員会がその報告を送付する日までの期間は、原則として六十日を超えてはならない。上級委員会は、その検討の日程を定めるに当たり、適当な場合には、第四条9の規定を考慮する。上級委員会は、六十日以内に報告を作成することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。第一段に定める期間は、いかなる場合にも、九十日を超えてはならない。

6 上級委員会への申立ては、小委員会の報告において対象とされた法的な問題及び小委員会が行った法的解釈に限定される。

7 上級委員会は、必要とする適当な運営上の及び法律問題に関する援助を受ける。

8 上級委員会の委員の旅費、滞在費その他の経費は、予算、財政及び運営に関する委員会の勧告に基づいて一般理事會が採択する基準に従い、世界貿易機関の予算から支弁する。

上級委員会による検討に関する手続

9 上級委員会は、紛争解決機関の議長及び事務局長と協議の上、検討手続を作成し、加盟国に情報として送付する。

10 上級委員会による検討は、秘密とされる。上級委員会の報告は、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて起草されるものとし、その起草に際しては、紛争当事国の出席は、認められない。

11 上級委員会の報告の中で各委員が表明した意見は、匿名とする。

12 上級委員会は、その検討において、6の規定に従って提起された問題を取り扱う。

13 上級委員会は、小委員会の法的な認定及び結論を支持し、修正し又は取り消すことができる。

上級委員会の報告の採択

14 紛争解決機関は、上級委員会の報告を、加盟国への送付の後三十日以内に採択し(注)、紛争当事国は、これを無条件で受諾する。ただし、同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。この14に定める採択の手続は、上級委員会の報告について見解を表明する加盟国の権利を害するものではない。

注 紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

第十八条 小委員会又は上級委員会との接触

1 小委員会又は上級委員会により検討中の問題に関し、小委員会又は上級委員会といずれか一方の紛争当事国との間で接触があつてはならない。

2 小委員会又は上級委員会に対する意見書は、秘密のものとして取り扱われるものとするが、紛争当事国が入手することができるようになる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。加盟国は、他の加盟国が小委員会又は上級委員会に提出した情報であつて当該他の加盟国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。紛争当事国は、また、加盟国の要請に基づき、意見書に含まれている情報の秘密でない要約であつて公開し得るものを提供する。

第十九条 小委員会及び上級委員会の勧告

1 小委員会又は上級委員会は、ある措置がいずれかの対象協定に適合しないと認める場合には、関係加盟国（注1）に対し当該措置を当該協定に適合させるよう勧告する（注2）。小委員会又は上級委員会は、更に、当該関係加盟国がその勧告を実施し得る方法を提案することが出来る。

注1 「関係加盟国」とは、小委員会又は上級委員会の勧告を受ける紛争当事国をいう。

注2 千九百九十四年のガットその他の対象協定についての違反を伴わない問題に関する勧告については、第二十六条を参照。

2 小委員会及び上級委員会は、第三条2の規定に従うものとし、その認定及び勧告において、対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずることは出来ない。

第二十条 紛争解決機関による決定のための期間

紛争解決機関が小委員会を設置した日から同機関が小委員会又は上級委員会の報告を採択するために審議する日までの期間は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、原則として、小委員会の報告につき上級委員会への申立てがされない場合には九箇月、申立てがされる場合には十二箇月を超えてはならない。小委員会又は上級委員会が第十二条9又は第十七条5の規定に従い報告を作成するための期間を延長する場合に、追加的に要した期間が、前段に定める期間に加算される。

第二十一条 勧告及び裁定の実施の監視

1 紛争解決機関の勧告又は裁定の速やかな実施は、すべての加盟国の利益となるような効果的な紛争解決を確保するために不可欠である。

2 紛争解決の対象となつた措置に関し、開発途上加盟国の利害関係に影響を及ぼす問題については、特別の注意が払われるべきである。

3 関係加盟国は、小委員会又は上級委員会の報告の採択の日（注1）の三十日以内に開催される紛争解決機関の会合において、同機関の勧告及び裁定の実施に関する自国の意思を通報する（注2）。勧告及び裁定を速やかに実施することができない場合には、関係加盟国は、その実施のための必要な期間を与えられる。必要な期間は、次の（a）から（c）までに定めるいずれかの期間とする。

注1 紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

注2 紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

（a）関係加盟国が提案する期間。ただし、紛争解決機関による承認を必要とする。

（b）（a）の承認がない場合には、勧告及び裁定の採択の日（注3）の四十五日以内に紛争当事国が合意した期間

（c）（b）の合意がない場合には、勧告及び裁定の採択の日（注3）の九十日以内に拘束力のある仲裁によって決定される期間（注4）。仲裁が行われる場合には、仲裁人（注5）に対し、小委員会又は上級委員会の勧告を実施するための必要な期間がその報告の採択の日から十五箇月を超えないと、の指針が与えられるべきである。この十五箇月の期間は、特別の事情があるときは、短縮し又は延長することが出来る。

注1 紛争当事国が問題を仲裁に付した後十日以内に仲裁人について合意することができない場合には、事務局長は十日以内に、当該当事国と協議の上仲裁人を任命する。

注2 仲裁人は、個人であるか集団であるかを問わない。

4 紛争解決機関による小委員会の設置の日から必要な期間の決定の日までの期間は、小委員会又は上級委員会が第十二条9又は第十七条5の規定に従いその報告を作成する期間を延長した場合を除くほか、十五箇月を超えてはならない。ただし、紛争当事国が別段の合意をする場合は、この限りでない。小委員会又は上級委員会がその報告を作成する期間を延長する場合には、追加的に要した期間が、この十五箇月の期間に加算される。ただし、合計の期間は、紛争当事国が例外的な事情があることについて合意する場合を除くほか、十八箇月を超えてはならない。

5 勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合には、その意見の相違は、この了解に定める紛争解決手続の利用によつて解決される。この場合において、可能なときは、当該勧告及び裁定の対象となつた紛争を取り扱つた小委員会（この了解において「最初の委員会」という。）にその意見の相違を付することが出来る。最初の小委員会は、その問題が付された日の後九十日以内にその報告を加盟国に送付する。最初の小委員会は、この期間内に報告を作成することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。

6 紛争解決機関は、採択された勧告又は裁定の実施を監視する。加盟国は、勧告又は裁定が採択された後いつでも、これらの実施の問題を同機関に提起することができる。勧告又は裁定の実施の問題は、同機関が別段の決定を行う場合を除くほか、3の規定に従つて必要な期間が定められた日の後六箇月後に同機関

の会合の議事日程に掲げられるものとし、当該問題が解決されるまでの間同機関の会合の議事日程に引き続き掲げられる。関係加盟国は、これらの各会合の少なくとも十日前に、勧告又は裁定の実施の進展についての状況に関する報告を書面により同機関に提出する。

7 問題が開発途上加盟国によって提起されたものである場合には、紛争解決機関は、同機関がその状況に応じて更にいかなる適当な措置をとり得るかを検討する。

8 問題が開発途上加盟国によって提起されたものである場合には、紛争解決機関は、同機関がいかなる適当な措置をとり得るかを検討するに当たり、申し立てられた措置の貿易に関する側面のみでなく、関係を有する開発途上加盟国の経済に及ぼす影響も考慮に入れる。

第二十二条 代償及び譲許の停止

1 代償及び譲許その他の義務の停止は、勧告及び裁定が適当な期間内に実施されない場合に利用することができ、一時的な手段であるが、これらのいずれの手段よりも、当該勧告及び裁定の対象となった措置を対象協定に適合させるために勧告を完全に実施することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、対象協定に適合するものでなければならない。

2 関係加盟国は、対象協定に適合しないと認定された措置を当該協定に適合させ又は前条3の規定に従って決定された適当な期間内に勧告及び裁定に従うことができない場合において、要請があるときは、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該適当な期間の満了までに申立国と交渉を開始する。当該適当な期間の満了の日以後二十日以内に満足すべき代償について合意がされなかった場合には、申立国は、関係加盟国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止するために紛争解決機関に承認を申請することができる。

3 申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則及び手続を適用する。

- (a) 一般原則として、申立国は、まず、小委員会又は上級委員会により違反その他の無効化又は侵害があると認定された分野と同一の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みるべきである。
- (b) 申立国は、同一の分野に関する譲許その他の義務を停止することができず又は効果的でないとする場合には、同一の協定のその他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる。
- (c) 申立国は、同一の協定のその他の分野に関する譲許その他の義務を停止することができず又は効果的でない、かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の対象協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる。
- (d) (a)から(c)までの原則を適用するに当たり、申立国は、次の事項を考慮する。
 - (i) 小委員会又は上級委員会により違反その他の無効化又は侵害があると認定された分野又は協定に關

する貿易及び申立国に対するその貿易の重要性
(ii) (i)の無効化又は侵害に係る一層広範な経済的要因及び譲許その他の義務の停止による一層広範な経済的影響

(e) 申立国は、(b)又は(c)の規定により譲許その他の義務を停止するための承認を申請することを決定する場合に、その申請においてその理由を示すものとする。当該申請は、紛争解決機関への提出の時に、関連する理事会に対しても及び、(b)の規定による申請の場合には、関連する分野別機関にも提出する。

(f) この3の規定の適用上、

(i) 物品に関しては、すべての物品を一つの分野とする。

(ii) サービスに関しては、現行の「サービス分野分類表」に明示されている主要な分野(注)のそれぞれを一つの分野とする。

注 サービス分野分類表(文書番号MTN-GNS/W/120の文書中の巻11の主要な分野を明示している)。

(iii) 貿易関連の知的財産権に関しては、貿易関連の知的財産権協定の第二部第一節から第七節までの規定が対象とする各種の知的財産権のそれぞれ並びに第三部及び第四部に定める義務のそれぞれを一つの分野とする。

(g) この3の規定の適用上、

(i) 物品に関しては、世界貿易機関協定附屬書1Aの協定の全体(紛争当事国が複数国間貿易協定の締約国である場合には、当該複数国間貿易協定を含む。)を一つの協定とする。

(ii) サービスに関しては、サービス貿易一般協定を一つの協定とする。

(iii) 知的財産権に関しては、貿易関連の知的財産権協定を一つの協定とする。

4 紛争解決機関が承認する譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

5 紛争解決機関は、対象協定が禁止している譲許その他の義務の停止を承認してはならない。

6 2に規定する状況が生ずる場合には、申請に基づき、紛争解決機関は、同機関が当該申請を却下することとをコンセンサス方式によって決定する場合を除くほか、適当な期間の満了の後三十日以内に譲許その他の義務の停止を承認する。ただし、関係加盟国が提案された停止の程度について異議を唱える場合又は申立国が3の(b)若しくは(c)の規定により譲許その他の義務を停止するための承認を申請するに当たり3に定める原則及び手続を遵守していなかったと関係加盟国が主張する場合には、その問題は、仲裁に付される。仲裁は、最初的小委員会(その委員が職務を遂行することが可能である場合)又は事務局長が任命する仲裁人(注)によって行われるものとし、適当な期間が満了する日の後六十日以内に完了する。譲許その他の

義務は、仲裁の期間中は停止してはならない。

注 仲裁人は、個人であるか集団であるかを問わない。

7 6の規定に従って職務を遂行する仲裁人（注）は、停止される職務その他の義務の性質を検討してはならないが、その停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等であるかないかを決定する。仲裁人は、また、提案された職務その他の義務の停止が対象協定の下で認められるものであるかないかを決定することができる。ただし、3に定める原則及び手続が遵守されていなかったという主張が仲裁に付された問題に含まれている場合には、仲裁人は、当該主張について検討する。当該原則及び手続が遵守されていなかった旨を仲裁人が決定する場合には、申立国は、3の規定に適合するように当該原則及び手続を適用する。当事国は、仲裁人の決定を最終的なものとして受け入れるものとし、関係当事国は、他の仲裁を求めてはならない。紛争解決機関は、仲裁人の決定について速やかに通報されるものとし、申請に基づき、当該申請が仲裁人の決定に適合する場合には、職務その他の義務の停止を承認する。ただし、同機関が当該申請を却下することをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注 仲裁人は、個人、集団又は最初的小委員会の委員（仲裁人の資格で職務を遂行する）のいずれであるかを問わない。

8 職務その他の義務の停止は、一時的なものとし、対象協定に適合しないと認定された措置が撤回され、勧告若しくは裁定を実施しなければならぬ加盟国により利益の無効化若しくは侵害に対する解決が提供され又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。紛争解決機関は、前条6の規定に従い、採択した勧告又は裁定の実施の監視を継続する。代償が与えられ又は職務その他の義務が停止されたが、措置を対象協定に適合させるための勧告が実施されていない場合も、同様とする。

9 対象協定の紛争解決に関する規定は、加盟国の領域内、地域又は地方の政府又は機関によるこれらの協定の遵守に影響を及ぼす措置について適用することができる。紛争解決機関が対象協定の規定が遵守されていない旨の裁定を行う場合には、責任を有する加盟国は、当該協定の遵守を確保するために利用することができ、必要な措置をとる。代償及び職務その他の義務の停止に関する対象協定及びこの了解の規定は、対象協定の遵守を確保することができなかった場合について適用する。（注）

注 加盟国の領域内、地域又は地方の政府又は機関がとる措置に関するいずれかの対象協定の規定が、この9の規定と異なる規定を含む場合には、当該対象協定の規定が優先する。

第二十三条 多角的体制の強化

1 加盟国は、対象協定に基づく義務についての違反その他の利益の無効化若しくは侵害又は対象協定の目的の達成に対する障害については正を求める場合には、この了解に定める規則及び手続によるものとし、かつ、これらを遵守する。

2 1の場合において、加盟国は、

(a) この了解に定める規則及び手続に従って紛争解決を図る場合を除くほか、違反が生じ、利益が無効にされ若しくは侵害され又は対象協定の目的の達成が妨げられている旨の決定を行ってはならず、また、紛争解決機関が採択する小委員会又は上級委員会の報告に含まれている認定又はこの了解に従って行われた仲裁判断に適合する決定を行う。

(b) 関係加盟国が勧告及び裁定を実施するための必要な期間の決定に当たっては、第二十一条に定める手続に従う。

(c) 職務その他の義務の停止の程度は決定に当たっては、前条に定める手続に従うものとし、関係加盟国が適切な期間内に勧告及び裁定を実施しないことに対応して対象協定に基づく職務その他の義務を停止する前に、同条に定める手続に従って紛争解決機関の承認を得る。

第二十四条 後発開発途上加盟国に係る特別の手続

1 後発開発途上加盟国に係る紛争の原因の決定及び紛争解決手続のすべての段階において、後発開発途上加盟国の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする。加盟国は、特に、この了解に定める手続に従って、後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて受動的な自制を行う。無効化又は侵害が後発開発途上加盟国によってとられた措置に起因すると認定される場合には、申立国は、この了解に定める手続に従って代償を要求し又は職務その他の義務の履行を停止するための承認を申請することについて、受動的な自制を行う。

2 後発開発途上加盟国に係る紛争解決の事案において、満足すべき解決が協議によって得られなかった場合には、事務局長又は紛争解決機関の議長は、後発開発途上加盟国の要請に基づき、小委員会の設置の要請が行われる前に、当事国が紛争を解決することを援助するために、あつせん、調停又は仲介を行う。事務局長又は同機関の議長は、その援助を与えるに当たり、適当と認めるいかなる者とも協議することができる。

第二十五条 仲裁

1 紛争解決の代替的な手段としての世界貿易機関における迅速な仲裁は、両当事国によって明示された問題に関する一定の紛争の解決を容易にすることを可能とするものである。

2 仲裁に付するためには、この了解に別段の定めがある場合を除くほか、当事国が合意しなければならず、当該当事国は、従うべき手続について合意する。仲裁に付することについての合意は、仲裁手続が実際に開始される前に十分な余裕をもってすべての加盟国に通報される。

3 他の加盟国は、仲裁に付することについて合意した当事国の合意によってのみ仲裁手続の当事国となることができる。仲裁手続の当事国は、仲裁判断に服することについて合意する。仲裁判断は、紛争解決機関及び関連する協定の理事会又は委員会（加盟国が仲裁判断に関する問題点を提起することができる理事

会又は委員会)に通報される。

4 第二十一条及び第二十二条の規定は、仲裁判断について準用する。

第二十六条

1 千九百九十四年のガット第二十三条1(b)に規定する類型の非違反措置に関する申立て

千九百九十四年のガット第二十三条1(b)の規定がいずれかの対象協定について適用され又は準用される場合において、小委員会又は上級委員会は、紛争当事国が、いずれかの加盟国が何らかの措置(当該対象協定に抵触するかもしれないかを問わない)を適用した結果として、当該対象協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ若しくは侵害されており又は当該対象協定の目的の達成が妨げられていると認めるときに限り、裁定及び勧告を行うことができる。問題が同条1(b)の規定の適用又は準用に係る対象協定に抵触しない措置に関するものである旨を当該紛争当事国が認め、かつ、小委員会又は上級委員会がその旨を決定する場合には、その限度において、この了解に定める手続は、次の規定に従って適用される。

(a) 申立国は、当該対象協定に抵触しない措置に関する申立てを正当化するための詳細な根拠を提示する。

(b) ある措置が当該対象協定に違反することなく、当該対象協定に基づく利益を無効にし若しくは侵害し又は当該対象協定の目的の達成を妨げていることが認定された場合には、関係加盟国は、当該措置を撤回する義務を負わない。この場合において、小委員会又は上級委員会は、当該関係加盟国に対し相互に満足すべき調整を行うよう勧告する。

(c) 第二十一条に規定する仲裁は、同条の規定にかかわらず、いずれかの当事国の要請に基づき、無効にされ又は侵害された利益の程度についての決定を含むことができるものとし、かつ、相互に満足すべき調整を行う方法及び手段を提案することができる。これらの提案は、紛争当事国を拘束するものであつてはならない。

(d) 代償は、第二十二条1の規定にかかわらず、紛争の最終的解決としての相互に満足すべき調整の一部とすることができる。

2 千九百九十四年のガット第二十三条1(c)に規定する類型に関する申立て

千九百九十四年のガット第二十三条1(c)の規定がいずれかの対象協定について適用され又は準用される場合において、小委員会は、当事国が、同条1(a)及び(b)の規定が適用される状態以外の状態が存在する結果として、当該対象協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ若しくは侵害されており又は当該対象協定の目的の達成が妨げられていると認めるときに限り、裁定及び勧告を行うことができる。問題がこの2の規定の対象となる旨を当該当事国が認め、かつ、小委員会がその旨を決定す

る場合には、その限度において、この了解の手続は、小委員会の報告が加盟国に送付される時以前のものに限って適用される。勧告及び裁定の採択のための検討、監視及び実施については、千九百八十九年四月十二日の決定(ガット基本文書選集(BTS)D)追録第三十六卷六十一ページから六十七ページまで)に含まれている紛争解決の規則及び手続が適用される。次の規定も、また、適用される。

(a) 申立国は、この2の規定が対象とする問題に関して行われる陳述を正当化するための詳細な根拠を提示する。

(b) 小委員会は、この2の規定が対象とする問題に係る紛争解決の事実において、当該事実がこの2の規定が対象とする問題以外の問題に係るものと認める場合には、それぞれの問題に関する別個の報告を紛争解決機関に送付する。

第二十七条 事務局の任務

1 事務局は、取り扱う問題の特に法律上、歴史上及び手続上の側面について小委員会を援助し並びに事務局としての支援及び技術的支援を提供する任務を有する。

2 事務局は、加盟国の要請に基づき紛争解決に関し加盟国を援助するに当たり、開発途上加盟国に対し紛争解決に関する追加的な法律上の助言及び援助を与える必要がある可能性がある。事務局は、このため、要請を行う開発途上加盟国に対し、世界貿易機関の技術協力部門の能力を有する法律専門家による援助を利用することができるようにする。この専門家は、事務局の公平性が維持されるような方法で開発途上加盟国を援助する。

3 事務局は、関心を有する加盟国のために、当該加盟国の専門家が紛争解決のための手続及び慣行に関して理解を深めることができるように、これらに関する特別の研修を実施する。

附屬書一 この了解が対象とする協定

(A) 世界貿易機関を設立する協定

(B) 多角的貿易協定

附屬書一 A 物品の貿易に関する多角的協定

附屬書一 B サービスの貿易に関する一般協定

附屬書一 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

附屬書一 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

(C) 複数国間貿易協定

附屬書四 民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

国際酪農品協定

国際牛肉協定

この了解は、複数国間貿易協定については、各協定についてのこの了解の適用の条件（附屬書一に規定する特別又は追加の規則及び手続等）に關し当該協定の締約国が採択する決定に従って適用されるものとす、その決定は、紛争解決機関に通報される。

附屬書一 対象協定に含まれている特別又は追加の規則及び手続

協定 規則及び手続

衛生植物検疫措置の適用に関する協定

繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定

第十一条2

第二条の14及び21、第四条4、第五条

の2、4及び6、第六条の9から11ま

で、第八条の1から12まで

第十四条の14から14まで、附屬書二

第十七条の17から17まで

第十九条の3から5まで、附屬書IIの

2(f)、3、9及び21

第四条の42から412まで、第六条6、第

七条の12から710まで、第八条8、第十

条注、第二十四条24、第二十七条27、

附屬書V

第二十二條3、第二十三條3

4

4

1から5まで

この附屬書に掲げる規則及び手続は、その一部のみが対象協定に含まれている特別又は追加の規則及び手

続に該当し得るものを含む。

複数国間貿易協定の特別又は追加の規則及び手続は、各協定の権限を有する内部機関が決定し、かつ、紛

争解決機関に通報する規則及び手続とする。

附屬書三 検討手続

1 小委員会とは、その検討において、この了解の関連規定に従う。更に、次の検討手続が適用される。

2 小委員会の会合は、非公開とする。紛争当事国及び利害関係を有する当事国は、小委員会により出席するよう招請された場合に限り、その会合に出席する。

3 小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。加盟国は、他の加盟国が小委員会に提出した情報であって当該他の加盟国が秘密であると指定したものを秘密のものと

して取り扱う。紛争当事国は、秘密の意見書を小委員会に提出した場合には、加盟国の要請に基づき、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

4 紛争当事国は、小委員会が当該紛争当事国との間で第一回の実質的な会合の前に、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書を小委員会に提出する。

5 小委員会は、当事国との間で行う第一回の実質的な会合において、申立国に自国の立場を表明するよう求める。申立てを受けた当事国は、その後、同一の会合において、自国の立場を表明することを求められる。

6 すべての第三国（紛争について利害関係を有することを紛争解決機関に通報した加盟国）は、小委員会の第一回の実質的な会合中に特別に開催される会議において自国の立場を表明するよう、書面によって招請される。すべての第三国は、当該特別に開催される会議の全期間出席することができる。

7 正式の反論は、小委員会の第二回の実質的な会合において行われる。申立てを受けた当事国は、最初に発言する権利を有し、その後、申立国が続く。当事国は、反論を、当該会合の前に書面によって小委員会に提出する。

8 小委員会は、いつでも、当事国との会合において又は書面により、当事国に質問し及び当事国に説明を求めることができる。

9 紛争当事国及び第十条の規定に従って自国の立場を表明するよう要請された第三国は、その口頭による陳述を書面にしたものを小委員会が入手することができるようにする。

10 5から9までに規定する表明、反論及び陳述は、透明性を確保するために、当事国の出席しているところで行われる。更に、各当事国の意見書（小委員会の報告の説明部分に関する意見、小委員会による質問に対する回答等から成る。）については、他の当事国が入手することができるようにする。

11（小委員会に關する特別の追加の手続がある場合には、その手続）

12 小委員会の検討の日程案

(a) 当事国の最初の意見書の受理

(1) 申立国

(2) 申立てを受ける当事国

(b) 当事国との間で行う第一回の実質的な会合及び第三国のために特別に開催される会議の日時及び場所

(c) 当事国の書面による反論の受理

(d) 当事国との間で行う第二回の実質的な会合の日時及び場所

(e) 報告の説明部分の当事国への送付

(f) 報告の説明部分についての当事国の意見の受理

(g) 中間報告(認定、結論等から成る)の当事国への送付

(h) 当事国が中間報告の一部を検討するよう要請するための期限

(i) 小委員会による検討(当事国との間で行うことのある追加の会合を含む)の期間

(j) 最終報告の紛争当事国への送付

(k) 最終報告の加盟国への送付

(a)から(k)までに定める日程は、予見されなかった事態の進展を踏まえて変更することができる。要請がある場合には、当事国との追加の会合が予定される。

附属書四 専門家検討部会

第十三条2の規定に基づいて設置される専門家検討部会(この附属書において「部会」という。)については、次に定める規則及び手続を適用する。

1 部会は、小委員会の権限の下に置かれる。部会の付託事項及び詳細な作業手続は、小委員会が決定するものとし、また、部会は、小委員会に対して報告を行う。

2 部会には、問題となっている分野において専門的な能力及び経験を有する者のみが参加することができる。

3 紛争当事国の国民は、紛争当事国の合意がある場合を除くほか、部会の構成員となることはできない。ただし、他の者では遂行することができない特別な科学上の専門知識が必要であると小委員会が認める場合は、この限りでない。紛争当事国の公務員は、部会の構成員となることはできない。部会の構成員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。したがって、政府又は団体は、部会

に付託された問題につき、部会の構成員に指示を与えてはならない。

4 部会は、適当と認めるいかなる者とも協議し、並びにこれらの者に対して情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。部会は、いずれかの加盟国の管轄内にある者に対して情報又は助言の提供を要請するに先立ち、当該加盟国の政府にその旨を通報する。加盟国は、部会が必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、速やかかつ完全に応ずる。

5 紛争当事国は、部会に提供されるすべての関連情報(秘密の性質を有するものを除く。)を取得する機会を有する。部会に提供された秘密の情報は、当該情報を提供した政府、団体又は個人の正式の同意を得ないで開示してはならない。当該情報の開示が部会に対して要求された場合において、当該情報の部会による開示について同意が得られないときは、当該情報を提供した政府、団体又は個人は、当該情報の秘密でない要約を提供する。

6 部会は、紛争当事国に対し、その意見を得るために報告案を送付し、適当な場合には、最終報告(小委員会に提出される際に紛争当事国にも送付される。)において当該意見を考慮に入れる。部会の最終報告は、助言的なものとどまる。

附属書三

貿易政策検討制度

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

A 目的

(i) この制度の目的は、すべての加盟国が、多角的貿易協定及び複数国間貿易協定(適用がある場合に限り。)に基づく規則、規律及び約束の遵守の状況を改善し、もって、加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し並びに理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することである。したがって、この制度により、個々の加盟国の貿易政策及び貿易慣行の全般並びにこれらが多角的貿易体制の機能に及ぼす影響についての定期的なかつ共同の評価が可能となる。ただし、この制度は、これらの協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続の基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行うよう要求することを目的とするものではない。

(ii) この制度の下で行われる評価は、関係がある限りにおいて、対象となる加盟国の経済上及び開発上の広範なニーズ、政策及び目的の背景並びに当該加盟国の対外的な環境を生じさせた背景に照らして行われる。もっとも、この制度の目的は、加盟国の貿易政策及び貿易慣行が多角的貿易体制に及ぼす影響を検討することである。

B 国内的な透明性の確保

加盟国は、貿易政策に関する政府の意思決定についての国内的な透明性の確保が加盟国の経済及び多角的貿易体制の双方にとって本質的に重要であることを認識し、かつ、自国の制度においてその透明性を一層高めることに同意する。加盟国は、国内的な透明性の確保が自発的に行われるものでなければならず、かつ、透明性の確保に当たっては、各加盟国の法制及び政治制度が考慮されなければならないことを認める。

C 検討のための手続

(i) 貿易政策に関する検討を実施するため、貿易政策検討機関を設置する。

(ii) すべての加盟国の貿易政策及び貿易慣行は、定期的な検討の対象となる。個々の加盟国が多角的貿易体制の機能に及ぼす影響力（当該加盟国の貿易が最近の代表的な期間において世界貿易に占める割合を用いて定められる。）は、検討の頻度を決定するに当たって重要な要素となる。最大の影響力を有する四の加盟国（欧州共同体は、一の加盟国として取り扱う。）は、二年ごとに検討の対象となる。次の十六の加盟国は、四年ごとに検討の対象となる。その他の加盟国は、後発開発途上加盟国について一層長い期間が定められる場合を除くほか、六年ごとに検討の対象となる。二以上の加盟国に係る共通の対外政策を有する貿易主体に関する検討は、貿易に影響を及ぼす政策のすべての要素（個々の加盟国の関連する政策又は慣行を含む。）を対象とする。加盟国の貿易政策又は貿易慣行の変更であって、貿易の相手国に著しい影響を及ぼし得るものが行われた場合には、貿易政策検討機関は、協議の上、当該加盟国に対し同機関による次の検討を繰り上げることについて要請することができる。

(iii) 貿易政策検討機関の会合における討議は、Aに定める目的によって規律される。討議においては、加盟国の貿易政策及び貿易慣行であって、この制度による評価の対象となるものに焦点が当てられる。

(iv) 貿易政策検討機関は、検討を行うための基本計画を作成する。同機関は、また、加盟国の最新の報告について討議し及び留意することが出来る。同機関は、検討の対象となる加盟国（この制度において「対象国」という。）と協議の上、毎年の検討の予定を定める。同機関の議長は、対象国と協議の上、同機関において個人の資格で討議の開始に当たって議論を提起する者を選任することができる。

(v) 貿易政策検討機関は、次の文書に基づいて検討を行う。

(a) 対象国が提出する詳細な報告（Dに定めるもの）

(b) 事務局が自己の責任において作成する報告（入手可能な情報及び対象国によって提供される情報に基づくもの）。事務局は、当該対象国から情報の提供を受けるに当たり、当該対象国に対し、その貿易政策及び貿易慣行について明確な説明を求めるべきである。

(vi) 対象国及び事務局の報告は、貿易政策検討機関の会合の議事録と共に、検討の終了後速やかに公表される。

(vii) (v)及び(vi)の文書は、関係会議に提出されるものとし、同会議は、これらの文書に留意する。

D 報告

各加盟国は、可能な限り最高度の透明性を確保するため、定期的に貿易政策検討機関に報告を行う。対象国は、詳細な報告において、同機関が決定する形式に従い、自国の貿易政策及び貿易慣行について記述する。この形式は、当初は、千九百八十九年七月十九日の決定によって定められた国別報告の形式の概要（ガット基本文書選集（BISD）追録第三十六巻四百六ページから四百九ページまで）に基づくものとし、同概要は、報告の対象範囲を、多角的貿易協定（世界貿易機関を設立する協定附屬書一に含まれているものに限る。）及び複数国間貿易協定（適用がある場合に限る。）の対象となる貿易政策のすべての側面に拡大するため、必要に応じて改正される。同機関は、実際の経験を踏まえ、この形式を改正することができる。加盟国は、検討から検討までの間において、その貿易政策に重要な変更がある場合には、簡潔な報告を提出する。加盟国は、合意された形式に従い、毎年、最新の統計資料を提出する。後発開発途上加盟国がその報告を取りまとめるに当たっての困難については、特別の考慮が払われる。事務局は、要請に基づき、開発途上加盟国特に後発開発途上加盟国が技術的援助を利用することができるようにする。報告に含まれる情報については、最大限可能な限り、多角的貿易協定及び複数国間貿易協定（適用がある場合に限る。）に従って行われる通報との調整が図られるべきである。

E 千九百九十四年のガット及びサービス貿易一般協定の国際収支に係る規定との関係

加盟国は、千九百九十四年のガット又はサービス貿易一般協定の国際収支に係る規定に従って通常の協議をも行わなければならない政府の負担を最小にする必要性を認識する。このため、貿易政策検討機関の議長は、対象国及び国際収支上の目的のための制限に関する委員会の議長と協議の上、貿易政策に関する検討の通常の周期と国際収支に係る規定に基づく協議の日程との調整を図るものとするが、貿易政策に関する検討を十二箇月を超えて延期しないようにする。

F 制度についての評価

貿易政策検討機関は、世界貿易機関を設立する協定の効力発生の後五年以内に、この制度の運用についての評価を行う。評価の結果は、関係会議に提出される。貿易政策検討機関は、その後、同機関が決定する間隔で又は関係会議の要請により、この制度についての評価を行うことができる。

G 国際貿易環境の進展に関する概況報告

貿易政策検討機関は、多角的貿易体制に影響を及ぼす国際貿易環境の進展に関する年次概況報告を行う。この報告は、事務局長の年次報告（世界貿易機関の主要な活動について記述し、及び多角的貿易体制に影響を及ぼす重要な政策に関する問題に焦点を当てる。）を参考にして行われるべきである。

（署名欄は省略）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律
(著作権法の一部改正)

第一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演

ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第九條第四号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)

第八條第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

イ 世界貿易機関の加盟国の国民(当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

の

第九條に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送

イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われる放送

第五十八條中「加盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を、「同条約」の下に「又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を加える。

第九十五條第一項中「実演」の下に「第七條第一号から第五号までに掲げる実演で」を加える。

第二百一十一條の二第二号中「実演家等保護条約の締約国の国民」の下に「世界貿易機関の加盟国の国民」を加える。

附則第十五條の二を削る。

(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正)

第二条 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「ベルヌ条約」を「ベルヌ条約等」に改め、同条中「加盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を、「同条約」の下に「又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該著作物となる前に第五條第一項の許可を受けた者及び当該許可に係る翻訳物に対する同条から第八條までの規定の適用については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から

起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(著作権隣接権に関する規定の適用)

2 第一条の規定による改正後の著作権法(以下「新法」という。)第七條第四号に掲げる実演(同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。)で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定(第九十五條の二第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。)附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。)附則第二項の規定は、適用しない。

一 世界貿易機関の加盟国において行われた実演

二 次に掲げるレコードに固定された実演

イ 世界貿易機関の加盟国の国民(当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

三 次に掲げる放送において送信された実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されたものを除く。)

イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

3 前項各号に掲げる実演に係る実演家が当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつたものに対する新法中著作権隣接権に関する規定(第九十五條の二第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する新法中著作権隣接権に関する規定(第九十七條の二第三項から第五項までの規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一 新法第八條第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの
イ 世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード
ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの
二 新法第八條第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(附則第六項において「レコード保護条約」という。)により我が国が保護の義務を負うもの

5 新法第九條第三号に掲げる放送で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定の適用については、平成元年改正法附則第二項の規定は、適用しない。
一 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送
二 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送
(外国原盤商業用レコードの複製等についての経過措置)

6 新法第二百一十一條の二の規定は、著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が世界貿易機関の加盟国の国民(実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民(これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該

締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）である場合を除く。）であるレコード製作者からそのレコード（新法第八号各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第八十七号）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為であつて、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条・第十四条」を「第十三条・第十四条の五」に、「第二十四条・第二十七条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 事業団以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

第三条第一項第三号中「売渡し」の下に「（前号の業務に該当するものを除く。）」を加える。

第十三条中「事業団は」の下に「前項の規定によるほか」を加え、「こゝで騰貴し」を「超えて騰貴し」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業団は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。

第十四条を次のように改める。

（輸入に係る指定乳製品等の事業団への売渡し）

第十四条 指定乳製品等につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合に於ては、その所有者）は、その輸入申告に係る指定乳製品等を事業団に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

一 事業団又は第四條第一項の規定による事業団の委託を受けた同項第二号に掲げる者が指定乳製品等を輸入するとき。

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八條の六第三項において準用する関税率法（明治四十二年法律第五十四号）第九條の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を事業団に売り渡し、及びその指定乳製品等が事業団に売り渡されることを確保する旨の契約を事業団と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を事業団に提出しなければならない。

4 指定乳製品等についての関税法第七十條の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の事業団の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章中第十四條の次に次の四條を加える。

（輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額）

第十四條の二 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての事業団の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

（輸入に係る指定乳製品等の売戻し）

第十四條の三 事業団は、第十四條第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第十四條第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 事業団は、第十四條第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

（輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額）

第十四條の四 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、事業団の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十四條第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

（準用）

第十四條の五 前三條の規定は、第十四條第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の事業団への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十四條の二中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替へるものとする。

第十六條を次のように改める。

第十六條 事業団は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

一 指定乳製品の価格が安定指標価格に相当する額にこれに政令で定める割合を乗じて得た額を加えて得た額を超えて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第二十條第三項、第二十條の二及び第二十一條第二項中「の業務、同項第二号の業務並びに同号」を「から第二号の二までの業務並びに同項第二号」に改める。

第二十二條の見出しを「（大蔵大臣との協議）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十四條の前の見出し及び同条を削る。

第二十五條中「第二十三條第一項」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

第二十五条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。
第二十六条を削り、第二十七条を第二十五条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第三条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第十六条第二項中「の業務」を「同項第二号の業務若しくは同号」を「から第二号の二までの業務若しくは同項第二号」に改める。

蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律

(蘭系価格安定法の一部改正)

第一条 蘭系価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「外国産生糸の輸入及び売渡し等に関する措置(第十二条の六―第十二条の十四)」を「生糸の輸入に係る調整等に関する措置(第十二条の六―第十二条の十七)」に、「第二十号」を「第十九条」に改める。

「第二節 外国産生糸の輸入及び売渡し等に関する措置」を「第二節 生糸の輸入に係る調整等に関する措置」に改める。

第十二条の六を次のように改める。

(事業団による生糸の輸入)

第十二条の六 事業団は、農林水産大臣の承認を受けて、生糸を輸入することができる。

第十二条の七の前の見出しを「(事業団による輸入に係る生糸の売渡し)」に改め、同条第一項中「前条第二項」を「前条」に改め、「外国産の」を削り、「第十二条の十二第一項」を「第十二条の十第一項」に、「輸入生糸」を「輸入によつて保有する生糸」に改め、同条第二項中「輸入生糸」を「輸入によつて保有する生糸」に改める。

第十二条の八第一項中「(第二号に掲げる場合にあつては、一般競争入札その他の生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法)」を削り、「輸入生糸」を「輸入によつて保有する生糸」に改め、同項第二号中「輸入生糸」を「輸入によつて保有する生糸」に改め、同条第三号を削り、同条第二項中「第一号及び第二号」を削り、同条第三項中「輸入生糸」を「輸入によつて保有する生糸」に改め、「価格は、」の下に「同項第二号の規定による売渡しについて」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、第一項第二号の規定による売渡しについて前項の農林水産大臣の承認を受けて定める

価格で売り渡す場合には、絹業を営む者に対する売渡しを優先的に行うものとする。

第二章第十二条の十四を第十二条の十七とする。

第十二条の十から第十二条の十三までを削る。

第十二条の九の前の見出しを削り、同条第一項中「及び前三条」を「第十二条の六から第十二条の八まで及び第十二条の十一から前条まで」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十二条の十六とし、同条に見出しとして「(外国産絹等に関する措置)」を付する。

第十二条の八の次に次の七条を加える。

(輸入によつて保有する生糸の売渡しをしない場合)

第十二条の九 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第十二条の七の規定による売渡しをしないものとする。

一 その売渡しを受ける旨の申込みが農林水産省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行われると認められるとき。

三 その他農林水産省令で定める相当の理由があるとき。

(輸入によつて保有する生糸の買換え)

第十二条の十 事業団は、輸入によつて保有する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、予算の範囲内において、これを同一の種類及び数量の生糸に買換えることができる。

2 前項の規定による買換えるための売渡し及び買入れは、同時期に行わなければならない。

(輸入に係る生糸の事業団への売渡し)

第十二条の十一 生糸につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る生糸の所有者でない場合にあっては、その所有者。以下この項において「生糸輸入申告者等」という。)は、その輸入申告に係る生糸を事業団に売り渡さなければならない。ただし、生糸輸入申告者等が事業団、事業団法第二十九条の規定により事業団の委託を受けた者その他政令で定める者である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による生糸の売渡しは、当該生糸に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

3 生糸についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 前項の事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る生糸の買入れの価格)

第十二条の十二 前条第一項の規定による売渡しに係る生糸についての事業団の買入れの価格は、当該生糸について輸入申告をすべき価格とする。

(輸入に係る生糸の売戻し)

第十二条の十三 事業団は、第十二条の十一第一項の規定による生糸の売渡しをした者に對し、その生糸を売り戻さなければならない。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第十二条の十一第一項の規定による生糸の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る生糸を買い戻さなければならない

旨の条件を付することができる。

3 事業団は、第十二条の十一第一項の規定による生糸の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る生糸の売戻しの価格)

第十二条の十四 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、一キログラムにつき三千九百十円を第十二条の十二の規定による事業団の買入れの価格に加えて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第十二条の十一第一項の規定による輸入申告に係る生糸の輸入が次条第一項の認定を受けたものであるときは、前項に規定する事業団の売戻しの価格は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、当該生糸の輸入が生糸の時に悪影響を及ぼさないことを旨として一キログラムにつき三千九百十円を超えない範囲内で農林水産大臣が定める額を同項に規定する事業団の買入れの価格に加えて得た額とする。

3 前項の農林水産大臣が定める額は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

第十二条の十五 絹業を営む者又はその団体は、生糸を輸入しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資する見地から特に必要なものである旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 農林水産大臣は、前項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 その申請に係る生糸の輸入により、国内における生糸の需給が均衡を失し又は失するおそれがないこと。

二 絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資するために前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格を調整することが必要なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第十六条中「第十二条の六第二項及び第十二条の九第三項の承認」を「第十二条の十四第二項の農林水産大臣が定める額の決定及び第十二条の十五第一項の認定」に改める。

第十七条を削る。

第十八条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「前二条」を「前条」に、「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条を第十九条とする。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正)

第二条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号ハ中「外国産の生糸、繭又は繭短繊維」を「生糸」に、「輸入生糸又は同法第十二条の十に規定する輸入繭等」を「輸入によつて保有する生糸」に、「及び外国産の繭(買換えにより保有する繭を含む)」の加工又は生糸との交換」を「並びに同法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し」に改め、同号ニ中「繭又は繭短繊維」を「又は繭」に改める。

第二十九条中「外国産の」及び「繭又は繭短繊維」を削る。

第三十六条第五項中「充てる場合」の下に「並びに繭糸価格安定法第十二条の十一第一項の規定による買入れ及び同法第十二条の十三第一項の規定による売戻しの業務に必要な経費に充てる場合」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、繭糸価格安定法第十二条の十一第一項の規定による売渡し及び同法第十二条の十三第一項の規定による売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てるものとする。

第四十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第七号中「第三十六条第五項」を「第三十六条第六項」に改める。

第五十条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行する。

(繭糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際第一条の規定による改正前の繭糸価格安定法(以下「旧法」という。)第十二条の六第二項の規定による輸入によつて蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)が保有する生糸(旧法第十二条の十一第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む。)は、第一条の規定による改正後の繭糸価格安定法第十二条の六の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸とみなす。

第三条 第二条の規定による改正前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法第二十九条の規定により事業団の輸入に関する業務の委託が行われた生糸であつてこの法律の施行の際現に輸入されていないものの売渡しについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

農産物価格安定法の一部を改正する法律

農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「売渡し及び」を「売渡し及び」に改め、同条第二項中「売渡し」を「売渡し」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項中第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 前号に掲げる場合のほか、生産者団体が農林水産大臣の承認を受けた用途又は販路に向けるため当該生産者団体に對し売り渡すとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、農産物等の需要の増進に資する場合であつて省令で定めるとき。

四 政府の保管する農産物等の数量が省令で定める数量を超えるに至つたとき。

五 政府の保管する農産物等の保管期間が省令で定める期間を超えるに至つたとき。

附則

この法律は、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行する。

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十二条」を「第百二十二条の三」に、「第百八十四条の十六」を「第百八十四条の二十」に改める。

第二条第三項第一号中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ)をする」に改め、同項第三号中「譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第四条第一項中「又は第百二十一条第一項を」、「第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」に改める。

第六条第一項第三号及び第四号並びに第二項中「第百二十五条の二第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十五条の二第一項」に改める。

第十七条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次条から第十七条の五まで及び第六十四条(第百五十九条第二項及び第三項(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。))並びに第百六十三條第二項及び第三項において準用する場合を含む。の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第百二十六条第一項の審判若しくは第百三十四條第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

第十七条第二項を次のように改める。

2 第三十六條の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

第十七条第四項中「第一項本文及び前項の規定による」を「手続の」に改め、「する」は「の下に」、「次条第二項(第十七條の三第四項及び第六十四條第四項(第百五十九條第二項及び第三項(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。))並びに第百六十三條第二項及び第三項において準用する場合を含む。))」において準用する場合を含む。に規定する場合を除き、」を加える。

第十七条の二の前に見出しとして「(願書に添付した明細書又は図面の補正)」を付し、同条第一項中「特許出願の日から一年三月を経過した後」及び「次に掲げる場合に限り」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五十條の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができ。

第十七條の二第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項を次のように改める。

2 第三十六條の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。

第十七條の二第四項中「第百二十六條第三項」を「第百二十六條第四項」に、「前項」を「前項第二号」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「において準用する前条第二項」を削り、「第一項第四号及び第五号」を「第一項第二号及び第三号」に改め、同項第一号中「第三十六條第五項第二号」を「第三十六條第五項」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第四項とする。

二 特許請求の範囲の減縮(第三十六條第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

第十七條の二第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書又は図面(第三十六條の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

第十七條の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、その補正は次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

第十七條の三第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「(同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面(第三十六條の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第百二十六條第二項」を「第百二十六條第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

第十七條の三の次に次の二条を加える。

(要約書の補正)

第十七條の四 特許出願人は、特許出願の日(第四十一條第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。))第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一條第一項、第

四十三条第一項又は第四十三条の第二項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十五条の二第一項において同じ。から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができ。

(訂正に係る明細書又は図面の補正)

第十七条の五 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、第百三十四条第一項、同条第五項において準用する第百六十五条又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができ。

2 第百二十六条第一項の審判の請求人は、第百五十六条第一項の規定による通知がある前(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、第百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができ。

第二十七条第一項第一号中「消滅」の下に「回復」を加える。

第二十九条の二第一項中「図面」の下に「(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)」を加え、同条第二項を削る。

第三十条第三項中「パリ条約の同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加え、「以外の国」を「若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国」に改める。

第三十二条中「次に掲げる」を「公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある」に改め、同条各号を削る。

第三十六条第四項中「説明には」を「説明は、通商産業省令で定めるところにより」に改め、「容易に」を削り、「その発明の目的、構成及び効果を」を「明確かつ十分に」に改め、同条第六項を削り、同条第五項第二号を次のように改める。

二 特許を受けようとする発明が明確であること。

第三十六条第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

三 請求項ごとの記載が簡潔であること。

第三十六条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項第四号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 特許を受けようとする者は、前条第二項の明細書、必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書に記載すべきものとされる事項を通商産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要の図面これに含まれる説明をその外国語で記載したものの(以下「外国語書面」という。)並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国語で記載した書面(以下「外国語要約書面」という。)を願書に添付することができ。

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人は、その特許出願の日から一月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

3 前項に規定する期間内に外国語書面(図面を除く。)の同項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、取り下げられたものとみなす。

4 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

第三十七条第二号中「構成に欠くことができない」を「請求項に記載する」に改める。

第三十九条第五項中「前四項」を「第一項から前項まで」に改める。

第四十条中「第十七条の三第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項若しくは第四項」を「第十七条の三第一項ただし書若しくは第三項又は第六十四条第一項ただし書若しくは第三項」に改める。

第四十一条第一項中「図面」の下に「(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)」を加え、同条第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)」を加え、「パリ条約第四十条D(1)」を「第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項同法第十一条第一項において準用する場合を含む。」に、「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の二第二項」に改め、同項後段を削る。

第四十三条第二項第三号中「前項」の下に「又は次条第一項若しくは第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(パリ条約の例による優先権主張
第四十三条の二 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。)

世界貿易機関の加盟国(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。)

世界貿易機関の加盟国又は世界貿易機関の加盟国

パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

世界貿易機関の加盟国又は世界貿易機関の加盟国

世界貿易機関の加盟国又は世界貿易機関の加盟国

世界貿易機関の加盟国又は世界貿易機関の加盟国

世界貿易機関の加盟国又は世界貿易機関の加盟国

3 前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十四条第一項中「添付した」を「添付した」に改め、「時又は」を削り、同条第二項ただし書中「第三十条第四項」の下に、「第三十六条の二第二項」を加え、「前条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「第二項」の下に、「(前条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九条第一号中「第十七条第二項(第十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を「第十七条の二第三項」に改め、同条第四号中「第五項及び」を削り、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内になくるとき、

第五十条ただし書中「第十七条の二第二項第四号」を「第十七条の二第二項第二号」に改める。

第五十二条第三項中「取り下げられ」を「取り下げられ」に改め、「みなされたとき」の下に、「更に第百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。」を加える。

第五十三条第一項中「第十七条の二第二項第四号」を「第十七条の二第二項第二号」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改める。

第五十四条第一項中「添付した」を「添付した」に、「第六十四条」を「第六十四条第一項から第三項まで」に改める。

第五十五条第一項ただし書中「第三十六条第五項第三号又は第三十七条」を「第三十六条第六項第四号若しくは第三十七条」に規定する要件を満たしていないこと又はその特許出願が外国語書面出願である場合において、その特許出願の願書に添付した明細書若しくは図面についてした補正が第十七条の二第三項」に改める。

第六十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その補正は次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

第六十四条第二項中「添付した明細書又は図面」の下に、「(同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第百二十六条第二項」を「第百二十六条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第十七条の二第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

第六十五条の二第二項ただし書中「又は第五号」を「から第六号まで」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項

第六十七条第一項中「出願公告」を「特許出願」に、「十五年」を「二十年」に改め、同項ただし書を削る。

第七十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

第八十条第一項中「又は第百八十四条の十五第一項」を削り、「第百二十三条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第九十条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「裁定により」を「規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなつたとき、又は」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第八十五条第一項」に、「前項の場合」を「前項の規定による裁定の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消し」に改める。

第九十四条第一項及び第二項中「若しくは第九十二条第三項」を「第九十二条第三項」に改め、「第四項」の下に「若しくは前条第二項」を加え、同条第三項中「第八十三条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、「及び相続その他の一般承継の場合」を削り、同条第四項中「若しくは第四項」を削り、「に従つて」を「が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて」に、「消滅したときは、」を「実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第九十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権に従つて移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

第百一条各号中「において」の下に、「業として」を加え、「業として生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第百七条第一項中「特許料として」の下に「出願公告の日から」を加え、同項の表中

第十九年及二十年

請求項	請求額	請求項に改める。	を	
			第十九年から第二十二年まで	二十三年から第二十五年まで
請求項	請求額	請求項に改める。	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額
			第二十二年から第二十五年まで	毎年百二十九万九千二百円に一請求項につき十三万四千四百円を加えた額

第四章第三節中第百十二条の次に次の二条を加える。

(特許料の追納による特許権の回復)

第百十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間

内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 前項の規定による特許料及び割増特許料の追納があつたときは、その特許権は、第百八条第二項本文に規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

（回復した特許権の効力の制限）

第百十二条の三 前条第二項の規定により特許権が回復した場合において、その特許が物の発明についてとされているときは、その特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができず、経過の特許権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができず、経過の特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該発明の実施

二 特許が物の発明についてとされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡し若しくは貸し渡しの申出をした行為

三 特許が方法の発明についてとされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡し若しくは貸し渡しの申出をした行為

第百二十一条第二項中「賣」を「買」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあつては、二月）」を加える。

第百二十三条第一項第一号中「第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたとき。

第百二十三条第一項第四号中「第五項（第三号を除く。）及び第六項（第四号を除く。）」に改め、同項第七号中「第二項若しくは第三項」を「若しくは第二項から第四項まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内になくるとき。

第百二十五条ただし書中「第百二十三条第一項第六号」を「第百二十三条第一項第七号」に改める。

第百二十六条第一項ただし書中「願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなげばならず、かつ」を削り、同項第二号中「誤記」の下に「又は誤訳」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項ただし書第一号」の下に「及び第二号」を加え、構成されるを「特定される」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語書面））に記載した事項の範囲内においてしなげばならない。

第百三十四条第二項ただし書中「願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなげばならず、かつ」を削り、同項第二号中「誤記」の下に「又は誤訳」を加え、同条第五項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第百三十九条第一項中「第十七条の二第二項第四号」を「第十七条の二第二項第二号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に、「第六十四号」を「第六十四条第一項から第三項まで」に、「第十七条の三」を「第十七条の三第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第十七条の二第二項第四号」を「第十七条の二第二項第二号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に改める。

第百六十三条第一項中「第十七条の二第二項第四号」を「第十七条の二第二項第二号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に、「第六十四号」を「第六十四条第一項から第三項まで」に、「第十七条の三」を「第十七条の三第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第十七条の二第二項第四号」を「第十七条の二第二項第二号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に改める。

第百六十五条中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第百七十三条第二項中「賣」を「買」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあつては、二月）」を加える。

第百七十五条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一 当該発明の善意の実施

二 特許が物の発明についてとされている場合において、善意に、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡し若しくは貸し渡しの申出をした行為

三 特許が方法の発明についてとされている場合において、善意に、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡し若しくは貸し渡しの申出をした行為

第百八十四条の二中「第百九十五条の三」を「第百九十五条の四」に改める。

第百八十四条の四第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び」を「の翻訳文及び前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、外国語特許出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

第百八十四条の四第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

5 第百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

第百八十四条の五第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項と

する。

第百八十四条の六第二項中「明細書及び請求の範囲の出願翻訳文」を「国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文」に、「係る請求の範囲の出願翻訳文」を「係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文」に、「説明の出願翻訳文」を「説明の翻訳文」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第百八十四条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲とみなす。

第百八十四条の七の見出しを「(日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正)」に改め、同条第一項中「国際特許出願」を「日本語特許出願」に改め、「日本語特許出願に係る補正にあつては」及び「外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、条約第二十條の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

第百八十四条の七第三項中「国際特許出願」を「日本語特許出願」に改め、同条第四項を削る。

第百八十四条の八を次のように改める。

(条約第三十四条に基づく補正)

第百八十四条の八 国際特許出願の出願人は、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条(2)(b)の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条(3)(a)の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3 第一項に規定する期間内に国際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4 第二項の規定により外国語特許出願に係る願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正は同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。

第百八十四条の九第二項第五号中「明細書、請求の範囲」を「第百八十四条の四第一項に規定する明細書」に、「出願翻訳文」を「翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文(同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)及び同条第四項に規定する翻訳文」に改め、同条第七項中「における」とあるのは「を」における」と改め、「と、第十七

条の二第二項第一号又は」とあるのは「第十七条第一項又は第十七条の二第二項第一号若しくは」を削る。

第百八十四条の十六第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同条第二項第六号中「外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「外国語書面及び外国語要約書面」とあるのは「第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加え、第九章中同条を第百八十四条の二十とする。

6 第百八十四条の三第二項、第百八十四条の六第一項及び第二項、第百八十四条の九第六項、第百八十四条の十二から第百八十四条の十四まで、第百八十四条の十五第一項、第三項及び第四項並びに第百八十四条の十七から前条までの規定は、第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第百八十四条の十四及び第百八十四条の十五を削り、第百八十四条の十三を第百八十四条の十七とし、同条の次に次の二条を加える。

(拒絶理由等の特例)

第百八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び第百二十三条第一項の審判については、第四十九条第五号、第五十五条第一項ただし書並びに第百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第五号及び第百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(訂正の特例)

第百八十四条の十九 外国語特許出願に係る第百二十六条第一項の審判及び第百三十四条第二項の規定による訂正の請求については、第百二十六条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第百八十四条の十二中「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」に改め、同条を第百八十四条の十六とする。

第百八十四条の十一の三第三項中「若しくは図面(図面の中の説明に限る。及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。))」を「又は図面」に改め、同条第五項を削り、同条を第百八十四条の十五とする。

第百八十四条の十一の二を第百八十四条の十四とする。

第百八十四条の十一の二を第百八十四条の八において準用する場合を含む。」を「及び第百八十四条の八第二項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 外国語特許出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項及び第十七条の三第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあり、並びに第六十四条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第十七条の二第三項中「願書に最初に添付した明細書又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文

又は当該補正後の明細書若しくは図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際特許出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面中の説明に限る。）の第百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項又は第四項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条（1）の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあっては、当該翻訳文又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあっては、翻訳文等又は当該補正後の明細書若しくは図面）」と、第十七条の三第二項中「同条第一項の外国語書面」とあり、及び第六十四条第二項中「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の四の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。
第百八十四条の十一を第百八十四条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特許要件の特例）

第百八十四条の十三 第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第百八十四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願を除く。）であつて」と、出願公開又はとあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第百八十四条の十の二を第百八十四条の十一とする。
第百八十五条中「（第百八十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第百二十六条第四項」を「第百二十六条第五項」に改める。
第百八十六条第一号中「若しくは願書」を「願書」に改め、「要約書」の下に「若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面」を加える。

第百九十三条第二項第四号を次のように改める。
四 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあっては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。）
第百九十三条第二項第五号中「除く。」の下に「又は回復（第百十二条の二第二項の規定によるものに限る。）」を加える。

第百九十五条第三項中「又は補正の却下」を削る。
別表第一号中「特許出願」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表中第十三号を第十五号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者 一件につき一万九千円

別表第四号を同表第五号とし、同表第三号中「第百八十四条の十六第一項」を「第百八十四条の二十第一項」に改め、同号を同表第四号とし、同表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 外国語書面出願をする者 一件につき三万五千元

第二条 特許法の一部を次のように改正する。
目次中「第六十五条」を「第六十三条」に、「第六十五条の二、第六十五条の三」を「第六十四条、第六十五条」に、「第五章 削除」を「第五章 特許異議の申立て（第百十三条―第百二十条の六）」に改める。

第四条第一項中「第五十六条（第百六十三条第三項において準用する場合を含む。）及び「若しくは第二項ただし書第一号」を削り、同条第二項を削る。
第五条第二項中「又は審査官」を削る。
第七条第四項中「法定代理人が」の下に「その特許権に係る特許異議の申立て又は」を加え、「又は再審」を「若しくは再審」に改める。

第十七条第一項ただし書中「第十七条の五まで及び第六十四条第百五十九条第二項及び第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」を「第十七条の四まで」に、「第百二十六条第一項の審判」を「第百二十条の四第二項」に改め、「訂正」の下に「若しくは第百二十六条第一項の審判」を加え、同条第四項中「（第十七条の三第四項及び第六十四条第四項（第百五十九条第二項及び第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七条の二第二項中「出願公告をすべき旨の決定」を「特許をすべき旨の査定」に改め、同項第一号中「第百七十四条第一項」を「第百七十四条第二項」に改める。
第十七条の三を削る。
第十七条の四中「第六十五条の二第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の五中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第十七条の四とする。
特許権者は、第百二十条の四第一項及び同条第三項において準用する第百六十五条の規定により指定された期間内に限り、第百二十条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

第十八条第一項中「若しくは第二項ただし書第一号」を削る。
第二十三条第一項中「中断し又は中止した審査」を「中断した審査、特許異議の申立てについての審理及び決定」に、「申立」を「申立て」に改める。
第二十四条中「審査」の下に「特許異議の申立てについての審理及び決定」を、「審査」の下に「特許異議ノ申立ニツイテノ審理及決定」を加える。

第二十八條第一項中「添付した」を「添付した」に改め、「旨の下に決定若しくは」を加える。
第二十九條の二中「出願公告」を「第六十六條第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行」に改める。
第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第四十一條第二項中「第五十二條第二項(第五十九條第三項(第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第三項において準用する場合を含む。))及び第六十五條の三第四項」を「第六十五條第五項」に改め、「第十七條の二第五項」の下に「第二百二十條の四第三項」を加え、同条第三項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改める。

第四十六條第三項中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

第四十七條第一項中「及び特許異議の申立」を削る。

第四十八條の六中「出願公告前」を削る。

第五十一條及び第五十二條を次のように改める。

(特許査定)

第五十一條 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

(査定の方式)

第五十二條 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

2 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

第五十二條の二を削る。

第五十三條第一項中「出願公告をすべき旨の決定」を「特許をすべき旨の査定」に改める。

第五十四條から第六十三條までを次のように改める。

(訴訟との関係)

第五十四條 審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第五十五條から第六十三條まで 削除

第六十四條及び第六十五條を削る。

第六十五條の二第一項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改め、同条第三項を次のように改め、第三章の二中同条を第六十四條とする。

3 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六條第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

第六十五條の三第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第二項中「当該特許出願の出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第三項中「第五十二條第一項(第五十九條第三項(第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第三項において準用する場合を含む。))」を削り、同条第四項中「第五十二條第三項及び第四項、第五十二條の二」を削り、「第四百四條及び」を「第四百四條及び」に、「当該特許出願の出願公告」を「特許権の設

定の登録」に、「民法第七百二十四條」を「同条」に、「当該特許出願の出願公告」を「特許権ノ設定ノ登録」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第六十五條とする。

4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第六十二條第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第六十二條の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、第六十四條第二項の取消決定が確定したとき、又は第六十五條ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

第六十六條第三項を次のように改める。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

- 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 特許番号及び設定の登録の年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第六十六條に次の二項を加える。

4 第六十四條第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十七條の四中「第六十三條」を「第五十二條」に改める。

第六十七條第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

第六十八條第一項中「(次項ただし書第一号において「特許査定等謄本送達日」という。))」を削り、同条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日(以下この項において「謄本送達日」という。))がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から謄本送達日の属する年(謄本送達日から謄本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、謄本送達日の属する年の次の年)までの各年分の特許料は、謄本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

第六十八條第三項中「又は前項ただし書第一号」を削る。

第六十九條第一項第二号中「特許を」を「第六十四條第二項の取消決定又は特許を」に改め、同条第二項中「審決」を「第六十四條第二項の取消決定又は審決」に改める。

第六十二條第一項中「本文若しくはただし書第二号」を削り、同条第五項中「第二号」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 特許異議の申立て

(特許異議の申立て)

第百十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号の一に該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたこと。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第三十二条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三 その特許が条約に違反してされたこと。

四 その特許が第三十六条第四項又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

(決定)

第百十四条 特許異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めるときは、その特許を取り消すべき旨の決定(以下「取消決定」という。)をしなければならない。

3 取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めないときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならない。

5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(申立ての方式等)

第百十五条 特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許異議の申立てに係る特許の表示

三 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2 前項の規定により提出した特許異議申立書について第百十三条に規定する期間の経過後にする補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

3 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。

4 第百二十三条第三項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。

(審判官の指定等)

第百十六条 第百三十六条第二項及び第百三十七条から第百四十四条までの規定は、第百十四条第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

(審理の方式等)

第百十七条 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、特許権者、特許

異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

2 第百四十五条第三項及び第四項、第百四十六条並びに第百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

(参加)

第百十八条 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第百四十八条第四項及び第五項並びに第百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

(証拠調べ及び証拠保全)

第百十九条 第百五十条及び第百五十一条の規定は、特許異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。この場合において、同条中「読み替える」とあるのは、「同法第三百二十六条中「裁判所が証拠調べに依り得心証を得ルコト能ハザルトキハ」とあるのは「審判長ハ」と読み替える」と読み替えるものとする。

(職権による審理)

第百二十条 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 特許異議の申立てについての審理においては、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。

(申立ての併合又は分離)

第百二十条の二 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(申立ての取下げ)

第百二十条の三 特許異議の申立ては、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 第百五十五条第三項の規定は、特許異議の申立ての取下げに準用する。

(意見書の提出等)

第百二十条の四 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 第百二十六条第二項から第四項まで、第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項並びに第百六十五条の規定は、前項の場合に準用する。

(決定の方式)

第二百二十条の五 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一 特許異議申立事件の番号

二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 決定に係る特許の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(審判の規定の準用)

第二百二十条の六 第二百三十三條、第二百三十四條第四項、第二百三十五條、第二百五十二條、第二百六十八條、第二百六十九條第三項から第六項まで及び第二百七十條の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第二百三十四條第五項の規定は、前項において準用する第二百三十五條の規定による決定に準用する。

第二百三十三條第一項第一号の二を削る。

第二百二十六條第一項中「特許権者は、」の下に「特許異議の申立て又は」を加え、同条第五項ただし書中「ただし、」の下に「特許が取消決定により取り消され、又は」を加える。

第二百二十八條中「添付した」を「添付した」に改め、「出願公告」を削る。

第二百三十四條第四項中「を尋問する」を「及び参加人を審問する」に改める。

第二百三十九條第一項中「及び第五十四條」及び「と、第五十四條第一項中「第六十四條第一項から第三項まで」とあるのは「第十七條の三」項から第三項まで又は第六十四條第一項から第三項まで(第六十五條第二項及び第三項並びに第六十三條第二項及び第三項において準用する場合を含む。))を削り、同条第二項中「及び第六十四條」を削り、同条第三項中「から第五十二條の二まで、第五十五條から第五十八條まで、第六十條から第六十二條まで及び第六十四條」を削り、同項後段並びに同条第四項及び第五項を削る。

第二百六十二條中「添付した」を「添付した」に改め、同条後段を削る。

第二百六十三條第一項中「第四十七條第二項」を削り、「第五十四條及び第六十五條」を「及び第五十四條」に改め、「と、第五十四條第一項中「第六十四條第一項から第三項まで」とあるのは「第十七條の三」項から第三項まで又は第六十四條第一項から第三項まで(第六十三條第二項及び第三項において準用する場合を含む。))を削り、同条第二項中「及び第六十四條」を削り、同条第三項中「から第五十二條の二まで、第五十五條から第六十條まで及び第六十二條から第六十四條まで」を「及び第五十二條」に改め、同条第四項を削る。

第二百六十四條第二項中「若しくは第五十四條第一項」及び「又は前条第三項において準用する第五十八條第一項の決定」を削る。

第二百六十八條第一項中「ときは、」の下に「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第二百七十一條第一項中「確定審決」を「確定した取消決定及び確定審決」に改める。

第二百七十三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」を「取消決定又は審決」に改める。

第二百七十四條第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

第二百七十四條、第二百六十六條から第二百七十条まで、第二百七十一條の四から第二百七十一條の六まで、第二百七十一條、第二百七十二條第三項、第二百七十四條、第二百七十五條第一項及び第三項並びに第二百七十六條の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

第二百七十五條第一項中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に、「輸入し」を「輸入し、」に、「生産し」を「生産し、」に改め、同条第二項中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に改める。

第二百七十六條中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に改める。

第二百七十八條第一項中「審決又は」を「取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は」に改め、同条第二項中「当該」の下に「特許異議の申立てについての審理、」を加える。

第二百八十四條の九第一項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改め、同条第三項中「第五十一條第四項」を「第六十四條第三項」に改め、同条第四項中「第六十五條の二」を「第六十四條」に改め、同条第五項中「第五十一條第三項ただし書」を「第六十六條第三項ただし書」に改め、同条第六項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第七項中「第二百九十三條第二項第四号」を「第二百九十三條第二項第三号」に改める。

第二百八十四條の十第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第二項中「第六十五條の三第二項から第四項まで」を「第六十五條第二項から第五項まで」に改める。

第二百八十四條の十二第二項中「及び第六十七條の三第二項」及び「あり、並びに第六十四條第二項中「外国語書面出願」とを削り、「第六十七條の三第二項」を「同条第三項」に改め、「第六十七條の三第二項中「同条第一項の外国語書面」とあり、及び第六十四條第二項中「外国語書面」とあるのは「第六十八條の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とを削り、同条第三項中「第六十七條の四」を「第六十七條の三」に改める。

第二百八十四條の十八中「第五十五條第一項ただし書」を「第二百三十三條第一号及び第五号」に改め、「と、第四十九條第五号」の下に「第二百三十三條第五号」を加える。

第二百八十四條の十九中「第二百二十六條第一項の審判」を「第二百二十條の四第二項」に改め、「訂正」の下に「並びに第二百二十六條第一項の審判」を加え、「第二百二十六條第二項」を「同条第二項」に改める。

第二百八十四條の二十第五項中「第六十五條の二第二項」を「第六十四條第一項」に改める。

第二百八十五條中「第五十二條第三項(第六十五條の三第四項)」を「第六十五條第四項」に改め、「第二百五十九條第三項(第七十四條第三項)」において準用する場合を含む。及び「第六十三條第三項」において準用する場合を含む。を削り、「第六十一條第一項第二号」の下に「第二百七十四條第三項(第七十四條第一項)」において準用する場合を含む。を加え、「第二百七十四條第二項」を「第二百七十四條第三項」に、「第二百九十三條第二項第五号」を「第二百九十三條第二項第四号」に改める。

第二百八十六條第一号及び第二号中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

第二百九十三條第二項第一号中「出願公告若しくは」を削り、同項第二号中「出願公告又は」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第五号を第四号とし、同号の

次に次の三号を加える。

五 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決

七 訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容(訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。)

第九百九十四条第一項中「対し」の下に、「特許異議の申立て」を加える。

第九百九十五条の四中「審決及び審判又は」を「取消決定又は審決及び特許異議申立書又は審判若しくは」に改める。

第九百九十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九百九十七条中「延長登録」の下に、「特許異議の申立てについての決定」を加える。

第九百九十九条第二項中「査定」を「特許異議の申立てについての決定」に改める。

第二百一条中「若しくは第二項」を削る。

第二百二条中「第五十九条(第六百六十三条第三項)を「第九百九十九条(第七百七十四条第一項)に、又は第七百七十四条第一項から第三項まで」を「及び第七百七十四条第二項から第四項まで」に改める。

別表中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 特許異議の申立てをする者

十二 特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者

一件につき八千七百円に一請求項につき千円を加えた額

一件につき一万千円

(実用新案法の一部改正)

第三条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の十四」を「第四十八条の十六」に改める。

第二条第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)」をする」に改める。

第二条の二第四項中「第一項本文及び前項の規定による」を「手続の」に改める。

第三条の二第一項中「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改め、「図面」の下に「(同法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)」を加え、同条第二項を削る。

第五条第四項中「説明には」を「説明は、通商産業省令で定めるところにより」に改め、「容易に」を削り、「その考案の目的、構成及び効果を」を「明確かつ十分に」に改め、同条第六項を削り、同条第五項第二号を次のように改める。

出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案が同一である記載となることを妨げない。

第六条第二号中「構成に欠くことができない」を「請求項に記載する」に改める。

第六条の二第三号中「第五項第五項第三号」を「第五項第六項第四号」に改める。

第八条第一項中「図面」の下に「(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合に於ては、同条第一項の外国語書面)」を加え、同条第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合に於ては、同条第一項の外国語書面)」を加え、「同項」を「前項」に、「特許法」を「同法」に、「パリ条約(千九百二十年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)」を「同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第二項若しくは第二項第十一項第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に、「第三項の二第二項本文」を「第三項の二本文」に改め、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」の下に「(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合に於ては、同条第一項の外国語書面)」を加え、「同項」を「第一項」に、「特許法」を「同法」に、「パリ条約第四十四条D)」を「同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第二項若しくは第二項第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に、「第三項の二第二項本文」を「第三項の二本文」に改め、同項後段を削る。

第十条第三項ただし書中「第二項」の下に「(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項及び第六項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第十一条第一項中「第四十三条」の下に「から第四十四条まで」を加え、「手続」及び第四十四条「を「手続等及び」に改める。

第十四条第四項中「第五十一条第四項」を「第六十四条第三項」に改める。

第二十條第一項中「又は第八十四条の十五第一項」を削り、「同法第二百三十三条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「若しくは第二十二條第三項」を「第二十二條第三項」に改め、「第四項」の下に「若しくは前条第二項」を加え、同条第三項中「第二十一條第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、「及び相続その他の一般承継の場合」を削り、同条第四項中「若しくは第四項」を削り、「に従つて」を「が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて」に、「消滅したときは、」を「実施の事業と分離して移転したときは、又は消滅したときは」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二十二條第四項の規定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

第二十八條中「登録実用新案」を「業として、登録実用新案」に、「業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第三十三條の次に次の二条を加える。

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内にその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

(回復した実用新案権の効力の制限)

第三十三条の三 前条第二項の規定により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第三十七条第一項第四号中「第五項(第三号を除く。)」及び第六項を「第六項(第四号を除く。)」に改める。

第三十九条第三項中「を尋問する」を「及び参加人を尋問する」に改める。

第四十一条中「及び第四項から第六項まで」を「第五項及び第六項」に改める。

第四十四条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一 当該考案の善意の実施

二 善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十五条中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特許法第四条の規定は、前項において準用する同法第百七十三条第一項に規定する期間に準用する。

第四十八条の二中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第四十八条の四第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び」を「の翻訳文及び前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、外国語実用新案登録出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

出することができる。

第四十八条の四第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時(国内書面提出期間内に出願人が条約第二十三条(2)又は第四十条(2)の規定による請求(以下「国内処理の請求」という。)をするときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。)の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

第四十八条の四に次の一項を加える。

5 特許法第百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

第四十八条の五第三項中「第二條の二第四項及び」を削り、「第百八十四条の五第四項」を「第百八十四条の五第三項」に改める。

第四十八条の六第二項中「明細書及び請求の範囲の出願翻訳文」を「国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文」に、「係る請求の範囲の出願翻訳文」を「係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文」に、「説明の出願翻訳文」を「説明の翻訳文」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十八条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五條第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲とみなす。

第四十八条の十四第五項中「第四十八條の十四第四項」を「第四十八條の十六第四項」に改め、同条第六項を次のように改め、第七章中同条を第四十八條の十六とする。

6 第四十八條の六第一項及び第二項、第四十八條の七、第四十八條の八第三項、第四十八條の九、第四十八條の十第一項、第三項及び第四項、第四十八條の十二から第四十八條の十四まで並びに特許法第百八十四條の三第二項、第百八十四條の九第六項、第百八十四條の十二第一項及び第百八十四條の十四の規定は、第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條の十三第一項中「第百八十四條の七」の下に「日本語特許出願に係る」を加え、「第百八十四條の八」を「第百八十四條の八第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百八十四條の七第二項及び第百八十四條の八第二項中「第十七條の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二條の二第二項」と読み替えるものとする。

第四十八條の十三第二項中「第百八十四條の十の二」を「第百八十四條の十一」に改め、同条第三項中「第百八十四條の十一の二」を「第百八十四條の十四」に改め、同条を第四十八條の十五とする。

第四十八條の十二を削り、第四十八條の十一の二を第四十八條の十三とし、同条の次に次の一項を加える。

(無効理由の特例)

第四十八條の十四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の審判については、第三十七條第一項第一号中「その実用新案登録が第二條の二第二項に規定する要件を満たしていない補正を

した実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないとき」とする。
第四十八条の十一中「第四十八条の四第三項ただし書」を「同条第四項」に改め、同条を第四十八条の十二とする。

第四十八条の十を削る。

第四十八条の九中「第百八十四条の十六第四項」を「第百八十四条の二十第四項」に改め、同条を第四十八条の十一とする。

第四十八条の八第三項中「若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）」を「又は図面」に改め、同条第五項を削り、同条を第四十八条の十とする。

第四十八条の七の次に次の二条を加える。

（補正の特例）

第四十八条の八 第四十八条の十五第一項において準用する特許法第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項の規定により第二條の二第一項の規定によるものとみなされた補正については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 国際実用新案登録出願についてする条約第二十八條(1)又は第四十一條(1)の規定に基づく補正については、第二條の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 外国語実用新案登録出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第二條の二第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

4 特許法第百八十四条の十二第一項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二條の二第一項本文又は条約第二十八條(1)若しくは第四十一條(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第百八十四条の十二第一項中「第百九十五條第二項」とあるのは「実用新案法第三十二條第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四條第二項」と、納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替へるものとする。

（実用新案登録要件の特例）

第四十八条の九 第三條の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三條の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願（第四十八条の四第三項又は特許法第百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。）であつて」と、「発行又は」とあるのは「発行」と、

「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一條に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第四十九條第一項第一号中「消滅」の下に「回復」を加える。

第五十條の二中「ついで」の下に「第十二條第三項」を加え、「（第四十八條の十二第四項におい

て準用する場合を含む。）」を削り、「第四十五條」を「第四十五條第一項」に、「第百七十四條第二項」を「第百七十四條第三項」に、「第百九十三條第二項第五号」を「第百九十三條第二項第四号」に改める。

第五十三條第二項中「第五号及び第七号から第九号まで」を「第四号から第六号まで、第八号及び第九号」に改め、同項後段を削る。

第五十四條第一項第一号中「の規定若しくは第三十二條第三項」を「第三十二條第三項若しくは第四十五條第二項において準用する同法第四條」に改める。

第六十二條中「第四十五條」を「第四十五條第一項」に、「第百七十四條第二項」を「第百七十四條第三項」に改める。

別表第三号中「第四十八條の十四第一項」を「第四十八條の十六第一項」に改める。

（意匠法の一部改正）

第四條 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする」に改める。

第十條の二第三項ただし書中「第二項」の下に「（第十五條第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三條第三項中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

第十三條の二第二項中「第百八十四條の十六第四項」を「第百八十四條の二十第四項」に改め、同条第二項中「第四十八條の十四第四項」を「第四十八條の十六第四項」に改める。

第十五條第一項中「及び」を「」に改め、「手続」の下に「及び第四十三條の二（パリ条約の例による優先権主張）」を加え、「同条第二項」を「同法第四十三條第二項」に改める。

第十九條中「第六十三條」を「第五十二條」に、「第六十五條」を「第五十四條」に改める。

第三十四條第三項中「若しくは第四項」を削り、「に從つて」を「が実施の事業とともに移転したときはこれらに從つて」に、「消滅したときは」を「実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に從つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは消滅する。

第三十八條中「登録意匠」を「業として、登録意匠」に、「業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第四十四條の次に次の二条を加える。

（登録料の追納による意匠権の回復）

第四十四條の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三條第二

項に規定する期間の経過の時にさかのぼって存続していたものとみなす。

(回復した意匠権の効力の制限)

第四十四条の三 前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡し若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十六条第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「(在外者にあつては、二月)」を加える。

第五十五条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡し若しくは貸渡しの申出をした行為

第五十八条第一項中「(再審の請求期間)並びに第七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)」を「及び第七十四条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特許法第七十四条第三項の規定は、第四十八条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十条の二中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第六十一条第一項第一号中「消滅」の下に「回復」を加える。

第六十六条第二項第一号中「除く。」の下に「又は回復(第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。)」を加え、同項第二号及び第三号中「取下」を「取下げ」に改め、同項第四号中「訴」を「訴え」に改める。

第六十八条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第七十五条中「第五十八条第一項において準用する特許法第七十四条第二項において、又は」を削り、「第三項において、」の下に「又は同条第四項において準用する特許法第七十四条第三項において、」を加える。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加え、同項第五号中「若しくはパリ条約の同盟国の政府若しくは」を「又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の政府又は」に改め、同項に次の一号を加える。

十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使

用をするもの

第四条第三項中「又は第十五号に該当する」を「第十五号又は第十七号に該当する」に、「それぞれ同項第八号、第十号又は第十五号」を「当該各号」に改める。

第九条第一項中「パリ条約の同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加え、「以外の国」を「若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国」に改める。

第十条第三項中「及び第二項」の下に「第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第十三条第一項中「及び第四十三條」を「第四十三條及び第四十三條の二」に、「同条第二項」を「同法第四十三條第二項」に改める。

第十五条第四号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加える。

第四十四条第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「(在外者にあつては、二月)」を加える。

第四十七条中「第四条第一項第十号」の下に「若しくは第十七号」を加える。

第五十三条の二中「同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加える。

第六十三条の二中「第七十七條第六項」を「第七十七條第七項」に改める。

第六条 商標法の一部を次のように改正する。

第九条の三の次に次の一条を加える。

第九条の四 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十六条の十二(第五十五条の二第二項若しくは第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反しているものと商標権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた商標登録出願について商標登録がされたものとみなす。

第十三条第一項中「第四十条」を削る。

第十六条第四項を次のように改める。

4 特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しななければならない。

第十六条の二の次に次の十條を加える。

第十六条の三 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十六条の十二の規定に違反しているものと査定前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第四十四条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による却下の決定があつた場合に準用する。

(登録異議の申立て)

第十六条の四 出願公告があつたときは、何人も、その日から二月以内に、特許庁長官に登録異議の申立てをすることができる。ただし、その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件を満たしていないことを理由としては、登録異議の申立てをすることができない。

2 登録異議の申立てをするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した登録異議申立書を提出しなければならない。

第十六条の五 登録異議の申立てをした者は、前条第一項に規定する期間の経過後三十日を経過した後は、登録異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。

2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

第十六条の六 審査官は、登録異議の申立てがあつたときは、登録異議申立書の副本を商標登録出願人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第十六条の七 審査官は、第十六条の五の規定により登録異議申立書について補正をすることができず期間及び前条の規定により指定した期間が経過した後、その登録異議の申立てについて決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の決定があつたときは、決定の謄本を登録異議申立人に送付しなければならない。

4 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第十六条の八 特許法第四十六条、第五百一条、第六十九條第三項から第六項まで及び第七十條の規定は、登録異議の申立ての審査に準用する。

第十六条の九 審査官は、第十六条の七第一項の決定をした後、その商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

第十六条の十 審査官は、二以上の登録異議の申立てがあつた場合において、一の登録異議の申立てについて審査をした結果その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をすることとしたときは、第十六条の七第一項の規定にかかわらず、他の登録異議の申立てについては、同項の決定をする必要はない。

2 特許庁長官は、前項の規定により第十六条の七第一項の決定をすることを要しないときは、その登録異議申立人に対し、拒絶をすべき旨の査定の謄本を送付しなければならない。

(登録異議の申立てがなかつた場合の査定)

第十六条の十一 審査官は、第十六条の四第一項に規定する期間内に登録異議の申立てがなかつたときは、拒絶をすべき旨の査定をするものを除き、その商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

(出願公告決定後の補正)

第十六条の十二 商標登録出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、次条において準用する特許法第五十條の規定による通知を受けたとき、又は登録異議の申立てがあつたときは、同条又は第十六条の六の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は登録異議の申立ての理由に示す事項について、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について補正をすることができる。ただし、その補正は、これらの要旨を変更するものであつてはならない。

第十七条中「及び第五十四條から第六十五條まで(補正の却下、特許異議の申立て、査定の方式、出願公告決定後の補正及び)」を、「第五十二條(査定の方式)及び第五十四條(」に改め、同条後段を削る。

第十七条の二第二項中「第五十五條の二」を「第五十五條の二第一項」に改める。

第二十二條中「第六十三條」を「第五十二條」に改める。

第三十二條第一項中「第五十五條の二」を「第五十五條の二第二項」に改める。

第五十五條の二に見出しとして「(拒絶査定に対する審判における特則)」を付し、同条中「特許法第五十四條及び」を「第十六條の三及び」に、「特許法第五十四條第一項中「第六十四條」とあるのは

「第十六條の三(商標法第五十六條第一項において準用する特許法第五十九條第二項及び第三項)を「第十六條の三第一項中「第十六條の十二」とあるのは「第十六條の十二(第五十五條の二第二項及び第三項)」に改め、同条に次の五項を加える。

2 第十六條の十二及び特許法第五十條の規定は、第四十四條第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

3 第十六條、第十六條の四から第十六條の七まで及び第十六條の九から第十六條の十二までの規定は、第四十四條第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。この場合において、第十六條の五第二項中「特許庁長官」とあり、及び第十六條の六中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替へるものとする。

4 第四十四條第一項の審判の請求を理由があるとする場合において、その商標登録出願について既に出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、更に出願公告をすることなく、審決をしなければならない。

5 第三項において準用する第十六條の四の申立てがあつたときは、第四十四條第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

6 次条第一項において準用する特許法第六十條第一項の審決をするときは、第三項の規定は、適用しない。

第五十六條第一項中「第五十九條第二項から第五項まで、第六十條」を「第六十條第一項及び第二項」に改める。

第六十一條第一項中「第七十四條第二項及び第四項」を「第七十四條第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項を削る。

第六十三條第一項中「第五十五條の二」を「第五十五條の二第一項」に改める。

第六十八條の二ただし書を次のように改める。

ただし、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、第十六條の十二(第五十五條の二第二項若しくは第三項(第六十條の二第二項(前条第五項において準用する場合を含む。))又は前条第四項において準用する場合を含む。))又は前条第二項において準用する場合を含む。の規定により補正をすることができず、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について補正をすることができない。

第六十九條第一項中「特許法第六十二條」を「同法第六十二條」に、「第六十一條第一項」を「第六十一條」に、「第七十四條第二項」を「第七十四條第三項」に、「第七十五條第二項において準用する同法第六十三條第二項第五号」を「第七十五條第二項第五号」に改める。

第七十五條第二項を次のように改める。

2 商標公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公告後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願の放棄、取下げ若しくは無効
二 出願公告後における商標登録出願により生じた権利の承継

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特許法第三十条第三項の改正規定、第五条の規定(商標法第十条第三項、第十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十三条の二の改正規定を除く。)及び第九条の規定(平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。))のいずれか遅い日

二 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の二第一項の改正規定(「出願公告」を「特許法第六十条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る。)、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、同法第五十条の二の改正規定(「第百七十四号」に改める部分に限る。)、同法第五十三條第二項の改正規定並びに同法第六十二条の改正規定(「第百七十四号第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十三條第二項第五号」を「第百九十三條第二項第四号」に改める部分に限る。)、同法第五十三條第二項の改正規定並びに同法第六十二条の改正規定(「第百七十四号第二項」を「第百七十四条第三項」に改める部分に限る。)、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条第三項、第九十九条、第五十八條、第六十八條第一項及び第七十五條の改正規定、第六條の規定、第七條中弁理士法第五條の改正規定並びに附則第八條、第九條、第十條第二項、第十七條及び第十九條の規定(平成八年一月一日)

三 第七條の規定(弁理士法第五條の改正規定を除く。)

発効日

(パリ条約の例による優先権についての経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。))第四十三條の二(第三条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。))第十一条第一項、第四條の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。))第十五條第一項及び第五條の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。))第十三條第一項において準用する場合を含む。の規定は、発効日が平成七年七月一日後となつたときは、発効日前にされた特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願については、適用しない。

(原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願(特許をすべき旨の査定の謄本の送達があつたものを除く。)であつて、当該特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明が記載されていたものの出願人は、この法律の施行の日から六月以内に限り、当該発明に関する事項について願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができ。

2 前項の規定による補正は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正とみなす。

3 原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての特許権については、この法律の公布の日前に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

4 新特許法第八十条第二項及び第九十九条第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。

(存続期間の延長についての経過措置)

三 出願公告後における第十六條の二第一項(第五十五條の二第二項(第六十條の二第二項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。))又は第六十八條第四項において準用する場合を含む。))又は第六十八條第二項において準用する場合を含む。の規定による却下の決定
四 出願公告後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面の補正
五 商標権の消滅(存続期間の満了によるものを除く。)
六 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若しくは再審の確定審決
七 第六十三條第一項の訴えについての確定判決
七十六條第一項第二号中「第十七條の二第二項」を「第十六條の五第二項(第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。))又は第六十八條第四項において準用する場合を含む。))又は第六十八條第二項において準用する場合を含む。、第十七條の二第二項(第六十八條第二項において準用する場合を含む。))」に改める。
第七十七條第一項中「第四條第一項」を「第四條」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「第四十五條第一項」との下に、「同法第五條第二項中「審判長」とあるのは「審判長又は審査官」とを加える。

第八十三條中「第五十六條第一項」を「第十六條の八(第六十八條第二項において準用する場合を含む。))若しくは第五十六條第一項に、「第十七條(第六十八條第二項において準用する場合を含む。))において準用する特許法第五十九條において、第六十一條第一項」を「第六十一條」に、「同法第七十四條第二項」を「特許法第七十四條第三項」に改める。
(弁理士法の一部改正)
第七條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第五條第二号中「若ハ第二項」を削る。
第九條第二項及び第九條ノ二第二項を削る。
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)
第八條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。
五 明細書及び請求の範囲が日本語又は前条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されてないとき。
第六條中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。
三 図面(図面の中の説明に限る。))及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されてないとき。
第六條に第一号として次の一号を加える。
一 願書が日本語又は第三條第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されてないとき。
(不正競争防止法の一部改正)
第九條 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第十二号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加える。

第四條 新特許法第六十七條第一項の規定は、この法律の施行前に存続期間(存続期間の延長登録に係る特許権)にあつては、当該延長登録前の存続期間)が満了した特許権及び特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法

第一条の規定による改正前の特許法(第三項において「昭和六十年旧特許法」という。)第七十五条第一項の独立の特許権(以下単に「独立の特許権」という。)については、適用しない。

2 この法律の施行の際に存する存続期間の延長登録に係る特許権(独立の特許権を除く。)であつて、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの当該延長登録後の存続期間がその特許出願の日から二十年に満たないときは、その存続期間は、その特許出願の日から二十年をもって終了するものとする。

3 この法律の施行の際に存する独立の特許権についての昭和六十年旧特許法第六十七條第三項の規定の適用については、同項中「原特許権の存続期間」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行前に原特許権が無効にされなかつたもの又は消滅しなかつたものとして、改正法第一条の規定による改正後の特許法第六十七條第一項並びに改正法附則第四条第一項及び第二項の規定を適用した場合における原特許権の存続期間」とする。

4 新特許法第六十八條の二の規定は、第二項の規定により特許権の存続期間が延長された場合及び前項の規定により存続期間の延長登録に係る独立の特許権であつて、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの存続期間が延長された場合に準用する。

5 第二項に規定する特許権又は前項に規定する独立の特許権に係る原特許権の存続期間の延長期間の延長登録に係る新特許法第二百二十五條の二第一項の審判については、同項第三号中「期間を超えている」とあるのは、「期間を超えたことにより、その特許権又はその特許権の追加の特許権で独立の特許権となつたものが特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行の際存することとなつたとき」とする。

第五條 新特許法第六十七條第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定により存続期間が延長された特許権であつて、この法律の施行がないとした場合にその存続期間が平成七年七月一日から同月二十九日まで満了したものの翌年(同月二日から同月三十日まで)に始まる年をいう。)分の特許料の納付については、新特許法第八十八條第二項中「前年以前」とあるのは、「平成七年七月三十日まで」とする。

2 この法律の施行の際に存する特許権であつて、その存続期間がこの法律の施行により延長されたものについては、この法律の公布の日前に日本国内においてその特許権に係る発明の実施である事業の準備をしている者は、この法律の施行がないとした場合におけるその特許権の存続期間の満了の日後、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

3 新特許法第八十條第二項及び第九十九條第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。

(明細書又は図面の補正等)についての経過措置

第六條 この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面についての補正並びに補正に係る拒絶の査定及び特許の無効並びにこの法律の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面についての訂正及び訂正に係る特許の無効については、なお従前の例による。

2 新特許法第三十六條、第三十七條、第四十九條第四号及び第五十三條第一項第四号の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお

従前の例による。

3 新特許法第二百二十二條の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第二百二十二條第四項から第六項までの規定により消滅したものの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権には、適用しない。

(外国語特許出願等)についての経過措置

第七條 この法律の施行前にした外国語特許出願(旧特許法第八十四條の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて、外国語でされたものを含む。以下同じ。)の翻訳文及びこの法律の施行前にした外国語特許出願に係る特許についての審判又は再審については、新特許法第六條、第八十條第一項、第八十八條の四第二項から第四項まで、第八十八條の六第二項及び第三項、第八十八條の九第二項、第八十八條の十八並びに第八十八條の二十第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願(第三條の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)第四十八條の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願であつて、外国語でされたものを含む。以下同じ。)が、新特許法第二十九條の二又は新実用新案法第三條の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における新特許法第二十九條の二又は新実用新案法第三條の二の規定の適用については、新特許法第八十八條の十三(新特許法第八十八條の二十第六項において準用する場合を含む。)及び新実用新案法第四十八條の九(新実用新案法第四十八條の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願が、旧特許法第四十一條第一項又は旧実用新案法第八十八條第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における新特許法第二十九條の二又は新実用新案法第三條の二の規定の適用については、新特許法第八十八條の十五第三項(新特許法第八十八條の二十第六項において準用する場合を含む。)及び新実用新案法第四十八條の十第三項(新実用新案法第四十八條の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第八條 第二条の規定の施行の際に特許庁に係属している特許出願であつて、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつたもの及び同条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた特許出願に係る特許、特許権、審判又は再審については、同条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特許出願の日が、第二条及び次条第一項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があつた出願公告のすべてが終了する日前である特許出願についての新特許法第二十九條の二の規定の適用については、同条中「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は出願公告が」とする。

3 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。次項及び次条第四項において「昭和六十二年改正法」という。)の施行前にした特許出願に係る特許についての新々特許法第二百十三條の規定による特許異議の申立てについては、同条、新々特許法第二百二十條第二項及び新々特許法第二百二十條の三第二項において準用する新々特許法第二百五十五條第三項中「請求項」とあるのは、「発明」とする。

(昭和六十二年改正法の一部改正)
第十六条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中

第十九年及び第二十一年	第十九年及び第二十一年	第十九年及び第二十一年
毎年三十五万八千四百円に一発明につき三十五万八千四百円を加えた額	毎年三十五万八千四百円に一発明につき三十五万八千四百円を加えた額	毎年三十五万八千四百円に一発明につき三十五万八千四百円を加えた額
に改める。	に改める。	に改める。

(特許法施行法の一部改正)

第十七条 特許法施行法(昭和三十四年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「新法第五十二條第一項」を「特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)」

第二条の規定による改正前の特許法第五十二條第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号(中)「第五十五條第二項」を「第二条の五第二項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第十九条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第五十一條第五項(同法第五十九條第三項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び同法第六十三條第三項において準用する場合を含む。)」を「第六十六條第五項」に改める。

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「第六條、第七條、第九條の二第一項及び第二項、第九條第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号」を「第六條第一項及び第二項、第五條中「から第七條まで及び第九條の二第二項」を「次條第一項及び第二項並びに第九條第四項」に改める。

第六條を削る。

第七條の見出しを「(報復関税等)」に改め、同条中「取扱」を「取扱い」に、「の外」を「のほか」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前項第一号に規定する紛争解決機関の手続に委ねられるべき場合は、この限りでない。

第七條を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(以下この条、次条及び第九條において「世界貿易機関協定」という。)に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、又は世界貿易機関協定の目的を達成するため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、当該各号に定める承認の範囲内において、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することが出来る。

一 世界貿易機関の加盟国であつて、世界貿易機関協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を無効にし、若しくは侵害し、又は世界貿易機関協定の目的の達成を妨げていると認められる状況のある国 当該国に対する該協定の義務の停止についての世界貿易機関協定附屬書二紛争解決に係る規則及び手続に関する第二條に規定する紛争解決機関による承認

二 世界貿易機関の加盟国であつて、その国の世界貿易機関協定附屬書一Aの補助金及び相殺措置に関する協定(以下この条及び次条において「補助金相殺措置協定」という。)第八條8・2に規定する補助金の制度が本邦の産業に重大な損害を生じさせている国 当該国に対する対抗措置についての補助金相殺措置協定第二十四條に規定する補助金及び相殺措置に関する委員会による補助金相殺措置協定第九條の規定に基づく承認

第七條に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條を第六條とする。

第八條第一項中「(奨励金を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「及び当該貨物の輸出者又は輸出国(その一部である地域を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を「当該貨物の輸出者若しくは生産者(以下この条及び次条において「供給者」という。))又は輸出国若しくは原産国(これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。))及び期間(五年以内に限る。))を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物(以下この条において「指定貨物」という。))で当該指定された期間内に輸入されるものにつき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由と

して前条第一項の規定による措置(第一号に係るものに限る。)その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

第八項第十二項を同条第三十三項とし、同条第十一項中「第五項」を「第六項」に、「第二項」を「第三項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二十項を加える。

13 第一項の規定により供給国を指定して相殺関税が課される場合において、指定貨物の供給者であつて第六項又は第十九項の調査の対象とならなかつたもの(以下この条において「調査対象外供給者」という。)は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに關する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

14 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに關する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

15 第七項、第八項(第一号を除く。)、及び第九項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第七項本文中「一年以内」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替へるものとする。

16 第十四項の調査の対象となつた調査対象外供給者に係る貨物について、当該貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることを認められる場合は、政令で定めるところにより、当該調査対象外供給者に係る貨物について同項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することができる。

17 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。)、又は廃止することができる。第一項の規定により課される相殺関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一 当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更

二 当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

18 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害關係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

19 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

20 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

21 第八項及び第九項の規定は、第十九項の調査が開始された場合について準用する。

22 第一項の規定により相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及

び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

23 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害關係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入又は当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

24 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

25 第八項、第九項及び第二十項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

26 第二十四項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

27 第一項の規定により指定された期間を第十七項又は第二十二項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一 第二十七項の規定により延長する場合 第十九項の調査が完了した日

二 第二十二項の規定により延長する場合 第二十四項の調査が完了した日

28 第十七項から第二十一項まで及び前項(第二号を除く。))の規定は、第九項の規定により受諾された約束を変更(有効期間の変更を含む。))する場合について準用する。

29 指定貨物の輸入者が納付した相殺関税の額が当該指定貨物の現実の補助金の額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超過の部分の額(次項において「要還付額」という。))に相当する相殺関税の還付の請求をすることができる。

30 政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として相殺関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

31 前項の調査は、第二十九項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

32 関税法第十三条第二項から第七項まで(還付及び充當)の規定は、第二十九項から前項までの規定により相殺関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第二十九項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

第八項第十項中「第七項の規定による申出に係る」を「第九項の規定により」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項の調査が開始された場合」を「第六項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後」に、「補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実があると認められ、かつ、十分な証拠

（第七項の規定による申出に係る）を「十分な証拠（前項の規定により受諾された）に、「当該輸入」を「補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入」に、「第二項」を「第三項」に、「輸出者又は輸出国」を「供給者又は供給国」に、「期間内に輸入される当該指定された貨物」を「供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるもの」に、「認められる額」を「推定される額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

第八條第九項を同條第十項とし、同條第八項中「場合には、その約束」を「場合において、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）」に、「輸出の当局が第五項に規定する本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」を「供給国の当局が第六項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項中「第五項」を「第六項」に、「輸出国」を「供給国」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項中「期間に限り、その期間を」を「場合に出、その期間を六月以内に限り」に改め、同項を同條第七項とし、同條第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同條第二項中「前項の場合」を「第一項の場合」とし、「第九項の規定による」を「第十項の規定による」に改め、「前項の規定による指定がされた貨物で」を削り、「輸入されたもの」を「輸入された指定貨物」に、「第九項の規定により」を「第十項の規定により」に改め、同項第二号中「第七項の規定による申出に係る」を「第九項（第十五項、第二十一項及び第二十五項において準用し、並びに第二十一項の規定を第二十八項において準用する場合を含む。第十項及び第二十八項において同じ。）の規定により受諾された」に、「前項」を「第一項」に改め、同項第三号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 この条において「補助金」とは、補助金相殺措置協定第一条に規定する補助金のうち世界貿易機関協定附屬書一Aの農業に関する協定第十三条の規定並びに補助金相殺措置協定第八条8・1及び8・2の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいう。

第八條を第七條とする。

第九條第二項中「及び当該貨物の輸出者又は輸出国を指定し」を「当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限り。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき」に改め、「相当する額」の下に「（以下この条において「不当廉売差額」という。）を加え、同條第二項中「前項の規定による指定がされた貨物で」を削り、「輸入されたもの」を「輸入された指定貨物」に改め、同項第二号中「第七項の規定による申出に係る」を「輸入（第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。）の規定により受諾された」に改め、同項第三号中「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止するため不当廉売関税を課する必要がある」を「当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難である」に改め、「九十日前の日」の下に「と調査開始の日」とのいずれか遅い日」を加え、同條第六項中「期間に限り、その期間を」を「場合には、その期間を六ヶ月以内に限り」に改め、同條第八項中「場合には、その約束」を「場合において、十分な証拠により、不

当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定すること
ができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）に改め、「に規定する本邦の産業に
与える実質的な損害等の事実を、削り、同条第九項中「開始された場合」を「開始された日から六十日
経過する日以後」に、「不当廉売された貨物の輸入の事実があると認められ、かつ、十分な証拠（第七項
の規定による申出に係る）を十分な証拠（前項の規定により受諾された）に、「当該輸入」を、「不当
廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入」に、「輸出者又は輸出国」を「供給者又は供給国」に、「六
月以内」を「九月以内で政令で定める期間内」に、「期間内に輸入される当該指定された貨物」を「供給
者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるもの」に改め、同項第一号
中「認められる価格と不当廉売価格」を「推定される価格と不当廉売価格と推定される価格」に改め、同
条第十項中「第七項の規定による申出に係る」を「第八項の規定により」に改め、同条第十三項を同条第
三十七項とし、同条第十二項を同条第三十六項とし、同条第十一項の次に次の二十四項を加える。

12 新規供給者（第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと關係を有する者として政令で定めるもの以外の供給者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに關する事実についての十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される当該不当廉売関税を變更し、又は廢止することを求めることができる。

13 政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに關する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

14 第六項から第八項までの規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第六項本文中「一年以内に」とあるのは、「二年以内において速やかに」と読み替えるものとする。

15 第十三項の調査が開始されたときは、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物で、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内（第十七項及び第十八項において「調査期間」といふ。）に輸入されるものについては、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による不当廉売関税を課さないものとし、同項の規定により課される不当廉売関税を次項の規定により変更し、又は継続する場合を除き、政令で定めるところにより、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税を当該調査が開始された日から廃止するものとする。

16 第十三項の調査の対象となつた新規供給者に係る貨物について不当廉売差額が認められる場合は、政令で定めるところにより、期間（当該調査の開始の日から当該調査に係る第一項の規定により課される不当廉売関税について同項の規定による指定がされた期間の末日までの期間内に限る。）を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該新規供給者に係る貨物について第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は継続することができ、

17 前項の場合において、調査期間内に輸入された貨物について課される不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとし、当該不当廉売関税の額は、第十項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額を限度とする。

18 政府は、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十八項の規定により変更し、又は継続すること

となる場合に調査期間内に輸入された貨物について課される当該変更又は継続された第一項の規定による不当廉売関税を保全するため、政令で定めるところにより、第十三項の調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物を調査期間内に輸入しようとする者に対し、当該貨物について第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額と同額以下の額を保証する担保の提供を命ずることができる。

19 政府は、第十三項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十五項の規定により廃止するときは、前項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第十六項の規定により変更された第一項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超過部分の担保についても、同様とする。

20 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。)し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される不当廉売関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一 当該指定貨物に係る不当廉売についての事情の変更

二 当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

21 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から二年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

22 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

23 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

24 第七項及び第八項の規定は、第二十二項の調査が開始された場合について準用する。

25 第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

26 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

27 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は

再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

28 第七項、第八項及び第二十三項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

29 第二十七項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

30 第一項の規定により指定された期間を第二十項又は第二十五項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一 第二十項の規定により延長する場合 第二十二項の調査が完了した日

二 第二十五項の規定により延長する場合 第二十七項の調査が完了した日

31 第二十項から第二十四項まで及び前項(第二号を除く。)の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更(有効期間の変更を含む。)する場合について準用する。

32 指定貨物の輸入者が納付した不当廉売関税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超過部分の額(次項において「要還付額」という。)に相当する不当廉売関税の還付の請求を行うことができる。

33 政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

34 前項の調査は、第三十二項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

35 関税法第十三条第二項から第七項まで(還付及び充当)の規定は、第三十二項から前項までの規定により不当廉売関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

第九條の二の見出しを「(緊急関税等)」に改め、同条第一項中「変化により、」を「変化による」に、「輸入が増加し」を「輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。)」の事実(以下この条において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、「おそれがある」の下に「事実(以下この条において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある」を加え、「政令で定めるところにより」の下に「貨物及び期間(第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。)」を指定し、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定しようとする貨物のうちに、経済が開発の途上にある世界貿易機関の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該貨物の総輸入量に占める比率が小さいもの(以下この項及び第八項において「輸入少量途上国産品」という。)が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

第九條の二第一項第一号中「当該貨物につき」を「指定された期間内に輸入される指定された貨物の全

部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき」に改め、同項第二号中「当該貨物につき、関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書その他これにより適用される関税及び貿易に関する一般協定」を「指定された貨物について世界貿易機関協定附屬書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附屬書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定」に改め、「場合において」の下に「指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき」を、「規定」の下に「及び世界貿易機関協定附屬書一Aのセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）」を加え、同項第三号を削り、同条第五項中「又は第二項の」を、「第三項又は第四項の規定による」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項第三号又は前項第一号若しくは第二号の措置は、その効果が第一項第二号の措置の補償又は前項の外国においてとられた措置」を「第三項又は前項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項第一号の規定による措置その他の一般協定第十九条一の規定及びセーフガード協定による措置の補償又は外国の緊急措置」に、「こえす」を「超えす」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の八項を加える。

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

8 政府は、第六項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに輸入少量並上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量並上国産品については、指定から除外するものとする。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条一の規定及びセーフガード協定によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

9 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の

規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超過の部分の関税についても、同様とする。

10 第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、同項に規定する本邦の産業が構造調整を行っていると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第八項の規定により指定された期間と通算して八年以内に限り延長することができる。この場合において、当該延長された期間内における第一項の規定による措置は、当該延長される前の期間内における同項の規定による措置よりも輸入制限的でないものでなければならない。

11 第六項及び第七項の規定は、第二項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

12 政府は、第一項の規定により指定された期間が三年を超える場合には、当該期間の前半において同項の規定による措置の撤回又は当該措置の緩和の促進のための検討を行うものとする。

13 第一項第一号の規定による措置（以下この項において「緊急措置」という。）がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は二年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、第一項又は第八項の規定による措置をとることができない。ただし、とらうとする措置が百八十日以内の期間でとられるもの（以下この項において「短期の措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合

二 過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が三回以上とられていない場合

第九條の二（第二項中「一般協定第十九条一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定により特定貨物」を「一般協定第十九条一の規定及びセーフガード協定により特定の貨物」に改め、「その他の措置」の下に「（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）」を加え、「又は(b)」を「の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条3(b)」に改め、「第十九条3(a)の規定」の下に「及びセーフガード協定」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合には、この限りでない。

第九條の二（第二項第二号中「関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書その他これにより適用される」を「マラケシュ議定書又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による措置をとる場合において、同項の規定により指定しようとする期間が一年を超えるものであるときは、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間（ここに緩和されたものでなければならない）

3 特定の貨物につき第一項第一号の規定による措置その他の一般協定第十九条一の規定及びセーフガ

下協定による措置をとる場合又はつた場合には、一般協定第十九条(緊急措置のための手続)の規定及びセーフガード協定に基づく協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で関税の課税がされているものにつきその課税を修正し、又は関税の課税がされていないものにつき新たに関税の課税をし、その修正又は課税をした後の税率を適用することができる。

第九條の二に次の一項を加える。

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九條の三を第九條の二とする。

第二十一條第一項第四号中「又は著作権隣接権又は回路配置利用権」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「麻薬」を「麻薬及び向精神薬」に、「政府の許可を受けた者が輸入するもの」を「他の法令の規定により輸入することができるところとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができるところとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

第二十一條第二項中「又は第四号」を「第三号又は第五号」に、「横積み」を「積戻し」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項の次に次の四項を加える。

4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第五号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するかどうかを認定するための手続(以下この条から第二十一條の三までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨を通知しなければならない。

5 税関長は、前項の認定手続を経た後でなければ、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について第二項の措置をとることができる。

6 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物(次項において「疑義貨物」という。)が第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

7 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一 関税法第二十四條(外国貨物の廃棄)の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合
二 関税法第四十五條第一項ただし書(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)(同法第三十六條(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第四十一條の二(政令で定める者の所有に

係る指定保税地域)、第六十二條(保税工場)、第六十二條の七(保税展示場)及び第六十二條の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)の規定により当該疑義貨物が滅却された場合
三 関税法第七十五條(外国貨物の積戻し)の規定により当該疑義貨物が積戻された場合
四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合
第二十一條の次に次の二條を加える。

(輸入禁制品に係る申立て手続等)

第二十一條の二 商標権者、著作権者又は著作隣接権者は、自己の商標権、著作権又は著作隣接権を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を証明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について前条第四項の認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を証明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間(税関長がその期間中に関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき前条第四項の認定手続を執ることとなる期間をいう。)を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について前条第四項の認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、同条第七項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(申立てに係る供託等)

第二十一條の三 税関長は、前条第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての第二十一條第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項及び第

かつお 五%

〇三〇二・三九	その他のもの	五%
〇三〇二・四〇	にしん(クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・五〇	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・六一	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
	いなし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	一〇%
	一 サルディノプス属のもの	一〇%
	二 その他のもの	五%
〇三〇二・六二	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇二・六三	コイルフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	五%
〇三〇二・六四	さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇二・六五	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%
〇三〇二・六六	その他のもの	五%
〇三〇二・六九	一 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)	一〇%
	二 その他のもの	五%
〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしら	一〇%
	一 にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	一〇%
	二 その他のもの	五%
〇三〇三・一〇	魚(冷凍したものに限るものとし、第三〇三・四項の魚のファイルその他の魚肉を除く。)	五%
	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・二一	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
	ます(サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラキ、サルモ・アグアポニタ及びサルモ・ギラエ)	五%
〇三〇三・三二	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
〇三〇三・三九	その他のもの	五%

〇三〇三・三二	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコファルミダエ科又はけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・三三	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス、ヒボグロスス・ヒボグロスス及びヒボグロスス・ステノレピス)	五%
〇三〇三・三九	ブレイス(プレウロネクテス・プラテサ)	五%
〇三〇三・四一	ソール(ソレア属のもの)	五%
〇三〇三・四二	その他のもの	五%
〇三〇三・四三	まぐろ(トウメス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス(肝臓、卵及びしらを除く。))	五%
〇三〇三・四四	びんながまぐろ(トウメス・アラレンガ)	五%
〇三〇三・四九	きはだまぐろ(トウメス・アルパカレス)	五%
〇三〇三・五〇	かつお	五%
〇三〇三・六〇	その他のもの	五%
〇三〇三・七一	にしん(クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
	いなし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	一〇%
	一 サルディノプス属のもの	一〇%
	二 その他のもの	五%
〇三〇三・七二	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇三・七三	コイルフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	五%
〇三〇三・七四	さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇三・七五	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%
〇三〇三・七六	シーバス(デイクエントラルクス・ラブラクス及びデイクエントラルクス・プンクタトウス)	五%
〇三〇三・七七	ヘイク(メルシウス属又はウロフュキス属のもの)	一〇%
〇三〇三・七八	一 メルシウス属のもの	一〇%
	二 ウロフュキス属のもの	五%
〇三〇三・七九	その他のもの	五%
	一 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス	五%

〇三〇五・六三	ス・マクロケファルス	一五%
〇三〇五・六九	かたくちいわし（エンゲラウリス属のもの） その他のもの	一五%
〇三〇六	一 さけ科のもの 二 その他のもの	一二% 一五%
〇三〇六・一一	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。） 冷凍したもの	四%
〇三〇六・一二	いせえびその他のいせえび科のえび（パリタルス属、パナリルス属又はヤスス属のもの）	四%
〇三〇六・一三	ロブスター（ホマルス属のもの）	四%
〇三〇六・一四	シュリンプ及びブローン	四%
〇三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 一 えび 二 その他のもの	四% 一〇%
〇三〇六・二二	冷凍していないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリタルス属、パナリルス属又はヤスス属のもの）	四%
〇三〇六・二三	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 二 その他のもの	四% 六%
〇三〇六・二四	ロブスター（ホマルス属のもの）	四%
〇三〇六・二三	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 二 その他のもの	四% 六%
〇三〇六・二四	シュリンプ及びブローン	四%
〇三〇六・二五	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 二 その他のもの	四% 六%
〇三〇六・二六	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 二 その他のもの	四% 六%
〇三〇六・二七	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 二 えび	四% 一〇% 四%
〇三〇七・一〇	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの 二 その他のもの	一〇% 一五%
〇三〇七・一一	スキャロップ（ベクテン属、クラミウス属又はプラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
〇三〇七・一二	一 冷凍したもの 二 その他のもの	一〇% 一五%
〇三〇七・一三	い貝（ミュティルス属又はベルナ属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
〇三〇七・一四	一 冷凍したもの 二 その他のもの	一〇% 一五%
〇三〇七・一五	いか（セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
〇三〇七・一六	一 冷凍したもの 二 その他のもの	一〇% 一五%
〇三〇七・一七	たこ（オクトプス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
〇三〇七・一八	一 冷凍したもの 二 その他のもの	一〇% 一五%
〇三〇七・一九	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	一〇%

〇三〇七・九二	一 生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇七・九九	その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)(の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)(を含む。)) 生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	無税
	一 水棲無脊椎動物(生きてゐるものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)	無税
	二 貝柱	一〇%
	三 いか	一〇%
	四 その他のもの	五%
	(一) はまぐり	一〇%
	(二) その他のもの	一〇%
	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	(一) 貝柱	一〇%
〇五二・九一	(二) いか	一〇%
	(三) うに、くらげ及びなまこ	一〇%
	(四) その他のもの	五%
	A はまぐり	一〇%
	B その他のもの	一〇%
	二 その他のもの	一五%
	(一) 貝柱	一五%
	(二) いか	一〇%
	(三) うに、くらげ及びなまこ	一〇%
	(四) その他のもの	七・五%
別表第一五〇四・三〇	A はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	一五%
	B その他のもの	七・五%
別表第一五〇四・三〇	別表第一五二・九一を次のように改める。	
	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第二類の動物で生きてゐないもの	無税
別表第一五〇四・三〇	一 魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵	二・五%
	二 その他のもの	無税
別表第一五〇四・三〇	別表第一五〇四・三〇を次のように改める。	
	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	無税
別表第一五〇四・三〇	一 鯨油	一〇%
	二 その他のもの	一〇%

一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキスを及ぶジュース	二〇%
	二 その他のもの	九・六%
別表第一六〇四・二五	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)(、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	九・六%
	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)	九・六%
	さけ	九・六%
	にしん	九・六%
	いわし	九・六%
	まぐろ、はがつか(サルダ属のもの)及びかつお	九・六%
	さば	九・六%
	かたくちいわし	九・六%
	その他のもの	九・六%
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	九・六%
一六〇四・二二	一 卵	一二・八%
	(一) にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)のもの	六・四%
	(二) その他のもの	九・六%
	二 その他のもの	六・四%
	キャビア及びその代用物	六・四%
	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)	六・五%
	かに	九・六%
	一 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)	六・五%
	二 その他のもの	九・六%
	シュリンプ及びプローン	四・八%
一六〇五・二〇	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後	四・八%
	に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥した	六%
	もの	
	二 その他のもの	四・八%
	ロブスター	四・八%
	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後	四・八%
	に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥した	六%
	もの	
	二 その他のもの	四・八%
	その他の甲殻類	六%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	四・八%
	二 その他のもの	六%

一六〇五・九〇	一 えび	
	(一) くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
	(二) その他のもの	六%
	二 その他のもの	九・六%
	その他のもの	九・六%
	一 くん製したもの	九・六%
	二 その他のもの	九・六%
	(一) いか及びくらげ	一五%
	(二) なまこ及びうに	一二%
	(三) その他のもの	九・六%

別表第五部から第二部までを次のように改める。

第五部 鉱物性生産品
第二五類 塩、硫酸、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

- 注
- 1 この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む）、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。
- この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第二八・〇二項参照）
- (b) アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの（第二八・二二項参照）
- (c) 第三〇類の医薬品その他の物品
- (d) 調製香料及び化粧料類（第三三類参照）
- (e) 舗装用の石、縁石及び敷石（第六八・〇二項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第六八・〇二項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第六八・〇三項参照）
- (f) 貴石及び半貴石（第七一・〇二項及び第七一・〇三項参照）
- (g) 第三八・二三項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第九〇・〇一四項参照）
- (h) ビリヤードチョーク（第九五・〇四項参照）
- (i) テーラーストック及び筆記用又は図画用のチョーク（第九六・〇九項参照）
- 3 第二五・一七項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二五・一七項に属す

二五・〇一	4 第二五・三〇項には、 <u>蛭石</u> 、 <u>真珠岩</u> 及び <u>綠泥岩</u> （膨脹させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないかは相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄（こはく、海泡石（焼いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品の破片を含む。	
二五・〇二	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないかは又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないかは又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）、及び海水	無税
二五・〇三	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	無税
二五・〇四	硫酸（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	無税
二五・〇五	粗のもの及び精製してないもの	無税
二五・〇六	その他のもの	無税
二五・〇七	天然黒鉛	無税
二五・〇八	粉状又はフレーク状のもの	無税
二五・〇九	その他のもの	無税
二五・一〇	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	無税
二五・一一	けい砂	無税
二五・一二	その他のもの	無税
二五・一三	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないかは又はこぎりてひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）、塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）、	無税
二五・一四	石炭	無税
二五・一五	けい岩	無税
二五・一六	粗のもの及び粗削りしたもの	無税
二五・一七	その他のもの	無税
二五・一八	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）、	無税
二五・一九	その他の粘土、アンタルサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンドドクレールを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナースアース	無税

二五〇八・一〇	ベントナイト	無税
二五〇八・二〇	デカライングアース及びフーラーズアース	無税
二五〇八・三〇	耐火粘土	無税
二五〇八・四〇	その他の粘土	無税
二五〇八・五〇	アンタルサイト、カイアナイト及びシリマナイト	無税
二五〇八・六〇	ムライト	無税
二五〇八・七〇	シャモット及びダイナサース	無税
二五・〇九	白亜	一・六%
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	無税
二五・一〇・二〇	粉砕してないもの	無税
二五・一〇・二〇	粉砕したもの	無税
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	無税
二五・一二・一〇	天然の硫酸バリウム（重晶石）	無税
二五・一二・二〇	天然の炭酸バリウム（毒重石）	無税
二五・一二	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一二・〇〇	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一三	ストーン及びエメリー	無税
二五・一三・一一	パミスストーン	無税
二五・一三・一九	粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ピムスキー）を含む。）	無税
二五・一三・二二	エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	無税
二五・一三・二九	粗のもの及び不規則な形状のもの	無税
二五・一四	その他のもの	三%
二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないかはのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないかはのこぎりでひくことその他の方法に	無税

二五・一五・一一	より長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないかはのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一五・一二	大理石及びトラバーチン	無税
二五・一五・二〇	粗のもの及び粗削りしたもの	無税
二五・一五・二二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税
二五・一五・二〇	エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	無税
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないかはのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一六・一一	花こう岩	無税
二五・一六・一二	粗のもの及び粗削りしたもの	無税
二五・一六・二二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税
二五・一六・二二	砂岩	無税
二五・一六・二二	粗のもの及び粗削りしたもの	無税
二五・一六・二二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税
二五・一六・九〇	その他の石碑用又は建築用の岩石	無税
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一七・一〇	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一七・二〇	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五・一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問	無税

二五・一七・三〇	たールマカダム	無税
二五・一七・四一	第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉	無税
二五・一七・四九	(熟処理をしてあるかないかを問わない。)	無税
二五・一八	大理石のもの	無税
	その他のもの	無税
二五・一八・二〇	ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。))の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。及び凝結ドロマイト(タールドロマイトを含む。)	無税
二五・一八・二〇	ドロマイト(焼いたものを除く。)	無税
二五・一八・三〇	凝結ドロマイト(タールドロマイトを含む。)	無税
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。))	無税
二五・一九・一〇	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)	無税
二五・一九・九〇	その他のもの	無税
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック(着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅延剤を加えてあるかないかを問わない。)	無税
二五・二〇・一〇	天然石膏及び天然無水石膏	無税
二五・二〇・二〇	プラスチック	無税
	一 天然石膏を焼いたもの	無税
	二 その他のもの	三%
二五・二二	石灰石その他の石灰質の岩石(石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。)	無税
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰(第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)	無税
二五・二二・一〇	生石灰	無税
二五・二二・二〇	消石灰	無税
二五・二二・三〇	水硬性石灰	無税
二五・二三	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)	無税
二五・二三・一〇	セメントクリンカー	二・六%

二五・三三・二一	ポルトランドセメント	二・六%
二五・三三・二九	白色セメント(人工着色をしてあるかないかを問わない。)	二・六%
二五・三三・三〇	その他のもの	二・六%
二五・三三・九〇	アルミナセメント	二・六%
二五・三四	その他の水硬性セメント	二・六%
二五・四〇・〇〇	石棉	無税
二五・四五	雲母(はく離雲母を含む。)	無税
二五・五〇・一〇	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	無税
二五・五〇・二〇	粉	無税
二五・五〇・三〇	くず	無税
二五・五六	ステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。))の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。及びタルク	無税
二五・五六・一〇	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの	無税
二五・五六・二〇	破砕し又は粉状にしたもの	無税
二五・五七	天然の水晶石及びチオライト	無税
二五・五八	天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)	無税
二五・五八・一〇	並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	無税
二五・五八・二〇	天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わない。)	無税
二五・五八・九〇	その他のもの	無税
二五・五九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	無税
二五・五九・一〇	長石	無税
二五・五九・二一	ほたる石	無税
二五・五九・二二	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%以下のもの	無税
二五・五九・三〇	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%を超えるもの	無税
二五・五九・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	無税
二五・六〇・一〇	鉱物(他の項に該当するものを除く。)	無税
二五・六〇・二〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨脹させてないものに限る。)	無税
二五・六〇・三〇	キーゼル石及び沸石(天然の硫酸マグネシウム)	無税
二五・六〇・四〇	アースクラ	無税
二五・六〇・九〇	天然の雲母酸化鉄	無税
	その他のもの	無税

第二六類 鉱石、スラグ及び灰

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第二五・一七項参照）
 (b) 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第二五・一九項参照）
 (c) 第三類の塩基性スラグ
 (d) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第六八・〇六項参照）
 (e) 貴金属のくず及び貴金属を張つた金属のくず（第七一・一二項参照）
 (f) 製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第五部参照）

2 第二六・〇一項から第二六・一七項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第二八・四四項、第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶金以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第二六・〇一項から第二六・一七項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。

3 第二六・二〇項には、工業において金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物のみを含む。

二六・〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。） 鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。） 凝結させてないもの 凝結させたもの 焼いた硫化鉄鉱	無税 無税 無税 無税
二六・〇二	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含マンガン鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限り。）	無税
二六・〇三	銅鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇四	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇五	コバルト鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇六	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇七	鉛鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇八	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇九		無税

二六・一〇	すず鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一一	クロム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一二	タンクステン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一三	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一四	トリウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一五	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一六	焼いたもの	無税
二六・一七	その他のもの	無税
二六・一八	チタン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一九	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・二〇	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・二一	その他のもの	無税
二六・二二	貴金属鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・二三	銀鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・二四	その他のもの	無税
二六・二五	その他の鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・二六	アンチモン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・二七	その他のもの	無税
二六・二八	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限り。）	無税
二六・二九	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限り。）	無税
二六・三〇	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限り。）	無税
二六・三一	鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）	無税
二六・三二	亜鉛を主成分とするもの	無税
二六・三三	ハードジンクスベルター	無税
二六・三四	その他のもの	無税
二六・三五	鉛を主成分とするもの	無税
二六・三六	銅を主成分とするもの	無税
二六・三七	アルミニウムを主成分とするもの	無税
二六・三八	バナジウムを主成分とするもの	無税
二六・三九	その他のもの	無税

二六・二二
二六二・〇〇 その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む。) 無税

第七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 化学的に単一の有機化合物(第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。)

(b) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

(c) 第三三・〇一、第三三・〇二、第三三・〇三又は第三三・〇四の混合不飽和炭化水素

2 第二七・一一項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において、一〇・二ミリバールに換算したときの温度二〇〇度における留出容量が全容量の六〇%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない(第三九類参照)。

号注

1 第二七・一一号において「無煙炭」とは、無水無灰物質ベースでの揮発分が一四%以下の石炭をいう。

2 第二七・〇一・一二号において「歴青炭」とは、無水無灰物質ベースでの揮発分が一四%を超え、含水無灰物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上の石炭をいう。

3 第二七・〇七・一〇号、第二七・〇七・二〇号、第二七・〇七・三〇号、第二七・〇七・四〇号及び第二七・〇七・六〇号において「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の五〇%を超える物品をいう。

備考

1 第二七・一〇・〇〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算九〇%留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。

(b) 「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五%留出温度が三三〇度以下の石油及び歴青油(同のものを除く。)をいう。

(c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇%留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五以下の石油及び歴青油(同のもの及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二%以上のものを除く。)をいう。

(d) 「重油」とは、引火点が温度二三〇度以下(蒸留残油にあつては、引火点が温度二三〇度を超えるものを含む。)の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの(同から(c)までのものを除く。)をいう。

(e) 「潤滑油」とは、引火点が温度二三〇度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルトの

含有量が水分を除いた全重量の一%以下のもの(f)のものを除く。)をいう。

(f) 「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油(蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することを行い、(iv)のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。)の原料として使用するもの(同から(e)までのものを除く。)をいう。

(i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常蒸留原油と称するもの

(ii) 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油(原油を除く。)との混合物

(iii) 含ろう留出油で流動点が温度二五度を超えるもの

(iv) 潤滑油再製用の廃油(使用したものに限る。)

二七・〇一 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

二七・〇一・一一 石炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)

二七・〇一・一二 無煙炭

二七・〇一・一三 歴青炭

二七・〇一・一四 その他の石炭

二七・〇一・一五 練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

二七・〇一・一六 亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)

二七・〇一・一七 亜炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)

二七・〇一・一八 亜炭(凝結させたものに限る。)

二七・〇一・一九 泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

二七・〇一・二〇 コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

二七・〇一・二一 レトルトカーボン

二七・〇一・二二 コークス及び半成コークス

二七・〇一・二三 二 レトルトカーボン

二七・〇一・二四 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)

二七・〇一・二五 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。)

二七・〇一・二六 石炭、二七・〇六・〇〇

二七・〇一・二七 無税

二七・〇一・二八 無税

二七・〇一・二九 無税

二七・〇一・三〇 無税

二七・〇一・三一 無税

二七・〇一・三二 無税

二七・〇一・三三 無税

二七・〇一・三四 無税

二七・〇一・三五 無税

二七・〇一・三六 無税

二七・〇一・三七 無税

二七・〇一・三八 無税

二七・〇一・三九 無税

二七・〇一・四〇 無税

二七・〇一・四一 無税

二七・〇一・四二 無税

二七・一一・一九	二 プロピレン、ブチレン及びブタジエン	無税
二七・一一・二二	その他のもの	無税
二七・一一・二九	一 石油ガス	無税
二七・一一・二二	二 その他のもの	五%
二七・一一・二二	ガス状のもの	五%
二七・一一・二二	天然ガス	五%
二七・一一・二二	その他のもの	五%
二七・一一・二二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油	
二七・一一・二二	ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタナろう、泥	
二七・一一・二二	炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の	
二七・一一・二二	の方法により得たもの(着色してあるかないかを問わない。)	
二七・一一・二二	ペトロラタム	三%
二七・一一・二二	パラフィンろう(油の含有量が全重量の〇・七五%未満のもの	
二七・一一・二二	に限る。)	三・二%
二七・一一・二二	その他のもの	三・二%
二七・一一・二二	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留	
二七・一一・二二	物	
二七・一一・二二	石油コークス	無税
二七・一一・二二	焼いてないもの	無税
二七・一一・二二	焼いたもの	無税
二七・一一・二二	石油アスファルト	無税
二七・一一・二二	その他の石油又は歴青油の残留物	
二七・一一・二二	一 潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物(流	
二七・一一・二二	動点が温度三十五度以下のものに限る。)	四・六%
二七・一一・二二	二 その他のもの	無税
二七・一一・二二	天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩	
二七・一一・二二	タールサンド、アスファルタイト及びアスファルトチックロック	
二七・一一・二二	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド	無税
二七・一一・二二	その他のもの	無税
二七・一一・二二	歴青質混合物(天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アス	
二七・一一・二二	ファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたも	
二七・一一・二二	のに限る。例えば、マスティック及びカットバック)	無税
二七・一一・二二	第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	無税

注

(a) 第二八・四四項又は第二八・四五項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(b) 第二八・四三項又は第二八・四六項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2 投与量又は小売用にしたことにより第三〇・〇四項から第三〇・〇六項まで、第三二・一一・二二項、第三三・〇三項から第三三・〇七項まで、第三五・〇六項、第三七・〇七項又は第三八・〇八項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。	
3 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。	
(a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。	
(b) 共に提示するものであること。	
(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。	
第二八類 無機化学物品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	
1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。	
(a) 化学的に単一の元素及び化合物(不純物を含有するかもしれないかを問わない。)	
(b) (a)の物品の水溶液	
(c) (a)の物品を水以外の溶媒に溶かしたものの(当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。)	
(d) (a)、(b)又は(c)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの	
(e) (a)、(b)、(c)又は(d)の物品で、アンチタスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの(特定の用途に適するようにしたものを除く。)	
2 この類には、炭素化合物にあつては、重二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの(第二八・三二項参照)、無機塩基の炭酸塩及びペルオキシ炭酸塩(第二八・三六項参照)、無機塩基のシアニ化物、シアニ化炭酸塩及びシアノ錯塩(第二八・三七項参照)、無機塩基の重酸塩、シアニ酸塩及びチオシアニ酸塩(第二八・三八項参照)、第二八・四三項から第二八・四六項までの有機物並びに炭化物(第二八・四九項参照)のほか、次のもののみを含む。	
(a) 炭素の酸化物及びシアニ化水素、重酸、イソシアニ酸、チオシアニ酸その他のシアンの酸(錯化合物のものを含む。)(第二八・二二項参照)	
(b) 炭素のハロゲン化炭化物(第二八・二二項参照)	
(c) 二硫化炭素(第二八・二三項参照)	
(d) チオ炭酸塩、セレン炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレンシアニ酸塩、テルロシアニ酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩(ライネゲ塩)その他の錯シアニ酸塩(無機塩基のものに限る。第二八・四二項参照)	
(e) 尿素により固形化した過酸化水素(第二八・四七項参照)並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアニ、ハロゲン化ジシアニ、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体(第二八・五一項参照)(カルシウムシアナミド(純粋であるかないかを問わない。第三二類参照)を除く。)	

- 3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。
- (a) 第五部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。)その他の物品
- (b) オルガノインオルガニック化合物(2の物品を除く。)
- (c) 第三類の注2から注5までの物品
- (d) 第三・〇六項のルミノホアとして使用する種類の無機物
- (e) 人造黒鉛(第三・〇一七項参照)、第三・一三項の消火器用の装てん物に又は消火弾に装てんした物品、第三・一三項の小売用の容器入りとしたインキ消し及び第三・一三項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化合物を培養した結晶(一個の重量が二・五グラム以上のものに限り、光学用品を除く。)
- (f) 天然、合成又は再生の寶石及び半寶石並びにこれらのダスト及び粉(第七・一〇二項から第七・一〇五項まで参照)並びに第七・一類の貴金属及びその合金
- (g) 第五部の金属(純粋であるかないかを問わない。及びその合金
- (h) 光学用品(例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化合物から製造したもの。第九・〇一〇一項参照)
- 4 第二節の非金属酸と第四節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第二・一〇二項に属する。
- 5 第二・一〇六項から第二・一〇四項までは、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。
- 複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第二・一〇四項に属する。
- 6 第二・一〇四項には、次の物品のみを含む。
- (a) テクネチウム(原子番号四三)、プロメチウム(原子番号六二)、ポロニウム(原子番号八四)及び原子番号が八四を超えるすべての元素
- (b) 天然又は人工の放射性同位元素(これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第一・四部又は第一・五部の貴金属又は単金属のものを含む。)
- (c) (a)又は(b)の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないか又はこれらを相互に混合してあるかないかを問わない。)
- (d) (a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスプレイン(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物で、比較射能が一グラムにつき七四ベクレル(一グラムにつき〇・〇〇二マイクログリ)を超えるもの
- (e) 使用済みの原子炉用核燃料要素(カトリッジ)
- (f) 放射性残留物(使用可能であるかないかを問わない。)
- この注、第二・一〇四項及び第二・一〇五項において「同位元素」とは、次の物品をいう。
- 個々の核種(天然に単核種として存在するものを除く。)
- 同一の元素の同位元素の混合物で、一種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの(同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの)
- 7 第二・一〇八項には、りん含有量が全重量の一五%を超えるりん銅を含む。
- 8 元素(例えば、けい素及びセレン)を電子工業用にドーパ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウ

エハー状その他これらに類する形状に切つたものは第三・一八項に属する。			
第一節 元素			
ふつ素、塩素、臭素及びよう素	二八・〇一		三%
塩素	二八・〇一・一〇		無税
よう素	二八・〇一・二〇		無税
ふつ素及び臭素	二八・〇一・三〇		無税
昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	二八・〇二		無税
炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。)	二八・〇三		無税
炭素、希ガスその他の非金属元素	二八・〇四		四・六%
水素	二八・〇四・一〇		三・九%
希ガス	二八・〇四・二〇		無税
アルゴン	二八・〇四・二二		無税
その他のもの	二八・〇四・二九		無税
窒素	二八・〇四・三〇		三・九%
酸素	二八・〇四・四〇		三・九%
ほう素及びテルル	二八・〇四・五〇		三・九%
けい素	二八・〇四・六二		三・九%
けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの			無税
一 単結晶のもの			三・九%
二 その他のもの			無税
その他のもの	二八・〇四・六九		無税
りん	二八・〇四・七〇		無税
砒素	二八・〇四・八〇		三・九%
セレン	二八・〇四・九〇		四・六%
アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)	二八・〇五		四・六%
アルカリ金属			四・六%
ナトリウム	二八・〇五・一一		三%
その他のもの	二八・〇五・一九		三%
アルカリ土類金属			四・六%
カルシウム	二八・〇五・二二		無税
ストロンチウム及びバリウム	二八・〇五・二三		無税
希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)	二八・〇五・三〇		三・九%
水銀	二八・〇五・四〇		六・四%

二八・〇六	第一節 無機酸及び無機非金属酸化物	
二八・〇六・一〇	塩化水素(塩酸)及びクロロ硫酸	三%
二八・〇六・二〇	塩化水素(塩酸)	無税
二八・〇七	クロロ硫酸	
二八・〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	三%
二八・〇八	硝酸及び硝磺酸	三%
二八・〇八・〇〇	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸	三%
二八・〇九	五酸化二りん	三・九%
二八・〇九・一〇	りん酸及びポリりん酸	三・九%
二八・一〇	ほう素の酸化物及びほう酸	無税
二八・一〇・〇〇	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
二八・一一	その他の無機酸	
二八・一一・一一	ふつ化水素(ふつ化水素酸)	三・九%
二八・一一・一九	その他のもの	三・九%
二八・一二・一一	その他の無機非金属酸化物	三・九%
二八・一二・二二	二酸化炭素	三・九%
二八・一二・二三	二酸化けい素	三・九%
二八・一二・二三	二酸化硫黄	無税
二八・一二・二九	その他のもの	四・三%
二八・一二	第三節 非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物	
二八・一二・一一〇	非金属のハロゲン化合物及びハロゲン化合物	三・九%
二八・一二・九〇	塩化物及び塩化酸化物	三・九%
二八・一二・九〇	その他のもの	三・九%
二八・一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	無税
二八・一三・一〇	二硫化炭素	三・九%
二八・一三・九〇	その他のもの	
二八・一四	第四節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化	
二八・一四・一〇	物	
二八・一四・二〇	無水アンモニア及びアンモニア水	三%
二八・一五	アンモニア水	三%
二八・一五・一一	水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水酸化カリウム(かせいカリ)及びナトリウム又はカリウムの過酸化	六・四%
二八・一五・二二	水酸化ナトリウム(かせいソーダ)	六・四%
	固体のもの	
	水溶液のもの(ソーダ液)	

二八・一五・二〇	水酸化カリウム(かせいカリ)	四・六%
二八・一五・三〇	ナトリウム又はカリウムの過酸化	四・六%
二八・一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	三・九%
二八・一六・一〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	三・九%
二八・一六・二〇	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	三・九%
二八・一六・三〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・六%
二八・一七	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	五・二%
二八・一七・〇〇	人造コランダム(化学的に単一であるかないかを問わない。)、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	三・九%
二八・一八	人造コランダム(化学的に単一であるかないかを問わない。)	三・九%
二八・一八・一〇	酸化アルミニウム(人造コランダムを除く。)	無税
二八・一八・二〇	水酸化アルミニウム	三・九%
二八・一八・三〇	クロムの酸化物及び水酸化物	三・九%
二八・一九	三酸化クロム	三・九%
二八・一九・一〇	その他のもの	三・九%
二八・一九・九〇	マンガンの酸化物	三・九%
二八・二〇・一〇	二酸化マンガン	三・九%
二八・二〇・九〇	その他のもの	三・九%
二八・二二	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合物が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	三・九%
二八・二二・一〇	鉄の酸化物及び水酸化物	三・九%
二八・二二・二〇	アースカラー	三・九%
二八・二二・三〇	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	無税
二八・二三	チタンの酸化物	四・八%
二八・二三・〇〇	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	五・六%
二八・二四	一酸化鉛(リサージ)	五・六%
二八・二四・一〇	鉛丹及びオレンジ鉛	五・六%
二八・二四・二〇	その他のもの	無税
二八・二四・九〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩基並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	四・六%
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩基	無税
二八・二五・一〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	無税
二八・二五・二〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	無税
二八・二五・三〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	五・八%

二八・五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	五・八%
二八・五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム	無税
二八・五・七〇	一 二酸化ゲルマニウム	無税
二八・五・八〇	二 その他のもの	四・六%
二八・五・九〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	無税
	アンチモンの酸化物	五・八%
	その他のもの	五・八%
	一 水銀の酸化物	三・九%
	二 酸化第一すず及び酸化第二すず	無税
	三 酸化ベリリウム	四・六%
	四 その他のもの	四・六%
二八・二六	第五節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	
	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他の	
	ふつ素錯塩	
	ふつ化物	
二八・二六・一一	アンモニウム又はナトリウムのもの	三・九%
二八・二六・一二	アルミニウムのもの	三・九%
二八・二六・一九	その他のもの	三・九%
二八・二六・二〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	三・九%
二八・二六・三〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造水晶石）	無税
二八・二六・九〇	その他のもの	無税
二八・二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう	
	化物及びよう化酸化物	
二八・二七・一〇	塩化アンモニウム	無税
二八・二七・二〇	塩化カルシウム	三・九%
	その他の塩化物	三・九%
二八・二七・三二	マグネシウムのもの	三・九%
二八・二七・三三	アルミニウムのもの	三・九%
二八・二七・三三	鉄のもの	三・九%
二八・二七・三四	コバルトのもの	三・九%
二八・二七・三五	ニッケルのもの	三・九%
二八・二七・三六	亜鉛のもの	四・六%
二八・二七・三七	すずのもの	三・九%
二八・二七・三八	バリウムのもの	四・六%
二八・二七・三九	その他のもの	五・八%
	一 水銀の塩化物	三・九%
	二 その他のもの	三・九%
二八・二七・四一	塩化酸化物及び塩化水酸化物	三・九%
	銅のもの	

二八・二七・四九	その他のもの	三・九%
二八・二七・五一	臭化物及び臭化酸化物	
二八・二七・五九	ナトリウム又はカリウムの臭化物	四・六%
二八・二七・六〇	その他のもの	四・六%
二八・二八	よう化物及びよう化酸化物	三・九%
二八・二八・一〇	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物	
	品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	
二八・二八・九〇	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カル	
	シウムの次亜塩素酸塩	
二八・二八・九〇	その他のもの	三・九%
二八・二九	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び	
	過よう素錯塩	
二八・二九・一一	塩素酸塩	
二八・二九・一九	ナトリウムのもの	三・九%
二八・二九・九〇	その他のもの	三・九%
二八・三〇・一〇	硫化物及び多硫化物	四・六%
二八・三〇・二〇	ナトリウムの硫化物	三%
二八・三〇・三〇	硫化亜鉛	無税
二八・三〇・九〇	硫化カドミウム	無税
	その他のもの	無税
	一 水銀の硫化物	四・六%
	二 その他のもの	無税
二八・三二	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	
二八・三二・一〇	ナトリウムのもの	三・九%
二八・三二・九〇	その他のもの	三・九%
二八・三三	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	
二八・三三・一〇	ナトリウムの亜硫酸塩	六・六%
二八・三三・二〇	その他の亜硫酸塩	六・六%
二八・三三・三〇	チオ硫酸塩	六・六%
二八・三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）	
二八・三三・一一	ナトリウムの硫酸塩	三・九%
二八・三三・一九	硫酸二ナトリウム	三・九%
	その他のもの	三・九%
二八・三三・二二	その他の硫酸塩	
二八・三三・二二	マグネシウムのもの	無税
二八・三三・二二	アルミニウムのもの	無税
二八・三三・二二	クロムのもの	無税
二八・三三・二四	ニッケルのもの	四・六%

二八三三・二五	銅のもの	四・六%
二八三三・二六	亜鉛のもの	四・六%
二八三三・二七	バリウムのも	四・六%
二八三三・二九	その他のもの	無税
二八三三・三〇	みょうばん	無税
二八三三・四〇	ペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)	無税
二八・三四	亜硝酸塩及び硝酸塩	三・九%
二八・三四・一〇	硝酸塩	三・九%
二八・三四・二一	カリウムのも	四・六%
二八・三四・二三	ビスマスのもの	三・九%
二八・三四・二九	その他のもの	無税
二八・三五	一 硝酸カルシウム	四・六%
	二 硝酸バリウム	三・九%
	三 その他のもの	四・六%
二八・三五・一〇	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩	四・六%
二八・三五・二一	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)及びホスホン酸塩(亜りん酸塩)	四・六%
二八・三五・二二	りん酸塩	四・六%
二八・三五・二三	三アンモニウムのも	四・六%
二八・三五・二四	一ナトリウム又は二ナトリウムのも	四・六%
二八・三五・二五	三ナトリウムのも	四・六%
二八・三五・二六	カリウムのも	四・六%
二八・三五・二七	オルトリン酸水素カルシウム(りん酸二カルシウム)	四・六%
二八・三五・二八	カルシウムのその他のりん酸塩	四・六%
二八・三五・二九	その他のもの	四・六%
二八・三五・三〇	ポリりん酸塩	五・六%
二八・三五・三一	三りん酸ナトリウム(トリポリりん酸ナトリウム)	四・六%
二八・三五・三二	その他のもの	四・六%
二八・三五・三三	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	三・九%
二八・三六・一〇	商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニウムの炭酸塩	三・九%
二八・三六・二〇	炭酸二ナトリウム	一キログラムにつき一円六八銭

二八三六・三〇	二 その他のもの	三・九%
二八三六・四〇	炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)	四・六%
二八三六・五〇	カリウムの炭酸塩	四・六%
二八三六・六〇	炭酸カルシウム	三・九%
二八三六・七〇	炭酸バリウム	四・六%
二八三六・九一	炭酸鉛	三・九%
二八三六・九二	その他のもの	無税
二八三六・九三	リチウムの炭酸塩	三・九%
二八三六・九四	炭酸ストロンチウム	三・九%
二八三六・九五	炭酸ビスマス	三・九%
二八三六・九六	その他のもの	三・九%
二八・三七	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩	三・九%
二八・三七・一一	シアン化物及びシアン化酸化物	五・二%
二八・三七・一二	ナトリウムのも	三・九%
二八・三七・一三	その他のもの	三・九%
二八・三八	シアノ錯塩	三・九%
二八・三八・一〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	三・九%
二八・三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	三・九%
二八・三九・一一	ナトリウムのも	三・九%
二八・三九・一二	ナトリウムのメタけい酸塩	三・九%
二八・三九・一三	その他のもの	三・九%
二八・三九・一四	カリウムのも	三・九%
二八・三九・一五	その他のもの	三・九%
二八・四〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩(過ほう酸塩)	三・九%
二八・四〇・一一	四ほう酸二ナトリウム(精製ほう砂)	無税
二八・四〇・一二	無水物	無税
二八・四〇・一三	その他のもの	無税
二八・四〇・一四	その他のほう酸塩	無税
二八・四〇・一五	ペルオキソほう酸塩(過ほう酸塩)	無税
二八・四〇・一六	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	無税
二八・四〇・一七	アルミン酸塩	三・九%
二八・四〇・一八	クロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)	四・八%
二八・四〇・一九	ニクロム酸ナトリウム	四・八%
二八・四〇・二〇	ニクロム酸カリウム	四・八%
二八・四〇・二一	その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	四・八%
二八・四一・一〇	亜マンガニ酸塩、マンガニ酸塩及び過マンガニ酸塩	四・六%

二八四一・七〇	モリブデン酸塩	三・九%
二八四一・八〇	タンクステン酸塩(ウォルフラム酸塩)	三・九%
二八四一・九〇	その他のもの	三・九%
二八四二・一〇	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アジ化物を除く。)	三・九%
二八四二・二〇	けい酸の塩及び錯塩	三・九%
二八四二・九〇	その他のもの	三・九%
二八・四三	第六節 その他のもの	
二八四三・一〇	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	三%
二八四三・二〇	銀化合物	三%
二八四三・二二	硝酸銀	三%
二八四三・二九	その他のもの	三%
二八四三・三〇	金化合物	三%
二八四三・九〇	放射性的元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)、並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含む混合物及び残留物	三%
二八四四	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・一〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・二〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・三〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・四〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物(第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。)、並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	無税
二八四四・五〇	使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)	無税
二八・四五	同位元素(第二八・四四項のものを除く。)、及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	無税
二八四五・一〇	重水(酸化重水素)	無税
二八四五・九〇	その他のもの	無税

二八・四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	三・九%
二八四六・一〇	セリウム化合物	三・九%
二八四六・九〇	その他のもの	三・九%
二八・四七	一 粗製の塩化希土(希土類金属の化合物の製造原料に使用する種類のものに限り。)、及び硝酸ランタン	無税
二八四七・〇〇	二 その他のもの	三・九%
二八・四八	過酸化水素(尿素により固形化してあるかないかを問わない。)	三・九%
二八四八・一〇	りん化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。)	三・九%
二八四八・二〇	銅のもの(りん銅、りんの含有量が全重量の一五%を超えるものに限り。)	三・九%
二八四八・九〇	その他の金属又は非金属のもの	三・九%
二八四九・一〇	炭化物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	三・九%
二八四九・二〇	カルシウムのもの	三・九%
二八四九・九〇	けい素のもの	三・九%
二八・五〇	その他のもの	三・九%
二八五〇・〇〇	水素化合物、窒素化合物、アジ化物、けい化合物及びほう化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。)	三・九%
二八五〇・一〇	その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)	三・九%
二八五〇・二〇	その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)	三・九%

注

1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a) 化学的に単一の有機化合物(不純物を含有するかないかを問わない。)

(b) 同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物(不純物を含有するかないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物(第二七類参照)を除く。)

(c) 第二九・二六項から第二九・三九項までの物品、第二九・四〇項の糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第二九・四一・四二項の物品(この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。)

(d) (a)、(b)又は(c)の物品の水溶液

(e) (a)、(b)又は(c)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの(当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送

のため通常行われ、かつ、必要な場合に限り、特定の用途に適するようしたものを除く。)

- (f) (a), (b), (c), (d)又は(e)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの
(g) (a), (b), (c), (d), (e)又は(f)の物品で、アンチタスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの(特定の用途に適するようしたものを除く。)

- (h) ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第一五・〇四項の物品及びグリセリン(第一五・二〇項参照)

- (b) エチルアルコール(第二二・〇七項及び第二三・〇八項参照)

- (c) メタン及びプロパン(第二七・二二項参照)

- (d) 第二八項の注2の炭素化合物

- (e) 尿素(第三二・〇二項及び第三二・〇五項参照)

- (f) 植物性又は動物性の着色料(第三二・〇三項参照)、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(第三二・〇四項参照)並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料(第三二・一二項参照)

- (g) 酵素(第三五・〇七項参照)

- (h) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料(容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りしたものに限る。)(第三六・〇六項参照)

- (i) 第三八・一二項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第三八・二三項の小売用の容器入りしたインキ消し

- (k) 光学用品(例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第九〇・〇一項参照)

3 この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4 第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・一五項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体(例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体)を含む。

- ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。

- 第二九・一一項、第二九・一二項、第二九・一四項、第二九・一八項及び第二九・二三項において酸素官能基は、第二九・〇五項から第二九・二〇項までの酸素を有する有機官能基に限る。

5 (a) 第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- (b) エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

(c) 次の塩は、この部の注1及び第二八項の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所屬を決定する。

- (1) 第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

- (2) 第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸(フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。)が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- (d) 金属アルコラートは、エタノール及びグリセリンの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する(第二九・〇五項参照)。

- (e) カルボン酸の酸ハロゲン化合物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

- 8 第二九・三〇項又は第二九・三二項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

- 第二九・三〇項(有機硫黄化合物)及び第二九・三二項(その他のオルガノインオルガニック化合物)には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、か、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体(これらの複合誘導体を含む。)の特性を与える鹽又はハロゲンのみであるものを含まない。

- 7 第二九・三三項から第二九・三四項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

- 前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

- 号注

- 1 この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

二九・〇一	非環式炭化水素	誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	スルホン化
二九・〇二	飽和のもの		四・六%
二九・〇三	不飽和のもの		四・六%
二九・〇四	エチレン		四・六%
二九・〇五	プロペン(プロピレン)		四・六%
二九・〇六	ブテン(ブチレン)及びその異性体		四・六%
二九・〇七	ブター-一・三・ジエン及びイソブレン		四・六%
二九・〇八	ブター-一・三・ジエン		無税
二九・〇九	二・イソブレン		二・二%
二九・一〇	その他のもの		二・二%
二九・一一	環式炭化水素		二・二%

二九〇・二・一一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素	三・九%
二九〇・二・一九	シクロヘキサン	無税
二九〇・二・二〇	その他のもの	四・六%
二九〇・二・二〇	一 五-エチリデン-二-ノルボルネン	三%
二九〇・二・二〇	二 その他のもの	三%
二九〇・二・四一	ベンゼン	無税
二九〇・二・四二	トルエン	無税
二九〇・二・四三	キシレン	無税
二九〇・二・四四	オルト-キシレン	無税
二九〇・二・四五	メタ-キシレン	無税
二九〇・二・四六	パラ-キシレン	無税
二九〇・二・四七	キシレン異性体の混合物	無税
二九〇・二・四八	スチレン	六・四%
二九〇・二・四九	エチルベンゼン	無税
二九〇・二・五〇	クメン	四・六%
二九〇・二・五〇	その他のもの	無税
二九〇・二・五〇	一 ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン	四・六%
二九〇・二・五〇	二 その他のもの	四・六%
二九〇・二・五〇	炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇・二・五〇	非環式炭化水素の塩素化誘導体 (飽和のものに限る。)	四・六%
二九〇・二・五〇	クロロメタン (塩化メチル) 及びクロロエタン (塩化エチル)	四・六%
二九〇・二・五〇	ジクロロメタン (塩化メチレン)	四・六%
二九〇・二・五〇	クロロホルム (トリクロロメタン)	四・六%
二九〇・二・五〇	四塩化炭素	四・六%
二九〇・二・五〇	一・二-ジクロロエタン (二塩化エチレン)	四・六%
二九〇・二・五〇	一・二-ジクロロプロパン (二塩化プロピレン) 及びジクロロブタン	四・六%
二九〇・二・五〇	その他のもの	四・六%
二九〇・二・五〇	非環式炭化水素の塩素化誘導体 (不飽和のものに限る。)	四・六%
二九〇・二・五〇	塩化ビニル (クロロエチレン)	四・六%
二九〇・二・五〇	トリクロロエチレン	四・六%
二九〇・二・五〇	テトラクロロエチレン (ペルクロロエチレン)	四・六%
二九〇・二・五〇	その他のもの	四・六%
二九〇・二・五〇	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%
二九〇・二・五〇	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	四・六%

二九〇・三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇・三・五九	その他のもの	無税
二九〇・三・五九	一 オクタクロロテトラヒドロメタノインタン (クロルデシン)	四・六%
二九〇・三・六〇	二 その他のもの	四・六%
二九〇・三・六一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇・三・六二	クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン	四・六%
二九〇・三・六三	ヘキサクロロベンゼン及びDDT (二・一・一-トリクロロ-二・二・二-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)	四・六%
二九〇・三・六四	その他のもの	四・六%
二九〇・三・六五	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)	四・六%
二九〇・三・六六	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	四・六%
二九〇・三・六七	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	四・六%
二九〇・三・六八	その他のもの	四・六%
二九〇・三・六九	第二節 アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九〇・三・七〇	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九〇・三・七一	飽和一元アルコール	無税
二九〇・三・七二	メタノール (メチルアルコール)	四・六%
二九〇・三・七三	プロパン-1-オール (プロピルアルコール) 及びプロパン-2-オール (イソプロピルアルコール)	四・六%
二九〇・三・七四	ブタン-1-オール (ブチルアルコール) 及びブタン-2-オール (セチルアルコール)	四・六%
二九〇・三・七五	その他のブタノール	四・六%
二九〇・三・七六	ペンタノール (アミルアルコール) 及びその異性体	四・六%
二九〇・三・七七	オクタノール (オクチルアルコール) 及びその異性体	四・六%
二九〇・三・七八	一 二-エチルヘキシルアルコール (二-エチルヘキサノール)	四・六%
二九〇・三・七九	二 その他のもの	四・六%
二九〇・三・八〇	ドデカン-1-オール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール (セチルアルコール) 及びオクタデカン-1-オール (ステアリルアルコール)	四・六%

二九〇五・一九	その他のもの	五・六%
二九〇五・二一	不飽和一価アルコール	四・六%
二九〇五・二二	アリールアルコール	五・二%
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール	四・六%
二九〇五・三二	その他のもの	九・六%
二九〇五・三三	二価アルコール	八・四%
二九〇五・三九	エチレンジグリコール(エタンジオール)	四・六%
二九〇五・四一	プロピレンジグリコール(プロパン・二・ジオール)	四・六%
二九〇五・四二	その他のもの	四・六%
二九〇五・四三	二・エチル・二・(ヒドロキシメチル)・プロパン・三・ジオール(トリメチロールプロパン)	四・六%
二九〇五・四四	ペンタエリトリール	二〇%
二九〇五・四九	マンニトール	二〇%
二九〇五・五〇	D-グルシトール(ソルビトール)	四・六%
二九・〇六	その他のもの	四・六%
二九〇六・一一	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二・四%
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	(その率が一キログラムにつき七・二〇の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二九〇六・二二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	四・六%
二九〇六・二三	ステロール及びイノシトール	無税
二九〇六・二四	テルピネオール	五・三%
二九〇六・二九	その他のもの	五・三%
	一 ボルネオール	四・六%
	二 その他のもの	四・六%
	芳香族アルコール及びその誘導体	
二九〇六・二二	ベンジルアルコール	五・三%
二九〇六・二九	その他のもの	四・六%
二九・〇七	第三節 フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇七・一一	フェノール及びフェノールアルコール	四・六%
二九〇七・一二	一価フェノール	無税
二九〇七・一三	石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	四・六%
二九〇七・一四	クレゾール及びその塩	無税
二九〇七・一五	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	四・六%
二九〇七・一九	キシレノール及びその塩	無税
二九〇七・二二	ナフトール及びその塩	四・六%
二九〇七・二三	その他のもの	四・六%
二九〇七・二四	多価フェノール	四・六%
二九〇七・二五	レソルシノール及びその塩	四・六%
二九〇七・二六	ヒドロキノン(キノール)及びその塩	四・六%
二九〇七・二七	四・四・イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)又はジフェニロールプロパン)及びその塩	四・六%
二九〇七・二八	その他のもの	四・六%
二九〇七・二九	フェノールアルコール	四・六%
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九〇八・一〇	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	四・六%
二九〇八・二〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	四・六%
二九〇八・九〇	その他のもの	四・六%
二九・〇九	第四節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇九・一一	エーテル、アルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
	ジエチルエーテル	四・六%

二九〇九・一九	その他のもの	四・六%
二九〇九・二〇	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九〇九・三〇	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九〇九・四一	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%
二九〇九・四二	エーテルアルコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	五・六%
二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	五・六%
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	五・六%
二九〇九・四九	その他のもの	四・六%
二九〇九・五〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九〇九・六〇	アルコールベルオキシド、エーテルベルオキシド及びケトンベルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九一〇・一〇	オキシラン（エチレンオキシド）	四・六%
二九一〇・二〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	五・六%
二九一〇・三〇	エークロロ一二・三エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	五・六%
二九一〇・九〇	その他のもの	五・六%
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するかわらないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・二二	第五節 アルデヒド官能化合物	
二九一四・二二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するかわらないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	三・九%
二九一二・二一	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一二・二二	メタナール（ホルムアルデヒド）	

二九一二・二二	エタナール（アセトアルデヒド）	四・六%
二九一二・二三	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマルブチルアルデヒド）	四・六%
二九一二・一九	その他のもの	四・六%
二九一二・二二	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一二・二二	ベンズアルデヒド	四・六%
二九一二・二九	その他のもの	四・六%
二九一二・三〇	アルデヒドアルコール	五・三%
二九一二・四一	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	五・三%
二九一二・四二	パニリン（四・ヒドロキシ・三・メトキシベンズアルデヒド）	五・三%
二九一二・四九	エチルパニリン（三・エトキシ・四・ヒドロキシベンズアルデヒド）	五・三%
二九一二・五〇	その他のもの	四・六%
二九一二・六〇	アルデヒドの環式重合体	四・六%
二九一三・〇〇	パラホルムアルデヒド	四・六%
二九・一四	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九一四・一一	第六節 ケトン官能化合物及びキノン官能化合物	
二九一四・一二	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するかわらないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九一四・一三	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一四・一九	アセトン	四・六%
二九一四・二二	ブタノン（メチルエチルケトン）	四・六%
二九一四・二三	四・メチルペンタン・二・オン（メチルイソブチルケトン）	四・六%
二九一四・二九	その他のもの	四・六%
二九一四・三〇	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一四・二二	しょう脂	
二九一四・二二	一 融点が七十五度未満のもの	無税
二九一四・二三	二 その他のもの	六・六%
二九一四・二九	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	四・六%
二九一四・三〇	イオノン及びメチルイオノン	五・三%
二九一四・三〇	その他のもの	四・六%
二九一四・三〇	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	四・六%
二九一四・三〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	四・六%

二九・四・四一	四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン―二―オン(シアセトナルコール)	四・六%
二九・四・四九	その他のもの	四・六%
二九・四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトンキノン	四・六%
二九・四・六一	アントラキノン	四・六%
二九・四・六九	その他のもの	四・六%
二九・四・七〇	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・二五	第七節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九・一五・一一	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	六・四%
二九・一五・一二	ギ酸並びにその塩及びエステル	六・四%
二九・一五・一三	ギ酸	六・四%
二九・一五・二二	ギ酸の塩	六・四%
二九・一五・二三	ギ酸のエステル	六・四%
二九・一五・二四	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	三%
二九・一五・二五	酢酸	四・六%
二九・一五・二六	酢酸ナトリウム	四・六%
二九・一五・二七	酢酸コバルト	四・六%
二九・一五・二八	無水酢酸	四・六%
二九・一五・二九	その他のもの	四・六%
二九・一五・三〇	酢酸のエステル	五・六%
二九・一五・三一	酢酸エチル	五・六%
二九・一五・三二	酢酸ビニル	五・六%
二九・一五・三三	酢酸ノルマル―ブチル	五・六%
二九・一五・三四	酢酸イソブチル	五・六%
二九・一五・三五	酢酸―二―エトキシエチル	四・六%
二九・一五・三六	その他のもの	四・六%
二九・一五・三七	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%
二九・一五・三八	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	六・四%
二九・一五・三九	酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%
二九・一五・四〇	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	三・九%
二九・一五・四一	一―ステアリン酸	三・九%

二九・一五・九〇	二 その他のもの	四・六%
二九・一六・一一	一 カブリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカブリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	四・六%
二九・一六・一二	二 その他のもの	四・六%
二九・一六・一三	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	六・四%
二九・一六・一四	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・四%
二九・一六・一五	アクリル酸及びその塩	六・四%
二九・一六・一六	メタクリル酸及びその塩	六・四%
二九・一六・一七	メタクリル酸のエステル	四・六%
二九・一六・一八	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	三・九%
二九・一六・一九	その他のもの	六・四%
二九・一六・二〇	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・四%
二九・一六・二一	芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	五・八%
二九・一六・二二	安息香酸並びにその塩及びエステル	六・四%
二九・一六・二三	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	六・四%
二九・一六・二四	フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	六・四%
二九・一六・二五	その他のもの	六・四%
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	三・九%
二九・一七・一一	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六%
二九・一七・一二	しゅう酸並びにその塩及びエステル	四・六%
二九・一七・一三	アジピン酸並びにその塩及びエステル	四・六%
二九・一七・一四	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	四・六%
二九・一七・一五	無水マレイン酸	四・六%
二九・一七・一六	その他のもの	四・六%
二九・一七・一七	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及び	四・六%

二九一七・三一	シクロテルベンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六%
二九一七・三二	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六%
二九一七・三三	オルトフタル酸ジブチル	四・六%
二九一七・三四	オルトフタル酸ジブチル	四・六%
二九一七・三五	その他のオルトフタル酸エステル	四・六%
二九一七・三六	無水フタル酸	三・九%
二九一七・三七	テレフタル酸及びその塩	六・四%
二九一七・三九	テレフタル酸ジメチル	六・四%
二九一八	その他のもの	四・六%
二九一八・一一	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	五・三%
二九一八・一二	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	四・六%
二九一八・一三	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六%
二九一八・一四	乳酸並びにその塩及びエステル	二・四%
二九一八・一五	酒石酸	二・四%
二九一八・一六	酒石酸の塩及びエステル	二・四%
二九一八・一七	クエン酸	二・四%
二九一八・一八	クエン酸の塩及びエステル	二・四%
二九一八・一九	その他のもの	四・六%
二九一八・二〇	フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	四・六%
二九一八・二一	その他のもの	四・六%
二九一八・二二	フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	四・六%
二九一八・二三	その他のもの	四・六%
二九一八・二四	その他のもの	四・六%
二九一八・二五	その他のもの	四・六%
二九一八・二六	その他のもの	四・六%
二九一八・二七	その他のもの	四・六%
二九一八・二八	その他のもの	四・六%
二九一八・二九	その他のもの	四・六%

二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六%
二九一八・三一	一 デヒドロコロール酸（三・七・一二トリケトコロール酸）	無税
二九一八・三二	その他のもの	四・六%
二九一八・三三	その他のもの	四・六%
二九一八・三四	その他のもの	四・六%
二九一八・三五	その他のもの	四・六%
二九一八・三六	その他のもの	四・六%
二九一八・三七	その他のもの	四・六%
二九一八・三八	その他のもの	四・六%
二九一八・三九	その他のもの	四・六%
二九一八・四〇	その他のもの	四・六%
二九一八・四一	その他のもの	四・六%
二九一八・四二	その他のもの	四・六%
二九一八・四三	その他のもの	四・六%
二九一八・四四	その他のもの	四・六%
二九一八・四五	その他のもの	四・六%
二九一八・四六	その他のもの	四・六%
二九一八・四七	その他のもの	四・六%
二九一八・四八	その他のもの	四・六%
二九一八・四九	その他のもの	四・六%
二九一八・五〇	その他のもの	四・六%
二九一八・五一	その他のもの	四・六%
二九一八・五二	その他のもの	四・六%
二九一八・五三	その他のもの	四・六%
二九一八・五四	その他のもの	四・六%
二九一八・五五	その他のもの	四・六%
二九一八・五六	その他のもの	四・六%
二九一八・五七	その他のもの	四・六%
二九一八・五八	その他のもの	四・六%
二九一八・五九	その他のもの	四・六%
二九一八・六〇	その他のもの	四・六%
二九一八・六一	その他のもの	四・六%
二九一八・六二	その他のもの	四・六%
二九一八・六三	その他のもの	四・六%
二九一八・六四	その他のもの	四・六%
二九一八・六五	その他のもの	四・六%
二九一八・六六	その他のもの	四・六%
二九一八・六七	その他のもの	四・六%
二九一八・六八	その他のもの	四・六%
二九一八・六九	その他のもの	四・六%
二九一八・七〇	その他のもの	四・六%
二九一八・七一	その他のもの	四・六%
二九一八・七二	その他のもの	四・六%
二九一八・七三	その他のもの	四・六%
二九一八・七四	その他のもの	四・六%
二九一八・七五	その他のもの	四・六%
二九一八・七六	その他のもの	四・六%
二九一八・七七	その他のもの	四・六%
二九一八・七八	その他のもの	四・六%
二九一八・七九	その他のもの	四・六%
二九一八・八〇	その他のもの	四・六%
二九一八・八一	その他のもの	四・六%
二九一八・八二	その他のもの	四・六%
二九一八・八三	その他のもの	四・六%
二九一八・八四	その他のもの	四・六%
二九一八・八五	その他のもの	四・六%
二九一八・八六	その他のもの	四・六%
二九一八・八七	その他のもの	四・六%
二九一八・八八	その他のもの	四・六%
二九一八・八九	その他のもの	四・六%
二九一八・九〇	その他のもの	四・六%
二九一八・九一	その他のもの	四・六%
二九一八・九二	その他のもの	四・六%
二九一八・九三	その他のもの	四・六%
二九一八・九四	その他のもの	四・六%
二九一八・九五	その他のもの	四・六%
二九一八・九六	その他のもの	四・六%
二九一八・九七	その他のもの	四・六%
二九一八・九八	その他のもの	四・六%
二九一八・九九	その他のもの	四・六%
二九一八・一〇〇	その他のもの	四・六%

二九二・四二	アニリン誘導体及びその塩	四・六%
二九二・四三	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二・四五	一ナフチルアミン(アルファ一ナフチルアミン)及び二ナフチルアミン(ベータ一ナフチルアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二・四九	その他のもの	四・六%
二九二・五一	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二・五二	オルトフェニレンジアミン、メタフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	五・三%
二九二・五九	その他のもの	四・六%
二九・三二	酸素官能のアミノ化合物	
二九三・一一	アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにこれらの塩	四・六%
二九三・一二	モノエタノールアミン及びその塩	四・六%
二九三・一三	ジエタノールアミン及びその塩	四・六%
二九三・一九	トリエタノールアミン及びその塩	四・六%
	その他のもの	無税
	一 アミノアルコール	四・六%
	二 その他のもの	四・六%
二九三・二二	アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにこれらの塩	四・六%
二九三・二三	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	四・六%
二九三・二四	アニジン、ジアニジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	四・六%
二九三・二九	その他のもの	四・六%
二九三・三〇	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにこれらの塩	四・六%
二九三・四一	アミノ酸及びそのエステル(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにこれらの塩	四・六%
二九三・四二	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	四・六%
二九三・四三	グルタミン酸及びその塩	一六%
二九三・四九	一 グルタミン酸ソーダ	四・六%
二九三・五〇	二 その他のもの	四・六%
	その他のもの	四・六%
	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	四・六%
二九・三三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリビド	四・六%
二九三・二〇	コリン及びその塩	四・六%
二九三・二〇	レシチンその他のホスホアミノリビド	四・六%
二九三・九〇	その他のもの	四・六%
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物並びにこれらの塩	
二九二・四一〇	非環式アミド(非環式カルバマートを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
	一 二一アクリルアミド、二一メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド	四・六%
	二 その他のもの	四・六%
二九二・四二	環式アミド(環式カルバマートを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二・四二	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九・二五	その他のもの	四・六%
二九二・四二	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物	四・六%
二九二・四二	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二・四二	サッカリン及びその塩	四・六%
二九二・四二	その他のもの	四・六%
二九二・四二	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二・四二	一 クロルヘキシジン及びその塩	無税
二九二・四二	二 その他のもの	三・七%
二九・二六	ニトリル官能化合物	六・四%
二九二・四二	アクリロニトリル	四・六%
二九二・四二	一 シアノゲアニジン(ジシアンジアミド)	四・六%
二九二・四二	その他のもの	四・六%
二九・二七	ジアジ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	四・六%
二九二・四二	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	四・六%
二九二・四二	その他の酸素官能基を有する化合物	四・六%
二九二・四二	イソシアナート	四・六%
二九二・四二	その他のもの	四・六%
二九・三〇	第一〇節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド	四・六%
二九三・一〇	有機硫黄化合物	無税
二九三・一〇	ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)	無税

二九三〇・二〇〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	五・二%
二九三〇・三〇〇	チウラムモノスルフイド、チウラムジスルフイド及びチウラムテトラスルフイド	五・二%
二九三〇・四〇〇	メチオニン	四・六%
二九三〇・九〇〇	その他のもの	四・六%
二九三二・〇〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	四・六%
二九三二・〇〇〇	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	四・六%
二九三二・〇〇〇	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三二・〇〇〇	テトラヒドロフラン	無税
二九三二・〇〇〇	ニフルアルデヒド（フルファール）	四・六%
二九三二・〇〇〇	フルフルアルコール及びテトラヒドロフルフルアルコール	四・六%
二九三二・〇〇〇	その他のもの	四・六%
二九三二・〇〇〇	ラクトン	五・三%
二九三二・〇〇〇	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	四・六%
二九三二・〇〇〇	その他のラクトン	無税
二九三二・〇〇〇	一 サントニン	四・六%
二九三二・〇〇〇	その他のもの	四・六%
二九三二・〇〇〇	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）並びに核酸及びその塩	四・六%
二九三二・〇〇〇	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三二・〇〇〇	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	四・六%
二九三二・〇〇〇	その他のもの	四・六%
二九三二・〇〇〇	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三二・〇〇〇	ヒタントイン及びその誘導体	四・六%
二九三二・〇〇〇	その他のもの	四・六%
二九三二・〇〇〇	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三二・〇〇〇	ピリジン及びその塩	無税
二九三二・〇〇〇	その他のもの	無税
二九三二・〇〇〇	一 ピコリン及び〇・〇ジエチル〇・〇（二・五・六）トリクロロ二・ピリジル）ホスホロチオエート（ケロルピリホス）	無税

二九三三・四〇〇	二 その他のもの	四・六%
二九三三・四〇〇	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六%
二九三三・五〇〇	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩	四・六%
二九三三・五〇〇	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九三三・五〇〇	その他のもの	四・六%
二九三三・五〇〇	一 一・ニージメチル二・六ジオキソ四・アミノ一五・ホルミルアミノピリミジン	無税
二九三三・五〇〇	二 その他のもの	四・六%
二九三三・五〇〇	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三三・五〇〇	メラミン	四・六%
二九三三・五〇〇	その他のもの	四・六%
二九三三・五〇〇	六・ヘキサニラクトム（イプシロン・カプロラクトム）	五・六%
二九三三・五〇〇	その他のラクタム	四・六%
二九三三・五〇〇	その他のもの	四・六%
二九三三・五〇〇	一 塩酸ヒドララジン、デキストロ・三・ヒドロキシ・ニ・メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ・三・メチル・ニ・メチルモルヒナン	三・九%
二九三三・五〇〇	二 一・四・ジアザビシクロ・二・二・二・二・オクタン（トリエチレンジアミン）	三・二%
二九三三・五〇〇	三 その他のもの	四・六%
二九三三・五〇〇	その他の複素環式化合物	四・六%
二九三三・五〇〇	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三三・五〇〇	ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	五・三%
二九三三・五〇〇	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六%
二九三三・五〇〇	その他のもの	四・六%
二九三三・五〇〇	一 スルトン及びスルトム	無税
二九三三・五〇〇	二 その他のもの	四・六%
二九三三・五〇〇	スルホンアミド	四・六%
二九三三・五〇〇	第一二節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン	四・六%

二九・三六	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。))に限る。並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)	無税
二九三六・一〇	プロビタミン(混合してないものに限る。)	無税
二九三六・二二	ビタミンA及びその誘導体	無税
二九三六・二二	ビタミンB ₁ 及びその誘導体	無税
二九三六・二三	ビタミンB ₂ 及びその誘導体	無税
二九三六・二四	D-パントテン酸及びD-パントテン酸(ビタミンB ₃ 又はビタミンB ₅)並びにこれらの誘導体	無税
二九三六・二五	ビタミンB ₆ 及びその誘導体	無税
二九三六・二六	ビタミンB ₁₂ 及びその誘導体	無税
二九三六・二七	ビタミンC及びその誘導体	無税
二九三六・二八	ビタミンE及びその誘導体	無税
二九三六・二九	その他のビタミン及びその誘導体	無税
二九三六・九〇	その他のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)	無税
二九・二七	ホルモン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	無税
二九三七・一〇	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	無税
二九三七・二二	副腎皮質ホルモン及びその誘導体	無税
二九三七・二二	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン(デヒドロコルチゾン)及びアレドニゾン(デヒドロヒドロコルチゾン)	無税
二九三七・二九	副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	無税
二九三七・二九	その他のもの	無税
二九三七・九一	その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	無税
二九三七・九二	インスリン及びその塩	無税
二九三七・九二	エストロゲン及びプロゲステロン	無税
二九三七・九九	その他のもの	無税
二九・四一	グリコシド及び植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税
二九・三八	グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二・三%
二九三八・九〇	ルトシド(ルチン)及びその誘導体	四・六%
二九・三九	その他のもの	
二九三九・一〇	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
二九三九・二二	アヘンアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二二	キナルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二二	キニネ及びその塩	無税
二九三九・二二	その他のもの	無税
二九三九・二二	カフェイン及びその塩	無税
二九三九・二二	エフェドリン類及びその塩	無税
二九三九・二二	テオフィリン及びアミノフィリン(テオフィリン-エチレンジアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二二	ライ麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二二	ニコチン及びその塩	無税
二九三九・二二	その他のもの	無税
二九・四〇	第一三節 その他の有機化合物	
二九四〇・〇〇	糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。)並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩(第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。)	六・四%
二九四〇・〇〇	一 糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	二・八%
二九四〇・〇〇	二 その他のもの	
二九四一・一〇	抗生物質	
二九四一・二〇	ペニシリン及びその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。)並びにこれらの塩	無税
二九四一・二〇	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・三〇	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・四〇	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・五〇	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・九〇	その他のもの	無税
二九四二・一〇	その他の有機化合物	四・六%

注
1 この類には、次の物品を含まない。

第二〇類 医薬用品

三〇・〇一	(a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉱水その他の飲食物（第四部参照）	
	(b) 歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスチック（第三・二〇項参照）	
三〇・〇二	(c) 精油のアキアスチスチレート及びアキアスチスチン（第三・二〇項参照）	
	(d) 第三・三〇項から第三・三〇七項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）	
三〇・〇三	(e) 第三・四〇項のせつけんその他の物品で医薬品を加えたもの	
	(f) プラスチックをもととした歯科用の調製品（第三・四〇項参照）	
三〇・〇四	(g) 治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第三・五〇項参照）	
	(h) 第三・三〇・三項、第二・二〇・四項及び第三・三〇・五項においては、次に定めるところによる。	
三〇・〇五	(1) 混合してないものには、次の物品を含む。	
	(2) 第二・八項又は第二・九項のすべての物品	
三〇・〇六	(3) 第三・三〇・二項の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの	
	(4) 混合したものには、次の物品を含む。	
三〇・〇七	(1) コロイド状の溶液及び懸濁液（コロイド硫黄を除く。）	
	(2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス	
三〇・〇八	(3) 天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物	
	(4) 第三・三〇・六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三・三〇・六項に属するものとし、この表の他の項には属しない。	
三〇・〇九	(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）	
	(b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）	
三〇・一〇	(c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）	
	(d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。）	
三〇・一一	(e) 血液型判定用試薬	
	(f) 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント	
三〇・一二	(g) 救急箱及び救急袋	
	(h) 避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	
三〇・一三	臓器療法用の臓器その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び臓器その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のものと並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	
	腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）	
三〇・一四	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物	
	その他のもの	

三〇・一五	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	
三〇・一六	免疫血清その他の血液分画物	
三〇・一七	動物用のワクチン	
三〇・一八	口蹄疫ワクチン	
三〇・一九	その他のもの	
三〇・二〇	その他のもの	
三〇・二一	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三・三〇・二項、第三・三〇・五項又は第三・三〇・六項の物品を除く。）	
三〇・二二	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシリン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	
三〇・二三	その他の抗生物質を含有するもの	
三〇・二四	第二・九・三・七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	
三〇・二五	インスリンを含有するもの	
三〇・二六	その他のもの	
三〇・二七	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二・九・三・七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	
三〇・二八	その他のもの	
三〇・二九	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしてない小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三・三〇・二項、第三・三〇・五項又は第三・三〇・六項の物品を除く。）	
三〇・三〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシリン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	
三〇・三一	その他の抗生物質を含有するもの	
三〇・三二	第二・九・三・七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	
三〇・三三	インスリンを含有するもの	
三〇・三四	その他のもの	
三〇・三五	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二・九・三・七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	
三〇・三六	その他のもの	

三〇〇四・五〇	二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。	無税
三〇〇四・九〇	その他の医薬品(第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)	無税
三〇〇五	その他のもの	無税
三〇〇五・一〇	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品(例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤)で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	無税
三〇〇五・九〇	接着性を有する被覆剤その他の接着層を有する製品	無税
三〇〇六・一〇	その他のもの	無税
三〇〇六・二〇	この類の注3の医療用品	無税
三〇〇六・三〇	外科用のカッタガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。)	無税
三〇〇六・四〇	血液型判定用試薬	無税
三〇〇六・五〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	無税
三〇〇六・六〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接合用セメント	無税
	救急箱及び救急袋	無税
	避妊用化学調製品(ホルモン又は殺精子剤をもとにしたものに限る。)	無税

第三類 肥料

注 1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第五・一一項の動物の血
- (b) 化学的に単一の化合物(2(A)、3(A)、4(A)又は5のものを除く。)
- (c) 第二八・二三項の塩化カリウムを培養した結晶(一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。)

2 第三二・〇二項には、次の物品(第三二・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)

- (A) 次のいずれかに該当する物品
- (i) 硝酸ナトリウム(純粋であるかないかを問わない。)
- (ii) 硝酸アンモニウム(純粋であるかないかを問わない。)
- (iii) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩(純粋であるかないかを問わない。)
- (iv) 硫酸アンモニウム(純粋であるかないかを問わない。)
- (v) 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩(純粋であるかないかを問わない。)
- (vi) 硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩(純粋であるかないかを問わない。)

三〇〇一	混合物	無税
三〇〇一・〇〇	カルシウムシアンナイド(純粋であるかないかは油により処理してあるかないかを問わない。)	無税
三〇〇一・〇一	尿素(純粋であるかないかを問わない。)	無税
三〇〇一・〇二	(A) 物品のうち二以上を相互に混合した肥料	無税
三〇〇一・〇三	(B) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料	無税
三〇〇一・〇四	(C) (A)若しくは(B)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料	無税
三〇〇一・〇五	第三二・〇三項には、次の物品(第三二・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)	無税
三〇〇一・〇六	(A) 次のいずれかに該当する物品	無税
三〇〇一・〇七	(i) 塩基性スラック	無税
三〇〇一・〇八	(ii) 第三五・一〇項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を施したものであるもの	無税
三〇〇一・〇九	(iii) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰	無税
三〇〇一・一〇	(iv) りん酸水素カルシウム(ふつ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の〇・二%以上のものに限る。)	無税
三〇〇一・一一	(B) (A)の物品(ふつ素の含有量のいかんを問わない。)	無税
三〇〇一・一二	(C) (A)又は(B)の物品(ふつ素の含有量のいかんを問わない。)	無税
三〇〇一・一三	第三二・〇四項には、次の物品(第三二・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。)	無税
三〇〇一・一四	(A) 次のいずれかに該当する物品	無税
三〇〇一・一五	(i) 天然のカルシウム塩類(粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト)	無税
三〇〇一・一六	(ii) 塩化カリウム(純粋であるかないかを問わないものとし、1(C)の物品を除く。)	無税
三〇〇一・一七	(iii) 硫酸カリウム(純粋であるかないかを問わない。)	無税
三〇〇一・一八	(iv) 硫酸マグネシウムカリウム(純粋であるかないかを問わない。)	無税
三〇〇一・一九	(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料	無税
三〇〇一・二〇	5 オルトリン酸二水素アンモニウム(りん酸二アンモニウム)及びオルトリン酸水素二アンモニウム(りん酸二アンモニウム) (純粋であるかないかを問わない。) 並びにこれらの混合物は、第三二・〇五項に属する。 6 第三二・〇五項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。 動物性又は植物性の肥料(これらを相互に混合してあるかないかは化学的に処理してあるかないかを問わない。) 及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	無税

三二・〇二	窒素肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税
三二・〇二・一〇	尿素(水溶液にしてあるかないかを問わない。)	無税
三二・〇二・二九	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	無税
三二・〇二・三〇	硫酸アンモニウム	無税
三二・〇二・四〇	その他のもの	無税
三二・〇二・五〇	硝酸アンモニウム(水溶液にしてあるかないかを問わない。)	無税
三二・〇二・六〇	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物	無税
三二・〇二・七〇	硝酸ナトリウム	無税
三二・〇二・八〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	無税
三二・〇二・九〇	カルシウムシアナミド	無税
三二・〇三・一〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物(水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。)	無税
三二・〇三・二〇	その他のもの(混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。)	無税
三二・〇三・三〇	りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税
三二・〇三・四〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	無税
三二・〇三・五〇	塩基性スラグ	無税
三二・〇四・一〇	その他のもの	無税
三二・〇四・二〇	カリ肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税
三二・〇四・三〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類(粗のものに限る。)	無税
三二・〇四・四〇	塩化カリウム	無税
三二・〇四・五〇	硫酸カリウム	無税
三二・〇五・一〇	その他のもの	無税
三二・〇五・二〇	肥料成分(窒素、りん及びカリウム)のうち二以上を含有する肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	無税
三二・〇五・三〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器と同一の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	無税
三二・〇五・四〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器と同一の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	無税
三二・〇五・五〇	鉱物性肥料及び化学肥料(窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。)	無税
三二・〇五・六〇	オルトリン酸水素二アンモニウム(りん酸二アンモニウム)	無税
三二・〇五・七〇	オルトリン酸二水素アンモニウム(りん酸二アンモニウム)及びこれとオルトリン酸水素二アンモニウム(りん酸二アンモニウム)との混合物	無税
三二・〇五・八〇	その他の鉱物性肥料及び化学肥料(窒素及びりんを含有するものに限る。)	無税

三二・〇五・五二	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	無税
三二・〇五・五九	その他のもの	無税
三二・〇五・六〇	鉱物性肥料及び化学肥料(りん及びカリウムを含有するものに限る。)	無税
三二・〇五・九〇	その他のもの	無税
三二・〇六・一〇	第三類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	無税
三二・〇六・二〇	注	
三二・〇六・三〇	1 この類には、次の物品を含まない。	
三二・〇六・四〇	(a) 化学的に単一の元素及び化合物(第三二・〇三項又は第三二・〇四項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物(第三二・〇六項参照)、石英ガラスで第三二・〇七項に定める形状のもの及び第三二・一二項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。)	
三二・〇六・五〇	(b) 第二九・三六項から第二九・三九項まで、第二九・四一項又は第三五・〇一項から第三五・〇四項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体	
三二・〇六・六〇	(c) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック(第二七・一五項参照)	
三二・〇六・七〇	2 第三二・〇四項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。	
三二・〇六・八〇	3 第三二・〇三項から第三二・〇六項までは、着色料(第三二・〇六項にあつては、第二五・三〇項又は第二八項の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。)をもととした調製品で、物品(種類を問わない。)の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント(エナメルを含む。第三二・一二項参照)の製造に使用する種類のもの及び第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項又は第三二・一五項のその他の調製品を含まない。	
三二・〇六・九〇	4 第三二・〇八項には、第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液(溶剤の含有量が全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。)を含む。	
三二・〇七・一〇	5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品(水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。)を含まない。	
三二・〇七・二〇	6 第三二・一二項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。	
三二・〇七・三〇	(a) 金属の粉(貴金属の粉を含む。)	
三二・〇七・四〇	(b) 金属の貴金属を含む。及び顔料で、これらをシート状の支持物(材料を問わない。)の上に付着させたもの	
三二・〇七・五〇	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エス	無税
三二・〇七・六〇	ケブラチヨエキス	無税
三二・〇七・七〇	ワットルエキス	無税

三三〇一・三〇	オークエクス及びチェスナットエクス	無税
三三〇一・九〇	その他のもの	三%
三三〇一・二	一 タンニン及びその誘導体 二 その他のもの	無税
三三〇一・一〇	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤(天然なめし料を含有するかしないかを問わない。)及びなめし前処理用の酵素系調製品	無税
三三〇一・九〇	合成有機なめし剤	四・六%
三三〇一・三〇	その他のもの	無税
三三〇一・四	植物性又は動物性の着色料(染色エクスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。)及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	無税
三三〇一・四	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	無税
三三〇四・一一	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの	五・三%
三三〇四・一二	分散染料及びこれをもととした調製品	五・三%
三三〇四・一三	酸性染料(金属塩に溶解するもの)及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	五・三%
三三〇四・一四	塩基性染料及びこれをもととした調製品	五・三%
三三〇四・一五	直接染料及びこれをもととした調製品	五・三%
三三〇四・一六	建築め染料(顔料としてそのまま使用することができるものを含む。)及びこれをもととした調製品	五・三%
三三〇四・一七	反応染料及びこれをもととした調製品	五・三%
三三〇四・一九	顔料及びこれをもととした調製品	五・三%
三三〇四・二〇	その他のもの(第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。)	五・三%
三三〇四・九〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	五・三%
三三〇五・〇〇	その他のもの	五・三%
三三〇六・一六	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	五・三%
三三〇六・一七	その他の着色料、この類の注3の調製品(第三二〇三・一〇三項から第三二〇五項までのものを除く。)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	五・三%

三三〇六・一〇	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	四・八%
三三〇六・二〇	一 二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの 二 その他のもの	三・九%
三三〇六・三〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%
三三〇六・四〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%
三三〇六・四一	その他の着色料及び調製品	五・三%
三三〇六・四二	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	三・九%
三三〇六・四三	一 ウルトラマリンブルー(群青) 二 その他のもの	四・六%
三三〇六・四四	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	三・九%
三三〇六・四九	一 リトポン 二 その他のもの	三・九%
三三〇六・五〇	ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩)及びフェリシアン酸塩をもととした顔料及び調製品	三・九%
三三〇七・一〇	その他のもの	三・九%
三三〇七・二〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	三・九%
三三〇七・三〇	調製顔料、調製乳白剤、調製顔料の具、ほうろくすり、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパ、液状ラスタースその他のこれらに類する調製品(工業に使用する種類のものに限定。)	三・二%
三三〇七・四〇	その他のガラスで粉状、粒状又はフレック状のもの	三・二%
三三〇七・四一	調製顔料、調製乳白剤、調製顔料の具その他のこれらに類する調製品	三・二%
三三〇八・一〇	ほうろくすり、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパその他これらに類する調製品	三・二%
三三〇八・二〇	液状ラスタースその他これに類する調製品	三・二%
三三〇八・三〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレック状のもの	三・二%
三三〇八・四〇	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限定。)	四・八%
三三〇八・五〇	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限定。)	四・六%
三三〇九・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八%

三〇九・九〇	その他のもの	四・八%
三二一・一〇	その他のペイント及びワニス(エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。)並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	一・六%
三二一・〇〇	一 歴質塗料	四・六%
三二一・〇〇	二 その他のもの	四・六%
三二一・〇〇	調製ドライヤー	四・六%
三二一・〇〇	顔料(金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント(エナメルを含む。)の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。)、スタンブ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	四・六%
三二一・〇〇	スタンブ用のはく	四・六%
三二一・〇〇	その他のもの	二・五%
三二一・九〇	一 パールエッセンス	五%
三二一・三	二 その他のもの	五%
三二一・三	画家用、習用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類(タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。)	四・六%
三二一・三〇	絵の具セット	四・六%
三二一・三〇	その他のもの	四・六%
三二一・四	ガラス用又は接着木用のパテ、レジセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面の非耐火性調製上塗り材	三・九%
三二一・四〇	マスチック及び塗装用の充てん料	三・九%
三二一・四〇	その他のもの	三・九%
三二一・五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ(濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。)	四・六%
三二一・五〇	印刷用インキ	四・六%
三二一・五〇	黒色のもの	四・六%
三二一・五〇	その他のもの	四・六%
三二一・九〇	その他のもの	四・六%

注
1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第三二・〇八項の飲料の製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの

第三類 精油、レジン、調製香料及び化粧品類

三二四・〇一	(b) 第三四・〇一項のせつけんその他の物品	
三二四・〇一	(c) 第三八・〇五項のガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他の物品	
三二四・〇一	2 第三三・〇三項から第三三・〇七項までは、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの(混合してあるかないかを問わないものとし、精油のエキューアスチレート及びアキューアスチレートを除く)を含む。	
三二四・〇一	3 第三三・〇七項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧品を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウオッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。	
三二四・〇一	備考 1 第三三・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。	
三二四・〇一	精油(コンクリートのもので及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。)、レジンノイド、精油のコンセンレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のエキューアスチレート及びアキューアスチレーション	
三二四・〇一	精油(かんきつ類の果実のものに限る。)	無税
三二四・〇一	ベルガモットのもの	無税
三二四・〇一	オレンジのもの	無税
三二四・〇一	レモンのもの	無税
三二四・〇一	ライムのもの	二〇%
三二四・〇一	その他のもの	二〇%
三二四・〇一	精油(かんきつ類の果実のものを除く。)	一〇%
三二四・〇一	ゼラニウムのもの	一〇%
三二四・〇一	ジャスミンのもの	一〇%
三二四・〇一	ラベンダー又はラバンジンのもの	一〇%
三二四・〇一	ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの	一〇%
三二四・〇一	その他のミントのもの	一〇%
三二四・〇一	ベチベルのもの	一〇%
三二四・〇一	その他のもの	一〇%
三二四・〇一	一 ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、太ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、バルマローザ油、タイム油、牛樟油及びレモングラス油	無税
三二四・〇一	二 その他のもの	二〇%

三三〇一・二〇	レジノイド	一〇%
三三〇一・九〇	その他のもの	一〇%
三三〇二・一〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物 (アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使 用する種類のものに限る。)	
三三〇二・二〇	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	
三三〇二・九〇	一 アルコール分が一〇%以上のもの	六・二%
三三〇三・一〇	二 その他のもの	五・三%
三三〇三・二〇	香水類及びオーデコロン類	五・三%
三三〇三・三〇	美容用、メイクアップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼け止め 用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)	
三三〇三・四〇	メイクアップ用又はベディキュア用の調製品	
三三〇四・一〇	唇のメイクアップ用の調製品	五・八%
三三〇四・二〇	眼のメイクアップ用の調製品	五・八%
三三〇四・三〇	マニキュア用又はベディキュア用の調製品	六・六%
三三〇四・四〇	その他のもの	
三三〇四・九一	パウダー(固形にしたものを含む。)	五・八%
三三〇四・九九	その他のもの	五・八%
三三〇五・一〇	頭髪用の調製品	
三三〇五・二〇	シャンプー	五・八%
三三〇五・三〇	パーマメント用の調製品	五・八%
三三〇五・四〇	ヘアラッカー	五・八%
三三〇五・九〇	その他のもの	
三三〇六・一〇	口腔衛生用の調製品(義歯定着用のペースト及び粉を含む。)	
三三〇六・二〇	歯磨き	無税
三三〇六・三〇	その他のもの	五・八%
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	
三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め	六・七%
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	五・八%
三三〇七・四〇	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品(宗教的儀式 用の香気性の調製品を含む。)	五・八%
三三〇七・四一	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するも	

三三〇七・四九	その他のもの	六・六%
三三〇七・九〇	その他のもの	四・六%
三三〇七・九一	一 油、脂又はろうをもととした調製品	五・八%
	二 その他のもの	六%
第三四類 セッケン、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、 磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、齒科 用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品		
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類 のもの(第一五・一七項参照) (b) 化学的に単一の化合物 (c) セッケンその他の有機界面活性剤を含むシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそ りフォーム及び浴用の調製品(第三三・〇五項から第三三・〇七項まで参照) 2 第三四・〇一においてセッケンは、水溶性のセッケンに限るものとし、同項のセッケンその 他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問 わない。ただし、粉状研磨材を含む物品のうち、棒状にし、ケキ状にし又は成型したもの は第三四・〇一に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する 調製品として第三四・〇五項に属する。 3 第三四・〇二において有機界面活性剤は、温度二〇度において〇・五%の濃度で水と混合 し、同濃度で一時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。 (a) 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成する こと。 (b) 水の表面張力を一メートルにつき〇・〇四五ニュートン(一センチメートルにつき四五ダイ ン)以下に低下させること。 4 第三四・〇三において「石油及び壓青油」とは、第二七類の注2に定める石油及び壓青油を いう。 5 第三四・〇四において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (A) 化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの(水溶性であるかないかを問わない。) (B) 異種のろうを混合することにより得た物品 (C) 一以上のろうをもととし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含む物品で、ろうの特 性を有するもの ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。 (a) 第一五・一六項、第一五・一九項又は第三四・〇二項の物品(ろうの特性を有するものを含 む。) (b) 第一五・二二項の動物性又は植物性のろう(混合してないものに限るものとし、精製してあ るかないか又は着色してあるかないかを問わない。) (c) 第二七・一二項の鉱物性のろうその他これに類する物品(これらを相互に混合してあるかない		

(d) 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたらう (第三四・〇五項、第三八・〇九項等参照)

三四・〇一	せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品 (せつけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限り、せつけん又は洗淨剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布)	五・五%
三四・〇一・二一	せつけん、有機界面活性剤及びその調製品 (棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限り、せつけん又は洗淨剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布)	五・五%
三四・〇一・二九	化粧用のもの (薬用のものを含む。)	四・六%
三四・〇一・二〇	一 せつけん、有機界面活性剤及びその調製品 二 その他のもの	四・六%
三四・〇一	一 化粧用のもの (薬用のものを含む。)	五・八%
三四・〇一	二 その他のもの	四・六%
三四・〇一	有機界面活性剤 (せつけんを除く。)	六・二%
三四・〇一・二一	陰イオン (アニオン) 系のもの	六・二%
三四・〇一・二二	陽イオン (カチオン) 系のもの	六・二%
三四・〇一・二三	非イオン系のもの	六・二%
三四・〇一・二九	その他のもの	六・二%
三四・〇一・二〇	調製品 (小売用にしたものに限る。)	六・二%
三四・〇一・二〇	一 調製界面活性剤	四・六%
三四・〇一・二〇	二 その他のもの	六・二%
三四・〇一・二〇	その他のもの	四・六%
三四・〇一・二〇	一 調製界面活性剤	六・二%
三四・〇一・二〇	二 その他のもの	四・六%
三四・〇一・二〇	その他のもの	六・二%
三四・〇一・二〇	調製界面活性剤 (調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。)	六・二%
三四・〇一・二〇	織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイルング又は加脂処理に使用する種類の調製品 (石油又は植物油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は植物油が基礎的な成分を成す当該調製品)	六・二%

三四・〇三・一一	滑剤及び当該調製品を除く。	四・八%
三四・〇三・一九	石油又は植物油を含有するもの	四・八%
三四・〇三・一九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	四・八%
三四・〇三・一九	その他のもの	四・八%
三四・〇三・一九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	四・八%
三四・〇四	その他のもの	四・六%
三四・〇四・一〇	人造ろう及び調製ろう	二・三%
三四・〇四・一〇	化学的に変性させたモンタンのもの	四・六%
三四・〇四・二〇	ポリエチレングリコールのもの	二・三%
三四・〇四・九〇	その他のもの	四・六%
三四・〇五	腫物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品 (この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のものを除く。)	二・三%
三四・〇五・一〇	腫物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四・〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四・〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品 (メタルポリッシュを除く。)	四・六%
三四・〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	四・六%
三四・〇五・九〇	その他のもの	三・七%
三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品	三・九%
三四・〇六・〇〇	モデリングペースト (児童用のものを含む。)、歯科用のワックス及び印材 (セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限り、) 並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	四・六%
三四・〇七	第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	四・六%

注
1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 酵母 (第二・〇二項参照)
(b) 第三〇類の血液分画物 (治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。)、医薬品その他の物品

(c) なめし前処理用の酵素系調製品(第三二・〇二項参照) (d) 第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品 (e) 硬化たんばく質(第三九・一三項参照) (f) ゼラチンに印刷した物品(第四九類参照) 2 第三五・〇五項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以下のものをいう。 でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％を超えるものは、第一七・〇二項に属する。	三五・〇一 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼインケル 三五・〇一・一〇 カゼイン 三五・〇一・九〇 その他のもの 三五・〇二 アルブミン(二以上のホエイたんばく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに属する。)及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体 三五・〇二・一〇 卵白 三五・〇二・一〇 その他のもの 三五・〇三・一〇 ゼラチン(長方形(正方形を含む。)のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ(第三五・〇一項のカゼインケルを除く。) 三五・〇四 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんばく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除く。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたものを含む。) 三五・〇五 デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉)及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤 三五・〇五・一〇 デキストリンその他の変性でん粉 三五・〇五・二〇 一 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体 三五・〇六 二 その他のもの 三五・〇六・一〇 調製膠着剤その他の調製接着剤(他の項に該当するものを除く。)&及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品(膠着剤又は接着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに属する。)	無税 一〇％ 一〇％ 一五％ 二〇％ 二五％ 二〇％ 二〇％ 二五％ 二〇％ 二五％
三五・〇六・九一 その他のもの 三五・〇六・九二 ゴム又はプラスチック(人造樹脂を含む。)をもととした接着剤 三五・〇七 その他のもの 三五・〇七・一〇 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素 三五・〇七・九〇 レンネット及びその濃縮物 三五・〇七・九〇 その他のもの	注 第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料 1 この類には、2の(a)又は(b)の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。 2 第三六・〇六項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。 (a) メタルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの (b) たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料(容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りしたものに限る。) (c) レジントーチ、付け木その他これらに類する物品 三六・〇一 火薬 三六・〇一・一〇 火薬 三六・〇二 爆薬 三六・〇二・一〇 爆薬 三六・〇三 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管 三六・〇三・一〇 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管 三六・〇四 花火、信号せん光筒、レインロケット、露中信号用品その他の火工品 三六・〇四・一〇 花火 三六・〇四・九〇 その他のもの 三六・〇五 マッチ(第三六・〇四項の火工品を除く。) 三六・〇五・一〇 フェロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない。)&及びこの類の注2の可燃性材料の製品 三六・〇六 たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料(容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りしたものに限る。) 三六・〇六・九〇 その他のもの	四・六％ 四・六％ 四・六％ 四・六％ 四・六％ 六・四％ 六・四％ 六・四％ 六・四％ 四・八％ 四・八％ 五・三％ 三・九％ 三・九％

注 第三七類 写真用又は映画用の材料

1 この類には、くすを含まない。
 2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線的作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。

三七〇・一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	無税
三七〇・一・一〇	エキス線用のもの	無税
三七〇・一・二〇	インスタントプリントフィルム	無税
三七〇・一・三〇	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）	無税
三七〇・一・九一	カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税
三七〇・一・九九	その他のもの	無税
三七〇・二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	六・六%
三七〇・二・一〇	エキス線用のもの	無税
三七〇・二・二〇	インスタントプリントフィルム	無税
三七〇・二・三〇	その他のフィルム（スプロケットホルののないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）	無税
三七〇・二・三二	カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税
三七〇・二・三三	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）	無税
三七〇・二・三九	その他のもの	無税
三七〇・二・四一	その他のフィルム（スプロケットホルののないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	無税
三七〇・二・四二	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三七〇・二・四三	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇・二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの	無税
三七〇・二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの	無税
三七〇・二・四四	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税

三七〇・二・五一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	無税
三七〇・二・五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	無税
三七〇・二・五三	幅が一六ミリメートルを超え、三三ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	無税
三七〇・二・五四	幅が一六ミリメートルを超え、三三ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）	無税
三七〇・二・五五	幅が一六ミリメートルを超え、三三ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇・二・五六	幅が一六ミリメートルを超え、三三ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇・二・九一	その他のもの	無税
三七〇・二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	無税
三七〇・二・九三	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	無税
三七〇・二・九四	幅が一六ミリメートルを超え、三三ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇・二・九五	幅が一六ミリメートルを超え、三三ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇・三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）	無税
三七〇・三・一〇	ロール状のもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるもの	無税
三七〇・三・二〇	一 カラー印刷紙	無税
三七〇・三・三〇	二 その他のもの	五・三%
三七〇・三・四〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三七〇・三・五〇	その他のもの	五・三%
三七〇・四・〇〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）	無税
三七〇・五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	無税
三七〇・五・一〇	オフセット用のもの	無税
三七〇・五・二〇	マイクログラフフィルム	無税
三七〇・五・九〇	その他のもの	無税
三七〇・六	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックの	無税

三三〇六・一〇 三三〇六・九〇 三七〇七	み有するか有しないかを問わない。 幅が三ミリメートル以上のもの その他のもの	無税 無税
三七〇七・一〇 三七〇七・九〇	写真用の化学調製品（ワニス、 ^ニ 接着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。） 感光性の乳剤 その他のもの	四・六％ 四・六％
第三八類 各種の化学工業生産品	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。 (1) 人造黒鉛（第三八・〇一参照） (2) 第三八・〇八項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (3) 消火器用の装てん物に又は消火弾に装てんした物品（第三八・二三項参照） (4) 2 (a)又は(c)の物品 (b) 化学品と食品その他の栄養価を有する物質との混合物で食品の調製に使用する種類のもの（主として第二一・〇六項に属する。） (c) 医薬品（第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項参照） 2 第三八・二三項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化合物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに属するものとし、光学用品を除く。） (b) フーゼル油及びディッペル油 (c) 小売用の容器入りにしたインキ消し (d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液 (e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン） 第三八・〇一 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。） 人造黒鉛 コロイド状又は半コロイド状の黒鉛 電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの その他のもの 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに焦炭（焦炭炭を含む。）	三・八％ 三・八％ 三・二％
三八〇二・一〇 三八〇二・九〇 三八〇三 三八〇三・〇〇 三八〇四 三八〇四・〇〇 三八〇五 三八〇五・一〇 三八〇五・二〇 三八〇五・九〇 三八〇六 三八〇六・一〇 三八〇六・二〇 三八〇六・三〇 三八〇六・九〇 三八〇七 三八〇七・〇〇 三八〇八 三八〇八・一〇 三八〇八・二〇 三八〇八・三〇 三八〇八・四〇 三八〇八・九〇 三八〇九 三八〇九・一〇	活性炭 その他のもの トール油（精製してあるかないかを問わない。） 木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。） ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。） ジペンテン（粗のものに限る。） 亜硫酸テレピン油その他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファートルピネオールを主成分とするものに限る。） ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油 パイン油 その他のもの ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム ロジン又は樹脂酸の塩 エステルガム その他のもの 木タール油、木クレオソット、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの 殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫酸を含ませた帯しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。） 殺虫剤 殺菌剤 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤 消毒剤 その他のもの 仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） でん粉質の物質をもととしたもの	二・九％ 三％ 無税 無税 無税 無税 無税 三％ 無税 無税 三・九％ 無税 無税 無税 無税 無税 無税 四・九％ 四・九％ 四・九％ 四・九％ 四・九％ 二〇％

三八〇九・九一	その他のもの	四・二%
三八〇九・九二	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	四・二%
三八〇九・九三	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	四・六%
三八・二〇	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	四・六%
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	四・六%
三八一〇・九〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	四・六%
三八一〇・九一	その他のもの	四・六%
三八一〇・九二	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	四・六%
三八一〇・九三	アンチノック剤	無税
三八一〇・九四	鉛化合物をもとにしたもの	無税
三八一〇・九五	その他のもの	無税
三八一〇・九六	潤滑油用の添加剤	無税
三八一〇・九七	石油又は壓搾油を含有するもの	無税
三八一〇・九八	その他のもの	無税
三八一〇・九九	その他のもの	無税
三八一〇・一〇〇	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	五・三%
三八一〇・一〇一	調製したゴム加硫促進剤	五・三%
三八一〇・一〇二	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	三・八%
三八一〇・一〇三	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	五・三%
三八一〇・一〇四	一 ゴム老化防止剤	三・八%
三八一〇・一〇五	二 その他のもの	四・六%
三八一〇・一〇六	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	四・六%

三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	四・六%
三八一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	四・六%
三八一五・一一	担体付き触媒	三・二%
三八一五・一二	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	三・二%
三八一五・一三	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	無税
三八一五・一四	白金触媒	無税
三八一五・一五	二 その他のもの	無税
三八一五・一六	（一）自動車の排気ガス浄化用のもの	三・二%
三八一五・一七	（二）その他のもの	無税
三八一五・一八	一 鉄触媒	三・二%
三八一五・一九	二 その他のもの	無税
三八一五・二〇	一 鉄触媒及び白金触媒	四・六%
三八一五・二一	二 シリカ・アルミナ触媒	三・二%
三八一五・二二	三 その他のもの	無税
三八一五・二三	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・一〇一項の物品を除く。）	三・九%
三八一五・二四	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。）	三・九%
三八一五・二五	混合アルキルベンゼン	三・九%
三八一五・二六	混合アルキルナフタレン	三・九%
三八一五・二七	元素を電子工業用にドーパ処理したもの（田盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドーパ処理したもの	無税
三八一五・二八	一 けい素を電子工業用にドーパ処理し、田盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの	三・八%
三八一五・二九	二 その他のもの	無税
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は壓搾油を含有しないもの及び石油又は壓搾油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	三・八%
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	三・八%
三八二二		三・八%

三・八二・〇〇 三・八二・〇〇 三・八二・〇〇	微生物用の調製培養剤 診断用又は理化学用の調合試薬(第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。)	三・八二・三 三・八二・三 三・八二・三	六項のものを含む。 調製用の調製又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学製品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに当該工業において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)	三・八二・一〇 三・八二・一〇 三・八二・一〇	調製用の調製又は中子の調製粘結剤 ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。)及びエステル 金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物 (凝結させてないものに限り。)	三・八二・三〇 三・八二・三〇 三・八二・三〇	一 金属炭化物の混合物 二 その他のもの セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤 非耐火性のモルタル及びコンクリート ソルビトール(第二九・〇五・四四号のものを除く。)	三・八二・四〇 三・八二・四〇 三・八二・四〇	一 チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	三・八二・五〇 三・八二・五〇 三・八二・五〇	二 セレンさい及びテルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する酸化鉄 三 脂肪酸混合物の誘導体 四 その他のもの	三・八二・六〇 三・八二・六〇 三・八二・六〇	無税 無税 無税 無税	三・八二・九〇 三・八二・九〇 三・八二・九〇	三・八二・九〇 三・八二・九〇 三・八二・九〇
三・八二・〇〇 三・八二・〇〇 三・八二・〇〇		三・八二・三 三・八二・三 三・八二・三		三・八二・一〇 三・八二・一〇 三・八二・一〇		三・八二・三〇 三・八二・三〇 三・八二・三〇		三・八二・四〇 三・八二・四〇 三・八二・四〇		三・八二・五〇 三・八二・五〇 三・八二・五〇		三・八二・六〇 三・八二・六〇 三・八二・六〇		三・八二・九〇 三・八二・九〇 三・八二・九〇	

第三九類 プラスチック及びその製品

注

1 この表において「プラスチック」とは、第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部的作用(必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。)の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができる。かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第一一部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第二七・一二項又は第三四・〇四項のうち
- (b) 化学的に単一の有機化合物(第二九類参照)
- (c) ヘパリン及びその塩(第三〇・〇一・一参照)
- (d) 第三二・一二項のスタンブ用のはく
- (e) 第三四・〇二項の有機界面活性剤及び調製品
- (f) ランガム及びエステルガム(第三八・〇六項参照)
- (g) 第四〇類の合成ゴム及びその製品
- (h) 動物用の装着具(第四二・〇一・一参照)及び第四二・〇二項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器
- (i) 第四六類のさなだ、枝糸細工物その他の製品
- (j) 第四八・一四項の壁面被覆材
- (k) 第一一部の物品(紡織用繊維及びその製品)
- (l) 第二一部の物品(例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品)
- (m) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類
- (n) 第一六部の物品(機械類及び電気機器)
- (o) 第一七部の航空機又は車両の部分品
- (p) 第九〇類の物品(例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器)
- (q) 第九一類の物品(例えば、時計のケース)
- (r) 第九二類の物品(例えば、楽器及びその部分品)
- (s) 第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びブラハブ建築物)
- (t) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
- (u) 第九六類の物品(例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル)

3 第三九・〇一項から第三九・一二項までは、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。

- (a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において、一、〇二ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィン(第三九・〇一・一及び第三九・〇二項参照)

- (b) 低重合のクマロニン樹脂(第三九・二一項参照)
- (c) その他の合成重合体で平均五以上の単量体から成るもの
- (d) シリコーン(第三九・一〇項参照)
- (e) レゾール(第三九・〇九項参照)その他のプレポリマー
- 4 この類において共重合体(共重合体、共重合付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。)及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーのうち最大の重量を占めるモノマーの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーは、一のモノマーとみなす。
- 最大の重量を占めるモノマーが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数値上の配列において最後となる項に属する。
- 「共重合体」とは、重合体の全重量の九五%以上を占める一の単量体を有しないすべての重合体をいう。
- 5 化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変性させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。
- 6 第三九・〇一項から第三九・一四項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。
 - (a) 液状又はペースト状のもの(ディスパーション(乳化)又は懸濁しているもの)及び溶液を含む。
 - (b) 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
- 7 第三九・一五項には、一の熱可塑性材料のくすで一次製品の形状にしたものを含まない(第三九・〇一項から第三九・一四項まで参照)。
- 8 第三九・一七項において「管及びホース」とは、中空の物品(半製品であるか又は完成品であるかを問わない。)で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの(例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管)をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形(長さが幅の一・五倍以下のものに限る。)、又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、形材とみなすものとし、管及びホースとはしない。
- 9 第三九・一八項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が四五センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。
- 10 第三九・二〇項及び第三九・二二項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ(第五四類のものを除く。)及び規則正しい幾何学的形状の塊(印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。)で、切つてないもの及び単に長方形(正方形を含む。)に切つたもの(長方形(正方形を含む。))に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。に、限るものとし、更に加工したものを除く。
- 11 第三九・二五項には、第二節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

(a) 貯蔵槽、タンク(浄化槽を含む。)、おけその他これらに類する容器(容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。) (b) 構造物の要素(例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの) (c) 雨どい及びその取付具 (d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居 (e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り (f) ようい戸、日よけ(ベネシアンブラインドを含む。)、その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具 (g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚 (h) 装飾用の建築用品(例えば、フルーディング、小丸屋根及びはと小屋) (i) 取付具(例えば、取手、掛けくき、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板、戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。)	号注 1 この類の各項において共重合体(共重合体、共重合付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。))は、最大の重量を占めるモノマーから成るホモポリマーが属する項に属し、また、この類の注5の化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体が属する項に属する。ただし、当該共重合体又は化学的に変性させた重合体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合に限り、ポリマーブレンドは、これを構成する単量体を同一の割合で有するホモポリマー又は共重合体が属する項に属する。	第一節 一次製品 <table border="1"> <tr> <td>三九・〇一</td><td>エチレンの重合体(一次製品に限る。)</td><td>一キログラムにつき二</td></tr> <tr> <td>三九・〇二</td><td>比重が〇・九四未満のポリエチレン</td><td>二四四〇銭</td></tr> <tr> <td></td><td>一塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</td><td>四・一%</td></tr> <tr> <td></td><td>二 その他のもの</td><td>一キログラムにつき二</td></tr> <tr> <td>三九・〇二・二〇</td><td>比重が〇・九四以上のポリエチレン</td><td>二四四〇銭</td></tr> <tr> <td>三九・〇二・三〇</td><td>エチレン-酢酸ビニル共重合体</td><td>四・一%</td></tr> <tr> <td>三九・〇二・九〇</td><td>その他のもの</td><td>四・一%</td></tr> <tr> <td>三九・〇二・二</td><td>プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品に限る。)</td><td>一キログラムにつき二</td></tr> <tr> <td>三九・〇二・一〇</td><td>ポリプロピレン</td><td>五四六〇銭</td></tr> <tr> <td>三九・〇二・二〇</td><td>ポリイソブチレン</td><td>四・一%</td></tr> </table>	三九・〇一	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	一キログラムにつき二	三九・〇二	比重が〇・九四未満のポリエチレン	二四四〇銭		一塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%		二 その他のもの	一キログラムにつき二	三九・〇二・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン	二四四〇銭	三九・〇二・三〇	エチレン-酢酸ビニル共重合体	四・一%	三九・〇二・九〇	その他のもの	四・一%	三九・〇二・二	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品に限る。)	一キログラムにつき二	三九・〇二・一〇	ポリプロピレン	五四六〇銭	三九・〇二・二〇	ポリイソブチレン	四・一%
三九・〇一	エチレンの重合体(一次製品に限る。)	一キログラムにつき二																														
三九・〇二	比重が〇・九四未満のポリエチレン	二四四〇銭																														
	一塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%																														
	二 その他のもの	一キログラムにつき二																														
三九・〇二・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン	二四四〇銭																														
三九・〇二・三〇	エチレン-酢酸ビニル共重合体	四・一%																														
三九・〇二・九〇	その他のもの	四・一%																														
三九・〇二・二	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品に限る。)	一キログラムにつき二																														
三九・〇二・一〇	ポリプロピレン	五四六〇銭																														
三九・〇二・二〇	ポリイソブチレン	四・一%																														

三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体	四・一%
三九〇二・九〇	その他のもの	四・一%
三九・〇三	スチレンの重合体(二次製品に限る。)	
三九〇三・一一	ポリスチレン	四・六%
三九〇三・一九	多量性のもの	
	その他のもの	
	一 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・六%
	二 その他のもの	一・二%
三九〇三・二〇	スチレン-アクリロニトリル(SAN)共重合体	四・一%
三九〇三・三〇	アクリロニトリル-ブタジエンスチレン(ABS)共重合体	四・六%
三九〇三・九〇	その他のもの	四・六%
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体(二次製品に限る。)	四・六%
三九〇四・一〇	ポリ塩化ビニル(他の物質と混合してないものに限る。)	四・六%
三九〇四・二一	その他のポリ塩化ビニル	四・六%
三九〇四・二二	可塑化してないもの	四・六%
三九〇四・三〇	可塑化したもの	四・六%
三九〇四・四〇	塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体	四・一%
三九〇四・五〇	その他の塩化ビニルの共重合体	四・一%
三九〇四・六一	塩化ビニル-ニレンの重合体	四・一%
	ふつ素系重合体	
	ポリテトラフルオロエチレン	
	一 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	八・四%
	二 その他のもの	四・一%
三九〇四・六九	その他のもの	四・一%
	一 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	八・四%
	二 その他のもの	四・一%
三九〇四・九〇	その他のもの	四・一%
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体(二次製品に限る。)	四・六%
三九〇五・一一	酢酸ビニルの重合体	四・六%
三九〇五・一九	水に分散しているもの	四・六%
	その他のもの	四・六%
三九〇五・二〇	ポリビニルアルコール(加水分解してないアセテート基を含有するもの)	四・六%
三九〇五・九〇	その他のもの	
	一 ポリビニルブチラールのもの(塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。))、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。)	四・六%
	二 その他のもの	四・一%
三九・〇六	アクリル重合体(二次製品に限る。)	四・一%
三九〇六・一〇	ポリメタクリル酸メチル	四・一%
三九〇六・九〇	その他のもの	
	一 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。))、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%
	二 その他のもの	四・六%
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリアルエステルその他のポリエステル(二次製品に限る。)	四・一%
三九〇七・一〇	ポリアセタール	四・一%
三九〇七・二〇	その他のポリエーテル	四・一%
三九〇七・三〇	エポキシ樹脂	四・六%
三九〇七・四〇	ポリカーボネート	四・一%
三九〇七・五〇	アルキド樹脂	四・六%
三九〇七・六〇	ポリエチレンテレフタレート	四・六%
三九〇七・九一	その他のポリエステル	四・六%
三九〇七・九九	不飽和のもの	四・六%
三九・〇八	その他のもの	四・六%
三九〇八・一〇	ポリアミド(二次製品に限る。)	五・六%
三九〇八・九〇	ポリアミド-六、-一二、-一二、-六・六、-六・九、-六・一〇又は-一六・一二	五・六%
三九・〇九	その他のもの	五・六%
三九〇九・一〇	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(二次製品に限る。)	四・六%
三九〇九・二〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	四・六%
三九〇九・三〇	メラミン樹脂	四・六%
三九〇九・四〇	その他のアミノ樹脂	四・六%
三九〇九・五〇	フェノール樹脂	四・六%
三九・一〇	ポリウレタン	四・六%

三九一〇・〇〇	シリコン（一次製品に限る。）	五・八%
三九・一一	石油樹脂、クマロン・インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン・インデン樹脂及びポリテルペン	四・一%
三九一一・九〇	その他のもの	四・一%
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
三九一二・一一	酢酸セルロース	五・五%
三九一二・一二	可塑化しないもの	四・六%
三九一二・二〇	可塑化したもの	四・六%
三九一二・二〇	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）	四・六%
三九一二・三二	セルロースエーテル	四・六%
三九一二・三三	カルボキシメチルセルロース及びその塩	四・六%
三九一二・三九	その他のもの	四・六%
三九一二・九〇	その他のもの	四・六%
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんばく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
三九一三・一〇	アルギン酸並びにその塩及びエステル	三・九%
三九一三・九〇	その他のもの	五・一%
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・二三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	六%
三九・一五	第二節 ぐす、半製品及び製品	
三九一五・一〇	プラスチックのぐす	五・八%
三九一五・二〇	エチレンの重合体のもの	五・八%
三九一五・三〇	スチレンの重合体のもの	五・八%
三九一五・九〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・三%
三九・一六	その他のプラスチックのもの	
三九一六・一〇	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	五・八%
三九一六・二〇	エチレンの重合体のもの	四・六%
三九一六・九〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・六%
三九・一七	その他のプラスチックのもの	
三九一七・一〇	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック	

三九一七・一〇	ク製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	
三九一七・二二	硬化たんばく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	四・八%
三九一七・二三	一 硬化たんばく質製のもの	無税
三九一七・二三	二 セルロース系材料製のもの	
三九一七・二九	管及びホース（硬質のものに限る。）	
三九一七・三二	エチレンの重合体製のもの	五・八%
三九一七・三三	プロピレンの重合体製のもの	五・八%
三九一七・三九	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六%
三九一七・三九	その他のプラスチック製のもの	五・四%
三九一七・四〇	その他の管及びホース	
三九一七・四〇	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・メガパスカル以上のものに限る。）	四・六%
三九一七・四〇	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・四%
三九一七・三三	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・八%
三九一七・三九	その他のもの	
三九一七・四〇	一 塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの	四・六%
三九一七・四〇	二 その他のもの	五・四%
三九一八・一〇	プラスチック製の床用敷物（接着性を有する有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	五・八%
三九一八・九〇	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六%
三九一九・一〇	その他のプラスチック製のもの	五・三%
三九一九・九〇	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	
三九一九・九〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	三・八%
三九一九・九〇	その他のもの	三・八%
三九二〇・一〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のものと並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したものと及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	
三九二〇・二〇	エチレンの重合体製のもの	五・八%
三九二〇・三〇	プロピレンの重合体製のもの	五・八%
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	五・八%

三九〇・四一	塩化ビニルの重合体製のもの	五%
三九〇・四二	硬質のもの	四・六%
三九〇・五一	軟質のもの	六・二%
三九〇・五九	ポリメタクリル酸メチル製のもの	五・八%
三九〇・六二	その他のもの	五・二%
三九〇・六三	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製	五・二%
三九〇・六九	その他のポリエチレン製のもの	五・八%
三九〇・七一	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	五・二%
三九〇・七二	再生セルロース製のもの	四・六%
三九〇・七三	バルカナイズドファイバー製のもの	四・六%
三九〇・七九	酢酸セルロース製のもの	四・六%
三九〇・九一	その他のセルロース誘導体製のもの	四・六%
三九〇・九二	その他のプラスチック製のもの	五・八%
三九〇・九三	ポリビニルブチラル製のもの	五・八%
三九〇・九四	ポリアミド製のもの	五・八%
三九〇・九四	アミノ樹脂製のもの	五・八%
三九〇・九四	フェノール樹脂製のもの	五・八%
三九〇・九四	その他のプラスチック製のもの	五・四%
三九・二二	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	
三九二・二一	多泡性のもの	五・八%
三九二・二二	スチレンの重合体製のもの	四・六%
三九二・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八%
三九二・二四	ポリウレタン製のもの	四・六%
三九二・二九	再生セルロース製のもの	五・四%
三九二・三〇	その他のプラスチック製のもの	五・三%
三九二・三〇	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ヒデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	五・八%
三九二・三〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台	五・八%
三九二・三〇	便座及び便器用の覆い	五・八%
三九二・三〇	その他のもの	五・八%
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	

三九三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	五・八%
三九三・二二	袋(円すい状のものを含む。)	五・八%
三九三・二九	エチレンの重合体製のもの	五・八%
三九三・三〇	その他のプラスチック製のもの	五・八%
三九三・四〇	瓶、プラスチックその他これらに類する製品	五・八%
三九三・五〇	スプーン、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	三・九%
三九三・九〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五・八%
三九・二四	その他のもの	五・八%
三九四・一〇	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	
三九四・九〇	食卓用品及び台所用品	五・八%
三九四・九〇	その他のもの	五・八%
三九五・一〇	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。)	五・八%
三九五・二〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器(容積が三〇リットルを超えるものに限る。)	五・八%
三九五・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	五・八%
三九五・三〇	よろい戸、日よけ(ベネチアンブラインドを含む。)	五・八%
三九五・九〇	これらに類する製品及びこれらの部分品	五・八%
三九五・九〇	その他のもの	五・八%
三九六・一〇	その他のプラスチック製品及び第三九・一〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)	五・八%
三九六・二〇	事務用品及び学用品	五・八%
三九六・三〇	衣類及び衣類付属品(手袋を含む。)	五・八%
三九六・四〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	五・八%
三九六・九〇	小像その他の装飾品	五・八%
三九六・九〇	その他のもの	五・八%
三九六・九〇	自動車用のシヤンばね及びそのばね板	無税
三九六・九〇	その他のもの	五・八%

第四〇類 ゴム及びその製品

注 1 この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、パラタ、グタペルカ、グアエール、チクルその他これらに類する天然ゴム、合成ゴム及び油から製造したフアクチス並びにこれらの再生品(加硫してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。)をいう。

- 2 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第一一部の物品(紡織用繊維及びその製品)
 - (b) 第六四類の履物及びその部分品
 - (c) 第六五類の帽子(水泳帽を含む。)
 - (d) 第六六類の機械類及び電気機器(電気用品を含む。)
- 並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製の

のもの

(e) 第九〇類 第九二類 第九四類又は第九六類の物品

(f) 第九五類の物品(運動用の手袋及び第四〇・一一項から第四〇・一三項までの製品を除く。)

3 第四〇・一〇項から第四〇・一三項まで及び第四〇・一四項において一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの(ラテックス(プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。))その他のデイスパーション及び溶液を含む。)

(b) 塊(不規則な形のものに限る。)、ペール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの

4 1及び第四〇・一〇項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸びても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の(ii)又は(ii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要な物質の存在は許容されない。

(b) チオプラスト(TM)

(c) 天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、(a)に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの

5 (a) 第四〇・一〇項及び第四〇・一二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。

(i) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤(プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。)

(ii) 顔料その他の着色料(単に識別のために加えたものを除く。)

(iii) 可塑剤又はエキステンダー(油展ゴムの場合は鉱物油を除く。)、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質(ii)の(i)から(ii)までのものを除く。)

(b) 第四〇・一〇項及び第四〇・一二項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。

(i) 乳剤又は結着防止剤

(ii) 乳剤の分解生成物(少量を含有する場合に限る。)

(iii) 主として熱熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤(極めて少量を含有する場合に限る。)

6 第四〇・一四項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいう。

7 加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルを超えるものは、ストリッブ、棒又は形材として第四〇・一八項に属する。

8 第四〇・一〇項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。

9 第四〇・一〇項から第四〇・一三項まで、第四〇・一四項及び第四〇・一八項において板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切つてないもの及び単に長方形(正方形を含む。)に切つたもの(製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工してあるかないかを問わない。))に限るものとし、その他の特定の形状に切つたもの及び更に加工したものを除く。

第四〇・一八項において棒及び形材は、棒及び形材で、一定の長さに切つてあるかないか又は表面加工してあるかないかを問わないものとし、その他の加工してないものに限る。

第四〇・一〇

天然ゴム、バラタ、グタバカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)

天然ゴムのラテックス(プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。)

その他の形状の天然ゴム

スモークドシート

技術的格付けをした天然ゴム(TSNR)

その他のもの

バラタ、グタバカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム

合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・一〇項の物品とこの項の物品との混合物(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)

スチレンブタジエンゴム(SBR)及びカルボキシル化スチレンブタジエンゴム(XSBR)

ラテックス

その他のもの

ブタジエンゴム(BR)

イソプレン・イソブレンゴム(フチルゴム又はIIR)及びハロイソブレン・イソブレンゴム(CIIR及びBIIR)

イソプレン・イソブレンゴム(フチルゴム又はIIR)

その他のもの

クロロブレンゴム(クロロブタジエンゴム又はCR)

ラテックス

その他のもの

アクリロニトリルブタジエンゴム(NBR)

ラテックス

その他のもの

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

四〇〇二・六〇	イソブレンゴム(1R)	無税
四〇〇二・七〇	エチレン・プロピレン・非共役ジエンゴム(EPRM)	無税
四〇〇二・八〇	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物	無税
四〇〇二・九一	その他のもの	無税
四〇〇二・九二	ラテックス	無税
四〇〇三	その他のもの	無税
四〇〇三・〇〇	再生ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	三%
四〇〇四	ゴム(硬質ゴムを除く。)のくず並びにこれから得た粉及び粒	無税
四〇〇四・〇〇	配合ゴム(加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	無税
四〇〇五	カーボンブラック又はシリカを配合したものの	三・九%
四〇〇五・一〇	デイスパーション(第四〇〇五・一〇号のものを除く。)	三・九%
四〇〇五・二〇	溶液	無税
四〇〇五・九一	一 天然ゴムのもの	無税
四〇〇五・九二	二 その他のもの	三・九%
四〇〇五・九三	その他のもの	三・九%
四〇〇五・九四	板、シート及びストリップ	三・九%
四〇〇六	一 天然ゴムのもの	無税
四〇〇六・一〇	二 その他のもの	三・九%
四〇〇六・二〇	加硫してないゴムで、その他の形状のもの(例えば、棒、管及び形材)及び製品にしたもの(例えば、円盤及びリング)	三・九%
四〇〇六・三〇	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	三・九%
四〇〇七	その他のもの	三・九%
四〇〇七・〇〇	糸及びひも(加硫したゴムのものに限る。)	三・九%
四〇〇八	板、シート、ストリップ、棒及び形材(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))のものに限る。)	四・六%
四〇〇八・二一	セルラーラバーのもの	四・六%
四〇〇八・二二	板、シート及びストリップ	四・六%
四〇〇八・二三	その他のもの	三・九%
四〇〇八・二四	セルラーラバー以外のゴムのもの	三・九%
四〇〇八・二五	板、シート及びストリップ	三・九%
四〇〇九	管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイント、エルボー及びフラン	三・九%

四〇〇九・一〇	ジ)を取り付けてあるかないかを問わない。)	二・三%
四〇〇九・二〇	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの(継手なしのものに限る。)	四・六%
四〇〇九・三〇	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	無税
四〇〇九・四〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	無税
四〇〇九・五〇	一 自動車に使用する種類のもの	四・六%
四〇一〇	二 その他のもの	無税
四〇一〇・一〇	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	四・六%
四〇一〇・二〇	一 自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一〇・三〇	二 その他のもの	四・六%
四〇一〇・四〇	継手付きのもの	無税
四〇一〇・五〇	一 自動車に使用する種類のもの	四・六%
四〇一〇・六〇	二 その他のもの	無税
四〇一〇・七〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルトチェンク(加硫したゴム製のものに限る。)	無税
四〇一〇・八〇	横断面が台形のもの(Vベルト及びVベルトチェンク)	三・九%
四〇一〇・九〇	その他のもの	無税
四〇一一	幅が二〇センチメートルを超えるもの	無税
四〇一一・一〇	その他のもの	無税
四〇一一・二〇	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	無税
四〇一一・三〇	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)	無税
四〇一一・四〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一一・五〇	航空機に使用する種類のもの	無税
四〇一二	モーターサイクルに使用する種類のもの	無税
四〇一二・一〇	自転車に使用する種類のもの	無税
四〇一二・二〇	その他のもの	無税
四〇一二・三〇	杉、松、楠、その他これに類するトレッドを有するもの	無税
四〇一二・四〇	その他のもの	無税
四〇一二・五〇	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。)	無税
四〇一二・六〇	びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤ	無税
四〇一二・七〇	トレッド及びタイヤフラップ	無税
四〇一二・八〇	更生タイヤ	無税
四〇一二・九〇	空気タイヤ(中古のものに限る。)	無税
四〇一三	その他のもの	無税
四〇一四	ゴム製のインナーチューブ	無税

四〇三・一〇	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)、バス又は貨物自動車に使用する種類もの	無税
四〇三・二〇	自転車に使用する種類もの	無税
四〇三・九〇	その他のもの	無税
四〇・一四	衛生用又は医療用の製品(乳首を含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有する有しないかを問わない。)	無税
四〇・一四・一〇	コンドーム	無税
四〇・一四・九〇	その他のもの	無税
四〇・一五	衣類及び衣類付属品(手袋を含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限るものとし、用途を問わない。)	無税
四〇・一五・一一	外科用のもの	無税
四〇・一五・一九	その他のもの	無税
四〇・一五・九〇	その他のもの	無税
四〇・一六	その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限る。)	無税
四〇・一六・一〇	セルララーバー製のもの	四・六%
四〇・一六・九一	その他のもの	無税
四〇・一六・九二	床用敷物及びマット	無税
四〇・一六・九三	消しゴム	無税
四〇・一六・九四	ガスケット、ワッシャーその他のシール	無税
四〇・一六・九五	防敵材(膨らませることができないかを問わない。)	無税
四〇・一六・九六	その他の製品(膨らませることができないかを問わない。)	無税
四〇・一六・九九	その他のもの	無税
四〇・一七	硬質ゴム(例えば、エポナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。))及びその製品	無税
四〇・一七・〇〇	第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	無税
第四一類 原皮(毛皮を除く。))及び革		無税

四一〇・一〇	2 この表において「コンボジションレザー」とは、第四一・一一項の物品のみをいう。	
四一〇・一一	牛又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬その他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)	無税
四一〇・一二	全形の牛皮(重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一四キログラム以下のものに限る。)	無税
四一〇・一三	その他の牛皮(生鮮のもの及び湿式塩蔵をしたものに限る。)	無税
四一〇・一四	全形のもの	無税
四一〇・一五	パット及びベンス	無税
四一〇・一六	その他のもの	無税
四一〇・一七	その他の牛皮(その他の保存に適する処理をしたものに限る。)	無税
四一〇・一八	馬類の動物の皮	無税
四一〇・一九	羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬その他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)	無税
四一〇・二〇	毛が付いているもの	無税
四一〇・二一	毛が付いていないもの	無税
四一〇・二二	酸漬したものの	無税
四一〇・二三	その他のもの	無税
四一〇・二四	その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬その他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)	無税
四一〇・二五	やぎのものの	無税
四一〇・二六	爬虫類のもの	無税
四一〇・二七	その他のもの	無税

四一・〇四	牛又は馬類の動物の革(毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。)	無税
四一・〇四・二〇	全形の牛革(表面積が一枚につき二八平方フィート(二・六平方メートル)以下のものに限る。)	無税
	一 なめしたものと及び再なめしたものと(これらを超える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)	無税
	(一) クロムなめししたもの	六〇%
	(二) パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	三 その他のもの	六〇%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一・〇四・二二	その他の牛革及び馬類の動物の革(なめしたものと及び再なめしたもので、これらを超える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)	六〇%
四一・〇四・二三	牛革(植物性前なめしをしたものに限る。)	無税
	一 クロムなめししたもの	六〇%
	二 その他のもの	無税
四一・〇四・二九	その他のもの	無税
	一 クロムなめししたもの	六〇%
	二 その他のもの	六〇%
四一・〇四・三一	その他の牛革及び馬類の動物の革(パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後加工したものに限る。)	一五%
	フルグレン及びグレンスプリット	六〇%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	六〇%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一・〇四・三九	その他のもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	六〇%
	二 その他のもの	六〇%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一・〇五	羊革(毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。)	六〇%
	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを超える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問	六〇%

四一・〇五・一一	植物性前なめしをしたもの	無税
四一・〇五・一二	その他の前なめしをしたもの	無税
四一・〇五・一九	その他のもの	無税
四一・〇五・二〇	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後加工したもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	六〇%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一・〇六	やぎ革(毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。)	無税
	なめしたものと及び再なめしたものと(これらを超える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問	無税
	われない。)	無税
四一・〇六・一一	植物性前なめしをしたもの	無税
四一・〇六・一二	その他の前なめしをしたもの	無税
四一・〇六・一九	その他のもの	無税
四一・〇六・二〇	パーチメント仕上げをしたものと及びなめした後加工したもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	六〇%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一・〇七	その他の動物の革(毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。)	無税
四一・〇七・二〇	豚のもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	一〇%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	七・五%
	(二) その他のもの	七・五%
四一・〇七・二二	爬虫類のもの	無税
四一・〇七・二九	植物性前なめしをしたもの	無税
	その他のもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	一五%
	(一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの	一五%
	(二) その他のもの	一五%
四一・〇七・九〇	その他の動物のもの	無税

四一・〇八	シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)	一五%
四一・〇九	パテントレザー、パテントラミネータッドレザー及びメタライズドレザー	七・五% 無税
四一・一〇	一 メタライズドレザー 二 その他のもの	二五% 三五%
四二・〇〇	革又はコンビネーションレザーのくず(革製品の製造に通しないものに限る。)	一〇%
四二・〇一	コンビネーションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。)	一五%

注
1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 外科用のカッタガットその他これに類する縫合材(殺菌したものに限る。第三〇・〇六項参照)
(b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類付属品(第四三・〇三項及び第四三・〇四項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの及び手袋を除く。)

第四二類 革製品及び動物用装具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

(c) 網地から製造した製品(第五六・〇八項参照)
(d) 第六四類の物品
(e) 第六五類の帽子及びその部分品
(f) 第六六・〇一項のむちその他の製品
(g) カフボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類(第七一・一七項参照)
(h) あぶみ、くつわ、真ちゅう製動物用装具、留金その他の動物用装具の取付具及びトリミング(個別に提示するものに限る。主として第一五部に属する。)

(i) ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品(第九二・〇九項参照)
(j) 第九四類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)
(k) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
(l) 第九六・〇六項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)

四二・〇二	動物用装具(引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くらは袋、大用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。)	六・六%
四二・〇三	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンビネーションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)	二〇%
四二・〇四	スリッパ、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	二〇%
四二・〇五	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	二〇%
四二・〇六	外面が革製、コンビネーションレザー製又はパテントレザー製のもの	二〇%
四二・〇七	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	二〇%
四二・〇八	一 携帯用化粧道具入れ(貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)	二〇%
四二・〇九	二 その他のもの	二〇%

2 第四二・〇二項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
(a) 取手付きのプラスチックシート製の袋(印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としなものに限る。第三九・二三項参照)
(b) 組物材料の製品(第四六・〇二項参照)
(c) 貴金属、貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品(第七二類参照)
3 第四二・〇三項において衣類及び衣類付属品には、手袋(運動用のものを含む。)、エプロンその他の保護衣類、スポンじ、ベルト、負い革及び腕輪(時計用のものを除く。第九一・一三項参照)を含む。

[illegible]

四二・〇四	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンボジションレザー製品	
四二・〇五	一 ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	二五%
四二・〇六	二 その他のもの	三・九%
四二・〇七	その他の革製品及びコンボジションレザー製品	二・五%
四二・〇八	膜、ゴールドビーターズスキン、ぼうちう又は膜の製品	三・九%
四二・〇九	カットガット	三・九%
四二・一〇	その他のもの	三・九%
第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品		
注		
1 この表において「毛皮」とは、第四三・〇一項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。		
2 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 羽毛皮及びその部分(第四三・〇五項及び第六七・〇一項参照)		
(b) 第四一類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮		
(c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋(第四二・〇三項参照)		
(d) 第六四類の物品		
(e) 第六五類の帽子及びその部分		
(f) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)		
3 第四三・〇三項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類(部分品及び付属品を含む。)その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。		
4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類付属品(2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。)は、第四三・〇三項又は第四三・〇四項に属する。		
5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮(主として第五八・〇一又は第六〇・〇一に属する。)を含まない。		
四三・〇一	原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四二・〇一から第四二・〇三項までの原皮を除く。)	
四三・〇二	ミンクのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	二〇%
四三・〇三	うさぎのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	二〇%
四三・〇四	子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、	

四三・〇一	モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	無税
四三・〇二	ビーバーのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	一〇%
四三・〇三	マスカットのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	一〇%
四三・〇四	きつねのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	一〇%
四三・〇五	あざらしのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	一〇%
四三・〇六	その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	一〇%
四三・〇七	一 やぎのもの	無税
四三・〇八	二 その他のもの	無税
四三・〇九	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	無税
四三・一〇	一 子羊又はやぎのもの	二〇%
四三・一一	二 うさぎ又はミンクのもの	二〇%
四三・一二	三 その他のもの	一〇%
四三・一三	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含む、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。)	一五%
四三・一四	全形のもの(組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)	一五%
四三・一五	ミンクのもの	一五%
四三・一六	うさぎのもの	一五%
四三・一七	子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。)	一五%
四三・一八	その他のもの	一五%
四三・一九	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの	一五%
四三・二〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの	二〇%
四三・二一	一 ドロップスキン	一五%
四三・二二	二 その他のもの	一五%
四三・二三	衣類、衣類付属品その他の毛皮製品	二〇%
四三・二四	衣類及び衣類付属品	二〇%
四三・二五	その他のもの	二〇%
四三・二六	人造毛皮及びその製品	六%

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他
第四四類 木材及びその製品並びに木炭

注
1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第二二・一一項参照)
 - (b) 第一四・〇一の竹その他の組物材料
 - (c) 主として染色又はなめしに使用する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一四・〇四項参照)
 - (d) 活性炭(第三八・〇二項参照)
 - (e) 第四二・〇二項の製品
 - (f) 第四六類の物品
 - (g) 第六四類の廢物及びその部分品
 - (h) 第六六類の物品(例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品)
 - (i) 第六八・〇八項の物品
 - (j) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類
 - (k) 第六部又は第七部の物品(例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両)
 - (l) 第八部の物品(例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品)
 - (m) 火器の部分品(第九三・〇五項参照)
 - (n) 第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)
 - (o) 第九五類の物品(例えば、かん具、遊戯用具及び運動用具)
 - (p) 第九六類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)
 - (r) 第九七類の物品(例えば、美術品)
- 2 この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理(木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。)によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。
- 3 第四四・一四項から第四四・二二項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。
- 4 第四四・一〇項から第四四・一二項までの物品には、第四四・〇九項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形(正方形を含む。)以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。
- 5 第四四・一七項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第八二類の注一に定める材料から成る工具を含まない。
- 6 この類において木材には、一の(b)又は(f)のものを除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

四四・〇一 のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他)

れらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材

薪材

チップ状又は小片状の木材

針葉樹のもの

針葉樹以外のもの

のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)

木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

木材(粗のものに限るものとし、皮又は刃材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)

ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの

その他のもの(次の熱帯産木材のものに限る。)

ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ

ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン

クルイン、ラミン、カパール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス

オクメ、オベチェ、サペリ、シボ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ

ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ

その他のもの

オーク(コナラ属のもの)のもの

ビーチ(フナ属のもの)のもの

その他のもの

一 桐のもの(粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。)

二 その他のもの

たが材、割つたポール、木製のくい(端をこがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)、木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に通ずるもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。)

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

四四〇七・二二	二 その他のもの オクメ、オベチエ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコ レ、イロコ、ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リ ンバ及びアゾベ	無税
四四〇七・二三	バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイ ア及びバルサ	無税
四四〇七・九一	その他のもの オーク（コナラ属のもの）のもの	無税
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	無税
四四〇七・九九	その他のもの 一 ふたばがき科のもの 二 その他のもの	一〇% 無税
四四・〇八	薄板及び合板用單板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない い。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎした ものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものと し、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントした ものであるかないかを問わない。） 針葉樹のもの 一 インセンススターのもの（長さが二〇センチメートル以 下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） 二 その他のもの	無税 五%
四四〇八・二〇	熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、 ホワイトラン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョ アフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属の もの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフェルに 限る。）のもの その他のもの 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はくたん のもの 二 ジェルトン（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八 センチメートル以下のものに限る。）又はチークのもの 三 その他のもの	無税 五% 八% 無税 五%
四四〇八・九〇	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁 又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又 はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけ し、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかな いかを問わない。） 針葉樹のもの 一 引抜材	七・五%
四四・〇九		
四四〇九・一〇		

四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの 一 引抜材 二 玉縁及び縁形 三 その他のもの (一) まつ属、もみ属(カリフォルニアレッドファー、ゲランドファー、ノールファー及びパシフィックシルバーファーを除く)、とうひ属(シトカス、ブルースを除く)、又はからまつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限り。) (二) その他のもの	無税 八%
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード(木材その他の物質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) 木材のもの 一 板状のもの 二 その他のもの その他の木質の材料のもの 一 板状のもの 二 その他のもの	無税 一〇% 一〇% 八%
四四・二一	繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。) 繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限り。) 繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超えるものに限り。) 機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの その他のもの 機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの その他のもの 機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの その他のもの	五・二% 五・二% 三・五% 三・五% 三・五% 三・五% 三・五%
四四二一・九九	その他のもの 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限り。) 少なくとも二の外面の単板が熱帯産木材(ダークレッドメラニチ、ライトレッドメラニチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー(スウィエテニア属のもの)、ブラジリアンローズウッド及びボアードローズフェルに限る。のもの) 一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの 二 これらに類する表面加工をしたもの 三 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの 四 その他のもの 五 厚さが六ミリメートル未満のもの 六 その他のもの 七 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの 八 これらに類する表面加工をしたもの 九 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの 十 その他のもの 十一 厚さが六ミリメートル未満のもの 十二 その他のもの 十三 厚さが六ミリメートル未満のもの その他のもの(少なくとも二の外面の単板が針葉樹以外のものに限り。) 少なくとも一層がパーティクルボードのもの	三・五% 一〇% 一五% 一五% 一〇% 一五% 一五% 一〇% 一五% 一五% 一〇% 一五% 一五%

四四・二二・九	一 集成材 二 その他のもの	一五%
四四・二二・九一	一 集成材 二 その他のもの 三 その他のもの 四 少なくとも一層がパーティクルボードのもの	一五%
四四・二二・九九	一 集成材 二 その他のもの 三 その他のもの 四 集成材 五 その他のもの	一五%
四四・二三	改良木材(塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。)	七%
四四・二三・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	三・二%
四四・二四	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	三・二%
四四・二五	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム	三・四%
四四・二五・一〇	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	五・八%
四四・二五・二〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品(たる材及びおけ材を含む。)	二・六%
四四・二六	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	二・六%
四四・二七	一 靴の木型 二 その他のもの	三・四%
四四・一八	木製建具及び建築用木工作品(セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。)	無税
四四・一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	無税
四四・一八・二〇	戸及びその枠並びに数居	三・九%
四四・一八・三〇	寄せ木パネル	三・九%
四四・一八・四〇	コンクリート型枠	五・八%
四四・一八・五〇	こけら板	一〇%
四四・一八・九〇	その他のもの 一 セルラーウッドパネル	一〇%

四四・一九	二 その他のもの (一) 木製の建具及び床柱 (二) その他のもの	三・九%
四四・一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用用品	五・六%
四四・二〇	一 割りばし 二 その他のもの	三・二%
四四・二〇・一〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	無税
四四・二〇・九〇	木製の小像その他の装飾品	無税
四四・二〇・九〇	その他のもの	二〇%
四四・二〇・九〇	一 寄せ木し又は象眼した木材 二 その他のもの	三・二%
四四・二一	その他の木製品	四%
四四・二一・一〇	衣類用ハンガー	一〇%
四四・二一・九〇	その他のもの	無税
四四・二一・九〇	一 竹製のくし 二 マッチの軸木 三 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまくたんを除く。)	四・六%
四四・二一・九〇	(二) その他のもの	五・八%
四四・二一・九〇	注 第四五類 コルク及びその製品 一 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第六四類の履物及びその部分品 (b) 第六五類の帽子及びその部分品 (c) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具) 天然コルク(粗のもの及び単に調整したものに限る。)、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク 天然コルク(粗のもの及び単に調整したものに限る。)	無税
四四・二一・九〇	天然コルク(鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形(正方形を含む。))の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のプランクで角が鋭いものを含む。)	無税
四四・二一・九〇	天然コルクの製品	無税
四四・二一・九〇	栓	無税

四五〇・三・九〇	その他のもの	無税
四五〇・四	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品	無税
四五〇・四・一〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限り、円盤を含む。）	無税
四五〇・四・九〇	その他のもの	無税
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	無税
注	1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、いぐさ、あし、樹皮のストリップ、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、ラフィア、細い葉及び広い葉を切ったストリップ）、紡績してない天然の紡績用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡績用繊維のロービング及び糸並びに第四五類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含むもの。	
2 この類には、次の物品を含むもの。		
(a) 第四八・一四項の壁面被覆材		
(b) ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第五六・〇七項参照）		
(c) 第六四類又は第六五類の履物及び帽子並びにこれらの部分品		
(d) かご細工製の乗物及びそのボデー（第八七類参照）		
(e) 第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）		
3 第四六・一〇項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡績用繊維であるかないかを問わない。		
四六・〇・一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を縫った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）	三%
四六・〇・一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	三%
四六・〇・一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限り。）	六%
	一 いぐさ製又は七島製のもの	六%
	二 その他のもの	三・九%
四六・〇・一・九一	その他のもの	三・九%
植物性材料製のもの		

四六・〇・一・九八	その他のもの	無税
四六・〇・一・九九	その他のもの	無税
四六・〇・二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・一〇項の物品から製造したものに限り。）及びへちま製品	無税
四六・〇・二・一〇	植物性材料製のもの	無税
	一 扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	四・一%
	二 瓶用のわらつと	三・九%
	三 その他のもの	九・六%
	その他のもの	二・五%
	一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	二・八%
	その他のもの	二・八%
第一〇部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
注	1 第四七・〇二項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限り。）」とは、水酸化ナトリウムを一八%含有するかせいソーダ溶液に温度（〇度で一時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の九・%以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の八・%以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の〇・一五%以下のものに限る。	
四七・〇・一	機械木材パルプ	無税
四七・〇・一・一〇	化学木材パルプ（溶解用のものに限り。）	無税
四七・〇・二・一〇	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	無税
四七・〇・三	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇・三・一一	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇・三・一二	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇・三・二二	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇・三・二九	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇・四	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るもの	無税

品名	税率
四七〇四・二一 針葉樹のもの	無税
四七〇四・二九 針葉樹以外のもの	無税
四七〇四・二二 半さらしたもの及びさらしたもの	無税
四七〇五 針葉樹のもの	無税
四七〇五・〇〇 針葉樹以外のもの	無税
四七〇六 セミケミカル木材パルプ	無税
四七〇六・二〇 その他の纖維素纖維を原料とするパルプ	無税
四七〇六・九一 コットンリントーパーパルプ	無税
四七〇六・九二 その他のもの	無税
四七〇六・九三 機械パルプ	無税
四七〇七 化学パルプ	無税
四七〇七・一〇 セミケミカルパルプ	無税
四七〇七・二〇 古紙	無税
四七〇七・三〇 さらしていないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの	無税
四七〇七・三〇 その他の紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに根拠するものとし、全体を着色したものを除く。）	無税
四七〇七・三〇 主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	無税
四七〇七・三〇 その他のもの（区分けしていない古紙を含む。）	無税
四七〇七・四〇 第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	無税

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三〇類の物品

(b) 第三二・一二項のスタンブ用のはく

(c) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第三三類参照）

(d) せつけん又は洗淨剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウオッディング（第三四・〇一項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウオッディング（第三四・〇五項参照）

(e) 第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紙及び板紙

(f) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第三九類参照、第四八・一四項の壁面被覆材を除く。）

(g) 第四二・〇二項の製品（例えば、旅行用具）

(h) 第四六類の製品（組物材料の製品）

(i) 紙糸及びその織物の製品（第一一部参照）

(1) 研磨紙及び研磨板紙（第六八・〇五項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第六八・一四項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。

(ii) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（第一五部参照）

(n) 第九二・〇九項の物品

(o) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）及び第九六類の物品（例えば、ポテン）

2 6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇一項から第四八・〇五項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング紙及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第四八・〇三項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工程はした紙、板紙、セルロースウォッディング紙及びセルロース繊維のウェブ（例えば、塗布し又は染み込ませたもの）を含まない。

3 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布していない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の六五％以上で、各面の平滑度が二〇〇秒ベック以下、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上五七グラム以下であり、かつ、灰分の含有量が全重量の八％以下であるものをいう。

4 第四八・〇二項には、手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、

(a) 機械パルプの含有量が一〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1 重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2 全体を着色してあること。

(b) 灰分の含有量が八％を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1 重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2 全体を着色してあること。

(c) 灰分の含有量が三％を超え、かつ、白色度率が六〇％以上であること。

(d) 灰分の含有量が三％を超え八％以下であつて、白色度率が六〇％未満であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロボスカ以下であること。

(e) 灰分の含有量が三％以下であつて、白色度率が六〇％以上であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロボスカ以下であること。

重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、

(a) 全体を着色してあること。

(b) 白色度率が六〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1 厚さが二五マイクロメートル（ミクロン）以下であること。

2 厚さが二五マイクロメートル（ミクロン）を超え五〇八マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が三％を超えること。

(c) 白色度率が六〇％未満であつて、厚さが二五四マイクロメートル（ミクロン）以下であ

り、かつ、灰分の含有量が八%を超えること。

ただし、第四八・〇二項には、フィルターペーパー及びフィルターボード(ティールバッグペーパーを含む。)並びにフルトペーパー及びフルトボードを含むもの。

* 白色度は、エルレフ法若しくはG E プライテストスターを使用する方法又はこれらと同等の国際的に認められた白色度試験方法により測定する。

5 この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇%以上の紙及び板紙をいう。

6 第四八・〇一四項から第四八・〇一六項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブは、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

7 第四八・〇一七項、第四八・〇一八項、第四八・〇一九項から第四八・〇二〇項まで、第四八・〇二〇項及び第四八・〇二一項には、紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のものを含む。

(a) 幅が一五センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
(b) 折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもの

もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの(大きさ及び形状を問わない。)は、6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇二二項に属する。

8 第四八・〇二四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

(a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が四五センチメートル以上一六〇センチメートル以下の次のもの

(i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの(透明な保護用プラスチックを塗布してあるかいか又は被覆してあるかいかを問わない。)

(ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平坦でない表面を有するもの

(iii) プラスチックを表面に塗布し又は被覆したもの(当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。)

(iv) 組物材料(平行につないであるか又は織つてあるかいかを問わない。)で表を覆つたもの

(b) 縁又はフリースに使用する(a)の(i)から(iv)までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの(ロール状であるかいかを問わない。)

(c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材(ロール状又はシート状のものに限る。)で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの

紙又は板紙をもつとした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・一五項に属する。

9 第四八・二〇項には、特定の大きさに切つたとしてないシート及びカード(印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかいかを問わない。)を含む。

10 第四八・二三項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

11 第四八・一四項又は第四八・二二項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウッドディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したものうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。

号注

1 第四八・〇四・一四号及び第四八・〇四・一九号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇%以上で、重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え、かつ、次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の下欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひょう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシニングレイズをした紙及び板紙(ロール状のものに限る。)をいう。

ひょう量(グラム毎平方メートル)	ひょう量(グラム毎平方メートル)	
	ミューレン破裂強さの最低値(キロボスカ)	ミューレン破裂強さの最低値(キロボスカ)
一一五	三九三	三九三
一二五	四一七	四一七
二〇〇	六二七	六二七
三〇〇	八二四	八二四
四〇〇	九六一	九六一

2 第四八・〇四・二四号及び第四八・〇四・二九号において「重炭酸クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇%以上であつて、重量が一平方メートルにつき六〇グラム以上二五グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙(ロール状のものに限る。)をいう。

(a) ミューレン比破裂強さが三八以上で、横方向の伸び率が四・五%を超え、かつ、縦方向の伸び率が二%を超えること。

(b) 次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び下欄の引裂き強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引裂き強さの最低値を有すること。

ひょう量(グラム毎平方メートル)	引裂き強さの最低値(ミリニュートン)		引裂き強さの最低値(キロニュートン)	
	縦方向	横方向	縦方向	横方向
六〇	七〇〇	一、五一〇	一・九	六
七〇	八三〇	一、七九〇	二・三	七・二
八〇	九六五	二、〇七〇	二・八	八・三
一〇〇	一、二三〇	二、六三〇	三・七	一〇・六
一一五	一、四二五	三、〇六〇	四・四	一二・三

3 第四八・〇五・一〇号において「段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全繊維重量の六五%以上であり、かつ、CMT 六〇(コシコラ中しん試験で六〇分調湿後)による圧縮強さが相対湿度五〇%、温度三度において二〇キログラム重を超えるロール状の紙をいう。

4 第四八・〇五・三〇号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ

四八・〇一	新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	無税
四八・〇一・〇〇	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一又は第四八・〇三項を除く。)	三・四%
四八・〇一・一〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	五・二%
四八・〇一・二〇	カーボン原紙	五・二%
四八・〇一・三〇	壁紙原紙	五・二%
四八・〇一・四〇	その他の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。)	五・三%
四八・〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	四・六%
四八・〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの	四・六%
四八・〇二・五三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四・六%
四八・〇二・六〇	その他の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。)	三・一%
四八・〇三	一 機械パルプの含有量が全繊維重量の六五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇グラムを超え五八グラム以下であり、かつ、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のもの	四・六%
四八・〇三・〇〇	二 その他のもの	三・四%
四八・〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが二六センチメートルを超える長方形(正方形を含む)のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)	三・四%

四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。)	三・五%
四八・〇四・二二	クラフトライナー	二・五%
四八・〇四・一九	さらしてないもの	三・五%
四八・〇四・二二	一 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	二・五%
四八・〇四・二二	二 その他のもの	三・五%
四八・〇四・二二	一 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	二・五%
四八・〇四・二二	二 その他のもの	三・五%
四八・〇四・二二	重袋用クラフト紙	三・五%
四八・〇四・二二	さらしてないもの	三・五%
四八・〇四・二二	その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき二五〇グラム以下のものに限る。)	三・五%
四八・〇四・二二	さらしてないもの	三・五%
四八・〇四・二二	その他のもの	三・五%
四八・〇四・二二	その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき二五〇グラムを超え二五〇グラム未満のものに限る。)	三・五%
四八・〇四・二二	さらしてないもの	三・五%
四八・〇四・二二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	三・五%
四八・〇四・二二	その他のもの	三・五%
四八・〇四・二二	その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が一平方メートルにつき二五〇グラム以上のもに限る。)	三・五%
四八・〇四・二二	さらしてないもの	三・五%
四八・〇四・二二	一 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	二・五%
四八・〇四・二二	二 その他のもの	三・五%
四八・〇四・二二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	二・五%
四八・〇四・二二	一 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	二・五%
四八・〇四・二二	二 その他のもの	三・五%
四八・〇四・二二	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限る。)	二・五%
四八・〇五・一〇	段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)	九・六%

四八〇五・二二	多層すきの紙及び板紙	二・五%
四八〇五・二三	各層をさしたるもの	八%
四八〇五・二九	外層の一方のみをさしたるもの	二・五%
四八〇五・三〇	二 その他のもの	二・五%
四八〇五・四〇	一 ジュートライナー	八%
四八〇五・五〇	二 その他のもの	五・二%
四八〇五・六〇	サルファイト包装紙	九・六%
四八〇五・七〇	フィルターパーパー及びフィルターパーボード	六%
四八〇五・八〇	一 重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの	五・二%
四八〇五・九〇	(ロール状のものに限る。)	六%
四八〇六・〇〇	二 その他のもの	五・二%
四八〇六・一〇	その他の紙及び板紙(重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。)	八%
四八〇六・二〇	一 中しん原紙	五・二%
四八〇六・三〇	二 その他のもの	六%
四八〇六・四〇	その他の紙及び板紙(重量が一平方メートルにつき二五グラムを超える。)	六・四%
四八〇六・五〇	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	三・四%
四八〇六・六〇	耐脂紙	三・四%
四八〇六・七〇	トレーシングペーパー	三・四%
四八〇六・八〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	三・四%
四八〇六・九〇	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)	三・四%
四八〇七・〇〇	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙	三・四%
四八〇七・一〇	その他のもの	三・四%
四八〇七・二〇	わらバルブ製の紙及び板紙(わらバルブ製の紙以外の紙で被	三・四%

四八〇七・九九	覆してあるかないかを問わない。)	三・四%
四八〇八	その他のもの	三・四%
四八〇八・二〇	コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項又は第四八・一八項のものを除く。)	三・四%
四八〇八・二〇	コルゲート加工をした紙及び板紙(せん孔してあるかないかを問わない。)	三・四%
四八〇八・三〇	重装用クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	三・四%
四八〇八・九〇	その他のクラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	三・四%
四八〇九	その他のもの	三・四%
四八〇九・二〇	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(贈写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り疊んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形(正方形を含む。))のシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。)	三・四%
四八〇九・二〇	カーボン紙その他これに類する複写紙	三・四%
四八〇九・二〇	一 カーボン紙	無税
四八〇九・二〇	二 その他のもの	無税
四八〇九・二〇	セルフコピーペーパー	無税
四八〇九・二〇	その他のもの	無税
四八・一〇	紙及び板紙(カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し(結合剤を使用してあるかないかを問わない。)、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。)	四・一%
四八・一〇	筆記用 印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。)	無税
四八・一〇	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	無税
四八・一〇	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四・一%
四八・一〇	筆記用 印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。)	無税

四八二〇・二二	軽量コート紙	四・一%
四八二〇・二九	その他のもの	四・一%
四八二〇・三二	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）	無税
四八二〇・三三	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	無税
四八二〇・三九	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
四八二〇・九一	その他の紙及び板紙	無税
四八二〇・九九	多層すきのもの	無税
四八二一・二一	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項、第四八・二〇項又は第四八・一八項の物品を除く。）	無税
四八二一・二二	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	二・五%
四八二一・二九	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	三・九%
四八二一・三二	セルファドヒートシートのもの	三・九%
四八二一・三三	その他のもの	三・九%
四八二一・三九	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	無税
四八二一・四〇	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
四八二一・九〇	その他のもの	無税
四八二二・〇〇	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	二・五%
四八二二・〇〇	ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙	無税
四八二二・〇〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	無税
四八二三	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	無税
四八二三	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	無税

四八二三・一〇	小冊子状又は円筒状のもの	無税
四八二三・二〇	ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）	無税
四八二三・九〇	その他のもの	無税
四八二四・一四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	無税
四八二四・二〇	インクグレインペーパー	無税
四八二四・二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）	無税
四八二四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（組物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。）	無税
四八二四・九〇	その他のもの	無税
四八二五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。）	三・四%
四八二六・一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに複写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	三・四%
四八二六・二〇	カーボン紙その他これに類する複写紙	三・四%
四八二六・三〇	セルフコピーペーパー	三・四%
四八二六・九〇	購写版原紙	三・四%
四八二七・一七	その他のもの	三・四%
四八二七・二〇	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四%
四八二七・三〇	封筒	三・四%
四八二七・三〇	通信用カード	三・四%
四八二八・一八	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四%
四八二八・二〇	製紙用パルプ製の、紙製のセルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、ティンポルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	三・二%
四八二八・二〇	トイレットペーパー	三・二%
四八二八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	二・九%

四八二・八・三〇	ティールクロス及びナプキン	二・九%
四八二・八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品	無税
四八二・八・五〇	一 タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	二・九%
四八二・八・九〇	二 その他のもの	二・九%
四八二・九	衣類及び衣類付属品	二・六%
四八二・九	その他のもの	
四八二・九・一〇	紙製、板紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	四・三%
四八二・九・二〇	段ボール製の箱及びケース	四・三%
四八二・九・三〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース(段ボール製のものを除く。)	四・三%
四八二・九・四〇	袋(底の幅が四〇センチメートル以上のものに限り。)	四・六%
四八二・九・五〇	その他の袋(円すい形のものを含む。)	四・六%
四八二・九・六〇	その他の包装容器(レコード用ジャケットを含む。)	四・三%
四八二・二〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	三%
四八二・二〇・一〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	三・四%
四八二・二〇・二〇	練習帳	三・四%
四八二・二〇・三〇	バインダー(ブックカバーを除く。)、書類挟み及びファイルカバー	三・四%
四八二・二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カード用セット	三・四%
四八二・二〇・五〇	アルバム(見本用又は収集用のものに限り。)	三・八%
四八二・二〇・九〇	その他のもの	三・四%
四八二・二一	紙製又は板紙製のラベル(印刷してあるかないかを問わない。)	三・四%
四八二・二一・一〇	印刷したもの	三・四%
四八二・二一・九〇	その他のもの	三・四%
四八二・二二	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類(せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。)	三・四%
四八二・二二・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	三・四%

四八二・二・九〇	その他のもの	三・四%
四八二・三	その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限り。)	
四八二・三・一〇	並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	
四八二・三・二〇	粘着剤又は接着剤を塗布した紙(ストリップ状又はロール状のものに限り。)	
四八二・三・三〇	セルフアドヒージブのもの	二・二%
四八二・三・四〇	その他のもの	二・二%
四八二・三・五〇	フィルターパーバー及びフィルターパーボード	二・六%
四八二・三・六〇	せん孔カード式機械用のカード(せん孔してないものに限り。)	三・四%
四八二・三・七〇	のとし、ストリップ状であるかないかを問わない。)	二・九%
四八二・三・八〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	二・九%
四八二・三・九〇	その他の紙及び板紙(筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限り。)	
四八二・三・一〇	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	二・二%
四八二・三・二〇	その他のもの	二・二%
四八二・三・三〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	二・九%
四八二・三・四〇	成型し又は加工成形をした製紙用パルプの製品	二・九%
四八二・三・五〇	その他のもの	
四八二・三・六〇	一 せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税
四八二・三・七〇	二 その他のもの	二・六%

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 透明なベイス上の写真のネガ及びポジ(第三七類参照)

(b) 浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀(印刷してあるかないかを問わない。第九〇・三項参照)

(c) 第九五類の遊戯用カードその他の物品

(d) 銅版画、木版画、石版画その他の版画(第九七・〇二項参照)、第九七・〇四項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後一〇〇年を超えたことその他の第九七類の物品

2 この類において印刷したものは、複写機により複写したもの、コンピュータにより打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感光複写をしたもの及びタイプしたものを含む。

3 新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの及び新聞、雑誌その他の定

四九・〇一	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物(単一シートのものであつかないかを問わない。)	無税
四九・〇二	単一シートのものであつかないかを問わない。	無税
四九・〇三	その他のもの	無税
四九・〇四	辞典及び事典(シリーズの形式で発行するものを含む。)	無税
四九・〇五	その他のもの	無税
四九・〇六	新聞、雑誌その他の定期刊行物(挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるか有しないかを問わない。)	無税
四九・〇七	一週に四回以上発行するもの	無税
四九・〇八	その他のもの	無税
四九・〇九	幼児用の絵本及び習字本	無税
四九・一〇	楽譜(印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるか否か又は挿絵を有するか有しないかを問わない。)	無税
四九・一一	地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)	無税
四九・一二	地球儀、天球儀その他これらに類するもの	無税
四九・一三	その他のもの	無税
四九・一四	製本したもの	無税
四九・一五	その他のもの	無税
四九・一六	設計図及び図案(建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用)	無税

期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの(広告を含んでいるか否かを問わない。)

第四九・〇一には、次の物品を含む。

(a) 美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの(内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。)

(b) 書籍に補足として附属する絵画(書籍とともに提示するものに限る。)

(c) 書籍又は小冊子を構成する印刷物(束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。)

もつとも、絵又は挿絵を印刷したもの(折り丁又は単独のシートのものに限る。)で文章を伴わないものは、第四九・〇一に属する。

3の物品を除くほか、第四九・〇一には、本質的に広告を目的とする出版物(例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書)を含まない。これらの物品は、第四九・〇一に属する。

6 第四九・〇三項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。

四九・〇七	その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。)	無税
四九・〇八	並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの	無税
四九・〇九	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品(本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。)、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	無税
四九・一〇	デカルコマニア	無税
四九・一一	デカルコマニア(ガラス化することが出来るものに限る。)	無税
四九・一二	葉書(印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。)	無税
四九・一三	あいさつ、伝言又は通知を印刷したカード(挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるか否かを問わない。)	無税
四九・一四	カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。)	無税
四九・一五	その他の印刷物(印刷した絵画及び写真を含む。)	無税
四九・一六	広告、商業用カタログその他これらに類する物品	無税
四九・一七	その他のもの	無税
四九・一八	絵画、デザイン及び写真	無税
四九・一九	その他のもの	無税

注 第一部 紡織用繊維及びその製品

1 この部には、次の物品を含まない。

- (a) プラシ製造用の獣毛(第五・〇二項参照)並びに馬毛及びそのくず(第五・〇三項参照)
- (b) 人髪及びその製品(第五・〇一、第六・七・〇三項及び第六・七・〇四項参照。押油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布(第五九・一一項参照)を除く。)
- (c) 第一四類のコットンリントナーその他の植物性材料
- (d) 第二五・二四項の石綿及び第六八・一二項又は第六八・一三項の石綿の製品その他の物品
- (e) 第三・〇五項又は第三・〇六項の物品(例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材)
- (f) 第三・七・〇一、二項から第三・七・〇四項までの感光性の紡織用繊維
- (g) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これに類する物品(例えば、人造ストロー)で見掛け幅が五ミリメートルを超えるもの(第三九類参照)並びにこれらの組物、織物類、かこ細工物及び枝糸細工物(第三九類参照)

四六類参照

- (h) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第三九類のもの
- (i) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第四〇類のもの
- (k) 毛が付いている獣皮及び毛皮(第四一類及び第四三類参照)、第四三・〇三項の毛皮製品並びに第四三・〇四項の人造毛皮及びその製品
- (l) 第四二・〇一項又は第四二・〇二項の紡織用繊維の製品
- (m) 第四八類の物品(例えば、セルロースウオッディング)
- (n) 第六四類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品
- (o) 第六五類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品
- (p) 第六七類の物品
- (q) 研磨材料を塗布した紡織用繊維(第六八・〇五項参照)並びに第六八・一五項の炭素繊維及びその製品
- (r) ガラス繊維及びその製品(第七〇類参照)。ガラス繊維の糸によりしゅうしたもので基布が見えるものを除く。
- (s) 第九四類の物品(例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具)
- (t) 第九五類の物品(例えば、かん具、遊戯用具、運動用具及びネット)
- 2 (A) 第五〇類から第五五類まで、第五八・〇九項又は第五九・〇二項のいずれかに属するとみられる物品で、二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。
- (B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - (a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン(第五一・二〇項参照)及び金属を交えた糸(第五六・〇五項参照)は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。
 - (b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。
 - (c) 第五四類及び第五五類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第五四類及び第五五類は、一の類として取り扱う。
 - (d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。
- (C) (A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。
- 3 (A) この部において次の糸(単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)は、(B)の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。
 - (a) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸で、二〇・〇〇〇デシテックスを超えるもの
 - (b) 人造繊維の糸(第五四類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。)で、一〇・〇〇〇

デシテックスを超えるもの

- (c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの
 - (i) 産き又はつや出したもので、一、四一九デシテックス以上のもの
 - (ii) 産いてなく、かつ、つや出してないもので、二〇・〇〇〇デシテックスを超えるもの
- (d) コイヤヤーンで三本以上の糸をよつたもの
- (e) その他の植物性繊維の糸で、二〇・〇〇〇デシテックスを超えるもの
- (f) 金属糸により補強した糸
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。
 - (a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸(金属糸による補強した糸を除く。)
 - (b) 第五四類のマルチプルヤーンメントヤーン(よつてないもの及びより数が一メートルにつき五未満のものに限る。)及び第五五類の人造繊維の長繊維のトウ
 - (c) 第五〇・〇六項の天然でくす及び第五四類の単繊維
 - (d) 第五六・〇五項の金属を交えた糸(金属糸により補強した糸を除く。)
 - (e) 第五六・〇六項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェルヤーン
- 4 (A) 第五〇類から第五二類まで、第五四類及び第五五類において糸との関連で「小売用にしたものの」とは、(B)の物品を除くほか、次のいずれかの糸(単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)をいう。
 - (a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で一個の重量(糸巻の重量を含む。)が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
 - (ii) その他の糸については、一二五グラム
 - (b) ボール巻又はかせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸糸及び三・〇〇〇デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
 - (ii) 二・二〇〇デシテックス未満のその他の糸については、一二五グラム
 - (iii) その他の糸については、五〇〇グラム
 - (c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
 - (ii) その他の糸については、一二五グラム
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。
 - (a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
 - (i) 羊毛又は織獣毛の単糸で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五・〇〇〇デシテックスを超えるもの
 - (ii) 羊毛又は織獣毛の単糸で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五・〇〇〇デシテックスを超えるもの
 - (b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸(体裁を問わない。)
 - (ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの(羊毛又は織獣毛の糸を除く。)
 - (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸に限る。)で、漂白

- し、浸染し又はなせんしたもののうち、一三三デシテックス以下のもの
- (d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの
- (i) あやかせのもの
- (ii) コップ、ねん糸用のチューブ、バーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでしゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの
- 5 第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「維糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。
- (a) 糸巻(例えば、リール及びチューブ)に巻いたもので重量(糸巻の重量を含む。)が一、〇〇グラム以下であること。
- (b) 仕上加工をしてあること。
- (c) 最後に2よりをかけてあること。
- 6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。
- ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸で、テナシティが一テックスにつき六〇センチニュートンを超えるもの
- ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき五三センチニュートンを超えるもの
- ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき一七センチニュートンを超えるもの
- 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。
- (a) 長方形(正方形を含む。)以外の形状に裁断した物品
- (b) 完成したもので、単に分割糸を切るにより又はそのままで使用することができもの(縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布)
- (c) 緑縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品(反物の裁断した縁にはつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。)
- (d) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの
- (e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品(同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物(諸物をしてあるかないかを問わない。)を除く。)
- (f) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの(単一の物品に裁断してないもの)
- 8 第五〇類から第五五類まで及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第五六類から第六〇類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。第五〇類から第五五類までには、第五六類から第五九類までの物品を含まない。
- 9 第五〇類から第五五類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点を接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。
- 10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。
- 11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

- 12 この部においてポリアミドには、アラミドを含む。
- 13 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。
- 号注
- 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸(単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。)でもとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。
- (b) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染(全体を浸染してあるかないかを問わない。)及びなせんのない糸をいう。
- (ii) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの(グレイヤーン)。
- 漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤(例えば、二酸化チタン)により全体を処理したものを含む。
- (c) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し(全体を浸染してあるかないかを問わない。)若しくは白色の仕上げをしたもの
- (ii) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの
- (iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
- (iv) 「着色した糸(浸染し又はなせんした糸)」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 浸染した糸(全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したものと及び一時的に染めたものを除く。)、なせんした糸又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの
- (ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの(単糸又はミキスチュアヤーン)又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの
- (iii) なせんしたスライバー又はロービングから得たもの
- (iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの
- (a) から(d)までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。
- (e) 織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのない糸もしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたものと及び一時的に染めたものを含む。
- (f) 織物との関連で「漂白した糸」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織つた後に漂白したものと又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織つた後に白

(ii) 漂白した糸から成るもの	(iii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(iv) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(v) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(vi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(vii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(viii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(ix) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(x) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xiii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xiv) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xv) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xvi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xvii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xviii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xix) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xx) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xxi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xxii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xxiii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの
(ii) 漂白した糸から成るもの	(iii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(iv) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(v) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(vi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(vii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(viii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(ix) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(x) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xiii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xiv) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xv) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xvi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xvii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xviii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xix) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xx) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xxi) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xxii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの	(xxiii) 漂白した糸と漂白した糸とから成るもの

五〇・〇三	五〇〇三・一〇	五〇〇三・九〇	五〇〇四・〇〇	五〇〇五・〇〇	五〇〇六・〇〇	五〇〇七・一〇	五〇〇七・二〇	五〇〇七・九〇	五〇〇七・二〇	五〇〇七・九〇	五〇〇七・二〇	五〇〇七・九〇	五〇〇七・二〇	五〇〇七・九〇	五〇〇七・二〇	五〇〇七・九〇	五〇〇七・二〇	五〇〇七・九〇	五〇〇七・二〇	五〇〇七・九〇	五〇〇七・二〇
絹のくず(繰糸に通しない黄、糸くず及び反毛した繊維を含む。)	カード及びゴムのいずれもしてないもの	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	絹糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く。)
無税	無税	六%	九・六%	一五%	四・八%	八・四%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%	一〇・八%

五〇一・二一	剪毛したもの	無税
五〇一・二二	その他のもの	無税
五〇一・二三	化炭処理をしたもの	無税
五〇一・二四	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたものを除く。）	無税
五〇一・二五	織獣毛	無税
五〇一・二六	粗獣毛	無税
五〇一・二七	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	無税
五〇一・二八	羊毛又は織獣毛のノイル	無税
五〇一・二九	羊毛又は織獣毛のその他のくず	無税
五〇一・三〇	粗獣毛のくず	無税
五〇一・三一	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	無税
五〇一・三二	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたものを除く。）	無税
五〇一・三三	羊毛（カードしたものに限る。）	無税
五〇一・三四	羊毛のトップその他の羊毛（コムしたものに限る。）	無税
五〇一・三五	小塊状のもの（コムしたものに限る。）	無税
五〇一・三六	その他のもの	無税
五〇一・三七	織獣毛（カードし又はコムしたものに限る。）	無税
五〇一・三八	粗獣毛（カードし又はコムしたものに限る。）	無税
五〇一・三九	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	無税
五〇一・四〇	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	三・二%
五〇一・四一	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	三・二%
五〇一・四二	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	三・二%
五〇一・四三	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	三・二%
五〇一・四四	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	三・二%
五〇一・四五	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	三・二%
五〇一・四六	紡毛糸	三%
五〇一・四七	梳毛糸	三%
五〇一・四八	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	三%
五〇一・四九	羊毛又は織獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	二・四%
五〇一・五〇	一 網の重量が二二五グラム以下のもの	三・二%
五〇一・五一	二 その他のもの	二・四%
五〇一・五二	その他のもの	二・四%
五〇一・五三	一 網の重量が二二五グラム以下のもの	二・四%
五〇一・五四	二 その他のもの	二・四%
五〇一・五五	その他のもの	二・四%

五二一・一〇	二 その他のもの	三・二%
五二一・一一	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものではないかを問わない。）	三%
五二一・一二	紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	三%
五二一・一三	羊毛又は織獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	三%
五二一・一四	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	三%
五二一・一五	一 網の重量が全重量の二〇%を超えるもの	八%
五二一・一六	二 その他のもの	八%
五二一・一七	（一）重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六%
五二一・一八	（二）その他のもの	九・六%
五二一・一九	一 網の重量が全重量の二〇%を超えるもの	九・六%
五二一・二〇	二 その他のもの	九・六%
五二一・二一	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	九・六%
五二一・二二	一 網の重量が全重量の二〇%を超えるもの	九・六%
五二一・二三	二 その他のもの	九・六%
五二一・二四	（一）重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六%
五二一・二五	（二）その他のもの	九・六%

五二・二二	□ その他のもの 梳毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 羊毛又は織獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	一平方メートルにつき 一六〇円の 従量税率より低いときは、当該従量税率) 六・四%
五二・三〇	□ その他のもの その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	八% 九・六% (その率が 一平方メートルにつき 一六〇円の 従量税率より低いときは、当該従量税率) 六・四%
五二・九〇	□ その他のもの その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	八% 九・六% (その率が 一平方メートルにつき 一六〇円の 従量税率より低いときは、当該従量税率) 六・四%

五二・二一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八% 六・四%
五二・二九	□ その他のもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八% 九・六% (その率が 一平方メートルにつき 一六〇円の 従量税率より低いときは、当該従量税率) 六・四%
五二・二二〇	その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	八% 九・六% (その率が 一平方メートルにつき 一六〇円の 従量税率より低いときは、当該従量税率) 六・四%
五二・三〇	□ その他のもの その他のもの(混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	八% 九・六% (その率が 一平方メートルにつき 一六〇円の 従量税率より低いときは、当該従量税率) 六・四%

[illegible]

五二〇・四・一九 その他のもの 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	五二〇・四・二〇 小売用にしたもの 綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、 縫糸及び小売用にしたものを除く。） 単糸（コームした繊維製のものを除く。） 七二四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四 以下のもの） 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	五二〇・五・一一 一三三・一・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未 満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	五二〇・五・一二 一九二・三二デシテックス以上二三一・五六デシテックス未 満のもの（メートル式番手四三を超え五一以下のもの）
八・四％ 四・四％ 三・五％	八・四％ 四・四％ 二・八％ （その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）	八・四％ 四・四％ 二・八％ （その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）	八・四％ 四・四％ 二・八％ （その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）

一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)	五二〇五・一四 一一五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの (メートル式番手五二を超え八〇以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)	五二〇五・一五 一一五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超える もの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)	五二〇五・二二 単糸(コームした繊維製のものに限る。) 七二四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四	以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	五二〇五・二二 以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)	五二〇五・二三 一三二・五六デシテックス以上一七四・二九デシテックス未 満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)	五二〇五・二四 一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未 満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)	五二〇五・二四 二二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの	以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
--	---	---	---	---	---	--	---	---	---	--	---	--	---	---	---

(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五二〇・五・二五 一二五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五二〇・五・三二 マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。) 構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)

五二〇・五・三二 構成する単糸が二・三・五六デシテックス以上七・四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四二以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五二〇・五・三三 構成する単糸が一九・三・二二デシテックス以上二・三・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五二〇・五・三四 構成する単糸が二・五デシテックス以上一九・三・二二デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)

五二〇・五・三五	構成する単糸が二五デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	税率より低いときは、 当該従量税率
五二〇・五・四二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。) 構成する単糸が七・四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	税率より低いときは、 当該従量税率
五二〇・五・四二	構成する単糸が三・三・五六デシテックス以上七・四・二九デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	税率より低いときは、 当該従量税率
五二〇・五・四三	構成する単糸が一九・二・三二デシテックス以上三三・五六デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一 キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、 当該従量税率
五二〇・五・四四	構成する単糸が二五デシテックス以上一九・二・三二デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	税率より低いときは、 当該従量税率
五二〇・五・四五	構成する単糸が二五デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四%

五〇六・二二	七二四・二九デシテックス以上のもの(メートル式番手一四以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五〇六・二二	二二二・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの(メートル式番手一四を超え四三以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五〇六・三三	一九二・三二デシテックス以上三三二・五六デシテックス未満のもの(メートル式番手四三を超え五二以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五〇六・二四	二二五デシテックス以上二九二・三二デシテックス未満のもの(メートル式番手五二を超え八〇以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五〇六・二五	一一五デシテックス未満のもの(メートル式番手八〇を超えるもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)
五〇六・三二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。) 構成する単糸が七二四・二九デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの) 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八・四% 二・八% (その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率)

五〇六・三二

構成する単糸が二三・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）

- 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 二 その他のもの

当該従量税率

五〇六・三三

構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二三・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）

- 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 二 その他のもの

当該従量税率

五〇六・三四

構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）

- 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 二 その他のもの

当該従量税率

五〇六・三五

構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）

- 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 二 その他のもの

〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率

五〇六・四一

マルチプルヤーン及びケープルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）

構成する単糸が七四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）

- 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 二 その他のもの

当該従量税率

五〇六・四二

構成する単糸が二三・五六デシテックス以上七四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）

- 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 二 その他のもの

当該従量税率

五二〇六・四三	構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上三三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四二を超え五二以下のもの） 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	（その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）
五二〇六・四四	構成する単糸が二二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	八・四％ 二・八％ （その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）
五二〇六・四五	構成する単糸が二二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 一 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を	（その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）
五二〇七 五二〇七・二〇	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。） 綿の重量が全重量の八五％以上のもの 一 一個の重量が二二五グラム以下のもの 二 その他のもの （一）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （二）その他のもの	八・四％ 二・八％ （その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）
五二〇七・九〇	その他のもの 一 一個の重量が二二五グラム以下のもの 二 その他のもの （一）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （二）その他のもの	三・五％ 八・四％ 二・八％ （その率が 一キログラ ムにつき二 〇円の従量 税率より低 いときは、 当該従量税 率）

五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税量併用の税率）
五二〇八・二一	漂白したもので、平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税量併用の税率）
五二〇八・二二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税量併用の税率）
五二〇八・二三	三枚織り又は四枚織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税量併用の税率）

五二〇八・一九	その他の織物	税率より低いときは、当該従価税量併用の税率）
五二〇八・二二	漂白したもので、平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税量併用の税率）
五二〇八・二三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税量併用の税率）

五〇八・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもので、重量が二平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	四・四％及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価 従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率
五〇八・四二	平織りのもので、重量が二平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率) 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)

五〇八・四三	三枚織り又は四枚織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	率
五〇八・四九	その他の織物	五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率) 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)
五〇八・五一	なせんしたもの 平織りのもので、重量が二平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率) 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四・五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)

五〇九・二二	漂白したもの 平織りのもの	二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五〇九・三二	三枚繰織り又は四枚繰織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五〇九・二九	その他の織物	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)

五〇九・三二	浸染したもの 平織りのもの	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五〇九・三二	三枚繰織り又は四枚繰織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五〇九・三九	その他の織物	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)

五二〇九・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの	メートルにつき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五二〇九・四三	デニム その他の三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)の織物	メートルにつき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)	五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五二〇九・四九	その他の織物		四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五二〇九・五一	なせんしたもの 平織りのもの		五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五二〇九・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの		五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)

五二〇九・五九

その他の織物

五二・一〇

綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
漂白してないもの

五二〇・一一

平織りのもの

一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

三 その他のもの

（その率が

四・四%及

び一平方

メートルに

つき一四五

二銭の従価

税率併用の

税率より低

いときは、

当該従価税

率併用の税

率）

五・六%

（その率が

四・四%及

び一平方

メートルに

つき一四五

二銭の従価

税率併用の

税率より低

いときは、

当該従価税

率併用の税

率）

一一・二%

（その率が

五・六%

四・四%及

び一平方

メートルに

つき一四五

二銭の従価

税率併用の

税率より低

いときは、

当該従価税

五二〇・一二

三枚綴り又は四枚綴り（破れ斜文綴りを含む。）のもの

一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

三 その他のもの

び一平方

メートルに

つき一四五

二銭の従価

税率併用の

税率より低

いときは、

当該従価税

率併用の税

率）

一一・二%

（その率が

五・六%

四・四%及

び一平方

メートルに

つき一四五

二銭の従価

税率併用の

税率より低

いときは、

当該従価税

率併用の税

率）

一一・二%

（その率が

五・六%

四・四%及

び一平方

メートルに

つき一四五

二銭の従価

税率併用の

税率より低

いときは、

三枚綴り又は四枚綴り（破れ斜文綴りを含む。）のもの

一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

三 その他のもの

その他の織物

一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

三 その他のもの

五二〇・二二	漂白したもの 平織りのもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価 従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)
五二〇・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	一一・二％ 八・四％
五二〇・二九	その他の織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価 従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率) 一一・二％ 八・四％ 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価 従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)
五二〇・三二	浸染したもの 平織りのもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	一一・二％

（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
 三
 その他のもの
 八・四％
 五・六％
 （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率）

五二〇・三二
 三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
 三
 その他のもの
 一一・二％

五二〇・三九
 その他の織物
 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を
 一一・二％

合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
 （経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
 三
 その他のもの
 八・四％
 五・六％
 （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率）

五二〇・四二
 異なる色の糸から成るもの
 平織りのもの
 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
 三
 その他のもの
 一一・二％

一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
 三
 その他のもの
 八・四％
 五・六％
 （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率）

五二〇・四二
 三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維
 一一・二％

五二〇・四九	
又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)
その他の織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)

なせんしたもの

五二〇・五一	
平織りのもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)
三枚綴り又は四枚綴り(假れ斜文織りを含む。)のもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二% 八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)

五二〇・五九

その他の織物

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

率
一一・二%

五二・二

綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）

漂白していないもの

五二一・一一

平織りのもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

率
一一・二%
八・四%
五・六%
（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価

五二一・二二

三枚縫綴り又は四枚縫綴り（破れ斜文縫りを含む。）のもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

従量併用の税率より低いときは、当該従価併量併用の税率
一一・二%

五二一・二九

その他の織物

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

率
一一・二%
八・四%
五・六%
（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価

五二二・二二	漂白したもの 平織りのもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率)
五二二・二三	三枚織り又は四枚織り(破れ斜文織りを含む。)のもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率) 一・二% 八・四% 五・六% (その率が 四・四%及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率) 一・二% 八・四% 五・六% (その率が 四・四%及 び一平方
五二二・二九	その他の織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率) 一・二% 八・四% 五・六% (その率が 四・四%及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率) 一・二% 八・四% 五・六% (その率が 四・四%及 び一平方
五二二・三二	浸染したもの 平織りのもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	メートルに つき一四五 二銭の従価 従量併用の 税率より低 いときは、 当該従価従 量併用の税 率) 一・二% 八・四% 五・六% (その率が 四・四%及 び一平方

五二一・三二	三枚縫織り又は四枚縫織り(破れ斜文織りを含む。)のもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価 税率より低いときは、 当該従価税 量併用の税 率)
五二一・三九	その他の織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	二・二% 一・二% 八・四% 五・六%

五二一・四二	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価税率より低いときは、 当該従価税 量併用の税 率)
五二一・四二	デニム 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	二・二% 一・二%

三 維又はアセテート繊維のものを除く。 その他のもの	八・四％ 五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四・五 二銭の従価 税併用の税 率より低 いときは、 当該従価税 率併用の税 率)
五二二・四三 その他の三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)の織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四・五 二銭の従価 税併用の税 率より低 いときは、 当該従価税 率併用の税 率)
五二二・四九 その他の織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を	一一・二％

三 合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) その他のもの	八・四％ 五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四・五 二銭の従価 税併用の税 率より低 いときは、 当該従価税 率併用の税 率)
五二二・五一 なせんしたものの平織りのもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％ (その率が 四・四％及 び一平方 メートルに つき一四・五 二銭の従価 税併用の税 率より低 いときは、 当該従価税 率併用の税 率)
五二二・五二 三枚綾織り又は四枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維	一一・二％

又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)	その他の織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)
---	---	---	---

重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 漂白してないもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)	漂白したもの 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 三 その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％ (その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)
--	---	---	---

五二二・一三	浸染したもの	量併用の税 率
	一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%
	二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき二円五二銭の従価税率より低いときは、当該従価税率併用の税率)
	三 その他のもの	
五二二・一四	異なる色の糸から成るもの	
	一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%
	二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	八・四% 五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき二円五二銭の従価税率より低いときは、
	三 その他のもの	

五二二・一五	なせんしたもの	当該従価税 量併用の税 率
一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維 又はアセテート繊維のもの	一一・二%	
二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成織 維又はアセテート繊維のものを除く。)	八・四% 五・六% (その率が 四・四%及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 税率より低 いときは、 当該従価税 量併用の税 率)	
三 その他のもの		

五二二・二二	重量が一平方メートルにつき二〇グラムを超えるもの 漂白しないもの	率
一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維 又はアセテート繊維のもの	一一・二%	
二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの (経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成織 維又はアセテート繊維のものを除く。)	八・四% 五・六% (その率が 四・四%及 び一平方 メートルに つき一四五 二銭の従価 税率より低 いときは、 当該従価税 量併用の税 率)	
三 その他のもの		

五二二・二二

漂白したもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

税率より低いときは、
当該従価
量併用の税
率

一一・二%

八・四%
五・六%
（その率が
四・四%及
び一平方
メートルに
つき一四・五
二銭の従価
量併用の税
率より低
いときは、
当該従価
量併用の税
率）

五二二・二三

浸染したもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

一一・二%

八・四%
五・六%
（その率が
四・四%及
び一平方
メートルに
つき一四・五
二銭の従価
量併用の税
率）

五二二・二四

異なる色の糸から成るもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

従価併用の
税率より低
いときは、
当該従価
量併用の税
率

一一・二%

八・四%
五・六%
（その率が
四・四%及
び一平方
メートルに
つき一四・五
二銭の従価
量併用の税
率より低
いときは、
当該従価
量併用の税
率）

五二二・二五

なせんしたもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
- 三 その他のもの

一一・二%

八・四%
五・六%
（その率が
四・四%及
び一平方
メートルに
つき一四・五
二銭の従価
量併用の税
率）

品名	税率	二銭の従価 税率より低 いときは、 当該従価税 率併用の税 率)
第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		
五三・〇一 亜麻(精紡したものを含む。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	無税	
五三・〇二 亜麻(生もの及びレッティングしたものに限る。)	無税	
五三・〇三 亜麻(破老、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。)	無税	
五三・〇四 破老し又はスカッチングしたもの	無税	
五三・〇五 その他のもの	無税	
五三・〇六 大麻(カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	無税	
五三・〇七 大麻(生もの及びレッティングしたものに限る。)	無税	
五三・〇八 大麻(破老、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。)	無税	
五三・〇九 破老し又はスカッチングしたもの	無税	
五三・一〇 その他のもの	無税	
五三・一一 ジュートその他の紡織用繊維(精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	無税	
五三・一二 ジュートその他の紡織用繊維(生もの及びレッティングしたものに限る。)	無税	
五三・一三 その他のもの	無税	
五三・一四 サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維(精紡したものを除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	無税	
五三・一五 サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維(生ものに限る。)	無税	
五三・一六 その他のもの	無税	
五三・一七 ココヤシ、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維(他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	無税	
五三・一八 ココヤシのもの(コイヤ)	無税	
五三・一九 生もの	無税	
五三・二〇 その他のもの	無税	

品名	税率	注
五三・二一 アバカの生もの	無税	
五三・二二 その他の生もの	無税	
五三・二三 その他のもの	無税	
五三・二四 生もの	無税	
五三・二五 その他のもの	無税	
五三・二六 亜麻糸	無税	
五三・二七 単糸	九・六%	
五三・二八 マルチプルヤーン及びケープルヤーン	九・六%	
五三・二九 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用繊維の糸	五%	
五三・三〇 マルチプルヤーン及びケープルヤーン	五%	
五三・三一 その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	無税	
五三・三二 コイヤヤーン	無税	
五三・三三 大麻糸	二・四%	
五三・三四 紙糸	三%	
五三・三五 その他のもの	九・六%	
五三・三六 亜麻織物		
五三・三七 亜麻の重量が全重量の八五%以上のもの	一六%	
五三・三八 漂白してないもの及び漂白したもの	一六%	
五三・三九 その他のもの	一六%	
五三・四〇 亜麻の重量が全重量の八五%未満のもの	一六%	
五三・四一 漂白してないもの及び漂白したもの	一六%	
五三・四二 その他のもの	一六%	
五三・四三 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用繊維の織物	一六%	
五三・四四 漂白してないもの	一六%	
五三・四五 その他のもの	一六%	
五三・四六 その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	一六%	
五三・四七 一 ラミー織物	四・二%	
五三・四八 二 大麻織物及び紙糸の織物	三%	
五三・四九 三 その他の織物		

注

一 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維(例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの)

(b) 繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化するこ

とにより製造した短繊維又は長繊維(例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュアラ及び

びアルギネート)

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2 第五四・〇二項及び第五四・〇三項には、第五五類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。

備考

1 この表において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル繊維、モダクリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維をいう。

2 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくすを含む。

3 第五四・〇八項においてアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものには、これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。

五五〇・一〇	絹糸(人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものではないものを問わない。)	六%
五五〇・一〇	合成繊維の長繊維のもの	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五五〇・一二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五五〇・二一	合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、絹糸及び小売用にしたものを除く。)	六%
五五〇・二一〇	強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) アラミド繊維のもの	四%
	(二) その他のもの	
	A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	B その他のもの	四・八%
五五〇・二・二〇	強力糸(ポリエステルのものに限る。)	四・八%

五五〇・一・三二	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
	テクスチャード加工糸	
	ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。)	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五五〇・一・三三	ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。)	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五五〇・二・三三	ポリエステル糸	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五五〇・二・三九	その他のもの	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五五〇・二・四一	その他の単糸(より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。)	六%
	ナイロンその他のポリアミドのもの	六%
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二 その他のもの	
	(一) アラミド繊維のもの	四%
	(二) その他のもの	四%

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五四〇七・九二

一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの
二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のものを除く。）

(二) その他のもの

浸染したもの

一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの
二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のものを除く。)

(二) その他のもの

異なる色の糸から成るもの

一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの
二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のものを除く。)

(二) その他のもの

なせんしたものでないもの

一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの
二 その他のもの

(一) 合成繊維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を含

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

一〇%

一六%

八%

五四〇七・九四

五四〇七・九三

五四・〇八	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・〇五項の材料の織物を含む。)	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一六% 八%
五四〇八・一〇	強力糸(ビスコースレーヨンのものに限定。)	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八% 四・八%
五四〇八・二二	その他の織物(再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限定。)	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・二二	漂白してないもの及び漂白したもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・二二	浸染したもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・二三	異なる色の糸から成るもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・二三	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・二三	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・二四	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%

五四〇八・三二	その他の織物 漂白してないもの及び漂白したもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三二	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三二	浸染したもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三二	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三二	異なる色の糸から成るもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三二	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三四	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三四	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%
五四〇八・三四	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八%

注
1 第五五・〇一項及び第五五・〇二項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維(トウの長さに等しい長さのものに限る。)から成るものうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

- (a) 長さが二メートルを超えること。
 (b) より数が一メートルにつき五未満であること。
 (c) 構成する一本の長繊維が六七デシテックス未満であること。
 (d) 合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍を超えて伸びないこと。
 (e) 一束につき二〇、〇〇〇デシテックスを超えること。
 長さが二メートル以下のトウは、第五五・〇三項又は第五五・〇四項に属する。

備考

1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくすを含む。

五五・〇一	合成繊維の長繊維のトウ	八%
五五・〇一・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%
五五・〇一・二〇	ポリエステルもの	八%
五五・〇一・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	八%
五五・〇一・九〇	その他のもの	八%
五五・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	七%
五五・〇二・〇〇	一 アセテートのもの	四・二%
五五・〇三	二 その他のもの	八%
五五・〇三・一〇	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	八%
五五・〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%
五五・〇三・三〇	ポリエステルもの	八%
五五・〇三・四〇	アクリル又はモダクリルのもの	八%
五五・〇三・九〇	ポリプロピレンのもの	八%
五五・〇四	その他のもの	八%
五五・〇四・一〇	一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
五五・〇四・二〇	二 その他のもの	八%
五五・〇四・九〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	四・八%
五五・〇五	ビスコースレーヨンのもの	八%
五五・〇五・一〇	一 アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
五五・〇五・二〇	二 その他のもの	八%
五五・〇六	人造繊維のくす（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
	合成繊維のもの	無税
	再生繊維又は半合成繊維のもの	無税
	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたもの）	無税

五五・〇六・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%
五五・〇六・二〇	ポリエステルもの	八%
五五・〇六・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	八%
五五・〇六・九〇	その他のもの	八%
五五・〇七	一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・二%
五五・〇七・〇〇	二 その他のもの	八%
五五・〇八	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限り。）	八%
五五・〇八・一〇	一 アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・二%
五五・〇八・二〇	二 その他のもの	八%
五五・〇九	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	八%
五五・〇九・一〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	八%
五五・〇九・二〇	一 アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
五五・〇九・三〇	二 その他のもの	八%
五五・〇九・四二	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	八%
五五・〇九・五二	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	八%
五五・〇九・六二	単糸	八%
五五・〇九・七二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%
五五・〇九・八二	ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	八%
五五・〇九・九二	単糸	八%
五五・〇九・一〇二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%
五五・〇九・二〇二	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	八%
五五・〇九・三〇二	単糸	八%
五五・〇九・四〇二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%
五五・〇九・五〇二	その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り。）	八%
五五・〇九・六〇二	単糸	八%
五五・〇九・七〇二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八%
五五・〇九・八〇二	その他の紡績糸（ポリエステル短繊維のものに限る。）	八%
五五・〇九・九〇二	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維	八%

五五〇九・五二	維のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・五九	一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの その他の紡績糸 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・六一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・六二	一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの その他の紡績糸 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・六九	一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの その他の紡績糸 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・九一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・九二	一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五〇九・九九	その他のもの 一 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの	八%
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（綿糸及び小売用にしたものを除く。） 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 単糸 マルチプルヤーン及びケーブルヤーン その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のものに限る。） その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。） その他の紡績糸 人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、綿糸を除く。） 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。） 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。） 再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。） ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 漂白してないもの及び漂白したもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	四・八%
五五・一〇・一一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	四・八%
五五・一〇・一二	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のものに限る。）	四・八%
五五・一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	四・八%
五五・一〇・三〇	その他の紡績糸	四・八%
五五・一〇・九〇	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、綿糸を除く。）	四・八%
五五・一一	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	八%
五五・一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。）	八%
五五・一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	三・九%
五五・一一	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	三・九%
五五・一二・一一	ポリエステル短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	一〇%
五五・一二・一九	漂白してないもの及び漂白したもの	一〇%
五五・一二・二二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
五五・一二・二九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%

五五二・九一	その他のもの 漂白してないもの及び漂白したもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇%
五五二・九九	その他のもの 二 特定の合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの A 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの B その他のもの 二 その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	六・四% 八% 二・八% 一〇%
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のものと、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの ポリエステル短繊維のその他の織物 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの その他の織物 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	六・四% 八% 二・八% 一〇% 一〇% 八% 一〇% 八% 一〇% 一〇%
五五・一三・一一	その他のもの	
五五・一三・一二	その他のもの	
五五・一三・一三	その他のもの	
五五・一三・一九	その他のもの	

五五・二二・二二	（一）合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの（特定合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のものを除く。） （二）その他のもの	一六％ 八％
五五・二二・二二	ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・二二・二二	ポリエステルの短纖維のもの（二枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・二二・二二	ポリエステルの短纖維のその他の織物 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・二二・二二	その他の織物 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・二二・二二	（一）合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの（特定合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のものを除く。） （二）その他のもの	一六％ 八％
五五・二二・二二	異なる色の糸から成るもの ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・二二・二二	ポリエステルの短纖維のもの（二枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・二二・二二	ポリエステルの短纖維のその他の織物 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・二二・二二	その他の織物 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％

[illegible]

五五・一五	合成繊維の短纖維のその他の織物 ポリエステルの短纖維のもの
五五・一五・二一	混用纖維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短纖維のもの
五五・一五・二二	一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
五五・一五・二三	混用纖維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの 一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
五五・一五・一九	混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの 一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
五五・一五・二二	アクリル又はモダクリルの短纖維のもの 混用纖維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの 一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
五五・一五・二二	混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの 一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
五五・一五・二九	その他のもの 一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
五五・一五・九一	その他の織物 混用纖維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの 一 網の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの
	(一) 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの（特定合成纖維若しくはアセテート纖維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のものを除く。） 二 その他のもの

五五・一九二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇%
五五・一九九	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。) (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。) (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一六% 八% 一〇%
五五・一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの (一) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一六% 八% 一〇%
五五・一六・一一	漂白してないもの及び漂白したもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八% 四・八%
五五・一六・一二	浸染したもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八% 四・八%
五五・一六・一三	異なる色の糸から成るもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	八% 四・八%
五五・一六・二二	漂白してないもの及び漂白したもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八% 四・八%
五五・一六・二四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの 漂白してないもの及び漂白したもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八% 四・八% 一〇% 八% 四・八%
五五・一六・二三	異なる色の糸から成るもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの	一〇% 八% 四・八%

五五・一六・九二	一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの	一〇％
五五・一六・九三	異なる色の糸から成るもの 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの	一〇％
五五・一六・九四	なせんしたもの 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの (一) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの	一〇％
四・八％	(一) その他のもの	八％
四・八％	(二) その他のもの	八％
四・八％	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品	四・八％

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三三類の香料若しくは化粧料、第三四・〇一項のせっけん若しくは洗淨剤、第三四・〇五項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第三八・〇九項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウオッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となつてゐるものに限る。）

(b) 第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(c) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第五五部参照）

2 フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

3	第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。	
	また、第五六・〇三項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。	
	ただし、第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、次の物品を含まない。	
(a)	フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の五〇％以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第三九類及び第四〇類参照）	
(b)	不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の表面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第三九類及び第四〇類参照）	
(c)	フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーボードの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第三九類及び第四〇類参照）	
4	第五六・〇四項には、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップをの他にこれに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（通常、第五〇類から第五五類までに属する。）を。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。	
五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（ブロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネット	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）
五六・〇一・二一	その他のウォッディング製品及びウォッディング	綿製のもの
五六・〇一・二二	人造繊維製のもの	その他のもの
五六・〇一・二九	紡織用繊維のブロック、ダスト及びミルネット	一 ミルネット
五六・〇一・三〇	二 その他のもの	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
五六・〇二・一〇	ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類	その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）
五六・〇二・二一	羊毛製又は織獣毛製のもの	

五六〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
五六〇二・九〇	その他のもの	六・七%
五六〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	無税
五六〇三・〇〇	一 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	六・四%
五六〇四	二 その他のもの	六・四%
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	三・九%
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）	四%
五六〇四・九〇	一 アラミド繊維のもの	三・九%
	二 その他のもの	八%
	（一） ギュムを染み込ませ又は塗布したもの	三・九%
	（二） その他のもの	三・九%
	（一） 縮製のもの	二・八%
	（二） その他のもの	一・八%
五六〇五	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	五・六%
五六〇五・〇〇	（一） 縮製のもの	四・二%
五六〇六	（二） その他のもの	四・二%

五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしんに使用したジンプヤーンを除く。）及びループウールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウールヤーン	六・四%
五六〇七	一 ループウールヤーン	八%
五六〇七・二〇	二 その他のもの	六・四%
五六〇七・二二	（一） 網及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	五%
五六〇七・二五	（二） サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維製のもの	三%
五六〇七・三〇	（三） 結束用又は包装用のひも	四・八%
五六〇七・四一	（四） その他のもの	三%
五六〇七・四九	（五） 結束用又は包装用のひも	六・四%
五六〇七・五〇	（六） その他のもの	六・四%
五六〇七・九〇	（七） その他の合成繊維製のもの	三・九%
五六〇八・一一	（八） 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	六・四%
五六〇八・一九	（九） 漁網（製品にしたものに限る。）	六・四%
五六〇八・九〇	（一〇） 結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）並びに漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱から製造したものに限る。）	六・四%
五六〇九	（一一） 縮製のもの	三・九%
	（一二） その他のもの	四・八%
	（一三） その他のもの	九・一%

五七〇・九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)	六・四％ 三・九％
五七〇・二・一〇	一 亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュート製その他の紡織用繊維、皮繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	六・四％
五七〇・二・一〇	二 その他のもの	三・九％
五七〇・二・一〇	第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	
五七〇・二・一〇	注 1 この類においては「じゅうたん」その他の紡織用繊維の床用敷物とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。	
五七〇・二・一〇	2 この類には、床用敷物の下敷きを含まない。	
五七〇・二・一〇	一 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)	九・六％
五七〇・二・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)	六％
五七〇・二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	六％
五七〇・二・一〇	ココヤシ繊維(コイヤ)製の床用敷物	五・二％
五七〇・二・一〇	その他のもの(パイル織物のものに限り、製品にしたものを除く。)	五・二％
五七〇・二・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	人造繊維材料製のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	一 綿製のもの	一三・四％
五七〇・二・一〇	二 その他のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	その他のもの(パイル織物のもので製品にしたものに限り、羊毛製又は織獣毛製のものを除く。)	九・六％
五七〇・二・一〇	人造繊維材料製のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	一 綿製のもの	一三・四％
五七〇・二・一〇	二 その他のもの	九・六％
五七〇・二・一〇	その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。)	九・六％

五七〇・二・五二	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六％
五七〇・二・五二	人造繊維材料製のもの	九・六％
五七〇・二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
五七〇・二・五九	一 綿製のもの	一三・四％
五七〇・二・五九	二 その他のもの	九・六％
五七〇・二・五九	その他のもの(製品にしたものに限り、パイル織物のものを除く。)	九・六％
五七〇・二・五九	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六％
五七〇・二・五九	人造繊維材料製のもの	九・六％
五七〇・二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
五七〇・二・五九	一 綿製のもの	一三・四％
五七〇・二・五九	二 その他のもの	九・六％
五七〇・二・五九	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)	九・六％
五七〇・二・五九	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六％
五七〇・二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
五七〇・二・五九	一 綿製のもの	一三・四％
五七〇・二・五九	二 その他のもの	九・六％
五七〇・二・五九	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(フェルト製のものに限り、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)	九・六％
五七〇・二・五九	タイル(表面積が〇・三平方メートル以下のものに限り、その他のものを除く。)	九％
五七〇・二・五九	その他のもの	九％
五七〇・二・五九	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	九・六％
五七〇・二・五九	一 綿製のもの	一三・四％
五七〇・二・五九	二 その他のもの	九・六％
五七〇・二・五九	第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	九・六％
五七〇・二・五九	注 1 この類には、第五九類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第五九類のその他の物品を含まない。	
五七〇・二・五九	2 第五八・〇一項目には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。	
五七〇・二・五九	3 第五八・〇三項目においては「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及び	

これに絡まるもじりたて糸が一本以上のよこ糸とに一以上の絡み目を作っているものをいう。

4 第五八・〇四項には、第五六・〇八項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。

5 第五八・〇六項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。

(a) 幅が三〇センチメートル以下の織物（切つて幅を二〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に縫込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。）

(b) 袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの

(c) 縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの

織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。

6 第五八・一〇項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリーケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。

7 この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

備考

1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくすを含む。

五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	六・四%
五八・〇一・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	
五八・〇一・二二	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	五・六%
五八・〇一・二二	コールド（パイルを切つたものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	四・五%
五八・〇一・二三	その他のよこパイル織物	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	四・五%
五八・〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	四・五%
五八・〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%

五八・〇一・二六	二 その他のもの	四・五%
	シェニール織物	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	四・五%
五八・〇一・三二	人造繊維製のもの	
	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%
	(二) その他のもの	六%
五八・〇一・三三	コールド（パイルを切つたものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	
	(一) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五八・〇一・三三	その他のよこパイル織物	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	四・二%
	(一) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五八・〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	
	(一) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%
五八・〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）	
	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二 その他のもの	
	(一) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二) その他のもの	四・八%

[illegible]

五八〇六・二〇	びシェニール織物 その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限る。） その他の織物	六・四％
五八〇六・三二	綿製のもの	四・八％
五八〇六・三三	人造繊維製のもの	九％
五八〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	六・四％
五八〇六・四〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ポルダック）	六・四％
五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）	六・四％
五八〇七・一〇	織ったもの	六・四％
五八〇七・九〇	その他のもの	一六・八％
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	八％
五八〇八・一〇	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）	八％
五八〇八・九〇	その他のもの	八％
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五・六％
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	一七・九％
五八・一〇・一〇	ししゅう布（基布が見えないものに限る。）	一七・九％
五八・一〇・九一	その他のししゅう布	一七・九％
五八・一〇・九二	綿製のもの	一七・九％
五八・一〇・九三	人造繊維製のもの	一七・九％
五八・一〇・九四	その他の紡織用繊維製のもの	一七・九％
五八・一一	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）	四・二％
五八・一一・〇〇	一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの 二 その他のもの （一）絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（綿製のものを除く。）	四・二％

第五九類 用紡織用繊維製品	A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇％
	B その他のもの	八％
第五九類 用紡織用繊維製品	（一）綿製のもの	五・六％
	（二）その他のもの	四・四％及び一平方メートルにつき一四五
第五九類 用紡織用繊維製品	二銭の従価	二銭の従価
	従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率	六・四％

注

1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この項において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五五類まで、第五八・〇三項又は第五八・〇六項の織物、第五八・〇八項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第六〇・〇二項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2 第五九・〇三項には、次の物品を含む。

(a) 紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（一平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る）。ただし、次の物品を除く。

(1) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。

(2) 温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第二九類に属する。）。

(3) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第二九類参照）。

(4) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したものの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。

(5) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したものを除く。

ので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの(第三九類参照)

(b) 第五八・〇一四項の糸、ストリップその他これらに類する物品(プラスチックを染み込ませ、

塗布し又は被覆したものに限り。) から成る織物類

3 第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品(表面が紡織用繊維製のものに限り。) で、幅が四五センチメートル以上のものうち裏張りしたもの及びのり付けできるような裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材(第四八・一四項参照)及び当該フロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材(主として第五九・〇七項に属する。) を含まない。

4 第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は覆層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

(i) 重量が二平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。

(ii) 重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の五〇％を超えること。

(b) 第五八・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品(ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。) から成る織物類

(c) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類(二平方メートルについての重量を問わない。)

(d) 紡織用繊維の織物類とセルラーボードの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類が単なる補強でないもの(第五八・〇一四項の紡織用繊維の物品を除く。)

5 第五九・〇七項には、次の物品を含まない。

(a) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類(通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。)。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(b) 図案を描いた織物類(劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。)

(c) 紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パール織物類は、第五九・〇七項に属する。

(d) でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類

(e) 木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの(第四四・〇八項参照)

(f) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの(第六八・〇五項参照)

(g) 凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの(第六八・一四項参照)

(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの(第一五部参照)

6 第五九・一〇項には、次の物品を含まない。

(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルチング(紡織用繊維製のもので、厚さが三ミリメートル未満のものに限る。)

(b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの(第四〇・一〇項参照)

7 第五九・一〇項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

(a) 特定の長さで裁断し又は単に長方形(正方形を含む。) に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品(第五九・〇八項から第五九・一〇項までの物品の特性を有するものを除く。) で、次のもの

(i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は覆層したもの(針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの)

(ii) ふるい用の布

(iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布(紡織用繊維製又は人髪製のものに限り。)

(iv) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物(シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。)

(v) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類(金属により補強したものに限る。)

(vi) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品(染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。)

(b) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品(例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト(製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限り。)、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品 第五九・〇八項から第五九・一〇項までのものを除く。)

第五九・〇一

書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンパス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類

第五九・〇一・一〇

書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの

第五九・〇一・九〇

その他のもの

第五九・〇二

タイヤコードフアブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)

第五九・〇二・一〇

ナイロンその他のポリアミド製のもの

一 プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの

二 その他のもの

(一) 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及

四・二％

五九〇二・二〇	その他のも ポリエステル製のもの	六・四%
五九〇二・九〇	その他のも	四・二%
五九〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	四・二%
五九〇三・一〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五九〇三・二〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五九〇三・九〇	その他のも	四・二%
五九〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	四・六%
五九〇四・一〇	リノリウム	四・六%
五九〇四・九一	その他のもの	四・六%
五九〇四・九二	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	四・六%
五九〇五	その他の紡織用繊維を基布とするもの	四・六%
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材	八%
五九〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	八%
五九〇六・一〇	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）	四・二%
五九〇六・九一	その他のもの	四・二%
五九〇六・九九	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	七・八%
五九〇七	一 綿製のもの	五・六%
五九〇七・〇〇	二 その他のもの	四・二%
五九〇八	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	三・九%
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランブ用ストープ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませたものであるかないかを問わない。）	五・八%
五九〇九	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料	五・八%
五九〇九・〇〇		

五九・一〇	により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	四・六%
五九・一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	五・八%
五九・二一	一 綿製のもの	四・二%
五九・二一・一〇	二 その他のもの	五・八%
五九・二一・二〇	紡織用繊維の物質及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	五・八%
五九・二一・三〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
五九・二一・四〇	のうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの	五・八%
五九・二一・五〇	一 綿製のもの	四・二%
五九・二一・六〇	二 その他のもの	五・八%
五九・二一・七〇	ふるいの用布（製品にしたものであるかないかを問わない。）	四・二%
五九・二一・八〇	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）	四・二%
五九・二一・九〇	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの	四・八%
五九・二二・〇〇	一 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	四・八%
五九・二二・一〇	二 その他のもの	五・八%
五九・二二・二〇	（一）綿製のもの	四・二%
五九・二二・三〇	（二）その他のもの	五・八%
五九・二二・四〇	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの	四・八%
五九・二二・五〇	一 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	四・八%
五九・二二・六〇	二 その他のもの	五・八%
五九・二二・七〇	（一）綿製のもの	四・二%
五九・二二・八〇	（二）その他のもの	五・八%
五九・二二・九〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）	四・二%
五九・二三・〇〇	一 綿製のもの	五・八%
五九・二三・一〇	二 その他のもの	四・二%
五九・二三・二〇	その他のもの	五・八%
五九・二三・三〇	一 綿製のもの	四・二%
五九・二三・四〇	二 その他のもの	五・八%

注
第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

[illegible]

六〇〇二・九二	二 二 その他のもの	六・四%
六〇〇二・九三	一 模様の組織を有するもの 二 模様の組織を有するもの 三 模様の組織を有するもの 四 模様の組織を有するもの 五 模様の組織を有するもの 六 模様の組織を有するもの 七 模様の組織を有するもの 八 模様の組織を有するもの 九 模様の組織を有するもの 一〇 模様の組織を有するもの 一一 模様の組織を有するもの 一二 模様の組織を有するもの 一三 模様の組織を有するもの 一四 模様の組織を有するもの 一五 模様の組織を有するもの 一六 模様の組織を有するもの 一七 模様の組織を有するもの 一八 模様の組織を有するもの 一九 模様の組織を有するもの 二〇 模様の組織を有するもの 二一 模様の組織を有するもの 二二 模様の組織を有するもの 二三 模様の組織を有するもの 二四 模様の組織を有するもの 二五 模様の組織を有するもの 二六 模様の組織を有するもの 二七 模様の組織を有するもの 二八 模様の組織を有するもの 二九 模様の組織を有するもの 三〇 模様の組織を有するもの 三一 模様の組織を有するもの 三二 模様の組織を有するもの 三三 模様の組織を有するもの 三四 模様の組織を有するもの 三五 模様の組織を有するもの 三六 模様の組織を有するもの 三七 模様の組織を有するもの 三八 模様の組織を有するもの 三九 模様の組織を有するもの 四〇 模様の組織を有するもの 四一 模様の組織を有するもの 四二 模様の組織を有するもの 四三 模様の組織を有するもの 四四 模様の組織を有するもの 四五 模様の組織を有するもの 四六 模様の組織を有するもの 四七 模様の組織を有するもの 四八 模様の組織を有するもの 四九 模様の組織を有するもの 五〇 模様の組織を有するもの 五一 模様の組織を有するもの 五二 模様の組織を有するもの 五三 模様の組織を有するもの 五四 模様の組織を有するもの 五五 模様の組織を有するもの 五六 模様の組織を有するもの 五七 模様の組織を有するもの 五八 模様の組織を有するもの 五九 模様の組織を有するもの 六〇 模様の組織を有するもの 六一 模様の組織を有するもの 六二 模様の組織を有するもの 六三 模様の組織を有するもの 六四 模様の組織を有するもの 六五 模様の組織を有するもの 六六 模様の組織を有するもの 六七 模様の組織を有するもの 六八 模様の組織を有するもの 六九 模様の組織を有するもの 七〇 模様の組織を有するもの 七一 模様の組織を有するもの 七二 模様の組織を有するもの 七三 模様の組織を有するもの 七四 模様の組織を有するもの 七五 模様の組織を有するもの 七六 模様の組織を有するもの 七七 模様の組織を有するもの 七八 模様の組織を有するもの 七九 模様の組織を有するもの 八〇 模様の組織を有するもの 八一 模様の組織を有するもの 八二 模様の組織を有するもの 八三 模様の組織を有するもの 八四 模様の組織を有するもの 八五 模様の組織を有するもの 八六 模様の組織を有するもの 八七 模様の組織を有するもの 八八 模様の組織を有するもの 八九 模様の組織を有するもの 九〇 模様の組織を有するもの 九一 模様の組織を有するもの 九二 模様の組織を有するもの 九三 模様の組織を有するもの 九四 模様の組織を有するもの 九五 模様の組織を有するもの 九六 模様の組織を有するもの 九七 模様の組織を有するもの 九八 模様の組織を有するもの 九九 模様の組織を有するもの 一〇〇 模様の組織を有するもの	一五・七% 六・七% 九・六% 四・八% 八%

第六一類 衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。）

注 1 この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限り。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六二・一二項の物品

(b) 第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(c) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・一二項参照）

3 第六一・〇三項及び第六一・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。））又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの

上半身の衣類一点又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。下半身の構成部分が一点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と結ばれたズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製

品

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一種大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b) 「アンサンブル」とは、第六一・〇七項から第六一・〇九項までの製品以外の衣類を組み合わせさせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したものうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身の衣類一点（フルオーバー一点がツインセットを構成する場合及びベスト一点と他の上半身の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを一点とみなす。）

「又は二種類の下半身の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。））、スカート又はキュロットスカート」

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。アンサンブルには、第六一・一二項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4 第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウェストより下の部分にポケットのある衣類、すなわちゴム編みのウェストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルの範囲で縫製した縫目の数の平均値が縫目の方向にそれぞれ一センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。

5 第六一・一一項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

(b) 第六一・一二項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六一・一二項に属する。

6 第六一・一二項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリ又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下二体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせ小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限り、ベストが附属しているかないかを問わない。）

ズボン（ウェストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スカーフ、アンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。	7	第六一・一三項及びこの類の他の項（第六一・一一項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六一・一三項に属する。	8	この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができないものについては、適用しない。	男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。	9	この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。	
男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・一〇三項のものを除く。）	六二〇・一一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%
綿製のもの	六二〇・一二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・二九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・三九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・四九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・五九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・六九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・七九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・八九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九一〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九二〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九三〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九四〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九五〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九六〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九七〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九八〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・九九〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	
二	六二〇・一〇〇〇	一	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	二	その他のもの	一四%	

六二〇三・三三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・二二	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・二一	綿製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・三三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・四二	綿製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・四三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%

六一〇四・二四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレ ス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半 ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ 編みのものに限る。） スーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・二二	綿製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・二三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・二二	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・二三	綿製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・三三	合成繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六一〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%

[illegible][illegible]

六二〇五・二〇	人造纖維製のもの 一 オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ ツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%
六二〇五・九〇	その他の紡織用纖維製のもの 一 オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ ツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%
六一〇六・二〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 綿製のもの 一 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツ ツその他これらに類するシャツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%
六一〇六・九〇	人造纖維製のもの 一 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツ ツその他これらに類するシャツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%
六二〇六・二〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 綿製のもの 一 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツ ツその他これらに類するシャツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%
六一〇六・九〇	その他の紡織用纖維製のもの 一 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツ ツその他これらに類するシャツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%
六二〇六・二〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 綿製のもの 一 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツ ツその他これらに類するシャツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%
六一〇六・九〇	その他の紡織用纖維製のもの 一 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツ ツその他これらに類するシャツ (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二一・二%

六二・〇七	二 其他のもの 男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスロープ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	二・二%
六二〇七・二一	綿製のもの 人造繊維製のもの	二・二%
六二〇七・二二	その他の紡織用繊維製のもの	二・二%
六二〇七・二九	ナイトシャツ及びパジャマ	二・二%
六二〇七・二二	綿製のもの 人造繊維製のもの	二・二%
六二〇七・三三	その他の紡織用繊維製のもの	二・二%
六二〇七・二九	その他のもの 綿製のもの	二・二%
六二〇七・九一	一 バスロープ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) 其他のもの 人造繊維製のもの	一六・八% 一四% 二・二%
六二〇七・九二	一 バスロープ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) 其他のもの その他の紡織用繊維製のもの	一六・八% 一四% 二・二%
六二〇七・九九	一 バスロープ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) 其他のもの 女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジエ、バスロープ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	一六・八% 一四% 二・二%
六二・〇八		

六二〇八・一一	人造纖維製のもの	二・二%
六二〇八・一九	その他の紡織用纖維製のもの ブリーフ及びバンティ	二・二%
六二〇八・二一	綿製のもの	二・二%
六二〇八・二三	人造纖維製のもの	二・二%
六二〇八・二九	その他の紡織用纖維製のもの ナイトドレス及びパジャマ	二・二%
六二〇八・三一	綿製のもの	二・二%
六二〇八・三三	人造纖維製のもの	二・二%
六二〇八・三九	その他の紡織用纖維製のもの その他のもの	二・二%
六二〇八・九一	綿製のもの	二・二%
六二〇八・九二	一 ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他 これらに類する製品 （一） ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様 編みの組織を有するもの （二） その他のもの 一 人造纖維製のもの 一 ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他 これらに類する製品 （一） ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様 編みの組織を有するもの （二） その他のもの 二 その他のもの 一 ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他 これらに類する製品 （一） ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様 編みの組織を有するもの （二） その他のもの 一 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの （一） ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	一六・八% 一四% 二・二% 一六・八% 一四% 二・二% 一六・八% 一四% 二・二% 一六・八% 一四% 二・二%
六二〇八・九三	一 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの （一） ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	一六・八% 一四% 二・二%

六二〇九・九〇	二 その他のもの その他の紡織用纖維製のもの 一 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 二 その他のもの	一六・八% 一四% 一一・二%
六二一〇・一〇	ジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二一〇・二〇	一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二一〇・三〇	人造纖維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二一〇・九〇	その他の紡織用纖維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二一一・一〇	乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 手袋、ミトン及びミット 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (一) パンティストッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの	六・四% 一一・二% 六・四% 一六・八% 二三%
六二一一・二〇	綿製のもの	

六二一・三〇	一 手袋、ミトン及びミット 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (一) パンティストッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 合成繊維製のもの 一 手袋、ミトン及びミット 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (一) パンティストッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 手袋、ミトン及びミット 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (一) パンティストッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） トラックスーツ 綿製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	九% 二一・二% 九% 一六・七% 一四% 六・四% 二一・二% 八% 一六・五% 一三・六% 六・四% 一・二% 六・四% 一・二% 六・四% 一・二% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八%
--------	--	---

六二二・一九	二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一四% 一六・八% 一四%
六二二・二〇	スキースーツ 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 男子用の水着 合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 女子用の水着 合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四%
六二二・三九	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。） 一 第五九・〇六項の編物製のもの 二 その他のもの その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 羊毛製又は織物製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 綿製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	六・七% 一六% 一六・五% 一三・五%
六二二・四一	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二二・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八% 一四%
六二一・三三	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。） 一 第五九・〇六項の編物製のもの 二 その他のもの その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 羊毛製又は織物製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 綿製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	六・七% 一六% 一六・五% 一三・五%
六二一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 手袋、ミトン及びミット 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (一) パンティストッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの 合成繊維製のもの 一 手袋、ミトン及びミット 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (一) パンティストッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 手袋、ミトン及びミット 二 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (一) パンティストッキング及びタイツ (二) その他のもの 三 その他のもの (一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (二) その他のもの トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） トラックスーツ 綿製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 合成繊維製のもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	九% 二一・二% 九% 一六・七% 一四% 六・四% 二一・二% 八% 一六・五% 一三・六% 六・四% 一・二% 六・四% 一・二% 六・四% 一・二% 一六・八% 一四% 一六・八% 一四% 一六・八%

六二四・三〇	二 人造繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・三％ 二二％
六二四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・二％ 一三・一％
六一・二五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類(静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限る。))を含むものと、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。 パンティストッキング及びタイツ 合成繊維製のもの(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。) 合成繊維製のもの(構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限定。) その他の紡織用繊維製のもの 女子用の長靴下(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。)	一四％ 二一・六％ 一一・二％ 一一・二％ 一一・二％
六二五・二二	一 合成繊維製のもの 二 綿製のもの 三 その他のもの その他のもの	九・六％ 九％ 六・四％
六二五・二九	羊毛製又は織獣毛製のもの 綿製のもの 合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの 手袋、ミトン及びニット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	六・四％ 九％ 八％ 六％
六二五・九三	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋 一 綿製のもの 二 プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの 三 その他のもの	九％ 七・八％
六二六・一〇	二 プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの 三 その他のもの	六・四％ 五・六％

六二六・九一	その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの 綿製のもの 合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの	六・四％ 九％ 六・四％ 六％
六二六・九二	その他の紡織用繊維製のもの	
六二六・九三	その他の紡織用繊維製のもの	
六二六・九四	その他の紡織用繊維製のもの	
六二七・一〇	その他の紡織用繊維製のもの(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) ヤス編み又はクロセ編みのものに限る。 セ編みのものに限る。 ショール、スカーフ、マフラー、マンティール、ベールその他これらに類する製品 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの ネクタイ 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの 二 綿製のもの 三 その他のもの その他のもの 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八％ 一一・二％ 一六・八％ 一一・二％ 七・八％ 五・六％ 一六・八％ 一一・二％
六二七・九〇	部分品 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八％ 一一・二％

注
1 この類の物品は、紡織用繊維の織物類(ウオッディングを除く。)を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品(第(二)・二項のものを除く。)を含まない。
2 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第(三)・〇九項の中古の衣類その他の物品
(b) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品(第(九)・〇二二項参照)
3 第(六)・〇三項及び第(六)・〇四項においては、次に定めるところによる。
(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

（a）「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

（b）「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したものうち次の構成部分から成るものをいう。

（a）「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

（b）「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したものうち次の構成部分から成るものをいう。

（a）「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

（b）「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したものうち次の構成部分から成るものをいう。

（a）「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

（b）「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したものうち次の構成部分から成るものをいう。

（a）「乳児用の衣類及び衣類付属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

（b）「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したものうち次の構成部分から成るものをいう。

めひもを有するものを含む。）

（b）スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限定するものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、（a）のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかいないかを問わない。

スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のものうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のもは、ハンカチとして第六二・一三項に属する。ハンカチで二辺の長さが六〇センチメートルを超えるものは、第六二・一四項に属する。

この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類に属する項に属する。

この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六二・〇一 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）

オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロックその他これらに類する製品

羊毛製又は織物製の毛製のもの

一 毛皮付きのもの 一六%

二 その他のもの 一一・二%

綿製のもの

一 毛皮付きのもの 一六%

二 その他のもの 一一・二%

人造繊維製のもの

一 毛皮付きのもの 一六%

二 その他のもの 一一・二%

その他の紡織用繊維製のもの

[illegible]

六二〇三・三九	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・四一	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・四二	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・四三	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇三・四九	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・一一	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キエロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） スーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・一二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・一三	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・二二	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・二二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％

六二〇四・二三	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・二九	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・三一	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・三二	ジャケット及びブレザー 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・三三	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・三九	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・四一	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・四二	ドレス 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・四三	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・四四	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・五一	スカート及びキエロットスカート 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％

六二〇四・五二	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇四・五三	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 合成繊維製のもの	一六％ 一一・二％ 一六％
六二〇四・五九	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	一六％ 一一・二％ 一六％
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの	一六％
六二〇四・六二	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 縮製のもの	一六％ 一一・二％ 一六％
六二〇四・六三	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 合成繊維製のもの	一六％ 一一・二％ 一六％
六二〇四・六九	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	一六％ 一一・二％ 一六％
六二〇五	男子用のシャツ	一一・二％
六二〇五・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	九％
六二〇五・二〇	縮製のもの	九％
六二〇五・三〇	人造繊維製のもの	九％
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	九％
六二〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	一六％
六二〇六・二〇	絹(絹のくずを含む)製のもの	一六％
六二〇六・二〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの (一) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ (二) その他のもの	一六％ 一一・二％ 九％
六二〇六・二〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	一六％
六二〇六・二〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六％ 一一・二％
六二〇六・三〇	(一) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ (二) その他のもの 縮製のもの	一一・二％ 九％ 一六％
六二〇六・四〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 人造繊維製のもの	一六％ 一一・二％ 一六％
六二〇六・九〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	一六％ 一一・二％ 一六％
六二〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	一一・二％
六二〇七・一一	縮製のもの	九％
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九％
六二〇七・二二	ナイトシャツ及びパジャマ	九％
六二〇七・二二	縮製のもの	九％
六二〇七・二二	人造繊維製のもの	九％
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	九％
六二〇七・九一	その他のもの 縮製のもの	一六％
六二〇七・九二	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの (一) シングレットその他これに類する肌着 (二) その他のもの 人造繊維製のもの	一六％ 一一・二％ 九％ 一六％

六二〇・三〇	二 その他のもの その他の衣類(第六二〇・一・一号から第六二〇・一・一九号までのものと同一種類のものに限る。)	二・二%
六二〇・四〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の男子用の衣類 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二% 一六% 二・二%
六二〇・五〇	その他の女子用の衣類 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二・一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 水着	二・二%
六二一・一	男子用のもの	二・二%
六二一・二	女子用のもの	二・二%
六二一・二〇	スキースーツ 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二一・三二	その他の男子用の衣類 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二一・三三	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二一・三三	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二一・三九	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二一・四二	その他の女子用の衣類 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二一・四二	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二%
六二一・四三	人造繊維製のもの	二・二%
六二一・四九	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 二・二% 一六% 二・二%
六二二・一	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品(メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。)	八・五%
六二二・二〇	ブラジャー ガードル及びパンティガードル コースレット その他のもの	八・五% 八・五% 八・五%
六二二・三〇	絹(絹のくずを含む。)製のもの 綿製のもの その他の紡織用繊維製のもの	六・四% 六・七% 九%
六二二・三〇	一 亜麻製又はラミー製のもの 二 その他のもの	六・四%
六二・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティラ、ベールその他これらに類する製品	六・四%
六二四・二〇	絹(絹のくずを含む。)製のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、寶石、半寶石又は真珠を使用したもの 二 その他のもの	六・六% 八%
六二四・二〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、寶石、半寶石又は真珠を使用したもの 二 その他のもの	六・六% 八%
六二四・三〇	合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、寶石、半寶石又は真珠を使用したもの 二 その他のもの	六・六% 二・二%
六二四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、寶石、半寶石又は真珠を使用したもの 二 その他のもの	六・六% 二・二%
六二四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、寶石、半寶石又は真珠を使用したもの	六・六%

注	1 第一節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。	二 その他のもの (一) 綿製のもの (二) その他のもの A ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを使用したもの B その他のもの	一一・二%
	2 第一節には、次の物品を含まない。 (a) 第五六類から第六二類までの物品 (b) 第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品 3 第六三・〇九項には、次の物品のみを含む。 (a) 次の紡織用繊維製の物品 (i) 衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品 (ii) 毛布及びひざ掛け (iii) ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン (iv) 室内用品(第五七・〇一項から第五七・〇五項までのじゅうたん及び第五八・〇五項の織物を除く) (b) 履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの ただし、第六三・〇九項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。 (i) 使い古したものであることが外観から明らかであること。 (ii) ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。	ネクタイ 絹(絹のくすを含む。)製のもの 人造繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの 手袋、ミトン及びミット その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第六二・一二項のものを除く。)	一三・四% 一三・四% 一三・四% 七・八% 九% 九%
第六二類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら			
六二・一五	綿(絹のくすを含む。)製のもの	一三・四%	
六二・一〇	人造繊維製のもの	一三・四%	
六二・二〇	その他の紡織用繊維製のもの	一三・四%	
六二・一六	手袋、ミトン及びミット	七・八%	
六二・一七	その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第六二・一二項のものを除く。)	九%	
六二・一〇	部分品	九%	
六二・九〇	部分品	九%	
六三・〇一	毛布及びひざ掛け	六・四%	
六三・一〇	電気毛布	六・四%	
六三・二〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(羊毛製又は織物毛製のものに限る。)	六・四%	

六三・一三〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(綿製のものに限る。)	九%
六三・一四〇	ひざ掛け及び毛布(電気毛布を除く。)(合成繊維製のものに限る。)	六・四%
六三・一九〇	その他の毛布及びひざ掛け	六・四%
六三・二〇	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	
六三・二一〇	ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	一六・八%
六三・二二〇	一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一一・二%
六三・二二〇	二 その他のもの	一六・八%
六三・二二〇	その他のベッドリネン	四・五%
六三・二二〇	綿製のもの	六・四%
六三・二二〇	人造繊維製のもの	六・四%
六三・二二〇	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
六三・二二〇	一 亜麻製又はラミー製のもの	六・四%
六三・二二〇	二 その他のもの	九・六%
六三・二四〇	テーブルリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	
六三・二五〇	一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%
六三・二五〇	二 その他のもの	一一・二%
六三・二五〇	その他のテーブルリネン	九%
六三・二五〇	綿製のもの	九・六%
六三・二五〇	亜麻製のもの	六・四%
六三・二五〇	人造繊維製のもの	六・四%
六三・二五〇	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
六三・二五〇	一 ラミー製のもの	六・四%
六三・二五〇	二 その他のもの	六・四%
六三・二六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン(テリートオル地その他のテリート織物で綿製のものに限る。)	九%
六三・二九一	その他のもの	九%
六三・二九一	綿製のもの	九%

六三〇二・九二	亜麻製のもの	九・六%
六三〇二・九三	人造繊維製のもの	六・四%
六三〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	六・四%
六三〇三	カーテン(ドレープを含む)、室内用ブラインド、カーテンパ ランス及びベッドパランス	
六三〇三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの 綿製のもの	
	一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	一六・八%
	二 その他のもの	一一・二%
六三〇三・一二	合成繊維製のもの	
	一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	一六・八%
	二 その他のもの	一一・二%
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	一六・八%
	二 その他のもの	一一・二%
六三〇三・九一	その他のもの	
六三〇三・九二	綿製のもの	九%
六三〇三・九三	合成繊維製のもの	六・四%
六三〇三・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一 亜麻製又はラミー製のもの	九・六%
	二 その他のもの	六・四%
六三〇四	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く。 ベッドスプレッド	
六三〇四・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	一六・八%
	二 その他のもの	一一・二%
六三〇四・一九	その他のもの	
	一 綿製のもの	九%
	二 亜麻製又はラミー製のもの	九・六%
	三 その他のもの	六・四%
六三〇四・九一	その他のもの	
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	一六・八%
	二 その他のもの	一一・二%

六三〇四・九二	綿製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	九%
六三〇四・九三	合成繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除 く。)	六・四%
六三〇四・九九	その他の紡織用繊維製のもの(メリヤス編み又はクロセ編 みのものを除く。)	
	一 亜麻製又はラミー製のもの	九・六%
	二 その他のもの	六・四%
六三〇五	包装に使用する種類の袋	無税
六三〇五・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの	四・八%
六三〇五・二〇	綿製のもの	
六三〇五・三二	人造繊維材料製のもの	
六三〇五・三九	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類 するものから製造したもの	三・九%
六三〇五・九〇	その他のもの	六・四%
六三〇六	その他の紡織用繊維製のもの	
	ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セイルボード用 又はランドクラフト用のものに限る。)、並びにキャンプ用品	三・九%
六三〇六・一一	ターポリン及び日よけ	
六三〇六・一二	綿製のもの	六・七%
六三〇六・一九	合成繊維製のもの	四・八%
六三〇六・二二	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇六・二九	テント	四・八%
六三〇六・三二	綿製のもの	六・七%
六三〇六・三三	合成繊維製のもの	四・八%
六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇六・四二	帆	四・八%
六三〇六・四九	合成繊維製のもの	四・八%
六三〇六・九一	その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
六三〇六・九二	その他の紡織用繊維製のもの	四・八%
六三〇六・九三	その他の紡織用繊維製のもの	六・七%
六三〇七	その他のもの(ドレースパターンを含むものとし、製品にしたもの に限る。)	四・八%
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する 清掃用の布	七・八%
	一 綿製のもの	

六三〇七・二〇	二 その他のもの 救命胴衣及び救命帯	五・六%
六三〇七・九〇	一 綿製のもの 二 その他のもの その他のもの	七・八% 五・六% 七・八%
六三〇八・〇〇	一 綿製のもの 二 その他のもの 第二節 セット	五・六% 七・八% 四・四%
六三〇九・〇〇	織物と糸から成るセット(附属品を有する有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限り。)	四・四%
六三〇九・一〇	第二節 中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばらばら及びくず(ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限る。)	七%
六三〇九・二〇	中古の衣類その他の物品	七%
六三〇九・九〇	ばらばら及びくず(ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限る。)	七%
六三〇九・九〇	選別したもの その他のもの	無税 無税
第二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		
調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品		
第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 履物として使用する紡織用繊維製品で更に別の底を取り付けてないもの(第六一類及び第六二類参照)		
(b) 第六三・〇九項の中古の履物		
(c) 石綿製品(第六八・一二項参照)		
(d) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品(第九〇・一二項参照)		
(e) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウエア(第九五類参照)		
2 第六四・〇六項において部分品には、くぎ、ブーツプロテクター、アイレット、ブーツファック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング(それぞれ該当する項に属する。)(及び第九六・〇六項のボタンその他の物品を含まない。		
3 この類においてゴム又はプラスチックには、紡織用繊維の外面にゴム又はプラスチックを目に見える程度に塗布し又は被覆したものを含む。		
4 3の規定に従うことを条件として、		
(a) 甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び		

六四〇一・二〇	補強材(例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステーターを考慮しない。)	
六四〇一・九一	(b) 本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材(例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物)を考慮しない。	
六四〇一・九二	号注	
六四〇一・九九	1 第六四〇二・一一号、第六四〇二・一九号、第六四〇三・一一号、第六四〇三・一九号及び第六四〇四・一一号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。	
六四〇二・一一	(a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの	
六四〇二・一九	(b) スケート靴、スキー靴(クロスカントリー用のものを除く)、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ	
六四〇二・二〇	備考	
六四〇二・二〇	1 この類において「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物のほか、登山靴、乗馬靴その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物(スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴(クロスカントリー用のものを除く)、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ)を含まない。	
六四〇二・二〇	防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限り。)	
六四〇二・二〇	限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。	
六四〇二・二〇	履物(保護用の金属製トキャップを有するものに限る。)	二七%
六四〇二・二〇	一 スキー靴	二七%
六四〇二・二〇	二 その他のもの	二〇%
六四〇二・二〇	その他の履物	二〇%
六四〇二・二〇	ひざを覆うもの	二〇%
六四〇二・二〇	くるぶしを覆うもの(ひざを覆うものを除く。)	二七%
六四〇二・二〇	一 スキー靴	二七%
六四〇二・二〇	二 その他のもの	二〇%
六四〇二・二〇	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限り。)	二〇%
六四〇二・二〇	スポーツ用の履物	二七%
六四〇二・二〇	スキー靴(クロスカントリー用のものを除く。)	二七%
六四〇二・二〇	その他のもの	二〇%
六四〇二・二〇	履物(甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めたものに限る。)	二〇%

六四〇二・二〇	その他の履物(保護用の金属製トーチカップを有するものに限る。)	二〇%
六四〇二・九一	その他の履物	二〇%
六四〇二・九九	くるぶしを覆うもの	二〇%
六四・〇三	その他のもの	二〇%
六四〇三・一一	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)	二〇%
六四〇三・二一	スポーツ用の履物	二〇%
六四〇三・一九	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)	二七%
六四〇三・二〇	一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七%
六四〇三・二〇	二 その他のもの	二七%
六四〇三・二〇	一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七%
六四〇三・二〇	二 その他のもの	二七%
六四〇三・二〇	履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。)	二七%
六四〇三・二〇	履物(ベース又はブラットホームが木製のものに限るものと、中敷き又は保護用の金属製トーチカップを有するものを除く。)	二七%
六四〇三・二〇	一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)	二七%
六四〇三・二〇	二 その他のもの	二七%
六四〇三・二〇	(一) スリッパ	二〇%
六四〇三・四〇	その他の履物(保護用の金属製トーチカップを有するものに限る。)	二〇%
六四〇三・五一	その他の履物(本底が革製のものに限る。)	二〇%
六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの	二〇%
六四〇三・五一	一 室内用履物	二〇%
六四〇三・五一	二 その他のもの	二〇%
六四〇三・五一	(一) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七%
六四〇三・五一	(二) その他のもの	二七%
六四〇三・五九	その他のもの	二七%

一 スリッパその他の室内用履物 (一) スリッパ (二) その他のもの	三〇% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二 その他のもの (一) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 (二) その他のもの	二七% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
その他の履物 くるぶしを覆うもの 一 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く) (一) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 (二) その他のもの	二七% 六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二 その他のもの (一) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 (二) その他のもの	三〇% 六〇%(そ

六四〇三・九一

六四〇三・九九

その他のもの
一 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く)
(一) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物
(二) その他のもの

の率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二七%
六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二 その他のもの
(一) スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物
(二) その他のもの

三〇%
六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

六四・〇四

六四〇四・一一

履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)
履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)
スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物
その他のもの
一 甲に毛皮を使用したもの

一〇%

六四〇四・一九

六四〇四・二〇	(一) 甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。)	六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	(二) その他のもの	一〇%
	履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	
	一 甲に毛皮を使用したもの	
	(一) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	(二) その他のもの	三〇%
	二 本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)	
	(一) キャンパスシューズ	
	A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)	六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	B その他のもの	二一・六%
	(二) その他のもの	
	A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物	

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)

B その他のもの

その他の履物

甲が革製又はコンポジションレザー製のもの

一 本底が革製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。)

(一) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)

(二) その他のもの

二 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。)

三 その他のもの

甲が紡織用繊維製のもの

一 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの

(一) 甲に毛皮を使用したもの

A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)

六〇%(その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三〇% 一〇% 四・三% 四・三% 六〇%(その率が一足

1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第六三・〇九項の中古の帽子 (b) 石綿製の帽子(第六八・一二項参照) (c) 第九五類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品 2 第六五・〇二項には、縫い合せて作つた帽体(単にストリップをら旋状に縫い合せて作つたものを除く。)を含まない。	六五・〇一 六五・〇一・〇〇 六五・〇二 六五・〇二・〇〇 六五・〇三 六五・〇三・〇〇 六五・〇四 六五・〇四・〇〇 六五・〇五 六五・〇五・一〇 六五・〇五・九〇 六五・〇六 六五・〇六・一〇 六五・〇六・九一	フェルト製の帽体(成型し又はつばを付けたものを除く。)並びにフェルト製のプラトウ及びマンシヨン(スリットマンシヨンを含む。) 帽体(組んだもの及びストリップ(材料を問わない。))を組み合せて作つたものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。 フェルト製の帽子(第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) 帽子(組んだもの及びストリップ(材料を問わない。))を組み合せて作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。 帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。))から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) ヘアネット その他のもの その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) 安全帽子 一 革製のもの及び毛皮付きのもの 二 その他のもの その他のもの ゴム製又はプラスチック製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	三・六% 三・四% 七% 五・三% 三・八% 七% 五・八% 五・三% 五・八% 五・三%
--	--	--	--

六五・〇六・九二	毛皮製のもの	六・六%
六五・〇六・九九	その他の材料製のもの	
	一 革製のもの及び毛皮付きのもの	五・八%
	二 その他のもの	五・三%
六五・〇七		
六五・〇七・〇〇	帽子用のすべり革、裏、カバ、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあこひも	四・六%

注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品 (第九〇・一七項参照)		
(b) ステッキ銃、仕込みつえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品 (第九三類参照)		
(c) 第九五類の物品 (例えば、がん具の傘)		
2 第六六・〇三項には、紡織用纖維製の部分品、トリミング及び附屬品並びにカバ、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品 (材料を問わない。) を含まない。これらの物品は、提示の際に第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。		
六六・〇一	傘 (つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。)	
六六・〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘	六・四%
六六・〇一・九一	その他のもの	
六六・〇一・九九	折畳み式のもの	六・四%
六六・〇二	その他のもの	六・四%
六六・〇二・〇〇	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	四・六%
六六・〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附屬品	
六六・〇三・一〇	握り	六・四%
六六・〇三・二〇	傘の骨 (中樑に取り付けたものを含む。)	六・四%
六六・〇三・九〇	その他のもの	六・四%
第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 人髪製のろ過布 (第五九・一一項参照)		
(b) レース、ししゅう布その他の紡織用纖維の織物類から製造した花柄のモチーフ (第二一部参照)		
(c) 履物 (第六四類参照)		
(d) 帽子及びヘアネット (第六五類参照)		

	(e) かん具、運動用具及びカーニバル用品(第九五類参照)	
	(f) 羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふりい(第九六類参照)	
	2 第六七・〇一項には、次の物品を含まない。	
	(a) 羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品(例えば、第九四・〇四項の羽根布団)	
	(b) 衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの	
	(c) 第六七・〇二項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品	
	3 第六七・〇二項には、次の物品を含まない。	
	(a) ガラス製品(第七〇類参照)	
	(b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの	
六七・〇一	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品(この項には、第〇五・〇五項の物置並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。)	四・六%
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	八%
六七・〇二・九〇	プラスチック製のもの	四・六%
六七・〇三	その他の材料製のもの	
六七・〇三・〇〇	人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。)及び羊毛、獣毛その他の紡織用纖維(かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。)	無税
六七・〇四	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用纖維製のものに限る。)	無税
	及び人髪製品(他の項に該当するものを除く。)	
	合成纖維材料製のもの	
	かつら(完成品に限る。)	
六七・〇四・一一	人髪製のもの	無税
六七・〇四・一九	その他のもの	無税
六七・〇四・二〇	その他の材料製のもの	無税
六七・〇四・九〇	その他の材料製のもの	無税
第三部	石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	
第六八類	品 陶磁製品並びにガラス及びその製品 石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	
注	1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第五類の物品 (b) 第四八・一〇項又は第四八・一二項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙(例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙)	

六八〇・二・九二	母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類	(c) 第五六類又は第五九類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類(例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類)	無税
六八〇・二・九三	第七二類の製品	(d) 第七二類の製品	無税
六八〇・二・九四	第八二類の工具及びその部分品	(e) 第八二類の工具及びその部分品	無税
六八〇・二・九五	第八四・四二項のリソグラフィックストーン	(f) 第八四・四二項のリソグラフィックストーン	無税
六八〇・二・九六	がい子(第八五・四六項参照)及び第八五・四七項の電気絶縁用物品	(g) がい子(第八五・四六項参照)及び第八五・四七項の電気絶縁用物品	無税
六八〇・二・九七	歯科用バー(第九〇・一八項参照)	(h) 歯科用バー(第九〇・一八項参照)	無税
六八〇・二・九八	第九一類の物品(例えば、時計及び時計のケース)	(i) 第九一類の物品(例えば、時計及び時計のケース)	無税
六八〇・二・九九	第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)	(j) 第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)	無税
六八〇・二・一〇〇	第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	(k) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	無税
六八〇・二・一〇一	第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品(例えば、ボタン)、第九六・〇九項の物品(例えば、石筆)及び第九六・一〇項の物品(例えば、石盤)	(l) 第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品(例えば、ボタン)、第九六・〇九項の物品(例えば、石筆)及び第九六・一〇項の物品(例えば、石盤)	無税
六八〇・二・一〇二	第九七類の物品(例えば、美術品)	(m) 第九七類の物品(例えば、美術品)	無税
六八〇・二・一〇三	第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したものほか、その他の天然石(例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト)を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。	2 第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したものほか、その他の天然石(例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト)を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。	無税
六八〇・二・一〇四	舗装用の石、縁石及び敷石(天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。)	舗装用の石、縁石及び敷石(天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。)	無税
六八〇・二・一〇五	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第六八・〇二項の物品を除く。)、天然石(スレートを含まない。)	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第六八・〇二項の物品を除く。)、天然石(スレートを含まない。)	無税
六八〇・二・一〇六	製のもの(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	製のもの(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	無税
六八〇・二・一〇七	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。))であるか否かを問わないものとし、面積が最大の面を二辺が七センチメートル未満の正方形により包含することが出来るものに限り、並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。))であるか否かを問わないものとし、面積が最大の面を二辺が七センチメートル未満の正方形により包含することが出来るものに限り、並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	無税
六八〇・二・一〇八	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。)	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。)	無税
六八〇・二・一〇九	大理石、トラバーチン及びアラバスター	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税
六八〇・二・一一〇	その他の石質の石	その他の石質の石	無税
六八〇・二・一一一	花こう岩	花こう岩	無税
六八〇・二・一一二	その他の石	その他の石	無税

六八〇・二・九三	花こう岩	(c) 第五六類又は第五九類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類(例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類)	無税
六八〇・二・九四	第七二類の製品	(d) 第七二類の製品	無税
六八〇・二・九五	第八二類の工具及びその部分品	(e) 第八二類の工具及びその部分品	無税
六八〇・二・九六	第八四・四二項のリソグラフィックストーン	(f) 第八四・四二項のリソグラフィックストーン	無税
六八〇・二・九七	がい子(第八五・四六項参照)及び第八五・四七項の電気絶縁用物品	(g) がい子(第八五・四六項参照)及び第八五・四七項の電気絶縁用物品	無税
六八〇・二・九八	歯科用バー(第九〇・一八項参照)	(h) 歯科用バー(第九〇・一八項参照)	無税
六八〇・二・九九	第九一類の物品(例えば、時計及び時計のケース)	(i) 第九一類の物品(例えば、時計及び時計のケース)	無税
六八〇・二・一〇〇	第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)	(j) 第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)	無税
六八〇・二・一〇一	第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	(k) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	無税
六八〇・二・一〇二	第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品(例えば、ボタン)、第九六・〇九項の物品(例えば、石筆)及び第九六・一〇項の物品(例えば、石盤)	(l) 第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品(例えば、ボタン)、第九六・〇九項の物品(例えば、石筆)及び第九六・一〇項の物品(例えば、石盤)	無税
六八〇・二・一〇三	第九七類の物品(例えば、美術品)	(m) 第九七類の物品(例えば、美術品)	無税
六八〇・二・一〇四	第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したものほか、その他の天然石(例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト)を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。	2 第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したものほか、その他の天然石(例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト)を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。	無税
六八〇・二・一〇五	舗装用の石、縁石及び敷石(天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。)	舗装用の石、縁石及び敷石(天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。)	無税
六八〇・二・一〇六	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第六八・〇二項の物品を除く。)、天然石(スレートを含まない。)	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第六八・〇二項の物品を除く。)、天然石(スレートを含まない。)	無税
六八〇・二・一〇七	製のもの(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	製のもの(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	無税
六八〇・二・一〇八	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。))であるか否かを問わないものとし、面積が最大の面を二辺が七センチメートル未満の正方形により包含することが出来るものに限り、並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。))であるか否かを問わないものとし、面積が最大の面を二辺が七センチメートル未満の正方形により包含することが出来るものに限り、並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	無税
六八〇・二・一〇九	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。)	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品(単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。)	無税
六八〇・二・一一〇	大理石、トラバーチン及びアラバスター	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税
六八〇・二・一一一	その他の石質の石	その他の石質の石	無税
六八〇・二・一一二	花こう岩	花こう岩	無税
六八〇・二・一一三	その他の石	その他の石	無税

六八〇六・九〇	（これらの相互の混合物を含む。） その他のもの	無税
六八〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品	無税
六八〇七・二〇	ロール状のもの	無税
六八〇七・九〇	その他のもの	無税
六八〇八	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくす、ウッドチップ、小片、のこくすその他の木くずをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	無税
六八〇八・〇〇	プラスチック又はプラスチックをもとにした材料から成る製品	無税
六八〇九	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）	無税
六八〇九・一一	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらにより補強したもの	無税
六八〇九・一九	その他のもの	無税
六八〇九・九〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	無税
六八・一〇	その他の製品	無税
六八・一〇・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	無税
六八・一〇・一九	建築用のブロック及びれんが	無税
六八・一〇・二〇	その他のもの	無税
六八・一〇・九一	管	無税
六八・一〇・九二	その他の製品	無税
六八・一〇・九三	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	無税
六八・一一	その他のもの	無税
六八・一一・一〇	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	無税
六八・一一・二〇	波板	三・九%
六八・一一・三〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	三・九%
六八・一一・四〇	管及び管継手	三・九%
六八・一一・五〇	その他の製品	三・九%
六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもとにした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもとにした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、繊維、衣類、帽子、履物及びガセット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一二項の物品を除く。）	無税
六八・一二・一〇	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもとにした混合物	無税

六八・一二・二〇	及び石綿と炭酸マグネシウムとをもとにした混合物	三・九%
六八・一二・三〇	糸	三・九%
六八・一二・四〇	ひも（組んであるかないかを問わない。）	三・九%
六八・一二・五〇	織物及び編物	三・九%
六八・一二・六〇	衣類、衣類付属品、履物及び帽子	三・九%
六八・一二・七〇	紙、厚紙及びフェルト	三・九%
六八・一二・九〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	三・九%
六八・一三	その他のもの	三・九%
六八・一三・一〇	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとにしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	無税
六八・一三・九〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド	無税
六八・一四	一 自動車の部分品	無税
六八・一四・一〇	二 その他のもの	三・四%
六八・一四・二〇	一 自動車の部分品	無税
六八・一四・三〇	二 その他のもの	三・四%
六八・一四・四〇	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	無税
六八・一四・五〇	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）	無税
六八・一五	その他のもの	無税
六八・一五・一〇	石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税
六八・一五・二〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	無税
六八・一五・三〇	泥炭製品	無税
六八・一五・四〇	その他の製品	無税
六八・一五・五〇	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含むもの	無税
六八・一五・六〇	その他のもの	無税

注
一 この類には、成形した後焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第六九・〇四項から第六九・一四項までは、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。	
(a) 第二八・四四項の物品	
(b) 第七二類の物品(例えば、身辺用模造細貨類)	
(c) 第八一・一二項のサメット	
(d) 第八二類の物品	
(e) がい子(第八五・四六項参照)及び第八五・四七項の電気絶縁用物品	
(f) 義歯(第九〇・二二項参照)	
(g) 第九一類の物品(例えば、時計及び時計のケース)	
(h) 第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)	
(i) 第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)	
(k) 第九六・〇六項の物品(例えば、ボタン)及び第九六・一四項の物品(例えば、喫煙用パイプ)	
(l) 第九七類の物品(例えば、美術品)	
第一節 けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品	
六九・〇一	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。)
六九・〇一・〇〇	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)
六九・〇二	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇%を超えるもの
六九・〇二・一〇	アルミナ(Al ₂ O ₃)若しくはシリカ(SiO ₂)又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの
六九・〇二・二〇	その他のもの
六九・〇二・九〇	その他の陶磁製耐火製品(例えば、レトルト、るつば、マップル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒、けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)
六九・〇三	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの
六九・〇三・一〇	アルミナ(Al ₂ O ₃)又はアルミナとシリカ(SiO ₂)との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの
六九・〇三・二〇	その他のもの
六九・〇三・九〇	第二節 その他の陶磁製品
六九・〇四	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、ファイ
	無税

六九・〇四・一〇	ラータイルその他これらに類する物品	無税
六九・〇四・九〇	建設用れんが	無税
六九・〇五	その他のもの	
六九・〇五・一〇	かわら、煙突用品、建築用裝飾品その他の建設用陶磁製品	無税
六九・〇五・九〇	その他のもの	
六九・〇六	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	無税
六九・〇六・〇〇	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)	無税
六九・〇七	陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)	無税
六九・〇七・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を二辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができものに限る。)	二・六%
六九・〇七・九〇	その他のもの	二・六%
六九・〇八	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)	二・六%
六九・〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を二辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができものに限る。)	二・六%
六九・〇八・九〇	その他のもの	二・六%
六九・〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のけい、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつば、ジャーその他これらに類する製品	三・二%
六九・〇九・一〇	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品	三・二%
六九・〇九・二〇	磁器製のもの	無税
六九・〇九・九〇	その他のもの	無税
六九・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備品	無税
六九・一〇・一〇	磁器製のもの	無税
六九・一〇・九〇	その他のもの	無税
六九・一一	磁器製の食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及び化粧用品	無税
六九・一一・一〇	食卓用品及び台所用用品	三・四%

六九・一一・九〇	その他のもの	三・四%
六九・一二	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)	三・四%
六九・一二・〇〇	陶磁製の小像その他の装飾品	三・四%
六九・一三	磁器製のもの	三・四%
六九・一三・一〇	その他のもの	三・四%
六九・一三・九〇	その他の陶磁製品	三・四%
六九・一四	磁器製のもの	無税
六九・一四・一〇	その他のもの	無税
六九・一四・九〇	その他のもの	無税

第七〇類 ガラス及びその製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第三二・〇七項の物品(例えば、ほうろく及びうぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの)
- (b) 第七二類の物品(例えば、身辺用機造細貨類)
- (c) 第八五・四四項の光ファイバーケーブル、がい子(第八五・四六項参照)及び第八五・四七項の電気絶縁用物品
- (d) 第九〇類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品
- (e) 第九四・〇五項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品(光源を挿入付けたものに限る。)
- (f) 第九五類の眼鏡、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品(仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人物その他の物品に使用するものを除く。)
- (g) 第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品
- 2 第七〇・〇二項から第七〇・〇五項までにおいては、次に定めるところによる。
- (a) 焼きなまし前に経た工程は、加工としない。
- (b) 板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。
- (c) 「吸収層又は反射層」とは、ガラスの透明度又は半透明度を保持しつつ、赤外線等を吸収し又は反射特性を高めるために塗布した金属又は化合物(例えば、金属酸化物)の極めて薄い層をいう。
- 3 第七〇・〇六項の物品は、製品の特性を有する可成り少ないかを問わない。
- 4 第七〇・〇九項において「ガラスウール」とは、次の物品をいう。
- (a) シリカ(SiO₂)の含有量が全重量の六〇%以上の鉱物性ウール
- (b) シリカ(SiO₂)の含有量が全重量の六〇%未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物(K₂O又はNa₂O)の含有量が全重量の五%を超え又は三酸化二ほう素(B₂O₃)の含有量が全重量の二%を超えるもの
- (a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇六項に属する。
- 5 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

号注		
1 第七〇・一三・二二号、第七〇・一三・三二号及び第七〇・一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛(PbO)の含有量が全重量の二四%以上のガラスのみをいう。		
七〇・〇一	ガラスのくず及び塊	無税
七〇・〇一・〇〇	ガラスの球(第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。)、棒	無税
七〇・〇一・一〇	及び管(加工しないものに限る。)	無税
七〇・〇一・二〇	棒	無税
七〇・〇一・三〇	管	無税
七〇・〇一・三二	石英ガラスのもの	無税
七〇・〇一・三三	その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から二〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。)	無税
七〇・〇一・三九	その他のもの	無税
七〇・〇二	練込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス(吸収層又は反射層を有する可成り少ないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	無税
七〇・〇三	板ガラス(金属の線又は網を入れたものを除く。)	無税
七〇・〇三・二一	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの	無税
七〇・〇三・二二	その他のもの	無税
七〇・〇三・二九	溝型ガラス	無税
七〇・〇三・三〇	板ガラス(金属の線又は網を入れたものに限る。)	無税
七〇・〇三・三二	溝型ガラス	無税
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層又は反射層を有する可成り少ないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	無税
七〇・〇四・一〇	板ガラス(色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。)	無税
七〇・〇四・九〇	その他のもの	無税
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層又は反射層を有する可成り少ないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	無税
七〇・〇五・一〇	金属の線又は網を入れたガラスで吸収層又は反射層を有するもの	六・三%
七〇・〇五・二二	金属の線又は網を入れないその他のガラス	六・三%
七〇・〇五・二九	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	六・三%
七〇・〇五・三二	その他のもの	六・三%

七〇〇五・三〇	一 厚さが四ミリメートル以下のもの 二 その他のもの	四・六%
七〇〇六	金属の線又は網を入れたもの	六・三%
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろく引きをし又はその他の加工をしたものに限定するものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	六・三%
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。） 強化ガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適用する寸法及び形状のもの 一 自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適用する寸法及び形状のもの 二 その他のもの	無税
七〇〇七・一一	合わせガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適用する寸法及び形状のもの その他のもの	無税
七〇〇七・一九	その他のもの	五・三%
七〇〇七・二二	その他のもの	五・三%
七〇〇七・二九	その他のもの	無税
七〇〇八	断熱用複層ガラス	五・二%
七〇〇八・〇〇	ガラス鏡（枠付きであるか否かを問わないものとし、バックミラーを含む。）	無税
七〇・〇九	バックミラー（車両用のものに限る。）	無税
七〇〇九・一〇	その他のもの	無税
七〇〇九・九一	枠付きでないもの	無税
七〇〇九・九二	枠付きのもの	無税
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	無税
七〇・一一	アンブル	無税
七〇・一二	その他のもの	無税
七〇・一三	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	無税
七〇・一四	電灯用のもの	無税
七〇・一五	陰極線管用のもの	無税
七〇・一六	その他のもの	無税

七〇・二二	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	無税
七〇・二三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	四・六%
七〇・二四	ガラスセラミックス製のもの	四・六%
七〇・二五	コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	四・六%
七〇・二六	鉛ガラス製のもの	四・六%
七〇・二七	鉛ガラス製のもの	四・六%
七〇・二八	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	四・六%
七〇・二九	鉛ガラス製のもの	五・八%
七〇・三〇	線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの	五・八%
七〇・三一	その他のもの	五・八%
七〇・三二	その他のガラス製品	五・八%
七〇・三三	鉛ガラス製のもの	五・八%
七〇・三四	その他のもの	無税
七〇・三五	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	無税
七〇・三六	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるか否かを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	無税
七〇・三七	視力矯正眼鏡用のガラス	無税
七〇・三八	その他のもの	無税
七〇・三九	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるか否かを問わない。）	無税
七〇・四〇	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるか否かを問わない。）	無税
七〇・四一	ステンダグラスその他これに類する形状の多泡ガラス	無税
七〇・四二	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるか否かを問わない。）	無税

- (a) 白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金として取り扱う。
- (b) 金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%未満のものは、金の合金として取り扱う。
- (c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金として取り扱う。
- 6 この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を単金属又は非金属にめつた物品を含まない。
- 7 この表において「貴金属を張つた金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張つた金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、単金属に貴金属を象眼したものを含む。
- 8 第七一・一三項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。
 - (a) 小形の身辺用装飾品(例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるか否かを問わない。)
 - (b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品。
- 9 第七一・一四項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用事務用又は宗教用の製品を含む。
- 10 第七一・一七項において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)の身辺用細貨類(第九六・〇六項のボタンその他の物品並びに第九六・一五項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。)で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属を使用してないものをいう。これらの物品で、貴金属をめつたもの及び貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。

号注

- 1 第七二〇六・一〇号、第七二〇八・一〇号、第七二一〇・一〇号、第七二一〇・二二号、第七二一〇・三二号及び第七二一〇・四一において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが〇・五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。
- 2 第七二一〇・一一号及び第七二一〇・一九号において白金には、注4(b)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。
- 3 第七二・一〇項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

第一節 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石

七十二・〇一 天然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)

七十二・〇二 天然真珠

七〇一・二二	加工してないもの	無税
七〇一・二三	加工したもの	無税
七二・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	無税
七〇二・一〇	選別してないもの	無税
七二〇二・二二	工業用のもの	無税
七二〇二・二九	加工してないもの及び単にひき、クリープし又はブルーチしたものの	無税
七二〇二・三二	その他のもの	無税
七二〇二・三九	工業用以外のもの	無税
七二・〇三	加工してないもの及び単にひき、クリープし又はブルーチしたものの	無税
七二・〇四	その他のもの	無税
七二〇三・九一	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七二〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの	無税
七二〇三・九九	その他の加工をしたもの	無税
七二・〇四	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	無税
七二〇四・一〇	その他のもの	無税
七二〇四・二〇	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七二〇四・九〇	ピエゾエレクトリッククォーツ	無税
七二〇五・一〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）	無税
七二〇五・九〇	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	無税
七二・〇六	ダイヤモンドのもの	無税
七二〇六・一〇	その他のもの	無税
七二〇六・九一	第二節 貴金属及び貴金属を張つた金属 銀（金又は白金をめつた銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） 粉 その他のもの 加工してないもの	無税

七二〇六・九二	一次製品	無税
七二〇七	銀を張った卑金屬(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	無税
七二〇七・〇〇	金(白金をめつきた金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	無税
七二〇八	マネタリーゴールド以外のもの	無税
七二〇八・二一	粉	無税
七二〇八・二二	その他の形状のもの(加工していないものに限る。)	無税
七二〇八・二三	その他の形状のもの(一次製品に限る。)	無税
七二〇八・二〇	マネタリーゴールド	無税
七二〇九	金を張った卑金屬及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	無税
七二〇九・〇〇	白金(加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	無税
七二・一〇	白金	無税
七二・一〇・一一	加工していないもの及び粉状のもの	無税
七二・一〇・一九	その他のもの	無税
七二・一〇・二二	パラジウム	無税
七二・一〇・二九	加工していないもの及び粉状のもの	無税
七二・一〇・三二	その他のもの	無税
七二・一〇・三九	ロジウム	無税
七二・一〇・四一	加工していないもの及び粉状のもの	無税
七二・一〇・四九	その他のもの	無税
七二・一一	イリジウム、オスミウム及びルテニウム	無税
七二・一一・〇〇	加工していないもの及び粉状のもの	無税
七二・一一・〇〇	白金を張った卑金屬、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	無税
七二・一一・一〇	貴金屬又は貴金屬を張った金屬のくす	無税
七二・一一・二〇	金のくす(金を張った金屬のくすを含むものとし、その他の貴金屬を含む加工くすを除く。)	無税
七二・一一・二〇	白金のくす(白金を張った金屬のくすを含むものとし、その他の貴金屬を含む加工くすを除く。)	無税
七二・一一・九〇	その他のもの	無税
七二・一三	第二節 身辺用細貨類、細工品その他の製品 身辺用細貨類及びその部分品(貴金屬製又は貴金屬を張った金屬製のものに限る。)	無税

七二・一三・一一	貴金屬製のもの(貴金屬をめつきてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・二%
七二・一三・一九	銀製のもの(その他の貴金屬をめつきてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・二%
七二・一三・二〇	その他の貴金屬製のもの(貴金屬をめつきてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・二%
七二・一四	白金製のもの(その他の貴金屬をめつきてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・二%
七二・一四・一一	白金製のもの(貴金屬をめつきてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・六%
七二・一四・一九	銀製のもの(その他の貴金屬をめつきてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	六・六%
七二・一四・二〇	その他の貴金屬製のもの(貴金屬をめつきてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	三・三%
七二・一五	貴金屬を張った卑金屬製のもの	三・三%
七二・一五・一〇	その他の製品(貴金屬製又は貴金屬を張った金屬製のものに限る。)	無税
七二・一五・九〇	触媒(白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。)	無税
七二・一六・一〇	天然又は養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	無税
七二・一六・二〇	天然又は養殖の真珠製のもの	無税
七二・一七	一 格付けした真珠を輸送のために一時的に糸に通したもの 二 その他のもの	六・二%
七二・一七・一一	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	三%
七二・一七・二一	一 理化学用又は工業用のもの 二 その他のもの	六・二%
七二・一七・三〇	身辺用模造細貨類	六・六%
七二・一七・四〇	卑金屬製のもの(貴金屬をめつきてあるかないかを問わない。)	六・六%
七二・一七・五〇	カフスボタン及び飾りボタン	六・四%
七二・一七・六〇	一 貴金屬をめつきた金屬、さんて、ぞうげ又はべつこ うを使用したもの 二 その他のもの	六・四%

その他の元素		合計一〇%
(b) 「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六%を超え二〇%以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a)に定める要件を満たすものをいう。		
(c) 「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鋳造法により得た形状又は粒状若しくは粉状(凝結させてあるかないかを問わない。)の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないものうち、鉄の含有量が全重量の四%以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの(鋼の含有量が全重量の一〇%を超えるものを除く。)をいう。		
クロム	一〇%	
マンガン	三〇%	
りん	三%	
けい素	八%	
その他の元素(炭素を除く。)	合計一〇%	
(d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材(鋳造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第七二・〇三項のものを除く。)で、炭素の含有量が全重量の二%以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の二%を超えるものを除く。		
(e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の一・二%以下で、クロムの含有量が全重量の一〇・五%以上の合金鋼(鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかないかを問わない。)をいう。		
(f) 「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。		
アルミニウム	〇・三%	
ほう素	〇・〇〇〇八%	
クロム	〇・三%	
コバルト	〇・三%	
銅	〇・四%	
鉛	〇・四%	
マンガン	一・六五%	
モリブデン	〇・〇八%	
ニッケル	〇・三%	
ニオブ	〇・〇六%	
けい素	〇・六%	
チタン	〇・〇五%	
タンゲステン	〇・三%	
バナジウム	〇・一%	
ジルコニウム	〇・〇五%	
その他の元素(硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。)	〇・一%	

- (g) 「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、ファイダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鋳造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、鉄鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。
- (h) 「粒」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%未満の物品で、目開きが五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。
- (i) 「半製品」とは、中空でない連続鋳造製品(第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。)及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品(形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。)をいうものとし、巻いたものを除く。
- (k) 「フラットロール製品」とは、横断面が長方形(正方形を除く。)であり、かつ、中空でない圧延製品で、(i)の規定に該当しないものうち次のものをいう。
- 連続的に層状に重ねて巻いたもの
- 巻いてないもので、厚さが四・七五ミリメートル未満、幅が厚さの一〇倍以上であるもの又は厚さが四・七五ミリメートル以上で、幅が一五〇ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの二倍以上であるもの
- フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様(例えば、溝、リブ、市松、波、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。
- フラットロール製品で、長方形(正方形を含む。)以外の形状のもの(大きさを問わない。)のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が六〇〇ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。
- (l) 「棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が四角形、弓形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、三角形その他の凸多角形のもの(凸多角形に限る。)を有し、かつ、中空でない物品で、(i)から(l)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で鋸、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)を含む。
- (m) 「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状(四角形、弓形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、三角形その他の凸多角形に限る。)を有し、かつ、中空でない物品で、(i)から(l)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で鋸、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)及び圧延後ねじつたものを含む。
- (n) 「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(i)から(m)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。
- ただし、第七二・〇一又は第七三・〇一又は第七三・〇二の物品を含まない。
- (o) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品(巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。)で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。
- (p) 「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルを超え五・二ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の二分の一以下であるもの(横断面の形状を問わない。)をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第七三・〇四項に属する。
- 材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなし

七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	無税	七二・〇八・二一	めつきし又は被覆したものを除く。 厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたものに限り。)	三・九%
七二・〇四・二一	合金鋼のくず	無税	七二・〇八・二二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	三・九%
七二・〇四・二二	ステンレス鋼のもの	無税	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%
七二・〇四・二九	その他のもの	無税	七二・〇八・二二	二 その他のもの	三・九%
七二・〇四・三〇	すずをめつきした鉄鋼のくず	無税	七二・〇八・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・六%
七二・〇四・四一	その他のくず	無税	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・九%
七二・〇四・四二	切削くず及び打抜きくず(束ねてあるかないかを問わない。)	無税	七二・〇八・二二	二 その他のもの	四・六%
七二・〇四・四九	その他のもの	無税	七二・〇八・二二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	三・九%
七二・〇四・五〇	再溶解用のインゴット	五・七%	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%
	一 合金鋼のもの	四・一%	七二・〇八・二二	二 その他のもの	三・九%
七二・〇五	鉄鉄、スビーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	無税	七二・〇八・二二	厚さが三ミリメートル未満のもの	三・九%
七二・〇五・二一	合金鋼のもの	無税	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%
七二・〇五・二二	その他のもの	無税	七二・〇八・二二	二 その他のもの	三・九%
七二・〇六	第二節 鉄及び非合金鋼	無税	七二・〇八・二二	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたものに限り。	三・九%
七二・〇六・一〇	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの(第七二・〇三項の鉄を除く。)	無税	七二・〇八・二二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	三・九%
七二・〇六・九〇	インゴット	無税	七二・〇八・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	三・九%
	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%	七二・〇八・二二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	三・九%
	二 その他のもの	無税	七二・〇八・二二	厚さが三ミリメートル未満のもの	三・九%
	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%	七二・〇八・二二	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限り。)	三・九%
	二 その他のもの	無税	七二・〇八・二二	四面圧延又はクロズドボックスパスによるもの(幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限り。)	三・九%
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	無税	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%
七二・〇七・二一	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの	無税	七二・〇八・二二	二 その他のもの	三・九%
七二・〇七・二二	横断面が長方形(正方形を含む。)のもので、幅が厚さの二倍未満のもの	無税	七二・〇八・二二	その他のもの(厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限り。)	三・九%
七二・〇七・二二	その他のもの(横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。)	無税	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%
七二・〇七・一九	その他のもの	無税	七二・〇八・二二	二 その他のもの	三・九%
七二・〇七・二〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のもの	無税	七二・〇八・二二	その他のもの(厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限り。)	三・九%
七二・〇八	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・九%
	二 その他のもの	無税	七二・〇八・二二	二 その他のもの	四・六%
	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので幅が一〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、	四・六%	七二・〇八・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・九%

七〇八・三三	二 その他のもの その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上二〇ミリメートル以下のものに限る。)	四・六%	七〇九・二三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・三四	二 その他のもの その他のもの(厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。)	三・九% 四・六%	七〇九・一四	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・三五	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの その他のもの(厚さが三ミリメートル未満のものに限る。)	三・九% 四・六%	七〇九・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・四一	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限る。)	三・九% 四・六%	七〇九・三二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・四二	四 面圧延又はクロースドボックスパスによるもの(幅が一・二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。)	三・九%	七〇九・三三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・四三	その他のもの(厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。)	三・九%	七〇九・三三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・四四	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。)	三・九%	七〇九・三三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・四五	その他のもの(厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。)	三・九%	七〇九・三三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七〇八・九〇	その他のもの(厚さが三ミリメートル未満のものに限る。)	三・九%	七〇九・三三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七二〇・九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつき又は被覆したものを除く。)	三・九%	七〇九・三四	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七二〇・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの(冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。))で巻いたものに限る。)	三・九%	七〇九・四一	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七二〇・一二	厚さが三ミリメートル以上のもの	三・九%	七〇九・四二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七二〇・二二	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%	七〇九・四三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七二〇・三三	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%	七〇九・四四	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%
七二〇・四四	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九% 四・六%	七二〇・九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつき又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。)	三・九% 四・六%

七二〇・一一	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	三・九%
七二〇・一二	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	三・九%
七二〇・二〇	鉛をめつきたもの(ターンプレートを含む。)	三・九%
七二〇・三二	亜鉛を電気めつきたもの	
	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	三・九%
	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%
	二 その他のもの	三・九%
七二〇・三九	亜鉛をめつきたもの(電気めつきによるものを除く。)	三・九%
七二〇・四一	波形にしたもの	三・九%
七二〇・四九	その他のもの	三・九%
七二〇・五〇	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	三・九%
七二〇・六〇	アルミニウムをめつきたもの	三・九%
七二〇・七〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	三・九%
七二〇・九〇	その他のもの	三・九%
	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・九%
	二 その他のもの	四・六%
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの(熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	三・九%
	四面圧延又はクロースドボックスパスによるもの(幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。)	三・九%
	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・六%
	二 その他のもの	三・九%
七二・一二	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。)	三・九%
	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・九%
	二 その他のもの	四・六%
七二・一三	その他のもの	三・九%
七二・一四	その他のもの	三・九%
七二・一五	その他のもの	三・九%
七二・一六	その他のもの	三・九%
七二・一七	その他のもの	三・九%
七二・一八	その他のもの	三・九%
七二・一九	その他のもの	三・九%
七二・二〇	その他のもの	三・九%
七二・二一	その他のもの	三・九%
七二・二二	その他のもの	三・九%
七二・二三	その他のもの	三・九%
七二・二四	その他のもの	三・九%
七二・二五	その他のもの	三・九%
七二・二六	その他のもの	三・九%
七二・二七	その他のもの	三・九%
七二・二八	その他のもの	三・九%
七二・二九	その他のもの	三・九%
七二・三〇	その他のもの	三・九%
七二・三一	その他のもの	三・九%
七二・三二	その他のもの	三・九%
七二・三三	その他のもの	三・九%
七二・三四	その他のもの	三・九%
七二・三五	その他のもの	三・九%
七二・三六	その他のもの	三・九%
七二・三七	その他のもの	三・九%
七二・三八	その他のもの	三・九%
七二・三九	その他のもの	三・九%
七二・四〇	その他のもの	三・九%
七二・四一	その他のもの	三・九%
七二・四二	その他のもの	三・九%
七二・四三	その他のもの	三・九%
七二・四四	その他のもの	三・九%
七二・四五	その他のもの	三・九%
七二・四六	その他のもの	三・九%
七二・四七	その他のもの	三・九%
七二・四八	その他のもの	三・九%
七二・四九	その他のもの	三・九%
七二・五〇	その他のもの	三・九%
七二・五一	その他のもの	三・九%
七二・五二	その他のもの	三・九%
七二・五三	その他のもの	三・九%
七二・五四	その他のもの	三・九%
七二・五五	その他のもの	三・九%
七二・五六	その他のもの	三・九%
七二・五七	その他のもの	三・九%
七二・五八	その他のもの	三・九%
七二・五九	その他のもの	三・九%
七二・六〇	その他のもの	三・九%
七二・六一	その他のもの	三・九%
七二・六二	その他のもの	三・九%
七二・六三	その他のもの	三・九%
七二・六四	その他のもの	三・九%
七二・六五	その他のもの	三・九%
七二・六六	その他のもの	三・九%
七二・六七	その他のもの	三・九%
七二・六八	その他のもの	三・九%
七二・六九	その他のもの	三・九%
七二・七〇	その他のもの	三・九%
七二・七一	その他のもの	三・九%
七二・七二	その他のもの	三・九%
七二・七三	その他のもの	三・九%
七二・七四	その他のもの	三・九%
七二・七五	その他のもの	三・九%
七二・七六	その他のもの	三・九%
七二・七七	その他のもの	三・九%
七二・七八	その他のもの	三・九%
七二・七九	その他のもの	三・九%
七二・八〇	その他のもの	三・九%
七二・八一	その他のもの	三・九%
七二・八二	その他のもの	三・九%
七二・八三	その他のもの	三・九%
七二・八四	その他のもの	三・九%
七二・八五	その他のもの	三・九%
七二・八六	その他のもの	三・九%
七二・八七	その他のもの	三・九%
七二・八八	その他のもの	三・九%
七二・八九	その他のもの	三・九%
七二・九〇	その他のもの	三・九%
七二・九一	その他のもの	三・九%
七二・九二	その他のもの	三・九%
七二・九三	その他のもの	三・九%
七二・九四	その他のもの	三・九%
七二・九五	その他のもの	三・九%
七二・九六	その他のもの	三・九%
七二・九七	その他のもの	三・九%
七二・九八	その他のもの	三・九%
七二・九九	その他のもの	三・九%
七三・〇〇	その他のもの	三・九%

七二五・九〇	その他のもの	冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)
七二・一六	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	
七二六・一〇	二 その他のもの	
	鉄又は非合金鋼の形鋼	
	U形鋼、I形鋼及びH形鋼(高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
	山形鋼及びT形鋼(高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
七二六・二一	山形鋼	
七二六・二二	T形鋼	
	U形鋼、I形鋼及びH形鋼(高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
七二六・三二	I形鋼	
七二六・三三	H形鋼	
七二六・四〇	山形鋼及びT形鋼(高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
七二六・五〇	その他の形鋼(熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
七二六・六〇	形鋼(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
七二六・九〇	その他のもの	
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	
	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの	
	めつき及び被覆のいずれでもないもの(研磨してあるかないかを問わない。)	
	亜鉛をめつきたもの	
七二七・二一	その他の卑金属をめつきたもの	
七二七・二二	その他のもの	
七二七・二三	炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のもの	
七二七・一九	めつき及び被覆のいずれでもないもの(研磨してあるかないかを問わない。)	
七二七・二二	亜鉛をめつきたもの	
七二七・二三	その他のもの	

七二七・二三	その他の卑金属をめつしたものの その他のもの	三・九%
七二七・二九	炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のもの めつき及び被覆のいずれもしてないもの(研磨してあるかな いかを問わない。)	三・九%
七二七・三二	亜鉛をめつしたものの その他の卑金属をめつしたものの その他のもの	四・六%
七二七・三三	その他の卑金属をめつしたものの その他のもの	四・六%
七二七・三九	第三節 ステンレス鋼 ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品 インゴットその他の一次形状のもの その他のもの	四・六%
七二八・一〇	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル以 上のものに限る。)	四・六%
七二八・九〇	熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いたも の	四・六%
七二九・一一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	四・六%
七二九・一二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・六%
七二九・一三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二九・一四	厚さが三ミリメートル未満のもの 熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いてな いもの	四・六%
七二九・二二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	四・六%
七二九・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・六%
七二九・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二九・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの 冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	四・六%
七二九・三二	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	四・六%
七二九・三三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	四・六%
七二九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	四・六%
七二九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二九・九〇	その他のもの ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル未 満のものに限る。)	四・六%
七三〇・一一	熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	四・六%
七三〇・一一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	四・六%

七三〇・二二	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの 冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	四・六%
七三〇・二〇	その他のもの	四・六%
七三〇・九〇	その他のもの	四・六%
七三二・一一	ステンレス鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに 限る。)	四・六%
七三二・二〇	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼 棒(熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものと し、更に加工したものを除く。)	四・六%
七三二・二〇	棒(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に 加工したものを除く。)	四・六%
七三二・三〇	その他の棒	四・六%
七三二・四〇	形鋼	四・六%
七三三・〇〇	ステンレス鋼の線 第四節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空下リ ル棒	四・六%
七三三・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品 インゴットその他の一次形状のもの	六・六%
七三三・二四	一 高速度鋼のもの	五・八%
七三三・二四	二 合金工具鋼のもの	四・六%
七三三・二四	三 その他のもの	六・六%
七三三・二四	その他のもの	六・六%
七三三・二四	一 高速度鋼のもの	五・八%
七三三・二四	二 合金工具鋼のもの	四・六%
七三三・二四	三 その他のもの	六・六%
七三三・二四	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル 以上のものに限る。)	四・六%
七三三・二四	けい素電気鋼のもの	六・六%
七三三・二四	高速度鋼のもの	六・六%
七三三・二四	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除 く。))で巻いたものに限る。)	五・八%
七三三・二四	一 合金工具鋼のもの	四・六%
七三三・二四	二 その他のもの	五・八%
七三三・二四	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除 く。))で巻いてないものに限る。)	四・六%
七三三・二四	一 合金工具鋼のもの	五・八%
七三三・二四	二 その他のもの	四・六%
七三三・二四	その他のもの(冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工 したものを除く。)	四・六%

七三・八・四〇	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%
七三・八・五〇	一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの	四・六%
七三・八・六〇	一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%
七三・八・七〇	一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの 形鋼	四・六%
七三・八・八〇	一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの 中空ドリル棒	五・八%
七二・二・九	その他の合金鋼の線 高速度鋼のもの	四・六%
七二・九・一〇	シリコマンガ鋼のもの	四・六%
七二・九・二〇	その他のもの	五・八%
七二・九・九〇	一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの	四・六%

七三・〇・一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	四・六%
七三・〇・一〇	一 合金鋼のもの 二 その他のもの 形鋼	三・九%
七三・〇・一〇	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轆差、轆轤棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまぐら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	三・九%

注	1 この類において「鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鑄造品で、第七二類の注1(d)に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。
	2 この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が一六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

第七三類 鉄鋼製品	
-----------	--

七三〇・二・一〇	レール	三・九%
七三〇・二・二〇	まくら木	三・九%
七三〇・二・三〇	トングレール、轆轤、転轆棒その他の分岐器の構成部分	三・九%
七三〇・二・四〇	継目板及びソールプレート	三・九%
七三〇・二・九〇	その他のもの	三・九%
七三〇・三・一〇	三・九%	
七三〇・三・〇〇	鑄鉄製の管及び中空の形材	三・九%
七三・四	鉄鋼製の管及び中空の形材（縦目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	
七三〇・四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五・二%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇・四・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ	無税
	一 ドリルパイプ	
	二 その他のもの	五・二%
	(一) 合金鋼製のもの	三・九%
	(二) その他のもの	
七三〇・四・三二	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
	一 ドリルパイプ	無税
	二 その他のもの	三・九%
	三 その他のもの	三・九%
七三〇・四・三九	その他のもの	無税
	一 ドリルパイプ	
	二 その他のもの	三・九%
	三 その他のもの	三・九%
七三〇・四・四一	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
	一 ドリルパイプ	無税
	二 その他のもの	五・二%
	三 その他のもの	五・二%
七三〇・四・四九	その他のもの	無税
	一 ドリルパイプ	
	二 その他のもの	五・二%
	三 その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
	一 ドリルパイプ	無税
	二 その他のもの	五・二%
七三〇・四・五一	その他のもの	無税
	一 ドリルパイプ	
	二 その他のもの	五・二%

七三〇四・五九	その他のもの	無税
七三〇四・九〇	一 ドリルパイプ 二 その他のもの その他のもの	五・二%
七三〇五・一一	一 ドリルパイプ 二 その他のもの (一) 合金鋼製のもの (二) その他のもの □ その他のもの	無税
七三〇五・二二	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもの、外径が四〇・六・四ミリメートルを超えるものに限る。)	五・二%
七三〇五・二九	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	三・九%
七三〇五・三二	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの	五・二%
七三〇五・九〇	一 合金鋼製のもの 二 その他のもの その他のもの	三・九%
七三〇五・九〇	一 合金鋼製のもの 二 その他のもの その他のもの	五・二%
七三〇六・一〇	一 合金鋼製のもの 二 その他のもの 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)	三・九%
七三〇六・二〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五・二%
五・二%	一 合金鋼製のもの	五・二%

七三〇六・二〇	二 その他のもの 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービン	三・九%
七三〇六・三〇	一 合金鋼製のもの 二 その他のもの	五・二%
七三〇六・四〇	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	三・九%
七三〇六・五〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・六〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・九〇	一 合金鋼製のもの 二 その他のもの	五・二%
七三〇七	一 合金鋼製のもの 二 その他のもの 鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） 三 鋳造した継手	五・二%
七三〇七・一一	非可鍛鉄製のもの	三・九%
七三〇七・一九	その他のもの	無税
七三〇七・二二	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	無税
七三〇七・二二	フランジ	無税
七三〇七・二二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式ののものに限る。）	無税
七三〇七・二二	継手（突合せ溶接式ののものに限る。）	無税
七三〇七・二九	その他のもの	無税
七三〇七・九一	フランジ	無税
七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式ののものに限る。）	無税
七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式ののものに限る。）	無税
七三〇七・九三	その他のもの	無税
七三〇八・一〇	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品	無税
七三〇八・二〇	橋及び橋げた 塔及び格子柱	無税

七三〇八・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税
七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	無税
七三〇八・九〇	その他のもの	無税
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	三・九%
七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	三・九%
七三・一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	三・九%
七三・一〇・二二	内容積が五〇リットル未満のもの	三・九%
七三・二二	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	三・九%
七三・二二	その他のもの	三・九%
七三・二二・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	三・九%
七三・二二・〇〇	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	三・九%
七三・二二・九〇	より線、ロープ及びケーブル	三・九%
七三・二二・九〇	その他のもの	三・九%
七三・二二・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及びねじつた二重線（有刺のものではないものを問わない。）	三・九%
七三・二二・〇〇	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）	三・九%
七三・二二・〇〇	ワイヤクロス（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	三・九%
七三・二二・〇〇	織つた物品	三・九%
七三・二二・〇〇	ステンレス鋼製のもの	三・九%
七三・二二・〇〇	その他のもの	三・九%
七三・二二・〇〇	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	三・九%
七三・二二・〇〇	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したもの	三・九%

七二四・四一	に限り、 その他のワイヤゲリル、網及び棚	三・九%
七二四・四二	亜鉛をめつきたもの	三・九%
七二四・四九	プラスチックを被覆したもの	三・九%
七二四・五〇	その他のもの	三・九%
七二五	エキスパンデッドメタル	三・九%
七二五・一一	鉄鋼製の鎖及びその部分品	無税
七二五・一二	連続リンクチェーン及びその部分品	無税
七二五・一九	ローラーチェーン	無税
七二五・二〇	その他の鎖	無税
七二五・八二	スキッドチェーン	無税
七二五・八二	スタッド付きチェーン	無税
七二五・八九	その他のもの(溶接リンクのものに限る。)	無税
七二五・九〇	その他の部分品	無税
七二六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	三・九%
七二七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ(第八三・〇五項のものを除く。)	三・九%
七二七・一八	その他のこれらに類する製品(銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。)	三・九%
七二八・一一	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリュー	三・九%
七二八・一二	フック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)	三・九%
七二八・一三	その他これらに類する製品	三・九%
七二八・一四	ねじを切った製品	三・九%
七二八・一五	コーチスクリュー	三・九%
七二八・一六	その他の木ねじ	三・九%
七二八・一九	スクリューフック及びスクリューリング	三・九%
七二八・二二	セルフタッピングスクリュー	三・九%
七二八・二二	その他のねじ及びボルト(ナット又は座金付きであるかないかを問わない。)	三・九%
七二八・二二	ナット	三・九%
七二八・二二	その他のもの	三・九%
七二八・二二	ねじを切つてない製品	三・九%
七二八・二二	ばね座金その他の止め座金	三・九%
七二八・二二	その他の座金	三・九%
七二八・二二	リベット	三・九%

七二八・二四	コッター及びコッターピン	三・四%
七二八・二九	その他のもの	三・四%
七二九・一〇	鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)	三・四%
七二九・二〇	針、ししゅう用穴あけ手針その他のこれらに類する物品	三・四%
七二九・三〇	縫針、かがり針及びししゅう針	三・四%
七三〇・一〇	安全ピン	三・四%
七三〇・二〇	その他のもの	三・四%
七三〇・二〇	鉄鋼製のねじ及びね板	三・四%
七三〇・二〇	板ばね及びそのね板	三・四%
七三〇・二〇	一 自動車用のシャシばね及びそのね板	三・四%
七三〇・二〇	二 その他のもの	三・四%
七三〇・二〇	コイルばね	三・四%
七三〇・二〇	一 自動車用のシャシばね	三・四%
七三〇・二〇	二 その他のもの	三・四%
七三〇・二〇	その他のもの	三・四%
七三〇・二〇	一 自動車用のシャシばね	三・四%
七三〇・二〇	二 その他のもの	三・四%
七三〇・二〇	その他のもの	三・四%
七三〇・二〇	鉄鋼製のストーフ、レンジ、炬、調理用加熱器(セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを除く。)	三・四%
七三〇・二〇	火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品(家庭用のものに限り、電気式のものを除く。)	三・四%
七三〇・二〇	調理用加熱器及び皿温め器	三・四%
七三〇・二〇	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	三・四%
七三〇・二〇	液体燃料用のもの	三・四%
七三〇・二〇	固体燃料用のもの	三・四%
七三〇・二〇	その他の器具	三・四%
七三〇・二〇	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	三・四%
七三〇・二〇	液体燃料用のもの	三・四%
七三〇・二〇	固体燃料用のもの	三・四%
七三〇・二〇	その他の器具	三・四%
七三〇・二〇	セントラルヒーティング用のラジエーター(電気加熱式のものを除く。)	三・四%
七三〇・二〇	ヒーター及び温風分配器(新鮮な又は調節した空気を供給する)とができるものを有するものとし、電気加熱式のものを除く。)	三・四%

量の九七・五%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素	全重量に対する限度(%)
銀 (Ag)	〇・二五
砒素 (As)	〇・五
カドミウム (Cd)	一・三
クロム (Cr)	一・四
マグネシウム (Mg)	〇・八
鉛 (Pb)	一・五
硫黄 (S)	〇・七
すず (Sn)	〇・八
テルル (Te)	〇・八
亜鉛 (Zn)	一
ジルコニウム (Zr)	〇・三
その他の各元素(*)	〇・三

* その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

(b) 「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのもをいう。

(i) 銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii) 銅以外の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるもの

(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りん含有量が全重量の一五%を超えるりん銅は、第二八・四八項に属する。

(d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引拔製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形

（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他のものを含むものとし、横断面が長方形（正方形を含む）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び熔結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びピレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の塊とみなす。

(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引拔製品

鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、機織板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限り)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一方の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限り。

もつとも、第七四・一四項の線には、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。

(g) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第七四・〇三項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一方の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの
長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

第七四・〇九項又は第七四・一〇項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、溝、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(h) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものに於ては、全長を通じて角を丸めたものを含む、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「銅・亜鉛合金(黄銅)」とは、銅と亜鉛の合金(銅及び亜鉛以外の元素を含むものかしないかを問わない。)をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含む場合には、次のすべての要件を満たすものをいう。
銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。
銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)参照。

すずの含有量が全重量の三%未満であること(銅・すず合金(青銅)参照)。

(b) 「銅・すず合金(青銅)」とは、銅とすずの合金(銅及びすず以外の元素を含むものかしないかを問わない。)をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含む場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の三%以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の一〇%未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。

(c) 「銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金(銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含むものかしないかを問わない。)で、ニッケルの含有量が全重量の五%以上のものをいう(銅・亜鉛合金(黄銅)参照)。

(d) 「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金(銅及びニッケル以外の元素を含むものかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の一%以下のものに限り)をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含む場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。

七四・〇一	銅のマット及びセメントカップパー(沈殿銅)	無税
七四・〇一・二〇	銅のマット	無税
七四・〇一・二〇	セメントカップパー(沈殿銅)	無税
七四・〇一	粗銅及び電解精製用陽極銅	一キログラムにつき一五円
七四・〇二・〇〇	精製銅又は銅合金の塊	一キログラムにつき一五円
七四・〇三	陰極銅及びその切断片	一キログラムにつき一五円
七四・〇三・一一	ワイヤバー	一キログラムにつき一五円
七四・〇三・一二	ビレット	一キログラムにつき一五円
七四・〇三・一九	その他のもの	一キログラムにつき一五円
七四・〇三・二一	銅合金	無税
七四・〇三・二二	銅・亜鉛合金(黄銅)	一キログラムにつき一五円
七四・〇三・二三	銅・すず合金(青銅)	一キログラムにつき一五円

七四〇・三・二三	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	一キログラムにつき一五円
七四〇・三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	一キログラムにつき一五円
七四・〇四	銅のくす	無税
七四・〇五	銅のマスターアロイ	四・八%
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	五・八%
七四・〇六・一〇	粉（薄片状のものを除く。）	五・八%
七四・〇六・二〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	五・八%
七四・〇七	銅の棒及び形材	五・八%
七四・〇七・一〇	精製銅のもの	五・八%
七四・〇七・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・八%
七四・〇七・三二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・六%
七四・〇七・二九	その他のもの	五・八%
七四・〇八	銅の線	
	精製銅のもの	五・八%
	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの	五・八%
七四・〇八・一一	その他のもの	五・八%
七四・〇八・一九	銅合金のもの	五・八%
七四・〇八・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・八%
七四・〇八・三二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・六%
七四・〇八・二九	その他のもの	五・八%
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	
	精製銅のもの	五・二%
	巻いたもの	五・二%
七四・〇九・一一	その他のもの	五・二%
七四・〇九・一九	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	四・八%
七四・〇九・二二	巻いたもの	四・八%
七四・〇九・二九	その他のもの	四・八%

七四〇・九・三一	銅・すず合金（青銅）のもの	四・八%
七四〇・九・三九	巻いたもの	四・八%
七四〇・九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・六%
七四〇・九・九〇	その他の銅合金のもの	四・八%
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	
	裏張りしてないもの	四・八%
七四・一〇・一一	精製銅のもの	五・二%
七四・一〇・二二	銅合金のもの	四・八%
七四・一〇・三二	裏張りしたもの	四・八%
七四・一〇・三三	精製銅のもの	四・八%
七四・一一	銅合金のもの	四・八%
七四・一一・一〇	精製銅のもの	五・二%
七四・一一・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・二%
七四・一一・三二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・二%
七四・一一・二九	その他のもの	六・六%
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びブリーフ）	
七四・一二・二〇	精製銅のもの	無税
七四・一二・二〇	銅合金のもの	無税
七四・一三	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	五・八%
七四・一三・〇〇	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	
七四・一四	機械用ワイヤエンドレスバンド	無税
七四・一四・一〇	その他のもの	無税
七四・一四・九〇	銅製のくき、びよう、画びよう、またくき（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリュー、ワッシャー、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね	無税

七四二・一〇	座金を含む。(その他これらに類する製品 くぎ、びょう、画びょう、またくぎその他これらに類する製品 その他のもの(ねじを切つたものを除く。)	無税
七四二・二一	座金(はね座金を含む。)	無税
七四二・二九	その他のもの	無税
七四一・三二	その他のもの(ねじを切つたものに限る。)	無税
七四一・三三	木ねじ	無税
七四一・三九	その他のねじ、ボルト及びナット	無税
七四一・六	その他のもの	無税
七四一・〇〇	銅製のばね	無税
七四一・〇〇	銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限る ものとし、電気式のものを除く。)及びその部分品(銅製のもの に限る。)	無税
七四一・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(銅製のもの に限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシン グクラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分 品(銅製のものに限る。)	無税
七四一・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶 洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これら に類する製品	無税
七四一・二〇	衛生用品及びその部分品	無税
七四一・一九	その他の銅製品	無税
七四一・二〇	鎖及びその部分品	無税
七四一・九一	その他のもの	無税
七四一・九一	鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものを除 く。)	無税
七四一・九九	その他のもの	無税
第七五類 ニッケル及びその製品		

注
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製
品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてあるものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形
(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の
相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)
のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のもの
にあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)
のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品

で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリ
ミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、引抜製品、
鍛造製品及び成形製品(巻いてあるものか問わない。)で、棒、線、板、シート、スト
リップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結
製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なる
トリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製
品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含
む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が
長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)(ものをいう
ものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全
長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)(ものにあつ
ては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。
(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空で
ない平板状の製品(巻いてあるものか問わないものとし、第七五・〇二項の塊を除く。)
で、横断面が長方形(角を丸めてあるものか問わないものとし、横断面の一の相対する辺
が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む。、正
方形を除く。)(ものうち次のものをいう。
長方形(正方形を含む。)(もので厚さが幅の一〇分の一以下のもの
長方形(正方形を含む。)(以外のもの(大きさを問わない。))で他の項の物品の特性を有
しないもの
第七五・〇六項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松
溝、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の
物品の特性を有しないものを含む。
(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるものか問わない。))であつて、横断
面が全長を通じて閉じた一空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、
長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを含むものとし、横断面が長方形
(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたも
のを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限
る。管には、研磨し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形
にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。
号注
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(a) 「ニッケル(合金を除く。)」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の九
九%以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。
(i) コバルトの含有量が全重量の一・五%以下であること。
(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度
を超えないこと。

元 素	全重量に対する限度(%)
鉄(Fe)	〇・五
酸素(O)	〇・四
その他の各元素	〇・三

(b) 「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の一・五%を超えるもの

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(iii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の一%を超えるもの

七五・〇一	中間生産物 ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬のもの	無税
七五・〇一・一〇	ニッケルのマット	無税
七五・〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 一 焼結した酸化ニッケル(ニッケルの含有量が全重量の八%以上のものに限る。)	一一・七% (その率が 一キログラ ムにつき七 二四九〇銭 の従量税率 より高いと きは、当該 従量税率)
七五・〇二	二 その他のもの (一) 酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。) (二) その他のもの	五・八% 無税
七五・〇二・一〇	ニッケルの塊	一一・七% (その率が 一キログラ ムにつき七 二四九〇銭 の従量税率 より高いと きは、当該 従量税率)
七五・〇二・二〇	ニッケル(合金を除く。)	無税
七五・〇二・二〇	ニッケル合金	四・六%

七五・〇三	ニッケルの含有量が全重量の五〇%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの	無税
七五・〇三・〇〇	ニッケルの塊	八・一%
七五・〇四	ニッケルの粉及びフレーク	無税
七五・〇四・〇〇	一 真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの 二 その他のもの (一) ニッケル(合金を除く。)	無税
七五・〇五	(二) その他のもの ニッケルの棒、形材及び線 棒及び形材 ニッケル(合金を除く。)	一キログラ ムにつき五 一円 四・八%
七五・〇五・一一	ニッケル合金のもの	五・八%
七五・〇五・二二	ニッケル合金のもの	四・六%
七五・〇五・三三	ニッケル(合金を除く。)	五・八%
七五・〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	四・六%
七五・〇六・一〇	ニッケル(合金を除く。)	無税
七五・〇六・二〇	一 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの 二 その他のもの ニッケル合金のもの	五・八% 四・六%
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボ及びスリーブ)	五・八%
七五・〇七・一一	ニッケル(合金を除く。)	四・六%
七五・〇七・二二	ニッケル合金のもの	五・八%
七五・〇七・三三	ニッケル合金のもの	無税
七五・〇八	管用継手	無税
七五・〇八・〇〇	その他のニッケル製品	四・六%

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製

品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、た円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平狀の円形及び變形した長方形を含む。）のものをいふものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形（變形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形狀の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち單なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「材形」とは、横断面が全長を通じて、様な形状を有する圧延製品、押出製品、引拔製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。材形には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引拔製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、た円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平狀の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の二〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七六・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相對する辺に等しい平行な直線から成る變形した長方形を含み、正が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成る變形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの
長方形（正方形を含む。）以外のもの（太きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七六・〇六項又は第七六・〇七項の板、シート、ストリップ及びびくには、模様（例えば、溝、リップ、市松、演、ボタン及びびし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもの、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「筥」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用うものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。筥には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「アルミニウム（合金を除く）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の九十九%以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元 素		全重量に対する限度(%)
鉄 (Fe) 及びけい素 (Si)	合計 一	〇・一 (注②)
その他の各元素 (注①)		
(注①) その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。		
(注②) クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇五%以下である場合には、鋼の含有量は、全重量の〇・二%を限度として〇・一%を超えることができる。		
(b) 「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。		
(i) 鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一つの元素の含有量が全重量に対して (a) の表に掲げる限度を超えるもの		
(ii) アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の一%を超えるもの		
七六・〇一 アルミニウムの塊 アルミニウム (合金を除く) 一% アルミニウム合金 一% 七六・〇二 アルミニウムのくず 無税 アルミニウムの粉及びフレーク 四・六% 粉 (薄片状のものを除く) 四・六% 粉 (薄片状のものに限る) 及びフレーク 九・二% アルミニウムの棒及び形材 一〇・二% アルミニウム (合金を除く) のもの 九・二% アルミニウム合金のもの 一〇・二% 中空の形材 九・二% その他のもの 九・二% アルミニウムの線 九・二% アルミニウム (合金を除く) のもの 一〇・二% 横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの 九・二% その他のもの 一〇・二% アルミニウム合金のもの 九・二% 横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの 一〇・二% その他のもの 一〇・二% アルミニウムの板、シート及びストリップ (厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る) 一〇・二% アルミニウムの板、シート及びストリップ (厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る) 一〇・二% 長方形 (正方形を含む) のもの 一〇・二%	七六・〇一 七六・〇一・一〇 七六・〇一・二〇 七六・〇二 七六・〇二・〇〇 七六・〇三 七六・〇三・一〇 七六・〇三・二〇 七六・〇四 七六・〇四・一〇 七六・〇四・二一 七六・〇四・二二 七六・〇五 七六・〇五・一一 七六・〇五・一二 七六・〇五・一九 七六・〇五・二二 七六・〇五・二九 七六・〇六	

七六〇六・一一	アルミニウム(合金を除く。)のもの	三%
七六〇六・一二	アルミニウム合金のもの	
	一 大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)	
	の屋根板として使用するもの(幅が二・三メートル以上、のみに限る。)	
	並びに航空機用の板及びシート(クラッド、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)	
	二 その他のもの	無税
	その他のもの	三%
七六〇六・九一	アルミニウム(合金を除く。)のもの	三%
七六〇六・九二	アルミニウム合金のもの	
	一 大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)	
	の屋根板として使用するもの(幅が二・三メートル以上、のみに限る。)	
	並びに航空機用の板及びシート(クラッド、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)	
	二 その他のもの	無税
	その他のもの	三%
七六〇七	アルミニウム(合金を除く。)のもの	三%
	リメーテル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないかは紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。	
	裏張りしないもの	無税
	二 その他のもの	三%
	その他のもの	三%
七六〇七・一一	圧延したもの(更に加工したものを除く。)	一〇・二%
七六〇七・一九	その他のもの	一〇・二%
七六〇七・二〇	裏張りしたもの	一〇・二%
七六〇八	アルミニウム製の管	一〇・二%
七六〇八・一〇	アルミニウム(合金を除く。)のもの	一〇・二%
七六〇八・二〇	アルミニウム合金のもの	一〇・二%
七六〇九	アルミニウム製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	四・六%
七六〇九・〇〇	構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。)	
	並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品	
	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税
	その他のもの	四・一%
七六二〇・一〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか	

七六二二	ないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	四・六%
	アルミニウム製のたろ、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器(折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含む。内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	
	折畳み可能なチューブ状のもの	四・六%
	その他のもの	四・六%
七六二二・一〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	四・六%
七六二二・九〇	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)	四・六%
七六二二・一〇	しんに鋼を使用したもの	六・二%
七六二四・一〇	その他のもの	六・二%
七六二四・九〇	食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)	六・二%
七六二五	食卓用品、台所用用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七六二五・一〇	衛生用品及びその部分品	無税
七六二五・二〇	衛生用品及びその部分品	無税
七六二六	その他のアルミニウム製品	無税
七六二六・一〇	くぎ、びょう、またぐき(第八三・〇五項のものを除く。)	無税
七六二六・九〇	ねじ、ボルト、ナット、スクリュー、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	四・一%
七六二六・九〇	その他のもの	四・一%

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)

のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)

のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。 (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第七八・〇一項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む。、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)(もので厚さが幅の一〇分の一以下のもの) 長方形(正方形を含む。)(以外のもの(大きさを問わない。))で他の項の物品の特性を有しないもの 第七八・〇四項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 (e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。	
1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の九九・九%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。	
元 素	全重量に対する限度(%)
銀 (Ag)	〇・〇二
砒素 (As)	〇・〇〇五

ビスマス (Bi) 〇・〇五 カルシウム (Ca) 〇・〇〇二 カドミウム (Cd) 〇・〇〇二 銅 (Cu) 〇・〇八 鉄 (Fe) 〇・〇二 硫黄 (S) 〇・〇二 アンチモン (Sb) 〇・〇〇五 すず (Sn) 〇・〇〇五 亜鉛 (Zn) 〇・〇二 その他の各元素(例えば、テルル) 〇・〇〇一	鉛の塊 精製鉛 その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 一 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。) 二 その他のもの 七八・〇一 七八・〇二 七八・〇一・二〇 七八・〇一・九二 七八・〇一・九九 その他のもの 一 鉛合金のもの 二 その他のもの	一キログラムにつき八円 二・八% 五・二% (その率が一キログラムにつき四円六四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三・八% (その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
---	---	--

注	(一) 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超えものに限る。) (二) その他のもの	
	七八・〇二	鉛のくす
七八・〇二・〇〇	鉛の棒	二・八%
	鉛の棒、形材及び線	一キログラムにつき八
七八・〇三	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレック	円
七八・〇四	板、シート、ストリップ及びはく	四・六%
七八・〇四・一一	シート、ストリップ及びはく(厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・二ミリメートル以下のものに限る。)	五・二%
七八・〇四・一九	その他のもの	六・六%
七八・〇四・二〇	粉及びフレック	五・二%
七八・〇五	鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	五・八%
七八・〇六	その他の鉛製品	四・六%
第七九類 亜鉛及びその製品		
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引拔製品及び鍛造製品(巻いてあるものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一方の相対する辺が凸の円弧で、他のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の二〇分の一を超えるものに限る。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引拔製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるものに限る。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引拔製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)		

七九・〇一	亜鉛の塊	一キログラムにつき八
	亜鉛(合金を除く。)	円
七九・〇一・一一	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	一キログラムにつき八
七九・〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの	円
注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「亜鉛(合金を除く。)」とは、亜鉛の含有量が全重量の九七・五%以上の金属をいう。 (b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるものをいう。 (c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの(目開きが六三ミクロンのふるいに對する通過率が全重量の八〇%以上のものに限る。)のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の八五%以上のものをいう。 (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるものに限る。)で、第七九・〇一の塊を除く。 (e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるものに限る。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。 第七九・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 長方形(正方形を含む。)(以下)のもの 長方形(正方形を含む。)(以下)のもの(大きさを問わない。) 長方形(正方形を含む。)(以下)のもの(大きさを問わない。)		

七九〇・一・二〇	亜鉛合金	一 アルミニウムの含有量が全重量の二%を超えるもの	一 キログラムにつき六円二四銭
七九〇・二	二 その他のもの	(一) 亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの	一 キログラムにつき五円七六銭
七九〇・二・〇〇	亜鉛のくず	(二) その他のもの	無税
七九〇・二・〇〇	亜鉛のダスト、粉及びフレーク		無税
七九〇・三・一〇	亜鉛のダスト		四・六%
七九〇・三・九〇	その他のもの		四・六%
七九〇・四	亜鉛の棒、形材及び線		三・八%
七九〇・四・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく		五・八%
七九〇・五	亜鉛製の管及び管継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)		三・八%
七九〇・六・〇〇	その他の亜鉛製品		三・九%
七九〇・七・一〇	料	とい、ルーフィング、天窓用枠その他加工した建築用材料	四・六%
七九〇・七・九〇	その他のもの		

第八〇類 すず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限り)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む)のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

七九〇・一・二〇	亜鉛合金	一 アルミニウムの含有量が全重量の二%を超えるもの	一 キログラムにつき六円二四銭
七九〇・二	二 その他のもの	(一) 亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの	一 キログラムにつき五円七六銭
七九〇・二・〇〇	亜鉛のくず	(二) その他のもの	無税
七九〇・二・〇〇	亜鉛のダスト、粉及びフレーク		無税
七九〇・三・一〇	亜鉛のダスト		四・六%
七九〇・三・九〇	その他のもの		四・六%
七九〇・四	亜鉛の棒、形材及び線		三・八%
七九〇・四・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく		五・八%
七九〇・五	亜鉛製の管及び管継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)		三・八%
七九〇・六・〇〇	その他の亜鉛製品		三・九%
七九〇・七・一〇	料	とい、ルーフィング、天窓用枠その他加工した建築用材料	四・六%
七九〇・七・九〇	その他のもの		

第八〇類 すず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「すず(合金を除く)」とは、すずの含有量が全重量の九九%以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元	素	全重量に対する限度(%)
ビスマス(Bi)		〇・一
銅(Cu)		〇・四

(b) 「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) すず以外の元素の含有量の合計が全重量の二%を超えるもの

(ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度以上のもの

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限り)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む)のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含む。線には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第八〇・一の一の項を除く)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む)のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む)のものを含むものとする。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものを含むものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含む。管には、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

八〇・〇一	すずの塊	無税
八〇・〇二	すず(合金を除く。)	無税
八〇・〇三	すず合金	二・六%
八〇・〇四	すずのくす	無税
八〇・〇五	すずの塊、形材及び線	無税
八〇・〇六	すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。)	三%
八〇・〇七	すずのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。))が〇・二ミリメートル以下のものに限り、印刷してあるかないか又は紙、板、紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)、粉及びフレーク	三・九%
八〇・〇八	粉及びフレーク	三・九%
八〇・〇九	すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	三・九%
八〇・一〇	その他のすず製品	四・六%
八〇・一一	第八一類、その他の卑金属及びサメット並びにこれらの製品	
八〇・一二	第七四類の注一に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。	
八〇・一三	タンクステン及びその製品(くすを含む。)	無税
八〇・一四	その他のもの	無税
八〇・一五	タンクステン(単に焼結して得た棒を含む。)	無税
八〇・一六	棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税
八〇・一七	線	無税
八〇・一八	その他のもの	無税
八〇・一九	モリブデン及びその製品(くすを含む。)	無税
八〇・二〇	その他のもの	無税
八〇・二一	モリブデンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)	無税
八〇・二二	棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税

八二・〇二・九三	線	無税
八二・〇二・九九	その他のもの	無税
八二・〇三	タンタル及びその製品(くすを含む。)	無税
八二・〇三・一〇	タンタルの塊(単に焼結して得た棒を含む。)、くす及び粉	四・六%
八二・〇三・九〇	塊及び粉	無税
八二・〇四	その他のもの	四・六%
八二・〇四・一一	一 フレーク	五・八%
八二・〇四・一九	二 その他のもの	五・二%
八二・〇四・二〇	マグネシウムの塊	五・二%
八二・〇四・三〇	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	五・二%
八二・〇四・九〇	その他のもの	五・八%
八二・〇五	大きさをそろえた削りくす及び粒並びに粉	五・八%
八二・〇五・一〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品(くすを含む。)	無税
八二・〇五・九〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くす及び粉	無税
八二・〇六	その他のもの	無税
八二・〇六・〇〇	ビスマス及びその製品(くすを含む。)	四・一%
八二・〇七	カドミウム及びその製品(くすを含む。)	四・一%
八二・〇七・一〇	カドミウムの塊、くす及び粉	五・二%
八二・〇七・九〇	その他のもの	五・二%
八二・〇八	チタン及びその製品(くすを含む。)	四・一%
八二・〇八・一〇	チタンの塊、くす及び粉	五・二%
八二・〇八・九〇	その他のもの	四・一%
八二・〇九	ジルコニウム及びその製品(くすを含む。)	五・二%
八二・〇九・一〇	ジルコニウムの塊、くす及び粉	無税
八二・〇九・九〇	その他のもの	無税
八二・一〇	アンチモン及びその製品(くすを含む。)	一キログラムにつき二四四〇銭
八二・一一	マンガン及びその製品(くすを含む。)	四・四%
八二・一二	バリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハ	

八二二・一一	フニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くすを含む。）並びにこれらの製品（くすを含む。）	無税
八二二・一九	塊、くす及び粉	無税
八二二・二〇	その他のもの	無税
八二二・三〇	クロム	四・一%
八二二・四〇	一 塊、くす及び粉	四・一%
八二二・九一	二 その他のもの	無税
八二二・九二	バナジウム	五・二%
八二二・九三	その他のもの	五・二%
八二二・九四	塊、くす及び粉	三%
八二二・九五	一 インジウムのもの	四・一%
八二二・九六	二 その他のもの	五・二%
八二二・九七	その他のもの	五・二%
八二二・九八	サーメット及びその製品（くすを含む。）	五・二%
八二二・九九	分品	
八二二・一〇〇	第八三類 卑金屬製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部	

注

1 トーチランプ、可搬式かじ炬、フレム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第八二・〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。

- (a) 卑金屬
- (b) 金屬炭化物又はサーメット
- (c) 卑金屬製、金屬炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石
- (d) 卑金屬製の支持物 卑金屬製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料

2 この類の物品の卑金屬製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第八四・六六項の手工用具ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第一五部の注2のは用性の部分品は、すべてこの類に属しない。

電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第八五・一〇項に属する。

第八二・一一項の一年以上のナイフとこれと同数以上の第八二・一五項の製品とをセットにした製品は、第八二・一五項に属する。

手道具（スベード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込

無税	ハ二〇一・一〇	みばさみ、くさびその他の道具に限る。)
無税	ハ二〇一・二〇	スベード及びショベル
無税	ハ二〇一・三〇	フォーク
無税	ハ二〇一・四〇	つるはし、くわ及びレーキ
無税	ハ二〇一・五〇	なた、なたがまその他のおの類
無税	ハ二〇一・六〇	片手剪定ばさみその他これに類する片手ばさみ(家きん切断用のものを含む。)
無税	ハ二〇一・九〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ
無税	ハ二〇一・一〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具
無税	ハ二〇一・二〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇一・三〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇一・四〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇一・五〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇一・六〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇一・七〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇一・八〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇一・九〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・〇〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・一〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・二〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・三〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・四〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・五〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・六〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・七〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・八〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・九〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・一〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・二〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・三〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・四〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・五〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・六〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・七〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・八〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇二・九〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・〇〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・一〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・二〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・三〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・四〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・五〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・六〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・七〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・八〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇三・九〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・〇〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・一〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・二〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・三〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・四〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・五〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・六〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・七〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・八〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇四・九〇	のこぎり(種類を問わない。)
無税	ハ二〇五・〇〇	のこぎり(種類を問わない。)

八二・〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く）、トーチランプ並びに万力、ランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く）、金数き、可搬式かじり及びフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	無税
八二・〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	無税
八二・〇五・二〇	ハンマー	無税
八二・〇五・三〇	かんざし、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限り。）	無税
八二・〇五・四〇	ねじ回し	無税
八二・〇五・五〇	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）	無税
八二・〇五・五二	家庭用のもの	無税
八二・〇五・五九	その他のもの	無税
八二・〇五・六〇	トーチランプ	無税
八二・〇五・七〇	万力、ランプその他これらに類する物品	無税
八二・〇五・八〇	金数き、可搬式かじり及びフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	無税
八二・〇五・九〇	手道具又は手工具のセット（この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限り。）	無税
八二・〇六	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限り。）	無税
八二・〇六・〇〇	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、フローチドリ、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	無税
八二・〇七	削岩用又は土壌せん孔用の工具	無税
八二・〇七・一一	作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	無税
八二・〇七・一二	作用する部分にその他の材料を使用したもの	無税
八二・〇七・二〇	金属の引抜き用又は押出し用のダイス	無税
八二・〇七・三〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	無税
八二・〇七・四〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具	無税
八二・〇七・五〇	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）	無税
八二・〇七・六〇	中ぐり用又はフローチドリ用の工具	無税
八二・〇七・七〇	フライス削り用工具	無税
八二・〇七・八〇	切削用工具	無税

八二・〇七・九〇	その他の互換性工具	無税
八二・〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃	無税
八二・〇八・一〇	金属加工用のもの	無税
八二・〇八・二〇	木工用のもの	無税
八二・〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	無税
八二・〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	無税
八二・〇八・九〇	その他のもの	無税
八二・〇九	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けられないものに限る。）	無税
八二・一〇	手動式器具（飲食物の調理に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	無税
八二・一〇・〇〇	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含む、この歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・一〇八項のナイフを除く。）及びその刃	無税
八二・一一	詰合せセット	無税
八二・一一・一〇	その他のもの	四・四%
八二・一一・九一	テーパーナイフ（固定刃のものに限る。）	四・四%
八二・一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	四・四%
八二・一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	四・四%
八二・一一・九四	刃	三七%
八二・一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	無税
八二・一二・一〇	かみそり	無税
八二・一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	無税
八二・一二・九〇	その他の部分品	無税
八二・一三	はさみ、テラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	四・四%
八二・一四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーパー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	四・四%
八二・二四・一〇	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	四・四%
八二・二四・二〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	四・四%

八二四・九〇	その他のもの	四・六%
八二・二五	スプーン、フォーク、ひしやく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖抜きその他これらに類する台所用具及び食卓用具	四・四%
八二五・一〇	詰合せセット(貴金属をめつきた少なくとも一の製品を含むものに限り。)	四・六%
八二五・二〇	その他の詰合せセット	四・六%
八二五・九一	その他のもの	四・六%
八二五・九九	貴金属をめつきたもの	四・六%
八二五・九九	その他のもの	四・六%
第八三類 各種の車金属製品		
注		
1 この類において車金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項、第七三・一八項又は第七三・二〇項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の車金属製のもの(第七四類から第七六類まで又は第七八類から第八一類までのものに限り。)		
2 第八三・〇二項において「キャスター」とは、直径(タイヤ部分がある場合には、これを含む。)		
が七五ミリメートル以下のもの及び直径(タイヤ部分がある場合には、これを含む。)		
が七五ミリメートルを超えるものにあつては取り付けてある車輪又はタイヤの幅が三〇ミリメートル未満のものをいう。		
八三・〇一	車金属製の錠(かぎを使用するもの、ダイヤル式のものと及び電気式のものに限り。)	無税
八三・〇一・一〇	錠と一体のもの並びにこれらの車金属製の錠	四・一%
八三・〇一・二〇	南錠	無税
八三・〇一・三〇	自動車に使用する種類の錠	四・一%
八三・〇一・四〇	家具に使用する種類の錠	四・一%
八三・〇一・五〇	その他の錠	四・一%
八三・〇一・六〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	四・一%
八三・〇一・七〇	部分品	四・一%
八三・〇一・七〇	かぎ(単独で提示するものに限り。)	四・一%
八三・〇一・七〇	車金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これらに類する物品(家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限り。)	四・一%
八三・〇一・七〇	取付具付きキャスター及びドアクローザー	四・一%
八三・〇一・七〇	ちようつがい	四・一%
八三・〇一・七〇	キャスター	四・一%
八三・〇一・七〇	その他の取付具その他これに類する物品(自動車に適するもの	四・一%

八三・〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品	無税
八三・〇二・四二	建築物に適するもの	四・一%
八三・〇二・四九	その他のもの(家具に適するものに限り。)	四・一%
八三・〇二・五〇	その他のもの	四・一%
八三・〇二・六〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	四・一%
八三・〇三	ドアクローザー	四・一%
八三・〇三・〇〇	車金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに車金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	無税
八三・〇四	車金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用品及び机上用品(第九四・〇三項の事務用品の家具を除く。)	四・六%
八三・〇五	車金属製の書類及び金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの)	四・六%
八三・〇五・一〇	書類とじ込み用金具	無税
八三・〇五・二〇	ストリップ状ステープル	無税
八三・〇五・九〇	その他のもの(部分品を含む。)	無税
八三・〇六	車金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品(電気式のものを除く。)	無税
八三・〇六・一〇	ベル、ゴングその他これらに類する物品	無税
八三・〇六・二二	小像その他の装飾品	四・六%
八三・〇六・二九	貴金属をめつきたもの	四・六%
八三・〇六・三〇	その他のもの	四・六%
八三・〇七	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	四・六%
八三・〇七・一〇	車金属製のフレキシブルチューブ(継手があるかないかを問わない。)	四・六%
八三・〇七・九〇	鉄鋼製のもの	無税
八三・〇八	その他の車金属製のもの	無税
八三・〇八・一〇	車金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限り。)	無税
八三・〇八・二〇	フック、アイ及びアイレット	無税
八三・〇八・九〇	管リベット及びふたまたりベット	無税
八三・〇八・九〇	その他のもの(部分品を含む。)	無税

八三・〇九	一 ビーズ及びスパンゲル（貴金属をめつきたものに限る。） 二 その他のもの	八％ 四・六％
八三・〇九・一〇	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじふた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	三・九％
八三・〇九・九〇	王冠	三・八％
八三・〇九・一〇	その他のもの	三・九％
八三・〇九・〇〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	無税
八三・一一	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもの、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属製の凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	三・九％
八三・一一・一〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三・一一・二〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三・一一・三〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三・一一・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・六％

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注 1 この部には、次の物品を含まない。

- 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第二九類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの（第四〇・一〇項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）
- 革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの
- ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品（材料を問わない。例えば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類及び第一五部参照）
- ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード（例えば、第三九類、第四八類及び第一五部参照）
- 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト（第五九・一〇項参照）及び技術的用途に供する

- る紡織用繊維のその他の製品（第五九・一一項参照）
- 第七一・〇二項から第七一・〇四項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一六項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第八五・二三項参照）。）
 - 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）
 - ドリルパイプ（第七三・〇四項参照）
 - 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第一五部参照）
 - 第八二類又は第八三類の物品
 - 第七部の物品
 - 第九〇類の物品
 - 第九一類の時計その他の物品
 - 第八二・〇七項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第六八・〇四項又は第六九・〇九項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類の第九六・〇三項のブラシ
 - 第九五類の物品
 - 機械の部分品（第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所屬を決定する。
 - 当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項（第八四・八五項及び第八五・四八項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。
 - (a) のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属する。
 - その他の部分品は、第八四・八五項又は第八五・四八項に属する。
 - 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所屬を決定する。
 - 個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているか又は又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているか又はいかを問わない。）が第八四類又は第八五類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所屬を決定する。
 - 1 から4 までにおいて「機械」とは、第八四類又は第八五類の各項の機械類及び電気機器をいう。

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

- 注 1 この類には、次の物品を含まない。
- 第六八類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品

- (b) ポンプその他の機械類及びその部分品(陶磁製のものに限る。第六九類参照)
- (c) 理化学用ガラス製品(第七〇・一七項参照)並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品(ガラス製のものに限る。第七〇・一九項及び第七〇・二〇項参照)
- (d) 第七三・二二項又は第七三・二二項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの(第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで参照)
- (e) 第八五・〇八項の手持電動工具及び第八五・〇九項の家庭用電気機器
- (f) 動力駆動式でない手動床掃除機(第九六・〇三項参照)
- 2 第八四・〇一項から第八四・二四項までに該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項までの該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。
- (a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器(第八四・三六項参照)
- (b) 穀物給湿機(第八四・三七項参照)
- (c) 糖汁抽出用浸出機(第八四・三八項参照)
- (d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第八四・五一項参照)
- (e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
- また、第八四・二二項には、次の物品を含まない。
- (a) 袋その他これに類する容器の封口用マシン(第八四・五二項参照)
- (b) 第八四・七二項の事務用機器
- 3 第八四・五六項に該当する加工機械で、同時に第八四・五七項から第八四・六一項まで、第八四・六四項又は第八四・六五項のいずれかの項に該当するものは、第八四・五六項に属する。
- 4 第八四・五七項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械(旋盤を除く)のみを含む。
- (a) 加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法(マシニングセンター)
- (b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法(シングルステーションのユニットコンストラクションマシン)
- (c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法(マルチステーショントランスファーマシン)
- 5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。
- (a) 次の能力を有するデジタル式機械
- (1) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
- (2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
- (3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。
- (4) 人の介入なしに、処理用プログラム(処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの)を実行すること。
- (b) アナログ式機械(計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの)

- (c) ハイブリッド式機械(デジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でデジタル要素を有するもの)
- (B) 自動データ処理機械は、ハウジングの異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部分とみなす。
- (a) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。
- (b) 当該システムの一部として特に設計してあり、かつ、電源用ユニット以外のユニットにあつては、少なくとも当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。
- これらのユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。
- 第八四・七一項には、自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して動作する機械で、特定の機能を有するものを含まない。このような機械は、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものに属する。
- 6 第八四・八二項には、磨き鋼球(公称直径に対する最大誤差が 0.05 ミリメートル以下で、かつ、 1% 以下のものに限る)を含む。その他の鋼球は、第七三・二六項に属する。
- 7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。
- 又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械(例えば、より線機及び製鋼機)を含む。
- 号注
- 1 第八四・八二・四〇号には、直径が五ミリメートル以下で長さが直径の三倍以上の円筒(ろを有する輪受(ろの端を丸めたものを含む))のみを含む。
- | 品名 | 税別 |
|--|----|
| 八四・〇一
原子炉、原子炉用核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限る。)、及び同位体分離用機器 | 無税 |
| 八四・〇一・一〇
原子炉 | 無税 |
| 八四・〇一・二〇
同位体分離用機器及びその部分品 | 無税 |
| 八四・〇一・三〇
核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限る。) | 無税 |
| 八四・〇一・四〇
原子炉の部分品 | 無税 |
| 八四・〇二
蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。)、及び過熱水ボイラー | 無税 |
| 八四・〇二・一一
蒸気発生ボイラー | 無税 |
| 八四・〇二・一二
水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。) | 無税 |
| 八四・〇二・二二
水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。) | 無税 |
| 八四・〇二・一九
その他の蒸気発生ボイラー(組合せボイラーを含む。) | 無税 |

八四〇二・二〇	過熱水ボイラー	無税
八四〇二・九〇	部分品	無税
八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	無税
八四〇三・一〇	ボイラー	無税
八四〇三・九〇	部分品	無税
八四・〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限り、例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限り。）	無税
八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・九〇	部分品	無税
八四・〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四〇五・九〇	部分品	無税
八四・〇六	蒸気タービン	無税
八四〇六・一一	タービン	無税
八四〇六・一九	船舶推進用のもの	無税
八四〇六・九〇	その他のもの	無税
八四・〇七	部分品	無税
八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	無税
八四〇七・二〇	航空機用エンジン	無税
八四〇七・二二	船舶推進用エンジン	無税
八四〇七・二九	船舶外機	無税
八四〇七・三二	その他のもの	無税
八四〇七・三三	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税

八四〇七・九〇	その他のエンジン	無税
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	無税
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン	無税
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税
八四〇八・九〇	その他のエンジン	無税
八四・〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	無税
八四〇九・一〇	航空機用エンジン	無税
八四〇九・九一	その他のもの	無税
八四〇九・九九	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	無税
八四・一〇	その他のもの	無税
八四〇一・一一	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	無税
八四〇一・一二	液体タービン及び水車	無税
八四〇一・一三	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四〇一・一四	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四〇一・一五	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四〇一・一六	部分品（調速機を含む。）	無税
八四・一一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	無税
八四一一・一一	ターボジェット	無税
八四一一・一二	推力が二五キロニュートン以下のもの	無税
八四一一・一三	推力が二五キロニュートンを超えるもの	無税
八四一一・一四	ターボプロペラ	無税
八四一一・一五	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・一六	出力が一、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・一七	その他のガスタービン	無税
八四一一・一八	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・一九	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・二〇	部分品	無税
八四一一・二一	ターボジェット又はターボプロペラのもの	無税
八四一一・二二	その他のもの	無税
八四一一・二三	その他の原動機	無税
八四一一・二四	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	無税
八四一一・二五	液体原動機	無税
八四一一・二六	直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一一・二七	その他のもの	無税

八四二・三二	気体原動機	無税
八四二・三九	直線運動式(シリンダー式)のもの	無税
八四二・八〇	その他のもの	無税
八四二・九〇	部分品	無税
八四・一三	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)及び液体エレベーター	無税
八四三・一一	ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限り。)	無税
八四三・一九	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場において使用する種類のものに限り。)	無税
八四三・二〇	その他のもの	無税
八四三・三〇	ハンドポンプ(第八四三・一一号又は第八四三・一九号の物品を除く。)	無税
八四三・四〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ(ピストン式内燃機関用のものに限り。)	無税
八四三・五〇	コンクリートポンプ	無税
八四三・六〇	その他の往復容積式ポンプ	無税
八四三・七〇	その他の回転容積式ポンプ	無税
八四三・八二	その他の遠心ポンプ	無税
八四三・八二	その他のポンプ及び液体エレベーター	無税
八四三・九二	液体エレベーター	無税
八四・一四	部分品	無税
八四・二〇	ポンプのもの	無税
八四・二〇	液体エレベーターのもの	無税
八四・三〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限り。とし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)	無税
八四・四〇	真空ポンプ	無税
八四・四〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	無税
八四・四〇	圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限り。)	無税
八四・四〇	気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限り。)	無税
八四・四一	ファン	無税
八四・四一	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン(出力が二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限り。)	無税
八四・四一	その他のもの	無税

八四四・六〇	フード(水平面の最大側長が二〇センチメートル以下のものに限り。)	無税
八四四・八〇	その他のもの	無税
八四四・九〇	部分品	無税
八四・二五	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限り。とし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)	無税
八四・二五	窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のものに限り。)	無税
八四・二五	その他のもの	無税
八四・二五	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの	無税
八四・二五	その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限り。)	無税
八四・二五	冷却ユニットを自蔵しないもの	無税
八四・二五	部分品	無税
八四・二五	炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限り。)	無税
八四・二五	及びメカニカルストーカ(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機構を含む。)	無税
八四・二五	液体燃料用の炉用バーナー	無税
八四・二五	その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む。)	無税
八四・二五	メカニカルストーカ(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機構を含む。)	無税
八四・二五	部分品	無税
八四・二五	炉(焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限り。とし、電気炉を除く。)	無税
八四・二五	炉(鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限り。)	無税
八四・二五	ペーカリーオーブン(ピスケットオーブンを含む。)	無税
八四・二五	その他のもの	無税
八四・二五	部分品	無税
八四・二五	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)	無税
八四・二五	及びヒートポンプ(第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。)	無税
八四・二五	冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉を有するものに限り。)	無税
八四・二五	家庭用冷蔵庫	無税
八四・二五	圧縮式のもの	無税
八四・二五	吸収式のもの(電気式のものに限り。)	無税
八四・二五	その他のもの	無税
八四・二五	横置き型冷凍庫(容量が八〇リットル以下のものに限り。)	無税
八四・二五	直立式冷凍庫(容量が九〇リットル以下のものに限り。)	無税

八四一八・五〇	その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）	無税
八四一八・六一	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	無税
八四一八・六九	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）	無税
八四一八・九一	その他のもの	無税
八四一八・九九	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	無税
八四一九	その他のもの	無税
八四一九・一一	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸気、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを除く。電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	無税
八四一九・一九	瞬間ガス湯沸器	無税
八四一九・二〇	その他のもの	無税
八四一九・三二	医療用又は理化学用の機器	無税
八四一九・三三	乾燥機	無税
八四一九・三九	農産物用のもの	無税
八四一九・四〇	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	無税
八四一九・五〇	その他のもの	無税
八四一九・六〇	蒸留用又は精留用の機器	無税
八四一九・八一	熱交換装置	無税
八四一九・八九	気体液化装置	無税
八四一九・九〇	その他の機器	無税
八四二〇・一〇	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	無税
八四二〇・九一	部分品	無税
八四二〇・九九	その他のもの	無税
八四二一	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンドー	無税
	カレンダーその他のロール機	無税
	部分品	無税
	シリンドー	無税
	その他のもの	無税
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	無税
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	無税

八四二二・一一	クリーム分離機	無税
八四二二・一二	衣類脱水機	無税
八四二二・一九	その他のもの	無税
八四二二・二二	液体のろ過機及び清浄機	無税
八四二二・二三	水のろ過用又は清浄用のもの	無税
八四二二・二九	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	無税
八四二二・三二	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	無税
八四二二・三三	その他のもの	無税
八四二二・三九	気体のろ過機及び清浄機	無税
八四二二・四〇	内燃機関の吸気用のろ過機	無税
八四二二・四一	その他のもの	無税
八四二二・四九	部分品	無税
八四二二・五〇	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	無税
八四二二・五九	その他のもの	無税
八四二二・六〇	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	無税
八四二二・六一	充電用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）	無税
八四二二・六二	皿洗機	無税
八四二二・六三	家庭用のもの	無税
八四二二・六四	その他のもの	無税
八四二二・六五	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	無税
八四二二・六六	充電用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）	無税
八四二二・六七	及び飲料用の炭酸ガス注入機	無税
八四二二・六八	その他の包装機械	無税
八四二二・六九	部分品	無税
八四二二・七〇	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のものを除く。）及び分銅	無税
八四二二・七一	体重量測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	無税
八四二二・七二	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	無税
八四二二・七三	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重量の材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	無税
八四二二・七四	その他の重量測定機器	無税
八四二二・七五	最大ひょう量が二〇キログラム以下のもの	無税
八四二二・七六	最大ひょう量が二〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	無税
八四二二・七七	その他のもの	無税

八四・三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	無税
八四・二・四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限り、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	無税
八四・四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器	無税
八四・四・二〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	無税
八四・四・三〇	その他の機器	無税
八四・四・八一	農業用又は園芸用のもの	無税
八四・四・八九	その他のもの	無税
八四・四・九〇	部分品	無税
八四・二・五	プリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャブスタン及びジャッキ	無税
八四・五・一一	プリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持ち上げに使用する種類のホイストを除く。）、電動機により作動するもの	無税
八四・五・一九	その他のもの	無税
八四・五・二〇	ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限り。）、及び坑口巻上装置	無税
八四・五・三二	その他のウインチ及びキャブスタン	無税
八四・五・三九	電動機により作動するもの	無税
八四・五・四一	ジャッキ及び車両持ち上げに使用する種類のホイスト	無税
八四・五・四二	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限り。）、その他のもの	無税
八四・五・四九	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）、その他のもの	無税
八四・二・六	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレイム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック	無税
	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレイム及びストラッドルキャリアー	無税
八四・六・一一	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	無税
八四・六・二二	タイヤ付き移動式リフティングフレイム及びストラッドルキャリアー	無税
八四・六・一九	その他のもの	無税

八四・六・二〇	タワークレーン	無税
八四・六・三〇	門形ジブクレーン	無税
八四・六・四一	その他の機械（自走式のものに限る。）、タイヤ付きのもの	無税
八四・六・四九	その他のもの	無税
八四・六・九一	道路走行車両に装備するために設計したもの	無税
八四・六・九九	その他のもの	無税
八四・二・七	フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	無税
八四・二・七・一〇	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）、その他の自走式トラック	無税
八四・二・七・二〇	その他のトラック	無税
八四・二・八	その他の持ち上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェイ）	無税
八四・二・八・一〇	昇降機及びスキップホイスト	無税
八四・二・八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	無税
	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）、地下で使用するために特に設計したもの	無税
八四・二・八・三二	その他のもの（バケット型のものに限る。）、その他のもの（ベルト型のものに限る。）、その他のもの	無税
八四・二・八・三三	エスカレーター及び移動式歩道	無税
八四・二・八・三九	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の牽引台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	無税
八四・二・八・四〇	ロープウェイ、いすりフト、スキーの引き綱及びケーブルカー	無税
八四・二・八・六〇	用けん引装置	無税
八四・二・八・九〇	その他の機械	無税
八四・二・九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エクスキャベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）、ブルドーザー及びアングルドーザー	無税
八四・二・九・一一	無限軌道式のもの	無税
八四・二・九・一九	その他のもの	無税
八四・二・九・二〇	地ならし機	無税
八四・二・九・三〇	スクレーパー	無税
八四・二・九・四〇	突固め用機械及びロードローラー	無税
	メカニカルショベル、エクスキャベーター及びショベルローダー	無税

八四二九・五一	フロントエンド型ショベルローダー	無税
八四二九・五二	上部構造が三六〇度回転するもの	無税
八四二九・五九	その他のもの	無税
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限り、並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	無税
八四三〇・一〇	くい打ち機及びくい抜き機	無税
八四三〇・二〇	除雪機	無税
八四三〇・三〇	コイルカッター、削岩機及びトンネル掘削機	無税
八四三〇・三二	自走式のもの	無税
八四三〇・三九	その他のもの	無税
八四三〇・四一	その他のせん孔用又は掘削用の機械	無税
八四三〇・四九	自走式のもの	無税
八四三〇・五〇	その他のもの	無税
八四三〇・六二	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税
八四三〇・六九	その他の機械（自走式のものを除く。）	無税
八四・三一	突固め用機械	無税
八四三〇・六二	スクレーパー	無税
八四三〇・六九	その他のもの	無税
八四・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	無税
八四三二・一〇	第八四・二五項の機械のもの	無税
八四三二・二〇	第八四・二七項の機械のもの	無税
八四三二・三二	第八四・二八項の機械のもの	無税
八四三二・三九	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの	無税
八四三二・四一	その他のもの	無税
八四三二・四二	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの	無税
八四三二・四三	バケット、ショベル、グラブ及びグリップ	無税
八四三二・四四	ブルドーザー又はアングルドドーザーのブレード	無税
八四三二・四九	第八四三〇・四二号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	無税
八四・三一	その他のもの	無税
八四三二・一〇	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	無税
八四三二・二二	プラウ	無税
八四三二・二九	ハロー、スカリアイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	無税
八四三二・二九	ディスクハロー	無税
八四三二・二九	その他のもの	無税

八四三三・二〇	播種機、植付け機及び移植機	無税
八四三三・四〇	肥料散布機	無税
八四三三・八〇	その他の機械	無税
八四三三・九〇	部分品	無税
八四・三三	收穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベラーを含む。）、草刈機並びに刈、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	無税
八四三三・一一	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	無税
八四三三・二一	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	無税
八四三三・一九	その他のもの	無税
八四三三・二〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	無税
八四三三・三〇	その他の乾草製造用機械	無税
八四三三・四〇	わら用又は牧草用のベラー（ピックアップベラーを含む。）	無税
八四三三・五一	その他の收穫機及び脱穀機	無税
八四三三・五二	コンバイン	無税
八四三三・五三	その他の脱穀機	無税
八四三三・五九	根葉類又は塊茎の收穫機	無税
八四三三・六〇	その他のもの	無税
八四三三・九〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	無税
八四三三・九〇	部分品	無税
八四三三・九〇	搾乳機及び酪農機械	無税
八四三三・九〇	酪農機械	無税
八四三三・九〇	部分品	無税
八四三三・九〇	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	無税
八四三三・九〇	その他の農業用、園芸用、林業用、家畜飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家畜のふ卵器及び育すう器	無税
八四三三・九〇	飼料調製用機械	無税
八四三三・九〇	家畜の飼育器、ふ卵器及び育すう器	無税
八四三三・九〇	家畜のふ卵器及び育すう器	無税
八四三三・九〇	その他のもの	無税
八四三三・九〇	その他の機械	無税
八四三三・九〇	部分品	無税

八四三六・九一	家さんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	無税
八四三六・九九	その他のもの	無税
八四三七	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	無税
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	無税
八四三七・八〇	その他の機械	無税
八四三七・九〇	部分品	無税
八四・三八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八四三八・一〇	ベーカーリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	無税
八四三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレート製造機械	無税
八四三八・三〇	砂糖製造機械	無税
八四三八・四〇	醸造用機械	無税
八四三八・五〇	肉又は家さんの調製用機械	無税
八四三八・六〇	果実、ナッツ又は野菜の調製用機械	無税
八四三八・八〇	その他の機械	無税
八四三八・九〇	部分品	無税
八四・三九	纖維素纖維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	無税
八四三九・一〇	纖維素纖維を原料とするパルプの製造機械	無税
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械	無税
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械	無税
	部分品	無税
八四三九・九一	纖維素纖維を原料とするパルプの製造機械のもの	無税
八四三九・九九	その他のもの	無税
八四・四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）	無税
八四四〇・一〇	機械	無税
八四四〇・九〇	部分品	無税
八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	無税
八四四一・一〇	切断機	無税
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械	無税
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	無税
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	無税

八四四二・八〇	その他の機械	無税
八四四二・九〇	部分品	無税
八四四二・一〇	活字鑄造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン	無税
八四四二・二〇	写真植字機	無税
八四四二・三〇	その他の植字用機器（活字鑄造用装置を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四四二・四〇	その他の機器	無税
八四四二・五〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品	無税
八四四三・一〇	活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン	無税
八四四三・二〇	印刷機及び印刷用補助機械	無税
八四四三・三〇	オフセット印刷機	無税
八四四三・四〇	巻紙式のもの	無税
八四四三・五〇	枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限る。）	無税
八四四三・六〇	その他のもの	無税
八四四三・七〇	凸版印刷機（フレキシソ印刷機を除く。）	無税
八四四三・八〇	巻紙式のもの	無税
八四四三・九〇	その他のもの	無税
八四四四・一〇	フレキシソ印刷機	無税
八四四四・二〇	グラビア印刷機	無税
八四四四・三〇	その他の印刷機	無税
八四四四・四〇	印刷用補助機械	無税
八四四四・五〇	部分品	無税
八四四四・六〇	人造纖維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用纖維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用纖維の糸を準備する機械	無税
八四四四・七〇		無税
八四四四・八〇		無税
八四四四・九〇		無税
八四四五・一〇		無税
八四四五・二〇		無税
八四四五・三〇		無税
八四四五・四〇		無税
八四四五・五〇		無税
八四四五・六〇		無税
八四四五・七〇		無税
八四四五・八〇		無税
八四四五・九〇		無税
八四四六・一〇		無税
八四四六・二〇		無税
八四四六・三〇		無税
八四四六・四〇		無税
八四四六・五〇		無税
八四四六・六〇		無税
八四四六・七〇		無税
八四四六・八〇		無税
八四四六・九〇		無税
八四四七・一〇		無税
八四四七・二〇		無税
八四四七・三〇		無税
八四四七・四〇		無税
八四四七・五〇		無税
八四四七・六〇		無税
八四四七・七〇		無税
八四四七・八〇		無税
八四四七・九〇		無税
八四四八・一〇		無税
八四四八・二〇		無税
八四四八・三〇		無税
八四四八・四〇		無税
八四四八・五〇		無税
八四四八・六〇		無税
八四四八・七〇		無税
八四四八・八〇		無税
八四四八・九〇		無税
八四四九・一〇		無税
八四四九・二〇		無税
八四四九・三〇		無税
八四四九・四〇		無税
八四四九・五〇		無税
八四四九・六〇		無税
八四四九・七〇		無税
八四四九・八〇		無税
八四四九・九〇		無税
八四五〇・一〇		無税
八四五〇・二〇		無税
八四五〇・三〇		無税
八四五〇・四〇		無税
八四五〇・五〇		無税
八四五〇・六〇		無税
八四五〇・七〇		無税
八四五〇・八〇		無税
八四五〇・九〇		無税
八四五〇・一〇〇		無税

八四四・五一	紡績準備機械	無税
八四四・五二	カード	無税
八四四・五三	コーマ	無税
八四四・五九	練糸機及び粗紡機	無税
八四四・二〇	その他のもの	無税
八四四・三〇	精紡機	無税
八四四・四〇	合糸機及びねん糸機	無税
八四四・五〇	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機	無税
八四四・六〇	その他のもの	無税
八四四・六一	織機	無税
八四四・六二	織幅が三〇センチメートル以下のもの	無税
八四四・六三	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャトル式のものに限る。）	無税
八四四・六四	力織機	無税
八四四・六五	その他のもの	無税
八四四・六六	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャトル式のものを除く。）	無税
八四四・六七	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンブヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	無税
八四四・六八	丸編機	無税
八四四・六九	シリンドラーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	無税
八四四・七〇	シリンドラーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	無税
八四四・七一	平型編機及びステッチボンディングマシン	無税
八四四・七二	その他のもの	無税
八四四・七三	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	無税
八四四・七四	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	無税
八四四・七五	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写形機、紋彫り機及び編成機	無税
八四四・七六	その他のもの	無税
八四四・七七	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	無税
八四四・七八	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	無税
八四四・七九	針布	無税
八四四・八〇	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	無税

八四四・八三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラペラー	無税
八四四・八四	その他のもの	無税
八四四・八五	織機又はその補助機械の部分品及び付属品	無税
八四四・八六	シャトル	無税
八四四・八七	織機用おき、ヘルド及びヘルドフレーム	無税
八四四・八八	その他のもの	無税
八四四・八九	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び付属品	無税
八四四・九〇	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	無税
八四四・九一	その他のもの	無税
八四四・九二	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	無税
八四四・九三	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	無税
八四四・九四	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で二〇キログラム以下のものに限る。）	無税
八四四・九五	全自動のもの	無税
八四四・九六	その他のもの（遠心式脱水機を自販するものに限る。）	無税
八四四・九七	その他のもの	無税
八四四・九八	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で二〇キログラムを超えるものに限る。）	無税
八四四・九九	部分品	無税
八四五・〇〇	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンかけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）	無税
八四五・〇一	織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	無税
八四五・〇二	ドライクリーニング機	無税
八四五・〇三	乾燥機	無税
八四五・〇四	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で二〇キログラム以下のもの	無税
八四五・〇五	その他のもの	無税
八四五・〇六	アイロンかけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	無税
八四五・〇七	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	無税

八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折疊み用、切断用又はピンキング用の機械	無税
八四五一・八〇	その他の機械	無税
八四五一・九〇	部分品	無税
八四・五二	ミシン(第八四・四〇項の製本ミシンを除く)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	無税
八四五二・一〇	家庭用ミシン	無税
八四五二・二二	その他のミシン	無税
八四五二・二九	自動式のもの	無税
八四五二・三〇	その他のもの	無税
八四五二・四〇	ミシン針	無税
八四五二・九〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	無税
八四・五三	ミシンのその他の部分品	無税
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械(ミシンを除く。)	無税
八四五三・二〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	無税
八四五三・八〇	履物の製造機械及び修理機械	無税
八四五三・九〇	その他の機械	無税
八四・五四	部分品	無税
八四五四・一〇	転写、取替、インゴット用鑄型及び鑄造機(冶金又は金属鑄造に使用する種類のものに限る。)	無税
八四五四・二〇	転写	無税
八四五四・三〇	インゴット用鑄型及び取替	無税
八四五四・九〇	鑄造機	無税
八四・五五	部分品	無税
八四五五・一〇	金属圧延機及びそのロール	無税
八四五五・二二	管圧延機	無税
八四五五・三〇	その他の圧延機	無税
八四五五・三〇	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	無税
八四五五・三〇	冷間圧延のもの	無税
八四五五・三〇	圧延機用ロール	無税
八四・五六	その他の部分品	無税
八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械	無税
八四五六・二〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・二〇	超音波によるもの	無税

八四五六・三〇	放電によるもの	無税
八四五六・九〇	その他のもの	無税
八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)、及びマルチステーショントランスファーマシン	無税
八四五七・一〇	マシニングセンター	無税
八四五七・二〇	ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)	無税
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン	無税
八四・五八	旋盤(金属切削用のものに限る。)	無税
八四五八・一〇	横旋盤	無税
八四五八・一九	数値制御式のもの	無税
八四五八・九一	その他のもの	無税
八四・五九	その他のもの	無税
八四五九・一〇	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイトタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。)	無税
八四五九・二二	ウェイトタイプユニットヘッド機	無税
八四五九・二九	その他のボール盤	無税
八四五九・三三	数値制御式のもの	無税
八四五九・三九	その他のもの	無税
八四五九・四〇	その他の中ぐり盤	無税
八四五九・五一	ひざ形フライス盤	無税
八四五九・五九	数値制御式のもの	無税
八四五九・六九	その他のもの	無税
八四・六〇	その他のもの	無税
八四六〇・一〇	数値制御式のもの	無税
八四六〇・二〇	その他のもの	無税
八四六〇・三〇	その他のもの	無税
八四六〇・四〇	その他のもの	無税
八四六〇・五〇	その他のもの	無税
八四六〇・六〇	その他のもの	無税
八四六〇・七〇	その他のもの	無税
八四六〇・八〇	その他のもの	無税
八四六〇・九〇	その他のもの	無税
八四六〇・一〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・一一〇	その他のもの	無税
八四六〇・一二〇	その他のもの	無税
八四六〇・一三〇	その他のもの	無税
八四六〇・一四〇	その他のもの	無税
八四六〇・一五〇	その他のもの	無税
八四六〇・一六〇	その他のもの	無税
八四六〇・一七〇	その他のもの	無税
八四六〇・一八〇	その他のもの	無税
八四六〇・一九〇	その他のもの	無税
八四六〇・二〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・二一〇	その他のもの	無税
八四六〇・二二〇	その他のもの	無税
八四六〇・二三〇	その他のもの	無税
八四六〇・二四〇	その他のもの	無税
八四六〇・二五〇	その他のもの	無税
八四六〇・二六〇	その他のもの	無税
八四六〇・二七〇	その他のもの	無税
八四六〇・二八〇	その他のもの	無税
八四六〇・二九〇	その他のもの	無税
八四六〇・三〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・三一〇	その他のもの	無税
八四六〇・三二〇	その他のもの	無税
八四六〇・三三〇	その他のもの	無税
八四六〇・三四〇	その他のもの	無税
八四六〇・三五〇	その他のもの	無税
八四六〇・三六〇	その他のもの	無税
八四六〇・三七〇	その他のもの	無税
八四六〇・三八〇	その他のもの	無税
八四六〇・三九〇	その他のもの	無税
八四六〇・四〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・四一〇	その他のもの	無税
八四六〇・四二〇	その他のもの	無税
八四六〇・四三〇	その他のもの	無税
八四六〇・四四〇	その他のもの	無税
八四六〇・四五〇	その他のもの	無税
八四六〇・四六〇	その他のもの	無税
八四六〇・四七〇	その他のもの	無税
八四六〇・四八〇	その他のもの	無税
八四六〇・四九〇	その他のもの	無税
八四六〇・五〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・五一〇	その他のもの	無税
八四六〇・五二〇	その他のもの	無税
八四六〇・五三〇	その他のもの	無税
八四六〇・五四〇	その他のもの	無税
八四六〇・五五〇	その他のもの	無税
八四六〇・五六〇	その他のもの	無税
八四六〇・五七〇	その他のもの	無税
八四六〇・五八〇	その他のもの	無税
八四六〇・五九〇	その他のもの	無税
八四六〇・六〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・六一〇	その他のもの	無税
八四六〇・六二〇	その他のもの	無税
八四六〇・六三〇	その他のもの	無税
八四六〇・六四〇	その他のもの	無税
八四六〇・六五〇	その他のもの	無税
八四六〇・六六〇	その他のもの	無税
八四六〇・六七〇	その他のもの	無税
八四六〇・六八〇	その他のもの	無税
八四六〇・六九〇	その他のもの	無税
八四六〇・七〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・七一〇	その他のもの	無税
八四六〇・七二〇	その他のもの	無税
八四六〇・七三〇	その他のもの	無税
八四六〇・七四〇	その他のもの	無税
八四六〇・七五〇	その他のもの	無税
八四六〇・七六〇	その他のもの	無税
八四六〇・七七〇	その他のもの	無税
八四六〇・七八〇	その他のもの	無税
八四六〇・七九〇	その他のもの	無税
八四六〇・八〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・八一〇	その他のもの	無税
八四六〇・八二〇	その他のもの	無税
八四六〇・八三〇	その他のもの	無税
八四六〇・八四〇	その他のもの	無税
八四六〇・八五〇	その他のもの	無税
八四六〇・八六〇	その他のもの	無税
八四六〇・八七〇	その他のもの	無税
八四六〇・八八〇	その他のもの	無税
八四六〇・八九〇	その他のもの	無税
八四六〇・九〇〇	その他のもの	無税
八四六〇・九一〇	その他のもの	無税
八四六〇・九二〇	その他のもの	無税
八四六〇・九三〇	その他のもの	無税
八四六〇・九四〇	その他のもの	無税
八四六〇・九五〇	その他のもの	無税
八四六〇・九六〇	その他のもの	無税
八四六〇・九七〇	その他のもの	無税
八四六〇・九八〇	その他のもの	無税
八四六〇・九九〇	その他のもの	無税
八四六〇・一〇〇〇	その他のもの	無税

八四六〇・二一	数値制御式のもの	無税
八四六〇・一九	その他のもの	無税
八四六〇・二二	その他の研削盤(輪の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)	無税
八四六〇・二九	数値制御式のもの	無税
八四六〇・三二	その他のもの	無税
八四六〇・三三	工員研削盤	無税
八四六〇・三九	数値制御式のもの	無税
八四六〇・四〇	その他のもの	無税
八四六〇・九〇	ホーニング盤及びラップ盤	無税
八四・六一	その他のもの	無税
八四六一・二〇	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属、焼結した金属炭化物又はサーマットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税
八四六一・二〇	平削り盤	無税
八四六一・二〇	形削り盤及び立削り盤	無税
八四六一・三〇	ブローチ盤	無税
八四六一・四〇	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	無税
八四六一・五〇	金切り盤及び切断機	無税
八四六一・九〇	その他のもの	無税
八四・六一	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)	無税
八四六二・一〇	その他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。)	無税
八四六二・二二	鍛造機及びダイスタンピングマシン(プレスを含む。)	無税
八四六二・二九	ハンマー	無税
八四六二・二二	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスを含む。)	無税
八四六二・二二	数値制御式のもの	無税
八四六二・二二	その他のもの	無税
八四六二・三二	剪断機(プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。)	無税
八四六二・三二	数値制御式のもの	無税
八四六二・三九	その他のもの	無税
八四六二・三九	パンチングマシン及びノッチングマシン(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。)	無税

八四六二・四一	数値制御式のもの	無税
八四六二・四九	その他のもの	無税
八四六二・九一	その他のもの	無税
八四六二・九九	液圧プレス	無税
八四・六三	その他のもの	無税
八四六三・一〇	その他の加工機械(金属、焼結した金属炭化物又はサーマットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。)	無税
八四六三・二〇	引抜き機(棒、管、型材、線その他これらに類する物品用のものに限り。)	無税
八四六三・二〇	ねじ製造盤	無税
八四六三・三〇	線の加工機械	無税
八四六三・九〇	その他のもの	無税
八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	無税
八四六四・一〇	研削盤及び研磨盤	無税
八四六四・二〇	その他のもの	無税
八四六四・九〇	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。)	無税
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械(それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。)	無税
八四六五・九一	その他のもの	無税
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモルター(切削加工を行うものに限る。)	無税
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	無税
八四六五・九四	ベンディングマシン及び組立て用機械	無税
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	無税
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	無税
八四六五・九九	その他のもの	無税
八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部品及び付属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)	無税
八四六六・一〇	並びに手持工具用ツールホルダー	無税
八四六六・二〇	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド	無税
八四六六・三〇	工作物保持具	無税
八四六六・三〇	割出台その他の特殊な附属装置(加工機械用のものに限る。)	無税

八四六六・九一	その他のもの	無税
八四六六・九二	第八四・六六項の機械に使用するもの	無税
八四六六・九三	第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用するもの	無税
八四六六・九四	第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの	無税
八四・六七	手持工具(ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。)	無税
	ニューマチックツール	無税
八四六七・一一	回転工具(回転衝撃式工具を含む。)	無税
八四六七・一九	その他のもの	無税
八四六七・八一	その他の工具	無税
八四六七・八九	チェンソー	無税
	その他のもの	無税
	部分品	無税
八四六七・九一	チェーンソーのもの	無税
八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	無税
八四六七・九三	その他のもの	無税
八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断に使用するこ とができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項の ものを除く。)	無税
	及びガス式の表面熱処理用機器	無税
八四六八・一一〇	手持ち式トーチ	無税
八四六八・一二〇	その他のガス式の機器	無税
八四六八・一八〇	その他の機器	無税
八四六八・九〇	部分品	無税
八四・六九	タイプライター及びワードプロセッサ	無税
八四六九・一〇	自動タイプライター及びワードプロセッサ	無税
	その他のタイプライター(電動式のものに限る。)	無税
八四六九・二二	重量(ケースの重量を除く。)	無税
八四六九・二九	その他のもの	無税
八四六九・三二	その他のタイプライター(電動式のものを除く。)	無税
八四六九・三九	重量(ケースの重量を除く。)	無税
八四・七〇	その他のもの	無税
	計算機及び会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類 する計算機を有する機械並びに金銭登録機	無税
八四七〇・一〇	電子式計算機(外部の電源を必要としないものに限る。)	無税
八四七〇・二二	その他の電子式計算機	無税
八四七〇・二九	印字機構を有するもの	無税
	その他のもの	無税

八四七〇・三〇	その他の計算機	無税
八四七〇・四〇	会計機	無税
八四七〇・五〇	金銭登録機	無税
八四七〇・九〇	その他のもの	無税
八四・七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又 は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機 械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するもの を除く。)	無税
八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	無税
八四七一・二〇	デジタル式自動データ処理機械(少なくとも中央処理装置、 入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの に限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつてゐるか いなかを問わない。)	無税
	その他のもの	無税
八四七一・九一	デジタル式処理装置(記憶装置、入力装置及び出力装置の うち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているもの を含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示 するものであるか否かを問わない。)	無税
八四七一・九二	入力装置及び出力装置(システムを構成する他の装置とともに 提示するものであるか否かを問わない。)	無税
	装置を収納しているか否かを問わない。)	無税
八四七一・九三	記憶装置(システムを構成する他の装置とともに提示するも のであるか否かを問わない。)	無税
八四七一・九九	その他のもの	無税
八四・七二	その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣 支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴 あけ機及びステープル打ち機)	無税
	謄写機	無税
八四七二・一〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税
八四七二・二〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯かけ用、開封用、封止 用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	無税
八四七二・三〇	その他のもの	無税
八四七二・九〇	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主とし て使用する部分品及び付属品(カバー、携帯用ケースその他これ らに類する物品を除く。)	無税
八四・七三	第八四・六九項の機械の部分品及び付属品	無税
八四七三・一〇	第八四・七〇項の機械の部分品及び付属品	無税
八四七三・二二	第八四・七〇・一〇号、第八四七〇・二二号又は第八四七〇・ 二九号の電子式計算機のもの	無税

八四七三・二九	その他のもの	無税
八四七三・三〇	第八四・七二項の機械の部分品及び付属品	無税
八四七三・四〇	第八四・七二項の機械の部分品及び付属品	無税
八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限定。)、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限定。)、並びに鋳物用砂型の造型機	無税
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	無税
八四七四・二〇	破碎機及び粉碎機	無税
八四七四・三二	混合機及び捏和機	無税
八四七四・三三	コンクリート又はモルタルの混合機	無税
八四七四・三九	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	無税
八四七四・八〇	その他のもの	無税
八四七四・九〇	その他の機械	無税
八四・七五	部分品	無税
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四七五・二〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	無税
八四七五・九〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四・七六	部分品	無税
八四七六・一一	物品の自動販売機(例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。)	無税
八四七六・一九	自動販売機	無税
八四七六・九〇	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	無税
八四・七七	その他のもの	無税
八四七七・一〇	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八四七七・二〇	射出成形機	無税
八四七七・三〇	押出成形機	無税
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	無税
八四七七・五一	その他の機械(成形用機械に限る。)	無税
	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	無税

八四七七・五九	その他のもの	無税
八四七七・八〇	その他の機械	無税
八四七七・九〇	部分品	無税
八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	無税
八四七八・九〇	部分品	無税
八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限定するものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	無税
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	無税
八四七九・三〇	プレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限定。)その他の木材又はコルクの処理用機械	無税
八四七九・四〇	網又はケーブルの製造機械	無税
八四七九・八二	その他の機械類	無税
八四七九・八二	金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。)	無税
八四七九・九〇	混合用、捏和用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	無税
八四・八〇	その他のもの	無税
八四八〇・一〇	部分品	無税
八四八〇・二〇	金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターンの及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く。)	無税
八四八〇・三〇	金属鑄造用鑄型枠	無税
八四八〇・四一	鑄造用ベース	無税
八四八〇・四二	鑄造用パターン	無税
八四八〇・四九	金属又は金属炭化物の成形用の型	無税
八四八〇・五〇	射出式又は圧縮式のもの	無税
八四八〇・六〇	その他のもの	無税
八四八〇・七一	ガラスの成形用の型	無税
八四八〇・七九	鉱物性材料の成形用の型	無税
八四・八一	ゴム又はプラスチックの成形用の型	無税
	射出式又は圧縮式のもの	無税
	その他のもの	無税
	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限定。)	無税
八四八一・一〇	減圧弁	無税

八四八二・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	無税
八四八一・三〇	逆止弁	無税
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	無税
八四八一・八〇	その他の物品	無税
八四八一・九〇	部分品	無税
八四・八二	玉軸受及びころ軸受	無税
八四八二・一〇	玉軸受	無税
八四八二・二〇	円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わせたものを含 む。)	無税
八四八二・三〇	球面ころ軸受	無税
八四八二・四〇	針状ころ軸受	無税
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	無税
八四八二・八〇	その他のもの(玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含 む。)	無税
八四八二・九一	部分品	無税
八四八二・九二	玉、針状ころ及びころ	無税
八四・八三	その他のもの	無税
八四八三・一〇	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、 伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クラン ク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュ、 はすみ車、プリー(プリーブロックを含む。)、クラッチ及 び軸継手(自在継手を含む。)	無税
八四八三・二〇	伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)	無税
八四八三・三〇	軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。)	無税
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェー ンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。)、ボー ルスクリュ並びにギヤボックスその他の変速機(トルクコン バーターを含む。)	無税
八四八三・五〇	はすみ車及びプリー(プリーブロックを含む。)	無税
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	無税
八四・八四	部分品	無税
八四・八四	ガasketその他これに類するジョイント(他の材料と結合した 金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。)	無税
八四・八四	材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセッ トにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたも の	無税

八四八四・一〇	ガasketその他これに類するジョイント(他の材料と結合し た金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。)	無税
八四八四・九〇	その他のもの	無税
八四・八五	機械類の部分品(接線子、絶縁体、コイル、接線子その他の電気 用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除 く。)	無税
八四八五・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根	無税
八四八五・九〇	その他のもの	無税
第五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョン の映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附 属品	無税
注	1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足湯器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣 類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品 (b) 第七〇・一一項のガラス製の物品 (c) 第九四類の電気加熱式家具 2 第八五・一〇項から第八五・四〇項までは、第八五・一一項、第八五・一二項又は第八五・ 四〇項から第八五・四二項までの物品を含まない。 ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第八五・四〇項に属する。 3 第八五・四九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) 真空式掃除機、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュース の搾り機(重量を問わない。) (b) その他の機器で重量が二〇キログラム以下のもの ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフッド(フィルターを取り付けてあ るかないかを問わない。第八四・一四項参照)、遠心式洗濯脱水機(第八四・二二項参照)、皿 洗機(第八四・二二項参照)、家庭用洗濯機(第八四・五〇項参照)、ローラー機その他のアイロ ン掛け用機械(第八四・二〇項及び第八四・五一項参照)、ミシン(第八四・五二項参照)、電 気はさみ(第八五・四八項参照)並びに電熱機器(第八五・一六項参照)を除く。 4 第八五・三四項において「印刷回路」とは、印刷技術(例えば、浮出し、めつき及びエッチン グ)又は膜回路技術により、導体、接線子その他の印刷した構成部分(例えば、インダクター、 抵抗器及びコンデンサー、電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子(例え ば、半導体素子)を除く。)を絶縁基板上に形成して得た回路(当該構成部分をあらかじめ定め たパターンに従って相互に接続してあるかないかを問わない。)をいう。 印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路を含まないものとし、印刷し てない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。 これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第 八五・四二項に属する。 5 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところに による。	

八五〇・一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの 発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	無税
八五〇・一・二一	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）	無税
八五〇・一・二二	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・一・二三	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇・一・二〇	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）	無税
八五〇・一・四〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	無税
八五〇・一・三三	ロータリーコンバーター	無税
八五〇・三・〇〇	第八五・〇・一項又は第八五・〇・二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五〇・三・〇三	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	無税
八五〇・四・〇一	放電管用安定器	無税
八五〇・四・二一	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）	無税
八五〇・四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・三三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇・四・三三	その他のトランスフォーマー	無税
八五〇・四・三三	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・三三	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・三三	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇・四・三四	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇・四・四〇	スタティックコンバーター	無税
八五〇・四・五〇	その他のインダクター	無税
八五〇・四・九〇	部分品	無税
八五〇・五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	無税
	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	無税

八五〇五・一一	金属製のもの	無税
八五〇五・一九	その他のもの	無税
八五〇五・二〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	無税
八五〇五・三〇	電磁式のリフティングヘッド	無税
八五〇五・九〇	その他のもの(部分品を含む。)	無税
八五〇六	一次電池	無税
八五〇六・一一	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八五〇六・一二	二酸化マンガンを使用したもの	無税
八五〇六・一三	酸化水銀を使用したもの	無税
八五〇六・一九	酸化銀を使用したもの	無税
八五〇六・二〇	その他のもの	無税
八五〇六・九〇	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税
八五〇七	部分品	無税
八五〇七・一〇	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)	無税
八五〇七・二〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	無税
八五〇七・三〇	その他の鉛蓄電池	無税
八五〇七・四〇	ニッケル・カドミウム蓄電池	無税
八五〇七・八〇	ニッケル・鉄蓄電池	無税
八五〇七・九〇	その他の蓄電池	無税
八五〇八	部分品	無税
八五〇八・一〇	手持電動工具(電動装置を自蔵するものに限る。)	無税
八五〇八・二〇	ドリル	無税
八五〇八・三〇	のこぎり	無税
八五〇八・八〇	その他の工具	無税
八五〇八・九〇	部分品	無税
八五〇九	家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る。)	無税
八五〇九・一〇	真空式掃除機	無税
八五〇九・二〇	床磨き機	無税
八五〇九・三〇	台所用デイスポーター	無税
八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	無税
八五〇九・八〇	その他の機器	無税
八五〇九・九〇	部分品	無税
八五一一〇	かみそり及びバリカン(電動装置を自蔵するものに限る。)	無税
八五一一〇・二〇	かみそり	無税
八五一一〇・三〇	バリカン	無税
八五一一〇・九〇	部分品	無税
八五一一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する	無税

八五一一・二〇	種類の電気機器(例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉器	無税
八五一一・二〇	点火プラグ	無税
八五一一・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはすみ車式磁石発電機	無税
八五一一・三〇	ディストリビューター及びイグニッションコイル	無税
八五一一・四〇	スターター及び始動充電発電機	無税
八五一一・五〇	その他の発電機	無税
八五一一・八〇	その他の機器	無税
八五一一・九〇	部分品	無税
八五一二	電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。)	無税
八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限る。)	無税
八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	無税
八五一二・三〇	音響信号機器	無税
八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	無税
八五一二・九〇	部分品	無税
八五・一三	携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例えば、電池及び磁石発電機)により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。)	無税
八五・一四	ランプ	無税
八五・一四	部分品	無税
八五・一四・一〇	工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導式又は誘電式のものを含む。)	無税
八五・一四・二〇	及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器(電磁誘導式又は誘電式のものに限る。)	無税
八五・一四・三〇	抵抗加熱炉	無税
八五・一四・四〇	電磁誘導式又は誘電式の炉	無税
八五・一四・九〇	その他の炉	無税
八五・一五	その他の加熱機器(電磁誘導式又は誘電式のものに限る。)	無税
八五・一五	部分品	無税
八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができないかを問わない。)	無税
八五・一五	及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器	無税
八五・一五	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	無税

八五二五・二一	はんだごて及びはんだ付けガン	無税
八五二五・一九	その他のもの	無税
八五二五・二二	金属用抵抗溶接機器	無税
八五二五・二九	全自動式又は半自動式のもの	無税
	その他のもの	無税
八五二五・三二	アーク溶接機器（フラスマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限り。）	無税
八五二五・三九	全自動式又は半自動式のもの	無税
八五二五・八〇	その他のもの	無税
八五二五・九〇	その他の機器	無税
八五・一六	部分品	無税
	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電気式の調理用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手持ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	無税
八五二六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	無税
八五二六・二二	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	無税
八五二六・二九	蓄熱式ラジエーター	無税
	その他のもの	無税
八五二六・三二	電気式の調理用機器及び手持ドライヤー	無税
八五二六・三三	ヘアドライヤー	無税
八五二六・三三	その他の調理用機器	無税
八五二六・四〇	手持ドライヤー	無税
八五二六・五〇	電気アイロン	無税
八五二六・六〇	マイクロ波オーブン	無税
	その他のオープン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	無税
	その他の電熱機器	無税
八五二六・七二	コーヒーマーカー及びティーメーカー	無税
八五二六・七九	トースター	無税
八五二六・八〇	その他のもの	無税
八五二六・九〇	電熱用抵抗体	無税
八五・一七	部分品	無税
	有線電話用又は有線電信用の電気機器（有線搬送通信機器を含む。）	無税
八五二七・一〇	電話機	無税
八五二七・二〇	テレプリンター	無税
八五二七・三〇	電話用又は電信用の交換機	無税

八五二七・四〇	その他の有線搬送通信機器	無税
八五二七・八一	その他の機器	無税
八五二七・八二	電話用のもの	無税
八五二七・九〇	電信用のもの	無税
八五・一八	部分品	無税
	マイクロナン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない）、マイクロナンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	無税
八五二八・一〇	マイクロナン及びそのスタンド	無税
	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	無税
八五二八・二二	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	無税
八五二八・三二	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	無税
八五二八・二九	その他のもの	無税
八五二八・三〇	マイクロナンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン	無税
八五二八・四〇	可聴周波増幅器	無税
八五二八・五〇	電気式音響増幅装置	無税
八五二八・九〇	部分品	無税
八五二九・一〇	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	無税
八五二九・二二	ハード又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー	無税
八五二九・二九	その他のレコードプレーヤー	無税
八五二九・三二	拡声器を有しないもの	無税
八五二九・三三	その他のもの	無税
八五二九・三九	レコードデッキ	無税
八五二九・四〇	自動レコード交換機構を有するもの	無税
八五二九・九一	その他のもの	無税
八五二九・九二	トランスクリイピングマシン	無税
八五二九・九三	その他の音声再生機	無税
八五二九・九四	カセット式のもの	無税
八五二九・九五	その他のもの	無税
八五二〇・一〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	無税
	ディクテータイングマシン（外部電源によらなければ作動しない。）	無税

八五〇・二〇	留守番電話装置 その他の磁気式テープレコーダー(音声再生装置を自蔵するものに限り。)	無税
八五〇・三二	カセット式のもの	無税
八五〇・三九	その他のもの	無税
八五〇・九〇	その他のもの	無税
八五・二二	ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。)	無税
八五二・一〇	磁気テープ式のもの	無税
八五二・九〇	その他のもの	無税
八五・三二	第八五・一九項から第八五・二二項までの機器の部分品及び附属品	無税
八五三・一〇	ピックアップカートリッジ	無税
八五三・九〇	その他のもの	無税
八五・三三	録音その他これに類する記録用の媒体(記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。)	無税
八五三・二一	磁気テープ	無税
八五三・二二	幅が四ミリメートル以下のもの	無税
八五三・二三	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	無税
八五三・二〇	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税
八五三・九〇	磁気ディスク	無税
八五・二四	その他のもの	無税
八五・二四	レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他これに類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤及びマスターを含む。))に限るものとし、第三七類の物品を除く。)	無税
八五・二四	蓄音機用レコード	無税
八五四・二一	磁気テープ	無税
八五四・二二	幅が四ミリメートル以下のもの	無税
八五四・二三	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	無税
八五四・二三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税
八五四・九〇	その他のもの	無税
八五・二五	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)	無税
八五・二五	送信機器	無税
八五・二五	送信機器(受信機器を自蔵するものに限り。)	無税
八五・二五	テレビジョンカメラ	無税
八五・二六	レダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	無税

八五・二六	レダー	無税
八五・二六	その他のもの	無税
八五・二六	航行用無線機器	無税
八五・二六	無線遠隔制御機器	無税
八五・二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。)	無税
八五・二七	ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限り。)	無税
八五・二七	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五・二七	その他のもの	無税
八五・二七	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限り。)	無税
八五・二七	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五・二七	その他のもの	無税
八五・二七	その他のラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。)	無税
八五・二七	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五・二七	時計と結合してあるもの(録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。)	無税
八五・二七	その他のもの	無税
八五・二七	その他の機器	無税
八五・二七	テレビジョン受像機(ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	無税
八五・二八	カラーのもの	無税
八五・二八	白黒その他のモノクロームのもの	無税
八五・二八	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五・二八	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	無税
八五・二八	その他のもの	無税
八五・二八	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器(第八六・〇八項のものを除く。)	無税
八五・二八	鉄道用又は軌道用の機器	無税
八五・二八	その他の機器	無税

八五三〇・九〇	部分品	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・二〇項のものを除く。）	無税
八五三二・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	表示盤（液晶ディスプレイ又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	無税
八五三二・二〇	その他の機器	部分品	無税
八五三二・八〇	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロワット以上のもに限る（電力用コンデンサー）。）	無税
八五三二・九〇	その他の固定式コンデンサー	タンタルコンデンサー	無税
八五三二・二〇	アルミニウム電解コンデンサー	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	無税
八五三二・二三	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	無税
八五三二・二四	その他のもの	可変式又は半固定式のコンデンサー	無税
八五三二・二五	部分品	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものと、電熱用抵抗器を除く。）	無税
八五三二・三〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	その他の固定式抵抗器	無税
八五三二・九〇	容量が二〇ワット以下のもの	その他のもの	無税
八五三三・二一	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	容量が二〇ワット以下のもの	無税
八五三三・三二	その他のもの	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	無税
八五三三・三九	部分品	印刷回路	無税
八五三三・四〇	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、ブラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税	無税
八五三三・九〇			
八五・二四			
八五・二五			

八五三五・一〇	ヒューズ	自動遮断器	無税
八五三五・二一	使用電圧が二・五キロボルト未満のもの	その他のもの	無税
八五三五・二九	断絡機及び開閉スイッチ	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	無税
八五三五・三〇	その他のもの	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、ブラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	無税
八五三五・四〇	ヒューズ	自動遮断器	無税
八五三五・九〇	電気回路保護用のその他の機器	継電器	無税
八五三六・一〇	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	その他のもの	無税
八五三六・二〇	その他のスイッチ	ランプホルダー、ブラグ及びソケット	無税
八五三六・四一	その他のもの	その他の機器	無税
八五三六・四九	電気制御用又は配電用の盤、パネル（数値制御用のものを含む。）	コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇項の機器を自蔵するものを除く。第八五・三六項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。）	無税
八五三六・五〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	無税
八五三六・六九	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	無税
八五三七・一〇	その他のもの	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	無税
八五三七・二〇	その他のもの	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	無税
八五三八・一〇			
八五三八・九〇			
八五・三九			
八五三九・一〇			

八五三九・二二	タンクステンハロゲン電球	無税
八五三九・二三	その他のもの(出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。)	無税
八五三九・二九	その他のもの	無税
八五三九・三二	放電管(紫外線ランプを除く。)	無税
八五三九・三九	熱陰極蛍光放電管	無税
八五三九・四〇	その他のもの	無税
八五三九・九〇	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	無税
八五・四〇	部分品	無税
	熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用映像管)	無税
	テレビジョン受像用陰極線管(ビデオモニター用陰極線管を含む。)	無税
八五四〇・二一	カラーのもの	無税
八五四〇・二二	白黒その他のモノクロームのもの	無税
八五四〇・二〇	テレビジョン用映像管、イメージ交換管、イメージ増倍管その他の光電管	無税
八五四〇・三〇	その他の陰極線管	無税
	マイクログラフ(例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシントロン。格子制御式のものを除く。)	無税
八五四〇・四一	磁電管	無税
八五四〇・四二	クライストロン	無税
八五四〇・四九	その他のもの	無税
	その他の管	無税
八五四〇・八一	受信管及び増幅管	無税
八五四〇・八九	その他のもの	無税
八五四〇・九一	部分品	無税
八五四〇・九九	陰極線管のもの	無税
八五四一	その他のもの	無税
八五四一・一〇	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。を含む。)、発光ダイオード及び圧電結晶素子	無税
八五四一・二二	ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。)	無税
八五四一・二九	トランジスター(光電性トランジスターを除く。)	無税
八五四一・三〇	定格消費電力が一ワット未満のもの	無税
	その他のもの	無税
	サイリスター、ダイアック及びトライアック(光電性デバイス	無税

八五四一・四〇	を除く。)	無税
八五四一・五〇	光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。を含む。))及び発光ダイオード	無税
八五四一・六〇	その他の半導体デバイス	無税
八五四一・九〇	圧電結晶素子	無税
八五四一	部分品	無税
八五四二・一一	集積回路及び超小形組立	無税
八五四二・一九	モノリシック集積回路	無税
八五四二・二〇	デジタル式のもの	無税
八五四二・八〇	その他のもの	無税
八五四二・九〇	ハイブリッド集積回路	無税
八五四三	その他のもの	無税
八五四三・一〇	部分品	無税
八五四三・二〇	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八五四三・二二	粒子加速器	無税
八五四三・二二	信号発生器	無税
八五四三・二二	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税
八五四三・八〇	その他の機器	無税
八五四三・九〇	部分品	無税
八五四四	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)	無税
	その他のもの	無税
八五四四・一一	銅のもの	五・八%
八五四四・一九	その他のもの	五・八%
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	五・八%
八五四四・二二	点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。)	無税
八五四四・二二	一 自動車のもの	無税
八五四四・二二	二 その他のもの	五・八%
八五四四・四一	その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルト以下のものに限り、)	五・八%
八五四四・四九	接続子を取り付けてあるもの	五・八%
	その他のもの	五・八%
	その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボ	五・八%

八四・八四項に属する。)及びその他の加硫ゴム(硬質ゴムを除く)製品(第四〇・一六項参照)

(b) 第一五部の注2の卑金屬製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)

(c) 第八二類の物品(工具)

(d) 第八三・〇六項の物品

(e) 第八四・〇一項から第八四・七九項までの機器及びその部分品、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。)

(f) 電気機器(第八五類参照)

(g) 第九〇類の物品

(h) 第九一類の物品

(i) 武器(第九三類参照)

(j) 第九四・〇五項のランプその他の照明器具

(k) 車両の部分品として使用する種類のブラシ(第九六・〇三項参照)

3 第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所屬を決定する。

4 道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とする。

5 水陸両用自動車は、自動車とする。

空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。

(a) 案内軌道走行用のもの(空気浮上式鉄道)は、第八六類に属する。

(b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c) 水上走行用のもの(岸若しくは築着場の上陸することができるか又は氷上を走行することができないかを問わない。)は、第八九類に属する。

空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。

空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)

1 注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路(第四四・〇六項及び第六八・一〇項参照)

(b) 第七三・〇二項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材

(c) 第八五・三〇項の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器

2 第八六・〇七項には、次の物品を含む。	
(a) 車軸、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪部分品	
(b) フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車	
(c) 車軸箱及びブレーキ装置	
(d) 車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器	
(e) 車体	
3 第八六・〇八項には、1の物品を除くほか、次の物品を含む。	
(a) 組み立てた線路、軌道台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ	
(b) 腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は転轍用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含む）、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）	
第八六・〇一	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）
第八六・〇一・一〇	外部電源により走行するもの
第八六・〇一・二〇	蓄電池により走行するもの
第八六・〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車
第八六・〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車
第八六・〇二・九〇	その他のもの
第八六・〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）
第八六・〇三・一〇	外部電源により走行するもの
第八六・〇三・九〇	その他のもの
第八六・〇四	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）
第八六・〇五	
第八六・〇五・〇〇	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）
第八六・〇六	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）
第八六・〇六・一〇	タンク車その他これに類する車両
第八六・〇六・二〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第八六・〇六・一〇号のものを除く。）
第八六・〇六・三〇	荷卸機構付きの貨車（第八六・〇六・一〇号又は第八六・〇六・二〇号のものを除く。）
第八六・〇六・九一	有がい車
	無税

第八六・〇六・九二	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）	無税
第八六・〇六・九九	その他のもの	無税
第八六・〇七	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品	
	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品	
第八六・〇七・二一	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	無税
第八六・〇七・二二	その他のボギー台車及びビッセル台車	無税
第八六・〇七・二九	その他のもの（部分品を含む。）	無税
第八六・〇七・三〇	ブレーキ及びその部分品	無税
第八六・〇七・三〇	エアブレーキ及びその部分品	無税
第八六・〇七・三〇	その他のもの	無税
第八六・〇七・三〇	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	無税
第八六・〇七・九一	その他のもの	無税
第八六・〇七・九九	機関車のもの	無税
第八六・〇八	その他のもの	無税
第八六・〇八・〇〇	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品	無税
第八六・〇九	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限定する。）	無税
第八六・〇九・〇〇		無税
注		
1 この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。		
2 この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有する有しないかを問わない。		
3 運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。		
4 第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇一項に属する。		
第八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	無税
第八七・〇一・一〇	歩行操縦式トラクター	無税
第八七・〇一・二〇	セミトラクター用の道路走行用トラクター	無税
第八七・〇一・三〇	無限軌道式トラクター	無税

八七〇・一・九〇	その他のもの	無税
八七〇・二	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	無税
八七〇・二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	無税
八七〇・二・九〇	その他のもの	無税
八七〇・三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	無税
八七〇・三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	無税
八七〇・三・二一	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）	無税
八七〇・三・二二	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇・三・二三	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇・三・二四	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超え五、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇・三・二五	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）	無税
八七〇・三・二六	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇・三・二七	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇・三・二八	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超え五、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇・三・二九	その他のもの	無税
八七〇・四	貨物自動車	無税
八七〇・四・一〇	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）	無税
八七〇・四・二一	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）	無税
八七〇・四・二二	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八七〇・四・二三	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの	無税
八七〇・四・二四	車両総重量が二〇トンを超えるもの	無税
八七〇・四・二五	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）	無税
八七〇・四・二六	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八七〇・四・二七	車両総重量が五トンを超えるもの	無税
八七〇・四・二八	その他のもの	無税

八七〇・五	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	無税
八七〇・五・一〇	クレーン車	無税
八七〇・五・二〇	せん孔デリック車	無税
八七〇・五・三〇	消防車	無税
八七〇・五・四〇	コンクリートミキサー車	無税
八七〇・五・五〇	その他のもの	無税
八七〇・六・一〇	原動機付きシャシ（第八七・〇二項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	無税
八七〇・七	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇二項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	無税
八七〇・七・一〇	第八七・〇二項の車両用のもの	無税
八七〇・七・二〇	その他のもの	無税
八七〇・八・一〇	部分品及び付属品（第八七・〇二項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	無税
八七〇・八・二〇	パンパー及びその部分品	無税
八七〇・八・三〇	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び付属品	無税
八七〇・八・四〇	シートベルト	無税
八七〇・八・五〇	その他のもの	無税
八七〇・八・六〇	ブレーキ及びサンプレーキ並びにこれらの部分品	無税
八七〇・八・七〇	ブレーキライニング（取り付け付けたものに限る。）	無税
八七〇・八・八〇	その他のもの	無税
八七〇・八・九〇	ギヤボックス	無税
八七〇・八・一〇〇	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するものではないかを問わない。）	無税
八七〇・八・一一〇	非駆動軸及びその部分品	無税
八七〇・八・一二〇	車輪並びにその部分品及び付属品	無税
八七〇・八・一三〇	懸架装置用ショックアブソーバー	無税
八七〇・八・一四〇	その他の部分品及び付属品	無税
八七〇・八・一五〇	ラジエーター	無税
八七〇・八・一六〇	消音装置及び排気管	無税
八七〇・八・一七〇	クラッチ及びその部分品	無税
八七〇・八・一八〇	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	無税
八七〇・八・一九〇	その他のもの	無税
八七〇・九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプ	無税

八七〇九・二一	ラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	無税
八七〇九・一九	車両	無税
八七〇九・九〇	電気式のもの	無税
八七・一〇	その他のもの	無税
八七・一〇・〇〇	部分品	無税
八七・一一	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。)、及びその部分品	二一・八%
八七・一一・二〇	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかいないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかいないかを問わない。)、及びサイドカー	無税
八七・一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七・一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え一五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七・一一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七・一一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七・一一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超え一五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)	無税
八七・一一・九〇	その他のもの	無税
八七・一二	自走車(運搬用三輪自走車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)	無税
八七・一二・〇〇	身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。)	無税
八七・一三	機械式駆動機構を有しないもの	無税
八七・一三・一〇	その他のもの	無税
八七・一三・九〇	部分品及び付属品(第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。)	無税
八七・一四	モーターサイクル(モペットを含む。)	無税
八七・一四・一一	サドル	無税
八七・一四・一九	その他のもの	無税
八七・一四・二〇	身体障害者用又は病人用の車両のもの	無税

八七・一四・九一	その他のもの	無税
八七・一四・九二	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	無税
八七・一四・九三	リム及びスポーク	無税
八七・一四・九四	ハブ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。)	無税
八七・一四・九五	及びフリーホイール	無税
八七・一四・九六	ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。)	無税
八七・一四・九九	サドル	無税
八七・一五	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	無税
八七・一五・〇〇	その他のもの	無税
八七・一六	乳母車及びその部分品	無税
八七・一六・一〇	トレイラー及びセミトレイラー並びにこれらの車両(機械式駆動機構を有するものを除く。)	無税
八七・一六・二〇	トレイラー及びセミトレイラー(住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。)	無税
八七・一六・三〇	農業用のトレイラー及びセミトレイラー(積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。)	無税
八七・一六・三九	貨物輸送用のその他のトレイラー及びセミトレイラー	無税
八七・一六・四〇	タンクトレイラー及びタンクセミトレイラー	無税
八七・一六・八〇	その他のもの	無税
八七・一六・九〇	その他のトレイラー及びセミトレイラー	無税
八七・一六・九〇	その他の車両	無税
八七・一六・九〇	部分品	無税
八八・〇一	第VIII類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	無税
八八・〇一・一〇	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機	無税
八八・〇一・九〇	グライダー及びハンググライダー	無税
八八・〇二	その他のもの	無税
八八・〇二・一一	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)	無税
八八・〇二・一二	及びその打上げ用ロケット	無税
八八・〇二・二〇	ヘリコプター	無税
八八・〇二・二一	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの	無税
八八・〇二・二二	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの	無税
八八・〇二・二〇	飛行機その他の航空機(自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの)	無税
八八・〇二・三〇	飛行機その他の航空機(自重が二、〇〇〇キログラムを超える一五、〇〇〇キログラム以下のもの)	無税
八八・〇二・四〇	飛行機その他の航空機(自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの)	無税

八八〇・二・五〇	宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及びその打上げ用ロケット	無税
八八〇・三	部分品(第八八〇・一又は第八八〇・二項の物品のものに限る。)	無税
八八〇・三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品	無税
八八〇・三・二〇	着陸装置及びその部分品	無税
八八〇・三・三〇	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	無税
八八〇・三・九〇	その他のもの	無税
八八〇・四	落下傘(可動式落下傘を含む。)及びロープシュート並びにこれらの部分品及び付属品	無税
八八〇・五	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	無税
八八〇・五・一〇	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品	無税
八八〇・五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品	無税
第八九類 船舶及び浮き構造物		
八九〇・一	1 船体及び未完成の船舶(組み立ててあるかないかは分解してあるかないかを問わない。)並びに完成船舶の組み立ててないものと及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇六項に属する。	無税
八九〇・一・一〇	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶(人員又は貨物の輸送用のものに限る。)	無税
八九〇・一・二〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶(主として人員の輸送用に設計したものに限る。)及びフェリーボート	無税
八九〇・一・三〇	タンカー	無税
八九〇・一・九〇	冷蔵船及び冷凍船(第八九〇・一・二〇号のものを除く。)	無税
八九〇・二	その他の貨物船及び貨客船	無税
八九〇・二・一〇	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶	無税
八九〇・三	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、機帆船及びカヌー	無税
八九〇・三・一〇	膨脹式のもの	無税
八九〇・三・九一	その他のもの	無税
八九〇・三・九二	セイルボート(補助原動機付きであるかないかを問わない。)	無税
八九〇・三・九三	モーターボート(船外機付きのものを除く。)	無税
八九〇・四	その他のもの	無税
八九〇・四・一〇	曳航用又は押航用の船舶	無税

八九〇・五	照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶(航行以外の機能を主とするものに限る。)、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム	無税
八九〇・五・一〇	しゅんせつ船	無税
八九〇・五・二〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム	無税
八九〇・五・九〇	その他のもの	無税
八九〇・六	その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、機帆船を除く。)	無税
八九〇・六・一〇	その他の浮き構造物(例えば、いかだ、タンク、コフダム、浮き橋、ブイ及び水路浮標)	無税
八九〇・七	膨脹式いかだ	無税
八九〇・七・一〇	その他のもの	無税
八九〇・七・九〇	その他のもの	無税
八九〇・八	解体用の船舶その他の浮き構造物	無税
八九〇・八・一〇	第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び付属品	無税
八九〇・八・二〇	第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	無税
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限る。第四〇・一六項参照、革製品(第四二・〇四項参照)、コンポジションレザ製品(第四二・〇四項参照)及び紡織用繊維製品(第五九・一一項参照)		
(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品(その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用ベルト、腹部支持用ベルト及び関節用又は筋肉用のサポート)。(第一二部参照)		
(c) 第六九・〇三項の耐火製品及び第六九・〇九項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品		
(d) 半金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの(第八三・〇六項及び第七二類参照)及び第七二・〇九項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの		
(e) 第七〇・〇七項、第七〇・〇八項、第七〇・一一項、第七〇・一四項、第七〇・一五項又は第七〇・一七項の物品		
(f) 第五部の注2の半金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)		
(g) 第八四・一二項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第八四・一三項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械(第八四・一五項から第八四・一八項まで参照)、紙又は板紙の切断機(第八四・一四項参照)、第八四・一六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構		

を有するもの(例えば、光学式割出台)を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの(例えば、しん出し望遠鏡を除く。)、計算機(第八四・七〇項参照)並びに第八四・八一項の弁その他の物品	
(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト(第八五・一二項参照)、第八五・一二項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機(第八五・一九項及び第八五・二〇項参照)、サウンドヘッド(第八五・二二項参照)、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器(第八五・二六項参照)、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル	
(i) 第九四・〇五項のサーチライト及びスポットライト	
(k) 第九五類の物品	
(l) 容積測定具(構成する材料により該当する項に属する。)	
(m) スプーン、リールその他これらに類する巻取用品(構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二三項及び第一五部)	
2 この類の物品の部分品及び附属品は、一の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。	
(a) 当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項(第八四・八五項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。)に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。	
(b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器(第九〇・一〇項、第九〇・一三項又は第九〇・三二項の機器を含む。)に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。	
(c) その他の部分品及び附属品は、第九〇・三三項に属する。	
3 第一六部の注4の規定は、この類においても適用する。	
4 第九〇・〇五項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第九〇・一二項に属する。	
5 第九〇・一三項及び第九〇・三二項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第九〇・三二項に属する。	
6 第九〇・三三項には、次の物品のみを含む。	
(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器(自動調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。)	
(b) 非電氣的量の自動調整機器(調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)	
九〇・〇一	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファイバーケーブル(第八五・四四項のものを除く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)

九〇・一・一〇	光ファイバー(束にしたものを含む。)	及び光ファイバーケーブル	無税
九〇・一・二〇	偏光材料製のシート及び板		無税
九〇・一・三〇	コンタクトレンズ		無税
九〇・一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ		無税
九〇・一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ		無税
九〇・一・九〇	その他のもの		無税
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)		無税
	対物レンズ		無税
九〇・二・一一	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの		無税
九〇・二・一九	その他のもの		無税
九〇・二・二〇	フィルター		無税
九〇・二・九〇	その他のもの		無税
九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品		無税
	フレーム		無税
九〇・三・一一	プラスチック製のもの		五・六%
九〇・三・一九	その他の材料製のもの		五・六%
	一 金属製のもの		三・九%
	二 その他のもの		五・六%
九〇・三・九〇	部分品		六・四%
九〇・四・一〇	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡		六・四%
九〇・四・九〇	サンングラス		六・四%
九〇・〇五	その他のもの		六・四%
	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く。)	及びその支持具	無税
九〇・五・一〇	双眼鏡		無税
九〇・五・八〇	その他の機器		無税
九〇・五・九〇	部分品及び附属品(支持具を含む。)		無税
九〇・〇六	写真機(映画用撮影機を除く。)	並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・三九項の放電管を除く。)	無税
九〇・六・一〇	製版に使用する種類の写真機		無税
九〇・六・二〇	文書記録に使用する種類の写真機(マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。)		無税
九〇・六・三〇	水中用 航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写		無税

九〇六・四〇	真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ インスタントプリントカメラ その他の写真機	無税
九〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のローフィルムを使用するものに限る。）	無税
九〇六・五二	その他のもの（幅が二五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	無税
九〇六・五三	その他のもの（幅が二五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	無税
九〇六・五九	その他のもの	無税
九〇六・六一	写真用のせん光器具及びせん光電球 せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	無税
九〇六・六二	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	無税
九〇六・六九	その他のもの	無税
九〇六・九一	部分品及び付属品 写真機用のもの	無税
九〇六・九九	その他のもの	無税
九〇七	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかないかを問わない。） 撮影機 幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの その他のもの	無税
九〇七・一一	映写機 幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	無税
九〇七・一九	その他のもの	無税
九〇七・二二	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	無税
九〇七・二九	その他のもの	無税
九〇七・九一	部分品及び付属品 撮影機用のもの	無税
九〇七・九二	映写機用のもの	無税
九〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） スライド映写機 マイクローフィルム、マイクローフィッシュその他のマイクローフォームのリーダー（複写することのできるかできないかを問わない。）	無税
九〇八・三〇	その他の投影機	無税
九〇八・四〇	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	無税
九〇八・九〇	部分品及び付属品	無税
九〇・九	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）	無税

九〇九・一一	（。）及び感光式複写機 静電式の感光式複写機 原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの 原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの	無税
九〇九・一二	その他の感光式複写機 光学的機構を有するもの 密着式のもの	無税
九〇九・二二	感光式複写機	無税
九〇九・三〇	部分品及び付属品	無税
九〇九・九〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン 写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器 その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ 映写用又は投影用のスクリーン	無税
九〇一〇・二〇	部分品及び付属品	無税
九〇一〇・三〇	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のを含む。）	無税
九〇一〇・九〇	双眼実体顕微鏡 その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。） その他の顕微鏡	無税
九〇一一・二〇	部分品及び付属品	無税
九〇一一・八〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	無税
九〇一一・九〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	無税
九〇一二・二〇	部分品及び付属品	無税
九〇一二・九〇	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。） 武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第十六部の機器の部分品として設計した望遠鏡 レーザー（レーザーダイオードを除く。） その他の機器	無税
九〇一三・一〇	部分品及び付属品	無税
九〇一三・二〇	その他の機器	無税
九〇一三・八〇	部分品及び付属品	無税
九〇一三・九〇	その他の機器	無税

九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器	無税
九〇・一四・二〇	羅針盤	無税
九〇・一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)	無税
九〇・一四・八〇	その他の機器	無税
九〇・一四・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一五	土地測量(写真測量を含む。)、水路測量用、海洋測量用、水利計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅針盤を除く。)	無税
九〇・一五・一〇	測距儀	無税
九〇・一五・二〇	経緯儀及び視距儀	無税
九〇・一五・三〇	水準器	無税
九〇・一五・四〇	写真測量用機器	無税
九〇・一五・八〇	その他の機器	無税
九〇・一五・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一六	はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。)	無税
九〇・一六・〇〇	製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
九〇・一七	写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問わない。)	無税
九〇・一七・一〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	無税
九〇・一七・二〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	無税
九〇・一七・三〇	その他の機器	無税
九〇・一七・八〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一七・九〇	医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	無税
九〇・一八	診断用電気機器(機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。)	無税
九〇・一八・一一	心電計	無税
九〇・一八・二一	その他のもの	無税
九〇・一八・二九	紫外線又は赤外線を使用する機器	無税
九〇・一八・三〇	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	無税
九〇・一八・三二	注射器(針を付けてあるかないかを問わない。)	無税
九〇・一八・三三	金属製の管針及び縫合用の針	無税
九〇・一八・三九	その他のもの	無税
	その他の機器(歯科用のものに限る。)	無税

九〇・一八・四一	歯科用エンジン(同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。)	無税
九〇・一八・四九	その他のもの	無税
九〇・一八・五〇	その他の機器(眼科用のものに限る。)	無税
九〇・一八・九〇	その他の機器	無税
九〇・一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇・一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器	無税
九〇・一九・二〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇・二〇	その他の呼吸用機器及びガスマスク(機械式部分及び交換式フィルターのないものも有しない保護用マスクを除く。)	無税
九〇・二〇・〇〇	整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。)、補聴器その他の器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。)、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	無税
九〇・二二	人造関節その他の骨折治療具	無税
九〇・二二・一一	義歯及び歯用の取付用品	無税
九〇・二二・一九	義歯	無税
九〇・二二・二二	その他のもの	無税
九〇・二二・二九	その他の人造の人体の部分	無税
九〇・二二・三〇	補聴器(部分品及び附属品を除く。)	無税
九〇・二二・四〇	心筋刺激用ペースメーカー(部分品及び附属品を除く。)	無税
九〇・二二・五〇	その他のもの	無税
九〇・二二・九〇	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用の機器、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の機、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機)	無税
九〇・二二・一一	エックス線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用の機器、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機)	無税
九〇・二二・一九	医療用又は獣医用のもの	無税
	その他の用途に供するもの	無税

九〇・二二・二	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものではないかを問わない。）	無税
九〇・二二・二九	医療用又は獣医用のもの	無税
九〇・二二・三〇	その他の用途に供するもの	無税
九〇・二二・三〇	エックス線管	無税
九〇・二二・三〇	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	無税
九〇・二二・三〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	無税
九〇・二二・三〇	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限り。）	無税
九〇・二二・三〇	材料試験機（金属を試験するものに限り。）	無税
九〇・二二・三〇	その他の機器	無税
九〇・二二・三〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二二・三〇	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿度温度計（記録装置を有するものではないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品	無税
九〇・二二・三〇	温度計及びバイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	無税
九〇・二二・三〇	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	無税
九〇・二二・三〇	その他のもの	無税
九〇・二二・三〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	無税
九〇・二二・三〇	その他の機器	無税
九〇・二二・三〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二二・三〇	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計、第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	無税
九〇・二二・三〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	無税
九〇・二二・三〇	圧力の測定用又は検査用のもの	無税
九〇・二二・三〇	その他の機器	無税
九〇・二二・三〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二二・三〇	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	無税
九〇・二二・三〇	ガス又は煙の分析機器	無税

九〇・二七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	無税
九〇・二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限り。）	無税
九〇・二七・四〇	露出計	無税
九〇・二七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限り。）	無税
九〇・二七・八〇	その他の機器	無税
九〇・二七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	無税
九〇・二八・一〇	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその他の検定用計器	無税
九〇・二八・二〇	ガス用計器	無税
九〇・二八・三〇	液体用計器	無税
九〇・二八・三〇	電気用計器	無税
九〇・二八・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	無税
九〇・二九・二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	無税
九〇・二九・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三〇・一〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検査用の機器	無税
九〇・三〇・二〇	電離放射線の測定用又は検査用の機器	無税
九〇・三〇・三〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ	無税
九〇・三〇・三〇	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）	無税
九〇・三〇・三〇	マルチメーター	無税
九〇・三〇・三〇	その他のもの	無税
九〇・三〇・三〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	無税
九〇・三〇・四〇	その他の機器	無税
九〇・三〇・八〇	記録装置を有するもの	無税
九〇・三〇・八〇	その他のもの	無税
九〇・三〇・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三二・一〇	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	無税

九一〇五・一一	目覚まし時計 電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇五・一九	その他のもの	無税
九一〇五・二二	掛時計 電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇五・二五	その他のもの	無税
九一〇五・九一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇五・九九	その他のもの	無税
九一〇六・一〇	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器 (時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー)	無税
九一〇六・二〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー	無税
九一〇六・九〇	パーキングメーター	無税
九一〇七	その他のもの	無税
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。)	無税
九一〇八	ウォッチムーブメント(完成品に限る。)	無税
九一〇八・二一	電池により作動するもの	無税
九一〇八・二二	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	無税
九一〇八・二九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税
九一〇八・三〇	その他のもの	無税
九一〇八・三〇	自動巻きのもの	無税
九一〇八・三〇	その他のもの	無税
九一〇八・九一	幅、長さ又は直径が三・八ミリメートル以下のもの	無税
九一〇八・九九	その他のもの	無税
九一〇九	その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)	無税
九一〇九・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇九・一九	目覚まし時計のもの	無税
九一〇九・九〇	その他のもの	無税
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたものと並びに時計用ラフ	無税

九一〇・二一	ムーブメント 携帯用時計のもの ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット)	無税
九一〇・二二	未完成のムーブメントで組み立てたもの	無税
九一〇・一九	ラフムーブメント	無税
九一〇・九〇	その他のもの	無税
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	無税
九一・一二・一〇	ケース(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)	無税
九一・一二・二〇	ケース(半金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。)	無税
九一・一一・八〇	その他のケース	無税
九一・一一・九〇	部分品	無税
九一・一二	時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	無税
九一・一二・一〇	金属製のケース	無税
九一・一二・八〇	その他のケース	無税
九一・一二・九〇	部分品	無税
九一・一三・一〇	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	無税
九一・一三・二〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	無税
九一・一三・三〇	一 銀製又は白金(イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。)製のもの	六・二%
九一・一三・三〇	二 その他のもの	六・六%
九一・一三・三〇	一 貴金属をめつきたもの	五・六%
九一・一三・三〇	二 その他のもの	二・五%
九一・一三・九〇	一 革製又はコンポジション・レザー製のもの	四〇%
九一・一三・九〇	(一) 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さん、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	二・五%
九一・一三・九〇	(二) その他のもの	二・五%
九一・一四	(一) 二種類以上の材料(組立て用のみに供する材料(例えば、ひも)を除く。)から構成されるもの	二・五%
九一・一四・一〇	(二) その他のもの	三・四%
九一・一四・一〇	その他の時計の部分品	無税
九一・一四・一〇	ばね(ひげぜんまいを含む。)	無税

九二・四・二〇	石	無税
九二・四・三〇	文字板	無税
九二・四・四〇	地板及び受け	無税
九二・四・九〇	その他のもの	無税
第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 第一五部の注2の単金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第二九類参照)		
(b) 第八五類又は第九〇類のマイクホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器(この類の機器に取り付けてないものと及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。)		
(c) かん貝(第九五・〇三項参照)		
(d) 楽器の清掃用ブラシ(第九六・〇三項参照)		
(e) 収集品及び二つとつ(第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照)		
2 第九二・〇二項又は第九二・〇六項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなのは、当該楽器に就いて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。		
楽器とともに提示する第九二・〇九項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。		
九二・〇一	ピアノ(自動ピアノを含む)、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	無税
九二・〇一・一〇	アップライトピアノ	無税
九二・〇一・二〇	グランドピアノ	無税
九二・〇一・九〇	その他のもの	無税
九二・〇二	その他の弦楽器(例えば、ギター、バイオリン及びハープ)	無税
九二・〇二・一〇	弓で弾くもの	無税
九二・〇二・九〇	その他のもの	無税
九二・〇三	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	無税
九二・〇四	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	無税
九二・〇四・一〇	ハーモニカ	無税
九二・〇五	その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)	無税
九二・〇五・一〇	金管楽器	無税
九二・〇五・九〇	その他のもの	無税
九二・〇六		無税

九二・六・〇〇	打楽器(例えば、太鼓、木琴、シンバル、カステネット及びマラカス)	無税
九二・〇七	電氣的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)	無税
九二・〇七・一〇	鍵盤楽器(アコーディオンを除く。)	無税
九二・〇七・九〇	その他のもの	無税
九二・〇八	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の項に該当するものを除く。)、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛	無税
九二・〇八・一〇	オルゴール	無税
九二・〇八・九〇	その他のもの	無税
九二・〇九	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛	無税
九二・〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	無税
九二・〇九・二〇	オルゴールの機構	無税
九二・〇九・三〇	楽器用の弦	無税
九二・〇九・九一	その他のもの	無税
九二・〇九・九二	ピアノの部分品及び附属品	無税
九二・〇九・九三	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	無税
九二・〇九・九四	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	無税
九二・〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	無税
九二・〇九・九四	その他のもの	無税
第九九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		
第九九類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 第三六類の物品(例えば、火管、雷管及び信号せん光筒)		
(b) 第一五部の注2の単金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第二九類参照)		
(c) 装甲車両(第八七・一〇項参照)		
(d) 武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器(第九〇類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものを除く。)		
(e) 弓、矢、フェンシング用剣及びがん貝(第九五類参照)		
(f) 収集品及び二つとつ(第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照)		
2 第九三・〇六項の部分品には、第八五・二六項の無線機器及びレーダーを含まない。		
九三・〇一	軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)	一一・八%

九三・〇二	けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）	二・八%
九三・〇一・〇〇	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火銃、ベリ式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）	六・六%
九三・〇三・一〇	口装の火器	六・六%
九三・〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）	七・六%
九三・〇三・三〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	六・六%
九三・〇四	その他のもの	六・六%
九三・〇四・〇〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	六・六%
九三・〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	六・六%
九三・〇五・一〇	けん銃のもの	二・八%
	一 軍用の武器のもの	六・六%
	二 その他のもの	六・六%
九三・〇五・二二	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	六・六%
九三・〇五・二九	散弾銃の銃身	六・六%
九三・〇五・九〇	その他のもの	六・六%
	一 軍用の武器のもの	二・八%
	二 その他のもの	二・五%
九三・〇六	(一) 革製又はコンボジションレザー製のもの	六・六%
	(二) その他のもの	六・六%
	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）	二・八%
九三・〇六・一〇	弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限り。）及びその部分品	六・六%
九三・〇六・二二	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	六・六%
九三・〇六・二九	弾薬筒	六・六%
九三・〇六・三〇	その他のもの	六・六%
九三・〇六・三〇	その他の弾薬筒及びその部分品	六・六%
九三・〇六・九〇	一 狩猟用又はスポーツ用のもの	二・八%
	二 その他のもの	二・八%

九三・〇七	九三・〇七・〇〇	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びびさや	二・八%
第二部 雑品			
第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する諸物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにアレハブ建築物			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)	第三九類、第四〇類又は第六三類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの		
(b)	第七〇・〇九項の鏡で床又は地面に置いて使用するもの（例えば、姿見）		
(c)	第七一類の物品		
(d)	第一五部の注2の車金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び第八三・〇三項の金庫		
(e)	第八四・一八項の冷蔵庫又は冷凍用の機器の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第八四・五二項参照）		
(f)	第八五類のランプその他の照明器具		
(g)	第八五・一八項の機器の部分品（第八五・一八項参照）、第八五・一九項から第八五・二二項までの機器の部分品（第八五・二二項参照）又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品（第八五・二九項参照）として、特に設計した家具		
(h)	第八七・一四項の物品		
(i)	歯科用たんづば（第九〇・一八項参照）及び第九〇・一八項の歯科用機器を取り付けた歯科用器具		
(k)	第九一類の物品（例えば、時計及びそのケース）		
(l)	家具及びランプその他の照明器具（かん具であるものに限り。第九五・〇三項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第九五・〇四項参照）、装飾品（例えば、ちようもん、電気花飾りを除く。第九五・〇五項参照）並びに奇術用家具（第九五・〇五項参照）		
2 第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。			
ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。			
(a)	食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具		
(b)	腰掛け及び寝台		
(3)	第九四・〇一項から第九四・〇三項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第六八類若しくは第六九類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限り。特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）を含まない。		

九四・〇一	い。		
	(b) 第九四・〇四項の物品は、第九四・〇一から第九四・〇三項までの物品の部分品であつても、単独で提示する場合は、第九四・〇四項に属する。		
	4 第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物(例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物)をいう。		
	腰掛け(寝台として兼用することができないものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。)及びその部分品		
九四・〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	無税	
九四・〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	無税	
九四・〇一・三〇	回転腰掛け(高さを調節することができないものに限る。)	四・三%	
	一 革張りのもの	無税	
	二 その他のもの	三・八%	
九四・〇一・四〇	腰掛け(寝台として兼用することができないものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)	無税	
	一 革張りのもの	無税	
	二 その他のもの	三・八%	
九四・〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	無税	
九四・〇一・六〇	その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)	無税	
九四・〇一・六九	アップホルスターのもの	無税	
九四・〇一・七〇	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	無税	
九四・〇一・七一	アップホルスターのもの	三・八%	
	一 革張りのもの	無税	
	二 その他のもの	三・八%	
九四・〇一・七九	その他の腰掛け	無税	
九四・〇一・八〇	一 革張りのもの	三・八%	
	二 その他のもの	無税	
九四・〇一・九〇	部分品	三・八%	
	一 革製のもの	無税	
	二 その他のもの	三・八%	
九四・〇二	医療用又は獣医療用の備付品(例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす)及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	無税	

九四・〇二・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	無税	
九四・〇二・九〇	その他のもの	無税	
九四・〇三・一〇	その他の家具及びその部分品	無税	
九四・〇三・二〇	事務所において使用する種類の金属製家具	無税	
九四・〇三・三〇	その他の金属製家具	無税	
九四・〇三・四〇	事務所において使用する種類の木製家具	無税	
九四・〇三・五〇	台所において使用する種類の木製家具	無税	
九四・〇三・六〇	寝室において使用する種類の木製家具	無税	
九四・〇三・七〇	その他の木製家具	無税	
九四・〇三・八〇	プラスチック製家具	無税	
九四・〇三・九〇	その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。)	無税	
九四・〇四	部分品	無税	
九四・〇四・一〇	寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーバー製又は多泡性プラスチック製のものに属するものとし、被覆してあるかないかを問わない。)	三・八%	
九四・〇四・二〇	マットレスサポート	四・六%	
九四・〇四・二二	マットレス	四・六%	
九四・〇四・二九	セルラーバー製又は多泡性プラスチック製のもの(被覆してあるかないかを問わない。)	四・六%	
九四・〇四・三〇	その他の材料製のもの	四・六%	
九四・〇四・九〇	寝袋	四・六%	
九四・〇五	その他のもの	四・六%	
九四・〇五・一〇	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税	
九四・〇五・二〇	並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)	無税	
九四・〇五・三〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)	無税	
九四・〇五・四〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプクリスマスツリーに使用する種類の照明セット	無税	
九四・〇五・五〇	電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)	無税	
九四・〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具	無税	

九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	
	一 ガラス製、木製、陽製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうちう製又は腰製のもの	無税
	二 その他のもの	五・八%
九四〇五・九一	部分品	
九四〇五・九二	ガラス製のもの	無税
九四〇五・九九	プラスチック製のもの	五・八%
九四〇六	その他のもの	無税
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	三・九%

注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a)	クリスマスツリー用ろうそく(第三四・〇六項参照)	
(b)	第三六・〇四項の花火その他の火工品	
(c)	第三九類、第四二・〇六項又は第一一〇部の糸、単織織、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さにつめたものうち釣糸に仕上げてないもの	
(d)	第四二・〇二項、第四三・〇三項又は第四三・〇四項のスポーツバッグその他の容器	
(e)	第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類	
(f)	第六三類の紡織用繊維製の帆(ボート用、セイルボード用又はランドクラフト用のものに限る。)及び旗類	
(g)	第六四類のスポーツ用の履物(アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。)及び第六五類の運動用帽子	
(h)	つえ、むちその他これらに類する製品(第六六・〇二項参照)及びこれらの部分品(第六六・〇三項参照)	
(i)	人形その他のがんに使用する第七〇・一八項のガラス製の眼(取り付けてないものに限る。)	
(k)	第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)	
(l)	第八三・〇六項のベル、ゴングその他これらに類する物品	
(m)	電動機(第八五・〇一項参照)、トランスフォーマー(第八五・〇四項参照)及び無線送隔制御機器(第八五・二六項参照)	
(n)	第一七部のスポーツ用車両(ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く。)	
(o)	幼児用自転車(第八七・一二項参照)	
(p)	カタリ、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート(第八九類参照)及びこれらの推進用具(木製品については、第四四類参照)	
(q)	運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品(第九〇・〇四項参照)	
(r)	おとり笛及びホイッスル(第九一・〇八項参照)	

(s) 第九三類の武器その他の物品

(t) 電気花飾り(第九四・〇五項参照)

(u) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品及び手袋(構成する材料により該当する項に属する。)

2 この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。

3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び付属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

九五・〇一	車輪付きがんに具(幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車)及び人形用乳母車	三・八%
九五・〇二	人形(人間を模したものに限る。)	四・六%
九五・〇二・二〇	部分品及び付属品	
九五・〇二・九一	衣類、衣類付属品、履物及び帽子	四・六%
九五・〇三	その他のもの	四・六%
九五・〇三・一〇	その他のがんに具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)	四・六%
九五・〇三・二〇	電気式鉄道車両(線路、信号機その他の付属品を含む。)	四・六%
九五・〇三・三〇	一 卑金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
	二 その他のもの	四・六%
九五・〇三・三〇	一 卑金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
	二 その他のもの	四・六%
九五・〇三・四一	一 紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二 その他のもの	三・四%
九五・〇三・四九	一 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二 その他のもの	三・四%
九五・〇三・五〇	楽器類(がんに具に限る。)	四・六%
	一 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	四・六%

九五〇三・六〇	二 その他のもの パズル	三・四%
九五〇三・七〇	一 串金属製又はプラスチック製のもの 二 その他のもの その他のがん具(セットにしたものに限る。)	四・六% 三・四%
九五〇三・八〇	一 紡織用繊維の織物製、串金属製又はプラスチック製のもの 二 その他のもの その他のがん具及び模型(原動機を自蔵するものに限る。)	四・六% 三・四%
九五〇三・九〇	一 紡織用繊維の織物製、串金属製又はプラスチック製のもの 二 その他のもの その他のもの	四・六% 三・四%
九五〇四	二 その他のもの 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)	四・六% 三・四%
九五〇四・一〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税
九五〇四・二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	無税
九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの(硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。)	無税
九五〇四・四〇	遊戯用カード	三・八%
九五〇四・九〇	その他のもの 一 ボーリングボール 二 チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 三 その他のもの 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品(奇術用具を含む。)	四・六% 三・八% 無税
九五〇五・一〇	クリスマス用品	三・八%
九五〇五・九〇	その他のもの 身体トレーニング、体操、競技その他の運動(卓球を含む。)	三・八%
九五〇六	は戶外遊戯に使用する物品(この類の他の項に該当するものを除く。)	三・八%
九五〇六・一一	及び水泳用又は水遊び用のプール スキーその他のスキー用具 スキー	無税

九五〇六・一二	スキーの締め具	無税
九五〇六・一九	その他のもの 水上スキー、サーフボード、セイルボードその他の水上運動用具	無税
九五〇六・二二	セイルボード	無税
九五〇六・二九	その他のもの ゴルフクラブその他のゴルフ用具	無税
九五〇六・三二	クラブ(完成品に限る。)	無税
九五〇六・三三	ボール	無税
九五〇六・三九	その他のもの 卓球用具	無税
九五〇六・四〇	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット(ガットを張つてあるかないかを問わない。)	無税
九五〇六・五一	テニスラケット(ガットを張つてあるかないかを問わない。)	無税
九五〇六・五九	その他のもの ボール(ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。)	無税
九五〇六・六一	テニスボール	三・八%
九五〇六・六二	空気入れ式のもの	三・八%
九五〇六・六九	その他のもの アイススケート及びローラースケート(これらを取り付けたスケート靴を含む。)	三・八%
九五〇六・七〇	その他のもの	無税
九五〇六・九一	身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具	無税
九五〇六・九九	その他のもの 釣りざお、釣針その他の魚釣り用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びに釣り具(第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。)	無税
九五〇七	その他のもの 釣りざお	三・八%
九五〇七・一〇	釣針(はりすを付けてあるかないかを問わない。)	三・八%
九五〇七・二〇	釣り用リール	三・八%
九五〇七・三〇	その他のもの	三・八%
九五〇七・九〇	その他のもの	三・八%
九五〇八・〇〇	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	無税

注
1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 化粧用鉛筆(第三三類参照)

第九六類 雑品

九六・〇一	(b) 第六六類の物品(例えば、傘又はつえの部分品)	
	(c) 身辺用模造細貨類(第七一・一七項参照)	
九六・〇二・一〇	(d) 第五部の注2の単金屬製のはん用性の部分品(第二五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)	
	(e) 第八二類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第九六・〇一及び第九六・〇二項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを除く。	
九六・〇一・九〇	(f) 第九〇類の物品(例えば、眼鏡のフレーム(第九〇・〇三項参照)、製図用からす口(第九〇・一七項参照)及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ(第九〇・一八項参照))	
	(g) 第九一類の物品(例えば、時計のケース)	
九六・〇一・九〇	(h) 楽器並びにその部分品及び附屬品(第九二類参照)	
	(i) 第九三類の物品(武器及びその部分品)	
九六・〇一・九〇	(j) 第九四類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)	
	(k) 第九五類の物品(かん具、遊戯用具及び運動用具)	
九六・〇一・九〇	(l) 美術品、収集品及び工芸品(第九七類参照)	
	(m) 第九六・〇二項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。	
九六・〇一・九〇	(a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、穀、ナットその他これらに類する植物性材料(例えば、コロソ及びドームナット)	
	(b) こはく及び海泡石(凝結させたものを含む。)並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品	
九六・〇一・九〇	3 第九六・〇三項においては、うき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてうき又はブラシとするもの及びうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他の細な加工のみを必要とするものに限り、	
	4 この類の物品(第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項の物品を除く。)には、全部又は一部に貴金屬若しくは貴金屬を張つた金屬、天然若しくは養殖の真珠又は天然合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第九六・〇一項から第九六・〇六項まで及び第九六・一五項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金屬若しくは貴金屬を張つた金屬をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。	
九六・〇一・九〇	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限り。及び製品(これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。))	
	アイボリー(加工したものに限り。及びその製品	
九六・〇一・九〇	一 ぞうげ製のもの	
	二 その他のもの	
九六・〇一・九〇	その他のもの	
	一 べつこう又はさんごの加工品及び製品	

九六・〇二	二 その他のもの	
	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限り。及び製品(これらの材料から製造したものに限る。))、成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。)、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。及び硬化させてないゼラチンの製品	
九六・〇三	一 ゼラチンカプセル	
	二 その他のもの	
九六・〇三・二〇	ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ローラースクイージーを除く。)	
	ほうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するものか有しないかを問わない。)	
九六・〇三・二〇	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ(器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限り。)	
	歯ブラシ(義歯用ブラシを含む。)	
九六・〇三・二〇	その他のもの	
	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	
九六・〇三・二〇	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ(第九六・〇三・三〇号のブラシを除く。)、ペイントパッド及びペイントローラー	
	その他のブラシ(機械類又は車両の部分品を構成するものに限り。)	
九六・〇三・五〇	その他のもの	
	一 床掃除機	
九六・〇三・九〇	二 羽毛ダスター	
	三 ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品	
九六・〇四	四 その他のもの	
	手ふるい	

九六・〇五	トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。)	一〇%
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)	六・四%
九六・〇六・二〇	ボタンのブランク	六・四%
九六・〇六・二一	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	六・四%
九六・〇六・二二	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆していないもの	六・四%
九六・〇六・二三	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆していないもの	六・四%
九六・〇六・二九	その他のもの	三・九%
九六・〇六・三〇	一 貝殻製のもの	六・四%
九六・〇七	二 その他のもの	無税
九六・〇七・二一	ボタンの部分品(ボタンモールドを含む。)	三・四%
九六・〇七・二九	スライドファスナー及びその部分品	三・四%
九六・〇八	スライドファスナー	三・四%
九六・〇八・二〇	卑金属製の務歯を取り付けたもの	三・四%
九六・〇八・二一	その他のもの	三・四%
九六・〇八・二二	部分品	三・四%
九六・〇八・二九	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。)	六%(その率が一本につき一四五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
九六・〇八・二〇	ボールペン	無税
九六・〇八・二一	一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	六%(その率が一本につき一四五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
九六・〇八・二二	二 その他のもの	無税
九六・〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	無税

九六・〇八・三二	万年筆その他のペン	四・六%
九六・〇八・三九	製図用ペン(墨汁を使用するものに限る。)	無税
九六・〇八・四〇	一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	六・六%
九六・〇八・四一	二 その他のもの	無税
九六・〇八・四二	一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	六・六%
九六・〇八・四三	二 その他のもの	無税
九六・〇八・四四	シャープペンシル	六・六%
九六・〇八・四五	一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	六・六%
九六・〇八・四六	二 その他のもの	無税
九六・〇八・四七	第九六・〇八・一〇号から第九六・〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	六%
九六・〇八・四八	ボールペン用しん(ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。)	六%(その率が一本につき六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
九六・〇八・四九	その他のもの	無税
九六・〇八・五〇	ペン先及びニブポイント	四・一%
九六・〇八・五〇	その他のもの	無税
九六・〇八・五〇	鉛筆(第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラースティック及び筆記用又は図画用のチョーク	無税
九六・〇八・五〇	鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)	無税
九六・〇八・五〇	鉛筆のしん(色を問わない。)	無税
九六・〇八・五〇	その他のもの	無税
九六・〇八・五〇	石盤、黒板その他これらに類する板(筆記用又は図画用のものに	無税

九六・一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限り)並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	無税
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限り)スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。及びインキパッド(インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。)	無税
九六・一二・一〇	リボン	無税
九六・一二・二〇	インキパッド	無税
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。及びその部分品(着火石及びびしんを除く。))	無税
九六・一三・一〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	二・六%
九六・一三・二〇	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限り。)	五・一%
九六・一三・三〇	卓上用ライター	四・一%
九六・一三・八〇	その他のライター	四・一%
九六・一三・九〇	部分品	四・六%
九六・一四	喫煙用パイプ(パイプホールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	四・六%
九六・一四・一〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	四・六%
九六・一四・二〇	パイプ及びパイプボール	六・四%
九六・一四・九〇	その他のもの	四・六%
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く。及びこれらに類するくし、ヘアスライドその他これらに類する物品	四・六%
九六・一五・一一	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	四・六%
九六・一五・一九	その他のもの	四・六%
九六・一五・九〇	一 木製のもの 二 鉄鋼製のもの 三 アルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝	三・二% 三%

九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	四・一%
九六・一六・一〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	四・六%
九六・一六・二〇	化粧用のパフ及びパッド	四・六%
九六・一七	魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限り。及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。))	四・六%
九六・一七・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で動作するもの	無税
九六・一八	九六・一八・〇〇	無税

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品(本邦において通用し又は発行するもので、使用してないものに限り。第四九類参照)

(b) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物類(第五九・〇七項参照)。ただし、第九七・〇六項に属するものを除く。

(c) 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石(第七一・〇一から第七一・〇三項まで参照)

2 第九七・〇二項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の原版(芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。)から直接製作した白黒又は彩色の版画(機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。)をいう。

3 第九七・〇三項には、大量生産した複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まない。

4 (a) この類及びこの表の他の類に同時に見られる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、すべてこの類に属する。

(b) 第九七・〇六項には、この類の他の項の物品を含まない。

5 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注5の規定に關し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属す

第二部 美術品、収集品及び工芸品

第九七類 美術品、収集品及び工芸品

角、さんこ、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの

四 その他の卑金屬製のもの(貴金屬をめつきたものを除く。)

五 その他のもの

九七・〇一	書画(肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。)及びコラージュその他これに類する装飾板	無税
九七・〇一・一〇	書画	無税
九七・〇一・九〇	その他のもの	無税
九七・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七・〇三	彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品(材料を問わない。)	無税
九七・〇三・〇〇	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品(使用したもの並びに使用していないものうち本邦において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。)	無税
九七・〇四	収集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。)	無税
九七・〇五	こつとう(製作後一〇〇年を超えたものに限る。)	無税
九七・〇六	無税	無税
九七・〇六・〇〇	無税	無税

付表第二 第三号の品目欄中	(4) 別表第四三〇・一・三〇号に掲げる物品のうちドロップスキン	を
付表第二 第三号の品目欄中	別表第四三〇・一・三〇号に掲げる物品のうちドロップスキン以外のもの	を
別表第四三〇・一・三〇号の二に掲げる物品	に改める。	
付表第二 第四号の品目欄中	「に掲げる物品のうち竹製のくし」を「の一に掲げる物品」に改める。	
付表第二 第五号の品目欄中	「及び第二九一八・一四号に掲げるもの」を「第二九一八・一四号」に、「に掲げるもの」のうち「えん酸カルシウム」を「の一」に、「に掲げるもの並びに」を「及び」に、「に掲げるもの(糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩を除く。)」を「の一に掲げるもの」に、「を」に改める。	
(2) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	
(3) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	
(4) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	
(5) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	
(6) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	
(7) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	
(8) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	
(9) 別表第三八類に掲げる物品	別表第三八類に掲げる物品	

(関税定率法の一部改正)			
第二条 関税定率法の一部を次のように改正する。			
別表第一部から第四部までを次のように改める。			
番 号	品 名	税 率	
第一部 動物(生きているものに限る。)(及び動物性生産品)			
注			
1 この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。			
2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。			
備考			
1 第一類及び第二類において馬には、しま馬を含まない。			
2 第一類から第六類までにおいて牛には、水牛を含む、豚には、いのししを含む。			
注			
1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物(生きているものに限る。)(を含む。			
(a) 第三〇三・〇一項、第三〇三・〇六項又は第三〇三・〇七項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			
(b) 第三〇三・〇二項の培養微生物その他の物品			
(c) 第九五・〇八項の動物			
備考			
1 第三〇三・〇一及び第三〇三・〇二の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニ(生きているものに限る。)		
〇一・〇一・一	純粋種の繁殖用のもの		
〇一・〇一・二	一 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アン グロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項におい て「軽種馬」という。)(以外のものである旨が政令で 定めるところにより証明されたもの	無税	
〇一・〇一・三	二 その他のもの		
〇一・〇一・四	(一) 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであ り、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定 めるところにより証明されたものに限る。)	無税	
〇一・〇一・五	(二) その他のもの		
〇一・〇一・六	その他のもの	一頭につき 四、〇〇〇 円	

〇一・〇三	豚(生きているものに限る。)	無税
〇一・〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税
〇一・〇三・九一	その他のもの	一〇%
〇一・〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	一〇%
〇一・〇四	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	一〇%
〇一・〇四・一〇	羊及びやぎ(生きているものに限る。)	無税
〇一・〇四・二〇	羊	無税
〇一・〇五	やぎ	無税
〇一・〇五・一一	家さん(鶏(ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)	無税
〇一・〇五・一九	一羽の重量が一八五グラム以下のもの	無税
〇一・〇五・九一	鶏(ガルス・ドメスティクス)	無税
〇一・〇五・九九	その他のもの	無税
〇一・〇六	鶏(ガルス・ドメスティクス)	無税
〇一・〇六	その他のもの	無税
〇一・〇一・二〇	馬、ら馬及びヒノ	無税
〇一・〇一・二一	牛(生きているものに限る。)	無税
〇一・〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税
〇一・〇二・九〇	その他のもの	無税
〇一・〇二・九一	一 水牛	無税
〇一・〇二・九二	二 その他のもの	無税
〇一・〇二・九三	一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき 四五、〇〇 〇円
〇一・〇二・九四	二 その他のもの	一頭につき 七五、〇〇 〇円

〇一・〇六・〇〇	その他の動物(生きているものに限る。)	無税
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 第〇二・〇一項から第〇二・〇八項まで又は第〇二・〇一〇項の物品で、食用に適しないもの		
(b) 動物の腸、ほうこう及び胃(第〇五・〇四項参照)並びに動物の血(第〇五・二項及び第〇五・三項参照)		
(c) 動物性脂肪(第一五項参照。第〇二・〇九項の物品を除く。)		
備考		
1 この表において肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。		
〇一・〇一・一〇	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五〇%
〇一・〇一・一一	枝肉及び半丸枝肉	五〇%
〇一・〇一・一二	その他の骨付き肉	五〇%
〇一・〇一・一三	骨付きでない肉	五〇%
〇一・〇一・一四	牛の肉(冷凍したものに限る。)	五〇%
〇一・〇一・一五	枝肉及び半丸枝肉	五〇%
〇一・〇一・一六	その他の骨付き肉	五〇%
〇一・〇一・一七	骨付きでない肉	五〇%
〇一・〇一・一八	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	五〇%
〇一・〇一・一九	生鮮のもの及び冷蔵したもの	五〇%
〇一・〇一・二〇	枝肉及び半丸枝肉	五〇%
〇一・〇一・二一	いしのしもの	無税
〇一・〇一・二二	二 その他のもの	五%
〇一・〇一・二三	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	無税
〇一・〇一・二四	いしのしもの	無税
〇一・〇一・二五	二 その他のもの	五%
〇一・〇一・二六	その他のもの	無税
〇一・〇一・二七	いしのしもの	無税
〇一・〇一・二八	二 その他のもの	五%
〇一・〇一・二九	その他のもの	五%

〇二・四	一 いのししのもの 二 その他のもの	無税 五%
〇二四・一〇	羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税
〇二四・二	子羊の枝肉及び半丸枝肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二四・二二	その他の羊の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二四・二三	枝肉及び半丸枝肉	無税
〇二四・三〇	その他の羊の肉(冷蔵したものに限る。)	無税
〇二四・四一	子羊の枝肉及び半丸枝肉(冷蔵したものに限る。)	無税
〇二四・四二	その他の羊の肉(冷蔵したものに限る。)	無税
〇二四・四三	枝肉及び半丸枝肉	無税
〇二四・五〇	その他の羊の肉(冷蔵したものに限る。)	無税
〇二・五	やぎの肉	無税
〇二五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税
〇二・六	食用のくす肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬又はヒニーのもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税
〇二六・一〇	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五〇%
	一 ほほ肉及び頭肉	一五%
	二 その他のもの	一五%
	(一) 臓器及び舌	二五%
	(二) その他のもの	一五%
	牛のもの(冷凍したものに限る。)	一五%
〇二六・二二	舌	五〇%
〇二六・二三	肝臓	一五%
〇二六・二九	その他のもの	五〇%
	一 ほほ肉及び頭肉	一五%
	二 その他のもの	一五%
	(一) 臓器	二五%
	(二) その他のもの	一五%
〇二六・三〇	豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
	一 いのししのもの	無税
	二 その他のもの	一〇%
	(一) 臓器	五%
	(二) その他のもの	五%

〇二六・四二	豚のもの(冷凍したものに限る。)	無税
〇二六・四九	肝臓	無税
〇二六・八〇	一 いのししのもの	一〇%
〇二六・九〇	二 その他のもの	無税
〇二・〇七	その他のもの	無税
〇二七・一〇	一 いのししのもの	無税
	二 その他のもの	一〇%
	(一) 臓器	一〇%
	(二) その他のもの	五%
	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
	その他のもの(冷蔵したものに限る。)	無税
	肉及び食用のくす肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税
	分割してない家きん(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一四%
	一 鶏(ガルルス・ドメスティクス)	一四%
	二 七面鳥	五%
	三 あひる	一〇%
	四 その他のもの	二・五%
〇二七・二二	分割してない家きん(冷蔵したものに限る。)	一四%
〇二七・二三	鶏(ガルルス・ドメスティクス)	五%
〇二七・二三	七面鳥	五%
	あひる、がちょう及びほろほろ鳥	一〇%
	一 あひる	一〇%
	二 その他のもの	二・五%
	家きんの分割した肉及びくす肉(肝臓を含むものとし、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
	がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓	五%
〇二七・三二	その他のもの	五%
〇二七・三九	一 鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	二〇%
	(一) 骨付きのもの	二〇%
	(二) その他のもの	二二%
	二 七面鳥のもの	五%
	三 あひるのもの	一〇%
	四 その他のもの	二・五%
〇二七・四一	家きんの分割した肉及びくす肉(冷蔵したものに限るものとし、肝臓を除く。)	二・五%
	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	二〇%
	一 骨付きのもの	二〇%
	二 その他のもの	二二%

〇三〇二・二二	肝臓、卵及びしらを除く。 ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)	五%
〇三〇二・二三	ブレイス(プレウロネクトス・プラテサ)	五%
〇三〇二・二四	ソール(ソレア属のもの)	五%
〇三〇二・二五	その他のもの	五%
〇三〇二・二六	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇二・二七	びんがまぐろ(トゥヌス・アラレンガ)	五%
〇三〇二・二八	きはだまぐろ(トゥヌス・アルバカレス)	五%
〇三〇二・二九	かつお	五%
〇三〇二・三〇	その他のもの	五%
〇三〇二・三一	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・三二	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇二・三三	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇二・三四	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	五%
〇三〇二・三五	一 サルディノプス属のもの	一〇%
〇三〇二・三六	二 その他のもの	五%
〇三〇二・三七	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇二・三八	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	五%
〇三〇二・三九	さば(スコムベル・スコムベルス、スコムベル・アウストラシックス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇二・四〇	さめ	五%
〇三〇二・四一	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%
〇三〇二・四二	その他のもの	五%
〇三〇二・四三	一 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)	一〇%
〇三〇二・四四	二 その他のもの	五%
〇三〇二・四五	肝臓、卵及びしら	五%
〇三〇二・四六	一 にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テ	五%

〇三〇三・一〇	二 その他のもの 魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉を除く。)	一〇%
〇三〇三・一一	太平洋さけ(オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・一二	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・一三	ます(サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・キラエ)	五%
〇三〇三・一四	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
〇三〇三・一五	その他のもの	五%
〇三〇三・一六	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・一七	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)	五%
〇三〇三・一八	ブレイス(プレウロネクトス・プラテサ)	五%
〇三〇三・一九	ソール(ソレア属のもの)	五%
〇三〇三・二〇	その他のもの	五%
〇三〇三・二一	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・二二	びんがまぐろ(トゥヌス・アラレンガ)	五%
〇三〇三・二三	きはだまぐろ(トゥヌス・アルバカレス)	五%
〇三〇三・二四	かつお	五%
〇三〇三・二五	その他のもの	五%
〇三〇三・二六	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・二七	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇%
〇三〇三・二八	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・二九	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	五%
〇三〇三・三〇	一 サルディノプス属のもの	一〇%
〇三〇三・三一	二 その他のもの	五%
〇三〇三・三二	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇三・三三	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	五%

〇三・四・二〇	冷凍したワイレ	〔二〕その他のもの	テルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
〇三・四・九〇	一にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	二その他のもの	一にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
〇三・五・一〇	二その他のもの	一にしん（クルベア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	魚（乾燥し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）	一〇％
〇三・五・二〇	魚の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）	二さけ科のものの卵	魚の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）	一五％
〇三・五・三〇	三たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ	四その他のもの	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）	一五％
〇三・五・四一	魚のワイレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	一さけ科のもの	一にしん（クルベア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	一五％
	二その他のもの	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	二さけ科のものの卵	一五％
	くん製した魚（ワイレを含む。）		三たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ	一五％
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		四その他のもの	一五％

〇三〇五・四二	にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイ)	一五%
〇三〇五・四九	その他のもの	一五%
〇三〇五・五一	乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	
〇三〇五・五九	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一五%
	その他のもの	
	一 さけ科のもの	一二%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇五・六一	塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)	
〇三〇五・六二	にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイ)	一五%
〇三〇五・六三	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一五%
〇三〇五・六九	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	一五%
	その他のもの	
	一 さけ科のもの	一二%
〇三〇六	二 その他のもの	一五%
	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)	
	並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
	冷凍したもの	
〇三〇六・一一	いせえびその他のいせえび科のえび(パリナルス属、パナリルス属又はヤスス属のもの)	四%
〇三〇六・一二	ロブスター(ホマルス属のもの)	四%
〇三〇六・一三	シュリンプ及びプローン	四%
〇三〇六・一四	かに	六%
〇三〇六・一九	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。	
	一 えび	四%
	二 その他のもの	一〇%
〇三〇六・二二	冷凍していないもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび(パリナルス属、パナリルス属又はヤスス属のもの)	四%
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六%
	二 その他のもの	六%

〇三〇六・二三	ロブスター(ホマルス属のもの)	四%
〇三〇六・二四	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四%
	二 その他のもの	六%
〇三〇六・二五	シュリンプ及びプローン	四%
〇三〇六・二六	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六%
〇三〇六・二七	二 その他のもの	六%
〇三〇六・二八	かに	
〇三〇六・二九	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六%
〇三〇六・三〇	二 その他のもの	一五%
〇三〇六・三一	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。	
〇三〇六・三二	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四%
〇三〇六・三三	二 その他のもの	一〇%
〇三〇六・三四	えび	六%
〇三〇六・三五	二 その他のもの	一〇%
〇三〇六・三六	(一) えび	四%
〇三〇六・三七	(二) その他のもの	一〇%
〇三〇六・三八	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)	
〇三〇六・三九	並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)	
〇三〇六・四〇	の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
〇三〇六・四一	かき	
〇三〇六・四二	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%
〇三〇六・四三	二 その他のもの	一五%
〇三〇六・四四	スキヤロップ(ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)	
〇三〇六・四五	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇六・四六	その他のもの	一〇%
〇三〇六・四七	一 冷凍したもの	一〇%
〇三〇六・四八	二 その他のもの	一五%
〇三〇六・四九	い貝(ミユティルス属又はベルナ属のもの)	一〇%
〇三〇六・五〇	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇六・五一	その他のもの	一〇%
〇三〇六・五二	一 冷凍したもの	一〇%
〇三〇六・五三	二 その他のもの	一五%

A はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 七・五%	B その他のもの 一五%	注 第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 1 「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。 2 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するものに限り、チーズとして第四・〇六項に属する。 (a) 乳脂肪分が全乾燥重量の五%以上であること。 (b) 乾燥固形分が全重量の七%以上八五%以下であること。 (c) 成型したもの又は成型が可能なものであること。 3 この類には、次の物品を含まない。 (a) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五%を超えるもの（第一七・〇二項参照） (b) アルブミン（二）以上のホエイたんばく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の八%を超えるものに限る。第三五・〇二項参照）及びグロブリン（第三五・〇四項参照） 号注 1 第四・〇四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんばく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。 〇四・〇一 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） 脂肪分が全重量の一%以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの 二 その他のもの 脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの 二 その他のもの 脂肪分が全重量の六%を超えるもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の二三%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。） 〇四・〇一・三〇 二五%及び一キログラムにつき一三四円 二五%及び一キログラムにつき一三四円 二五%及び一キログラムにつき一三四円
---	----------------------------	---

(一) 脂肪分が全重量の四五%以下のもの	(二) その他のもの	二五%及び 一キログラ ムにつき七 四七円 二五%及び 一キログラ ムにつき 一、四一一 円 二五%	○四〇二・二〇	二 その他のもの (一) 小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く 高等学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園 の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉 施設の児童の給食の用に供されるもの(以下この項に おいて「学校等給食用のもの」という。)及び配合飼 料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのも の(以下この項において「飼料用のもの」という。)	(二) その他のもの	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五% を超えるものに限る。) 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	○四〇二・二二
-----------------------------	-------------------	---	----------------	--	-------------------	---	----------------

(一) 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	(二) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	二五%及び 一キログラ ムにつき五 〇〇円 二五%及び 一キログラ ムにつき五 〇〇円	○四〇二・二九	二 その他のもの (一) 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの (二) 加圧容器入りにしたホイップドクリーム その他のもの	(二) その他のもの	二五%及び 一キログラ ムにつき五 九四円 二五%及び 一キログラ ムにつき五 九四円	○四〇二・九一
-----------------------------	-----------------------------	--	----------------	--	-------------------	--	----------------

○四〇二・九九 その他のもの 一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの (一) 加圧容器入りにしたホイップドクリーム (二) その他のもの	ムにつき二 九九円 三〇% 一キログラ ムにつき五 九九円 三〇%及び 一キログラ ムにつき二 九九円
○四〇三・一〇 ヨーグルト 一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。) 二 その他のもの (一) フローズンヨーグルト (二) その他のもの その他のもの 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの (一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの (二) 脂肪分が全重量の一・五%を超えるもの	三五%及び 一キログラ ムにつき 一、〇七六 円 三五% 二五% 三五%及び 一キログラ ムにつき四 六六円 三五%及び 一キログラ ムにつき

○四〇四・一〇 ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの (一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの (二) 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	ムにつき六 八五円 三五%及び 一キログラ ムにつき 一、二〇四 円 二五%
○四〇四・九〇 その他のもの 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの (一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの (二) 脂肪分が全重量の一・五%を超えるもの	三五%及び 一キログラ ムにつき八 〇八円 三五%及び 一キログラ ムにつき五 〇〇円 三五%及び 一キログラ ムにつき

○四・〇五	二 その他のもの	円	一、二〇四
○四〇五・〇〇	ミルクから得たバターその他の油脂 一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの	三五%及び 一キログラムにつき 一、一五九	
○四・〇六	二 その他のもの	円	
○四〇六・一一	チーズ及びカード フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	三五%及び 一キログラムにつき 一、二六三	
○四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。） 一 プロセスチーズのもの	四五%	
○四〇六・三〇	二 その他のもの	四五%	
○四〇六・四〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	四〇%	
○四〇六・九〇	ブルーベインドチーズ	三五%	
○四・〇七	その他のチーズ	三五%	
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） 一 ふ化用のもの	無税	
○四・〇八	二 その他のもの	二〇%	
○四〇八・一一	(一) 生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	二五%	
○四〇八・一九	(二) その他のもの 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 卵黄 乾燥したもの その他のもの	二五% 二五%（その率が一キ	

〇四〇八・九一 〇四〇八・九九	その他のもの 乾燥したもの その他のもの	二五% の率が一キ ログラムに つき、六〇 円の従量税 率より低い ときは、当 該従量税 率)
〇四・〇九 〇四〇九・〇〇 〇四・一〇 〇四一〇・〇〇	天然はちみつ 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） 一 あなつばめの巣 二 その他のもの	三〇% 二・五% 一五%

注

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 食用の物品（動物の腸、ぼうつこ又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）
- (b) 原皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照。第〇五・〇五項の物品並びに第〇五・一一項の原皮くす及び毛皮くすを除く。）
- (c) 動物性紡織用繊維（第一一部参照。馬毛及びそのくすを除く。）
- (d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・〇三項参照）
- 2 第〇五・〇一項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）
- 3 この表において象、せいうちう、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。
- 4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。

〇五・〇一

〇五〇一・〇〇	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくす	無税
〇五〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくす	無税
〇五〇二・一〇	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくす	無税
〇五〇二・九〇	その他のもの	無税
〇五〇三	馬毛及びそのくす（支持物を使用することなく又は支持物を使用して固状にしてあるかないかを問わない。）	無税
〇五〇三・〇〇	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片	無税
〇五〇四	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくす	無税
〇五〇四・〇〇	綿毛及び詰物の羽毛	無税
〇五〇五	その他のもの	無税
〇五〇五・一〇	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱脂したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくす	無税
〇五〇五・九〇	オセイン及び酸処理した骨	無税
〇五〇六・一〇	その他のもの	無税
〇五〇六・九〇	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくす	無税
〇五〇七	アイボリー並びにその粉及びくす	無税
〇五〇七・一〇	その他のもの	無税
〇五〇七・九〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくす	無税
〇五〇八	一 さんご	二〇%
〇五〇八・〇〇	二 その他のもの	無税
〇五〇九		無税

〇五〇九・〇〇	動物性の海綿	一〇%
〇五・一〇	アンバーgris、海狸膏、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医薬用品の調製用の脂その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無税
〇五〇一・〇〇	一 じや香及び牛黄	無税
〇五・一一	二 その他のもの	五%
〇五・一二	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの	無税
〇五二一・一〇	牛の精液	無税
〇五二一・九一	その他のもの	無税
〇五二一・九二	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税
〇五二一・九三	一 魚のくす、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵	二・五%
〇五二一・九四	二 その他のもの	無税
〇五二一・九五	その他のもの	無税
〇五二一・九六	一 蜜種、動物の精液、膽、筋、原皮くす及び乾燥した血	二・五%
〇五二一・九七	二 その他のもの	無税
注 第二部 植物性生産品 1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。 第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉 注 1 この類には、第〇六・〇一の項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第七類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。 2 第〇六・〇三の項又は第〇六・〇四の項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作つた花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第九七・〇一の項のコーラージュその他これに類する装飾板を含まない。 〇六・〇一 りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一・二・三項のものを除く。） 〇六・〇二 りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。） 〇六・〇三 りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付		

〇六・〇二	いっているものに限り、並びにチコリー及びその根	無税
〇六・〇二・一〇	その他の生きている植物(根を含む。)、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸	無税
〇六・〇二・二〇	根を有しない挿穂及び接ぎ穂	無税
〇六・〇二・三〇	樹木及び灌木(食用の果実又はナットのものに限り、接ぎ木してあるかないかを問わない。)	無税
〇六・〇二・四〇	接ぎ木してあるかないかを問わない。)	無税
〇六・〇二・五〇	しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物(接ぎ木してあるかないかを問わない。)	無税
〇六・〇三	ばら(接ぎ木してあるかないかを問わない。)	無税
〇六・〇二・九一	その他のもの	無税
〇六・〇二・九九	きのこ菌糸	無税
〇六・〇三	その他のもの	無税
〇六・〇三・一〇	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限り。)	無税
〇六・〇三・九〇	生鮮のもの	無税
〇六・〇四	その他のもの	無税
〇六・〇四・一〇	植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないものに限り。)、草、こけ及び地衣(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限り。)	五%
〇六・〇四・九一	こけ及び地衣	五%
〇六・〇四・九九	その他のもの	五%
〇六・〇四・九九	生鮮のもの	五%
〇六・〇四・九九	その他のもの	五%

注

1 この類には、第二・一四項の飼料用植物を含まない。

2 第〇七・〇九項から第〇七・一二項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン(ゼア・マユス変種サカラタ)、とうがらし属又はビメンタ属の果実、ういきよう、パセリ、チャールビル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム(マヨラナ・ホルテンシス及びオリガナム・マヨラナ)を含む。

3 第〇七・一二項には、次の物品を除くはか、第〇七・〇一から第〇七・一一項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(a) 乾燥した豆でさやを除いたもの(第〇七・一二項参照)

(b) 第一・〇二項から第一・〇四項までに定める形状のスイートコーン

(c) ばれいしよの粉、ミール、フレック、粒及びペレット(第一・〇五項参照)

(d) 第〇七・一二項の乾燥した豆の粉及びミール(第一・〇六項参照)

4 この類には、とうがらし属又はビメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉砕したものを含まない

〇七・〇一	い(第〇九・〇四項参照)。	五%
〇七・〇一・一〇	ばれいしよ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇七・〇一・九〇	種ばれいしよ	五%
〇七・〇二	その他のもの	五%
〇七・〇二・一〇	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	五%
〇七・〇二・二〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜	五%
〇七・〇三	(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	五%
〇七・〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット	一〇%
〇七・〇三・二〇	一 たまねぎ	五%
〇七・〇三・三〇	二 シャロット	五%
〇七・〇三・四〇	にんにく	五%
〇七・〇三・五〇	リーキその他のねぎ属のもの	五%
〇七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	五%
〇七・〇四・一〇	カリフラワー	五%
〇七・〇四・二〇	芽キャベツ	五%
〇七・〇四・三〇	その他のもの	五%
〇七・〇五	レタス(ラクトウカ・サティヴァ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	五%
〇七・〇五・一〇	レタス	五%
〇七・〇五・二〇	結球レタス	五%
〇七・〇五・三〇	その他のもの	五%
〇七・〇五・四〇	チコリー	五%
〇七・〇五・五〇	ウイットルーフチコリー(キコリウム・インテュプス変種フォリオスム)	五%
〇七・〇五・六〇	その他のもの	五%
〇七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	五%
〇七・〇六・一〇	にんじん及びかぶ	五%
〇七・〇六・二〇	その他のもの	五%
〇七・〇七	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	五%
〇七・〇七・一〇	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、さやを除いてあるかないかを問わない。)	五%
〇七・〇七・二〇	えんどう(ビスム・サティウム)	五%
〇七・〇八・一〇	さきげ属又はいんげんまめ属の豆	五%
〇七・〇八・二〇		五%

〇七〇八・九〇	その他の豆	五%
〇七〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇七〇九・一〇	アーティチョーク	五%
〇七〇九・二〇	アスパラガス	五%
〇七〇九・三〇	なす	五%
〇七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	五%
〇七〇九・五〇	きのこ及びトリフ	五%
〇七〇九・五二	きのこ	五%
〇七〇九・五三	トリフ	五%
〇七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実	五%
〇七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五%
〇七〇九・九〇	その他のもの	
	一 スイートコーン	一〇%
	二 その他のもの	五%
〇七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	
〇七・一〇・一〇	ばれいしょ	一〇%
〇七・一〇・二二	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	一〇%
〇七・一〇・二二	えんどう（ビスマ・サティウム）	一〇%
〇七・一〇・二三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%
〇七・一〇・二九	その他のもの	一〇%
〇七・一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇%
〇七・一〇・四〇	スイートコーン	一〇%
〇七・一〇・八〇	その他の野菜	一〇%
〇七・一〇・九〇	野菜を混合したもの	
	一 スイートコーンを主成分とするもの	二・五%
	二 その他のもの	一〇%
〇七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
〇七・一一・一〇	たまねぎ	一五%
〇七・一一・二〇	オリーブ	一五%
〇七・一一・三〇	ケール	一五%
〇七・一一・四〇	きゅうり及びガーキン	一五%
〇七・一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一 なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび	一〇%
	二 その他のもの	一五%
〇七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限る）	

〇七・一二・一〇	ものとし、更に調製したものを除く。）	一五%
〇七・一二・二〇	ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一五%
〇七・一二・三〇	たまねぎ	一五%
〇七・一二・九〇	きのこ及びトリフ	一五%
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一 スイートコーン	
	（一）薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	（二）その他のもの	一五%
〇七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	一五%
〇七・一三・一〇	えんどう（ビスマ・サティウム）	五円
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	一〇%
	（一）播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%
	（二）その他のもの	一七円
〇七・一三・二〇	ひよこ豆	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	一〇%
〇七・一三・三二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	無税
〇七・一三・三二	緑豆（ウィグナ・ムンゴ及びウィグナ・ラジアカ）	無税
〇七・一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はウィグナ・アングラリス）	一七円
〇七・一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）	無税
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	無税
	（一）播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である	無税

〇七二三・三九	その他のもの 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの (一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限り。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの (二) その他のもの 一〇% 一キログラムにつき四 一七円	〇七二四・一〇 〇七二四・二〇 〇七二四・九〇 いか又はベレット状にしてあるかないかを問わない。)並びにサゴヤしの麵 カッサバ芋 一 粉又はミールのペレット 二 その他のもの かんしよ その他のもの 二五% 一五% 一五%
〇七二三・四〇	ひら豆 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの 一〇% 一キログラムにつき四 一七円	注 1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。 2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同じの項に属する。 3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。 (a) 保存性又は安定性を向上させるための処理(例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加) (b) 外観を改善し又は維持するための処理(例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加) ただし、乾燥した果実又はナットは、植物油又は少量のぶどう糖水の添加を有するものに限り。
〇七二三・五〇	そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル) 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの (一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限り。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの (二) その他のもの 無税	〇八〇一・一〇 〇八〇一・二〇 〇八〇一・三〇 〇八〇一・四〇 ココヤしの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限り)を問わない。 ココヤしの実 ブラジルナット カシューナット その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限り)とし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。 アーモンド 殻付きのもの 一 ビターアーモンド 二 スイートアーモンド 殻を除いたもの 一 ビターアーモンド 二 スイートアーモンド ヘーゼルナット(コリユルス属のもの) 殻付きのもの 殻を除いたもの くるみ 殻付きのもの 殻を除いたもの くり(カスターニア属のもの) 六% 四% 無税 無税 四% 無税 一〇% 一〇% 一〇% 一六%
〇七二三・九〇	その他のもの 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの (一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限り。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの (二) その他のもの 無税	〇八〇二・一一 〇八〇二・二二 〇八〇二・三三 〇八〇二・四四 殻付きのもの 一 ビターアーモンド 二 スイートアーモンド 殻を除いたもの 一 ビターアーモンド 二 スイートアーモンド ヘーゼルナット(コリユルス属のもの) 殻付きのもの 殻を除いたもの くるみ 殻付きのもの 殻を除いたもの くり(カスターニア属のもの) 無税 四% 無税 無税 四% 無税 一〇% 一〇% 一〇% 一六%
〇七二四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び乾燥したものに限り)とし、切つてあるかな 一〇% 一キログラムにつき四 一七円	

〇八〇二・五〇	ビスタチオナット	無税
〇八〇二・九〇	その他のもの	無税
	一 びんろう子	五%
	二 マカダミアナット	五%
	三 ペカン	五%
	四 その他のもの	二〇%
〇八・〇三	バナナ(プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	四〇%
〇八〇三・〇〇	一 生鮮のもの	四〇%
	(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	五〇%
	(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	六%
〇八・〇四	二 乾燥したもの	六%
	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	無税
〇八〇四・一〇	なつめやしの実	無税
〇八〇四・二〇	いちじく	二〇%
〇八〇四・三〇	パイナップル	二〇%
	一 生鮮のもの	二二%
〇八〇四・四〇	二 乾燥したもの	六%
〇八〇四・五〇	アボカド	六%
〇八・〇五	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	六%
〇八〇五・一〇	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	二〇%
	オレンジ	四〇%
	一 毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
	の	二〇%
〇八〇五・二〇	二 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	二〇%
〇八〇五・三〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	二〇%
〇八〇五・四〇	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア)	無税
〇八〇五・九〇	グレープフルーツ	二〇%
〇八・〇六	その他のもの	二〇%
〇八〇六・一〇	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	二〇%
	生鮮のもの	二〇%

〇八〇六・二〇	一 毎年三月一日から同年一〇月三十一日までに輸入されるもの	二〇%
〇八・〇七	の	二〇%
〇八〇七・一〇	二 毎年二月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	二二%
〇八〇七・二〇	乾燥したもの	二%
〇八・〇八	パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	一〇%
〇八〇八・一〇	メロン(すいかを含む。)	四%
〇八〇八・二〇	パイヤ	二〇%
〇八・〇九	りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	八%
〇八〇九・一〇	りんご	八%
〇八〇九・二〇	なし及びマルメロ	一〇%
〇八〇九・三〇	あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー(生鮮のものに限る。)	一〇%
〇八〇九・四〇	あんず	一〇%
〇八・一〇	さくらんぼ	一〇%
〇八一〇・一〇	桃(ネクタリンを含む。)	一〇%
〇八一〇・二〇	プラム及びスロー	一〇%
〇八一〇・三〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	一〇%
〇八一〇・四〇	ストロベリー	一〇%
〇八一〇・九〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	一〇%
	ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー	一〇%
〇八一・一	克蘭ベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	一〇%
	その他のもの	八%
	一 キウイフルーツ	一〇%
	二 その他のもの	一六%
〇八一・二〇	冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	二〇%
〇八一・三〇	ストロベリー	一六%
〇八一・四〇	一 砂糖を加えたもの	二〇%
〇八一・五〇	二 その他のもの	一六%
〇八一・六〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー	一〇%
〇八一・七〇	一 砂糖を加えたもの	一六%
〇八一・八〇	二 その他のもの	一〇%
〇八一・九〇	その他のもの	二八%
	一 砂糖を加えたもの	二八%
	(二) パイナップル	二八%

〇八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	二〇%
〇八・二一・一〇	さくらんぼ	二〇%
〇八・二二・二〇	ストロベリー	二〇%
〇八・二二・九〇	その他のもの	二〇%
一 パナナ	一 パナナ	二〇%
(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇%
(二) 毎年二月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	(二) 毎年二月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	五〇%
二 オレンジ	二 オレンジ	二〇%
(一) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	(一) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
(二) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	(二) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	四〇%
三 グレープフルーツ	三 グレープフルーツ	二〇%
(一) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	(一) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
(二) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	(二) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	四〇%
四 その他のもの	四 その他のもの	一〇%
(一) レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。)	(一) レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。)	一〇%

〇八・一三	(二) その他のもの	一六%
〇八・一三・一〇	乾燥果実(第〇八・一〇項から第〇八・一六項までのものを除く。)	二〇%
〇八・一三・二〇	あんず	一五%
〇八・一三・三〇	プルーン	一五%
〇八・一三・四〇	りんご	四%
〇八・一三・五〇	その他の果実	一五%
〇八・一四	一 ベリー	二%
〇八・一四・一〇	二 その他のもの	一五%
〇八・一四・二〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	二%
〇八・一四・三〇	一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八・二九〇号のナット(びんろう子及びマカダミアナットを除く。))又は第〇八・一三・一〇号から第〇八・一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含有するものを除く。)	一〇%
〇八・一四・四〇	二 その他のもの	一〇%
〇八・一四・五〇	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)	二・五%
〇八・一四・六〇	の及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)	二・五%
〇八・一四・七〇	第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	二・五%
〇八・一四・八〇	注	
〇八・一四・九〇	1 第〇九・一〇項から第〇九・一〇項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。	
〇八・一四・一〇〇	(a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。	
〇八・一四・一〇一	(b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、第〇九・一〇項に属する。	
〇八・一四・一〇二	第〇九・一〇項から第〇九・一〇項までの物品(a)又は(b)の混合物を含む。に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属せず、混合調味料にしたものは第二・一〇三項に属する。	
〇八・一四・一〇三	2 この類には、第二・一〇三項のクベバ(ビベル・クベバ)その他の物品を含まない。	
〇八・一四・一〇四	コーヒー(いつであるかないかはカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)	
〇八・一四・一〇五	コーヒー(いつたものを除く。)	
〇八・一四・一〇六	カフェインを除いてないもの	
〇八・一四・一〇七	無税	

○九〇一・二二	カフェインを除いたもの	無税
○九〇一・二二	コヒー（いつたものに限る。）	二〇％
○九〇一・二三	カフェインを除いてないもの	二〇％
○九〇一・三〇	カフェインを除いたもの	無税
○九〇一・四〇	コヒー豆の殻及び皮	二〇％
○九〇一・四〇	コヒーを含有するコヒー代用物	二〇％
○九〇一・二〇	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	二〇％
○九〇一・二〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇％
○九〇一・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	無税
○九〇一・二〇	一 くず（飲用に適するものを除く。）	二〇％
○九〇一・二〇	二 その他のもの	二〇％
○九〇一・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇％
○九〇一・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	無税
○九〇一・四〇	一 くず（飲用に適するものを除く。）	五％
○九〇一・四〇	二 その他のもの	二〇％
○九〇一・四〇	（一）紅茶	二〇％
○九〇一・四〇	（二）その他のもの	二〇％
○九〇一・四〇	マテ	二〇％
○九〇一・四〇	とうがらし属又はヒメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	四・二％
○九〇一・四〇	ペッパー	四・二％
○九〇一・四〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇一・四〇	一 小売用の容器入りにしたものの	四・二％
○九〇一・四〇	二 その他のもの	無税
○九〇一・四〇	破砕し又は粉砕したもの	四・二％
○九〇一・四〇	一 小売用の容器入りにしたものの	無税
○九〇一・四〇	二 その他のもの	七％
○九〇一・四〇	とうがらし属又はヒメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）	七％
○九〇一・四〇	一 小売用の容器入りにしたものの	無税
○九〇一・四〇	二 その他のもの	無税
○九〇一・四〇	バナ豆	無税
○九〇一・四〇	けい皮及びシンナモンツリーの花	無税
○九〇一・四〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇一・四〇	破砕し又は粉砕したもの	無税

○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	四・二％
○九〇七・〇〇	一 小売用の容器入りにしたものの	無税
○九〇七・〇〇	二 その他のもの	四・二％
○九〇八・二〇	肉すく、肉すく花及びカルダモン類	四・二％
○九〇八・二〇	肉すく	四・二％
○九〇八・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	無税
○九〇八・二〇	二 その他のもの	四・二％
○九〇八・二〇	肉すく花	四・二％
○九〇八・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	無税
○九〇八・二〇	二 その他のもの	四・二％
○九〇八・二〇	カルダモン類	四・二％
○九〇八・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	無税
○九〇八・二〇	二 その他のもの	四・二％
○九〇九・二〇	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	七％
○九〇九・二〇	アニス又は大ういきょうの種	七％
○九〇九・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	無税
○九〇九・二〇	二 その他のもの	七％
○九〇九・二〇	（一）破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇九・二〇	（二）破砕し又は粉砕したもの	三・五％
○九〇九・二〇	コリアンダーの種	七％
○九〇九・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	七％
○九〇九・二〇	二 その他のもの	七％
○九〇九・二〇	（一）破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇九・二〇	（二）破砕し又は粉砕したもの	三・五％
○九〇九・二〇	クミンの種	七％
○九〇九・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	七％
○九〇九・二〇	二 その他のもの	七％
○九〇九・二〇	（一）破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇九・二〇	（二）破砕し又は粉砕したもの	三・五％
○九〇九・二〇	カラウエイの種	七％
○九〇九・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	七％
○九〇九・二〇	二 その他のもの	七％
○九〇九・二〇	（一）破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇九・二〇	（二）破砕し又は粉砕したもの	三・五％
○九〇九・二〇	ういきょうの種及びジュニパーベリー	七％
○九〇九・二〇	一 小売用の容器入りにしたものの	七％
○九〇九・二〇	二 その他のもの	七％

	○九・二〇	(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの (二) 破碎し又は粉砕したもの しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 しょうが	無税 三・五%
	○九二〇・一〇	一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの 二 その他のもの (一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの サフラン 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの うこん 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの 月けい樹の葉及びタイム 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの カレー その他の香辛料 この類の注1(b)の混合物 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの その他のもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	一五% 一〇% 五% 四・二% 無税 四・二% 無税 四・二% 無税 二% 四・二% 無税 四・二% 無税 四・二% 無税 四・二% 無税
	○九二〇・五〇		
	○九二〇・九一		
	○九二〇・九九		
注	第一〇類 穀物		
1(a)	この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。		
(b)	この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第二〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含む。		
2	第二〇・〇五項には、スイートコーンを含まない（第七類参照）。		
号注	1 「デュラム小麦」とは、トリテイクム・デュラム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリテイクム・デュラム種と同数（二十八）のものをいう。 一〇・〇一 一〇〇一・一〇 小麦及びメスリン デュラム小麦 一キログラ		

一〇六・二〇	玄米	一五%
一〇六・三〇	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	一五%
一〇六・四〇	碎米	一五%
一〇七・〇〇	グリーンソルガム	無税
一〇七・〇〇	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
一〇八・一〇	二 その他のもの	五%
一〇八・二〇	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	無税
一〇八・三〇	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
一〇八・九〇	二 その他のもの	一五%
	ミレット	無税
	カナリーシード	無税
	その他の穀物	無税
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	一五%
	（一）ライ小麦	一キログラムにつき六五円
	（二）その他のもの	五%

第一類 穀物、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

注 1 この類には、次の物品を含まない。
(a) いった麦芽で、コーヒード用物にしたもの（第九・〇一項及び第二一・〇一項参照）
(b) 第一九・〇一項の調製した穀粉、ミール及びでん粉
(c) 第一九・〇四項のコーンフレックその他の物品
(d) 第二一・〇一項、第二一・〇四項又は第二一・〇五項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
(e) 医療用品（第三〇類参照）
(f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第三三類参照）

2 (A) 次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第二三・〇二項に属する。
(a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが三・一五ミクロンのふるいに対する通過率	(5) 目開きが五・〇〇ミクロンのふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	四五%	二・五%	八〇%	—
大麦及び裸麦	四五%	三%	八〇%	—
オート	四五%	五%	八〇%	—
とうもろこし及びグレインソルガム	四五%	二%	—	九〇%
米	四五%	一・六%	八〇%	—
そば	四五%	四%	八〇%	—

3 第一一・〇三項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破砕して得た物品で次のものをいう。
(a) とうもろこしから得た物品については、目開きが二ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五%以上のもの
(b) その他の穀物から得た物品については、目開きが一・二五ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五%以上のもの

一・一〇・〇一	小麦粉及びメスリン粉	一キログラムにつき一〇六円
一・一〇・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	二五%
一・一〇・〇三	ライ麦粉	二五%
一・一〇・〇四	とうもろこし粉	二五%
一・一〇・〇五	米粉	二五%
一・一〇・〇六	その他のもの	—
一・一〇・〇七	一 大麦粉及び裸麦粉	一キログラムにつき九八円
一・一〇・〇八	二 ライ小麦粉	一キログラムにつき一〇六円

1103	三 その他のもの ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもの	二五%	1104・二二 1104・一九	オートのもの その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもの	二〇%
1103・二二 1103・二三 1103・二四 1103・一九	オートのもの とうもろこしのもの 米のもの その他の穀物のもの 一 大麦又は裸麦のもの	二〇% 二五% 二五%	1104・二三 1104・二三 1104・二三 1104・二三	オートのもの とうもろこしのもの 一 コーンフレークの製造に使用するもの 二 その他のもの その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもの	二〇% 一六・二% 二五%
1103・二二	二 ライ小麦のもの	二〇%	1104・二九	二 米のもの 三 その他のもの 穀物の胚芽(全形のものと及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。) ばれいしの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット 粉及びミール フレーク、粒及びペレット	二五% 二〇% 二〇% 二五% 二〇%
1103・二九	その他の穀物のもの 一 オートのもの 二 とうもろこし又は米のもの 三 大麦又は裸麦のもの	二〇% 二五%	1104・三〇 1105・二〇 1105・二〇 1105・二〇 1106	乾燥した豆(第〇七・二三項のものに限る。)、サゴヤし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る。)(の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール 乾燥した豆(第〇七・二三項のものに限る。)(の粉及びミール サゴヤし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る。)(の粉及びミール 第八類の物品の粉及びミール 麦芽(いつてあるかないかを問わない。) いつてないもの	一六% 二五% 二五% 二五%
1104	五 その他のもの その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)(及び穀物の胚芽(全形のものと及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)) ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 大麦又は裸麦のもの	二〇% 〇六円 一キログラムにつき一 〇七円	1106・二〇 1106・二〇 1106・三〇 1107 1107・二〇 1107・二〇 1107・二〇	一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米のもの 三 その他のもの その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) 大麦又は裸麦のもの	二五% 二五% 二〇% 二五% 二五% 二五%
1104・二二	一 キログラムにつき一 〇七円		1107・二〇	一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米のもの 三 その他のもの その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) 大麦又は裸麦のもの	二五% 二五% 二〇% 二五% 二五%

二一・〇八	でん粉及びイヌリン	五円
二一・〇八・一一	でん粉	
二一・〇八・一二	小麦でん粉	一キログラムにつき一五八円
二一・〇八・一三	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	一キログラムにつき一四〇円
二一・〇八・一四	ばれいしょでん粉	一キログラムにつき一四〇円
二一・〇八・一五	マニオカ（カッサバ）でん粉	一キログラムにつき一四〇円
二一・〇八・一六	その他のでん粉	一キログラムにつき一四〇円
二一・〇八・一七	イヌリン	一キログラムにつき一四〇円
二一・〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	二五%
第二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
注		
1 第二・〇七項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワールの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリブ（第七類及び第一〇類参照）及び第二・〇八・〇一又は第二・〇八・〇二の物品を含まない。		
2 第二・〇八項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第二・〇三・〇四項から第二・〇六項までの油かすを含まない。		
3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第二・〇九項の播種用の種とみなす。		
もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第二・〇九項には含まない。		
(a) 豆及びスイートコーン（第七類参照）		
(b) 第九類の香辛料その他の物品		
(c) 穀物（第一〇類参照）		

二一・〇一	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	無税
二一・〇二	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限り、殻を除いてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき七二六円
二一・〇三	穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき七二六円
二一・〇四	コブラ	無税
二一・〇五	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
二一・〇六	菜種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
二一・〇七	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
二一・〇八	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）	無税
二一・〇九	油やしの実及びパーム核	無税
二一・一〇	綿実	無税
二一・一一	ひまの種	無税
二一・一二	ごま	無税
二一・一三	マスタードの種	無税
二一・一四	サフラワールの種	無税
二一・一五	その他のもの	無税
(d) 第二・〇一から第二・〇七項まで又は第二・〇一・〇一の物品		
4 第二・〇一・〇一には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがやま並びにこれらの部分を含む。		
もつとも、第二・〇一・〇二には、次の物品を含まない。		
(a) 第三〇類の医薬品		
(b) 第三〇類の調製香料及び化粧料		
(c) 第三八・〇八項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品		
5 第二・〇一・〇二項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。		
(a) 第二・〇一・〇二項の単細胞微生物（生きていないものに限り。）		
(b) 第三〇・〇二項の培養微生物		
(c) 第三・〇一・〇五項の肥料		

二〇七・九一	けしの種	無税
二〇七・九二	シャナット	無税
二〇七・九三	その他のもの	無税
二〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの粉及びミールを除く。)	無税
二〇八・一〇	大豆のもの	七%
二〇八・九〇	その他のもの	七%
二〇九	播種用の種、果実及び胞子	七%
二〇九・一一	ビートの種	無税
二〇九・一二	てん菜の種	無税
二〇九・一三	その他のもの	無税
二〇九・一四	飼料用植物の種(ビートの種を除く。)	無税
二〇九・一五	ルースン(アルファルファ)の種	無税
二〇九・一六	クロバー(トリフォリウム属のもの)の種	無税
二〇九・一七	フェスクの種	無税
二〇九・一八	ケンタッキーブルーグラス(ポア・プラテンシス)の種	無税
二〇九・一九	ライグラス(ロリウム・ムルティフォルム及びロリウム・ペレネ)の種	無税
二〇九・二〇	チモシーの種	無税
二〇九・二一	その他のもの	無税
二〇九・二二	園芸用草花の種	無税
二〇九・二三	その他のもの	無税
二〇九・二四	野菜の種	無税
二〇九・二五	その他のもの	無税
二〇九・二六	ホップ(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。)	無税
二〇九・二七	及びルプリン	五%
二〇九・二八	ホップ(粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。)	五%
二〇九・二九	ホップ(粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。)	五%
二〇九・三〇	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	無税
二〇九・三一	甘草	無税
二〇九・三二	おたねにんじん	五%
二〇九・三三	その他のもの	五%
二〇九・三四	一 コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウ	五%

二二・一一	ルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツスチ、プラントゴアシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラップ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花及び大黃	無税
二二・一二	二 除虫菊	一四%
二二・一三	三 大麻草及びけしから	五%
二二・一四	四 その他のもの	五%
二二・一五	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)	無税
二二・一六	並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税
二二・一七	ローカストビーン(種を含む。)	無税
二二・一八	海草その他の藻類	無税
二二・一九	一 食用のもの(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	無税
二二・二〇	(一) 長方形(正方形を含む。)	一枚につき一四五〇銭
二二・二一	一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	一枚につき一四五〇銭
二二・二二	(二) あまのり属のもの及びこれを交えたもの(一)のものを除く。)	四〇%
二二・二三	(三) その他のもの	一五%
二二・二四	二 その他のもの	五%
二二・二五	(一) ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	五%
二二・二六	(二) その他のもの	無税
二二・二七	あんず、桃又はプラムの核及び仁	五%
二二・二八	その他のもの	無税
二二・二九	てん菜	無税
二二・三〇	さとうきび	無税
二二・三一	その他のもの	無税
二二・三二	一 こんにやく芋(アモルフォファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	一キログラムにつき三、二八九

	円
二 チコリーの根 三 その他のもの	一五% 五%
一二・一二三 一二二三・〇〇	
殺物のわら及び穀(切り、粉碎し、圧縮し又はベレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。)	
二二・二四 ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン(アルファルフア)、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物(ベレット状にしてあるかないかを問わない。) ルーサン(アルファルフア)のミール及びベレット その他のもの	無税 無税 無税
一二四・一〇 一二四・九〇	
注 第三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	
1 第一三・〇二項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとす、次の物品を含まない。 (a) 甘草エキスを、しよ糖の含有量が全重量の一〇%を超えるものと及び菓子にしたもの(第一七・〇四項参照) (b) 麦芽エキス(第一九・〇一項参照) (c) コーヒー、茶又はマテのエキス(第二一・〇一項参照) (d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(第三二類参照) (e) 第二九・一四項又は第二九・三八項のしよう版、グリシリジンその他の物品 (f) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用試薬(第三〇・〇六項参照) (g) なめしエキス及び染色エキス(第三三・〇一項及び第三三・〇三項参照) (h) 精油、コンクリート、アブソリュート及びレジノイド並びに精油のアキユアスデイスチレート及びアキユアスソリューション(第三三類参照) (i) 天然ゴム、バラタ、グタバカ、ゲアユーラ、チクルその他これらに類する天然ガム(第四〇・〇一項参照)	
備考 1 第一三・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。	
一三・〇一 一三〇一・一〇 一三〇一・九〇	一〇% 無税 無税 無税 無税 無税 無税
ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム ラック 一 セラックその他の精製ラック 二 シードラック 三 その他のもの アラビアゴム その他のもの	

一三〇・〇一	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税
一三〇・〇二	植物性の液汁及びエキス	無税
一三〇・〇三	生あへん	無税
一三〇・〇四	甘草のもの	無税
一三〇・〇五	ホップのもの	無税
一三〇・〇六	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	七%
一三〇・〇七	一 除虫菊エキス	無税
一三〇・〇八	二 その他のもの	無税
一三〇・〇九	その他のもの	一〇%
一三〇・一〇	一 飲料のもの	二五%
一三〇・一一	(一) 植物性の一種類の原料から得たもの	無税
一三〇・一二	(二) その他のもの	無税
一三〇・一三	(一) 生漆	無税
一三〇・一四	(二) 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	一〇%
一三〇・一五	(三) その他のもの	無税
一三〇・一六	A アルコール分が五〇%以上のもの	五%
一三〇・一七	B その他のもの	無税
一三〇・一八	植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一六〇円
一三〇・一九	寒天	無税
一三〇・二〇	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税
一三〇・二一	その他のもの	無税
一三〇・二二	第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	無税
一三〇・二三	注	
一三〇・二四	1 この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものと、これらの物品は、第二部に属する。	
一三〇・二五	2 第一四・〇一項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオーゾア、あしその他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含むものと、チップウッド（第四四・〇四項参照）を含まない。	

3	第一四・〇二項には、木毛(第四四・〇五項参照)を含まない。	一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オー ジア、ラフィア及びライム樹皮)	一〇%
4	第一四・〇三項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第九六・〇三 項参照)を含まない。	一四・〇一・一〇 一四・〇一・二〇 一四・〇一・九〇	竹 とう その他のもの 一 いぐさ、七島い(キュベルス・テゲティフォルミス)及 び莞草(キュベルス・エクサルタトウス) 二 その他のもの (一) くすのつる (二) その他のもの (三) その他のもの 主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カボック、ベ ジタブルヘア及びイルグラス。支持物を使用することなく又は 支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	無税 無税 一〇% 三% 五%
		一四・〇二・一〇 一四・〇二・九一 一四・〇二・九九 一四・〇三	その他のもの ベジタブルヘア その他のもの 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほう きもちし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイ バー。束ねてあるかないかを問わない。)	無税 無税 無税 無税
		一四・〇三・一〇 一四・〇三・九〇 一四・〇四 一四・〇四・一〇 一四・〇四・二〇 一四・〇四・九〇	その他のもの 植物性生産品(他の項に該当するものを除く。) 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料 コットンリンター その他のもの 一 除虫菊かす、雁皮並びにナット(殻を含むものとし、粉 砕してあるかないかを問わない。) 二 たぶの木又はへちまのもの 三 水こけ 四 その他のもの	無税 無税 無税 無税 七% 五% 一〇%
第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は 植物性のろう				
第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性 又は植物性のろう				

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第一二・〇九項の豚又は家きんの脂肪

(b) カカオ脂(第一八・〇四項参照)

(c) 調製食品品(第四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。主とし
て第二類に属する。)

(d) 獣脂かす(第三・〇一・一〇項参照)及び第三・〇四項から第三・〇六項までの油かす

(e) 単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫
酸化油その他の第六部の物品

(f) 油から製造したファクチス(第四・〇二・一〇項参照)

2 第一五・〇九項には、オリブから溶剤抽出により得た油を含まない(第一五・一〇項参
照)。

3 第一五・一八項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品
は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。

4 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物
は、第一五・二三項に属する。

備考

1 この類において「酸価」とは、油脂一グラムの中に含まれる遊離脂肪酸の中和に要する水酸
化カリウムのミリグラム数をいう。

2 第一五・一八項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことを
いう。

一五・〇一 一五・〇一・〇〇	ラードその他の豚脂及び家きん脂(溶出したものに限るものと し、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わな い。)	無税 一キログラ ムにつき一 〇円
一五・〇二 一五・〇二・〇〇	二 その他のもの	七・五%
一五・〇三 一五・〇三・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪(粗のもの及び溶出したものに限るものと し、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わな い。)	無税
一五・〇四	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及び タロー油(乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。) 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的な変性加工を	五%

二	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇・八・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇・九	オリブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税
一五〇・九・一〇	バージン油	無税
一五〇・九・九〇	その他のもの	無税
一五・一〇	オリブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税
一五・一〇・〇〇	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	七%
一五・一	粗油	四%
一五・一・一〇	その他のもの	七%
一五・一・九〇	一 パームステアリン	
一五・二	二 その他のもの	
一五・二・一	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	
	粗油	
	一 酸価が〇・六を超えるもの	
	二 その他のもの	
一五二・二・一九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五二・二・二	綿実油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	七円

一五二・二九	その他のもの	一キログラムにつき一七円
一五・一三	やし(コブラ)油、パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	七%(その率が一キログラムにつき七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一五・一一	やし(コブラ)油及びその分別物 粗油	七%(その率が一キログラムにつき七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一五・一九	その他のもの	七%(その率が一キログラムにつき七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一五・二二	パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物 粗油	七%
	一 パーム核油	一キログラムにつき一七円
	二 パバス油	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	(一) 酸価が〇・六を超えるもの	七%
	(二) その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・二九	その他のもの	七%
	一 パーム核油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	二 パバス油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工を	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五四・一〇	してない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	一キログラムにつき一七円
	粗油	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	一 酸価が〇・六を超えるもの	七%
	二 その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五四・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	一〇%(その率が一キログラムにつき二円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一五・一一	亜麻仁油及びその分別物 粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき二円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一五・一九	その他のもの	一〇%(その率が一キログラムにつき二円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一五・二二	とつもちし油及びその分別物 粗油	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	一 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	二 その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭

一五・二九	その他のもの	〇円七〇銭
一五・三〇	ひまし油及びその分別物	一キログラムにつき一〇円七〇銭
一五・四〇	桐油及びその分別物	七%
一五・五〇	一 酸価が〇・六を超えるもの	無税
	二 その他のもの	一キログラムにつき一七円
一五・五・六〇	ホホバ油及びその分別物	一キログラムにつき一〇円七〇銭
一五・五・九〇	その他のもの	七・五%
	一 オイシシカ油及びその分別物	無税
	二 カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	五%
	三 その他のもの	一キログラムにつき一七円
	(一) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一〇円七〇銭
	(二) その他のもの	〇円七〇銭
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	四%
一五・一六・一〇	動物性油脂及びその分別物	四%
一五・一六・二〇	植物性油脂及びその分別物	四%
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)	四%
一五・一七・一〇	マーガリン(液状マーガリンを除く。)	三五%
一五・一七・九〇	その他のもの	七・五%
	一 動物性油脂又はその分別物の混合物(その他の調製をしたものを除く。)	七・五%
	二 植物性油脂又はその分別物の混合物(その他の調製をしたものを除く。)	七・五%

一五・一八	たものを除く。)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
一五・一八・〇〇	三 離型油	四・八%
	四 ショートニング	一五%
	五 その他のもの	二五%
一五・一九	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスでの加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。)	四%
	並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	四%
一五・一九・〇一	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	二・五%
一五・一九・〇二	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	二・五%
一五・一九・〇三	ステアリン酸	二・五%
一五・一九・〇四	オレイン酸	二・五%
一五・一九・〇五	トリール油脂脂肪	四%
一五・一九・〇六	その他のもの	二・五%
一五・一九・〇七	工業用の脂肪性アルコール	二・五%
一五・一九・〇八	グリセリン(純粋であるかないかを問わない。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	五%
一五・一九・〇九	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	五%
一五・一九・一〇	その他のもの(合成グリセリンを含む。)	五%
一五・一九・一一	植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び蜂ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)	無税
一五・一九・一二	植物性ろう	無税
一五・一九・一三	その他のもの	一五%
一五・一九・一四	一 みつろう及び蜂ろう	七・五%
一五・一九・一五	二 その他のもの	七・五%
一五・一九・一六	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	七・五%
一五・一九・一七	一 デグラス	七・五%

二 その他のもの		無税
注 第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品 1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。 第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 注 1 この類には、第二類又は第三類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の註物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。 号注 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかなしかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。 2 第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。		
一六〇二・〇一	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもとにした調製食料品	一〇％
一六〇二・〇二	その他の調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	二五％
一六〇二・〇三	均質調製品	二五％
一六〇二・〇四	動物の肝臓のもの	二五％
一六〇二・〇五	一 牛又は豚のもの	二五％
一六〇二・〇六	二 その他のもの	八％
一六〇二・〇七	第一〇一・〇五項の家きんのもの	無税
一六〇二・〇八	一 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
一六〇二・〇九	二 その他のもの	二五％
一六〇二・一〇	（一）牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	二五％
一六〇二・一一	（二）その他のもの	八％

一六〇二・九〇	一腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） 二 その他のもの （一）牛の臓器及び舌のもの （二）その他のもの A 牛の肉及びくす肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の二〇％未満のもの B その他のもの （a）単に水煮した後に乾燥したもの （b）調味した後に乾燥したもの （c）コーンビーフ （d）その他のもの イ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。） ロ 気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。） ハ その他のもの その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 一 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） 二 その他のもの （一）牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくす肉を含むもの （二）その他のもの 一六〇三・〇〇 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキスを及びジュース 一 肉のエキスを及びジュース 二 その他のもの 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） 一六〇四 さけ にしん いわし まぐろ、はがつか（サルダ属のもの）及びかつお さば	無税 二五％ 二五％ 二五％ 一〇％ 二五％ 二五％ 二五％ 四五％ 五〇％ 無税 二五％ 八％ 二二・八％ 九・六％ 九・六％ 九・六％ 九・六％ 九・六％
---------	--	---

一六〇四・一六 一六〇四・一九 一六〇四・二〇	かたくちいわし その他のもの その他の調製し又は保存に適する処理をした魚 一 卵 （一）にしん（クルベア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）のもの （二）その他のもの 二 その他のもの キャビア及びその代用物 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） 一六〇四・三〇 一六〇五 一六〇五・一〇 一六〇五・二〇 一六〇五・三〇 一六〇五・四〇 一六〇五・九〇	二二・八％ 六・四％ 九・六％ 六・四％ 六・五％ 九・六％ 四・八％ 四・八％ 六％ 四・八％ 六％ 四・八％ 四・八％ 六％ 四・八％ 六％ 九・六％ 九・六％ 二五％ 一二％ 九・六％
-------------------------------	---	---

注 第一七類 糖類及び砂糖菓子

1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) ココアを含有する砂糖菓子（第一八・〇六項参照）		
(b) 第二九・四〇項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品		
(c) 第三〇類の医薬品その他の物品		
号注		
1 第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相當する砂糖をいう。		
備考		
1 この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。		
2 号注1の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。		
一七〇一	〔一〕 粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。） 甘しや糖 〔二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの 〔三〕 分みつ糖 〔四〕 分みつ糖 〔五〕 分みつ糖 〔六〕 分みつ糖 〔七〕 分みつ糖 〔八〕 分みつ糖 〔九〕 分みつ糖 〔一〇〕 分みつ糖 〔一一〕 分みつ糖 〔一二〕 分みつ糖 〔一三〕 分みつ糖 〔一四〕 分みつ糖 〔一五〕 分みつ糖 〔一六〕 分みつ糖 〔一七〕 分みつ糖 〔一八〕 分みつ糖 〔一九〕 分みつ糖 〔二〇〕 分みつ糖 〔二一〕 分みつ糖 〔二二〕 分みつ糖 〔二三〕 分みつ糖 〔二四〕 分みつ糖 〔二五〕 分みつ糖 〔二六〕 分みつ糖 〔二七〕 分みつ糖 〔二八〕 分みつ糖 〔二九〕 分みつ糖 〔三〇〕 分みつ糖 〔三一〕 分みつ糖 〔三二〕 分みつ糖 〔三三〕 分みつ糖 〔三四〕 分みつ糖 〔三五〕 分みつ糖 〔三六〕 分みつ糖 〔三七〕 分みつ糖 〔三八〕 分みつ糖 〔三九〕 分みつ糖 〔四〇〕 分みつ糖 〔四一〕 分みつ糖 〔四二〕 分みつ糖 〔四三〕 分みつ糖 〔四四〕 分みつ糖 〔四五〕 分みつ糖 〔四六〕 分みつ糖 〔四七〕 分みつ糖 〔四八〕 分みつ糖 〔四九〕 分みつ糖 〔五〇〕 分みつ糖 〔五一〕 分みつ糖 〔五二〕 分みつ糖 〔五三〕 分みつ糖 〔五四〕 分みつ糖 〔五五〕 分みつ糖 〔五六〕 分みつ糖 〔五七〕 分みつ糖 〔五八〕 分みつ糖 〔五九〕 分みつ糖 〔六〇〕 分みつ糖 〔六一〕 分みつ糖 〔六二〕 分みつ糖 〔六三〕 分みつ糖 〔六四〕 分みつ糖 〔六五〕 分みつ糖 〔六六〕 分みつ糖 〔六七〕 分みつ糖 〔六八〕 分みつ糖 〔六九〕 分みつ糖 〔七〇〕 分みつ糖 〔七一〕 分みつ糖 〔七二〕 分みつ糖 〔七三〕 分みつ糖 〔七四〕 分みつ糖 〔七五〕 分みつ糖 〔七六〕 分みつ糖 〔七七〕 分みつ糖 〔七八〕 分みつ糖 〔七九〕 分みつ糖 〔八〇〕 分みつ糖 〔八一〕 分みつ糖 〔八二〕 分みつ糖 〔八三〕 分みつ糖 〔八四〕 分みつ糖 〔八五〕 分みつ糖 〔八六〕 分みつ糖 〔八七〕 分みつ糖 〔八八〕 分みつ糖 〔八九〕 分みつ糖 〔九〇〕 分みつ糖 〔九一〕 分みつ糖 〔九二〕 分みつ糖 〔九三〕 分みつ糖 〔九四〕 分みつ糖 〔九五〕 分みつ糖 〔九六〕 分みつ糖 〔九七〕 分みつ糖 〔九八〕 分みつ糖 〔九九〕 分みつ糖 〔一〇〇〕 分みつ糖	一七〇一・一一 一七〇一・一二 一七〇一・一三 一七〇一・一四 一七〇一・一五 一七〇一・一六 一七〇一・一七 一七〇一・一八 一七〇一・一九 一七〇一・二〇 一七〇一・二一 一七〇一・二二 一七〇一・二三 一七〇一・二四 一七〇一・二五 一七〇一・二六 一七〇一・二七 一七〇一・二八 一七〇一・二九 一七〇一・三〇 一七〇一・三一 一七〇一・三二 一七〇一・三三 一七〇一・三四 一七〇一・三五 一七〇一・三六 一七〇一・三七 一七〇一・三八 一七〇一・三九 一七〇一・四〇 一七〇一・四一 一七〇一・四二 一七〇一・四三 一七〇一・四四 一七〇一・四五 一七〇一・四六 一七〇一・四七 一七〇一・四八 一七〇一・四九 一七〇一・五〇 一七〇一・五一 一七〇一・五二 一七〇一・五三 一七〇一・五四 一七〇一・五五 一七〇一・五六 一七〇一・五七 一七〇一・五八 一七〇一・五九 一七〇一・六〇 一七〇一・六一 一七〇一・六二 一七〇一・六三 一七〇一・六四 一七〇一・六五 一七〇一・六六 一七〇一・六七 一七〇一・六八 一七〇一・六九 一七〇一・七〇 一七〇一・七一 一七〇一・七二 一七〇一・七三 一七〇一・七四 一七〇一・七五 一七〇一・七六 一七〇一・七七 一七〇一・七八 一七〇一・七九 一七〇一・八〇 一七〇一・八一 一七〇一・八二 一七〇一・八三 一七〇一・八四 一七〇一・八五 一七〇一・八六 一七〇一・八七 一七〇一・八八 一七〇一・八九 一七〇一・九〇 一七〇一・九一 一七〇一・九二 一七〇一・九三 一七〇一・九四 一七〇一・九五 一七〇一・九六 一七〇一・九七 一七〇一・九八 一七〇一・九九 一七〇一・一〇〇
一七〇一・二二	〔一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二二
一七〇一・二三	〔二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二三
一七〇一・二四	〔三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二四
一七〇一・二五	〔四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二五
一七〇一・二六	〔五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二六
一七〇一・二七	〔六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二七
一七〇一・二八	〔七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二八
一七〇一・二九	〔八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・二九
一七〇一・三〇	〔九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三〇
一七〇一・三一	〔一〇〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三一
一七〇一・三二	〔一一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三二
一七〇一・三三	〔一二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三三
一七〇一・三四	〔一三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三四
一七〇一・三五	〔一四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三五
一七〇一・三六	〔一五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三六
一七〇一・三七	〔一六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三七
一七〇一・三八	〔一七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三八
一七〇一・三九	〔一八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・三九
一七〇一・四〇	〔一九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四〇
一七〇一・四一	〔二〇〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四一
一七〇一・四二	〔二一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四二
一七〇一・四三	〔二二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四三
一七〇一・四四	〔二三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四四
一七〇一・四五	〔二四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四五
一七〇一・四六	〔二五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四六
一七〇一・四七	〔二六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四七
一七〇一・四八	〔二七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四八
一七〇一・四九	〔二八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・四九
一七〇一・五〇	〔二九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五〇
一七〇一・五一	〔三〇〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五一
一七〇一・五二	〔三一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五二
一七〇一・五三	〔三二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五三
一七〇一・五四	〔三三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五四
一七〇一・五五	〔三四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五五
一七〇一・五六	〔三五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五六
一七〇一・五七	〔三六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五七
一七〇一・五八	〔三七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五八
一七〇一・五九	〔三八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・五九
一七〇一・六〇	〔三九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六〇
一七〇一・六一	〔四〇〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六一
一七〇一・六二	〔四一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六二
一七〇一・六三	〔四二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六三
一七〇一・六四	〔四三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六四
一七〇一・六五	〔四四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六五
一七〇一・六六	〔四五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六六
一七〇一・六七	〔四六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六七
一七〇一・六八	〔四七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六八
一七〇一・六九	〔四八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・六九
一七〇一・七〇	〔四九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七〇
一七〇一・七一	〔五〇〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七一
一七〇一・七二	〔五一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七二
一七〇一・七三	〔五二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七三
一七〇一・七四	〔五三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七四
一七〇一・七五	〔五四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七五
一七〇一・七六	〔五五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七六
一七〇一・七七	〔五六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七七
一七〇一・七八	〔五七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七八
一七〇一・七九	〔五八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・七九
一七〇一・八〇	〔五九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八〇
一七〇一・八一	〔六〇〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八一
一七〇一・八二	〔六一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八二
一七〇一・八三	〔六二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八三
一七〇一・八四	〔六三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八四
一七〇一・八五	〔六四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八五
一七〇一・八六	〔六五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八六
一七〇一・八七	〔六六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八七
一七〇一・八八	〔六七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八八
一七〇一・八九	〔六八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・八九
一七〇一・九〇	〔六九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九〇
一七〇一・九一	〔七〇〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九一
一七〇一・九二	〔七一〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九二
一七〇一・九三	〔七二〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九三
一七〇一・九四	〔七三〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九四
一七〇一・九五	〔七四〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九五
一七〇一・九六	〔七五〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九六
一七〇一・九七	〔七六〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九七
一七〇一・九八	〔七七〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九八
一七〇一・九九	〔七八〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・九九
一七〇一・一〇〇	〔七九〕 乾燥状態において、全重量に對するしよ糖の含有量が、檢糖計の読みで九八・五度未満に相當するもの	一七〇一・一〇〇

一七〇・一九九	その他のもの 一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラ ムにつき六 三四五〇銭
一七・〇二	二 其他のもの その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）、及びカラメル	一キログラ ムにつき三 五四五〇銭
一七〇・二一〇 一七〇・二二〇	乳糖及び乳糖水 かえて糖及びかえて糖水 一 かえて糖	一〇％ 一キログラ ムにつき四 一四五〇銭
一七〇・二・三〇	二 かえて糖水 ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。） 一 香料料又は着色料を加えたもの	三五％（そ の率が一キ ログラムに つき二七四 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率） 三五％（そ の率が一キ ログラムに つき二七四 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率） 五〇％（そ の率が一キ ログラムに

一七〇二・四〇 ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る。） 一 香料又は着色料を加えたもの	二 其他のもの	つき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二五% 五〇%（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・五〇 果糖（化学的に純粋なものに限る。） その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限る。） 一 香料又は着色料を加えたもの	二 其他のもの	つき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二五% 五〇%（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

一七〇二・九〇 その他のもの（転化糖を含む。） 一 砂糖 二 砂糖水	二 其他のもの	つき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三五% 五〇%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三 人造はちみつ及びカラメル	四 ハイ・テスト・モラセス (一) グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの (二) 其他のもの 五 其他のもの (一) 香料又は着色料を加えたもの	つき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三五% 五〇%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

[illegible]

二 その他のもの その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)	一五%
一八〇六・三二 詰物をしたものを 詰物をしないもの	一〇%
一八〇六・三二 一 チョコレート菓子	一〇%
二 その他のもの	三五%
(一) 砂糖を加えたもの	二五%
(二) その他のもの	一〇%
一八〇六・九〇 その他のもの	一〇%
一 チョコレート菓子	一〇%
二 その他のもの	三五%
(一) 砂糖を加えたもの	二五%
(二) その他のもの	一〇%
第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製食品及びベーカリー製品	
注	
1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ソーセージ、肉、くす肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の 一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの (第一六類参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。)	
(b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料(第三三・〇九項参照)	
(c) 第三〇類の医薬品その他の物品	
2 第一九・〇一において「穀粉」とは、次の物品をいう。 (a) 第一二類の穀粉及びミール	
(b) 他類の植物性の粉及びミール(乾燥野菜(第七・一二項参照)、ばれいしよ(第一一・ 〇五項参照)又は乾燥した豆(第一一・〇六項参照)の粉及びミールを除く。)	
3 第一九・〇四項には、ココア粉の含有量が全重量の八%を超える調製食品及び第一八・〇六項の チョコレートその他のココアを含有する調製食品で覆った調製食品を含まない(第一八・〇六項 参照)。	
4 第一九・〇四項において「その他の調製をしたもの」とは、第一〇類又は第一二類の項又は注 に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。	
第一九・〇一 麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食 料品(ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量の 五〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除 く。)及び第一四・〇一から第一四・〇四項までの物品の調製 食料品(ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量 の二〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除 く。)	
第一九・〇二 育児食用の調製食品(小売用にしたものに限る。)	
第一四・〇一から第一四・〇四項までの物品の調製食	

一九〇二・二〇	
二 その他のもの	
(一) 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製 食料品	
A 砂糖を加えたもの	二八%
B その他のもの	二五%
(二) その他のもの	
A 砂糖を加えたもの	二四%
B その他のもの	一六%
第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ 小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール 若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、 これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超 えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用 又は食餌療法用のものを除く。)、米草生地(育児食用 又は食餌療法用のものを除く。)、及び第一四・〇一から 第一四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天 然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 三〇%以上のものに限る。)	
(一) 第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製 食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥 状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)	
A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	二八%及び 一キログラ ムにつき七 九九円
B その他のもの	二八%及び 一キログラ ムにつき 一、二六三 円

(イ) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(「ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。」)	ムにつき 一、三六三
A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)	二八%
(a) 砂糖を加えたもの	二四%
(b) その他のもの	二八%
B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)	二八%
C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)	二八%
D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)	二八%
(a) 小麦でん粉を含有するもの	二八%
(b) その他のもの	二八%
(イ) 米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)	二八%
A 砂糖を加えたもの	二八%
B その他のもの	二八%
(イ) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製	二八%

食料品 A 砂糖を加えたもの B その他のもの	二八% 二五%
(イ) ケーキミックス	二八%
A 砂糖を加えたもの B その他のもの	二八%
(a) 小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限り。)	一六%
(b) その他のもの	二〇%
(イ) その他のもの A 砂糖を加えたもの	二四%
(a) しょう糖の含有量が全重量の一五%以下のもの	二八%
(b) その他のもの	一六%
B その他のもの	一六%
その他のもの 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り。)、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。)、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。) (イ) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。)、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。) A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの B その他のもの	三五%及び 一キログラ ムにつき七 九九四 三五%及び 一キログラ ムにつき

食料品	一九〇二・二〇	一九〇二・二一	一九〇二・二二
A 砂糖を加えたもの			
(a) しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	二八%		
(b) その他のもの	三五%		
B その他のもの	二五%		
(二) 麦芽エキス	九・六%		
(三) その他のもの			
A 砂糖を加えたもの			
(a) しよ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの	二四%		
(b) その他のもの	二八%		
B その他のもの	一六%		
スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラ ビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉そ の他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを 問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わな い。）			
パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をし たものを除く。）	一キログラ ムにつき四 〇円		
卵を含有するもの			
その他のもの			
一 ビーファン	一キログラ ムにつき三 二円		
二 その他のもの	一キログラ ムにつき四 〇円		
パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をし てあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わな い。）			
一 砂糖を加えたもの			
(一) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動 物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めた もので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二 〇%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の 重量を占めるもの	二八%		
(二) その他のもの	六%		

一九〇二・三〇	(一) ソーセージ、肉、くす肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超え、かつ、これらの物品のうち比重が最大の重量を占めるもの (二) その他のもの その他のパスタ 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの クリースタース	六% 二五% 二八% 二五% 一キログラムにつき四〇円
一九〇二・四〇		
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレック状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。)	一六%
一九〇四	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)及び粒状の穀物(とうもろこしを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの 穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 一 朝食用穀物調製品(米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。) 二 米、小麦(ライ小麦を含む。)(又は大麦(裸麦を含む。))のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品 (一) 米のもの (二) 小麦(ライ小麦を含む。)(のもの)	一五・四% 三〇% 一キログラムにつき一〇〇円
一九〇四・一〇		
一九〇四・九〇	(三) 大麦(裸麦を含む。)(のもの) 三 その他のもの 一 米のもの 二 小麦又はライ小麦のもの 三 大麦又は裸麦のもの	五円 一九・二% 二五% 一キログラムにつき一〇〇円 一キログラ

一九〇五	四 その他のもの パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカーリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。)(及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 クリスプブレッド ジンジャーブレッドその他これに類する物品 スウィートビスケット、ワッフル及びウエハー 一 スウィートビスケット 二 ワッフル及びウエハー ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品 その他のもの 一 パン、乾パンその他これらに類するベーカーリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。) 二 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 三 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの A あられ、せんべいその他これらに類する米菓 B ビスケット、クッキー及びクラッカー C その他のもの (二) その他のもの A あられ、せんべいその他これらに類する米菓 B ビスケット、クッキー及びクラッカー C その他のもの	五円 二五% 一二% 三〇% 二四% 三〇% 一二% 一二% 一六% 四〇% 二四% 三〇% 二五% 一〇% 一五%
一九〇五・四〇		
一九〇五・九〇		
一九〇五・一〇		
一九〇五・二〇		
一九〇五・三〇		

注

1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第七類、第八類又は第一類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット
(b) ソーセージ、肉、くす肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照)
(c) 第二一・〇四項の均質混合調製食料品
2 第二一・〇七項及び第二一・〇八項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆った

アーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの(第一七・〇四項参照)及びチョコレート菓子の形状のもの(第一八・〇六項参照)を含まない。		
3 第二〇・〇一、第二〇・〇四項及び第二〇・〇五項には、第七類 第一一・〇五項又は第一一・〇六項の物品(第八類の物品の粉及びミールを除く。)で(四)に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。		
4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七%以上のものは、第二〇・〇二項に属する。		
5 第二〇・〇九項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分(第二二類の注2参照)が全容量の〇・五%以下のものをいう。		
号注		
1 第二〇・〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇五項の他のいかなる号にも優先する。		
2 第二〇・〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇七項の他のいかなる号にも優先する。		
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
二〇・〇一・一〇	きゅうり及びガーキン	一五%
二〇・〇一・一〇	一 砂糖を加えたもの	一五%
二〇・〇一・一〇	二 その他のもの	一二%
二〇・〇一・一〇	たまねぎ	一五%
二〇・〇一・一〇	一 砂糖を加えたもの	一五%
二〇・〇一・一〇	二 その他のもの	一二%
二〇・〇一・九〇	その他のもの	
一 砂糖を加えたもの		
(一) パパイア、ポポー、アボカド、ゲアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		
(二) スイートコーン		
(三) ヤングコーンコブ		
(四) その他のもの		
二 その他のもの		

二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	九・六%
二〇・〇二・一〇	トマト(全形のもの及び断片状のものに限る。)	九・六%
二〇・〇二・九〇	その他のもの	
二〇・〇二	一 砂糖を加えたもの	二二・四%
二〇・〇二	二 その他のもの	二〇%
二〇・〇三	(一) トマトピューレー及びトマトペースト	九・六%
二〇・〇三	(二) その他のもの	九・六%
二〇・〇三・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	
二〇・〇三・一〇	きのこ	二二・四%
二〇・〇三・一〇	一 砂糖を加えたもの	二二・四%
二〇・〇三・一〇	二 その他のもの	二〇%
二〇・〇三・一〇	(一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	一六%
二〇・〇三・一〇	(二) その他のもの	一六%
二〇・〇三・一〇	トリフ	一六%
二〇・〇三・一〇	一 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	一六%
二〇・〇三・一〇	二 その他のもの	一六%
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	一〇%
二〇・〇四・一〇	ばれいしよ	一〇%
二〇・〇四・一〇	一 単に加熱による調理をしたもの	一〇%
二〇・〇四・一〇	二 その他のもの	一〇%
二〇・〇四・一〇	(一) マッシュポテト	一六%
二〇・〇四・一〇	(二) その他のもの	一六%
二〇・〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	九・六%
二〇・〇四・九〇	一 砂糖を加えたもの	九・六%

二〇・〇五	(一) スイートコーン (二) その他のもの (三) アスパラガス及び豆 (四) たけのこ (五) スイートコーン (六) ヤングコーンコブ (七) その他のもの	一七・五%	二〇・〇五	(一) スイートコーン (二) その他のもの (三) アスパラガス及び豆 (四) たけのこ (五) スイートコーン (六) ヤングコーンコブ (七) その他のもの	一七・五%	二〇・〇五	(一) スイートコーン (二) その他のもの (三) アスパラガス及び豆 (四) たけのこ (五) スイートコーン (六) ヤングコーンコブ (七) その他のもの	一七・五%
二〇〇五・一〇	- 均質調製野菜 - 一 砂糖を加えたもの - 二 その他のもの	二八%	二〇〇五・一〇	- 均質調製野菜 - 一 砂糖を加えたもの - 二 その他のもの	二八%	二〇〇五・一〇	- 均質調製野菜 - 一 砂糖を加えたもの - 二 その他のもの	二八%
二〇〇五・二〇	- 一 マッシュポテト及びポテトフレック - 二 その他のもの (一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り) (二) その他のもの	一六%	二〇〇五・二〇	- 一 マッシュポテト及びポテトフレック - 二 その他のもの (一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り) (二) その他のもの	一六%	二〇〇五・二〇	- 一 マッシュポテト及びポテトフレック - 二 その他のもの (一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り) (二) その他のもの	一六%
二〇〇五・三〇	- サワークラウト - 一 砂糖を加えたもの - 二 その他のもの	二二・四%	二〇〇五・三〇	- サワークラウト - 一 砂糖を加えたもの - 二 その他のもの	二二・四%	二〇〇五・三〇	- サワークラウト - 一 砂糖を加えたもの - 二 その他のもの	二二・四%
二〇〇五・四〇	- えんどう(ビスマ・サティウム) - 一 砂糖を加えたもの (一) さや付きのもの (二) その他のもの - 二 その他のもの	二二・四%	二〇〇五・四〇	- えんどう(ビスマ・サティウム) - 一 砂糖を加えたもの (一) さや付きのもの (二) その他のもの - 二 その他のもの	二二・四%	二〇〇五・四〇	- えんどう(ビスマ・サティウム) - 一 砂糖を加えたもの (一) さや付きのもの (二) その他のもの - 二 その他のもの	二二・四%
二〇〇五・五〇	(一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り) - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの	二二・八%	二〇〇五・五〇	(一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り) - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの	二二・八%	二〇〇五・五〇	(一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り) - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの (一) その他のもの - A さや付きのもの - B その他のもの	二二・八%
二〇〇五・五〇	- 一 砂糖を加えたもの (一) 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚)	一六%	二〇〇五・五〇	- 一 砂糖を加えたもの (一) 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚)	一六%	二〇〇五・五〇	- 一 砂糖を加えたもの (一) 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚)	一六%

二〇・〇六	(a) にんじくの粉	一一・二%
二〇・〇六・〇〇	(b) その他のもの	九・六%
二〇・〇七	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	
	一 マロングラッセ	一六・八%
	二 その他のもの	一九・二%
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱による調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
二〇・〇七・一〇	均質調製果実	四〇%
	一 砂糖を加えたもの	二五%
	二 その他のもの	
二〇・〇七・九一	その他のもの	
	かんきつ類の果実	
	一 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	二八%
	(一) 砂糖を加えたもの	二〇%
	(二) その他のもの	
	二 フルーツピューレー及びフルーツペースト	四〇%
	(一) 砂糖を加えたもの	二五%
	(二) その他のもの	
二〇・〇七・九九	その他のもの	
	一 ジャム及びフルーツゼリー	二八%
	(一) 砂糖を加えたもの	二〇%
	(二) その他のもの	
	二 その他のもの	四〇%
	(一) 砂糖を加えたもの	二五%
	(二) その他のもの	
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	
	落花生	
	一 砂糖を加えたもの	二二%
	(一) ピーナツバター	

キログラム以下のもの(細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。)

二〇〇八・三〇	二〇〇八・四〇	二〇〇八・五〇	二〇〇八・六〇	二〇〇八・七〇	二〇〇八・八〇	二〇〇八・九一	二〇〇八・九二
(一) その他のもの かんきつ類の果実 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの 二 その他のもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの なし 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの (二) その他のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの 二 その他のもの (一) パルプ状のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの (二) その他のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの あんず 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの 二 その他のもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの さくらんぼ 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの 二 その他のもの	一 キログラムにつき三九四 三〇% 三五% 二八% 二五% 二〇% 二五% 三五% 二四・四% 二〇・三% 二〇% 二五% 二二・一% 二四・六%	二五% 二〇% 二五% 二〇% 二二・八% 二五% 二六% 二〇% 二二・八% 二五% 一六%	二〇% 二二・八% 二五% 二八% 二五% 二〇%	桃 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの (二) その他のもの A 気密容器入りのもの (a) 容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの (b) その他のもの B その他のもの 二 その他のもの (一) パルプ状のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの (二) その他のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの ストロベリー 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの 二 その他のもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。) パームハート 混合したもの 一 ミックスフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの A パルプ状のもの B その他のもの (二) その他のもの A パルプ状のもの B その他のもの	二〇% 二二・八% 二五% 二五% 二〇% 二五% 二二・四% 一四・四% 二二・四% 二〇% 二五% 二二% 一六% 三五% 一八・四% 二五% 二二% 二五% 二五% 二二・二% 二五% 二五% 二八% 二五% 二〇%	二五% 二〇% 二五% 二八% 二五% 二〇%	二五% 二〇% 二五% 二八% 二五% 二〇%

二〇〇八・九九

その他のもの

一 梅

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A パルプ状のもの

(a) パナナ及びアボカド

(b) その他のもの

B その他のもの

(a) ベリー及びブルー

(b) パナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマ

ンゴスチン

(c) その他のもの

(二) その他のもの

A パルプ状のもの

(a) パナナ、アボカド及びブルー

(b) その他のもの

B その他のもの

(a) プルーン

(b) パナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマ

ンゴスチン

(c) さといも(冷凍したものに限る。)

(d) その他のもの

果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)

オレンジジュース

二〇〇九・一一

一 砂糖を加えたもの

(一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

二 その他のもの

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇〇九・一九

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

一 砂糖を加えたもの

(一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

二五%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇〇九・四〇	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの A レモンジュース B ライムジュース C その他のもの (二) その他のもの パイナップルジュース 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの (二) その他のもの	ログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 八% 一六% 二二・五% 三〇% 二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇九・五〇	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの (二) その他のもの トマトジュース 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。) 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの (二) その他のもの	二二・五% 三〇% 二五% 二五% 二五% 二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇九・六〇	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの (二) その他のもの	二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇九・八〇	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの (二) その他のもの その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。) 一 果汁 (一) 砂糖を加えたもの A しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの B その他のもの (二) その他のもの A しよ糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの B その他のもの 二 野菜ジュース	より低いときは、当該従量税率) 二二・五% 三〇% 二七% 四〇%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 二二・五% 三五% 二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 二二・五% 三〇%

二〇〇九・九〇	混合ジュース	一 混合果汁	(一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの	一〇・八％ 九・六％
			二 混合野菜ジュース	
			(一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの	二七％ 三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
			(三) その他のもの	二二・五％ 三〇％ 一〇・八％ 七・二％

注	1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第〇七・一二項の野菜を混合したもの (b) コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第〇九・〇一〇項参照） (c) 香味を付けた茶（第〇九・〇一二項参照） (d) 第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの香辛料その他の物品 (e) ソーセージ、肉、くす肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一年以上を含有する調製食品品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一・〇四項のものを除く。） (f) 飲料製造に使用する種類の調製食品でアルコールを含有するものうちアルコール分（第二二類の注二参照）が〇・五％を超えるもの（第二一・〇八項参照） (g) 酵母で、第三一・〇三項又は第三一・〇四項の医薬品その他の物品にしたもの (h) 第三五・〇七項の調製した酵素	2 1(b)のコーヒー代用物のエキ스는、第二一・〇一〇項に属する。	3 第二一・〇四項において「均質混合調製食品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法
第二類	各種の調製食品品		

注	1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第〇七・一二項の野菜を混合したもの (b) コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第〇九・〇一〇項参照） (c) 香味を付けた茶（第〇九・〇一二項参照） (d) 第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの香辛料その他の物品 (e) ソーセージ、肉、くす肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一年以上を含有する調製食品品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一・〇四項のものを除く。） (f) 飲料製造に使用する種類の調製食品でアルコールを含有するものうちアルコール分（第二二類の注二参照）が〇・五％を超えるもの（第二一・〇八項参照） (g) 酵母で、第三一・〇三項又は第三一・〇四項の医薬品その他の物品にしたもの (h) 第三五・〇七項の調製した酵素 2 1(b)のコーヒー代用物のエキ스는、第二一・〇一〇項に属する。 3 第二一・〇四項において「均質混合調製食品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法	二〇〇九・九〇 混合ジュース 一 混合果汁 (一) 砂糖を加えたもの A しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの B その他のもの (二) その他のもの A しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの B その他のもの (三) 混合野菜ジュース (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの (三) その他のもの	一〇・八％ 九・六％ 二七％ 三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 二二・五％ 三〇％ 一〇・八％ 七・二％

[illegible]

二二〇六・九〇

B その他のもの

二五%

一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製食品
二 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの

(二) その他のもの

三五%及び
一キログラムにつき七
九九円
三五%及び
一キログラムにつき
一、三六三
円

二 その他のもの

(一) 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食品

A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

(a) 砂糖を加えたもの

(b) その他のもの

B その他のもの

(a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

(b) 大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

(二) その他のもの

A 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。)

B チューインガム

三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五%

C こんにやく
D その他のもの

二五%

(a) 砂糖を加えたもの
イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと
ロ ビタミンをもととした栄養補助食品

ハ その他のもの

(イ) しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの

(ロ) その他のもの

一 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のもの

二 しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限り、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの(容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限り、)にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。)

一キログラムにつき九
〇円

三 その他のもの

(I) 乳糖、乳たんばく又は乳脂肪を含有するもの

(II) その他のもの

(b) その他のもの
イ 調製食用脂(第四・五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。)

ロ アルコールを含有しない飲料のもと

(イ) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

(ロ) その他のもの

ハ その他のもの

(イ) 第四・一〇項の物品のもの

(ロ) その他のもの

一 ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの

二五%
二二%
二二%
二二%
二二・五%

第二類 飲料 アルコール及び食酢		II その他のもの	二五%
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 料理用に調製したこの類の物品(第二一・〇九項のものを除く。)で飲料に適しない処理をしたもの(主として第二一・〇三項に属する。)			
(b) 海水(第二五・〇一参照)			
(c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水(第二八・五一参照)			
(d) 酢酸の水溶液(酢酸の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限り。第二九・一五参照)			
(e) 第三一・〇三項又は第二二・〇四項の医薬品			
(f) 調製香料及び化粧品類(第三三参照)			
2 第二一・〇類からこの類までにおいてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。			
3 第三二・〇二項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が〇・五%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第二一・〇三項から第三一・〇六項まで又は第三二・〇八項に属する。			
号注			
1 第二一・〇四・一〇号において「スパークリングワイン」とは、温度二〇度における密閉容器内のゲージ圧力が三バール以上のぶどう酒をいう。			
二二・〇一	水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものを除く。)、水及び雪		
二二・〇一・一〇	鉱水及び炭酸水		
二二・〇一・九〇	その他のもの		
二二・〇二	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限り。)		
二二・〇二・一〇	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限り。)		
二二・〇二・九〇	一 砂糖を加えたもの		
	二 その他のもの		
二二・〇二・九〇	その他のもの		
二二・〇三	一 砂糖を加えたもの		
二二・〇三・〇〇	二 その他のもの		
二二・〇三・〇〇	ビール		
二二・〇四	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)、及びぶどう搾汁(第二一・〇九項のものを除く。)		
		二二・〇四・二〇	スパークリングワイン
		二二・〇四・二二	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
		二二・〇四・二二	二 リットル以下の容器入りにしたもの
		二二・〇四・二二	一 シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒
		二二・〇四・二二	二 その他のもの
		二二・〇四・二二	その他のもの
		二二・〇四・二二	一 一五〇リットル以下の容器入りにしたもの
		二二・〇四・二二	その他のもの
		二二・〇四・二二	一 リットルにつき二〇
		二二・〇四・二二	一六四〇銭
		二二・〇四・二二	一 リットルにつき二二
		二二・〇四・二二	三四二〇銭
		二二・〇四・二二	二二・三%
		二二・〇四・二二	(その率が
		二二・〇四・二二	一リットル
		二二・〇四・二二	につき一五
		二二・〇四・二二	六四八〇銭
		二二・〇四・二二	の従量税率
		二二・〇四・二二	より高いと
		二二・〇四・二二	き又は一
		二二・〇四・二二	リットルに
		二二・〇四・二二	つき九三円
		二二・〇四・二二	の従量税率
		二二・〇四・二二	より低いと
		二二・〇四・二二	きは、それ
		二二・〇四・二二	ぞれ当該従
		二二・〇四・二二	量税率)
		二二・〇四・二二	二二・三%
		二二・〇四・二二	(その率が
		二二・〇四・二二	一リットル
		二二・〇四・二二	につき一五
		二二・〇四・二二	六四八〇銭
		二二・〇四・二二	の従量税率
		二二・〇四・二二	より高いと
		二二・〇四・二二	き又は一
		二二・〇四・二二	リットルに
		二二・〇四・二二	つき九三円
		二二・〇四・二二	の従量税率
		二二・〇四・二二	より低いと
		二二・〇四・二二	きは、それ

二二〇四・三〇 その他のぶどう搾汁 一 アルコール分が一%未満のもの (一) 砂糖を加えたもの A しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの B その他のもの	二七% 二七% 三五%（その率が一キログラムにつき二七円） の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二二〇五・一〇 ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） 二リットル以下の容器入りにしたもの その他のもの 一 アルコール分が一%未満のもの 二 その他のもの	二二・五% 二二・五% 一リットルにつき七〇円六〇銭
二二〇六・〇〇 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 一 アルコール分が一%未満のもの	三五%（その率が一キログラムにつき二七円） の従量税率より低いときは、当該従量税率）

[illegible]

二二〇八・二〇	その他のもの	三五％(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	一 アルコール分が五〇％以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	一リットルにつき一九三円二〇銭
二二〇八・三〇	その他のもの	一リットルにつき二七円九〇銭
	ウイスキー	
二二〇八・四〇	その他のもの	一五・七％
	一 バーボンウイスキー(内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限り。)	一三・七％
二二〇八・五〇	その他のもの	一五・七％
	二 ライウイスキー(内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限り。)	一五・七％
二二〇八・五〇	その他のもの	一五・七％
	三 その他のもの	一五・七％
二二〇八・五〇	その他のもの	一五・七％
	四 その他のもの	一五・七％

二二〇八・九〇	その他のもの	四二〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率)
	一 エチルアルコール及び蒸留酒	一リットルにつき一九三円二〇銭
二二〇八・九〇	その他のもの	一リットルにつき二七円九〇銭
	二 エチルアルコール	一リットルにつき二七円九〇銭
二二〇八・九〇	その他のもの	一七・九％
	三 その他のもの	一七・九％
二二〇八・九〇	その他のもの	一七・九％
	四 その他のもの	一七・九％

二二・〇九	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	八%
二二・〇九・〇〇	第三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	
注		
1 第三・〇九項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品（植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。）で、他の項に該当しないものを含む。		
二二・〇一	肉、くす肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	無税
二二・〇一・一〇	肉又はくす肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす	無税
二二・〇一・二〇	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	無税
二二・〇一・三〇	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二二・〇一・四〇	米のもの	無税
二二・〇一・五〇	小麦のもの	無税
二二・〇一・六〇	その他の穀物のもの	無税
二二・〇一・七〇	豆のもの	無税
二二・〇一・八〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二二・〇一・九〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす	無税
二二・〇二・〇〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす	無税
二二・〇二・一〇	醸造又は蒸留の際に生ずるかす	無税
二二・〇二・二〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二二・〇二・三〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二二・〇二・四〇	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二・〇四項又は第二・〇五項のものを除く。）	無税
二二・〇二・五〇	綿実油かす	無税
二二・〇二・六〇	亜麻仁油かす	無税
二二・〇二・七〇	ひまわり油かす	無税

二二・〇六・四〇	菜種油かす	無税
二二・〇六・五〇	やし（コブラ）油かす	無税
二二・〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす	無税
二二・〇六・七〇	その他のもの	無税
二二・〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	無税
二二・〇八	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくす、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税
二二・〇八・一〇	かし又はとちの実	無税
二二・〇八・九〇	その他のもの	無税
二二・〇九・一〇	飼料用に供する種類の調製品	無税
二二・〇九・二〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	無税
二二・〇九・三〇	一 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに七円を加えた額
二二・〇九・四〇	二 その他のもの	無税
二二・〇九・五〇	(一) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税
二二・〇九・六〇	(二) その他のもの	無税
二二・〇九・七〇	A 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）	無税
二二・〇九・八〇	B その他のもの	無税
二二・〇九・九〇	(a) 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以下	無税

	量の二〇％未満であり、かつ粗たんはく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） I 犬、猫その他の愛がん用又は觀賞用の動物用のもの II その他のもの (四) その他のもの	無税 一五％ 一千ログラムにつき六〇円
注	第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品 1 この類には、薬用の紙巻たばこを含まない(第三〇類参照)。 二四・〇一 たばこ(製造たばこを除く。)及びくすたばこ 二四・〇一・一〇 たばこ(骨を除いてないものに限る。) 二四・〇一・二〇 たばこ(全部又は一部の骨を除いたものに限る。) 二四・〇一・三〇 くすたばこ 二四・〇一二 葉巻たばこ、シガレット、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用品から成るものに限る。) 二四・〇一二・一〇 葉巻たばこ、シガレット及びシガリロ(たばこを含有するものに限る。) 二四・〇一二・二〇 紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)	無税 無税 無税 無税 二〇％ 八・五％及び一・〇〇％ 〇本につき二九〇円七〇銭 四％
	二四〇二・九〇 その他のもの 二四・〇三 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキスを及ぶエッセンス 二四〇三・一〇喫煙用たばこ(たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。) 一 パイプたばこ 二 その他のものの その他のもの シートたばこ その他のもの 一 たばこのエキス及びエッセンス 二 その他のもの	三五％ 四％ 無税 無税 無税 四％

別表第二九〇五・四二号を次のように改める。

二九〇五・四三 マンニトール

別表第三〇一・二四号及び第三〇一・一九号を次のように改める。

三〇一・二四 ライムのもの

三〇一・一九 その他のもの

別表第三〇一・二二号から第三〇一・二六号まで、第三〇一・二九号、第三〇一・三〇号及び第三〇一・九〇号を次のように改める。

三〇一・二二 セラニウム

三〇一・二二 ジャスミン

三〇一・二三 ラベンダー又はラベンジン

三〇一・二四 ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの

三〇一・二五 その他のミントのもの

一 ペパーミント油(メンタ・アルヴェニススから採取したものに限る。)

(一) 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの

(二) その他のもの

二 その他のペパーミント油

三 その他のもの

ベチベルのもの

その他のもの

一 ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シター油、シトロ

ネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大う

いきよう油、ブチグレン油、ローズマリー油、ローズ

ウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉

油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、

牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油

二 芳油

三 その他のもの

レシノイド

その他のもの

別表第三〇一・九〇号を次のように改める。

三〇一・九〇 その他のもの

別表第三〇一・二〇号及び第三〇一・一九号を次のように改める。

三〇一・二〇 卵白

三〇一・一九 その他のもの

別表第三五・〇三項から第三五・〇五項までを次のように改める。

三五・〇三

ゼラチン(長方形(正方形を含む。))のシート状のものを含むも

四・六%

三・二%

三・二%

無税

三・二%

三・二%

三・二%

無税

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三・二%

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

三五・〇四

のとし、表面加工をしてあるかないかは着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ(第三五・〇一の項のカゼイングルーを除く。)

一 ゼラチン(写真用のものに限る。))及びゼラチン誘導体

二 魚膠及びアイシンググラス

三 その他のもの

ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除く。))並びに皮粉(クロム

みよばんを加えたものを含む。)

一 ペプトン、その誘導体及び皮粉

二 その他のもの

デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化済でん粉及びエ

ステル化でん粉)及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん

粉をもととした膠着剤

デキストリンその他の変性でん粉

一 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体

二 その他のもの

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

二五・〇五

三・九%

三%

二五%

四%

六・八%

八%

二五%(そ

の率が一キ

ログラムに

つき三〇円

の従量税率

より低いと

きは、当該

従量税率)

二五%(そ

の率が一キ

ログラムに

つき三〇円

の従量税率

より低いと

きは、当該

従量税率)

二五%(そ

の率が一キ

ログラムに

つき三〇円

の従量税率

より低いと

きは、当該

従量税率)

二五%(そ

の率が一キ

ログラムに

つき三〇円

の従量税率

より低いと

きは、当該

従量税率)

は第八條第九項第二号若しくは第十八項に改める。

第七十九條第一項第四号中「消滅」を「失効」に改める。

第五條第一項第六号中「關稅定率法第九條第一項（不當廉売關稅）の貨物の不當廉売者」を「不當廉売（關稅定率法第八條第一項に規定する不當廉売をいう。）された貨物（同條第三十六項の規定により不當廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行った者」に改める。

第九條第一項中「五十万円」を「五百万円」に改める。

第十條第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改め、同條第四項中「（當該犯罪に係る貨物が關稅定率法第七一〇・二・三九号、第七一〇・三・九一号、第七一〇・三・九九号、第七一〇・四・二〇号又は第七一〇・四・九〇号に掲げる貴石（機械用又は工業用に供するために形作つたものを除く。）である場合においては、その貨物について同法第四條から第四條の八まで（課稅價格の計算方法）の規定により計算した價格とする。以下この項及び第六十二條第二項（密輸貨物の運搬等をする罪）において同じ。）」を削り、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第十一條第一項中「積みもどし」を「積戻し」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第十二條第一項中「免かれる」を「免れる」に、「あつせん」を「あつせん」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同條第二項中「免かれる」を「免れる」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同條第三項中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第十三條第二中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第十三條中「代つて」を「代わつて」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第十四條第二中「積みもどし」を「積戻し」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第十五條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第十八條第三項第一号中「イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。」

（關稅暫定措置法の一部改正）

第四條 關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六號）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

2 別表第一の二に掲げる物品で平成十四年十二月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める稅率とする。

第八條第一項中「（別表第一（A）に掲げる製品にあつては、同表）」を削り、同條第二号中「第八十類から第九十二類まで」を「第八十五類、第八十七類、第九十類及び第九十一類」に改める。

第八條第二項第二号中「又は（B）」を「又は第一の二」に改める。

第八條第六項第一号中「第六條、第七條、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項若しくは第二項又は第九條第二項若しくは第三項」を「第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項若しくは第三項、第八條第一項若しくは第二項又は第九條第一項、第四項若しくは第八項」に改め、同條第二項中「第九條の第二項」を「第九條第一項」に、「次の措置をとる」を「貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとる」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同條第三項中「第九條の第二項」を「第九條第一項」に、「輸入が増加し」を「輸入の増加（本邦の国内總生産量に対する比率の増加を含む。）の事實（以下この条において「特定貨物の輸入増加の事實」という。）」に、「見込みがあり」を「見込み」に、「次の措置をとる」を「貨物及び期間（第八項

の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとる」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同條第四項中「第九條の三」を「第九條の二」に改め、「別表第一（A）」の下に「又は第一の二」を加える。

第八條の七中「又は（B）」を削り、「これらの表」を「同表」に改める。

第十二條第一項中「五十万円」を「五百万円」に改め、同條第二項中「五十万円をこえる」を「五百万円をこえる」に、「五十万円をこえる」を「五百万円をこえる」に改める。

第十三條第二中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第十三條中「五万円」を「五十万円」に改める。

別表第一中「第八條」を削る。

別表第一（A）第〇二〇八・二〇号を削る。

別表第一（A）第〇二〇八・九〇号を次のように改める。

〇二〇八・九〇 その他のもの

別表第一（A）第〇三・〇二項から第〇三・〇七項までを削る。

別表第一（A）第〇五二・九一号を削る。

別表第一（A）第〇五・〇四項、第〇六・〇五項、第〇五・〇三項、第〇五・二〇項、第〇七・〇四項、第〇七・〇五項、第〇七・〇七項及び第〇七・〇八項を削る。

（揮発油）
A 低重合度の混合アルキレンのうち
トリプロピレン
B 政令で定める分留性狀の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）
無税
を

別表第一（A）第〇七二〇・〇〇号中

（揮発油）
四・八％を削る。

別表第一（A）第〇七・二二項、第〇七・二三項、第〇七・二五項、第〇八・〇一項、第〇八・〇二項、第〇八・〇四項から第〇八・〇六項まで、第〇八・一一項、第〇八・一三項及び第〇八・一四項を削る。

別表第一（A）第〇八・二五項を次のように改める。

二八・三五

二八・三五・八〇

その他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物

アンチモンの酸化物のうち

三酸化アンチモン（課稅價格が一キログラムにつき一九九円未満のものに限る。）

八・五％

別表第一（A）第〇八・二六・九〇号を削る。

別表第一（A）第〇八・三〇項、第〇八・三三項、第〇八・三六項、第〇八・四〇項、第〇八・四五項

及び第二九・〇一項から第二九・〇四項までを削る。

別表第一(A) 第二九・〇五項を次のように改める。

二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体 その他の多価アルコール
二九・〇五・四三	マンニトール
四・六%	

別表第一(A) 第二九・〇六項から第二九・一〇項まで、第二九・一二項、第二九・一四項から第二九・一七項まで、第二九・二二項、第二九・二三項、第二九・二四項から第二九・二六項まで、第二九・二九項から第二九・三四項まで、第二九・三八項、第二九・四二項、第三〇・〇一項から第三〇・〇六項まで、第三二・〇三項、第三二・〇四項、第三二・〇六項から第三二・〇八項まで、第三三・〇一項、第三三・〇三項、第三三・〇五項から第三三・〇七項まで、第三四・〇一項から第三四・〇五項まで、第三七・〇一項から第三七・〇六項まで、第三八・〇一項、第三八・〇二項及び第三八・〇四項から第三八・〇六項までを削る。

別表第一(A) 第三八・〇九項中

三八〇九・九一
繊維工業その他これに類する工業において

使用する種類のもの

四・二%

別表第一(A) 第三八・一一項、第三八・一二項、第三八・一五項、第三八・一八項から第三八・二〇項まで及び第三八・二二項を削る。

別表第一(A) 第三八・二三・三〇号、第三八・三三・四〇号、第三八・三三・五〇号及び第三八・三三・九〇号を削る。

別表第一(A) 第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・一五項から第三九・二二項まで、第三九・二三項から第三九・二六項まで、第四〇・〇五項、第四〇・〇八項から第四〇・一七項まで、第四一・〇四項から第四一・〇七項まで、第四一・〇九項、第四二・〇一項から第四二・〇三項まで、第四二・〇五項、第四三・〇二項、第四三・〇三項、第四四・〇三項、第四四・〇五項、第四四・〇七項から第四四・一二項まで、第四四・一四項、第四四・一五項、第四四・一八項から第四四・二二項まで、第四五・〇二項から第四五・〇四項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで、第四八・〇一項、第四八・〇二項、第四八・〇四項、第四八・〇五項、第四八・〇八項から第四八・一二項まで、第四八・一四項、第四八・一八項、第四九・〇八項から第四九・一二項まで、第五〇・〇四項、第五〇・〇七項、第五一・〇九項、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五四・〇二項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇三項、第五五・一三項から第五五・一六項まで、第五六・〇一項、第五六・〇三項、第五六・〇四項、第五六・〇七項、第五六・〇八項、第五七・〇二項、第五七・〇三項、第五八・〇一項、第五八・〇三項、第五八・〇七項、第五八・一一項、第五九・〇五項、第五九・一二項、第六〇・〇一項、第六〇・〇二項、第六一・〇一項から第六一・一五項まで、第六一・一七項、第六三・〇二項から第六三・〇五項まで、第六四・〇一項から第六四・〇六項まで、第六七・〇三項、第六七・〇四項、第六八・〇一項から第六八・〇三項まで、第六八・〇六項から第六八・一一項まで、第六八・一三項から第六八・一五項まで、第六九・〇一項、第六

九・〇四項、第六九・〇六項、第六九・〇九項、第六九・一一項、第六九・一四項、第七〇・〇一項から第七〇・〇四項まで、第七〇・〇六項から第七〇・一二項まで、第七〇・一四項から第七〇・二〇項まで、第七一・〇二項から第七一・〇四項まで、第七一・〇六項、第七一・〇七項、第七一・〇九項から第七一・一一項まで、第七一・一四項から第七一・一七項まで、第七二・〇一項から第七二・〇三項まで、第七二・〇五項から第七二・〇七項まで、第七三・〇四項、第七三・〇七項、第七三・〇八項、第七三・一五項及び第七三・一九項から第七三・二六項までを削る。

別表第一(A) 第七四・〇二項及び第七四・〇三項を次のように改める。

七四・〇一	粗銅及び電解精製用陽極銅のうち 課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と 四九〇円との 差額 無税
七四・〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅のうち 課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	一キログラムにつき、 課税価格と 四九〇円との 差額 無税
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊 精製銅 陰極銅及びその切断片のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と 五〇〇円との 差額 無税
七四・〇三・一一	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ワイヤバーのうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と 五〇〇円との 差額 無税
七四・〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ビレットのうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と 五〇〇円との 差額 無税

七四〇・三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他のものうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のも	五〇〇円との差額 無税
七四〇・三・二二	銅合金 銅・すず合金（青銅）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のも	一キログラムにつき、 課税価格と五〇〇円との差額 無税
七四〇・三・二三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のも	一キログラムにつき、 課税価格と五〇〇円との差額 無税
七四〇・三・二九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のも	一キログラムにつき、 課税価格と五〇〇円との差額 無税

七八〇・一・九一	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 一 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と一七〇円との差額 無税
七八〇・一・九二	課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの その他のもの 二 その他のもの （一）電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と一七〇円との差額 無税
七八〇・一・九三	その他のもの （二）その他のもの 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	一キログラムにつき、 課税価格と一七〇円との差額 無税

別表第一（A）第七四・〇四項、第七四・一二項、第七四・一四項から第七四・一九項まで、第七五・

〇一項から第七五・〇三項まで、第七五・〇七項、第七六・〇一項、第七六・〇二項、第七六・〇六項、第七六・一一項及び第七六・一二項を削る。
別表第一（A）第七八・〇一項及び第七九・〇一項を次のように改める。

七八・〇一
七八・〇二

鉛の塊
精製鉛のうち
課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超え一八〇円以下のも

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

一六〇五・二〇	一 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。） 二 その他のもの	七・二%
一六〇五・三〇	シュリンプ及びブローン 一 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥し たもの 二 その他のもの ロブスター	三・二% 五・三%
一六〇五・四〇	一 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥し たもの 二 その他のもの その他の甲殻類 一 えび	三・二% 五%
一六〇五・九〇	一 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾 燥したもの 二 その他のもの その他のもの 一 くん製したもののうち いか、帆立貝及び貝柱以外のもの 二 その他のもの 一 いか及びくらげのうち いか（気密容器入りのものに限る。） くらげ 二 なまこ及びうに 三 その他のもの	三・二% 五% 七・二% 六・四% 九% 八% 八% 七・二%
別表第三第四二〇四・一〇号中「のうち」を削り、	クロムなめしのもの以外のもの	
別表第三第四二〇四・二三号及び第四二〇四・二九号中「のうち」を削り、	クロムなめしのもの以外のもの	
別表第三第四二〇二・一二号中	二 その他のもののうち 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のものを削り、	
別表第三第四二〇二・一二号中	二 その他のもののうち 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のものを削り、	

[illegible]

り、
「ろうつ染めしたものの以外」を

に改

繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミ、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)のうち
ろうつ染めしたものの以外
ろうつ染めしたもののうち
その他のもののうち
ろうつ染めしたものの以外
のものを

める。

別表第四第五八・〇一項中「のうち」を削り、

プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、被覆し又は積層したものの以外

せ、塗布
「を」 二 その他のもの

「に改める。

別表第四第五八・〇三・九〇号を次のように改める。

五八〇三・九〇
その他の紡織用繊維製のもの

別表第四第五八・〇一・〇〇号を次のように改める。

五八〇一・〇〇
縫製その他の方法により紡織用繊維の二以上の層と詰物料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品(第五八・一〇項のししゅう布を除く。)

二 その他のもの
〔綿製のもの

(関税暫定措置法の一部改正)

第五条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「別表第一(A)又は(B)」を「別表第一」に、「平成七年三月三十一日まで(別表第一(A))」を「平成八年三月三十一日まで(同表)」に、「それぞれこれらの表」を「同表」に改め、同条に次の二項を加える。

3 別表第一の三に掲げる物品で平成十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

4 別表第一の四に掲げる物品で平成十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

第三条 次を次のように改める。

第三条 削除

第七条の二 第二項中「次の各号に掲げる製造用原料品」を「農薬用プラスチック・エスの製造、イタコン酸の製造、ポリオキシアルキレンサッカロースの製造、デキストランの製造、有機界面活性剤のう

ちしよ糖脂肪酸エステルの製造又はベクターラクタム系抗生物質の中間物(セフェム環、ペナム環又はオキサセフェム環を有するものに限る。)の製造に使用するための関税率別表第一七〇・一一号の又は第一七〇・一二号のに掲げる甘しや糖又はてん菜糖(第三項において「甘しや糖等」という。))に、「当該各号に掲げる製造」を「当該製造」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「製造用原料品」を「甘しや糖等」に改める。

第七条の三を次のように改める。

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十二年度までの各年度において、別表第一の五に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ大蔵大臣が告示する数量(以下この条及び別表第一の五において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率別表第二(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び条約に規定する税率のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便宜関税)の規定による便宜を受けたい国(その一部である地域を含む。)の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の五に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の五に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
一 第八条の六第三項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの
二 関税率別表第四〇二・一〇号の一及び二の(一)、第四〇二・二二号の一及び二の(一)、第四〇二・二九号並びに第四〇二・九九号の一の(一)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第四〇五・〇〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂のうち、畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 関税率別表第一二〇一・一〇号及び第一二〇一・九〇号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一二〇三・〇〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一二〇八・九〇号の二の(一)に掲げるライ小麦、同表第一二〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一二〇一・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一二〇三・二二号、第一二〇三・二九号の一及び二、第一二〇三・二二号並びに第一二〇三・二九号の三及び四に掲げるひき割り穀物等、同表第一二〇四・一一号、第一二〇四・一九号の一、第二二〇四・二二号及び第二二〇四・二九号の一に掲げる加工穀物、同表第一二〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の(一)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食品品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)及び(二)並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品品並びに同表第二二〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第 号)第六十七條の規定により輸入するもの及び同法第七十

条第一項ただし書に規定する政令で定める基準等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 関税定率法別表第五〇・二・〇〇号の二に掲げる生糸のうち、蚕糸砂類価格安定事業団が繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三十号）第十二条の六に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第十二条の十五に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの

五 関税定率法第九條第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）第十九条一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aのセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の五に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の五に掲げる物品の輸入数量を各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間、以下この条において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間、以下この条において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間、以下この条において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量から当該控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）とする。

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量から当該控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれ

ない数量を控除して得た数量）

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量から当該控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）を前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の五の各項のうち前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

5 第一項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第三十一条第一号（統計の作成）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

7 大蔵大臣は、別表第一の五に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を翌月末日まで、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日まで、それぞれ官報で告示するものとする。

第七條の三の次に次の三條を加える。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七條の四 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十二年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として大蔵大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の六において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三條（課税標準及び税率）の規定又は第二條の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合 $\text{課税価格} \times 0.35 - \text{発動基準価格} \times 0.35 - \text{課税標準} \times 0.35$

二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合 $\text{課税価格} \times 0.35 - \text{発動基準価格} \times 0.35 - \text{課税標準} \times 0.35 - \text{課税標準} \times 0.05$

三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合 $\text{課税価格} \times 0.35 - \text{発動基準価格} \times 0.35 - \text{課税標準} \times 0.35 - \text{課税標準} \times 0.05 - \text{課税標準} \times 0.15$

四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合 $\text{課税価格} \times 0.35 - \text{発動基準価格} \times 0.35 - \text{課税標準} \times 0.35 - \text{課税標準} \times 0.05 - \text{課税標準} \times 0.15 - \text{課税標準} \times 0.25$

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用しない。

3 別表第一の六に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百七を乗じて得た数量としてあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

大蔵大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号又は第二号に規定するあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七條の六　平成七年度から平成十二年度までの各年度において、関税定率法別表第〇二〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の七において「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇二〇三・一二一号の二、第〇二〇三・一二二号の二、第二〇三・一九号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一二号の二、第二〇三・一二号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の二及び第〇二〇六・四九号の二の二に掲げる豚のくず肉、同表第〇二〇一・一〇号、第〇二〇一・二〇号、第〇二〇一・一九号及び第〇二〇一・九〇号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第六〇二・四一号の二、第六〇二・四二号の一及び第六〇二・四九二・四九四号の二の二に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の七において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、別表第一の第三〇一〇三・九二一の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは、「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中の「同表第二項第一号」とあるのは、「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌月の初日、第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2 平成七年度から平成十二年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ大蔵大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の七に定める税率とする。

3. 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間（以下この条において「重複期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の七第〇一〇三・九号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第〇一〇三・一号の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇一〇三・二号の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二一〇・一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替へて適用する同表に定める税率とする。

4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 輸入に係る生きている豚及び豚肉等が第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日（第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。）前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合

二 生きている豚及び豚肉等について関税定率法第九條第一項第一号（緊急関税等）の規定による措置
その他の一般協定第十九条（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

5 第七條の三第四項の規定は、第二項に規定する輸入基準数量を算出する場合について準用する。

6 第七條の三第六項の規定は、第一項若しくは第二項に規定する輸入数量又は前項において準用する場合に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

7 大蔵大臣は、平成七年度から平成十二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの

豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。			
第八條第一項中「(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四條から第四條の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)」を削る。			
第八條の二第一項中「別表第一(A)」を「別表第二」に改める。			
第八條の三第一項及び第八條の四第二項中「第八條の六第三項」を「第八條の六第二項」に改める。			
第八條の六第二項中「関税暫定措置法第二條」の下に「第七條の三第一項、第七條の四第一項、第七條の六第二項若しくは第三項」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「別表第一(A)」を「別表第二」に改め、同項を同条第三項とする。			
第八條の七中「別表第一(A)」を「別表第二」に改める。			
第九條から第十一條までの規定中「第三條から第五條まで」を「第四條、第五條」に改める。			
別表第一を次のように改める。			
別表第一 暫定関税率表(第二條、第七條の三、第七條の四、第八條の二、第八條の六、第八條の七關係)			
関税定率法別表の番号	品名	税率	
〇一・〇二	牛(生きているものに限る。)		
〇二・〇二・九〇	その他のもの		
	一 一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもののうち		
	肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		
〇四・〇二	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	無税	
〇四・〇二・一〇	脂肪分が全重量の二%以下のもの		
	一 減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち		
	この号の一、第〇四・〇二・一〇号の一並びに第〇四・〇二・一〇号の二の(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四・〇三・一〇号の一並びに第〇四・〇三・九〇号の二の(一)及び(二)に掲げるバター、ミルク等、第〇四・〇四・九〇号の一の(一)及び(二)、(三)及び(四)並びに(五)の(一)及び(二)に掲げるミルクの天然		

〇四・〇二・二〇	の組成成分から成る物品 第一九〇・一・一〇号の(一)及び(二)、第一九〇・一・二〇号の(一)のA及びB並びに第一九〇・一・九〇号の(一)のA及びBに掲げる調製食品品 第二二〇・一・一〇号の(一)のA及びB並びに第二二〇・一・二〇号の(一)のA及びBに掲げるコーヒー等をもとにした調製品並びに第二二〇・一・一〇号の一並びに第二二〇・九〇号の(一)及び(二)に掲げる調製食品品について、二二四、六四〇トン(全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)	一五%
〇四・〇二・三〇	量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、第一九〇・一〇項、第二二〇・一〇項及び第二二〇・六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。)以内のもの	一五%
	脂肪分が全重量の二%を超え六%以下のもの	
	一 減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
	脂肪分が全重量の六%を超えるもの	
	一 減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の二%以上のクリーム(減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	
	(一) 脂肪分が全重量の四五%以下のものうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
	(二) その他のものうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	
	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)	
	一 砂糖を加えたものうち	
	畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三條第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの	
	この号の一並びに二の(一)及び(二)、第〇四・〇二・一〇号の二の(一)及び(二)並びに第〇四・〇二・九〇号の二に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームに	二五%

ついて、七四、九七二トン基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)(以内のもの)	二五%
二 その他のもの (一) 小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)(及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)(のうち この号の二の(一)及び第〇四〇二・二二の二の(一)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、七、二六四トン基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)(以内のもの飼料用のものうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの その他のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	無税
(二) 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。) 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	無税
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。) 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同	二五%

条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの	三〇%
(二) その他のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの	三〇%
二 その他のもの (一) 学校等給食用のもの及び飼料用のものうち 学校等給食用のものうち学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの 飼料用のものうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの その他のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	無税
(二) その他のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
その他のもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
(二) その他のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	三〇%

砂糖を加えたもの その他のもの	減菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの	その他のもの
砂糖を加えたもの その他のもの	(一) 脂肪分が全重量の二・五%以下のもの (1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一二条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの	二五% 二五%
砂糖を加えたもの その他のもの	(2) その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	二五% 二五%
砂糖を加えたもの その他のもの	(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二・六%以下のもの (1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一二条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの	三五% 二五%
砂糖を加えたもの その他のもの	(三) 脂肪分が全重量の二・六%を超えるもの (1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一二条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの	三五% 二五%

○四・○四

○四○四・一〇

砂糖を加えたもの
その他のもの
三五%
二五%

(2) その他のものうち
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
砂糖を加えたもの
その他のもの
三五%
二五%

ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの
（一）脂肪分が全重量の五%以下のもの

(1) 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの
砂糖を加えたもの
その他のもの
二五%

(i) 無機質を濃縮したホエイのうち
この号の一の(一)の(2)の(i)及び(二)の(i)に掲げる無機質を濃縮したホエイについて、一四、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの
砂糖を加えたもの
その他のもの
二五%

(ii) その他のもの
1 砂糖を加えたものうち
配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の一の(一)の(2)の(i)及び(二)並びに(二)の(ii)の1及び2に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮し

たホエイ以外のものについて、四五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの
その他のもの
無税

たホエイ以外のものについて、四五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの
その他のもの
無税

2 その他のものうち
配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、この号の一の(一)の(2)の(ii)の2及び(二)の(ii)の2並びに第○四○四・九〇号の一の(一)の(2)、(二)及び(三)の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、二五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号及び第○四○四・九〇号において「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの
一〇%

(1) 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの
砂糖を加えたもの
その他のもの
二五%

(i) 無機質を濃縮したホエイのうち
無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの
砂糖を加えたもの
その他のもの
二五%

(ii) その他のもの
1 砂糖を加えたものうち
配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通

の限度数量以内のもの
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、この号の一の(一)の(2)の(ii)の2及び(二)の(ii)の2並びに第○四○四・九〇号の一の(一)の(2)、(二)及び(三)の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、二五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号及び第○四○四・九〇号において「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの
一〇%

無税	2	その他のもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	○四〇四・九〇
一〇%	その他のもの 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの (一) 脂肪分が全重量の一・五％以下のもの (2) 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (二) 脂肪分が全重量の一・五％を超え三〇％以下のもの (1) 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (2) その他のもののうち 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (三) 脂肪分が全重量の三〇％を超えるもの (1) 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (2) その他のもののうち 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	その他のもの 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの (一) 脂肪分が全重量の一・五％以下のもの (2) 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (二) 脂肪分が全重量の一・五％を超え三〇％以下のもの (1) 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (2) その他のもののうち 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (三) 脂肪分が全重量の三〇％を超えるもの (1) 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (2) その他のもののうち 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	○四〇四・九〇
無税		ミルクから得たバターその他の油脂 一 脂肪分が全重量の八五％以下のもののうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	○四・〇五 ○四〇五・〇〇

第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの この号の一及び二に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、五八トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの 二 その他のものうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの 共通の限度数量以内のもの チーズ及びカード フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限り。）及びカードのうち プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第○四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ並びに第○四〇六・九〇号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの ブルーベインドチーズのうち プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの その他のチーズのうち プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ及びシャロット 一 たまねぎのうち 課税価格が一キログラムにつき六七円を超え七三円七〇銭以下のもの	○四・〇六 ○四〇六・二〇	○四〇六・四〇 ○四〇六・九〇	○七・〇三	○七〇三・一〇	課税価格が一キログラムにつき六七円を超え七三円七〇銭以下のもの
三五%	三五%	三五%	無税	無税	無税

一キログラム

〇七・二三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。） えんどう（ビスマ・サティヴム）	無税	〇七・二三・九〇	その他のもの 二 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	無税
〇七・三・一〇	二 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	無税	〇七・三・九〇	その他のもの 二 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	無税
〇七・三・三二	この号の二の〔二〕に掲げるえんどう、第〇七・三・三二の〔二〕に掲げる小豆、第〇七・三・三三の〔二〕に掲げるいんげん豆、第〇七・三・三九の〔二〕に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第〇七・三・五〇の〔二〕に掲げるそら豆及び第〇七・三・九〇の〔二〕に掲げるその他の乾燥した豆について、二〇、〇〇〇トンを超えて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一〇％	一〇・〇三 一〇・〇三・〇〇	大麦及び裸麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成二三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの メスリン その他のもの	二〇％ 無税
〇七・三・三三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）のうち 共通の限度数量以内のもの いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）	一〇％	一〇・〇四 一〇・〇四・〇〇	オート 二 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	無税
〇七・三・三九	その他のもの 二 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	一〇％	一〇・〇五 一〇・〇五・九〇	とうもろこし その他のもの 二 その他のもの 関税定率法第二三条第一項の規定の適用を受けないもの 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
〇七・三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エキイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） 二 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	一〇％			

一〇・六	米	の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
一〇・六・一〇	もみ	コINSTARCHの製造に使用するもの	無税
一〇・六・二〇	玄米	飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの	無税
一〇・六・三〇	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	コINFLEEK、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	無税
一〇・六・四〇	碎米	その他のもの	一〇%
一〇・八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		無税
一〇・八・九〇	その他の穀物		無税
二一・〇一	二 小麦のうち		
二一・〇一・〇〇	（一）ライ小麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	無税
二一・〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	無税
二一・〇一・〇〇	その他のもの		二五%
二一・〇一・九〇	一 大麦粉及び裸麦粉のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
二一・〇一・九〇	二 ライ小麦粉のうち		二五%

一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
一一・〇三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール		
一一・〇三・二九	小麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
一一・〇三・二九	一 大麦又は裸麦のもの	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
一一・〇三・二九	二 ライ小麦のもの	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
一一・〇三・二九	三 大麦又は裸麦のもの	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%

第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの 四 ライ小麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%	一一〇・四・二二	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) 大麦又は裸麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもの (1) 小麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの (2) ライ小麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%	一一〇・四 その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。) ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 大麦又は裸麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもの (1) 小麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%	一一〇・四・二九	麦芽(いつてあるかないかを問わない。) いつてないもの この号のいつてない麦芽及び第一一〇七・二〇号のいつた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。) 以下のもの 共通の限度数量以内のもの でん粉及びイヌリン でん粉 小麦でん粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める	二五%	一一〇・四・一九	二〇%	一一〇・七・二〇	無税	二〇%	一一〇・四・二一	二五%	一一〇・八・二一	無税	無税
---	------------	-----------------	--	------------	---	------------	-----------------	--	------------	-----------------	------------	-----------------	-----------	------------	-----------------	------------	-----------------	-----------	-----------

一七・〇三 一七〇三・一〇	条件を勘案して政令で定める数量(第一七・〇三項において「共通の限度数量」という。)以内のもの 糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限り。) 甘じや糖みつ 二 その他のもののうち 関税定率法第二二条第一項の規定の適用を受けないもの アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内のもの その他のもの 二 その他のもののうち 関税定率法第二二条第一項の規定の適用を受けないもの アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内のもの その他のもの	無税
一七〇三・九〇	その他のもの	無税
一八・〇六 一八〇六・二〇	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が一キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り。) 二 その他のもののうち チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの 麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇%未満のものに限り。他、他の項に該当するものを除く。) 及び第〇四・〇一から第〇四・〇四までの物品の調製食料品(ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇%未満のものに限り。他、他の項に該当するものを除く。) 育児食用の調製品(小売用にしたものに限り。) 一 第〇四・〇一から第〇四・〇四までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。) (一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (二) その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	無税
一九〇二・一〇	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%

一九〇二・二〇	第一九・〇五項のベーカー製食品製造用の混合物及び練り生地 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り。他、他の項に該当するものを除く。) 又は食餌療法用のものを除く。) 又は第〇四・〇一から第〇四・〇四までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。) (一) 第〇四・〇一から第〇四・〇四までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。) 状態において全重量の三〇%以上のものに限り。) A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち B その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 二 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。) A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。) B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。) (a) 砂糖を加えたもの (b) その他のもの C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。) 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二四% 二六% 二五%
---------	---	-------------------

一九〇一・九〇	產品(裸麦產品を含む。)及びでん粉のうち、大麥產品(裸麦產品を含む。)が最大の重量を占めるものうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
	D 米產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)、大麥產品(裸麦產品を含む。)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	(a) 小麦でん粉を含むものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
	(b) その他のものうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの	その他のもの	二五%
	(c) 米粟生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。) A 砂糖を加えたもの	その他のもの	一六%
	その他のもの	一八%	

D 米產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)、大麥產品(裸麦產品を含む。)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	二五%
C 米產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)、大麥產品(裸麦產品を含む。)及びでん粉のうち、大麥產品(裸麦產品を含む。)が最大の重量を占めるものうち	二五%
B 米產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)、大麥產品(裸麦產品を含む。)及びでん粉のうち、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)が最大の重量を占めるものうち	二四%
(a) 砂糖を加えたもの	一六%
(b) その他のもの	二四%
(c) 米、小麦、ライ小麦、大麥若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食糧品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。) A 米產品、小麦產品(ライ小麦產品を含む。)、大麥產品(裸麦產品を含む。)及びでん粉のうち、米產品が最大の重量を占めるもの	二二%
B その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二二%
A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの(ホイップドクリームを除く。) その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二二%

粉が最大の重量を占めるもの 小麦でん粉を含有するもののうち	一九・二%	一九〇四・九〇	により農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	一九・二%
(a) 小麦が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%	一九〇四・九〇	その他のもの 二 小麦又はライ小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
(b) その他のもの でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	二五% 一六%	二〇・二一	三 大麦又は裸麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
(三) もち、だんごその他これらに類する米產品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。） A 砂糖を加えたもの (1) しよ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの (2) その他のもの B その他のもの	二四% 二八% 一六%	二〇・二一 二〇〇二・九〇	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） その他のもの 二 その他のもの (一) トマトピューレー及びトマトペーストのうち トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	二五%
穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）及び粒状の穀物（とうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの 穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品 (一) 米のもの (二) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの	一九・二%	二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） バイナップル 一 砂糖を加えたもの (一) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち この号の一の(一)及び二の(一)に掲げるバイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの（国内産の生鮮のバイナップル	無税
一九〇四・二〇	一九・二%	二〇・〇八	内で生産されるもの（国内産の生鮮のバイナップル	無税

を原料とするものに限り。）の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの 二 その他のもの (一) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はバルブ状にしたものを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 二 コーヒーをもととした調製品 (二) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの B その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品 二 茶又はマテをもととした調製品 (三) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの B その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 調製食料品（他の項に該当するものを除く。） たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質 一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんばく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんばく質の重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇グラム未満のもの）	無税
二二・〇一 二二・〇一・一〇	無税
二二・〇一・二〇	二五％
二二・〇六 二二・〇六・一〇	二五％

除く。)	のうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 植物性たんばくの調製食品 その他のもの	二・五% 二五%
二〇六・九〇	その他のもの 一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製食品 (一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの その他のもの	二二% 二二%
二〇六・九〇	(二) その他のものうち 調製食用脂(第四・五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)のうち 一八・九七七トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの ニュー・ジランドを原産地とするもの その他のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの その他のもの	二五% 二五% 二二% 二二%
二〇六・九〇	二 その他のもの (一) 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食品 A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの (a) 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの (おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。)	二二% 二二% 二二%
二〇六・九〇	B その他のもの (a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三	二八%

〇%を超えるもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの (b) 大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%	二二〇・八・九〇 その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (二) その他のもの A エチルアルコールのうち アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)(で、共通の限度数量以内のもの B その他のもの アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)(で、共通の限度数量以内のもの 紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。) 紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。) 石油及び蒸留油(原油に限る。) (1) 平成九年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成九年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 二二五円
二二・〇七 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)(及び変性アルコール(アルコール分のいかに問わない。)) エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。) 二 その他のもの アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)(のうち、この号の二に掲げるエチルアルコール、第二二〇・八・四〇号に掲げるラム及びタフィア並びに第二二〇・八・九〇号の(二)に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量(第二二・〇八項において「共通の限度数量」という。)(以内のもの	二五%	二二・〇七 石油及び蒸留油(原油を除く。)(並びにこれらの調製品(石油又は蒸留油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は蒸留油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 一 石油及び蒸留油(石油及び蒸留油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)(揮発油 C その他のもの (a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。) (1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの 一キロリットルにつき 二二五円
二二・〇八 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。)(及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの ラム及びタフィアのうち アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)(で、共通の限度数量以内のもの	無税	二二・〇八 石油及び蒸留油(原油を除く。)(並びにこれらの調製品(石油又は蒸留油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は蒸留油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 一 石油及び蒸留油(石油及び蒸留油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)(揮発油 C その他のもの (a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。) (1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの 一キロリットルにつき 二二五円
二二・〇八・四〇 ラム及びタフィアのうち アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)(で、共通の限度数量以内のもの	無税	二二・〇八・四〇 石油及び蒸留油(原油を除く。)(並びにこれらの調製品(石油又は蒸留油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は蒸留油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 一 石油及び蒸留油(石油及び蒸留油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)(揮発油 C その他のもの (a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。) (1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの 一キロリットルにつき 二二五円

(2) その他のもの	(b) その他のもの	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの及びガス事業法(昭和十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき 二、四〇〇 円
	(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)	(3) その他のもの	一キロリットルにつき 二五円 トルにつぎ 七六〇円 一キロリットルにつき 一、四三〇 円
(二) 灯油	B その他のもの	(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	無税
	(2) その他のもの	(四) 重油及び粗油	一キロリットルにつき 五八〇円 一キロリットルにつき 一、二九〇 円
(三) 軽油	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	(1) 製油の原料として使用するもの(関税法第五六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業によるこれらの物品を原料とする製油により得た製品で、同法第六〇条第一項(原料課税)(同法第六二条の五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。)	一キロリットルにつき

(2) その他のもの	(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時ににおいてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)(のうち、農林漁業の用に供するもの	無税
	(ii) その他のもの	一キロリットルにつき 二、七七〇 円
2 その他のもの	1 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	一キロリットルにつき 三、七五〇 円
	(1) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一キロリットルにつき 三、一五円
(2) その他のもの	(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	一キロリットルにつき 二、五四〇 円
	(ii) その他のもの	一キロリットルにつき 三、七五〇 円
(iii) その他のもの	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物アンチモンの酸化物のうち	八・五%
	三酸化アンチモン(課税価格が一キログラムにつき一九九円未満のものに限る。)	八・五%
ふつ素塩	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他の	八・五%
	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩のうち	八・五%

五〇・〇一 五〇〇・一・〇〇	フルオロけい酸ナトリウム（人造クリオライトの製造に使用するものに限る。） （線系に適するものに限る。）のうち 一、九九五トン未満とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
五〇・〇一 五〇〇・一・〇〇	生糸（よつてないものに限る。） 二 その他のもののうち 蚕糸砂糖類価格安定事業団が兩系価格安定法第二一条の六に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第二一条の一五に規定する農林水産大臣の認定を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入するもの	一キログラムにつき一四〇円 七・五%
七四・〇一 七四〇・二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅のうち 課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額 無税
七四・〇一 七四〇・二・〇〇	課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの 精製銅又は銅合金の塊 精製銅 陰極銅及びその切断片のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税
七四・〇一 七四〇・二・〇〇	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ワイヤバーのうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税
七四〇・三・二三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税
七四〇・三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税
七四〇・三・二三	銅合金 銅・すず合金（青銅）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税
七四〇・三・二三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税

七四〇・三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と五〇〇円との差額 無税
七八・〇一 七八〇・一・一〇	鉛の塊 精製鉛のうち 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と一八〇円との差額 無税
七八〇・二・九二	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 一 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と一七〇円との差額 無税
七八〇・一・九九	その他のもの 二 その他のもの （一）電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	無税

七九・〇一 七九〇・一・一一	亜鉛の塊 亜鉛（合金を除く。） 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもののうち 課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と二五〇円との差額 無税
七九〇・一・一二	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のものうち 課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と二五〇円との差額 無税
八一・〇四 八一〇・四・一一	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの マグネシウム及びその製品（くずを含む。） マグネシウムの塊 マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のものうち 課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超え六七〇円以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と六七〇円との差額 無税

八一〇四・一九	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超える六七〇円以下のもの
無税 の差額 六一〇円 一キログラムにつき、 課税価格と 六七〇円と の差額 無税	

注 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、この条中「平成七年四月一日」とあるのは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日」とする。

[illegible][illegible]

〇〇三・二二		〇〇三・二九	
(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(附表第一の三)の二に定める期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれ同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)から当該区分に属するものの区分に属する期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれこの項の(1)に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)以下のもの		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(附表第一の三)の二に定める期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれ同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)から当該区分に属するものの区分に属する期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれこの項の(1)に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)以下のもの	
四・九%	四・八%	四・九%	四・八%
四・七%	四・七%	四・七%	四・七%
四・五%	四・五%	四・五%	四・五%
四・四%	四・四%	四・四%	四・四%
四・三%	四・三%	四・三%	四・三%

〇〇三・二二		〇〇三・二九	
(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(附表第一の三)の二に定める期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれ同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)から当該区分に属するものの区分に属する期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれこの項の(1)に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)以下のもの		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(附表第一の三)の二に定める期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれ同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)から当該区分に属するものの区分に属する期間内に輸入されるものの区分に属し、それぞれこの項の(1)に定める価格をいう。以下この項及び第三〇・二〇六項において同じ。)以下のもの	
四・九%	四・八%	四・九%	四・八%
四・七%	四・七%	四・七%	四・七%
四・五%	四・五%	四・五%	四・五%
四・四%	四・四%	四・四%	四・四%
四・三%	四・三%	四・三%	四・三%

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible][illegible]

ものうち 別表第一第九〇・九〇号の 一の口のBに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大豆産品（大豆産品を含む）、及びでん粉のうち、大豆産品（大豆産品を含む）が最大の重量を占めるものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のCに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大豆産品（大豆産品を含む）、及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉含有するものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	穀物又は穀物産品を膨張させて又は、いつて得た調製食品（例えば、コーンフレック）及び粒状の穀物（とうもろこしを除く）であらうか加熱による調理その他の調製をしたもの 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食品 二 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	一 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	一 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	一 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	一 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	一 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	一 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	一 米、小麦（ライ小麦を含む）、又は大豆（大豆を含む）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品 □ 小麦（ライ小麦を含む）のものうち 別表第一九〇・九〇号の 一の口のDに掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの
---	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

注 世界貿易機關を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日と定めるのは、「世界貿易機關を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日」とする。

○三〇・七 たれ(分どろし) チクララ属又はメル ルウス属のもの) の身 軟体動物 (生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵 し、冷凍し、乾燥し、塩漬し又は塩水漬けしたもの に限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わな い。)、水棲無脊椎動物 (生きてゐるもの、生鮮の もの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩漬し又は塩水 漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物 を除く。) 並びに水棲無脊椎動物 (甲殻類を除 く。) の肉、ミール及びペレット (食用に適するも のに限る。) いかに(セビア・オフイネナリス、ロシア・マクロ ソマ及びセビラ属、オムラストリフェス属、ロ リゴ属、ノットダルス属又はセビオアイウチス属 のもの) その他のも 一 冷凍したもののうち も(ごう)い以外のも	五・六% 五・三% 四・九% 四・六% 四・二% 三・八% 三・五%
---	---

[illegible][illegible]

[illegible]

一	関税率表第○四〇・二・二号の二の(一)に掲げる物品のうち 学校等給食用のもの
二	関税率表第○四〇・二・二号の二の(一)に掲げる物品のうち 飼料用のもの
三	関税率表第○四〇・二・二号の二の(二)に掲げる物品
四	関税率表第○四〇・二・二九号の二の(一)に掲げる物品
五	関税率表第○四〇・二・二九号の二の(二)に掲げる物品
六	関税率表第○四〇・二・二九号の二に掲げる物品
七	関税率表第○四〇・二・九一号の二の(一)に掲げる物品
八	関税率表第○四〇・二・九一号の二に掲げる物品
九	関税率表第○四〇・二・九九号の二の(一)に掲げる物品
一〇	関税率表第○四〇・二・九九号の二に掲げる物品
一一	関税率表第○四〇・三・一〇号の二に掲げる物品
一二	関税率表第○四〇・三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
一三	関税率表第○四〇・三・九〇号の二の(二)に掲げる物品
一四	関税率表第○四〇・三・九〇号の二の(三)に掲げる物品
一五	関税率表第○四〇・四・一〇号の二の(一)に掲げる物品
一六	関税率表第○四〇・四・一〇号の二の(二)に掲げる物品
一七	関税率表第○四〇・四・一〇号の二の(三)に掲げる物品
一八	関税率表第○四〇・四・九〇号の二の(一)に掲げる物品
一九	関税率表第○四〇・四・九〇号の二の(二)に掲げる物品
二〇	関税率表第○四〇・四・九〇号の二の(三)に掲げる物品
二一	関税率表第○四〇・五・一〇号の二に掲げる物品
二二	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(一)に掲げる物品
二三	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(二)に掲げる物品
二四	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(三)に掲げる物品
二五	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(四)に掲げる物品
二六	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(五)に掲げる物品
二七	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(六)に掲げる物品
二八	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(七)に掲げる物品
二九	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(八)に掲げる物品
三〇	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(九)に掲げる物品
三一	関税率表第○四〇・五・一〇号の二に掲げる物品
三二	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(一)に掲げる物品
三三	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(二)に掲げる物品
三四	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(三)に掲げる物品
三五	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(四)に掲げる物品
三六	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(五)に掲げる物品
三七	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(六)に掲げる物品
三八	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(七)に掲げる物品
三九	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(八)に掲げる物品
四〇	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(九)に掲げる物品
四一	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(一〇)に掲げる物品
四二	関税率表第○四〇・五・一〇号の二の(一一)に掲げる物品

四三	関税率表第一〇三・〇〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの
四四	関税率表第一〇三・〇〇号に掲げる物品のうち 飼料用以外のもの
四五	関税率表第二〇八・九〇号の二の(一)に掲げる物品
四六	関税率表第二〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの
四七	関税率表第一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの以外のもの
四八	関税率表第二〇二・九〇号の二に掲げる物品
四九	関税率表第二〇二・九〇号の二に掲げる物品
五〇	関税率表第二〇三・一一号に掲げる物品
五一	関税率表第二〇三・一九号の二に掲げる物品
五二	関税率表第二〇三・一九号の二に掲げる物品
五三	関税率表第二〇三・二二号に掲げる物品
五四	関税率表第二〇三・二九号の三に掲げる物品
五五	関税率表第二〇三・二九号の四に掲げる物品
五六	関税率表第二〇四・一一号に掲げる物品
五七	関税率表第二〇四・一九号の二に掲げる物品のうち 小麦のもの
五八	関税率表第二〇四・一九号の二に掲げる物品のうち ライ小麦のもの
五九	関税率表第二〇四・二二号に掲げる物品
六〇	関税率表第二〇四・二九号の二に掲げる物品のうち 小麦のもの
六一	関税率表第二〇四・二九号の二に掲げる物品のうち ライ小麦のもの
六二	関税率表第二〇八・一一号に掲げる物品
六三	関税率表第二〇八・一二号に掲げる物品
六四	関税率表第二〇八・一三号に掲げる物品
六五	関税率表第二〇八・一四号に掲げる物品
六六	関税率表第二〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉
六七	関税率表第二〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉以外のもの
六八	関税率表第二〇八・二〇号に掲げる物品
六九	関税率表第二〇二・一〇号に掲げる物品のうち 関税率法第一二条第一項の規定の適用を受けないもの
七〇	関税率表第二〇二・二〇号に掲げる物品のうち

七一	関税率法第一二条第一項の規定の適用を受けないもの 関税率表第二二・一九号の二に掲げる物品
七二	関税率表第一九〇・一一号の(一)に掲げる物品
七三	関税率表第一九〇・一一号の(一)に掲げる物品
七四	関税率表第一九〇・一二号の(一)のAに掲げる物品
七五	関税率表第一九〇・一二号の(一)のBに掲げる物品
七六	関税率表第一九〇・一二号の(一)のCに掲げる物品
七七	関税率表第一九〇・一二号の(一)のDに掲げる物品
七八	関税率表第一九〇・一二号の(一)のDの(a)に掲げる物品
七九	関税率表第一九〇・一二号の(一)のDの(b)に掲げる物品
八〇	関税率表第一九〇・一九号の(一)のAに掲げる物品
八一	関税率表第一九〇・一九号の(一)のBに掲げる物品
八二	関税率表第一九〇・一九号の(一)のCに掲げる物品
八三	関税率表第一九〇・一九号の(一)のDに掲げる物品
八四	関税率表第一九〇・一九号の(一)のDの(a)に掲げる物品
八五	関税率表第一九〇・一九号の(一)のDの(b)に掲げる物品
八六	関税率表第一九〇・四・一〇号の(一)に掲げる物品
八七	関税率表第一九〇・四・一〇号の(一)に掲げる物品
八八	関税率表第一九〇・四・九〇号の二に掲げる物品
八九	関税率表第一九〇・四・九〇号の三に掲げる物品
九〇	関税率表第二〇一・一〇号の(一)のAに掲げる物品
九一	関税率表第二〇一・一〇号の(一)のBに掲げる物品
九二	関税率表第二〇一・一〇号の(一)のAに掲げる物品
九三	関税率表第二〇一・一〇号の(一)のBに掲げる物品
九四	関税率表第二〇六・一〇号の二に掲げる物品
九五	関税率表第二〇六・九〇号の(一)に掲げる物品
九六	関税率表第二〇六・九〇号の(一)に掲げる物品のうち 調製食用脂(第四・五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限り)以外のもの
九七	関税率表第二〇六・九〇号の(一)に掲げる物品のうち 調製食用脂(第四・五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限り)以外のもの
九八	関税率表第二〇六・九〇号の(一)のBの(a)に掲げる物品
九九	関税率表第二〇六・九〇号の(一)のBの(b)に掲げる物品
一〇〇	関税率表第五〇〇・一〇号に掲げる物品
一〇一	関税率表第五〇〇・二〇号の二に掲げる物品のうち 玉米
一〇二	関税率表第五〇〇・二〇号の二に掲げる物品のうち 玉米以外のもので繊維が二一中のもので政令で定める規格のもの

一〇三	関税率表第五〇二・〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので織度が二一中のもので政令で定める規格以外のもの
一〇四	関税率表第五〇二・〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので織度が二七中及び二八中のもの
一〇五	関税率表第五〇二・〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので織度が二一中、二七中及び二八中のもの以外のもの

別表第一の七

注 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、この表中「平成七年四月一日」とあるのは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日」とする。

[illegible][illegible]

〇・〇三・二一	(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの 骨付きのもつ肉及び野肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%
〇・〇三・二九	(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%
〇・〇六・三〇	(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの 食用のくず肉（牛、豚、羊、やき馬、馬、ら馬又はヒナのもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り）、豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%

[illegible]

八一八

品名	税率
魚(生きているものに限る。)	無税
観賞用の魚	無税
二 その他のもの	無税
魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	無税
肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	無税
四 その他のもの	無税
くん製した魚(ワイルを含む。)	無税
その他のもののうち	無税
たたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)	無税
以外のもの	無税
甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	無税
冷凍してないもの	無税
いせえびその他のいせえび科のえび(パリタルス属、パナリルス属又はヤスス属のもの)	無税
二 その他のもの	無税

〇三〇六・二二	ロブスター（ホマリス属のもの）	四%
〇三〇六・二三	二 その他のもの シュリンプ及びブロン	四%
〇三〇六・二九	二 その他のもの その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	四%
〇三〇七	二 その他のもの （一）えび 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） たこ（オクトパス属のもの）	四%
〇三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	五%
〇三〇七・五九	一 冷凍したもの その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	五%
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 四 その他のもの （一）その他のものうち 赤貝（生きているものに限る。）、うに及びくらげ その他のもの 一 冷凍したもの （二）うに、くらげ及びなまこのうち うに及びくらげ 二 その他のもの （三）うに、くらげ及びなまこのうち うに及びくらげ （四）その他のもの B その他のものうち はまぐり（乾燥したものに限る。）	七%
〇三〇七・九九	その他のもの	七%
〇四・一〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	無税
〇四・一〇・〇〇	一 あなづめの果	九%

〇五〇八・〇〇	さんこその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくす	無税
〇五〇九	動物性の海綿のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの	無税
〇五〇九・〇〇	アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）、並びに医薬用品の調製の原料その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無税
〇五〇九・〇〇	二 その他のもの 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第二類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの その他のもの	無税
〇五・一一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第二類の動物で生きていないもの 二 その他のもの その他のもの	無税
〇五・一一・九九	二 その他のもの 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） こけ及び地衣 その他のもの 生鮮のもの その他のもの	無税
〇六〇四・一一	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） きのこ及びトリフ きのこのうち まつたけ	無税
〇六〇四・九一	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	無税
〇六〇四・九九	ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調	無税
〇七・〇九		無税
〇七・〇九・五一		無税
〇七・二二		無税
〇七・二二・一一		無税

〇七二・三〇	製したものを除く。 きのこ及びトリフのうち しいたけ以外のもの	一〇%
〇七二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもののうち たけのこ その他のもの	九%
〇八・〇一	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの 及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかない かを問わない。)	七・五%
〇八〇一・一〇	ココヤシの実	九%
〇八〇一・二〇	ブラジルナット	無税
〇八・〇二	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、 殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	無税
〇八〇二・一一	アーモンド	無税
〇八〇二・二一	殻付きのもの	二・四%
〇八〇二・二二	二 スイートアーモンド	二・四%
〇八〇二・二三	殻を除いたもの	二・四%
〇八〇二・九〇	ヘーゼルナット(コリユルス属のもの) 殻付きのもの 殻を除いたもの その他のもの	無税
〇八・〇三	二 マカダミアナット	無税
〇八〇三・〇〇	バナナ(プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥した ものに限る。)	三%
〇八・〇四	一 生鮮のもの (一) 毎年四月一日から同年九月二〇日までに輸入されるもの (二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%
〇八〇四・二〇	二 乾燥したもの なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グア バ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに 限る。)	二〇%
〇八〇四・三〇	いちじくのうち 乾燥したもの パイナップル	無税
	二 乾燥したもの	七・二%

〇八〇四・四〇	アボカド 生鮮のもの 乾燥したもの	三%
〇八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	無税
〇八・〇七	パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	無税
〇八〇七・二〇	パイヤ	二%
〇八・一〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	
〇八二〇・九〇	その他のもの	
〇八・一一	二 その他のもののうち ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイ シ及びこれら	二・五%
〇八二一・九〇	冷凍果実及び冷凍ナット(調理しないもの及び蒸気又は水蒸気 による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加え てあるかないかを問わない。)	
	その他のもの	
	一 砂糖を加えたもの	
	(四) その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリア ン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ラ ンブータン、ジャンプ、サボテ、チェリモ ア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カス ターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マ ンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	二・二%
〇八・二二	二 その他のもの (一) パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、 ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブ ータン、ジャンプ、サボテ、チェリモア、サン トル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップ ル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、 サワーサップ及びレイシ	三・六%
〇八二二・九〇	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫 酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適 する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないもの に限る。)	
	その他のもの	
	四 その他のもの (三) その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリア ン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ラ	

〇九二・〇三〇	うこん	無税	
〇九二・〇四〇	一 小売用の容器入りにしたもの 月けい樹の葉及びタイム	無税	
〇九二・〇九一	一 小売用の容器入りにしたものの類の注(1)(b)の混合物	無税	
〇九二・〇九九	一 小売用の容器入りにしたものの類の注(1)(b)の混合物	無税	
一一・〇三三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	無税	
一一・〇三三・一一	オートのもの	一〇%	
一一・〇三三・二九	その他の穀物のもの	一〇%	
一一・〇四	一 オートのもの その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)	一〇%	
一一・〇四・一一	オートのもの	一〇%	
一一・〇四・二二	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)	一〇%	
一一・〇四・三三	オートのもの	一〇%	
一一・〇四・三三	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	無税	
一一・二二・九〇	二 除虫菊	無税	
一一・二二・一一	四 その他のもの 海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)	無税	
一一・二二・二二〇	仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税	
一一・二二・二二〇	海藻その他の藻類	無税	
一一・二二・二二〇	一 食用のもの(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	無税	
二五・〇一五	(三) その他のもののうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)	八%	
二五・〇一五	二 その他のもの (一) ふりの属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち ふりの属のもの	無税	
二五・〇一五	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあるかないかを問わない。)	無税	
二五・〇一五	ペクチン質、ペクチン酸塩及びペクチン酸塩	無税	
二五・〇一五	主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐき、オー	無税	
二五・〇一五	ジア、ラフィア及びライム樹皮)	無税	
二五・〇一五	竹	五%	
二五・〇一五	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	無税	
二五・〇一五	その他のもの	無税	
二五・〇一五	二 たぶの木又はへちまのもの	無税	
二五・〇一五	四 その他のものうち かしわの葉及びさとりいばらの葉	無税	
二五・〇一五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。)	無税	
二五・〇一五	ウールグリース(粗のものに限る。)	無税	
二五・〇一五	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	無税	
二五・〇一五	粗油	無税	
二五・〇一五	その他のもの	無税	
二五・〇一五	一 パームステアリン	無税	
二五・〇一五	二 その他のもの その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含む、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	無税	
二五・〇一五	ホホバ油及びその分別物	無税	
二五・〇一五	その他のもの	無税	
二五・〇一五	三 その他のもの (一) 酸価が〇・六を超えるものうち 米油及びその分別物	無税	
二五・〇一五	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、	無税	
二五・〇一五	一 キログラムにつき五	無税	
二五・〇一五	円	無税	

一五・一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税	一六〇二・三九	七面鳥のもの 二 その他のもの （一） その他のもの 二 その他のもの （二） その他のもの その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 二 その他のもの （一） その他のもの	六%
一五・一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税	一六〇二・三九	七面鳥のもの 二 その他のもの （一） その他のもの 二 その他のもの その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 二 その他のもの （一） その他のもの	六%
一五・一九・〇〇	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	無税	一六〇四・二一	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） ア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） さけのうち 気密容器入り以外のもの	七・二%
一五・一九・〇〇	オレイン酸	無税	一六〇四・二二	にしん	七・二%
一五・一九・〇〇	トール油脂脂肪酸	無税	一六〇四・二三	いわし	七・二%
一五・一九・〇〇	その他のもの	無税	一六〇四・二四	まぐろ、はかつお（サルダ属のもの）及びかつおかつお（気密容器入りのものに限る。） その他のもの	六・四%
一五・二〇・〇〇	工業用の脂肪性アルコール	無税	一六〇四・二五	さば	七・二%
一五・二〇・〇〇	グリセリン（純粋であるかないかを問わない。） 及びグリセリン廃液	無税	一六〇四・二六	かたくちいわし	七・二%
一五・二〇・〇〇	その他のもの（合成グリセリンを含む。）	無税	一六〇四・二九	その他のもの	七・二%
一五・二〇・〇〇	植物性ろう（トリグリセリドを除く。） ろう及びろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	無税	一六〇四・三〇	その他の調製し又は保存に適する処理をした魚卵	七・二%
一五・二〇・〇〇	その他のもの	無税	一六〇四・三〇	（一） にしん（クルベア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）のもの にしん（クルベア属のもの）のものうち 気密容器入りのもの たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）のものうち 気密容器入りのもの	九・六%
一五・二〇・〇〇	みつろう及び鯨ろう	七・五%	一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	七・二%
一五・二〇・〇〇	その他のもの	無税	一六〇四・三〇	二 その他のもの	四・八%
一五・二〇・〇〇	その他の調製し又は保存に適する処理をした肉、くす肉及び血	四・五%	一六〇四・三〇		
一五・二〇・〇〇	動物の肝臓のもの	六%	一六〇四・三〇		
一五・二〇・〇〇	その他のもの	六%	一六〇四・三〇		

一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・二〇	かに	
一六〇五・二〇	一 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	五%
	二 その他のもの	七・二%
	シュリンプ及びブローン	
	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後	三・二%
	に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥し	五・三%
	たもの	
	二 その他のもの	
一六〇五・三〇	ロブスター	
	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後	三・二%
	に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥し	五%
	たもの	
	二 その他のもの	
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	
	一 えび	
	(一) くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後	三・二%
	に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥	五%
	したものの	
	(二) その他のもの	七・二%
	二 その他のもの	
	その他のもの	
	一 くん製したもののうち	六・四%
	いか、帆立貝及び貝柱以外のもの	
	二 その他のもの	九%
	(一) いか及びくらげのうち	八%
	いか（気密容器入りのものに限る。）	七・二%
	くらげ	
	(二) なまこ及びうに	
	(三) その他のもの	
一七〇二・二〇	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）、及びカラメル	無税
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	
一八〇三・一〇	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）、	三・五%
一八〇三・二〇	脱脂してないもの	七%
	完全に又は部分的に脱脂したもの	

一八〇・五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一〇・五%
一八〇・五	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	
一八〇・六	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
一八〇・六・一〇	二 其他のもの	
一八〇・六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	二・五%
	二 其他のもののうち	
	別表第一一八〇・六・二〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
一八〇・六・三二	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	二・五%
	詰物をしてないもの	
	二 其他のもの	
一八〇・六・九〇	その他のもの	二・五%
	二 其他のもの	
一九〇・一	〔一〕 其他のもの	二・五%
	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一九〇・一・九〇	その他のもの	
	二 其他のもの	
一九〇・五	〔二〕 麦芽エキス	六%
	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
	クリスマスブレッド	
一九〇・五・一〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	九%
一九〇・五・二〇	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	一五%
一九〇・五・三〇	二 ワッフル及びウエハー	一五%
一九〇・五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	九%
一九〇・五・九〇	その他のもの	

二〇・〇一	一 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	九%
二〇・〇一	二 その他のもの	
二〇・〇一	（一）砂糖を加えたもの	一五%
二〇・〇一	（二）その他のもの	
二〇・〇一	（三）その他のもの	二・五%
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
二〇・〇一	きゅうり及びガーキン	
二〇・〇一	一 砂糖を加えたもの	一二%
二〇・〇一	二 その他のもの	九%
二〇・〇一	たまねぎ	
二〇・〇一	一 砂糖を加えたもの	一二%
二〇・〇一	二 その他のもの	九%
二〇・〇一	その他のもの	
二〇・〇一	一 砂糖を加えたもの	
二〇・〇一	（一）パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	六%
二〇・〇一	（二）その他のもの	一二%
二〇・〇一	（三）その他のもの	
二〇・〇一	（四）パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	六%
二〇・〇一	（五）マンゴー及びマンゴスチン	三%
二〇・〇一	（六）ヤングコーンコブ	九%
二〇・〇一	（七）その他のもの	九%
二〇・〇一	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇一	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	七・六%
二〇・〇一	その他のもの	
二〇・〇一	一 砂糖を加えたもの	一三・四%

二〇・〇三	二 その他のもの	七・六%
二〇・〇三	（一）その他のもの	
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇三	きのこ	
二〇・〇四	一 砂糖を加えたもの	一三・四%
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇四	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇・〇四	二 その他のもの	
二〇・〇五	（四）ヤングコーンコブのうち	九%
二〇・〇五	気密容器入りのもの	
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇五	均質調製野菜	
二〇・〇五	二 その他のもの	九・六%
二〇・〇五	ばれいしょ	
二〇・〇五	二 その他のもの	
二〇・〇五	（一）気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%
二〇・〇五	サワークラウト	
二〇・〇五	一 砂糖を加えたもの	一三・四%
二〇・〇五	二 その他のもの	九・六%
二〇・〇五	えんどう（ヒス・サティウム）	
二〇・〇五	一 砂糖を加えたもの	一三・四%
二〇・〇五	（二）さや付きのもの	一三・四%
二〇・〇五	二 その他のもの	
二〇・〇五	（一）気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
二〇・〇五	A さや付きのもの	九・六%
二〇・〇五	B その他のもの	一二%
二〇・〇五	（二）その他のもの	
二〇・〇五	B その他のもの	一二%
二〇・〇五	ささげ類又はいんげんまめ属の豆	
二〇・〇五	その他のもの	
二〇・〇五	一 砂糖を加えたもの	一三・四%
二〇・〇五	二 その他のもの	

	(一) 気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が二〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%
二〇五・七〇	オリブ 一 気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のもにに限る。） その他の野菜及び野菜を混合したもの 一 砂糖を加えたもの	五・四%
二〇五・九〇	(二) その他のもの 二 その他のもの (三) ヤングコーンコプのうち 気密容器入りのもの （四） その他のもの A 気密容器入りのもの（容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） (a) にんにくの粉 (b) その他のもの B その他のもの (a) にんにくの粉	一三・四% 九%
二〇六・〇〇	砂糖により調製した果実ナット、果皮その他植物の部分（ドレイシしたもの、グロッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。） 一 マロングラッセ 二 その他のもの	八%
二〇六・〇〇	現実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問はず、他の項に該当するものを除く。） ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） 落花生 一 砂糖を加えたもの (一) ビーナツバター 二 その他のもの (一) ビーナツバター その他のもの（混合したものを含む。） 一 砂糖を加えたもの (二) その他のもの A カシューナット及びその他のいつたナットのうち カシューナット	二二・六% 二二・八%
二〇八・一九		一一%

	B その他のもののうち くり（気密容器入りのもので、容器とものの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いつたものを除く。）、 二 その他のもの (一) パルプ状のもの A カシューナット（いつたものを除く。） B その他のもののうち C コヤしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなんのうち ココヤしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット カシューナット	一六・八%
二〇八・四〇	なし 二 その他のもの (一) パルプ状のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの (二) その他のもの A 気密容器入りのもの B その他のもの	八%
二〇八・五〇	あんず 二 その他のもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの さくらんぼ 二 その他のもの (一) パルプ状のもの	一〇%
二〇八・六〇		九・六%
		一二%

[illegible]

二二・〇四	一 ソース (イ) その他のもの スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食品	六%	二二・〇四・三〇	その他のぶどう搾汁 二 その他のもの	無税
二二・〇四・一〇	スーパ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品 一 野菜のもの(気密容器入りのものに限り。) 二 その他のもの	七%	二二・〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限り。) 二 リットル以下の容器入りしたもの	一リットルにつき五〇
二二・〇四・二〇	均質混合調製食品	八・四%	二二・〇五・九〇	その他のもの 二 その他のもの	一リットルにつき五〇
二二・〇六	調製食品(他の項に該当するものを除く。)	九・六%	二二・〇六・〇〇	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。) 二 その他のもの (一) 清酒及び濁酒 (二) その他のもの B その他のもの	無税 一リットルにつき三〇 円八〇銭
二二・〇六・九〇	その他のもの 二 その他のもの □ その他のもの D その他のもの (a) 砂糖を加えたもの イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと (b) その他のもの ロ アルコールを含有しない飲料のもと イ おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの ハ その他のもの (ii) その他のもの II その他のもののうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス) 水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪 鉱水及び炭酸水	二二%	二二・〇八	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。)、及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの 二 その他のもの ジン及びジュネヴァ	無税 一リットルにつき六一 円六〇銭
二二・〇一	ビール	無税	二二・〇八・一〇	その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (二) その他のもの A エチルアルコールのうち 別表第一第二二〇八・九〇号の一の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一リットルにつき四八 円
二二・〇一・一〇	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)、及びぶどう搾汁(第二二・〇九項のものを除く。)	無税	二二・〇八・五〇		
二二・〇三・〇〇	スパークリングワイン	無税	二二・〇八・九〇		
二二・〇四・一〇	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの その他のもの 二 その他のもの	一リットルにつき一四 五円六〇銭			
二二・〇四・二九		一リットルにつき二四			

B その他のもののうち 別表第一第二二〇八・九〇号の一の口のBに掲げる税率の適用を受けるものの以外のも		一リットルにつき二五円二〇銭
二 リキールその他のアルコール飲料		無税
四 合成清酒及び白酒		無税
その他のもの		四・八%
食酢及び酢酸から得た食酢代用物 飼料用に供する種類の調製品 その他のもの 一 飼料用に供する種類の調製品(飼料に添加するものに限る。)		無税

別表第二第五〇・〇一項を次のように改める。	
五〇・〇一 繭(繭糸に適するものに限る。)のうち	第八條の六第三項において準用する関税定率法第九條の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの
五〇・〇二 繭(繭糸に適するものに限る。)のうち	第八條の六第三項において準用する関税定率法第九條の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの
別表第四第三五〇・〇号中「のうち」を削り、「ゼラチン(写真用のものを除く。)」及び「わ(魚膠及びアイシングラスを除く。)」を「三 その他のもの」に改める。	
別表第四第四四・一二項の次に次の一項を加える。	
五〇・〇三 繭(繭糸に適するものに限る。)のうち	第八條の六第三項において準用する関税定率法第九條の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条(「別表第一(A)」を「別表第一」に改める部分に限る。)、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行する。

(関税定率法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法の規定又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の関税定率法又はこれに基づく命令の規定によつてしたものとみなす。

2 外国において千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定第十九條一の規定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置がとられた場合については、第一条の規定による

改正前の関税定率法第九條の二第二項から第五項までの規定は、この法律の施行後においても、当分の間、なおその効力を有する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第五條の規定の施行前に同条の規定による改正前の関税暫定措置法第三條又は第七條の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十條の四第一項第二号及び第三号中「別表第一(A)」を「別表第一」に改め、同項第四号中「関税暫定措置法別表第一(A)第二七・一・二号から第二七・一・一四号まで又は第二七・一・一九号」を「関税定率法別表第二七・一・二二号、第二七・一・二三号、第二七・一・二四号の二又は第二七・一・一九号の二」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第五条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第一項第一号を次のように改める。

沖繩県の区域内にある製造工場において政令で定める製品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの(政令で定める数量の範囲内において主務大臣の行う割当てを受けた当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入するもの(関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八條の六第三項の規定により政令で定める物品で同法別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるものに限る。))に限る。))

第八十三條第一項第二号中「使用するもの」の下に、「(関税暫定措置法第八條の六第三項の規定により政令で定める物品で同法別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるものに限る。)」を加え、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項」に、「行なう」を「行なわせる」に改め、同条第四項中「第十三條第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法」を削り、「第一項第二号」を「第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

第八十七條第四項を次のように改める。

4 第八十三條第四項又は第八十四條第三項において準用する関税定率法第二十條の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三條第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びに附則第三條及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置	
第一節 基本計画(第四条)	
第一款 生産者(第五条)	
第二款 出荷取扱業(第六条—第二十七条)	
第三款 自主流通法人(第二十八条—第三十四条)	
第四款 販売業(第三十五条—第四十七条)	
第五款 自主流通米価格形成センター(第四十八条—第五十八条)	
第三節 政府の買入れ及び売渡し等(第五十九条—第六十五条)	
第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置(第六十六条—第七十一条)	
第四章 雑則(第七十二条—第八十三条)	
第五章 罰則(第八十四条—第九十二条)	
附則	
第一章 総則	

(目的)
第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、計画的にかつ整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

第三条 この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)その他の政令で定める食糧(これらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。)をいう。

2 この法律において「米穀の生産調整」とは、農林水産大臣が定めた米穀の生産の目標を基礎として政令で定めるところにより農業者ごとに定められた面積の水田(災害により稲の作付けが著しく困難となった土地その他農林水産省令で定める土地を含む。)で農林水産省令で定める要件に該当するも

のについて、政令で定めるところにより、稲以外の作物の作付けその他の農林水産省令で定める方法による米穀(飼料の用その他農林水産大臣が定める用途に供するものを除く。)の生産活動の調整を行うことをいい、「生産調整実施者」とは、当該生産活動の調整を実施した者をいう。

3 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

4 この法律において「計画流通数量」とは、消費者に対し計画的な供給を図るものとして、農林水産大臣が定める米穀の数量をいう。

5 この法律において「計画出荷数量」とは、生産者からの計画的な出荷がなされるものとして、農林水産大臣が計画流通数量を勘案して定める米穀の数量をいう。

6 この法律において「自主流通米」とは、計画出荷数量に係る米穀のうち生産者から登録出荷取扱業者に売り渡され、又は売渡し委託されるものであって、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、流通するものをいう。

7 この法律において「政府米」とは、計画出荷数量に係る米穀のうち生産調整実施者から政府が買入れ、売り渡すもの及び輸入に係る米穀であって政府が取得し、売り渡すものをいう。

8 この法律において「計画流通米」とは、自主流通米及び政府米をいう。

9 この法律において「第一種出荷取扱業」とは、米穀の生産者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第一種登録出荷取扱業者」とは、第一種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第十条第二項の登録を受けた者をいう。

10 この法律において「第二種出荷取扱業」とは、第一種登録出荷取扱業者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第二種登録出荷取扱業者」とは、第二種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第二十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

11 この法律において「出荷取扱業」とは、第一種出荷取扱業及び第二種出荷取扱業をいい、「登録出荷取扱業者」とは、第一種登録出荷取扱業者及び第二種登録出荷取扱業者をいう。

12 この法律において「卸売業」とは、計画流通米の卸売の業務をいい、「登録卸売業者」とは、卸売業を行うことについて第三十五条第一項又は第四十一条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「小売業」とは、計画流通米の小売の業務をいい、「登録小売業者」とは、小売業を行うことについて第三十五条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

14 この法律において「販売業」とは、卸売業及び小売業をいう。

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本計画

(基本計画)

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

二 米穀の需給の見通しに関する事項

三 米穀の生産の目標その他米穀の生産調整に関する事項

四 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

五 計画出荷数量及び計画出荷数量のうち米穀の備蓄の運営のために政府が買い入れる米穀の種類別の数量に関する事項

六 計画流通数量並びにその国内産又は外国産の別、自主流通米又は政府米の別及びその種類別の数量に関する事項

七 前号に掲げる数量について、政令で定めるところにより、地域別又は期間別に定める数量に関する事項

八 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

九 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本計画を作成するに当たっては、当該基本計画が米穀の生産者の適確な営農活動に資するものとなるよう、政令で定めるところにより、あらかじめ、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項につき、その計画的な生産及び出荷の指針となるべきものを定め、これを公表するものとする。

4 農林水産大臣は、基本計画(第二項第七号に掲げる事項を除く。第六項において同じ。)を定めようとするときは、米穀の需給事情等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

5 農林水産大臣は、第二項第七号に掲げる地域別の数量を定めようとするときは、あらかじめ、その関係部分について関係都道府県知事の意見を聴くものとし、当該数量を定めようとするときは、遅滞なく、当該関係部分について関係都道府県知事に通知するものとする。

6 農林水産大臣は、基本計画を定めようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他の経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本計画を変更することができる。

8 第四項から第六項までの規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

第二節 計画的な流通の確保に関する措置

第一款 生産者

(米穀の売渡先等)

第五条 米穀の生産者は、その生産した米穀のうち、基本計画において定められた計画出荷数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林水産大臣が米穀の生産者ごとに定める数量(以下「計画出荷基準数量」という。)に係る米穀(以下「計画出荷米」という。)について、政令で定めるところにより、自主流通米として第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、若しくは売渡しを委託し、又は政府米として政府に売り渡し、若しくは第一種登録出荷取扱業者に売渡しを委託しなければならない。この場合において、当該売渡し(委託による売渡しを含む。)に係る米穀は、農林水産省令で定めるところにより計画出荷米である旨の表示が付された米穀でなければならない。

2 前項の規定による政府米としての売渡し(委託による売渡しを含む。)は、米穀の生産者が生産調整実施者である場合において、基本計画において定められた政府が買い入れる米穀の数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林水産大臣が当該生産調整実施者ごとに定める数量に係る米穀について、行うことができる。

3 米穀の生産者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に計画出荷基準数量の変更を

申請することができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の計画的な流通の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして政令で定める場合を除き、その変更を承認するものとする。

4 米穀の生産者(政令で定める者に限る。)は、第一項の規定により計画出荷米について第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、又は売渡しを委託しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、第一種登録出荷取扱業者と米穀の出荷に係る契約(以下「出荷契約」という。)をして、するものとする。

5 米穀の生産者は、その生産した米穀で計画出荷米以外のものを売り渡す場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該売渡しに係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

第二款 出荷取扱業

(出荷取扱業の登録)

第六条 出荷取扱業を行おうとする者は、農林水産大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、第一種出荷取扱業及び第二種出荷取扱業の区分により、都道府県の区域ごとに行う。(第一種出荷取扱業の登録の申請)

第七条 第一種出荷取扱業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の所在地

三 法人にあっては、第一種出荷取扱業を行う役員の氏名

四 第一種出荷取扱業を行う都道府県の区域

五 第一種出荷取扱業に必要な施設の状況

2 前項の申請書には、第一種出荷取扱業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第九条第一項第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

(第一種出荷取扱業の登録の実施)

第八条 農林水産大臣は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第一種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第一種出荷取扱業の登録の拒否)

第九条 農林水産大臣は、第一種出荷取扱業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第七條第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第一種出荷取扱業を適確に遂行するに足る資力信用を有しない者

二 第一種出荷取扱業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者

三 申請者と出荷契約を締結しているその申請に係る都道府県の区域内の米穀の生産者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該申請者と出荷契約を締結している当該区域内の米穀の生産者が農林水産省令で定めるところにより当該申請者に売渡し又は売渡しの委託(以下「売渡し等」という。)をしよとする当該年度の計画出荷米の数量が政令で定める数量以上であると認められない者

四 申請に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者若しくは第二種出荷取扱業者の登録を受けようとする者又は第二十八条第三項の自主流通法人若しくは同項の自主流通法人の指定を受けようとする者と、農林水産省令で定めるところにより、第三十条第一項の自主流通計画に係る売渡し等についての契約(以下「自主流通契約」という。)を締結している者でない者

五 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

六 第十九条(第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により出荷取扱業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

七 法人であつて、第一種出荷取扱業者を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

八 第一種登録出荷取扱業者で第一種出荷取扱業者を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該第一種出荷取扱業者を譲り受けて引き続き当該第一種出荷取扱業者を行おうとする者である場合にあっては、当該第一種登録出荷取扱業者から当該第一種出荷取扱業者に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 農林水産大臣は、前項の規定により第一種出荷取扱業者の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第一種出荷取扱業者の登録の有効期間等)

第十条 第一種登録出荷取扱業者の登録は、毎年、農林水産省令で定める期日に行うものとし、その有効期間は、当該期日から起算して三年とする。ただし、第一種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業者を譲り受けて当該第一種登録出荷取扱業者を行おうとする者に係る登録の有効期間は、三年を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところによる。

2 前項の有効期間の満了後引き続き第一種登録出荷取扱業者を行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

3 第七条から前条まで及び第一項前段の規定は、前項の更新の登録について準用する。

(第一種登録出荷取扱業者の承継)

第十一条 第一種登録出荷取扱業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により第一種登録出荷取扱業者を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その第一種登録出荷取扱業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第九条第一項第五号から第七号までの一に該当するときはこの限りでない。

2 前項の規定により第一種登録出荷取扱業者の地位を承継した者は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(第一種登録出荷取扱業者の登録事項の変更の届出)

第十二条 第一種登録出荷取扱業者は、第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつ

たときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(第一種登録出荷取扱業者の廃止の届出)

第十三条 第一種登録出荷取扱業者は、第一種登録出荷取扱業者を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(第一種登録出荷取扱業者が売渡し等を受ける者の特定)

第十四条 第一種登録出荷取扱業者は、出荷契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の米穀の生産者以外の者から自主流通米の売渡し等を受けてはならない。

2 第一種登録出荷取扱業者は、出荷契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の生産調整実施者以外の者から政府米の売渡し等の委託を受けてはならない。

(第一種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定)

第十五条 第一種登録出荷取扱業者は、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者若しくは第二十八条第三項の自主流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政令で定める者に自主流通米を売り渡さなければならない。

2 第一種登録出荷取扱業者は、売渡し等の委託を受けた政府米を政府に売り渡さなければならない。この場合において、当該第一種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者又は第二十八条第三項の自主流通法人に委託をして当該政府米を売り渡すことができる。

(遵守事項)

第十六条 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定める場合を除き、第五条第一項後段の表示が付された米穀でなければ、計画出荷米として売渡し等をしてはならない。

2 前項に規定するもののほか、計画出荷米の出荷の取扱いに当たり第一種登録出荷取扱業者の遵守すべき事項は、農林水産省令で定める。

(報告等)

第十七条 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に關し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(改善命令)

第十八条 農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者の業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該第一種登録出荷取扱業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(第一種登録出荷取扱業者の登録の取消し等)

第十九条 農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九条第一項第五号又は第七号に該当することとなつたとき。

二 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 前条又はこの条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第一種登録出荷取扱業者の登録を受けたとき。

(第一種出荷取扱業者の登録の抹消)

第二十條 農林水産大臣は、第十三条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定により第一種出荷取扱業者の登録を取り消したときは、その登録を抹消しなければならない。

(聴聞の特例)

第二十一條 農林水産大臣は、第十九条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(第二種出荷取扱業者の登録の申請)

第二十二條 第二種出荷取扱業者の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の所在地

三 法人にあっては、第二種出荷取扱業者を行う役員の氏名

四 第二種出荷取扱業者を行う都道府県の区域

2 前項の申請書には、第二種出荷取扱業者について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第二十四條第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

(第二種出荷取扱業者の登録の実施)

第二十三條 農林水産大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第二種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第二種出荷取扱業者の登録の拒否)

第二十四條 農林水産大臣は、第二種出荷取扱業者の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第二十二條第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二種出荷取扱業者を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者

二 申請に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者又は第一種出荷取扱業者の登録を受けようとする者及び第二十八條第三項の自主流通法人又は同項の自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結している者でない者

三 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第十九条(第二十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定により出荷取扱業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、第二種出荷取扱業者を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

六 第二種登録出荷取扱業者で第二種出荷取扱業者を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該第二種出荷取扱業者を譲り受けて引き続き当該第二種出荷取扱業者を行おうとする者である場合にあつては、当該第二種登録出荷取扱業者から当該第二種出荷取扱業者に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 農林水産大臣は、前項の規定により第二種出荷取扱業者の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を受ける者の特定)

第二十五條 第二種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者以外の者から自主流通米の売渡し等を受け、又は政府米の売渡しの委託を受けてはならない。

(第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定)

第二十六條 第二種登録出荷取扱業者は、第三十條第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、自主流通契約を締結している第二十八條第三項の自主流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政令で定める者に自主流通米を売り渡さなければならない。

2 第二種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡さなければならない。この場合において、当該第二種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結している第二十八條第三項の自主流通法人に委託をして当該政府米を売り渡すことができる。

(準用)

第二十七條 第十条の規定は第二種出荷取扱業者について、第十一條から第十三條まで及び第十六條から第二十條までの規定は第二種登録出荷取扱業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十條第一項	第一種登録出荷取扱業者	第二種登録出荷取扱業者
第十條第三項	第七條から前条まで	第二十二條から第二十四條まで
第十一條第一項、第十三條、第十九條第四号及び第二十條	第一種出荷取扱業者	第二種出荷取扱業者
第十一條第一項	第九條第一項第五号から第七号まで	第二十四條第一項第三号から第五号まで
第十二條	第七條第一項第一号から第三号まで	第二十二條第一項第一号から第三号まで
第十九條第一号	第九條第一項第五号又は第七号	第二十四條第一項第三号又は第五号

2 第二十一條の規定は、前項において準用する第十九條の規定による命令及び処分について準用する。

第三款 自主流通法人

(指定)

第二十八條 農林水産大臣は、次条に規定する業務及び第三十條第一項の自主流通計画の作成に関し次に掲げる基準に適合すると認められる法人を、その申請により、当該業務及び当該自主流通計画の作成を行う者として指定することができる。

一 次条に規定する業務及び第三十條第一項の自主流通計画の作成を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 政令で定める区域において政令で定める数量以上の自主流通米の売渡し等を受けることができること。

三 登録出荷取扱業者又は第一種出荷取扱業者若しくは第二種出荷取扱業者の登録を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

四 自主流通契約の締結及び次条第一項第一号に掲げる業務に関し、不当に差別的な取扱いを行わないと認められること。

2 農林水産大臣は、前項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 農業協同組合連合会、協同組合連合会その他の営利を目的としない法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第三十四條第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、第二号に該当する者があること。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「自主流通法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 自主流通法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)

第二十九條 自主流通法人は、次条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、次に掲げる業務を行うものとする。

一 自主流通契約を締結している登録出荷取扱業者から自主流通米の売渡し等を受け、当該自主流通米を登録卸売業者その他政令で定める者に売り渡すこと。

二 前号の規定により売渡し等を受けた自主流通米の一部について、備蓄及び調整保管(米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して必要な数量の米穀を在庫として保有すること)を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 自主流通法人は、前項各号に掲げる業務を行うほか、自主流通契約を締結している登録出荷取扱業者から売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡すことができる。

(自主流通計画の認可)

第三十條 自主流通法人は、自主流通米の計画的な流通を確保するため、農林水産省令で定めるところ

により、当該自主流通法人、自主流通契約を締結している第二種登録出荷取扱業者その他政令で定める者が行う登録卸売業者その他政令で定める者に対する自主流通米の売渡しに関する計画(以下「自主流通計画」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 自主流通計画においては、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 用途別及び種類別の自主流通米の買入れ又は売渡しへの委託に係る数量に関する事項

二 用途別、種類別及び都道府県別の自主流通米の売渡しに係る数量に関する事項

三 第四十九條第一号の価格形成施設において売り渡すべき自主流通米の数量に関する事項

四 自主流通米の備蓄の数量に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その自主流通計画が基本計画に即したものであることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の認可をした自主流通計画が前条第一項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その自主流通計画を変更すべきことを命ずることができる。

(報告等)

第三十一條 自主流通法人は、農林水産省令で定めるところにより、自主流通米の売渡しに係る数量その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告するとともに、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十二條 自主流通法人は、第二十九條第一項に規定する業務に係る経理と同条第二項に規定する業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(改善命令)

第三十三條 農林水産大臣は、第二十九條に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、自主流通法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十四條 農林水産大臣は、自主流通法人が次の各号の一に該当するときは、第二十八條第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて当該自主流通法人の第二十九條に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九條に規定する業務又は自主流通計画の作成を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第三十條第一項の認可を受けた自主流通計画に従わないで第二十九條第一項各号に掲げる業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十九條に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四款 販売業

(販売業の登録)

第三十五条 販売業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、卸売業及び小売業の区分により行う。

(卸売業の登録の申請)

第三十六条 卸売業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の所在地

三 法人にあっては、卸売業を行う役員の名

四 申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量

五 卸売業に必要な施設の状態

2 前項の申請書には、卸売業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第三十八条第一項第四号から第六号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

(卸売業の登録の実施)

第三十七条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録卸売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(卸売業の登録の拒否)

第三十八条 都道府県知事は、卸売業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第三十六条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 卸売業を適確に遂行するに足る資力信用を有しない者

二 卸売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者

三 申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量が政令で定める数量以上であると認められない者

四 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条の規定により販売業の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

六 法人であつて、卸売業を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

七 登録卸売業者で卸売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該卸売業を譲り受けて引き続き当該卸売業を行おうとする者である場合にあつては、当該登録卸売業者から

当該卸売業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 都道府県知事は、前項の規定により卸売業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録卸売業者の買受先の特定)

第三十九条 登録卸売業者は、自主流通法人、登録出荷取扱業者その他政令で定める者以外の者から自主流通米を買受けてはならない。

2 登録卸売業者は、政府その他政令で定める者以外の者から政府米を買受けてはならない。

(登録卸売業者の販売先の特定)

第四十条 登録卸売業者は、登録小売業者その他政令で定める者以外の者に計画流通米を販売してはならない。

(準用)

第四十一条 第十条の規定は卸売業について、第十一条から第十三条まで及び第十六条から第二十条までの規定は登録卸売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十条第一項	第一種登録出荷取扱業者	登録卸売業者
第十条第三項	第七条から前条まで	第三十六条から第三十八条まで
第十一条第一項、第十三条、第十九条第四号及び第二十条	第一種出荷取扱業者	卸売業
第十一条第一項	第九条第一項第五号から第七号まで	第三十八条第一項第四号から第六号まで
第十二条、第十三条、第十七条第二項及び第十八条から第二十条まで	農林水産大臣	都道府県知事
第十二条	第七条第一項第一号から第三号まで	第三十六条第一項第一号から第三号まで
第十六条第一項	計画出荷米として売渡し等をしてはならない	計画流通米（輸入に係る米穀を除く。）として販売してはならない
第十六条第二項	計画出荷米の出荷の取扱	計画流通米の販売
第十九条第一号	第九条第一項第五号又は第七号	第三十八条第一項第四号又は第六号

2 第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(小売業の登録の申請)

第四十二条 小売業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事

項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 販売所の所在地

三 法人にあっては、小売業を行う役員の氏名

四 小売業に必要な施設の状態

2 前項の申請書には、小売業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第四十四条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

(小売業の登録の実施)

第四十三条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録小売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(小売業の登録の拒否)

第四十四条 都道府県知事は、小売業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第四十二条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 小売業を適確に遂行するに足る資力信用を有しない者

二 小売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者

三 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条の規定により販売業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、小売業を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

六 登録小売業者で小売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該小売業を譲り受けて引き続き当該小売業を行おうとする者である場合にあっては、当該登録小売業者から当該小売業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 都道府県知事は、前項の規定により小売業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(小売業の変更登録)

第四十五条 登録小売業者は、第四十二条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第四十二条第二項、第四十三条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合

において、第四十二条第二項中「事業計画書及び」とあるのは「事業計画書」と、第四十三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第四十二条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類」とあるのは「変更登録に係る申請書若しくはその添付書類」と読み替えるものとする。

(登録小売業者の買受先の特定)

第四十六条 登録小売業者は、登録卸売業者その他政令で定める者以外の者から計画流通米を買い受けなければならない。

(準用)

第四十七条 第十条の規定は小売業について、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条第一項及び第十八条から第二十号までの規定は登録小売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	第一種登録出荷取扱業者	登録小売業者
第十条第三項	第七条から前条まで	第四十二条から第四十四条まで
第十一条第一項、第十三条、第十九条第四号及び第二十条	第一種出荷取扱業	小売業
第十一条第一項	第九条第一項第五号から第七号まで	第四十四条第一項第三号から第五号まで
第十二条第二項、第十三条及び第十八条から第二十号まで	農林水産大臣	都道府県知事
第十二条	第七条第一項第一号から第三号まで	第四十二条第一項第一号又は第三号
第十六条第一項	計画出荷米として売渡し等をしてはならない	計画流通米(輸入に係る米穀を除く。)として販売してはならない
第十六条第二項	計画出荷米の出荷の取扱	計画流通米の販売
第十九条第一号	第九条第一項第五号又は第七号	第四十四条第一項第三号又は第五号
第十九条第二号	又は虚偽の届出をしたとき	若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第四十五条第一項の変更登録を受けなかったとき

2 第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五款 自主流通米価格形成センター
(指定)

第四十八條 農林水産大臣は、自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、自主流通米価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）
第四十九條 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
一 自主流通米の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（業務規程の認可）
第五十條 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確實な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

（売買取引を行うことができる者）
第五十一條 価格形成施設において自主流通米の売渡しを行うことができる者は、自主流通法人、第二種登録出荷取扱業者その他政令で定める者とする。

2 価格形成施設において自主流通米の買受けを行うことができる者は、登録卸売業者その他政令で定める者とする。

（売買取引）
第五十二條 価格形成施設における自主流通米の売買取引（以下「売買取引」という。）は、入札の方法によらなければならない。

2 価格形成施設においては、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項各号に掲げる取引及びこれに類似した取引を行つてはならない。

3 センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

4 センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（売買取引数量等の公表）
第五十三條 センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で

定める事項を公表しなければならない。

（事業計画等）
第五十四條 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（役員）
第五十五條 センターの役員及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 センターの役員が、この款の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第五十條第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第四十九條第一号に掲げる業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務）
第五十六條 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十九條第一号に掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（改善命令）
第五十七條 農林水産大臣は、第四十九條各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）
第五十八條 農林水産大臣は、センターが次の各号の一に該当するときは、第四十八條第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第四十九條各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第五十條第一項の認可を受けた業務規程によらないで第四十九條第一号に掲げる業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（米穀の政府買入れ及び売渡し等）
第三節 政府の買入れ及び売渡し等
第五十九條 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、政令で定めるところにより、生産調整実施者又は生産調整実施者から直接若しくは間接に委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、その生産した米穀を買入れ入れるものとする。

2 前項の規定による政府の買入れの価格（以下この条において「政府買入価格」という。）は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、自主流通米の価格の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、政令で定める審議会の

意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。

(米穀等の輸入を目的とする買入れ)

第六十条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第六十二条及び第六十三条において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 政府は、必要があると認める場合には、前項の米穀等の買入れを他に委託することができる。

(米穀の政府売渡し)

第六十一条 政府は、政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者に対し、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

4 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めたときは、遅滞なく、農林水産省令で定める米穀についてこれを告示するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準売渡価格を改定することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定について準用する。

8 前条第一項の輸入を目的とする買入れ又は第六十五条第二項の場合における買入れに係る米穀を第一項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第六十二条 政府は、米穀等の輸入を行うおとす者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行うおとす登録卸売業者その他政令で定める者(次項において「買受資格者」という。)の連名による申込みに応じ、当該輸入に係る米穀等を買入れ入れることができる。

2 政府は、前項の規定により買入れ入れた米穀等を同項の申込みを行った買受資格者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3 前項の規定による売渡しには、前条第一項から第七項まで(第一項本文を除く。)の規定は適用せず、同条第一項本文中「政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者」とあるのは、「次条第一項の規定により買入れ入れた米穀等を、同項の申込みを行った買受資格者」とする。

4 第一項の規定により買入れ入れた米穀等を第二項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に

従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第六十三条 政府は、特に必要があると認めるときは、米穀等の輸出を目的とする売渡しを行うことができる。

2 第六十条第二項の規定は、前項の米穀等の売渡しについて準用する。

(政府売渡しの特典条件等)

第六十四条 農林水産大臣は、前三条の規定により米穀を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に関し、その時期、相手方等の制限その他必要な条件を付することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により条件を付されて米穀の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

(米穀の輸入又は輸出の許可)

第六十五条 米穀の輸入又は輸出を行うおとす者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

一 第六十条第二項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による政府の委託を受けた場合

二 第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀を輸入する場合

三 その他政令で定める場合

2 前項の許可を受けて米穀を輸入した者は、国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、その輸入した米穀を政府に売り渡さなければならない。

3 前項の場合における政府の買入れの価格は、当該米穀の輸入価格を基準として農林水産大臣が定める。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の許可に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

第六十六条 政府は、政令で定めるところにより、麦をその生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買入れなければならない。

2 前項の規定による政府の買入れの価格(次項において「政府買入価格」という。)は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の改善に資するよう配慮するものとする。

3 第五十九条第三項から第六項までの規定は、麦の政府買入価格について準用する。

(麦等の輸入を目的とする買入れ)

第六十七条 政府は、麦等(麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第六十九条及び第七十条において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 第六十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

(麦の政府売渡し)

第六十八条 政府は、その保有する麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2 第六十一条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第三項中「米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情」とあるのは、「家計費及び米価その他の経済事情」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十九条 第六十三条の規定は麦等の売渡しについて、第六十四条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「前三条」とあるのは、「前条及び第六十八条」と読み替えるものとする。

(麦等の輸入)

第七十条 麦等の輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条に定める輸入をいう。以下この項において同じ。）を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならぬ。ただし、第六十七条第二項において準用する第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。

2 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

3 第一項の納付金の納付手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

第七十一条 政府は、第六十条、第六十二条及び第六十七条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。

2 政府は、第六十二条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。

3 第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により買入れた米穀及び麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

第四章 雑則

(主要食糧の交付等)

第七十二条 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の交付又は貸付けを行うことができる。

2 政府は、必要があると認める場合には、主要食糧の貯蔵、交換、加工又は製造を行うことができる。

(情報の提供)

第七十三条 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な流通の確保に資するため、次条の調査の結果その他主要食糧の需給及び価格に関し必要な情報の提供に努めなければならない。

(調査)

第七十四条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)

第七十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者、登録小売業者若しくはセンターその他業として主要食糧の販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録卸売業者若しくは登録小売業者その他業として主要食糧の販売、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第七十六条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方公共団体又は地方公共団体の長に委任することができる。

(異議申立て)

第七十七条 第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する処分については、政令で定めるところにより、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間についての特例を設けることができる。

2 前条の規定による委任に基づいてされる処分については、政令で定めるところにより、行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十八条 第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(経過措置)

第七十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(緊急時における対応)

第八十条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、基本計画に即した米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第八十三条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 政府は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告

示するものとする。

(自主流通法人等に対する命令)

第八十一条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者又は登録小売業者に對し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に關し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令に基づいて行われた米穀の譲渡、移動又は保管については、その範囲内において、自主流通計画の変更の認可を受けたものとみなす。

(米穀の生産者に対する指示等)

第八十二条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に對し、売渡しをすべき期限及び数量を定め、その生産した米穀であつて当該米穀の生産者に係る計画出荷基準数量の範囲内のものを、農林水産大臣が指定する第一種登録出荷取扱業者に売り渡すべきことを指示することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた米穀の生産者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、当該米穀の生産者に對し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀であつて当該米穀の生産者に係る計画出荷基準数量の範囲内のものを、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

3 前項の場合における政府の買入れの価格は、第五十九条第二項の政府買入価格に準拠して農林水産大臣が定める。

4 第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行われた米穀の売渡しについては、前条第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行われた売渡しに係る米穀については、第五條第四項及び第十四條の規定は適用しない。この場合において、当該売渡しに係る米穀についてすでに締結されている出荷契約は、当事者の責めに帰すべからざる事由により解除されたものとみなす。

6 第二項の規定により生産調整実施者以外の米穀の生産者から政府が買入れた米穀の売渡しについては、第六十一条第一項から第七項までの規定を準用する。

(米穀の割当て又は配給等)

第八十三条 前二条に規定する措置をもつてしては、第八十条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に關し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

第五章 罰則

第八十四条 第八十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 自主流通法人が第三十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした自主流通法人の役員又は職員

二 第六十五条第一項の規定に違反して農林水産大臣の許可を受けずに米穀の輸入若しくは輸出を

行つた者又は同条第二項の規定に違反した者

三 第八十一条第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条 第五十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 農林水産大臣の出荷取扱業者の登録を受けないで出荷取扱業を行つた者

二 第十九条(第二十七條第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

三 都道府県知事の販売業の登録を受けないで販売業を行つた者

第八十八条 第十八条(第二十七條第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 第七十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第八十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十一条 第八十三条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

第九十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五條第一項前段の規定に違反した者

二 第五條第五項、第十一條第二項(第二十七條第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、第十二條(第二十七條第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、又は第十三條(第二十七條第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十六條第一項(第二十七條第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、の規定に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六十条、第六十一条第八項、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第六十八条第二項中第六十一条第八項の準用に係る部分、第六十九条中第六十三条の準用に係る部分、第七十条、第七十一条第三項、第八十五条(第二号に係る部分に限る。、及び第九十条中第八十五条第二号に係る部分の規定並びに附則第六條第一項及び第二項、附則第十條、附則第十三條(食糧管理特別會計法(大正十年法律第三十七號)第一条の改正規定中「食糧管理」を「食糧ノ需給及價格ノ安定」に改める部分を除く。、並びに附則第十六條の規定、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日)が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が

日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日)

二 附則第二条、附則第四条、附則第十一条(附則第二条に係る部分に限る。)及び附則第十二条の規定
平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日
が平成七年四月一日後となる場合には、政令で定める日)

(食糧管理法の一部改正)

第二条 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六條 削除

第十一条を次のように改める。

第十一條 削除

第三十二條第一項第一号中「又ハ第十一條第二項」を削り、同条第一項第四号及び同条第二項を削
る。

(食糧管理法の廃止)

第三条 食糧管理法は、廃止する。

(政府の廃止に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、この法律
の施行の日までの間における同号に掲げる規定の適用については、第六十一条第八項中「第一項の規
定」とあるのは「食糧管理法第四條第一項の規定」と、第六十二条第一項中「登録卸売業者その他政
令で定める者」とあるのは「食糧管理法第八條ノ三第一項の許可を受けて米穀の卸売の業務を行う者
又は政府が指定する者」と、同条第三項中「前条第一項から第七項まで(第一項本文を除く。）」とあ
るのは「食糧管理法第四條(第一項本文を除く。）」及び第五條」と、同条第一項本文中「政府米を、登
録卸売業者その他政令で定める者」とあるのは「次条第一項の規定により買入れた米穀等を、同項
の申込みを行った買受資格者」とあるのは「同法第四條第一項中「其ノ買入レタル米穀」とあるの
は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十二條第一項ノ規定ニ依リ買入レタル米穀等」
と、「第八條ノ三第一項ノ許可ヲ受ケテ米穀ノ卸売ノ業務ヲ行フ者又ハ政府ノ指定スル者」とあるのは
「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十二條第一項ノ申込みヲシタル買受資格者」と、
第六十八條第二項において準用する第六十一條第八項中「第一項の規定」とあるのは「食糧管理法第
四條ノ三第一項の規定」の、第七十一條第三項中「前項」とあるのは「食糧管理法第五條第一項」と
する。

(旧法の暫定的効力)

第五条 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日がこの法律の施行
の日後となる場合には、この法律による廃止前の食糧管理法(以下「旧法」という。)の附則第二条に
よる改正前の第六條、第十一條及び第三十二條中第十一條に係る部分の規定並びに旧法第三十七條の
規定は、附則第一条第一号の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

(基本計画に関する経過措置)

第六條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後第四條の規定に基づき最初に基本計画が定め
られるまでの間において、農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の輸入の実施に関する
計画(次項において「輸入計画」という。)を定めるものとする。

2 この法律の施行の日(附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後である場

合には、同号に掲げる規定の施行の日)以後においては、輸入計画を、第四條の規定に基づき定めら
れた基本計画の一部とみなす。

3 この法律の施行の日以後第四條の規定に基づき最初に基本計画が定められるまでの間においては、
旧法第二条ノ二の規定に基づき定められた米穀の管理に関する基本計画及び旧法第八條の規定に基
づき定められた米穀の供給に関する実施計画を、第四條の規定に基づき定められた基本計画とみな
す。

(出荷取扱業者の登録等に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に旧法第八條ノ二第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日
から八月間は、第六條第一項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該登録の申請を
した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく登録又は登録の拒否の処分がある
日まで、同様とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第八條ノ三第一項の許可を受けている者は、この法律の施行の日から
八月間は、第三十五條第一項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該登録の申請を
した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく登録又は登録の拒否の処分がある
日まで、同様とする。

(出荷取扱業者の登録の取消し等に関する経過措置)

第八條 旧法第八條ノ二第五項の規定による指定の取消しは、第九條第一項又は第二十四條第一項の規
定の適用については、第十九條(第二十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による登録
の取消しとみなす。

2 旧法の規定に基づく食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)第一条の四第三項の規定
による指定の取消しは、第二十八條第二項の規定の適用については、第三十四條第一項の規定による
指定の取消しとみなす。

3 旧法第八條ノ三第三項において準用する旧法第八條ノ二第五項の規定による許可の取消しは、第三
十八條第一項又は第四十四條第一項の規定の適用については、第四十一條第一項又は第四十七條第一
項において準用する第十九條の規定による登録の取消しとみなす。

4 旧法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられた者は、第九條第一項、第
二十四條第一項、第二十八條第二項、第三十八條第一項又は第四十四條第一項の規定の適用について
は、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

(自主流通法人の指定の申請等に関する経過措置)

第九條 第二十八條第一項の規定による指定を受けようとする法人は、この法律の施行の日前において
も、その申請を行うことができる。第三十條第一項の自主流通計画の認可の申請についても、同様と
する。

2 第四十八條第一項の規定による指定を受けようとする法人は、この法律の施行の日前においても、
その申請を行うことができる。第五十條第一項の業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(麦の輸入に関する経過措置)

第十條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧法第十一條第一項の規定により輸入の許可
を受けた麦であつて、同条第二項の規定により政府に売り渡すための契約をしているものは、第六十
七條の規定により輸入されるものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第二条については同条、附則第五条の規定によりなお効力を有することとされる規定については附則第一条第一号に掲げる規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第十三条 食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理」を「食糧ノ需給及び価格ノ安定」に改め、「貯蔵」の下に「並麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入」を加える。

第六条中「売渡代金」の下に「麦等(飼料用ヲ除ク)ノ輸入ニ係ル納付金」を加え、同条に次の二項を加える。

前項ニ定ムルモノノ外国内米管理勘定ニ於テハ輸入食糧管理勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入食糧管理勘定ニ於テハ国内米管理勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ国内米管理勘定ヘノ繰入金ハ同勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ヲ補填スル為輸入食糧管理勘定ニ於ケル輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ生ズル利益ノ額ヲ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入食糧管理勘定ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

第六条ノ二ノ二中「売渡代金」の下に「麦等(飼料用ニ限ル)ノ輸入ニ係ル納付金」を加える。

(食糧緊急措置令の廃止)

第十四条 食糧緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十六号)は、廃止する。

(米穀の政府買入価格の特例に関する法律の一部改正)

第十五条 米穀の政府買入価格の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第二項」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第 号)第五十九条第二項」に改める。

(飼料需給安定法の一部改正)

第十六条 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「基き、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第十一条第二項」を「基き、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第 号)第六十七条第一項」に、「を買い入れるの外」を「の輸入を目的とする買入れを行うほか」に、「以下この条」を「次項、第五条第二項」に改める。

第五条第四項中「売渡」を「売渡し」に、「食糧管理法第四条ノ三第一項の規定を」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十八条第二項において準用する同法第六十一条第二項から第七項までの規定は」に改める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第十七条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表甲号第四号を次のように改める。

四 削除

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 削除

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第十二号中「食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第八条ノ四」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第 号)第八十三条第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中イを次のように改める。

イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第 号)第五十九条第一項

(米穀の政府買入れ、第六十条第一項(米穀等の輸入を目的とする買入れ)、第六十二条第一項(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)、第六十五条第二項(米穀の輸入又は輸出の許可)、第六十六条第一項(麦の政府買入れ)又は第六十七条第一項(麦等の輸入を目的とする買入れ)の規定に基づき政府が買入れた米穀又は麦を保管するための施設

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十五号中「統制」を「安定」に改める。

第五条第六号中「主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受又は引渡」を「米穀の使用、譲渡又は譲受」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 米穀の譲渡、移動又は保管に関し、命令すること。

第五条第四十六号を次のように改める。

四十六 米穀の売渡しを指示し、又は命ずること。

第二十二条第一項中「国家管理並びに」を「需給及び価格の安定を図るとともに、」に改める。